Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE
since 2004

令和５年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和６年３月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設され、平成 24(2012)年 4 月に公益法人制度改革により「公益財団法人」に移行しました。

評価機構が行う大学の認証評価の目的は、大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することであります。また、これまで、評価機構と各大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学の特性に配慮するとともに、個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取組んで来ました。

令和 4(2022)年度までの 18 年間において、延べ 815 の大学、28 の短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 3 度実施し、特色ある取組みや他校等の参考となる優れた取組み等を公表して来ました。

平成 30(2018)年度から始まった認証評価制度の第 3 期においては、内部質保証を重視した認証評価を実施しています。また、学校教育法等の改正が令和 2(2020)年 4 月 1 日から施行され、各評価機関に対し、評価基準に適合しているか否かの認定が義務付けられることになり、従来からの「保留」の判定ができなくなりました。このため、令和 2(2020)年度以降の当機構の認証評価では、「不適合」と内示された大学については、大学評価判定委員会における評価結果が確定するまでに指摘事項の改善などが確認できた場合は、「適合」の判定への変更を可能とするなど、評価制度の見直しを行いました。

令和 5(2023)年度の評価については、70 大学の認証評価の申請を受理し、自己点検評価書及び関連資料の提出を受け、書面調査及び実地調査を実施しました。その後、評価結果案について大学からの意見申立てを受付け、大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」を取りまとめ、令和 6(2024)年 3 月 15 日の理事会で承認を得て、公表することとなりました。

今後、大学機関別及び短期大学機関別認証評価に加え、専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んで行く所存ですので、ご支援とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、各大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただいた多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 6(2024)年 3 月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　石井　正彦

目　　次

Ⅰ　令和５年度　大学機関別認証評価等について
1　評価機構の概要 9
2　目的 9
3　評価実施大学 9
4　評価体制 10
5　経過 10
6　評価結果の概要 13
資料 14
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則 14
組織図 16
大学評価判定委員会委員名簿 16
評価員名簿 17

Ⅱ　令和５年度　大学機関別認証評価　評価結果
1 愛国学園大学 31
2 愛知工科大学 48
3 青森中央学院大学 65
4 朝日大学 81
5 旭川市立大学 99
6 芦屋大学 117
7 一宮研伸大学 135
8 岩手保健医療大学 151
9 宇部フロンティア大学 168
10 奥羽大学 185
11 桜花学園大学 202
12 大阪大谷大学 220
13 大阪観光大学 238
14 大阪芸術大学 255
15 大阪工業大学 273
16 大阪総合保育大学 292
17 関西医療大学 309
18 関西福祉大学 325
19 畿央大学 342
20 京都外国語大学 359
21 国立音楽大学 377
22 健康科学大学 394

23 甲子園大学 411
24 埼玉学園大学 429
25 滋慶医療科学大学 445
26 静岡英和学院大学 462
27 静岡福祉大学 480
28 至誠館大学 496
29 周南公立大学 512
30 純真学園大学 528
31 松蔭大学 545
32 杉野服飾大学 563
33 西南女学院大学 580
34 摂南大学 597
35 高岡法科大学 615
36 筑紫女学園大学 631
37 中国学園大学 650
38 筑波学院大学 669
39 東亜大学 686
40 東海学園大学 705
41 東京家政学院大学 722
42 東京純心大学 741
43 桐朋学園大学 758
44 桐朋学園大学院大学 775
45 東北公益文科大学 790
46 東北文教大学 808
47 常磐会学園大学 826
48 豊橋創造大学 843
49 長岡大学 860
50 名古屋音楽大学 877
51 名古屋学芸大学 895
52 名古屋造形大学 912
53 日本映画大学 929
54 日本保健医療大学 945
55 日本薬科大学 961
56 ノースアジア大学 979
57 梅花女子大学 997
58 八戸学院大学 1015
59 東大阪大学 1033
60 兵庫大学 1050
61 びわこ成蹊スポーツ大学 1068
62 福島学院大学 1086

63 北海商科大学 1103
64 北海道情報大学 1118
65 北海道千歳リハビリテーション大学 1138
66 松山東雲女子大学 1154
67 目白大学 1173
68 盛岡大学 1192
69 安田女子大学 1207
70 山梨学院大学 1225

Ⅰ　令和５年度　大学機関別認証評価等について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。加えて、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和 6(2024)年 3 月 1 日現在、全国 348 大学と 26 短期大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が大学からの要請に基づいて行う認証評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的とします。

○ 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
○ 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
○ 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

3　評価実施大学

令和 5(2023)年度は、70 大学の認証評価を実施しました。大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（70 大学）（五十音順）

1. 愛国学園大学	2. 愛知工科大学	3. 青森中央学院大学
4. 朝日大学	5. 旭川市立大学	6. 芦屋大学
7. 一宮研伸大学	8. 岩手保健医療大学	9. 宇部フロンティア大学
10. 奥羽大学	11. 桜花学園大学	12. 大阪大谷大学
13. 大阪観光大学	14. 大阪芸術大学	15. 大阪工業大学

16. 大阪総合保育大学　17. 関西医療大学　18. 関西福祉大学
19. 畿央大学　20. 京都外国語大学　21. 国立音楽大学
22. 健康科学大学　23. 甲子園大学　24. 埼玉学園大学
25. 滋慶医療科学大学　26. 静岡英和学院大学　27. 静岡福祉大学
28. 至誠館大学　29. 周南公立大学　30. 純真学園大学
31. 松蔭大学　32. 杉野服飾大学　33. 西南女学院大学
34. 摂南大学　35. 高岡法科大学　36. 筑紫女学園大学
37. 中国学園大学　38. 筑波学院大学　39. 東亜大学
40. 東海学園大学　41. 東京家政学院大学　42. 東京純心大学
43. 桐朋学園大学　44. 桐朋学園大学院大学　45. 東北公益文科大学
46. 東北文教大学　47. 常磐会学園大学　48. 豊橋創造大学
49. 長岡大学　50. 名古屋音楽大学　51. 名古屋学芸大学
52. 名古屋造形大学　53. 日本映画大学　54. 日本保健医療大学
55. 日本薬科大学　56. ノースアジア大学　57. 梅花女子大学
58. 八戸学院大学　59. 東大阪大学　60. 兵庫大学
61. びわこ成蹊スポーツ大学　62. 福島学院大学　63. 北海商科大学
64. 北海道情報大学　65. 北海道千歳リハビリテーション大学　66. 松山東雲女子大学
67. 目白大学　68. 盛岡大学　69. 安田女子大学
70. 山梨学院大学

4　評価体制

認証評価を実施するに当たって、国公私立大学の関係者、高等学校関係者、学協会及び経済団体の関係者等で構成する「大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）の下に、評価員で構成する評価チームを編成しました。評価員は、会員大学等から推薦された 700 余人の評価員候補者の中から、申請大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選出しました。令和 5(2023)年度認証評価は、17 人の判定委員会委員と 350 人の評価員の体制で実施しました（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 14 ページ以降を参照）。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催しました。その後、評価員は書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、70 大学中 27 大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、70 大学中 5 大学から意見申立てがありました。

(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

(9) 判定委員会における評価結果の確定

大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

(10) 理事会における承認

令和 6(2024)年 3 月 15 日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認されました。

(11) 通知・公表

評価結果を大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等を通じ

て社会に公表しました。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
令和 4(2022)年 7 月末	令和 5 年度 大学機関別認証評価　申請書を受理
9 月 9 日～	令和 5 年度大学機関別認証評価　自己評価担当者説明会の開催（動画配信・資料公開）
27、28、30 日	オンライン個別相談会の開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学へ実地調査日程の通知
5 月 22 日	第 1 回大学評価判定委員会開催（認証評価・追評価を担当する評価員の承認等）
5 月 29 日	大学へ評価員の通知
6 月 8 日～	令和 5 年度 機関別認証評価　評価員セミナーの開催（動画配信）
～6 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月下旬～9 月下旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月下旬～9 月下旬	「書面質問と依頼事項」を大学へ送付※
9 月上旬～10 月上旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
10 月上旬～12 月上旬	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月中旬～12 月上旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 4 日	第 2 回大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12 月 19 日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12 月 20 日	大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～令和 6(2024)年 1 月 12 日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
1 月 31 日	第 3 回大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
2 月 5 日	大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 15 日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 20 日	意見申立て審査会開催
3 月 4 日	第 4 回大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 15 日	理事会で評価結果承認
3 月 15 日	大学へ評価結果などを送付
3 月 18 日	文部科学大臣へ報告
3 月 25 日	社会へ公表

※の月日は大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 70 大学のうち、68 大学は、評価機構が定める大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この 68 大学のうち、51 大学に対しては令和 6(2024)年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、評価機構への提出を求めました。

また、大学評価基準を満たしていないとした 2 大学については、「不適合」と判定しました。

「適合」とした大学　（☆は「改善報告書」の提出を求めた大学）

☆愛知工科大学／青森中央学院大学／朝日大学／☆旭川市立大学／☆芦屋大学／☆一宮研伸大学／☆岩手保健医療大学／☆宇部フロンティア大学／☆奥羽大学／☆桜花学園大学／☆大阪大谷大学／☆大阪観光大学／☆大阪芸術大学／大阪工業大学／大阪総合保育大学／☆関西医療大学／関西福祉大学／☆畿央大学／☆京都外国語大学／☆国立音楽大学／☆健康科学大学／☆甲子園大学／埼玉学園大学／☆滋慶医療科学大学／☆静岡英和学院大学／☆静岡福祉大学／☆至誠館大学／周南公立大学／☆純真学園大学／☆松蔭大学／☆杉野服飾大学／☆西南女学院大学／摂南大学／☆高岡法科大学／☆筑紫女学園大学／☆中国学園大学／☆筑波学院大学／☆東亜大学／東海学園大学／☆東京家政学院大学／☆東京純心大学／☆桐朋学園大学／☆桐朋学園大学院大学／東北公益文科大学／☆東北文教大学／☆常磐会学園大学／☆豊橋創造大学／長岡大学／☆名古屋音楽大学／☆名古屋学芸大学／☆名古屋造形大学／日本映画大学／☆日本薬科大学／☆ノースアジア大学／☆梅花女子大学／八戸学院大学／☆東大阪大学／☆兵庫大学／びわこ成蹊スポーツ大学／☆福島学院大学／☆北海商科大学／☆北海道情報大学／北海道千歳リハビリテーション大学／☆松山東雲女子大学／☆目白大学／盛岡大学／安田女子大学／☆山梨学院大学

「不適合」とした大学

愛国学園大学／日本保健医療大学

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第１０条第４項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

（適合）

第２条　本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、「適合」と判定する。

（不適合）

第３条　本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定する。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定することができる。

（基準ごとの評価）

第４条　判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

２　全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

４　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

５　基準６において、満たしていない基準項目がある場合は「基準６を満たしていない。」と評価する。

（独自基準の評価）

第５条　独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

（基準項目ごとの評価）

第６条　判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

２　大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

４　「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。

５　「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

６　「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

（評価報告書案の構成）

第７条　評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

２　前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

（改廃）

第８条　この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この細則は、平成３０年５月２３日から施行する。

２　公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、なお従前の例による。

組織図

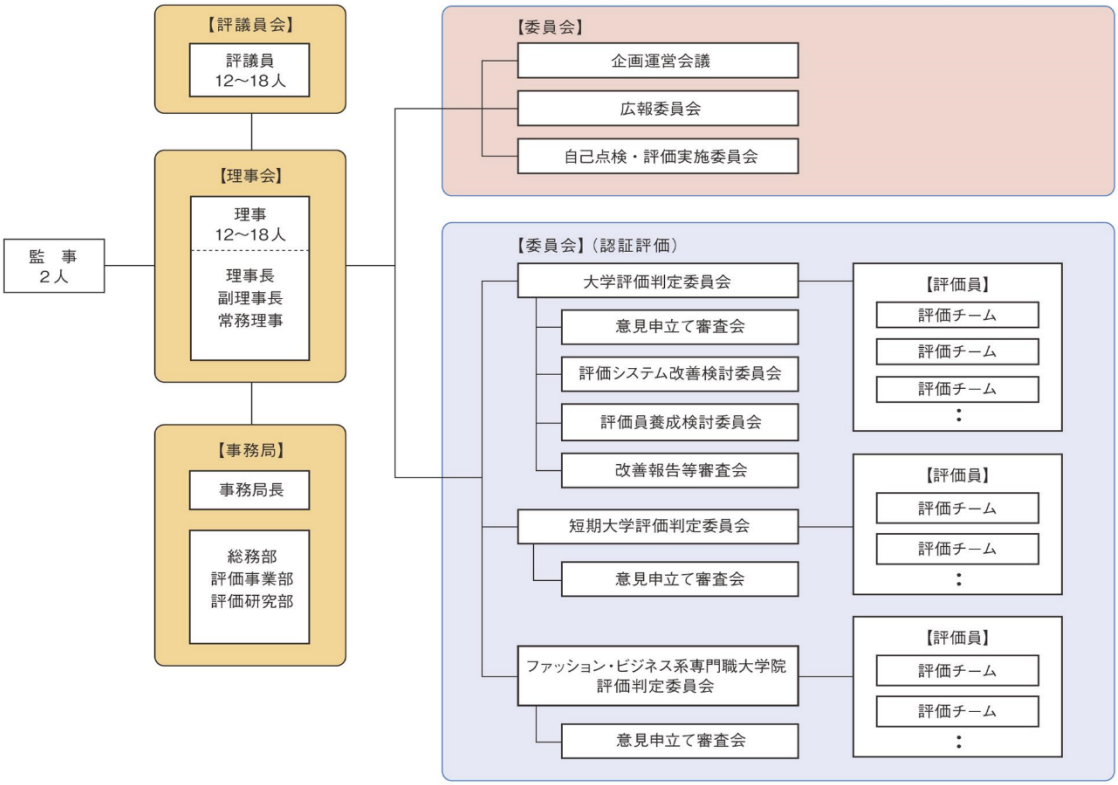

大学評価判定委員会委員名簿

（令和 6(2024)年 1 月現在　委員長・副委員長以外は五十音順）

区分	氏名	所属及び役職名
委員長	安井　利一	学校法人明海大学理事
副委員長	冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長
		帝京大学学長、帝京大学短期大学学長
委員	浅田　尚紀	公立大学法人奈良県立大学副理事長
		奈良県立大学学長
〃	内田　伸子	お茶の水女子大学名誉教授
		環太平洋大学教授
〃	大森　昭生	学校法人共愛学園理事
		共愛学園前橋国際大学学長
		共愛学園前橋国際大学短期大学部学長
〃	久保　公人	学校法人尚美学園理事長
		尚美学園大学学長
〃	小林　浩	リクルート進学総研所長
		リクルート「カレッジマネジメント」編集長

区分	氏名	所属及び役職名
〃	後藤　泰之	学校法人名古屋電気学園理事長 愛知工業大学学長
〃	清水　一彦	聖徳大学学長特別補佐・教授 山梨県立大学特任教授
〃	高橋　あゆち	学校法人井之頭学園理事長
〃	内藤　浩之	斎藤総合税理士法人代表社員
〃	畑山　浩昭	学校法人桜美林学園理事 桜美林大学学長
〃	福井　直敬	学校法人武蔵野音楽学園理事長
〃	藤井　耐	学校法人高千穂学園理事長
〃	丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長 埼玉医科大学短期大学学長
〃	両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
〃	山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事 北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長

評価員名簿

（令和 6(2024)年 1 月現在　五十音順）

名　前	所属機関・役職
青木　俊雄	松本歯科大学監事
青柳　卓弥	平成国際大学法学部教授
赤木　裕美	南九州大学学務部長
赤堀　方哉	梅光学院大学学長補佐
浅田　哲巳	学校法人香川学園（宇部フロンティア大学）法人事務局長
浅野　和生	平成国際大学副学長、大学院研究科長、法学部教授
淺野　卓司	桜花学園大学保育学部教授、図書館長
浅山　敏浩	学校法人河原学園（人間環境大学）常勤監事
安達　一寿	十文字学園女子大学副学長（教育担当）、社会情報デザイン学部教授、図書館長
阿部　温子	桜美林大学リベラルアーツ学群長、教授
安部　孝	名古屋芸術大学教育学部こども学科教授、子どもコミュニティセンター長
阿部　広伸	学校法人聖マリア学院（聖マリア学院大学）法人本部事務局次長
安部　雅隆	学校法人九州文化学園（長崎国際大学）理事、評議員、法人本部長
新垣　誠	沖縄キリスト教学院大学人文学部長、教授
荒川　志津代	名古屋女子大学文学部長、教授

名　前	所属機関・役職
有田　栄次	明海大学財務部長
安藤　充昭	学校法人広島文化学園（広島文化学園大学）法人事務局長
飯田　誠	昭和大学総務部長
五十嵐　勝	学校法人西南女学院（西南女学院大学）法人本部事務局長
井沢　清人	愛知工業大学研究支援本部事務長
石井　智之	帝京大学学長室大学評価推進グループ課長
石上　智規	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人本部業務担当部長
石川　英子	学校法人羽衣学園理事、羽衣国際大学副学長、教授
石川　裕章	関西国際大学課長（経営企画担当）
石倉　隆	大阪保健医療大学学長、教授
石坂　信一郎	岐阜協立大学副学長、教授
石田　愛子	芦屋大学教授
石塚　一彌	東京富士大学教授
泉　淳	東京国際大学教授
和泉　勝三	徳島文理大学経理部副部長
泉﨑　雅彦	昭和大学医学部教授、大学院医学研究科長
一ノ山　隆司	金城大学看護学部長、公衆衛生看護学専攻科長、教授
伊藤　邦明	田園調布学園大学総務課長・経理課長
伊藤　尚子	関西国際大学教授
伊藤　千晴	人間環境大学看護学部教授、大学院看護学研究科教授
伊東　秀幸	田園調布学園大学人間科学部長
伊藤　昌典	愛知工業大学財務部長
稲垣　正義	愛知文教大学 IR 推進室長・愛知文教女子短期大学 IR 推進室長
稲吉　隆	学校法人河原学園（人間環境大学）内部監査室長
井上　薫	同朋大学特任教授
井上　雅之	学校法人早稲田医療学園（人間総合科学大学）理事、法人事務局長
井上　深幸	京都看護大学看護学部長、教授
岩田　治泰	朝日大学財務部長
岩間　薫	秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科長、教授
上田　浩	東京富士大学総務部次長
植田　福裕	羽衣国際大学学長特別補佐、教授
上續　宏道	四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科教授

名　前	所属機関・役職
上野　隆幸	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科教授
上野　浩一	志學館大学事務局長
上村　崇	福山平成大学教授
内田　龍児	東北医科薬科大学薬学部教授
宇野　保範	学校法人大阪青山学園事務局長　大阪青山大学副学長
梅田　勝利	九州共立大学大学院経済・経営学研究科教授、経済学部教授、地域連携推進センター副所長
梅田　秀一	武蔵野音楽大学経理部経理課長
浦城　均	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）法人本部副本部長
漆原　光徳	四国学院大学学生支援・総務担当副学長、教授
江口　直光	愛知文教大学副学長、人文学部長、教授
榎田　めぐみ	昭和大学保健医療学部教授
江端　源治	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）理事長、学園長
大石　美佳	鎌倉女子大学家政学部長、家政保健学科長、教授
大江　重治	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）法人本部事務局長、大阪樟蔭女子大学事務部長、キャリアセンター長
大江　俊司	学校法人大手前学園(大手前大学)総合企画部長
大河原　遼平	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
大久保　信行	学校法人佐藤栄学園（平成国際大学）常務理事、法人本部長
大塚　正樹	学校法人四国学院（四国学院大学）理事長補佐、参与
大友　克之	朝日大学学長
大沼　博靖	麗澤大学経済学部教授
大村　陽子	鎌倉女子大学学事調査研究センター長、教育調査企画室長
大森　悟	女子美術大学芸術学部美術学科教授
岡　良和	人間環境大学図書館長
岡部　幸徳	帝京平成大学人文社会学部経営学科経営コース教授
岡本　佐智子	東都大学幕張ヒューマンケア学部看護学科長、教授
岡本　容典	大阪国際大学国際教養学部コミュニケーション学科教授
冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
荻原　明信	作新学院大学経営学部経営学科教授
奥田　治人	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）経営本部学務部副部長兼教育研究支援チームリーダー
小野　英生	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）副理事長、法人本部長

名　前	所属機関・役職
小野口　直喜	玉川大学研究推進事業部次長
小野寺　利幸	淑徳大学学長室長
小原　欣士	宝塚大学大学事務局長
笠井　真一郎	女子美術大学事務本部長
笠井　俊秀	学校法人目白学園（目白大学）理事、目白大学事務局長
梶田　美香	名古屋芸術大学芸術学部芸術学科舞台芸術領域主任、教授
片岡　竜太	昭和大学歯学部客員教授
勝田　真也	日本体育大学事務局長
加藤　孝治	北陸大学財務部長
加藤　伸吾	広島工業大学事務局次長、学長室長
加藤　徹也	武蔵野音楽大学音楽学部音楽総合学科長、教授
金井　章	豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科長、教授
蒲　和重	岡山商科大学教授、教務部長
神谷　眞弓子	東海学院大学学長
唐川　千秋	倉敷芸術科学大学生命科学部教授
河上　泰英	学校法人常葉大学常務理事、常葉大学学長特命補佐
川嶋　健太郎	東海学院大学教授
河瀬　晴夫	熊本保健科学大学事務局長
河田　学	京都芸術大学芸術学部学部長、文芸表現学科教授
川手　雅人	多摩大学事務局長
川並　孝純	学校法人東京聖徳学園（聖徳大学）学園事務局長
川野　祐二	学校法人エリザベト音楽大学理事長、エリザベト音楽大学学長
川辺　英明	東京造形大学事務局長
川村　大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）学院長、理事長
河本　洋一	札幌国際大学教授
河盛　昭彦	学校法人大阪国際学園（大阪国際大学）法人本部事務局次長兼財務会計課長
神吉　義彦	関西福祉大学事務局長
神田　宏	近畿大学教授
木内　祐二	昭和大学副学長、薬理科学研究センター長、医学部教授
北川　裕之	神戸薬科大学学長、教授
北見　公一	日本歯科大学用度営繕部長

名　前	所属機関・役職
木藤　新吾	学校法人愛知産業大学理事、法人事務局長
木村　勝彦	長崎国際大学副学長、教授
木村　隆	学校法人群馬パース大学事務局財務部長
木村　靖浩	別府大学食物栄養科学部長、教授
釘田　強志	帝京科学大学生命環境学部教授、教務部長
窪田　岳領	学校法人ものつくり大学学務部参事兼入試課長
熊田　勝	国際医療福祉大学経理部長
粂　幹夫	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）法人本部事務局長付
倉島　清隆	学校法人日本工業大学学園戦略・リスク管理担当理事、日本工業大学財務部参与
倉田　節子	鈴鹿医療科学大学看護学部長、教授
倉坪　弘一	岐阜女子大学事務局長
蔵野　雅行	学校法人北海道科学大学理事、法人事務局長、財務部長
栗田　康文	学校法人平安女学院（平安女学院大学）専務理事、事務局長
黒坂　俊昭	相愛大学学長補佐、大学院音楽研究科教授
黒瀬　英夫	学校法人尚絅学園（尚絅大学）常務理事
桑原　正	愛知文教大学総合企画部長
越立　政彦	名城大学事務局長補佐、ナゴヤドーム前キャンパス事務部長
髙坂　朋聖	武蔵野音楽大学学務部長、教授
河野　健一	国際医療福祉大学成田保健医療学部理学療法学科准教授
光野　公司郎	共栄大学教育学部教授
小崎　充	国士舘大学理工学部理工学科人間情報学系教授
後藤　彰寛	学校法人桜美林学園（桜美林大学）理事長付部長
小林　葉子	桐生大学医療保健学部栄養学科教授
小室　晴陽	北翔大学教育文化学部教授、大学院生涯学習学研究科長
小柳　正弘	沖縄国際大学理事長・学長特別補佐（教学運営）、総合文化学部教授
小谷野　理	学校法人大妻学院（大妻女子大学）財務センター部長
小山　亜紀	倉敷芸術科学大学事務局長
古山　武幸	学校法人常葉学園（常葉大学）法人本部財務部長
今野　裕之	目白大学副学長
齊藤　隆之	福島学院大学福祉学部福祉心理学科実習指導室長、准教授
齋藤　剛	静岡福祉大学教授

名　前	所属機関・役職
斎藤　正寿	兵庫大学現代ビジネス学部教授
酒井　健太郎	昭和音楽大学准教授
坂田　敦子	尚絅大学学長補佐、生活科学部長、教授
坂田　浩之	大阪樟蔭女子大学教授
相良　順子	聖徳大学教育学部児童学科教授
相良　二朗	神戸芸術工科大学芸術工学部長
佐々木　万丈	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科教授
佐藤　美幸	宇部フロンティア大学看護学部長
佐藤　靖子	東北生活文化大学教授
佐藤　吉朗	十文字学園女子大学総務部付部長（人事担当）
讃井　眞理	人間環境大学大学院松山看護学研究科副研究科長
佐野　仁	学校法人朴沢学園（仙台大学）常務理事（財務担当）
澤口　敏明	日本医療大学事務局参与
澤田　章之	東海学院大学財務部長
澤本　武博	ものつくり大学教養教育センター長、技能工芸学部建設学科教授
柴崎　建	東海学院大学教授
柴田　雅祥	人間総合科学大学保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻主任、教授
島　雅人	大阪保健医療大学教授
島田　貴広	福島学院大学福祉学部こども学科教授、学科長
清水　明男	羽衣国際大学共通教育開発センター長
清水　大輔	学校法人香川学園（宇部フロンティア大学）事務局参事
下山　直人	千葉工業大学教学センター部長
庄條　愛子	相愛大学人間発達学部長、教授
神力　潔司	学校法人九州国際大学常務理事
末澤　恵美	平成国際大学スポーツ健康学部スポーツ健康学科教授
杉浦　史和	帝京大学経済学部国際経済学科教授
杉田　秀二郎	文化学園大学教授
杉原　一臣	福井工業大学経営情報学部経営情報学科教授
助川　稔	学校法人帝京大学内部監査室長
須河内　貢	大阪人間科学大学教学部長、人間科学部長、大学改革推進室長、教養教育推進室長、教授

名　前	所属機関・役職
鈴木　一夫	桜花学園大学事務局長
鈴木　勉	学校法人大妻学院（大妻女子大学）常勤監事
鈴木　俊明	関西医療大学教務部長、大学院保健医療学研究科研究科長、教授
鈴木　寿	学校法人尚絅学院（尚絅学院大学）総務担当常務理事、事務局長兼経営戦略室長
墨　勝典	学校法人中部大学監査室次長
住　智明	神戸学院大学大学事務局長
住本　克彦	奈良学園大学人間教育学部教授
関矢　貴秋	仙台大学 IR 部長、教授
薗頭　里美	学校法人福山大学理事、法人事務局長
髙久　達也	学校法人滝川学園（名古屋文理大学）理事、法人事務局長
高崎　昭彦	四日市看護医療大学看護医療学部臨床検査学科長、教授
高崎　義輝	仙台大学体育学部健康福祉学科教授
高橋　章	北星学園大学企画広報課長
髙橋　一公	東京未来大学モチベーション行動科学部長、教授
高橋　好美	京都先端科学大学大学事務局付兼教務センター教務課長
高橋　偉茂	学校法人朝日大学内部監査室長
高原　幸治	桜美林大学入学部長、学長補佐（入学・高大連携）
髙久　正史	学校法人瓜生山学園（京都芸術大学）財務担当理事、法人事務局長補佐
髙山　信吾	学校法人宝塚大学法人本部事務局長
竹内　治彦	岐阜協立大学教授
竹下　典行	学校法人ものつくり大学専務理事
竹嶋　伸之輔	十文字学園女子大学教授
武田　信三	鎌倉女子大学経理部長
竹部　正樹	明海大学総務部長
田中　聡	朝日大学事務局長
田中　孝征	学校法人札幌大谷学園（札幌大谷大学）理事、法人本部長
田中　裕	川村学園女子大学文学部心理学科長、教授
田中　義郎	学校法人桜美林学園理事、桜美林大学副学長、大学院教授
谷岡　辰郎	学校法人谷岡学園理事、法人本部長、秘書室長、大阪商業大学特任准教授（経済学部）
谷川　和昭	関西福祉大学社会福祉学部教授

名　前	所属機関・役職
谷口　和彦	学校法人明治東洋医学院（明治国際医療大学）理事長
谷口　正昭	静岡産業大学経営学部教授、日本語教育研究センター長
種市　康太郎	桜美林大学教授
田村　進	広島文教大学学長補佐、キャリアセンター長、自己点検・評価委員長
塚原　丘美	名古屋学芸大学教授
辻　幸代	関西医療大学保健看護学部長、教授
恒川　孝司	学校法人中西学園常務理事、法人事務局長、名古屋外国語大学副学長、名古屋学芸大学副学長
出口　雅生	浦和大学こども学部学校教育学科教授、教務部長
寺田　全輝	神戸芸術工科大学事務局長
寺田　裕	学校法人金蘭会学園（千里金蘭大学）法人事務局総務部課長兼大学事務局総務課長
徳田　守	学校法人金沢工業大学理事、法人本部財務部長
德永　千尋	日本医療科学大学 IR 推進室長、教授
戸澤　勲	育英大学管理課長
刀禰　晋輔	国際医療福祉大学成田病院人事部長
豊田　久美子	京都看護大学名誉学長、最高顧問
鳥越　淳一	開智国際大学国際教養学部長、教授
長澤　宏昭	学校法人千葉工業大学法人事務局次長兼財務部長
中島　剛	帝塚山大学事務局教学支援課長（学園前キャンパス担当）
中島　紀子	人間環境大学松山看護学部看護学科長、教授
中瀬　昌之	南九州大学学長、南九州大学短期大学部学長、教授
中田　周作	中国学園大学子ども学部子ども学科長、教授
長田　真一	学校法人文理学園（日本文理大学）法人本部経理部長
中野　尚美	学校法人福田学園本部企画室長、大阪保健医療大学事務局事務部長
中村　忠司	学校法人玉田学園（神戸常盤大学）理事長
中山　明彦	文化学園大学経理部寄付金担当兼ビル管理課長
中山　孝男	学校法人東邦学園理事、愛知東邦大学経営学部教授
中山　浩之	学校法人明海大学理事、事務局長
永吉　敦子	鎌倉女子大学総務部長
西　弘美	愛知みずほ大学・短大事務局長、インスティテューショナル・リサーチセンター長
西川　直亮	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）法人本部次長

名　前	所属機関・役職
西川　光俊	学校法人大阪産業大学理事、法人本部事務局総務部長
西嶋　淳	大阪商業大学経済学部経済学科教授、副学長、経済学部長
西畑　一哉	学校法人二松学舎常任理事（企画・財務部長）
西村　理	大阪音楽大学教授、自己点検・評価部長
庭田　智史	学校法人北陸学院理事、事務局長
沼部　幸博	日本歯科大学生命歯学部歯周病学講座主任教授
野村　文宏	別府大学教授
計屋　昭生	愛知産業大学事務局長
橋爪　真	大和大学政治経済学部長、教授、自己点検・評価委員会委員長
秦　美香子	花園大学学務部長、文学部教授
畑山　浩昭	桜美林大学学長
服部　友一	名城大学理工学部材料機能工学科教授
花村　哲	筑紫女学園大学大学総務部参事
馬場　有里子	エリザベト音楽大学教授、大学院研究科長
濱田　誠	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）経営本部長
早坂　三郎	甲子園大学客員教授、甲子園短期大学学長、教授
早坂　勇二	学校法人昌平黌（東日本国際大学）法人事務局次長（企画担当）、財務部長、高等教育研究開発センター長
林　明日香	愛知学泉大学教授
林　啓子	学校法人常葉大学常務理事、法人本部事務局長、人事部長
林　龍平	関西福祉科学大学教授
原田　明人	学校法人椙山女学園企画広報部長
春田　佳代	修文大学看護学部学科長、教授
坂　覚則	岐阜協立大学事務局長
久野　恭義	学校法人尚絅学園（尚絅大学）学園事務局長兼総務部長
日高　艶子	聖マリア学院大学看護学部長、教授
日比野　幹生	日本体育大学教授
深見　環	四天王寺大学経営学部経営学科教授
深谷　和広	愛知東邦大学教授
福岡　裕美子	弘前医療福祉大学保健学部看護学科教授
福富　昌城	花園大学教授
藤井　一維	日本歯科大学学長

名　前	所属機関・役職
藤井　義巳	明治国際医療大学事務局長
藤井　玲子	愛知東邦大学事務長
藤田　武夫	学校法人大手前学園（大手前大学）常務理事、法人本部長、財務部長
藤田　義明	東京音楽大学評議員、池袋キャンパス事務室室長
藤原　芳朗	鈴鹿医療科学大学附属図書館長、保健衛生学部医療福祉学科長、教授
麓　勉	福山大学秘書主管兼学校法人福山大学事務局次長
細井　謙一	広島経済大学経営学部長、教授
細越　淳二	国士舘大学文学部教育学科教授、学生部副部長
細田　満和子	星槎大学教授
堀　潔	桜美林大学副学長、教授
堀川　昭子	東京国際大学教授
堀本　義之	学校法人安城学園（愛知学泉大学）法人事務局長
前田　薫	森ノ宮医療大学総合リハビリテーション学部准教授、大学院保健医療学研究科副研究科長
前田　克彦	学校法人帝京科学大学常勤監事
前田　孝治	東京未来大学エンロールメント・マネジメント局長
前信　由美	広島文化学園大学教授
松久保　暁子	桜美林大学准教授
松崎　元	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授
松﨑　健	高千穂大学総務部長
松田　晃	畿央大学入学部長
松田　藤夫	学校法人作陽学園（くらしき作陽大学）副理事長
松田　光恵	くらしき作陽大学学長補佐、准教授
松永　浩徳	日本工業大学教務部事務部長
松永　雅弘	長崎国際大学大学評価・IR 室シニアアドバイザー
松本　幸広	星槎大学星槎グループ学校法人国際学園（星槎大学）企画開発推進課研究調査担当
的野　陽	学校法人純真学園（純真学園大学）法人事務局長
丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長
水島　清志	日本医科大学財務部長
水田　惠三	尚絅学院大学副学長
水谷　知加子	学校法人清光学園（岡崎女子大学）理事、学園本部長

名　前	所属機関・役職
水野　誠	日本医療大学事務局参与
南　慎郎	鎮西学院大学事務局長
南　俊夫	北海道千歳リハビリテーション大学事務局参与
宮川　博光	学校法人千葉工業大学審議役
三宅　英文	安田女子大学文学部英語英米文学科教授
宮野　洋至	美作大学事務局次長
宮本　由佳子	金井学園（福井工業大学）法人本部総務部長
向　雅彦	学校法人西南女学院理事長
武藤　正美	学校法人名城大学常務理事、法人事務局長、名城大学事務局長
宗田　好史	関西国際大学国際コミュニケーション学部長、教授
村尾　太久	公立大学法人旭川市立大学経済学部准教授
村瀬　正邦	学校法人大手前学園監査室長
村田　尚久	学校法人鈴鹿医療科学大学理事、鈴鹿医療科学大学大学事務局長
村松　伸治	日本文化大學副学長、法学部長、教授
村山　にな	玉川大学芸術学部アート・デザイン学科教授
目黒　達哉	同朋大学大学院研究科長、教授
目黒　力	群馬パース大学教授
望月　肇	日本工業大学入試部長兼企画室長
元山　晃	公立大学法人周南公立大学理事、事務局長
森田　康晴	学校法人甲子園学院（甲子園大学）法人事務局会計課長
森本　康平	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）企画調査部 IR・教育調査課担当部長代理兼課長
八木　秀樹	国際医療福祉大学薬学部薬学科長、教授
焼廣　益秀	広島国際大学教授、相談役
八島　美菜子	広島文化学園大学学芸学部学生部長、教授
安井　利一	学校法人明海大学理事
安田　純	美作大学生活科学部教授
安田　英土	江戸川大学社会学部経営社会学科長、教授
安田　実	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学特任教授
安永　明智	文化学園大学教授
柳川　周郎	学校法人鶴学園（広島工業大学）参与
柳田　佳子	文化学園大学教授

名　前	所属機関・役職
栁原　新太郎	麻布大学総務部財務管財課長、学術情報センター事務室長
山内　京子	広島文化学園大学看護学部長、教授
山岡　一樹	明治東洋医学院（明治国際医療大学）常務理事、法人本部事務局長
山口　智晴	群馬医療福祉大学リハビリテーション学部副学部長、教授
山口　登	札幌大学専門員
山﨑　その	京都外国語大学付属図書館事務長
山崎　徳子	常磐会学園大学国際こども教育学部学部長、教授
山﨑　正人	花園大学事務局長
山田　ゆかり	名古屋文理大学副学長・健康生活学部長、教授
山本　智也	大阪成蹊大学教育学部長、教授
山本　昌直	学校法人大阪成蹊学園常務理事、法人事務本部長兼リスク管理統括本部長
山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事、北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長
横溝　公紀	福岡国際医療福祉大学事務部企画課長
吉田　一惠	人間環境大学松山事務局長
吉永　早苗	東京家政学院大学副学長、教授
吉野　秀明	日本工業大学先進工学部データサイエンス学科、教授、教務部長
吉村　宗隆	羽衣国際大学現代社会学部教授
若原　直樹	名古屋芸術大学財務・経理チームリーダー
渡辺　浩一	学校法人比治山学園（比治山大学）法人事務局長
渡辺　博之	東京女子体育大学広報部長、体育学部体育学科教授
渡邊　祐一	明星大学情報システム・研究支援ユニットリーダー

Ⅱ　令和 5 年度　大学機関別認証評価　評価結果

1 愛国学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づいて、学則に使命・目的を定めている。また、教育目的については、三つの具体的な目的を定めている。大学が発信する媒体や自己点検評価書等に誤表記が散見するが、いずれもその文章は分かりやすく簡潔にまとめている。

「親切正直」を校訓、「信頼と思いやり」をモットーとし、法人創始者の思いを継承しており、その実現を個性・特色としている。

使命・目的及び教育目的を大学案内、ホームページ等に明記しており、ガイダンスや初年次教育科目「人間文化入門」において説明をしている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を建学の精神に基づくものとして位置付けているものの、使命・目的及び教育目的の更なる反映に向けて三つのポリシーの見直しを行っている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内や学生募集要項、ホームページ等で周知している。

学生支援に関する方針を策定し、教職協働による全学的な支援体制を整え、学生の情報を適切に共有し支援している。キャリア支援については、キャリア支援委員会が中心となり、キャリアに関する学生相談及び就職相談に、対面又は遠隔による学内外での対応をしている。施設・設備については、図書館の有効活用やバリアフリー化等、適切に整備している。「教育環境と学生生活に関する調査」を実施し、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生からの意見・要望等の把握を行い、対応可能なものについて改善を行っている。

大学全体の収容定員が複数年にわたり大幅に未充足であり、その充足率は年々低下していることから、抜本的な取組みによる収容定員に見合う学生確保が急務である。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを策定し、履修案内や構内掲示、ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを定めるとともに、教育課程を体系的に編成している。

FD(Faculty Development)については、授業評価アンケートの実施、「FD Award」の設置、FD ワークショップの開催を通して、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を可能にする体制を整備している。

卒業論文の作成を 4 年間の学修成果の中心的課題として位置付け、多面的な評価を実施している。アセスメント・ポリシーを策定し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの学修成果の点検・評価を図っている。

「基準４．教員・職員」について

学則に、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを規定しており、教授会は教育研究上の課題を審議し学長に意見を述べるものとなっている。学長を補佐する副学長と学部長は置かず、学長が校務の大半を指揮しており、学長が適切なリーダーシップを発揮するために、学長が議長である教授会と総務委員会が、学内の重要事項の審議機関となり、教学マネジメントを構築している。

FD 委員会が FD 研修会及び授業公開を組織的に実施し、「FD 活動報告書」を取りまとめ、教職員間で取組みを共有している。SD(Staff Development)については、SD 研修会、外部研修会への参加のほか、事務職員が大学の授業科目を聴講するなど、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。研究活動の不正防止のために、研究倫理・不正防止に関する各種規則を整備し、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

審議機関、実施組織等を構築しており、情報の公表に課題はあるが、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。理事会を定例で開催し、理事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状も適切に取扱っている。法人が大学を含めた設置校との調整のための「学園合同会議」を設置し、それぞれが意思決定しやすい体制を整えている。法人は理事長、大学は学長のリーダーシップによる内部統制を整備し、教職員と大学管理職、法人役員との意思疎通を適切に図っている。法人及び大学の相互チェック機能については、監事及び評議員会が担っている。

中期計画に基づく財務運営については､当初計画どおりの進捗状況とはなっていないが、財政計画を作成して行っている。大学単独で収支バランスを確保するよう改善が必要であるが、法人全体としては収支バランスを確保している。学校法人会計基準及び経理関連の諸規則に基づき会計処理を行っているとともに､会計監査の体制を整備して実施している。

「基準６．内部質保証」について

「愛国学園大学における内部質保証方針」を策定し、総務委員会を中心に内部質保証に関する業務の検証・評価を行っている。

自己点検・評価委員会については、今回の認証評価の自己点検評価書等において、多くの誤表記及びエビデンス資料の不備があり、事実の精査と方策をまとめるための責任体制に課題があるものの、教育研究活動等についての自主的かつ定期的な自己点検・評価を実施している。

中期計画を策定し､大学の教育体制の改善策として､主専攻･副専攻体制を構築したが、学生募集には結びつかず、収容定員は依然として未充足である。加えて、募集目標とその結果とのかい離が大きくなっている中、抜本的な対策をとっていないままであるが、中期計画と単年度結果との検証までは行っている。

総じて、使命・目的及び教育目的を定めて周知し、教育の個性・特色にも反映させているとともに、三つのポリシーを策定し、教育課程、学修環境、学修支援体制等を整備しているが、大学全体の収容定員及び入学定員は複数年にわたり、大幅に未充足の状況である。収容定員の充足に向けての入学者確保のための抜本的な対策が必要であるとともに、収容定員に見合う規模を基準とした大学運営の整備が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 外国人留学生に対する特別支援
2. 障害学生の受入れ
3. 外国人留学生を対象とした在籍管理

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく大学の目的を学則第 1 条第 1 項に、「愛国学園大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、本学園の建学の精神を旨とし、幅広い教養と人間文化に関する高度の知識と学芸を教授研究し、我が国の文化の発展に貢献するとともに、人間性豊かな女性を育成することを目的とする。」と規定している。また、教育目的は学則第 1 条第 2 項に、三つの具体的な内容を規定している。発信媒体や自己点検評価書等において誤表記が散見するが、いずれもその文章は分かりやすく簡潔にまとめている。

「親切正直」を校訓、「信頼と思いやり」をモットーとし、「社会的に自立した女性、わが子に正しい家庭教育ができる女性」が必要になるという法人創始者の思いを継承しており、それは社会情勢が変化した現在においても重要であるという判断のもと、その教育の実現を個性・特色として使命・目的に反映している。

〈参考意見〉

○教育目的の表記名が「教育研究上の目的」「教育理念」「教育目標」のように媒体により異なっていることや、建学の精神の文章表現及び沿革の年月表記が媒体により異なっていることについて、表記の統一が望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定について、役員等には理事会及び評議員会で、教職員には教授会等で説明をすることにより、十分な理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的を大学案内、ホームページ等に明記しており、ガイダンスや初年次教育科目「人間文化入門」において学生に説明をしている。

中期計画に、使命・目的に基づく校訓を基盤とした女子教育を行っていることを反映させている。三つのポリシーを建学の精神に基づくものと位置付けてはいるものの、令和4(2022)年度には使命・目的及び教育目的の更なる反映に向けて、三つのポリシーの見直しを行っている。

教育研究組織については、人間文化学部人間文化学科の 1 学部 1 学科であるが、使命・目的及び教育目的の達成に向け、令和 3(2021)年度に「日本理解」「心理・生活」「地域共生」「ビジネス」の 4 専攻を置き、併せて主専攻・副専攻制度を整備している。

〈参考意見〉

○使命・目的及び教育目的の三つのポリシーへの反映について、教育目的と三つのポリシーは内容としては整合しているものの、建学の精神に基づいた三つのポリシーであると各ポリシーの冒頭にうたっているため、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に準拠して、教育目的を踏まえた三つのポリシーとすることが望まれる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしていない。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしていない。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内や学生募集要項において明示、ホームページにも掲載し、誰もが閲覧できるようにしている。
入学試験において、志望理由書や「チャレンジシート」、口頭試問を含んだ面接、小論文等を課し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施するとともに、アドミッションセンターでその検証を行っている。外国人留学生については、日本語能力を確認し得る独自の入学試験を実施して選抜している。
全教職員参加による「愛大オープンカレッジ」の開催や訪問高校の見直し等の取組みを行っているが、大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍を大きく下回っており、確実な改善が必要である。

〈改善を要する点〉
○大学全体の収容定員に対する在学生数比率が 0.5 倍を大きく下回っているため、早急な改善が必要である。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
教職協働による学修支援体制については、学生委員会、教務委員会、キャリア支援委員会等における教員及び職員の協働により、学生の情報を適切に共有できる体制を整備している。管理職である男性職員を除き、職員は全て卒業生であるため、貴重な経験・意見を教員と積極的かつ適切に共有できている。
TA の代わりに、必要に応じて外国人留学生の上級生をピアサポートとして活用している。オフィスアワーを週 2 回実施しているほか、教職員が学生相談に柔軟に対応して休学・退学等の防止に努めている。障がいのある学生に対しては、授業の理解等がスムーズに行えるよう支援している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、建学の精神である「社会人としては、豊かな知識と技術とをもって経済的に独立し」をもとに、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に寄与する総合的な支援体制を構築している。

キャリア支援委員会が中心となり、キャリア相談及び就職相談に、対面又は遠隔による学内外での対応をしている。インターンシップについては、学生に対して受入れ先と参加方法の案内を行っているほか、自治体との提携の準備を進めている。

外国人留学生への就職支援として、労働局及びハローワークと連携しているほか、卒業後支援として、留学生在籍管理委員長、学務課及び担任が協議を行い、不法滞在防止を図り、母国での就職活動のアドバイスを行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、「学生支援に関する方針（学生支援ポリシー）」を策定し、全学的な支援体制を整え、学務課、保健室及び担任が中心になって支援を行っている。

学生の心身に関する健康相談について、学生相談室を設置しているが、学生の心理面のサポートができる専門のカウンセラーを配置していない。また、保健室を設置しているが、常駐の専門スタッフを配置しておらず、学務課職員 4 人及び隣接する附属四街道高等学校の養護教諭による支援体制をとっている。

「愛国学園三浦亮一奨学基金」による奨学金の給付や学費の分割納入といった経済的支援を行っている。

〈参考意見〉

○学生相談室に常駐するスタッフがいないため、外部のカウンセラーへの委嘱について、計画どおり早期に遂行することが望まれる。

○保健室に常駐するスタッフがいないため、看護師等の有資格者を専属で配置することが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地は、附属四街道高等学校との共用になっているが、十分な広さを確保し、校舎、運動場、附属図書館、体育施設、情報処理室、附属施設を整備している。
図書館の有効活用について、利用しやすい場所への設置、エアコン及び LED の設備更新、図書館システムの更新等により、快適に利用できる環境を整備している。
施設・設備のバリアフリー化は、車椅子用スロープの設置、各建物へのエレベータ設置のほか、非常用通報機能を有する車椅子用トイレを備え、利便性に配慮している。加えて、教職員が「障害者支援セミナー」に参加し、資料情報を共有し、保護者とも連携している。
授業を行う学生数は、教室の収容定員の約半数で行うようにしており、十分な教育効果が得られる人数になっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
「教育環境と学生生活に関する調査」を実施しており、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生からの意見・要望の把握を行い、改善の可否を検討し、順次改善を行っている。
担任制を通して、学生の心身に関する健康相談、生活面の状況把握及び相談を行い対応している。また、相談状況については「学生面談記録票」に記録して「学生ポートフォリオ」に保管し、関係教職員が情報を共有してサポートできる体制を整えている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページで公開するとともに、学生に配付する履修案内や構内掲示を通して周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学業成績判定に関する規則並びに進級及び卒業認定に関する基準を設けており、履修案内で学生に周知している。

教務委員会と教授会を通じてこれらの基準を厳正に適用することで、単位認定、進級及び卒業認定を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページで公開するとともに、学生に配付する履修案内や初年次教育を通して周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは整合的かつ一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに従って教育課程を体系的に編成している。

共通教養科目において、教養教育を適切に実施している。

また、授業評価アンケートの実施、「FD Award」の設置、FD ワークショップの開催を通じて、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を可能にする体制を整えている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーにおいて、卒業論文の作成を 4 年間の学修成果の中心的課題として位置付け、全専任教員と学生が卒業論文発表会に出席し、多面的な評価を実施することで、学修成果を点検・評価する体制の整備に努めている。また、アセスメント・ポリシーを策定することで、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの学修成果の点検・評価を図っている。

毎学期末に実施している授業評価アンケート及び卒業生を対象とした卒業時アンケートの結果をもとに、学修成果を点検・評価するとともに、FD 委員会を通じて学修指導の改善にフィードバックする体制を整備している。

〈参考意見〉

○ディプロマ・ポリシーと各授業科目との関係を明示し、学修成果の点検・評価を効果的に実施するために、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー等の作成について検討することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを補佐する体制について、選任していない副学長及び学部長の代わりとして総務委員会を設置し、その組織上の位置付け及び役割は明確になっており、適切に機能している。

学則により校務に関する最終的な決定権が学長にあることを規定しており、教授会は教育研究上の諸課題を審議し学長に意見を述べる機関となっている。

教学マネジメントについては、学長をトップとする教授会や総務委員会、教務委員会、その他の各種委員会が教職協働により適切に機能を果たしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定めのある必要専任教員数及び教授数を確保している。

教員の採用・昇任については、「学校法人愛国学園就業規則」「愛国学園大学就業規則」「愛国学園大学教員選考規程」及び「愛国学園大学教員選考基準」に基づいて適切に審議し、学長が任用候補者を上申し、理事長が最終的に任命を決定している。

FD 活動については、FD 委員会が FD 研修会及び授業公開を組織的に実施している。また、「FD Award」を創設し、教育活動において顕著な活躍をした教員を表彰する制度を採入れており、各年度の FD 活動について「FD 活動報告書」として取りまとめ、教職員間でその取組みを共有している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会、学内でのワークショップの開催、外部研修会への参加のほか、事務職員が大学の授業科目を聴講するなど、FD 委員会が積極的に対応し、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

外部研修に参加した後には、その成果について必要に応じて学内で共有を行っており、FD を含めて教職員が随時閲覧できるようになっている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に個人研究室を用意しており、研究環境を整備している。

また、研究活動における不正を未然に防止するために、研究倫理・不正防止に関する各種規則を整備し、厳正に運用している。

研究活動の資源配分については、安定した研究環境を支援するために、所属学会の入会費、年会費、参加費及び出張旅費を教育研究費で支出することにより、教員の学会活動等への研究支援を行うとともに、教授会において全専任教員に対して科学研究費助成事業等、外部の研究助成への応募を奨励している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、組織管理に関する規則を定めている。私立学校法等に定めのある情報の公表について、最新の役員等名簿の公表が必要であるものの、その他の情報については、法令に基づき公表を行っている。

また、学内において多くの審議機関、実施組織、委員会等を設置し、使命・目的を実現するための努力をしている。

加えて、環境保全、人権、安全への配慮については、学内において必要な体制を整備し、危機管理に配慮している。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 63 条の 2 第 1 項第 3 号に定めのある役員等名簿の公表について、最新の役員名簿及び評議員名簿をホームページで公表していない点は改善を要する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を寄附行為に基づき定例で開催しており、理事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状も適切に取扱っている。理事会では、理事の選任、予算、事業計画、決算、事業報告等について審議し、決議している。法人が大学を含めた設置校との調整のために、理事長主催の「学園合同会議」を設置しており、大学が法人と意見交換をできる環境がある。また、事業計画についても、理事会の決定事項が大学に適切に伝わっている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化については､法人においては理事長、大学においては学長のリーダーシップによる内部統制体制を構築しており、教職員と大学管理職、法人役員との意思疎通を適切に図っている。また、法人が設置する各学校の長や事務局の長が構成員である「学園合同会議」を理事長が主催しており、それぞれの学校の課題や法人全体の課題についての意見交換を行っている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能については、監事及び評議員会が担っている。監事は、監査計画を作成して監査を行い、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、寄附行為に基づき必要な意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営について、大学部門としては厳しい状況にあり、必ずしも当初計画どおりの進捗状況とはなっていないが、中期計画に基づく財政計画を作成している。

使命・目的及び教育目的の達成の基盤となる安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について、大学の状況は、コロナ禍における留学生確保の困難さを主因とするのみならず、本質的な日本人学生の確保が最重要との認識のもとに学生募集等を実施しているものの、入学者数の増加は当初の計画どおりには推移しておらず、法人が設置する他の学校の収益によって大学部門の赤字を補填している状況である。学生確保が財政状況を好転させることは明らかであり、大学による抜本的な改善策の立案とその実施をすることで、大

学単独で収支バランスを確保するよう改善が必要である。法人全体としては収支バランスを確保しており、外部資金の導入についても努力している。

〈改善を要する点〉

○部門別収支において、学生募集の不振により大学部門の大幅な支出超過が続いているため、現在履行している財政計画について、特に大学部門の財務改善に資するものとしての見直しを行い、それに基づく大学部門の財政状況の改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、法人の財政及び経営の実態を明らかにするために、経理関連の諸規則を整備し、会計処理や計算書類作成に関する基準を定め、法人業務の適正かつ合理的な運営を図ることを目的に会計処理を実施している。

公認会計士による会計監査を実施し、適正に会計処理が行われているかの確認をしている。また、私立学校法及び寄附行為に基づき監事監査規程を定め、法人の業務及び財産の状況、財務諸表並びに決算報告書について監事による監査を実施し、適正な処理が行われているかの確認をしている。監査方法については、書面監査や実地監査等を行い、理事や教職員に対して質問をして回答を得ている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、その目的と学内の責任体制等を明確にするために、令和 4(2022)年 4 月に「愛国学園大学における内部質保証方針」を策定している。学長を最高責任者とし、大学の幹部と各種委員会の委員長等で組織した総務委員会を設置し、内部質保証の恒

常的な中核組織として、各部署の責任者が実施する内部質保証に関する業務の検証・評価を行っている。また、「愛国学園大学自己点検・評価の実施に関する規程」を制定し、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会を設置しており、教育研究活動等の状況についての包括的な自己点検・評価を自主的かつ定期的に実施している。

今回の認証評価で提出のあった自己点検評価書等において、多くの誤表記及びエビデンス資料の不備があるため、正確な把握と表記が可能となるよう、責任体制の改善が必要である。

自己点検・評価活動の一環として、教学関連の委員会を中心に、学生による授業評価アンケート、教育設備等に関するアンケート、卒業時アンケートを行い、「FD 活動報告書」として取りまとめ、学内で情報を共有している。

IR 専従の教職員や組織の配置はないが、各部署において、データの分析をもとに自己点検・評価を行っている。

〈改善を要する点〉

○今回の認証評価で提出のあった自己点検評価書等において、多くの誤表記及びエビデンス資料の不備があるため、最終的な事実確認とまとめ上げる責任体制について改善を要する。

〈参考意見〉

○現状把握のためのデータの収集と分析について､現在は各部署において実施しているが､大学全体としての収集・分析機能を強化していくために、IR 組織の充実が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「愛国学園大学における内部質保証方針」に基づいて、PDCA サイクルの構築に努めている。収容定員の未充足については改善が必要であるが、各部署の責任者は業務の目標を定め、その実績の検証・評価を行い、学長に報告し、次年度の目標に結びつけている。また、法人による情報公表及び大学単独の財政状況に課題はあるものの、事業計画と事業報告は理事会に説明し承認を得ている。

中期計画において、教育体制の見直しを重点項目とし、主専攻・副専攻の体制を構築したものの、学生募集には結びつかず、長年にわたって収容定員を充足することができないでいる。その期間、募集目標とその結果とのかい離がますます大きくなっているにもかかわらず、中期計画の修正はしないままであり、抜本的な対策をとっていないため、収容定員に見合う大学運営の改善・向上が必要であるが、中期計画と単年度結果との検証までは行っている。

〈改善を要する点〉

○「学校法人愛国学園中期計画（令和 2 年度より令和 6 年度)」を定めているが、そのうちの募集計画について、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度まで、コロナ禍の影響もあり留学生が激減したため当初の計画とは大幅にかい離したが、その後の計画の見直しを行っていないため、PDCA サイクルに基づき、抜本的な学生募集策を再計画して実行するよう改善を要する。

○適切な学生受入れ数の維持、法人による情報の公表、大学単独での財務基盤の確立及び収支バランスの確保について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域との連携

A－1．社会貢献

A-1-①　人的・物的資源の活用による地域社会への貢献

A-1-②　地域・社会との連携による貢献

【概評】

平成 24(2012)年 11 月に「四街道市と愛国学園大学との連携協力に関する包括協定」を締結しており、四街道市の施策の推進や地域の課題解決に対して連携を図るとともに、学生による地域づくり活動やボランティア活動を展開している。四街道市との連携としては、「四街道市総合企画審議会」への教員の参画や四街道市及び四街道市教育委員会との共催による「市民大学講座」の開講等がある。学生のボランティア活動や地域活動としては、「四街道市国際交流協会」の「外国人による日本語スピーチ発表会」への留学生の参加や「四街道市産業まつり」への学生の出店参加等がある。

地域研究と地域貢献を実現する機関として、北総文化研究センターを開学と同時に設立している。北総文化研究センターでは、千葉県北部地域自治体が発行する資料の収集に取

組んでおり、市町村要覧をはじめ各自治体の史籍等、貴重な文献の整理保存を行っている。また、北総地域に関連する各種の研究にも取組み、定期的に研究会を開催するとともに、その成果を「人間文化研究紀要」を通じて公開している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．外国人留学生に対する特別支援

令和 2(2020)年 4 月現在の外国人留学生は 183 人であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、アルバイトによる収入が大幅に減少し、生活に困窮する学生が出ることとなった。これら外国人留学生の窮状に鑑み、愛国学園三浦亮一奨学基金から特別奨学金として退学予定や休学者等を除く 163 人の外国人留学生に対して 10 万円の支援を行った。

また、翌令和 3(2021)年 9 月には、昨年度に引き続き、外国人留学生に対する支援として、理事長からレトルト食品の寄贈を受け、120 人の外国人留学生に支給した。外国人留学生は、アルバイト機会も従前に比して減少しており、日常の生活支援を行った。

２．障害学生の受入れ

本学における障害学生の受入れは、人数的には多くはないが、従前から外部団体による障害学生の受入れ方策等に関する研修に教員を派遣して理解を深めることとしている。こうした点を踏まえ、令和 3(2021)年度から心理・生活専攻の開設科目として「障がい者コミュニケーション」を新たに開講して、障害者に対する理解と共生の促進、聴覚障害を中心とするコミュニケーション法の指導を行っている。これに加えて、令和 4(2022)年 7 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定し、教職員が共通理解をもって対応することとした。

なお、令和 3(2021)年度から、聴覚に障害のある学生が入学しており、手話のできる職員が折に触れ対応し、学生窓口には電子メモパットを用意するとともに、授業に当たっては、教員の音声をパソコン上に表示するための機器の貸出しなどの対応を行っている。

３．外国人留学生を対象とした在籍管理

外国人留学生の在籍管理を的確に行うため、令和 3(2021) 年度に留学生・国際交流委員会を改組し、留学生在籍管理委員会を設置した。委員会の最大の任務は、外国人留学生の除籍・退学の防止であり、過去 3 年間の除籍・退学処分の事由を調査・分析した。その結果、1 年後期から 3 年前期に除籍・退学が集中していることを確認し、調査により除籍・退学者が多かった学生の出身校である日本語学校は指定校から外した。

出席管理は、各年度第 5 週及び第 10 週に行う出席不良調査を踏まえて指導を行っている。調査において出席不良気味だった学生には、先ずメール、対面指導で注意し、情報は担任教員とも共有している。それでも是正されない場合には、電話、郵便（普通郵便、内容証明郵便）のほか、委員会教職員による自宅訪問も行っている。そうした努力により、除籍・退学者は減少している。

学納金の納入に関しては、新型コロナウイルス感染症の関係で外国人留学生のアルバイトに大きな影響が出たことから、早めに対応することにした。先ず学納金の納入状況の把

握を今まで以上に丁寧に行い、分割納入を希望する学生が諸般の事情で納入期限を過ぎていることがあれば、早めに当該学生と連絡をとり、分納計画の再考を促した。そうした指導により学納金に対する学生の意識は高まり、納入状況は確実に向上し、更には、除籍・退学の減少につながっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度
所在地　　千葉県四街道市四街道 1532

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間文化学部	人間文化学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 18 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

2 愛知工科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的は、建学の精神に基づいて定め、大学学則及び大学院学則に具体的かつ簡潔に規定している。併せて、教育指針「心を磨き、技を極め、夢に挑む」を設定するとともに、教育目標「自立と夢の実現」を掲げており、いずれも大学の個性・特色を反映したものとなっている。使命・目的等は、ホームページに掲載して学内外に周知しており、その見直し等を行うに当たっては、教授会や研究科委員会で意見を聴取した後、理事会において審議・決定している。また、使命・目的等を達成するため、中期計画を策定し、諸施策を講じている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、教育目標等を反映して策定しており、その実現に向けて必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等により周知している。入学者選抜は、公正かつ妥当な方法及び体制により実施し、検証を行っている。学生募集については、一部の学科において収容定員未充足となっており対応が必要である。学修支援及びキャリア支援については、それぞれセンターを設置して教職協働により取組んでおり、TA(Teaching Assistant)制度やオフィスアワー制度を導入して教育効果の向上を図っている。学生サービス及び厚生補導についても適切な組織を整え、学生生活の現状把握と対応に取組んでいる。学修環境について、校地・校舎の面積は設置基準を満たしており、図書館、講義室その他の施設も適切に整備している。学修支援、学生生活及び施設等に関する学生の意見・要望については、学長との意見交換会や各種アンケート等により把握し、改善に努めている。

〈優れた点〉

○1 年次の学生に対し、学修ポートフォリオによる学修状況や生活状態の記録と共有を図りつつ、学科教員が面談を毎週実施し、適切な助言を与えている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標を踏まえて大学及び大学院のディプロマ・ポリシーを定め学内外に周知している。同ポリシーを踏まえた単位認定基準や卒業認定基準等は定めているが、大学院の学位論文審査における評価基準について規則化し、公表する必要がある。カリキュラム・ポリ

シーについても、教育目標を踏まえて策定し周知しており、これらのポリシーは、意欲・人間性・能力の要素をバランス良く高めるという観点で一貫している。また、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。専門教養科目は、「雁行型教育」等の独自システムを導入し、専門科目においてはグループワーク等の「協同学習形態」を基本としている。各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標達成の3 要素を明記し、授業評価アンケートにおいて学修成果の点検・評価を行い、授業改善に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐体制として、副学長等を置き、関係規則にその任務を定め、学長がリーダーシップを発揮する環境を整えている。教授会及び研究科委員会は、学校教育法及び教授会規程等に基づき適切に運営し、十分機能している。職員は、教学マネジメントに必要な体制を整え、大学事務分掌規程により役割を明確化している。教員及び職員の採用・昇任は、関係規則等に基づき行っている。FD(Faculty Development)は FD・SD 委員会が総合教育センターと連携して実施し、SD(Staff Development)は学内外の研修を活用し、教職員の資質及び専門性向上に努めている。研究環境について、教員に対して研究室、実験室及び研究費を配分するほか、「教育改革・プロジェクト研究経費」と称する大学独自の研究費を配分している。また、研究倫理規程等を定め、コンプライアンス教育及び研究倫理教育に取組んでいる。教員については、設置基準に定める教員数は満たしているものの、教授数に欠員が生じており、早急な対応が必要である。

大学は、これに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 5(2023)年 12 月 12 日付で 1 人の教授の採用を決定し、令和 6(2024)年 2 月 5 日付で 1 人の教授の採用及び工学部の准教授 1 人を教授に昇任することを決めた。これらの結果を 1 月 31 日及び 3 月 4 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び組織倫理に関する諸規則を整備し、中期目標・中期計画に基づき、適切かつ誠実な運営を行っている。情報の公表については、概ね法令に基づき行っている。環境や人権に関する諸規則を定めるとともに、危機管理規程や危機管理マニュアル等を整備して、環境保全、人権及び安全に配慮した体制を整備している。理事会は、法人の最高意思決定機関として適切に機能し、寄附行為及び「学校法人電波学園理事会業務規則」により、理事長がリーダーシップを発揮する体制を整えている。監事及び評議員を適正に選任して、法人及び大学の相互チェックの機能性を担保している。

財務運営について、大学の経常収支差額は厳しい状況であるが、法人全体では資産運用収入及び金融資産の確保等により、安定した財務基盤を築いており、会計処理についても、学校法人会計基準及び関係規則に基づき、適正に行っている。

「基準６．内部質保証」について

「愛知工科大学自己点検評価に関する規程」に基づき、毎年、自己点検・評価を実施し、

評価結果及び改善・向上方策を自己点検評価書にまとめ、内部質保証の方針として学内外に公表している。内部質保証のための恒常的な組織として、総括責任者の学長のもと、自己点検・評価委員会を核とする内部質保証体制を整備している。分野ごとの責任体制も明確にしており、点検・評価に係る情報の収集及び分析は、大学評価企画 IR 室が担当している。三つのポリシーを起点とした内部質保証の点検・評価は、全学的な連携体制により行い、中期目標・中期計画及び年度計画の実施結果を精査し、その評価結果をもとに中期目標・中期計画の見直し及び次年度計画の策定を行っている。一部改善が必要な事項が見受けられるが､今後はこの事項への対応と内部質保証に係る評価精度の向上が課題である。

総じて、建学の精神に基づく大学の使命、教育指針及び教育目標を定め、その実現に向けて、学修環境、教育研究環境の整備・充実に取組んでいる。教授数の未充足などの問題はあるが、内部質保証のための自主的・自律的な点検・評価を毎年実施し、その結果を踏まえた PDCA サイクルを回し教育の改善・向上に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.協同教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. IoT・AI エンジニアリングコース
2. 授業・研究における SDGs への取組み
3. 地域企業トップによる講義

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的を建学の精神である「社会から喜ばれる知識と技術をもち歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し英知と勤勉な国民性を高め科学技術、文化の発

展に貢献する」に基づいて定め、大学学則及び大学院学則に具体的かつ簡潔に規定している。併せて、教育指針「心を磨き、技を極め、夢に挑む」を設定し、教育目標「自立と夢の実現」を掲げている。いずれも大学の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢に対応して、学科改組やコースの新設を行い、必要に応じて使命・目的及び教育目標等の見直しを実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目標の策定並びに見直しを行うに当たっては、教授会、研究科委員会等で意見を聴いた後、理事会に提案しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的等は、ホームページに掲載して学内外に周知するとともに、それを反映した実行項目を中期計画に掲げている。

また、三つのポリシーは教育目標等を反映して策定しており、1 学部 3 学科及び 1 研究科に加え、複数のセンターや研究所を設置して、使命・目的及び教育目標を達成するために必要な組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標「自立と夢の実現」を踏まえ、工学部、工学部の各学科、工学研究科それぞれ

のアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項やホームページなどにより周知している。

入試委員会を柱とする適切な体制のもと、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を公正かつ妥当な方法で実施し、検証している。入試問題は大学が自ら作成しており、合否判定は「入学選考委員会」の審議、教授会の意見を踏まえて学長が決定している。

学生募集については、継続的な教育改革、ホームページや SNS などを活用した魅力の発信、「学園姉妹校高等課程」や日本語学校との連携などの全学的な施策に加え、近隣の高校との連携やオープンキャンパスでの対応方法の工夫など学科ごとの特徴を生かした対策を実施しているが、一部の学科で収容定員を下回る傾向が続いていることから、今後、更なる努力により学科定員が充足することを期待したい。

〈改善を要する点〉

○工学部電子ロボット工学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○工学部機械システム工学科の収容定員充足率が低くなっている点について、今後、更なる努力により収容定員充足率の向上に期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

共通基礎科目系の学修支援体制として、教員主体の総合教育センターを設置し、学務課の職員と協働してオフィスアワーの集約・周知などの学修支援に取組んでおり、その取組み状況は詳細な年報にまとめられている。実験・実習及び演習科目において、TA 及び SA(Student Assistant)制度を導入し、教育効果の向上を図っている。

中途退学､休学及び留年等の要因を的確に分析し､学力不足による成績不振に対しては、入学前教育、能力別クラス編制等の対策を講じるなど、要因ごとに適切な対策を実施している。学生生活及び学修状況について、担任及び学科教員が面談を通じて把握し、下宿先訪問や保護者との面談を行い、早期対応を図っている。

〈優れた点〉

○1 年次の学生に対し、学修ポートフォリオによる学修状況や生活状態の記録と共有を図りつつ、学科教員が面談を毎週実施し、適切な助言を与えている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア教育として、必修科目「修学・キャリア形成 1」「修学・キャリア形成 2」などを開講し、人間性の向上及び職業への考え方の醸成に取組んでいる。入学オリエンテーションにおいて実施する地元企業見学研修や夏期休業中の企業研修インターンシップを制度化し、技術者に求められる要件への理解及び企業から求められる知識の修得に取組んでいる。

定例で開催しているキャリアセンター委員会をはじめ、キャリアセンター、学務部及び各学科が連携した教職協働によるキャリア教育のための支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、各学科から選出された教員、学生相談室、保健担当教員及び学務課職員から成る学生委員会を組織し対処している。各クラスに担任を配置し、学生の学修及び生活面での現状把握と対応に取組んでいる。

加えて、クラス担任会を定期的に開催し、大学の取組み事項の共有及び担任間の意識合わせを行っている。

健康管理支援のために保健室、臨床心理士が常駐する学生相談室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談などを行っている。課外活動については、前年度の活動実績に基づき活動支援費を配分し支援している。

大学独自の奨学金制度や授業料減免制度により、学費などの負担軽減のための経済的支援を行っている。

〈参考意見〉

○保健室に専属の人員を配置していない点について、専属の医師や看護師などの資格者を置くことが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、設置基準を満たしており、運動場、体育施設、情報処理施設などの施設・設備を計画的に整備し、講義・課外活動を中心に有効活用している。実験・実習用教室、コンピュータルーム等の教育目標の達成のための学修環境を整備し、有効に活用している。

学術情報資料を確保した適切な規模の図書館及び情報コンセント・無線 LAN アクセスポイントなどの ICT（情報通信技術）環境を整備している。建物間移動のバリアフリー化や防犯を考慮した上での学生証による入退室管理など、施設・設備の利便性に配慮している。

授業を行う学生数は、教育効果を上げられる人数となっている。

校舎は全て耐震基準を満たしており、緊急地震警報設備の設置及び転倒防止対策を計画的に実施している。「防災マニュアル」「安全マニュアル」を全学生・全教職員に配付し、毎年実施している避難訓練と合わせて防災・安全意識の定着を図っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活アンケート、学長との意見交換会、留学生との集い、「ご意見・ご提案箱」の設置など、さまざまな手段で学生の意見・要望を把握・分析し、学修支援の体制改善に反映している。隔年で実施している学生生活アンケートでは、心身の健康状態を含む設問への回答を分析し、結果を報告書としてまとめ、学生生活の改善に反映している。

学修環境に関しても上述の施策により、学生の意見・要望を把握・分析し、図書館の開館時間の延長など検討結果を改善に結びつけている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーについては、平成 25(2013)年度からの教育改革に伴い、教育改革推進会議が教育目標を踏まえ、工学部・工学研究科の三つのポリシーを明確化しており、それらをもとに各学科の三つのポリシーを策定している。

教育目標を踏まえた各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧やホームページ等で周知している。

学位論文審査基準の設定及び公表が求められるが、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定、進級、卒業及び修了認定の基準を定め、各種会議において審査を行い、厳正に適用している。

〈改善を要する点〉

○工学研究科において、学位論文審査の評価基準が定められておらず、ホームページでの公表も行っていないため、改善を要する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧等で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、意欲・人間性・能力の 3 要素をバランスよく高めるという観点で一貫しており、これらの要素を向上させる教育課程を体系的に編成し実施している。年次ごとの履修登録科目数の上限が設定され、シラバスには、3 要素の貢献割合を明記し、授業評価アンケート結果に基づく授業改善を促すように整備している。

また、専門教養科目において、「雁行型教育」等の独自システムを導入し、総合教育センターが中心となって授業の運営に当たっている。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施に当たっては、授業レベルで学生同士、教員と学生間での教え合いを促す「協同学習形態」を基本とし、学生の能力や意欲を高めているほか、優れた取組みの共有を目的として、授業参観や「ベストレクチャラー賞」を実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に当たり、シラバスに、ディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標達成の 3 要素の割合を明記している。授業評価アンケートにおいては、これらの要素について自己評価を学生に記入させ、科目レベルでの学修成果の評価結果を授業改善に活用している。また、授業の満足度が一定値を下回る科目担当者に対して、FD・SD 委員会は、学生意見に対するフィードバックコメントのチェックや改善要望を伝えている。

進級におけるアンケートにおいて、年間の学びによる自己成長や 3 要素の養成に関する設問を含むことで、学修成果の点検・評価を授業以外でも実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会、総合企画会議及び各種委員会の審議を踏まえて学長が意思決定を行う体制を構築している。学長が教授会に意見を求める重要事項については「愛知工科大学教授会審議事項に係る細則」に明確に定めている。学長のリーダーシップのもとで総合企画会議、教育改革推進会議、AUT 教育研究会、総合教育センター及び教務委員会が連携し、適切な教学マネジメントの実施に努めている。また、大学の基本方針や取組み状況について、全教職員参加の教職員連絡会で学長が説明を行い、周知することで意思統一を図っている。

「学校法人電波学園組織規程」「愛知工科大学事務組織規程」「愛知工科大学事務分掌規程」等を定めているほか、各種委員会に職員が参加することで、組織体制における教職協働を推進している。職員の評価については、「職員の勤務成績の評価に関する規程」を定め、「人事評価マニュアル」を整備している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用及び昇任に伴う資格審査は、「愛知工科大学教育職員任用及び昇任規程」「愛知工科大学工学部教員選考基準」を定め、適切に実施している。学長は、教員の採用及び昇任について諮問委員会に諮り、教授会の意見を聴いて理事長に候補者を推薦している。

FD・SD 委員会と総合教育センターとが連携し、FD セミナーを開催しているほか、「ベストレクチャラー賞」受賞教員による授業紹介や教員相互の授業参観を通して、授業改善に向けた取組みを行っている。

教員数については、設置基準で定める基準数を満たしているが、大学全体で教授の人数が不足しているので改善を図る必要がある。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 5(2023)年 12 月 12 日付で 1 人の教授の採用を決定し、令和 6(2024)年 2 月 5 日付で 1 人の教授の採用及び工学部の准教授 1 人を教授に昇任することを決めた。これらの結果を 1 月 31 日及び 3 月 4 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○設置基準で定める基準数に対し、大学全体で教授が 2 人不足しているので、早急に必要な教授数を確保するよう改善が必要である。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD については、SD 活動に関する「事務委員会規程」を制定し、SD 実施方針及び計画を作成している。学内研修としては、管理監督者対象の「部科（課）長研修会」、新任教職員研修会等の各種研修会を実施している。月 1 回開催される教職員連絡会での学長講話は、SD 研修の一環となっている。日本私立大学協会などの外部機関が主催する専門別学外研修会にも教職員が参加し、個人の能力開発と資質向上及び専門性向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には、研究室と卒業研究用に実験室を付与し、研究が遂行できるように支援している。また、卒業研究を担当する新任教員には「卒業研究創設費」を配分し、教育・研究の立上げを支援している。「愛知工科大学研究倫理規程」等を制定し、教授会において教員に周知しホームページにも掲載している。

研究活動に対しては、一定額の研究費を配分している。加えて、学内公募をもとに競争的に経費を配分する「教育改革・プロジェクト研究経費」を運用し、配分額は学内に公開している。

外部研究資金の確保のため、イントラネットに公募案内を掲示し、学内に周知することで科学研究費助成事業等への申請を促進している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法人の目的を、大学学則に建学の精神にのっとった大学の使命を定め、周知している。6 か年計画の「愛知工科大学中期目標・中期計画」を教授会で審議、策定し、評議員会及び理事会で審議し決定している。中期目標・中期計画は、総合企画会議が改善意見を集約し、教授会に諮りながら実現のための継続的努力を行っている。また、公益通報者保護規程を定めるなど、規律と誠実性の維持に努めている。

環境保全、人権、安全面については、関連する諸規則を整備しているほか、耐震補強にも努めている。また、危機管理マニュアル等を整備し、学生及び教職員を対象にした防災訓練を定期的に実施している。

財務及び教育研究活動等の状況についての情報は概ね適切に公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の最高意思決定機関として寄附行為に基づき体制を整備し、適切に運営している。理事会は、年 6 回開催しており、理事の出席状況は適切である。理事会の前に理事長から評議員会に対し意見を求める事項を寄附行為第 21 条に定め、適切な運営に努めている。理事会を欠席する理事からは、事前に議案ごとに賛否を記載した「意思表示書」の提出を受けている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図るため、「学校法人電波学園理事会業務規則」に理事長及び学長への委任事項を定めており、速やかな意思決定に努めている。学園運営委員会及び事務委員会で法人事務局と大学との連絡調整を行っているほか、

年 3 回開催される各校協議会で意見交換を行い、法人及び大学の意思疎通と連携を保つことで、各管理運営機関の相互チェックは機能している。

寄附行為に基づき評議員会を設置し、適切に運営している。評議員及び監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っている。監事は、理事会及び評議員会に全て出席し、毎会計年度、監査報告を行っている。

教員からの提案は学科会議を通してくみ上げ、職員からの提案は業務個人目標を設定する面談等の機会を活用してくみ上げている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人予算の作成に当たっては、全体方針案に基づき法人設置各校が実施計画書を策定し法人事務局に提出され、ヒアリング、折衝により最終調整が行われた後、評議員会、理事会で審議、成立する。補正予算についても評議員会、理事会で審議、決定している。

経常収支差額について、大学単体では学生数の減少もあり赤字になっているが、法人全体では資産運用収入の確保等によりプラスを継続し、金融資産も多く借入金もないため、安定した財務基盤を確保している。

併せて、新たな視点でのテーマから研究展開につながる外部資金の獲得にも継続して努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、経理事務施行細則などの関連規則に基づき適正に処理が行われている。

予算の執行に当たっては、予算管理システムを導入し、目的別の予算管理に努めている。

法人は、非常勤監事 2 人を置き、監事による業務監査及び会計監査を実施するほか、「学校法人電波学園内部監査規程」による内部監査、監査法人による監査及び科学研究費助成事業等の外部資金の監査体制を整備し実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則に「目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」を規定するとともに、「愛知工科大学自己点検評価に関する規程」に基づき、毎年、自己点検・評価を実施している。評価結果及び改善・向上方策については、自己点検評価書にまとめ、内部質保証の方針として公表している。また、内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・評価委員会を核とする内部質保証体制を整備して、統括責任者である学長のもと、分野ごとの責任体制も明確に示している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

組織的な点検・評価は、中期目標・中期計画に基づき、学部長や学務部長等で構成する自己点検・評価委員会が行い、それに係るエビデンスの作成は、各部署の業務に関する情報やデータを統一的に集約する大学評価企画 IR 室が担当している。自己点検評価書を毎年作成し、総合企画会議及び教授会に諮った後、ホームページにより学内外に公表するとともに、その内容を次年度計画に反映している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の点検・評価は、大学における教学の全ての権限と責任を担う学長のもと、全学的な連携体制を整備し、PDCA サイクルを回し行っている。具体的には、自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえて策定した中期目標・中期計画及び年度計画の実施結果を精査し、その評価結果を踏まえて中期目標・中期計画の見直しを行うとともに次年度の計画を策定、実行している。一部早急に対応が必要な事項もあるが、PDCA サイクルの仕組みは確立しており、今後はその精度の向上に努め、内部質保証の仕組みの更なる機能強化に期待したい。

〈改善を要する点〉

○学位論文に係る評価に当たっての基準の制定と公表、設置基準に定める教授数の確保について､改善を要する事項があり､内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．協同教育

A－1．地域と連携した協同教育

A-1-①　地元自治体、高等学校、産業界等との協同教育の取組みと継続性

A-1-②　個性ある多様な取り組みの具体性

【概評】

地域・産学連携センターを窓口とし、地元自治体、高等学校、産業界等との協同教育の枠組みである「三河中央「人・モノ・地域づくり」コンソーシアム」を発足させ、企業の持続的成長を担う人材育成に地域総掛かりで推進してきた｡高等学校との連携事業の企画･検討を進め、新型コロナウイルス感染症の流行により中断されるまで、高等学校教員の大学授業見学や、高等学校での事例の取組みに関する合同発表会「三河地域モノづくり実践研究発表会」を続けてきた。行政との連携では、地域の課題解決に向けた地域活性化プロジェクトとして、学生による市内店舗等のピーアール動画の制作、アプリケーションの開発などにも取組んだほか、企業見学会、産学連携による PBL(Project Based Learning)など実践的な教育プログラムが行われている。

1 年次からのインターンシップ研修制度は、早期の就労体験による学びへの意欲の喚起と維持に結びついており、社会に喜ばれる人材の育成を目指す建学の精神を実践する制度として特筆すべき点である。

「高大接続」「人財育成」「地域連携」「大学活用」等を包括して推進するコンソーシアムは、地域で学び成長するための大規模な仕掛けであり、さまざまな世代の地域住民とともに、地域や人生について考える場を整備している。新型コロナウイルス感染症の流行により一部の活動が停滞しているが､今後､地元自治体､高等学校､産業界等との協議が進み、活動が再開されることに期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. IoT・AI エンジニアリングコース

本学では、IoT(Internet of Things)時代のモノづくり人材を育成するため、従来の学科別教育に加え、学科横断型の IoT モノづくりコースを平成 29(2017)年から設置している。令和 4(2022)年度からは今までの実績をベースに、さらに AI も含めたエンジニア育成に拡張した IoT･AI エンジニアリングコースと名称変更している。このコースは IoT のコア技術となるデジタル技術、ネットワーク技術、AI も含めたデータ処理技術を柱とし、学科の必修科目と学科が指定するコース科目及び学科横断の共通科目を履修修得することで、学科の学び修得に対する学士の学位と合わせて IoT･AI エンジニアリングコースの修了証書を与えるというものである。このコースへは 2 年時に各学科 5 人程度を特別選抜する形としている。本コースでは実践的教育に力を入れており、例えば「IoT 実践実習」ではコースで学んだ実践的な知識・技術を集大成させ、実用性を目指した実習課題に取り組んでいる。地域行政とも連携し実際の現場の課題を提示いただきそれを解決するというテーマなどにも取り組んでいる。成果発表会には企業並びに市役所の方にも聴講いただき、地域の活性化に貢献している。

2. 授業・研究における SDGs への取組み

SDGs を意識した様々な取り組みを行っている。本学ホームページでは研究室・教員紹介ページの中で 17 個の SDGs の目標項目と各教員の研究テーマとの関連を明示している。また、講義の中では、実社会で実践的に活かす知識と、SDGs の達成に貢献するエンジニアを目指す教育に力を入れている。例えば「地域振興プログラム」という科目では、大学が所在する蒲郡市と幸田町の企画政策課と連携し、行政で困っている課題への解決施策案を、IoT や AI、自動運転、VR、次世代ロボットなど未来の工学視点からグループで検討・発表・提案するという講義であるが、この中でも SDGs 視点からの課題解決を進める取り組みを行っている。具体例として、蒲郡市のサーキュラーシティ（循環型都市）推進のために、SDGs の「目標 12、 つくる責任 使う責任」から持続可能な消費と生産のパターンを確保するための課題並びに、幸田町からは 2022 年 9 月 23 日の台風 15 号の影響による大きな被害事例をもとに、SDGs の「目標 11、 住み続けられるまちづくりを」が課題として提示され、授業の中でのグループ検討を通して解決策の提案を行っている。

3. 地域企業トップによる講義

三河地域は、自動車産業を中核として裾野の広い業種の企業が集積しており、日本一のモノづくり拠点として日本の活力を牽引している。この三河地域における地域企業の現役企業経営者らにお願いをしてモノづくり関連の特別講義を実施している。「三河企業のモノづくり戦略」、「国際社会と日本企業」、「モノづくり人材育成」、「企業マインド創造」などの講義である。「三河企業のモノづくり戦略」では近藤製作所社長、蒲郡製作所社長、鈴木化学工業社長など地域企業の現役経営者の方々に講義をお願いしている。1 年次から開講されるこれらの講義を通じて早い段階から学生のモノづくりへの関心を高める取り組みを行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　愛知県蒲郡市西迫町馬乗 50-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械システム工学科　電子ロボット工学科　情報メディア学科
工学研究科	システム工学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 7 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 8 日	11 月 8 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

3 青森中央学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人の建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」に基づく大学及び大学院の使命・目的は、学則などに明文化され、学生・教職員に周知するとともに、ホームページなどにおいて分かりやすい文章で公表されている。

大学は、地域貢献の理念、国際化対応、少人数教育の実施を個性・特色に掲げ、国際的感性をもって地域課題の解決を目指す人材の育成を行っている。

大学の使命・目的は、「青森中央学院大学・青森中央短期大学ガバナンス・コード」「青森中央学院大学中期計画（令和 5(2023)年度～令和 7(2025)年度）」（以下「中期計画」という。）、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映され、社会情勢の変化などに対応した見直しが行われている。大学の使命・目的を達成するための学部、研究科、事務組織、支援センターなどを整備している。

「基準２．学生」について

教育の目的を踏まえた学部ごとのアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項などで周知している。入学者選抜は、入試広報委員会を中核に全学体制で厳正かつ適切に実施し、収容定員を上回る在籍学生を確保している。「学習支援センター」を中心に学部と連携した教職協働による学生支援を行っている。キャリア支援センターとキャリア支援委員会が連携し、教育課程内外にわたるキャリア支援を行い、高い就職率を維持している。「学習支援センター」を中心に学生サービスや厚生補導のための組織を整備し、正課・課外活動、経済面、健康面において支援を行っている。校地・校舎などの学修環境を整備し、施設・設備の利便性を確保している。学修支援、学生生活、学修環境に対する学生の意見・要望は、「学生 FD 委員による座談会」や各種アンケートなどを通じて意見・要望をくみ上げている。

〈優れた点〉

○教育課程の内外にわたってきめ細かいキャリア支援体制を整備し、公務員講座や看護師・保健師国家試験対策、インターンシップや臨地実習などのキャリア支援プログラムを実施することによって高い就職率を維持していることは評価できる。

○「サークルスタートアッププロジェクト」「ねぶたのお面制作プロジェクト」など、学生が主体的に取組む事業に対して「学生プロジェクト支援制度」を整備し、経済的支援を

行うことによって地域理解の促進と学生の成長支援を行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学は、令和 4(2022)年度に三つのポリシーの見直しを行い、令和 5(2023)年度から適用した。教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・卒業認定及び修了認定の基準を策定し、学生便覧などに明示し、ガイダンスなどで学生に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は確保され、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されている。学部において学務委員会が中心となり適切に教養教育を実施している。FD(Faculty Development)活動を通じて、授業内容や教授方法の改善・工夫・開発に努めている。

科目の学修とディプロマ・ポリシーに示される学修目標との関連をカリキュラム・マップに明示し、シラバスにおいて科目ごとの具体的な内容を示している。「アセスメントプラン」を定め、それに基づき「アセスメント報告書」で三つのポリシーの点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに学長補佐を置き、学長の意思決定の先議・調整を行う部局長会議を設置し補佐体制を整備するとともに、教学マネジメント委員会、学部教授会、研究科委員会などの位置付けと役割を明確にした教学マネジメント体制を構築している。職員を適切に配置し、教職協働による大学運営を行っている。大学及び大学院ともに設置基準で定める必要教員数を確保し、学部・研究科などに適切に配置している。教員の採用・昇任は規則にのっとり適正に運用している。「学校法人青森田中学園 SD 活動規程」に基づき、法人全体の研修会を含めた SD(Staff Development)研修を組織的に実施し、職員の資質・能力の向上に努めている。専任教員の個室研究室の配置や必要備品の配備など研究環境の整備に配慮するとともに、研究倫理に関する規則を定め、研究倫理教育を実施している。個人研究費規程などを定め、学術研究活動、地域課題研究活動に対して大学の資源を配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人・大学の組織倫理は、ガバナンス・コードなどに定め、環境保全・人権・安全に配慮するなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事・監事・評議員は、寄附行為にのっとり選任し、定期的に開催する理事会・評議員会の出席状況は適切である。大学経営会議を設置し、経営に関する重要事項を審議するなど、法人と大学相互の意思疎通・意思決定及び相互チェック機能を整備している。監事は、理事会・評議員会に出席し、法令に定める監査及び監査報告を行い、必要に応じて意見を述べている。

法人は「青森田中学園中期経営計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」（以下「中期経営計画」という。）に基づき法人運営を行い、法人全体及び大学単体では安定した財務基盤を確保している。会計処理は、学校法人会計基準や経理規程などに基づき適正に実施され、補正予算は適切に編成されている。

「基準６．内部質保証」について

大学は、学則などに基づき「教育の内部質保証に関する方針」を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価活動を実施している。学修成果の点検・評価は、大学全体・学位・授業科目レベルで実施し、結果を「アセスメント報告書」にまとめ学内で共有している。IR(Institutional Research)活動は、法人企画部などが調査やデータ収集を行い、集計結果として「授業評価アンケート集計」などを学内外に公表している。三つのポリシーを起点とした内部質保証の点検・評価は教学マネジメント委員会が、中期計画に基づく大学運営の内部質保証の点検・評価は自己点検・評価委員会が中心となって進捗管理及び計画の見直しを行っている。大学運営の改善向上のための PDCA サイクルの仕組みを構築し機能している。

総じて、大学の使命・目的が目指す人材育成を行い、教職協働体制のもとで自己点検・評価活動を実施している。経営・管理における法人と大学の意思疎通は保たれ、中期経営計画、中期計画を支える安定した財務基盤を確保している。自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果を大学運営の改善向上に生かしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」に基づく大学及び大学院の使命・目的は、大学学則、大学院学則において明文化され、大学案内、学生便覧、ホームページなどにおいて分かりやすい文章で学内外に公表されている。大学の個性・特色として、地域貢献の理念、国際化対応、少人数教育の実施を掲げ、国際的感性をもって地域課題の解決を目指す人材の育成を行っている。平成 30(2018)年 4 月には、別科助産専攻を

開設し、地域の助産活動・周産期医療の充実・発展に貢献している。

令和 4(2022)年度に、使命・目的及び教育目的を反映するガバナンス・コードの制定、三つのポリシーの見直し、中期計画の更新を行うなど社会情勢の変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的を反映するガバナンス・コード、三つのポリシー、中期計画は、その策定・見直しの過程において教職員の意見を聴き、理事会などで役員が確認し承認している。

大学の使命・目的及び教育目的は、ガバナンス・コード、大学学則、大学院学則、学生便覧、大学案内などを通じて学内外に周知するとともに、学生に対しては新入生オリエンテーション・ガイダンスなどで、教職員に対しては教員研修会、事務局研修会などで説明・周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、中期計画及び三つのポリシーに反映し、ホームページで公表している。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科・専攻、別科、研究所、事務組織、支援センターなどの教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた学部ごとのアドミッション・ポリシーが定められ、学生募集要項やホームページ等で周知するとともに、オープンキャンパスや進学相談会等において説明している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、入試広報委員会を中核として全学体制で厳正かつ適切に実施され、同委員会の「事業活動 PDCA サイクルシート」により検証が行われている。また、法人企画部 IR 担当と連携して入試区分ごとに入試選抜の妥当性を検証している。入学定員に沿った適切な学生の受入れについて、大学全体の収容定員は充足し、在籍学生を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は「学習支援センター」が中心となって行い、学生相談室、健康管理室が学部と密接に連携しながら教職協働で学生の支援に当たっている。「学内ワークスタディ制度」を活用して学生が教員の教育活動の支援を行っている。全ての専任教員を対象にオフィスアワーが設定され、ポータルサイトで周知されている。障がいのある学生に対しては、「学習支援センター」が相談窓口になり、学部長が合理的配慮の内容を決定して支援を行っている。また、中途退学防止策として実施する学修に困難のある学生に対する支援は、教員と事務職員とが協働して行い、早期発見から対応まで一連のサイクルが確立され機能している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援は、キャリア支援センターとキャリア支援委員会が連携しつつ教育課程内外にわたり実施している。教育課程内では、経営法学部においては「キャリア・プランニング」「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」などの科目が、看護学部では「自己の探究」「チームケア論」「キャリアアップ特論Ⅰ」「キャリアアップ特論Ⅱ」などの科目が設置され段階的に指導をしている。教育課程外で実施する、経営法学部の「学内企業セミナー」や、看護学部の「キャリア支援セミナー」などは、その支援内容が地元新聞などでも取上げられている。

また、就職・進学に対する相談・助言は、キャリア支援センターやキャリア支援委員会

のみならず、全ての教員が個別相談や助言をするなど充実した支援体制を構築している。その結果、両学部ともに高い就職率が維持されている。

〈優れた点〉

○教育課程の内外にわたってきめ細かいキャリア支援体制を整備し、公務員講座や看護師・保健師国家試験対策、インターンシップや臨地実習などのキャリア支援プログラムを実施することによって高い就職率を維持していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「学習支援センター」は、学生サービス及び厚生補導のための組織として適切に機能している。健康面への相談は健康管理室が担い、看護師である常駐の専任職員が学生・教職員からの健康相談に当たっている。学生の心的支援・生活相談は「学習支援センター」と学生相談室が中心となって行い、専任職員の公認心理師などが相談に応じている。

学生の課外活動を促すため「学生プロジェクト支援制度」を整備するとともに、所定の入学試験を通して学業成績やスポーツの成績、高校時代の資格取得、人物などの観点から特待生として選考し、授業料を減免するなど適切に経済的支援を行っている。また、私費外国人留学生に対しても、授業料を減免する制度を設けて経済的負担の軽減を図っている。

〈優れた点〉

○「サークルスタートアッププロジェクト」「ねぶたのお面制作プロジェクト」など、学生が主体的に取組む事業に対して「学生プロジェクト支援制度」を整備し、経済的支援を行うことによって地域理解の促進と学生の成長支援を行っていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上、必要な校地、校舎、講義・実習室、図書館等の学修環境を整備している。

また、施設・設備の運営・管理は、計画的に専門業者に委託して保守点検を行い、適切に管理している。適切な規模の図書館には十分な学術情報資料を確保しており、開館時間も適切である。学生のノートパソコン必携化を行い、全ての教室に無線 LAN を設置するなど ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。障がいのある学生を受入れるため、バリアフリーへの対応等がなされ、施設・設備の利便性を確保している。

各授業科目の教育効果を十分に上げられるよう、クラスサイズを管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善アンケート」は、学期ごとに学期途中と学期末の 2 回実施され、学修支援に関する学生の意見・要望を把握している。特に、自由記述については、教員からの回答をポータルサイトで公開している。また、学生 FD 委員による座談会を実施し、授業改善に限定することなく、広く学生の意見を聴取している。

毎年度末に実施される「学生満足度アンケート」や卒業時に実施される「学生満足度調査」を通して学生生活や施設設備の改善に関する学生からの意見･要望をくみ上げている。

〈参考意見〉

○「授業改善アンケート」「学生満足度アンケート」などの回答率が低いため、有効回答率を高める施策を講じることによって、学修支援などに関するさまざまな学生の意見・要望を把握・分析できるシステムを構築し、適切な改善を行う体制を整備することが望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部及び大学院において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページに掲載するとともに、学生便覧にも明示することで周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を学則に定め、学生便覧等に明示し、ガイダンスなどを通じて学生に周知している。

学則、試験規程等に基づいて単位認定基準を適正に運用しており、学則、学位規程等に基づいて卒業・修了認定基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部及び大学院の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえカリキュラム・ポリシーを定めており、ホームページに掲載するとともに、学生便覧にも明示することで周知を図っている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、教育課程を構成する各科目群について、ディプロマ・ポリシーのどの項目に示される能力を育むために設置しているのかを明示しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。

学部において、学務委員会が中心となり適切に教養教育を実施している。

FD 委員会を中心とする全学的な組織体制を整備し、FD 研修をはじめとする授業内容・方法の改善に取組んでいる。

〈参考意見〉

○シラバスの確認が教員各自に委ねられており、学修時間の記載が不適切な科目が散見するため、シラバスチェックを組織的に実施し責任体制を明確にすることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部及び大学院にディプロマ・ポリシーを定め、それらのディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定、卒業認定、修了認定の基準を策定し、適切に運用している。各授業科目のシラバスには、当該科目の学修とディプロマ・ポリシーに示す学修目標との関連が明示されている。

「アセスメントプラン」を定め、それに基づき「アセスメント報告書」で三つのポリシーの点検・評価を行っている。「学習成果等アンケート」「卒業時の満足度アンケート」「就職先の企業等アンケート」、外部業者のジェネリックスキル測定テストなどを実施し、学修成果を点検・評価している。その点検・評価結果に基づき、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取組んでいる。令和 4(2022)年度に改正し、令和 5(2023)年度から適用された三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価の確実な実施に期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮できるように「教育組織運営規則」をはじめとする規則等を適切に定めるとともに、学長の職務を助ける学長補佐や意思決定の先議・調整を行う部局長会議を配置することによって学長を補佐する体制を整備している。

大学の使命・目的の達成のために、規則等に定める教学マネジメント委員会を配置し教学マネジメントに関する分析や課題の対応に取組んでいる。「教育組織運営規則」「学部教授会規程」「研究科委員会規程」等により、大学の意思決定の権限と責任及び教授会等の位置付けと役割が明確になっており、教学マネジメント体制を適切に構築している。

教学マネジメントの遂行に必要な教員及び職員を規則等に定めて各所に適切に配置することにより、教学マネジメントの機能性を確保している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準に定める人数以上の専任教員数を大学及び大学院でそれぞれ確保しており、学部学科等の教育目的及び教育課程に即して、専門分野ごとに適切な専任教員を配置している。

教員選考に関する規則に基づき、人事委員会が中心となって教員の採用・昇任に関わる手続きと審査を適切に実施している。

FD 委員会が中心となって組織的な FD 研修を継続的に実施しており、アンケートを通して FD 研修の検証と見直しを行っている。教育方法の事例共有、授業評価アンケートの分析及び学生意見の活用を通して、教育内容・方法等の改善に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人青森田中学園 SD 活動規程」、事務局職員像及び SD マップ等に基づき、法人全体の研修会を含めた SD 研修を組織的に実施することにより、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に努めている。

高等教育政策の動向や学生支援、職能開発等、幅広いテーマを取扱う自主 SD を月に 1 回の頻度で実施することにより、職員の自己研さんと発表の機会が確保されている。

FD 共同の SD 研修を実施することで教員の参画を促し、教職協働により資質・能力向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の個人研究室の配置と研究活動に必要な備品の整備、研究推進委員会が実施する学術懇談会、外部資金獲得のための情報提供と支援、研究成果発表のための紀要発行等により、大学は組織的に研究環境の整備と適切な運営・管理に取組んでいる。

研究活動行動規範をはじめとする研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理委員会による研究倫理審査会の実施により厳正な運用を行っている。また、研究活動及び研究費の不正行為防止に関する規則に基づいて研究支援体制が構築されており、研究倫理及びコンプライアンス教育も実施している。

「個人研究費規程」及び「共通研究費の運用に関する内規」に基づき、専任教員を対象とした個人研究費及び共通研究費が十分に支給されており、学術研究活動のみならず地域課題研究活動に対しても適切に大学の資源が配分されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス･コードなどの組織倫理に関する規則を定め､適切な法人運営を行っている。中期経営計画を策定し、大学経営会議などにおいて事業計画の実行結果の検証を行い、その点検・評価結果を教職員と共有するなど、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。省エネルギー対策が各所に施され、環境保全の意識向上に努めている。大学のハラスメント防止等に関する規則、法人の個人情報保護に関する規則や公益通報等に関する規則を定め、個人情報の保護やハラスメント防止に努め、人権に配慮している。法人の危機管理に関する規則や危機管理マニュアルを定め､避難訓練や防災訓練を実施するなど、危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 16 条第 2 項に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付け、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行い、年 4 回開催する理事会への理事及び監事の出席状況は良好であり、欠席の際には「議案についての意思表示」を文書で提出するなど、適切に運営されている。理事会は、中期経営計画など事業計画について審議・承認し、事業報告にて事業計画の確実な執行を確認するなど理事会の運営を適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が議長となり経営に関する重要事項を審議する大学経営会議と、学長が議長となり大学の管理運営全般にわたる執行の先議及び各部局との連絡調整を行う部局長会議を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図っている。

寄附行為第 7 条に基づき、監事の選任を行い、寄附行為第 23 条に従って、評議員の選任を行っている。評議員会は年 4 回開催され、評議員及び監事の出席状況は良好であり、欠席の際に「議案についての意思表示」を文書で提出するなど、評議員会の運営を適切に行っている。監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査し、必要に応じて意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期経営計画、中期計画のもと、年度ごとに策定した事業計画に基づき予算を編成している。中期経営計画を裏付ける各年度の資金収支予算及び事業活動収支予算を作成し、中期的な計画に基づく財務運営を行っている。

法人及び大学の財務状況は、借入金はなく、自己資金による運営が続いており、翌年度繰越支払資金も安定的に確保されている。また、法人の将来計画の見直しを図り、キャンパス整備を目的とする特定資産の積立てを毎年度継続するなど、使命・目的及び教育目的を達成するための努力を行い、安定した財務基盤を確立し、収支のバランスを確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人青森田中学園経理規程」「学校法人青森田中学園経理規程施行細則」「学校法人青森田中学園資産運用規程」などに基づき適正に実施しており、会計処理で不明な点や判断が難しい点がある場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談するなどして、適正に処理している。

公認会計士による会計監査では、会計帳簿、証ひょう書類の確認を行っている。監事による会計監査は、「学校法人青森田中学園監事監査規程」に基づき、実施している。監事は、補正予算及び次年度予算の編成状況についても監査を行い、監査結果を理事会及び評議員会で報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則、大学院学則、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価活動を実施している。大学は「教育の内部質保証に関する方針」に掲げる実施体制の役割・機能を明確にするため、令和 5(2023)年度に「教学マネジメント・内部質保証組織体制図」を定め、内部質保証のための恒常的な組織・責任体制を学内に明示・周知した。

中期計画を含む全学的な自己点検・評価活動は自己点検・評価委員会を中心に行ってい

る。自己点検・評価委員会は学長が委員長を務め、学部長、研究科長、事務局長などの各部門の責任者で構成しており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。三つのポリシーを起点とする教育の質保証活動は、学長を委員長とする教学マネジメント委員会を中心に改善・向上活動が行われ、自己点検・評価委員会と連動した自己点検・評価活動を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の自己点検・評価は、大学全体・学位・授業科目の三つのレベルで実施している。学位レベルでは「学習成果等アンケート」などのデータやエビデンスに基づく自己点検・評価が行われ、結果を「アセスメント報告書」にまとめ、教授会などで共有している。大学全体の自己点検・評価は、中期計画の毎年度の進捗状況・結果を部署ごとに作成する「事業活動 PDCA サイクルシート」などで確認し、結果を学内外に公表している。また、令和 5(2023)年度に「自己点検評価書作成要項」を整備し、毎年度自己点検評価書を作成するとともに自己点検・評価を行うことを決定した。IR 活動は、法人企画部を中心に現状把握のための調査、データ収集と分析を行い、集計分析の結果は「授業評価アンケート集計」などとしてホームページで学内外に公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、大学全体レベル・学位レベル・授業科目レベルの三つのレベルで PDCA を回し、自己点検・評価の結果を「アセスメント報告書」にまとめている。中期計画に基づく全学的な自己点検・評価の結果は、「事業活動 PDCA サイクルシート」などにまとめ、結果を次年度の事業計画に反映している。中期経営計画の自己点検・評価の結果は「青森田中学園中期経営計画年度実績報告」として理事会などに報告するとともに、年度始めの教員研修会などにおいて新年度の重点項目とともに周知し、イントラネットで情報を共有している。大学は令和 4(2022)年度に三つのポリシーを改正し、令和 5(2023)年度から適用した。改正した三つのポリシーを起点とする内部質保証活

動が開始したところではあるが、内部質保証のための継続的な PDCA サイクルの仕組みが確立・機能しており、今後の活動成果を期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際交流・地域連携

Ａ－1．国際交流の促進及び支援・実施体制
A-1-① 実施体制の有用性と業務の効率化
A-1-② 学生相談、指導、支援体制の充実
A-1-③ 異文化交流の促進

Ａ－2．大学の地域連携活動
A-2-① 大学の地域連携活動が適切に実施されているか

【概評】
大学の個性・特色の一つである「国際化対応」に基づき、海外留学プログラム、留学生受入れプログラムなどの実施による国際交流の促進を行っている。アジア圏に駐在スタッフを置くとともに、国際交流センターが窓口となり、外国人留学生からの相談・希望等に対して、丁寧かつきめ細かい指導と支援を行っており、実施体制が整っている。同センター内に開設している「国際語学サポートセンター」では、地域のニーズに応じた留学生派遣を行うなど、地域住民を含めた異文化交流を積極的に推進しており、地域の国際化・経済の振興に寄与している。

また、大学の個性・特色の一つである「地域貢献の理念」に基づき、多様な地域連携活動を行っている。地域連携センターは、地域の産学官連携の拠点としての役割を果たすため、地方自治体、経済団体、民間金融機関等と連携協定を締結し、協定機関を中心に各種連携事業に取組んでいる。青森市中心商店街にサテライトキャンパスを開設し、多様な地域交流・情報発信の支援を行うほか、大学に「地域社会活動委員会」を設け、大学の人的資源を活用した出前講座の実施や、地域住民向けの防災士講習等の講習会を開催するなど、地域に開かれた大学として積極的な社会活動を実施し、地域の課題解決のための知の拠点として貢献している。

Ⅳ 大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度
所在地　　青森県青森市大字横内字神田 12

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

経営法学部	経営法学科
看護学部	看護学科
地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

4 朝日大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、大学、大学院の学則に具体的かつ簡潔に定めているほか、個性・特色とする「社会性」「創造性」「人間的知性」を反映させている。社会変化への対応では「朝日大学の教育研究に係る有識者懇談会規程」に基づき、地元の瑞穂市長や岐阜県歯科医師会会長をはじめとする外部有識者から、教育研究に関する意見を聴取することで教育目的と社会ニーズの整合性を検証している。使命・目的及び教育研究上の目的等の策定や見直しは教授会の審議を経て常務理事会、理事会に諮り決定しており、学内広報誌「ASAHI University News Letter」、ホームページ、履修要覧等において学内外に周知するほか、中期目標・中期計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。使命目的及び教育目的を達成するため教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、入試ガイドやホームページ等により周知している。入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的に評価・判定するなど適切に実施している。学修支援では教職協働にて教育課程における授業や履修等の方針、計画等を策定するほか、中途退学者、休学者及び留年者対応など学生指導に努めている。インターンシップ等を含むキャリア教育をはじめ、卒業生や企業・団体人事担当者へのアンケート調査の実施と分析によりキャリア形成と就職指導等の改善を図るなど、支援体制が整備されている。学生サービス、厚生補導に関する組織として学生部を設置している。健康管理センターや学生相談室において学生の心身に関する健康相談や心的支援、生活相談を受入れるほか、大学独自の学業奨励奨学金制度を設けるなど学生生活の安定のための支援が図られている。校地は設置基準を上回る面積が確保されており、教育目的を達成するための快適な学修環境が整備されている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは適切に定められ、単位認定基準・進級基準・卒業認定基準・修了認定基準等を大学学則、大学院学則等に定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づき適切に定められ、全科目をディプロマ・ポリシーに掲げる到達目標に即して配置するなど、一貫性を明確化するとともに、カリキュラム・ポリシーに則した授業科目を設定し体系的な教育課程を編

成している。また、教授方法の工夫は各学部の教務学生委員会や FD 委員会などを中心に取組んでいる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーを定め、大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルの 3 段階で行うとともに、学期ごとに授業改善のためのアンケートを実施し、次年度以降の授業改善に結びつけている。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐として副学長を 3 人置き、学長がリーダーシップを発揮し業務を執行するため「学長企画会議」や「総合協議会」を設置している。諸規則を整備し学長、副学長及び学部長において権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教育マネジメントを構築している。大学及び大学院の教員組織は各設置基準が定める専任教員数を適切に配置している。教員の採用・昇任の手続きについては「朝日大学教育職員の推薦手続に関する規程」等に基づき適切に審議され、理事会において決定している。教員の職能開発として FD 活動推進委員会のもと、学生による授業改善のためのアンケート、教員による相互授業参観等の実施により教育内容の改善に努めている。SD(Staff Development)活動では教職協働を推進するための FD(Faculty Development)、SD 合同研修会により大学の組織力強化を図っている。

〈優れた点〉

○教員に対し外部研究資金の公募状況を常に発信し積極的な応募を促すほか、総合協議会において毎月応募・採択の可否状況を報告・点検する対応や、科学研究費助成事業の不採択者に対する分析等、個別の具体的指導により、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金獲得実績を着実に積上げている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については寄附行為に規定され、適切に運営している。理事会は毎年度評議員会の意見を聴き事業計画を策定するとともに、年度終了後は事業報告書を作成し評議員会に報告・意見を求め、安定した法人経営の実現に努めている。理事会は原則毎月開催され寄附行為の定めに基づき諸事項を審議・決定している。学長のほか副学長 1 人が出席し、管理部門と教学部門の意思疎通を円滑に行う体制を構築している。監事・評議員は適切に選任され、相互チェック機能を有している。常務理事会において翌年度の事業計画案及び予算案と 10 年間の法人全体及び部門別長期収支予算案を策定し、これに基づいた 5～10 年の長期事業計画と中期事業計画により適切な財務運営を行っている。監査法人、監事、内部監査室による三様監査体制のもと、監査機能の充実及び強化に向けて継続的に注力している。

「基準６．内部質保証」について

「朝日大学内部質保証方針」を定め、学長を委員長とする「朝日大学内部質保証推進委員会」を中心に FD 活動推進委員会や IR 推進本部を内部質保証のための組織体制として整備している。中期目標・中期計画に基づき、毎年度の事業計画における教育研究活動の

内容を点検評価し、認識した課題を学長企画会議、各学部教授会などで共有し改善を図る体制を整備している。IR 推進本部では毎年度、自己点検・評価の根拠となるアンケート結果等学生や教学に関する情報等の調査・分析を行っている。大学・学部・教員の各レベルで三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを循環させ、継続的改善を行っている。平成 28(2016)年度認証評価を受けた時の指摘事項の改善等、自己点検・評価結果を中期目標・中期計画及び毎年度の事業計画に反映させるなど、内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、学長の強いリーダーシップのもと、建学の精神及び使命・目的を達成するため教学マネジメントを推進している。実践的教育における防犯ボランティア活動や地域企業との連携によるビジネスモデルの構築など、各学部で独自性のある教授方法を開発している。原則毎月開催する理事会では法人と大学の意思疎通を図っている。PDCA サイクルの循環において継続的改善を図り、内部質保証の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流・連携」「基準 B.地域社会との連携と貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域への知の還元
2. 新型コロナウイルス感染症に対する社会貢献

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学、大学院の学則に具体的かつ簡潔に定めている。建学の精神が示す「社会性」「創造性」「人間的知性」を個性・特色とし、使命・目的及び教育目的に反映している。また、社会の変化に対応するため「朝日大学の教育研究に関する有識者懇談会規程」に基づき、外部有識者から教育研究に関する意見を聴取することで教育

目的と社会的ニーズの整合性を検証し、見直しに反映している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的及び教育研究上の目的等の策定や見直しは､教授会の審議を経て常務理事会、理事会に諮り決定している。決定事項は、学内広報誌「ASAHI University News Letter」、ホームページ、履修要覧等において学内外に周知するほか、中期目標・中期計画及び三つのポリシーに反映させている。また、使命目的及び教育目的を達成するため教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、入試ガイド、募集要項、ホームページ等により公表するとともに、オープンキャンパス、入試相談会、高等学校訪問等を通じ、生徒、保護者、高等学校進路指導教員等に対し、具体的に説明、周知している。

アドミッション・ポリシーに対応した入学者受入れの実施体制として、入試センターを設置し、入試区分の特徴に合わせた多様な入学者選抜方法により学生を受入れている。また、入学後の成績に基づき、入試区分ごとに選抜方法の妥当性の検証を行っている。

社会情勢の変化や地域社会からの要請に応えて見直しを行い、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努め、入学定員充足率を維持するよう不断の努力を行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修及び授業支援については、教務学生委員会が中心となり、教育課程における授業、履修、試験、成績評価、単位認定等に関する方針・計画等を策定、実施する体制を構築している。学生に関する情報は、学籍・成績等管理システムに集約し、職員と共有することで教職協働による学修支援を行っている。

学修支援の充実に向け、「朝日大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき採用された大学院生が、学部教育活動や実習科目の補助を行っている。また、全学的にオフィスアワーを導入し、学生のさまざまな疑問や相談に対応している。

休学者及び留年者への個別の学修指導、精神的な問題による退学・休学を防止するため、臨床心理士及び精神科医の非常勤カウンセラーを配置し、障がいのある学生への配慮など、教職員の連携による学修支援体制を構築している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全ての学部、研究科において、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、将来の職業観の涵養を目指し、教育課程内外においてキャリア教育のための支援体制を整備している。

就職支援については、各学部の「就職支援委員会」と就職支援課が核となり、就職支援年間計画を立案し、就職ガイダンス、インターンシップ、就職セミナー等を適切に行っている。また、学生の保護者に向けて、教育懇談会開催時に就職支援に関する説明会を実施し、保護者を含む就職支援体制を整備している。

卒業生及び企業・団体の人事担当者を対象にアンケート調査を実施し、意見や要望をくみ上げるとともに、アンケート結果を就職支援委員会において分析、総合協議会に報告し、検証する仕組みを整えキャリア支援及び就職指導などの改善につなげている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生部を設置し、全学的な立場で学生サービスや厚生補導に関する業務を行っている。学部・学科には、教務学生委員会を設置し、学部・学科ごとに、個々の学生の状況を把握し、学生の個別的な生活指導、賞罰及び厚生補導に関することを審議し、対応する体制を整えている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援については、健康管理センターを設置し、学生の定期健康診断、各種感染症の予防対策、応急処置・看護、健康相談、カウンセリングなどを実施している。

学生への経済的支援については、大学独自の学業奨励奨学金制度を設け、多岐に渡って行っている。その他、学友会や体育会をはじめとした課外活動への予算援助、活動場所の提供など、学生生活、経済、施設それぞれに充実したサポートを行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成に向けて、校舎・校地などを整備し、適切な運営・管理を行っている。耐震については全ての校舎において基準を満たしている。

快適な学修環境の整備として、図書館においては定期試験期間中の土日祝日は開館時間を延長し、自学自修の機会を確保している。また、ラーニング・コモンズ及び課題作成に対応可能なグループワークエリアなどを設け、学修環境の充実を図っている。加えて、教育・研究を支援するための情報ネットワーク環境、教育目的に合った教室や実習室などを整備している。

施設・設備の利便性については、スロープ、エレベータ、車椅子で利用できるトイレの設置などバリアフリーに配慮するとともに､大学の最寄り駅からの無料通学バスを運行し、通学の利便性を高めている。

各学部・学科の教育の特色に沿って、教育に適したクラスサイズの設定を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全授業科目に対する授業改善のためのアンケートの実施､オフィスアワーの活用により、学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げ、授業改善に役立てている。また、改善事項の実施状況、点検及び評価については、学部長や学科長が行い、質保証に努めている。

IR 推進本部が実施する新入生アンケート、卒業時アンケート、学生部委員会が実施する学生の意識及び生活実態に関する調査により、学生生活や学修環境に関する学生の意見・要望を浮彫りにし、改善につなげ、学生の満足度向上に努めている。施設や設備に関する要望については、学長が「学校法人朝日大学常務理事会」に報告の上、次年度計画に反映させ、学修環境の整備に努めている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など、健康管理センター、学生支援センター、学生相談室が相互に連携を取りながら個別の学生支援を適切に行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、学部・学科、研究科ごとにその使命、環境、特性に応じて、適切に定められ、履修要覧、教授要綱、ホームページ等で明示され、学生に対して直接、教務ガイダンス、オリエンテーション等で説明している。

単位認定は大学学則及び学部・学科細則に基づき明確に定められており、成績評価基準

はシラバスにおいて授業科目ごとに明示・公開され、適切に運用している。また、他大学で修得した単位の認定単位数の上限を 60 単位と規定している。

進級及び卒業の認定は学則に基づき、教授会で審議の上、教授会は学長に意見を述べ、学長が進級・卒業認定を行っている。大学院修了認定は大学院学則の学位規則に基づき、学長が研究委員会の意見を聴いた上で決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づき適切に定められ、到達目標に則して教育課程を配置し、学部の特性、事情に合わせたカリキュラムマップを明示し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を明確にした上で、履修要覧、教授要綱、ホームページ等で周知している。また、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目を設定し、体系的に教育課程を編成している。

教養教育は、建学の精神に基づき人間形成を行うための重要な教育と位置付け、各学部・学科の特性に基づいた内容で必要な科目を配置し、「国際性」の推進については、英語教育センターを設置し、全学的な英語教育レベルの統一を図っている。

授業内容・方法の工夫については各学部の教務学生委員会や FD 委員会などを中心にそれぞれの学部・学科の特性に適合するよう検討している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーを定め、大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルの 3 段階で学生の学修成果の評価を行っている。教育目的の達成状況は、学生の修学状況、卒業時の学生アンケート等に

より点検・評価している。また、各学部・学科の学修目標に応じて、資格取得状況の点検評価、インターンシップの実習評価、看護師国家試験、保健師国家試験合格及び歯科医師国家試験に向けた対策を実施している。

授業改善を進めるために全学組織である FD 活動推進委員会が中心となって学期ごとに授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を踏まえて次年度以降の授業改善に結びつけている。また、学生の意識及び生活実態に関する調査を全学生に対して実施し、その結果を分析・評価し、学生指導のために学内各部署に報告している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教学に関する重要事項について学長裁定に基づき各学部教授会の意見を聴くほか、学部などの所属長で構成する「総合協議会」を開催し、学内の意見を聴いた上、大学の使命・目的を勘案しながら「朝日大学学長等選任規程」及び学則に基づき諸事項についての決定を下しており、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮し、大学の意思決定と責任体制が明確になっている。学長を補佐する体制として副学長を 3 人置き、その職務は、学長の指示に基づいて業務を分担している。学長がリーダーシップを適切に発揮し業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見調整を行うため、学長、副学長及び事務局長で構成する「学長企画会議」を設置している。学部長、教職課程センター長、留学生別科長、研究科長は、学長の指示に基づいて、所属している教員を統括し円滑な運営を行っている。大学運営に必要な事務組織が構築され、必要な人員を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準に規定される必要専任教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。

教員の採用・昇格については、諸規則に基づき設置した「教員資格審査委員会」によって適切に審議され、学長は候補者を理事長に推薦し、理事会において決定している。

FD 活動の推進を図るために「FD 活動推進委員会」の立案に基づき、全学的には、学生による授業改善のためのアンケート、教員による相互授業参観、全学 FD 研修会、ティーチング・ポートフォリオの作成など、組織的な活動を展開している。各学部の「FD 委員会」では、学部・学科の独自の活動も並行して行い、教育内容の改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員としての立場や役割を理解し、時代に即した各種ニーズや課題を的確に捉え、高度な専門性や行動力を有する人材を育成しながら、大学全体の組織力強化を図ることを目的とした SD 活動に注力している。

具体的には、教職協働を推進するための FD、SD 合同研修会を毎年開催しているほか、必要に応じ外部団体が主催する研修、セミナーにも積極的な参加を促している。また、毎年 1 月の理事会後には、法人役員、大学役職者、各学部教授、医療職及び事務職の管理職を対象とする SD 研修会を実施しており、理事長、学長から直接新年度の事業計画や取組むべき課題について説明を行うことで、法人及び大学の基本方針等について全学の意思統一を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

法学部、経営学部及び保健医療学部では、専任教員のうち教授に対し教員研究室を一人1 室確保し、助教には共同研究室を割当てている。歯学部では、専任教員のうち教授に対し個人研究室を、その他の教員に対し共同研究室を割当て、担当事務職員を配置するなど、研究環境の整備、充実を図っている。歯学部における研究活動全般は、研究支援部長が総括し、研究に関する重要事項の審議を目的とする「研究支援部運営会議」を設置するなど、適切な管理・運営を行っている。研究活動全般の責任・管理体制明確化を目的に、各種ガイドラインや諸規則を制定し、研究不正防止を図りつつ、教職員向けの研究不正防止に向けた各種研修会を開催し、大学全体のコンプライアンス向上にも努めている。また、外部研究資金獲得に注力するとともに、各教員への個人研究費配分額は、学部・学科の予算に関する委員会において配分案を策定し適切に運営している。

〈優れた点〉

○教員に対し外部研究資金の公募状況を常に発信し積極的な応募を促すほか、総合協議会において毎月応募・採択の可否状況を報告・点検する対応や、科学研究費助成事業の不採択者に対する分析等、個別の具体的指導により、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金獲得実績を着実に積上げている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会性、創造性及び人類普遍の人間的知性に富み、国際未来社会に貢献できる人材を育成することを目的とする」と規定し、適切に運用している。

使命・目的の実現に向けて、理事会は毎年度評議員会の意見を聴き事業計画を策定、また、年度終了後事業報告書を作成し、評議員会に報告し意見を求め、安定した法人経営の実現に努めている。

人権への配慮については、「学校法人朝日大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備している。安全への配慮については、「朝日大学防災規程」を定め、年 2 回防災訓練を実施している。

教育情報及び財務情報については、ホームページで適切に公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は法人の最高意思決定機関として、原則毎月開催され、寄附行為の定めに基づき諸事項を審議・決定し適切に運営している。理事は、寄附行為に従って適切に選任している。

使命・目的の実現のため、理事会をサポートする機関として理事長、常務理事、学長で構成する「学校法人朝日大学常務理事会」を設置し、原則毎月 1 回開催し、理事会の議案の策定、長期経営計画、法人業務全般の執行計画、資金の調達及び運用などに関する基本方針について適切に協議している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、寄附行為により法人を代表し、その業務を総理するとして、理事会及び「学校法人朝日大学常務理事会」の議長としてリーダーシップを発揮しつつ円滑な意思決定を行っている。理事会には、学長のほか副学長 1 人が出席し、教学側の意見を十分に聴く体制を構築し、管理部門と教学部門の意思疎通を円滑に行っている。教職員の多数が加入する「職員協議会」が設置され、その幹事と法人代表者との意見交換が行われ、待遇や執務環境の改善に生かしている。2 人の監事は、常に理事会・評議員会に出席して、学校法人の業務､財産の状況及び理事の業務の執行状況などに関し､必要に応じ意見を述べている。

評議員会は、原則年 2 回開催し、理事会からの予算計画、事業計画等重要事項についての諮問に答え、決算及び事業の実績に意見を述べており、諮問機関として適切に機能している。監事・評議員は寄附行為に従って適切に選任している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

常務理事会において翌年度の事業計画案及び予算案を策定しつつ、10 年間の法人全体及び部門別長期収支予算案も策定し、これに基づいた 5～10 年の長期事業計画並びに中期事業計画によって適切な財務運営を行っている。また、学生生徒等納付金収入、医療収入、経常費補助金や外部資金の確保及び安全・堅実な資産運用によって、長期安定的な財務基盤確立、収支バランスの確保に努めている。令和 4(2022)年度は県内 1 位の経常費補助金交付を受け、科学研究費助成事業も県内私立大学において最も多く獲得するなど、積極的な外部研究資金受入に努める一方、将来計画における必要な基本金組入も継続的かつ計画的に実施している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、私立学校振興助成法、学校法人会計基準をはじめとする関係法令及び「学校法人朝日大学経理規程」「学校法人朝日大学資産管理規程」「朝日大学公的研究費支出基準」などに基づき適切に行っている。予算は理事会決議を経て毎年 4 月から執行しているが、追加予算が必要となった場合は、補正予算案を作成し、評議員会の意見を聴きつつ理事会決議を経て補正を行っている。監査法人による会計監査のほか、監事が財産の状況について適時、適切に監査を行い、理事長直轄の内部監査室が年度計画に基づく会計監査、業務監査及び教学監査などを幅広く実施する三様監査体制のもと、当該監査結果を速やかに理事会へ報告するとともに、指摘があった事項について即座に改善を図るなど、監査機能の充実及び強化に向けて継続的に注力している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進するため「朝日大学内部質保証方針」を定め、学長を委員長とする朝日大学内部質保証推進委員会を中心に FD 活動推進委員会や IR 推進本部を内部質保証のための組織体制として整備している。また、大学の教学に関する重要事項の審議等を行う総合協議会を置き、学長のリーダーシップのもと、大学の諸施策を迅速に実施し、内部質保証を推進できる体制が整っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から中期目標・中期計画に基づき、毎年度の事業計画における教育研究活動の内容を点検評価し、自己点検評価書をホームページで公表するとともに、認識した課題を学長企画会議、各学部教授会などで共有し改善を図る体制を整備している。現状把握のため IR 推進本部が毎年度、自己点検・評価の根拠となるアンケート結果や教育活動等、学生や教学に関する情報等を収集し、調査・分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「朝日大学内部質保証方針」に基づき、内部質保証推進委員会を中心に大学・学部・教員の各レベルで三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを循環させ、継続的改善を行っている。平成 28(2016)年度認証評価を受けた時の指摘事項の改善等、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査結果を令和 3(2021)年～令和 7(2025)年の中期目標・中期計画及び年度の事業計画に反映させるなど、内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 国際交流・連携

A－1. 国際交流・連携

A-1-① 学生の国際化推進

A-1-② 教職員の国際化推進

A-1-③ 地域における国際交流の推進

【概評】

建学の精神のうち、特に重視している「国際性」の推進に基づき、国際交流委員会を設置し、「国際化ビジョン」に基づくグローバル化を推進すべく、①国際的な知的交流拠点となる大学づくり②国際的に活躍できる柔軟性に富む人材の育成③地域社会の国際化への貢献―の三つのメインテーマを掲げ、国際交流について積極的な取組みを行っている。国際交流行事開催及び学生の派遣・受入れ等、国際交流委員会において積極的に立案、実行している。教職員の国際化推進については、新型コロナウイルス感染症の流行当初は中断していたが、現在は再開されており、海外研修員として留学を推進している。

地域における国際交流の推進については、地元自治体や岐阜県日中友好協会が主催する国際交流イベントへの学生・教職員の参加、国際交流協定校研修学生との交流会に地元高校生を招待するなど、地域の国際化にも貢献している。

基準Ｂ. 地域社会との連携と貢献

B-1. 地域社会との連携

B-1-① 教育・研究地域連携

B-2. 地域社会への貢献

B-2-① 大学の特徴を生かした社会貢献

【概評】

大学の使命・目的を果たすべく、地域社会との連携・協働に積極的に取組み、行政、教育関係、マスコミ関係、企業、その他さまざまな団体との間で連携協定を締結して諸活動を行っている。行政との間で災害時や防災に関する協定、特別支援教育の充実や就職支援に関する協定を結び、関係企業・団体とは、産学連携活動としてのマーケティング、インターンシップ、海外研修等の協定を結んでいる。教育の連携については、岐阜県下大学コンソーシアムを通じて単位互換の提供、合同 FD 及び合同 SD を実施している。

また、岐阜県高等学校商業校長会等との高大連携協定を結び、公認会計士の育成を目指した高等学校 3 年間、大学 4 年間のシームレスな育成プログラムを構築し、協定締結から 11 年間で計 56 人の経営学部経営学科所属学生が公認会計士試験に合格している。

大学が有する各学部の特性を生かした連携や地域貢献を推進しており、①公開講座②地域特産品の開発③法教育活動と地域防犯④スポーツ発展への貢献⑤市民相談室の設置―等を行うことで開かれた大学づくりを行っている。公開講座では、時事をとらえた講座内容で企画し、教員による解説やパネルディスカッションを行い、受講者に配付するテキストに講演内容の概略を掲載することで、専門的な内容でも市民に理解しやすい工夫を重ねて

おり、幅広い年齢層の方からの参加を得ている。

経営学部のゼミが中心となる産学連携では、企業及び地元新聞社等との地域特産品の開発を行い、具体的な商品の販売等、学生が行ったプロジェクトが結果を出している。

地域防犯においても積極的に参加し、その継続的な活動が評価され、令和 4(2022)年度安心・安全なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域への知の還元

朝日大学では、開かれた大学づくり、地域における「知の拠点」の一環として、社会人を対象とした学びの機会を提供している。

地域社会連携講座「医療経営士養成プログラム」は、「株式会社大垣共立銀行と朝日大学との産学連携に関する基本協定」に基づく産学連携事業の一環として平成 30(2018)年から開講している。医療現場を経営の分野から支える人材を育成することを目的とし、学校教育法 105 条「履修証明プログラム」として医療経営に関する知識、実践的な技能を体系的に学ぶためのカリキュラムを編成している。令和 4(2022)年まで 5 年間継続して開講しており、これまでに 96 人の医療法人や社会福祉法人等に所属する社会人が受講した。

また、大学の近隣地域の住民を対象として、生涯にわたる学び、学び直しの機会を提供することを目的に令和元(2019)年からエクステンション・カレッジ（市民講座）を開講している。朝日大学 5 号館講義室及び地域の生涯学習拠点であるハートフルスクエアーG（JR 岐阜駅隣接）の 2 会場において、簿記や英語、Web ページ作り、コミュニケーション技術といった実用的なものから、世界史や古文書、哲学、日本貨幣史など教養を深めるものなど幅広い分野にわたる講座を計画したところ、アクティブシニアや働きながら教養を深めたいと考える社会人など、幅広い年齢層から受講申し込みがあり、令和 5(2023)年 3 月現在でのべ 1,000 人の受講を受入れている。

そして、本大学英語担当教員と岐阜を拠点に活動するフリーアナウンサーのダブルパーソナリティによる地元密着型ラジオ番組「ちょっと E じかん」（岐阜放送 AM ラジオ、月 1 回土曜午後）を令和 3(2021)年 10 月から提供している。番組では、「岐阜から世界へ」をメインテーマとして、英語教育や国際交流などについての話題を提供しており、ゲストトーク、世界へ発信する岐阜の伝統や産業の紹介、「気持ちを伝える」英語レクチャーによる 3 コーナー構成で本大学学生によるコメント CM を盛り込みながら大学の様子を情報発信しており、地域社会に親しまれる、開かれた大学として地域に貢献している。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する社会貢献

新型コロナウイルス感染症が発生した直後、本大学では岐阜県からの要請を受けて、令和 2(2020)年 4 月に朝日大学病院において専門病床 26 床を設置し、新型コロナウイルス感染症の患者を受入れた。

新型コロナワクチン接種にいち早く取組み、東海地方では最も早く大学拠点接種を実施し、本大学学生、教職員だけでなく、穂積キャンパスが所在する瑞穂市内の小学校、中学校等教育機関の職員や県内連携企業、団体の社員等を対象として 3,995 人へのワクチン接

種を行った。また、岐阜県が県内の医療系学生を対象として実施した新型コロナワクチン接種や県内連携企業における職域接種では、本大学の教員や医療職員、事務職員を派遣してその運営をサポートし、県内の新型コロナワクチン接種率向上に貢献した。これらで得たノウハウを活かして、その後も県内企業の職域接種について、申請段階から会場設営、実施に至るまで全面的に支援を行った。医科歯科医療センターでは、令和 4(2022)年 5 月から本大学学生、職員のみならず地域住民に対して、123 人にワクチン接種を行った。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 46(1971)年度
所在地　　岐阜県瑞穂市穂積 1851-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法学科
経営学部	経営学科
保健医療学部	看護学科　健康スポーツ科学科
歯学部	歯学科
法学研究科	法学専攻
経営学研究科	経営学専攻
歯学研究科	歯学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 11 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施　　10 月 24 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 25 日	10 月 25 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 16 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

5 旭川市立大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

令和 5(2023)年 4 月に開学した旭川市立大学は、前身の私立大学旭川大学が昭和43(1968)年に旭川の地に開設され、教育・研究に注力してきた実績を踏まえ、「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」「創造と実践で時代を切り拓く大学」「知の拠点として地域社会に貢献する大学」の 3 点を「大学の理念」としている。そのもとで大学、大学院共に学則に、使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定めて、周知に努めている。

使命・目的及び教育目的に基づき、中期目標、6 か年の中期計画、年度計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が策定されており、それらの達成に必要な学部・学科等の教育研究組織も十分に整備されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや入学者選抜要項等で周知しており、適切な体制で多様な入学者選抜に努め、公立大学法人化も相まって入学定員に沿った学生受入れ数を維持している。

大学ポータルサイトにて講義を欠席しがちな学生を把握し、担当教員と教務課、学生支援課が連携して指導を行うなど、中途退学、休学及び退学につながらないようなサポートを教職協働で実施している。経済学部ではキャリア構想ポートフォリオの作成、保健福祉学部ではキャリア支援の一環としての国家試験対策の充実など、熱心なキャリア教育を実践している。「旭川市立大学後援会」が、地域企業や市民の支援を得て学生支援を充実させるなど、学生サービスの向上に配慮しており、「学生生活満足度調査」や「授業評価アンケート」によって、学生の意見のくみ上げ、要望の反映に努めている。

〈優れた点〉

〇地元への就職率が高く、旭川圏及び北海道圏に貢献できる人材を育成し、輩出している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、履修ガイドやホームページを通じて周知されている。それに基づいて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認

定基準を適切に定め、厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、それに沿った教育課程が編成され、地域の特性に配慮した「あさひかわ学」「北海道学」「文化人類学（アイヌ学を含む）」等の教養科目を設定しているほか、アクティブ・ラーニングやインターンシップも取入れるなど、授業内容・方法の工夫・改善に取組んでいる。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を測るため、多くの指標を用いて点検・評価を行っている。

〈優れた点〉

〇地域の理解促進につながる授業科目として、「あさひかわ学」「北海道学」「文化人類学（アイヌ学を含む）」を開講している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する副学長を 2 人配置し、学長が教育研究審議会の議長としてリーダーシップを発揮するための体制を整備しているほか、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。ただし、大学学則第 45 条第 4 項第 3 号及び大学院学則第 49 条第 1 項第 5 号について学長が具体的に定めることが必要である。

大学及び大学院には法令上必要な専任教員を配置し、FD・SD 委員会による FD(Faculty Development)活動が組織的に行われている。一方、職員については、コロナ禍以降、学内の SD(Staff Development)研修会が開催されていないものの、自己啓発促進や外部研修を実施している。

教員の研究支援環境も適切に整備しており、特に、独自の特別研究費や地域連携研究センターの予算措置によって、地域創生に資する研究の支援に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

令和 4(2022)年度まで、学校法人旭川大学は寄附行為等の法人運営に必要な諸規則を整備し、関係法令を遵守することで経営の規律と誠実性を維持してきており、理事会は、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し有効に機能してきた。

令和 5(2023)年度から、公立大学法人旭川市立大学は、定款に基づいて最高意思決定機関である理事会により適切に運用されており、大学運営会議を設置することで、理事会、経営審議会、教育研究審議会における効率的・機動的な意思決定を可能としている。監事は、理事長との意思疎通を確保できるよう定期的な連絡を行っており、監査に必要な体制の整備を進めている。公立大学法人化により、運営費交付金収入が入ることから、安定した財務基盤の確立と収支のバランスが見込まれており、会計処理、会計監査共に適正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

全学的な内部質保証の推進を担う組織として、自己評価・内部質保証委員会を設置し、恒常的な組織体制を整備している。自己評価・内部質保証委員会から大学運営会議への連携も図られ責任体制は明確である。自己点検・評価のための、調査・データの収集と分析については、自己評価・内部質保証委員会が取りまとめ、総合的な分析に取組んでいる。

また、認証評価の結果を踏まえた中期目標、中期計画及び年度計画を策定し、その実施をPDCA サイクルと連動させて、学部・学科、各部署の内部質保証を機能させている。

総じて、大学は、令和 5(2023)年に公立大学法人として再出発する中で、三つの「大学の理念」に基づき大学の使命・目的及び教育目的を明確に定め、三つのポリシーに沿った教育研究組織を整備し、安定的な入学者確保の基礎を固めつつある。私立大学時代に培った地域に密着したキャリア教育の蓄積をもとに、学修成果の点検・評価を行いながら教育の改善に取組んでいる。公立大学としての適切な組織運営を目指し、財政基盤の安定化にも努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.全学教育活動発表報告会」「基準 B.経済学部における教育研究活動の公開及び保健福祉学部における医療施設と関与」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ベトナム・ハロン大学外国語学部日本語学科の授業
2. ラーメン甲子園の開催；地域社会との連携プロジェクト
3. 地域に根ざした地域密着型の研究と教育の実践

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を大学学則第 1 条に、教育目的を大学学則第 9 条にそれぞれ明記している。加えて、使命・目的を敷延し、「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」「創造と実践で時代を切り拓く大学」「知の拠点として地域社会に貢献する大学」の 3 点を「大学の理念」として定めている。大学院においても、その使命・目的及び教育目的を大学院学則に明記しており、大学、大学院いずれも意味・内容は具体的かつ

明確であり、簡潔な文章化がなされている。

また、使命・目的及び教育目的は、前身の私立大学が昭和 43(1968)年に旭川の地に開設されて、「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」として教育・研究に注力してきた経緯と実績を踏まえたものであり、個性・特色を反映したものとなっている。現在、公立大学法人化開設初年度に当たり、今後の社会情勢の変化によって使命・目的及び教育目的の見直しを行う体制を準備している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

公立大学法人化に際し、新たに策定された使命・目的及び教育目的は、北海道旭川市による検討過程において、従前の私立大学のものを慎重に継承しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。加えて、それらの学内外への周知に努めている。

また、旭川市により策定された中期目標、6か年の中期計画及び年度計画には、使命・目的及び教育目的が反映されている。三つのポリシーにおいても、使命・目的及び教育目的が反映されており、それらの達成に必要な学部・学科等の教育研究組織が十分に整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや入学者選抜要項等で周知されており、アドミッション・ポリシーに沿って、適切な体制で入学者選抜を行っている。「学校推薦型選抜（公募地域型・公募全国型）」、総合型選抜、一般選抜等による入学者選抜を実施し、「公募地域型」は旭川市内と周辺地域を含む 1 市 8 町に在籍している人を対象とするなど、多様な選抜形式を適切に運営している。入学定員に沿った学科の収容定員超過及び充足率は改善しており、適切な学生受入れ数が維持できている。入試問題は入試委員長等の審議のもと、作問や運営を適切な体制で実施している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

オフィスアワー制度が全学的に設定されている。出席状況は大学ポータルサイト「Campus-Xs」（キャンパス・クロス）で確認することができ、講義を欠席しがちな学生を早期に把握し、担当教員と教務課や学生支援課とが連携し指導を行っている。経済学部では英語の担当教員を通して、オーストラリアの大学に在学する学生が TA として英語等の授業に参加し、学生から好評を得ている。障がいを有する学生が、障がいを有しない学生と等しく学生生活を送れるようガイドラインを定め、入学時から学生・保護者と対話を重ねて、試験時間の延長や、筆記試験におけるパソコンを使用した解答の許可など、各学生の状況に合わせた合理的配慮を行っており、スロープの設置やエレベータなどの施設整備も行っている。ゼミナール担当及びクラス担任にて、面談指導等の個別の学修支援を行い、中途退学、休学及び退学につながらないようにサポートが行われている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、教職員やハローワーク職員の協力のもと、就職試験の個別指導や、模擬面接講座など、相談・助言体制を備えている。経済学部においては、キャリア構想ポートフォリオ作成やゼミナール活動報告会等を通して、正規課程に含む形で支援している。教育課程外では、インターンシップや学内合同企業説明会の実施、地元企業紹介を中心とした「旭大ナビ」の運営を行うなど、就職に関する情報を得る機会となっている。

保健福祉学部においては、ジェネリックスキル測定テストを実施し、キャリアスキルの

到達度を可視化し、学年ポートフォリオを活用して面談を行い、各々の能力を認識できるよう支援している。臨地実習を通して実践力の養成及び職業イメージの醸成を図り、学修の動機付けとしている。国家試験対策をキャリア支援の一環として捉え、看護師、保健師、社会福祉士及び精神保健福祉士資格の取得に向けて、模擬試験や学修指導などを行っている。

〈優れた点〉

○地元への就職率が高く、旭川圏及び北海道圏に貢献できる人材を育成し、輩出している点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生支援課を設置し、また各学部に置かれた学生支援委員会が、学籍異動、学内の各種行事、「学生生活満足度調査」、課外活動、その他の学生の生活全般に係る案件について協議している。学生相談室及び保健室が設置されており、保健室には、看護師資格を有する職員が常駐しており、学生相談室には、週に 1 日､臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置し､相談できる体制を整えている。学内奨学金制度及び後援会奨学金が設けられ、学生の学修を支援するシステムを整えている。外国人留学生に対しては、学生支援課が 2 人体制で留学生を担当し、留学生奨学金の連絡や手続き等、支援を行っている。「旭川市立大学後援会」は、前身の私立大学の時代からの地域とのつながりにて関係が構築されており、保護者、教職員だけでなく、地域市民や企業・団体、法人の協力も得て、学生を支援している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための、教室、図書館、体育館、地域連携研究センター、情報教育センター、実習施設等が整備され、授業は適正規模で実施されている。エレベータやスロープ、

バリアフリートイレなどが設置され、全学でバリアフリー化されており、喫煙に関しては令和 3(2021)年に全館禁煙に移行、全館の耐震化が完了し、施設の整備がなされている。図書館には必要規模の所蔵の図書、雑誌・紀要はデーターベース化され OPAC(Online Public Access Catalog)で検索可能である。図書館の開館状況においては、試験期間前には日曜日も開館しており、市民にも開放されている。情報教育センターは、キャンパス全体にわたり、ネットワーク機器、学生用パソコン及びプリンターなどを設置し管理している。無線 LAN は全ての教室で利用可能である。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、全学生を対象に「学生生活満足度調査」にて、学修、健康、経済的な支援や学修環境の把握のために、学生の学修活動及び課外活動の実態について調査している。量的な把握と学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、担当部署が対応方法を検討し要望の反映に努めている。結果概要はホームページで公表しており、令和 3(2021)年度からは自由記述に対する回答も公表している。ゼミナール担当及びクラス担任は、学修支援に対応するとともに、心身に関する健康相談、経済的支援等の学生生活に関する相談や要望をくみ上げる窓口となっている。令和 3(2021)年度前期末及び後期末に「授業評価アンケート」を実施し、その集計結果概要をホームページで公表しており、履修者からの意見・要望に対しては、授業担当者からの回答を各学部の掲示板で公表しており、学生の意見をくみ上げ、要望の反映に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが学部・学科・研究科ごとに策定され、履修ガイドやホームページを通じて周知されている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等はディプロマ・ポリシーを踏まえて策定され、学生に周知されている。単位認定、進級、卒業認定等については学則にのっとって、教務委員会・学部教授会等で審議・判定されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映しており、首尾一貫している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、実施されている。各学科・専攻のシラバスは適切に整備され、ホームページを通じて学生に周知されている。

教養教育については、全学共通科目、学部共通科目や地域密着型の教養科目が設定され、学生が学部・学科の垣根を超えて学べるような配慮をしている。授業内容・方法の工夫・改善の取組みとして、アクティブ・ラーニングの拡充を図っている。FD などを通じた授業改善も取組みを進めている。

〈優れた点〉

○地域の理解促進につながる授業科目として、「あさひかわ学」「北海道学」「文化人類学（アイヌ学を含む）」を開講している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえ、「授業評価アンケート」、進級率と卒業や修了率、GPA(Grade Point Average)分布、国家資格の取得状況、就職状況、「学生生活満足度調査」といった指標を用いて、多様で包括的な視点から学修成果を点検・評価している。今年度から学修ポートフォリオシステムを導入し、学修成果の可視化にも取組む努力を行っている。

学修成果の点検・評価結果を、広く教育内容・方法及び学修指導の改善につなげるプロセスの構築とその実行に向けた取組みを継続している。

〈参考意見〉

○経済学部においては、学修成果の点検・評価の結果をもとに、実効性のあるフィードバックが早急になされることが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に校務に関する最終的な決定権は学長にあることを定めており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長 2 人を配置し、それぞれ「教育・国際担当」と「学術研究・社会連携担当」に分掌し校務を行っている。また、定款に基づき教育研究審議会議長として大学の教育研究に関する重要事項を審議し、教学マネジメントの体制を確立している。

理事長が招集する「大学運営会議」では副理事長である学長もメンバーとして参画し、大学の意思決定を担っており、その他に各学部長及び新学部設置準備室長がオブザーバーとして出席し各教授会へ報告することにより、大学の意思決定事項を情報共有している。

学校教育法改正への対応に一部課題があるものの、教授会の組織上の位置付け及び役割は明確になっており機能している。

職員の配置と役割は明確化され、職員が「大学運営会議」や各種委員会の構成員として

参画しており教職協働体制が図られている。

〈改善を要する点〉

○大学学則第 45 条第 4 項第 3 号及び大学院学則第 49 条第 1 項第 5 項に定める教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していないことについて改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、大学及び大学院に必要な教員を確保し適切に配置している。教員の採用・昇任については「専任教育職選考規程」等を定め、適切に実施している。

FD 活動は FD・SD 委員会が研修会のテーマを決定し、実施している。FD は組織的に実施され、参加した教職員の感想を分析し、研修内容と方法を検討することで見直しが図られている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度までは、職員を対象とした単独の SD 研修会を毎年度開催しており、令和 3(2021)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いリモートによる FD・SD 合同研修会を開催してきた。

この他にも職員の自己啓発促進や外部機関の研修会への参加等が行われており、大学運営に関わる職員の資質・能力向上のための取組みは行われている。

〈参考意見〉

○令和 3(2021)、令和 4(2022)年度に開催した FD・SD 合同研修会の内容は、職員の資質・能力向上を主眼とした研修内容とはなっていなかったことから、令和 5(2023)年度に計画している SD 研修会を早急に開催するなど、SD を充実する取組みが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の各研究室のほか、図書館、情報教育センター、地域連携研究センター等の施設・組織を整備しており、研究活動を支援する体制が整っている。また、研究費についても、経常的な教員研究費のほか、独自の「特別研究費 I」「特別研究費 II」、更には地域連携研究センターの予算にて、プロジェクト研究活動を促進する体制を整えており、地域も含めた研究アライアンスの機会創出を担っている。加えて、科学研究費助成事業などの競争的外部資金の獲得支援について、相談窓口を設置し、研究計画書の書き方等に関する研修会を開催する取組みも行っているなど、申請率の向上につながっている。この他、研究倫理に関する規則も整備し厳正に運用しており、研究環境の整備と研究の適切な運営・管理が行われている。

以上の取組みにより、科学研究費助成事業への申請率が年々向上していることから、今後、更なる申請率の数値目標の向上に期待する。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度までは「学校法人旭川大学寄附行為」に、令和 5(2023)年度からは「公立大学法人旭川市立大学定款」や関係法令に基づき学校教育を行うことを定め、経営の規律と誠実性を維持している。

また、学校法人旭川大学においては「中期事業計画」を定め、公立大学法人旭川市立大学においては地方独立行政法人法に基づく 6 年間の「中期計画」を定め、使命・目的の継

続的努力を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮については、個人情報保護規程、ハラスメントの防止及び対策に関する規程、人権擁護委員会規程、危機管理規程等により配慮されている。

〈参考意見〉

○危機管理マニュアルについては未整備であることから、早急な整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度までは、学校法人旭川大学の最高意思決定機関である理事会を寄附行為に基づいて適切に運営してきた。理事会への理事の出席状況は良好であり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し有効に機能してきた。

令和 5(2023)年度からの、公立大学法人旭川市立大学の最高意思決定機関である理事会においては､新しい定款に基づいて運営されており､旭川市長が理事長及び監事を任命し、理事長が理事を任命しており、その際に法人の役員又は職員でない学外者を理事に含めることとしている。公立大学法人化以降も、理事会への理事の出席状況は良好であり、引続き適切な運営がなされている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人旭川大学においては、理事会に次ぐ議決機関として「常任理事会」を設置して円滑な意思決定が行われており、監事監査も適切に実施されていた。

公立大学法人旭川市立大学においては､「大学運営会議」を設置し､理事会､経営審議会､教育研究審議会における効率的・機動的な意思決定を可能としている。監事は、理事長との意思疎通を確保できるよう定期的な連絡を行っており、法人は監査に必要な体制の整備を進めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期計画」に基づき、中長期的な収支計画及び資金計画が策定され、適切な財務運営が計画されている。

また、私立大学時代の令和 4(2022)年度までの直近数年間の決算書では、支出超過が続いていたが、令和 5(2023)年度から公立大学法人化したことにより、公立大学法人の運営は設立団体である旭川市が運営に関わり、新たに運営費交付金収入が入ることから、将来的に収支均衡が図られ、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が見込まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度までは、学校法人会計基準、「学校法人旭川大学経理規則」等に基づき、会計処理は適正に実施され、補正予算も適切な学内手続きを経て組まれている。会計監査については、監査法人は私立学校振興助成法に基づく適正な会計監査を実施している。会計監査を実施する上で、監査法人と監事、監査法人と理事長は、定期的に意見交換の場を設けて情報共有を図っている。以上の事から、会計監査体制は整備されており、厳正に実施されている。

公立大学法人化された令和 5(2023)年度からは、地方独立行政法人法に基づき、会計規則等の学内規則が整備されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針及び恒常的な組織体制については、大学学則第 10 条の自己点検・自己評価の規定に基づき、全学的な内部質保証の推進を担う組織として、自己評価・内部質保証委員会を設置している。令和 5(2023)年度から整備が開始されたところであるが、自己評価・内部質保証委員会において、自己点検・評価や質保証に関する事項について、協議・取りまとめを行い、その後、大学運営会議で全学的な総括と調整をした上で、最終的に教育研究審議会にて改善事項の審議をしており、その責任体制は明確となっている。

〈参考意見〉

○内部質保証の整備について、「授業評価アンケート」の実施や分析など教育活動に関する自己点検・評価と、授業改善のための PDCA サイクルの構築に偏重しており、大学の内部質保証の方針にある「教育・研究及び社会貢献の諸活動」という広義の活動に対する PDCA サイクルの構築については、組織体制の強化が望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、各学部・学科、各種委員会、附置機関及び事務局が実施し、それらを自己評価・内部質保証委員会が取りまとめ、改善に向けた助言を行う体制となっている。教育活動については、学修ポートフォリオシステムを導入することで、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施しており、これらの自己点検・評価の結果は、ホームページにて社会へ公表している。

また、調査、データの収集及び分析については、IR を担う組織、専門部署は未整備であるものの、学修ポートフォリオシステムからのデータや各部署に蓄積されたデータについて、自己評価・内部質保証委員会が取りまとめ、総合的な分析に取組んでいる。

〈参考意見〉

○現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について、自己評価・内部質保証委員会が担っているが、より一層機能を充実させるため、IR の専門組織またはスタッフを配置するなどの取組みが望まれる。

○今回提出された自己点検評価書は、誤記及び内容的な不整合が散見し、提出されたエビデンスにも不十分な点が見られたことから、各学部・学科、部署が連携して自己点検・評価を実施することが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

私立大学として令和 4(2022)年度まで、自己評価委員会が中心となって毎年度、自己点検評価書を作成し、また、FD・SD 委員会が中心となって教育改善に取組むことで、内部質保証の実施に努めてきた。

公立大学法人として発足した令和 5(2023)年 4 月に、自己評価・内部質保証委員会が設置され、同年 8 月に同委員会にて「内部質保証に関する方針」「アセスメント・ポリシー」が定められ、三つのポリシーを起点とした内部質保証の取組みが開始されている。全学的な教育・研究及び社会貢献の諸活動について、自己点検・評価を恒常的に実施し、PDCA サイクルを構築している。発足後、間もなくで体制的に未成熟な点が散見するものの、認証評価の結果を踏まえた中期目標、中期計画及び年度計画を策定し、その実施を PDCA サイクルと連動させて、各学部・学科、各部署の内部質保証を機能させている。

〈参考意見〉

○PDCA サイクルの仕組みを構築しているが、全学的に内部質保証に対する理解の浸透が十分であるとはいえず、C（自己点検・評価）から A（改善・改革）へのフローが十分に機能しているとはいえないため、学長のガバナンスの強化を含め、今後の PDCA サイクルをより機能させることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．全学教育活動発表報告会

A－1. 教育課程内外を通じ、学生が主体的自主的に活動

A-1-① 全学教育活動発表報告会の実施

【概評】

各年度末に大学及び短期大学部の学生がゼミナール、クラブ・同好会等の活動の総括の報告を行う全学教育活動発表報告会が実施されている。参加団体はゼミナールに限定されず、報告内容も教育課程内外を問わず、主体的で、審査に縛られない自由度の高いものである。プレゼンテーション形式と展示形式を併用し、多数の発表が行われている。また、個々の発表テーマは、商店街、地域コミュニティ、子ども食堂、ごみ問題、多文化共生、感染対策、被災地支援など、建学の理念が反映された地域をテーマにしたものが多く、地域社会に貢献する学修内容である。一般市民にも開催案内をホームページにて周知し、報

告者と来場者による活発な質疑が交わされている。

大学は、教育研究活動の活動計画の申請に対して、助成金による支援にて活動を支えており、大学の教育理念や教育目標を実現することにつながる基盤となる活動である。

基準Ｂ．経済学部における教育研究活動の公開及び保健福祉学部における医療施設と関与

Ｂ－1．学生による企業のニーズ及び地域社会と結びつく主体的なキャリア活動の実践

B-1-①　「経済学部ゼミナール活動報告会」「保健看護学科学内合同病院説明会」の開催

【概評】

経済学部では、教育研究の外部公開・周知による学外からの評価及びそれに基づく教育研究の改善を目的として、ゼミナール活動報告会を平成 24(2012)年 2 月から実施している。この取組みの特徴の一つは、外部に開かれた報告会という点にある。地元旭川市の課題解決に向け、参加ゼミが創意工夫を凝らしたプレゼンテーションには、地元旭川市を中心とした各業界からアドバイザー兼審査員を招へいし、各報告に対するコメント・アドバイスと点数による評価を行っている。アドバイザー兼審査員の人選は幅広く行われ、一般企業や行政機関、教育機関、報道機関などから選出されており、多面的な視点から報告内容の評価が行われる仕組みとなっている。報告会には、一般市民の参加も可能である。

保健福祉学部看護学科では毎年、臨地実習先の旭川市内の病院を中心とした学内合同病院説明会を平成 23(2011)年度から実施している。令和 4(2022)年度のオンライン開催による合同説明会には 9 病院が参加し、3 年生 53 人、2 年生 60 人が参加した。例年、合同説明会に参加している病院には、卒業生も多く就職しており、学内合同病院説明会が就職先の選択や学生自身のキャリア観育成に貢献している。こうした取組みは、旭川大学に設置されていた「生涯学習クラス」で、旭川市内の病院施設の看護管理者が学んでいたことに由来する。このような活動を通じて、医療、福祉の専門人材の育成が地域社会の医療福祉に貢献することを相互に認識し、協働連携の中で教育活動として実践されてきた。

学生による企業のニーズ及び地域社会と結びつく主体的なキャリア活動の実践の場として、「経済学部ゼミナール活動報告会」と「保健看護学科学内合同病院説明会」が、一層の役割を果たし、活動の拡大と活性化することが期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．ベトナム・ハロン大学外国語学部日本語学科の授業

平成 29（2017）年に、ベトナム・クアンニン省ハロン大学との連携が結ばれた。北海道のベトナム友好訪問団に本学代表も参加し、現地を訪問した際に日本語教師の派遣要請があったが、 COVID-19 の影響で直接担当教員の派遣は不可能になってしまった。そこでオンラインでの授業で実施された。令和 4（2022）年 6 月より開始、令和 5（2023）年度末に集中講義に本学講師を派遣する。

2．ラーメン甲子園の開催；地域社会との連携プロジェクト

地元愛の涵養を企図して経済学部江口ゼミナールが「ラーメン甲子園」を 2016 年から開催している。旭川の代表的食文化である「旭川ラーメン」を軸にして、地元の魅力の再発見を目指している。新型コロナの影響で３年間中断していたが、今年から再開する。同プロジェクトは、高校生を対象にした「ラーメン作り競技大会」である。高校生が開発したオリジナルラーメンを、大会当日に実演販売して、来場した試食者の投票で各賞を授与する。

ゼミ生は、地元企業の実務家やラーメン店主などで実行委員会を形成して、大学生は運営事務局を担当する。準備期間中に、各種団体へ後援を募りポスター・チラシを作成し、地元企業を訪問して協賛を得る。高校を回って出場校を決め、ラーメン店と交渉して顧問店としての協力を依頼する。当日は高校生が主役で、大学生は大会の運営を裏方として支える。

高校生は、旭川を代表する食文化のラーメンについてのセミナーを本学で受講後、ラーメン作りの指導を担当する協力店で修行、オリジナルラーメンを開発して事前に仕込み、大会当日に実演販売する。本学学生はこれらの全プロセスに関わる。

3. 地域に根ざした地域密着型の研究と教育の実践

本学の教育研究事業の個性と特色は、あらゆる場面で「地域を科学する」ことである。旭川市をはじめとした北海道北部市町村を対象に研究及び教育を実施している。

(1) 都市部：「旭川市中心市街地・郊外地区のまちづくり」を支える研究
(2) 農村部：北海道北部地域圏における「過疎地域のまちづくり」を支える研究
(3) 農村部：地域密着型のフィールド教育

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 43(1968)年度
所在地　　北海道旭川市永山３条 23-1-9

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経営経済学科
保健福祉学部	コミュニティ福祉学科　保健看護学科
地域政策研究科	地域政策専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項

令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

6 芦屋大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
大学は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、個性・特色を反映した内容として、使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化し、学則等に定め明文化している。また、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、教育目的の見直しを行い、それに沿った学部・学科やコースの再編成、教育課程の見直しを行っている。
使命・目的及び教育目的の策定・見直しには、役員や教職員が参画しており、その内容は学部教授会や学科会議、各委員会で確認され、教職員全体の共通理解が深まるよう努めている。これらは、中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。これらのポリシーは、学部・学科、研究科・専攻ごとに詳細に示され、大学及び大学院の教育目的を達成するために、それぞれの教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について
アドミッション・ポリシーを策定し、周知・公表している。入学者選抜では、アドミッション・ポリシーを具現化するさまざまな形態が取入れられ、公平かつ適切に実施されている。臨床教育学部児童教育学科については、適切な学生受入れ数の維持への対応が必要である。学修支援においては、教職協働での学生対応が適切に行われており、キャリア教育科目群も体系的に設定され､職業的自立に向けた教育課程が初年次から編成されている。
教育目的の達成のために校舎等の施設は適切に整備されており､学生健康管理センター、修学支援室、カウンセリング・ルーム等を設置して、学生の心身に関する健康相談、生活相談、奨学金などの経済的な支援に関する体制が整えられている。また、学生の意見を集約する方法が適切に整備され、その結果は大学環境の整備・改善や教員の指導・支援の向上、教学の改善に活用されている。

〈優れた点〉
○文化系・運動系のクラブ、同好会等の認定団体があり、半数近くの学生が参加し、全学を挙げて建学の精神を具現化できるディプロマ･ポリシー達成のための教育活動として、教職協働の顧問制度及び活動予算による支援をしているのは評価できる。

「基準３．教育課程」について
教育目的を踏まえ、大学・学部・学科・大学院のディプロマ・ポリシーを定めており、

学内外に周知している。単位認定基準、進級基準・卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、学生に明示している。なお、研究科における学位論文の審査基準の明示が必要である。

カリキュラム・ポリシーは、学部・学科・研究科の特色を生かし、ディプロマ・ポリシーとの関連と一貫性を踏まえて策定され、学生に周知し公表されている。カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し、学生の多様性に応じた多彩な科目群とコース設定を行っている。少人数教育の特徴を生かしたアクティブ・ラーニングを実現し、卒業論文を必修科目とし「論文プレゼンテーション大会」を開催するなど、学生の卒業論文の質向上に取組んでいる。また、各種アンケートを実施して学修成果の点検・評価を行い、その結果を教育内容・方法及び学生指導の改善に反映させている。

「基準４．教員・職員」について

学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおけるリーダーシップを確立し、発揮できるよう、組織及び運営に関する体制と規則等が整備されている。また、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮し、「運営会議規程」「副学長に関する規程」が整備されている。加えて、適切な職員配置と役割の明確化のために、各種規則や運営指針が整備されており、職員は教員と協働して役割を明確にしながら業務に当たる組織体制が整っている。

教員は、設置基準に基づく必要人数を満たし、適切に配置されている。教員の採用・昇任について、規則を定め適切に運用している。FD(Faculty Development)活動及びSD(Staff Development)研修に関する規則が定められており、適切に実施されている。「外部研究資金の応募・獲得者に対する個人研究費インセンティブ規程」等を定め、個人研究費の上乗せを制度化し、研究活動の活性化を図っている。

〈優れた点〉

〇公的研究費の獲得と倫理教育との両面において、各種規則整備、研修推進、資料整備、アンケート調査、インセンティブ付与等の重層的な啓もう・支援体制を構築していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為や学則に基づき、理事会・理事長・理事・学長・教授会の基本的な役割を示し、体制を整備して機能性が発揮できる枠組みを整えている。経営の規律と誠実性の維持、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。組織の倫理・規律に関する規則等を整備し、健全な学修環境の構築に努めている。監事は、理事会・評議員会に出席し、「学園運営事務協議会」にも出席し、チェック体制を整えている。

中長期計画としての「学校法人芦屋学園経営改善計画」を策定し、各年度の進捗状況を把握しつつ適宜見直しを行っている。抜本的な人件費削減に努めた結果、教育活動資金収支差額が令和 4(2022)年度まで 4 期連続の収入超過を維持し収支バランスの安定化に取組んでいる。学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理を実施している。法令及び寄附行為、「監事監査規程」に基づき、監査法人監査・監事監査を適時適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制と責任体制は、基本方針と規則によって明確化されている。内部質保証の推進に責任を負う恒常的な組織として「内部質保証推進会議」が設置され、自己点検評価書は、評価チェックシートをもとに検討し、必要に応じて改善を促進する仕組みが整っている。また、外部有識者による評価や、IR 推進室による学修状況調査、学修成果調査、卒業生満足度調査などのデータ収集・分析と共有化によって、大学全体の改善に向けた取組みが実施されている。内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みも「内部質保証システム体系図」に基づいて確立され、各種委員会など各部署単位で行う小さな PDCA サイクルと、大学全体で行う大きな PDCA サイクルの仕組みが機能的に展開している。

総じて、大学は建学の精神の文意に込めた「少人数教育」と「多彩な専門教育」を大学の個性・特色として位置付け、教育目的を達成するために、必要な教育研究組織を整備している。学生の多様性に応じた多彩な科目群とコース設定による教育課程を編成し、また、学生の課外活動支援など十分な学生サービス体制を整えている。

学長のリーダーシップのもと「内部質保証推進会議」が中心となり、内部質保証の責任体制を明確にして推進しており、全学的な自己点検・評価も毎年度、適切に行われている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献と地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 障がい者就労支援スペース「あしかふぇ」に関する「ヒデュンプロジェクト」の取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神に基づき、個性・特色を反映した内容として、使命・目的及び教育目的を具体的に学則等に定めている。また大学、大学院ごとに使命・目的及び教育目的を学生便覧、大学院便覧及びウェブサイトに掲載し、分かりやすく簡潔に文章化している。

大学の建学の精神「人それぞれに天職に生きる」の文意に込められた「少人数教育」と「多彩な専門教育」を大学の個性・特色として挙げ、それらを、教育目的を達成するための手段として位置付けて教育を展開している。そして、建学の精神を実践するため実践綱領「独立と精神・創造と奉仕・遵法と敬愛」を定め、学生便覧等で示している。

時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、大学及び大学院の学則に記した教育の目的の見直しを行い、それに沿った学部・学科やコースの再編成、教育課程の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や実践綱領、使命・目的及び教育目的の策定・見直しに役員や教職員が参画しており、これらの内容は学部教授会や学科会議、各委員会で確認され、教職員全体で共通の理解を深めるよう努めている。大学及び大学院の教育の目的は、それぞれの学則や学生便覧に掲載し、また、ウェブサイトを通じて学内外に周知している。

法人は、大学の使命・目的及び教育目的を基本に据えた中長期的計画「学校法人芦屋学園経営改善計画」を策定している。

大学及び大学院の使命・目的・教育目的に基づき、具体的な三つのポリシーが策定されている。これらのポリシーは、学部・学科、研究科・専攻ごとに詳細に示され、学生便覧及びウェブサイトで広く公開し周知している。大学及び大学院の教育目的を達成するために、学部・学科、研究科・専攻などの教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神に基づく大学及び大学院の教育目的を踏まえたアドミッション･ポリシーが、大学･2 学部、3 学科及び研究科･2 専攻それぞれで策定され、学生募集要項、入試ガイド、ウェブサイトで周知・公表されている。

入学者受入れの実施に対して、「入学試験委員会規程」「入学者選考に関する規程」「入試運営マニュアル」等を定めている。入学者選抜はこれらの規則に基づき、入学試験委員会で公平かつ適切にアドミッション・ポリシーや学生像を具現化する多様な形態を取入れ実施している。大学院の入学者受入れは、学長を委員長とする大学院委員会で学長が決定している。試験実施後には面接担当委員から各受験生の評価についての報告があり、アドミッション・ポリシーに沿った評価を行っているのか検証をしている。

入試問題については、国語・英語・数学の学力試験を入試問題作成員、小論文・口頭試問、留学生日本語音読問題・レポートの課題を入試委員が作成している。

大学の収容定員充足率について、一部学科は満たしていないが、大学全体としては概ね満たしている。

〈改善を要する点〉
○臨床教育学部児童教育学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、適切な学生受入れ数を確保するよう改善を要する。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
少人数で編成する学年次ごとの一部の科目の担当教員を担任として位置付け、教務課・教職支援課、学生部学生課・国際交流課などの職員と連携し学生の指導に当たるなど、学修支援体制を整備している。加えて、中途退学、休学・留年、障がいのある学生への対応に関しては、担任が学生との面談等を通して状況を把握し、関連部署と連携を図りながら問題解決に向け取組んでいる。

「学生支援の手引き」を作成し､兼任教員を含めた週 1 回以上のオフィスアワーを設け、シラバスで公開することで、学修支援が円滑に進むよう整備している。

TA 及び SA(Student Assistant)は学内で公募し、研修会を実施した上で学修支援に活用している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を探究するための選択科目であるキャリア教育科目群を体系的に設定し、履修者 20 人程度での開講や担任制設定などの工夫をした上で、職業的自立に向けた教育課程を 1 年次から編成している。

キャリアコンサルタント資格を有する職員を配置して学生部就職課と担任が連携してキャリア支援に当たっている。また、教員採用試験対策講座を積極的に開催している。

インターンシップを教育課程内にとどまらず、教育課程外でも参加しやすいように工夫している。これらのキャリア支援を職員と教員の適切な協働によって行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織体系を整備している。厚生支援のために学生支援相談室、教育相談所、学生健康管理センターを配置している。これらに加えて修学支援室（ほっとルーム)、カウンセリング・ルームを設置して学生の心身に関する健康相談、生活相談、奨学金などの経済的な支援の体制を整えている。

学生の課外活動への支援について、スポーツ振興室が運動系強化クラブ、芸術文化センターが文化系強化クラブ、学生課がその他のクラブの対応を行っている。学生課はスポーツ振興室とともに、リーダーズ研修など課外活動に関する学生指導を行っている。

外国人留学生及び海外留学希望学生に対する支援については、国際交流課が対応している。

〈優れた点〉

○文化系・運動系のクラブ、同好会等の認定団体があり、半数近くの学生が参加し、全学を挙げて建学の精神を具現化できるディプロマ･ポリシー達成のための教育活動として、教職協働の顧問制度及び活動予算による支援をしているのは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校舎等の施設を適切に整備し、設置基準に定められている面積を上回る広さを確保している。また、多様な開講科目に応じた各種機器を備えた実習室等を設け、教育効果を高めるよう活用している。加えて、少人数教育に適した教室やアクティブ・ラーニングの教育効果を高める教室も整備し、活用している。

配慮等が必要な学生への支援として、スロープ、車椅子対応エレベータ等の設置状況をウェブサイトで公開し、利便性に配慮している。

図書館は蔵書数 20 万冊を有し、OPAC(Online Public Access Catalog)検索システムを備え、授業利用や個別学習スペースとしての図書館コモンルームを新設し、対面に加え電話や E メールでもレファレンスサービスを提供するなど、学生の図書館利用に多岐にわたる取組みを行っている。また、授業を行う学生数の適切な管理も行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見をくみ上げる方法として、授業評価アンケート、学修状況調査、学生生活実態調査アンケート、学修満足度調査を実施している。授業評価アンケートは、授業期間終了時に芦屋大学ポータルサイトを使用して実施している。学生生活実態調査アンケートでは生活形態の把握や施設設備の意見収集を行っている。学生満足度調査では、授業内容、授業進度等を確認している。学修状況調査では、学修成果の発表、教室の設備環境等について確認を行っている。これらの調査結果は、施設・設備、学生生活の改善や教員の指導支援の向上、教学改善に活用している。同時に調査結果をウェブサイトで公表しつつ、運営会議、内部質保証推進会議で情報共有をしている。そのほか、学生課、学生健康管理センター、教育相談所、ハラスメント防止対策委員会が学生の意見・要望の把握を効果的に

行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえた大学、学部・学科、大学院のディプロマ・ポリシーを定め、ウェブサイトをはじめ、学生募集要項、入試ガイド、学生便覧等で周知している。

学位論文審査基準の設定及び公表が求められるが、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準、卒業要件、履修登録単位数の上限は学則に定め、大学院修了要件は大学院学則に定めている。単位認定基準はシラバスに、進級基準・卒業要件等は学生便覧に記載し、学生に周知している。

卒業認定・修了認定は、教授会、大学院委員会の議に基づいて学長が行い、厳正に認定基準を適用している。また、GPA(Grade Point Average)評価が導入され、客観的な学修成果指標として運用されるとともに、授業計画は学部・研究科ともシラバスに記載し公開している。

〈改善を要する点〉

○学位論文の審査においてその客観性及び厳格性を確保するため、満たすべき水準、審査委員の体制、審査の方法、審査項目等の基準を設定し、ホームページで公表するよう改善を要する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、建学の精神に基づき、学部・学科・大学院の特色を生かしたカリキュラム・ポリシーを、それぞれ定めており、ウェブサイト及び学生募集要項で周知している。

カリキュラム･ポリシーはディプロマ･ポリシーとの関連と一貫性を踏まえて策定され、それに基づき教育課程を編成している。また、学生の多様性に応じたコース設定を行っており、教育課程でディプロマ・ポリシーの実質化を図ろうとしている。

留学生を含めた多様な学生にどのような教育が必要か検討し、基礎課程検討委員会において基礎教育科目の見直しを行っている。

少人数教育の特徴を生かしたアクティブ・ラーニングを実現するとともに、卒業論文を必修科目としている。また、大学全体で「論文プレゼンテーション大会」を行い、優秀な成績を収めた学生には学長賞、ベストプレゼン賞を授与するなど、学生の卒業論文への意識を高める取組みを行っている。

〈参考意見〉

○一部シラバス未公開科目があるので早急に公開することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシーの達成度は、卒業論文評価・卒業単位数、進学及び就職率、資格免許取得率を指標にして検証し、カリキュラム・ポリシーの達成度は、GPA、成績分布、休学・退学率、単位修得状況、出席率を指標にして検証している。

授業改善につなげるための授業評価アンケートを毎年 2 度実施するとともに、ジェネリックスキル測定テスト等を使いつつ IR 推進室が中心となり検証し、学修成果の点検・評価の結果を教育内容、方法及び学生指導の改善にフィードバックしている。また、高評価の教員の授業見学を実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップの確立・発揮について、「組織及び運営に関する基本方針」「業務決裁規則」「ガバナンス・コード」「運営会議規程」「教授会規程」が整備されている。

学長は、理事会、運営会議及び教授会を通じて全学の意思統一を図りつつ、教育目的の達成に向けた適切なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築のため、「運営会議規程」「副学長に関する規程」が整備されている。

職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性を確保するため、「芦屋学園事務組織規則」をはじめとする諸規則、教職員規則、理事会及びその関連業務の運営指針が整備され、職員は教員と協働して、役割を明確にしながら業務に当たっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づく必要な教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針に基づく規則として、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」を定め適切に運用しており、教員の採用は公募制をとっている。

FD 活動は「FD 委員会規程」に基づき FD 委員会を設置し、令和 4(2022)年度は 4 回の研修を行った。専任教員の研修会への参加は義務付けており、授業等でやむを得ず参加できない場合は、オンデマンドで受講できる体制を整えている。

授業評価アンケートを前期・後期に概ね全ての授業科目で実施し、教員への結果のフィードバックと改善への活用を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「SD 実施方針」「SD 推進委員会規程」に基づき、職員の資質・能力向上のため、FD 委員会とも連携して研修会を計画・実施している。また、「事務職員目標管理制度に関する規程」に基づき、職員個人による業務の PDCA 運用を実施している。

階層別 SD 研修としては各部署の役職者を対象とした管理職研修、全職員対象としたハラスメント防止対策研修や各種実務研修を開催し、外部研修会情報の周知も行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「教員研究室および教員共同室利用規程」「共同室の利用に関するガイドライン」に基づき、利用資格に応じた研究環境を整備している。総務課・FD 委員会が研究支援を行う体制下で、FD 研修会では公的資金の獲得に関するアドバイス等を試みている。

「研究倫理規程」「大学倫理委員会規程」「芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正利用防止に関する基本方針」等の規則に基づき、研究倫理教育・コンプライアンス教育を推進し、「公的研究費ガイドライン」、FD 研修会、研究倫理 e ラーニングコースで啓もう活動に努めている。

「教員個人研究費規程」「外部研究資金の応募・獲得者に対する個人研究費インセンティブ規程」に基づき、個人研究費の上乗せを制度化し、「科学研究費助成事業獲得に向けての申請方法と手続きー研究計画調書ポイントー」を研修会資料として整備している。

〈優れた点〉

○公的研究費の獲得と倫理教育との両面において、各種規則整備、研修推進、資料整備、アンケート調査、インセンティブ付与等の重層的な啓もう・支援体制を構築しているこ

とは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、経営の規律と誠実性の維持及び使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

組織倫理に関する規則として、「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」「芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」「学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定めている。

FD 研修・SD 研修で人権研修を実施し、人権配慮に努めている。「危機管理規程」「衛生委員会規程」「ストレスチェック制度実施規程」に基づき安全配慮に努めている。

日常的な植栽の管理、施設の巡回・点検などを通じた環境配慮とともに、省エネルギー型の設備や節電協力への呼びかけを E メールやポスターで行っており、省エネルギー対策に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、法人の業務決定の権限が理事会にあることを定め、適切な法人の運営を行っている。理事会における理事の出席状況は概ね良好で、出席できない場合についても寄附行為第 16 条第 11 項のとおり、欠席時の意思表示を書面で行っている。一部理事の欠員が続いていたが補充の目途が立っている。加えて、理事会の機能を補佐する体制として役員協議会を開催し、管理運営上の課題、理事会や評議員会における議案などについて協議を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、役員協議会、教授会及び「学園運営事務協議会」により、理事長がリーダーシップを発揮できる仕組みを整えている。また、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化並びに意思疎通と連携が行われており、法令遵守をしている。

評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により構成され、諮問も適切に行われている。また、評議員会における出席状況は概ね良好で、一部評議員の欠員が続いていたが補充の目途が立っている。

監事は、理事会、評議員会、更には理事会で充実した議論を行うため、「学園運営事務協議会」に出席し、チェック体制を整えている。また、監事は令和 4(2022)年度の全ての理事会に参加している。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書は、私立学校法第 37 条第 3 項に定める監事の職務に基づいて理事の業務執行の状況について監査したことを記載することが望まれる。

○監事の監査報告書の宛先について記載が漏れているため、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号に基づき、実態に合わせて理事会及び評議員会と記載することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)～6(2024)年度の 5 か年にわたる中長期計画として、「学校法人芦屋学園経営改善計画」を策定・実行・評価している。また、各年度の決算確定の都度、理事会にて当初計画の進捗状況を見直し、予算と実績の計数を更新して、策定・実行・評価のプロセスにおける PDCA サイクルをきめ細かく運用している。

早期退職優遇制度の実施、定期昇給の縮減・見送りを含む抜本的な人件費削減に努めた結果、教育活動資金収支差額が令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度で 4 期連続の収入超過を維持している。特に令和 2(2020)年度には経常収支差額も収入超過を達成し、収支バランスの安定化に取組んでいる。

外部資金の導入努力については、獲得者へのインセンティブ付与、FD 研修会実施等の制度的な支援を実施している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「芦屋学園財務規則」に基づき、適正な会計処理を実施しており、必要に応じて補正予算の編成を適時適切に行い、評議員会への諮問を経て理事会の承認を得ている。

法令、寄附行為及び「監事監査規程」に基づき、監査法人監査・監事監査を適時適切に実施している。監査法人と監事は、必要に応じて相互に意見交換を行い、監査情報の共有を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として、「内部質保証の基本方針」を定め、「内部質保証に関する規程」において内部質保証を定義し、内部質保証に関する組織体制・責任体制を明確化している。内部質保証の推進に責任を負う恒常的な組織として、学長を議長とする内部質保証推進会議を設置し、そこでの事前会議を経た上で自己点検・評価委員会を開催して、「内部質保証に関する規程」に定めた評価基準に基づき点検・評価する組織体制を構築している。

自己点検・評価委員会が作成した自己点検評価書は、内部質保証推進会議が具体的な評価項目を記したチェックシートをもとに評価して、必要に応じて改善を促していく組織体制となっている。これにより、大学における諸活動の現状と問題点を明らかにし、解決に向けた方策を具体的に示すことができる体制を整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的な自己点検・評価活動として、自己点検・評価委員会は、各部署から提出されるエビデンスをもとに、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を毎年度作成している。このプロセスで浮かび上がった改善点は、教授会、各種委員会などを通じて共有し、改善策の検討と実施に努めている。自己点検評価書は内部質保証の基礎資料として位置付け、ウェブサイトで学内外に公表している。

「IR 推進室規程」に基づき、IR 推進室を設置している。大学の現状を把握するため、学修状況調査、学修成果調査、卒業生満足度調査などのデータを収集・分析し、その結果を IR 報告書や修学状況調査書にまとめ、各種調査結果の情報共有に努めている。

自己点検評価書に記載された各部署の具体的な取組みは、内部質保証推進会議が検証しており、更に、自己点検・評価への提言を得ることを目的に外部有識者による外部評価を隔年で行うなど、大学全体の改善に向けた取組みを実施している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関し、内部質保証推進会議は、自己点検・評価委員会からの指摘をもとに評価チェックシートを活用するなどして、教育の改善・向上のための具体的な取組みを展開している。

内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが確立されるよう「内部質保証システム体系図」を定め、各種委員会など各部署単位で行う小さな PDCA サイクルと大学全体で行う大きな PDCA サイクルの関係性を図として可視化し、教職員内での理解の共有化に努め、その機能性を発揮している。

中長期的な計画としての学校法人全体の「学校法人芦屋学園経営改善計画」に基づき改革を進め、単年度の取組み結果は学校法人全体の事業報告書の中に取りまとめ、ウェブサイトでも学内外に公表している。大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

〈参考意見〉

○臨床教育学部児童教育学科の収容定員未充足、学位論文審査基準の未策定、未公表など改善を要する点があり、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献と地域連携

Ａ－1．知的資産を活かした社会貢献

A-1-①　芦屋大学ソーラーカープロジェクトによる社会貢献

A-1-②　地域連携における社会貢献

A-1-③　芸術文化活動による社会貢献

【概評】

経営教育学部経営教育学科の「自動車技術」「技術・情報教員養成」両コースのゼミ生は共にソーラーカープロジェクトの学生メンバーであり、技術研究部、ボランティア部が、ソーラーカープロジェクトの中心メンバーとして活動している。このプロジェクトは歴史ある活動で、蓄積した知的資産を産学官連携活動として生かすとともに、臨床教育学部児童教育学科は地域の子どもたちへ学びの実践活動としても貢献している。

大学の特徴でもある課外活動への学生の積極的な取組みとともに、学部・学科を越えた地域への社会貢献活動として特筆すべきものだといえる。

大学キャンパス内にある、障がい者就労支援スペース「あしかふぇ」を含む大学施設の地域住民への公開、芦屋市及び芦屋市教育委員会との地域包括連携、大学教員による公開講座等の社会貢献、地域スポーツ振興活動などを地域への社会貢献活動として取組んでいる。特記事項にも挙げられている「あしかふぇ」は、芦屋市と連携した大学独自の「ヒデュンプロジェクト」であり、これからの共生社会のモデルともいえよう。

バレエコース及びバレエ部、ダンスコース及びダンス部、吹奏楽部に所属する学生と教職員による芸術文化活動における社会貢献を行っている。これは戦禍にあるウクライナ支援ともなっている。これらの活動は、まさに建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」の実現でもある。学生の多様性を包摂しながら、その教育活動を社会貢献につなげるものだといえる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.障がい者就労支援スペース「あしかふぇ」に関する「ヒデュンプロジェクト」の取組み

本学では、芦屋市障がい福祉課の助言のもと、「ヒデュンプロジェクト」として「カフェ」と「障がい者就労支援スペース」を融合した「あしかふぇ」を平成 28(2016)年度から運営している。

「ヒデュンプロジェクト」の目的は「潜在的な体験学習」であり、学生が大学生活を送

る中での学びや地域貢献に加え、共生社会を体験学習できることにつながっている。この活動を実施するため、芦屋市をはじめ、事業所の協力のもと、障がい者と学生や地域の方々が交流できる機会を作ると共に、情操を育む教育を体験できるカフェ運営をおこなっている。

平成 30(2018)年には、大学のキャンパスで障がい者が働き、障害者と学生、地域の方々が交流できる機会を創出するとともに、様々な人が集う居場所として共生社会を体感できるカフェを運営したことが評価され、「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」の「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議会長賞」を団体部門で受賞した。「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」は、兵庫県内において、ユニバーサル社会をめざした先導的な実践活動を顕彰するもので、平成 17(2005)年 4 月の「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定を機に、地域や職域における先導的な取組を広く普及することを目的として平成 18(2006)年度に創設されたものである。

今後の活動として、新型コロナウイルス感染症が収まりつつある状況下で、「ヒデュンプロジェクト」の目的を基に、学生を含めた利用者の意見をさらに取り入れていく。また、大学内外を問わず様々な方が集い交流する居場所として、新メニューの開発と導入、スタンプカード作成による常連のお客様への還元などの活動をおこない、「あしかふぇ」をより発展させていく。

【活動実績】

・平成 29(2017)年 5 月より兵庫県立芦屋特別支援学校との連携
兵庫県立芦屋特別支援学校と連携し、職業体験・現場実習の受け入れを毎週水曜日に実施。その後、兵庫県立芦屋特別支援学校の卒業生が 1 人、事業所に就職し、「あしかふぇ」にて勤務。

・学内におけるイベントを「あしかふぇ」にて実施
留学生イベント、入学前教育、オープンキャンパス、バレエディプロマコース茶話会、教員採用試験対策講座の開講式など。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 39(1964)年度
所在地　　兵庫県芦屋市六麓荘町 13-22

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
臨床教育学部	教育学科　児童教育学科
経営教育学部	経営教育学科
教育学研究科	教育学専攻　技術教育専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 27 日	実地調査の実施　　11 月 28 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 29 日	11 月 29 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

7 一宮研伸大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神にのっとった大学の使命・目的は学則に明記されており、教育理念等は学修ガイダンスにおいて学生・教職員に周知している。短期大学から大学へと時代の変化に対応し、更に大学院設置と社会的ニーズに即応、がん看護専門看護師の教育課程を設け高度な看護実践者育成に努める体制を整備している。

教育理念を反映した特色ある三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定、建学の精神にのっとり、教育目的を達成する教育研究組織体制が構築されている。また、「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設置、自治体や地域住民とさまざまな形で連携体制を整えている。時代の変化に即した「選ばれる大学になる」ための行動指針・評価指標を明示している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生の受入れ体制を整備している。また、学修支援体制についても教職協働が図られており、アドバイザー教員制度を設けるなど、学修支援体制の強化を図っている。キャリアサポート委員会・学務課の協働により１年次から４年次まで段階的にキャリア支援を実施できている。学生生活支援委員会、アドバイザー教員・学務課が協働して学生生活の安定的な支援体制を整えている。

学修施設・設備、ICT（情報通信技術）環境が整備されており、バリアフリー化も図られている。授業科目・演習科目の講義目的に応じた講義時間割編成、教室配置をしており、耐震基準等も満たしている。なお、学生の意見・要望への対応として、意見箱の設置、意見に対する回答をポータルサイト及び掲示板にて速やかに周知している。また、授業評価アンケート回答率の低さについては喫緊の課題として取組まれている。

〈優れた点〉

○オフィスアワー制度について、兼任教員を含めて全学的に実施・展開した学修支援体制は評価できる。

○大雄会病院看護師寮を安価な家賃設定で学生に提供している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

看護学部・看護学研究科では、教育理念を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、ホームページや大学案内、学修ガイダンス等で学内外に周知している。単位認定基準、

進級制度、卒業・修了基準、成績評価基準等について、履修規程を定め、学修ガイダンスで周知されている。カリキュラム・ポリシーを策定、可視化のためのカリキュラム・マップや三つのポリシー関連図、ナンバリング等の工夫がなされており、学生への周知が図られている。

学部では、三つのポリシーを踏まえ、学生・卒業生、就職先にアンケートを実施、教授会で意見交換を行うなどの検証を行っている。また、授業評価アンケート結果は学生・教職員に公表、教授会報告・意見交換、図書館で学生・教職員に閲覧可能としている。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントにおける学長がリーダーシップを発揮するための体制はとられているが、教授会の役割が学内規則上不明確であるため整備が急がれる。教学マネジメントに必要な職員は適切に配置、教職協働体制が構築されている。

大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、教育研究に必要な専任教員数を確保、配置している。FD・SD 委員会を設置し、教職員の資質・能力向上のため組織的に取組んでおり、各種 FD 研修会を企画・運営するなど、教育研究の質向上に努めている。

研究倫理についての人権擁護・倫理委員会を設置、教職員及び学生が研究責任者となる研究に対し、倫理指針に基づく審査体制を整えている。また、研究活動の質向上と活性化推進のため研究推進委員会を設置、各種研修会開催、申請相談等に取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人運営に係る諸規則を整備、寄附行為をはじめ法令に定められた各種情報をホームページ等で適切に公開、人権への配慮についても必要な諸規則が定められている。新興感染症等や大規模地震に関する BCP(Business Continuity Planning)を策定し、安全な法人運営が図られている。理事会は法人の最高意志決定機関として位置付けられ、適切に機能しており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。大学運営会議開催により法人及び大学内の各管理運営機関との意思疎通が円滑に行われており、評議員・監事の選任についても寄附行為条項にのっとり適切に施行されている。

大学開学以来、定員未充足となることのない安定した学生確保を実現し、完成年度を迎えても収容定員充足率は安定している。会計処理･監査に関しても関連諸規則にのっとり、適切な処理・運営、助言体制等が整っている。

「基準６．内部質保証」について

大学開学から 7 年が経ち、内部質保証システムが整備されつつあり、その役割と機能が明確化されてきている。大学運営会議のもとに、内部質保証推進会議を設置、更に自己点検・評価委員会を設置することにより、内部質保証体制を整えている。学修支援体制として IR 室は収集した情報の分析結果を入学試験委員会・内部質保証推進会議で報告、情報共有化を図っている。自己点検評価結果は、全教職員を対象に「内部質保証システム活動報告会」を開催、当該年度結果、次年度に向けての課題等の情報の共有が図られている。内部質保証推進会議では、自己点検・評価委員会の自己点検評価活動結果に基づき、大学全体の教育研究活動等の有効性検証に努め、大学全体の PDCA サイクルを回すため IR 室

の機能強化を予定している。毎年度開催の内部質保証システム活動報告会で教職員間での方向性の共有化が図られている。

総じて、建学の精神にのっとった大学の使命・目的により、教育理念である「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する」に基づいた人材育成に精進しており、今日的な喫緊の課題にも対応できる豊かな感性・論理的思考を修得するため、看護専門職としてのキャリア形成基盤教育を教職員一同が一貫した教育体制のもと、展開できている。また、「ダイバーシティ宣言」のもと、看護を取巻く環境に即した人材育成に貢献している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 社会医療法人大雄会と大学との連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神にのっとった大学の使命・目的は、学則に明記されている。教育理念等は、学修ガイダンスにおいて学生・教職員に周知している。また、教育目的・目標についても分かりやすく、具体的に明示されている。

大学は、平成 29(2017)年度に開学し、完成年度を迎えた際に教育理念等の見直しを行っている。また、令和 5(2023)年度に看護学研究科を設置し、がん看護専門看護師の教育課程を設け高度な看護実践者育成に努めるための体制を整備するなど、時代の変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、学内の諸会議で審議されるなど、役員、教職員が関与・参画している。これらは、ホームページ等を通じて学内外に周知し、入学時オリエンテーションやガイダンスで学生に説明している。使命・目的等は、中長期計画や三つのポリシーに反映されている。
使命・目的及び教育目的を達成するため、看護学部看護学科及び看護学研究科の 1 学部 1 学科 1 研究科を設置している。また、「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設置し、地方自治体と地域住民とさまざまな形での連携体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内や募集要項、ホームページ上に掲載するとともに、指定校教員を対象に大学説明会を開催し、学内外へ周知している。
試験問題は、アドミッション・ポリシーに沿った内容で大学独自に作成をしている。また、入学試験を入学試験委員会が適正に管理を行い、試験問題及び選抜基準などを検証している。
各年度の入学定員数は充足しており、定員管理の重要性を鑑み、例年の歩留り率を考慮しつつ入学定員の管理に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制については、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備し、運営している。

学修支援の充実については、アドバイザー教員制度を設け、個別面談や教務ポータルシステム等を通じて担当学生の生活全般についての状況把握に努め、適切な支援につなげている。また、アドバイザー教員と学務課との情報共有の場として、隔月でアドバイザー会議を開催している。中途退学・休学・留年等の学生に対する支援は、アドバイザー教員が中心となり、個別に支援している。また、兼任教員を含めたオフィスアワー制度を全学的に実施し、学修支援の充実を図っている。

障がいのある学生に対しては、「一宮研伸大学　障がい学生支援に関する規程」を定め対応している。

〈優れた点〉

○オフィスアワー制度について、兼任教員を含めて全学的に実施・展開した学修支援体制は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポート委員会が中心となり、学務課担当職員と協働しながら、キャリア支援計画を策定し、1 年次から 4 年次まで段階的にキャリア支援を実施している。特に、就職先を検討し始める 2・3 年次においては、就職率の高い病院を大学内に招き、病院説明会を開催するなど、就職支援体制を整備している。令和 3(2021)年度からはホームカミングデイを開催し、卒業生と在学生との意見交換の場を提供している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のために、学生サービスや厚生補導を所管する学生生活支援委員会のもとに保健休養室・学生相談室を設置し、学生の健康相談・心的支援を行っている。個々の学生の生活に関する相談は、アドバイザー教員が中心となり、学務課職員、学生生活支援委員会の教員が協働して対応している。

経済的支援としては、大学独自の特待生制度や奨学金制度を取入れている。また、大雄会病院からの「大雄会奨学金」の支給や、看護師寮を安価で利用できる制度を設けている。

〈優れた点〉

○大雄会病院看護師寮を安価な家賃設定で学生に提供している点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修施設・設備を適切に整備している。図書館は図書及び視聴覚資料等の学術情報資料を有し、閲覧席や開館時間も適切に確保している。マルチメディア教室などの ICT 環境を整備し、学修環境を構築している。バリアフリートイレやエレベータの設置など、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性が確保されている。また、全ての施設は耐震基準を満たしており、安全性が確保されている。

授業を行う学生数については、受講者数に応じた教室で授業編成を行い、演習科目は少人数グループとして教員が指導可能な学生数に調整している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、授業評価アンケートや学位授与方針に関するアンケートを実施し、教育委員会で結果を分析して学修支援体制の改善に反映している。授業評価アンケートについては、回答率の低さを課題とし、回答率向上に向けた取組みを開始している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、学生生活アンケートを実施し、学生生活の改善に反映している。また、学修環境に関する学生の意見や要望をくみ上げるために意見箱を設置し、速やかにポータルサイト及び掲示板で回答を周知している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科では、教育理念を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、ホームページや大学案内、学修ガイダンス等で学内外に周知している。学部においては、看護学実習の際にディプロマ・ポリシーに基づいてオリエンテーションを行うなど、折に触れて周知に努めている。また、単位認定基準、進級制度、卒業・修了基準、成績評価基準等については、履修規程にそれぞれ定めるとともに学修ガイダンスにより周知されている。大学院においても、審査基準・手順・修了認定等は策定されており、学修ガイダンスにより周知されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。可視化のためのカリキュラム・マップや三つのポリシーの関連図、ナンバリングなど工夫している。また、シラバス内に授業科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連性が分かる項目を入れ、学生に周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。

教養教育は学部教育委員会、大学院運営委員会及び大学院教育委員会で組織的に検討され、運用されている。

授業においては、グループ学習やゼミナール形式の授業を取入れ、学生の主体的な学びを促進している。また、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動を通じて教授方法についての研さんが行われている。

〈参考意見〉

○看護学部における 1 年間の履修登録単位数の上限が高いので、単位制度の実質を保つ観点から見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部においては、三つのポリシーを踏まえて、学生、卒業生、就職先にアンケートを実施し、教授会で意見交換を行うなどの検証を行っている。学内では授業評価アンケートを実施し、アンケートの結果は教職員、学生へ公表している。授業評価の結果は、教授会で報告、意見交換が行われており、報告書は図書館において教職員及び学生へ閲覧可能とするなど、教職員、学生へフィードバックされている。

授業評価アンケートは回収率が低い傾向にあるが、アンケートの実施方法を工夫するなどの改善のための努力をしており、今後の回収率の向上が期待できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学を代表し教学運営を統括することは、「学校法人研伸学園組織規程」及び「一宮研伸大学ガバナンス・コード」に明記されており、学長がリーダーシップを発揮するための体制が整備されている。

学長、教授会をはじめとする教学マネジメントにおける実質的な責任体制は構築されている。一方で、教学に関する決定権者である学長に対し、意見を述べる関係にあると学校教育法第 93 条に定められている教授会の役割について、学則をはじめとする学内規則上明確になっていないため、速やかな見直しと整備が必要である。

教学マネジメントに必要な職員については、「学校法人研伸学園組織規程」第 6 章にその役割を規定し、適切に配置されている。また、学内の各種委員会に参加し、教職協働に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点については、改善が必要である。

○学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べる関係にあることが、「一宮研伸大学学則」「一宮研伸大学大学院学則」「一宮研伸大学看護学部教授会規程」「一宮研伸大学大学院看護学研究科教授会規程」のいずれにも定められていない点については、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、教育研究に必要な専任教員数が確保され、適切に配置している。教員の採用や昇任については「一宮研伸大学看護学部教員選考規程」

のほか、関連規則にのっとり行われている。

FD･SD 委員会において前期･後期の年 2 回、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果を各担当教員に通知するとともに改善点を報告させている。また、各種 FD 研修会を企画・運営し、組織的に教育研究の質の向上を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動の推進に関しては、FD・SD 委員会を設置し、職員の資質・能力向上のための組織的な取組みを行っている。

FD・SD 委員会主催による学内 SD 研修会を開催するほか、日本私立大学協会等の外部研修へも積極的に参加している。また、IDE 大学協会へ加盟することにより、近隣他大学の取組み状況等の情報を得る機会を設けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究倫理については、研究等における人権擁護・倫理委員会を設置し、教職員及び学生が研究責任者となる研究計画について、国の定める倫理指針にのっとり審査している。また、研究費を含む研究不正防止のために各種規則を整備し、適切に運用している。

専任教員に対し職位に応じた個人研究費を支給するとともに、講師以上には個別の研究室、助教・助手には共同研究室を整備している。

研究活動の質向上と活性化を推進するため、研究推進委員会を設置し、外部研究費の獲得へ向け、各種研修会の開催や申請相談等を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人研伸学園寄附行為」第 3 条において法人の設置目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法の遵守を明記するとともに、法人の運営に係る諸規則を整備している。また、寄附行為をはじめ、法令に定められた各種情報についてホームページ等で適切に公開している。

中期目標に当たる「重点課題」を策定し、自己点検・評価委員会を中心に毎年度、進捗状況等について審議・検討している。

人権への配慮については、「学校法人研伸学園ハラスメント等人権擁護に関する規程」「一宮研伸大学ダイバーシティ宣言」など必要な諸規則を定めている。また、「学校法人研伸学園危機管理規程」を備え新興感染症等や大規模地震に関する BCP を策定し、防災訓練を実施するなど、安全な法人運営に取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人研伸学園寄附行為」第 11 条において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、法人の最高意思決定機関として位置付けられるとともに、定期的に開催され適切に機能している。

理事の選任については寄附行為第 6 条に基づき適切に行われ、理事会への出席状況も良好である。また、理事会を欠席する際は議案に対して意見書を提出させて明確に意思表示できる体制を整えている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人研伸学園寄附行為」第 13 条において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

学長を議長とし、理事長・法人事務局長・学部長等が出席する「大学運営会議」が月に 1 度開催され、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通を円滑なものにしている。会議で審議・決定された事項は、教授会を通じて学内で共有が図られている。

評議員の選任については、寄附行為第 21 条に基づき適切に行われ、評議員会への出席状況は概ね良好である。評議員会は、私立学校法や寄附行為で定められた諮問事項について意見を述べ、運営に携わっている。

監事の選任については寄附行為第 7 条に基づき適切に行われ、理事会・評議員会に出席し、法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況に係る監査を実施している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年の大学開学以来、定員未充足となることのない安定した学生確保を実現しており、完成年度を迎えた令和 2(2020)年度以降も収容定員を充足している。これにより、学生生徒等納付金収入を主たる収入源とする財務状況は健全に保たれ、事業活動収支差額比率もプラスを維持している。

研究推進委員会による科学研究費助成事業等競争的資金の申請支援や、ホームページを活用した寄付金募集など、外部資金を獲得するための取組みが行われ、一定の成果を挙げている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準をはじめ、「学校法人研伸学園経理規程」「学校法人研伸学園経理規程細則」「学校法人研伸学園固定資産及び物品管理規程」に沿って適正な会計処理が行われている。また、会計処理に当たり判断が困難な事例については、監査法人や私学事業団に随時相談を行い、助言や指導を受けている。

監査法人、理事長、監事等との意見交換を期中と決算監査終了後の年 2 回実施し、連携が図られている。また、内部監査室を設置し、監査体制の充実に取組んでいる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「一宮研伸大学　内部質保証推進規程」に基づき、内部質保証のための組織として、大学運営会議のもとに学長、学部長、法人事務局長等で構成する内部質保証推進会議を設置している。また、内部質保証推進会議の指示のもと、自己点検・評価を実施する組織として自己点検･評価委員会を設けている。これら三つの会議体が連携することにより、大学開学から 7 年が経ち課題はあるものの、内部質保証システムは整備されつつあり、その役割と機能は明確化されてきている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「一宮研伸大学　内部質保証推進規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、ホームページを通じて公表するとともに、「内部質保証システム活動報告会」を開催し、教職員に情報を共有している。ただし、自己点検・評価の精度については課題がある。

IR 室は、教育活動に関する情報の収集・分析を行い、その結果を内部質保証推進会議や入学試験委員会に報告している。

〈参考意見〉

○「一宮研伸大学看護学部履修規程細則」等学内規則上の誤植や、今回提出された自己点検評価書の一部において大学の実情を適切に点検・評価出来ていない部分、誤表記等が

見られるため、自己点検・評価の更なる充実と正確性が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「一宮研伸大学　内部質保証推進規程」に基づき、自己点検・評価委員会が実施した自己点検・評価の結果を踏まえ、内部質保証推進会議において、大学全体の教育研究活動等の有効性の検証に努めており、この検証の結果、改善の必要がある場合には自己点検・評価委員会に対応を指示することで PDCA サイクルを回す体制を整えている。

これらの活動の結果は、毎年度末に開催する「内部質保証システム活動報告会」で教職員に共有している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性に改善を要する点があることから、内部質保証システムの機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会貢献

A－1. 地域社会への貢献に関する目標

A-1-① 大学と地域とで連携・協働した教育支援体制の整備

【概評】

地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくための諸活動を行うことを目的として、「一宮研伸大学附属看護地域創成研修センター」を設立し、地域への貢献を行っている。同センターは、「地域連携部門」「研究支援部門」「継続教育部門」「看護基礎教育部門」の 4 部門を展開し、地域住民、看護職者、学生等を対象に幅広く支援を行っている。

センター活動の一環として、「一宮市 SDGs パートナー制度」に登録して、「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」に取組んでいる。

センターが窓口となる学生ボランティアの登録システムを構築し、センターがボランティア活動を一括して支援することで、地域と大学、学生との連携もとることができ、地域とのつながりの強化になっている。ボランティア活動には、教員も学生とともに取組んで

おり、学生の学びへとつなげている。

センターの研究支援部門においては、実習病院や地域の医療機関のニーズを把握し、ニーズの高い研究支援を行っている。

同センターの活動は、一宮市職員、医療機関職員、地域住民代表を評価委員として委嘱し、幅広い視点から管理運営・評価できていることは評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 社会医療法人大雄会と大学との連携

本学は、大学の理念として、「豊かな人間性と高度な専門性で地域に貢献する。」を掲げて人材の育成を行っている。

具体的には、次の①～③のような看護職の育成を目指している。

①多様な価値観や生活を持つ人々を理解し寄り添うことができる豊かな感性と論理的思考を身につけている。

②①を基盤とした専門職としての探求心、創造性、専門的な知識・技術を身につけている。

③看護倫理と科学的根拠に基づいた看護実践を提供できる。

臨地実習は、これらの知識・技能を体系的に身につけた看護職育成の一環として、非常に重要な役割を担っている。

本学は、昭和 46(1971)年に設立された大雄会一宮高等看護学院を創基とし、看護教育において 50 年余の歴史を有していることから、社会医療法人大雄会と強い連携を持っており、総合大雄会病院は、本学の実習施設の一つとして、総合的な実践力を養う重要な場となっている。特に令和元 (2019) 年末からの新型コロナウイルス感染症流行下においては、感染拡大の波を繰り返すなか、臨床現場での学生の実習受入れに関し、できるだけリスクが最小となる時期を設定して実習を行うことができた。

令和 3(2021)年 9 月からは、病院・大学連絡協議会を 3 か月に 1 回開催し、実習環境や看護師採用等に関わる事項について意見交換を行っている。本協議会には、病院側から、理事長、統括院長、副院長兼看護統括部長、看護部長、法人本部長等が、大学側から、学長、理事長代行、学部長、法人事務局長、実習委員会委員長、キャリアサポート委員会委員長等が出席している。

また、病院の看護部管理研修として、本学の学長等が講師となり、看護管理者の役割等に関する研修を行っているとともに、病院において豊富な臨床経験を有し、かつ優れた臨床能力や教育能力を有する者に臨床教授等の称号を付与し、本学の学生に対する臨床実習指導等の臨床教育に必要な職務を担っているなど、相互に連携協力体制を維持している。

今後は､学内での演習に大雄会病院の看護師が参加し、教員とともに学生指導にあたることとしている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 29(2017)年度

所在地　　愛知県一宮市常願通 5-4-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 25 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

8 岩手保健医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「建学の精神」に基づき、使命・目的は学則に定められ、教育目的は学生便覧等に記載している。ただし、教育目的を学則などに定めていないことは改善を要する。「幅広い職業人養成」を目指すべく、看護の知識・技術を身に付けることに加え、豊かな人間性・社会性を培うことや自ら進んでケアに向かう姿勢として大学独自で定めた「ケア・スピリット」の涵養を目指す教育や地域社会への貢献を個性・特色に大学全体を運営している。社会変化への対応は、新たな時代に求められる人材像を検証し、使命・目的等を継続的に見直している。使命・目的等を定めるには、教授会、理事会での審議が必要であり、役員や教職員からの理解と支持につながっている。使命・目的等は、中期計画なども含め広く記載し、ホームページ等を通じ学内外に周知している。大学、大学院で策定した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的等に基づいており、教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

使命・目的等を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、ポリシーに沿い入試区分ごとに選抜方法を定め、入試委員会や大学院入試委員会を中心に入試を実施し、結果の分析や検証も行っている。大学独自の奨学金制度など、定員確保への努力も行っている。学生委員会や教学委員会が事務組織と連携し、学修支援を組織的かつ計画的に教職協働で行っている。留年者等には、学長や学生委員会が中心となり個別に丁寧な対応をしている。学生委員会、学生キャリア支援室により、キャリア支援体制を整えられており、就職進路指導などでの助言や指導を行っている。卒業生に対しても各種の相談ができる窓口等を設置している。校地、校舎等は、設置基準を上回る規模であり、図書館や体育施設等の附属施設も適切に整備している。学生生活アンケートやアドバイザー制度の活用などにより、学生の学修状況や学生生活、学修環境等に関する状況や要望を把握し、学生委員会を中心に厚生補導を担い、経済支援、学修支援や学修環境等の改善を行っている。

〈優れた点〉

○全学生がタブレット端末を保有し、デジタルテキストやオンライン教育教材を多用することで、遠隔地での臨地実習中においても幅広く学修教材を閲覧できるように配慮しており、先進的な ICT 教育を実施している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

使命・目的等に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが一貫性を持って定められ、大学案内やホームページなどにより周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、学生便覧やオリエンテーションを通じ学生に周知し、厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーに沿って教養教育を含めた教育課程を体系的に編成し、専門性の高い教員の配置やアクティブ・ラーニングの活用など教授方法の工夫も行っている。三つのポリシーを踏まえ、定期試験結果、国家試験合格状況や就職状況などを学修成果として明示し、各関連の委員会が検証を行っている。検証結果は、各教員へフィードバックし、更には FD 研修会の内容に反映するなど教育内容や学修指導の改善につなげている。特に授業の改善は、授業改善報告書として毎年度取りまとめている。大学院においても同様のプロセスにより教育の改善につなげている。

「基準４．教員・職員」について

「岩手保健医療大学教授会規程」を定め、設置した各委員会や教授会との密接な連携により、教学の意思決定を行うなど、使命・目的等の達成のため、教学マネジメントを構築している。学長補佐の配置や職員、役員との定期的な会議などにより、学長のリーダーシップを支援している。ただし、教授会が学長に対して意見を述べる事項の一部を定めていないことは改善が必要である。教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置しており、事務分掌に基づき役割を明確化している。大学、大学院ともに設置基準を上回る教員を配置し、採用や昇任手続きの規則を定めている。FD 委員会を中心に、FD(Faculty Development)研修などを行い、教育内容や教育方法の改善に努めている。SD(Staff Development)の実施に加え、外部研修の活用や職員の人事評価など職員の資質、能力の向上への取組みも行っている。FD・SD の内容の見直しも FD 委員会を中心に実施している。研究室の整備や研究費の配分や外部研究費の獲得支援など、研究環境を整備し、研究倫理についても行動規範、規則の制定、研究会などを実施している。

〈優れた点〉

○学内共同研究においてベテラン教員と若手教員のペアリングにより若手教員のスキルアップを図り、事務局担当者が研究費募集等の情報収集・提供、申請書の書き方等の指導を行い、教職協働で科学研究費助成事業申請率の向上につなげている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

教育基本法、学校教育法などの遵守を寄附行為に定め、ガバナンス・コードを定めるなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。中期計画に基づき毎年度事業計画を策定しており、使命・目的の実現に向けて継続的に取組んでいる。環境保全、人権、安全への配慮については、規則を整備し、各委員会を中心に取組んでいる。寄附行為に基づき、理事会を運営し、役員と教職員との意思疎通を図り、使命・目的等の達成に向け法人の意思決定を適切に行っている。理事、監事、評議員は寄附行為に基づいて選任しており、評議員会は、寄附行為に基づき定められた事項について意見を述べ、監事も適切に業務を行って

いる。中期計画に連動して定めた中期財務計画に基づき毎年度の予算を策定し、寄付金の獲得や入学者の確保への努力などにより、安定した財務基盤の確立を目指している。会計処理は学校法人会計基準や「学校法人二戸学園経理規程」に基づき厳正に行い、公認会計士、監事、内部監査室が三様監査により会計監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

理事会が定めた「内部質保証に関する方針」に基づき、「学校法人二戸学園中期計画・評価委員会」（以下「中期計画・評価委員会」という。）を内部質保証の中核組織として設置している。「中期計画・評価委員会」が教育研究の自己点検・評価を担う「自己点検評価委員会」と連携し、全学的に自己点検・評価を行っており、内部質保証のための責任体制を明確に構築している。国家試験合格率や各種アンケートの結果など、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、教学では毎年度自己点検・評価報告書を取りまとめ、ホームページ等により学内外に周知している。IR(Institutional Research)活動として入試や成績のデータを収集、分析し、教学委員会などを中心に「入試区分と GPA の解析」などを行っている。三つのポリシーを起点に法人を含め全学的に行う各業務の自己点検・評価は、授業改善や入試の見直し、ICT（情報通信技術）環境の整備など学修環境の充実や大学運営の改善につながるなど、大学全体で PDCA サイクルを確立している。

総じて、建学の精神や使命・目的の実現のため、更には「教育による社会貢献」という大学設置前からの基本理念を大切に、高い志を持ち、自己点検・評価を恒常的に行いながら大学を運営している。優れた保健医療人養成を目指して一人ひとりの学生に寄り添い、丁寧な学修支援を実践しており、地域貢献にも積極的に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を踏まえ、大学、大学院の使命・目的を学則に、教育目的は教育理念、教育目標として学生便覧等に具体的に明文化している。使命・目的等は、明確かつ簡潔な文章となっている。ただし、設置基準に定められている人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を教育目的として学則などにも定める対応は必要である。専門知識を身に付けるのみならず、人間力、特に大学独自で定めた自ら進んでケアに向かう姿勢を示している「ケア・スピリット」の涵養を目指す教育、地域貢献を個性・特色として使命・目的等に示している。社会の変化を受け、育成すべき人材像を検証し、使命・目的等をカリキュラム検討委員会が継続的に見直している。

〈改善を要する点〉

○設置基準に定められている人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を教育目的として学生便覧などに明示しているが、学則などに定めていないことは改善を要する。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的等の策定は教授会、理事会での審議を経ており、役員、教職員の理解と支持につながっている。使命・目的は学則、教育目的は学生便覧などに記載し、ホームページや各種式典などを通じて学内外に周知している。中期計画は、使命・目的等を反映し策定しており、毎年度検証を行っている。大学、大学院の三つのポリシーは、使命・目的等を踏まえ一貫性に配慮し定めており、使命・目的等の実現のため教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて定め、ホームページや大学案内等で公表しており、カリキュラム改正や近年の入学生の特徴を踏まえた見直しも行っている。

入学者の受入れに当たり、面接試験を実施するとともに、小論文試験と一般選抜入学試験においては大学が作成した学力試験を実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行っている。

収容定員充足率を向上するために学長を責任者とする広報ワーキンググループを設置し、学生確保に向けて全学を挙げて取組んでいる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制の整備として、教学委員会、学生委員会、実習委員会が連携し、学部・学科の各領域から選任された教員、学務課等の職員が協働する体制を整備している。また、入学前教育や初年次教育を充実させる取組み、オフィスアワーの全学的な実施、障がいのある学生への配慮を適切に行っている。臨地実習時の学修支援としても非常勤の実習指導者を採用した上で専任教員との密な連携を図っている。

中途退学等に係る成績不振学生への対応については、担当教員とアドバイザーが丁寧に個別的な学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内のキャリア支援については、特に臨地実習を専門職としての知識や技術を高める場とするだけでなく、地域医療の実体験を通じてキャリア形成に資する機会と捉えて学修を進めている。教育課程外においては、学生委員会や学生キャリア支援室が中心となって進路調査、就職情報等の整理、就職試験前後の支援を学生の個別性に配慮しながら実施している。

また、卒業生に対しても転職、大学院進学等の進路相談ができる窓口を設置しており、社会的、職業的な支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、学生委員会が中心となり、学生個々の学修支援や学生生活の支援をアドバイザー教員と連携しながら進めている。

学生の健康相談、心的支援についても、保健室へカウンセラーを配置するとともに体調不良者が出た場合には事務局と看護教員が連携して対応する体制を整えている。

経済的な支援については、各種奨学金の紹介と申請手続きのサポートを学務課学生支援部門が行っている。また、「岩手保健医療大学特待生規程」を制定し、学修意欲の喚起と一体となった経済的支援に資する取組みを進めている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等は設置基準を満たしており、図書館や体育施設などの附属施設も適切に運営・管理している。インターネットの無線通信環境を全館において整えており、全学生がタブレット端末を保有することにより、充実した ICT 環境を整備している。

また、教育効果を高めるために、授業形態に応じて学生数を適切に管理し、大小の講義室を使い分けながら適正な授業規模を確保している。

耐震化率は 100%を確保するとともに、校舎の全ての入り口が車椅子対応となっており、多目的トイレや障がい者用駐車スペースも整備し、バリアフリーへ適切に配慮している。

〈優れた点〉

○全学生がタブレット端末を保有し、デジタルテキストやオンライン教育教材を多用することで、遠隔地での臨地実習中においても幅広く学修教材を閲覧できるように配慮しており、先進的な ICT 教育を実施している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会で取りまとめている学生生活アンケートにより、学修に関すること、健康等の学生生活に関すること、学修の環境に関することについて自由記載を含め幅広く聴取している。学生生活アンケートの結果を踏まえ、事務局が中心となって具体的な改善策に取組むことで学生生活の利便性が向上している。

また、学生生活アンケート以外にも、ハラスメントに関する意見箱の設置、アドバイザー教員への相談、カウンセラーの活用により、個別性にも配慮した学生の意見・要望をくみ上げる体制が整っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについてはカリキュラム改正を機に検討の上、策定し、大学案内やホームページを通じ周知している。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準を定め、学生便覧やオリエンテーションを通じ周知している。

進級基準や卒業認定基準は、「岩手保健医療大学履修規則」「進級試験に関する申合せ」に定められており、基準に基づき厳正に単位認定などを運用している。進級に関わる必要単位数が不足している学生の早期発見については、アドバイザー教員が必要に応じ科目担当者と情報共有を行い、教学委員会に報告しており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用をしている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは教育理念と教育目標に基づき策定し、学生便覧や履修の手引き等で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。また、旧教育課程での課題を新教育課程の改正では見直し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を行い、バランスのとれた履修計画に基づき適切に運用している。教養教育は「一般教養」領域が基本的に担当している。シラバスは授業概要のみならず、到達目標や対応ディプロマ・ポリシーを明示するなど、学生の自らの学修を支援すべく適切に整備している。専門基礎科目の進行度を考慮し、講義内ではタブレット端末を効果的に使用するなど、教授方法を工夫し、更なる効果的な授業展開を目指してシラバスの充実を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの達成状況を把握すべく、定期試験結果や卒業生アンケート、就職先へのアンケートなどの結果を分析するとともに、国家試験の合格状況、就職状況などを学修成果として明示している。それらのデータは各関連の委員会が点検・評価すること

で、三つのポリシーに基づく学修成果を全体的アセスメントとして検証している。教育内容・方法等の改善に向けた学修成果の点検・評価については「授業評価アンケート」をもとに「授業改善報告書」を作成するとともにホームページに公表し適切にフィードバックを実施している。各種アンケートにおいて回収率が低いものに関しては、回収方法を検討するなど、改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として 2 人の学長補佐の配置や教学系幹部との「連絡調整会議」を設置しており、毎週の意見交換、職員や役員との連絡調整などを行い協議内容について方向性が示されている。

大学の意思決定の権限と責任については「岩手保健医療大学教授会規程」「岩手保健医療大学大学院教授会規程」等に基づいて各種委員会を設置し、責任が明確になっているが、学長が定めることが必要な教育研究に関する重要事項についての制定が必要である。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の配置については、「事務局事務分掌」に基づき役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○「岩手保健医療大学教授会規程」第 3 条第 2 項に定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長があらかじめ定め、周知していないことは改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な教員数については、設置基準に基づき適切に確保している。教員の採用・昇任等に関することについては「岩手保健医療大学教員人事計画等委員会規程」に基づいて適切に実施している。

FD、その他教員研修の組織的実施と見直しは、FD 委員会において実施している。また、FD 委員会がアンケート結果をもとに次年度の計画を立案するなど、毎年必要な見直しを行っている。大学院においても FD 委員会を設置し、その結果を分析し大学院研究科教授会に報告を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上については、SD を FD 委員会が中心に実施し、外部の研修も活用している。職員の人事評価を活用した能力の向上に向けた取組みを連絡調整会議において検討するなど職員の資質、能力の向上に努めている。研修についてはアンケートの提出を求め研修の質の向上に努め、全職員に共通する研修については動画視聴の期間を設けるなど、全員が参加できる環境づくりもしている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

准教授以上の教員には独立した研究室、その他の教員についても共同研究室を整備、研究環境の充実を図り、個人研究費を配分するほか、教員が連携して研究を進める共同研究費を活用し学内でも研究が熱心に行われている。

研究倫理については、行動規範や規則を定め、研修会による教育をはじめ研究計画を研究倫理審査委員会で審査するなど、厳正に運用している。

教授会に置く「研究委員会」と、連携・支援する部門として事務局会計課の中に研究支援担当者を置き、研究費募集等の情報収集・提供、申請書類のチェック等の助成申請の補助、研究者及び独立行政法人日本学術振興会等との間の連絡調整などを実施し、科学研究費助成事業申請率の向上につなげている。

〈優れた点〉

○学内共同研究においてベテラン教員と若手教員のペアリングにより若手教員のスキルアップを図り、事務局担当者が研究費募集等の情報収集・提供、申請書の書き方等の指導を行い、教職協働で科学研究費助成事業申請率の向上につなげている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条において「この法人は教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と法令の遵守を明記し、ガバナンス・コードを定め、経営の規律と誠実性の維持に努め適切な運営を行っている。

中期計画、事業計画等多くの重要事項について審議し、大学においても「連絡調整会議」や教授会等の審議を経て、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

環境や保全については、全ての建物が耐震化されている。人権への配慮については「ハラスメント防止対策委員会」を設置し「ハラスメント防止・対応ハンドブック」をホームページで周知し、相談窓口を設け、対応している。「岩手保健医療大学危機管理本部要領」及び「岩手保健医療大学危機管理本部」を設置し、対応組織を整備し適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び「学校法人二戸学園理事会運営規程」にのっとって、理事会の決議事項を明確にし、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われており、寄附行為第 15 条により、「理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。」との記載があり、法人運営に支障を来さないようにしている。

理事の理事会への出席状況は良好で、欠席の場合には議案ごとの意思表示書が理事会の前に提出されるなど、法人の円滑な運営が行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び「学校法人二戸学園理事会運営規程」に基づき理事会を適切に運営している。法人及び大学の管理運営の円滑化を目的として教学組織との連絡調整を行う「運営協議会」及び「法人運営調整会議」を設置し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部環境を整備し、法人と大学を含めた各部署が適切な連携に努めながら大学全体の意思決定を行い、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。

理事長、学長が「法人運営調整会議」に出席することで法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任しており、理事会や評議員会の出席状況は良好である。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会で承認された中期計画と連動して定めた中期財務計画に基づき、毎年度の事業計画・予算を策定するなど適切な財務運営を行っている。

進路指導教員懇談会を行うなど、入学者の確保、寄付金を含めた外部資金の獲得をはじめ、安定した財務基盤の確立のための努力をしている。令和 6(2024)年 4 月開設予定の幼保連携型認定こども園についても寄付金・補助金の獲得による財務の安定に努めている。中期財務計画では経常収支差額はマイナス計上となっているが、資金収支は確保され、安定した財務基盤を確立している。人件費比率が高い水準にあることを認識し、「教員人事計画等委員会」において教員交代時の若手教員への切替えや採用時の適切な給与決定等で人件費の抑制に努めている。

「学校法人二戸学園資金運用規程」を制定しており、現状は預金での運用のみで規則のとおりとなっている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、関係法令及び諸規則に基づき適切に行われ、監事の監査報告書が理事会、評議員会に提出されている。監事、内部監査室及び会計監査人による三様監査により情報交換や情報共有を図り、監査の適切性を確認している。

独立監査人の監査報告も適正に行われている。予算執行状況の管理も適切に行われており、予算と著しくかい離が見込まれる科目については補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会が定めた「内部質保証に関する方針」に基づき、「中期計画・評価委員会」が内部質保証の全学的な中核組織となっている。「中期計画・評価委員会」が教育研究の内部質保証を担う「自己点検評価委員会」と連携して自己点検・評価を取りまとめており、内部質保証のための組織や責任体制を確立している。「内部質保証に関する方針」や「内部質保証

体制図」などを明示して、内部質保証の責任体制を学内で明確化している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価委員会」が「中期計画・評価委員会」と連携し、自主的・自律的に自己点検・評価活動を行っている。授業評価、学生生活、卒業生、就職先へのアンケート結果や各種指標など、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施し、自己点検・評価報告書や授業改善報告書として毎年度取りまとめ情報共有を行っている。法人全体では、「中期計画・評価委員会」が毎年度末に事業を検証し、新年度の事業計画を立案しており、中期計画も毎年度見直している。「教学委員会」「FD 委員会」「学生委員会」が中心に IR を担い、「入学区分と GPA の解析」など情報収集と分析を実施している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

全学的な自己点検・評価の結果は、「中期計画・評価委員会」が取りまとめ、中期計画、中期計画のもとに定める毎年度の事業計画へ反映し、各部署が改善を行っている。三つのポリシーを起点とした教育研究の内部質保証は、指定校推薦の導入など入試制度や教育内容、学修指導の改善、ICT 環境整備や教室の感染対応などにつながった。設置計画履行状況等報告書を踏まえた教員人事制度等の整備も実施するなど、PDCA サイクルを大学全体で確立しており、内部質保証が大学運営に改善・向上をもたらしている。

〈参考意見〉

○設置基準に基づき人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が教育目的として学則等に定められていないこと、教授会が学長に対して意見を述べる事項の一部が定められていないことから、内部質保証の機能性を上げるべく、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献

Ａ－1．地域貢献活動の実施

A-1-①　地域貢献活動の実施

【概評】

大学の地域貢献活動として、開学初年度から公開講座を年 2 回実施し、多くの方が参加している。コロナ禍においても地域住民のニーズに合ったテーマでウェブ会議システムを用いて公開講座を実施している。開学 3 年目以降は出前講座の依頼を毎年受け、助教以上の教員が担当し、中学校や高等学校などでも積極的に授業を実施している。

また、大学所在エリアを担当している地域包括支援センターと共同し、認知症サポーター養成講座の開催や介護者家族のリフレッシュ事業等、地域において積極的な活動を行っている。他にも、「聞き書きサークル森のくまさん」の活動を通して地域の人々と交流し、人生の物語や生きた証を 1 冊の本に残す活動をしている。加えて、現在、学生主体の活動として、大学内の地域交流室や体育館を利用した活動を企画検討している。

これまでオブザーバー参加であった、岩手県内の高等教育機関で構成する「いわて高等教育コンソーシアム」に令和 5（2023）年度に正式加盟し、大学の学生が単位互換科目「地域リーダー育成プログラム」に参加可能となった。他にも、岩手県内の看護系大学 3 校と医療検討部会を立上げ、地域との連携による人材育成推進の検討が始まり、3 大学合同で創造する科目として「地元創生看護学（仮称）」について検討する等、地域貢献活動を積極的に実施している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの活動

＜センターの設置＞

本センターは、「建学の精神であるケア・スピリットを中心に臨床における倫理の在り方を研究し、大学の看護学教育や臨床現場における保健・医療系教育に貢献する。」ことを目的に令和 3（2021）年 4 月、理事長裁定で設置されました。

＜センターの構成と運営＞

センターは、現在、教員 5 人（センター長：前学長）で構成され、センターに置く「企画運営会議」を中心に活動しています。

＜センターの主な活動＞

センターが標榜する 3 つの活動に沿って、以下のような活動を行っています。

① 臨床倫理（看護実践の倫理を含む。）の理論と実践

科学研究費補助金による研究成果として、書籍 2 点を刊行

② ケア・スピリットと倫理的姿勢、ケアの倫理及び徳倫理との関連の研究と、研究

成果を看護職者の生涯にわたる研修に応用する成果物の研究開発

認知症の人の意思決定支援に関して、関連雑誌に論文 5 点発表。また、新たに科研費を活用し、医療・ケア従事者と患者・家族の共同意思決定等の研究等を推進

③ 上記研究成果に基づく、教育への反映と地域の医療・ケア実践に貢献する諸活動

- 本学の 5 つの授業科目に統一テキストを作成し、ケア・スピリットを含む倫理教育の組込みを実施
- 本学の公開講座を 3 回、懇話会を年間 6 回開催
- 各種研修会、学会招待講演等により、臨床倫理－ケア・スピリットに関する成果を社会に普及・還元

◇エビデンス集・資料編

【資料Ⅴ-1】岩手保健医療大学臨床倫理研究センターの設置（理事長裁定）
【資料Ⅴ-2】臨床倫理研究センター組織と企画運営会議　開催状況
【資料Ⅴ-3】臨床倫理研究センター　研究実績と成果物
【資料Ⅴ-4】臨床倫理研究センター　公開講座、研修会等の実績

＜将来の方向性＞

科研費による研究課題を継続するほか、看護学諸領域の倫理やケアに関する課題について学内外の研究者との共同研究を進め、センター主催懇話会の継続と本学公開講座への協力に加え、「岩手臨床倫理セミナー」の再開を目指します。

また、これらの実績を積重ね、全学的な位置付けの確立と安定的な運営を基盤に、本学の学則上に規定するセンターとなることを目指しています。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 29(2017)年度
所在地　　岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-6-30

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項

令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

9 宇部フロンティア大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」に基づき、大学の使命・目的は、明確に定められている。建学の精神、大学・各学部・大学院の教育目的及び教育目標は、ウェブサイトや大学案内等に掲載している他、学長講話などで学生への理解に努めるなど、学内外に周知している。使命・目的、教育目的の適切性について、教学マネジメント委員会が毎年度作成する「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて点検・評価を行い、重点取組み課題について、改善のためのアクションを組織的に実施することで、適宜変化に対応した見直しを行っている。使命・目的及び教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。大学は、2 学部 2 学科 1 研究科で構成され、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

大学評議会、教学マネジメント委員会等のもとに教職協働での学修支援体制を整備している。「学生支援方針」に基づいて学修支援、学生生活支援やキャリア支援を適切に行っている。学生意見箱により学修支援をはじめとして学生の意見・要望をくみ上げ、支援体制の改善に努めている。大学の使命・目的及び教育目的の達成のために適切な学修環境を整備している。収容定員を満たしていない学科があるが、アドミッション・ポリシーに基づく入試の実施状況を検証するなど収容定員充足のための学生確保に努めている。

〈優れた点〉

○「学生支援方針」を定め、チューター制度や学生相談室などを整備し、学生の心身の健康に関する相談に応じ、助言を細やかに行っている点は評価できる。

○図書館では、スチューデントワーカーの活用、学外館連携事業、学生協働活動、宇部市立図書館職員との意見交換会の実施といったさまざまな取組みを行っており、それらの活動に学生が積極的に参加している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学全体及び各学部・学科、大学院の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ウェブサイトや学生便覧等で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定めている。各学部・学科及び大学院にお

いて、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教養教育については適切に実施している。FD・SD 委員会等により、組織的に教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めており、アクティブ・ラーニングを全科目に取入れている。「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づき、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を自律的に行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学の最高審議機関として、学長を議長とする大学評議会を設置し、学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備している。大学評議会の他、教学マネジメント委員会などの学長が委員長となる各組織や意思決定を補佐する副学長を配置するなど、使命・目的及び教育目的の達成のための教職協働による教学マネジメントの体制を構築している。学部及び大学院の教員数及び教授数等は設置基準で定める必要教員数を確保している。SD(Staff Development)について、実施方針に基づき FD・SD 委員会が毎年度計画的に SD 研修会を実施して、教職協働の意識を培っている。大学及び大学院に地域研究所や臨床心理相談センターを設置し、教員が研究を行いやすい環境の整備に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人、大学及び大学院は、寄附行為第 3 条に定められた目的のため、寄附行為や大学及び大学院学則等に基づいて運営を行っている。ブランド力の強化などの基本方針のもとに、令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画を策定し、令和 4(2022)年度より、中期計画の目標達成と法人運営の改善を図るため、各所属の独立採算や経常収支差額の均衡等を基本方針として策定した「財務中期計画（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度）」に基づく財務運営を行っており、収支のバランスは確保されている。環境保全や人権への配慮、危機管理等に関する体制は適切である。理事会は、寄附行為に基づく事業計画を確実に執行するように運営している。会計監査体制及び実施については、公認会計士及び監事により適切に行われている。

「基準６．内部質保証」について

大学及び大学院は、学則に基づき内部質保証に関する全学的な方針を明示している。大学評議会が、全学の内部質保証の責任を担い、方針を定め組織を編制して役割を明確化するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会より大学評議会に報告され学内で共有し、社会に公表している。「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて行った点検・評価を毎年度、報告書としてまとめるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を自律的に行い、教育の改善・向上へつなげることに努めている。

総じて、大学は、建学の精神に基づく教育活動の信条として、「礼節、自律、共生」を掲げ、学生一人ひとりの自主的な学修支援や職業的自立などに焦点を当てたきめ細かい教育を展開している。内部質保証の仕組みを機能させて、より自律的・自主的な自己点検・評価を実施していくことにより、安定的な学生の確保に努め、少数精鋭をモットーとして、

質の高い人材育成と知の拠点として地域で存在感のある大学であることに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. キャリア支援
2. 3 つのポリシーに関する点検・評価

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神に掲げ、大学の使命・目的は、学則第 1 条に明文化され、全学及び各学部の教育目的も学則に明示している。小規模大学であることを生かした学生中心主義、キャリア支援、社会連携を個性・特色としている。

建学の精神を現代風にアレンジした「礼節、自律、共生」を教育活動のモットーとし、教養教育と実学教育を推進している。また、教育のスローガンとして「あなたらしさを仕事力に」を掲げて、学生一人ひとりの職業的自立に焦点を当てたきめ細かい教育を展開している。

使命・目的及び教育目的の適切性について、教学マネジメント委員会が毎年度作成するアセスメント・ポリシーに基づき点検・評価を行い、重点的課題について改善のためのアクションを組織的に実施するなど、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、変更の内容により必要に応じて教授会の意見を聴取し、大学評議会で審議し理事会で決定するなど、使命・目的及び教育目的の策定・見直しに役員、教職員が関与・参画している。建学の精神・教育理念・教育目的は、各学部オリエンテーションや入学式等で説明するほか、ウェブサイトや大学案内により学内外に周知している。建学の精神に基づいた大学の教育目的及び教育目標を反映する形で 5 年間の中期計画の五つの柱を立て、具体的な計画を策定している。教学マネジメント委員会がアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーに関する点検・評価を毎年度自律的に実施するなど、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。大学は、2 学部 2 学科 1 研究科で構成され、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科及び大学院の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学部・学科及び大学院の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ウェブサイト、キャンパスガイド、学生便覧、募集要項、「広報フロンティア」、大学案内等に明示し、周知している。大学、各学部、大学院研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試制度を準備し、多方面から学生を受入れている。
アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用している。
収容定員を下回っている学科はあるが、教学マネジメント委員会において、アドミッシ

ョン・ポリシーを検証するチェックリストに基づいた入試の実施状況を検証し、入学者確保や収容定員数の維持を最重要課題として、学生確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○心理学部心理学科において、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっているので、収容定員充足に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○看護学部看護学科において、収容定員充足率が低いので、現在取組んでいる広報活動や高校訪問等の対策を継続し、一層の努力をすることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に係る会議体として、教学マネジメント委員会、教務委員会、教養教育委員会、ダイバーシティ推進委員会及び教職課程会議を設置している。各委員会・会議へは事務職員も参画し、教職協働での学修支援体制となっている。また、学生支援を充実させるための指針として、学修支援、生活支援、就職支援、留学生支援、障害者支援の 5 分野から成る「学生支援方針」を策定し、これに基づいて各種支援を行うなど、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。オフィスアワーやチューター制度によって、学生が相談しやすい体制を整えている。GPA(Grade Point Average)に基づいた成績不振者への対応を 1 年次から行い、中途退学、休学及び留年への対応を適切に行うとともに、指導実施報告書を作成して今後の課題を明確にしている。

また、教員の教育活動を支援するために、大学院生を一部の授業で TA として配置し、授業支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを設置し、学生の進路決定に有益な資料提供のほか、キャリアコンサルタントの有資格者や、専門職経験者による相談・助言を行い、学生のキャリアプラ

ンの形成とその実現に向け活動を展開している。同センターは LMS(Learning Management System)上にも窓口を開設し、効率的に対応している。キャリア教育について、心理学科では、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」「キャリアデザインⅣ」を開講し、看護学科では、「基礎ゼミナール」の中でキャリアデザインの講義を設定し、学生のキャリア形成を目指している。また、両学科で、就職課の職員がマナー講座を行うなど、各学部・学科、大学院において教育課程にキャリア教育関連プログラムが設けられている。心理学科では、選択科目として「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」の開講や、企業のインターンシップの参加機会を確保している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般にわたる支援は、「学生支援方針」に基づいて、学生課と全学の学生生活委員会の共同で実施している。学生相談室、保健室を設置し専門家や資格を有する職員を配置して、学生の心身の健康の保持・増進に関する相談に応じ、助言を行う仕組みを整え、学生の心身に対する健康相談、心的支援、生活相談を適切に行っている。大学独自の奨学金制度を設けるほか、日本学生支援機構奨学金、山口県など地方公共団体・一般奨学団体の奨学金、看護学科では病院・施設等奨学金制度など多様な奨学金制度を提供し、学生を経済的側面から支援している。学生会の活動や行事、クラブ・同好会に対し、教職員が助言を行い、適切な活動ができるように支援している。

〈優れた点〉

○「学生支援方針」を定め、チューター制度や学生相談室などを整備し、学生の心身の健康に関する相談に応じ、助言を細やかに行っている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎とも設置基準を満たし、教育研究に必要な施設として、講義室、実習室、図書館、コンピュータ演習室等の他、文京キャンパスに体育館を有している。学内の無線 LAN のアクセスポイントもエリアを拡大しており、学生の利便性向上を図っている。

適切な規模の図書館を有しており、かつ十分な学術情報資料を確保し、開室時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。

バリアフリー、多目的トイレ、自動車通学の許可、学生寮等の整備によって、利便性、安全性の確保に努めている。臨床心理相談センターを移転したことにより、耐震化が問題となる校舎はなく、施設の保守管理については、外部業者との契約により、計画的に保全を確保している。

教育的効果を勘案して、科目によって 2 クラスに分けて授業を実施し、受講学生の適正化を図っている。

〈優れた点〉

○図書館では、スチューデントワーカーの活用、学外館連携事業、学生協働活動、宇部市立図書館職員との意見交換会の実施といったさまざまな取組みを行っており、それらの活動に学生が積極的に参加している点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見や要望の把握は、主に学生意見箱で行われている。意見・要望は、学生課と学生生活委員複数人で 2 週間に 1 回確認し、学長・教務部長等の各部署の責任者に回答を求め、意見・要望の分析と検討結果を回答文として学生課に伝え、学生課が意見・要望及び回答文をまとめ学長承認後に学内掲示板に掲示、教職員にも E メールで情報共有している。心身に関する健康相談、経済的支援など学生生活に関する相談のうち、友人関係やよりデリケートで個人的な対応が適切であると考えられる場合は、学生相談室や保健室への個別相談を検討するよう学生に促している。学生意見箱以外にも、チューター制度、TA 制度、授業評価アンケート、教学マネジメント委員会への学生参画などのシステムを整備することによって学生の意見・要望をくみ上げ、学修支援・学生生活・学修環境の体制改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて全学及び学部・大学院のディプロマ・ポリシーを定め、周知している。単位認定基準及び卒業認定基準は学則及び「宇部フロンティア大学履修、成績評価及び単位認定に関する規程」「宇部フロンティア大学卒業認定基準に関する規程」に定め、周知している。また、修了認定基準は、大学院学則及び「宇部フロンティア大学大学院修了認定基準に関する規程」に定め、周知している。進級基準は、心理学部では設定していないが、設定している看護学部では「宇部フロンティア大学看護学部進級規程」を定め、周知している。単位認定基準及び卒業認定基準はウェブサイトにも掲載し、広く一般にも公開している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用して各授業科目の成績評価を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ全学のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿うように各学科のカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関係を明示するカリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。

教養教育については、令和元(2019)年度より中期計画に基づき教養科目の共通化の検討

を行うなど、適切に実施している。教授方法の工夫・開発については、FD・SD 委員会が研修会を行い、組織的な教授方法の工夫・開発と効果的な実施を推進している。平成27(2015)年度よりアクティブ・ラーニングを全科目に導入している。また、令和 4(2022)年度よりティーチング・ポートフォリオを活用した教育活動の評価を開始し、教授方法の工夫・開発と効果的な実施の自己点検・評価を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、教学マネジメント委員会が「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づき、毎年度学修成果の点検・評価を実施し、その結果を「3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」にまとめる方法を確立し、運用している。他にも、卒業後の追跡調査、就職先企業アンケートなど多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。また、アセスメント報告書は、点検・評価結果の報告にとどまらず、PDCA サイクルのアクションを示す役割を持っており、アクションのうち、優先順が高く、早急に改善の取組みが必要なものは重点取組み課題として取上げ、各担当部署で改善に取組んでいくという形で、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学長は、校務全般についての決定権を有する」と大学学則、大学院学則及び運営組織規程に定め、学長に最終的な決定権があることを担保している。学長を補佐する体制として教務部長、学生部長及び入試広報部長を置き、教務部長と入試広報部長は副学長が兼務している。副学長は副学長選考規程に基づき、学長と理事長が協議した上で理事会において決定しており、その具体的な業務について学長裁定で明確に定めている。

大学の最高審議機関として、学長を議長とする大学評議会を置いており、大学運営の重要事項を審議し、学長が迅速に意思決定を行える体制となっている。また、学長は教学マネジメント委員会の委員長も務め、リーダーシップを発揮できる体制である。大学評議会や教学マネジメント委員会には職員が委員又はオブザーバーとして参加・関与しており、教職協働による教学マネジメントの機能性を保持している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部の教員数及び教授数は大学設置基準で定める必要教員数を確保しており、大学院の研究指導教員数及び研究指導補助教員数も大学院設置基準で定める数を上回っている。

教員の採用・昇任は、「教員の採用手続きに関する規程」「教員の昇任手続きに関する規程」に沿って実施している。また、各職階の要件について、「教員選考基準規程」に基づいた「教員採用の審査基準及び昇任の審査基準」で定めている。教員の公募に際しては、大学が求める教員像を公募要項に明示するなど、適切に運用している。

FD・SD の実施方針に基づき、FD・SD 委員会が毎年度計画を立てて、その一部を教学マネジメント委員会と連携しながら FD 研修会を実施している。全学 FD・SD 研修会で取扱ったアクティブ・ラーニングの実践報告について、実践報告集として全教員に公開することで、各教員の教育改善のスキルとして活用できるように工夫している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の研修については、法人事務局が主催する研修、大学が実施する研修、外部研修への参加などを行い、職員の資質・能力向上を図っている。大学が実施する SD のうち、FD・SD 委員会が企画する SD 研修会には、副学長、入試広報部長、教務部長、学生部長、学部長の参加を義務付け、教職協働の意識を醸成している。令和 4(2022)年度からは、FD・SD の実施方針を策定し、FD・SD 研修会年間計画を立案して、計画的に取組んでいる。法人事務局が企画する研修会は、令和 3(2021)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせているが、事務職員の業務知見向上に向けては、外部団体が主催する研修会への派遣を実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員には原則として 1 人 1 部屋の研究室を確保している。付属施設として、大学に宇部フロンティア大学附属地域研究所を、大学院に宇部フロンティア大学大学院附属臨床心理相談センターを設置し、それぞれの部門で紀要・年報の掲載論文等の募集、発刊の業務を担い、毎年度電子版又は印刷物として出版することで、教員の研究成果を発表する仕組みを整備している。国が制定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って、「研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程」をはじめとする各種規則を定め、厳正に運用している。研究活動への資源配分として、専任教員全員に研究費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に法人の目的を示すとともに、就業規則で服務規律を定めている。また、ガバナンス・コードを策定し、理事会でその達成状況を点検し、その結果をウェブサイトで公表するなど、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。加えて、私立学校法、学校教育法施行規則及び教育職員免許法施行規則で指定されている情報について、全てウェブサイトで公開している。

令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画を策定し、中期計画担当理事である理事長のリーダーシップのもとで中期計画の点検・評価を行い、事業報告書で結果を報告している。

環境保全や人権への配慮、個人情報の保護、教職員のストレスチェック制度、危機管理に関する体制や諸規則を適切に整備し、国際交流に関する危機管理マニュアルも策定するなど、教職員・学生が安全かつ安心して活動できる環境を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、年間 6 回を定例として必要に応じて臨時で開催しており、寄附行為に基づき事業計画が確実に執行できるように適切に運営されている。理事会開催前には理事長が法人各部門の長を招集し、事前の議事打合せや各所属の課題の共有を行うことで理事会の意思決定が戦略的かつ円滑に行えるように工夫されている。

理事の選任は、寄附行為の定めに従って行っており、理事のうち 1 人は常務理事として選任され、理事長を補佐している。また、外部理事も 2 人選任している。理事の理事会への出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めに従って学長を理事に選任しており、学長が理事長を兼ねることで法人と大学の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境として、理事長自身が中期計画担当理事となり、中期計画の進捗状況の報告を求めるなど計画達成に向けて中心的な役割を果たしている。

監事の選任は寄附行為に定められたとおり適切に行われており、監事の職務執行状況、

理事会・評議員会への出席状況ともに良好である。

また、評議員会に大学から学長、副学長、看護学部長、事務部長が選任されており、議事の審議を通して法人の意思決定をチェックしている。

評議員の評議員会への出席状況は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度に、各所属の独立採算や経常収支差額の均衡等を基本方針として、学生・生徒・園児数を目標値に、単年度ごとの施設・設備整備計画も盛込んだ 5 か年の財務中期計画を策定し、実績を反映した期中修正も行っている。資産運用については、適正かつ効率的な運用を目的に「学校法人香川学園資産運用管理規程」を定め、それに基づき毎年度資金運用管理方針を策定し、理事会の承認を受けて管理している。科学研究費助成事業に加え文部科学省の大学改革推進等補助金にも申請して補助金を獲得するなど、外部資金導入の努力を行っている。令和 4(2022)年度決算では、大学及び学校法人の基本金組入前当年度収支差額はいずれも黒字となっており、経年変化からも改善の傾向が見られる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人香川学園経理規程」「学校法人香川学園資産運用管理規程」「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき実施されている。また、施設の修繕等、予算に計上していない大幅な支出がある場合は、年度の途中で補正予算を編成し、評議員会、理事会に諮っている。また、学生生徒等納付金、補助金等で当初予算との著しいかい離が見込まれる科目については、年度末に補正予算を編成し、所定の手続きを行っている。

会計監査については、公認会計士及び監事による監査体制が整備されており、令和 4(2022)年度は、公認会計士による会計監査を年 4 回、監事 2 人による監査を年 1 回実施したほか、監事は理事会に出席して意見を述べている。監事による監査時には公認会計士が同席し、会計士から監事へ詳細な報告を行い、両者の連携を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 3 条に、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。内部質保証の体制については、学長を長とする大学評議会が、全学の内部質保証の責任を担い、内部質保証を推進するものとし、自己点検・評価委員会に五つの内部質保証に関する重要な機能を持たせている。

内部質保証方針を定め、内部質保証のための組織として、大学評議会、教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会及び各学部・学科その他の組織を編制して役割を明確化するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、内部質保証の責任体制も明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会の定める点検項目に沿って点検・評価を行い、自己点検評価書を対象年度の「エビデンス集（データ編)」とともに作成し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会から、大学評議会に報告され、各教授会を経て、全学教職員に周知されている。また、自己点検評価書の冊子を作成し、全教職員に配付している。理事会の承認後、ウェブサイトに公表するなど、自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会に公表している。

IR 室は、学長を室長とし教職員数人で組織され、教学に関する各種調査の実施、データの収集、集計及び分析を主な業務とし、アセスメント・ポリシーに基づいた調査の実施、データ収集や報告書の作成を行うなど、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制となっている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を毎年度教学マネジメント委員会で作成し、ポリシーに基づいて行った点検・評価を「3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめている。アセスメント結果として記載されたアクションの中で特に重要なものは重点取組み課題として抽出するなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を自律的に行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

自己点検・評価などの結果を踏まえた中期的な計画に基づき、大学運営のために内部質保証の仕組みは概ね機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

A－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への還元

A-1-① 地域連携

【概評】

大学の教育・研究資源を生かして地元のニーズを取入れたきめ細かい社会貢献活動を行い、地域社会へ貢献するとともに、地域資源を生かした教育活動の充実を図り、地域の人材の育成、地域社会との連携の総合的発展に向けた創造的取組みを推進し、地域と共生するという目的の維持を各部署で実践している。まず、教員が地域の人々を対象に実施しているさまざまな資格取得のための公開講座がある。次に、宇部市との連携がある。平成 26(2014)年 10 月に宇部市と「包括的連携・協力に関する協定書」を取り交わし、教員が宇部市の各種委員会の委員になることを積極的に許可するとともに、図書館の一般開放を行ってきた。令和 4(2022)年からは、「うべ・未来共創プラットフォーム」の参画メンバーとなり、中心市街地の活性化等地域の課題解決に教員・学生が参画する試みを始めている。また、大学院附属の臨床心理相談センターの活動がある。地域のこころの諸問題解決のための心理相談の他、学校や社会になじめず不登校やひきこもりになった子どもや若者を集め、それぞれの生き方を模索していく居場所である「フリースペース・フロンティア」、ひきこもりの家族がいる親を対象に、親としてのひきこもりの体験を、同じような経験をしている人たちと分かち合い、自らの助けとすることを目的とした「ひきこもり親の会」等の活動を行っている。最後に、消防団協力事業所としての活動がある。大学の学生の消防団加入者が一定数以上いることもあり、平成 29(2017)年 3 月に宇部市消防団協力事業所、

平成 30(2018)年 2 月には総務省消防庁消防団協力事業所として認定を受けている。令和 2(2020)年 3 月には、学生たちが消防団活動に積極的に参加し、地域防災体制の充実強化に寄与していることとして、山口県知事表彰を受賞している。今後もこれらの活動を通して、大学が持っている物的・人的資源の社会への還元の成果を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. キャリア支援

本学では、学生支援方針に基づいて、キャリア支援を行っており、A 棟 1F にキャリア支援センターを開設し、学生の進路支援を行っている。キャリア支援センターには、学生が就職先を探すための求人票や進学情報を棚に配架し、自由に閲覧できるようにしている。また、就職先の検索やエントリーのためパソコンを整備し、学生の円滑な就職活動を支援している。さらに、自宅のインターネット環境が整わず、オンラインによる適正検査や面接試験の受験が困難な学生に対して、別室を確保し受験環境を整えている。

キャリア支援センターには就職課を配置し、国家資格であるキャリアコンサルタントの有資格者 2 人の就職課職員が、山口しごとセンターやハローワーク、山口県障害者職業センターとの連携を密にし、本学学生への就職情報の提供や就職相談等、学生のキャリアプランの形成とその実現に向け活動を展開している。また、看護の専門性に特化した相談・指導に対応するため、就職活動が活発化する時期に、国立大学病院の元看護部長を非常勤職員として配置している。就職先の選定・小論文の添削・指導など就職活動を通して、看護観の醸成を行っている。

令和 2(2020)年度に新型コロナウィルス感染症対策のために開設した Google Classroom 上のキャリア支援センターは、学科別の求人票の提示、各種就職説明会等、適宜必要な情報の提供及び参考資料を掲示し、効率的な指導を行っている。また、オンライン面接試験対策として、オンライン上での面接練習・相談も実施し、学生が自身の状況に合わせて対面・電話・Ｅメール・オンラインの相談形態を選択できる体制は、遠方から通学する学生や、実習中に登校しにくい学生の負担の軽減、効率化となった。令和 4（2022）年度は、課員作成の小論文対策講座等内容をさらに拡充した。採用試験のオンライン面接試験対策は、ウェブ会議システムのスキルの向上・定着にも一定の効果が出ている。

看護学科学生は他県出身や他県への就職希望者が多く、就職試験の合格が難化している隣接県での就職について、積極的、戦略的に就職支援に取り組んでいる。これまでは就職課職員がナビ系企業主催の病院合同説明会に参加し、企業や病院から直接情報を得るよう活動しており、就職課職員と企業との連絡会議の実施、就活支援の増強対策を行っている。

2. 3 つのポリシーに関する点検・評価

令和元（2019）年 8 月の大学評議会において、3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーを審議・決定した。このアセスメント・ポリシーは、3 つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、「3 つのポリシーを検証する視点」、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取組課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによって PDCA サイクルを回すための年間スケジュール」

で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。このアセスメント・ポリシーを基に、教学マネジメント委員会でアセスメント報告書を作成し、実際のアセスメントを行っている。このアセスメント報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出することで PDCA サイクルの実質化に取り組んでいる。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　山口県宇部市文京台 2-1-1
　　山口県宇部市文京町 5-40

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
心理学部	心理学科
看護学部	看護学科
人間科学研究科	臨床心理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 31 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

10 奥羽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の理念のもとに、学則に簡潔な文章で具体かつ明確に規定している。大学の個性・特色は、人間性豊かな医療人の育成を通じて国民の福祉と文化の発展に寄与することにある。歯学及び薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂その他医療環境の変化や技術の進展など、その都度、大学の使命・目的及び教育目的を点検し、必要な見直しを行うことで社会の変化とニーズに対応している。大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為及び学則に規定するとともに、FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)研修会において再認識を図っている。学内外に対しては、大学案内、ホームページ、大学ポートレートに掲載するほか、入学式や学年別ガイダンスで周知している。大学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、教育研究組織との整合性がとれている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション･ポリシーを学部学科及び研究科ごとに明確に定め、それに沿って入学者を受入れている。研究科にあっては、入学定員に沿った適切な受入れ数を維持しているものの、歯学部歯学科は収容定員未充足の状況が続いている。学生部委員会を教員と事務職員で構成するなど、学生の学修及び学生生活支援に関する教職協働の体制を整備している。また、各学年に学年主任を配置し、加えて学年ごとにクラス担任又はアドバイザー等を置くなど、きめ細かい学修支援を行っている。校地・校舎等は、教育研究に必要な施設を整備し、利便性と安全性にも配慮している。学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望は、クラス担任又はアドバイザーとの面談で把握するほか、学生による各種アンケートなどを通じて把握している。

「基準３．教育課程」について

学部学科及び研究科ごとに教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを定め､大学案内、授業概要やホームページなどを通じて周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定に関することは、その基準を明確にし、学生及び教職員が共有するとともに、保護者に対しても周知している。カリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラムマップも含めて授業概要やホームページを通じて周知している。教養教育は、大学の教育目標の達成のための重要な要素と位置付け、的確な科目構成と教員の配

置を行い、実施している。学部学科及び研究科では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、適切に運用している。「教員による自己点検・自己評価」「学生による授業評価アンケート」等を活用して教員評価を行うとともに、その結果を各教員にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおける適切なリーダーシップを発揮できるよう学長の権限が明確化されている。学生の懲戒手続きが学長によって定められていない。学長のもとに、学部長、大学院研究科長等を置くほか、教授会、大学院研究科委員会その他の各種委員会を置くなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。大学設置基準及び大学院設置基準の定める教員数を確保し、教育目的及び教育課程に即した教員を適切に配置している。FD に関することは、FD・SD 委員会規程を定め、各学部の FD 委員会において教育内容・方法等の改善の工夫・開発に係る活動を効果的に実施している。SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、FD・SD 委員会規程を定め全学的に FD・SD 研修会を実施している。研究倫理に関することは、特定不正行為への対応等関係する規則を整備し、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、組織倫理に関する規則及びガバナンス・コードに基づき、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。理事会は、使命・目的の達成に向け、寄附行為に基づき業務に関する最終的な意思決定機関として、適切に機能している。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、寄附行為の定めるところにより適切に運営されている。収支バランスは、支出超過の状況が継続しているものの、自己資金を含む十分な資産を保有するなど、事業継続に必要な財務基盤を確立している。会計処理は経理規程にのっとり、学校法人会計基準を遵守し適切に行われている。会計監査は、監事監査のほか、会計監査人による監査が適時行われるなど、適切な体制を整備している。

〈優れた点〉

○「奥羽大学防災・業務継続計画(BCP)」を、大学ホームページに公開し、立地や気象条件等を考慮しつつ防災及び業務継続全般を網羅するほか、具体的事例とその対応方法を掲載するなど、大学として危機管理の意識が高い点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

全学の自己点検・自己評価委員会のもとに歯学部、薬学部、大学院歯学研究科、歯学部附属病院、図書館及び事務局の 6 部門それぞれに自己点検・自己評価委員会を置くなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、大学機関別認証評価を含め毎年度実施している。IR(Institutional

Research)に関することは、全学の自己点検・自己評価委員会のもとに設置された各部門の自己点検・自己評価委員会がその役割・機能を担っている。自己点検・評価活動を主軸とする学部、学科、研究科等及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築することで、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、教育の改善・向上に反映している。加えて、大学機関別認証評価の結果を踏まえた中長期的な計画と、これに基づく事業計画の策定を通じて、大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、大学は建学の理念「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」のもとに、学生一人ひとりに寄り添ったきめ細かい教育を実践している。また、収容定員の充足及び収支バランスの確保に向けて、役員及び教職員が一丸となって改善・向上に努めている。

今後、内部質保証のための PDCA サイクルの機能性をより一層高めることで、大学運営及び教育の更なる改善・向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」「基準 B.地域に根ざした医療人育成」「基準 C.学位研究」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の理念「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」のもとに、学則に簡潔な文章で具体かつ明確に規定している。

大学の個性・特色は、充実した環境の中で、高度な専門知識のみならず、人間性豊かな医療人の育成を通じて国民の福祉と文化の発展に寄与することにあり、使命・目的及び教育目的に反映し明示している。加えて、大学院歯学研究科にあっては、多くの社会人を受入れ、歯科医学及び医療の発展に貢献している。

歯学及び薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂その他医療環境の変化や技術の進展など、その都度、大学の使命・目的及び教育目的を点検し、必要な見直しを行うことで社会の変化とニーズに対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為及び学則に規定するとともに、これに沿った教育研究上の事業計画の策定と事業報告を通じて役員､教職員の理解と支持を得ている。加えて、全体集会や FD 及び SD 研修会において再認識を図っている。

学内外に対しては、大学案内、ホームページ、大学ポートレートに掲載するほか、入学式や学年別ガイダンスで周知している。

大学の使命･目的及び教育目的は､中長期的な計画及び三つのポリシーに反映している。加えて､歯学部歯学科､薬学部薬学科及び大学院歯学研究科の基本組織のほか､附属病院､附属薬用植物園その他共同研究施設を置くなど、教育研究組織との整合性がとれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション･ポリシーを学部学科及び研究科ごとに明確に定め、大学案内、入学試験要項及びホームページに掲載することで周知している。加えて、オー

プンキャンパス、進学相談会や高校訪問等を通じて周知している。入学者選抜は、入試委員会を組織し、入試区分ごとに定めたアドミッション・ポリシーに基づき、適切な体制のもと公正に実施しその検証を行っている。学生の受入れに関しては、歯学部歯学科は収容定員未充足が続いているものの薬学部薬学科は概ね収容定員を充足している。研究科にあっては、入学定員に沿った適切な受入れ数を維持している。学部では、令和 5(2023)年度から入学定員と収容定員を変更し、加えて特待生制度及び編入学制度の導入や積極的な広報活動を展開しており、定員確保のための継続的努力を行っている。

〈参考意見〉

○歯学部歯学科の収容定員充足率が低いため、入学者の確保に向けた方策の確実な展開と成果が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生部委員会」を教員と事務職員で構成するなど、学生の学修及び学生生活支援に関する教職協働の体制を整備している。歯学部においては、各学年次に学年主任を配置し、加えて少人数のグループごとにクラス担任を置くなど、教員と職員が密接な連携をとりながら学修支援を行っている。薬学部においては、各学年次に学年主任を配置し、1 年生から 3 年生では数人の学生につき 1 人の教員がアドバイザーを務め、4 年生から 6 年生では学生が所属する研究室の教員がアドバイザーを務めるなどの学修支援と研究指導を行っている。全学的に欠席の多い学生や成績不良の学生に対して、きめ細かい対応を行っている。

歯学部では必要な授業に TA を配置している。全学的にオフィスアワー制度を導入し、授業概要に掲載することで周知している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

歯学部では、「歯科医学演習」「歯科医療人間学」「歯科医療管理学」「社会歯科学」などの授業や附属病院、介護老人保健施設、社会福祉関連施設等における臨床実習を通じて、歯科医師として社会的・職業的自立を育むための教育を行っている。薬学部では、「チーム

医療学演習」「医療コミュニケーション論」「臨床コミュニケーション演習」などの授業や病院・薬局実務実習において、薬剤師として社会的・職業的自立を育むための教育を行っている。加えて、キャリアガイダンス、職業研究セミナーやインターンシップを行っている。研究科にあっては、将来、歯学の教育・研究に携わる人材として自立するための指導を行うほか、TA 制度により教育トレーニングの機会を提供している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

歯学部及び薬学部では、各学年次に学年主任を配置し、加えてクラス担任又はアドバイザーを配置するなど、きめ細かい支援体制を構築している。研究科では、研究指導教員のほか大学院運営委員が組織的に対応している。学生の心身に関する健康相談、心的支援のため、保健室及びカウンセリング室を設けている。

課外活動への支援は、各団体に教員が顧問として必要な指導を行うほか、教育後援会等の外郭団体が助成金を支給している。学生の経済的支援に関しては大学独自の給付型奨学金制度や特待生制度を設けるなど、充実した支援策を講じている。

〈参考意見〉

○保健室とカウンセリング室について、学生が利用しやすい環境になるよう人員の配置及び場所の工夫を図ることが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等は設置基準を満たし、教育研究に必要な附属施設として附属病院及び附属薬用植物園を置き、適切な管理・運営が行われている。

教育研究施設として、図書館や実習室のほか、共同研究施設として放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、動物実験研究施設及び電子顕微鏡研究施設を整備し、有効活用されている。

施設・設備等は、バリアフリー化が図られるなど、障がいのある学生への配慮がされている。教育目標を達成するため、無線 LAN など ICT（情報通信技術）環境を整備し、学修支援システムなどの利便性向上にも努めている。授業を行う学生数は適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

歯学部及び薬学部では、学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を、クラス担任又はアドバイザーとの面談を通じて把握するほか、学生を対象とした各種アンケートなどを通じて把握し、改善に活用している。研究科にあっては、学生生活全般にわたる意見・要望を聞く機会を設けている。心身に関する健康相談には、保健室又はカウンセリング室が対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

歯学部、薬学部及び研究科では教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学案内、授業概要やホームページなどに簡潔に明示し、周知している。

歯学部・薬学部・研究科ともディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し授業概要に明記し、学生及び教職員が共有するとと

もに、保護者に対しても周知している。
歯学部・薬学部・研究科とも単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を明確にして運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
歯学部・薬学部ともに、ディプロマ・ポリシーに定める知識・技能・態度等の能力を修得できるよう、カリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラムマップも含めて授業概要やホームページで周知している。また、それらを具現化するため、カリキュラム委員会を組織し、科目担当教員の意見を取入れながら、一貫性を確保した教育課程を体系的に編成し、運用している。
大学院歯学研究科のカリキュラム・ポリシーは学部とは別に定め運用している。
歯学部・薬学部の教養教育は、両学部とも大学の教育目標の達成のための重要な要素と位置付け、準備教育モデル・コア・カリキュラム、薬学準備教育ガイドラインに準じて的確な科目構成と教員の配置を行い、実施している。また、効果的な授業実施のため、教授方法の工夫、改善を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
歯学部、薬学部、研究科では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、適切に運用している。
歯学部・薬学部では、共用試験と国家試験の結果を、教育内容・方法及び学修指導改善のための必要事項分析に活用している。また、歯学部・薬学部では、「教員による自己点検・自己評価」「学生による授業評価アンケート」等を活用して教員評価を行うとともに、各教

員にフィードバックしている。

研究科では、2 年生の研究計画報告書と 3 年生の研究経過発表に対する「助言とコメント」を指導責任者にフィードバックし、研究内容に関する提言を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務は、学則に「校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定され、大学の意思決定と教学マネジメントにおける適切なリーダーシップを発揮できるよう学長の権限が明確化されている。加えて、学長、学部長、事務局長等で構成する学部長会を組織し、各学部間の連絡調整を図ることで、大学の円滑な運営に努めている。一方、学生の懲戒手続きが学長によって定められていない。

学長のもとに、学部長、大学院研究科長等を置くほか、教授会、大学院研究科委員会その他の各種委員会を置くなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

事務組織は、組織、職務権限、事務分掌及び専決事項に関する規則を定め、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置するとともに､その役割と権限を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒としての退学、停学及び訓告の処分の手続きが定められていないため、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準の定める教員数を確保し、教育目的及び教育課程に即した教員を適切に配置している。

教員の採用・昇任に関することは、教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程を定め、教員資格審査委員会等の審査を経るなど適切に運用している。教員の採用に当たっては、選考基準を公表し公募制をとっている。

FD については、FD・SD 委員会規程を定め、各学部の FD 委員会において教育内容・方法等の改善の工夫・開発に係る活動を効果的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして FD・SD 委員会規程を定め、全学的に FD・SD 研修会を実施している。

また､職員が参加した外部主催のオンライン研修会等で得られた事例を復命書にまとめ、その研修内容等のフィードバックと共有を図ることで、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

歯学及び薬学研究に必要な実験室及び研究室を備えるなど、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

研究倫理に関することは、特定不正行為への対応、公的研究費の取扱い、不正防止計画推進委員会及び公的研究費不正使用調査委員会等関係する規則を整備し、厳正に運用している。

研究費は、学長裁量による若手研究費又は基盤研究費のほか、個人研究費、講座・分野

研究費及び大学院生の研究指導責任者に支給する研究費などが配分されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、組織倫理に関する規則及びガバナンス・コードに基づき、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。加えて、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、情報の公表を適切に行っている。

使命・目的を実現するため、法人にあっては理事会及び評議員会、大学にあっては学長のリーダーシップのもとに教授会及び研究科委員会を中心に継続的な努力をしている。

環境保全、人権及び安全に関することは、関係法令及び諸規則に基づき適切に配慮している。

〈優れた点〉

○「奥羽大学防災・業務継続計画(BCP)」を、大学ホームページに公開し、立地や気象条件等を考慮しつつ防災及び業務継続全般を網羅するほか、具体的事例とその対応方法を掲載するなど、大学として危機管理の意識が高い点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、使命・目的の達成に向け、寄附行為に基づき業務に関する最終的な意思決定機関として、適切に機能している。加えて、ガバナンス・コードを策定し、法人のガバナンスの強化と健全性の向上に努めている。

理事の選任､理事会の議決事項等は､寄附行為の定めるところにより適切に行っている。

理事の会議出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長のほか、教員が理事となることにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図るとともに、相互チェックの機能性を高めている。

理事長は、寄附行為の定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している。加えて、業務分掌及び職務権限に関する規則その他の諸規則により、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為の定めるところにより適切に運営している。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書について、寄附行為第 14 条の規則にのっとり、その宛先を理事会及び評議員会とすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期目標・中期計画一覧」をベースとして毎年の予算編成を行い、また「中期財務運営計画」を作成し中長期的な財務状況をシミュレーションしている。

収支バランスは、支出超過の状況が継続しているものの、自己資金を含む十分な資産を保有するなど、事業継続に必要な財務基盤を確立している。これまでと同様に大学のブランド力の向上や経費削減・収入増加策の策定を行い、それを実行することによって収支構造の安定化を確立することを期待したい。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は経理規程にのっとり、学校法人会計基準を遵守し適切に行われている。
会計処理上、判断の難しい事案が発生したときは、その都度監事又は会計監査人の指導を仰ぐなど、適正な会計処理に努めている。
会計監査は、監事監査のほか、会計監査人による監査が適時行われるなど、適切な体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
全学の自己点検・自己評価委員会を設置し、同委員会のもとに歯学部、薬学部、研究科、歯学部附属病院、図書館及び事務局の 6 部門それぞれに自己点検・自己評価委員会を置くなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、かつ、その責任体制を確立している。
自己点検・自己評価規程において、建学の精神・理念に照らし、その使命及び目的を達成するため、教育・研究及びそのための管理運営について自己点検・評価を実施するとともに、その点検・評価の結果に基づき必要な改善策を講じることを明示し、これをもって内部質保証に関する全学的な方針としている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、大学機関別認証評価を含め毎年度実施している。加えて、薬学教育評価並びに授業評価アンケート及び学生生活に関するアンケート等の分析を通じて内部質保証につなげている。

自己点検・評価は、エビデンスに基づき実施しており、かつ、学外の有識者による評価を受けるなど、透明性の確保と質的向上に努めている。その結果は、ホームページを通じて学内で共有するとともに、社会へ公表している。

IR に関することは、全学の自己点検・自己評価委員会のもとに設置された各部門の自己点検・自己評価委員会がその役割・機能を担っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動を主軸とする学部、学科、研究科等及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築することで、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、教育の改善・向上に反映している。加えて、大学機関別認証評価の結果を踏まえた中長期的な計画と、これに基づく事業計画の策定を通じて、大学運営の改善・向上に努めている。

なお、教学マネジメントに関し、内部質保証の機能性に不十分な点が見受けられるものの、組織的かつ体系的な内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築し、その機能性を高めるための継続的努力を行っていることから、今後の改善・向上に期待したい。

〈参考意見〉

○学生の懲戒としての退学等の処分手続きに関する事項について改善を要する点があるため、内部質保証の機能性をより一層高めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

Ａ－1. 大学が有する物的・知的資源の社会および地域保健医療への提供

A-1-① 大学が有する人的資源の社会・保健・医療への提供

A-1-② 施設の開放、公開講座、出張講義等大学が有する物的・知的資源の社会への提供

【概評】

大学が有する人的資源の社会・保健・医療への提供活動の一環として、歯学部では福島県の地域歯科保健分野と地域歯科医療分野、薬学部では地域保健医療分野と行政に対して、歯科医師又は教員の派遣を行い、各現場で積極的な活動を行い、地域保健・医療の活性化、薬務行政に貢献していることは特筆すべき点である。

地域の医療機関又は高齢者施設や障害者施設に歯科医師である歯学部教員を派遣し地域の歯科医療水準の向上に貢献するとともに、薬学部教員は薬剤師会の活動に積極的に参加し、福島県の生涯教育及び研修会開催や薬学部学生の実務実習受入れ業務を支援している。

大学施設の開放、公開講座などの開催とともに、福島県学術教育振興財団助成の「読解力向上を図る授業のための小・中・高・大連携による教員研修事業」により地域の子どもたちの読解力を高める活動を実施するなど、大学の物的・知的資源の社会への還元活動を積極的に行っている。特に公開講座の開催は、地域住民に対し大学を一層、身近な存在として認知してもらうことにつながっている。

基準Ｂ．地域に根ざした医療人育成

Ｂ－1．地域に根ざした医療人育成プログラムの実施

B-1-①　地域に根ざした医療人育成プログラムのための現場薬剤師の参画

B-1-②　歯学部附属病院と連携した薬学実務実習

【概評】

地域に根ざした医療人育成に関して、薬学部のディプロマ・ポリシーの一つである「医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる」ことを達成するための「地域に根ざした医療人育成プログラム」を策定している。加えて薬学部の実務実習事前学習をはじめとする臨床薬学系教科教育のために、地域薬剤師会・病院薬剤師会会員を非常勤教員として委嘱し、実践的薬剤師業務に関する知識の教授や接遇などの態度教育を担当し、実務実習の効果を高めている。

薬学部学生は、歯学部附属病院での実際の調剤と地域住民に対する接遇及び入院患者に対する服薬指導体験を通じて、地域に根ざした実践的実務実習の機会を得ている。

医師免許を有する薬学部教授が歯学部附属病院内科の診療に携わり、また薬剤師免許を有する薬学部教員が薬局で薬剤師の任務を遂行することで、臨床系教員として臨床を研さんできるとともに、最新の知見を薬学教育に反映できる環境づくりをしている。

近年の「かかりつけ薬剤師」のニーズの高まりを受けて、在宅にて服薬指導のできる薬剤師の育成を目指しており、「地域に根ざした医療人育成プログラム」における服薬指導のできる薬剤師育成に関して、今後の取組みに期待したい。

基準Ｃ．学位研究

Ｃ－1．学位研究の質的向上

C-1-①　学位研究の指導体制

C-1-② 学位研究の指導評価体制

C－2. 学位研究における研究倫理

C-2-① 研究倫理教育の取り組み

C-2-② 研究倫理の実践

【概評】

学位研究の質的向上に向けた指導体制として、大学院教員は 1 専攻科あたり 2 人ずつの計 36 人で構成され、全員が博士の学位を有し、研究科委員会での審議を経て任用している。また、学位研究指導は主たる指導教員 1 人の他に 1、2 人の従たる指導教員が担当し、研究の質を高めている。

指導評価体制として、大学院生の学位研究に対し学位審査までに段階的評価を行い、2 年生では研究計画報告書を提出、3 年生では研究経過発表会を実施し、全大学院教員が研究計画、研究結果、その解釈の妥当性などを確認し修正する仕組みがある。最終的に 5 段階で評価し、主査が作成する「審査報告書」に基づき大学院研究科委員会が本審査を実施し、学長が学位を授与している。この流れは厳密に運用され、大学院生には「授業概要 syllabus」や入学時のオリエンテーションで周知している。

今後大学院教員からの助言の研究への反映状況、助言の適格性について検証する仕組みを作る計画があり、研究の質の向上へ向けての取組みとして期待したい。

学位研究における研究倫理の取組みと実践として、研究倫理・研究不正防止に関する大学院特別セミナーを継続的に開催し、加えて大学院教員は e ラーニングコースの研究倫理教育受講を義務とし、未受講者は学位論文指導と学位審査を担当させないこととした。

学位審査を申請する大学院生には、研究不正及び不適切な行為をしていない旨の誓約書を、研究指導責任者と共に署名捺印後に提出することを義務付けている。

倫理審査は、学内審査委員による審査と学外委員も加わる審査の二段階制となっており、被験者の人権に十分に配慮した研究倫理に基づいた臨床研究の実践に関して、厳正に審議する仕組みを構築していることは、特筆すべき点である。

Ⅳ 大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 47(1972)年度
所在地　　福島県郡山市富田町字三角堂 31-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科

歯学研究科	歯学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

11 桜花学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的は、建学の精神「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」に従って、寄附行為と学則に具体的に明文化し、大学の個性・特色を反映し、明示している。

使命・目的及び教育目的は、ホームページ、「桜花学園報」によって学内外に周知され、入学定員の変更及びカリキュラム改革を通じて、「桜花学園大学中期目標・中期計画(2021-2025)」に反映している。策定・見直しについては、役員、教職員が関与・参画している。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映しており、それらを達成するために、大学には保育学部保育学科・国際教養こども学科及び学芸学部英語学科を設置し、大学院には人間文化研究科地域文化専攻・人間科学専攻を設置している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、学部・学科と大学院のアドミッション・ポリシーを策定し、入学者選抜等を適切に運用し、検証を行っている。ただし、学芸学部英語学科と保育学部国際教養こども学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善を要する。

各種の学修支援体制を整えており、学業不振の学生指導、障がいのある学生への配慮、退学者・休学者・留年者に対する対応策を実施し、インターンシップを含むキャリア教育、学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談、学生の課外活動への支援、ハラスメント防止、経済的な支援、バリアフリー整備等を適切に行っており、教育目的の達成のため、校地、図書館などの快適な学修環境を整備し、有効に活用している。加えて、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援体制の改善に反映している。

〈優れた点〉

○「入学者選抜方式別ポリシー」がホームページに明記され、志願者が各自の資質や能力に合わせて選抜方式を選択できるようになっている点は評価できる。

○保育学部では「学びのカルテ」で履修状況を確認し、学芸学部では「学修ポートフォリオ」で学びの振返りを行うなど、学生が自主的な学修ができる支援策の展開を行っている点は評価できる。

○保育学部保育学科で、学生主体の「学部学生運営委員会」において、3 年生による「4 年生の就活を応援する会」や、3 年生と 4 年生の「地域別交流会」を行い、就職支援及び学生の職業的自立に向けて活動を行っている点は評価できる。

〇授業中間アンケートの実施活用により、教員の指導方法の改善が見られるなど、学期中に授業改善が行えるようにしている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学修指標、コモンルーブリック、シラバスに反映させ、単位認定、卒業認定、修了認定を厳正に運用している。加えて、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成、実施している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しており、学生の学修状況の調査として「学びのカルテ」「アセスメント活動報告」を作成、運用している。

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しており、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

〇保育学部保育学科及び国際教養こども学科の就職先へのアンケートを実施・検証し、ディプロマ・ポリシーの見直しを行っている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備し、使命・目的の達成のために、教学マネジメント編成方針を定め、学長室会議、大学評議会、合同教授会、学部教授会、各種委員会等での協議により役割分担された流れが構築され、効率的かつ適正に運営している。

「教員資格審査委員会規程」等により、教員の確保と配置を適切に行い、「事務組織及び事務分掌規程」に基づき、必要な職員数を配置している。

FD(Faculty Development)では研修会・授業アンケート・相互授業参観等を行い、SD(Staff Development)では教職員全員が合同で研修を行える体制を整備している。加えて、職員が教学の委員会等へ参画し、教職協働を実現している。

全ての専任教員に対して研究室を備え、研究用パソコンやネットワーク環境を整備している。加えて、個人研究費等の助成によって研究活動を支援している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人全体の中長期計画が策定され、寄附行為に基づき理事会・評議員会を整備し、運営が適切に行われている。加えて、理事会・評議員会には、学長が両会のメンバーとして出席し、大学と理事会・評議員会との情報共有を図っている。ただし、評議員会への諮問事項について評議員会を開催する前に理事会を開催し決定している点、理事会・評議員会にて、決算の監事報告を議案として取上げている点は改善を要する。

経常収支差額は数年間支出超過が続いているが、借入金がなく、留保された資金、引当資産を保有していることにより外部負債が返済可能な状態である。加えて、会計処理は寄

附行為等に基づいて適正に実施されており、内部監査室、監事、監査法人との連携により、厳格な監査体制が確立されている。

〈優れた点〉

○「学校法人桜花学園施設等の使用及び利用に関する規則」を定め、電気使用量の減量対策の実施の他、地下水を利用し環境保全に配慮し、里山を設け、温暖化防止にも努めていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織体制として、学長室会議を中心とした大学評議会、評価委員会、将来計画検討委員会、IR 推進委員会、外部評価会議を設置している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として、評価委員会、外部評価会議が機能している。

学長が大学運営・評価の責任を担い、副学長と各学部学科長・委員会長がその職務において運営における責任を果たしており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、中期目標・計画における各項目や「自己点検評価報告書」における項目と関連付けており、その結果を教育の改善・向上に反映させている。

外部評価での意見も参考にして、大学全体及び各教育組織の中期目標・中期計画が設定され、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能するよう工夫されている。

総じて、使命・目的及び教育目的が三つのポリシーに反映され、アドミッション・ポリシーに従って入学者選抜等が適切に行われ、学修支援体制が整えられている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、カリキュラム・ポリシーを策定し、教学マネジメント編成方針を定め、教職員を配置し、研修・研究を支援している。中長期計画が策定され、三つのポリシーを起点とした内部質保証の結果を教育の改善・向上に反映させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 建学の精神を踏まえた桜花学
2. 観光総合研究所を通した学生および地域との連携活動
3. チャイルドエデュケア研究所を通した学生及び地域との連携活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、建学の精神「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」に従って、寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、宗教精神によって学校教育を行い、信念ある女性を育成することを目的とする。」と明記している。加えて、使命・目的を基本とした教育目的は、大学学則及び大学院学則第 1 条に具体的に明文化し、分かりやすく簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的は、建学の精神等によって、大学の個性・特色を反映し、明示している。使命・目的及び教育目的の見直しについては、男女共同参画社会の実現要請という社会課題に対応し、令和 6(2024)年度から男女共学、教育理念を「信念ある人の育成」へ修正するという、必要に応じた見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、ホームページ、「桜花学園報」によって学内外に周知されている。策定・見直しについては役員、教職員が関与・参画している。

使命・目的、教育目的を、入学定員の変更及びカリキュラム改革を通じて、中長期的な計画に反映しており、大学の使命・目的及び教育目的の実現に関わる改善・向上方策として、令和 2(2020)年度末に「桜花学園大学中期目標・中期計画(2021-2025)」を策定している。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しており、それらを達成するために、学部には保育学部保育学科・国際教養こども学科及び学芸学部英語学科を設置し、大学院には人間文化研究科地域文化専攻・人間科学専攻を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科と大学院のアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや「Campus Life Guide」等で周知しており、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜等を適切に運用し、検証を行っている。アドミッション・ポリシーに基づいた調査を実施し、入学定員確保に向けたさまざまな取組みを展開しており、保育学部保育学科は適切な学生受入れ数を維持している。保育学部国際教養こども学科、学芸学部英語学科においては、収容定員充足率が低いものの、多様な入学者選抜制度を採用し、入学者の選考方法を多様化していることにより、志願者の受験選択肢を広げ、受験機会を増やしている。

〈優れた点〉

○「入学者選抜方式別ポリシー」がホームページに明記され、志願者が各自の資質や能力に合わせて選抜方式を選択できるようになっている点は評価できる。

〈改善を要する点〉

○学芸学部英語学科及び保育学部国際教養こども学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であることは改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学業不振の学生指導は、「学業指導および退学勧告に関する内規」に基づき、ゼミ担当教

員は面接及び指導を行い、教務課職員とも連携しながら成績不良時には段階的に学修意欲の改善につなげる支援体制を整え、各学部で学修支援の手立てを「学びのカルテ」「学修ポートフォリオ」等で工夫し対応している。また、TA を活用し学修環境も整備している。加えて、オフィスアワー制度を進め、障がいのある学生への配慮や、退学者、休学者、留年者に対する対応策も実施している。

〈優れた点〉

○保育学部では「学びのカルテ」で履修状況を確認し、学芸学部では「学修ポートフォリオ」で学びの振返りを行うなど、学生が自主的な学修ができる支援策の展開を行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

保育学部では「保育学部就職委員会規程」を軸に、教育・保育職支援センターなどでキャリア教育のための支援体制を整備している。また、学芸学部では、「企業研究」の授業等でキャリア教育を行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。加えて、「国内インターンシップ推進委員会規程」を設け、インターンシップを実施している。大学院においても、「大学院相談窓口ガイドライン」を設け、キャリア教育を含む総合的な支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○保育学部保育学科で、学生主体の「学部学生運営委員会」において、3 年生による「4 年生の就活を応援する会」や、3 年生と 4 年生の「地域別交流会」を行い、就職支援及び学生の職業的自立に向けて活動を行っている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織としては、「保育学部学生委員会規程」「学芸学部学生委員会規程」を設け、各学部に学生委員会を設置している。また、学生相談室及び保健室などを設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談を適切に行ってい

る。加えて、活動資金支援、資金支援以外の支援策、「チェリープラザ'99」など、学生の課外活動への支援を適切に行っている。ハラスメント防止・対策委員会を設置し、ハラスメント防止を適切に行っており、奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。国際交流支援センターにおいても、学内における協定留学・必修留学を中心とした留学の支援や大学と提携する海外大学からの留学生受入れ準備・支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設などの施設・設備を適切に整備し、主要な施設とともに、学生会館、ラーニング・コモンズ、ミーティングルーム、個人用ロッカー、セミナーハウスなど、快適な学修環境を整備し、有効に活用している。図書館は適切な規模であり、十分な学術情報資料を確保し、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している。また、教育目的の達成のために、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備し、授業を行う学生数は教育効果を十分上げられるような人数となっている。

バリアフリー設備として、必要箇所に点字ブロックやスロープ等を設置し、施設・設備の利便性にも配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムとして授業中間アンケート、学芸学部学生アンケート、院生アンケート、学生アンケートなどを適切に整備し、学修支援体制の改善に反映している。また、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に対する学生の意見をくみ上げるシステムとして学生委員会、学生相談室などを

適切に整備し、学生生活の改善に反映している。加えて、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムとして学生会要望書、学芸学部学生アンケート、学生アンケートなどを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。例として、学生生活全般についての学生の意見・要望は、学生会要求として学長に提出され、個々の要求に対する回答は、各担当部署で検討し、学生大会の時に大学として文書で返答するなどの活用がなされている。

〈優れた点〉

○授業中間アンケートの実施活用により、教員の指導方法の改善が見られるなど、学期中に授業改善が行えるようにしている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、大学院ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが定められ、ホームページ等で周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準が定められ、学則に明記され、ホームページや「Campus Life Guide」を通じても周知されている。加えて、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに基づく学修指標、コモンルーブリックを策定し、またシラバスにもディプロマ・ポリシーに基づく到達目標を明記することで、これらの認定を厳正に運用する手助けとしている。

また、学部ごとに GPA(Grade Point Average)制度及び履修登録の上限制度に関する細則を定め、標準履修単位上限を設定し、前学期の GPA に基づいて GPA が高いほど履修単位数上限を高めるなど、GPA を活用した柔軟な履修のキャップ制を実践している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえ、学部・学科、大学院ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや「Campus Life Guide」で周知している。また、「DP に基づく学修指標・コモンルーブリック」により、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明示している。カリキュラムマップに示されているように、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成、実施している。加えて、シラバス作成要領を準備し、専任・兼任全ての教員に標準化されたシラバス作成を求め、教務委員会でチェックするなど、適切に整備している。教養教育については、「共通教育科目」を開講し、適切に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修指標を組込んだコモンルーブリック及び大学院ルーブリックを策定することで､ディプロマ･ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。また、学生の学修状況の調査として「学びのカルテ」「アセスメント活動報告書」を作成、運用している。
学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。
「2022 年度桜花学園大学 FD 委員会報告書」に示されるように、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉
○保育学部保育学科及び国際教養こども学科の就職先へのアンケートを実施・検証し、ディプロマ・ポリシーの見直しを行っている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を「副学長規程」や「桜花学園高等教育部門における学長室の設置に関する規程」等に基づき整備している。

使命・目的の達成のために、教学マネジメント編成方針を定め、学長室会議、大学評議会、合同教授会、学部教授会、各種委員会等での協議により役割分担された流れが構築されており、効率的かつ適正に運営している。

職員が教学の委員会等へ参画し、教職協働を実現している。「事務組織及び事務分掌規程」に基づき、必要な職員数を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定める必要な教員を確保し、適切に配置している。大学が策定した「求める教員像と教員組織の編制方針」により教育目的と教育課程に則した、「教員資格審査委員会規程」「教員の昇格に関する規程」を定め、教員の確保と配置を行い適切に運用している。

FD は大学 FD 委員会と学部 FD 委員会との連携のもと、研修会・授業アンケート・相互授業参観等を行い「桜花学園大学 FD 委員会報告書」にまとめ、学内で公開されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員が自己の業務に直接関わる研修のみに限定されることなく大学業務全般についても知識と視野を広げ、知見や技能の向上を目的とし、文部科学省等主催の各種の研修会・研究会・説明会等への出席を奨励している。また、設置基準にのっとり、「教職員研修(SD)規程」を設け、教職員全員が合同で研修を行える体制を整備している。これ以外にもハラスメント防止・対策研修会、科学研究費助成事業不正使用防止コンプライアンス教育研修会、視覚障害者支援研修会等、業務遂行上のニーズに応じて対面、オンライン形式で各種の業務研修を励行し、研さんに努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、全ての専任教員に対して研究室を備えており、研究資料等の整理収集・保管及び学生指導等を十分に行える面積を保有している。また、研究用パソコンの貸与及びネットワーク環境が整備してあり、教育研究の目的を達成するために活用されている。科学研究費助成事業等の外部資金獲得については、教員が取組む体制を整備し、手厚い支援を行っている。

「研究倫理委員会規程」等の研究倫理に関する規則をもって研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。専任教員の研究活動支援については、個人研究費と法人による特別研究費があり学術研究や共同研究に係る費用を助成している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理は、寄附行為に基づき適切な運営を行っている。情報の公表は、法令等に基づきホームページにて適切に公表している。

使命・目的の実現に向けて、合同教授会・学部教授会、理事会・評議員会を開催し、継続的な努力をしている。

「学校法人桜花学園施設等の使用及び利用に関する規則」を定め、環境保全に配慮し「就業規則」「制裁規程」にて労働条件を、「ハラスメント防止・対策委員会規程」「ハラスメント調査委員会」を整備し、「個人情報の保護に関する規程」にて人権について配慮している。「危機管理規程」に基づき「防火管理規程」を整備し、学内外に対する危機管理の体制を整え、適切に機能している。

〈優れた点〉

○「学校法人桜花学園施設等の使用及び利用に関する規則」を定め、電気使用量の減量対策の実施の他、地下水を利用し環境保全に配慮し、里山を設け、温暖化防止にも努めていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づいた使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、理事会・評議員会を整備している。

常任理事が出席する常任理事会を月例で開催し、大学・短期大学等各部門の業務報告が行われ、理事会機能の補佐体制を構築している。

寄附行為第 7 条に基づいた理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会・評議員会には、学長が両会の構成員として出席し、大学と理事会・評議員会との情報共有を図っている。また、理事長は法人幹部職員を招集し月 1 回部門連絡会議を開催し、法人全体の意思決定の円滑化を図っている。監事は理事会・評議員会に出席しており、監事の職務を適切に行っている。なお、令和 4(2022)年度の理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴く諮問事項について評議員会を開催する前に理事会において審議されているのは、私立学校法第 42 条に従っていない点、また同日開催の理事会・評議員会で、審議事項として決算の監事報告が他の議案と一緒に一括審議が行われている点は、今後改善されることを期待する。

大学事務部門では、事務局長が議長となり各部門の部課長を構成員として、部課長会議を月 1 回開催し意見のくみ上げを行っている。

〈改善を要する点〉

○理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴く諮問事項である予算及び基本財産の処分について、評議員会を開催する前に理事会を開催し決定していることは、私立学校法第 42 条に則した改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

経常収支差額は数年間支出超過が続いているが、借入金がなく、留保された資金、引当資産を保有していることにより外部負債が返済可能な状態である。一部の学科にて定員未充足もあるが、令和 6(2024)年から新学部開設、男女共学化等による入学者数の増加が見込まれていることから持続可能な運営を目指している。120 周年記念事業として建設した 8 号館は、第 2 号基本金を組入れる等計画的に事業を進めている。

「桜花学園中長期計画（2020 年度-2026 年度）」を策定し、財政の健全性を高め、収支バランスのとれた経営基盤の安定確保ができている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、寄附行為、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産の取得及び物品購入規程」に基づいて適正に実施されている。収支関係については、学費管理システム及び経理支出システムを採用し正確な処理を行っている。また、予算管理体制については、クラウド精算システムを教職員に導入し、より厳密な運用を行っている。

会計監査については、法人内に内部監査室を設け日々の監査を行い、監事監査は私立学校法及び「監事監査規程」に基づき実施されている。内部監査室、監事、監査法人との連携もよく行われており、厳格な監査体制が確立されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、教学マネジメント編成方針の策定や三つのポリシーを通じた学修目標の具体化等によって、明示されている。

内部質保証のための恒常的な組織体制として、学長室会議を中心とした大学評議会、評価委員会、将来計画検討委員会、IR 推進委員会、外部評価会議を設置している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として、評価委員会、外部評価会議が機能している。

学長が学長室会議、大学評議会、評価委員会、外部評価会議の議長として、大学運営・評価の責任を担い、副学長と各学部学科長・委員会長がその職務において運営における責任を果たしており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証は、教育研究と社会貢献を中心として本学の使命・目的・教育目的に関する

中期目標・計画については、「内部質保証工程表」を用いながら定期的に遂行状況を点検しており、自己点検・評価の結果をホームページによって、学内で共有し、社会に公表している。

データの収集は、大学全体・学部・科目ごとの指標を、IR 室を中心に関連する委員会等が行っており、入試・教務両委員会が中心となって、学生の基本データが作成されており、学生への継続的な学修支援や就職支援の基礎データとなっている。

在学中及び卒業時・卒業後の調査については、教務・学生・FD それぞれの委員会が関わって実施しており、入学者の推移、学生定員・現員、授業アンケート結果等のデータは、ホームページに掲載している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、中期目標・計画における各項目や「自己点検評価報告書」における項目と関連付けており、最終的には法人の「事業報告書」「自己点検評価書」として総括し、アセスメント・ポリシーにまとめることで、その結果を教育の改善・向上に反映させている。また、「内部質保証工程表」を用いながら大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立している。

外部評価での意見も参考にして、「令和 4 年度大学機関別認証評価自己点検評価書」の各項目に対応する形で、大学全体及び各教育組織の中期目標・中期計画が設定され、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能するよう工夫されている。

〈参考意見〉

○理事会・評議員会の運営について改善を要する事項があり、内部質保証の機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

Ａ－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、教員派遣など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

Ａ－2. 地域社会との教育連携

A-2-① 大学と地域社会との協力関係の構築
A-2-② 大学の組織におけるセンター等の整備

A－3. 他大学等との教育連携および国際交流
A-3-① 国内他大学との教育連携
A-3-② 学生の国際交流のための支援体制の充実
A-3-③ 留学生受け入れ態勢の充実

【概評】

教育・保育専門職の養成校という大学の特徴を生かした地域社会との教育連携や物的・人的資源の社会への提供を行っている。具体例の一つとして、チャイルドエデュケア研究所において、地域の関係機関や団体と連携し、教育・保育の研究や研修及び地域の子育て支援事業を推進し、社会貢献を行っている。令和 4(2022)年度には子育て支援室の交流会を 104 回開催し、未就園児 492 人、保護者は 414 人の参加があった。また、開放日を 68 回設け、未就園児 459 人、保護者は 414 人の参加があった。また、学生の子育て支援室へのオンライン参加は 322 人であった。その他、地域の保育を支える事業体である愛知県現任保育士研修運営協議会の研修実施会場の提供、女子高校生の英語ストーリーテリングコンテストの実施、学生のボランティア活動支援を行っている。

また、豊明市との包括連携協定の他、土岐市及び刈谷市観光協会との観光連携協定、豊田市及び安城市との連携協定を締結している。特に、豊明市との包括連携協定に基づき、教員派遣による市民講座の開催、「親子ふれあい遊び」事業の実施など、地域社会との協力関係を構築している。

国内の他大学との教育連携として、愛知県内の 4 年制大学が加盟する「愛知学長懇話会」において、加盟大学間の単位互換協定が締結されている。学生の国際交流のための支援体制として、国際交流支援センターが設置され、同センターが留学生派遣の危機管理対応、留学補助の学外機関との調整及び留学生受入れについて一元的に対応しているのに加えて、留学がカリキュラムに組込まれている学科では、学科の支援員によるきめ細かな学生対応を行っている。なお、令和 4(2022)年度前期にインドネシアから 2 人、後期に韓国から 3 人の留学生を受入れた。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．建学の精神を踏まえた桜花学

「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」という建学の精神を踏まえた教養教育として、本学では平成 28（2016）年度から共通教育科目に「桜花学」を位置付けている。これは「自分を知る」「人間を知る」「世界を知る」「社会を知る」「自然を知る」の５領域の科目群から本学の全学生が１科目ずつ選択履修することで、建学の精神に根差した幅広い教養を身につけることを意図している。また、本学園の創設者大渓専氏が知識と並行した「心の教育」の重要性を強く掲げていたことを踏まえ、地域社会や国際社会における女性の生き方や自分のあり方に関する考えを深め、新たな価値観を創造することも目

的としている。導入から令和４（2022）年度にかけて学修成果等検証を繰り返し、より効果的な学修の提供を目指して数度の改訂を行った。加えて、令和４（2022）年度には、桜花学の定義をディプロマ・ポリシーに準拠して見直し・策定し、履修の手引きや履修ガイダンス等で学生へ周知徹底を図った。

２．観光総合研究所を通した学生および地域との連携活動

令和４（2022）年度は、より地域に根差した活動として、これまでに加えて新しい活動を展開した。主な内容は次の通りである。①第 17 回公開講座［11 月 17 日　講演１：吉川真嗣氏（テーマ：先人の心と知恵を受け継ぐまちづくり～新潟県村上市の事例から～）、講演 2：渡邉亨介氏（テーマ：あいち『ツウ』リズムの推進～ツウなひとに喜ばれる観光プログラムづくりと販売戦略～）、参加者 38 人］、②第３回エアライン＆ツーリズムセミナー［７月６日　参加企業９社、参加学生 47 人］、③第２回ホスピタリティ講演会［10 月 26 日　講師：目黒勝道氏（テーマ：スターバックスの学んだ感動体験を生むホスピタリティ～社会人に求められるもの～）、参加者 21 人］、④有松に残る史料調査保存活動を行い、３月９日～12 日の４日間に棚橋家住宅にて成果発表会を開催した。「昭和初期の有松絞りの風景」「有松駅の変遷」「江戸時代の文学にみる有松」「竹田耕三氏コレクションより世界の絞りと有松を描いた浮世絵」等総数約 110 点を展示し、地元のみならず愛知県内外から４日間で 508 人の入場者があった。このように多くの活動を推進することにより学生と一緒になり地域の活性化に貢献することができた。

３．チャイルドエデュケア研究所を通した学生及び地域との連携活動

本学のチャイルドエデュケア研究所は、教育・保育専門職の養成校として、地域の関係機関や団体と連携し、教育・保育の研究や研修及び地域の子育て支援事業を推進し、社会貢献を行うことを目的として、活動を展開している。令和４（2022）年度の主な事業として卒後研修である夏季保育セミナー＜汐見和恵氏（一般社団法人家族・保育デザイン研究所所長）による「子どもの主体性を育む保育で本に大切にしたいこと」36 人参加＞、冬の講演会＜佐藤将之氏（早稲田大学人間科学学術院）による「主体性を育む環境を考える」217 人参加＞を実施した。子育て支援室では、交流会は 104 回開催され、未就園児 492 人、保護者は 414 人の参加があった。また開放日は 68 回開催され、未就園児 459 人、保護者は 414 人の参加があった。また学生の子育て支援室へのオンライン参加は 322 名であった。コロナ禍であったが安心して遊べる空間が共有できた。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度
所在地　　愛知県豊明市栄町武侍 48

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保育学部	保育学科　国際教養こども学科

学芸学部	英語学科
人間文化研究科	人間科学専攻　地域文化専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 15 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

12 大阪大谷大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「報恩感謝」「大乗仏教の精神」に基づき、使命・目的及び教育目的を大学学則及び大学院学則に具体的に定めている。学部・学科の教育目的は、大学の教育理念「自立・創造・共生」に基づいて定めており、大学の個性・特色を反映している。変化する社会情勢に対応するため、使命・目的及び教育目的について協議会、教授会等の重要会議で毎年度点検を実施し、更に長期計画「OSAKA OHTANI VISION 2025」のアクションプランで建学の精神の具現化を図っている。使命・目的及び教育目的の学内外への周知のため、ホームページ等の媒体を適切に用いている。

「基準２．学生」について

建学の精神及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、各種媒体やオープンキャンパス等で周知している。収容定員充足率が低下傾向にあることから、定員充足に向けた分析と対策を進めている。

教職協働による学修支援体制を構築している。特に、学生相談室による「教職員のための学生サポートブック」の発行や「障がい学生支援室」による障がいのある学生に対する入学前の修学相談等の学修支援体制は、特筆すべき点である。

学生を支援する組織として、学生委員会、学生相談室、障がい学生支援室、キャリアセンター等を設置し、学生生活の支援体制を構築している。正課科目におけるキャリア教育と資格取得支援を適切に実施している。学修支援や学生生活等について、学生の意見・要望を各種アンケート及び学生が参加する会議で把握し、改善を図っている。

〈優れた点〉

○「障がい学生支援室」を設置し、入学前からオープンキャンパスでの修学相談、「大学生活支援カード」の提出で早期に配慮の必要性を把握する仕組みを構築し、合理的配慮が必要な学生へのサポートが充実している点は評価できる。

○多様な学生への対応として、学生相談室が令和元(2019)年度から「教職員のための学生サポートブック」を発行し、教職員の学生に対する対応の質の向上、各部署とのスムーズな連携などに取組んでいることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定め、周知している。単位認定基準、進級

基準、卒業判定基準、修了認定基準は各学部の「授業科目履修規程」に定めている。

カリキュラム・ポリシーを定めるとともに、各学部・学科でカリキュラムマップを整備し、体系的な教育課程を編成している。必修科目と選択科目から成る教養科目を開設し、適切に教養教育を実施している。FD 部会や学部 FD 委員会などの組織体制を整備することで教授方法の工夫・開発を進め、全学的にアクティブ・ラーニングを取入れている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、「アセスメントプラン」を定め計画的に点検・評価を行い、教育改善のために生かしている。

「基準４．教員・職員」について

学長が「校務を掌り所属教職員を統督する」ことを学則に明記している。学長の意思決定を補佐するため、副学長、学長特別補佐を配置し、学長室を設置している。教学マネジメントのため、重要事項を審議する機関として「協議会」を設置し適切に運営している。

設置基準以上の専任教員を配置しており、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修を定期的に実施し、教職員の職能開発に努めている。

研究環境の充実のため、必要な図書・雑誌・データベースを図書館にそろえ、個人研究室及び必要な実験･実習設備が整備されている。研究不正を防止するための規則を制定し、不正防止・研究倫理向上の体制を整えている。研究を支援する組織体制として「総務課研究支援係」を置いている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則にのっとり、関連法規を遵守するとともに、「大阪大谷大学ガバナンス・コード」を策定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。情報公開については、財務状況、役員名簿、諸規則及び公表が義務付けられている教育情報を適切に公表している。

会計処理及び監査は適正に行われている。財務面の中期計画「大谷学園マスタープラン2016～2025」を策定し、これに基づく財務運営を行っているものの、法人全体として入学者数の減少等により経常収支差額が数年にわたり支出超過となっていることから、財務状況の改善に向けた諸施策の着実な実施に期待したい。

理事会及び評議員会は適切に運営されている。加えて、学校法人に関わる重要事項を審議するため経営会議が設置され、大学の使命・目的の実現に努めている。監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会及び評議員会に出席し、業務を遂行している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する方針を定め、ホームページで公表している。内部質保証に関する規則を制定し、内部質保証のための組織及び責任体制を構築している。

大学の自己点検・評価のため、大学全体の自己点検・評価を行う委員会と部局ごとの自己点検・評価を行う委員会を設置し、毎年、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価に基づき、学長は学部・学科等に改善を求め、学部・学科等がそれに応えるというPDCA サイクルを実施する体制を構築している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、「アセスメントプラン」を策定し、年度計画に沿ってアセスメントを実施している。IR(Institutional Research)の活用のため、IRを実施するための委員会を設置するとともに、教育・学修支援センターに IR 分析を実施する常勤専従の教職員を配置することで、効果的な IR 活動を実施している。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的に基づき、教育研究組織、学生支援体制、学修環境、教育課程、研究環境等を整備した上で、不断の教育改善に努め、法人と大学が一体となった適切な教職協働体制で大学運営を行っている。

内部質保証の方針や責任体制を整備した上で、自己点検・評価を中心とした内部質保証の仕組みを確立し、大学の更なる向上のための取組みを進めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会貢献・連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 特別支援教育実践研究センター
2. 博物館
3. 点検・評価への学生の参画

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条で具体的かつ明確に述べている。これらの使命・目的は、建学の精神である「報恩感謝」「大乗仏教の精神」に基づいて設定している。また、大学学則・大学院学則において学部・学科・研究科ごとに教育目的及び人材育成目的を簡潔に記述している。学部・学科別の教育目的は、大学の教育理念「自立・創造・共生」に基づいて定めており、大学の個性・特色を反映している。

社会情勢の変化に対応するため、使命・目的及び教育目的について協議会等の重要会議で毎年度、見直し及び点検を実施している。加えて、長期計画「OSAKA OHTANI VISION 2025」のアクションプランで建学の精神の具現化を図っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び学部・学科ごとの教育目的の点検は、教授会の他、役員が出席する理事会、協議会でも実施しており、役員・教職員が関与して使命・目的及び教育目的の策定・点検を実施する体制を構築している。諸式典、宗教行事等の機会やホームページを活用し、使命・目的等を学内外に周知するための適切な手段を講じている。

建学の精神「報恩感謝」、教育理念「自立・創造・共生」は長期計画「OSAKA OHTANI VISION 2025」に反映するとともに、使命・目的等に基づく三つのポリシーを策定し教育に生かしている。

大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻を適切に組織するとともに、各教育研究組織の検証を行い改組等に反映している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科とも教育目的を踏まえ、建学の精神と教育理念についての記述を含

んだアドミッション・ポリシーが策定され、ホームページや大学案内などで公表し、周知している。入学者選抜には多様な入試方式を取入れ、アドミッション・ポリシーに概ね沿った、多様な学生を受入れている。入試判定は学長を長とした責任体制を明確にし、入試実行委員会の判定を経て､各学部教授会で判定を行っている｡入試問題の作成については、入試問題作成委員会が入試問題作成方針の作成、確認、運用及び点検について責任を持って当たっている。入学後の成績の追跡評価などにより、入学者選抜の妥当性の検証を行っている。

一部学科において、収容定員充足率、入学定員充足率が低下していることから、各種の取組みにより定員を満たすよう期待したい。

〈参考意見〉

○教育学部教育学科では収容定員充足率が低いことから、定員を充足するための実効性のある対応が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育・学修支援センター」における学修支援に関する各種業務に、教職員が構成員として参画し、全学体制で情報を共有しながら、学生への学修支援を行う体制が整えられており、適切に運営している。また、大学院生の TA、薬学部 5・6 年次生の SA(Student Assistant)による学部学生への学修支援を行う制度を確立し、運用している。オフィスアワーを全学的に導入し、専任教員のオフィスアワーの時間をホームページやシラバスに公表し、学生の質問などに対応している。

障がいのある学生に対しては「障がい学生支援室」を設置し、早期に配慮の必要性を把握し、各種の配慮の検討や実施を行っている。

中途退学・留年への対応として、欠席調査のほか全学部でアドバイザー制度が取入れられ、アドバイザー教員による学生個別の学修支援を行っている。

〈優れた点〉

○「障がい学生支援室」を設置し、入学前からオープンキャンパスでの修学相談、「大学生活支援カード」の提出で早期に配慮の必要性を把握する仕組みを構築し、合理的配慮が必要な学生へのサポートが充実している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンターでは、個々の学生が希望する就職を実現させるべく、「キャリア教育」と「キャリア支援行事」により、きめ細かい就職指導・支援を行うとともに、学科教員と連携しながら個別相談体制を整え、保護者の理解促進を図りながら支援体制を構築している。

また、教職教育センターでは、教職アドバイザーが常駐し、教職支援課職員とともに、実践的指導力のある教員養成と教員採用試験の合格を目指し、入学から卒業までの段階的な支援体制を整え、多様な教職関連のキャリア教育科目を 1 年次から開講し、2 年次以降からは学校現場で教育活動に直接参加する「教育インターンシップ」などを開講し支援を行っている。教員採用試験対策としては、個々の学生のニーズに応じた各種の練習指導を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援及び厚生補導のため、学生部長を委員長とする学生委員会を設置し、定期的に開催し、必要時には臨時で開催している。学生の支援組織として、学生部、学生課、学生相談室、国際交流室、障がい学生支援室を置いている。

さまざまな配慮が必要な学生の把握に努め、保健室、学生相談室、障がい学生支援室の 3 部署が連携し、情報共有及び対応を行っている。学生相談室は要心理支援学生の情報共有や教職員へ向けたサポートブックの発行など、教職員との連携に努めている。

課外活動への支援は学生課が窓口となり、活動環境の整備、補助金の支給、「リーダーズトレーニング」などを行っている。

学生への経済的な支援として、日本学生支援機構奨学金などに加え、多様な独自の奨学金制度を設けている。

〈優れた点〉

○多様な学生への対応として、学生相談室が令和元(2019)年度から「教職員のための学生サポートブック」を発行し、教職員の学生に対する対応の質の向上、各部署とのスムーズな連携などに取組んでいることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地、校舎等の施設・設備については、設置基準上必要とされる面積を満たしており、教育目的を達成するために必要な整備を、規模を修正しながらも計画的に行っている。また、各法制度に対応して施設・設備の安全性を確保するため、外部の専門業者に点検などを委託し、対応を行っている。
ICT（情報通信技術）施設のほか図書館や実験演習施設など、学生にとって必要な学修環境を整備している。中でも貴重な文化財資料の展示・公開施設である博物館を有し、教育研究や市民を含めた利活用を行っている。授業を行う学生数は、講義形式ごとに決められており、適切に管理されている。
各施設設備のバリアフリー対応については、計画を策定して整備を順次進めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望は、各種のアンケート調査、各学科代表学生として選出された学生委員から直接、意見聴取、意見交換する「学生教育改善会議」「学生代表者会議」などで把握している。学生側の具体的な意見・要望に対しては、教職員が具体的に回答し、外部に公開している。「大学自己点検・評価委員会」などで改善などを要すると判断したときは、適切な措置を講じ、改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神、教育理念をもとに、学則には各学部の教育研究上の目的、各学科の教育目的、大学院各研究科の教育研究上の目的を示し、各学部・学科、各研究科のディプロマ・ポリシーが策定されている。ディプロマ・ポリシーは、各学部・学科、大学院各研究科の「学習マニュアル」「履修マニュアル」などに明記され、学生及び教職員に配付され、ホームページ等にも公表されている。学部・学科及び研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を授業科目履修規程、履修の手引き等に明記し、新入生オリエンテーション及び在学生への新年度オリエンテーションで学生に周知している。上記の基準に従って、各科目の単位認定、進級判定、卒業判定、修了判定は厳正に行われており、学部・学科では総合的、客観的な指標としてGPA(Grade Point Average)も算出している。

3－2. 教育課程及び教授方法
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
各学部・学科、大学院研究科では、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、「学習マニュアル」などに記載し周知を図っている。各学部・学科でカリキュラムマップやシラバスを整備し、カリキュラム・ポリシーに沿った、複数の資格取得を可能とする体系的な教育課程を編成し実施している。各学部・学科で 1 年間に履修できる単位数の上限を適切に設定している。教養教育は、「宗教学」や語学などの必修科目や選択科目から成る共通教育科目を配して適切に実施している。少人数制の演習形式の授業、多様な学内外実習、卒業研究など、全学的にアクティブ・ラーニングを取入れている。教授方法の改善のため、教育・学修支援センターのもとに FD 部会、学部 FD 委員会などの組織体制を整備し、全学的な教育改革推進

プロジェクトを継続している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「アセスメントプラン」に基づいて体系的に実施されている。成績評価、GPA 分布、単位修得状況、退学率・休学率・留年率、学位授与数、卒業研究・卒業論文、資格・免許取得状況、薬学部の共用試験合格率・薬剤師国家試験結果、就職率、外部アセスメントテスト、授業評価アンケート、学生行動調査、卒業時調査、卒業生・企業調査などの測定・情報収集、分析・検証が全学的に、あるいは各学部で行われている。それらに基づき、教育内容・方法、学修指導の改善と学生の学修意欲向上に向けてフィードバック及び提言が行われている。各授業科目は「成績評価ガイドライン」で検証方法を定め、全科目の成績評価の妥当性を協議会が検証している。学修行動調査、卒業時調査は、IR 委員会が実施し、学修成果や満足度を点検・評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを発揮できる体制として、副学長、学長特別補佐、学長室を配置し、組織上の位置付けや役割を規則に明記している。

教育研究に関する学長の意思決定を支えるために協議会を設置し、大学の全学的事項を

審議している。また、教授会及び研究科委員会の組織上の位置付けは、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることが学内規則により明確であり、その機能についても定められ、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

「事務職員ヒヤリングシート」に基づく人員配置により、効果的な教学マネジメントの機能強化を図っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、実習を伴う学科を含め、基準数以上の教員を配置し専門性の高い分野への対応、細やかな指導等に対応できる教員体制を構築している。また、教員採用は公募を原則としており、審査委員会、人事推薦委員会、教授会で審議している。

「大学自己点検・評価委員会」の下部組織として FD 部会を組織し、年度始めに示された方針に沿って、授業評価アンケート、ビデオを活用した授業評価、授業公開、授業参観など、教育内容・方法を見直し、改善するための活動が行われている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年、年度始めの協議会の場で SD 実施方針を審議し、それに従って実施している。独自の SD 研修として、建学の精神、大学の経営状況、学生の厚生補導、ハラスメント等に関連する研修を継続することで充実を図っている。また、外部団体主催の大学 SD フォーラムへの参加を大学専任職員と法人職員に義務付けている。その成果を報告書にまとめ、各部署にフィードバックするとともに関連部門に有用な資料として供覧することで研修の成果を共有している。更なる職員の資質向上について検討を重ねる委員会を設置し、「事務職員研修規程（仮称)」の制定を進めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境として研究用学術書籍・雑誌・データベースの充実に努め、個人研究室、研究設備などを整備している。また、知的財産・利益相反の管理規則を定めている。

研究倫理については「不正防止規程」により設置された研究公正委員会を開催し、研究倫理体制の構築及び研究倫理の向上等に関する事項について審議を行っている。

学術研究活動を支援するため個人研究費を助成し、研究及び教育の進展に寄与するため「共同研究費助成規程」を制定し、特別研究費を助成している。外部資金獲得など、研究活動の支援事務体制拡充のため、組織再編を行い「総務課研究支援係」を「総務課経理係」から独立させている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

実効性を備え、重要な位置付けとなる憲章「大阪大谷大学ガバナンス・コード」を策定し、経営の規律と誠実性の維持に努め、適切な法人運営を行っている。

情報の公表として、財務状況、役員名簿、諸規則及び公表が義務化されている教育情報をホームページで公表している。

大学の使命・目的の実現に向け、協議会や教授会のほか理事長等を含む経営会議が設置され、PDCA サイクルを意識した継続的努力が行われている。

学生、教職員及び近隣住民の安全確保等を目的とした危機管理規程及び危機管理基本マニュアルの作成や定期的な防災訓練の実施など、学内外に対する危機管理の体制が機能し

ている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「学校法人大谷学園寄附行為」及び諸規則にのっとった適切な運営を行い、法人の意思決定機関として適正に機能している。

理事会に付議すべき経営政策、重要な業務の基本方針及びその他法人運営全般にわたる重要事項について審議、報告等を行うための法人内部の理事で構成した経営会議を月 1 回程度開催し、法人運営全般に関わる重要事項を審議している。また、各設置校の運営について協議する場として、法人内全ての所属長が参加する定例会議を月 2 回程度開催し、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学と法人の連携をとる場として、理事会、評議員会、経営会議、定例会議、教授会等が有機的に連携し、事務・管理部門と教学部門及び各管理運営機関と各部門間の連携が適切に行われ、意思決定の円滑化を図る体制が整備されている。

評議員会は、学長、副学長が相互に参画することにより、予算、事業計画に関する事項や中期的な計画の策定をはじめ、情報や課題の共有化が図られ、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制が機能している。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会及び評議員会に出席し、業務を適切に執行している。

〈参考意見〉

○監査報告書に「理事の業務執行の監査」に係る記載がないため、理事の業務執行状況の監査を含めて監査報告書を作成することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務の中期計画「大谷学園マスタープラン 2016～2025」を策定し、諸情勢の変化によるプランを適宜見直しながら財務運営を行っている。

外部資金として、令和 4(2022)年度から大谷学園創立 115 周年記念事業として寄付募集を開始したほか、民間企業及び篤志家等の個人から研究内容及び研究者を指定して寄付金を募っている。

法人全体として、新入生数の減少により、経常収支差額が数年にわたり支出超過の状況が続いている。そのため、入学者確保の戦略的な活動による学生生徒等納付金収入の増加を目指しつつ、人件費圧縮及び経費削減等の支出抑制を盛込んだ「本格改革案」を策定した。安定した財務基盤の確立と収支バランスの健全化に向けて、この「本格改革案」と「大谷学園マスタープラン 2016～2025」の今後の着実な履行に期待したい。

〈改善を要する点〉

○法人全体として入学者数が減少傾向にあり、経常収支差額が数年にわたり赤字となっている点については、収支均衡に向けたより一層の改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、経理規程、固定資産及び物品管理規程及び有価証券運用管理規程にのっとり、適正な会計処理を行っている。

公認会計士は計画的に会計監査を実施し監査報告を行い、監事会計監査は監事 2 人が法人担当から決算概要の説明を聞いた上で、総勘定元帳等をもとに監査を実施し、理事会及び評議員会で報告している。

公認会計士、監事及び法人は、情報共有や意見交換の実施によって連携を図っている。内部監査体制については、内部監査室を設置している。また、補正予算は、5 月及び 3 月に評議員会の意見を聴き、理事会の決議により適正に編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「大阪大谷大学内部質保証に関する方針」を定めてホームページで公表している。「大阪大谷大学内部質保証に関する規程」で内部質保証に関する組織体制を定めている。内部質保証の恒常的組織は、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」であり、大学の主要役職者によって構成し、教学面と管理・運営面からの総合的な自己点検を行う組織を整備するとともに責任体制を構築している。加えて、同規則に基づき「外部評価委員会」「学生代表者会議」を設置し、多様な側面からの自己点検・評価体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の自己点検・評価のため、「大学自己点検・評価委員会」及び「部局自己点検・評価委員会」を設置し、毎年、自己点検・評価を実施している。評価結果は「内部質保証推進委員会」による検証を経て、必要に応じて学長が各部局に改善実施を求めている。点検・評価の結果はホームページで公表している。

IR の活用を推進するための会議体として IR 委員会を、IR に関する調査及びデータ収集を行う部署として「教育・学修支援センター」を設置している。教育・学修支援センターには、常勤専従の教職員を 3 人配置しており、IR を活用した十分な調査・データの収集及び分析をするための組織体制を構築している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度に「大阪大谷大学内部質保証に関する規程」を制定し、同規則に基づく「内部質保証推進委員会」「大学自己点検・評価委員会」「外部評価委員会」等を設置するなど内部質保証のための体制整備を進めている。三つのポリシーを起点とした内部質保証のために「アセスメントプラン」を策定し、年度計画に沿ってアセスメントを実施している。

また、自己点検・評価に基づき、学長は学部・学科、研究科等に改善を求め、学部・学科､研究科等は学長の改善要求に応えるための取組み計画を策定し実行している｡加えて、大学機関別認証評価や外部機関による評価などを活用して大学の改善を図っている。

内部質保証のための大学レベル及び学位プログラムレベルの PDCA サイクルは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会貢献・連携

Ａ－1．方針の明確化

A-1-①　建学の精神及び大学の目的に基づく方針の明確化

Ａ－2．地域社会貢献・連携の具体化

A-2-①　自治体、団体との連携状況

A-2-②　大学の物的・人的資源の提供状況

A-2-③　大学と企業・他大学・地域社会との適切な関係の構築

A-2-④　地域連携と社会貢献を進めるための組織・体制

【概評】

第 1 期長期計画「OSAKA OHTANI VISION 2025」の中で、活動分野の一つに「社会貢献・地域社会との共生」を定め、「地域連携の推進」「地域連携体制の整備」を基本方針に掲げ、その具現化を進めている。令和 4(2022)年に、施策の研究・企画・立案を担う「社会連携推進委員会」と地域社会貢献・連携の体系化を図る「地域連携センター」を立上げ、令和 5(2023)年には地域連携の業務を担う「地域連携課」を設置し、基本方針に基づく取組みの方針をまとめた。大学が位置する富田林市、近隣の河内長野市、羽曳野市とは、包括的連携協力協定を締結し､多様な事業への学生の正課内外のボランティアとしての参加、委員会・講演会等への教員の参加・派遣など、活発な人的交流を行っている。富田林市では､「富田林市若者会議」への学生参加､「富田林市産官学医包括連携協定(TOMAS)」の締結､「あすラクからだ教室」での学生による指導､「金剛中央公園・多機能複合施設等整備計画」作成に向けたワークショップへの学生参加などを行っている。河内長野市では、委員会・協議会への教員の委員派遣や投票立会人への学生参加などを行っている。羽曳野市では教員の委員派遣や「学官連携 SDGs 普及促進企画」への学生参加などを行っている。大阪府などの教育委員会等と連携協力に関する協定を締結し、学校支援学生ボランティア

活動のほか、学生の教職支援に係る各種活動などを展開している。大学図書館を富田林市民が利用できる環境を整えている。企業との連携として、インターンシップに関する富田林市商工会との連携、産学連携による商品開発、富田林市の「SDGs パートナーシップ制度」による地元企業との事業協力などに取組んでいる。地域住民との連携としては、富田林市の住民主体の取組み「寺池公園プレーパーク」の企画に協力し、学生がボランティアとして参加した。こうした地域社会貢献・連携が今後更に発展することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 特別支援教育実践研究センター

平成 27（2015）年 4 月 1 日に、教育・医学・心理分野の専任教員を中心に、特別支援教育に関する研究・研修・相談の情報発信基地として、特別支援教育実践研究センターが開設された。障がいのある子どもとその保護者への相談支援機能、教員をめざす学生と現職教員への研修機能、特別支援教育の理論及び実践研究機能をもったセンターである。こうした特別支援教育に特化したセンターは大阪府内で唯一であり、教育委員会や学校教員と連携協力しながら、大阪府の特別支援教育を支えている。具体的には、大阪府教育庁との連携研修「特別支援教育コーディネーターアドバンス研修」を 17 年間継続し、大阪府内の特別支援教育コーディネーター養成に貢献している。また、通常学級における授業の UD 化実践への指導・助言、保護者や学校を対象とした発達相談（発達・知能検査、不登校等の相談）は、来談及びメール相談を合わせると年間 200 件以上となっている。

2. 博物館

博物館は、昭和 53（1978）年 12 月に創設され、昭和 58（1983）年には大学博物館として大阪府内では初めて「博物館相当施設」の認定を受けた。その後、平成 11（1999）年には学園創立 90 周年記念施設として大幅な増築が行われ、博物館活動としての収集・保管・調査研究及び公開に加え、学芸員資格を取得するための実習施設としても機能している。

展示室は 1 階に 209.32㎡を確保し、原則として春と秋に特別展を開催しており、令和 4（2022）年度秋季展で 93 回を迎える。平成 20（2008）年度から秋季展については大学の特色を出すべく、各学科の持ち回りで開催している。また、特別展に伴う公開講座は 110 回、博物館刊行の報告書は 69 冊を数え、研究機関や大学図書館、各地の教育委員会等へ送付している。

なお、博物館の 4 階には恒温恒湿保管庫（67.88㎡）を設置し、収蔵品は古文書資料、考古資料及び民俗資料が中心となっている。

3. 点検・評価への学生の参画

学生代表者会議は、平成 30（2018）年より、自己点検・評価活動に学生の意見を反映させるため、毎年開催しており、当日は、各学科から選出された代表学生が 8 人、大学は、学長以下、関係教職員が参加し、本学の自己点検評価書を基に、カリキュラム内容・学修方法、学生サービス、キャリア支援、教育環境等の現状について、学生と活発な意見交換を行っている。また、意見交換の結果は、大学ホームページを通じて社会へ公表している。

本学ではより効果的なFD（Faculty Development）活動の実践を目指し、平成30（2018）年度より教職員と学生が組織する「学生教育改善会議」を設置している。学長、副学長、大学院各研究科長、各学部長、教務部長、大学事務局長ならびに各学科・専攻において選出された代表学生（学生委員）各1人が出席し、学生によるFD活動の検証のほか、日常的な授業や教育環境、カリキュラム等に関する意見交換を実施している。会議報告はHPに公開するとともにFD報告書にも掲載している。

Ⅳ　大学の概況（令和5(2023)年5月1日現在）

開設年度　　昭和41(1966)年度
所在地　　大阪府富田林市錦織北3-11-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	日本語日本文学科　歴史文化学科
教育学部	教育学科
人間社会学部	人間社会学科　スポーツ健康学科
薬学部	薬学科
文学研究科	国語学国文学専攻　歴史文化学専攻
薬学研究科	薬学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和5(2023)年　6月末	自己点検評価書を受理
9月19日	第1回評価員会議開催
10月3日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10月17日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月13日	実地調査の実施　　11月14日　第2・3回評価員会議開催
～11月15日	11月15日　第4回評価員会議開催
12月1日	第5回評価員会議開催
令和6(2024)年　1月12日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2月14日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見なし）

13 大阪観光大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」に基づいて大学の将来像や社会的使命、行動指針を明文化するとともに、観光学と観光教育の発展に特化した高等教育機関としての個性・特色を反映した使命・目的及び教育目的を学則等において簡潔に文章化し、種々の媒体を通じて公表している。新法人発足を機に建学の精神をはじめ、使命・目的及び教育目的を新たに策定するなど、大学のニーズや社会情勢に応じ、役員だけでなく教職員も参画して使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。法人の中期計画及び学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を盛込んで策定されており、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知し、入学者選抜を適切に行っている。入学定員に沿った学生数を確保すべく、学生募集の進捗管理等の対策に取組んでいる。教職協働の各種委員会が学修支援の体制を整備し、実施している。教育課程にインターンシップを含むキャリア教育科目を配置し、教育課程外でもキャリアセンターを中心に外部機関とも連携しながら、学生のキャリア支援を行っている。大学独自の奨学金制度、学生相談室及び保健室の運用などにより、学生の経済支援・健康支援を実施している。校地及び校舎の面積は大学設置基準を満たしており、各種学修施設を適切に整備している。校舎は全て耐震基準を満たしており、バリアフリー化も進めている。アンケート等により学修支援や学修環境等に関する学生の意見・要望を把握し、改善に生かしている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学部ごとに単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を定め、周知・運用している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意して策定・周知し、これに基づいて教養教育を含む教育課程を体系的に編成・運用している。アクティブ・ラーニングを重視しており、FD 委員会が中心となって授業評価アンケートや FD(Faculty Development)研修会などにより教授方法の改善を進めている。三つのポリシーを踏まえた学修成果として、「共に楽しむ力」と

「共に社会を生きぬく力」を理解し、身に付ける力を掲げ、アセスメント・ポリシーを制定してその点検・評価に取組んでいる。授業評価アンケート等の結果を教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学則及び組織規程によって教学マネジメントにおける意思決定の権限と責任を明確にし、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を整備している。ただし、教授会の審議事項に関する学則第 53 条の規定については、学校教育法第 93 条にのっとった対応が必要である。事務分掌規程により事務局各部署の権限・責任等を明確化し、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。教員数・教授数は大学設置基準に適合しており、教員の採用及び昇任は、内規等に基づいて適切に行われている。FD 研修会を開催して教員の教育内容・方法等の改善を図っており、教職協働の「FD/SD 研修会」によって教職員の資質・能力向上に努めている。研究環境の充実に取組んでおり、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。個人研究費の支給、科学研究費助成事業申請を促すためのインセンティブ経費の追加配分という形で、研究活動への資金配分を適切に行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び関係諸規則を策定し、法令に準拠して経営の規律と誠実性を維持した法人運営を行っている。情報公表、安全衛生管理も法令にのっとり適正であり、危機管理の体制も整備されている。寄附行為に基づき理事会が最高意思決定機関として組織され、理事の選任及び理事会の運営は適正に実施されている。法人と大学との意思疎通を行う体制も整備している。寄附行為に規定する監事の選任は適切に行われ、監事監査は適正に実施されている。評議員の選任及び評議員会の運営は、寄附行為に基づいて適正に行われている。「学校法人大阪観光大学中期計画」を策定し、中長期的な計画に基づいた健全な財務運営に努めており、競争的外部資金、私立大学等経常費補助金等の獲得による収入増加を図っている。会計処理は学校法人会計基準等にのっとり適正に行われている。予算・決算の扱いも適正であり、独立監査人及び監事による会計監査が厳正に行われている。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証の方針」及び体系図を策定して責任体制と手続きを明確にし、学長のガバナンスのもと、自己点検・評価委員会が中心となって大学全体、学位プログラム、授業科目という三つのレベルごとに PDCA サイクルを機能させ、恒常的に自主的・自律的な自己点検・評価を推進している。また、高等教育関係者及び地域・産業界の代表者による外部評価を受ける体制をとっている。現状把握のための調査・データの収集と分析は、「日本一戦略委員会」が集約する体制になっている。自己点検・評価の結果はホームページ掲載などの方法によって学内で共有し、社会へ公表している。自己点検・評価の結果、大学機関別認証評価の結果等を着実に改善に生かしており、内部質保証の仕組みが大学運営の改善・向上のために機能している。

〈優れた点〉

〇令和 4(2022)年度に国連世界観光機関(UNWTO)の観光学教育国際認証「TedQual（テッドコール)」を受け、認証されたことは評価できる。

総じて、令和 4(2022)年度の新法人発足と令和 5(2023)年度の一学部体制への移行を機に新しい体制整備に努めており、観光学の学問としての体系化という課題に教育・研究・社会貢献等さまざまな面で取組んでいる。「観光」を大学名称に掲げ、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として、更なる発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会への貢献、国際交流」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 社会人リカレント教育への取組

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「大阪観光大学憲章 2022」を制定し、建学の精神として「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」を定め、三つの基本理念と三つの社会的使命を具体的に明文化している。「大阪観光大学 10 の約束」において大学の将来像、社会的使命と、それを達成するための行動を示している。法人、大学及び学部の人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的を寄附行為、学則等において簡潔に文章化している。「観光」を大学名称に掲げ、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関としての個性・特色を、使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。令和 4(2022)年度の新法人発足を機に建学の精神、基本理念などを見直して観光学部一学部体制への移行を進めており、社会情勢などに対応して必要に応じた使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。使命・目的及び教育目的を記した各種媒体に異なった表現が見られるが、その趣旨は一貫している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を定めた「大阪観光大学憲章 2022」「大阪観光大学 10 の約束」の策定は、教授会における議論や教職員によるワーキンググループなどにおける検討を踏まえ、教職員への説明や意見聴取を経て最終的に理事会で行われており、役員、教職員が関与・参画している。リーフレットの作成・配付、ホームページでの公表、学生生活ガイドブックへの掲載などの方法により、使命・目的及び教育目的を学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的は中期計画に反映されており、学部の三つのポリシーは使命・目的及び教育目的を盛込んで策定されている。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として学部・学科の他、図書館、観光学研究教育センター、別科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則の教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや学生募集要項に明示し公表するとともに、オープンキャンパス、入学相談会、高等学校への訪問時に適宜説明し周知を図っている。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った選抜区分を設け、適切に実施している。選抜結果の検証は入試広報委員会が行っている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数を確保すべく、「日本一戦略委員会」のもとに学生募集 WG（ワーキンググループ）を設け、日本人学生募集、留学生募集の二つのチームにおいて進捗管理を行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会規程、学生委員会規程、修学支援委員会規程を定め、教職協働で委員会を運営し、学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備し実施している。

入学前学修・セミナー、入学後のオリエンテーション、各種イベント、初年次ゼミの副担当者制度、「プロベーション」などにより、教職協働で学生への学修支援に取組み、退学や留年などへの対応策を講じている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、各教員のオフィスアワーについては、ポータルサイトに掲載している。

留学生の日本語能力の向上を目指すとともに、学生同士の交流を促すことや異文化への理解を深めることを目的として、「バディ・プログラム」を実施している。日本語の面での支援を要する留学生のクラスでは、SA(Student Assistant)を活用している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程にインターンシップを含むキャリア教育科目を配置し、一般企業の他、和歌山県経営者協会、大学コンソーシアム大阪、大阪外国人雇用サービスセンターなどと連携している。

教育課程外では、キャリアセンターを中心に、キャリア教育及び就職活動支援のための体制を整備している。同センターは、企業説明会や見学会などを開催し、学生への情報提供やキャリアカウンセリングを行うとともに、ハローワークや外国人雇用サービスセンターなどの機関と連携し、学生の就職に関する相談・助言体制を整備し運営することにより、学生の社会的・職業的自立のための支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学長が指名した専任教員と学生課長で構成する学生委員会を設置し、学生委員会規程に基づいて運営している。同委員会は事務局学生課と連携しながら、学生生活指導、学校行事、自治組織である学友会活動、クラブ・同好会活動などの課外活動への支援を行っている。

学生への経済的支援については、大学独自の奨学金制度により学業成績が優秀な学生を支援し、学費納入が困難な学生に対しては、日本学生支援機構の奨学金制度や各種団体が募集する学外の奨学金を案内するなど、支援制度を設けている。

学生の心身に対する支援としては、学生相談室を設置し、適切な開室時間を確保した上で、さまざまな問題や修学支援に対して専門の相談員が対応を行っている。保健室には看護師 1 人を配置するとともに、適切な開室時間を維持している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は、大学設置基準を上回る面積を有し、講義室、演習室、パソコン教室などのほか、図書館や体育館などの施設を適切に整備、運営、管理している。校舎は全て耐震基準を満たしている。

図書館は、教育研究上必要な資料を保有し、閲覧スペースを確保している。開館時間は 9 時から 18 時までを原則としている。情報処理教育用施設としてパソコン教室 5 室を整備し、授業や学生の学修支援に活用している。学内は無線 LAN 環境が整っており、ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

バリアフリー対策については、ほぼ完了している。また、教育効果を上げられるよう、授業の目的に沿った学生数を適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、授業改善アンケートや授業評価アンケートによって、科目担当教員が授業内容や運営方法の改善に活用するほか、FD 委員会が分析した結果を教員に共有している。

心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望は、各学生の担当教員が相談に応じ、助言や指導を行うほか、保健室や学生相談室で対応している。コロナ禍ではこうした意見・要望を踏まえて、「『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」の給付や「食の支援」が行われた。

学修環境に関する学生の意見・要望は、各学生の担当教員が直接聴取した上で担当部署に連絡している。実現可能なものはすぐに対応されるほか、検討が必要なものは大学の意向を回答している。こうした学生の意見や要望をもとに、自動販売機の設置やトイレ改修、情報ネットワークの更新などが行われた。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部ごとにディプロマ・ポリシーが策定され、ホームページ、大学案内、学生生活ガイドブックによって周知している。また、教育課程の変更に伴いディプロマ・ポリシーの見直しを行っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学部ごとに単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準が策定され、学生生活ガイドブックによって周知し、適用されている。シラバスには、授業計画及び成績評価基準が記載されている。

〈参考意見〉

○進級基準、GPA(Grade Point Average)制度、再試験についての規則が整備されていない

ので、対応することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページ、大学案内、学生生活ガイドブックによって周知している。また、教育課程の変更に伴いカリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成・実施し、それを踏まえて、シラバスは整備され、教養教育も実施されている。

アクティブ・ラーニング型授業を展開しており、教授方法の改善を進めるために全学的組織である FD 委員会が設置され、授業評価アンケートや FD 研修会を行っている。それらから、各授業担当教員は自身の授業の振返りを行い、授業改善を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果として、「共に楽しむ力」と「共に社会を生きぬく力」を理解し、身に付ける力を掲げ、アセスメント・ポリシーを制定し、全学レベル、学部レベル、科目レベルで学修成果の明示を図っている。学修成果の点検・評価のフィードバックについて、学生は修得単位数、成績評価、GPA をポータルサイトで確認することができ、教員は授業改善アンケートや授業評価アンケートにより教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び組織規程において、学長、副学長、学部長の責任を規定し、協議会規程、教授会規程、各委員会に関する規則によりその権限を規定するなど、大学の教学マネジメントにおける意思決定の権限と責任を明確にしている。

学長を補佐する副学長を置き、学長、副学長、学部長、事務局長を構成員とする協議会を組織し、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を整備している。

なお、教授会の審議事項に関する規定が学校教育法第 93 条を踏まえていない点については改善が必要である。

事務局の組織は、事務分掌規程により各部署の権限の分散と責任の明確化を図り、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条を踏まえ、学則第 53 条に規定する教授会の審議事項を改正するとともに、同条第 7 項(3)にある教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定めるよう改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準を上回る教員数及び教授数を配置し、教育目的及び教育課程に即した教育を実施できる体制を整えており、教員の採用及び昇任は、「教員職位判定に関する内規」に基づき、教員人事委員会が定める基準に従い、適切に運用している。

令和 5(2023)年度に募集停止した国際交流学部においても、在籍学生数に見合う教員数は維持されており、在籍学生の卒業に必要な科目は適切に開講している。

FD 委員会は、FD 研修会を開催しオンライン授業の成功例や失敗例を教員間で共有するとともに、グループ・ディスカッションでは授業方法における課題を共有するなど、教育内容・方法等の改善に向けた研修を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の実施方針・計画に基づき、多岐にわたる研修を実施していたが、令和 5(2023)年度に FD を含む「事業内職業能力開発計画」へと見直しを行い、この計画を全教職員へ周知し、教職員 SD 推進の一環として外部事業者が提供する e ラーニング研修サービスを導入し、教職員 FD・SD 研修を実施している。教職員研修計画の策定・周知に際しては、職業能力開発推進者を選任し組織的な実施、見直しを行える体制をとっている。また、オンデマンドの活用など可能な限り全員が参加できるような工夫・体制をとり、職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

科学研究費助成事業等の外部資金獲得や学内の研究活動の支援及び推進について観光学研究教育センターに専門室である研究推進室を設置し、研究環境の充実を図っている。

研究活動及び教育の促進を目的とし、「教員研究費に関する規程」に基づき、専任教員と任期付き教員には研究活動のための教員研究費が支給されるほか、科学研究費助成事業への申請を促すためにインセンティブ経費の追加配分も行われており、研究活動への資金配分を適切に行っている。

研究倫理については文部科学省のガイドラインに基づいて「公的研究費取扱規程」「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を制定し、学長、副学長、学部長、事務局長等の役割と責任を明確化して研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。研究倫理・コンプ

ライアンス教育研修会を年 1 回実施し、その出席率も 90%以上である。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法人の目的を明記し、「大阪観光大学憲章 2022」、三つの基本理念、三つの社会的使命を定め、これらにのっとった関係諸規則を整備し、法規範に準拠し経営の規律と誠実性を維持している。

情報の公表は、学校教育法、同施行規則、私立学校法、教育職員免許法施行規則等の関係法令に基づき、ホームページにおいて適切に公表している。

大学の使命・目的を実現するため、令和 4(2022)年度から開始した中期計画に基づき、毎年度の事業計画を策定し、教育研究活動及び管理運営を適切に行い、その成果は事業報告書により理事会で審議の上、改善に努めるなど、継続的な運営を行っている。

安全衛生管理規程、危機管理に関する規程を適切に整備し、防災備蓄品を備えるなど、衛生管理や危機管理の体制を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、理事会を最高意思決定機関と位置付け、理事長のリーダーシップのもとに使命・目的の達成に向けた意思決定を迅速に行える体制を整備し、適切に機能している。

寄附行為に規定する理事の選任は適切に行われ、役員の職務に関する規程において定める担当理事の職務を的確に執行するなど、理事会が戦略的に意思決定できる体制を整備し、機能性を確保している。

理事の理事会への出席状況は概ね良好で、やむを得ず欠席する理事については、書面をもってあらかじめ意思表示をした者は出席とみなすことを寄附行為に規定し、適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営機関における意思疎通と連携は、定期的に開催する経営会議、大学協議会、教授会、課長会議、職場会議において連絡、調整、協議を行うことにより、円滑かつ適切に行われている。

寄附行為に規定する監事の選任は適切に行われ、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好で、法人のチェック機能としての役割を果たしている。

監事監査報告書は、理事会及び評議員会へ提出されているが、理事長を宛先にしているので、理事会及び評議員会を宛先として作成することが望まれる。

寄附行為に規定する評議員の選任は適切に行われ、評議員の評議員会への出席状況は良好で、やむを得ず欠席する評議員については、書面をもってあらかじめ意思表示をした者は出席とみなすことを寄附行為に規定し、適切に行われている。

〈参考意見〉

○監事監査報告書の宛先が理事長になっているので、理事会及び評議員会への変更が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人大阪観光大学中期計画」に基づき令和 3(2021)年度から 5 か年の財務計画表を策定し、人件費比率・教育研究経費比率・管理経費比率の目標値及び前年度決算に伴う財務比率については、理事会で進捗状況を管理するなど中長期的な計画に基づいて健全な財務運営に努めており、令和 5(2023)年度は教育活動収支、経常収支とも前年度からの収入超過を継続できる見込みである。

また、学生生徒等納付金収入以外においても科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得にも重点を置き収入増加を図っている。加えて、令和元(2019)年度及び令和 2(2020)年度に不交付となった経常費補助金についても、令和 6(2024)年度の 100%全額交付を目指すとともに、経常費補助金特別補助項目についても、令和 6(2024)年度の経常費補助金全額交付後に申請が受理されるよう準備を進めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に準拠して適正に行われている。また、会計知識の向上のため、文部科学省をはじめとする各種団体が開催する研修会等に参加するなど、適正な会計処理を行う体制を整えている。

会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく独立監査人による監査と、法人役員の監事による監査を実施している。監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを行っている。

補正予算編成については、予算と著しくかい離がある決算額の科目は見当たらない。また、予算編成時に経理規程第 66 条において規定している予備費を計上している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として、「教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その改善・充実に努める」ことを学則に規定しており、「内部質保証の方針」及び体系図を策定し、明示している。内部質保証のための恒常的な組織として自己点検・評価委員会、大学協議会、経営会議が置かれており、それぞれの担務が「内部質保証の方針」に定められている。自己点検・評価委員会は委員長である副学長、大学協議会

は議長である学長、経営会議は議長である理事長がそれぞれの責任者となっており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。また、アドバイザリーボードを発足させ、高等教育関係者・地域・産業界の代表者による外部評価を受ける体制をとっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証の方針」に内部質保証推進のための手続き・運用を明記し、学長のガバナンスのもと、自己点検・評価委員会が PDCA サイクルの中心となり、大学協議会、経営会議が連携して、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検評価書を令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度に作成し、令和 4(2022)年度に国連世界観光機関(UNWTO)の観光学教育の認証評価制度である「TedQual（テッドコール)」を受けており、今後もエビデンスに基づく自己点検・評価を毎年度行う予定である。自己点検・評価の結果をホームページに掲載するなどの方法により、学内で共有し、社会へ公表している。現状把握のための調査・データの収集と分析は、事務局各部署が個別に行い、各委員会、大学協議会、教授会を通じて情報を共有し、「日本一戦略委員会」が集約する体制になっている。

〈優れた点〉

○令和 4(2022)年度に国連世界観光機関(UNWTO)の観光学教育国際認証「TedQual（テッドコール)」を受け、認証されたことは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の推進に当たって大学全体、学位プログラム、授業科目という三つのレベルに分けて、レベルごとに計画の立案、計画の実施、評価、改善・改革という PDCA サイクルを実施して恒常的に内部質保証を推進しており、三つのポリシーの変更をはじめとして教育の改善・向上に反映している。大学機関別認証評価の結果等を適切に公表し、その結果において指摘された事項等の改善に着実に取組んでおり、大学運営の改善・向上のため

に内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○学則第 53 条に定める教授会の審議事項が学校教育法第 93 条の趣旨に対応していない点が見られるので、内部質保証の観点から速やかな対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域・社会への貢献、国際交流

Ａ－1．地域・社会への貢献

A-1-①　地域へのキャンパス開放
A-1-②　地域ボランティア活動・地域イベントへの教職員・学生の参画
A-1-③　地域自治体・企業との連携
A-1-④　地域の教育機関との連携

Ａ－2．国際交流の促進

A-2-①　国連機関との連携
A-2-②　海外大学・高校との連携交流
A-2-③　本学留学生と地元・高校生との交流の促進

【概評】

「大阪観光大学憲章 2022」において、社会的使命の一つとして「地域・社会への貢献」を掲げ、また「大阪観光大学 10 の約束」にも、「地域を支え、地域に愛される大学としての諸活動を進めます」と掲げ、地域・社会への貢献に重点を置いている。具体的には、地域へのキャンパス開放、地域ボランティア活動・地域イベントへの教職員・学生の参画、地域自治体・企業との連携、地域教育機関との連携である。これらにより、地域住民との交流活発化、地域自治体・企業との地域づくり、多世代交流・異文化交流の推進が図られている。例えば、地域ボランティア活動では、地域自治体からの要望を大学が受け、学生や教職員が継続的にフードバンクでの生活支援を補助する活動を行い、図書館でのイベントなどにも積極的に参加している。フードバンクでは、会場設営・来場者案内・食料品ブースなどを担当し、留学生にとっては異文化交流の場となっている。図書館では、子どもたちへ読み聞かせを行うなど､学生にとって多世代交流の場となっている｡以上のように、地域・社会への貢献が学生の成長につながっていることは特筆すべき点である。

関西 SDGs プラットフォーム、国連アカデミックインパクトへの参加によって、国連機関と連携している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．社会人リカレント教育への取組

以下の社会人リカレント教育プログラムを文部科学省の委託事業として実施した。

■令和 3（2021）年度｜ニューノーマルな観光人材育成事業

文部科学省の令和 2（2020）年度第 3 次補正予算による「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施)」に本学の「ニューノーマルな観光人材育成事業」が採択された。

採択された本学の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変化した観光分野のニーズや雇用構造に対応するリカレント教育により、求職者のマインド・スキルをウィズコロナのニューノーマルな観光人材へと向上させ、国家の課題でもある地方への移住定住の促進につなげることを目的とした。開講した A コース「リゾート再生プロデュース人材育成プログラム」、B コース「ローカルツーリズムプロデューサー人材育成プログラム」には、本学教員のほか、コロナ禍でも積極的に活動している観光業界の経営者、地方創生・アート関係者など幅広い分野の専門家が講師として参加した。A コースは 12 名が受講、就職意欲の高い 8 名中 2 名が期間中に転職を果たした。B コースは 32 名が受講、就職意欲の高い 20 名中 12 名が期間中に転職を果たした。両コースの内容はデジタル教材や冊子体の講義録として整理、活用されている。

■令和 4（2022）年度｜観光 DX 人材育成講座【DMO に必要な観光 DX 講座】

文部科学省の令和 3（2021）年度補正予算による「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の「Ⅱ DX 分野等リスキルプログラムの開発・実施」に本学の「観光 DX 人材育成講座応用編【DMO に必要な観光 DX 講座】」が採択された。

採択された本学の事業は、デジタル化等で急速に変化する観光分野の流通、広告手法などを踏まえ、今後増加が見込まれる訪日外国人の個人旅行客市場、新型コロナの影響でニーズが多様化した国内観光市場に対応できるよう実践的なマーケティングと観光 DX の能力を育成し、リスキリング、キャリアアップにつなげることを目的とした。プログラムは、①宮城県気仙沼市、新潟県湯沢町・南魚沼市、和歌山県白浜町、沖縄県那覇市・沖縄市の先進地視察研修、②ワークショップを含むオンライン講義、③東京・大阪の 2 会場での対面講義で構成し、本学教員を含む 11 名の講師が関わった。33 名の受講者のうち 32 名が修了し、講座への推奨度は非常に高かった。講座の内容はデジタル教材や冊子体の講義録として整理、活用されている。

横展開事業として、株式会社やまとごころ との連携による「観光リカレント通信教育講座」、株式会社やまとごころキャリアとの連携による「DMO 関連セミナー（採用担当者向けセミナー・転職セミナー)、流通科学大学等との連携による「観光リカレント特別セミナー｜地域（DMO）が求める観光 DX とは」、宮城創生 DMO、TIFS（観光産業を構成する中小及び個人事業主連合会）等との連携による仙台・東京での特別セミナー、本学での観光シンポジウムも開催した。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　大阪府泉南郡熊取町大久保南 5-3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
観光学部	観光学科
国際交流学部※	国際交流学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 15 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

14 大阪芸術大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目的を簡潔な文で学則に明示している。建学の精神に基づいた大学の個性・特色を、使命・目的及び教育目的、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へ反映しており、学生便覧やウェブサイトに掲載している。

使命･目的を補完する人材育成の基本方針である教育目的は｢大阪芸術大学の教育目的、教育目標及び３つのポリシーに関する規程」に定めている。こうした規則等は、教授会・理事会で理解と支持を得る仕組みとして整備されている。大学創設時の基本理念の精神の具現化を図るとともに、社会情勢や教育環境の変化に対応して、三つのポリシーの定期的･継続的な見直しを図っている。

〈優れた点〉

○大学の特性を生かした総合的な学びとして、地域社会や産学連携におけるプロジェクトが積極的に実施されていることは高く評価できる。

「基準２．学生」について

大学は、学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、多面的な選抜方法で公正かつ妥当な審査の仕組みを整備している。学生数は、学科ごとの収容定員で見ると過不足があるものの、大学全体の収容定員を満たしている。学修支援体制を教職協働で整えるとともに、大学院生による TA(Teaching Assistant)や非常勤副手を学修支援に当てている。キャリア支援としてはインターンシップ等の活動をはじめ、学内外の組織が連携している。学生サービスは、学生生活委員会と学生部を中心とした支援体制や、大学独自の奨学金制度がある。学修環境は、設置基準上必要な面積を十分に確保し、各学科の専門領域に対応した設備や芸術劇場等は、授業や日常生活で利用できる空間となっており、バリアフリーへの対応や障がいがある学生への配慮がある。学修支援については、｢授業評価アンケート」を実施・結果分析し、改善を図っている。｢学生自治会中央委員会」が中心となり、学生生活に対する要望を把握し改善を図る仕組みを構築している。

〈優れた点〉

○多様な学科を擁する芸術系大学として、博物館、芸術劇場、撮影所、映画館、テレビスタジオ、多目的ホールなど、専門性に特化した施設・設備が充実しており、これらが学

生によって積極的に活用されていることは、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神、大学の理念に基づく教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定めるとともに、単位認定基準、進級要件、卒業所要単位、卒業の要件を定め学生便覧で周知している。成績評価の公平性のため、複数教員による審査を行っている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに準じて学科、研究科ごとに策定し一貫している。教育課程は、履修登録単位数の上限や進級要件を設け適切に構成している。多くの学内外プロジェクトを実施し、学科と学年間の交流と連携を促進している。

学修成果は「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価」として文書にまとめ、ウェブサイトで掲示している。学修成果の点検・評価を行い、授業改善に役立てている。卒業生を含めたアンケートの回収率の向上を図り、学修成果の可視化を目指している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長、学長補佐による補佐体制や変化へ迅速に対応できる体制を整え、教学マネジメント体制を構築している。大学及び大学院において、設置基準に定める必要教員数を満たし多種多様な人材を確保・配置している。規則に基づき、教員の採用に係る中期計画に沿って採用している。FD(Faculty Development)活動は、委員会を設置し実施している。職員の資質・能力向上のための研修は、総務部等で実施している。学内研修は初任者研修等を、学外研修は主に職員を対象としてビジネスセミナー等にも派遣している。研究環境は、個人研究室、共同研究室を設け、必要な備品等を利用できるよう整備している。教職員の研究活動に関して、研究倫理の確立を図り厳正な運用をしている。大学独自の研究助成制度を整備している。研究活動のための外部資金の獲得については、研究費取得のための申請説明会や申請書類の作成支援等を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学は「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとする規則等を定め、教職課程に関する一部の内容に不備があるものの、法令等に基づいた情報を公表している。法人は、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る事業計画に沿って運営されている。法人の最高意思決定機関としての理事会では重要な事項を決定している。学長は理事長を、副学長が副理事長を兼ねており、意思決定において法人と大学とが十分な連携をとっている。理事会、評議員会における議事進行を円滑にするため「常務会」を設置し、重要事項についてあらかじめ協議している。監事を寄附行為に基づき選任し、法人の業務状況や財務状況等の把握に努めている。法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として評議員会を置いて運営している。内部監査、監事監査、会計監査を適切に実施し、チェック体制を確立している。会計処理については、法人本部経理部で一元管理し、適正に実施している。会計監査については、監査法人により厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学は、内部質保証に関する全学的な方針、規則を策定している。内部質保証のための恒常的な組織を構成し「大阪芸術大学自己点検実施規程」に基づいて自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、理事会・評議員会の承認を得た後にウェブサイトを通して学内外に公表している。大学は、自己点検実施規程及び「大阪芸術大学　内部質保証方針」に基づき、三つのポリシーを起点とする教育の質と、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証について、特定の学科における収容定員超過や情報公開の一部に不備があるものの、自己点検・評価を行っている。5 か年の中長期計画を策定し、その実現を図るために達成度の検証を行い、事業報告書を通して公表している。内部質保証の教学面での実施状況は「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価」としてまとめている。

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を定め、三つのポリシーに反映した大学運営を行っている。中長期計画として「学校法人塚本学院大阪芸術大学グループビジョン 2025」を掲げ、教育理念の具現化を図っている。内部質保証のための整備を、社会や時代の変化に即した自己点検・評価で行いながら、芸術に関わる人材の育成に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 高円宮殿下記念根付コンペティション
2. 大阪芸術大学テレビ（スタジオ）
3. 実験ドーム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的を簡潔な文で学則に具体的に明示している。建学の精神に基づいた大学の個性・特色は、使命・目的及び教育目的に明記しており、教育目標及び三つのポリシーにも反映している。使命・目的を補完する人材育成の基本方針である教育目的は「大阪芸術大学の教育目的、教育目標及び3つのポリシーに関する規程」に定めている。三つのポリシーは、大学創設時の建学の精神を基本理念の中核に据え、その精神の具現化を図るとともに、社会情勢や教育環境の変化に対応して、定期的・継続的に見直しを図っている。

〈優れた点〉

○大学の特性を生かした総合的な学びとして、地域社会や産学連携におけるプロジェクトが積極的に実施されていることは高く評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、規則や方針等の策定に当たっては、理事長を構成員とする「常務会」で発議された後に教授会で審議、承認の手続きを経ており、教職員の理解と支持を得ている。教授会での承認事項は、理事会へ報告し、役員の承認や理解と支持が得られるように意思決定の仕組みを整えている。大学の使命・目的及び教育目的は、ウェブサイトで公表するとともに、大学案内、学生便覧へ掲載し配付することで、学内外へ周知している。

大学は、五つの教育理念を踏まえた九つのビジョンに基づいて中長期計画「学校法人塚本学院大阪芸術大学グループ　ビジョン 2025」を定めている。

大学及び大学院の三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的の達成に向けて、建学の精神に基づく五つの教育理念と強く結びついた内容となっている。大学の教育研究組織は、芸術領域における新領域や境界領域に対して積極的かつ柔軟にアプローチしながら整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、受験生に向けて、学生募集要項、入試ガイド、大学案内、進学説明会、学生便覧、ウェブサイトで分かりやすく周知している。収容定員に対する在籍学生数は、全体としては概ね確保しているが、学科ごとに見ると超過又は不足があり、授業運営や学修指導に支障がないように継続的な改善策が期待される。入学者の受入れは、文部科学省の定義する「学力の 3 要素」を念頭に、アドミッション・ポリシーとの整合性を図りながら、多面的な選抜方法で公正かつ妥当な審査を行っている。入試の運営や判定は、入試委員会で、教員と事務局が連携をとりながら、大学が独自に作成した問題により、適切かつ公正に事前に審議され、教授会の議を経て学長が承認・決定している。

〈改善を要する点〉

○芸術学部美術学科、写真学科、芸術計画学科、キャラクター造形学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上であり、改善が必要である。

〈参考意見〉

○芸術学部アートサイエンス学科の収容定員充足率が低いため、対応が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員及び職員から成る教務委員会、学生生活委員会、通信教育部運営委員会などを設置し、学修支援に関わる教職協働の体制を構築している。障がいのある学生支援の基本方針を制定し、学生生活委員会が中心となって、教職協働で配慮・対応に努めている。留年及び退学の予防は、履修状況や成績が思わしくない学生、障がいや精神面で不安がある学生を把握し、教務課、学生課、合同研究室、キャンパスライフサポート室、保健管理室等が連携することで対応している。大学院生による TA、オフィスアワーに加え、卒業生による

非常勤副手が学生と教員の間をつなぐ存在として学修支援に当たっている。このほか、ポータルサイトでの Q&A 機能の活用で個別の質問や相談にも応じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学期初めに進路・就職に関するガイダンスを行い、インターンシップを通して就職活動の意識を高めている。就職活動に関するスタートアップ講座や芸術系学生の就職活動に必要なツールであるポートフォリオに関する講座に力を入れている。また、キャリア支援科目「キャリア論Ⅰ」「キャリア論Ⅱ」等の開講、学内合同企業説明会、学内企業セミナー、「エクステンションセンター」による資格取得支援など、就職委員会と学科の就職委員も連携し、多岐にわたる支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のために多様な予算を組んで、学生生活委員会と学生部を中心に、学生支援体制を整備している。看護師を配置した保健管理室、精神科医とカウンセラーを配置したキャンパスライフサポート室があり、学生課では、健康相談、心的相談、生活相談に対応している。学業優秀者奨学金、学長表彰、緊急奨学金、震災・災害奨学金、研究奨励金など、多岐にわたる独自の奨学金制度により積極的な就学支援を行っている。通信教育部では通信教育部事務室を設置し、専任職員が奨学金などの学生相談に応対している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地・校舎は、設置基準上必要な面積を十分に満たしており、整備や増改築等に係る基本計画の企画・立案は、法人本部と庶務部が連携して行い、適切に運営・管理を行っている。

コミュニティ空間としての機能を備えた総合体育館、芸術各分野の専門性に対応した図書館や展示室、博物館、芸術劇場、撮影所、映画館、テレビスタジオ、多目的ホールなどの充実した設備が整っている。車椅子や視覚障がいなど、多様な学生に対する配慮に加え、計画的に耐震補強及びバリアフリー改修工事を行っており、消防用設備については、総合点検及び機器点検を実施している。学科の専門性に応じた特徴的な施設を備え、適切な学生数により授業や制作活動が実施・運営されている。

〈優れた点〉

○多様な学科を擁する芸術系大学として、博物館、芸術劇場、撮影所、映画館、テレビスタジオ、多目的ホールなど、専門性に特化した施設・設備が充実しており、これらが学生によって積極的に活用されていることは、高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」を実施し、その集計結果は各授業担当教員に報告するとともに、各学科では集計結果を分析し、履修者数や施設に関する改善点は庶務課に対応を求め、授業の改善については学科長が適宜助言を行っている。ポータルサイトを利用した教員と学生が連絡をとるシステムや「在校生アンケート」も実施し、学生の意見と要望を把握する体制と手段は整っている。全学生が加入する「学生自治会中央委員会」は、学生の要望をまとめ学生課に提出する仕組みとなっている。学生生活全般とカウンセリングなどに関する「在校生アンケート」の結果は、自己点検実施委員会で分析・検討し各学科と庶務課に報告され、学科の改善計画や庶務課による空調の改善、無線 LAN 環境の整備などに活用している。また、アンケートの結果、スクールバスの増便、キッチンカーのメニューの拡大等も実現している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の理念と建学の精神に基づく教育目的を踏まえ、芸術学部、通信教育部、研究科におけるディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、ウェブサイト、大学案内等で周知している。ディプロマ・ポリシーにのっとり、単位認定基準、進級要件、卒業所要単位、卒業の要件を定め学生便覧で周知するとともに、必須科目担当や担任制による指導でも説明している。修了要件と学位論文（作品）評価基準を定め、学生便覧で周知している。

成績評価の公平性のため、実技試験、卒業試験、合評などにおいて複数教員による審査を行っている。大学院においても審査委員会を設置し、厳正な評価基準を適用している。GPA(Grade Point Average)制度を導入し、ウェブサイトでの成績分布の公表や成績優秀者への奨学金支給に活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、カリキュラム・ポリシーを学科、研究科ごとに策定し、学生便覧やウェブサイトで公開し、学生へのガイダンスでも周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに準じて設定され一貫性が確保されている。学科ごとの教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿い基礎から専門分野までを段階的に学べるように、履修登録単位数の上限や進級要件を設け適切に構成している。

人文・社会、自然、外国語、情報、保健体育、教職課程、司書・学芸員課程の七つの分野から成る教養課程は、専門教育の基礎として重視され、学科間のつながりを作る役割も

担っている。新たな科目の設置や配当年次の変更などの工夫を重ねている。授業資料の共有や課題提出は、ポータルサイトを活用し効果的な学修を図っている。多くの学内外プロジェクトを実施し、学科と学年間の交流と連携を促進している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科と研究科の学修成果については、「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価」として文書にまとめ、教務委員会での内容の確認を経てウェブサイトに掲示している。学修成果の点検・評価は、資格取得状況や就職状況の調査、「在校生アンケート」と「授業評価アンケート」の結果、入選・受賞状況などをもとに分析・考察を行っており、その結果は各学科の教育内容の指針になっている。授業科目の総合評価を含む「授業評価アンケート」の集計結果は、教務委員会と「大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、FD 委員会という。）に報告し、各学科ではアンケートの結果を精査し施設面を含め授業改善に役立てている。卒業生を含めたアンケートの回収率の向上を図り、学修成果の可視化を目指している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学長補佐を置いている。副学長は学長を補佐するとともに、企画広報部、国際部の部長を兼務し、さま

ざまな方針を現場に直接伝え、統括する体制を確立している。学部長は置いていないものの、学長、副学長を中心に、多岐にわたる領域の各学科からの意見を集約し、社会の変化へ迅速に対応する体制を整えている。

学長は教授会の議長や各種委員会の委員長を務め、学長がリーダーシップを発揮できる教学マネジメント体制を構築している。

学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について学長が決定を行うに当たり、教授会等が意見を述べることが学則等の各規則に定められている。

「学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程」において組織、職制及び事務分掌を定め、事務組織を適切に設置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院において、設置基準に定める必要教員数を満たしている。多岐にわたる芸術領域を網羅する大学として、教員組織の構成において多種多様な人材を確保・配置している。

教員の採用に当たっては、「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」「大阪芸術大学教育職員就業規則」に基づき、教員の採用に係る中期計画に沿って採用している。資格審査委員会を設置し、「大阪芸術大学教育職員資格審査基準」に基づき審議し、理事会で決定している。昇格についても同様に「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」「教育職員資格審査基準」に基づき審議し、理事会で決定している。

FD 活動については、FD 委員会を設置し、定期的に会議を開催し検討・実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修は、「学校法人塚本学院事務職員就業規則」「大阪芸術大学教育職員就業規則」に基づき、総務部、人権推進委員会で企画、計画し実施している。

学内研修としては、初任者研修や人権研修を実施しており、特に人権研修では人権推進室を設置し、同室が主担として積極的に行い、教職員の人権意識を高めている。学外研修は主に職員を対象として日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が行う専門的な内容の研修や民間団体が実施するビジネスセミナーに派遣し実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員に個人研究室や共同研究室を設けるほか、必要なパソコンやネットワークシステム、備品等を利用できるように整備している。

教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理規程」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」等を整備して、研究倫理の確立を図るとともに厳正な運用をしている。

大学独自の研究助成制度として、「塚本学院教育研究補助費」「大阪芸術大学藝術研究所研究調査補助」「出版助成」「海外研修員制度」を設け、教員の研究活動の促進に努めているが、近年、応募件数が減少しているため、改善を図っている。研究活動のための外部資金の獲得については、研究費取得のための申請説明会や申請書類の作成支援等を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学においては、寄附行為をはじめ「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」

「大阪芸術大学教育職員就業規則」「学校法人塚本学院事務職員就業規則」「個人情報の保護に関する規程」を定め、適切に運営している。情報公開については、教職課程に関する情報について一部未公開ではあるものの、法令等に基づき概ね適切に公表している。法人は、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る取組みについて事業計画を策定し、策定した事業計画に沿って運営されている。

大学は、いわゆる省エネ法によって定められたエネルギー消費の削減数値を目標として省エネに取組んでいる。また、人権に関する取組みとして、法人に人権推進委員会及び人権推進室、大学に人権教育推進委員会を設置し、教職員に対する人権意識の啓発を目的として、人権教育講演会や研修会等を企画・立案し実施している。

法人では危機管理ガイドラインを設け、大学では各学科で必要に応じて安全に関するマニュアルを整備し活用している。

〈改善を要する点〉

○教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に基づく教職課程の自己点検・評価の情報が公表されていないことについて改善を要する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を設置・運営し、寄附行為に沿って理事を適切に選任し、事業計画、予算及び決算等の重要な事項を決定している。学長は理事長を、また、副学長が副理事長を兼ねており、意思決定において、法人と大学とが十分な連携をとっている。

理事･監事の出席状況は概ね良好であり､欠席時の委任状は適切な取扱いがされている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、評議員会における議事進行を円滑にするため、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長を構成員とする「常務会」を設置し、法人及び大学の重要事項についてあらかじめ協議している。

監事は、寄附行為に基づき選任され、法人の業務及び財産状況等について監査報告書を作成するとともに、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務状況や財務状況等を把握している。

法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として評議員会を置き、定期的に開催している。評議員は寄附行為の定めに沿って適切に選任され、評議員会への出席状況も良好である。

内部監査、監事監査、会計監査を適切に実施し、チェック体制を確立している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は令和 2(2020)年度に「学校法人塚本学院大阪芸術大学グループ　ビジョン 2025」を策定し、それをもとに単年度の予算を編成して財務運営を行っている。外部負債に一切頼らない経営を行っており、支払資金や第 3 号基本金が充実している。

収支のバランスについては、支出超過となっているが、新入生の確保による学生生徒等納付金収入の増加、人件費の削減等により改善を進め、財政基盤の強化を図っている。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業等の研究費や施設設備費補助金等の補助金の取得に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、寄附行為及び「学校法人塚本学院経理規程」等に従い、法人本部経理部で一元管理され、適正に実施されている。会計監査は、私立学校振興助成法に基づいて、監査法人により厳正に実施されている。

監事は会計監査に当たり、監査法人との意見交換を適時行い、互いに連携して行っている。また、監事は理事会、評議員会への出席のほか、各部署の管理職員からの意見聴取等を通して業務の監査をしている。

当初予算とのかい離が生じた予算科目については、補正予算を適切に編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、内部質保証に関する全学的な方針として「大阪芸術大学　内部質保証方針」を策定するとともに、学則、規則において自己点検・評価の条項に明示している。

内部質保証のための恒常的な組織体制を整備するために「大阪芸術大学自己点検実施規程」に基づいて「大学自己点検実施委員会」が実施主体となり、自己点検・評価を行っている。大学自己点検実施委員会の指示によって、作業部会は自己点検・評価を取りまとめ、自己点検評価書を作成している。

法人に設置されている「塚本学院自己点検運営委員会」は、「常務会」が兼務しており、大学の自己点検実施委員会で策定された自己点検評価書は、自己点検運営委員会に上程され、理事会・評議員会の承認を得ている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、自己点検実施規程及び内部質保証方針に基づき、三つのポリシーを起点とする教育の質と、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証について自己点検・評価を行っている。自己点検・評価は、日本高等教育評価機構の自己点検・評価の基準に基づき、毎年度実施し、「塚本学院自己点検運営委員会」へ経過及び結果を報告している。

自己点検・評価の結果は、自己点検評価書としてまとめ、理事会・評議員会において承認を得た後にウェブサイトを通して学内外に公表している。

自己点検・評価における各種データの収集、分析は、事務局が中心になって行っている。各学科で必要に応じた調査を行うとともに、学修成果の点検・評価を実施しており、教育課程改善の検討に役立てている。理事長直轄の部門である法人本部理事長室を IR 活動の主担とする「学校法人塚本学院 IR 推進に関する規程」を定め、大学・法人ともに調査やデ

ータの集約を行う体制となっている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、5 か年の中長期計画「学校法人塚本学院大阪芸術大学グループ　ビジョン 2025」を策定し、その実現を図るために達成度の検証を行い、事業報告書を通して公表している。内部質保証システムにおいて、収容定員超過や情報公開の一部に不備があるものの、教学面での実施状況を「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価」としてまとめ、ウェブサイトで公表している。

自己点検・評価によって確認した改善点や目標は「学科長ヒアリング」及び「学科長等連絡会」において毎年度報告され、法人・大学全体としての内部質保証となっている。

〈改善を要する点〉

○特定の学科における収容定員超過、教職課程の自己点検・評価の情報公開の不備については、内部質保証システムの機能に問題があるため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

Ａ－1. 大学の資源を活用した地域連携・社会貢献

A-1-① 公開講座・本学主催等のイベント

A-1-② 産学連携の取り組み・大学間の連携事業への取り組み

A-1-③ 地域社会との連携事業

【概評】

年間を通して客員教授による特別講義・演奏会、公開講座、講演会、ワークショップなどを主催している。教員、学部学生と大学院生による作品展や演奏会・コンサート、学生作品オークションを実施している。会場は学内にとどまらず、学外の「スカイキャンパス」、ギャラリー、音楽ホールなどでも催され、学生はこれらに企画運営の立場で関わることもあり、実地で学ぶ機会になっている。

産学連携の取組みでは、各種企業と連携し、木工製品や缶パッケージ、T シャツ、ロゴ、キャラクター、ポスター、会報誌表紙デザイン、ショーウィンドー装飾、プロジェクションマッピングなどの制作、テレビ放映用に水中生物の生態を 8K カメラで撮影、卒業生と

教員作品上映会・トークイベント、ガイドツアー、e スポーツ体験会などの企画運営など、幅広いジャンルを網羅している。美術館や百貨店を会場に他大学と合同の作品展、劇場での上映会も実施している。

地域社会との連携事業では、大阪市と連携したヤングケアラー周知のポスターや SNS ビジュアル制作、地域の小学校・高校・コミュニティーセンターで子供と生徒を対象に出張授業、モノづくりやアート活動、図書館での学生作品展、ホールでのコンサートも行っている。

各プロジェクトの継続においては、法人本部、就職課、各学科が連携し、指導教員の体制、予算の確保、安全対策も含め多くの調整を行っており、学生の育成のためにまい進している。学生にとって有意義な経験であるとともに、ポートフォリオの充実につながっている。活動後の満足度などの調査を実施し、今後の更なる展開に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 高円宮殿下記念根付コンペティション

大阪芸術大学では高円宮妃久子殿下を客員教授としてお迎えして、幅広い知識と経験に基づいた講義をグループ校の学生たちにご教授いただいている。とりわけ、根付については、高円宮憲仁親王殿下とともに世界有数の根付コレクターとして知られている妃殿下ならではのお話をいただいており、今年も「根付を通して、日本文化を語る」と題したご講義を拝聴して、学生たちも根付という日本独自の文化に大いに関心を持つようになった。

大阪芸術大学グループでは高円宮殿下を記念して平成 21（2009）年にグループ校（大阪芸術大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪芸術大学附属大阪美術専門学校）の在学生を対象に「高円宮殿下記念根付コンペティション」を創設した。

第 14 回となる今年のコンペティションには、グループ校の在学生 130 名から 141 点の応募があり、令和 4（2022）年 10 月 18 日に高円宮妃久子殿下と根付作家の和地一風氏、塚本邦彦学長をはじめとする本学教員が作品審査を厳正に執り行い、17 点が入賞作品に選ばれた。

同年 12 月 6 日から 22 日まで、大阪芸術大学スカイキャンパス(あべのハルカス 24 階)にて記念展を開催し、応募作品 141 点とともに高円宮家よりお借りした根付約 130 点と妃殿下が撮影された「旅する根付」の写真パネル約 20 点を展示した。12 月 6 日には高円宮妃久子殿下御臨席のもと、記念展会場にて表彰式を開催した。内覧会では、妃殿下から入賞者一人一人に様々なアドバイスと激励のお言葉をいただいた。

2. 大阪芸術大学テレビ（スタジオ）

「大阪芸術大学テレビ（Osaka University of Arts-Television・通称 OUA-TV)」は、平成 18(2006)年 10 月に発足。大阪芸術大学芸術学部・通信教育部・大学院、大阪芸術大学短期大学部、大阪美術専門学校、附属幼稚園といった、大阪芸術大学グループ各校の情報を内外に発信するメディアセンターとしての役割を担っており、芸術系大学の特色あるイベントや、教員・学生たちが所有する映像コンテンツをまとめたニュース形式の番組「OUA-TV NEWS」を配信している。また、学内配信と並行してウエブ上でも動画を視聴できるよう特

設サイトを設置し、学生たちによる演奏会や作品展覧会の様子、セミナー・シンポジウム、これまで教員が蓄積してきた研究成果・作品の発信など、動画配信の初期からインターネットを通して広く世界に情報発信している。現在では配信プラットフォームを YouTube に移行し、時代のニーズに合わせた活動を行っている。平成 30(2018)年からは、放送学科の必須科目「制作実習Ⅱ」のカリキュラムにおいて、「OUA-TV 実習」を開始。「大阪芸大テレビ」と連携し、地上波で放送するコンテンツを制作している。

3. 実験ドーム

国内屈指の直径 15m の全天周ドーム。8K 映像を投影することができ、臨場感あふれる全天周映像が投影可能です。VR 映像撮影・投影も実施され、水中撮影の知識が技術なども学びます。また、令和 4（2022）年 4 月には、最先端の 17.4ch 立体音響システムが完成。床下を含めて 17 台のスピーカーを設置するなど、総合的に全天周映像や空間音響が学べる最先端の学修環境として音楽学科・写真学科などで活用されている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 39(1964)年度
所在地　　大阪府南河内郡河南町東山 469
　　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43　あべのハルカス 24 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	美術学科　デザイン学科　建築学科　文芸学科　音楽学科　放送学科 工芸学科　写真学科　演奏学科　映像学科　芸術計画学科　舞台芸術学科 キャラクター造形学科　初等芸術教育学科　アートサイエンス学科
通信教育部芸術学部	美術学科　デザイン学科　建築学科　写真学科　文芸学科　音楽学科 初等芸術教育学科
芸術研究科	芸術文化学専攻　芸術制作専攻　芸術専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 5 日　第 3 回評価員会議開催

～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

15 大阪工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人常翔学園の建学の精神に基づき、学則及び大学院学則にそれぞれ目的を明文化し、教育研究上の目的も定め、簡潔に文章化している。目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映しており、平成 16(2004)年度に「教育の理念と方針」を制定して以来、平成 26(2014)年度、令和 4(2022)年度に改正を行い変化への対応を行っている。目的、教育研究上の目的及び「教育の理念と方針」は「大学・大学院運営会議」で審議・決定し、理事会において承認している。改定に際してはパブリックコメントを募っており、役員、教職員の理解と支持が得られ、ホームページ、学生便覧等に掲載し、学内外に周知している。目的､教育研究上の目的は長期ビジョン｢J-Vision37-常翔学園　次の 100 年に向けて｣に基づき策定した「中期目標・計画」及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

「基準２．学生」について

学生の受入れについて教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項、ホームページに公表し、入学定員に沿った適切な学生数となっている。全学的な教学推進委員会、各学部の教務委員会では教員と事務職員の協働する体制の整備、全ての学部で TA(Teaching Assistant)の採用、事務運営等において学生スタッフを学修支援に参画させている。独自のキャリア教育関連科目の開設、「ディプロマ・サプリメントシステム」を活用するなど学生のキャリア形成を積極的に支援している。学生の経済的支援として、大学独自の奨学金制度や「資格・能力取得奨励金制度」などを設けている。キャンパスには校舎、図書館、情報サービス施設などが整備され、図書館は定期試験中の日曜日も利用可能である。キャンパスのバリアフリー、耐震整備を計画的に実施している。学生の意見・要望の対応として、「授業アンケート」「学生アンケート」を実施し改善につなげている。

〈優れた点〉

○各学科に専属の就職担当職員を置き、卒業研究や課外活動の担当教職員とも連携することで、学生一人ひとりに応じたきめ細かい個別支援を実施し、毎年高い就職率を維持していることは評価できる。

○「人力飛行機」「ロボット」「学生フォーミュラ」「ソーラーカー」など学生を主体とするプロジェクト活動に対し、活動拠点として「モノラボ ANNEX」の整備と提供、教員や専門技術者の配置など全学的支援を行い、全国的に高い実績を挙げていることは評価でき

る。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧等に掲載し、これを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則等に定め学生に周知している。学長方針である「適正な成績評価基準による厳正な成績評価」のもと「ミニマム・リクワイアメント」を設定し、厳正に適用している。学部及び学科ごと、大学院は研究科・専攻・コースごとにディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーが定められている。教養教育は「教育の方針」に「広い視野を持った確かな人間力の涵養」を掲げ、適切に実施している。FD 委員会を中心に組織的・効果的に授業方法の工夫・開発・改善に取組んでいる。三つのポリシーを軸としてディプロマ・ポリシーの達成度などを数値化した「ディプロマ・サプリメントシステム」や「授業アンケート」「学生アンケート」など、大学が定めた尺度・指標に基づき学修成果の点検・評価を行い、改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○「ディプロマ・サプリメントシステム」によりディプロマ・ポリシーの達成度などを点検・評価して、入学時から就職活動、卒業時まで学生の指導をきめ細かく行っていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の最高意思決定機関である「大学・大学院運営会議」において学長は議長となり、リーダーシップを発揮して教育研究上の重要な事項を協議している。各学部・研究科の教授会、研究科委員会は各学部長・研究科長が議長となり審議・報告する体制となっており、各部署の役割を規則に明示し、職員を適切に配置して教学マネジメントを遂行している。教員は設置基準に定める必要教員数を満たし、適切に配置している。教員の採用・昇任は学長が示す基本方針により、選考については各種規則に基づいて適切に実施している。学長を委員長とする FD 委員会を組織し、教授方法の向上を図るための組織的な活動を行っている。職員の資質・能力向上を目的とし、採用時から実務スキル向上を図るための多様な研修会を実施している。研究環境の運営・管理を行うため学長室研究支援社会連携推進課を設置している。研究倫理の確立及び不正防止のため諸規則を制定し、適正な運用を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人常翔学園行動規範」を制定し、自覚と責任ある行動に努めることを学内外に示している。使命・目的の実現のため長期ビジョン「J-Vision37-常翔学園　次の 100 年に向けて」を定め、5 年周期の「中期目標・計画」を進めている。人権への配慮は各種規則や相談体制を整えている。理事会では、法人全体の予算や事業計画について審議を行い、長期ビジョンの達成に向けた 5 年間の「中期目標・計画」を策定し、各年度の活動について、理事長指針、学校長方針のもと事業計画の策定及び予算編成を行っている。法人と大

学との意思疎通、連携を図るため事業策定会議を設置し、重要案件について協議・検討している。監事は所見や提言を含めた監事監査の実施報告書を作成するなど、チェック機能が働いている。財政面では事業活動収支差額比率の成果目標を設定し、安定した財務基盤を確立している。学校法人会計基準及び経理に関する諸規則により会計処理を適正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学の「中期目標・計画」を 5 年ごとに策定し、内部質保証の実現に向けた学長方針が毎年出され、学長を中心とした「大学・大学院運営会議」、自己評価・IR 委員会、FD 委員会、教学推進委員会などの全学的組織体制を整備し責任体制が明確になっている。「中期目標・計画」に基本項目として、学生募集、教育・研究、学生支援、進路・就職、人事、財務など 10 項目を設定し点検・評価を行い、IR センターにおいては多様なデータを全学的な規模で収集し、分析ができる体制を整備している。内部質保証の仕組みは、学部・学科の自己点検・評価及び改善を中核とし、学内関連事務部署の取組みと連動させ、大学全体として PDCA サイクルの仕組みが機能している。

〈優れた点〉

○「中期目標・計画」に、学生募集、教育・研究、学生支援、進路・就職、財務など 10 項目を設定し、それぞれ「基本方針」「行動計画」「目指す成果・達成状態」「年度別達成指標」などを各部署で立案し、年度ごとに点検・評価を行っていることは評価できる。

○IR センターでは学内各部署から収集したデータを多様な視点でデータ処理を行い、その詳細な結果を毎年「IR 年報」に編集して発行し、これをもとに学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。

総じて、大学は建学の精神「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」に基づき、使命・目的、教育目的及び三つのポリシーを大学が目指す教育研究活動に反映し、教育課程を整備している。経営・管理における法人と大学の意思疎通を保ち、「中期計画・目標」を支える安定した運営基盤を確保し、財務運営を行っている。内部質保証に関して大学独自の成果指標を設けるなど、自己点検・評価及び改善の仕組みが確立し機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献、地域連携」「基準 B.国際交流、国際連携、グローバル展開」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. キャリアサポート体制　学生と社会のニーズに応えるきめ細かなキャリア支援体制
2. 地域の理工教育支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人常翔学園の建学の精神「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」に基づき、学則及び大学院学則にそれぞれ目的を明文化し、学部・研究科ごとに教育研究上の目的も定め、簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映し、ホームページ、学生便覧等に明示している。また、新入生及び新任教員全員に理解を深めるために、「大阪工業大学読本」を作成し配付している。

平成 16(2004)年度に「教育の理念と方針」を制定し、以後、平成 26(2014)年度と学校法人常翔学園創立 100 周年を迎えた令和 4(2022)年度に改正を行い変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

目的、教育研究上の目的及び「教育の理念と方針」は、教育研究上の重要な事項の審議機関である「大学・大学院運営会議」で審議・決定し、理事会において承認している。改定に際しては、パブリックコメントを募ることで、役員、教職員の理解と支持が得られており、ホームページ等に掲載し、学内外に周知している。

令和 5(2023)年度から令和 19(2037)年度までの法人の長期ビジョンである「J-Vision37-常翔学園　次の 100 年に向けて」を策定している。大学の目的、教育研究上の目的及び「教

育の理念と方針」を踏まえて、令和 9(2027)年度までの「第 I 期中期目標・計画」を策定しており、中期的な計画に反映するとともに三つのポリシーにも反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科及びランゲージラーニングセンター、教育センター、国際交流センターなどの教育研究組織を設置しており、大学の目的等との整合性がとれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学・大学院、学部・学科及び研究科・専攻ごとに定めている。また、入試における入学者選抜の概要と評価方法を明示した入試区分別のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや学生募集要項で広く公表している。

入学者選抜の制度等は、各学部長、事務局長及び入試部長等で構成されている入試委員会で審議した結果を、各学部教授会、各研究科委員会及び「大学・大学院運営会議」の承認を得て学長が決定している。

大学全体で入学定員に沿った適切な学生数を維持している。入試問題は、複数の担当教員で構成されている入試委員会で作成している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務部長を委員長とし、各学部長や教務課長職から成る全学的な教学推進委員会を中心に、各キャンパスには担当教員と教務部署の課長職等が参画する教務委員会を設置し、教

職協働の学修支援体制を整備している。各種の入学準備プログラムや新入生ガイダンス等の導入教育を実施しており、基礎学力の補完を目的とする正課外講座や個別指導等も全キャンパスで開講、実施している。

全ての学部で実験・実習・演習等の科目に TA を採用し、また、英語能力向上の自律学修支援の場としてランゲージラーニングセンターを開設し、カウンター業務やイベント運営等に学生スタッフが学修支援員として参画している。全授業科目にオフィスアワーを設定し、シラバスに明記されている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科ごとに教育課程内にキャリア教育の科目を開設し、学生のキャリア形成を積極的に支援している。また、学修成果や専門科目の学修達成度、汎用的能力の伸長度を可視化する「ディプロマ・サプリメントシステム」や「キャリア形成支援手帳」を授業や修学指導に活用するなど、各学生に応じたキャリア支援を行っている。

インターンシップは全ての学部・研究科で実施しており、その事前学習、インターンシップ研修、事後学習も実施している。また、学科・専攻ごとに就職ガイダンスの実施や学内での合同企業説明会や業界セミナー、大学後援会による保護者を対象とした「教育懇談会」など多様な取組みを実施し、高い就職率を維持している。

〈優れた点〉

○各学科に専属の就職担当職員を置き、卒業研究や課外活動の担当教職員とも連携することで、学生一人ひとりに応じたきめ細かい個別支援を実施し、毎年高い就職率を維持していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会は、委員長を副学長、副委員長を学生部長が担当し、学長が任命した各学科の委員で構成され、各キャンパスの学生部あるいは学生係と協働し、学生の課外活動や厚生補導等の学生生活全般、留学生支援等のサービスを担っている。

学生への経済的支援として、大学独自の奨学金制度や、学生の資格取得のための奨励金

制度を設けている。学生の課外活動への支援として「総合体育館トレーニングセンター」や「ものづくりセンター」の設置、テニスコートの改修や多目的コートの増設、用具貸与及び活動に対する援助金給付を行うなど、学生サービスを適切に行っている。

各キャンパスに保健室と学生相談室を設置し、学生担当職員、保健師及び臨床心理士を適切に配置し、学生の心身に関する相談体制を整えている。

〈優れた点〉

○「人力飛行機」「ロボット」「学生フォーミュラ」「ソーラーカー」など学生を主体とするプロジェクト活動に対し、活動拠点として「モノラボ ANNEX」の整備と提供、教員や専門技術者の配置など全学的支援を行い、全国的に高い実績を挙げていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大阪府大阪市の旭区と北区及び枚方市にそれぞれのキャンパス、京都府八幡市に工学実験場を設置し、校舎、図書館、情報サービス施設などが整備され、設置基準上必要な校地、校舎面積を満たしている。また、「デザインスタジオ」「ものづくりセンター」、実習施設などの多彩な学修設備が整っている。各キャンパスの図書館は、一般教養及び各専門図書や資料を所蔵し、定期試験期間中には日曜日も利用可能である。ラーニング・コモンズを各キャンパスに設置し、無線 LAN アクセスポイントを随所に設置するなど、学生の学修機会確保や ICT（情報通信技術）環境が整っている。建物の自動扉、スロープ、車椅子対応エレベータ、バリアフリートイレ、点字ブロックの設置などバリアフリーへの対応や、耐震整備を計画的に実施している。授業を行う学生数は教室環境に応じ、教育効果を十分に上げられるよう、時間割編成方針を定め適切に運用している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各期において全ての科目で「授業アンケート」を実施し授業改善に生かしている。学生生活に関する学生からのさまざまな意見は、学生課の窓口や専用の E メールによる意見箱を設置し、随時受付けている。また、自己評価・IR 委員会のもとに、「学生代表者会議」を各キャンパスにおいて年 1 回開催し、各学部学生の授業や大学全般に関する意見や要望を確認している。ディプロマ・ポリシーの達成状況や学修環境に関する意見を把握するために「学生アンケート」を実施し、その結果は IR センターで集計し、自己評価・IR 委員会に報告している。把握した学生からの意見や要望は、該当する各担当部署が中心となり、大学全体で検討し改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学生が卒業・修了時までに獲得すべき資質や能力としてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧等に掲載し周知している。学部・研究科の全ての授業科目は、カリキュラム・マトリクスにより学部・学科及び研究科・専攻のディプロマ・ポリシーとの関連を定めている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定めている。これらは学則、各学部「履修規定」、大学院学則に定め、履修申請要領、学生便覧等へ掲載し学生に周知している。

学長方針である「適正な成績評価基準による厳正な成績評価」のもと、達成すべき成績到達目標である「ミニマム・リクワイアメント」を設定している。シラバスにも到達目標、評価方法、成績評価基準が明示されており、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育研究上の目的やディプロマ・ポリシーを踏まえ、学部及び学科ごとに、大学院は研究科・専攻・コースごとにカリキュラム・ポリシーが定められており、ホームページ、学生便覧等で周知している。シラバスは学科長、教務委員を中心とした第三者によるチェック体制が整っており、履修登録単位数の上限を設定し適切に運用している。

教養教育は全学組織である、教学推進委員会及び各学部の教務委員会を中心に運営しており、「教育の方針」の 1 番目に「広い視野を持った確かな人間力の涵養」を挙げるなど、教養教育を適切に実施している。授業方法の工夫では、PBL(Project Based Learning)などのアクティブ・ラーニングを取入れ、「授業アンケート」、授業参観を実施している。そして、FD 委員会を中心に各学部自己評価・IR 委員会と連携し、組織的・効果的に教授方法の工夫・開発・改善に取組む体制を整備し運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを軸として学修成果を多角的に点検・評価し改善活動を積重ねるため、アセスメント・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシーの達成度などを数値化した「ディプロマ・サプリメントシステム」や「授業アンケート」「学生アンケート」「卒業時アンケート」「企業評価アンケート」など、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果の点検・評価を行っている。そして、その点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

学修成果の点検・評価の結果は、「IR 年報」としてまとめており、教育改善・FD(Faculty Development)活動に活用している。

〈優れた点〉
○「ディプロマ・サプリメントシステム」によりディプロマ・ポリシーの達成度などを点

検・評価して、入学時から就職活動、卒業時まで学生の指導をきめ細かく行っていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

理事長指針を受けた学長方針を策定し、周知している。学長は大学の最高意思決定機関である「大学・大学院運営会議」において自ら招集し、議長となり、リーダーシップを発揮して教育研究上の重要な事項を協議、審議している。学長は法人の理事会、事業策定会議等へ出席し、将来計画や直面している課題などについて協議するとともに、大学の日常的な動向を報告し意見交換を行うことで、法人の方針に基づいて運営できる体制を整えている。副学長と学長補佐を配置し、副学長は任用時に担当を明確にしている。学部・研究科における重要事項は各学部長・研究科長が議長になる教授会及び研究科委員会で審議・報告する体制をとっている。各部署の役割を規則に明示するとともに、職員を適切に配置し、教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は設置基準に定める必要教員数を満たし、適切に配置をしている。教員の採用・昇任に関する基本方針は、年度ごとに学長が示す各種方針に基づいて「大学・大学院運営会議」で決定し、採用選考については「任用規定」「教育職員の任期に関する規定」「特任教

員規定」「大阪工業大学教員選考基準」に基づいて適切に実施している。五つの評価項目から成る教員活動評価を実施しており、研究費の増額を検討する際や昇任及び任用替えの際の参考情報として評価結果を活用している。

教授法向上を図り全学的に教育力を増進するための組織的な FD 活動を目的に、学長を委員長とする FD 委員会を組織している。「FD・SD フォーラム」をはじめとした全教職員を対象とする FD・SD(Staff Development)を実施しており、内容について毎年度見直しを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修等については、法人本部人事課が中心となり、法人全体の職員を対象に行っている。

毎年度研修内容を見直し、研修ガイドにより職員に周知し研修を実施している。採用時から実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を、新任課長と一般職の昇任者等を対象に階層別研修を実施するなど、多様な研修を体系化し、職員の資質・能力の向上に取組んでいる。職員のスキルアップ支援として、業務改革の取組みに奨励金を支給する「特定研究奨励制度」及び業務に必要な資格取得を奨励する「資格取得支援制度」を設けている。また、教職協働に向けて、FD・SD フォーラムを実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

多様な研究領域に対応する研究施設を整え、教育研究活動に活用している。また、研究環境の運営・管理を行うために学長室研究支援社会連携推進課を設置し、法務・知的財産、地域連携、研究資金をつかさどり、教員研究に関する全般の運営を行っている。

研究倫理の確立及び不正防止のため、「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」の方針及び諸規則を制定し、学術研究の公正性、透明性の確保を目的に、研究活動上の基本的な学術倫理に係る指針を定めるなど、研

究倫理委員会を設け研究倫理の確立と適正な運用を図っている。

大学が拠出する研究費予算には「研究助成金」制度があり、学部長の裁量により配分が可能な助成枠や、研究論文掲載料補助枠などを設けている。また、学部学科横断や文理融合、産学連携による研究活動の推進に「研究プラットフォーム群」を設置している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的を寄附行為に定め、「教育・研究に対する取組み」「社会との共生」「学園構成員としての態度」の 3 章から成る「学校法人常翔学園行動規範」を制定して、自覚と責任ある行動に努めることを学内外に示している。組織倫理を確立するために、「監事監査規定」「内部監査規定」「公益通報等に関する規定」「人権侵害の防止に関する規定」「個人情報の保護に関する規定」「学校法人常翔学園利益相反ポリシー」等を整備し、経営の規律性を担保する仕組みを整えている。ガバナンス・コードを策定し遵守状況の点検結果とともにホームページに掲載している。使命・目的の実現のため長期ビジョン「J-Vision37-常翔学園次の 100 年に向けて」を定め、その達成に向けた 5 年周期の「中期目標・計画」を進めている。

人権への配慮として各種規則や相談体制を整えている。学内外に対する危機管理の体制を整備し適切に機能している。環境への配慮として省エネルギー活動を推進している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、寄附行為により理事会を設置している。理事の担務は理事会において理事長が指名して決定し、学内に周知している。

理事会は寄附行為に基づいて理事や評議員の選任のほか、法人全体の予算や事業計画についての審議を行っている。長期ビジョンの達成に向けた 5 年周期の「中期目標・計画」や、各年度の事業や活動に当たっては、理事長指針や学校長方針のもと、事業計画を策定して予算編成を行っている。こうした取組みによって理事会では、設置各学校の将来計画、各学校が直面している課題等について情報共有や協議を行っている。年度終了後には事業策定会議及び理事会・評議員会において事業計画を点検・評価した結果を、事業報告書として作成しホームページ等で公開している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営・事業戦略をはじめとする重要事案については、理事会に先立って理事長、常務理事や設置学校長等で構成する事業策定会議において協議・検討しており、法人と大学の意思疎通、連携や相互チェックが機能している。学部等の長が「大学・大学院運営会議」で学内の重要事項を審議しており、各教授会・研究科委員会からの提案や意見等を反映することができる体制を整えている。また、同会議の翌日には事務系課長相当者が集まり、報告や情報共有を図り、大学運営の改善に反映させている。

監事は、寄附行為に基づき、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況等を監査している。理事会に出席して意見を述べ、所見や提言も含めた監事監査の実施報告をするなど、チェック機能が働いている。また、内部監査室及び監査法人との連携による三様監査体制を構築し、監査情報を交換することで監査機能を高めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は学校法人常翔学園創立100周年を迎えた令和4(2022)年度までの長期ビジョンと、5 年周期の「中期目標・計画」を進める中で、財政面では事業活動収支差額比率の成果目標を設定し、実現することで安定した財務基盤を確立している。また、令和 5(2023)年度以降も新たな長期ビジョンの達成に向けた中期計画においてこの成果指標を継続している。

予算制度の面では、収入に一定比率を乗じて配分予算を計算する「割当予算制度」、効果

的な支出予算編成を狙いとした「目的別予算制度」、学長のリーダーシップによる「学長裁量予算制度」により運営している。

また、資産運用では、「資金運用規定」に基づき安全性、流動性、収益性を考慮した上で分散投資に努め、収入構造の多様化を図っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び経理に関する規則などに基づき会計処理を適正に実施している。また、法人の予算編成は「予算編成規定」に基づき行われ、適時、補正予算を編成している。予算の執行については「予算執行規定」により原則として事前に決裁を受けなければならず、適正に予算の執行が行われている。

監事室、内部監査室及び公益通報窓口を設けるなど、監査体制も適切に整備されており、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査、私立学校法に基づく監事監査、「内部監査規定」等の法人規則に基づく内部監査室の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の長期ビジョンを定め、それを踏まえた大学の「中期目標・計画」を 5 年ごとに策定し、更に内部質保証の実現に向けた学長方針が毎年出されている。

内部質保証の推進を図る全学的組織体制として、学長が議長である「大学・大学院運営会議」のもと、学長が委員長である自己評価・IR 委員会を中核として、FD 委員会、教学推進委員会などと連携し教育力増進による自己点検・評価や改善の取組みを行っている。また、各学部に組織等が設置され、各部門において点検・評価及び改善を実施するなど、学長を責任者とする内部質保証推進のための体制が構築されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、「中期目標・計画」の基本項目において、学生募集、教育・研究、学生支援など 10 項目を設定し、年度ごとに行動計画と進捗・成果に対する点検・評価を行い、改善につなげる PDCA サイクルを適切に確立している。「IR 年報」に基づく取組みとして、教学部門の評価・検証を推進するため、アセスメント・ポリシーを定めている。また、具体的な改善に結びつけるための「教育改善実行プラン」を作成し毎年更新を行っている。

自己点検・評価を行った結果は、教職員ポータルサイト等で学内共有を図るとともに、ホームページ等で公表を行っている。

IR センターを設置し、多様なデータを全学的な規模で総合的に収集・分析できる体制を整備している。

〈優れた点〉

○「中期目標・計画」に、学生募集、教育・研究、学生支援、進路・就職、財務など 10 項目を設定し、それぞれ「基本方針」「行動計画」「目指す成果・達成状態」「年度別達成指標」などを各部署で立案し、年度ごとに点検・評価を行っていることは評価できる。

○IR センターでは学内各部署から収集したデータを多様な視点でデータ処理を行い、その詳細な結果を毎年「IR 年報」に編集して発行し、これをもとに学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証に取組み、その結果を教育の改善・向上に反映している。

法人の長期ビジョンを踏まえて 5 年周期の「中期目標・計画」を策定している。その実行、自己点検・評価及び改善を毎年あるいは 5 年ごとに継続的に実施している。

内部質保証の仕組みは、学部・学科の自己点検・評価及び改善を中核とし、入試部、教

務部、キャリア支援部及び学長室などの関連事務部署の取組みと連動させながら、学生の入学から卒業に至るまで、大学全体として PDCA サイクルの仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献、地域連携

A－1．社会貢献に関する方針の明確性

A-1-①　社会貢献に関する方針の明示

A-1-②　学内外への情報発信

A-1-③　包括連携協定に基づく方向性の明示

A－2．社会貢献・地域連携の具体性

A-2-①　社会貢献・地域連携の実績

【概評】

建学の精神に基づき、地域社会の振興に貢献する自覚を持った人材を育成すること、産学公共同研究開発などによる社会活動を推進することについて広く社会に明示し、「中期目標・計画」に基づいた具体的な取組みについては、ホームページ等で発信している。また、自治体、教育委員会などとの包括連携協定については、協定書に具体的な連携内容を定め、方向性を明確にしている。

梅田キャンパスにおける産官民学連携事業として、大阪商工会議所とのオープンイノベーション拠点「Xport（クロスポート)」の設置、産学連携 PBL 活動の「RD クラブ」では企業と学生が共同で製品開発を行っている。大阪市北区との連携事業では「北区放置自転車の削減」など、区長からの要望に対して研究室プロジェクトで実施している。

理工系教育拠点・知財教育拠点として、大阪府教育庁と教育連携を強化している。

奈良県川上村との連携事業では PBL 型プロジェクトを推進しており、村民や役場職員から同村の取組みを学び、村が抱える課題の解決に取組んでいる。

大阪府枚方市との連携事業として、「津田生涯学習市民センターロボットプログラミング講座」などで防災に関するイベントを行っている。枚方市・北大阪商工会議所と連携した地域課題解決プロジェクトでは、健康・観光・地域振興などの地域課題を、枚方市が提供する公共オープンデータを活用し、課題解決を目指している。

大阪市旭区との連携事業として、「小学校プログラミング教育」や「あさひファンフェスタ」への出展などを実施し、地域の方々との交流を行っている。

このように、地域社会の課題や要望に応じ、大学が有する知的・人的資源を活用し多様な連携事業を展開、建学の精神にも挙げる「社会の発展に貢献」を実践している。

基準Ｂ．国際交流、国際連携、グローバル展開

B－1．グローバル展開の方向性の確立と促進

B-1-① 国際交流の実施体制について
B-1-② グローバル展開への取組みに対する PDCA 体制の確立
B-1-③ 海外協定大学等との連携強化
B-1-④ 国際交流プログラム参加向上によるグローバルマインドの醸成
B-1-⑤ 学生の英語力向上への取組み
B-1-⑥ 交換留学生・研修生の受入促進
B-1-⑦ コロナ禍以降の国際交流プログラムの展開について

【概評】

国際交流を推進するために、国際交流センター、ランゲージラーニングセンター及び国際連携推進委員会を設置し、在学生の海外派遣や留学生・研修生の受入れ、留学希望者へのアドバイスなどを行っている。また、「J-Vision37 に向けたグローバル展開の基本方針」により、国際連携推進委員会では学生の派遣・受入プログラムの運営を審議するとともに、問題点を検証し、各学部・学科の事情に即した運営や将来計画について意見交換を行うなど、PDCA サイクルの体制を整えている。

海外協定先は、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在で 70 大学 2 機関まで拡大しており、海外研究支援プログラムの実施、協定校からの留学生の受入れなど、連携が強化されている。1 年次から段階的なプログラムにより、グローバルに活躍できる人材の育成を行うため、「語学研修・文化体験プログラム」「国際 PBL プログラム」「IAESTE 研修派遣支援」「海外研究支援プログラム」「長期交換留学」を実施・支援している。

多様な文化が共生できるキャンパス環境の構築として、大宮キャンパスの英語教育専用の建物「Chast」にランゲージラーニングセンターを設置し、ネーティブの常駐講師などによる英語教育サービスを提供している。枚方・梅田キャンパスにも同様の英語教育サービスを提供している。コロナ禍の 3 年間は、海外渡航が中断したため、語学研修・文化体験・国際 PBL の一部をオンラインで実施し、SDGs ワークショプ、留学生との交流会など多様な形態のオンラインプログラムを提供した。現在、オンラインプログラムは継続しつつ、渡航プログラム、交換留学生・研修生の受入れを再開している。

このように、「J-Vision37 に向けたグローバル展開の基本方針」に掲げた国際交流事業は着実に行われている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. キャリアサポート体制　学生と社会のニーズに応えるきめ細かなキャリア支援体制

本学の就職率は全国有数の水準を長年維持しており、令和 4(2022)年度実績は学部卒業生が 98.2%、研究科修了生が 98.4%である。この高水準の基盤は、キャリア支援部と学科・専攻の緊密な連携である。キャリア支援部の各職員は、特定の学科・専攻を複数年度にわたって専担し、キャリア支援担当教員や卒業研究・修士論文指導教員と密に連絡を取りつつ、学生一人一人の状況に応じてきめ細かな支援を行っている。例えば、個別相談・指導の回数は、学生一人に対して年間 20 回に及ぶ場合がある。また、本学独自のキャリア支援行事として、300 社以上の企業が集う合同説明会、各業界トップ企業による業界セミナー、

本学学生に特化したインターンシップの実施など、学生のキャリア意識向上を促進する多様な機会を数多く提供している。こうした支援体制により、令和 4(2022)年度就職決定者を対象としたアンケート調査では、99.5%が「就職先に満足・ほぼ満足している」と回答している。

高い就職率を達成している別の土台となっているのは、本学卒業生・修了生に対する 34 倍（令和 3(2021)年度実績）を超える極めて高い求人倍率である。この数値は、本学の「学修成果に関する卒業時の質保証」への社会からの期待値と解釈できる。この質保証を支える要因の一つが、「基準 3」で記載の「ディプロマ・サプリメントシステム」を基盤とした自律学修支援型教育体制である。また、「基準項目 4－4」に記した教育研究施設は、学生の教育環境拡充という点で有効に機能している。大学や個々の教員が関与する企業・自治体・公共団体等との地域連携活動に、学生を参画させることも、実践的な学修成果や経験獲得の機会となっている。令和 4(2022)年度「鳥人間コンテスト」で審査員特別賞を受賞した人力飛行機プロジェクトなど、活発に行われており、学生プロジェクトや課外活動も、本学学生の資質・能力向上に大きく寄与している。

2. 地域の理工教育支援

本学では、所在地の大阪府をはじめ地域の理工教育の発展のため、本学が有する教育環境を活用し、探究学習及び課題研究に取組む本学園外の高等学校等を支援し、理工系人材の育成に貢献している。この事業を推進するための組織として、副学長をリーダーとした「理工教育支援運営委員会」を設置（入試部に理工教育支援室を併設）し、大阪府教育委員会（「科学の甲子園大阪府大会」「大阪府生徒研究発表会」の共催、大阪府教育センター所属教員研修等）、大阪府下の高等学校（スーパーサイエンスハイスクール指定校への課題研究サポート等）、神戸市立高等学校（設置学校への課題研究サポート）と連携した取組みを行っている。

この事業は学生募集とは一線を画した取組みであり、本学のソフト（人）とハード（施設設備）を有効活用して高等学校等における「総合的な探究の時間」や研究発表などの正課活動の支援に留まらず、生徒の各種競技会・コンテスト出場への足掛かりや教員研修にまで進展している。

高等学校では令和 4(2022)年度入学生からの「情報Ⅰ」の必履修化や GIGA スクール構想などにより教育の情報化が進展している。また、社会全体においても AI・データサイエンスへの関心が高まりを見せている。これらを踏まえ、今後は、DX 人材の育成につながる取組みを強化し、地域の理工系総合教育拠点として活動を一層強化する。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 24(1949)年度
所在地	大阪府大阪市旭区大宮 5-16-1
	大阪府大阪市北区茶屋町 1-45
	大阪府枚方市北山 1-79-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	都市デザイン工学科　建築学科　機械工学科　電気電子システム工学科 電子情報システム工学科　応用化学科　環境工学科　生命工学科 ロボット工学科※
ロボティクス＆デザイン工学部	ロボット工学科　システムデザイン工学科　空間デザイン学科
情報科学部	データサイエンス学科　情報知能学科　情報システム学科 情報メディア学科　ネットワークデザイン学科
知的財産学部	知的財産学科
工学研究科	建築・都市デザイン工学専攻　電気電子・機械工学専攻 化学・環境・生命工学専攻
ロボティクス＆デザイン工学研究科	ロボティクス＆デザイン工学専攻
情報科学研究科	情報科学専攻
知的財産研究科 （専門職学位課程）	知的財産専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 7 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 8 日	11 月 8 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

16 大阪総合保育大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神として「自主自律」「清和気品」「敬天愛人」をうたい、保育者・教育者養成機関としての使命・目的を踏まえた「具体的教育方針」を、分かりやすい表現で学生便覧に明記している。大学の使命・目的及び教育目的を学内外に周知しているとともに、新入生の最初の授業で、建学の精神とともに大学で学ぶ意義を学長が説明している。

中期事業計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に使命・目的及び教育目的を反映し、目的達成のために必要な学部・学科・研究科等と附属施設を整備している。大学の使命・目的、教育目的等の確認・点検をはじめ、教育課程や入試制度等の重要案件を将来構想委員会で審議し、経営会議及び教授会の議を経て役員や教職員の理解と支持を得る形で組織を運営している。

〈優れた点〉

○人として発達や成長変化が最も著しい乳幼児に対する専門的知識・技能、確かな実践力を備えた保育者を育成することを目的として乳児保育学科を開設し、大学独自の乳児保育士資格を設け、3 歳未満の乳児保育や子育て支援の社会的ニーズに対応していることは高く評価できる。

○教育研究施設として「総合保育研究所」及び「子ども総合保育センター」を設置し、研究活動を推進するとともに保育や教育実践の課題に密着した情報を学内外に発信し、地域に開かれた学びの拠点となっていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を実施するとともに、三つのポリシーについてオープンキャンパス、大学説明会において丁寧に説明することや特別支援学校教諭免許状を取得可能にすること等を通し､入学者数の確保について成果を挙げている。

学生が安心して学生生活を送ることができるよう、ゼミ担任と学生相談室担当教員が相互に連携するとともに、支援を要する学生に対しては教職員間で情報や課題を共有し、中途退学、休学及び留年に丁寧に対応している。教育課程における「保育実践学習Ⅰ」「保育実践学習Ⅱ」「保育実践学習Ⅲ」「保育実践学習Ⅳ」をインターンシップと連動させて、保育者・教育者養成機関としての専門的なキャリア支援の体制を整備し、充実したインターンシップ実習を実施している。

〈優れた点〉

〇インターンシップ実習及び資格・免許取得実習と関連授業科目との往還を通じて、学びが相互に深まるよう大学独自の「子どもと 1700 時間プログラム」という実習機会を初年次から教育課程に置いていることは高く評価できる。

〇授業のために模擬保育室を開放して、近隣施設の乳児・幼児を受入れ、授業内で学生と子どもとが交流し、学生の学修環境を充実させるとともに地域貢献も視野に入れた弾力的な運用を試みている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学は、教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを踏まえて授業運営及び単位認定を行っている。ディプロマ・ポリシーに示す人材養成のためのカリキュラム・ポリシーに沿って、教育課程を編成し実施している。シラバスを適切に整備し、変更する場合には教務部でその変更が適切であるかを確認し、大学として授業の質保証に取組んでいる。

「三つのポリシーに基づくアセスメントの仕組みの概要」「アセスメント・ポリシーに基づく各レベルにおける査定とフィードバックの流れ」を定め、機関レベルでは、資格取得人数・就職状況などの指標により学修成果を点検している。授業レベルでは、授業評価アンケートの結果を教務部が確認して学長に報告し、問題が発見された場合は、学長が教員にフィードバックするなどして適切に対応している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。教授会などに意見を聴くことを必要する教育研究に関する重要な事項について学則に定め、教学マネジメント遂行に当たり、教学組織と事務組織との連携協力関係を確立している。教育目的及び教育課程に即して教員を配置し、採用・昇任の方針については「大阪総合保育大学教員選考基準に関する内規」を定め運用している。教職協働で業務を遂行することを念頭に置き、教員と職員が合同で参加する FD・SD 研修会を行い、担当する部門の知識の修得や能力開発に取組んでいる。

学科長及び事務局管財担当者が教員に随時ヒアリングを行い、研究環境の向上に努めるとともに、一律分配される個人研究費の他に、研究計画書及び報告書の提出をもって加算される個人特別研究費を設け、研究活動を推進している。

「基準５．経営・管理と財務」について

中期事業計画を作成し、使命・目的の実現のための継続的努力を行っている。理事、監事及び評議員を寄附行為に基づいて選任し、理事会、評議員会を適切に運営している。理事会に理事として学長が、評議員会に評議員として学長と事務局長が出席し、法人と大学の意思決定の円滑化を図っている。大学経営会議を法人と大学の意思疎通と連携の場として設定し、相互チェックを行い大学運営の基本方針を決定している。

大学の財務基盤となる学生数は収容定員を概ね満たしており、大学の資金収支・事業活動収支は数年にわたり収入超過となっている。また、教職員が協力して経常費補助金や採択式補助金の獲得等の外部資金の導入の努力を行っており、私立大学等改革総合支援事業

の採択もあり成果を挙げている。監事と公認会計士との連絡会を実施しており、監査方法に限らず法人の課題等も含め意見交換を行い、改善・修正に努めている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織体制として、自己点検・評価委員会を置き、各部署の実情を把握している。明らかになった中長期的な課題を将来構想委員会で検討し、大学経営会議及び教授会で審議している。

内部質保証のための自主的･自律的な自己点検･評価の実施として年度報告書を作成し、大学独自の評価を行っている。

三つのポリシーを起点とし、保育者・教育者養成校としての社会的使命に基づき、入学者数、就職率、専門職就職率、資格・免許取得率等を基礎とした自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果を教授会や各部署で共有し、明らかになった課題に対してその改善に努め、教育の改善・改革を行っている。

総じて、保育者養成・教育系大学を巡る厳しい環境の中で、大学は令和 2(2020)年度に乳児保育学科を開設するとともに、実習・演習に適した新学舎を増設し、社会の変化に対応した教育研究組織の改組などに積極的に取組んでいる。また、多様な入試制度を導入して安定した財務基盤を築いている。独自のインターンシップ「子どもと 1700 時間プログラム」やキャリア支援など、保育者・教育者の養成機関としての社会的使命に教職協働で取組み、その成果は専門職就職率の高さに表れている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.保育・教育に関する研究の推進」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 子ども総合保育センター

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神として「自主自律」「清和気品」「敬天愛人」をうたい、その精神に基づき、学部・学科ごとに人材養成に関する教育目的を具体的かつ明確に学則に示している。大学院の博士前期・後期課程においても教育目的を明示している。

大学の個性・特色を、保育者・教育者養成機関としての使命・目的を踏まえ、建学の精神に基づいた「具体的教育方針」にまとめ、学生に分かりやすい表現で学生便覧に明記している。また、令和 2(2020)年度には社会情勢の変化に対応し、児童保育学部に乳児保育学科を開設している。

〈優れた点〉

○人として発達や成長変化が最も著しい乳幼児に対する専門的知識・技能、確かな実践力を備えた保育者を育成することを目的として乳児保育学科を開設し、大学独自の乳児保育士資格を設け、3 歳未満の乳児保育や子育て支援の社会的ニーズに対応していることは高く評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 26(2014)年に将来構想委員会を発足させ、大学の使命・目的、教育目的等の確認点検をはじめ教育課程や入試制度等の重要案件を審議しており、経営会議及び教授会の議を経て役員や教職員の理解支持を得る形で組織を運営している。

大学の使命・目的及び教育目的は、新入生に対しては、入学式での式辞、新入生オリエンテーションや入学当初の授業において丁寧に説明しているとともに、学生便覧、入学案内、ホームページ、大学説明会、オープンキャンパス等を通し、学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的を中期事業計画及び三つのポリシーに反映し、その目的達成のために必要な学部・学科・研究科等と附属施設を整備している。

〈優れた点〉

○教育研究施設として「総合保育研究所」及び「子ども総合保育センター」を設置し、研究活動を推進するとともに保育や教育実践の課題に密着した情報を学内外に発信し、地

域に開かれた学びの拠点となっていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーについては、児童保育学部の児童保育学科・乳児保育学科の 2 学科ごとに策定し、ホームページをはじめ入学案内、入試ガイド、入試要項等に掲載し、大学院においても入試要項、ホームページなどで周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を実施している。また、オープンキャンパスや大学説明会において三つのポリシーについて丁寧に説明していること、新たに特別支援学校教諭免許状を取得可能にしたことによって、入学者数の確保に成果を挙げている。

入試問題については大学自ら問題を作成し、出題の適切性・妥当性のチェックを行う体制を整えている。

〈参考意見〉

○児童保育学部乳児保育学科の収容定員充足率について、学科発足と同時にコロナ禍となり十分な募集活動を行えなかったが、今後の充足率向上に期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度から学修支援システムを活用し、ゼミ担任が学生の欠席状況を全て把握し個別支援を行っている。資格申請説明会や保育・教育実習及びインターンシップ実習

などにおいて、教職協働による学修支援体制が整備されている。教員の教育活動支援については、「大阪総合保育大学ティーチング・アシスタント規程」を定めており、また、SA(Student Assistant)制度等については次年度の導入に向けて検討している。

オフィスアワーについては、時間を設定するだけでなく、教員からメッセージを発信するなど学生とのコミュニケーションを深めている。障がいのある学生への配慮については、教育支援委員会を設置し、配慮が必要な学生の相談窓口として整備している。また、中途退学、休学及び留年については、ゼミ担任を中心として各部署で対応を検討している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

初年度から教育課程において「保育実践学習Ⅰ」「保育実践学習Ⅱ」「保育実践学習Ⅲ」「保育実践学習Ⅳ」をインターンシップと連動させている。保育者・教育者養成機関としての専門的なキャリア支援の体制を整備し、充実したインターンシップを実施する体制を整えている。

就職・進学に対する相談・助言体制は、教職支援室とキャリア支援室を中心として整備している。「就職進路に向けての保護者懇談会と個別面談」を実施し、保護者とも連携したキャリア支援を行っている。また、「卒業生による就職相談会」は、学生が卒業後の姿を具体的にイメージする機会となっている。

教育課程外の取組みとしては、「キャリア支援講座」を実施し、全学生が受講している。

〈優れた点〉

○インターンシップ実習及び資格・免許取得実習と関連授業科目との往還を通じて、学びが相互に深まるよう大学独自の「子どもと 1700 時間プログラム」という実習機会を初年次から教育課程に置いていることは高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については、学生委員会が中心となり、衛生委員会、健康管理センター、学生相談室を管轄して組織的に実施している。学生が安心して学生生活を送ることができるよう、ゼミ担任と学生相談室担当教員が相互に連携するとともに、支援を要

する学生に対しては、教職員間で情報や課題を共有している。

また、学生の課外活動としての大学祭や運動会、球技大会などの行事は、学友会が主催し、学生部、学生委員会が支援している。クラブ・同好会活動の運営については、学生委員会が支援及び助言を行っている。

学生の経済的支援については、奨学金センターを設置し、保育士就学金貸付制度等、各種奨学金制度について案内している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の面積は設置基準を満たしている。教育目的の達成のために講義室、模擬保育室、造形演習室、ピアノ練習室等、学修環境を整備している。図書館については、蔵書、視聴覚資料など十分な配架があり、データベースや電子ジャーナルに随時アクセスできる環境を整えている。ICT（情報通信技術）環境については、情報室に加え各学舎のラウンジに学生が自由に活用できるパソコンを設置するなど適切に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に十分配慮している。

授業については、適切なクラスサイズで実施されており、実習科目やゼミ科目は複数教員が共同で担当するなど教育効果が十分得られる体制を整えている。耐震などの施設・設備の安全性については、計画に基づき適切に管理している。

〈優れた点〉

○授業のために模擬保育室を開放して、近隣施設の乳児・幼児を受入れ、授業内で学生と子どもとが交流し、学生の学修環境を充実させるとともに地域貢献も視野に入れた弾力的な運用を試みている点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望については、「高校時の活動調査（新入生）」「学生状況調査」等によって意見をくみ上げ、ゼミ担任が対応することを基本とした体制を整備し、学生へのフィードバックを行っている。また、学生生活に関する学生の意見・要望などについても、ゼミ担任を中心に対応するシステムを備えている。

施設・設備に対する学生の意見・要望については、2～4 年生に「大学満足度調査」を実施し、意見をくみ上げて改善に反映している。

各種調査によって学生が置かれている立場を把握し、きめ細かい支援に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧に掲載するだけでなく、各学年のオリエンテーション等で学生に伝えるなど、積極的に周知に努めている。また、ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関係性を、カリキュラムマップに整理し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた授業運営及び単位認定、卒業認定、修了認定ができるように適用されている。今後、各授業科目のシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を表記することを検討している。

成績評価基準を定めて学生便覧で学生に周知し、シラバスで評価の観点を明示しており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに示す人材養成のため、教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿って教育課程を体系的に編成している。各授業科目の標準的なシラバス様式を定め、それに準拠する形で各教員がシラバスを作成している。標準的なシラバスを変更する際に、教務部でその変更が適切であるかを確認している。加えて、教授方法の工夫・開発のために授業の相互参観を積極的に実施している。

教養教育においては、保育者・教育者養成という専門性に特化した大学としての特色を生かして、専門性との関わりの中で教養を再定義し、独自の教養教育を実施している。

履修登録単位数の上限を適切に定め、その上で、成績が一定の水準以上で特別支援学校教諭一種免許状の取得を目指す学生については、上限を超えての履修を認めるなど、学生の希望と成績に応じて緩和措置をとっている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「三つのポリシーに基づくアセスメントの仕組みの概要」「アセスメント・ポリシーに基づく各レベルにおける査定とフィードバックの流れ」を定めている。これらに基づいて、機関レベルでは、資格取得人数、就職状況などの指標を定めて、学修成果を点検している。授業レベルでは、授業評価アンケートの結果を全て教務部で確認し、それを学長に報告している。そこで問題が発見された場合は、学長が教員にフィードバックするなど適切な措置をとっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学を代表する最高責任者としてリーダーシップを発揮するための補佐体制は大学運営委員会等を通して整備している。目的・事柄に応じて学科会議、各委員会などで協議し、その内容を教授会で審議し、最終的な意思決定を学長が行う体制を確立している。

使命・目的達成のため、諸規則を定め、教授会を基本組織とし、それを補う学科会議、各種委員会が権限を適切に分散した上で組織し、教学マネジメントを構築している。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学則に定め、周知している。また、教学マネジメント遂行に当たり、各種委員会から大学運営委員会に至るまで職員が構成員として加わり、事務組織と教学組織との連携協力関係を確立している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即し、設置基準を充足する専任教員及び教授を確保し、適切に配置している。教員の採用は、公募を原則としている。

教員の採用・昇任の方針については、「大阪総合保育大学教員選考基準に関する内規」を定め運用している。

FD 活動については、「大阪総合保育大学・大学院 FD 委員会規程」に基づき、全学的な FD 関連事項を計画・実施している。学生による授業評価アンケート、授業の相互参観、教員研修会の実施など、教育研究活動の活性化に向けた取組みを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務局長及び各部局の長を構成員とする SD 委員会を中心に、職員の資質向上や業務改善に取組んでおり、学内での研修や学外研修への派遣を積極的に行っている。加えて、教職協働で業務を遂行することを念頭に置き、教員と職員が合同で参加する FD・SD 研修会も行い、担当する部門の知識の向上や能力開発に取組んでいる。また、組織力強化の観点から組織の見直しや担当の見直しを行うことも計画しており、人材育成のためのジョブローテーションも業務効率に配慮しつつ計画的に実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究室、インターネット環境、備品など研究環境を整備しており、今後の研究環境の向上のため教員には採用年度に学長、研究科長、学科長、事務局長が面談を行い、採用後は学科長、事務局管財担当者が随時要望のヒアリングを行っている。

研究倫理については、学問及び社会に対しての責任を果たすべく、「大阪総合保育大学研究倫理規程」等の規則を整備し、研究倫理委員会により研究倫理の保持、研究費の執行・管理を厳正に行っている。

研究活動への資源の配分は、大学研究費に一律分配される個人研究費のほか、研究計画書及び報告書の提出をもって加算される個人特別研究費により、適正に行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校教育を行うことを規定し、就業規則に諸規則を守り教育の目的達成に努めることを定めて、経営の規律と誠実性の維持を表明している。大学学則及び大学院学則をはじめとする諸規則の制定・改定、公益通報等に関する規則の整備など、積極的に法令遵守に取組んでいる。また、中期事業計画を作成し、使命・目的の実現のための継続的努力を行っている。

施設・設備は環境に配慮しながら整備を行っている。

人権啓発研修会の開催、「大阪総合保育大学における危機管理に関する規則」に基づく危機管理マニュアルの整備など、人権、安全に配慮した取組みを行っている。

寄附行為、教育情報、財務情報は、ホームページや印刷物により公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、事業、予算及び決算、人事、諸規則等の改廃、役員及び評議員の選任をはじめとする法人の重要事項を決議するなど、適切に開催・運営している。

理事は、寄附行為に基づいて選任しており、理事会への出席状況は良好である。

このように大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定を行う体制が整備され適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に理事として学長が、評議員会に評議員として学長と事務局長が出席し、法人と大学の意思決定の円滑化を図っている。大学経営会議は、法人と大学の意思疎通と連携の場として機能し、相互チェックを行い大学運営の基本方針を決定している。このように、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

各種委員会、大学運営委員会、教授会及び学科会議を通し、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は、寄附行為に基づき選任されており、理事会、評議員会に毎回出席し、法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により適切

に運営されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年の中期事業計画及び中期財務計画を策定し、過年度の収支の経緯や結果に鑑み、法人の事業計画、単年度予算を策定しており、十分な分析を行いながら施策を確実に実行している。

学生生徒数減少により令和 2(2020)年度から収支が悪化し、令和 4(2022)年度に赤字を計上したが、翌年度には志願者、入学者共に増加しており、法人の財務基盤となる学生生徒数の確保は回復している。また、大学の資金収支・事業活動収支は数年にわたり収入超過である。法人としても借入金はない。

教職員が協力して私立大学等経常費補助金や採択式補助金の獲得等の外部資金の導入の努力を行っており、私立大学等改革総合支援事業の採択もあり成果を挙げている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人城南学園経理規程」に基づいて適正に行っている。また、毎年度 2 月に補正予算を編成し、予算額と実績額とのかい離の是正に努めている。

会計監査は目的別に計画された監査計画に基づき、法人事務局と公認会計士と監事が相互に連携し、緊密な連携をとりながら厳正に実施している。

監事と公認会計士との連絡会を実施しており、監査方法に限らず法人の課題等も含め意見交換を行い、改善・修正に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を、学則及び「自己点検・評価委員会規程」等において明示している。内部質保証のための恒常的な組織体制として、自己点検・評価委員会を置き、各部署の実情を把握している。明らかになった中長期的な課題は、将来構想委員会で検討し、大学経営会議及び教授会で審議している。内部質保証に関わる委員会構成員は各組織の役職者であり、学長が責任者となり、責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的･自律的な自己点検･評価の結果として年度報告書を作成し、大学独自の評価を行っている。機関別認証評価を受ける中間時点において、大学全体レベルでの自己点検評価書を作成し、自己点検・評価の結果は事業報告書としてまとめ、ホームページで公開している。

内部質保証のための自己点検・評価に関するデータ収集と分析は IR 室が担い、各種調査を定期的に実施している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とし、保育者・教育者養成校としての社会的使命に基づき、入学者数、就職率、専門職就職率、資格・免許取得率等を基礎とした自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果を教授会や各部署で共有し、明らかになった課題に対してその改善に努め、教育の改善・改革を行っている。

「大阪総合保育大学・大阪総合保育大学大学院内部質保証の方針（案）」を策定し、大学全体の PDCA サイクルの機能性の向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．保育・教育に関する研究の推進

A－1．保育・教育に関する研究の推進

A-1-①　総合保育研究所による研究活動の推進

【概評】

総合保育研究所には学内所属の研究員に加え、大学が立地する大阪府を中心に学外にも多くの客員研究員がおり、地域の保育研究の拠点になっている。主催の講演会は、「子ども・子育て新制度」「幼稚園教育要領の改訂」など時宜にかなったテーマが選ばれ、毎年 100 人以上の参加者がおり、その満足度も非常に高い。また、現職保育者との共同した研究が行われており、その成果が「総合保育双書」として継続的に刊行され、研究成果を広く社会に還元していることは特筆すべきことである。これらの共同研究は、大学と保育現場との結びつきを強め、大学教育にも還元されており、理想的な理論と実践の往還が実現している。

研究所が主体となった複数のプロジェクトを推進している中、コロナ禍で数年の間活動が停滞していることは懸念すべき点ではあるが、令和 5(2023)年以降新たな活動を検討しており、今後の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．子ども総合保育センター

子ども総合保育センター（以下、センター）は、地域に開かれた子育て支援に対応した総合施設として、平成 20(2008)年 4 月に開設した。大阪城南女子短期大学、城南学園幼稚園、城南学園保育園との連携のもと、0～3 歳児の未就園親子の子育て支援、学生の学びの場として機能させてきた。運営は本学の専任教員が主として担い、各種活動にも多くの専任教員や大学院生が担当者・協力者として参加し、子育て支援活動に携わってきた。また、学生の学びの場として、「子育て支援体験」や「インターンシップ」の実習先としても活用してきた。地域に開かれた子育て支援の先駆的な取組として評価されてきた。

しかし令和 2 年(2020)年度始めから令和 3 年(2021)年度末までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で子育て支援事業が展開できない状況に陥った。その後、令和 4 年(2023)年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあっても地域貢献を果たしていく道を模索した。

現在、教職員組織は、センター長 1 名及びセンター員 2 名（いずれも専任教員）と事務局員 1 名で構成している。また、立候補で学生センター員（令和 5(2023)年度は 4 名）を募り、教職員組織と協働して取組を進めている。

令和 4 年(2023)年度以降の取組は以下のとおりである。

① 教員の社会貢献活動を支える取組

大学ホームページ内のセンターのページに「大阪総合保育大学教員が提供できる研修などの紹介」コーナーを設け、外部からの講師依頼等に対応している。各方面からのアプローチを得て、保育・教育に関する専門的な知見を提供することができている。

② 学生センター員と共に優れた文化を大学内外に発信する機会の提供

「ウクライナ&ロシアこども絵画展」（令和 4(2022)年 7 月 11 日～8 月 9 日、ウクライナとロシアの子どもの作品それぞれ 40 作を展示）や、「音のある絵本の読み聞かせ会」（令和 4(2022)年 7 月 25 日、教員と乳児保育学科 1 期生の学生による共同実践発表)、「冬の行事をまつ楽しみ～クリスマス絵本のひろば～」（令和 4(2022)年 12 月 7 日～12 月 26 日、クリスマス絵本の展示と関連イベント六つの実施）を展開した。近隣の子どもたちを招待したり、ポスターやリーフレットを作成して広く一般にも告知したりした。学園・大学内に留まらず、他大学の教職員、学生、地域の親子、一般の方々の来場があった。また、学生センター員が保育所に出向いての「ペープサート小劇場キャラバン」を展開した（令和 5(2023)年 3 月～、現在も継続中)。それぞれの様子は、ホームページに「イベントレポート」として公開している。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響以前に行っていた子育て支援事業について、改めてその意義を検討し、新たな方策を立て、実行していく必要がある。そのために、保育実践交流企画室との連携を深め、令和 2 年(2020)年度春に竣工した C 学舎を活用していくことを確認している。令和 4(2023)年度から重ねてきた社会貢献活動も継続しながら、社会状況を見据えつつ、今後も、保育大学としての使命を果たしていく。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 18(2006)年度
所在地　　大阪府大阪市東住吉区湯里 6-4-26

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
児童保育学部	児童保育学科　乳児保育学科
児童保育研究科	児童保育専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理

9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

17 関西医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的を学則に規定し、地域医療・社会貢献に尽くすことのできる人材育成を行っている。5 か年単位の中期計画は、大学の使命及び目的や将来ビジョンを反映しているとともに、社会情勢の変化に対応しやすいようローリング方式で策定している。教育研究組織としては、学部に保健医療学部 5 学科と保健看護学部 1 学科、大学院に修士課程の保健医療学研究科 1 専攻を設置している。

〈優れた点〉

○建学の精神や大学の将来ビジョンに基づいた活動を推進するために、これらを携帯型クレドに記載し教職員が携帯することや、学内各所に掲示することで、教職員及び学生への意識付けを行っていることは評価できる。

「基準２．学生」について

大学及び学部、学科、研究科ごとに策定したアドミッション・ポリシーに基づいて、さまざまな方法による入学者選抜試験を行い、社会に貢献しようとする人を受入れている。一部の学科で入学定員未充足が続いているものの、大学全体としては適切な人数の学生を受入れている。

クラス担任による個人面談、各種アンケート、学生が参加する拡大学生生活委員会等を通して、学修環境や学生生活に関する意見・要望をくみ上げ、改善を図る体制を整えている。特待生制度や通学用バスでの運賃補助など、学生生活安定のための経済的支援を行っている。

〈優れた点〉

○独自の「Style K（高校版）」「First Step」等の広報誌において、大学入試や医療関係の資格・仕事などの自大学以外の情報も提供しており、医療職を目指す高校生の進路選択支援をしていることは評価できる。

○TA となる大学院生には事前研修や実績報告書の提出を義務付けており、単なる学修支援にとどまらず、大学院生の教育体験の場としていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーに基づいてコンピテンシーを定め、教育科目との関係をカリキュラムマトリクスで視覚化している。一人ひとりの学生のコンピテンシー獲得状況はディプロマ・サプリメントとして可視化し、卒業時に配付している。シラバスにはグループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を記載するようにしており、アクティブ・ラーニング実施率が上昇している。教育効果・学修成果を把握するために、アセスメント・プランを策定し、さまざまな方法や指標で測定を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長が議長となる大学運営会議で大学の意思決定を行っており、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。FD(Faculty Development)活動、SD(Staff Development)活動を進めており、講演会や研修会への教職員の出席率も高い。教員は、所属学科の枠を超えた研究ユニットに所属して、共同研究を推進している。「公的研究費適正執行 NewsLetter」を発行するなど、研究不正防止に向けての啓発も積極的に進めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

就業規則や教職員の行動規範となるクレド、ガバナンス・コード、中期計画等を整備し、法人及び大学の経営の規律を維持し、使命・目的の実現に向けて努めている。理事長や学長、副学長、事務局各部署の長などから構成される「学園運営会議」を設置し、理事会審議事項の調整を行うとともに、法人及び大学の管理運営機関との間での意思疎通と連携や相互チェックなどを行っている。外部資金の確保に向けた活動を強化し、私立大学等経常費補助金等の外部資金の獲得に努め、近年、当該収入が増加している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証を進めるに当たり、大学運営会議と「自己点検・評価委員会」が中心的役割を担い、教学及び大学運営における内部質保証に向けた PDCA サイクルの仕組みが機能している。ローリング方式で毎年度見直しをしている中期計画に基づいてアクションプランを策定し、学部や各種委員会から提出された「アクションプラン達成状況報告シート」に基づき、自己点検・評価及び改善に向けた活動をしている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点としての内部質保証としては、アセスメント・プランに基づいた学修成果の把握や、臨床実習施設の職員や一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による第三者評価も受け、改善に取組んでいる。

総じて、大学は建学の精神に基づき、東洋医学における全人的医療を根底にして地域医療や社会に尽くすことのできる医療人の養成を行っている。クラス担任との個人面談などを通しての学生の意見のくみ上げや、アセスメント・プランに基づく評価などを通して、教育の質・学修環境の改善に努めている。中期計画に基づいたアクションプランについては、その達成状況報告シートを作成し、内部質保証に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、

基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生による新入生ピア・サポート「おたすけ隊」の活動
2. 学生のメンタルヘルスサポート体制の充実
3. 大学開学 20 周年記念事業の実施

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の根源は昭和 32(1957)年に設立された関西鍼灸マッサージ専門学校にあり、東洋医学的な伝統を踏まえて西洋医学との融合を目指し、全人的医療を担える医療人を育成している。「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的を学則に規定している。学部・学科の目的は、具体的かつ簡潔に、学則において明文化してあり、地域医療・社会貢献に尽くすことのできる人材育成を行うという個性・特色が反映されている。建学の精神の文章そのものは開学以来変更していないが、社会情勢の変化に対応して、解釈を見直すとともに、新学科の設置などの機会に、必要に応じて教育目的等の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定・見直しを行う際には、教授会や大学運営会議の議を経て、理事会で決定しており、役員や教職員の理解と支持を得ている。大学の使命・目的及び教育目的並びにこれらを反映した三つのポリシーは、ホームページや大学案内等で学内外へ周知している。建学の精神、行動指針、大学の将来ビジョン等を記したクレドを作成し、教職員の日々の活動における指針としている。中期計画は、社会情勢の変化に対応しやすいよう 5 か年単位のローリング方式で策定しており、使命及び目的や将来ビジョンを反映している。教育研究組織として、学部に保健医療学部 5 学科と保健看護学部 1 学科、大学院に修士課程の保健医療学研究科 1 専攻を設置し、大学の使命・目的及び教育目的の達成へ向けて活動している。

〈優れた点〉

○建学の精神や大学の将来ビジョンに基づいた活動を推進するために、これらを携帯型クレドに記載し教職員が携帯することや、学内各所に掲示することで、教職員及び学生への意識付けを行っていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを大学及び学部、学科、研究科ごとに策定し、ホームページ、大学案内、入試要項などにも掲載し周知している。アドミッション・ポリシーに基づいて、さまざまな方法による入学者選抜試験を行い、試験問題は大学が自ら作成した上で、社会に貢献しようとする人を受入れている。一部の学科で入学定員未充足が続いているものの、大学全体としては適切な学生数を受入れている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができているかどうかを新入生アンケート等により検証している。

〈優れた点〉

○独自の「Style K（高校版)」「First Step」等の広報誌において、大学入試や医療関係の資格・仕事などの自大学以外の情報も提供しており、医療職を目指す高校生の進路選択支援をしていることは評価できる。

〈改善を要する点〉

○保健医療学部ヘルスプロモーション整復学科では、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、定員充足に向けた更なる改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務調整会議が主体となり、リメディアル教育など全学的な学修支援について議論している。この会議には教務課長などの職員も委員として参加し、教職協働による学修支援の方針・計画・実施体制を整備・運営している。クラス担任制を導入し、教員と大学教学部職員が協働して学修支援を行っている。TA 制度を設け、携わる大学院生には事前研修の受講や実績報告書の提出を求めており、教員の教育活動の適切な支援につながっている。障がい学生支援委員会が主導して、障がいのある学生の支援を行っている。成績不振やメンタルヘルス不調の学生を早期に把握・支援するため、授業の欠席状況等を教職員で共有・把握する体制を整えている。

〈優れた点〉

○TA となる大学院生には事前研修や実績報告書の提出を義務付けており、単なる学修支援にとどまらず、大学院生の教育体験の場としていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援委員会が中心となって、キャリア形成、就職活動、進路決定の支援を行っている。キャリア支援委員とキャリア支援課職員が学生との個人面談を行うなど、学生個々のニーズに沿った支援を行っている。キャリア形成に向けて「卒業生と語る会」「社会人基礎力講座」などのイベントを実施している。

全ての学科で、各学年にキャリア教育科目を設定し、キャリア形成の意識付けを行っている。また、臨床実習など将来働く場での実習科目があり、職業理解のために機能している。LMS(Learning Management System)を活用した支援の仕組みを整備し、円滑な就職進路支援を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活委員会が中心となって、課外活動などの学生生活や学生活動に係る厚生補導を行っている。独自の特待生制度や各種授業料減免制度を整備しており、経済的理由による退学及び休学のリスク低減に寄与している。学内団体活動の支援、通学用バスの学生証提示による運賃無料化など、学生生活安定のための経済的支援を行っている。保健室、学生相談室、カウンセリングルームを設置し、学生の心身に関する相談や心的支援を適切に行っている。カウンセリングルームの活用を促すため、「カウンセリングルームだより」の発行や、新入生オリエンテーションの実施など周知活動に努めている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のために、校地、運動場、校舎、体育館などを整備して、活用している。言語情報教育のための CALL(Computer Assisted Language Learning)教室を整備している。ラーニング・コモンズと図書館は渡り廊下でつながり、学生の学修における利便性向上を図っている。学生の臨床実習施設の要件を満たす、診療所、鍼灸治療所、接骨院を整備し、教育に活用している。校舎入口のスロープ化やエレベータなど、施設のバリアフリー化に取組んでいる。クラスサイズを考慮し、1 学年を複数クラスに分けることや、授業を複数教員で対応するなど、教育効果を上げるための工夫をしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
クラス担任による個人面談、学修に関するアンケート、授業に関するアンケートの実施や、提案箱の設置等を通して、学生の学修に関する意見・要望をくみ上げる体制を整えている。コロナ禍において、学修に関するアンケートに記載された意見への対応は、ホームページに掲載することで学生にフィードバックしている。心の悩みを学生相談室とカウンセリングルームに相談できることを学生の多くが認知している。学生生活に関するアンケートで寄せられた、学内無線 LAN アクセスポイントの増設や通学バスの利便性向上等の意見・要望について適切に対応し、学生へフィードバックする体制が整えられている。学修環境については、一定期間ごとにアンケートを実施して調査を行い改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを定めて、ホームページ等で周知している。単位認定基準や卒業認定基準等は学則や履修規程に定められており、ディプロマ・ポリシーに基づいたコンピテンシーを定め、その内容をホームページや学生便覧等で周知している。また、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスの説明により理解の浸透を図っている。
必修科目の未修得単位を基準として、進級の判定を行っている。留年に相当する場合でも functional GPA(Grade Point Average)が定められた数値を上回る場合には、学生の努力により 4 年間で卒業できるような仕組みを設けている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを定めホームページなどで周知している。カリキュラムマトリクスを作成し、ディプロマ・ポリシーと各学科が学生に求めるコンピテンシーの関係、各科目とコンピテンシーの関係を明確にしている。また、カリキュラム・マップを作成し、科目区分ごとにナンバリングを行い、科目間の関係性を分かりやすく示している。

教育課程は、総合教育科目と専門科目に分けられるが、総合教育科目が教養教育の位置付けであり、教務調整会議が中心となって総合教育科目の実施方法などを議論し、教養教育の充実を図っている。

授業の教授方法については、シラバスにグループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を記載するようにしており、実際に実施率が上昇している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・プランを策定し、さまざまな方法や指標で、教育効果・学修成果の測定を行っている。また、学科が定めたコンピテンシーの獲得状況などを示したディプロマ・サプリメントを作成することで学修成果を可視化し、卒業時に配付している。

定期試験後に試験問題の解説を実施し、本試験不合格者に対しての面談を担任や科目担当の専任教員が実施し、再試験に向けたアドバイスや補講を行うなど、学生が単位修得できるよう指導している。

アセスメント・プランに基づいて実施した学修成果の把握のための各種アンケート結果を委員会等で評価し、その結果を学内共有フォルダ内の「IR 情報ライブラリ」に公開し、情報共有して、各学科の教務委員会や、FD 推進委員会等で改善策等を検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が、大学の教育研究に関する事項を決定すると定めており大学運営会議など主要な会議で議長を務めることによってリーダーシップを確立している。

また、副学長や学部長等の職務に関する規則を整備し、各種委員会等を含めて学長を補佐する体制を整えている。加えて、学長が大学の意思決定を行うための大学運営会議を開催し、学部長や事務局各部署の部長等からの意見を聴取、全学的な状況把握を行い大学運営や教育に係る事項の決定と、指示を行うことにより教学マネジメント体制を構築している。

職員の配置については、大学運営会議や教務調整会議などの構成員に事務職員も加わり大学の意思決定において適切な役割を果たすことができる体制を整えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は､設置基準及び専門職の養成課程指定規則で定める教員数を満たしており、教員の採用・昇任についても規則や選考基準を定め人事委員会で審議を行い適切に運用している。

また、FD 活動については FD 推進委員会が中心となり、教員同士による公開授業の実施、学生による「授業評価／満足度評価アンケート」の実施、学外又は学内講師による FD 講演会の開催、FD 関連研修会又はセミナー等への参加の 4 項目を柱とする活動を計画的

に実施し組織的に教育内容・方法の改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 推進委員会規程に基づいて、委員会を中心に計画的に新任教職員研修会や SD 研修会を開催し、教職員の資質・能力の向上に努めており、令和 4(2022)年度に開催された全教職員を対象とした 2 回の SD 研修会では、参加率が 100%と教職員全員が参加している。

受講後にはアンケート調査を実施して、理解度や研修効果、内容の適切性などを確認し、今後の企画立案に活用している。

学外の SD 関連研修会等に対しても教職員が参加しているほか、設置基準の改正に関しては学外での研修会参加者が学内者向けに説明するなど、組織的な研修が行われている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

共同研究推進委員会において五つの基本方針を設定し、研究倫理指針、公的研究費取扱規程等の規則を整えるとともに、研究目的に応じた施設設備を整備して適切に運用しており、全ての専任教員が所属学科の枠を超えた研究ユニットに所属するなど研究体制を整え、適切に研究費を配分している。

研究倫理教育 e ラーニング受講の義務付けや、毎年開催する研究不正防止コンプライアンス教育研修会終了後にも理解度チェックシート提出を義務付けているほか、会計課に設置する不正防止計画推進部署が「公的研究費適正執行 NEWS LETTER」を定期発行し、研究不正防止の啓発を積極的に進めている。

科学研究費助成事業に関し、説明会の開催や研究計画調書記載事項の解説のほか、外部企業等からの寄附講座や寄附研究の募集を行うなど、外部資金獲得に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

就業規則や行動規範となるクレド、ガバナンス・コード、中期計画等を整備し、法人及び大学の経営の規律を維持し、使命・目的の実現に向けて努めているとともに、法人及び大学の規則を「Web 規程管理システム」により学内に開示している。また、ガバナンス・コードの遵守状況や法令等により公開が必要な情報については、ホームページに公開するなど適切な運営に努めている。

公益通報に関する規則の整備やコンプライアンス窓口の設置、個人情報保護、ハラスメント防止に関する規則を定め、人権の保護に配慮している。

防火訓練、緊急地震速報による訓練を実施するなど防災に取組むとともに、災害時における連携協力に関する協定を地元自治体と締結し､地域住民の安心･安全に寄与している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会については、寄附行為に基づき法人に設置し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整え、開催日を当年度の事業計画として決定、定期開催している。理事会機能を補佐するための「学園運営会議」を設置し、理事会審議事項の調整などを行い、法令等で定める事項や事業計画など、法人や大学の運営に関する重要な事項を審議している。

理事については寄附行為に基づいて選任され、欠席者からは事前に議決権行使書が提出されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長や学長、法人本部長、副学長、事務局各部署の長などから構成される「学園運営会議」を設置し、意思決定に向けて、法人及び大学の管理運営機関との間で意思疎通と連携、相互チェックができる体制を整備し、適切に機能している。

事務調整会議を設置し、「学園運営会議」における理事長の指示への対応や、大学の諸案件について議論し、法人及び大学の事務の円滑な処理を行っている。

教職員からの意見・提案をくみ上げるため、大学運営会議や事務調整会議等を活用して意見反映等を行っている。

監事については、寄附行為に基づいて選任され、理事会、評議員会への出席率も良好で寄附行為に定める職務を果たしている。評議員については、寄附行為に定める諮問事項の審議を行い、欠席者からは事前に議決権行使書が提出されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人として財務等の 4 領域のビジョンのもと、大学として七つの領域での 5 か年単位の中期計画を策定して活動を進め、財政運営基盤の安定化を目指している。

外部資金の確保に向けた活動を強化し、医療人材養成事業等の補助申請などのほか、私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 の条件整備を整えるとともに教育の質に係る客観的指標の条件整備も進めるなど、補助金収入が増加している。

法人全体でも大学単独でも経常収支差額比率はプラスで推移しており、教育目的達成のため収入と支出のバランスを保つなど、法人運営の財務基盤は安定している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、経理規程、予算編成規程、予算執行規程などに基づき適正に会計処

理を行っており、予算額と決算見込額にかい離がある場合には、補正予算編成により対処しており、補正予算は「学園運営会議」での審議検討を経て、評議員会の意見を聴いた後に理事会に諮り、承認を得ている。

監事による会計監査のほか、内部監査委員会による学内監査、外部監査法人による会計監査を行う体制を整備して適正に実施しており、その結果について理事会及び評議員会に諮られている。

法人の財務状況に関して、ホームページにより適切に情報公開を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を進めるに当たり、大学運営会議と自己点検・評価委員会が中心的役割を担う体制を整備している。大学運営会議では、内部質保証に関する方針や、自己点検・評価委員会をはじめとした各種委員会等から上程された議案を審議し、内部質保証に関する意思決定を行っている。自己点検・評価委員会は、学部や各種委員会などの各部署が進める中期計画におけるアクションプランの達成状況の評価や改善に向けての審議など、全学的な自己点検・評価を主導している。両会議とも、規則に基づき、学長が議長となり、教員と職員が構成員となることで、内部質保証における責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づいたアクションプランに基づいて活動し、担当部署より提出された「アクションプラン達成状況報告シート」に基づき、自己点検・評価委員会にて進捗状況についての自己点検・評価をしている。その結果は、大学運営会議に上程された後、学内ネットワークで教職員へ開示して共有が図られている。大学機関別認証評価を受けた後、次回

の評価を受けるまでの間に一度自己点検評価書を作成し、ホームページに公開している。理学療法学科と作業療法学科では、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による分野別の評価も受けており、改善につなげている。副学長が室長を務める IR 推進室では、主に教学に関する各種調査の集計や分析を通して現状把握するとともに、学内へ「IR 通信」を発行するなど、分析結果についての情報共有を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証として、アセスメント・プランに基づいた学修成果の把握や、臨床実習施設の職員など学外の第三者による評価等を行っている。また、授業科目のレベルでは教員活動における自己評価等が、学科・教育課程及び大学全体については中期計画進捗状況・アクションプラン達成状況の評価とそれに基づく改善が行われており、内部質保証に向けた PDCA サイクルの仕組みが機能している。

大学機関別認証評価や一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による分野別評価での指摘・コメントに対応することをあらかじめ中期計画のアクションプランに記載することで、確実に自己点検・評価とそれに基づく改善を行う仕組みを整備している。また、ローリング方式で中期計画を毎年度見直すことにより、迅速に社会状況の変化に対応することを可能としており、大学運営においても改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会への貢献

Ａ－1. 大学が持っている物的・人的資源による地域社会への貢献

A-1-① 地域社会に対する保健医療活動

A-1-② 教員と学生による地域住民との交流

【概評】

大学の附属保健医療施設として、診療所、鍼灸治療所、接骨院の 3 施設を設置し、学生の臨床実習に活用するとともに、地域住民の疾病治療と健康管理に貢献している。社会の中において、教員と学生が参画し、人々の健康増進及び運動やスポーツを通じた体力向上を図るための取組みを継続的に実施している。

社会貢献の一つとして、コロナ禍では、行政検査としての PCR 検査を実施し、またワク

チン接種対象医療機関としてまん延防止に貢献した。

大学の特色を生かした公開講座や運動教室である「ここから始まるトレーニング習慣（通称、ここトレ）」を開催するとともに、自治体等へ講師を派遣している。また、大阪マラソンでの救護ボランティアなど、大学の特色を生かしたボランティア活動に学生が参加し、地域住民との交流を行っている。大学と地域社会との関係を構築することによって、教育目的の達成に寄与している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生による新入生ピア・サポート「おたすけ隊」の活動

本学は、平成 23(2011)年度から在校生による新入生のピア・サポート制度を導入している。この制度は、様々な不安を抱えた新入生が円滑に大学生活に適応できるように各学科の在校生有志が「おたすけ隊」を組織し、4 月中を活動期間として新入生をサポートすることを目的としている。おたすけ隊の活動は大学最寄り駅やオリエンテーション、教科書販売、健康診断等の場での誘導のほか、履修や授業に関する相談、クラブ紹介、新入生歓迎会の企画運営など多岐にわたる。令和 5(2023)年度は 59 人の在校生でおたすけ隊を組織し、学内のカフェ前にブースを設営して新入生が利用しやすいオープンな環境づくりを心掛け、期間中に 118 件の相談に対応してサポートした。おたすけ隊の活動は本学の建学の精神である「奉仕の精神」が在校生に芽生えていることの証であり、活動を通して学部、学科を越えた絆づくりと医療大学の学生としての自覚を育成できる取組みとなっている。

2. 学生のメンタルヘルスサポート体制の充実

本学は、学生の相談場所として専任教員の学生相談員による学生相談室と公認心理師・臨床心理士がカウンセラーを務めるカウンセリングルームを整備している。昨今の学生相談では自ら相談を求めることができない学生への支援が課題であることから、本学では相談に対する敷居を下げる啓発活動として入学時に利用方法を分かりやすく説明するほか、スタンプラリーの実施、ポスター掲示等の工夫で周知を図っている。学生には毎月「カウンセリングルーム便り」を発行して予防的な心理教育も実施している。コロナ禍の令和 2(2020)年度からはメンタルヘルス調査を開始し、相談希望者への早期対応とともにメンタルヘルスに不調の可能性がある学生に対するカウンセリングルームへの来談を促す連絡と支援を行っている。令和 3(2021)年度以降は心身の疲労が現れやすい 5 月の連休後を調査時期としている。これらの支援体制をより充実させるため、令和 4(2022)年度からカウンセリングルームの開室日数と時間を増やし、クラス担任や各部署とも必要に応じて連携を取りながらきめ細かな学生のメンタルヘルスサポートを行っている。

3. 大学開学 20 周年記念事業の実施

本学は、平成 15(2003)年に関西鍼灸大学を開学し、令和 5(2023)年 4 月に大学開学 20 周年を迎えるにあたり、学長の命を受けた大学企画推進室が企画・運営を担い、主に次の 3 点の記念事業を実施した。1 点目として、これ迄多くの人々から多大なる協力と支援を受けたことに対し感謝の意を示すことを目的に、令和 5(2023)年 3 月 25 日に大学内で記念パ

ーティーを挙行した。この行事は、熊取町長、近隣の大学及び実習施設等の関係者、本法人の理事・評議員、教職員等の参加を得て、本学の建学の精神及び使命・目的等を改めて共有する機会となった。2 点目として、学生だけでなくキャンパスを訪れる人々の憩い場となるよう 4 号館前に記念花壇を設置した。3 点目として、学生が大学への帰属意識と誇りを持ち、本学をアピールすることができるオリジナル・ノベルティグッズを作成し、学生に配付した。特に、学外実習で役立つ記念バックは実習指導者等からの会話のきっかけにもなり、本学の広報活動の一助にもなった。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　大阪府泉南郡熊取町若葉 2-11-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科　理学療法学科 ヘルスプロモーション整復学科　臨床検査学科　作業療法学科
保健看護学部	保健看護学科
保健医療学研究科	保健医療学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 12 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 13 日	実地調査の実施　　11 月 14 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 15 日	11 月 15 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

18 関西福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を踏まえ、兵庫県赤穂市との公私協力方式に基づき「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」として、地域社会に貢献することを目指して、大学の使命・目的及び教育目的を定め、学則及び大学院学則に具体的に明文化するとともに、人材養成の目的等を適切に定めて大学の個性・特色とともに明示し、役員、教職員が参画する中で具現化している。これらは、令和 2(2020)年 3 月に策定した「学校法人関西金光学園中期経営計画書（令和 2 年度～令和 6 年度)」（以下「中期経営計画書」という。）の基本方針に反映、実行し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく教育目的等を達成するための教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

大学の教育目的を踏まえたアドミッション･ポリシーは、学部･学科ごとに適切に定め、学生募集要項等で周知している。それぞれのアドミッション･ポリシーに沿った選抜区分、試験科目等が設定され、「学びマッチング特別選抜」など多彩な選抜方法を公正かつ妥当な方法により実施している。教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営するとともに、全学生に「アカデミック・アドバイザー」を付け、オフィスアワー等を通じて、学生への助言・個別指導の体制を適切に整備している。学内の「バリアフリーマップ」を公表し、障がいのある学生への配慮も適切に行っている。学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望は、「意見箱『ボイス』」、学生満足度調査を行い、所掌委員会、部署等において検討の後、回答案を周知するなど、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援体制の改善に反映している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、「関西福祉大学教育方針に関する規程」に定め、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」に掲載するとともにホームページ等を通じて適切に学内外に公表している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定に関する基準は、学則、大学院学則、履修規程等で明確に定め、厳正に適用されている。カリキュラム・ポリシーについても適切に学内外に公表し、これに沿って教育課程を体系的に編成している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、学生への理解に配慮したカリキュラムマップで示している。三つのポリシーに基

づくアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況や「学修成果・行動アンケート調査」、授業評価アンケート等に基づき学修成果の点検・評価を実施し、その結果を各科目担当教員へフィードバックすることにより、教育内容・方法の改善に役立てている。

「基準４．教員・職員」について

大学は、学長を教学に関する最高責任者と位置付けリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長補佐会議をはじめ、教授会、研究科委員会等の意思決定プロセスに関わる組織体制について整備し、学則・諸規則により明確に定め、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。教育目的の実現のため、教員採用には公募制を取入れるなど、適切な教育人材の確保に努めている。教育活動の全学的向上を目的としたFD(Faculty Development)を推進するため、FD委員会を設置し、教育内容・方法等の工夫・開発に取組むとともに、SD(Staff Development)に関しても、外部研修への参加やDX 人材育成のためのオンライン研修の活用等も行い、職員力向上に努めている。外部研究資金獲得に向けた対策セミナーや研究倫理に関する講習会、コンプライアンス研修を定期的に開催し、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

学校法人は、寄附行為及び同施行細則をはじめとする諸規則、ガバナンス・コードに基づき、誠実な経営・運営のための組織の構築に努めるとともに、法令等に定める情報の公表を適切に行っている。寄附行為に基づき理事を選任し、理事会においては法人の使命・目的等を実現するため、中期計画、各年度の事業計画を定め、その進捗管理のため、理事会・評議員会をはじめ、大学経営委員会等を定期的に開催し、教学部門の意見を法人経営に適切に反映させるよう継続的に努力している。監事は適切に選任され、業務監査、財務監査のほか理事会・評議員会に出席し、意見を述べており、適切に職務を遂行している。評議員の選任も適切に行われており、良好な出席状況のもと、評議員会を適切に運営している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関しては、「関西福祉大学内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証の推進に責任を負う学長補佐会議を置き、「関西福祉大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価に関する規程」という。）に基づき自己点検委員会を設置し、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的な自己点検・評価に基づく自己点検評価書を刊行し、ホームページで公表している。内部質保証の推進に当たっては、アセスメント・ポリシー、各種アンケート、「年間活動進捗状況報告」「年間活動報告書」等による点検・評価の結果をそれぞれ機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで相互に連携を図ることで実施し、これらをIR(Institutional Research)部門として事務局に設置された経営戦略室が統括・管理し、学内への共有を図るなど、PDCAサイクルの確立と内部質保証への不断の努力を行っている。

総じて、大学は、建学の精神を踏まえて大学の使命・目的及び教育目的を定め、福祉・

教育・看護の人材を養成すること等を通じて地域社会に貢献することを目指して誠実・実直に教育を実践している。赤穂市をはじめとした多数の連携・提携先との間でインターンシップ等を実践し、教職協働の中で大学の使命・教育目的の達成に尽力している。今後更に地域との連携を深め、地域社会に貢献する大学として発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携・協力」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「リベラルアーツと SDGs」～建学の精神と社会人基礎力～
2. L・L サポート体制（Learning と LifeDesign のサポート）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえて、大学及び大学院学則に具体性をもって明文化し、簡潔な文章により定め、「学生ハンドブック」、ホームページ等に明確に示している。大学の建学の精神である「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を踏まえ、赤穂市と公私協力方式に基づき「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」として、福祉・教育・看護の人材を養成すること及び教育・研究活動を通じて地域社会に貢献することを特色として明示している。社会的、地域的な背景や地元自治体等からの要望に応え、変化する時代や社会のニーズに柔軟に対応し、その都度使命・目的及び教育目的の見直し等を図っている。建学の精神に基づいた社会人基礎力向上への取組みとして令和4(2022)年度から開講した「リベラルアーツと SDGs」については、FD としても機能しており、一層の充実を期待したい。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的等は、中期計画に反映されており、教授会等での審議、理事会での決定に基づき役員、教職員の理解と支持を得るとともに、これらの内容は、大学ホームページ、「学生ハンドブック」等において適切に学内外に周知され、また、教職員合同会議において徹底を図っている。使命・目的及び教育目的は、「中期経営計画書」の基本方針に反映、実行し、これらに基づき三つのポリシーが作成され、その達成を目指す内容としている。これを実現するために必要な教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の教育目的を踏まえて学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項等で周知している。それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った選抜区分、試験科目と配点が設定され、「学びマッチング特別選抜」など多彩な選抜方法を公正かつ妥当な方法により実施している。アドミッション・ポリシーに沿った試験問題、面接問題、採点基準を作成し、入試委員会が適切な体制のもと、運用及び検証を行っている。
学生の受入れについては、入学定員に沿った学生募集を行い大学全体では収容定員を充足している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学修支援を担う各種委員会に構成員として職員 1 人以上を配置し、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。
学修支援を実効性のあるものとすることを目的として、全学生に「アカデミック・アドバイザー」を配置し、学生の状況に応じた助言、指導に努めている。専任教員のオフィスアワーについてはポータルサイト等で学生に周知するとともに、兼任教員への質問等については学生ポータルサイトの機能である「質問箱」を活用して対応している。
大学院の研究教育の充実振興、学部教育の充実及び育成を図ることを目的に、大学院生を対象とした TA の規則を制定し、必要に応じて活用している。

2－3. キャリア支援
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
教員とキャリア開発課職員で構成された進路・就職委員会が中心となり、各種ガイダンス、就職活動支援講座等を計画・実施し、学生への助言・個別指導の体制も適切に整備している。
キャリア教育に関する科目を必修で開講し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成している。
正課外での学びの場として「学習ステーション」を設置・運用し、学力の段階的な積上げや自主学習の機会を提供し、キャリア教育のための支援を行っている。国家試験対策を実施し、参加学生の国家試験合格率も上昇している。連携協定を締結する赤穂市、兵庫県社会福祉事業団等とのインターンシップ実施体制も整っており、実績を挙げている。

2－4. 学生サービス
2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課及び学生委員会が、学生サービス、厚生補導等の支援を行い、生活支援、課外活動に関する指導・助言を行っている。健康管理センターに保健室、学生相談支援室を置き、健康相談や傷病の応急処置、臨床心理士の資格を持つ学内の教員や非常勤カウンセラーによる心理的・精神的相談、カウンセリングを行っている。

給付型奨学金を充実させ、経済的支援を行っている。コロナ禍においては「新型コロナウイルス感染症対策緊急支援給付金制度」に基づく支援を実施した。

また、100 円で朝食を提供する「朝活」を同窓会組織の援助を受け実施するなど、学生生活の安定のための支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地・校舎ともに設置基準を満たしており、講義室、演習室、実習室、情報・LL 教室、マルチメディア講義室、図書館、運動場、体育施設など教育研究に必要な設備を整え、有効に活用している。適切な規模の図書館を有しており、十分な学術情報資料を有している。開館時間も適切に設定されており、自習コーナー含め学修環境を整備している。

バリアフリーにも対応し、学内の「バリアフリーマップ」を作成し、バリアフリー環境をホームページで公表するとともに年次計画をもとに、適宜改善に努めている。

授業環境については、授業内容に応じて学生数を適切に管理するとともに、教育目的に沿って授業等が円滑に実施できるよう事務局と調整を図りながら整備している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望は「意見箱『ボイス』」と学生満足度調査によって行っている。「意見箱『ボイス』」に投函された意見は、適宜学内で共有・連携

し、所掌委員会、部署等において検討の後、回答している。学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援体制の改善に反映している。

心身に関する健康相談、経済的支援の意見・要望にも「意見箱『ボイス』」を活用するとともに、学生支援課及び「アカデミック・アドバイザー」が把握に努め、対応を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは「関西福祉大学教育方針に関する規程」に定め、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」に掲載するとともにホームページ等を通じて適切に学内外に公表している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定に関する基準を学則、大学院学則、履修規程等で明確に定め、「学生ハンドブック」等で周知するとともに、各種規則に基づき厳正に適用している。大学院における学位論文審査基準はホームページ上で公表している。成績評価における客観的な指標としてGPA(Grade Point Average)制度を導入し学生指導等に利用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命･目的及び教育目的に基づき学部及び研究科ごとにカリキュラム･ポリシーを策定し、これを「関西福祉大学教育方針に関する規程」に定め、「学生ハンドブック」「院生ハンドブック」やホームページ等を通じて適切に学内外に公表している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、学生への理解に配慮した簡易なカリキュラムマップで示している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は、各学部・学科及び研究科ごとに科目区分を設けて体系的に編成している。シラバスを整備し履修登録単位数の上限を定めている。教養教育は各学部・学科において体系的に編成し、共通教務委員会において教養科目の充実や見直しを行っている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、FD 委員会を中心として研修会等を実施して取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は学位プログラムごとのディプロマ・ポリシーにおいて、学修成果を身に付けるべき「素養・能力」として明示している。また、三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを策定し、学生の GPA、単位取得状況、資格取得状況や共通教務委員会が実施する「学修成果・行動アンケート調査」等により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を実施している。授業については学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各科目担当教員へフィードバックすることにより、教育内容・方法の改善に役立てるようにしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長補佐会議をはじめ、教授会、研究科委員会等の意思決定プロセスに関わる組織体制について整備し、学則・諸規則により明確に定めており、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。

学長は、学校教育法に基づき、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を「関西福祉大学教授会規則」及び諸規則で明確に定め、周知している。

法人及び大学は、教学部門及び法人経営部門のそれぞれの意思決定プロセスにおける職員の配置・参画について、その役割等を規則で明確に定めており、効率的な教学マネジメントに努めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準や各種免許・資格関係の認定基準に定められた必要な教員数を確保している。

大学及び大学院は、「関西福祉大学教員選考規則」等の諸規則を定めており、教員の採用に当たっては公募制を取入れ、昇任については教育貢献・学内貢献・研究貢献・地域社会貢献を加味した総合評価を行うなど、教育課程の適切な運営と教育目的の実現のため、適切な教育人材の確保に努めている。

大学は教育理念に基づく教育活動の全学的向上を目的とした FD を推進するため、FD 委員会を設置し、授業評価アンケート結果を踏まえた教員の自己点検レポートや毎年の FD 研修会、授業公開などを実施し、教育内容・方法等の工夫・開発に取組むとともに、研修方法の検証・見直しを図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全教職員を対象とする研修会として「国試教採就職等対策情報交換会」を実施し、各学

部・学科が保有する知識や情報を共有し、課題に向き合うことにより教職員全体の資質・能力の向上を図っている。また、各種能力を身に付けるための外部研修への参加や DX 人材育成のためのオンライン研修の活用等も行い、職員力向上に努めている。人事評価において、職員を対象とした「関西福祉大学職員人事評価規程」を定め、「人事評価制度の手引き」に基づき、個々の年間目標設定に対する進捗状況の把握と目標達成の確認を面談により行い、適切に評価することで人材育成に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は適切に整備しており、専任教員の個人研究費は「関西福祉大学個人研究費規程」「関西福祉大学個人研究費の執行・管理に関する施行細則」に基づき適切に配分、執行、管理している。また、科学研究費助成事業は「関西福祉大学科研費執行マニュアル」に基づき、適切な執行、管理を行っており、「外部資金獲得推進委員会」が中心となり、科学研究費助成事業の獲得のための対策セミナーの企画、運営等を行うとともに、担当職員を配置して外部資金の獲得に向けた人的支援を行っている。研究倫理に関し、「関西福祉大学倫理審査委員会規程」「関西福祉大学研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」「関西福祉大学競争的研究資金の執行・管理に関する規程」等、必要な規則、ガイドラインを定め、これらに基づき研究倫理に関する講習会及びコンプライアンス研修を定期的に開催し、厳正に運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は、寄附行為及び同施行細則をはじめとする諸規則、ガバナンス・コードに基づき、規律のある誠実な経営・運営のための組織の構築に努めるとともに、法令等に定める情報の公表を適切に行っている。

学校法人の使命・目的等を実現するため、中期計画、各年度の事業計画を定め、その進捗管理のため、理事会・評議員会をはじめ、大学経営委員会等を定期的に開催し、教学部門の意見を法人経営に適切に反映させるよう、継続的に努力している。

大学は環境保全への配慮に取組むほか、公益通報窓口の適切な設置、ハラスメント防止への組織的な取組み、労働環境の改善、個人情報保護等、人権への配慮にも努めている。また、災害等緊急事態に備え、施設設備、各種危機管理・対応マニュアルを整備し、これらが適切に機能するよう、避難・防災訓練、救命救急講習などを実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は年 3 回の定例会と臨時会を開催しており、使命・目的の達成のために必要な重要事項として、理事の選任、法人全体の予算、事業計画の確実な執行、決算の承認、寄附行為、その他の重要な規則の制定・改廃、設置している学校の組織変更、学部・学科の入学定員、授業料改定等に関する議決・決定を適切に行っている。

理事の出席状況は良好であり、欠席時に提出する委任状についても議案ごとの意思表示を行い、適切に運用している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長のリーダーシップを発揮できる仕組みとして、学園経営委員会、大学経営委員会を設置している。これらの組織は、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制として、適切に機能している。

大学における理事会審議事項等の重要事項については、理事長、専務理事、常務理事、学園本部長、学長、学部長、大学事務局長等で構成する大学経営委員会において事前に審議を行っており、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

監事の選任は適切に行われ、業務監査、財務監査のほか理事会・評議員会に出席し、意見を述べており、適切に職務を遂行している。評議員の選任も適切に行われており、良好な出席状況のもと、評議員会を適切に運営している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期経営計画書」において、経営改善計画における財務上の数値目標を掲げ、学生募集対策、人件費及び経費抑制計画等に基づき毎年度の予算編成方針を策定し、収支改善に向けた努力をしており、入学定員充足率の改善と年度予算計画の適切な実行により法人全体、大学部門とも収支バランスを確保している。また、外部資金獲得推進委員会が中心となって、科学研究費助成事業、私立大学等経常費補助金の獲得を継続的に取組んでいる。

資産運用においても、「学校法人関西金光学園資産運用規程」を策定し、資産の適正かつ効率的な運用を実施している。学校法人全体の財務健全性は高く、安定した財務基盤を維持している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び法人の経理関連規則等に基づき適正に実施している。予算の執行は、「学校法人関西金光学園学校会計事務決裁規則」及び「学校法人関西金光学園学校会計事務決裁細則（大学部門）」に定める決裁区分に準じ、適正に管理しており、学生数の変動や事業の見直しなどにより予算とのかい離が生じた場合は、補正予算を編成している。監事及び監査法人による会計監査は、監査計画に基づき厳正に実施されている。また、「学校法人関西金光学園内部監査実施要領」に基づき内部監査を実施し、毎会計年度終了後、監事、監査法人及び内部監査責任者が、各々の監査結果について、理事長をはじめ法人本部役員と意見交換する監査報告会を開催し、各々が監査実施状況を的確に把握できるようにしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を定め、会議組織規則に基づき内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として学長補佐会議を置くとともに、内部質保証の基盤となる自己点検・評価に関する基本方針の策定と実施の統括を行う組織として「自己点検・評価に関する規程」に基づき自己点検委員会を設置するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を構築している。

内部質保証の推進に当たって、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで相互に連携を図り、PDCA サイクルを構築することで、恒常的な教育研究活動の活性化に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な内部質保証として「自己点検・評価に関する規程」に基づき自己点検・評価を実施し、結果は評価書としてホームページで公表している。各種委員会から提出された「年間活動進捗状況報告」「年間活動報告書」に基づく自己点検・評価の結果は、学長補佐会議において再点検・評価され、これに基づき示される学長からの提言を教授会で共有し、改善につなげている。

内部質保証に必要な現状把握のための調査・データの収集・分析に関しては、各委員会や事務局において実施され、これらの結果は IR 部門として事務局に設置された経営戦略室が統括し、学内への共有を図るとともに、アンケート結果等をホームページで公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査結果を踏まえて、「中期経営計画書」が策定され、これに基づき単年度の事業計画書が作成され、これらの事業活動は「年間活動報告書」等で進捗の点検・評価を行うことで、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを構築し、実施している。大学全体として三つのポリシーを踏まえた教育課程の体系的編成及び学修成果の点検・評価体制を整備し、アセスメント・ポリシーに沿った点検・評価、各種アンケートの集計・分析を通して教育の質保証活動を行っている。IR 部門として設置された経営戦略室が分析結果の管理にとどまっている点はあるものの、学長補佐会議と自己点検委員会が連携することで継続的な PDCA サイクルを確立し、教育の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携・協力

Ａ－1．地域社会との連携・協力に関する方針の明確化と組織体制

A-1-①　地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

A-1-②　地域社会との連携・協力に関する組織体制

Ａ－2．地域社会との連携・協力に関する具体的な取り組み

A-2-①　近隣市町との連携・協力

A-2-②　近隣高校との連携・協力

A-2-③　産官学の連携・協力

Ａ－3．教育・研究成果の地域への提供

A-3-①　研修事業、公開講座、啓発交流事業の地域への提供

A-3-②　学生団体、部・サークル等による活動

【概評】

大学は赤穂市との公私協力方式によって開学しており、建学の精神に基づく基本理念の一つに「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」を掲げ、地域社会との連携・協力に関する方針を学則第１条に明記している。附属地域センターと地域連携推進室を設置し、それぞれに委員会を置いて、諸種の連携・協力事業を展開している。

具体的には、赤穂市との間で「連携推進会議設置要綱」を制定し、近隣の岡山県備前市と兵庫県赤穂郡上郡町との間では包括連携協定を締結して人的連携等を行っている。また、近隣市町にある 31 校の高等学校と連携協定を締結し、大学教員の出張講義や生徒のインターンシップの受入れ等を行っている。産官学の連携・協力としては、兵庫県社会福祉事

業団・福祉施設等と連携協定を締結するほか、赤穂市とのスポーツ振興に関するパートナーシップ協定を締結している。「教育・文化・スポーツ」事業の展開として商業施設との連携も行っている。教育・研究成果の地域への提供という点では、学生団体、部・サークル等が地域の行事に参加することで地域貢献活動に積極的に取組んでいる。また、研修事業、公開講座、啓発交流事業の地域への提供として、介護職員及びガイドヘルパーへの研修、市民向け講座と子ども支援セミナー、夏休みの子ども等に向けた啓発交流事業を行っており、更に地域活性化事業とまちの居場所づくり事業という地域での活動も行っている。

これらの取組みは地域の活性化と学生の教育に資するものであると同時に、若者の地域への愛着を深める活動でもある。今後の更なる発展を期待する。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「リベラルアーツと SDGs」～建学の精神と社会人基礎力～

本学では、すべての人が「心豊かに生きる」ことのできる社会の実現をめざして、令和4(2022)年度から教養科目として「リベラルアーツと SDGs」を開講している。この講義は、福祉・看護・教育の学部の垣根をこえて、様々な学問領域を専門とする教員の講義から学び、持続可能な社会の実現に向けて挑戦する教養の素地を身につけることを目標としている。

また、「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」という建学の精神を実現することは SDGs の達成にもつながると考えており、これらを学ぶことでそれぞれがめざす専門職として、卒業後も持続的に活躍できる社会人基礎力を養うものである。

講義は、オンデマンド形式で実施し、これからの社会で活躍する資質・能力の育成に資するために、第 1 回・第 2 回に学長・学園長の経験をもとに、これからの社会に通用する「人としての生き方」について学生が理解を深められるよう促している。そして第 3 回以降においては、本学の建学の精神を通した、社会を生き抜くための見方・考え方を学ぶ、各学部学科の教員による多領域にわたる講義を展開している。

2. L･L サポート体制（Learning と LifeDesign のサポート）

本学では、学生の将来なりたい姿を実現するために、教職員による「L･L サポート体制」を推進している。

L･L サポートの最初の L は、大学の Learning「学び」をサポートすること、次の L は LifeDesign「これからの将来設計・人生デザイン」をサポートすることを意味している。

Learning「学び」のサポートでは、授業の受け方、単位の取り方、レポートの書き方、ゼミの過ごし方といった学生の学び・学業を中心に学生生活全般の相談にも教職員が関わっている。一方、LifeDesign「これからの将来設計・人生デザイン」のサポートでは、大学でどのような力を付けておかねばならないのか、どのような人間に成長しておかねばならないのか、そのためにどのような勉強や体験をすべきなのか、目指す未来の姿とその実現に向かって、今やこれからをどのように過ごすべきかを学生と教職員が一緒に考えている。

L･L サポートをより効果的に実践するための諸策の一つとして、年度初めには「オープ

ンオフィスアワー」を実施している。

オフィスアワーは、学生が教員の研究室を訪問し、気軽に、かつあらゆる質問や相談ができる時間であるが、特に新入生を対象として年度初めに「オープンオフィスアワー」を設定している。これは、新入生が所属する学部学科の教員を含む本学の全ての教員の研究室を自由に訪問できるようスタンプラリーを実施するなど、学部学科の垣根を越えて一人でも多くの教員の研究室を訪問する特別期間を設けるもので、新入生の段階から、気軽に教員に相談できる雰囲気づくりやサポート体制を整えている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 9(1997)年度
所在地　　兵庫県赤穂市新田 380-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	社会福祉学科
教育学部	児童教育学科　保健教育学科
看護学部	看護学科
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻
教育学研究科	児童教育学専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 27 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 29 日	実地調査の実施　　11 月 30 日　第 2・3 回評価員会議開催
～12 月 1 日	12 月 1 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

19 畿央大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

社会情勢の変化に対応し、使命・目的及び教育目的の確認と検証を行っている。使命・目的及び教育目的の策定・見直しの際には、教育推進室会議にて改定案を取りまとめ、教授会などの議を経て学長の承認を得ることとしている。

人材の養成に関する目的が学則等に定められていないが、使命・目的及び教育目的を具体的に明文化するとともに、ホームページで示している。

「中長期計画」「中期計画」や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は使命・目的及び教育目的を反映しており、これらを達成するための教育研究組織と付置教育研究機関等を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、学部・学科の教育目的を踏まえて明確に定められ、ホームページ、入試ガイド等で公表されている。また、入学定員に沿って学生を確保している。

担任制は学生の学修支援体制の一つとして有効に機能しており、担任と進路支援部職員の連携により、学生に関する情報を共有しながら適切に学生支援を実施している。キャリアセンターと教採・公務員対策室では、学生が資格取得や就職活動をスムーズに行うための助言や相談を行っている。

授業は適切な学生数で行われており、各講義室のバリアフリーについても配慮している。全学生を対象に「学生生活実態・満足度調査」を行うとともに、学生の意見・要望を把握し、問題点を改善することに努めている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、専門分野の教育内容を踏まえて教育課程ごとに策定されており、ホームページなどで周知されている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係が明確であり、学内外に明示している。シラバスの作成に当たっては、学部長をはじめとした担当者が確認を行っている。建学の精神と教養教育の理念を結びつけ、全学必修科目や推奨科目を設け、教養教育を適切に実施している。ノートパソコンを全学生に貸与し、アクティブ・ラーニングなど授業方法の工夫を行っている。

アセスメント・ポリシーを踏まえ、入学から卒業までに各種の調査を実施し、学修成果の点検・評価を実施している。「学生による授業アンケート」の結果を受けて教員は「教員による授業改善アンケート」に回答し、その結果をもとに教育推進室会議や運営協議会で

は、授業内容・方法、学修指導、授業環境及び教育施策の改善に取組んでいる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、運営協議会と教育推進室が機能的に運営されている。学長が大学の意思決定を行うに当たり、教授会及び研究科委員会等は意見を述べるものとしている。教学マネジメントを遂行するための必要な事務職員を適切に配置しており、大学及び大学院は、設置基準が定める専任教員数を確保し、教員免許課程、指定規則等に定められた要件及び人数を遵守し、適切に配置している。

FD(Faculty Development)活動については、教育推進室や FD・授業改善専門部会を中心にさまざまな活動を適切に行っている。SD(Staff Development)については、職員の資質・能力向上のための研修を組織的に実施している。

健康科学研究所等、複数の付置研究機関を設置することで研究環境を整備している。研究倫理に関しては、文部科学省のガイドラインに基づき各規則等を策定・整備しており、これらに基づき運用されている。

〈優れた点〉

○FD 活動や学外の FD 情報を掲載した「NEWS FD+」を作成し、ホームページにも掲載し広く公開していることに加え、「授業改善に関する Tips 集」を、兼任教員を含めた教職員に公開している点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき関係法令を遵守するとともに、人権への配慮として「ハラスメントの防止等に関する規則」を掲げるなど、経営の規律と誠実性の維持に努めており、関係法令に基づき適切な情報をホームページにおいて公表している。

理事会の運営及び理事の選任を適切に行っており、理事会の出席状況は良好である。理事会のもとに理事長室を置くことにより、法人と大学の意思疎通が適切に行われている。

経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は収入超過となっており、安定した財務基盤を確立するとともに、収支のバランスを確保している。会計処理は「経理規程」に基づき、適正に実施されている。会計監査を行う体制は整備されており、監事監査については、「監事監査規則」に基づき適正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証の方針」により、全学的な方針を明示するとともに、内部質保証のための組織体制と責任体制を明確にしている。大学評価委員会において、学長を委員長とする組織体制により評価項目を規定し、到達点を確認している。

内部質保証のための自己点検・評価は、各種アンケート結果を運営協議会や教育推進室会議で共有し、問題があれば改善策を検討する取組みを行っている。また、大学評価委員会では地元自治体職員の陪席を依頼し、外部の視点を取入れるよう努めている。

大学全体の PDCA サイクルについては、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシー等を念頭に置きながら、各会議体及び委員会が適正に携わることで、大学運営の改善・向上

のための内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神「徳をのばす」「知をみがく」「美をつくる」を使命・目的及び教育目的に反映させながら人材養成を行っている。入学定員に沿って学生を適切に確保しており、教員と職員の協働体制により、学修支援及びキャリア支援体制が確立されている。教学マネジメントの遂行や内部質保証の担保を実現するために学長がリーダーシップを発揮できる体制が整備されており、今後も地域社会及び国際社会の発展に創造的に貢献できる人材の継続的な育成に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 次世代教育センターの取り組み
2. 畿央大学付属広陵こども園と大学との連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的及び教育目的を具体的に明文化するとともに､ホームページで示しているが、人材の養成に関する目的が学則等に定められていないので整備を要する。

建学の精神「徳をのばす」「知をみがく」「美をつくる」が、教育課程編成や授業内容、人間教育の全てにわたって貫くように努めているなど、使命・目的及び教育目的に大学の個性や特色を反映し、明示している。

社会情勢の変化に対応し、使命・目的及び教育目的の確認と検証を行い、大学の新たな個性・特色をホームページに示している。

〈改善を要する点〉

○学部､学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を策定し、ホームページなどで公表しているが、大学設置基準第 2 条に基づき学則又は学則に準ずる規則に定めるよう改善が必要である。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定・見直しの際には、教育推進室会議にて改定案を取りまとめ、教授会などの議を経て学長の承認を得ることとしている。また、教育推進室会議に役員も参加しているとともに、理事長室会議において審議が行われており、役員、教職員がともに制定・改定に参画している。

使命・目的及び教育目的をホームページ、大学案内、学生ハンドブックなどに明示している他、オープンキャンパス、高校訪問などを通じて周知している。創設者により建学の精神をまとめあげた経緯を記した冊子を学内外関係者へ広く配付している。建学の精神については、開講前オリエンテーションや新入学生研修等でも学生に対して周知している。

「中長期計画」「中期計画」や三つのポリシーは使命･目的及び教育目的を反映しており、これらを達成するための教育研究組織と付置教育研究機関等を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学部・学科の教育目的を踏まえて明確に定められ、建学の精神とともにホームページや入試ガイド等で公表されている。また、オープンキャンパスや高校訪問においても説明されている。アドミッション・ポリシーは運営協議会において見直しを随時実施している。アドミッション･ポリシーに沿った入学者選抜が実施され、学生数を確保できている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全教育課程を通じた組織的かつ継続的な教育内容と教育方法の改善を行うために「教育推進室」が設置され、組織的・継続的に教育内容・教育方法の発展に寄与している。担任制は学生の学修支援体制の一つとして有効に機能するだけでなく、学生と教員のコミュニケーションの場となっている。教員の教育活動を支援するための TA について、大学院生の多くが社会人のため可能な限り TA として任用し、SA(Student Assistant)も活用している。また、オフィスアワーは全学部ともに週 3 時間を基本として実施している。障がいのある学生や合理的配慮が必要と認められる学生に対して支援することを目的として「アクセシビリティ支援委員会」が令和 4(2022)年度に設置され、支援体制が更に整備されている。休学・留年の学生等の対応は時期と理由を分析し、学生の指導に活用している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップは実践的な学びを重視しており、現場を体験する機会を学生に幅広く提供し、キャリア教育の一環として単位も認定している。また、キャリア教育科目として、キャリア入門セミナーとキャリア形成セミナーを開設し、キャリア支援については低学年からのキャリア教育を重視し、インターンシップや進路別・学科別の就職活動支援、各種試験対策により高い水準の就職率や合格率となっている。

キャリアセンターと教採・公務員対策室では学生が確かな職業観を持ってキャリア形成を行い、資格取得や就職活動をスムーズに行うための助言や相談体制が整備され、さまざまな支援活動を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活・教学面全般の相談窓口として「学生支援センター」、健康相談については「健康支援センター」、こころの問題に関する相談については「キャンパスコラボレーションセンター（通称ここらぼ）」、ボランティア活動については「ボランティアセンター」が担当しており、学生サービス、厚生補導のための組織を整備している。

学生に対する経済支援は、日本学生支援機構奨学金だけでなく、独自の奨学金制度を設け、コロナ禍においては、緊急支援特別奨学金制度を新たに設けるなど、学生を支援している。また、課外活動への支援は、全学生の組織による学生自治会「畿友会」を通じて行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎については設置基準を上回り、施設における耐震性能については、全ての建物が耐震基準に適合している。また、専門業者とメンテナンス契約を締結し、設備等の法定点検を実施している。

ラーニング・コモンズを整備し、講義のない時間帯については学生の自習室として講義室を開放するなど良質な学修環境を整備・提供している。特に、学内の実習施設や図書館等の有効活用について、学生の要望を取入れるなど、時代や環境の変化に対応している。各自にノートパソコンを貸与し、全学統一の LMS(Learning Management System)を使用し、ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。講義室についても適切な学生数で講義などが行われており、各講義室に車椅子の学生が使用できる机が配置されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するために、全学生を対象に「学生生活実態・満足度調査」を行い、その結果を集計し、問題点については改善策を検討し必要なところから具体化・具現化している。また、担任による個人面談を年に 2 回行い「なんでも相談メール」など学生の意見をくみ上げる仕組みが整備されており、面談結果報告書を大学全体でまとめ、共有している。畿友会運営委員と事務局担当者との懇談会を年 2、3 回のペースで開催し、学生の意見・要望を把握することに役立てている。

健康面に関する相談は、看護師資格を有する職員が常駐する健康支援センターで対応し、内容を把握・分析して教育推進部を中心に改善策を検討している。また、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが定期的に学科会議に参加することにより、学科教員と密に連携している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

創設者が掲げた三つの理念に基づき、全学のディプロマ・ポリシーが設定されている。全学のディプロマ・ポリシーは、教育課程ごとに定められているディプロマ・ポリシーで専門分野を踏まえて具体化されている。全学のディプロマ・ポリシーも教育課程ごとのディプロマ・ポリシーも、ホームページや学生ハンドブックなどで周知されている。単位認定基準については、90 点以上は 10%未満となるように定め、成績評価の素点が正規分布になるように努めている。研究科の学位論文の成績評価基準が定められており、厳正な評価が行われている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係が明確であり、カリキュラム・ポリシーは、学生ハンドブックやホームページを用いて学内外に明示している。こうした内容は、シラバスにも明示されている。シラバスの作成に当たっては、学部長、学科長、研究科長、教育推進部の担当者が確認を行っている。

建学の精神と教養教育の理念を結びつけ、全学必修科目や推奨科目を設け、教養教育を適切に実施している。ノートパソコンを全学生に貸与し、ラーニング・コモンズを設置することにより、アクティブ・ラーニングなどを積極的に推進し、パソコンを活用した授業方法の工夫も行っている。教育推進室の専門部会で組織的に教育改善に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに基づき教育推進室会議でアセスメント・ポリシーを定め、ホームページなどでも公開している。アセスメント・ポリシーを踏まえ、入学から卒業までに各種の調査を実施し、学修成果の点検・評価を実施している。担任は「KiTss」で学修成果の実態を把握し、学生指導を行うことにより、国家試験や教員採用試験の高い合格率を保っている。「学生による授業アンケート」の結果を受けて教員は「教員による授業改善アンケート」に回答している。その結果をもとに教育推進室会議や運営協議会では、授業内容・方法、学修指導、授業環境及び教育施策の改善に取組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、運営協議会と教育推進室が機能的に運営されている。使命・目的を達成するための教学マネジメントにおいても、運営協議会や教育推進室が中心となり構築している。また、大学の意思決定は学長が行うが、決定するに当たり、教授会規程及び大学院学則にのっとり、教授会及び研究科委員会等は意見を述べるものとしている。教授会や学科会議等の役割や構成員は諸規則により規定されており、組織上の位置付けは明確となっている。

職員の配置と役割については、「学園組織規程」により、教学マネジメントを遂行するために必要な事務職員を適切に配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準が定める専任教員数を確保し、教員免許課程、指定規則等に定められた要件及び人数を遵守し、適切に配置している。専任教員の採用・昇任については、「学校法人冬木学園 職員の任免に関する規則」「学校法人冬木学園 畿央大学教育職員選考基準」により明文化され適切に運用している。

FD 活動については、教育推進室や FD・授業改善専門部会を中心にさまざまな活動を適切に行っており、「教員による授業改善アンケート」の中で示された各教員の授業についての工夫等を「授業改善に関する Tips 集」としてまとめ、教職員等に公開している。

なお、上記とは別に、教職課程を有する大学に対して義務化された教職課程 FD の取組みも進めている。

〈優れた点〉

○FD 活動や学外の FD 情報を掲載した「NEWS FD+」を作成し、ホームページにも掲載し広く公開していることに加え、「授業改善に関する Tips 集」を、兼任教員を含めた教職員に公開している点は高く評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修について、運営協議会で「畿央大学 SD 実施方針及び計画」を策定している。「畿央大学 SD 実施方針及び計画」では、SD 計画の具体的実施について、事務局管理職会議及び運営協議会において審議・承認を受け学内決裁を経て、組織的に展開することを明示しており、大学全体として取組みを行っている。SD の見直しについても、事務局管理職会議及び運営協議会で行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

健康科学研究所等、複数の付置研究機関を設置することで研究環境を整備している。この付置研究機関は、他大学・企業・行政・地域住民とさまざまな形で連携しており、活発な活動を行っている。

研究倫理に関しては、文部科学省のガイドラインに基づき各規則等を策定・整備しており、これらに基づき運用されている。

研究活動への資源配分に関する規則として、「個人研究費取扱規則」「学内奨励研究費助成取扱規則」「論文掲載助成規則」等を定め、研究の支援を行っている。また、学術振興委員会が学内教員・研究者に対し、教育研究用機器備品整備計画を公募し、予算要求に組込むといった取組みを行っている。科学研究費助成事業説明会等の科学研究費助成事業採択支援策を実施し、外部資金導入に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法、私立学校法などの関係法令を遵守するとともに経営の規律と誠実性の維持に努めている。学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法第 63 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき適切な情報をホームページにおいて公表している。

大学の使命・目的の実現に向けて、「学校法人冬木学園中期計画」を策定し、中期計画を実践するためのアクションプランと連動した事業計画及び予算を編成している。

環境保全の取組みとしてエコキャンパス推進委員会を設置し、環境負荷低減に努めている。人権への配慮として、「ハラスメントの防止等に関する規則」を掲げ、相談員を配置している。危機管理については、「危機管理規程」「安全衛生管理規程」「防災基本規則」「防災対策マニュアル」を定めており、防災訓練も実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為において法人の最高意思決定機関として位置付け、原則として年 4 回開催し、法人運営上の重要事項について審議・決定されており、運営が適切に行われている。

また、理事会への付議議案は、隔週開催される理事長室会議において検討・審議後に提案される。理事会の戦略的意思決定のため、理事長室会議のもとに目的に応じた部会を設置し、重要事項の情報収集や分析を担い、理事長室会議へ報告されることで、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制としている。

理事の選任を寄附行為に基づき適切に行っており、理事会の出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
理事長は、寄附行為にのっとって法人を代表する責任と権限を有し、学長は大学の校務をつかさどり、所属の教職員を統督し、学則にのっとって大学運営に当たっている。
理事長は学長を兼務しているため、法人と大学各部門との円滑な連携のもと、リーダーシップを発揮している。理事会のもとに理事長室会議を置き、構成員には学部長と大学事務局長が含まれていることから、法人と大学の意思疎通が適切に行われている。
監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査報告書を作成している。
評議員は、寄附行為に基づき適正に選任され、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
中期計画において、令和 4(2022)年度からの 5 年間の中期計画を策定しており、中期計画期間の財務シミュレーションを行い、実績値や予算の金額と当初計画の数値を比較検証している。
平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの毎年の決算数値について、大学単独及び法人全体で、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は収入超過となっており、安定した財務基盤を確立するとともに、収支のバランスを確保している。補助金の受給額増額にも努めている。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「経理規程」を定め、同規程に基づき適正に実施されている。また、特に判断が必要な会計処理については、公認会計士の指導・助言を受けながら行っており、適正な会計処理の実施に努めている。

会計監査を行う体制は整備されており、公認会計士が実地現金監査を行うなど、厳正に実施されている。監事監査については、「監事監査規則」に基づき実施されている。期末の会計監査では、資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性等について監事が確認している。

補正予算については、予算編成時に予測し得なかったやむを得ない事由が発生した時に実施しており、評議員会への諮問及び理事会の審議は寄附行為にのっとり適正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年 5 月に制定された「内部質保証の方針」により、全学的な方針を明示するとともに、内部質保証のための組織体制と責任体制を明確にしている。

具体的には、従来の自己点検評価委員会を大学評価委員会に発展的に改め、学長を委員長とする教育職員と事務職員の管理職で構成された組織体制により、評価項目を定め、到達点を確認し、改善策を検討している。

また、教育推進室のもとにおかれた教学 IR 担当部会や教育推進部が、各種会議体へ情報提供を行うとともに、教学関係・大学運営関係共に最終的に大学評価委員会に報告され、質的水準の向上に向けて検討を実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価は、各種アンケート結果を運営協議会や教育推進室会議で共有し、問題があれば改善策を検討する取組みを行っている。

自己点検・評価の結果を学内ポータルサイト等で教職員に共有し、ホームページの情報公開において、自己点検評価書等を公表している。

大学評価委員会では、地元自治体職員の陪席を不定期に依頼し、外部の視点を取入れるよう努めている。

令和 4(2022)年度の教育推進室の組織再編により、教学 IR 担当部会の構成が変更され、各部門間にまたがる情報を分析し、各種会議体に報告し、活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証の方針」において、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシー等を念頭に置きながら、客観的に自己点検・評価を実施している。

大学全体の PDCA サイクルについては、「Plan 計画」は現場の意見を尊重しながら、教学関連は教授会、大学院委員会、教育推進室会議、大学運営は運営協議会が、「Do 実行」と「Action 改善」は学部、学科、研究科、事務局等が、「Check 評価」は大学評価委員会が行っており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

前回の認証評価において、「CAP 制半期 30 単位が履修単位上限に設定されているため、教育の質保証の観点から年間履修単位数の設定について検討が望まれる。」として参考意見が挙げられた点については、教育の質保証の観点から問題がないかを継続的に議論しながら改善に向けて取組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

Ａ－1. 社会連携

A-1-① 社会連携の定義と目的の明確化

A-1-② 社会連携活動の周知

Ａ－2. 教育型地域連携活動

A-2-① 実践型教育の取り組み

A-2-② 地域課題解決に向けた取り組み

A-2-③ 社会人教育

A－3. 研究型社会連携活動

A-3-① 各研究所・研究センターの取り組み

【概評】

大学の物的・人的資源を社会に提供し社会発展に寄与すると同時に、大学の教育及び研究の発展に役立つ社会連携活動に取組んでいる。大学の社会連携活動を、教育活動の一環として行う「教育型地域連携」と、研究活動の一環として行い社会貢献するものを「研究型社会連携」とに分けて定義付けている。それぞれの社会連携活動の目的を明確にして組織的に取組んでいる。

大学は「教育型地域連携」と「研究型社会連携」を積極的に取組む根拠について、学則第 1 条、全学ディプロマ・ポリシー、地域連携センター規程第 2 条に定めている。地域連携センターは、「教育型地域連携」が全学的に円滑に実施できるよう機能しており、アフターコロナにおいて「教育型地域連携」を改めて精査することにより、学生たちが積極的に参加できる環境を醸成している。

「教育型地域連携」活動は、「実践型教育の取り組み」「地域課題解決に向けた取り組み」「社会人教育」という三つの柱から成立っている。「研究型社会連携」活動は、「健康科学研究所」「ニューロリハビリテーション研究センター」「看護実践研究センター」「現代教育研究所」が担っている。

特に、「ニューロリハビリテーション研究センター」は、令和 4(2022)年度、学術論文 35 編（国際ジャーナル 24 編、国内ジャーナル 11 編）、学術著書 5 本、学会発表等 105 回（国際学会 2 回、国内学会 63 回、招待講演・シンポジウム 40 回）という成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．次世代教育センターの取り組み

令和 3（2021）年 4 月に、数理・データサイエンス等これからの社会のニーズに応えられる幅広い教養を身につけた人材の育成のために、畿央大学独自の「次世代型教養プログラム」を開発および運用することを目的とした「次世代教育センター」を設置した。「次世代型教養プログラム」とは、通信技術や ICT 技術等の急速な進展による DX とデータサイエンス・AI をキーワードとした大きな社会の変革期において、本学の学生がこれからの社会から必要とされるリテラシーや教養を自主的に学ぶ際に、単純なものごとの理解や必要なスキルの習得だけではなく、それらの本質や普遍的価値などを同時に理解することで、より高い次元での教養を獲得することを目的とした独自の教育プログラムである。

令和 3（2021）年度は、ロボット(MICRO:ROVER KIT)を使用した「これからも『ひと』と『ロボット』は共存できるのか」等計 3 プログラムを実施した。令和 4（2022）年度は数理・データサイエンスの領域にとどまらず、さらに幅広く正課の学びだけでは身につけることのできない、プラスアルファの教養をイメージして「コミュニケーション力養成講座」、「エアードームによるプラネタリウム上映」等計 7 プログラムを実施した。令和 5（2023）年度は、「文章読解・作成能力検定講座」、「近未来テクノロジーの生かし方」等計 9 プログラムを実施する。次の時代の主役となる学生に対し、正課の学びで獲得した専

門的な知識や国家資格等を実社会でさらに生かすための 3 つの力「KIO 力」(Knowledge、Ict、Organization）を獲得できるプログラムを展開する。

２．畿央大学付属広陵こども園と大学との連携

本学の所在地である広陵町と令和 3（2021）年「公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定」を締結し、令和 5（2023）年 4 月に畿央大学付属広陵こども園を開園した。「子どものいまをたいせつに」をテーマに原体験・発見・表現をキーワードとした野外活動や異文化体験、探求的なテーマ活動、アトリエ活動、運動遊びを計画している。

本学が持つリソースを生かし、行政と協力しながら地域に開かれた魅力あるこども園をめざし、教育・保育・健康・栄養・建築など様々な分野から、子どもの成長・発達に寄り沿う教育と研究を行なう。その成果は、こども園の通常の教育・保育や本学の公開講座等を通じ、子どもや保護者に還元する。幼大連携事業を積極的に推進する組織として令和 4（2022）年 11 月に幼大連携事業推進委員会を設置している。さらに、つながりがより強い教育学部では、「こども園連携授業専門員会」を設置し、大学の幼児教育分野の授業を担当する教員とこども園の教員とが授業連携についての調整や、共通理解を図っている。

具体的な取り組みとしては、人間環境デザイン学科 1 回生選択科目「立体表現Ⅱ」で制作したスツールや、人間環境デザイン学科の教員が設計・監修し学生が製作したジャングルジムをこども園の教育・保育で活用している。また、教育学部では幼大連携の正課科目として、令和 5（2023）年度 1 回生選択科目「幼児教育実践論」の授業をこども園で実施する予定である。さらに、令和 6（2024）年度には 2 回生選択科目「幼児教育フィールド学習」の開講を予定している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康科学部	理学療法学科　看護医療学科　健康栄養学科　人間環境デザイン学科
教育学部	現代教育学科
健康科学研究科	健康科学専攻
教育学研究科	教育実践学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 18 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 16 日	実地調査の実施　　10 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 18 日	10 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

20 京都外国語大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS―言語を通して世界の平和を―」を掲げ、多文化共生社会の実現と世界平和に貢献するという個性・特色を、使命・目的、教育理念に反映させている。使命・目的は、大学学則第 1 条、大学院学則第 2 条に簡潔に文章化し明文化している。教育理念を「国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできる『人間力』豊かなリーダーの養成」とし、教育理念を達成するために「3 つの力」を備えた人材を養成することを教育目標としている。社会情勢の変化に対応し、学部・学科の改組に取組んでいる。その都度、使命・目的等の策定、見直しを理事会、執行部会議、教授会で行い、役員や教職員が関与し、FD(Faculty Development)等で教職員に周知し、ホームページで広く社会に公表している。使命・目的等を「学園 100 年プラン基本構想」（以下「学園基本構想」という。）、中期計画、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ教育研究組織との整合性を保っている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ学部、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。入学者の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って学修に必要な「学力の 3 要素」を設定し実施している。入学定員は、大学院で一部定員が超過しているが、入学者選抜委員会と IR(Institutional Research)推進担当が連携し入学者受入れを検証している。学修支援については、教職協働による「教学マネジメントに関する委員会」を設置し、横断的体制を整備し、TA(Teaching Assistant)制度、オフィスアワー制度、アカデミック･アドバイザー制度を設けている。就職支援組織としてキャリアセンターを設置し、インターンシップについては、「大学コンソーシアム京都」と、障がいのある学生の就職支援については、外部支援団体と連携している。学生生活の安定のための支援として「学生サポーター」制度、課外活動支援、独自の奨学金制度等を実施している。教育目標達成のための必要な施設・設備を整備し、バリアフリー化を図り、クラスサイズも適切で、学生の意見・要望も各種アンケートを活用し、くみ上げている。

〈優れた点〉

○障がいのある学生支援のために「学生サポーター」制度を導入し、各種講習会を実施してその質を保ち、年々学生サポーター数を増やして学生が共に学び成長できる環境を整

備していることは高く評価できる。

〇障がいのある学生の就職支援のために複数の外部支援団体と連携し、就業体験を通じて自分に合った働き方を見付けられるようにし、高い就職率を維持している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ学部・研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学科ごとに教育目標を明示しホームページ等で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則、大学院学則、履修規則で適切に定め適用している。学部、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。教学マネジメントの基本指針を定め、カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。教養教育を適切に実施するために「共通教育機構」を設置している。アクティブ・ラーニング形式の授業を実践し、授業アンケートを実施するなど授業内容・方法の工夫・改善を行っている。学部ごとに学修成果を定め、ホームページ等で明示している。アセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の可視化及び三つのポリシーの達成状況を点検・評価し、学生にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、大学の最高責任者で教育、研究及び管理運営を統括することを規則に定め、その補佐体制として副学長を置き、「京都外国語大学における教学マネジメントの基本方針」で権限の分散と責任を明確にしている。教授会の位置付けや教授会に意見を聴く事項は、教授会規則に明示している。教授会と執行部会議の関係に一部課題があるが、「教学マネジメントに関する委員会」を設置し、教学マネジメント体制を適切に構築している。設置基準を上回る教員数を配置し、教員の採用・昇任等は規則を定め運用している。FD 委員会が各種 FD を組織的に計画し、TA にも提供し教育向上に取組んでいる。職員研修は適切に実施され、職員評価制度も導入している。研究環境は適切に整備され、「国際言語平和研究所」を設置し研究支援体制を整えているが、一部研究倫理に関する規則や審査体制を整備し、厳正に運用するよう改善が必要である。研究費の使用は規則を定め、内部監査室による監査を実施し不正防止に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき経営と管理・運営体制を構築し、適切な運営を行っている。使命・目的を実現するために「学園基本構想」に基づき継続的努力を行い、環境、人権、安全への配慮も適切である。使命・目的の達成に向けて、理事会は適切に意思決定を行い、理事の選任も適切で、一部審議事項において規則との齟齬があるが、法人と大学が連携し教職員の提案をくみ上げる仕組みを構築している。監事は適切に選任され、理事会及び評議員会の会議に出席し、内部監査室と連携し職務を適切に遂行している。「中期財務計画（2021 年～2025 年）（2022 修正版）」を策定し、財務に関する重点管理指標を定め、計画的で安定した財務基盤を確立している。外部資金の獲得に取組み、会計処理は、

学校法人会計基準及び法人の経理規則に準拠し適正に処理し、監査法人による監査を厳正に実施し、三様監査体制も整備している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関して、「内部質保証に関する方針」を定め「大学全体レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」で自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた事業計画、中期計画を策定し教育改善・改革に取組んでいる。内部質保証推進のための恒常的な組織・責任体制及び支援組織を整備し、「全学的自己点検・評価」と「学部・研究科別自己点検・評価」に区分し自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施して、その結果は教授会及び執行部会議、理事会に報告しホームページで公開している。「IR 情報の取扱に係る管理規程」、アセスメント・ポリシーに基づき、現状把握のためのデータの収集・分析等を適切に実施している。三つのポリシーを達成するため、5 か年計画を反映した事業計画を中心とする PDCA サイクルを循環させ、教育改革・改善に取組んでいる。教授会と執行部会議の位置付け、理事会の運営等について一部課題があるが、点検・評価委員会を中心に内部質保証に適切に取組んでいる。

〈優れた点〉

○「内部質保証に関する方針」「点検・評価委員会規程」「外部評価委員に関する定め」に基づき、学外有識者を点検・評価委員会の外部評価委員として委嘱し、毎年度、自己点検・評価の結果及び実施状況に関する外部評価を実施していることは評価できる。

総じて、学校法人創立以来世界の平和を希求し、その基盤となる国際的理解を図る有効的な方法は､外国語の修得とその言語圏の文化や経済､社会を熟知することであると考え、「PAX MUNDI PER LINGUAS―言語を通して世界の平和を―」を掲げ、伝統と革新が共存する「京都」の地の利を生かした特色あるグローバル教育に取組み､「複言語・複文化主義」に基づくマルチリンガル教育を確実に実践している。充実した教育研究環境の中で、各学部・学科が特徴あるカリキュラムにより、語学力の向上だけでなく、多文化共生社会の実現と世界平和に貢献し次世代を担う人材養成を実践している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.図書館活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 外国語自律学習支援室 NINJA(Navigating an Independent Non-stop Journey to Autonomy)
2. DX（デジタル変革）･AI（人工知能）戦略

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS―言語を通して世界の平和を―」を掲げ、多文化共生社会の実現と世界平和に貢献するという個性・特色を、使命・目的、教育理念に反映させている。使命・目的は、大学学則第 1 条、大学院学則第 2 条に簡潔に文章化し明文化している。教育理念を「国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできる『人間力』豊かなリーダーの養成」とし、教育理念を達成するための「3 つの力」を備えた人材を育成することを教育目標としている。社会情勢に対応して、平成 30(2018)年に国際貢献学部グローバルスタディーズ学科、グローバル観光学科の開設、令和 2(2020)年に外国語学部ロシア語学科の開設、令和 4(2022)年に外国語学研究科博士前期課程言語文化コース観光文化研究領域の開設など、その都度、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定・見直しは、教授会、執行部会議、理事会等において実施し、FD を通じて教職員及び役員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、ホームページ、大学ポートレート、大学案内、学生便覧等に掲載し、学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を実現するため、「学園基本構想」を策定し、この構想に基づき「第 2 期 5 ヵ年計画(2018－2022) [令和元(2019)年度改訂]」を大学の教育研究の中期計

画として位置付けている。令和 6(2024)年度からは、次期中期計画の実施を計画している。使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させ、大学学則、大学院学則、「学校法人京都外国語大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき 2 学部 11 学科、共通教育機構、大学院 1 研究科 1 専攻、附属施設のランゲージセンター、付属図書館、国際言語平和研究所によって構成される教育研究組織との整合性を保っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科課程ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、オープンキャンパスやさまざまな媒体を通じて一般に周知している。入学者の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って大学での学修に必要な「学力の 3 要素」を設定し、入学試験ごとに当該試験との関連性を周知し、入学者選抜委員会を設置して公正で妥当な方法、適切な体制で実施している。大学院博士後期課程は定員が超過しているものの、博士前期課程、大学は入学定員及び収容定員を適切に管理している。

入学者選抜の検証は「総合企画部企画課 IR 推進担当」と連携し、成績・退学などの追跡調査をする中で入学試験制度の見直しを行っている。

〈改善を要する点〉

○外国語学研究科博士後期課程の収容定員が大幅に超過している点について、教育研究環境の改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度から教学マネジメント全般を担う個別の教育課程、厚生補導、海外交流、キャリア、入試広報等の専門委員会を統合し「教学マネジメントに関する委員会」を設置し、横断的、機能的な学修支援体制を整備している。TA に関しては、規則を適切に定め、学部の導入科目等において博士前期・後期課程の大学院生を活用している。オフィスアワー制度を全学的に設定し、アカデミック・アドバイザー制度を設けて、専任教員が担当する学生の中途退学・休学及び留年などへの対応を行っている。障がいのある学生の学修は、臨床心理士及び公認心理師資格を有する職員が常駐する「障がい学生支援室」がサポートをしている。

〈優れた点〉

○障がいのある学生支援のために「学生サポーター」制度を導入し、各種講習会を実施してその質を保ち、年々学生サポーター数を増やして学生が共に学び成長できる環境を整備していることは高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンターを設置し、インターンシップを含むキャリア支援、就職支援、求人開拓、編入学支援などを行っている。インターンシップは、正課だけでなく「大学コンソーシアム京都」と連携している。資格課程は、教職課程、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程、博物館学芸員課程、日本語教員養成プログラムを提供している。就職・進学に関する相談は、キャリアコンサルタントの有資格者を配置して対応している。外国人留学生の進路相談には、留学生別科とキャリアセンターが連携して支援している。障がいのある学生には、キャリアセンターと「障がい学生支援室」が学外の支援団体と連携して支援している。

〈優れた点〉

○障がいのある学生の就職支援のために複数の外部支援団体と連携し、就業体験を通じて自分に合った働き方を見付けられるようにし、高い就職率を維持している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

多様な学生の支援や相談窓口を一元化し、学生部学生生活課及び健康支援課が中心となって学生をサポートしている。保健室、学生相談室、「障がい学生支援室」にはそれぞれ専門職員を配置している。ハラスメントは、「人権教育啓発室」のハラスメント相談員が対応している。留学生は、ワンストップで支援できるよう学部生は国際部、大学院生については大学院事務室が担当している。

学生の課外活動への支援は、「課外活動援助金交付取扱要領」に基づき経費支援等を行っているほか、優れた学生の自主企画活動を「ピカ☆イチ Project」として選考し、奨励金を支給している。経済的困窮者や成績優秀者等に対しては給付や学費減免を行う独自の奨学金制度を 5 種類用意して運用している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等の学修環境を適切に整備、管理し、防犯カメラの設置や警備員の配置など、安全面にも配慮している。全教室に無線 LAN を完備し、「外国語自律学習支援室 NINJA」では教員や学生によるアドバイジングセッションや留学生との交流会、オンライン自主学習教材を提供している。図書館は適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を体系的に資料収集し、その魅力の発信に努めている。保健室のある 3 号館はスロープなしで入室可能となっており、その他の校舎は全て車椅子でアクセスできるエレベータを設置している。授業は、必修科目の 1 クラス当たりの受講者数を少数にし、受講者の多い授業はオンラインで行うなど、適切な規模で行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は、主に新入生アンケート、在学生アンケート、卒業・修了時アンケートを活用し、くみ上げている。これらのアンケートはIR推進担当が企画し、結果は執行部会議に報告し、学修支援の体制改善に反映している。健康相談、経済的支援等は、アンケート調査だけでなく、個別に窓口対応を行っている。学生生活の不安やメンタルヘルスに関しては、学生部健康支援課が健康調査票の内容を精査し、必要に応じて学生に連絡をとって相談に応じている。学修環境に関しては、総合企画部企画課 IR 推進担当がアンケート調査によって施設・設備の充実、キャンパスなどの雰囲気を調査、点検し、カテゴリー別に集計して各部署が課題意識を持って対処している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学科ごとに教育目標を明示しホームページ、大学ポートレート、学生便覧等で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則、大学院学則、履修規則で適切に定めている。学生へは入学時に配付する学生便覧、大学院便覧で周知し、特に新入生に対しては、ホームページに「授業科目オリエンテーション」に関する専用ページを設け、動画でも周知している。運用も厳正にしており、卒業及び進級の判定は、学科別判定会議を経て教授会で審議し、決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧、大学院便覧、学生募集要項、大学案内等で周知している。教学マネジメントの基本指針を定め、カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに基づいて編成されており、その一貫性を確保している。全ての科目のシラバスを作成・整備し、シラバス点検実施委員会が毎年度、点検している。

教養教育を適切に実施するために「共通教育機構」を設置し、専任教員を配置・運営している。「Community Engagement」の授業など、多くの授業科目で、アクティブ・ラーニングを実践している。授業アンケートを各学期に実施し、アンケートの評価が低い授業に関しては､授業改善計画書を作成させ学長へ提出､その後の改善結果を学科長が確認し、授業改善に努めている。

〈参考意見〉

○教養教育実施のために設置された「共通教育機構」に関しては、その目的・役割を明確にした上で、規則化することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を定め、ホームページ及び学生便覧で明示している。学部、研究科別にアセスメント・ポリシーを策定し、前年度の学修成果の可視化及び三つのポリシーの達成状況を点検・評価している。

学修成果は総合企画部企画課 IR 推進担当が点検・評価を行い、その結果と課題を「学修成果点検報告書」にまとめ、学内専用の IR サイトを通して全専任教職員で共有・活用している。

学生及び保証人には、学修支援システムを通して振返りが出来るようにするとともに、アカデミック・アドバイザーが面談等を実施する際のフィードバックや学修指導に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、最高責任者として教育研究及び管理運営の業務を統括する権限を有していることを規則により担保し、学長のもとに副学長 1 人を置き、組織として学長室、総合企画部を設置しリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。

教学マネジメントにおいては、全学基本方針を策定し、迅速な意思決定とマネジメントの権限と責任を明確にした組織体制を構築している。また、教授会に意見を聴くことを必要とする重要な事項は、学長が定め教授会規則に明示しており、運営に関して一部課題があるが機能している。

教職協働の観点では、教育課程やキャリア支援、学生募集広報等について学科代表者と関係部署職員等の構成員で協議する「教学マネジメントに関する委員会」を新たに発足させ、横断的な教学マネジメントに取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○学長が意思決定を行うに当たり、教学に関する重要事項の審議決定について、教授会と執行部会議の位置付けを明確にするとともに規則の見直しなどを含め、適切な運営がなされるよう改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科の教員組織は、設置基準に定める必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。専任教員の採用及び昇任の基準と審査の方針については「専任教員資格審査規

程」に、手続きについては「教員人事委員会規程」に定め適切に運用している。

FD については、年間の活動内容を協議し、組織的・全学的な FD 活動を行っている。外国人教員も参加しやすいよう英語セッションを導入するなど工夫をし、更には TA の学習機会として提供している。また、授業アンケートの結果をフィードバックし、学生の評価が一定基準以下の場合は、学長が直接改善を要請するなど組織的に授業及びシラバスの改善を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修については、SD 委員会と法人部人事課が協力して、SD 活動計画に基づき、学内の研修に加えて外部の各種研修会にも参加させるなど、SD の組織的な実施体制が整備されている。毎年、定期的に SD を行い、活動テーマは、学内の課題等の改善にとどまらず、新たな知識や技術、ベストプラクティスの修得など、大学全体の組織力向上につながる取組みが見られる。

職員評価制度により、目標の達成度を評価する実績評価や等級別の行動評価を実施し、昇級・給与への反映、昇格候補者の条件として活用している。「キャリア申告・キャリア面談」など人材育成の強化やモチベーションの向上につながるような仕組みも設けている。これらの職員評価制度により、能力向上の機会と人材育成の強化を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は、適切に整備され、研究環境に対する満足度調査を実施し、改善に努めている。研究を推進・支援する組織として、「国際言語平和研究所」を設置し、研究活動推進の機能を果たすなど、研究支援体制を整えている。個人研究費、学内共同研究費及び外部資金獲得の活性化を促すため学内競争的研究資金などの支援をしており、教職員及び大学院生を対象とした満足度調査も実施しており、ニーズの把握にも取組んでいる。専任教員には 1 人 1 室の研究室とし、学内無線 LAN 環境を整え、「国際言語平和研究所」直下に各研

究会を配置するなど研究環境を整備している。

研究倫理について、審査結果の公表に向けて今後の対応を求めるが、研究費の使用については適正な運用を規定し、内部監査室による監査を毎年度実施しており、不正防止に努めている。

〈改善を要する点〉

○研究倫理に関する規則や審査体制を整備し、厳正に運用するよう改善が必要である。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び寄附行為施行細則において、経営と管理・運営に関する基本的なガバナンスを構築し、適切な運営を行っている。

また、公益通報等に関する規則を制定し、不正行為などの早期発見と是正を図る体制を整えるなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。法人として長期的な「学園基本構想」を策定し、使命・目的を実現するために継続的努力をしている。

環境面では、複数の建物に太陽光発電装置を設置し消費電力の削減を行い、環境保全に努めている。人権への配慮として、人権委員会と連携して活動する「人権教育啓発室」を設置するとともに、ハラスメント防止に関する諸規則を整備し、適切に対応している。また、安全については危機管理規則及びマニュアルを制定し安全管理に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において法人の意思決定は理事会であることを担保し、理事会を補佐する体制

として、常任理事会を設置し日常的、定例的、緊急的な業務について迅速に意思決定ができる体制を整備しており、適切に機能している。

理事の選任については、法令及び規則に基づき適切に選出し、理事会への理事の出席状況も良好である。事業計画については、毎年度 3 月に開催する評議員会に諮問、理事会に議案として提出し、計画の進捗については、必要に応じて常任理事から理事会へ報告を行っているほか、毎年度 5 月に開催する理事会・評議員会に事業報告を行い、一部の審議事項において規則と手続きに齟齬があるものの理事会運営も適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○5 か年計画実施委員会で作成した中期計画の改訂について、常任理事会で審議されているが、理事会で審議していない点は、改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は法人と大学の間で橋渡し役を担っており、法人と大学が連携しながら合意形成を図っている。大学の最終決定機関である執行部会議には、法人部門も構成員とし教育研究等に関する方針や施策について、経営と教学の視点を踏まえた意思疎通を行い、教職員の提案をくみ上げる仕組みを構築している。また、理事長直轄の内部監査室において業務を監査しており、内部統制とガバナンスの体制を構築し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会、その他重要な会議に出席するほか、理事や関係職員、内部監査室から業務の報告を聴取し、決裁書類等を閲覧するなど監事の職務を適切に行い、出席状況も良好である。また、評議員の出欠状況についても、良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学園基本構想」に基づき「中期財務計画（2021 年～2025 年）（2022 修正版）」を法人

の中期的な財務運営の指針として策定し、財務改善に努め、安定した財務基盤を確立している。財務に関する重点管理指標を自己資金として設定し、資金推移を確認するなど計画的で安定した財務基盤の確立を目指している。また、令和 4(2022)年度に策定した中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づき施設整備を行うために施設整備引当特定資産を設定して計画的な財政運営を行っている。

財政・予算編成基本方針及び各年度の予算編成方針を策定し、教職員に予算編成方針説明会を開催して収支・資金目標を周知し、収支バランスのとれた予算編成、執行に取組んでいる。また、外部資金の導入に関して、科学研究費助成事業及び寄付金の獲得に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「経理規程実施細則」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」「資金運用規程」等を定め実施しており、予算変更が生じる場合は、寄附行為に基づき補正予算を編成している。

会計監査は、監査法人による外部監査、監事監査、内部監査室による内部監査人監査を行う三様監査体制を整備している。内部監査室は、監事及び監査法人と連携しながら自主的・自律的に内部監査を実施して理事長へ報告するとともに、年度末に内部監査報告会を実施しており、外部監査は、「監査計画概要書」に従い実施し、監査報告会にて理事長及び監事に報告している。監事は理事会、評議員会に出席し、理事の業務を確認し、監査結果を踏まえて毎年度、監事監査報告書を作成し、評議員会、理事会へ報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証に関して、「内部質保証に関する方針」を定め、大学全体レベル・教育課程レベル・授業科目レベルで毎年自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ事業計画、中期計画を策定し教育改善・改革に取組んでいる。「教学マネジメントの基本方針」「ガバナンス・コード」「自己点検・評価規程」、アセスメント・ポリシーを制定し、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果、大学の教育効果を多様な尺度・指標や測定方法で点検・評価している。内部質保証推進のための恒常的な組織・責任体制は、「大学全体レベル」は、推進組織を点検・評価委員会として、学長の指示・命令のもと副学長を委員長として責任体制を構築している。「教育課程レベル」は、推進組織を学部は教学マネジメントに関する委員会、大学院では大学院代表者会議として、それぞれ学部長、研究科長を責任者とする体制を構築し、支援する組織として学長室、総合企画部、FD 委員会、SD 委員会を位置付けている。

〈優れた点〉

○「内部質保証に関する方針」「点検・評価委員会規程」「外部評価委員に関する定め」に基づき、学外有識者を点検・評価委員会の外部評価委員として委嘱し、毎年度、自己点検・評価の結果及び実施状況に関する外部評価を実施していることは評価できる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施及びその結果の公表等に関して大学学則、大学院学則で定め、点検・評価の項目を「内部質保証に関する方針」で定め「全学的自己点検・評価」と「学部・研究科別自己点検・評価」に区分し自主的・自律的な自己点検・評価を実施できる仕組みを整備している。点検・評価の周期は、毎年度実施することを「内部質保証に関する方針」及び「自己点検・評価規程」で定めている。点検・評価の結果は、学部長、学科長、機構長、研究科長、部署長へ通知するとともに、教授会、執行部会議、理事会に報告して共有し、ホームページで公開している。総合企画部企画課に IR 推進担当を配置して、「IR 情報の取扱に係る管理規程」、アセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の可視化や教育改革・改善に資するデータの収集・分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを達成するため、5 か年計画を反映した事業計画を中心とする PDCA サイクルを循環させることにより教育改革・改善に取組んでいる。教育及び大学の質保証のために大学レベル、教育課程レベル、授業科目レベルにおいて内部質保証を推進させる仕組みを構築し、全学的自己点検・評価と学部・研究科別自己点検・評価を実施している。「第 2 期 5 ヵ年計画(2018－2022) [令和元(2019)年度改訂]」では目標を「社会的信用を確実に持続できる大学運営を行うための基盤強化」として三つの重点政策を設定し改善に取組んでいる。教授会、理事会の運営等について法令、寄附行為、学則等の確認が一部不十分であり、各規則に基づき運営されるよう改善を要する。認証評価の結果や設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた 5 か年計画を策定し、点検・評価委員会を中心に内部質保証に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○教授会と執行部会議の位置付け、研究倫理の審査体制や規則の整備、理事会の審議事項において一部課題があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないことから改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．図書館活動

Ａ－1．図書館サービス

A-1-①　収書方針に沿った蔵書構成

A-1-②　利用者サービスの充実

A-1-③　図書館の運営体制の整備と学内組織との連携

A-1-④　学生の主体的な活動支援

Ａ－2．地域連携・社会貢献

A-2-①　貴重書等を活用した地域連携・地域貢献

A-2-②　デジタルアーカイブ化の推進

【概評】

日本の古都、京都にふさわしい貴重な文化資産を有し、さまざまな地域貢献の可能性を秘めた図書館である。全国的に学生の読書時間が減少し、大学においても利用者数の確保が困難な中、積極的な情報発信を行うことで、図書館の利用促進に努めている。授業科目との連携で、学生へ参考文献を提供し、学修成果の向上にも寄与している。教員へのガイダンスを実施し、授業の中で図書館の活用法を提示することで学修環境づくりに貢献し、学内における図書館の存在価値を高めている。

地域図書館と連携し、展示会や講演会を開催することで、地域社会の学びの場としての役割も果たしている。京都に関する貴重書は、公開することで学外へのアピール度も高く、社会貢献と併せて地域における大学の存在意義を高める効果も期待できる。デジタルアーカイブ化が進行中であり、完成すると地域社会のみならず、海外からのアクセスを通して広く国際社会への貢献も可能となるため、今後の発展に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 外国語自律学習支援室 NINJA（Navigating an Independent Non-stop Journey to Autonomy）

外国語自律学習支援室（以下、「NINJA」という。）は、平成 25（2013）年度文部科学省私立大学教育研究活性化設備整備事業として採択され設置したものであり、現在はランゲージセンターが運営している。NINJA の目的は、外国語学習者である本学学生が、授業内で教わるだけにとどまらず、外国語の自律学習者へと成長することを目指したものである。

NINJA には、３つのエリア（セッションエリア、グループワークエリア、ラーニングエリア）がある。セッションエリアは、日本人・外国人教員のラーニングアドバイザーによる１対１の相談として、アドバイジングセッション、スピーキング・ライティングセッション、日本語アカデミックヘルプデスクを設けている。また、学生ピアチューターに英語の勉強方法や語学検定試験対策のコツなどについて相談できるピアチュータリングセッションもある。さらに、専攻する言語で様々な国籍の外国人留学生等とおしゃべりができる「Have a Chat」などにも利用されている。グループワークエリアは、学生が自由に動かせる什器を配置しており、グループでの課題学習やプレゼンテーション練習などに利用されている。ラーニングエリアは、個人又は複数人で自由に学習することができるスペースとなっており、学生のキャンパス内での重要な自学学習の場となっている。

2. DX（デジタル変革）・AI（人工知能）戦略

本学では、Society5.0 に代表される、来るべき DX・AI 社会において、建学の精神である「Pax Mundi Per Linguas（言語を通して世界の平和を）」を体現する学生を育成するための教育体系の設計と運用体制を戦略的に整備している。そのために、令和４（2022）年度より国際貢献学部で先行して、今後の DX・AI 社会が求める素養を教育する授業を展開している。これらは、私立外国語大学の卒業生が社会で求められるデータ科学を中心とする知識及び多様な言語で自らの考えを発信するための XR（現実世界と仮想世界の融合）技術の習得と、「人間力」がより重視される点に気づきを与えることを目的としている。

特徴的であるのが、言語とならぶ情報発信ツールとしての XR 技術の習得である。このために MAICO（マルチメディア自習室）を改装し、本学ならではの XR 教育体系の開発を進めている。具体的には、令和４（2022）年度にフィリピン・オープン大学との技術連携を実施し、没入型技術を取り込んだ独自設計の設備（U-Theater）を利用した更なる技術と教育体系の開発に取組んでいる。また、e スポーツといった新しいキャリアへの対応を視野に入れた教育と運用体制の整備にも取組んでいる。この MAICO を活用した教育の可能性については、「第 10 回国際言語文化学会」でのシンポジウムや「大学コンソーシア

ム京都第 28 回 FD フォーラム」でのセッション、及び本学の「冬期オンライン FD 講演会」で公表し、現在も活発な議論と意見交換を実施している。さらに、生成 AI の利用を巡る対応が問われる中、本学卒業生が備えるべき「人間力」と具体的方法論を学生に涵養するための知識・運用体系の構築を令和５（2023）年度より取組んでいる。

これらの取組みを踏まえ、令和６（2024）年度の新教育課程では、全学で DX・AI 社会への対応教育を展開し、我が国の私立外国語大学の模範となる教育モデルを構築する。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 34(1959)年度
所在地　　京都府京都市右京区西院笠目町６

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
外国語学部	英米語学科　スペイン語学科　フランス語学科　ドイツ語学科 ブラジルポルトガル語学科　中国語学科　日本語学科　イタリア語学科 ロシア語学科
国際貢献学部	グローバルスタディーズ学科　グローバル観光学科
外国語学研究科	異言語・文化専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

21 国立音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為、大学学則、大学院規則、ガバナンス・コード等に明記され、学生・教職員に周知されている。使命・目的及び教育目的が反映された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、学生便覧、ウェブサイト、教職員用学内ポータルサイトほかに掲載され、学生、役員及び教職員はその意味を認識している。

大学の基本的理念に照らしながら明確なビジョンとその方針を具体的に示した「くにおんのビジョン及び中期方針（中期ビジョン 2020）」は、理事長及び学長と教職員による対話会「これここ対話会」を複数回開催して、教職員の意見をくみ上げている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、学力の 3 要素を踏まえて策定され、大学教育研究協議会において検証が行われている。18 歳人口が減少する中で入学定員を適切に管理し、広報の充実を図っている。学生情報の共有は、教職員間で効率的かつ適正に行われている。学修支援体制として、教授会のもとに「教務委員会」「学生生活委員会」「演奏芸術センター会議」を設けている。キャリア形成に関する授業科目を開講し、就職・キャリア支援に関する啓発を目的としたイベントを実施している。学生の進路希望に応じた対策講座を充実させている。全学年を対象とする「大学学生生活・学修行動に関する調査」を実施し、学修支援に関する意見・要望を、教務課と IR 推進室が連携して把握・分析し、改善につなげている。

〈優れた点〉

○音楽系以外の職業を含むキャリア支援に関する組織的な取組みが年間を通じて行われており、学生の多面的なキャリア意識の向上に大きく貢献している点は評価できる。

○「くにおんごはんステートメント」に基づいた学生食堂のメニューは安価で栄養バランスも考えられており、学生の満足度が高い点は評価できる。

○附属図書館や楽器学資料館は音楽を専門とする大学として充実した資料を擁しており、この資料を活用した授業や市民向け講座も実施されている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは大学の基本的理念にのっとって策定

され、一貫性を確保している。三つのポリシーに基づき、教育の質保証と不断の改善に取組むために、大学全体・教育課程（学部・大学院）・授業科目の 3 段階で学修成果を測定・評価する指針としてアセスメント・ポリシーを定めている。授業アンケートの結果をもとに、兼任教員は授業改善計画書を、専任教員はティーチング・ポートフォリオを作成し、教育内容・方法の改善を図っている。学生に学修成果の可視化をフィードバックするために、ディプロマ・ポリシーの各項目に紐付けた科目群について、学生が修得した科目の GPA(Grade Point Average)をグラフで表示したディプロマ・サプリメントを配付している。

〈優れた点〉

○専門課程において学生の興味・関心と到達度に応じて選択できる「コース制」は、卒業後のキャリアデザインに資するものとして評価できる。

○卒業後 5 年後、10 年後の卒業生や、卒業生の就職先を対象とした「国立音楽大学卒業生に関するアンケート」「学生ヒアリング」など、各種追跡調査による分析を行っている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学生の退学、停学及び訓告の処分手続きを定めていないが、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は整備され、2 人の副学長についても組織上の位置付け及びそれぞれの役割が明確となっている。

FD(Faculty Development)活動は、学長・副学長及び職員で構成される「UD(University Development)委員会」と教員組織の教務委員会及び大学院運営委員会により、SD(Staff Development)活動は、「UD 委員会」と総務・財務部総務課により、両者共に組織的に実施している。総務・財務部総務課は、事務職員の階層ごとに職員研修計画を作成し、人事制度と有機的に連動する仕組みを構築している。人事評価については「事務職員人事評価に関する規程」が整備され、職員の資質・能力向上を促す仕組みが整えられている。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するために、理事運営会議及び経営戦略会議を行い、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。迅速な決定が必要な場合は、臨時理事会を開催している。

中長期計画及びその裏付けとなる財務計画に基づき、単年度予算編成をはじめとする財務運営を確立している。令和 2(2020)年度から始まる「くにおん寄付基金」制度、資金運用による受取利息配当金収入など、学生生徒等納付金以外の収入増加にも努めている。学校法人会計基準に準拠した財務システムを令和 2(2020)年度に導入し、業務の効率化を図り、経理処理の精度を高めている。

〈優れた点〉

○内部統制監査を実施しており、決算プロセス全体にわたって適切な監督と管理を行うことにより、財務諸表の正確性や法令遵守の保証を行っていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

学長は内部質保証推進の最高責任者として、大学教育研究協議会に対して、自己点検・評価の基本方針の策定と自己点検・評価の実施を要請する。大学教育研究協議会は、各機関及び部署に点検・評価の実施を指示し、その進捗状況を管理・監督している。自己点検・評価委員会は、各機関・部署から報告を受け、内部質保証の観点から改善活動を検証・評価した結果を自己点検・評価報告書にまとめ、意見・提案を付して理事長及び学長に報告する。大学教育研究協議会は報告書を更に検証・精査し、意見・提案を学長に報告する。学長はこの意見・提案を確認し、改善が必要な項目について、大学教育研究協議会に対して改めて改善策を指示することにより PDCA サイクルを確立し、内部質保証体制を構築している。

〈優れた点〉

〇出願しなかった受験生に対しても、大学に対する印象、期待又は進路選択等に関する調査を実施し、大学の学生募集活動及び広報活動に生かす IR 活動を実施していることは評価できる。

総じて、大学は基本的理念「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本および世界の文化の発展に寄与する」を踏まえて使命・目的及び教育目的を定め、それらを三つのポリシーに反映させた大学教育を堅実に実践することにより高い評価を得ている。各種 IR(Institutional Research)データを収集・分析し、問題の改善・向上策を講じることにより内部質保証の推進体制が整えられ、より一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A 社会貢献・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ディプロマ・コースについて
2. 国立音楽大学同調会について

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、明確かつ簡潔に文章化しており、寄附行為、大学学則、大学院規則、ガバナンス・コードに明記し、学生・教職員に伝えている。大学の個性・特色はウェブサイト「学びのシステム」及び「国立音楽大学の特色ある取り組み」において具体的に説明し、毎年度作成する大学案内においても明示している。

基本的理念は創立時から変化していないものの、社会の変化に応じて、学科の改編、専修、専攻、コース等教育プログラムの開発により、学生自身が学修成果を実感できる仕組みを構築することにより、芸術により社会に寄与できる人材育成に取組んでいる。令和2(2020)年に、基本的理念をもとにビジョンと方向性を具体的に示す「くにおんビジョン及び中期方針」を策定した。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び三つのポリシーは、学生便覧、ウェブサイトに掲載されるとともに、教職員用学内ポータルサイトにも明示され、役員及び教職員はその重要性を認識している。使命・目的を教育目的に反映させるための具体的な方向性を表した「くにおんのビジョン及び中期方針」は、理事長及び学長が主催する「これここ対話会」を通して教職員の意見を採用している。

音楽学部の演奏・創作学科は、声楽、鍵盤楽器、弦管打楽器、ジャズ、作曲、コンピュータ音楽の六つの専修から、音楽文化教育学科は、音楽教育、音楽療法、音楽情報の三つの専修と幼児音楽教育専攻から構成され、大学の使命・目的に基づく教育研究体制となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

五つのアドミッション・ポリシーは「学力の 3 要素」を踏まえ、「教育課程検討プロジェクト」を通じて段階的な議論の上で策定され、これらは大学案内、ウェブサイト、学生募集要項、学生便覧を通じて公表、周知されている。

入学者に関しては、入学試験委員会及び大学院委員会において受験者の入学後の成績を調査し、入学者選抜の時期や方法・内容について継続して検証を行っている。また、18 歳人口が減少する中､入学定員の適切な管理や広報の拡充によって入学定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等の協働の基盤となる学生情報の共有が効率的かつ適正に行われており、その情報に基づいて､「教務委員会」「学生生活委員会」「演奏芸術センター会議」という三つの組織による学修支援体制が整えられている。特に、新入生については専攻別オリエンテーションを実施しており、履修計画から学修に不安がある学生への対応を行っている。

また､学修支援についてはオフィスアワーを設け､学生台帳を適切に管理しているほか、障がい等があり配慮を必要とする学生の修学支援情報については、兼任教員を含む関係する教員に個別に伝えている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、インターンシップを含めキャリアの形成に関連する科目を複数開講し

ている。教育課程外では学生の進路希望に応じ「教職特別講座」「保育士試験対策講座」などの各種対策講座を教育課程外で実施しており、学生の多様なニーズにも対応している。

また、就職・キャリアの形成に関する学生の意識の啓発を目的としたイベントを通年で実施しており、学生支援課にはキャリアカウンセラーが常駐し、いつでも学生の就職・進学相談に対面で個別対応できる支援体制が整っている。

〈優れた点〉

○音楽系以外の職業を含むキャリア支援に関する組織的な取組みが年間を通じて行われており、学生の多面的なキャリア意識の向上に大きく貢献している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスの一環として、健康相談・心的相談・生活相談等に対応した保健管理室が設置されている。厚生補導、独自の奨学金制度、課外活動支援の体制も整備されており、適切な手順に沿って運用されている。また、大学院生への経済的な支援は「国立音楽大学大学院学費減免規程」で規則化されている。

学生の食環境改善に関しては「くにおんごはんステートメント」という理念を掲げ、安価で栄養バランスを考えた食環境を学生に提供しており、学生食堂に対する学生の満足度も高い。

〈優れた点〉

○「くにおんごはんステートメント」に基づいた学生食堂のメニューは安価で栄養バランスも考えられており、学生の満足度が高い点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

音楽大学という特性上多種多様な施設が必要であるが、学生が学修を行うための必要な

校地、演習室・練習室・自習室等の校舎等は設置基準を満たしており、管理・運営も適切に行われている。また、閉架式書庫を備えた附属図書館は楽譜の所蔵点数が音楽大学として国内随一であり、楽器学資料館を活用した授業も行われている。バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性も配慮されている。

また、個別レッスンの実技を伴う授業が多いため授業の受講生数の管理については徹底した少人数制がとられており、そのための教室も多数確保されている。

なお、学修施設に関しては学生寮も含めて耐震などの基準を満たしている。

〈優れた点〉

○附属図書館や楽器学資料館は音楽を専門とする大学として充実した資料を擁しており、この資料を活用した授業や市民向け講座も実施されている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修環境に関する学生の意見や要望に対しては、「大学学生生活・学修行動に関する調査」により把握・分析し、その調査結果は教育成果等に関する小委員会で内容を精査し検討した上で、教務委員会にフィードバックされている。また、「授業に関するアンケート」により学生の意見や要望等を把握し、教員は授業改善計画書にその結果を反映させている。この計画書はいつでも教務課の窓口で閲覧することが可能である。

また、学生の実態に応じて、心理検査の実施や医療機関との連携など、保健管理室と保健師、臨床心理士が緊密な連携をとり、学生の心身に関する支援を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、卒業までに身に付けるべき資質と能力に関する具体的指針として教育目的を踏まえて策定し、学生便覧や教員ガイドなどを通じて周知している。成績評価基準、進級及び卒業の認定基準は規則化されていないが、単位認定基準、留年基準、卒業認定基準、修了認定基準は学生便覧や大学院学生便覧に明記し、各科目の単位認定基準については、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連を示した上で授業目標と成績評価の方法を明示している。進級認定、卒業認定については、教務課で作成した判定資料を用いて教務委員会で審議した上で、教授会で議決し、学長が決定している。大学院については、進級判定、修了認定を大学院運営委員会で審議した上で、大学院委員会で議決し、学長が決定している。

〈参考意見〉

○成績評価基準は定められているが、規則化されていないため、学則などに規定することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに掲げた資質・能力を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧やウェブサイトなどで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは大学の基本的理念にのっとって策定され、一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、1、2 年次に「基礎科目」を、全学年にわたって「教養科目」と「共通選択科目」を置いている。3、4 年次には、専門性を更に高めたり、専門以外のスキルを磨いたりするための「コース制」も導入している。単位制度の実質化を図るため、履修登録単位数の上限の適切な設定としてキャップ制を導入し、教養教育に特化した十分な審議を行うため教養教育委員会を設置している。「授業に関するアンケート」の結果を活用し、教授方法の工夫と改善を行っている。

〈優れた点〉

○専門課程において学生の興味・関心と到達度に応じて選択できる「コース制」は、卒業後のキャリアデザインに資するものとして評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、教育の質保証と不断の改善に取組むために、大学全体としての機関レベル・学部・大学院の教育課程レベル・授業科目ごとの科目レベルの 3 段階で学生の学修成果を測定し、点検・評価する指針としてアセスメント・ポリシーを定めている。学生、卒業生、卒業生の就職先を対象とした各種アンケートを実施し、客観的データの分析結果をもとに点検・評価を行い、教務委員会や学生生活委員会において課題の発見や問題点の改善に役立てている。「授業に関するアンケート」の結果に基づき、兼任教員は授業改善計画書、専任教員はティーチング・ポートフォリオを作成し、教育内容・方法の改善を図っている。学修成果を可視化し学生へフィードバックするものとして、ディプロマ・ポリシーの各項目に紐付けた科目群について、学生が修得した科目の GPA をグラフで表示したディプロマ・サプリメントを配付している。

〈優れた点〉

○卒業後 5 年後、10 年後の卒業生や、卒業生の就職先を対象とした「国立音楽大学卒業生に関するアンケート」「学生ヒアリング」など、各種追跡調査による分析を行っている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則などに基づき整備している。学長は、使命・目的の達成のため、教学マネジメント体制を構築し、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。副学長は 2 人配置され、組織上の位置付け及びそれぞれの役割を明確にしており、機能している。教授会などは、組織上の位置付け及び役割を明確にしており、機能している。学長が定めるべき学生の懲戒等の手続きについて定められていない。教学マネジメントの遂行に必要な職員は、「学校法人国立音楽大学組織規程」などにより適切に配置し、役割を明確にしている。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒等について、規則はあるものの、その詳細な手続きを定めていないため改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に則した運営を行うため、大学は大学設置基準、大学院は大学院設置基準に定める専任教員数及び教授数を十分確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任について大学は「教員資格審査規程」に基づき、教員資格審査委員会の審査を、大学院は「大学院教員資格審査規程」に基づき、大学院運営委員会の審査をそれぞれ経て適切に運用している。FD 活動は、学長、副学長及び大学事務職員で構成される「UD 委員会」と教員組織である教務委員会及び大学院運営委員会によって組織的な実施とその見直しを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、学長、副学長及び職員から成る「UD 委員会」と総務・財務部総務課により組織的に実施している。「UD 委員会」は、「国立音楽大学 UD 委員会規程」にのっとり、教職員の職務能力の向上を図るための企画･立案を行い､学内の関連部署との連携により、法人が実施する SD 活動の支援等を行い計画的に実施している。総務・財務部総務課は、事務職員の階層ごとに職員研修計画を作成しており、人事制度と有機的に連動する仕組みを構築している。人事評価については､「事務職員人事評価に関する規程」が整備されており、職員の資質・能力向上を促す仕組みができている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

実技個人レッスン担当教員にはレッスン室兼研究室、その他の専任教員にはインターネット接続可能な研究室が与えられ、研究環境は適切に整備されている。研究は、文部科学省や厚生労働省等の示す倫理指針に準拠するよう「国立音楽大学研究倫理規程」等の研究倫理に関する規則を整備している。研究倫理は、研究倫理委員会を設置して､「国立音楽大学公的研究費の取扱に関する行動規範」等の行動指針やガイドラインを整備し、厳正に運用している。研究活動における研究費は､「研究費等に関する規程」などを整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人国立音楽大学寄附行為」をはじめとした法人の組織倫理に関する各種規則を整備し、適切な運営を行っている。情報の公表を、私立学校法第 63 条の 2 の法令などに

基づき適切に行っている。使命・目的を実現するための継続的努力として中期計画を策定し、目指すべきビジョン、中期経営方針、改革施策を示している。環境保全への配慮として環境問題に取組むことを宣言し、省エネルギー対策を実施している。

人権への配慮として人権侵害の防止対策として指針を定め、ハラスメントの種類と具体例、心構えなどを示している。安全への配慮として「国立音楽大学消防計画規程」「学校法人国立音楽大学合同防火管理規程」等学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として理事会を整備している。理事会は、法人の最高意思決定機関として法人の重要事項を審議・決定している。理事会の開催は月１回以上定期的に開催され、各理事の出席状況は良好である。速やかに決定を要する案件が生じた場合は、臨時理事会を開催し、迅速な意思決定に努めている。各理事は学校法人の運営に責任をもって参画できるよう業務担当を明確にしている。理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するため、理事会は「学校法人国立音楽大学理事運営会議」と「学校法人国立音楽大学経営戦略会議」が連携し、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教職員の提案等をくみ上げる仕組みとして、課長級管理職が各職員と個別面談する目標管理制度を活用し、ここでくみ上げられた意見や提案等を理事長同席の部長会で共有している。学長は、理事会、理事運営会議、経営戦略会議への出席及び大学教育研究協議会等との連携により、法人と大学の相互チェックを行っている。監事は「学校法人国立音楽大学寄附行為」に基づき、選任され、全ての理事会に出席し、監事の職務を適切に行っている。評議員は「学校法人国立音楽大学寄附行為」に基づき、予算及び事業計画、事業に関する中期計画などについての諮問機関として機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づき、単年度予算編成をはじめとする財務運営を確立している。

令和 4(2022)年度決算時点の財務比率のうち総負債比率、前受金保有比率、基本金比率などの財務安全性を示す各指標から安定した財務基盤である。事業活動収支差額は、減価償却額を除けば黒字であるため、収入と支出のバランスは保たれている。また、令和 2(2020)年度にスタートした「くにおん寄付基金」の制度等による寄付金収入、受取利息・配当金収入などの学生生徒等納付金以外の収入源を確保・拡大し、外部資金の導入の努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人国立音楽大学経理規程」及び「学校法人国立音楽大学固定資産及び物品管理規程」を整備し、監査法人が会計基準等に基づく会計処理の適正な実施を証明している。また、令和 2(2020)年度には、学校法人会計基準に準拠した財務システムを導入し、業務の効率化を図っている。これにより、伝票作成の際に勘定科目等のデータが引継がれるようになり、科目等の錯誤が減少するなど、経理処理の精度を高めることができている。

会計監査は、監査計画に従い厳正に実施しており、監査報告書によりフィードバックを受ける体制を確立している。また、理事長・理事・監事・監査法人の間で定期的な意見交換の場を設けることにより情報共有が行われている。

〈優れた点〉

○内部統制監査を実施しており、決算プロセス全体にわたって適切な監督と管理を行うことにより、財務諸表の正確性や法令遵守の保証を行っていることは評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は内部質保証推進の最高責任者として、大学教育研究協議会に対して、自己点検・評価の基本方針の策定と自己点検・評価の実施を要請する。大学教育研究協議会は、各機関及び部署に点検・評価の実施を指示し、その進捗状況を管理・監督している。

自己点検・評価委員会は、各機関・部署から報告を受け、内部質保証の観点から改善活動を検証・評価した結果を自己点検・評価報告書にまとめ、意見や提案を付して、理事長及び学長に報告する。大学教育研究協議会は報告書の内容を更に検証・精査し、意見や提案を加えて学長に報告する。

学長はこの意見・提案を確認するとともに、改善が必要な項目について大学教育研究協議会に対し、改めて改善策を指示することにより PDCA サイクルを確立し、内部質保証体制を構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、各機関・部署から報告を受け、大学の組織、施設・設備、財政状況その他教育研究に関する活動状況について、全学的視点に基づき自主的・自律的な自己点検・評価を実施する。その結果を記した自己点検・評価報告書は、理事長及び学長に報告するとともにウェブサイトで公表することにより、学内で情報を共有している。

IR 推進室は、各機関・部署から得られた教学及び経営に関わる情報・データを収集・分析し、この情報を活用して「FACT BOOK」を作成している。

〈優れた点〉

○出願しなかった受験生に対しても、大学に対する印象、期待又は進路選択等に関する調査を実施し、大学の学生募集活動及び広報活動に生かす IR 活動を実施していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証推進の基幹組織である大学教育研究協議会は、各機関・部署に対して、三つのポリシーを起点とした教育及び大学運営の質保証につながる自己点検・評価を求め、その結果は学長に集約され、その後改善実施要求等が事業計画に組込まれるなど改善・向上に反映させる内部質保証のための PDCA サイクルが構築されている。

前回評価を受けた外部認証評価において、努力課題として指摘された事項については、全て改善を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献・地域連携

A－1. 知的財産や文化の社会還元を目的とした社会貢献と地域連携

A-1-① 教育研究活動の成果による社会貢献

A-1-② 音楽大学としての特色ある地域連携

【概評】

「演奏芸術センター」を演奏芸術の振興拠点に据え、大学の魅力である演奏活動を最大限に活用すべく、1 年を通じてオーケストラ、吹奏楽、オペラなどの演奏会や公開レッスンなどを、無料ないし安価な料金で地域住民に提供している。音楽を学んでいる小学生、中学生、高校生、一般の人を対象に、「くにたちオープンカレッジシリーズ」と称して、「いい音出そう」「いい声出そう」などをテーマとしたワークショップを例年 6～9 月に開催している。幼児音楽教育専攻の学生が主体となって開催する「七夕祭」、音楽教育や幼児音楽教育、音楽療法を専門に学ぶ学生が主体となる「MUSIC スペース」も地域行事として定着している。学外で指導や演奏を行う「指導ボランティア」や「演奏ボランティア」は、学生が大きく成長するアウトリーチ活動にもなっている。東京多摩地区にある唯一の音楽大学として、キャンパスのある立川市はもとより、隣接する国立市、武蔵村山市、羽村市、青梅市などと連携・協力協定を締結し、平成 28(2016)年からは「国立音楽大学地域連携に関する方針」に基づいて、「国立音楽大学コミュニティ・ミュージック・センター(KCMC)」を中核に学内諸機関が連携して、地域の音楽・芸術普及活動の振興に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ディプロマ・コースについて

本学では、令和元(2019)年度より、専攻実技の研鑽を積みたい人のために「ディプロマ・コース」を設置した。本コースは、声楽ソリスト、ピアノ・ソロ／アンサンブル、弦楽器（ソリスト／オーケストラプレイヤー／コンサートマスタープリンシパル・コース)、管打楽器ソリスト、ジャズ インストゥルメンタルの 5 コースを配置しており、本学が設置するほぼ全ての専攻楽器を対象に、本学教員の実技レッスンを受講することができる。専攻実技レッスンは、いずれの場合も 1 回 45 分のレッスンを年間 10 回又は 20 回（コースにより異なる）履修することができる。本コースの受講には選抜試験の受験が必要で、また修了するには通算 2 年以上在籍のうえ、修了試験の合格を課している。

本コースは、音楽大学卒業程度のレベルを対象とし、実技レッスンを中心により高度な専門性を追求することにより、演奏技能に対して非常に高い質の保証に努めている。本学卒業生の卒業後の進路としても選択肢の 1 つとなっている。

令和 5(2023)年度における在籍者数は、前年から継続している在籍者 52 人、令和 5（2023）年に新規に入学した在籍者 45 人、計 97 人である。

2. 国立音楽大学同調会について

「国立音楽大学同調会」は、昭和 3(1928)年に第 1 回本科卒業生（東京高等音楽学院時代）を輩出したと同時に、母校発展の支援や会員相互の親睦、また我が国の音楽文化の振興を図ることを目的に発足した同窓会で、現在、48 同調会（国内 45、国外 3）に分かれ、計 45,000 人を超える会員により組織されている。

主な活動としては、在学生と各同調会をつなぐ事業運営や、各同調会主催のコンサートの支援などが挙げられるほか、毎年「ホームカミングデイ」を本学講堂で開催している。また同調会「くにたち賞」は、活躍する卒業生を表彰することを目的として、平成 29(2017)年に設立した表彰制度で、大学と同調会が協同して受賞者の選考を行っている。さらに在学生支援として、学部 3、4 年生と大学院修士課程 2 年生を対象とした給付型奨学金「同調会奨学金」（20 万円）を支給している。

同調会からはそのほか、昭和 57(1982)年の講堂大ホールのパイプオルガンやコンサート・グランド・ピアノの寄贈をはじめとして、楽器や機器などの寄贈がなされてきたが、近年では、令和 3(2021)年度に新型コロナウイルス感染症のコロナ禍における学生支援を目的として 500 万円の寄付がなされた。

このように発足 94 年目を迎える本学卒業生組織である同調会は、単に卒業生を支援するのみならず、現在においても本学の在学生支援やまた教育環境支援において深い関わりを持ち続けながら全国各地の音楽文化振興に寄与している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 25(1950)年度
所在地　　東京都立川市柏町 5-5-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	演奏・創作学科　音楽文化教育学科
音楽研究科	声楽専攻　楽器専攻　作曲専攻　音楽学専攻　音楽教育学専攻 音楽研究専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 16 日	実地調査の実施　　10 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 18 日	10 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

22 健康科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的については、学則、ホームページ、大学案内等に具体的かつ簡潔に明文化しており、個性・特色についてもそれらに明示するとともに、入学式の学長式辞や理事長告辞等にて学内外に周知している。また、理事会等を通じて役員、教職員の理解を得ており、社会情勢等への対応あるいは必要に応じた見直し等も行っている。使命・目的等については、中期計画である「学校法人健康科学大学経営計画」及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、それらを達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

入学者選抜を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用し、検証も行っている。収容定員を充足していないが、各学科の特徴を生かした広報活動に教職員が連携して取組んでいる。教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営し、教員の教育活動を支援するために、上級生を「SJ(Student Job)」として配置している。オフィスアワーを全学的に実施するとともに、障がいのある学生への配慮に加え、中途退学、休学及び留年への対応も行っている。また、キャリア支援体制、就職・進学に対する相談・助言体制、学生の心身に関する健康相談、心的支援等、学生サービス、厚生補導のための組織も整備し、奨学金等の学生に対する経済的な支援も適切に行っている。教育目的を達成するための校地、運動場、校舎等の施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。適切な規模の図書館を有し、十分な学術情報資料を確保、かつ ICT（情報通信技術）環境も適切に整備している。また、バリアフリー等の利便性にも配慮し、耐震性も含めた安全性も計画的に管理している。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを建学の精神に基づく教育目的を踏まえて策定し、学生便覧、ホームページ等を通じて学内外に周知している。また、成績評価基準、単位認定基準及び卒業認定基準を定めて学生便覧において周知している。カリキュラム･ポリシーを学生便覧、ホームページ等で学内外に明示し、学生オリエンテーション時に周知している。「履修系統図（カリキュラムツリー）」を作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているとともに、教育課程を体系的に編成している。教養教育については、共通科目会議において意欲的に改革を図っている。また、学生による授業評価アンケ

ートを実施し、その集計結果を教員にフィードバックし、点検・評価の上で考察を行っているとともに、アンケート結果報告書を作成し、ホームページ等で公表している。

〈優れた点〉

○教養教育において、「健康科学論」「生活健康学」等の大学の独自性を強調した科目、山梨県や富士河口湖町との連携のもと「富士山と環境」「地域連携の理論と実際」といった地域深掘的な科目を開講しており、大学及び地域の特色を生かした教養教育の充実化を図っている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

関係規則に基づき、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備しており、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。教授会等の組織上の位置付け及び役割は明確になっており、かつ機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を学長があらかじめ定め、周知している。教学マネジメントに必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。設置基準に基づき、必要な教員を確保し、かつ適切に配置し、教員の採用及び昇任についても関係規則に基準等を定め適切に運用している。快適な研究環境を整備し有効に活用しているとともに、研究倫理に関する規則等を定めて厳正に運用している。また、研究活動の資源配分に関する規則等も整備し、研究発表会において研究成果を発表している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為等に基づき適切に法人運営を行っているとともに、関係法令に基づき情報公表も適切に実施している。使命・目的を実現するための継続的な努力を行い、環境や人権についても配慮している。また、富士山キャンパスがある山梨県南都留郡富士河口湖町との協定締結等、学内外に対する危機管理体制を整備し、適切に機能している。使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しており、かつ理事会の運営も適切に行っている。意思決定において法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を円滑に行っており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の提案等をくみ上げる仕組みを整備している。「学校法人健康科学大学経営計画」及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っており、健全な収支バランスを確保、安定した財政基盤を確立し、外部資金の導入にも努めている。会計処理を学校法人会計基準等に基づき適正に実施し、監査法人による会計監査を厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を明示しており、恒常的な組織体制を整備し、責任体制が明確になっている。自己点検・評価結果の理事会への報告あるいは評価結果の外部公表等、PDCA サイクルの仕組みを活用し全学的な改革・改善を継続的に行っている。エビデンスに基づいた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を定期的に実施している。また、自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、社会にも公表している。教育研究活動に関する課題について、全教職員が PDCA サイクルの仕組みを活用し、内部

質保証の機能性の改善・向上を目指しており、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。5 か年の「学校法人健康科学大学経営計画」に基づき、毎年度の事業計画を踏まえた内部質保証のための自己点検・評価を実施しているなど、更なる PDCA サイクルの機能強化に努めている。

総じて、大学は理事長兼学長、副学長をはじめとした幹部教職員が中心となり、大学の使命・目的を達成できるよう教学マネジメント及び内部質保証体制を構築している。

また、山梨県内唯一の私立大学看護学部設置や学科の改編を行うなど、次代を見据えた教学経営の改善を恒常的に行っている。

近年、少子化等の影響により、入学者数が減少していることは否めないが、今後も不断の検証を行い、医療、保健、福祉、心理を通じて、より一層地域社会に貢献できる人材を養成することを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 健康科学大学クリニックとの連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、学則第 1 条及び第 3 条の 2、ホームページ、大学案内等に具体的かつ簡潔に明文化しており、建学の精神に反映された「豊かな人間力」「専門的な知識・技術力」「開かれた共創力」という個性・特色についてもそれらに明示している。

看護学部の開設に伴い、建学の精神についての文言を変更するなど、社会情勢等に対応

し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則の策定・変更については、大学運営会議及び理事会で審議・決定しており、その過程において、使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画している。

使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学案内、ホームページあるいは入学式の学長式辞や理事長告辞等にて学内外に周知し、それらを中期計画である「学校法人健康科学大学経営計画」及び三つのポリシーに反映している。

また、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを建学の精神に基づく教育目的を踏まえて策定し、ホームページ、大学案内、学生募集要項等で受験生、保護者及び社会に周知している。

アドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を実施するために、各年度における入学者選抜の体制あるいは実施方法等について、入学試験委員会を中心として適切な体制の

もとに検証している。

収容定員を充足していないが、学科の名称変更、医療系進学相談会やミニオープンキャンパスの開催、学科独自のポスター作成等、各学科の特徴を生かした広報活動に教職員が連携して取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○健康科学部人間コミュニケーション学科において、学生募集のための改善策を検討し実施しているが、収容定員充足率が 0.7 倍を下回っている点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○健康科学部リハビリテーション学科の理学療法学コース及び作業療法学コースのアドミッション・ポリシーは募集単位ごとに策定することが望まれる。

○健康科学部リハビリテーション学科及び看護学部看護学科は収容定員を満たしていないことから、大学の魅力を伝えるさまざまな方策の更なる展開が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の体制については、大学運営会議のもとに教務委員会、学生・就職・卒後教育委員会、入学試験委員会等を設置し、教職員が協働しながら学生が充実した教育を受ける機会の確保を実現している。

「解剖学実習」では上級生が「SJ (Student Job)」として、実施計画書に基づき授業補助を行っている。障がいのある学生に対しては、学生・就職・卒後教育委員会が中心となり、関係教職員との協働によって、学修上の合理的配慮を提供している。また、クラス担任制、学生サポートセンター等の体制により、個別面談等を通して日常的に学生の修学や生活に関する相談に対応するとともに、中途退学等への対策を講じている。シラバスに明記したオフィスアワー以外の時間でも、ウェブ会議システム等のコラボレーション・プラットフォームによるチャット機能の活用や対面での学修相談に随時応じるなど、柔軟な学修支援を提供している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア形成及び就職支援を目的としたキャリアセンター、学生の就職指導を円滑かつ効果的に行うことを目的とした学生・就職・卒後教育委員会等、相談・助言体制を構築している。また、キャリアガイダンスや就職ガイダンス等、早期からのキャリア支援に関する教育機会を設けている。

インターンシップについては、学外のインターンシップに関する情報の積極的な配信だけでなく、看護学科の保健師コースでは就職支援の一環として、県内外の市町村における保健事業や保健師活動に関するインターンシップを企画・実施している。

教育課程内におけるキャリア教育については、1 年次の前期から実施しており、4 年間を通じて各学科における授業科目の中で行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サポートセンター等の事務室各組織が一体となり、学生サービスに関する業務を行うとともに、学生・就職・卒後教育委員会が厚生補導のための組織運営について随時検討し、学生生活の安定のための支援を提供する体制を整備している。

学生の心身の健康に関する相談・支援については、学生サポートセンターと保健室が対応している。保健室について、富士山キャンパスには保健師、桂川キャンパスには看護師を専属で配置している。

日本学生支援機構の奨学金のほか、県や病院等の奨学金制度に関する情報提供及び各種手続き支援を実施するとともに、大学独自の給付型奨学金制度を設けるなど、学生に対する経済的支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積及び校舎面積は設置基準を満たしており、講義室、研究室、実習室・実習設備、図書館等の教育目的を達成するための施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用してい

る。

図書館は適切な規模の図書等を有し、開館時間を含めて学生が十分に利用できる環境が整っている。

学内は全教室で無線 LAN を利用できる環境が整い、バリアフリーや耐震性も含めた利便性・安全性に配慮している。

実技を含む演習科目等では、受講人数や実習設備、教員数に配慮するなど、授業を行う学生数の管理を教育効果に配慮して適切に行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、学生生活満足度調査や授業評価アンケート等の学生に対する調査だけでなく、健康科学大学後援会における保護者を通した意見集約の機会も設けている。

また、学内に学生意見箱を常設し、学生からの意見・要望に随時対応する仕組みを整えている。学生意見箱への意見・要望は学生・就職・卒後教育委員会が中心となって対応しており、ハラスメントに関する事案等の重大な内容については学長や学部長等への報告だけでなく人権問題対策委員会等の関連する委員会での対応を依頼し、施設・設備関係等の事務的に取扱う案件については事務長を通して対応するなど、教職員が組織的に協働して学修環境等の改善に取組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、建学の精神に基づく教育目的を踏まえ、「豊かな人間性と高い倫理性に立脚した医療・保健・福祉に関する高度な専門性」を目指すと規定し、学生便覧、ホームページ等を通じ、学内外に周知している。

成績評価基準、単位認定基準及び卒業認定基準については、学則及び履修規程に定めており、学生便覧において周知している。同じく、進級基準についても進級規程に定めており、学生便覧において周知している。

また、各基準を厳正に適用し、成績評価、単位認定、卒業判定、進級判定を行っている。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科の理学療法学コース及び作業療法学コースのディプロマ・ポリシーは学位プログラムごとに策定することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ等で学内外に明示している。また、毎年度の学生オリエンテーション時にカリキュラム・ポリシーを含む各カリキュラムについて説明し、周知に努めている。「履修系統図（カリキュラムツリー)」を作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているとともに、教育課程を体系的に編成している。

専門職養成の教育において実習教育を重視しており、特に学外実習では実践的な判断力・実行力・応用力等を身に付けることを目的として、学修した基本的な知識と技術を現場で実践させている。教養教育については、共通科目会議において意欲的に改革を図っている。また、アクティブ・ラーニングを採入れている授業科目数の比率が高く、積極的に実施している。全学的に理解度に合わせた授業展開の工夫をしており、特に看護学部では、ロールプレイング、課題提示やバズセッション等の双方向型の授業を展開している。

〈優れた点〉

○教養教育において、「健康科学論」「生活健康学」等の大学の独自性を強調した科目、山

梨県や富士河口湖町との連携のもと「富士山と環境」「地域連携の理論と実際」といった地域深掘的な科目を開講しており、大学及び地域の特色を生かした教養教育の充実化を図っている点は評価できる。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科の理学療法学コース及び作業療法学コースのカリキュラム・ポリシーは学位プログラムごとに策定することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生による授業評価アンケートを実施し、その集計結果を教員にフィードバックし、点検・評価の上で考察を行っている。同時に、アンケート結果報告書を作成し、図書館に閲覧用として設置するとともに、ホームページに掲載している。

また、国家試験合格率や就職率については学科会議及び教授会を通じて教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価について、授業評価アンケートや国家試験合格率等だけでなく、多様な尺度・指標や測定方法に基づいたより具体的な学修成果の点検・評価に向けて、現在検討中のアセスメント・ポリシーの策定及びそれに基づく実施体制の整備を早期に実現することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「健康科学大学教授会規程」及び「健康科学大学運営会議規程」に基づき、教授会及び大学運営会議を組織するほか、副学長を配置するとともに、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置するなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。

大学運営会議、教授会のほか、教務委員会や学生・就職・卒後教育委員会等の各種委員会を設置するなど、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築し、大学の意思決定の権限及び責任体制は明確になっている。

「健康科学大学事務組織及び事務分掌規程」により、各事務部門が果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき必要な教員を確保し、かつ適切に配置している。

教員の採用及び昇任については、「健康科学大学教員の採用計画、昇任、資格審査等に関する規程」に基準や選考方法を定めて適切に運用している。

「健康科学大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき FD 委員会を設置し、学生による授業評価アンケートの実施やその結果のフィードバック、FD 研修会の実施等を通じて、教員の能力開発を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとした大学運営に携わる職員の資質・能力向上への取組みに関する各種規則を整備している。

学内研修会として、メンタルヘルス講習会、新任教職員研修会、研究倫理教育に関わる研修会を実施している。また、学外研修としては、日本私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団が開催している研修会に参加している。

〈参考意見〉

○SD 活動の実施体制について、各種規則等は整備しているものの、規則等に基づき実施していない取組みが散見するため、ガバナンス・コードに記載のある基本方針及び年次計画を策定するとともに、規則等に基づく計画的・組織的な実施体制の整備が望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動を行う個人研究室及び実験室を設置し、研究環境を適切に整備している。

研究倫理については、「健康科学大学研究倫理要綱」に基づき研究倫理委員会を設置しており、各教員が提出する研究計画書の審査を厳正に行っている。

学内研究費については、個人研究費に加えて、専門分野における優れた研究に対して研究助成費を支給しており、研究活動への資源の配分を適切に行っている。研究助成費に採択された研究課題については、毎年度開催している研究発表会において研究成果を発表している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び「学校法人健康科学大学理事会規則」にのっとり、理事会、評議員会を運営している。ガバナンス・コードを策定・周知し、規律と誠実性のある経営を図っており、関係法令等に基づく情報公表を適切に実施している。

理事会、評議員会において、法人全体の業務に関する事項について意見聴取及び審議・決定しており、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

人権問題対策委員会の設置、キャンパスハラスメント防止の手引きの全学配付、大学敷地内の全面禁煙等、環境や人権への配慮を行っている。災害訓練の実施やAED（自動体外式除細動器）の学内設置、富士山キャンパスがある山梨県南都留郡富士河口湖町との「災害時における相互協力に関する協定」の締結等により、災害発生時の学生及び教職員の安全を迅速に確保できるよう備えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為等に基づき理事会及び常任理事会を開催しているなど、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事会を定期的に開催し、当日資料等の事前送付あるいは必要に応じて理事、監事への事前説明を行うなど､理事会の運営を適切に行っており､理事の出席率は高い水準にあり、意思決定ができる体制は有効に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼務しているほか、法人事務局長が大学事務室事務長及び常務理事を兼ねており、意思決定において法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を円滑に行っている。

理事長、副理事長、常務理事を構成員とする常任理事会を週 1 回開催しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の提案等をくみ上げる仕組みを整備している。

監事、評議員の選任を適切に行うなど、法人及び各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。理事会及び評議員会への監事の出席状況は良好である。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書について、理事の業務執行状況に関する記載がなく、監事による監査の適切な実施が確認できないため、記載内容の見直しが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの財務計画を含む「学校法人健康科学大学経営計画」を策定しており、計画的な財務運営を行っている。

定員が未充足であるものの、入学定員の見直しや改組、経費削減等の努力により、法人全体としては健全な収支バランスを確保している。

国庫補助金、地方公共団体補助金等を適切に獲得しているとともに、外部資金導入の努力を継続的に行っており、安定した財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人健康科学大学経理規程」に基づき適正に実施しており、会計処理上の疑問点等については、都度、監査法人に確認して処理をしている。

会計監査としては、年間を通して監査法人による監査を行っており、厳正に実施している。監事が財務の状況を監査するに当たって、監査法人と同一の監査日を設けており、監査結果を理事会及び評議員会に報告している。

補正予算の編成が必要な場合には、寄附行為に基づき適切に予算審議を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的に基づく教育研究活動等の内容について自己点検･自己評価委員会が把握し、毎年度、自己点検・評価を実施している。また、大学運営会議に授業方法の点検・改善等の報告を行っているなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、かつ責任体制が明確になっている。

令和4(2022)年度に制定した「健康科学大学内部質保証方針」により、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

学部・学科及び事務室の各々で自己点検・評価を実施し、理事会への報告あるいは評価結果の外部公表等、PDCA サイクルの仕組みを活用し全学的な改革・改善を継続的に行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し、現状の把握と自己点検・評価を行っており、エビデンスに基づいた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を定期的に実施している。大学の全ての教職員が報告書の内容を共有し、かつホームページにより学内外に公表している。

また、IR オフィスを設置し、現状把握のための十分な調査並びにデータの収集及び分析を行う体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育研究活動に関する課題について、全教職員が PDCA サイクルの仕組みを活用し、内部質保証の機能性の改善・向上を目指しており、その結果を教育の改善・向上に反映していることから、三つのポリシーを起点とした内部質保証は機能している。

令和 2(2020)年度に策定した令和 3(2021)年度を開始年度とする 5 か年の「学校法人健康科学大学経営計画」に基づき、毎年度の事業計画を踏まえた内部質保証のための自己点検・評価を実施しているなど、PDCA サイクルの更なる機能強化に努めている。

〈参考意見〉

○一部の学科において収容定員充足率が 0.7 倍未満の状況が続いていることについて、PDCA サイクルのもと改組等を行っているものの、収容定員充足率の上昇が見られないため、内部質保証システムの機能性の向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

Ａ－1．地域連携に関する方針と取組み

A-1-①　富士河口湖町との包括連携協定に基づく活動

A-1-②　都留市との連携活動

A-1-③　その他の地域連携活動

Ａ－2．健康科学大学クリニックの開設

A-2-①　クリニック開設の目的と開設までの経緯

A-2-②　保健クリニックの現況

【概評】

富士山キャンパスがある富士河口湖町との包括連携協定に基づく活動では、小学校の授業「健康づくり授業『わたしの誕生』」等に教職員を派遣しているほか、例年「1 万人の清掃活動」や「富士山マラソン」等の幅広いボランティア活動に学生が参加している。平成 23(2011)年度から、町役場職員等を特別講師とし「地域連携の理論と実際」という授業科目を設置し、富士河口湖町の取組みや課題を紹介し、地域の特色を生かした教養教育の充実化を図っている。

桂川キャンパスがある都留市との連携活動では、都留文科大学及び山梨県立産業技術短期大学校との相互の連携体制のもと、教育研究の高度化、進展を図り、それぞれの特色と魅力あふれる教育機関になることを目指し、平成 27(2015)年 10 月 22 日に「大学コンソーシアムつる」を設立し、「スリーキャンパス交流促進プロジェクトチーム」や都留市民向けの社会教育事業として、「市民大学」事業を実施している。

リハビリテーションに重点を置く医療機関として、「健康科学大学クリニック」を開設し、さまざまな障がいに対してリハビリテーションを行っている。平成 20(2008)年度から訪問リハビリテーションを実施し、平成 21(2009)年度からは通所リハビリテーションも実施す

るとともに、発達障がい児に対するリハビリテーションも担っている。同時に、学生の臨床実習の場としての機能も果たし､多くの実習生を受入れ､大学との人事交流を行うなど、質の高い実習施設となっている。

また、平成 28(2016)年 1 月に「健康科学大学産前産後ケアセンター」を開所し、出産直後の母子を宿泊や日帰りで受入れ、母親の心身のケアや授乳支援、育児相談等も行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 健康科学大学クリニックとの連携

平成 18(2006)年 9 月 15 日、地域医療への貢献と学生の臨床実習が実施できる教育研究施設とすることを目的に「健康科学大学クリニック（健康科学大学リハビリテーションクリニックを名称変更)」を開院した。

本クリニックは、富士北麓地区では数少ないリハビリテーションに重点を置く医療機関として、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等が連携して様々な障害に対しリハビリテーションを行っている。平成 20(2008)年度から訪問リハビリテーション、平成 21(2009)年度から通所リハビリテーションの実施及び発達障害児に対するリハビリテーションを強化している。また、山梨大学医学部等より医師の応援を得て、整形外科と内科の他に小児神経科の診療を行っている。特に、地域のニーズに応えるため、小児神経科には発達障害の専門医と臨床心理士及び発達障害専門の職員を配置して診療及びリハビリテーションを行っている。発達障害児の専門医療機関が少ないこともあり、遠方からの受診者が多くなっている。このような背景から、本クリニックの地域医療への貢献度は、ますます増している。

一方、学生の臨床実習が実施できる教育研究施設としての役割は、延べ人数で年間約 800 人の臨床実習生を受け入れ、大学との人事交流を行うなど、学生の臨床実習の場として非常に質の高いものとなっている。このように､「健康科学大学クリニック」の開設によって大学近隣での実習が可能となり、学生の実習負担も軽減され、極めて有益な場となっている。

以上は、クリニックを有する本学の強みであり、本学の特色である。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　山梨県南都留郡富士河口湖町小立 7187
　　山梨県都留市四日市場 909-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

健康科学部	リハビリテーション学科　理学療法学科※　作業療法学科※ 人間コミュニケーション学科　福祉心理学科※
看護学部	看護学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

23 甲子園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則第１条第１項に、建学の精神に基づき、「人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努める」と規定するなど、個性・特色を明示した上で、意味・内容を具体的に明文化し、簡潔に文章化している。大学院の目的は、大学院学則第２条第１項に規定し、簡潔に文章化している。大学は法人の中期事業計画に基づき、五つの項目で構成する中期計画を策定しており、これは教育目的等を反映したものになっている。大学及び大学院研究科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、いずれも使命・目的及び教育目的を反映したものになっている。教育研究組織は、時代の変化に対応して学部・学科の改組転換を行い、現在は２学部３学科、２研究科を設置している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項、学生便覧、ホームページで公表し、周知に努めている。入学者の受入れはアドミッション・ポリシーに沿って総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜を基本に、公正な方法により選抜し、入試結果を踏まえて入試委員会において次年度の選抜方法等の検証を行っている。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に関しては、令和 5(2023)年度に栄養学部フードデザイン学科を食創造学科に改組するなどの取組みを行ったが、大学全体の収容定員充足率は著しく低い状態が続いている。学修支援、キャリア支援、学生サービスに関しては、教職員が連携して適切に対応している。校地、校舎等の学修環境に関しては大学設置基準を満たしている。学生の意見・要望に関しては、アンケート調査等により把握し適切に対応している。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、甲子園学院将来ビジョン委員会において収容定員充足に向けた方策及び栄養学部栄養学科の入学定員の削減を検討し、令和 6(2024)年１月９日に開催した臨時理事会において承認され、その結果を１月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については抜本的な改革が行われたと判断した。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ、大学ポートレートに掲載して学内外に周知している。教育課程については、各学部・学科におい

て、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーに定める諸能力を修得できるよう教養科目と専門科目を配置し、必要な知識と技能を順次性をもって修得できるよう体系的に編成している。年間履修登録単位数の上限については、一部の学科が 50 単位を超えて設定しているが、学生便覧に明示し単位制度の実質を保つ配慮をしている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検のため、学務委員会、教務課、情報処理課が各種成績評価資料を作成し、ディプロマ・ポリシーに基づいて各学部・学科において学修成果の点検・評価項目を定めている。

〈優れた点〉

○大学は兵庫県宝塚市と連携協定を結び市立看護専門学校と協力して栄養学、心理学、看護学分野の多職種連携教育（IPE）に関する教育プログラムを実施しており、その取組みが良い先行事例として日本保健医療福祉連携教育学会誌で紹介されたことは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長、学務部長及び運営企画会議を設けている。教学マネジメントの構築のため、「甲子園学院組織規程」「甲子園学院職制に関する規程」を制定し、職員の役割、権限及び責任を明確にした上で、必要な職員を配置し、教職協働で教学運営を行っている。大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数及び資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し、適切に配置している。教員の人事に関する規則、任用基準に関する規則を定め、適切に運用している。SD(Staff Development)活動として SD 研修会を定期的に開催し、教員と職員が参加している。職員の資質向上のために、新任職員研修を実施している。研究活動に関しては、「甲子園大学研究活動上の不正防止及び対応に関する規程」などを整備し、研究倫理に関する審査も適切に実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、適切な運営を行っている。法令によって義務付けられている諸情報についても、ホームページで適切に公表している。人権への配慮については、個人情報保護に関する基本方針及び規則、ハラスメント防止規則と対策に関する規則を整備している。安全面への配慮については、危機管理規則を定め、危機管理マニュアルを学生及び教職員に配付している。理事会を法人の最高意思決定機関として位置付け、重要な意思決定ができる体制を整備し、理事の選任及び評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行っている。財務基盤と収支に関しては、収容定員未充足の状態が続いており、支出超過が継続する厳しい状況ではあるが、現状においては法人としての外部負債はなく、資金余力も一定規模を確保している。会計処理については、学校法人会計基準、「甲子園学院経理規程」「甲子園学院物品管理規程」等の諸規則に基づき適正に行っている。

〈優れた点〉

○図やフローチャートを用いた分かりやすい「甲子園大学危機管理マニュアル」を作成し、教職員及び学生に配付している点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学は「甲子園大学における内部質保証に関する方針」を定め、これに基づき「甲子園大学内部質保証推進に関する規程」を制定している。これに基づき学長のリーダーシップのもと、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。自己点検・評価は、令和2(2020)年度から毎年度実施し、その結果は自己点検評価書を作成し、教職員全員が共有できるようにしている。また、ホームページにより学外にも公表している。内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは、1 年周期で行うものと、5 年周期で行うものに分け、学部・学科、研究科及び事務局は、課題実現に向けて 1 年周期で取組んでおり、仕組みは確立している。仕組みの機能性に関しては、大学全体の収容定員充足率の低い状態が継続しており抜本的な改革を実行することが望まれるが、大学の中期計画は、5 年周期で見直すことにしており、自己点検・評価結果を踏まえて、中期計画改定版を策定し、実施するなど、内部質保証の仕組みは機能性のあるものになっている。

総じて、大学は社会の変化に対応するべく学部・学科の増設・改編を行うなど、建学の精神の具現化に努力している。内部質保証のために、内部質保証に関する方針を定め、これに基づき内部質保証推進に関する規程を制定し、学長のリーダーシップのもと、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、改善に取組んでいるが、学生確保に関する課題については解決できていない。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学と地域の共存的発展」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 教育の多様化としての IPE（多職種連携教育）の実施
2. IPE の本格実施
3. IPE と地域貢献

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、学則第 1 条第 1 項に、建学の精神に基づき、「人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努める」と規定するなど、個性・特色を明示した上で、意味・内容を具体的に明文化し、簡潔に文章化している。大学院の目的は、大学院学則第 2 条第 1 項に規定し、簡潔に文章化している。学部・学科の人材養成及び教育研究上の目的は、「甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め」に規定し、具体的に明文化している。大学院各研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的についても、「甲子園大学大学院研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め」に同様に規定している。大学は栄養学部栄養学科からスタートし、社会の変化に対応するべく学部・学科の増設・改編等を行い、それに伴い教育目的等の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的に係る学則及び大学院学則の改正に当たっては、「評議会」の審議を経て、理事会の承認を得ており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。学部・学科及び大学院研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、ホームページで公表し、学部学生には学生便覧に掲載し周知するほか、講義においても「基礎セミナー」科目の中で説明している。大学は法人の中期事業計画に基づき、「教育の質の向上」「教育組織の在り方」「学生」「教職員」「地域連携・卒業生」の五つの項目で構成する中期計画を策定しており、これは教育目的等を反映したものになっている。大学及び大学院研究科の三つのポリシーは、いずれも使命・目的及び教育目的を反映したものになっている。教育研究組織は、時代の変化に対応して学部・学科の改組転換を行い、現在は 2 学部 3 学科、2 研究科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、「黽勉（びんべん）努力、和衷協同、至誠一貫」を校訓三綱領とし、学則に定める教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを各学部・学科及び研究科において策定し、学生募集要項、学生便覧、ホームページで公表し、周知に努めている。

入学者の受入れはアドミッション・ポリシーに沿って総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜を基本に､公正な方法により実施している｡栄養学部の総合型選抜入試においては、オープンキャンパスに参加した生徒を対象に、レポートを課すなどして出願資格を与えるなどの工夫をし、受験生の確保に力を入れている。入学者受入れの検証は、入試結果を踏まえ、各学部の教員協議会、教授会の検討を経て、入学試験委員会で行っている。

令和 5(2023)年度には栄養学部フードデザイン学科を食創造学科に改組転換し、定員充足に向けて努力しているが、大学全体の収容定員充足率は著しく低い状態が続いている。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、甲子園学院将来ビジョン委員会において収容定員充足に向けた方策及び栄養学部栄養学科の入学定員の削減を検討し、令和 6(2024)年 1 月 9 日に開催した臨時理事会において承認され、その結果を 1 月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については抜本的な改革が行われたと判断した。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍を下回っているため、収容定員充足に向けた一層の改善が必要である。

○栄養学部栄養学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているため、収容定員充足に向けた一層の改善が必要である。

〈参考意見〉

○心理学部現代応用心理学科の収容定員充足率が低いため、収容定員充足に向けた一層の努力が望まれる。

○令和 5(2023)年 4 月に開設した栄養学部食創造学科の入学定員充足率が低いため、入学定員充足に向けた一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

オフィスアワー制度を全学的に取入れており、教職員が連携し、情報を共有しながら学生への学修支援を行う体制を整え、適切に運営している。また、大学の学生支援に関する学生の評価を調査するため、「学生への授業評価アンケート」「公開授業評価」「学生生活実態調査」を実施し授業改善に活用している。各学部・学科においては担当教員が中心となって半期ごとの個別面談及び学修ポートフォリオへのフィードバックにより学修支援及び学生生活支援に当たっている。障がいのある学生への対応は、教員、学生課、保健管理センター、学生生活相談室間で情報共有及び連携して対応している。中途退学、休学及び留年への対応は、担当教員を中心に学生課、保健管理センター及び学生生活相談室が連携して対応している。TA 制度に関する制度を設けている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポート委員会を設置し、キャリアサポートセンターと協働で学生のキャリア形成支援教育及び就職支援を実施するほか、キャリア教育のための正規科目を開講している。また、キャリアコンサルタント有資格者をキャリアサポートセンターに配置して、自己分析、進路の助言、エントリーシートや履歴書の添削、面接指導等、就職・進学に対する相談・助言体制を整備しており、適切に運営している。総合教養科目に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」を正規科目として配置して、2 年次から 3 年次にかけて就職の意識付け、就労意欲の向上、社会人基礎力・就職活動スキルの向上に関する教育支援を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のため、学務委員会、保健管理センター、学生相談室等を組織

化して対応している。具体的には、健康相談及び心理的支援についてはそれぞれ保健管理センター及び学生生活相談室を設置して支援している。生活相談については学生課が窓口となり、保健管理センター、学務委員会委員、クラス・ゼミ担当教員が連携して対応している。また、ハラスメントの防止には「甲子園大学ハラスメント防止規程」を作成し、ハラスメント防止委員会を設置して対応している。保護者等の経済的負担を軽減するために、授業料等の分割納付制度を導入し、適切に運用している。また、奨学金など学生に対する経済的な支援も適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のために必要な施設・設備及び学修環境を整備し、適切な運営・管理を行っている。校地、校舎ともに設置基準を満たした十分な規模を有し、適切に維持・管理している。資格取得のために必要な実習施設を有している。

施設は耐震基準で建設又は耐震改修を行っており、耐震化率が 100%である。図書館を有し、有効活用できる環境を整備している。また、施設・設備のバリアフリー化に努め、トイレなどの改修を進めている。

ICT（情報通信技術）環境の整備を行い、ハイフレックス型授業の設備も導入しオンライン授業への対応を充実させている。

授業においては、少人数制を実施しており、授業を行う学生数が適正規模となるよう管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学修環境に関する学生の意見・要望については、全学部生及び大学院生を対

象に「学生生活に関する実態調査」「学生による授業評価アンケート」によって把握し、調査結果については集計・解析を学務委員会・学生課で実施し、各所からの対応策を学生にフィードバックするとともに、必要性の高いものから対応している。授業や学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、少人数授業やクラス担任制を生かし、個人面談を実施し、学部・学科単位で情報を共有して授業改善や学修支援に活用している。また、学生生活に関する学生の意見は個人面談、相談窓口、アンケート調査を通じて把握し、学部・学科、委員会、事務局、学生生活相談室が連携して対応に当たっている。心身に関する健康相談は保健管理センターや学務課・学生生活相談室が、経済的支援に関しては学生課や学務委員会が対応する体制を整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び学則等に定められた教育目的を踏まえ、各学部・学科及び研究科においてディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページ、大学ポートレートに掲載して学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ各学部・学科及び研究科において単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準を諸規則に定め学生便覧に掲載して周知している。学科毎にディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・マップを作成し、各授業科目にナンバリングを記して学びの過程を分かりやすく示している。教員が初回授業時にシラバスやルーブリック評価の内容について説明を行い、評価基準と評価の方法を学生に周知している。GPA(Grade Point Average)制度を導入し個別の学修指導に活用している。卒業・修了の認定は卒業・修了要件に基づきそれぞれ教授会及び研究科委員会で審議の上、学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
各学部・学科及び研究科においてカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ等で公表している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を確保しており、ディプロマ・ポリシーに定める諸能力を修得できるよう各学部・学科に教養科目と専門科目を配置し、必要な知識と技能を順次性をもって修得できるようカリキュラムが体系的に編成されている。年間の履修登録単位数の上限設定については一部の学科が 50 単位を超えているが、学生便覧に明示し単位制度の実質を保つ配慮をしている。教養教育科目の編成は共通教育推進センターが全学的に担い、幅広い教養を身につけるため各学部に総合教養科目を配置して教養教育を実施している。少人数制のクラスやセミナーを導入し、アクティブ・ラーニング形式の演習授業を適宜取入れ、オンライン及び e ラーニングシステムも併用して授業内容・方法を工夫している。

〈優れた点〉
○大学は兵庫県宝塚市と連携協定を結び市立看護専門学校と協力して栄養学、心理学、看護学分野の多職種連携教育(IPE)に関する教育プログラムを実施しており、その取組みが良い先行事例として日本保健医療福祉連携教育学会誌で紹介されたことは評価できる。

〈参考意見〉
○栄養学部栄養学科の年間履修登録単位数の上限が 50 単位を超えているため、適切な単位数への見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果点検のため、学務委員会、教務課、情報処理課が各種成績評価資料を作成している。ディプロマ・ポリシーに基づき、各学部・学科において学修成果の点検・評価項目を定めている。学修成果の点検・評価は成績、修得単位、GPA、免許・資格の取得状況、卒業時アンケート及び就職状況調査などのデータに基づき実施し

ている。研究科については学位論文に係る評価基準により学修成果の点検・評価を実施している。個人面談録及び学修ポートフォリオを学修成果の点検・評価に活用して学修指導に役立てている。学期ごとに「学生による授業評価アンケート」を実施し、各教員が学修成果の点検・評価を行い、学生にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価において多様な尺度、指標や測定方法活用の観点から就職先企業アンケートなど新たな評価指標を導入し、更に充実させることが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長、学務部長及び運営企画会議を設けており、組織上の位置付けや役割は規則に明記している。また、学長の諮問に応じて重要事項を審議・決定する合議体として、学長、副学長、学務部長、学部長、研究科長、事務局長等で構成される評議会を設置し、学長の意思決定を支えるための仕組みを構築している。「甲子園学院組織規程」「甲子園学院職制に関する規程」に基づき、職員の役割､権限及び責任を明確にした上で､教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、教職協働で教学運営を行っている。また、運営委員会及び評議会の構成員である事務局長が主催する事務局連絡会において、教学情報の共有を図っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数及び資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し、適切に配置している。教員採用については公募制をとっており、教員の採用・昇任等に関しては「甲子園大学教員の人事に関する規程」「大学及び短期大学教員の任用基準に関する規程」を定め、適切に運用している。全学的に FD 活動を実施しており、授業評価結果を受けた自己分析書の作成や公開授業による相互評価によって、授業改善につなげている。また、FD 研修会開催後にアンケートを実施し、参加者の理解度の確認及び研修内容の見直しを行うための基礎資料としている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

FDSD 委員会から SD を独立させ、SD 委員会を組織した。SD 委員会は、教員と幅広い職位や異なる職務を持つ職員により構成されており、多様な意見を取入れられる仕組みを整備している。SD 研修会も定期的に開催している。欠席者にもオンデマンドの視聴を可能にしており、全教職員が SD 研修会に参加できる仕組みを構築し、職員の資質・能力向上のための SD 活動を積極的に実施している。また、新任教職員研修の実施、職員の外部研修への積極的な参加など、職員のスキルアップや能力開発のための活動に積極的に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個別の研究室が割当てられ、専門分野の教育研究に必要な実験や実習のための施設・設備も整備している。また、教育研究の施設・設備の更新については、一般経費のみならず「教育振興基金」も活用するなど、適切に研究環境の維持・向上を図っている。研究倫理の運用については、「甲子園大学研究活動上の不正防止及び対応に関する規程」

などが整備され、研究倫理に関する審査も適切に運用している。研究倫理教育についても対象者へ適切に研究倫理 e ラーニングを受講させている。「研究費及び研究旅費（外国旅費含む）に関する取扱要項」に基づき、専任教員には、個人研究費を配分しており、研究活動のための資源配分を適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、適切な法人運営を行っている。また、法令によって公開が義務付けられている諸情報についても、ホームページで適切に公開している。「学校法人甲子園学院中期事業計画令和 2 年度～令和 6 年度」を策定し、経営改善努力を行うとともに、中期事業計画に基づいて予算及び事業計画を立てている。人権への配慮については、個人情報保護に関する基本方針及び規則、ハラスメント防止規則と対策に関する規則を整備している。「甲子園大学危機管理規程」を定め、危機管理マニュアルを学生及び教職員に配付し、安全面への配慮を行っている。また、定期的に防災訓練を行い、防火・防災意識の向上に努めている。

〈優れた点〉

○図やフローチャートを用いた分かりやすい「甲子園大学危機管理マニュアル」を作成し、教職員及び学生に配付している点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為に基づき選任した役員によって適切に運営されている。法人の使命・

目的の達成に向けて重要な意思決定ができる管理体制を整備し、理事長及び法人事務局長は、学長、副学長、学務部長、学部長などの大学の主要な役職者によって構成する評議会に出席し、大学の動向を把握している。

理事会への出席状況は良好であり、欠席の場合の意思表示も適切に行っている。また、理事会議事録も適切に作成している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定め、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を明確にしている。理事長、学長、法人事務局長、大学事務局が出席する法人本部・大学連絡会や評議会において、理事会の決定事項を教職員に指示する等、法人の管理部門と大学の管理部門及び教学部門の意思疎通と連携を適切に行っている。監事・評議員は寄附行為の定めるところにより適切に選任している。監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

収容定員充足率の向上は厳しく、支出超過の状態が継続しているものの、現状においては、法人としての外部負債はなく、資金余力も一定規模を確保している。今後、経常収支差額の赤字解消に向けて、令和 5(2023)年度に甲子園学院将来ビジョン委員会を立上げ、法人として抜本的な改革に取組み、具体的な収支の計画を作成することとしている。資産運用に関しては「甲子園学院資金運用規程」に基づき、安全性を重視し適切に実施している。

〈改善を要する点〉

○収容定員の未充足が続き、支出超過の状況が常態化しているため、適切な在籍学生数の確保に努めるなど、収支均衡に向けた改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準、「甲子園学院経理規程」「甲子園学院物品管理規程」等の諸規則に基づき、適正に実施している。予算策定の手続きは補正予算編成も含め、評議員会に意見を聴いた後で理事会にて決議しており、適正である。監査については、監査法人による会計監査と監事による監査に加えて、内部監査室による監査も実施している。内部監査は、「甲子園学院内部監査規程」に基づき、内部監査のための内部監査室を設置し、内部監査を毎年度実施している。また、監査法人と監事との間で情報共有の場が設けられ、意見聴取や情報交換を実施するなど、適正な会計監査の体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「内部質保証に関する方針」を定め、これに基づき「内部質保証推進に関する規程」を制定し、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価をはじめとする内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会を設置し、委員会は学長、副学長、学務部長、各学部長、入試センター長、学務委員会委員長及び同副委員長、事務局長等で組織している。内部質保証のための取組みは、自己点検・評価委員会、将来計画委員会、中期計画委員会が原案を作成し、評議会で承認を得て実行しており、組織体制及び責任体制は確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会規程第 7 条の 3 に、教職員の協力義務を規定しており、全学を挙げて自己点検・評価に取組む体制ができている。自己点検・評価は、令和 2(2020)年度から毎年度実施し、その結果は自己点検評価書を作成し、教職員全員が共有できるようにしている。また、ホームページにより学外にも公表している。IR 活動に関しては、法令に基づき公表が義務付けられている教育研究活動等の状況に関する情報について、総務課及び企画調整室が調査・データの収集等を行っている。また、IR 機能の充実を図るため、自己点検・評価委員会のもとにファクトブックプロジェクトチームを設置し、データの収集及び分析を行い、11 項目のデータを集めたファクトブックを作成し、全教職員に配付するなど、大学の状況について共通理解を得ることに努力している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づき、令和 6(2024)年 4 月から栄養学科では学生のニーズに対応できるように現行の 4 コースを 5 コースに、現代応用心理学科では 6 領域制に、それぞれ変更することにしており、教育研究活動等の改善・向上に反映している。PDCA サイクルの仕組みは、1 年周期で行うものと、5 年周期で行うものに分け、学部・学科、研究科及び事務局は、課題実現に向けて 1 年周期で取組んでいる。中期計画は、5 年周期で見直すことにしており、仕組みは確立している。仕組みの機能性に関しては、収容定員未充足が続いており、これによって支出超過の状態になっていることは、不十分な点もあるが、令和 4(2022)年度に、令和 2(2022)年度及び令和 3(2021)年度の自己点検・評価結果を踏まえて、「中期計画改定版 2020－2024」を策定し、令和 4(2022)年 10 月 18 日から実施しており、機能性はある。

〈改善を要する点〉

○収容定員未充足が続いており、これによって支出超過の状態になっていることは、内部質保証のための取組みが十分とはいえないことから、入学定員及び収容定員に沿って適切な学生数を受入れるための抜本的な改革を実行するよう改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．大学と地域の共存的発展

A－1．地場産業との連携

A-1-①　地場産業との連携強化を目指して

A-1-②　Lo 活（ローカル活動）

A-1-③　高嗜好食スイーツ懇談会

【概評】

大学の果たす機能として、大学の教育・研究活動により得られた栄養・食や心理に関する知見を地域や産業界に還元するとして「社会貢献（地域貢献、産学官連携）」機能に注力している。地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的に宝塚市と包括連携協定を締結し地域振興に取組んでいる。地場産業等地域との共存的発展を大学全体で推進するため、将来計画委員会の専門部会として「地域産業共存的発展委員会」を設置している。

地域課題の把握、大学から地域への情報発信と提案を行い、地場産業と連携して協働プロジェクトを企画し実行している。「Lo 活（ローカル活動）」と称して、地域事業者等からの事業や研究開発の相談に応じて連携交流に取組み、Lo 活から得られた成果を食品開発など学生の教育・研究活動にも生かしている。宝塚商工会議所との定期的な交流を通じて、宝塚市西谷地区の農産物の加工品廃棄物や規格外野菜の利活用、市花のダリアの認知度向上にダリアアート制作やダリア球根の有効活用に取組み、「6 次産業化論」や「地域協働論」で取上げて学生の学修にも生かしている。

令和 3(2021)年 4 月に「高嗜好食スイーツ懇談会」を立上げ、教職員と食分野の有識者が参加して、研究開発や社会連携への大学教学資源の活用法の検討や試作と意見交換を介して嗜好性の高い食品開発を目的として活動している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．教育の多様化としての IPE（多職種連携教育）の実施

「甲子園大学中期計画 2020-2024」に基づき、令和 2(2020)年度以降、本学内に、IPE 委員会及び IPE カリキュラム検討委員会を設け、IPE を本学の教育の特色と位置づけるべく準備してきた。より効果的な教育を目指し、本学にある栄養学と心理学に加え、看護学を加えることとした。本学が位置する宝塚市にある宝塚市立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）と連携することとし、令和４(2022)年５月に、宝塚市との間に IPE にかかる連携協定を締結し、教育及び研究分野で両校の関係を強固なものにすること、また、地域社会の発展へとつなげること等とする内容の確認をした。

２．IPE の本格実施

令和 2(2020)年度から IPE について試行実施を重ね、都度学生アンケートを実施し、アンケートの回答を委員会にて課題整理し、教育プログラムに反映させてきた。

その結果、IPE は次の３ステップで実施することとなった。

STEP１：	多職種連携とは何か、またその必要性について理解	・栄養、心理、看護、医療、福祉など幅広

専門職種の理解	させ、自身の目指す職種にとどまらず、医療・介護、教育現場で関わる他の職種に関して、その特性について理解を深める。	い分野の専門職の講義 ・３学部の学生同士の交流
STEP２：IP 現場を知る	様々な職種についての学びを深めた学生同士によるグループワークを実施する。医療・介護、教育現場で想定されるケースについて、自身の専門職種としての姿勢がどうあるべきかについて検証する。	・市民病院での３学部合同カンファレンス参加（コロナにより急遽中止） ・専門職としての学びの紹介をし合う。 ・市内公共施設にて、市民向けイベントに健康関連ブース出展。
STEP３：IP 現場を知る	多職種連携が実践されている医療・介護、教育現場で、自身の目指す職種の役割や他の職種との関わりについて、実際の現場を経験させることより深い理解を目指す。	・病院又は教育現場で想定される事例に基づき、各専門職としてケーススタディ及び発表会を実施。

試行実施開始時に新型コロナウイルス感染拡大時期が重なり、企画していた取組をすべてオンラインで実施しなければならなかったが、小規模であること及びオンラインである利点を生かし交流会やケーススタディを続行していたところ、日本保健医療福祉連携教育学会より、本学の IPE 紹介に関する寄稿の依頼があり、論文を投稿し、本学及び看護専門学校の取組みが良い事例として紹介された。

３．IPE と地域貢献

本学は、栄養学と心理学の２学部のみで専門職を養成する小規模大学ではあるが、IPE は他の教育機関や団体との連携を通じて、本学の教育の特色が活かせる取組みで、地域と共にある本学にとって、地元自治体と協力関係を深める意味でも、地域に貢献する手段として適当と考える。令和 5(2023)年度も、新たな連携を模索している。今後も、IPE の教育内容を深化させ、教授法の研究やノウハウの蓄積を行い、IPE を通じた地域貢献について、全学的に考えていきたいと考えている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　兵庫県宝塚市紅葉ガ丘 10-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
栄養学部	栄養学科　食創造学科　フードデザイン学科※
心理学部	現代応用心理学科
栄養学研究科	食品栄養学専攻
心理学研究科	心理学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 29 日	実地調査の実施　　11 月 30 日　第 2・3 回評価員会議開催
～12 月 1 日	12 月 1 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

24 埼玉学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「自立と共生の意識を持った人材の養成」という教育理念を掲げ使命・目的及び教育目的を設定している。これらを踏まえて学部・学科等の教育研究組織を整備し三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映し教学運営を行っている。また、こうした使命・目的及び教育目的をホームページ等によって学内外に公表する一方、社会情勢に応じた見直しを組織的に行っている。

「基準２．学生」について

学生の受入れについては、教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、それに沿って入学者選抜を適切に行っている。学科によって収容定員充足に過不足があるが、定員変更により改善が期待できる。学修支援については、図書館や体育施設などが整備され有効に活用されている。ICT（情報通信技術）環境の整備やインターンシップ、学生相談等の学生サービスの向上を図ることで、学生支援の充実が期待できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、基準に沿った単位認定、卒業認定などを適切に行っている。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ちながらカリキュラム・ポリシーを定め､カリキュラム･ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し実施している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、教育の内実を可視化しつつ、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

〈優れた点〉

○学生の保証人に対して授業公開を実施し、その参加実績を高めることで実際に行っている授業に対する関心と理解を深める取組みは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定や教学マネジメントが関連諸規則のもとで適切に行われている。教育内容や方法については、組織的な FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動や授業アンケートの活用など､改善に向けた取組みがなされている｡研究環境については、研究倫理の確立とともに、研究支援のための諸規則を整備している。大学を含めた法人全体としての運営の整備、強化を図るため権限を適切に分散し責任と役割を明確にしつつ、

教員・職員をそれぞれに適材適所で配置している。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命・目的の達成に向けた意思決定のための体制として、理事会、評議員会などを法令に基づき設置、運営している。財務面では収支バランスは安定しており、財務的基盤を確立している。法人機能をより適切に運営するため理事会、評議員会や監事の役割が一層重要視される中で、こうした諸機関が更に一層効率的、効果的に機能することが期待される。また、社会的な信頼を獲得し着実な発展を遂げるため、安定的な財務基盤を確立した上で会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関しては、全学的な方針を明示し恒常的な組織体制を整備し学長をトップとする責任体制を構築することでそれを実現している。三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を「自己点検評価報告書」などにまとめた上で公表すると同時に、教育の改善、向上に結びつけている。加えて、中期計画を錬磨することによって、大学全体としての内部質保証システムの改善が期待できる。

総じて、建学の精神に基づいて使命・目的、教育目的や三つのポリシーを策定し適切に運営している。学生の受入れ・支援、学修環境の整備、学生の意見への対応を概ね適切に行っている。また、三つのポリシーを踏まえた卒業認定や教育課程の整備、学修成果の点検を行っている。FD･SD 活動によって教職協働による教学マネジメントを実現している。財務については健全性を維持し、その管理も適切に行われている。これらの諸活動に関して定期的に自己点検・評価を行い、自律的な内部質保証を実現している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・社会連携」「基準 B.研究業績の公表」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 産学連携
2. 高大連携
3. 国立公園オフィシャルパートナーシップ（環境省）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の設定について、大学学則及び大学院学則に具体的かつ明確に明文化している。これらは分かりやすく簡潔に文章化され、大学の個性、特色を反映したものとして明示している。また、社会情勢などの変化に対応するため、「自立と共生」という基本的な教育理念を維持しつつ、使命・目的及び教育目的について適宜見直しを行い、学科の新設や改組、カリキュラムの改訂などを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の諸規則等への反映について、まずそれらの策定及び見直しに関しては、その検討の場である理事会などに役員、教職員が関与、参画している。使命・目的及び教育目的を学則に規定し、学則は教職員に提示している。また、使命・目的及び教育目的を規則集、学生便覧に掲載し、ホームページ、各種配付物でも公開している。教育理念の「自立と共生」及び大学コンセプトである「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を学生便覧と履修のてびきに掲載している。また、中期計画、三つのポリシーに関しても、使命・目的及び教育目的を反映している。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を適宜改組転換、定員変更し、整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学部・研究科共に、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが定められ、学生募集要項やホームページを通じて周知されている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜と検証がなされ、公正かつ妥当な方法により運用されている。人間学部人間文化学科での超過、人間学部子ども発達学科での低迷と、学科の収容定員に対する充足率がアンバランスであったが、入学定員の変更が文部科学省に認可されたため、収容定員の正常化が見込まれる。

〈参考意見〉
○人間学部人間文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超えているため、適正な定員管理が望まれる。
○人間学部子ども発達学科の収容定員充足率が低い点について適正な定員確保が望まれる。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
教育内容、教育方法等について、教員と職員等の協働による学生への学修支援体制が適切に整備、運営されている。全ての専任教員がオフィスアワーを設け、きめ細かい学生の学修支援等を行う体制が整っている。
また、チューターであるゼミナール担当教員は、教務課と共に学生の学修状況を把握し、中途退学、休学及び留年への対応を行っている。専門的な TA を配置し、教員の教育活動を支援しているとともに、障がいのある学生に対しては、学生相談室と演習担当教員が連携して適切な配慮が行われている。

2－3. キャリア支援
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育の支援体制が整備されており、充実したキャリア支援行事、連続的かつ体系的な就職支援が良好な就職状況に結びついている。インターンシップなど、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立を支援する体制が整備、運営されている。主にエクステンションセンターにおいて、就職に関する個別相談・助言体制を構築し、適切に運営している。また、令和 4(2022)年からは、国家資格取得講座、公務員・教員採用試験対策講座、金融・流通・情報処理・ビジネス関連資格講座、簿記検定試験、語学資格対策などが開講されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については、教員で構成される学生委員会と学生課職員が中心となり、学生支援体制を機能させている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動の支援をはじめとする学生サービスについては、教員、学生課及びその他関係部署が連携し適切に行っている。情報収集にも努め、日本学生支援機構の奨学金の他に、手厚い奨学金制度を大学独自で複数設け対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備は適切に整備され、かつ有効に活用されている。図書館は十分な広さ、蔵書数、閲覧座席数を確保するとともに、十分な開館時間を設定し、利用しやすい環境を整備している。

また、学生・教職員の情報収集及び情報活用能力の向上を図る取組みを行っている。教育目的達成のため、コンピュータを整備し、図書館を含め ICT 環境が整備されている。バ

リアフリーなど、施設・設備の利便性向上のための配慮がなされている。授業を行う学生数はその科目の特性を考慮し、教育効果を十分上げられる人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援においては、授業アンケートなどを実施し学生の意見を授業改善に生かすシステムを整備している。学生相談室が窓口となって心身に関する相談を受けたり、学友会の活動を通して課外活動の振興を図ったりと、学生が充実した学生生活を送れるよう構築されたシステムがある。「卒業生・修了生アンケート」や「学生生活意識調査」など、学生の意見を聴取するシステムを使い、学生の学修意欲を高める環境整備に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーをホームページ、履修のてびき等に掲載し、学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定めている。また、それら基準を学内外に周知するとともに、厳正に適用している。成績評価基準は履修規則に定められ、履修のてびき、教員のてびきで明示されるとともに、学期当初に実施されるガイダンスやゼミナールの授業において学生に説明されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや履修のてびきで公開し、また、ガイダンスやゼミナールで説明し、周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを前提として策定されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。シラバスを適切に作成・整備しており、また、カリキュラムマップや履修モデルを用いて体系的な教育課程を編成し、実施している。

履修登録単位数の上限を定め、単位制度の実質化を図っている。「全学共通科目」「自由選択科目」を設定すること等によって、教務委員会が中心となって教養教育を適切に実施している。教授方法の改善を進めるため、「FD に関する講習会」「授業に関する研修会」を実施し「FD 活動報告書」を公開する等、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

〈優れた点〉

○学生の保証人に対して授業公開を実施し、その参加実績を高めることで実際に行っている授業に対する関心と理解を深める取組みは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・プランを定め、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。学生へのアンケート、卒業生へのアンケート、就職状況調査、就職先へのアンケートなど、各種の尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈参考意見〉

○アセスメント・プランを一層整備し、それに基づいた全学的な PDCA サイクルによる学修成果の点検・評価が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントは「埼玉学園大学運営会議規程」「埼玉学園大学大学院委員会規程」に基づき、学長のリーダーシップのもと適切な運営を行っている。

教学マネジメントについては、「埼玉学園大学委員長会議規程」に基づき教育研究に関する意思決定が可能な体制が構築され、学長が必要と認めた際には副学長を選考するなど最終的な意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

大学の管理運営や教学に関しても、事務組織及び事務分掌が「埼玉学園大学事務組織及び事務分掌規則」に基づき整備され、各組織の役割と責任が明確になっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員を確保しており、教員の採用・昇格についても「埼玉学園大学教育職員の選考基準に関する規則」に基づき、教育目的及び教育課程に即した対応を適切に行っている。

教育内容や教育方法などに関する改善や効果的な実施に向けた組織的な取組みとして、

具体的な FD 活動が企画立案、実施されており、また、授業アンケートに基づくピアレビューの取組みも行っている。これらによって、教育内容・方法等の適切な見直しを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上について、大学職員としての業務経験が浅い職員も少なくない実情も踏まえて、職員に必要な基礎的知識やスキルを付与するための研修を組織的に行っている。

教育研究活動の円滑な遂行に資するため業務執行の効率的・効果的な体制の構築及び改善とともに、従前の SD 研修会を見直し、外部の講師を招いて社会人として必要な知識の習得や管理職と管理職以外に対象を分けた研修を実施するなど、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と運営・管理については、図書館や教育研究使用目的の機器、学内パソコンのオフィスソフトの更新、ネットワーク接続や各種データベースへのアクセス・利便性の向上に努めている。

研究倫理の確立と運用に関して、「埼玉学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」をはじめ関連する規則を定め、厳正に運用している。人を直接対象とした研究について、大学院心理学研究科の規則の対象を全学に拡大するための準備とマニュアルの改訂を検討している。

研究活動への資源配分については、「埼玉学園大学研究助成費に関する規程」及び「埼玉学園大学学会出張旅費等支給規程」に基づき、個人研究費や共同研究助成費、出張旅費、学会費を支給し、教員の研究活動を助成している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律に関しては、理事会及び評議員会の運営を私立学校法等の法令に基づき規定された寄附行為にのっとり誠実に対応している。理事会、評議員会を適切に運営することによって、使命・目的を実現するため継続的に注力している。

また、監査室を設置し、業務活動及び会計処理に関しては監事及び会計監査人と連携協力して経営の規律の維持を図っている。

就業規則において服務規律を明文化するとともに、組織倫理に関する規則「学校法人峯徳学園教職員行動規範」を策定するなど、環境保全、人権、安全への配慮を適切に行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の配下に「学校法人峯徳学園法人経営健全化検討委員会」や「埼玉学園大学将来事業計画検討委員会」を設置し、使命・目的を実現するための継続的な議論を実施するなど、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を構築するとともに適切に機能している。理事の選任及び事業計画の確実な執行・事業報告など、理事会の運営について継続的な努力を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の意思決定機関が理事会であることが寄附行為に規定されており、大学運営に関する意思決定についても運営会議と連携し、事前の調整及び理事会決定事項の報告などが適切に行われている。

監事の選任については、寄附行為に基づいて行うとともに、監事の理事会への出席を常例とするなど、その職務も適切に行っている。

評議員は、私立学校法及び寄附行為に基づき選考され、適切に評議員会を運営することで、各管理運営機関の相互チェック体制が機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

事業計画の基軸として第一期中期計画及びその改訂版を策定し、運営している。経常的経費支出をできるだけ学生生徒等納付金収入の範囲内に収め、財政の健全性と大学の持続性を確保するという方針のもとで、人件費や管理的経費を抑制しつつ、教育研究経費を充実させていくことを目標としている。近年の入学者総数の推移を勘案しても、財務状況に問題はない。

財務全般の状況として安定した財務基盤を確立している。すなわち経常収入は、大部分を学生生徒等納付金収入が占め、管理的経費の節減と効率的使用に努め、事業活動収支差額は黒字となっており、収支バランスは全体として安定し、推移している。使命・目的及び教育目的達成のため、収支の均衡を健全に維持している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や「学校法人峯徳学園経理規程」「学校法人峯徳学園経理規程施行細則」に基づき会計処理を適正に実施している。会計監査は、監事により私立学校法第 37 条第 3

項及び寄附行為第 16 条の規定に基づき厳正に実施している。

また、私立学校振興助成法第 14 条で義務付けられている公認会計士の監査の際には監事が立会うとともに、公認会計士と監事間の意見交換会を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関しては、大学機関別認証評価を受けることを起点として、体制を整備、確立している。まず、全学的な方針として「埼玉学園大学内部質保証方針について」を定め明示し、大学組織全体で共有している。運営会議、自己点検評価委員会など内部質保証のための会議、委員会を設置し、教務課が運営事務局となって恒常的な組織体制を構築している。すなわち学部においては自己点検評価委員会、大学院については各研究科の大学院自己点検委員会において内部質保証のための諸活動を実施している。これらのうち中心となる運営会議の議長は学長であり、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度「自己点検評価チェックシート」を作成し、「自己点検評価報告書」をまとめるなど、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。この「自己点検評価チェックシート」をベースに、エビデンスに基づく自己点検・評価を単年、2 年、7 年のサイクルで定期的に実施している。「自己点検評価報告書」「FD 活動報告書」などを作成し、自己点検・評価の結果をホームページに掲載し学内外に公表している。また、情報メディアセンター、自己点検評価委員会、大学院 FD 委員会が中心となって、IR を活用しつつ、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価チェックシート」をツールとして用い、また、「学部横断的な教育の質保証構築のための検討会」を開催して三つのポリシーの検証を行うなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。ディプロマ・ポリシーに関しては、それを踏まえた学修成果を明示し、各種の指標、測定方法に基づく点検結果を、学修指導の改善のため教学部門にフィードバックしている。また、自己点検・評価や外部の認証評価などの結果を踏まえた上で中期計画を策定し、それに基づいて大学全体、学部・学科、授業単位ごとの三層の内部質保証の仕組みを機能させつつある。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献・社会連携

Ａ－1. 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

A-1-① 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

Ａ－2. 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供

A-2-① 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供

【概評】

埼玉県川口市と連携して「子ども大学かわぐち」を共催し、子どもの知的好奇心を刺激し、学びの機会を提供する地域貢献活動を実施している。具体的には川口市内に居住する小学校 4～6 年生を対象に 5 日間開講し、その定員は 50 人となっている。大学は主に人間学部子ども発達学科の教員及び学生スタッフを派遣し、学生スタッフは参加者の集団に入ってグループワークなどの体験活動をサポートするなど、大学で学んだ知識を実際に発揮する場となっている。大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供の一環として、平成 27(2015)年度から各学科における特色ある研究成果を集約し、公開講座を実施している。この公開講座はエクステンションセンター公開講座プログラム委員会が所掌し、講座のテーマは各学科の持つ専門性を生かすことを原則としながら、必要に応じて学科横断的に展開することも予定している。

図書館については地域住民をはじめとする学外者の利用が認められている。学外者開放については大学及びメディアセンターのホームページにおいて、学外者の利用が可能であることを明示するバナーを配置し周知を図っている。

平成 26(2014)年度に臨床心理カウンセリングセンターを整備した。同センターは大学院生に対して公認心理師・臨床心理士を養成するための教育・訓練を行う学内実習施設という機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査研究活動を行うことも目的としている。

基準Ｂ．研究業績の公表

Ｂ－1．研究業績の公表

B-1-①　研究業績の公表

【概評】

大学で作成される知的生産物については、「埼玉学園大学紀要委員会規程」「埼玉学園大学紀要投稿規程」「埼玉学園大学研究叢書刊行に関する規則」などの諸規則に基づき、編集・刊行している。また、平成 28(2016)年 4 月 1 日から運用を開始した「埼玉学園大学・川口短期大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）を通じて、教員の研究成果を組織的に収集・保存・公開している。

「埼玉学園大学紀要」については平成 13(2001)年度発行の創刊号から令和 4(2022)年度発行の第 22 号まで、「埼玉学園大学心理臨床研究」については平成 26(2014)年度発行の創刊号から令和 3(2021)年度発行の第 8 号までを「リポジトリ」に掲載し、学内外に無償で公開している。また、博士論文の公表も「リポジトリ」で行っている。

「埼玉学園大学研究叢書」については、令和 4(2022)年度に第 21 巻を刊行し、メディアセンターのホームページや SNS を通じて刊行報告を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．産学連携

実社会を理解した上で、新たなイノベーションの担い手となる人材の育成が大学教育において求められる中、教育の質保証の視点から、埼玉高速鉄線東川口駅が最寄り駅である本学と、（株）埼玉高速鉄道において、多面的な連携のもと、研究開発、人材交流、教育・研修、社会・地域貢献、環境保全の各分野において相互に協力し、豊かな人間形成及び人々の幸福に貢献可能な社会と産業の発展に寄与することを目的とし、令和 2(2020)年 2 月 4 日、包括的連携に関する協定に基づく産学連携活動がスタートした。

「企業と大学の共同による地域社会イノベーション－鳩ヶ谷における参加したくなるローカルプロジェクトの実践について」のテーマのもと、ゼミナール活動を中心に、歴史とモダンが調和する街『鳩ヶ谷』駅をフィールドとして、学生が主体となり、様々な活動を展開している。地域住民や埼玉高速鉄道の職員、地域の商店街関係者と一緒に社会実装のための実践活動を通して、学修者の主体性やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、問題解決能力などの向上が期待され、さらに、地域社会への貢献にも寄与することが期待される。【資料特-1-1～8】

2．高大連携

高大連携プログラムとして、川口市市内高校や埼玉県立岩槻北陵高校との連携事業（インターンシップ）が実施された。高校生の将来の大学の学習に対する意識の向上を図ろうとする目的で、高校 2 年生が本大学の授業を体験、進路指導の充実が図られた。高等学校における教育の多様化のなか、大学受験の目的意識を明確にしてもらい、それらの参加が進路選択の一助となり、高校から大学に円滑に移行させることに繋げていきたい。

また、川口市教育委員会と埼玉学園大学との教育連携及び協力協定が結ばれ、人間学部の実習に市内小中学校の実習現場をご提供いただく。「教育インターンシップ」を導入する事で、教員志望の学生が早い段階（学年）で現場を知り、教育実習に役立つ体験の場をつくると共に、教員としての意識・資質能力の向上に努めていく。小中学校免許希望取得の学生と心理学科の心理学カウンセラー育成講座の学生は、ボランティア活動などにも積極的に参加していき、将来の免許・資格取得のための経験値を高めていく。このように高校・大学・社会との関係性を深めていき、様々な連携事業を検討していく。【資料特-2-1】

3．国立公園オフィシャルパートナーシップ（環境省）

本学と環境省との間で契約している「国立公園オフィシャルパートナーシップ」プログラムの契約も 2 年が経過した。コロナ禍のためおもに観光系科目を履修する学生に対し授業内で本契約に関する特別授業を実施し、環境保護を意識しながら観光促進を行う知識を深め周知することに力を注いだ。その中でも 1 年目の活動として三峰ビジターセンター(秩父多摩甲斐国立公園内)、2 年目の活動として新宿御苑ナショナルパーク・ディスカバリーセンターへとフィールドワークを行い、大学祭での発表で活動を公開した。プログラムに参画している自治体・パートナー企業・団体同士が対面で活動報告を行った初めてのピッチイベントにおいては、教育機関としては本学だけであったが、Z 世代と言われる本学学生がこの活動に真摯に取り組んでいることに対し関心を持っていただいた。それを 3 年目の活動に反映し、さらなる学びの高度化を実現していくことにしている。【資料特-3-1～2】

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　埼玉県川口市大字木曽呂 1510
　　埼玉県羽生市大字弥勒 456

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間学部	人間文化学科　子ども発達学科　心理学科
経済経営学部	経済経営学科
経営学研究科	経営学専攻

心理学研究科	臨床心理学専攻
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 25 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

25 滋慶医療科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人大阪滋慶学園の建学の精神「実学教育、人間教育、国際教育」に基づく教育理念「高い職業実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」を踏まえ、その教育目的を学則に規定するとともに、教育目的を踏まえた人材育成方針を掲げ、大学の個性・特色として社会に表明している。学校法人大阪滋慶学園は、自らの目的を達成するために平成23(2011)年に「滋慶医療科学大学院大学」を創立した後、医療を取巻く現代社会のニーズに鑑み、令和 3(2021)年に、変化対応能力を兼ね備えた次代を担う人材養成を目的として、医療科学部を新たに設置し、大学名を「滋慶医療科学大学」へと変更した。大学は、使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を掲げ、「学校法人大阪滋慶学園中期事業計画書 2020年度～2024 年度」に基づく事業計画を策定し教育活動を行っている。

〈優れた点〉

○医療科学部臨床工学科の学生便覧では、三つのポリシーを単に記載するだけでなく、三つのポリシーの意味と各ポリシーの相関性を分かりやすく説明している点は評価できる。

「基準２．学生」について

医療科学部臨床工学科は令和 5(2024)年の完成年度に向け、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を実施しているものの、学年進行中の医療科学部臨床工学科の在籍学生数は年次ごとの入学定員合計の 0.5 倍未満であることは改善を要するが、在学生に対して、教職協働による支援体制を整え、学生アンケートや学修ポートフォリオの活用などによるきめ細かな支援を実施している。卒業・修了後の社会的・職業的自立のため、さまざまな資格取得を推奨するなどのキャリア支援を行っている。学生の安定した生活に資するために相談窓口の設置、経済的支援に関する案内や課外活動への支援を行っている。学生の心身に関する相談については、カウンセリング機関「滋慶トータルサポートセンター新大阪」と連携した相談体制を整備している。学修環境は、全館バリアフリー対応、有線及び無線 LAN の敷設、2 か所の図書館、「PC・語学演習室」、学生ラウンジ、自習室、共同学習室、更衣室兼ロッカー室を整備している。

〈優れた点〉

○学修支援について、教職協働による連携のもと、定期的に行われる学生面談や学生自身

が入力する学修ポートフォリオにより学生状況の把握が適切に行われている点は評価できる。

〇修学及び学生生活の問題や不安の解消のため「学生相談・苦情情報の共有と組織対応のフロー」を作成し、教職協働で全学的に取組んでいる点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、厳正に運用するとともに学生便覧、ホームページにおいて周知している。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーにより、体系的・段階的な学修となるような科目配置を行い、1 年間の履修登録単位数の設定など、単位制度の実質化を図っている。学生が身につけるべき学修成果をディプロマ・ポリシーに明示し、アセスメント・ポリシーを定めて三つのポリシーを踏まえた学修成果の測定・評価及び評価結果のフィードバックにより、教育内容・方法及び学修指導の改善を行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定は、学長のリーダーシップのもとで行っている。教授会などの組織上の位置付け及び役割は明確であり、事務組織は、「学校法人大阪滋慶学園事務組織規則」に基づき職員を配置している。教学に関する各委員会は、教職協働の体制で教学マネジメントを遂行している。専任教員は、設置基準に定める人員を配置し、採用及び昇任については、学内の関係規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)は、大学に FD／SD 委員会を置き、教員の教育指導・研究指導等の能力向上及び事務職員の資質・能力向上に資する各種研修を行っている。

〈優れた点〉

〇教育内容の改善・工夫のため、全ての授業を対象にした教員相互の授業参観を行い、その結果を授業担当者にフィードバックしていることは高く評価できる。

〇FD／SD 研修は 1・2 か月に 1 回程度実施しており、個人情報の取扱いや障がいのある人への支援に関する研修などさまざまなテーマを取上げて積極的に開催している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人大阪滋慶学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守しており、組織倫理に関する諸規則を整備し適切な運営を行うとともに、使命・目的を達成するための継続的努力をしている。環境や人権への配慮として、省エネルギーやリサイクル活動の推進、ハラスメント防止対策研修を行っている。安全については、消防訓練、AED 講習会の実施、災害時等における「緊急連絡・安否確認システム」の運用を行っている。

法人は、理事会を最高の意思決定機関、評議員会を諮問機関として、理事長のリーダーシップのもと、適正な運営を行っている。監事は、厳正に監査を行い、理事会・評議員会へ出席し意見を述べるなど、適切に業務を執行している。財務については、法人全体とし

て安定した財務基盤を有しており、学校法人会計基準及び「学校法人大阪滋慶学園経理規則」に基づき適正な会計処理を行っており、財務情報は、ホームページで公表している。

「基準６．内部質保証」について

「滋慶医療科学大学内部質保証の方針」により、学長を中心に「滋慶医療科学大学自己点検・評価委員会」を置き、内部質保証の向上に向けた活動を行っており、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価の結果は、学内に周知・共有するとともに、外部有識者を構成員に含む「大学関係者評価委員会」の意見を聴き、大学の諸活動の妥当性・客観性を担保しながら自己点検評価書としてホームページで社会に公表している。また、医療科学部の設置に係る設置計画の履行状況や学生の在籍状況及び臨床工学技士法に対応しながら、効果的な教育を目指して教員配置やカリキュラムの見直しを行っている。このように大学運営の改善・向上のための PDCA サイクルを大学全体で機能させている。

総じて、大学は設置基準及び滋慶医療科学大学医療科学部の設置計画にのっとり教育体制を整えており、学生の修学支援及び生活支援に力点を置き、きめ細かい教育を実施している。大学は、日々進歩する医療の中において、医学と工学の両面を兼備えた「臨床工学士」の養成に尽くし、大学院は、医療安全管理学の修士課程として医療安全の実践的リーダーとなる人材の育成を行っている。現況における医療科学部臨床工学科の学年進行中の在籍学生数についての課題はあるが、今後の計画を通して改善できることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人大阪滋慶学園の建学の精神「実学教育、人間教育、国際教育」に基づき、教育目的を定め、教育理念「高い職業実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」を個性・特色として簡潔に文章化し、学則に具体的に明示している。

学校法人大阪滋慶学園は、自らの目的を達成するために平成 23(2011)年に「滋慶医療科学大学院大学」を創立したが、医療を取巻く現代社会のニーズに鑑み、令和 3(2021)年に、変化対応能力を兼ね備えた次代を担う人材養成のため、学士課程として医療科学部を新たに設置し、大学名を「滋慶医療科学大学」へと変更するなど社会情勢の変化に対応した使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的及び教育目的に関する重要な事項の審議については､教授会の審議に加えて、法人の常務理事を構成員に加えた「大学（大学院）運営会議」においても審議し意思決定を行うなど役員、教職員が共に関与・参画している。使命・目的及び教育目的は「学生便覧」に明記して学内に配付するとともに、大学案内やホームページ上において学外にも周知している。

「学校法人大阪滋慶学園中期事業計画書 2020 年度～2024 年度」及び年度ごとの事業計画書と事業報告書は、使命・目的及び教育目的を反映して策定されている。

三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的に基づき策定しており、これを達成するための教育研究組織として、医療科学部臨床工学科及び医療管理学研究科医療安全管理学専攻を設置している。

〈優れた点〉

○医療科学部臨床工学科の学生便覧では、三つのポリシーを単に記載するだけでなく、三つのポリシーの意味と各ポリシーの相関性を分かりやすく説明している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、入学試験要項、ホームページなどに記載するとともに、オープンキャンパス、進学相談会などを通して適切に周知を行っている。入学生確保のため、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦選抜など、多様な選抜試験を実施しているものの、医療科学部臨床工学科の学年進行中の在籍学生数については課題があり、完成年度に向けた学生確保のための計画を立てて努力している。大学院においても、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っており、幅広い入学者選抜を可能としている。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の医療科学部臨床工学科の在籍学生数は年次ごとの入学定員合計の 0.5 倍未満であることから適切な学生受入れ数を維持するための改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、学生・就職委員会は教職協働による学修支援体制を整備している。また、各委員会において年度はじめに引継がれた重点目標をもとに、学修支援計画を立案している。学修支援は、入学前教育、アドバイザー制、新入生及び在学生オリエンテーション、オフィスアワー、休学・退学・学生相談支援、学生面談、学生アンケートの活用、障がい学生支援、新型コロナウイルス感染症への対応など、多様な取組みを行っている。その中で、相談・苦情に関しては「学生相談・苦情情報の共有と組織対応のフロー」に沿って事務局が取りまとめを行っている。障がいのある学生の支援制度については「滋慶医療科学大学障害学生修学支援規程」を定め、学生・就職委員会が行っている。TA に関しては、「滋慶医療科学大学学生アシスタント規程」を整えている。

〈優れた点〉

○学修支援について、教職協働による連携のもと、定期的に行われる学生面談や学生自身が入力する学修ポートフォリオにより学生状況の把握が適切に行われている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援体制として、学生・就職委員会が教務委員会、事務局と連携して支援をする体制を整備し、資格取得のためのサポートやポートフォリオの活用が行われている。教育課程内には、社会人としての基礎的な力、基礎学力、職業や就職に関する知識やスキル等を養成する科目が配置されている。インターンシップに関しては、臨床実習、企業実習状況を踏まえて今後検討するとのことであるが、教育課程外の資格取得を目的とした対策講座が実施され、キャリアサポートが適切に行われている。

大学院生のキャリア開発の助言・指導は担任・研究指導教員・学生生活委員会・事務局が連携して対応しており、学生生活委員会主催のキャリアガイダンスを実施している。また、就職活動等が必要な場合は、法人が設置する各専門学校のキャリアセンターを利用することができる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活支援の体制として、学生・就職委員会が事務局と連携し、学生サポートセンターの相談窓口を事務局として支援する体制を整備している。その他にも、意見箱による要望の提出や学生生活満足度調査による状況の把握を行っている。また、相談情報については「学生相談・苦情情報の共有と組織対応のフロー」に沿って各委員会及び教職員が連携してその解消に向けて取組んでいる。学生の心身の健康管理については定期健康診断、医務室の設置、学外のカウンセリング機関との連携とその周知、ハラスメント防止のための取組みを適切に行っている。ただし、相談窓口は事務局職員が対応しており、医務室にも常駐する専門スタッフはいない。

大学院では、学生が安定した学生生活を送れるよう学生生活委員会を置き、事務局と連携して修学支援、経済的支援、就職支援、健康支援等を実施している。医務室の運用及び心理面のサポートは、学部と共通である。

〈優れた点〉
○修学及び学生生活の問題や不安の解消のため「学生相談・苦情情報の共有と組織対応のフロー」を作成し、教職協働で全学的に取組んでいる点は評価できる。

〈参考意見〉
○医務室に教員の医師及び看護師を任命しているものの、一般事務職員が学生の初期対応をしているため、専門スタッフの対応が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
大学・大学院の設置基準を満たした校地・校舎・運動場・設備等を設置している。校舎は平成 18(2006)年に竣工し、耐震化率は 100%である。校舎の多くの部分は併設校との合同校舎であるが、教室利用に関しては授業を行う学生数に合わせた運用が適切にマネジメントできている。実習施設には最新の機器を設置しており、豊中キャンパスには運動場を有している。学部図書館（第 2 図書館）は平日 20 時まで、大学院図書館（第 1 図書館）は平日 21 時、土曜日 18 時まで、それぞれ開館している。図書館システムは利用者が図書館内外から蔵書検索、電子ジャーナルや各種データベースの利用が行える環境を整えている。また、「滋慶医療科学大学障害学生学修支援規程」を定めており、エレベータ、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、視覚障がい者誘導用点字ブロックを設置し、校舎はバリアフリー化に対応している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生の学修支援に関する意見・要望の把握は、授業評価アンケートなどの調査により収

集、集計されたのち、その結果は所管委員会での報告・審議の上、学部教授会で共有され、その結果と授業改善報告書は学生掲示板、ウェブサイトを使用した学修支援システムを通じ、学生に周知している。学修支援、学生生活、学修環境に関する学生からの意見・要望に対する個別対応については、アドバイザー制、オフィスアワー、学生生活満足度調査、学生意見箱等により行っている。心身に関する健康相談、経済的支援についての意見や要望は、関係する委員会等で適宜対応を行っている。

大学院では、学生生活の意見や改善の要望については、学生生活満足度調査に要望等を記入できる項目を設けるほか、学生自習室に設置する意見箱を活用するなどして収集し、ホームページの在学生ページを通じて学生に公表している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的等を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、大学・大学院案内、学生便覧に掲載、公表するとともに、入学時オリエンテーション等での説明により周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則、関係規則に定め、学生便覧、ホームページで周知している。また、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学修・履修指導、奨学金の選考等の基礎資料として活用している。

大学の卒業認定・学位授与は、教授会の意見を聞いて、学長が認定・授与を行い、また、大学院の学位論文・最終試験の合否は、論文審査委員会の審査報告に基づき、研究科教授会の審議を経て学長が決定しており、厳正な適用を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ・学生便覧に掲載し学内外へ周知している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの相関を示す図を学生便覧に明示し、その一貫性を説明している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、その体系をカリキュラムツリーにより学生便覧・ホームページで周知している。シラバスで各科目の学修内容、ディプロマ・ポリシーとの関連性を示している。

教養教育はカリキュラム・ポリシーにのっとった科目を配置している。学部・大学院において、アクティブ・ラーニングを積極的に取入れ、大学院では FD／SD 研修において毎年アクティブ・ラーニングに関する事例報告を行っている。また、学部では教員相互の授業参観を実施するなど教授方法の工夫・向上に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生が身につけるべき学修成果をディプロマ・ポリシーに明示し、学生便覧で公表している。アセスメント・ポリシーを策定し、多数のアセスメント項目を用い、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に努めている。

FD／SD 委員会、学生・就職委員会が、学修成果の点検・評価を授業評価アンケート・各種学生調査等から集約し、教職員にフィードバックしている。教育内容・方法及び学修指導の改善のため、フィードバックされた授業評価アンケート結果に基づき、各授業担当教員は授業改善報告書を作成し、FD／SD 委員会へ提出している。集約された結果及び授業改善報告書は、学内掲示板やウェブサイトを使用した学修支援システムを通じて学生に公表している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において、「学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり所属職員を統督する。」と定め、学長のリーダーシップを明確にしている。学長は学部長を兼務しており、補佐体制として、学科長、研究科長、事務局が連携して大学の運営に当たることとしており、教育研究に関する校務を取りまとめているほか、大学運営会議の構成員として、教学マネジメントの一翼を担っている。教授会などの組織上の位置付け及び役割は明確であり、適切に機能している。

事務組織については、「学校法人大阪滋慶学園事務組織規則」に基づき適切に職員を配置し、その役割を明確にしている。また、教務委員会に職員が委員として参画し、教職協働の体制で教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学院の教員の採用及び昇任については、「滋慶医療科学大学大学院教員等選考基準」及び「滋慶医療科学大学大学院教員等の任用及び昇任手続に関する規程」に基づいて行われている。

教員数は設置基準に定める必要な専任教員数を上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。

教員の教育・研究等の能力向上を目的とした FD 活動については、「滋慶医療科学大学医療科学部 FD／SD 委員会規程」及び「滋慶医療科学大学大学院 FD／SD 委員会規程」にのっとり、必要に応じて連携しながら組織的に実施している。FD／SD 委員会は、年度当初に前年度の反省を踏まえて委員会活動に関する年間計画を立てて実施・運営し、年度末

に総括として自己点検・評価を行っている。

〈優れた点〉

○教育内容の改善・工夫のため、全ての授業を対象にした教員相互の授業参観を行い、その結果を授業担当者にフィードバックしていることは高く評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、FD／SD 委員会が連携しつつ、コンプライアンスに関する研修や FD 活動に関する研修等を企画・運営している。FD／SD 研修会は、いずれも教職員の出席を義務付けている。また「人権問題及びハラスメント防止委員会」が実施するハラスメント防止研修等があり、これらも教職員の出席を義務付け、素養向上に努めている。

事務職員のみを対象とした研修も、新入職者研修や広報研修等さまざまな研修の機会を設けている他、文部科学省や日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本高等教育評価機構などが主催する研修等に教職員を派遣しており、大学運営に関わる法制度への理解を深めるとともに、業務遂行能力の向上に努めている。

〈優れた点〉

○FD／SD 研修は 1・2 か月に 1 回程度実施しており、個人情報の取扱いや障がいのある人への支援に関する研修などさまざまなテーマを取上げて積極的に開催している点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は、全専任教員に個室の研究室を確保しており、統計ソフトを搭載したパソコンを設置する情報処理室、一般実験・実習室、心理学実験室などの実習室、学会発表用ポ

スター等を製作できる大型プリンターを整備している。

研究倫理規程などを整備し、研究データの保存、開示等、研究活動に関連する各種規則をホームページで公開している。教職員及び大学院生には、日本学術振興会の「研究倫理e-ラーニング」研修の受講・修了を義務付け、また教職員に対しては、研究費の不正使用防止並びに研究活動のコンプライアンス研修を実施している。

研究活動に対する個人研究費の配分や、公的研究費、外部の競争的資金の応募・獲得状況は、教授会に報告し、教職員にも周知しているほか、科学研究費助成事業の獲得に向けた研修を実施するなど、支援体制も整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為で法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守している。寄附行為、組織規程、会計規程などの組織倫理に関する規則に基づき適切な運営を行い、使命・目的を達成するための継続的努力をしている。

人権、安全への配慮では、エレベータや障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、視覚障がい者誘導用点字ブロック等を設置してのバリアフリー対応、ハラスメント防止規程に基づく研修の実施、防火・防災管理規程に基づく防火・防災訓練の実施など、人権等への配慮、危機管理体制の整備を行い、それらは適切に機能している。

また、情報セキュリティ対策として、「滋慶医療科学大学情報セキュリティ対策基本規程」をはじめとする情報セキュリティ対策関連諸規則を定め、情報委員会において情報環境の安全化に向けた取組みを行っている。環境への配慮は、省エネルギーに努めるとともに資源のリサイクルに取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会機能の補佐体制として「学校法人大阪滋慶学園業務委任規則」「学校法人大阪滋慶学園業務決裁規則」で理事長、常務理事、学長及び事務局長等の業務決裁権限を定めている。また、法人理事会との連絡調整を行う教学部門の最高意思決定組織として、「大学運営会議」「大学院運営会議」を設け、審議事項等は学部教授会・研究科教授会に、重要事項は理事会に報告するなど、理事長を頂点とした組織を整備し、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制は、適切に機能している。

寄附行為に基づいた理事の選任、事業計画の立案とその確実な執行などの理事会の運営を適切に行っており、理事の出席状況及び欠席時の委任状も適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

教学に関する重要事項について大学と理事会が意見交換や協議を行う「大学運営会議」及び「大学院運営会議」を置いており、大学の各運営機関及び法人は、意思疎通と連携を適切に行っている。理事長は、寄附行為にのっとり、理事会及び評議員会を適正に運営しており、「学校法人大阪滋慶学園業務委任規則」及び「学校法人大阪滋慶学園業務決裁規則」を定めて、理事会が理事長、常務理事、学長及び事務局長等に適切な権限を与えることで、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。

理事会に提出される議題や報告は、教員及び事務局担当職員を構成員とする各種委員会を経由しており、教職員の提案や意見をくみ上げる仕組みを整備している。

監事による監査のほか、「学校法人大阪滋慶学園内部監査規則」を定め、内部監査室による内部監査を行っている。寄附行為に基づき、監事の選任、評議員の選任及び評議員会の運営を適切に行っており評議員会は諮問機関としての役割を果たしている。監事の理事会・評議員会への出席状況は適切であり、学校法人の業務・財産状況、理事の業務執行状況などについて意見を述べるなど、適切に業務執行を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人大阪滋慶学園中期事業計画」に基づく、毎年度の事業計画策定に当たり、5 か年の収支予測を作成し、予算を編成・執行している。また、財務状況については、法人全体として安定した財務基盤を有している。

大学は、単独での収支の安定に向けて、科学研究費助成事業等の外部資金、寄付金等の収入の増加に引続き積極的に取組むとともに、経費の削減に向け、教職員の意識喚起を図っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人会計基準」及び「学校法人大阪滋慶学園経理規則」に基づき適正な会計処理を行っており、財務情報はホームページで公表している。監査体制は、私立学校法及び寄附行為に基づき「学校法人大阪滋慶学園監事監査規則」を整備し、監事が毎会計年度、財産目録及び計算書類について監査報告書を作成し理事会及び評議員会に報告している。

また、内部監査室を設置し、監事、公認会計士との連携を強化するなど複数の視点から厳正な会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に教育・研究活動の状況について定期的に自己点検・評価を行い、その結果を公表することを規定しており、「滋慶医療科学大学内部質保証の方針」により、内部質保証の基本的な考え方、組織体制及び構成組織等を明示し、内部質保証の向上に向けた活動方針を定めている。内部質保証のための全学的な統括責任組織は、学長を議長とする大学と法人の構成員で組織する教学部門の最高意思決定機関である運営会議で審議・決定している。内部質保証の推進に責任を負い、定期的に全学的検証を行うための組織として、学長直轄

の自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価の結果は、教授会への報告及び学長への答申を行うとともに、外部有識者を構成員に含む大学関係者評価委員会の意見を聴き、大学の諸活動の妥当性・客観性を担保しながら自己点検評価書としてホームページで社会に公表している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、法人が策定する中期事業計画書に基づき、全学レベル、プログラムレベル、教職員レベルの三つのレベルで実施しており、年度ごとに事業計画を策定している。自己点検・評価の結果については、学内に周知・共有するとともに、自己点検評価書としてホームページで社会に公表している。大学は、客観的なエビデンスデータに基づく教育・研究活動をはじめとする諸活動の自己点検・評価を行うため、学長直轄の組織として IR 推進室を設置し、データの収集・分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を中心とした内部質保証の取組みとして、学修ポートフォリオや授業評価アンケートをはじめとする多様なエビデンスを使用し内部質保証の方針に基づき、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価の結果は、教育の改善・向上に向けて、翌年度の事業計画に反映している。また、医療科学部臨床工学科の設置に係る設置計画履行状況について、学生の在籍状況及び臨床工学技士法に対応しながら、効果的な教育を目指して教員配置やカリキュラムの見直しを行っている。このように大学運営の改善・向上のための PDCA サイクルを大学全体で機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献

A－1. 大学が持つ物的・人的資源による社会貢献活動

A-1-① 社会貢献活動

【概評】

大学院は、わが国初・唯一の医療安全管理学の修士課程を有する研究科として、医療機関と教育機関をつなぐネットワーク機能を果たし、医療現場で生じる安全管理の課題に対応し、実践的教育方法論を究めていくことを目的として平成 25(2013)年 10 月に「医療安全実践教育研究会」を設立した。

医療安全実践教育研究会の事業活動は、医療安全教育に関する調査・研究活動の推進及び提言､医療安全に関する学問探究及び情報交換を目的とする学術集会､セミナーの開催、ホームページなどを通じての情報発信等であり、医療安全の実践的教育方法論の構築及び体系化を目指して議論し、安全で質の高い医療の発展に寄与し、広く社会に貢献することを目指している。この研究会の活動を通して、大学の使命・目的を広く社会に周知し、現場との教育・研究連携の推進を図っている。

その他の活動として、医薬品製造における安全管理に関わる質向上を目的として、平成 27(2015)年に「医薬品等製造実践教育研究会」を、医療機器の製造から使用までの安全管理の質向上を目的として、平成 30(2018)年に「医療機器安全管理研究会」を立上げ、業界の人材育成に寄与している。

さらに、アジアにおける臨床工学の発展と技術・人材の相互交流への貢献を期し、中国をはじめアジア諸国の参加を得て、法人・大学・大学院主催による「アジア臨床工学フォーラム」を開催していることは、国際性をうたう大学・大学院の使命・目的にも合致し、特筆すべき点である。

今後の医療の発展を根本で支える安全性の観点から、医療安全管理学を軸としたこれら社会貢献活動の更なる全国的展開が期待される。

Ⅳ 大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 23(2011)年度
所在地　　大阪府大阪市淀川区宮原 1-2-8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療科学部	臨床工学科
医療管理学研究科	医療安全管理学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 15 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

26 静岡英和学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

キリスト教の精神に基づき、法人全体の目指す教育の基盤である「学院聖句」及び大学、短期大学に共通する「大学聖句」に体現される「愛と奉仕の実践」を建学の精神としている。この建学の精神を記したプレートを学内各所に掲げるとともに、役員、教職員は、諸会議、礼拝等を通して使命・目的及び教育目的を理解し、その策定には教授会、理事会における審議の過程で関与・参画している。建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、必修科目として「キリスト教学」を開設している。令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度の 5 か年で展開する「学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン)」は、建学の精神に基づいた人材教育を目指して策定しており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、入試・広報委員会等を中心に多様な入学者選抜を実施している。また、学部を募集単位とする「くくり入試」を実施し、学科ごとの収容定員の充足状況に課題はあるが、学生の適切な確保に努めている。教職協働による学修支援、キャリア支援、学生生活支援の体制を確立し、学生の心身に関する相談には、保健室、学生相談室、学生修学サポートセンターを設置して、専任の看護師、カウンセラーを置いて対応している。留学生に対しては、留学生センターを設置し、常駐スタッフによる支援体制を整備している。学修環境は、図書館、グループ学習室、セミナー室などの施設・設備を備え、ICT（情報通信技術）環境では入学時からノートパソコンを必携とし、コンピュータ教室や無線 LAN などを整備している。学生の意見は、学修行動基礎調査などアンケートを利用して収集し、対応している。

「基準３．教育課程」について

建学の精神につながる教育目的を踏まえた六つの能力・資質から成るディプロマ・ポリシーを定め周知している。単位認定基準、卒業認定基準は厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーに掲げる六つの能力・資質が修得できるよう、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿い、体系的に編成・実施している。また、基礎教育科目の科目領域を設定し、教養教育を適切に実施している。

学修成果はこれら六つの能力・資質とし、明示している。大学が定めた多様な尺度・指

標や測定方法に基づく点検・評価を行うには、組織的な取組みが望まれるが、学修行動基礎調査や授業改善のためのアンケート、資格・検定の取得状況等を点検・評価し、教育内容・方法等の改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

学則及び「寄附行為施行細則」に基づき、学長が大学の教育研究及び運営に関する最終意思決定及び教職員の指揮監督の権限を有することを明確にしている。専任教員については、大学設置基準に定める教員数、教授数を満たしている。

FD(Faculty Development)活動は、FD 委員会が組織的に実施し、学長主導で取組むべき課題を決定の上、教職員研修会を実施しており、教育内容・方法等の改善に取組んでいる。SD(Staff Development)活動では、全学的実施方針及び計画を定め、年 2 回以上の SD 研修への参加を原則とし、学内で教職員研修会を企画・実施するなど、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

研究倫理については、各種規則を整備し研究倫理委員会の開催を通して、学術研究に対する信頼と公正さを担保している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うこと」を法人の目的と定めるとともに、「静岡英和学院常任理事行動規範」や「静岡英和学院職員倫理規程」を定め、適切な運営を行っている。理事会を最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事会のもとに理事長、院長及び教職員理事で構成する常任理事会を置き、機動的な意思決定ができる体制を整備している。常任理事会では、理事会審議事項を共有し、法人及び大学の運営について協議しており、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。法人全体の最重要課題として、学生・生徒数の確保に取組むとともに、経費抑制を図ることで、事業活動収支は黒字で推移しており、収入と支出のバランスを保ち、安定した財務基盤を維持している。学校法人会計基準に基づき、適正に会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証の方針」を制定し、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたり実施することを推進する恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、その責任体制を明確にしている。自己点検・評価は、毎年度継続して行い、その結果はウェブサイトに公表して、学内外に共有している。学長を委員長として設置した IR 委員会では、情報の収集・分析及び提供等を統括している。三つのポリシーを起点とした内部質保証においては、組織的な取組みに課題があるものの、教育の改善・向上に努めている。大学全体の内部質保証においては、中長期計画に係る進捗管理表に基づいて改善状況をチェックする方法により、その仕組みが確立しており、大学運営の改善・向上のために機能している。

総じて、大学はキリスト教の精神に基づく「愛と奉仕の実践」を建学の精神とし、法人の名称変更をはじめ男女共学化、社会の変化に対応した教育研究組織の改組等さまざまな改革に取組んでいる。また、入学者数の確保、経費削減などに取組んでおり、財務基盤の確立に成果が見られる。今後は、教育の質保証を組織的に推進し、内部質保証の機能性を更に高めることに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会連携」「基準 B.グローバル化」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 毎週水曜日の「礼拝」の実施
2. あちょぼ

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の目指す教育の基盤である「学院聖句」及び大学、短期大学に共通する「大学聖句」に体現される「愛と奉仕の実践」を建学の精神とし、これを記したプレートを学内各所に掲げている。学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。」と定め、大学の使命・目的を具体的に明文化している。また、学則第 3 条に学部・学科の教育目的を簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的に建学の精神を個性・特色として反映し、明示している。社会情勢などに対応し、使命・目的は堅持して、法人や学科の名称変更等を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
役員、教職員は、諸会議、礼拝等を通して使命・目的及び教育目的を理解し、その策定には教授会、理事会における審議の過程で関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、学内には「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」など、学外にはウェブサイトの情報公開ページに掲出し周知している。令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度の 5 か年で展開する「学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）」は、建学の精神に基づいた人材教育を目指して策定しており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。
建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映し、必修科目「キリスト教学」の開設などにつながっている。
人間社会学部に人間社会学科及びコミュニティ福祉学科を設置し、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項、ウェブサイトにより公表するとともに、オープンキャンパス、進学ガイダンス、高等学校進路指導担当教員向け大学説明会、高等学校及び日本語学校訪問等を通じて説明・周知している。
アドミッション・ポリシーに沿い、「静岡英和学院大学入学者選抜規程」のもと、入試・広報委員会等を中心に多様な入学者選抜を公正かつ妥当な方法により運用している。入試

の検証を行い、受験環境の変化に応じて、アドミッション・ポリシーや入学者受入れ方法を変更している。学科ごとの収容定員の充足状況に課題はあるが、適切な受入れに努めている。

入試問題については、学長が委嘱する学内教員で構成する問題作成作業部会が入学者選抜問題作成要領に従って作成している。

〈改善を要する点〉

○人間社会学部コミュニティ福祉学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は、改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、各学科の教務委員、学生委員、就職委員と、学部事務室、学生課、キャリア支援課などを中心とした事務部との協働体制として整備している。

全学的にオフィスアワー制度を取入れ、シラバス等にもその旨を記載し、対面やオンライン等で相談できる体制をとっている。

令和 5(2023)年度には、障がいのある学生に対する合理的配慮も含めたインクルーシブ教育を主眼とした学生修学サポートセンターを設置し、学修支援を行っている。

退学、休学等への対応策として、入学時から卒業時まで全学生が少人数制のゼミナールに所属する制度を生かした学生サポートを実施している。教務部長や各学科長による集団指導に加え、ゼミナール担任が学生との個別面談を行い、学修継続に支援を要する学生等を把握し、この情報を学科内で共有している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学務部にキャリア支援課を置き、学生支援・指導体制を整備している。また、学生の就職支援の方針を検討する組織として大学就職委員会を設置し、キャリア教育・キャリア支援に関連する事項を審議するなどの学生の進路に沿った支援・指導を行う体制を整えている。

教育課程内ではキャリア支援科目の開設、教育課程外ではキャリア支援課によるキャリア・就職支援講座の実施、留学生への就職支援、保護者向け説明会の開催、業界勉強会の開催などを実施し、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する全学的な支援体制の整備が図られている。各学科の共通科目として、「インターシップⅠ」「インターンシップⅡ」を含め、キャリア教育に関する複数科目を配置するとともに、それぞれの学科の専門教育科目を通じて、キャリア教育を行っている。また、進学希望者にもゼミ担任による個別相談や学部事務室による情報提供などの支援が行われている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活、厚生補導、学生の課外活動支援のため、所轄委員会として全学科からの代表教員と学生課職員によって構成する学生委員会を組織し、事務部門として学生課を中心に留学生センター、ボランティアセンターを設置して業務に当たっている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談には保健室と学生相談室、学生修学サポートセンターを設置し、専任の看護師、カウンセラーを配置している。

学生表彰として、「静岡英和学院大学賞」の授賞のほか、社会活動やボランティア活動で顕著な成果を挙げた学生又は団体に対し、「社会活動奨励賞」の授賞を行っている。

独自の奨学金制度として「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金制度」を設け、学生への経済的な支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境の整備と運営・管理は、大学設置基準の各条項を満たしており、教育目的の達成のため、屋内外運動施設、図書館、保育実習室、グループ学習室、セミナー室、コンピュータ教室、無線 LAN、学生ホールなどの施設・設備を適切に整備している。なお、学生には、入学時からノートパソコンを必携としている。

快適な学修環境を保持するため、施設・設備の保守点検等を行い、安全性の確保にも配

慮しており、全ての建物は耐震化に対応している。

図書館は適切な規模を有し、学生ニーズに沿った基本図書及び専門書、視聴覚資料等を十分に備えている。また、学生が利用できるパソコンが 4 台設置され、インターネット環境も整備されている。開館時間や日数、図書の貸出し冊数やその条件など、利用環境に配慮している。バリアフリーについては、一部未整備の建物があるが、エレベータやユニバーサルトイレを設置するなど、配慮に努めている。授業を行う学生数は教室収容定員や指定規則に鑑み、教育効果を十分上げられるよう人数制限等を行い、適切な学修指導と授業運営が図られている。

〈参考意見〉

○南館と研究棟については、バリアフリー化が未実施であるため、整備計画を作成し、速やかに対応することが望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムとして「学生による授業改善のためのアンケート」、学修行動基礎調査を実施し、学修支援の体制改善に反映している。

学生生活に対する学生の意見、要望などをくみ上げるシステムを整備し、出された意見については内容別に整理し、関係部署において学生生活の改善に反映するなど組織的な体制が整っている。学生相談希望者の増加に伴い予約が取りにくいとの学生意見に対して、学生相談室のカウンセラー担当日を増やすという改善につながっている。

学修環境に関する学生の意見・要望について、提案箱のほか、「困りごとシート」、学生の卒業時に実施している「大学生活に関する卒業生アンケート」を通じて把握、分析を行い、学内の施設・設備や学修環境の改善の優先度の参考としている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえた六つの能力・資質から成るディプロマ・ポリシーを定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」やウェブサイト等で記載し周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、シラバスには授業計画と成績評価基準を明示するとともに、単位認定及び卒業認定に係る要件の確認は、教務委員会が中心となり学則にのっとって厳正に実施している。

GPA(Grade Point Average)や修得単位数が基準を下回る学生に対しては、個別指導の後、必要に応じて退学勧告を行う制度を設け運用する等、単位認定基準、卒業認定基準等の厳正な適用が行われている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科の教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧)」やウェブサイト等を通じて周知を図っている。カリキュラム・ポリシーはそれぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえて策定しており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。また、年間の履修登録単位数の上限を設け、単位制度の実質化が保たれている。

基礎教育科目は「コモン・ベーシックス」と「総合教養科目」の二つの科目群で構成されており、基礎教育科目担当者連絡会が各委員会と連携・協力しつつ教育内容の検証等を実施している。

シラバスは、教務委員会が主導し、教員による第三者チェックを実施するとともに、FD 委員会を設置し、「学生による授業改善のためのアンケート」「教員相互の授業参観」等の実施を通して、教授方法の工夫・開発と効果的な実施へ向けて各教員が授業の見直しを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、ディプロマ・ポリシーに定める六つの能力・資質を学修成果として明示している。学修成果の点検・評価とその結果を教育内容・方法、学修指導等の改善にフィードバックすることについては、組織的に取組むことが望まれるものの、「学生による授業改善のためのアンケート」「学修行動基礎調査」、資格・検定の取得状況等に基づいて点検・評価しており、教員自らによる自己点検及び教育改善に活用している。また、アンケート等の結果については公表している。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価とその結果に基づく教育内容・方法等の改善については、個々の教員において行われているため、組織全体として実施することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び「寄附行為施行細則」に基づき、学長が教育研究及び大学運営に関する最終意思決定及び教職員の指揮監督の権限を有することを明確にしている。また、学則に定める副学長を置くとともに、企画部経営課を置き、学長、副学長、教学特別参与、企画部長等の常任委員で構成される経営会議を行うなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

使命・目的の達成に向けては、規則等に基づき、経営会議、教授会、評議会、その他各種委員会を組織し、意思決定の権限と責任を明確にしており、教学マネジメントを確立している。教授会については、その意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項について学長が定め、周知している。

また、「静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程」に基づき、事務分掌及び職務の権限を明確にし、適切に人員の確保と配置を行い、職員が経営や教学に関連する組織に委員として参画することで教職協働を実践し、教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準において求められる専任教員数、教授数を満たし、各学科で適切に配置している。

教員の採用・昇任の基準や手続きについては、「静岡英和学院大学教員の任用に関する規程」「静岡英和学院大学人事委員会規程」「静岡英和学院大学人事委員会内規」「静岡英和学院大学教員任用基準」「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する申し合わせ」「静岡英和学院大学教員任用基準における『教育研究上の能力の判断基準』に関する申し合わせ」及び「静岡英和学院大学教員の昇任選考に関する申し合わせ」に定めており、適切に運用している。

FD 等の活動については、大学及び短期大学合同による FD 委員会設置のもと、「学生による授業改善のためのアンケート」及び教員相互の授業参観を実施するほか、学長主導で取組むべき課題を決定の上、教職員研修会を実施しており、教育内容・方法等の改善の工夫に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

関係法令の趣旨にのっとり、事務部総務課を所管部署とし、大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため平成 28(2016)年 4 月に「SD の全学的実施方針及び計画」を定め、年

2 回以上の SD 研修への参画を原則とし、学内で教職員研修会を企画・実施するほか、毎年度当初予算に研修費を計上し、職員の自己啓発のために「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」における SD 研修会に参画するなど、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個々に研究室を配置し、印刷室やその他研究のための施設の維持管理は、職員が点検・補修を行い、教員の研究活動を適切に支援している。

研究倫理に関する規則として「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規程」や「静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部研究活動に関する行動規範」を制定し、研究倫理委員会の開催を通して、学術研究に対する信頼と公正さを担保している。

研究活動の資源配分は、「静岡英和学院経理規程」や「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部個人研究費取扱要領」「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部共同研究規程」を整備し、適切に運用し物的支援を行っている。また、人的支援については企画部連携課が所管部署となり適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、

学校教育を行うこと」を法人の目的と定めるとともに、「静岡英和学院常任理事行動規範」や「静岡英和学院職員倫理規程」を定め、誠実な業務執行のための規範とし、適切な運営を行っている。

情報公開は、関連する法令等に基づき、ウェブサイトを通じて適切に行っている。

使命・目的の実現に向けては、「学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）」を定め、進捗管理を通じて点検と見直しを行うなど、継続的な努力をしている。

環境保全については、節電や省エネルギー対策に取組んでいる。人権への配慮については、「静岡英和学院ハラスメントの防止に関する規程」を制定し、安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程」を定め、学内外に対する危機管理体制を整備し、避難訓練の実施や、防犯対策を講じるなど、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、理事会を最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事会のもとに理事長、院長及び教職員理事で構成する常任理事会を置き、機動的な意思決定ができる体制を整備している。

理事会への理事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状の様式も適切である。理事会では、役員の選任や、諸規則の改廃、事業計画や予算などの重要事項の審議等を行っており、適切に運営している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもと、理事長、院長及び教職員理事で構成する常任理事会を毎月開催し、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を円滑に行っている。常任理事会では、理事会審議事項の共有や、法人及び大学の運営についての協議を行い、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。学長は、経営会議、教授会、評議会での審議を通じて出された意見等を調整しながら業務を遂行しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。また、学長に加え、副学長、学部長、事務局各部長は、大学の評議会、

経営会議に出席又は陪席し、常任理事会及び理事会にも出席又は陪席していることから、法人と大学の各管理運営機関が相互にチェックする体制を整備し、機能している。

監事の選任は、寄附行為に基づいて行っており、理事会及び評議員会への良好な出席状況のもと、理事の業務執行状況や財産に関する状況の監査を適切に行っている。評議員の選任は、寄附行為に基づいて適切に行っており、評議員会への出席状況は良く、適切に運営を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 21(2009)年度に策定した経営改善計画をきっかけに収支バランスが改善し、現在は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とする中長期計画に基づき、具体的な財務目標を定め、適切に財務運営を行っている。

令和 4(2022)年度決算において、経常収支差額比率は法人全体、大学単独ともプラスであり、適切な収支バランスを確保している。

法人全体の最重要課題として、学生・生徒数の確保に取組むとともに、経費抑制を図ることで、事業活動収支は黒字で推移しており、収入と支出のバランスを保ち、安定した財務基盤を維持している。

外部資金の導入については、寄付を促進するため税額控除対象法人の認定を受け、ウェブサイトでも寄付の申込みができるよう努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「静岡英和学院経理規程」「静岡英和学院経理規程施行細則」「静岡英和学院資産管理規程」「静岡英和学院資金運用規程」「静岡英和学院固定資産及び物品調達規程」等の規則を整備し、これらに従い適正に会計処理を行っている。

学校法人会計における予算の重要性を認識し、年度末の 3 月に決算額と著しくかい離がないよう補正予算を編成している。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士による会計監査は、2 人

の公認会計士により年 2 回行い、会計監査の結果については、監事との意見交換により監事の監査に役立てている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証の方針」を制定することで、内部質保証の目的を明確にしている。

三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたる実施の推進を担う恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、その責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、毎年度継続して行っており、年度末には完成した自己点検評価書を、自己点検・評価実施委員会に諮った後、ウェブサイトに公表して、学内外に共有している。

平成 27(2015)年度に委員長を学長とし、委員は副学長、学部長、学科長をはじめ、事務部門の部長で構成する IR 委員会を設置し、情報の収集・分析及び提供等を統括する組織を整備した。

IR 委員会では、学修行動基礎調査や年度毎に実施したアンケート調査の情報を共有し、卒業生アンケート、学修行動基礎調査の結果については、ウェブサイトにおいて公表している。

〈参考意見〉

○自己点検評価書やエビデンス・資料において、修正、差替えなどが散見しており、責任

組織である自己点検・評価委員会の点検における実効性の向上が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部・学科の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、組織的な取組みが望まれるものの、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、中長期計画に係る進捗管理表に基づいて改善状況をチェックする方法により確立している。財務状況の改善などに成果が見られ、大学運営の改善・向上のためにその仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○三つのポリシーを起点とする学修成果の点検・評価方法の確立と運用においては、組織的な取組みが必要であり、教育の質保証における機能性向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会連携

Ａ－1. プラットフォームを中心にした連携等

A-1-① 自治体との連携

A-1-② 他大学との連携

A-1-③ 連携による地域課題解決に向けての取組み

Ａ－2. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

A-2-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

【概評】

平成 28(2016)年度に静岡県静岡市と、令和元(2019)年度には沼津市及び富士市と包括連携に関する協定を締結し連携を深めながら、それぞれとの自治体が抱える課題解決に向けた具体的事業に学生と教職員が参画し取組んでいる。

「静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定」に基づき、相互連絡協議会を通じて 6 か年の中長期計画を策定しており、地域社会の発展と静岡市の総人口の維持を

図るため、「地域経済の活性化と発展」「大学間連携事業を通じた質の高い教育と教育研究基盤の確立」「学生同士のネットワーク強化と環境の整備」の 3 点について、達成目標を設定の上、大学間の枠を越えた連携と具体的活動に取組んでいる。

以上に示された活動を通じて、学則第 1 条に掲げた大学の目的である「地域社会と人間社会に貢献する人材育成」を達成すべく、自治体、他大学等と連携して地域課題解決事業等に参画している。

「愛と奉仕の実践」を建学の精神として掲げており、建学の精神の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心に全学的なボランティア活動の推進に取組んでいる。

「ボランティアセンター」では、学生主体のボランティア活動を支援するため、地域での活動情報の提供や説明会実施、ボランティアに係る小冊子の配付等により、学生の関心を高める工夫を行う他、「ボランティア交流報告会」を開催することで、活動の充実や広がりの支援を行っている。また、全学的な地域貢献活動の一環として、「エコウォーク」及び「英和 ECO 大作戦」を実施しており、周辺の清掃や、災害時の緊急避難場所である近隣公園の環境整備に学生が協力することで、地域貢献を図ると同時に、身近な環境に関心を持つ機会を提供している。

基準Ｂ．グローバル化

Ｂ－1．留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

B-1-①　留学生受け入れの意味と留学生センターの運営

B-1-②　留学生センターの活動

B-1-③　国際交流

【概評】

大学はさまざまな国から留学生を受入れており、学生が共に学び、交流することで、多様な価値観や文化に触れ、グローバル化を身近な問題として理解する機会として生かしている。

多様な背景を持つ留学生の受入れと在学生の交流体験の場として留学生センターを設け、センター長を含む 2 人が常駐し、留学生が抱えている問題を迅速かつ適切に処理し留学生支援の強化を図っている。また、ボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、日本人学生と留学生の交流を活発に行っている。

具体的には、学生生活支援に向けた相談や情報提供、留学生の生活サポート、日本語能力試験対策講座や華道、茶道といった日本文化体験等さまざまな活動を行う他、「エコウォーク」や「英和 ECO 大作戦」といった清掃活動等、さまざまな地域交流を図っている。

大学では、留学生が「ふじのくに留学生親善大使」に任命され、地域において自国の文化や観光地等の紹介を行っており、自国の歴史や文化を紹介する機会として、在学生だけではなく地域住民を含めた交流会を実施しており、留学生にとっては地域住民と接する機会となっている。

以上の留学生の支援をはじめとした日本人学生との交流や学外における留学生の活動を

支援することで、学内外におけるグローバル化の推進を行っている。コロナ禍において一部活動の自粛が見られたが、今後は留学生センターの主催する活動の増加や、地域における活動への参加、学外団体との交流なども予定されており、今後の活動の充実が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．毎週水曜日の「礼拝」の実施

キリスト教主義学校として、毎週水曜日に「チャペル礼拝」を行っている。水曜日の第2時限を使ったもので、1年生必修のキリスト教関連科目と連動している。そのため、1年生の出席率が高いことが大きな特徴である。話をするのは本学宗教主任のほか、学長、本学のクリスチャンの教員、また近隣の教会の牧師などである。聖書の教えについての解き明かしから、現実に起きている問題を聖書の見方ではどう考えるか、また人生における悩みや困難に際し、聖書はどのような助けになるかなど、多くの話題が提供される。決して信仰を強制するものではなく、正しい信仰への理解を深めることを大切にしている。学生にとっては、人生について考え、自分自身を見つめる機会となっている。キリスト教精神に基づく人間教育を実践する大切な時間であり、本学の建学の精神を学ぶ特別な時間である。

２．あちょぼ

大学独自の取組みとして、学生による子育て支援広場「あちょぼ」を開催している。

厚生労働省は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、都道府県に地域子育て支援拠点事業の実施について通達している。

これを受け、本学の保育士養成課程では、大学において上述の子育て支援の目的と同時に、保育者養成課程の学生に求められる就職後の初任者でも保育実践に困らない力を育む一つの方法としてのアクティブラーニングを目的に、学生による子育て支援広場「あちょぼ」を開催している。令和２（2020）年度以降、コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を見送っている状況であるが、この５月からは新型コロナウイルスの分類が５類に移行することから、活動の再開に向けて準備を進めている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　静岡県静岡市駿河区池田 1769

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間社会学部	人間社会学科　コミュニティ福祉学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 25 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 5 日　第 3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

27 静岡福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神、基本理念に基づき、使命・目的を学則に示し、学生便覧、大学案内、大学ホームページ等で周知している。使命・目的の実現のために「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～」を策定し、変化に対応した施策を打出している。教育研究上の目的実現のため、学部・学科で三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育プログラムを構築している。社会福祉学部 2 学科、子ども学部 1 学科の 2 学部 3 学科の研究教育組織とし、教育研究の支援組織として、「情報システム推進センター」「地域連携推進センター」「福祉・心理実習センター」「保育・教育実習センター」「学生サポートセンター」「国家資格試験対策センター」「教員採用試験対策室」を設置している。

「基準２．学生」について

建学の精神、基本理念等に基づき学部・学科のアドミッション・ポリシーを定め、公表・周知している。各々に対応した入学試験を行っているが、収容定員を充足しておらず戦略的な対応が必要である。アカデミックアドバイザーの相談支援体制を整備し、学生サポートセンターや学生支援課、健康推進課との連携を図り、支援は適切に実施している。教育課程内外を通じた就職・進学に対するキャリア支援体制を整備し、適切に運営している。また、学生への経済的支援は独自の奨学金やスカラシップ制度を活用している。設置基準に適合した施設・設備を有し、適切な安全管理を行っている。「学生生活調査」「学修の環境改善等に関する要望書」などを通して学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、施設・設備の改善に反映している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、大学案内や大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項を通して学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を学則、学部履修規程などにおいて適切に定め厳正に実施している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、学生募集要項、学生便覧、大学ホームページ等を通じて周知している。また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。教養教育は教養教育部会での検討をもとに、適切に実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価及び評価結果

のフィードバックを行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、両学部長及び事務部長から成る部長会を組織して意思決定のための体制を整え、企画戦略課を設けて学長からの特命事項及びIR(Institutional Research)業務等を担当させている。また、全学的な合議体として運営協議会を設け、学長は議長として管理運営全般に関するリーダーシップを発揮している。専任教員数は設置基準を満たしており、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員配置となっている。教職員の資質・能力向上への取組みについては、「FD・SD 委員会」を中心に計画的にFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を開催している。専任教員に対する研究室の整備や研究費の支給など、教員の研究活動を適切に支援している。「研究計画倫理審査委員会」を設置し、研究倫理に関する規則を定め、個々の研究についても厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、学則、諸規則に基づく運営を行うとともに、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、継続的努力で経営の規律と誠実性の維持を図っている。重要課題の審議には運営協議会を開催し、広く意見を求めることで大学の使命・目的の実現に向け努力し、理事会における意思決定が的確に行えるよう配慮している。また、「学校法人静岡精華学園みらい躍進計画（令和3～令和7年度)」を策定し、その検証を図りながら法人運営を進めている。なお、私立学校法の定めに従い会計年度ごとの事業計画の策定を適切に行う必要がある。自己資金比率、純資産構成比率はほぼ健全であり、貸借対照表関係比率についても内部留保資産比率等の指標は改善の傾向にある。学校法人会計基準及び法人の諸規則に基づく会計処理を適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的な自己点検・評価を行うため、学長をトップとした改善委員会を設置し、責任体制を明確にして内部質保証への全学的な方針を明示している。その実施においては運営協議会で審議し、自己点検・評価委員会を通して改革・改善を行っている。学部・学科においても三つのポリシーに基づき、学修成果に関する点検・評価を行い、教育研究活動の点検・改善・向上を図ることにより教育の質の保証に努めている。自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」として全学で共有するとともに、大学ホームページで公開している。企画戦略課がIR業務を担い、学長のもとで施策立案に生かす体制を整備し、結果を教育の改善・向上に向けて努力している。中期計画を策定して、大学運営及び法人経営の改善・向上を図っているが、内部質保証のための仕組みの更なる構築に期待したい。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び教育研究上の目的により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、「静岡精華学園みらい躍進計画（令和3～令和7年度)」の策定に当たり、「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための

10 の主題～」を掲げ、その実現を目指した施策を展開している。また、大学間連携や焼津市をはじめとする周辺自治体との連携事業など時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会に対する貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 支援を必要とする学生へのキャリア支援を考える連絡会

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・基本理念である「福祉力を鍛える」に基づき、大学独自に明文化した使命・目的及び教育研究上の目的を学則に簡潔に明示しており、地域社会のニーズに応えるため「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」を大学の使命として定めている。また、大学の使命・教育研究上の目的に大学の個性・特色が反映されている。中期計画に基づき学部・学科の再編、カリキュラムの改編を行い、「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～」を策定し、明示している。学長のリーダーシップのもと、教育理念、三つのポリシーに関する検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した施策を打出している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、各会議体での審議過程で役員、教職員が関与・参画して、理解と支持を得る仕組みとなっており、学生便覧、学内掲示、ガイダンス、初年次教育科目「基礎セミナーⅠ」、大学ホームページなどを通じて学内外に周知している。中期計画を 5 か年単位で策定し、使命・目的及び教育研究上の目的実現に向けて努力するとともに、三つのポリシーを策定している。

教育研究組織として社会福祉学部 2 学科、子ども学部 1 学科の 2 学部 3 学科体制とし、学部横断的な教養教育と「福祉・教育の専門職の養成」を行っている。また、教育研究支援組織として、「情報システム推進センター」「地域連携推進センター」「福祉・心理実習センター」「保育・教育実習センター」「学生サポートセンター」「国家資格試験対策センター」「教員採用試験対策室」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生募集要項等を通じて公表するとともに、高校生や保護者、高校教員等にオープンキャンパスや高校訪問、会場・校内ガイダンス及び高校教員対象の大学説明会等で周知している。

また、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づいて入試委員会を設置し、アドミッション・ポリシーに沿って入学者の受入れを行い、その検証を行っている。

社会福祉学部及び子ども学部ともに収容定員を充足していないものの、学生確保に向けた継続的な取組みを行っている。

〈改善を要する点〉

○社会福祉学部健康福祉学科及び子ども学部子ども学科における収容定員に対する在学生数の比率が 0.7 倍を下回っている点は改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学科及び学生サポートセンターを中心に、教職協働による学修支援の方針・計画・実施体制を整備し運営している。「アカデミックアドバイザー制度」により全学生に担当教員を配すとともに、オフィスアワーにおける相談支援体制の全学的整備に加え、学生サポートセンターと健康推進課との連携が図られ、学修支援を適切に実施している。

また、状況に応じて TA、SA(Student Assistant)を配置し、授業補助や図書館等での学修支援において活用している。

中途退学・除籍等については原因分析を行うとともに、アカデミックアドバイザーによる学生の授業出席状況や学修状況の把握等、中途退学防止に取組んでいる。障がいのある学生に対する合理的配慮や施設整備にも留意して取組んでいる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科、キャリア支援課及びキャリア支援委員会等の連携により、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

また、キャリア教育の授業科目の実施や、インターンシップ等を含め教育課程内外での職業体験の場も適切に設け、キャリア教育のための支援体制を整備している。

教員採用試験対策や国家試験受験対策のサポート体制も整備しており、合格率の向上につなげている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活安定のための支援体制として、学生支援課、学生支援委員会、学生サポートセンター、健康推進課、学友会等の組織を適切に設置し、学生の心身に関する健康相談、生活相談、課外活動の支援を行っている。

学生への経済的支援として、勉学意欲が旺盛で優秀な入学生を支援する「スカラシップ制度」や、社会的養護が必要な学生に対する「児童福祉スカラシップ制度」、経済的援助が必要な学生に対する奨学生制度、近隣の社会福祉法人との連携による奨学金制度などを整備し、多くの学生の修学支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、設置基準を充足する校地・校舎を有し、多様な教育方法に対応した教室や実習施設を整備し、適切に運営・管理している。

実習施設や図書館は適切な規模を有しており、学内無線 LAN や ICT（情報通信技術）環境も十分に整備し、障がいのある学生に対する施設設備も適切に整備している。

また、「施設整備改修計画」を策定し、施設設備の維持管理に努めているほか、「災害対策マニュアル」を作成・周知するなど、危機管理体制も整備している。

クラスサイズについては、少人数教育を基本とし教育効果の向上に努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、全学生を対象とする「学生生活調査」「学修の環境改善等に関する要望書」と、年 4 回程度開催する「学長と学友会との話し合い」によりくみ上げ、学修支援の体制改善に取組んでいる。

学修環境に関する意見・要望についても同調査等によりくみ上げており、これまでに学生への学内無線 LAN の開放やラーニング・コモンズの設置等の改善を行っている。

学生生活に関する学生の意見・要望は、「学生生活調査」のほか、学生支援課、学生サポートセンター、健康推進課の相談部局及びオフィスアワーを活用することにより対応している。意見・要望があれば、学生支援課、学生サポートセンター、学生支援委員会等で共有し、対応を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、大学案内や大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項を通して学内外に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を、学則及び学部履修規程などにおいて適切に定め、シラバス、学生便覧などで周知している。単位認定について、成績評価の基準・方法及び授業の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連をシラバスに示し、卒業認定は教務委員会での予備判定を経て教授会で審議し、その結果をもとに学長が決定を行うなど、規則等に定めた各基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、学生募集要項、学生便覧、大学ホームページ等を通じて学内外に周知している。また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。シラバスは適切に整備され、履修登録単位数の上限の設定など、単位制度の実質化の工夫を行っている。

「教養教育部会」での検討をもとに、教養教育を適切に実施している。FD・SD 研修や授業アンケートを通して授業方法の改善を進め、各学科の専門教育において、グループワーク、ロールプレイ、ディスカッションなどのアクティブ・ラーニングを積極的に取入れた授業内容・方法の工夫を行っている。

〈参考意見〉

○資格取得を目指す学生が多いことから、1 年間の履修登録単位数の上限を 50 単位としているが、単位制度の実質化の観点から更なる検討と対応が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修ポートフォリオ、授業アンケート、学びの実感アンケート、卒業生に関するアンケートなどから、学部・学科のディプロマ・ポリシーとの関係がやや明瞭ではないものの、学修成果の点検・評価を行っている。

学修成果の点検・評価は運営協議会及び教授会を中心に各委員会が連携し、点検・評価結果のフィードバックは改善委員会や「FD・SD 委員会」等により、組織的に実施している。授業アンケートは、授業担当者の授業改善、教育課程の点検・評価に活用している。

〈参考意見〉

○学部・学科レベルにおいて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果をより明確に可視化した上で点検・評価を実施し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に生かしていることが明らかになるよう、適切な対応が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、社会福祉学部長及び子ども学部長を置き、かつ部長会を組織して意思決定のための体制を整えるとともに、企画戦略課を設けて学長からの特命事項及び IR 業務等を担当させている。また、全学的な合議体として運営協議会を設け、学長は議長として管理運営全般に関してリーダーシップを発揮している。

教授会は、原則、月 1 回開催し、教育研究に関する重要な事項等について意見を述べることとしており、学長が別に定める事項として「教員の教育研究業績の審査に関する事項」を定め、教職員に周知している。

事務組織は、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」に従い教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、学長のリーダーシップのもとで教員と職員が協働する仕組みを整えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は設置基準を満たしており、キャリア支援教育を担当する実務家教員についても採用している。また、教職課程、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の免許・資格取得のための専任教員数もそれぞれ満たしている。

教員採用は「静岡福祉大学教員選考規程」等に従い行っており、昇任についても「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」によるポイント制を導入している。

FD 活動は、「FD・SD 委員会」を中心に計画的に FD 研修会を開催している。また、授業アンケートを実施し、授業改善への回答書を作成の上、図書館に配置するなど、アンケート結果を学生へフィードバックしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修など組織的な実施については、FD・SD 研修会をほぼ毎月実施し、全職員の参加を義務付けている。実施後にはアンケートを行い効果について分析を行っている。加えて、外部研修への参加を積極的に促しており、各職員の参加実績も把握している。次年度の研修計画についても「FD・SD 委員会」において見直しがなされている。

このように SD 研修の実施､外部研修への積極的参加､毎年度の研修計画の見直しなど、適宜、職員の資質・能力向上のための取組みが組織的に行われている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、教員の研究活動を支援するための研究費の支給などを行っている。研究倫理の確立と厳正な運用については、公的研究費等に関する基本方針・行動規範等を定めている。学術・研究活動に関しては「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」を整備し運用している｡「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」を定め監査するとともに、公認会計士による監査を行っている。また、「研究計画倫理審査委員会」を設置､「静岡福祉大学研究計画倫理審査規程」を設け、研究倫理の厳正な運用を図っている。研究活動への資源の配分については、研究費執行方針を設け、公平に配分している。令和 5(2023)年度からは、学長裁量による特別研究費制度を設け、活動支援の強化を図っている。外部資金としては、地元自治体の静岡県焼津市、藤枝市及び公益社団法人ふじのくに地域･大学コンソーシアムからの研究助成を受けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」と定め、法令遵守に努めている。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為の閲覧と、法令を遵守した情報公開を行っている。

重要課題の審議には運営協議会を開催し、広く意見を求めることで大学の使命・目的の実現に向け努力している。また、「学校法人静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～令和 7 年度)」を策定し、その検証を図りながら法人運営を進めている。

安全面については「防火防災対策委員会」を設置し、「危機管理マニュアル」を策定するとともに、避難訓練等を実施し、組織的な防火防災に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為にのっとり理事を選任し、定例的に理事会を開催しており、出席率も良好である。なお、出席できない場合には、「意思表示書」をもって決議に加えているが、事業計画について、私立学校法の定めに従い適切に取扱う必要がある。

理事会は常任理事会を設置し、理事会に提出する議案を事前に協議し、理事会における意思決定が迅速かつ的確に行えるよう配慮している。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 45 条の 2 において事業計画の作成が義務付けられているが、作成されておらず改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学に運営協議会を設置し、将来構想、大学運営に関わる基本方針や内部質保証に関する重要事項を審議している。また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、各委員会、センター、専門部会等を設置している。

学長は理事として理事会に出席するとともに、評議員会にも陪席している。また、大学事務部長、社会福祉学部長及び子ども学部長を評議員に選任しており、理事会・評議員会と教学部門の相互チェック体制を整えている。

監事は寄附行為に基づき選任されており、理事会及び評議員会に出席している。また、監査計画書に基づく監査を行っており、会計監査では会計監査人との連携を図っている。

評議員は寄附行為の定めに従い選任されており、評議員会への出席率も良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 か年中期計画である「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～令和 7 年度）」を策定し、各部門の事業活動計画、財務計画に基づく運営を行っている。現状の財務状況を分析し、5 年後の主要な数値目標を設定しており設置校ごとの目標値も定めている。

自己資金比率、純資産構成比率はほぼ健全であり、貸借対照表関係比率についても内部留保資産比率等の指標は改善の傾向にある。有利子負債の見直しとして金融機関を変更するなど減少に向けての対策を行い、財務基盤の健全性を維持している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び学内規則である「学校法人静岡精華学園経理規程」「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」「学校法

人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等に基づいて適正に処理している。また、予算とのかい離が著しい場合には、補正予算を編成し、組織的にも常任理事会で審議し、評議員会・理事会の諮問・議決を経て適切に実施している。

会計監査は監査法人によって年８回実施され、監事の監査は「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき、毎年作成される「学校法人静岡精華学園監事監査計画」に沿って、業務監査、会計監査ともに行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長をトップとした改善委員会を設置し、そのもとに、運営協議会及び自己点検・評価委員会を設け、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。改善委員会は、内部質保証に関する方針、体制及び手続きに関する案の策定、自己点検・評価に対する大学全体の課題の抽出、改革・改善に係る具体策の検討を担い、管理運営の意思決定機関である運営協議会で審議・決定している。その実施については自己点検・評価委員会が行い、学部・学科においては三つのポリシーに基づく学修成果に関する点検・評価を行うなど、内部質保証への全学的な方針を明示し、学長を中心とした責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則において、「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と明記している。また、自己点検・評価委員会を設置し、「静岡福祉大学内部質保証の方針」に基づき自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会では、認証評価の評価基準に沿った、エビデンスに基づく全学

的な自己点検・評価を毎年実施し、この自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」として全学で共有するとともに、大学ホームページで公開している。

学内外の諸情報の集約・分析、調査の実施、情報の提供などの IR 業務については企画戦略課が担い、改革・改善に係る具体策の検討に必要な情報を各委員会、センター、事務部等に提供する体制の整備を進めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的や三つのポリシーを起点とした自己点検・評価作業を実施し、その結果を教育の改善・向上に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクル確立のために「静岡福祉大学内部質保証の方針」「静岡福祉大学アセスメントプラン」を策定している。

自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた中期的な計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～令和 7 年度)」に基づき、大学運営の改善・向上のための計画履行に努めているが、収容定員が未充足であり、毎年度ごとの事業計画も未策定であるため、内部質保証に向けた取組みが必要である。

自己点検・評価は、改善委員会及び学長を介して理事会・評議員会と連携をとっており、大学運営についての改善・向上のための仕組みは機能している。

〈改善を要する点〉

○収容定員の未充足及び毎年度の事業計画が未策定である点に改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性が十分といえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会に対する貢献活動

Ａ－1. 学生の実践的な学びを通した地域社会に対する貢献活動

A-1-① 地域連携推進センター活動による地域連携・社会貢献

A-1-② 自治体と連携した異文化交流への学生の参画

Ａ－2. 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献活動

A-2-① 地域連携推進センターと図書館の連携による地域連携・社会貢献

【概評】

地域連携・社会貢献活動である「わんぱく寺子屋」は平成 17(2005)年度より継続実施され、平成 19(2007)年度からは「焼津市放課後子ども教室推進事業」の委託を受けている。学生の学びとその実践を結びつける取組みであり、地域に定着した社会貢献事業となっている。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に継続開催されているモンゴル祭り「やいづナーダム」に学生が出展・出演を行い、学修成果を地域貢献における活動実践につなげている。これらの取組みは、地域連携推進センターによる適切なサポートを背景に、学修成果を生かした学生の積極的な参加を実現しており、今後、更なる充実と発展が期待できる。

地域連携推進センターと大学の図書館、近隣自治体の図書館が連携し、令和 4(2022)年度に企画展「最初で最後の望月章絵画展」と 3 度の「キンダーブック展」を実施した。これらの取組みは、大学の個性・特色を生かし、地域に埋もれた課題や、大学が持つ貴重な福祉・教育資源を社会に広く発信・提供する、優れた地域連携・社会貢献活動である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 支援を必要とする学生へのキャリア支援を考える連絡会

令和 3（2021）年 9 月より、本学が軸となり、発達障害者支援法に基づいて設置されている「静岡県中西部発達障害支援センターCOCO」と協働し、「高等教育における発達障がいのある学生への支援」をテーマに、支援を必要とする学生の対応方法及び具体的支援方法等を大学間で共有化し、対象学生の学修並びに社会人としてのキャリア形成に寄与することを目指した。また、大学間で効果的な取組みを追究することもねらいである。

高等教育機関では発達特性のある学生の支援はいまだ十分ではなく、適切な支援や対応が期待されているが、そのためにもそれぞれの大学等とのネットワークの構築が急がれている。

令和 4（2022）年 6 月には、本学を会場校として、Zoom によるリモート開催をし、5 つのトピックを立て意見交換を実施した。Topic1 は「発達特性のある学生の把握及び支援体制」、Topic2「発達特性のある学生への対応についての教職員や一般学生への普及研修」、Topic3「学内外との情報共有（守秘義務、他大学の共有の仕組み）」、Topic4「二次障害を併発した際の支援」、Topic5「就労支援時の困り感について」である。参加した各大学の支援を担当する方々に意見を求めた。発達特性のある学生への理解や支援の困難さ、さらには連携の仕方等について議論がなされた。

令和 4（2022）年 9 月には、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムに働きかけた結果、第 1 回 SD 研修会のテーマ「高等教育機関における発達障害のある学生の受入れ、修学・生活支援及び就職支援」について、講演（対面とオンラインの併用）とグループワークが行われた。

令和 5（2023）年 1 月には、本学が申請して、静岡県の「令和 4 年度静岡県合理的配慮理解促進事業」に対する補助金を得て、高等教育機関における発達障害対応向上研修を実施した。静岡県内高等教育機関（大学・高等専門学校等、キャリア支援部局や保健室等が参加し、高等教育機関における教育及び指導の課題を明らかにした。当日の参加者は 20 人（6 大学、10 高校）であった。

特に当事者の保護者からは、大学入学時に、「履修」、「シラバス」、「カリキュラム」等、初めての言葉に戸惑うとの話があり、親として子どもの状況の受入れに関する意見があった。一方、高校で発達特性のある生徒に対して、どのような取組みが必要なのか、また、高校から大学へつながるための手段や方法等の質問が寄せられ、新たな課題が抽出された。

今後は、高等教育機関となる大学はもとより、公立高校・私立高校・通信制高校等を視野に入れて、発達特性のある学生への支援に関する事業の展開を図る。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 16(2004)年度
所在地　　静岡県焼津市本中根 549-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	福祉心理学科　健康福祉学科
子ども学部	子ども学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

28 至誠館大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的は、学則に明文化し、ウェブサイト等で簡潔に文章化している。人材の養成に関する目的や教育上の目的は、簡潔に明文化し、学長挨拶等で説明している。「現代社会学」を学部・学科の名称とし、吉田松陰が松下村塾を主宰して行った「至誠」の全人的な教育などを個性・特色として、課題に対する取組みを行っている。「至誠館大学運営会議」（以下「大学運営会議」という。）等を設置しガバナンスの確立を図り、社会情勢等の変化に対応している。建学の理念等は、教授会の意見を聴く等、役員、教職員の理解と支持を得ており、入学式、ウェブサイト等で学内外に周知している。中期計画を策定し、段階的に取組んでいる。学部・学科の名称変更に伴い三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行い、策定している。「子ども生活学専攻」等を置き、各専攻に教育目的を定めている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを学内外に周知し、入学者選抜を行い、学生を確保している。学修支援を教職員が協働で実施している。授業補助員を配置し、教育活動の支援を行っている。東京キャンパスでは在学生の中でも多数を占める出身国籍の職員を複数人配置し、留学生の支援を行っている。進路支援委員会を設置し、キャリア教育等を行っている。キャリアアドバイザー職員を配置し支援を行っている。また、学務課が学生サービス・厚生補導体制を行っている。経済的支援は、奨学金制度を整備している。萩本校、東京の両キャンパスでは施設を整備し、両キャンパスともに、バリアフリーに配慮している。授業評価アンケートを実施し、FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)を実施している。授業評価アンケート結果は、シラバスにも反映している。学生の意見を「至誠館大学の学生生活に関する意識調査」などで把握に務めている。

〈優れた点〉

○東京キャンパスでは、在学生の中でも多数を占める出身国籍の職員を複数人配置し、母国語での学生相談などのサポートを行っている点は評価できる。

○各科目のシラバスに、前年度の授業評価アンケート結果からの改善点を明示する欄を設けている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを策定し、オリエンテーションで入学生に周知している。単位認定基準、卒業認定基準は学則等に定めている。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。学年ごとに履修登録単位数の上限設定を行っている。教養教育は、教務委員会で検討している。教授方法は、シラバスで取組みを示すなど全学的に能動的学修の工夫をしている。委員会を設置し授業改善を進めている。アセスメント・ポリシーにより、学修成果を可視化するとともに三つのポリシーをもとに、各種指標により学修成果を測定・評価している。「アセスメント・チェックリスト」をもとにアセスメント・ポリシーの運用状況をチェックし、共通ルーブリックを活用して、学修成果の可視化を行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定及び教学マネジメントは、学長がリーダーシップを発揮できる組織を整備している。学長の補佐体制は大学運営会議等を整備している。大学の運営に必要な組織と職員を配置し、機能的な業務執行体制を構築している。教育目的・教育課程に応じた教員を確保し、教員の採用・昇任に関しては規則を定めている。規則にのっとり FD 活動は、授業改善等に向けた活動を実践し、SD 活動は、学生支援等の大学運営上必要な研修を行っている。専任教員にはインターネット環境が整備された個別の研究室又は合同研究室を割当て、週１日の研修日を付与し、研究を行いやすい環境を整備している。研究倫理は規則を定め、適正な研究活動に関する倫理教育の受講を専任教員に義務付けている。専任教員は、研究計画に従い配分された個人研究費を執行している。

〈優れた点〉

○SD 活動参加者に対してアンケート調査を実施し、満足度や希望するテーマを把握し、以降の SD 活動の充実に向けて組織的に取組んでいる点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人の設置目的を定め組織体制や諸規則を整備し、情報の公表を行っている。学園経営戦略会議等を中心に事業計画を継続的に遂行している。ハラスメント防止等の諸規則を整備し、人権等の配慮を行っている。理事会を最高意思決定機関とし、重要案件を審議している。理事・監事の選任等は適正に行われている。学園経営戦略会議等の協議を踏まえ、内部統制環境を構築している。監事については評議員会での業務遂行に課題はあるものの理事会で意見を述べ、理事の業務執行状況等を監査している。評議員会は理事長の諮問事項を審議しており相互チェックが働いている。教育活動資金収支差額は収入超過であることから、計画的に債務を返済し、安定した財務基盤の確立に向け「経営計画」により諸施策に取組んでいる。規則を定め、適正に会計処理を行っている。監査は、公認会計士や監事による会計監査の実施など体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証の方針」をウェブサイトで公表している。自己点検・評価運営委員会が自己点検・評価を実施し、課題は大学運営会議等が改善を行い、必要に応じてワーキンググ

ループを設置するなど内部質保証の責任体制を整備している。「至誠館大学自己点検・評価規程」で未実施のものがあるが方針等により中期計画にのっとり自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。中期計画の進捗状況を中間時点と年度末に集約している。大学IR室が授業評価アンケート等の集約、分析を行い教育の改善を図っている。三つのポリシーの点検・評価は、アセスメント・ポリシーに基づき実施し、改善・向上に反映している。監事の職務遂行に課題はあるものの、認証評価で明確となった改革・改善点に取組み、中期計画にのっとり自己点検・評価を実施し、改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、大学は使命・目的に基づき「現代の松下村塾」等を個性・特色として現代社会の課題に対する取組みを行い教育目的に沿った学部・学科・専攻を設置している。カリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。経営・管理は理事会等のもと、適切に運営し、自己点検・評価を実施することにより内部質保証に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、学則に明文化し、ウェブサイト、学生便覧等で分かりやすく簡潔に文章化し公表している。

人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的は、分かりやすく簡潔に明文化し、学生便覧、ウェブサイト、大学案内等で公表するとともに各種イベントにおける学長挨拶等で説明している。

「現代社会学」を学部・学科の名称とし、吉田松陰が松下村塾を主宰して行った「至誠」

の全人的な教育などを個性・特色として現代社会の課題に対して主体的に向き合うための取組みを行っている。

中央教育審議会の答申への対応や経営基盤の強化のため大学運営会議等を設置するとともに学長の権限と責任の一体化を目的にガバナンスの確立を図り、社会情勢などの変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念、使命・目的は、教授会の意見を聴き、理事会の了承を得るとともに職員には文書回覧等で周知するなど役員、教職員の理解と支持を得ている。

学内に対して教職員には年度初め、学生には入学式等で学長が周知を図るとともに学生便覧に明記し、学外にはウェブサイトや大学案内で公開している。

使命・目的及び教育目的の実現のため、中期計画を策定し、その遂行時期を「整備期」「発展期」「充実期」に分け、段階的に取組んでいる。

学部・学科の名称変更に伴い三つのポリシーの見直しを行っており、また、ディプロマ・ポリシーは専攻別に設けるなど「至誠」の思想を専攻の視点、客観的な能力を通して体得するように策定し、反映している。

専攻ごとに教育目的を定め現代社会学部現代社会学科に子ども生活学専攻、スポーツ健康福祉専攻、ビジネス文化専攻を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科名称の変更を踏まえた新たなアドミッション・ポリシーを策定し、大学が求める学生像や入学希望者に要求される資質と学力を明示し、ウェブサイトや学生便覧等印刷物により学内外に周知している。

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者を選抜するため、「至誠館大学入学者選抜規程」を定め、多様な入学者選抜を行っている。また、入学者選抜は、入試委員会が選任する入試専門委員会に「入試実施分科会」「学力検査等分科会」「調査書等審査分科会」を置き、適切な体制のもとで実施を図っており、入学者選抜方法の妥当性も検証している。収容定員は未充足であるが、専攻における適正数を考慮した学生の受入れを行っている。

〈参考意見〉

○現代社会学部現代社会学科が収容定員を満たしていないため、更なる取組みが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、大学運営会議、学生委員会、教務委員会で決定した方針に沿って、全教職員が協働で実施している。授業補助員を配置し、教員の教育活動の支援を行っている。特に東京キャンパスにおいては、在学生の中でも多数を占める出身国籍の職員を複数人配置することで、留学生の学修や生活の支援を行っている。

萩本校、東京の両キャンパスでは、指導担当教員制、入学前教育プログラム、オリエンテーション・ガイダンスを実施し、学修、学生生活から就職まで支援する体制を整えている。オフィスアワーについても全教員が設定している。また、ゼミ担当教員による学修・生活支援を通して、学生からの相談受付や情報共有を行い、中途退学及び留年などに対応している。

〈優れた点〉

○東京キャンパスでは、在学生の中でも多数を占める出身国籍の職員を複数人配置し、母国語での学生相談などのサポートを行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援体制として、進路支援委員会を設置し、学務課との協働の上、キャリア教育と就職支援を行っている。また、実務経験を持つ非常勤のキャリアアドバイザー職員を進路相談室に配置し、専門的知見からの支援を行っている。東京キャンパスにおいては、専従の就職担当職員を配置し、ガイダンスや個別面談を実施している。

インターンシップについては、民間のサービスを積極的に活用している。ビジネス文化専攻以外では免許、資格取得のための実習などを通して、キャリア支援を図っている。

教育課程外の取組みとして、ジェネリックスキル測定テスト、各種資格対策講座、大学独自の進路支援冊子「Placement book」の配付、ゼミ科目との連携強化、キャリアアドバイザーによるインターンシップ参加の奨励等を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学務課、学生相談室、健康相談室を設置し、学生サービス・厚生補導体制を構築している。経済的支援として、各種の奨学金制度を整備している。児童養護施設等出身学生や私費外国人留学生への経済的支援に加え、近隣地域居住学生や指定強化クラブ学生等への支援を行っている。

学生の課外活動は、学生の自治組織である学友会が企画運営しており、学生委員会所属の教員が活動の助言及び支援を行っている。強化指定クラブ以外の文化・スポーツ活動に対しても支援金を支出している。

〈参考意見〉

○東京キャンパスの健康相談室について､外国人留学生が多く在籍していることを踏まえ、急な病気やけがの応急手当、健康相談、医療情報提供などに対応するために専門知識を持った職員の配置等が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

萩本校、東京の両キャンパスでは、設置基準に沿った施設を整備している。東京キャンパスは体育関連施設を設置していないが、大規模教室で可能な授業を実施しており、周辺体育施設での代替も検討している。両キャンパス共に、バリアフリーに配慮している。

図書館については、萩本校キャンパスでは十分な広さと開館時間を確保し利用できる環境を整備している。東京キャンパスの図書室では、電子書籍の利用促進を図る等、利用者の利便性向上に努めており、閉室日であっても学生の希望があった場合は、申請によって職員が対応している。

授業は講義、演習、実技で行い、能力別にクラス分けを行うなど、それぞれの内容に合った適切な学生数で授業を実施する体制を整えている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

ウェブサイトを活用し学修支援に関する学生の意見・要望を把握するため授業評価アンケートを実施し、状況把握に努めている。収集した情報をもとに FD、SD を実施している。授業評価アンケート結果はウェブサイトに公開し、翌年度のシラバスにも反映している。

学生生活に対する学生の意見・要望に関しては、「至誠館大学の学生生活に関する意識調査」や学生提案制度を通して、把握に努めている。学生相談室や事務局窓口などを活用し、学生の健康状態や経済状態をくみ上げるだけでなく、学内給付金の支給にも役立てている。

〈優れた点〉

○各科目のシラバスに、前年度の授業評価アンケート結果からの改善点を明示する欄を設けている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた大学全体、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧に記載した上で、入学時の教務オリエンテーションにおいて入学生に周知しているほか、ウェブサイトなどにも掲載し、社会への周知を図っている。また、令和 5(2023)年度には教職課程ディプロマ・ポリシーも策定している。これらのディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定に関する基準については学則に、卒業認定に関する基準については学則及び学部規則に明確に定めており、学生便覧に明記して厳正に運用している。その上で、学生は大学ポータルサイトで自分の単位修得状況を随時確認できる体制を整えている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトなどを通して周知している。その上で、カリキュラム・ポリシーに沿って、教養科目と専門科目の有機的な編成を確保した体系的な教育課程を編成している。また、単位制度の実質化を保つため、学年ごとに履修登録単位数の上限設定を行っている。教養教育については、教務委員会で検討し、適切に実施している。教授方法の工夫として、アクティブ・ラーニングについて、シラバスで各科目での取組みを示すなどしており、全学的に能動的学修の工夫を行っている。また、教授方法の改善を進めるために「教職員能力開発(FD・SD)委員会」を設置し授業改善を進めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から検討、協議され、策定されたアセスメント・ポリシーにより、学修成果を可視化するとともに三つのポリシーをもとに、「入学前・入学時」「在学時」「卒業時・卒業後」の時系列で各種指標により学修成果を測定・評価する体制を整備している。令和 4(2022)年 4 月からは「アセスメント・チェックリスト」をもとに学長室がアセスメント・ポリシーの運用状況をチェックするとともに、令和 4(2022)年度入学生から、共通ルーブリックと学修成果可視化システムを活用して、学修成果の可視化を行っている。その上で、学修成果を点検・評価した結果をもとに教育内容・方法の改善などにフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮できるよう大学運営会議と教授会を組織し、規則も整備している。学長の最終的な意思決定や担当業務の責任が明確になるように、補佐体制として、大学運営会議の設置、学部長等の役職者の配置や学長室を整備している。また、規則に事務組織体系、事務分掌及び職務内容を明確に定め、大学の運営に必要な組織と職員を配置し、機能的な業務執行の体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的・教育課程に応じて必要な教員を確保して適切に配置しており、教員の採用・昇任に関しては「至誠館大学教員選考規程」「至誠館大学教員選考規則の運用に関する内規」「至誠館大学専任教員資格審査基準に関する内規」を定め、運用している。FD 活動については、「至誠館大学教職員能力開発(FD・SD)委員会規程」にのっとり、委員会主導のもと、学生授業評価結果の活用、遠隔授業や数理・データサイエンス等の取組み等、時節に応じたテーマについて研修を行い、授業改善や教員の能力向上に向けた活動を実践している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については、「至誠館大学教職員能力開発(FD・SD)委員会規程」にのっとり、委員会主導のもと、学生支援、危機管理、法令・制度の理解等、大学運営に必要な多岐にわたるテーマについて継続的に研修を実施している。

また、参加者に対してアンケート調査を行うことにより以降の改善につなげ、教職員の資質・能力向上に向けた取組みを実践している。

〈優れた点〉

○SD 活動参加者に対してアンケート調査を実施し、満足度や希望するテーマを把握し、以降の SD 活動の充実に向けて組織的に取組んでいる点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に週 1 日の研修日を付与し、研究に専念する時間を確保するなど研究を行いやすい環境を整備している。研究倫理に関しては、「至誠館大学における学術研究活動に係る行動規範」「至誠館大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「至誠館大学における公的研究費の不正使用の防止等に関する規程」を定め、研究倫理と適正な研究活動の実施を求めるとともに、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を専任教員に義務付けている。

専任教員は、研究計画に従い配分された個人研究費を「至誠館大学教育研究費規程」に基づき執行し、科学研究費助成事業を含めた研究費に関する事務支援を大学事務局経理課が行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法人の設置目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法を遵守することを明記するとともに、法令等の趣旨に沿った組織体制や諸規則を整備している。また、ガバナンス・コードを制定し、実施状況を点検の上、ウェブサイトで公表している。それらにより、法人経営の規律と誠実性を担保しており、情報の公表も適切に行っている。使命・目的を実現するために、理事会、評議員会はもとより学園経営戦略会議等が中心となって事業計画の遂行に向けて継続的に努力している。

ハラスメント防止や公益通報者の保護、危機管理体制、情報セキュリティに関する諸規則を整備し、人権や安全への配慮を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的を達成するために､寄附行為において理事会を最高意思決定機関として定め、年 4 回を定例として運営し法人の管理運営に関する重要案件を審議し、必要に応じ評議員会の意見を聴取し、決定している。

理事の選任、理事会の運営等は法令及び寄附行為に基づき適正に行っている。理事会への理事の出席状況は良好であり、欠席時の意思表示方法の取扱いも適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長の諮問組織である学園経営戦略会議、大学戦略部会及び学長を議長とする大学運営会議の協議を踏まえ、法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の適切な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。監事、評議員とも、寄附行為に基づき適正に選任している｡監事は評議員会での業務遂行に課題はあるものの、理事会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査し、監査報告書を作成している。評議員会は理事長の諮問事項について審議の上、意見を述べ、相互チェックが働いている。

〈改善を要する点〉

○評議員会に対して監査報告書を提出しておらず、監査報告を行っていない点は改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年度の学校法人合併後、財務基盤は安定している。運用資産と比べて外部負債が多いものの、法人全体における教育活動資金収支差額は収入超過であることから、計画的に債務を返済している。

収支バランスの均衡と財務基盤の安定化を図るため、毎年度見直しを行う「経営計画」に沿って、入学者の確保に向けた諸施策を実行し、かつ、人件費比率を抑え、省エネや省

資源をはじめとする教育の質の低下を伴わない経費の削減及び外部資金の獲得に向け取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人菅原学園経理規程」「学校法人菅原学園経理規程施行細則」「学校法人菅原学園予算事務取扱基準」を定め、適正に会計処理を行っている。予算執行に関する様式集をウェブサイト上の「教職員システム」に掲載しており、随時、教職員は当該様式により申請し、理事長決裁を経て迅速かつ適正な支出手続きを可能としている。不測の事態が生じた際や当初の予算とかい離が生じた場合には、予備費による執行又は補正予算を編成し対応している。

監査の体制については、公認会計士による法令に則した監査の実施や、監事による会計監査の実施など会計監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な方針として「内部質保証の方針」をウェブサイトに掲載し学内外に公表している。

全学の内部質保証の推進の責任を負う組織を大学運営会議とし、毎年度教育研究活動等の全学的な方針を定め、自己点検・評価を実施している。

内部質保証のための組織として、学長を議長とする自己点検・評価運営委員会のもとに点検委員会を配置し、項目ごとに自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果の課題については大学運営会議等が改革・改善を行い、緊急性を伴う重要案件はワーキンググループを設置し、課題解決プランを策定の上、関係する委員

会に提案するなど内部質保証のための責任体制が整備されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

規則に基づく運用を行っていないなど課題はあるものの、「内部質保証の方針」等により自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。また、中期計画にのっとりエビデンスに基づき自主的に教員と職員が協働し、達成目標を決めた内部質保証のための自己点検・評価を毎年実施している。

中期計画の進捗状況を毎年度の中間時点と年度末に集約し、全教職員への報告、情報を共有し自己点検・評価報告書にまとめ、ウェブサイトで公表している。

大学 IR 室は、質保証に関するデータ収集などを行い授業評価アンケートなどのデータの収集、分析も行い教育の改善や質の向上を図っている。

内部質保証のため自己点検・評価活動として委員会単位での目標設定を行った上で、教職員は年度途中と年度末に自己点検・評価と達成状況を検証している。

〈改善を要する点〉

○「至誠館大学自己点検・評価規程」に規定する総括評価が未実施、法人白書が未作成など、規則に基づく事項を実施していないため、改善が必要である。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価運営委員会が改善・向上方策を関連する各部署に通知し、改善・向上方策の実施を要請し自己点検・評価運営委員会から要請を受けた部署は、改善・向上に取組む PDCA サイクルが確立し、機能している。

三つのポリシーを点検・評価するためのアセスメント・ポリシーに定める評価指標に基づき点検・評価し、学生の学修成果の検証をエビデンスに基づき実施、その結果を教育の改善・向上に反映している。

監事の職務遂行に課題はあるものの、認証評価を受けて明確となった改善点の改革を実

施するとともに令和 2(2020)年度からは中期計画にのっとり自己点検・評価を実施し、内部質保証に向けた大学運営の改善・向上に努めている。

〈参考意見〉

○内部質保証の機能性の向上のため、監事の業務遂行における監査報告に関する実施方法の見直しが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献

Ａ－1．地域貢献のための組織体制

A-1-①　地域貢献のための組織体制、責任体制の確立

A-1-②　地域貢献プログラムの実施

A-1-③　地域貢献に資する研究

【概評】

吉田松陰の座右の銘である「至誠」のこころと人々の幸せの探究を基本に据え、現代社会における多様な課題を把握し、よりよい地域社会の実現に向けて貢献できる人材の育成と社会の発展に寄与する教育研究を行うという使命をもとに、「知の拠点」としての大学の役割を果たしている。こうした地域貢献についての考え方を至誠館大学ガバナンス・コードにおいて、「社会貢献・地域貢献」として明示し、ウェブサイトでも公表している。

地域貢献を行うための組織として、広報委員会、学生委員会、萩文化スポーツセンター、吉田松陰研究所を置いている。特に、萩本校キャンパスのある萩市と地域活性化に取組む包括連携協定を締結した上で、大学施設の地域への開放、公開講座、出前講義、公開授業などを活発に行っている。

こうした地域貢献活動には、正規授業科目としてフィールドワークや調査を目的とするもの、派遣依頼に基づきクラブ・サークルが地域のスポーツ教室や体験活動へ参加するもの、地域の要請を受けてボランティア活動として参加するものなどがあり、学生はさまざまな形で参画している。これらの活動は大学の使命にある「現代社会における多様な課題を把握し、よりよい地域社会の実現に向けて貢献できる人材の育成」に大いに寄与している。

萩城下町マラソンにおける調査研究、幼児の運動能力に関する研究、吉田松陰研究所における吉田松陰に関する調査・研究など地域に根差した調査研究を行っており、その成果は今後も大きく期待できる。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 11(1999)年度
所在地　　山口県萩市椿東浦田 5000

東京都豊島区池袋 1-13-18

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代社会学部	現代社会学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 14 日	東京キャンパス実地調査の実施
11 月 20 日	萩本校キャンパス実地調査の実施　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

29 周南公立大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

前身の徳山大学創立時の建学の精神を継承する大学の設置目的及び各学部の教育目的を学則に定め、同様に教育理念や使命・目的を大学の個性・特色として継承し、「地域貢献大学」として明示している。使命・目的は、「パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー」として簡潔に文章化しており、学内外に周知している。社会情勢の変化などを踏まえ、教育理念、教育目標を制定するとともに、大学の果たすべき役割の検証に継続的に取組んでいる。学則や教育研究に関する重要事項の改正の際には、複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制としている。設立団体が策定した中期目標及び大学が策定した中期計画は使命・目的等を反映した内容となっており、理事会等で進捗状況を報告及び確認している。使命・目的等を達成するために、適切な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等で周知している。入学試験はアドミッション・ポリシーに沿い、適切に選抜を実施し、検証を行っている。丁寧な学生対応を実施し、学修支援を教職協働で組織的、計画的に行っているほか、学生が学修支援を行う制度も設けている。インターンシップを含むキャリア教育や就職相談、資格取得支援などを担う部門を整備し、地域企業や地方公共団体と連携しながらキャリア支援を行っている。学生サービス等を行う部門を整備し、大学独自の奨学金や課外活動支援制度を設け、学生の心身の健康相談などを組織的に行っている。校地、校舎等は十分な面積であり、図書館は学生が利用しやすい環境を整えている。大学環境の改善について学生と協議できる場を設けるなど、意見・要望を取入れる工夫を行っている。

〈優れた点〉

○図書館内に設けられたピアサポートセンターで学生サポーターが留学生を含む後輩学生の学修や学生生活を支援する体制を整えており、サポートを受けている学生の学修や学生生活の質の向上につながっていることは評価できる。

○地域企業や地方公共団体と共同でキャリア教育を行い、卒業後、大学の地元地域で働く人材の育成・輩出に貢献していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。単位認定、卒業認定の基準をディプロマ・ポリシーに基づき学則などで定め、周知し、厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、教養教育も適切に実施している。アクティブ・ラーニングを取入れ、授業方法を工夫している。相互に授業参観を実施するなど、組織的に授業内容・方法の改善を進める体制を整備している。学生による授業評価、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートやジェネリックスキル測定テストの結果を利用し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。調査等の分析結果を教職員で共有し、教育内容・方法などの改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○専任教員間で相互授業参観を義務化した上で、詳細な参観報告書を記録として残し、それを教員間で共有していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを図るために、副学長を置くなど補佐体制を規則に基づき整備している。規則に基づき教学マネジメント組織を整備し、大学の意思決定に係る権限と責任を明確にしている。教授会に意見を聴くことを必要とする重要事項を学長が明確に定め周知している。分掌・役割を明示し、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員等を適切に配置している。教員数は設置基準を満たし、採用・昇任は規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)に関しては、「総合教育センター」を設置して FD 研修会を実施し、定期的に計画を見直している。SD(Staff Development)に関しては、年度計画に沿って SD 研修会を実施し、見直しも行っている。「研究推進室」による研究活動支援や個別研究室の準備など、快適な研究環境を整備している。規則の整備や委員会の設置などにより、研究倫理に関する事項について厳正な運用を行うとともに、研究不正防止の意識向上に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学定款」「公立大学法人周南公立大学業務方法書」「周南公立大学学則」などの諸規則に基づき、組織倫理と規律を遵守して適切に法人運営を行っている。理事会を設置し、理事長が使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備している。理事長を含む理事は規則に基づき選任している。環境保全、人権、安全に配慮した業務運営を行うことを定め、個人情報保護法等に対応した関連規則を整備している。「経営審議会」「教育研究審議会」「運営会議」を設置し、学内機関との連携を図るとともに内部統制環境を整備している。監事は理事会に出席し役員の職務執行状況について確認している。予算編成は、中期計画に基づき事業年度ごとの予算に関する基本的な方針を作成し、「経営審議会」の議を経て理事会で決定している。会計処理については、地方独立行政法人会計基準などに基づき適切に行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定め、「自己点検評価委員会」と各学部・部門等と連携して中期計画と年度計画の進捗状況について自己点検・評価を行っており、内部質保証の組織と責任体制を整備している。「運営会議」で確定した自己点検・評価の結果は四半期ごとに、「教育研究審議会」「経営審議会」、理事会に報告している。法人評価に対応した結果は「業務実績報告書」としてまとめ、設立団体に提出するとともに、ホームページで公表している。「総務部自己点検評価室」が内部質保証のための IR(Institutional Research)データを収集し、「学長企画戦略室」において分析する体制を整備している。各学部・部門等のそれぞれで三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を基盤に自己点検・評価を行い、結果に対する提言等を大学運営に反映することで、内部質保証システムの機能向上に努めている。

総じて、公立大学としての個性・特色である「地域貢献大学」を反映した使命・目的を達成するため、教職協働に加え、学生も巻込んだ学修支援及び地域企業や地方公共団体との連携によるキャリア支援などに積極的に取組んでいる。自己点検・評価には、法人評価への対応を含め全学を挙げて取組んでおり、内部質保証は機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「まちなか共創センター」-徳山駅前における市民との交流拠点-の開設
2. 地域貢献度調査で躍進～日経グローカルランキング 2021 年度～

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

前身の徳山大学創立時の建学の精神を継承する大学の設置目的及び各学部の教育目的を

学則において明文化している。同様に、教育理念である「『知・徳・体』一体の教育」及び使命・目的である「地と知の拠点」の役割を大学の個性・特色として継承し、「地域貢献大学」として明確化している。大学の使命・目的は、大学の設置目的などをもとに「パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー」として簡潔に文章化している。社会情勢の変化などを踏まえ、社会全体のウェルビーイングに寄与することのできる人材教育の方針を明らかにするため、新たに教育理念、教育目標を制定するとともに、大学の果たすべき役割の検証に継続的に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 研修会で大学として取組むべきことについての学長講話があり、教職員が聴講している。学則や教育研究に関する重要事項の改正の際には、複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制としている。大学の使命・目的を簡潔に文章化した「パーパス、ミッション、ビジョン、バリュー」、教育理念、教育目標は、大学案内やホームページ等を通じて学内外に周知している。設立団体である周南市が策定した「公立大学法人周南公立大学中期目標」及びこれに基づき大学が策定した「公立大学法人周南公立大学第 1 期中期計画」は大学の使命・目的等を反映した内容となっており、理事会等で進捗状況を報告及び確認している。三つのポリシーは、使命・目的等を踏まえて策定しておりホームページ等で公表している。使命・目的等を達成するために、適切な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定されており、学生募集要項やホームページ等で周知されている。入学試験においては、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受入れている。入試問題の作成は、大学自らが行っており、採点方法については評価基準が明記され適切な選抜を行っている。また、アドミッション・ポリシーに沿って入学試験が行われていることが検証されている。入学定員に関しては、収容定員内に収まっており、在籍学生を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等が協働して、学生の対応に当たっており、特に退学や留年のリスクの高い学生に対しては面接や指導などを行っている。問題を抱えている学生に対しては、学務課が中心となり保健室等関連する部署につなぐことによって、学生への支援を行っている。また、一定水準の条件を満たした学生がピアサポーターとして学修支援を行う制度を設けているほか、障がいのある学生に対しては当該学生から意見を聴き、科目担当教員をはじめ、合理的配慮の作成とその周知を行っている。

〈優れた点〉

○図書館内に設けられたピアサポートセンターで学生サポーターが留学生を含む後輩学生の学修や学生生活を支援する体制を整えており、サポートを受けている学生の学修や学生生活の質の向上につながっていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「総合教育センター」及び「地域共創センター」がキャリア支援を担っており多様な就職支援を行っている。キャリア形成を目的とした授業を複数設定し、学生と自治体、団体、企業のマッチングを行いながらインターンシップを実施している。また、業界別に資格取

得支援を行っており、学生に対する助言や資格取得に向けた試験勉強をサポートしている。その他、留学生に対する就職支援体制も設けており、日本人学生・留学生問わず、地元地域で働く人材が多く輩出している。

〈優れた点〉
○地域企業や地方公共団体と共同でキャリア教育を行い、卒業後、大学の地元地域で働く人材の育成・輩出に貢献していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生サービスと厚生補導を行う組織を整備し、学生の心身の健康相談、学生の課外活動への支援を行っている。学内には、保健室とカウンセリングを行う場所を設置し、それぞれ専門家を配置して学生の心身の健康相談や心的支援を行っている。また、授業の出席状況などをモニタリングしながら、問題を抱えていそうな学生がいた場合は積極的に相談を受付け、必要に応じて看護師やカウンセラーが対応している。大学独自の給付制奨学金制度を設けており学生の経済的支援も行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などは、教育目的を達成するために計画的に適切な維持管理を行っている。大学の規模に合った図書館を設置しており、十分な学術的資料・情報へのアクセスが可能である。開館時間も含め学生にとって利用しやすい環境が整えられている。また、学内には無線 LAN が設置されており、ほぼ全域にわたってインターネットにアクセスできる環境が整えられている。各校舎の出入口にはスロープを設置するなどバリアフリーに配慮している。授業を行うクラスサイズは教育効果を十分に挙げられるよう考慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生授業評価アンケート」を実施しているほか、学生が直接大学環境についての改善要望を大学と協議できる場を設けている。学生の要望に対しては、学内のシステムを通して学生へのフィードバックが行われている。また、心身に関する相談や学生生活に関する情報は学内のシステムや FD・SD 研修会で共有され、学生対応に活用している。学生の要望はその内容に応じて学修環境の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科・コース・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを適切に定め、それらを学生便覧・ホームページ等を通じて周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を学則及び「周南公立大学履修規程」で適切に定め、それらを学生便覧・ホームページに掲載して周知している。また、単位認定基準及び卒業認定基準を厳正に適用している。

「早期卒業制度」の判定及び履修登録単位数の上限の緩和等において、GPA(Grade Point Average)を活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的を踏まえて、学部・学科におけるコース・専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧で周知している。カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラム・マップに、各授業科目と授業到達目標の関係を示すことにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性を確保している。

教養科目を含めて､カリキュラム･ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。履修登録単位数の上限を適切に設定し、単位制度の実質を保っている。全体としてできるだけアクティブ・ラーニングの手法を取入れ、それに対する学生の意見を聴取するなど、授業方法を工夫している。また、教員間で相互授業参観を実施するなど、組織的に授業内容及び方法の改善を進める体制を整備している。

〈優れた点〉

○専任教員間で相互授業参観を義務化した上で、詳細な参観報告書を記録として残し、それを教員間で共有していることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーは作成中であるが、ジェネリックスキル測定テストの結果を、学修成果の点検・評価の方法として利用し、大学のディプロマ・ポリシーと対応させ学修成果の点検を図っている。

毎年前期・後期に学生による授業評価、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、その結果から教育目的の達成状況を点検・評価している。

FD・SD 研修会を開催し、各種調査の分析結果を教職員で共有し、問題点を解決すべく教育改善に向けて活用している。「学生授業評価アンケート」の結果に対しては、各担当教

員がコメントと授業改善目標をホームページで公開しており、また、ジェネリックスキル測定テストの結果を解説書等とともに学生個人に返却するなど、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「周南公立大学教学マネジメント機構規程」「周南公立大学教学マネジメント推進室規程」を定め、学長のリーダーシップ及びその補佐体制を整備している。また、教学マネジメント組織上で、大学の意思決定に係る権限と責任を明示しており、副学長の位置付け及びその役割も明確にしている。

「周南公立大学学則」「周南公立大学教授会規程」を定め、教授会の組織上の位置付け及び役割を明示するとともに、学長が定める教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を教員に周知している。

教学マネジメントの遂行に当たって、「公立大学法人周南公立大学の事務組織及び事務分掌に関する規程」を定め、事務組織・分掌、役割を明示し、事務職員等を適切に配置している。また、「実務者検討会議」等を通じて、教学マネジメントが機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数について、設置基準に定める必要な専任教員数を適切に確保している。また、

教員の採用・昇任等に関して、「公立大学法人周南公立大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」「公立大学法人周南公立大学教育職員の資格基準に関する規程」「公立大学法人周南公立大学教員人事委員会規程」等に基づき、適切に運用している。

FD 等の教員研修について、学部横断的な共通教育や学内全体の教育開発を所管する「総合教育センター」を設置し、同センターを主体として、全教員を対象とする FD 研修会を年複数回実施している。また、同研修会の欠席者への対応や同研修会の実施計画の定期的な見直しも適切に行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を目的とする組織的な研修について、全体、階層別、職能別に区分した上で、年度計画に沿って、SD 研修会を年複数回実施しており、また、同研修会の欠席者への対応も適切に行っている。

各種外部団体が実施する研修会、各種セミナー等について、全教職員に対して積極的に周知及び参加を促し、より多くの職員が資質･能力向上の機会を得られるよう努めている。また、研修の実施計画及び実施状況について、「FD・SD 委員会」で集約するとともに、参加支援策等について定期的な見直しを適切に行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に対して個別の研究室を準備するなど、研究に従事できる快適な環境を整備している。

研究倫理について、「研究倫理委員会」「人を対象とする医学系研究倫理委員会」など、必要な諸規則を設置・整備しており、研究倫理に関する事項について厳正な運用を行っている。また、全研究者と研究支援関係職員を対象として、研究倫理教育及び研究費の運営・管理に係るコンテンツの受講を義務付け、研究不正防止対策の理解促進と意識向上に努めている。

研究活動への資源配分について、「周南公立大学研究・地域・産学連携推進機構規程」を定め、「研究推進室」を設置し、教員の研究活動、外部資金獲得活動及び産学官連携の推進・強化を図っている。その効果として、論文数の増加などに結びついている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学定款」「公立大学法人周南公立大学業務方法書」「周南公立大学学則」をはじめとする諸規則に基づき、組織倫理と規律を遵守しながら適切に運営している。加えて、公立大学としての使命・目的を果たすため 6 年間の中期計画とそれに基づく毎年度の年度計画を策定し計画的な経営を行っている。

また、大学は「SDGs 推進宣言」により環境保全、人権、安全に配慮した業務運営を行うことを明言し、個人情報保護法や公益通報者保護法等に対応した関連規則を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学定款」に基づき、法人に理事会を設置し、理事長が法人を代表し、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備しており、適切に機能している。

理事会は、法人の業務に関する重要事項について審議しており、理事長をはじめとする理事の選任についても規則に定めている。また、理事会への理事の出席状況は適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人の経営に関する重要事項を審議する機関として「経営審議会」、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として「教育研究審議会」、法人と大学の重要事項を検討する組織として「運営会議」を設置し、学内機関との連携を図るとともに内部統制環境を整備している。
理事長と学長が一体型の制度であるため、その補佐体制として、理事長には副理事長、学長には副学長を任命し、意思決定の迅速化のために「学長企画戦略室」を設置している。
監事は理事会に出席し役員の職務執行状況について確認している。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
公立大学法人化した令和 4(2022)年度から 6 年間の「公立大学法人周南公立大学第 1 期中期計画」において、財務内容の改善に関する目標を掲げ、予算、収支計画、資金計画等について年度計画を策定した。公立大学法人として初めての決算において、キャッシュフロー計算書では資金増加をしており、損益計算書では損益均衡となっている。
また、公立大学法人化後 2 年間の入学者は全学科において入学定員を上回っており、令和 6(2024)年 4 月の 3 学部 5 学科の開設に向けて積極的な大学運営を行っている。
加えて、寄附金拡充を図るための基金の設立や外部資金の獲得等、強固な財政基盤の確立に努めている。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、地方独立行政法人会計基準のほか、「公立大学法人周南公立大学会計規程」「公立大学法人周南公立大学会計事務取扱規程」に基づき適切に行われている。また、法人は独自に会計コンサルタントと契約し、指導助言を受け会計処理の適正化を図っている。

予算編成は、中期計画に基づき、事業年度ごとの予算に関する基本的な方針を作成し、経営審議会の議を経て理事会で決定している。

会計監査は、地方独立行政法人法及び「公立大学法人周南公立大学監事監査規程」に基づき、法人の業務の公共性、透明性を確保するために行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則で自己点検・評価の実施、公表及び組織的な取組みを行うことなどを規定し、「公立大学法人周南公立大学における内部質保証に関する規程」で内部質保証に関する全学的な方針を明示している。「公立大学法人周南公立大学評価実施規程」「公立大学法人周南公立大学自己点検・評価実施要項」を定め、自己点検・評価の実施組織として「自己点検評価委員会」を設置している。理事長・学長を最高責任者、理事・副学長を統括責任者、学部等の長を実施責任者とする内部質保証のための責任体制を整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価委員会」が主体となり、各学部・部門等と連携して四半期ごとに中期計画と年度計画の進捗状況についてエビデンスに基づく自己点検・評価を行い、「教育研究審議会」「経営審議会」、理事会に報告している。公立大学法人としての法人評価に対応した自己点検・評価の結果を「業務実績報告書」としてまとめ、設立団体である周南市に提出

するとともに、ホームページで公表している。「総務部自己点検評価室」が入試、在学時の学修状況、卒業生の進路先などの内部質保証のための IR データを収集し、学長直轄の「学長企画戦略室」において分析する体制を整備している。ジェネリックスキル測定テストを実施・比較して教育結果の可視化に努め、集計結果を学生及び教職員に提供している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

実施計画に基づき各学部・部門等のそれぞれで三つのポリシーを基盤に自己点検・評価を行い、「自己点検評価委員会」が結果をまとめ、「運営会議」での検討を経て大学全体の自己点検・評価結果を確定している。「公立大学法人周南公立大学第 1 期中期計画」及び「公立大学法人周南公立大学年度計画」の進捗状況を、四半期ごとに「教育研究審議会」「経営審議会」、理事会で報告している。これらの会議体での提言等は大学運営に反映し、教育の質の改善と向上を目指す努力を行っている。学生に対する経済的支援の拡充や起業支援体制の充実につなげており、内部質保証システムは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携

A－1. 地域の「成長エンジン」としての大学

A-1-① 「地域貢献大学」を目指す学内の体制と地域との連携体制

A-1-② 地域と連携した体制を基盤とした全学カリキュラムの実施

A-1-③ 大学のリソースを活用した地域活性化への取組み

A-1-④ 産官学金連携による地域への定着と地域人材循環構造の確立

【概評】

大学は、「日本一のまちづくりの中核として存在する」地域貢献大学となることを目標に、学内の体制づくり及び地域との連携体制を構築している。また、同目標を達成するために「地域共創センター」を中心として、地域企業での就業体験をはじめ、学外組織との連携を進め、「地域で学ぶ」プログラムを実施し、全学カリキュラムを整備している。

大学が有する情報、地域経済、健康、スポーツ、福祉などの専門リソースを活用して地域を活性化させ、学生の参加を伴いながら地域課題の解決に取組んでいる。

そのほかに、大学 COC＋事業への取組みとして、産官学金の連携によって地域とともに育成した人材を地域に送り出す地域人材循環構造を確立して、着実に歩を進めていること

が見てとれる。留学生に対しても、「留学生地域定着支援プログラム」により、地域定着の促進を図っている。

今後は、地域の課題解決を目指した起業をより多く実現するなど、更なる学生の可能性を引出す取組みへ進むことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 「まちなか共創センター」- 徳山駅前における市民との交流拠点 - の開設

令和５(2023)年４月、周南市の中心部となる JR 徳山駅に直結する徳山駅前賑わい交流施設に、本学のサテライト機能を備えた市民交流センターとして、「まちなか共創センター」を開設した。

「まちなか共創センター」では、リカレントやリスキリングなどの社会人向けの講座や小中高校生を対象とした学びなどを提供する。「まちなか共創センター」の開設を機に、より地域に愛され、必要とされる大学としての使命を果たしたいと考えている。

２．地域貢献度調査で躍進～日経グローカルランキング 2021 年度～

「日経グローカル」（日本経済新聞社発行）では２年に一度、大学の地域貢献度を調査し、公表している。

令和３(2021)年のランキングでは、本学の前身の徳山大学が大学地域貢献度調査総合ランキングで前回全国 312 位から 39 位へ、躍進した。また、私立大学ランキングでは４位、「総学生数 2000 人未満ランキング」では第１位となった。

今後も、「地域貢献大学」としての役割を果たし、本地域貢献度ランキングにおいても引き続き上位にランクされることを目指す。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 46(1971)年度
所在地　　山口県周南市学園台 843-4-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	現代経済学科　ビジネス戦略学科
福祉情報学部	人間コミュニケーション学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 31 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

30 純真学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育研究上の目的については、大学学則及び大学院学則に明確に定め、いずれも平易な文章を用いている。教育研究上の目的について、研究科における専攻ごとの定めがない点は検討が望まれるが、学部、各学科及び研究科単位では定めている。大学の個性・特色である高度化・複雑化する医療に対応できる人材養成を通して社会に貢献するために、大学の中期計画として「純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）」を策定し、各部門において目標達成に向けた取組みを進めている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、建学の精神に基づく使命・目的並びに学部、各学科及び研究科における教育研究上の目的を踏まえて策定している。使命・目的を達成するために、1 学部 4 学科、1 研究科 2 専攻を設置し、教育研究活動を行う組織体制を整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、各種媒体により周知している。入学者選抜については、多面的・総合的な評価・判定を実施し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。学修支援については、各学科の担任制に加えて SG（スモールグループ）制度を設けている。キャリア形成科目、国家試験対策等を通して、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。学生の心身に関する健康相談については、健康管理センターに保健室及び学生相談室を設置して対応している。校地、校舎等については、バリアフリーに配慮しているほか、専門性に応じた教育備品等を整備・管理しているなど、学修環境を整えている。学生からの意見・要望については、各種アンケートの実施、投書箱等により把握し、必要な対策を行うとともに、学生へのフィードバックを適切に行っている。

「基準３．教育課程」について

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、各種媒体に掲載するとともに、入学時ガイダンス等で学生に説明している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則、大学院学則等に定め、周知している。カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているとともに、教育課程を体系的に編成している。全ての授業科目についてシラバスを作成しているほか、履修登録単位数の上限を適切に設定してい

る。教授方法の改善を進めるために、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックしている。成績評価をはじめ、学生の学修状況・国家試験合格状況・各種資格取得状況・就職状況等の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート、授業評価アンケート等に基づいて学修成果を点検・評価している。

「基準４．教員・職員」について

教育研究に関する重要事項を審議する教授会や学部運営会議等に学長が議長として出席しているなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制の構築を図っている。また、副学長や学部長を置き、学長の補佐に努めている。学生の卒業及び課程の修了や学位の授与等について、教授会及び研究科委員会の規則に不備がある点、各種会議体の審議結果を学長の最終決定としている点は改善が必要であるが、学長による校務に関する最終的な決定権については規則に規定している。学部及び研究科に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)については、FD・SD 委員会が企画・運営を担い、授業評価アンケートの実施及び公表、相互授業参観の実施のほか、教職員の研修会等を通して人材育成を図っている。研究活動への資源の配分については、全専任教員への基盤的研究資金に加えて学内競争的研究資金を設け、研究を助成する制度を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の使命・目的を達成するための中期計画及びそれを踏まえた事業計画を策定し、それらの達成に向けて必要な審議・検討・調整を行うなど、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報等の規則を整備し、関係法令と共に遵守している。法人の最高意思決定機関である理事会については、寄附行為に基づき開催し、安定した業務執行を行っている。理事長が学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑に行っている。評議員会については、諮問機関としての機能を果たしている。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人の設置校に出向き業務監査を実施している。法人全体において、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に努めている。会計処理に当たっては、規則にのっとって適正に実施しており､監事及び監査法人による会計監査の体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

大学学則及び大学院学則に自己点検・評価の実施を明記し、学長が委員長である自己点検・評価委員会を置き、毎年度、自己点検評価書を作成し、ホームページに掲載して公表している。IR(Institutional Research)については、内部質保証のための計画立案及び意思決定を支援するために、規則に基づき IR 室を設置し、さまざまなデータを収集・管理・分析する体制を整えている。大学の 5 か年の中期計画に基づき、各学科及び各委員会が当年度の方針・目標をそれぞれ「3 つの目標」として設定し、全学で共有を図っている。学校教育法に則した学長の意思決定をはじめとする教学マネジメント体制の整備について、一部に改善を要する事項があるため内部質保証の機能性が十分とはいえないものの、各学科及び各委員会の目標の達成度を可視化し、次年度の活動につなげ、中期計画で進捗状況を

確認、見直しを行うことによって、PDCA サイクルが機能する体制の構築に努めている。

総じて、学園訓であり建学の精神でもある「気品・知性・奉仕」に基づき、高度化する医療に対応できる資質･能力を備えた人材を養成することを使命･目的とする大学として、適切な学修環境を整備し、学生の学修支援、キャリア支援に尽力しているほか、地域貢献としてさまざまな取組みを実施している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.自校教育」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 国際交流

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的については、建学の精神である「気品・知性・奉仕」に基づき、大学学則及び大学院学則に明確に定めており、いずれも平易な文章を用いている。

教育研究上の目的について、研究科における専攻ごとの定めがない点は検討が望まれるが、学部、各学科及び研究科単位では定めている。

保健医療学部では専門性の高い医療従事者の養成を、保健医療学研究科では保健医療学に関する高い専門性を追究した高度専門職業人の養成を通して社会に貢献することを大学の個性・特色として、使命・目的及び教育研究上の目的に反映している。

高度化･複雑化する医療に対応できる人材の養成のために平成 30(2018)年度に大学院を開設したほか、中期計画や事業計画を通じてカリキュラムを改定するなど、社会環境の変化に対応している。

〈参考意見〉

○保健医療学研究科において、専攻ごとの教育研究上の目的を定めていないため、検討が望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、教授会及び研究科委員会の審議を経て学長が原案を決定し、理事会・評議員会の審議を経て制定・改定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。建学の精神は、学内に石碑及び解釈を併記した額を設置するとともに、学生には建学の精神についての講義により理解を促しているほか、使命・目的及び教育研究上の目的と併せて、ホームページ、学生便覧及び大学案内に掲載することで学内外への周知を図っている。大学の中期計画として「純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度)」を策定し、各部門において目標達成に向けた取組みを進めている。三つのポリシーについては、建学の精神に基づく使命・目的並びに学部、各学科及び研究科における教育研究上の目的を踏まえて策定し、ホームページ、学生募集要項、学生便覧に明示している。使命・目的を達成するために、1 学部 4 学科、1 研究科 2 専攻を設置し、教育研究活動を行う組織体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、学生募集要項及び学生便覧に明記して周知している。

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的な評価・判定の実施に努めている。また、入試委員会にて検証を行い、選抜方法や定員の見直しを検討しているほか、広報委員会と連携して入試広報の方法の見直しを実施している。

系列校との高大連携による受験者獲得策を講じるなど工夫もしており、大学全体で入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員及び職員で構成する教務委員会において全学的な学修支援に関する事項を取扱っており、教職協働による学修支援体制を整備している。GPA(Grade Point Average)が低い学生に対して特別な支援を行うなどにより、当該学生の GPA が上昇する結果をもたらしている。

TA の取扱いに関する規則を定め、必要な学科、時期に採用している。全専任教員がオフィスアワーを設けて周知を行っているほか、各学年の担任制に加えて SG（スモールグループ）制度を設けて各専任教員が少人数の学生を担当し、学修支援に当たっている。また、中途退学、休学及び留年の原因分析と対策の実施等、充実した学修支援を提供している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

教育課程内では、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に沿って臨地実習をインターンシップとして位置付けているほか、キャリア形成科目を正課授業として開講している。

教育課程外では、国家試験対策委員会を設置し、各学科の教員を配置して下級年次からの指導を実施するなど、国家試験合格に向けての対策を行い成果につなげている。また、国家資格以外のさまざまな資格取得の支援も積極的に行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般に関する支援については、学生委員会、各学科の学年担任、SG（スモールグループ）担任、事務局学生センター学生係が連携しながら行っている。

学生の心身に関する健康相談については、各学科の学年担任、SG 担任、学生係のほか、健康管理センターに保健室及び学生相談室を設置して対応しており、特に保健室では広いスペースを準備し、学生の状況に応じてさまざまな対応ができるよう環境を工夫している。また、毎年度、UPI(University Personality Inventory)を実施し、学生の心の健康度・疲労度の把握に努めている。

経済的支援については、大学独自の複数の給付型奨学金を設けているほか、「学納金納入延期制度」を整備している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、メンテナンスや法令に基づく定期点検等の維持管理を実施している。

各学科の特性に合わせて資格取得に必要な実習室を設置しており、図書館についても適切な利用環境を整備している。

車椅子用スロープ、エレベータ、多目的トイレを設置するなど、バリアフリーも整備している。

クラスサイズが大きい授業では、複数の教員が少人数グループを分担して指導しており、実質的な少人数対応を実現している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生満足度調査、学修等に関するアンケート、授業評価アンケートの実施により、学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、改善のための対応を検討して学生にフィードバックしている。

心身の健康に関する必要な支援については健康管理センターが一元管理しカウンセリングの機会を増やしているほか、経済的支援については各種奨学金の情報を掲示板により学生に周知している。

投書箱を設置し、学生からの意見・要望を学生委員会で適宜検討して必要な対策を行うとともに、回答を掲示し学生へのフィードバックを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生便覧に掲載するとともに、入学時ガイダンス等で学生に説明して周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学学則､大学院学則等に定めているほか､学生便覧に掲載して学生に周知している。

単位認定、進級、卒業認定、修了認定については、教務委員会、教授会、研究科委員会で認定を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神に基づく教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生便覧に掲載して周知している。
カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているとともに、教育課程を体系的に編成している。
全ての授業科目についてシラバスを作成しており、シラバスの特記事項にアクティブ・ラーニング等の授業内容の工夫について記載している。また、履修登録単位数の上限の設定を GPA に基づき適切に行っている。
教養教育科目については、各養成課程の指定規則に沿って適切に設定している。
教授方法の改善を進めるために、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックしている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標と成績評価方法を各授業科目のシラバスに明示している。成績評価をはじめ、学生の学修状況・国家試験合格状況・各種資格取得状況・就職状況等の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート、授業評価アンケート等に基づいて学修成果を点検・評価している。
学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に用いており、アセスメント・プランを策定してカリキュラム評価に基づく教育方法・内容の見直しを図っている。

〈参考意見〉
○三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価及びその結果の活用について、策定したアセスメント・プランに基づく PDCA サイクルを早期に確立することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究に関する重要事項を審議する教授会や学部運営会議等に学長が議長として出席しているなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制の構築を図っている。また、副学長や学部長を置き、学長の補佐に努めている。

教授会及び研究科委員会を置き、それらの規則については早急に改善が必要であるが、学生の卒業及び課程の修了や学位の授与等について審議している。教授会や研究科委員会等の審議結果を学長の最終決定としている点は改善が必要であるものの、校務に関する最終的な決定権については、「学校法人純真学園寄附行為実施規則」において、学長は大学の校務をつかさどり、所属職員を統督すると規定している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、事務局長が各種会議体に出席するほか、組織体制の一部改編を行うなど、全学的な教職協働による教学マネジメント体制の構築を目指している。

〈改善を要する点〉

○学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与について、入試判定会、教授会及び研究科委員会の審議結果をもって学長の最終決定としている点は改善を要する。

○教授会及び研究科委員会の役割について、学校教育法第 93 条を踏まえて学長が決定を行うに当たり意見を述べること及びその事項を明確に規定するなど、規則の改廃も含め、教授会規程及び研究科委員会規程を早急に見直すよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定めのある必要教員数及び必要教授数を上回っている。教員の採用・昇任については、「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」「社会活動」について審査・選考を行っている。教員の採用については原則公募制をとっており、昇任については毎年度の定例的な昇格の審査によって行っている。また、専任教員には任期制を導入している。

教員の資質・能力向上のために、教員評価制度の見直しを行い、新評価制度を施行している。

FD に関しては、設置基準に準拠した FD・SD の定義の明確化、FD・SD 委員会主催の研修会のほか、臨床経験や教育経験の少ない助教及び助手を対象とした「教員自主計画研修制度」の実施等、組織的に人材育成を行っている。授業評価アンケートの実施及び公表、相互授業参観の実施、事業計画に基づく学外研修の参加状況の把握等も行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

設置基準改正による SD の義務化に合わせて SD の定義を見直し、大学運営や学生支援等に関する研修については、職員のみならず教員も SD として参加している。また、職員の資質向上を中期計画の重点事項として挙げ、年 6 回の FD・SD 研修会に職員を参加させるとともに、職員を対象とした独自の SD 研修会を実施するなど、組織的に職員の資質・能力向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境を整えるために、専任教員全員に研究室を付与するとともに、研究機器購入経費を 4 学科で計画的に使用している。

教員及び学生が行う人を対象とする研究については、倫理委員会における審査の対象と

なり、研究倫理審査申請の前提条件として研究倫理に関するｅラーニングプログラムの受講を義務付けている。

研究活動への資源の配分については、規則に基づき全専任教員に一律配分する基盤的研究資金に加えて学内競争的研究資金を設け、研究を助成する制度を整備している。

科学研究費助成事業をはじめとした外部資金の獲得については、募集情報を全専任教員にメール配信して促進を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律及び誠実性を担保するために、「学校法人純真学園就業規則」において職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報等の規則を整備し、関係法令と共に遵守している。

大学の使命・目的を達成するための中期計画を策定するとともに、その実現に向けて教授会、研究科委員会、学部及び研究科の各運営会議等を定期的に開催し、中期計画及びそれを踏まえた事業計画の達成に向けて必要な審議・検討・調整を行うなど、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

キャンパス環境の整備、省エネルギー策等、環境保全に配慮するとともに、「学校法人純真学園ハラスメント取扱規程」「学校法人純真学園個人情報保護に関する規程」等を制定し、人権への配慮をしている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会については、寄附行為において「学校法人の業務

を決し、理事の職務の執行を監督する」ために設置することを規定し、令和 4(2022)年度は 10 回開催している。理事会への理事の出席率は良好である。理事の選任の手続きを寄附行為に基づき行っている。このように、寄附行為を適切に整備し、理事会を必要に応じて開催することにより、安定した業務執行を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の運営においては、法人事務局に法人事務局長を配して、理事長による管理運営を補佐している。大学の運営においては、教学部門に副学長兼研究科長及び学部長を置き、管理部門に大学事務局長を配して、学長による管理運営を補佐している。理事長が学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑に行っている。

大学の幹部教職員が評議員を兼ねているほか、法人の事務局と各設置校との間で定期的に連絡会議を開催しており、これらの仕組みを通じて法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人の設置校に出向き業務監査を実施している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

適切な財務運営の確立に向けて、収支の均衡を前提とした中期計画を作成し、収容定員の充足や教育研究の充実を図っている。

法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、直近 5 年間にわたって全て黒字であり、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標では A3 の正常状態となっており、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に当たっては、「学校法人純真学園経理規程」「学校法人純真学園経理規程施行細則」「学校法人純真学園固定資産及び物品管理規程」にのっとって、学校法人会計基準に基づき適正に実施している。

監事による監査については、毎年度の決算時に財務課長から説明を受けて行っている。監査法人による監査については､内部統制状況と会計処理に関して理事長との面談を行い、その結果を「監査概要書」にまとめて監事に報告するとともに、意見交換を行っている。このように、会計監査の体制を整備し厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が委員長である自己点検・評価委員会を設置し、同委員会が中心的役割を果たし、教授会、研究科委員会、学部及び研究科の各運営会議、各種委員会並びに関係部署が協働して自己点検・評価を行う体制を整備している。内部質保証の向上を目指すために、内部質保証の方針を定め、内部質保証協議会を新たに設けるほか、自己点検・評価委員会、IR 委員会等の既設の会議体に関する規則を見直し、内部質保証の体制強化を図っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則に自己点検・評価の実施を明記し、自己点検・評価委員会を置き、毎年度、自己点検評価書を作成している。法人は、中期計画に基づく各種事業につい

て事業計画及び事業報告書を作成し、自己点検・評価を行っている。自己点検評価書、事業報告書、財務に関する情報をホームページに掲載し、学内だけでなく学外にも広く情報を公開している。

内部質保証のための計画立案及び意思決定を支援するために、規則に基づき IR 室を設置して各種アンケートや調査等を実施するなど、研究、学生支援、経営等に関するさまざまなデータを収集・管理・分析する体制を整えている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の改善・向上を目的として、自己点検・評価活動を毎年度実施し、自己点検評価書をホームページで公表している。また、大学の 5 か年の中期計画に基づき、各学科及び各委員会が当年度の方針・目標をそれぞれ「3 つの目標」として設定し、学部及び研究科の各運営会議が全体的な統括を担い、全学で共有を図っている。

学校教育法に則した学長の意思決定をはじめとする教学マネジメント体制の整備について、一部に改善を要する事項があるため内部質保証の機能性が十分とはいえないものの、各学科及び各委員会の目標の達成度を可視化し、次年度の活動につなげ、中期計画で進捗状況を確認、見直しを行うことによって、PDCA サイクルが機能する体制の構築に努めている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条への対応を含む教学マネジメントの機能性に関して改善が必要な点があり、内部質保証について機能性が十分とはいえないため改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

Ａ－1. 地域への貢献

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

Ａ－2. 地域への情報発信

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

A-2-③　保健医療関連分野での啓発活動

【概評】

学園訓の一つである「奉仕」の具体的活動として、地域における「ボランティア活動及びその支援活動」、保健医療系大学としてその専門性を地域に還元する「保健医療関連分野での地域連携に関する活動」の二つを広報委員会及び学生組織が実施しており、地域貢献を十分に果たしている。

福岡市南区と南区にある大学・短期大学とで構成する「南区大学連絡会議」で地域住民に有用なイベントについての意見交換を行い、地域のニーズに応じた内容を吟味しながら実施し、事後アンケートに基づいて改善を図っている。学生からは、「看護職になってから住民教育は有用となる経験であり、また学年を超えて交流が深まる」といった建設的な意見がある。

サイエンスカフェや子宮頸がん予防に関する啓発活動の継続的な実施については、地域における保健医療関連分野での社会への知の還元として多大なる効果が期待できる。

基準Ｂ．自校教育

Ｂ－1．自校教育

B-1-①　自校教育の構築と評価

【概評】

4 学科合同カリキュラムとして「純真学」を設置しており、これは、医療人に共通して求められる基礎的な資質と汎用的能力の育成を目的とする科目群の総称である。その構成は、必修科目 2 科目及び選択科目 2 科目であり、このうち 3 単位を修得することを全ての学科における卒業要件の一つにしている。

授業内容は、学長が大学創立者の思いと学園訓を解説するもの、ボランティア活動の意義と実際を学ぶもの、海外研修を通じて異文化交流を学ぶもの、そして、建学の精神の理解と社会人として学ぶべき方向性を考える機会を提供するものとなっている。

この科目群の運営・評価のために純真学専門部会があり、授業評価結果に基づく改善案の検討・展開を担っている。継続的な授業評価の結果、授業内容に対する学生の理解が良好であること、初年次の学修支援及び職業観の育成につながっていることが分かっている。

この科目群の最終目標である「人間力」の育成がどの程度達成されたのか、より明確にすることが今後の主な課題であるが、建学の精神を体現する医療人の養成に寄与する展開に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．国際交流

本学では、国際交流事業を担う中心組織として国際交流推進委員会を設け、海外の大学の教育研究諸機関との提携や交流協定の締結を通じて純真学園大学の国際交流を積極的に

進めるとともに、現職教員を含む短期研修生の派遣や受入れを行うことにより、医療教育と研究実践の向上や人材の育成に努めている。

令和 4(2022)年度までに大韓民国 5 校、台湾 1 校、中華人民共和国 2 校、アメリカ合衆国（ハワイ）1 校、オーストラリア 1 校、及びベトナム 1 校の各大学と MOU を締結しており、本学学生の短期海外研修を行うとともに、相手国の短期研修生の受入れを行っている。

令和 4(2022)年度の国際交流については、Covid-19 の流行が継続していたため、小規模の国際交流として以下の内容を実施した。

【春海保健大学校（大韓民国）との国際交流】

① 令和 4(2022)年 8 月 16 日～8 月 19 日、釜山（大韓民国）における教職員の交流
② 令和 4(2022)年 11 月 4 日、本学における教職員の交流
③ 令和 5(2023)年 1 月、本学における教員及び学生との交流

Ⅳ 大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 23(2011)年度
所在地　　福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	看護学科　放射線技術科学科　検査科学科　医療工学科
保健医療学研究科	看護学専攻　保健衛生学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 27 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 29 日	実地調査の実施　　11 月 30 日　第 2・3 回評価員会議開催
～12 月 1 日	12 月 1 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

31 松蔭大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、大学全体及び学科ごとに簡潔に文章化されている。学校教育法に規定する大学の目的は学則の第１条に、学部・学科の目的は第１条の１から第１条の４において記されている。大学院についても同様に大学院学則にて定められている。これらは、ホームページ等でも公表されている。吉田松蔭の「知行合一」を建学の精神とし、松蔭大学という大学名を持つ大学の個性を表現するものとなっている。

大学の目的及び教育目標の点検は、学長室を中心に各学部・学科に依頼する形で執り行っている。学問分野ごとに、大学の教育目的及び目標をどのように解釈し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、カリキュラムに組込むか、教授会で議論され、最終的に学長が判断し、実行に移している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学全体と学部・学科、大学院研究科ごとに策定し、建学の精神と併せて学生募集要項やホームページにおいて公表し、周知している。アドミッション・ポリシーに沿った多様な方法で入学者選抜が実施されている。合格者の決定などは、入試委員会で作成した案を教授会で審議し、適切な体制で実施されている。各学科の収容定員充足状況に関しては、経営文化学部ビジネスマネジメント学科は概ね定員を満たしているが、それ以外の各学科においては、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっている。

教務委員会を主たる機関として、教員と職員は協働して学修支援内容を検討し計画的に実施している。学部によって、ゼミとクラスアドバイザー制度、チューター制度を整備して､個々の学生に応じた学修支援を実施している｡授業評価アンケートが実施されており、その結果をフィードバックし、授業改善につなげているほか、隔年での学生生活意識・実態調査の実施、学生相談室による「学生の状況の取りまとめ報告」などで、課題を抽出し対応している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを大学全体、学部・学科、大学院全体、研究科で定めており、ホームページを通じて学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、成績評価基準は学則及び成績評価規則で定められ、履修要項にて学生に周知して

いる。卒業判定は学則の規定に基づき教務部で厳正に審査し、教務委員会での審議を経て、学部ごとの会議で審議されている。

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部においては、学部・学科ごとの履修モデルを作成し、学修の方向性を学生に分かりやすく示している。教養教育については学修内容や学修成果を点検・評価し見直しを行っている。教授方法の工夫・開発は、授業改善の取組み事例を冊子にまとめ全教員に配付するなどして組織的に行い、FD・SD 委員会を定期的に開催し検討を行い、効果的に実施されている。教員は、学生による授業評価アンケート結果を省察し、次回からの授業改善点を教務部宛に提出し、教員及び学生と共有することで次年度の授業改善に役立てている。

「基準４．教員・職員」について

学長の権限と責任は学則に明記されており、学長の補佐体制として、副学長を置き、学長室会議及び評議会を設置するなど、適切なリーダーシップを発揮するための支援体制を整えている。教授会は各学部の重要事項を審議し学長に意見を述べ、大学の最終的な意思決定は学長が行っている。

「教育職員選考規則」にのっとり、教員の採用・昇任を実施し、設置基準に定める必要な専任教員数及び教授数を確保している。FD(Faculty Development)活動は FD・SD 委員会、附属文化研究所及び教育開発センターが連動して機能するシステムが構築されている。SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、SD ガイドラインが定められ、それに基づき職員が自己評価表を作成するに当たり毎年研修が行われている。

研究倫理については、研究上の倫理審査の委員会が設置され審査しているほか、不正防止ガイドライン、公的研究費内部監査規程等が定められ運用されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及びその他の規則に基づき適切な運営を行うとともに、私立学校法や学校教育法等に指定の各種情報をホームページにて公表している。理事会を最高意思決定機関と位置付け、寄附行為等により適切に運営している。理事会は定例開催の他、機動的に意思決定ができるよう必要に応じ臨時に開催し、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。理事会には全回全理事が出席し、法人の予算、決算、重要規則の改廃など重要事項が審議されている。

法人全体の中期計画は令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度にて作成されており、また事業活動収支予算決算総括表をもとに財務運営がなされている。

会計処理は適切に行われ、公認会計士により日常の会計事務処理や各種計算書類についての監査が実施され「独立監査人の監査報告書」が提出されている。2 人の監事が理事会・評議員会に出席し業務報告を受け、また会計書類の監査、学校法人の業務・財産の状況や理事の業務執行の監査を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証を機能させる体制として、自己点検・評価委員会が中心となり自己点検・評

価活動を行っている。同委員会は学長を長として副学長、学部長、学科長、IR(Institutional Research)室長、FD・SD 委員会委員長、教育開発センター長、事務局長から成り、大学の組織を網羅し、IR 室が取りまとめた大学全体のデータを活用している。

直近の認証評価結果を踏まえた中期計画になっていない点については改善が求められるが、評価活動の中心には授業に関する点検があり、授業の計画段階で教務委員、学部長、学科長がシラバスによりディプロマ・ポリシーとの整合性をチェックし、学期の終了時は学生の授業評価によって、各教員へのフィードバックが行われている。三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを機能させる概念図を構想し、教授会でも周知、承認され全学で PDCA サイクルを共有する取組みを始めている。

総じて、建学の精神を基点に、学部・学科の三つのポリシーを体系的に定め、周知に努め、そこから教育改革を進めている。学生受入れについては、低調な面もあるが、さまざまな工夫により収容定員の確保に努めている。法人の財務基盤は、資金面において潤沢であり、収支バランスに関しても令和 2(2020)年度よりプラスに転じ、その維持に努めている。

内部質保証については、さまざまな調査を IR 室が取りまとめ、それを活用して、毎年、自主的・自律的な自己点検・評価が実施されている。PDCA サイクルについて概念図を取りまとめ、取組みに関する学内の理解を推進している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.社会貢献」「基準 C.教員の研究業績等」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 特色ある教育
2. 資格取得報賞金制度
3. 奨学金・教育ローン

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学全体及び学科ごとに具体的かつ簡潔に文章化されている。学校教育法に規定する大学の目的は学則の第 1 条に、学部・学科の目的は第 1 条の 1 から第 1 条の 4 において記されている。大学院についても同様に大学院学則にて定められている。これらは、ホームページ等でも公表されている。吉田松蔭の「知行合一」を建学の精神とし、松蔭大学という大学名を持つ大学の個性を表現するものとなっている。

また、時代や社会の要請の変化に応じて使命・目的を検証し改善する姿勢を保持している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員に理解され、支持されている。ホームページ・各種印刷物を通じ学内外に周知されている。建学の精神である「知行合一」の言葉を学内のさまざまな箇所にポスター等で掲示し、学長の講話のほか、学生便覧、学生募集要項、大学案内などに掲載している。1 年次に全ての学生が利用する駅前キャンパスに、吉田松蔭の思想に触れる展示を整え、「知行合一」と大学の使命・目的について学生が理解を深めるよう努めている。

大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた中期計画を策定し、また、使命・目的及び教育目的に基づいて大学全体及び各学部・学科の三つのポリシーを定めている。使命・目的等を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学全体と学部・学科、大学院研究科ごとに策定しており、建学の精神と併せて学生募集要項やホームページにおいて公表し、周知している。

各学科の収容定員充足状況に関しては、経営文化学部ビジネスマネジメント学科においては概ね定員を満たしている。しかし、多くの学科で収容定員を下回る状況が続いている。

入学者選抜に関しては、アドミッション・ポリシーに沿った多様な方法で実施されている。合格者の決定などは、入試委員会で作成した案を教授会で審議されており適切な体制で実施されている。入試問題の作成については大学自らで行っている。

〈改善を要する点〉

○経営文化学部経営法学科、コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科、生活心理学科、日本文化コミュニケーション学科、子ども学科、観光メディア文化学部観光文化学科、メディア情報文化学科、看護学部看護学科において収容定員充足率が 0.7 倍未満となっているので、在籍学生を適切に確保できるよう改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会を主たる機関として、教員と職員は協働して学修支援内容を検討し計画的に実施している。また、経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部においてはゼミとクラスアドバイザー制度を整備して、看護学部においてはゼミとチューター制度を整備して、個々の学生に応じた学修支援を実施している。

学修支援の充実に関しては、オフィスアワーを全学的に実施している。障がいのある学生に対する配慮は、学生相談室が窓口になり、個別の対応を行っている。中途退学、休学及び留年に関しては、個々の学生に応じた対応をしている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育の支援体制としては、キャリア委員会で方針を検討し、企画立案や運営体制の評価・見直しを行っている。

教育課程内においては、1 年次生から基礎ゼミ等に組込む形でキャリアガイダンスを行っており、社会的・職業的自立に向けての支援を行っている。

教育課程外においては、相談・助言体制として、キャリアセンターとキャリア課が学生に対する個別支援を行っている。インターンシップについては授業として開講しているほか、学生の自発的なインターンシップ活動に対しても支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生センター、学生課、学生委員会によって、学生サービスや厚生補導が組織的に行われている。経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部においてはクラスアドバイザー制によって、看護学部ではチューター制によって、入学直後から学生生活全般にわたる支援が、個々の学生に応じて行われている。

学生の保健管理に関しては保健室が設置されている。学生からの相談事項全般にわたる対応として、学生相談室を設置している。日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の奨学金制度を各種設けており、経済的な支援を適切に行っている。

〈参考意見〉

○保健室の運営に関しては、医師や看護師等の有資格者を専任の担当者として配置し、学生が常時利用できる体制を整備することが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積はいずれも設置基準を満たしている。校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、各学部における学内実習施設等の施設設備については、適切に管理・運営されており、有効に活用している。

全校舎が耐震基準を満たしており、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に関しては、エレベータや多目的トイレが設置されている。また、クラスサイズに関しては授業内容や教育効果を考慮してクラス分けをするなど、少人数化を図る工夫をしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握に関しては、授業評価アンケートが実施されており、その結果をフィードバックし、授業改善につなげている。

学生生活に対する学生の意見・要望の把握に関して、経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部においては基礎ゼミ、演習・総合ゼミの担当者によって、看護学部においてはチューターが中心となって学生の生活状況を把握し、個別に対応している。また、隔年で行われる学生生活意識・実態調査の実施や学生相談室による「学生の状況の取りまとめ報告」から学生の生活状態を把握し、課題抽出を行って対応している。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握に関しては、隔年で行われる学生生活意識・実態調査のほかに、目安箱を設置し、改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを大学全体、学部・学科、大学院全体、研究科で定めており、ホームページを通じて学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、成績評価基準は学則及び成績評価規則で定められ、履修要項にて学生に周知している。

経営文化学部､コミュニケーション文化学部､観光メディア文化学部の進級については、単位制による年次進行である。卒業判定は学則の定めに基づき教務部で厳正に審査し、教務委員会及び卒業判定会議での審議を経て、学長が決定している。

看護学部では進級要件が定められている。卒業については、卒業要件を満たした学生について看護学部教務委員会で卒業判定会議、看護学部教授会において卒業承認会議を行っている。大学院では、大学院学則にて課程の修了を定め、大学院要覧にて周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに関連付けてカリキュラム・ポリシーを定めホームページにて周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、学科ごとにカリキュラムマップを作成し学修の可視化に努めている。全ての開講科目でカリキュラムマップにおける到達目標を反映させたシラバスを作成・公表している。

経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部においては学科ごとの履修モデルを作成し、学修の方向性を学生に分かりやすく示している。看護学科は履修科目のほとんどが必修科目となっているため、教育課程一覧表に学生が分かりやすいように色分けをし、ガイダンスで周知されている。教養教育については学修内容や学修成果を点検・評価し見直しを行っている。教授方法の工夫・開発は、授業改善の取組み事例を冊子にまとめ全教員に配付するなどして組織的に取組み、FD・SD 委員会を定期的に開催し検討を行い、効果的に実施されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は各学科の科目担当教員や指導教員において実施されている。ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の達成度調査を多面的に行い、改善につなげている。今後は学修成果の可視化の重要性を認識し取組むこととしている。

学修成果の点検・評価結果は教務委員会が中心となって検討し、フィードバックされている。教員は、学生による授業評価アンケート結果に対し省察し、次回からの授業改善点を教務部宛に提出し、教員及び学生と共有し次年度の授業改善に役立てている。

〈参考意見〉
○三つのポリシーを踏まえた学修成果について、具体的な評価指標の設定及び教育成果の可視化など、点検・評価活動をより一層活性化することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長の権限と責任は学則に明記されている。学長の補佐体制として、副学長を置き、学長室会議及び評議会を設置するなど、適切なリーダーシップを発揮するための支援体制を整えている。

教授会は各学部の重要事項を審議し学長に意見を述べ、大学の最終的な意思決定は学長が行っている。また、各種委員会を設置し、権限を適切に分散している。

事務組織は、事務局長のもと、必要な部署を置き、役割分担及び連携により教学マネジメントの遂行に必要な体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育職員選考規則」にのっとり、教員の採用・昇任を実施し、設置基準に定める必要な専任教員数及び教授数を確保している。

FD 活動は FD・SD 委員会、附属文化研究所及び教育開発センターが連動して機能するシステムが構築されている。教員の自己評価､授業アンケート及び相互授業参観を実施し、授業アンケート結果をもとに評価・分析を行う体制が整備されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、FD･SD 委員会において SD ガイドラインが定められ、SD ガイドラインに基づいた職員の自己評価表の作成に当たり教育開発センターの企画により毎年研修を行っている。また、自己評価表は年度末に達成度や反省などの自己評価を記入し提出・確認を行っている。

ハラスメント防止の研修会には教職員が参加し職務の向上を目指している。

〈参考意見〉

○SD 研修については年間計画の策定を行い、各種テーマの研修会を実施するなど幅広く取組むことが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境について、教授研究室は１人１室、准教授・講師は２人１室、助教は共同研究室とそれぞれ整備されている。

研究倫理については研究倫理委員会が設置され研究に関する倫理審査がなされている。

研究活動への資源の配分は専任教員に学内研究費が配分され、また共同研究についても支援の手続きが整備されている。外部資金の導入は科学研究費助成事業への応募支援が行われている。また、研究倫理の遵守のための不正防止ガイドライン、公的研究費内部監査規程等が定められ運用されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及びその他の規則に基づき適切な運営を行うとともに、私立学校法や学校教育法等に指定の各種情報をホームページにて公表している。

教職員及び学生に対し、折に触れ建学の精神を説明するなど、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮については、「学校法人松蔭学園行動規範」「学校法人松蔭学園ハラスメント防止ガイドライン」「学校法人松蔭学園施設利用規程」の遵守、ハラスメント講習会の実施など、必要な措置を講じている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関と位置付け、寄附行為等により適切に運営している。

理事会は定例開催のほか、機動的に意思決定ができるよう必要に応じ臨時に開催し、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。

理事会には全回全理事が出席し、法人の予算、決算、重要規則の改廃など重要事項が審議されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「評議会規則」に基づき、構成員に理事を含む評議会を大学に設置し、学長は理事長も兼務していることで、法人・大学間の円滑な意思決定が行われている。また、評議会の構成員である理事が大学運営について教職員の提案をくみ上げる仕組みが整っている。

評議員会には全回全評議員が出席しており、評議員会は適切に開催されている。監事についても理事会及び評議員会に出席するなど、職務を適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の中期計画は令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度にて作成されており、また財務計画は事業活動収支予算決算総括表をもとに財務運営がなされている。財務基盤の確立については、資金面において潤沢であり安定した財務基盤が確立されている。

収支バランスに関しては令和 2(2020)年度よりプラスに転じ、令和 4(2022)年度まで維持されている。令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度の入学定員充足率が低いため令和 5(2023)年度の収支予算は収支差額の減少となっているが、入学定員充足率の向上への対策等の検討がなされ、また、人件費の削減や管理経費の見直しなど収支バランスの維持に努めている。

外部資金については付随事業収入等で実績があり導入への努力がなされている。

〈参考意見〉

○「松蔭学園　中期計画（令和 3 年度～令和 7 年度)」に対応した財務計画が未作成であるため、作成することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に関しては学校法人会計基準及び「学校法人松蔭学園経理規程」により適切に行われている。監査については公認会計士により日常の会計事務処理や各種計算書類について実施され「独立監査人の監査報告書」が提出されている。また、監事の監査は 2 人の監事が理事会・評議員会に出席し業務報告を受け、会計書類の監査、学校法人の業務・財産の状況や理事の業務執行の監査が行われている。監事の監査報告は理事会・評議員会にて報告され「監査報告書」が提出されている。内部監査室による監査が実施されており、いわゆる三様監査の連絡会も行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会が中心となって、全学的な自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価委員会は、学長のほか、副学長、各学部長・学科長、IR 室長、FD・SD 委員会委員長、教育開発センター長、事務局長という各組織の長が参加しており、大学の組織を網羅した取組みになっている。この委員会で決められた方針のもと、FD・SD 委員会が教育改善に関するテーマについて隔月で会議を開催し、決定内容を教学・学生支援に反映させるようにしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

IR 室、学生相談室、教務部等によりさまざまな調査が実施されており、IR 室が取りまとめを行っている。それらのエビデンスをもとに、自己点検・評価委員会の指示のもと、毎年、自主的・自律的な自己点検・評価が実施されている。自己点検評価書も毎年作成され、ホームページでも公表されている。しかしながら、毎年の更新される内容が少なく、また誤記・誤植も見られるので、より一層の体制の充実が求められる。

評価活動の柱である授業に関する点検として、授業の計画段階で教務委員、学部長・学科長がシラバスをチェックし、ディプロマ・ポリシーに沿った学修内容、達成目標になっているかチェックしている。また、学期の終了時には学生の評価アンケートが実施され、結果は各教員にフィードバックされている。

〈改善を要する点〉

○自己点検評価書は毎年作成されているものの、更新される内容が少なく、現状把握に関する記述に誤記・誤植が散見し、自己点検・評価の体制が不十分なため、体制を強化するよう改善が必要である。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年、自己点検・評価を実施し、改善の必要性について検討している。

三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルがより一層機能するように、自己点検・評価委員会が概念図を取りまとめている。教授会において概念図の承認を経ることで、全学的な理解と支持のもと、PDCA サイクルの実効性を高めるよう工夫している。

直近の認証評価結果を踏まえた中期計画になっていない点については改善が求められるが、内部質保証の一層の充実に向けて学外者の参画について検討を始めている。

〈改善を要する点〉

○中期計画の内容に、直近の認証評価において、学生募集及び学内規則の未整備が原因で不適合となったことが踏まえられていないので、改善が必要である。

〈参考意見〉

○収容定員の充足状況について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

Ａ－1．留学・国際交流

A-1-①　本学の学生のための海外留学制度

A-1-②　留学生の本学への受け入れ

A-1-③　国際協力：持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

A-1-④　留学生宿舎

【概評】

コロナ禍ではあるが、渡航制限が緩和された令和 4(2022)年度から交換留学が再開された。在学中に海外留学する機会としては、交換留学、協定校留学、認定校留学の三つの制度を設け、学生の多様なニーズに合わせた留学を可能としている。学費を相互に免除する交換留学可能な協定大学は、中国 2 校、韓国 2 校、台湾 1 校、フィリピン 1 校、モロッコ 1 校、セネガル 1 校である。

留学に関する学生への指導に関しては、国際交流委員会により、年に 2 回以上の留学説明会及び個別の相談・指導・サポートが実施されている。

留学生の受入れは、外国人留学生特別入試を経て正規に入学した学生、大学間協定に基づく協定校からの編入学生、協定校からの交換留学生の三つの制度がある。令和 3(2021)年度は、留学生の入国から日本での生活に関するガイドブックを作成し、次年度には各留学生に配付されている。

「国際協力：持続可能な開発目標(SDGs)への貢献」については、学術総合センター長が中心となり、授業の中で国連が掲げる開発目標（17 目標下にある 169 のターゲットを 231 の指標を用いてその達成度を測定する）の理解を深めている。令和 5(2023)年度から「国連アカデミックインパクト(UNAI)」「国連世界観光機関(UNWTO)」「国連人間居住計画(UNHabitat)」「持続可能な開発解決ネットワーク(SDSN)」など、大学と国際機関の提携を目指したさまざまな国際的な枠組みに参加している。

留学生宿舎については、個室が整備され朝食と夕食が提供されている。オートロックで入館が管理され､男女別に分けられた居住スペースに合わせ個々にエレベータが設置され、安全な環境で就学できる体制が整えられている。

基準Ｂ．社会貢献

Ｂ－1．大学施設の開放、地域社会連携事業の実施

B-1-①　大学施設の開放、公開講座等の実施、リカレント教育の実施

B-1-② 地域社会連携事業の実施、教員、学生の参画

【概評】

社会貢献として、大学の施設開放、公開講座等の実施、リカレント教育の実施を行っている。シニア学生等の多様な入試形態によって、学生が学べる仕組みを作っている。

教員の社会貢献事業などの機会に学生を参加させるなどして、学生の社会参加と地域振興に関する学修をサポートしている。地域からの支援要請に対して演習ゼミや学生のボランティア団体などの学生サークルを通じて支援を促し地域貢献事業を実施している。

神奈川県と神奈川県内の観光関係大学から成る神奈川観光大学推進協議会の県からの養成事業などに積極的に参加を促し実施している。

学生には授業として参加をさせ、参加がかなわない学生には代替措置を実施している。大学周辺の森の里地域、厚木市、神奈川県の住民・行政・企業との連携も行い、まちづくりへの参画や健康教育に関わる出前講義など多岐にわたり活動している。

基準Ｃ．教員の研究業績等

Ｃ－1．教員の研究業績等

C-1-① 教員の研究業績を社会に向けて開示する体制

C-1-② 教員による研究の学問的・倫理的質の保証

【概評】

教員による研究成果の公表の場となる学術誌は、大学院経営管理研究科は「松蔭論叢」を年１回発行、文化教育研究所は「松蔭大学紀要」、看護学部は「松蔭大学看護学部研究紀要」を年１回、加えて、文化教育研究所は隔年で「研究所報」を発行しており、全部で４種発行している。投稿者数も増加している。看護学科は全国的学術学会で発表し評価を得ることを推奨している。

ホームページの教員紹介ページでは、各教員の著書・論文・学会発表の題目を公表しており、研究活動の状況を社会に周知している。

教員による研究の学問的な質の高さ、研究方法や論文執筆に関わる倫理的適切性の保証は、学内での査読を通じ確保されている。

教員の研究業績については、リサーチマップと連携する作業を実施している。教員の研究業績を社会に向けて開示する体制の確立や教員による研究の学問的・倫理的質の保証等が行われている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．特色ある教育

①.導入教育

基礎ゼミとクラスアドバイザー制度（経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部）

チューター制度（看護学部）

②.持続可能な開発目標のための教育

松蔭大学は、JICA 横浜の協力の下、2015 年に採択された 2030 年までの世界の目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」に関する教育を、国内で最も早い 2015 年より実施しています。2017 年には、ニューヨークに本部を置く SDG Academy による持続可能な開発目標に関する教育パイロット校世界 10 校のうちの一つに選ばれている。

２．資格取得報賞金制度

松蔭大学同窓会（松韻会）では、定められた資格を取得し、申請した学生に対して報奨金の支給をおこなっている。

Ａランク　報賞金　５万円

日商簿記検定１級、税理士試験科目１科目以上合格、英検準１級
TOEIC７００点以上、総合旅行業務取扱管理者　世界遺産検定マイスター等

Ｂランク　褒賞金　３万円

日商簿記検定２級、宅地建物取引士、販売士１級、英検２級、TOEIC600 点以上
日本語能力試験 N1 等

３．奨学金・教育ローン

奨学金について

1.松蔭大学松韻会　奨学金
2.日本学生支援機構
3.地方公共・民間育英団体奨学金
4.私費外国人留学生を対象とする奨学金

教育ローンについて

1.提携教育ローン　オリコ「学費サポートプラン」
2.国の教育ローン（日本政策金融公庫）

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　神奈川県厚木市森の里若宮 9-1
　　神奈川県厚木市中町 4-3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

経営文化学部	ビジネスマネジメント学科　経営法学科
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科　生活心理学科 日本文化コミュニケーション学科　子ども学科
観光メディア文化学部	観光文化学科　メディア情報文化学科
看護学部	看護学科
経営管理研究科	経営管理専攻
看護学研究科	看護マネジメント専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施　　10 月 24 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 25 日	10 月 25 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

32 杉野服飾大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

服飾関係の教育機関として長い歴史があり、単科大学のため大学の使命・目的が簡潔かつ明確であり大学の個性・特色が反映されている。卒業生が輩出している服飾ファッション業界との関係も深く、社会・業界の動向に敏感で、建学の精神と教育目的を踏まえた中長期計画を作成し、その結果を総括しながら定期的に次の中長期計画を見直している。教育目的を達成するため、社会状況を見極めながら教育課程、教育内容、学科構成を見直している。直近では令和 5(2023)年 4 月に「服飾学部服飾文化学科」を新設した。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定めているものの、業界の市場規模の縮小を受け、学生募集状況はここ数年下降傾向である。服飾ファッション業界との関係も深く、インターンシップ、産学連携プロジェクトに学生が自発的に関わり、実践に沿ってキャリアを支援している。

TA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)制度も充実しており、学生サービスや学生サポートも手厚く、学生が自主的に実習するための設備も整備している。服飾ファッション業界の歴史等を学べる施設もある。授業評価アンケート、学修行動調査に加え、卒業者に対する学生生活についての調査を実施しており、学生の学修状況の把握に努めている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、単位認定に関する基準等も適切に規定し厳正に運用している。学修・履修サポート体制を整備し、丁寧かつ親切に運用している。また、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに規定し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を図り適切に教育課程を編成している。

服飾製作の基礎を学ぶための独自の電子教材等もあり、学生たちの自主的な学修を補助している。学修成果の指標が明確であり、その成果を学内外に公表している。

卒業生の多くが就職する服飾ファッション業界からの評価を受けながら、定期的に教育課程を見直している。

〈優れた点〉

○服飾製作の基礎を縫製面から学ぶために、各種の服の製作上の技法について、製作手順

ごとに動画に解説を加えた電子教材を独自に開発し、学生がスマートフォンやタブレットパソコンで閲覧できる環境を整えて活用を促している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

規則上は明示していないものの、学長を補佐する組織として「教学マネジメント機関」が中心となり、教授会、研究科委員会、自己点検評価委員会、各委員会等の位置付けなどを整備し、それぞれが適切に機能している。必要な教員数を確保し、教員の配置、昇任・昇格も適切である。

FD 研究委員会が、FD 研究会、新入生・卒業生アンケート、授業公開等を主導し、教育改善に努めている。SD(Staff Development)は規則を整備し、ICT（情報通信技術）活用を意識しながら、学修成果向上の研修を主体的に実施している。

衣装博物館をはじめ学修環境は整備され、研究成果も査読付き紀要で公開している。また、研究活動の不正防止、研究倫理教育も適切に実施している。内部監査は「モニタリング監査班」が科学研究費助成事業の監査を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

関係法令及び寄附行為を踏まえて、法人として理事会及び評議員会を適切に運営しており、理事、監事、評議員の業務執行も適切である。大学においては、学長を補佐する「教学マネジメント機関」を中心に、自己点検評価委員会、教授会、研究科委員会、各委員会等との内部統制環境が機能している。法人及び大学の相互チェック体制が十分でない点はあるものの、法人及び大学の意思決定、連携は円滑である。

ハラスメント防止に関する規則及び体制を整備し、人権に十分配慮している。また、環境保全への配慮、防災への対応も熱心である。

収支バランスについて、大学は均衡を保っているものの、法人として不均衡な部門があり、その対応に努力している。会計処理及び予算編成等も適切に運用している。

〈優れた点〉

○「大地震対応マニュアル」を学生と教職員に配付し、災害対策用の貯蔵品を定期的に点検・入替えを行い緊急時に備えている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学独自の外部評価活動及び学生の学修行動調査に関するデータ等を教学企画調査室が収集・分析し、その結果等を学長に報告している。学長を補佐する「教学マネジメント機関」が必要な指示を出しながら、自己点検評価委員会を中心として、学内の各委員会等が定期的にそれぞれ自主的・自律的に活動・報告を実施している。

学内で評価結果等を共有しながら、相互に報告、連絡等を適切に実行し、必要であれば再度、点検・評価を実施している。学内での教育研究の質を担保し内部質保証を向上するため、「教学マネジメント機関」が学内の PDCA サイクルを機能させている。

〈優れた点〉

〇卒業生の就職データ、就職先企業へのヒアリング、就職先企業及び卒業生との授業改善を目的とした会議等を通して外部評価活動を制度化していることは評価できる。

総じて、「ドレメ式原型」で著名な服飾ファッションの単科大学で、教職員の学生指導の意識は高く、教員と学生との距離も近い。多くの卒業生が輩出する服飾ファッション業界との関係も深く、施設・設備も整備され、目黒キャンパスは駅から徒歩圏内に位置し通学も便利である。学生の修学環境は良好であるものの、業界の状況のために学生募集状況が期待どおりの成果を挙げていない。令和 5(2023)年 4 月に設置した新学科「服飾文化学科」を契機に今後の発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.産学・地域連携事業」「基準 B.コンテストへの挑戦」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学展示室

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、法人の創始者が考案した「ドレメ式原型」という洋裁技術により日本人の生活文化の基盤確立を目指し、建学の精神を慎重かつ丁寧に再検討し、平成 15(2003)年 4 月に「挑戦（チャレンジ）の精神」「創造する力」「自立（自己実現）する能力」と簡潔に見直した。建学の精神を踏まえ、教育目的を学則第 2 条に記載し、服飾分野の単科大学としての個性・特色を反映している。

昭和 39(1964)年の大学創立以降、服飾ファッション産業等の要請に応えつつ、平成 14(2002)年には「服飾業界が求める人材」の育成、平成 24(2012)年には大学院造形研究科の新設に伴い、新たに「衣の造形作家」の養成を教育目的に加えた。産業界の動向を見据

えながら、教育目的を見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の見直しは、教職員が参加する大学自己点検評価委員会等で協議の上、意見の集約に努め、理事会及び評議員会で審議している。

教育目的の周知について、新入生には導入教育で学長が直接説明し、「キャンパスガイド＆ダイアリー」等の印刷物を配付している。在学生にはコース選択説明会及びコース授業見学で説明し、ホームページに掲載し、学内外に周知している。

大学の使命・目的を踏まえて、平成 20(2008)年 7 月から中長期計画を作成し、直近では中長期計画第 3 期を令和 3(2021)年 3 月に策定した。

教育課程の見直しのみならず、令和 5(2023)年 4 月に新学科「服飾文化学科」を設置し、服飾学部として三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を整備しつつ、大学の使命・目的を達成するため、教育研究組織の構成を整合させようと努力している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学科ごとに適切に定められ、入学試験要項及びホームペ

ージの「教育のポリシー」において明示されており、周知も十分に行われている。入学者の受入れはアドミッション・ポリシーに基づき複数の選抜方式を併用して行われている。服飾学部服飾表現学科の収容定員充足率は 0.7 倍未満であり、服飾学部服飾文化学科は著しく低い状況である。入学者選抜の結果は入学後の追跡調査により、GPA(Grade Point Average)をはじめとする学修成果等と照合する形で検証が行われており、入学定員に沿った適切な学生受入れに向けて努めている。

〈改善を要する点〉

○平成 30(2018)年度の開設以降、完成年度を経て多くの学生を集めることができるようになったとはいえ、服飾学部服飾表現学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善が必要である。

○令和 5(2023)年度に開設された服飾学部服飾文化学科について、教職員による高校訪問等を通して新学科の趣旨、教育内容を周知する努力が行われているものの、収容定員充足率が著しく低い点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○服飾学部服飾学科の収容定員充足率が低いため、学生募集の更なる努力を期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、入学前教育から、入学時の導入教育、履修指導、入学後のクラス担任制度等、教職員がときには分担をし、ときには協働して学生の支援に当たる体制が体系的に整備されている。また、毎年複数人の研修を受けた TA・SA が初年次科目等での受講生の実技修得に大きく貢献している。これ以外にも、全学的なオフィスアワーの設定、障がいのある学生への対応、教職協働による退学者抑制の試みなど、学生支援の体制は充実している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

服飾の専門家の育成を使命とする大学として、教育課程内では、2 年次必修科目「キャリアプランニング」等を通じての低学年次からのキャリア意識の醸成支援や、アパレル産業を構成する企業において実務に触れる「インターンシップ」が開講されている。教育課程外では就職部による講座、セミナー等に加え、個別相談が実施されており、多くの学生が利用している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生に対するサービス・支援の仕組みとしては、学生部学生課及び学生サポート連絡委員会が設置されており、教職協働で学生生活に関する業務、問題解決等に当たっている。また、学生の日々の健康・生活については、看護師が常駐する医務室、教員を兼務する専任のカウンセラーが配置されている学生相談室に加え、平成 25(2013)年度からは 24 時間体制で電話相談が可能な「杉野学園ヘルスサポートセンター」が設置されている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等については、設置基準が定める条件を満たしていることに加え、実技の修得が重要となる教育課程に必要な先端的な機器を配置した実習施設が整備されており、学生が使用する上で必要となる助手等による人的なサポート体制も充実している。また、バリアフリー等への対応については、一部未整備の箇所もあるが、現時点では人的支援による対応がなされている。授業規模についても、講義科目・実習科目等の授業区分に合わせ、それぞれに適切な人数が設定されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や、心身に関する健康相談、経済支援をはじめとする学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望は、主に在籍学生を対象に IR 室が実施する学修行動調査と、卒業生を対象に FD 研究委員会が実施する卒業者に対する学生生活についての調査を通じて取得されている。加えて、「学生参加の FD 研究委員会」に参加する学生を中心にした聞取りも行われており、これらの結果は、学修の自己評価指標の策定や設備の改善に活用されている。また、授業科目ごとに「学生参加の FD 研究委員会」が実施する授業評価アンケートも実施されており、担当教員はこの結果をもとに改善方法をまとめ、学生ポータルサイトを通じて学生にもフィードバックされている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

服飾学部の教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーが各学科及び研究科にて定められ、「キャンパスガイド&ダイアリー」及びホームページにて学内外に公表されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準が適切に定められており、これらの基準についても学内外に公表されており、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
各学科、コース単位でカリキュラム・ポリシーが定められ、「キャンパスガイド&ダイアリー」及びホームページに公開されている。各学科コース、専攻のディプロマ・ポリシーに従ってカリキュラム・ポリシーが定められており一貫性がある。各学科、コースのカリキュラム･ポリシーに従ってそれぞれの教育課程が編成されている。教養科目については、初年次教育課程において、一般的教養と服飾に関する基礎力を育成し、その基礎の上に立った専門教育課程が構成されている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、服飾製作の手順を動画にまとめて解説を加えた電子教材を独自に開発し、学生がスマートフォンやタブレットパソコンを使って、いつでもどこからでも閲覧しながら学ぶことができる環境を整えている。

〈優れた点〉
○服飾製作の基礎を縫製面から学ぶために、各種の服の製作上の技法について、製作手順ごとに動画に解説を加えた電子教材を独自に開発し、学生がスマートフォンやタブレットパソコンで閲覧できる環境を整えて活用を促している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学修成果測定の指標が定められ、その指標に従い、学修成果が点検・評価されている。また、その評価結果が学内外に公開されている。
関連企業の役員や採用担当者といった外部の評価者からの評価も受け、その評価に対して改善案がコースごとにまとめられ、学内で共有されている。また、卒業生に対しても授業評価アンケートを行い、回答及び回答に対する改善案がホームページにて学内外に公開され、回答者に対してフィードバックされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップのもと､｢教学マネジメント機関｣を通じて教授会や研究科委員会、大学自己点検評価委員会、IR 室、各委員会に適切な権限の分散を行いながら、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制の方針を明確にしている。

教学マネジメントの構築については､教授会や研究科委員会､大学自己点検評価委員会、IR 室、各委員会を組織し、それらの組織上の位置付けや役割、責任は明確で、機能している。

職員の配置と役割は、組織図や事務分掌規程に基づき明確であり、必要に応じて「教学マネジメント機関」や教授会、各委員会の構成員として経営・教学組織へ参画し、教職協働の体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準、大学院設置基準で定める必要教員数を満たしており、適切に配置している。また、教員の採用・昇任の基準や手続きについては､｢杉野服飾大学専任教員資格審査規則」に基づき、適切に運用している。

FD については、FD 研究委員会において、授業評価アンケートや「学生参加の FD 研究委員会」、年 2 回の FD 研修会、新入生や卒業生へのアンケート、授業公開参観における教職員の評価を行うなど、教育改善の工夫を組織的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、「学校法人杉野学園 SD に関する規程」及び「学校法人杉野学園 SD 推進委員会規程」を定め、毎年、特長的な研修を実施している。令和元(2019)年度には、入学者の追跡調査を例として、教職員の調査、集計、分析力の向上を図り、令和 2(2020)年度には大学が導入する学修支援システムの活用とあり方をテーマにした研修を通して、ICT 活用の意識、技術の向上に取組んだ。また、令和 3(2021)年度には学生相談室カウンセラーが映像教材を活用して、多様な学生に対応するための心得等に理解を深める研修会を開催した。研修会の企画・運営に当たっては、毎回、テーマや内容の見直しを行うなど工夫に努めている。「学校法人杉野学園 SD 推進委員会」は、「学校法人杉野学園 SD 推進委員会フォルダー」を設定し、学内外の SD に関係する資料等を集約し、全職員が閲覧できる環境を整えている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に研究室を確保し、学科共有の研究室も整備している。関係する図書を図書館に充実し、附属研究室施設として衣装博物館を開設している。また、作品制作に必要な設備等を整備している。研究資源の配分は研究奨励補助金制度を設置し、活用により研究を推進している。研究成果は査読付きの大学紀要に掲載している。

研究活動不正防止は、「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部の研究活動等における不正行為への対応要項」及び「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範」を策定し、教授会で周知している。研究倫理教育は、全教員を対象に実施している。

なお、科学研究費助成事業は内部監査対象として、「モニタリング監査班」が監査している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為において教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、服飾に関する有為な人材を育成することを設置目的として定め、適切に運営している。また、法令等に基づき適切にホームページで情報公開を行っている。

寄附行為で定めた使命・目的の実現のために、理事会、評議員会、「教学マネジメント機関」を中心に継続的な努力を行い、主要な会議の記録を作成し、各部署が連携して業務を確実に遂行している。

「学校法人杉野学園ハラスメント防止・対策ガイドライン」を作成し、ハラスメント相談員を置いてハラスメントの相談体制の確立を図るとともに、ハラスメントに関する SD 研修を実施し、人権に配慮している。また、各種省エネルギー対策の推進による環境保全への配慮、避難訓練や貯蔵品の定期的な点検・入替えによる安全への配慮を行っている。

〈優れた点〉

○「大地震対応マニュアル」を学生と教職員に配付し、災害対策用の貯蔵品を定期的に点検・入替えを行い緊急時に備えている点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を設置し、法人の最高意思決定機関としての体制を整備している。理事会は、定例で年 4 回開催されており、法人の使命・目的の達成に向けて機能が果たされている。

理事会への理事・監事の出席状況は良好である。理事・監事が理事会を欠席する際は、委任状を提出している。理事は寄附行為に基づき適切に選任している。また、理事会の運営は寄附行為に基づき適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意志決定において、理事会に学長、学部長、教務部長が理事として出席し教学関係との意思疎通と連携を図っている。教学部門の意思決定において、理事を兼任する学長、学部長、教務部長が関わり法人との意思疎通と連携を図っている。理事長は指揮命令系統で学長と連携をとり、「教学マネジメント機関」や教授会、各委員会等を通じて理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。また、教職員の提案は、各委員会から教授会への提案を通じてくみ上げる仕組みを整備している。

監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任しており、監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好で、監事の職務を適切に行っている。また、評議員の評議員会への出席状況は良好で、評議員会の運営を適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

安定した財政基盤の確立を目指して学生生徒等納付金や国庫補助金の獲得に努めるとともに、管理経費の支出削減も行っている。借入金の元金・利息返済額の減少も大きく影響している。法人全体では教育活動収支差額は支出超過となっている。

収支推計を含む「杉野学園中長期計画（第 3 期）（令和 3 年度～令和 7 年度）」は、令和 3(2021)年 3 月 29 日開催の理事会の議案として提出され、収支推計についても審議の結果、承認されている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「杉野学園経理規程」「杉野学園経理規程施行細則」「杉野学園固定資産及び物品等の契約事務取扱規程」「杉野学園資金運用規程」等の規則に基づき適切に行っている。

毎年度の予算は、寄附行為の手続きに沿って、評議員会に諮問の上、理事会で決定し、適正に編成している。

また、予算とかい離が発生した場合は適切に補正予算を編成している。

監査の体制は、監事 2 人が業務監査及び会計監査、監査法人が会計監査、外部資金は「モニタリング監査班」が内部監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針は「大学自己点検評価委員会規程」第 2 条に示している。IR 室は学内から収集した学内情報・データを分析し、その結果を「教学マネジメント機関」に報告している。

学長は「教学マネジメント機関」において審議の上、自己点検・評価の方針を示している。この方針に基づき、自己点検評価委員会を中心にして、各委員会、協議会等がそれぞれ自主的に自己点検・評価活動を行い、その結果を自己点検評価委員会が集約し、教授会に報告するとともに「教学マネジメント機関」に報告するという組織体制が整備されている。

このことから、内部質保証の責任体制は、学長を中心に組織的に機能している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価委員会が、卒業生が多く就職している服飾ファッション業界と協力して、大学独自の外部評価を実施している。外部評価の結果を踏まえ、学内外で評価結果を相互に確認し、教育内容の見直しを自主的・自律的に実施し、ホームページに公表している。

また、FD 研究委員会が実施しているアンケート調査、3 年生を対象とした意見交換会及び学修行動調査の結果を共有している。学修行動調査には学生の学修に関する各種のデータがあり、学生の自由記述の内容も含まれている。これらのデータ及びエビデンスをもとに、IR 室は収集・分析し、その結果を自己点検評価委員会及び教授会に報告している。これらの結果は、ホームページに掲載し、大学の各委員会において教育の質の向上のために活用している。

〈優れた点〉

○卒業生の就職データ、就職先企業へのヒアリング、就職先企業及び卒業生との授業改善を目的とした会議等を通した外部評価活動を制度化していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を確保するために、「教学マネジメント機関」が司令塔となり、自己点検評価委員会を中心に大学の特色である外部評価の結果から、各委員会等及び IR 室が問題点を抽出し、自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。

また、IR 室が実施する学修行動調査の結果を活用し、教育目的に沿った教育研究活動になっているかどうかを各委員会等において議論し、結果を自己点検評価委員会に集約している。

大学独自の外部評価の結果及び学内の自己点検・評価の結果を集約後、教学マネジメント機関において審議し、問題がある場合は再度、自己点検・評価を実施しており、大学運営の改善・向上する PDCA サイクルは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 産学・地域連携事業

A－1. 産学・地域連携事業の推進

A-1-① 産学・地域連携事業の実例

【概評】

各学科及び各コースの特性に合わせた多様な産学・地域連携プロジェクトが展開されており、それぞれのプロジェクトにおいて確かな成果が挙がっている。企業や産地との連携は、実社会の現状や厳しさを知る機会となり、専門科目の教育において、高い教育効果を上げている。講義系の科目を中心に展開されているファッションビジネス・マネジメントコースでは専門科目の一つとして産学連携が実践されており、「産学連携プロジェクト演習」には実習の種類に応じて助手を配置し、学内外の連携を密にしている。

産学連携型から産学共創型へと更なる連携強化が計画されており、大学と実社会のより密接な連携として、更に高い教育効果が期待される。

このような実学教育を展開し、実を結んでいることは、服飾業界や織物産地、大学のこれまでの歴史や担当教員のたゆまぬ努力の結果といえる。

各コースの専門性を生かした、学科やコースの枠を超えた混成チームによる産学・地域連携事業の展開にも今後期待したい。

基準Ｂ．コンテストへの挑戦

Ｂ−1．コンテストやファッションイベント参加へのバックアップ

Ｂ-1-①　コンテストやファッションイベント参加の実例

【概評】

コンテスト等へ出品することは、開かれた世界の中での評価を受けることであり、学生にとっては大いなる挑戦であり、向上心の維持に貢献している。また、コンテスト等で高い評価を受けることは大きな自信につながる。学生が主体的なファッションデザイン創造研究に取組めるように、「ファッションデザイン創造工房」といった施設や国内外の有力デザイナーの作品データ等を提供するなど、コンテスト等へ参加する学生を積極的に支援した結果、コンテスト等で賞を受けるなどの成果が表れている。

ファッションビジネス・マネジメントコースでは、学生チームを編成し、ファッションビジネス学会が主催するファッションビジネス企画コンテスト「FB アワード」へ応募し、研究成果を発表するなど、コースの教育特色に応じた競争機会が提供されている。

コンテスト等での成果が学内のギャラリーやホームページに公開されており、後輩に対しても大きな刺激を与え、学修意欲の向上に寄与している。

コンテスト等への出品は、大学の建学の精神である、「挑戦（チャレンジ）の精神」「創造する力」「自立（自己実現）する能力」の実践といえる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．大学展示室

大学展示室は服飾学部服飾学科と服飾表現学科の 1〜4 年生の学生が制作した作品を中心に教員の研究成果である作品などを展示する環境として設けられている。展示室は目黒キャンパスの大学校舎内に 3 カ所（第 1 展示室・平面、第 1 展示室・立体、第 2 展示室）、日野キャンパスに 1 カ所（展示スペース）設けられている。展示内容は主に実習と演習系

の科目の課題作品や卒業制作作品から授業担当教員が選抜したものである。

第 1 展示室・平面では「ドローイング」や「ファッション画」など平面の作品を展示している。第 1 展示室・立体では基礎課程の服飾造形作品やファッションビジネス系のパネル展示、服飾表現学科の作品を展示している。

第 2 展示室ではモードテクノロジー系のコースの作品を中心に展示している。他者が作品を鑑賞することができる環境を用意することで学生へのフィードバックが可能となる。同時に学生と教員、学科やコース、専攻など相互の研究の理解につながる場としての機能もある。また、オープンキャンパスなど学外からの来校者も作品を鑑賞する事が可能であり、大学の教育内容の理解に繋がっている。

展示の企画やスケジュールなどの運営はキャンパス展示企画委員会が年間を通して行っている。

「基礎造形応用」作品展（第 1 展示室・立体）

「スカートブラウスコンテスト」展（第 1 展示室・立体）

「スカートブラウスコンテスト」展（第 1 展示室・立体）

ファッションデザインコンテスト選抜展（第 2 展示室）

「色材演習」作品選抜展（第 1 展示室・平面）

「テキスタイルデザインコース」作品選抜展 第 2 展示室）

教員作品展（第 2 展示室）

教員作品展（第 2 展示室）

教員作品展（第 1 展示室・立体）

服飾表現学科・卒業制作作品展（第 1 展示室・立体）

モードテクノロジー系パネル展示（第 2 展示室）

「ドローイング I」作品選抜展（第 1 展示室・平面）

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 39(1964)年度
所在地	東京都品川区上大崎 4-6-19
	東京都日野市百草 1006-44

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
服飾学部	服飾学科　服飾表現学科　服飾文化学科
造形研究科	造形専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 25 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年　12 月 26 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

33 西南女学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、教育目的は具体的かつ簡明に表現され、キリスト教教育を教育課程の主軸に置き、建学の精神である「感恩奉仕」を展開させるよう大学の個性が反映されている。「学校法人西南女学院　中期計画(2022-2026)Mission『要』」を策定し、使命・目的及び教育目的を具現化するための具体的施策が全学を挙げて実行に移され、時代の変遷に合わせて教育研究組織が適切に編成されている。

〈優れた点〉

○1 年次の必修科目として「キリスト教と西南女学院のあゆみ」を開講し、西南女学院の歴史を知り、キリスト教の精神を学び、建学の精神「感恩奉仕」について理解を深め「西南女学院生」としての自己形成を深める積極的取組みは高く評価できる。

「基準２．学生」について

入学者選抜はアドミッション･ポリシーに沿った多様な入試区分により実施されている。入学定員の充足状況に課題がある学科もあるが、「将来計画検討プロジェクト」において、あらゆる選択肢を視野に入れ、組織改編を含む抜本的な改革、学生募集の徹底的な改善を検討している。教職協働により各種委員会が学修支援に関する実施体制を適切に整備している。就職委員会、就職課、ゼミ担当者、アドバイザーが連携を図って就職・進学に対する支援体制を整備し運用している。学生委員会、学生課、学生総合支援室を置き、学生支援と厚生指導に当たり、経済的支援は多様な奨学金制度を設け適切に運用されている。学修環境は大学設置基準を満たす校地、校舎が教育目標達成のために整備され、耐震補強の大規模改修工事も行っている。学生の意見･要望に関しては、「学生生活に関する実態調査」の実施、「意見箱」の設置等を通じて把握し、結果を分析、公表し課題の改善に努めている。

〈優れた点〉

○学科ごとに「退学防止のための学科における取組み状況」として、年度方針を定め、分析を行い、次年度の改善策を定めるなど、退学防止策が充実している点は、評価できる。

○毎年、新入生を対象に「健康調査(University Personality Inventory)」を実施し、必要に応じて学生総合支援室への来談勧奨を行っている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づき、大学、学部、学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し大学ウェブサイトでも周知している。単位認定、進級・卒業・修了認定基準については、学則第 36 条に定め、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知し、厳正に運用されている。大学、学部、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な学修はカリキュラムマップで可視化されている。教養教育は適切に実施され、全学で教授方法の工夫・開発及び改善を目的とし FD 研修会が適宜実施されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検等を確立するため「教学マネジメント会議」を設置し、アセスメント・ポリシーを策定している。授業評価アンケート、学生生活に関する実態調査等が適切に実施され、その結果は適宜フィードバックされている。

〈優れた点〉

○教養教育課程として、大学に「総合人間科学」を独自に設定し、キリスト教教育、女性と健康、地域創生など 7 つの領域を設け、学ぶ喜びの醸成なども目指していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長直轄の「将来計画検討プロジェクト」の実行、「学長メッセージ」の発信等により学長はリーダーシップを発揮している。内部質保証に関して「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」を設置し、適切な権限分散、役割・責任の明確化を図っている。教員の採用・昇任等は、人事委員会や昇任選考委員会のプロセス等を明確にし、適切に実施され、教育課程に即した専任教員の確保、適切な配置がなされている。大学全体及び各学科の教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有など FD 研修を組織的に実施している。「西南女学院職員研修(SD)規程」に基づき、学内外の研修プログラム・自己啓発プログラムが積極的に開催されている。個人研究室、共同研究室は整備され、研究を適正に実施するため「公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック」「研究費に関する取扱いマニュアル」を作成し厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

透明性の確保及びステークホルダーへの説明責任を果たすため、法人及び教育研究に関する情報などを主体的に公表している。教育活動の経営基盤強化に向けた「学校法人西南女学院 中期計画 (2022-2026)Mission『要』」を定めている。理事会は、寄附行為に基づき適切に運営され、法人の重要事項について審議している。「運営協議会」を置き、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図りながら戦略的な意思決定を行う体制を整備し機能的に運営されている。評議員会は、法人の重要事項について諮問機関として機能している。財務基盤については予算基本方針と中期計画を連動・対比させながら、入学者の確保を最重要課題として取組み、業務効率化及び改善に努めている。純資産構成比率及び積立率は高く安定した財務基盤を確保している。学校法人会計基準に従い適正な会計処理を行い、公認会計士及び監事による監査を適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

教育の質保証を重点項目として掲げ「内部質保証体制図」を作成し、内部質保証が有効に機能するよう責任体制を明らかにしている。自己点検・評価を毎年行い、改善・向上のために必要な事項は、各種委員会や部署において具体策を検討し改善に努めている。調査・データ収集と分析を行うために「教学 IR 推進室」を設置している。アセスメント・ポリシーに基づいて「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の三つの段階を設定し内部質保証の機能向上に努めている。「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し）」に分けられた課別・委員会別の各評価シートにより PDCA サイクルの実効化に努めている。

総じて、キリスト教教育を主軸に置き、建学の精神「感恩奉仕」を具現化する人材育成に誇りをもって誠実かつ積極的に教学活動を展開実践している。学生が母校愛を育み修学成就できるように、教職協働で学生ファーストの視座のもと学生支援に情熱を注いでいる。時代の変遷に適切に順応し健全な学院継続を期し、全学を挙げて中期計画の実現に向け PDCA の実効化に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 西南女学院創立 100 周年

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、学則第 1 条に教育目的を明確に定めている。教育目的は具体的かつ簡明に表現し、「キャンパスライフ（学生生活ガイ

ドブック)」やウェブサイトで公表し、広く社会へ公開している。キリスト教教育を教育課程の主軸に置き、建学の精神である「感恩奉仕」を展開させるよう大学の個性が反映されている。「教学マネジメント会議」で教育目的の点検を行い、「将来計画検討プロジェクト」では、これからの時代に求められる人材育成を期し、教育改革に関する検討を継続させている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント会議」、教務委員会、教授会、大学評議会による審議を経て、重層的かつ連続的な審議・意思決定の体制において使命・目的及び教育目的の検証が行われ、ウェブサイト、「広報 西南女学院」、職員朝礼などにより学内外への周知に努めている。「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」が策定され、使命・目的及び教育目的を具現化するための具体的施策が全学を挙げて実行に移され、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが定められている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するため時代の変遷に合わせて教育研究組織が適切に編成されている。

〈優れた点〉

○1 年次の必修科目として「キリスト教と西南女学院のあゆみ」を開講し、西南女学院の歴史を知り、キリスト教の精神を学び、建学の精神「感恩奉仕」について理解を深め「西南女学院生」としての自己形成を深める積極的取組みは高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学、学科ごとに明確に定め、大学ウェブサイトや入学案内、学生募集要項、オープンキャンパス、入学者選抜説明会及び進学相談会を通じて公表している。

入学者選抜はアドミッション･ポリシーに沿った多様な入試区分により､実施している。また､｢入学試験会議｣において教職員が協働して入学者選抜の方法の妥当性を検討している。入学者選抜の試験問題作成は、全てのプロセスを大学自ら行い管理している。

入学定員の充足状況に課題がある学科もあるが､｢将来計画検討プロジェクト｣において、組織改編を含む抜本的な改革、学生募集の徹底的な改善を検討している。今後、更なる努力により、学科の定員を満たすように期待したい。

〈改善を要する点〉

○保健福祉学部栄養学科、人文学部英語学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、定員充足に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○人文学部観光文化学科の収容定員充足率が低いため、定員充足に向けた取組みに期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、教職協働により各種委員会が学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備し、運営している。在学生による 1 年生への学生支援活動としてピア・サポートを実施している。

オフィスアワーについては、全専任教員が特定の曜日の 90 分を指定し、兼任教員は担当授業の前後等に対応し全学的な実施体制を整備している。情報系科目においては、受講者が 50 人を超える科目に対して SA(Student Assistant)を導入し、教育活動を支援する体制を整備し運用している。

障がいのある学生に対しては､｢障害学生支援に関する基本方針｣を定め、専任の専門職員を配置し、部局横断的な体制で合理的配慮の提供を行っている。支援開始後は、1 か月以内を目途にモニタリングを実施する体制を構築して対応している。

〈優れた点〉

○学科ごとに「退学防止のための学科における取組み状況」として、年度方針を定め、分析を行い、次年度の改善策を定めるなど、退学防止策が充実している点は、評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップを含めたキャリア教育について、1 年次の教育課程内に「キャリア開発」を配置している他、各学部において独自のプログラムを行っている。教育課程外では、「学内合同企業説明会」を開催し、参加交渉から説明会当日の運営まで学生が実施し、低学年からの就職意識向上を図っている。

就職委員会、就職課、ゼミ担当者、アドバイザーが連携を図って就職・進学に対する相談・助言を対面のみならずインターネットを活用した支援体制を整備し、運用している。

卒業生を対象とした「卒業生アンケート調査」「就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査」を確実に実施し、支援体制の見直しを行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会、学生課、学生総合支援室を置き、学生支援と厚生指導に当たっている。学生に対する経済的支援は、さまざまな状況の学生が対応できるように多様な奨学金制度を設け、適切に運用している。学友会は、部・愛好会と公認学生団体への支援、課外活動の活性化に向けた支援を行っている。

海外留学支援は三つのプログラムで実施され、海外渡航時には「海外安全対策ガイドブック」に沿って、学生が海外での災害、事故、事件に遭った場合の対応策を示し、説明を行っている。ウクライナ避難学生の支援として、「ウクライナ学生支援募金」とキリスト教センター直轄の学生ボランティアグループである「Lighthouse」を学生有志が立上げ、学生との交流、生活全般のサポートなどを行っている。

保健室、学生総合支援室を設け、学生の心身の健康や性に関する相談、生活相談などを適切に行っている。

〈優れた点〉

○毎年、新入生を対象に「健康調査(University Personality Inventory)」を実施し、必要に応じて学生総合支援室への来談勧奨を行っている点は高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境については、大学設置基準を満たす校地、校舎を教育目標達成のために整備し、アクティブ・ラーニングに特化した講義室や自主学修空間を整備、有効活用されている。耐震診断を全棟に行い、補強が必要となった校舎には大規模改修工事を行っている。図書館については、学術情報資料、十分な広さと開館時間を確保し、利用できる環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境については、無線 LAN を大学全体に整備している。

施設・設備の利便性に関しては、エレベータや多目的トイレの設置など学内のバリアフリー化と貸出用車椅子等を配置し、学生支援に配慮している。授業を行う学生数の管理は、適切に運用されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見・要望に関しては、「学生生活に関する実態調査」の実施、「意見箱」の設置等を通じて把握し、結果を分析、公表し課題の改善に努めている。

学生生活に関する学生の意見・要望の把握に関しては、「健康管理カルテ」を通して必要な情報を把握し、対応している。

学修環境に関する学生の意見・要望に関しては、「学生生活に関する実態調査」における施設・設備に関する質問を通じて把握・分析し、課題の改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき、大学、各学部、各学科でディプロマ・ポリシーを策定しウェブサイト及び「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知している。また、単位認定基準及び成績評価基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて大学学則第 28 条及び大学履修規程第 11 条に、単位認定、進級・卒業・修了、認定基準については、学則第 36 条に定め、「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知し、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、各学部、各学科、別科で、カリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「キャンパスライフ（学生生活ガイドブック）」で周知されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保証するための体系的な学修はカリキュラムマップとして可視化されている。また、教育課程の体系性や履修順序をカリキュラムツリーで示してあり、シラバスには学生自身が履修している科目の位置付けを理解できるよう整備されている。

教養教育の実施が適切になされている他、全学でグループワークを取入れる等の工夫がなされ、教授方法の工夫・開発及び改善を目的とした FD 研修会は、大学及び短期大学合同での全体研修会、学科別の研修会を適宜実施している。

〈優れた点〉

○教養教育課程として、大学に「総合人間科学」を独自に設定し、キリスト教教育、女性と健康、地域創生など 7 つの領域を設け、学ぶ喜びの醸成なども目指していることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検等を確立するための「教学マネジメント会議」を設置し、アセスメント・ポリシーが策定されている。また、アセスメントチェックは「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の 3 段階で構成されている。

「授業評価アンケート」「学生生活に関する実態調査」等が適切に実施されている。アンケート調査では、今後の改善方法を明確にするための「リフレクションカード」を作成し対応している。授業評価アンケートの結果は、改善に向けて適宜フィードバックされるとともに、ウェブサイトでの公表の他、学生や兼任講師室においても閲覧可能な状態となっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」において、「学長は、校務をつかさどり、職員を統督する」と定め、学長のリーダーシップを明確にし、学長直轄の「将来計

画検討プロジェクト」の実行、ランチミーティング水曜会の開催、教職員に対する「学長メッセージ」の発信等によりそのリーダーシップを発揮している。

内部質保証に責任を負う「点検評価改善会議」、教育に関する内部質保証を推進する「教学マネジメント会議」を設置するとともに、教学マネジメント担当の副学長を置き、適切な権限分散、役割・責任の明確化を図っており、学長の補佐体制の整備を行っている。

事務組織については、「学校法人西南女学院就業規則」等の関係規則に基づき職員を適切に採用、配置している。職員は、学内の会議、委員会及び検討会に構成員、オブザーバーとして参画しており、教職協働による大学の運営体制を整えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等については、「学校法人西南女学院就業規則」「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」「教員及び助手選考基準」「大学昇任人事の評価に関する申し合わせ事項」により方針を明示し、人事委員会や昇任選考委員会のプロセス等を明確にし、適切に実施している。教員組織は大学設置基準に定める必要な専任教員数を満たしており、教育目的及び教育課程に即した専任教員の確保、適切な配置をしている。

大学全体及び各学科の FD 研修会を実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発の情報共有など、FD 研修を組織的に実施している。教員については、「教育研究活動報告」による自己点検・評価に加え、「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」を用いた教育活動の評価・改善を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の取組みとして、昭和 38(1963)年度から職員研修懇談会を毎年度開催しており、法人の職員としての一体化、意識の統一化が図られている。

「西南女学院職員研修(SD)規程」が規定されており、職員が学内外の研修プログラム・

自己啓発プログラムへ積極的に参加し、職員の資質・能力の向上が図られている。

北九州地区の私立 4 大学、2 短期大学による共同 SD 活動を毎年開催しており、九州地域の大学・短期大学の連携を強化している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任の教授、准教授及び講師に個人研究室、助教及び助手に共同研究室と、教員の研究環境が整備されており、有効活用されている。専任の教授、准教授及び講師には、「学外研修日」として 1 週当たり 1 日設けている。研究を適正に実施するため、「研究取扱規則」「研究不正防止に関する取扱指針」「倫理審査委員会規程」に従って適正に研究及び実験の審査を実施している。また、「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」「不正防止対策の基本方針と不正防止計画」を規定し、公的研究費の不正使用の防止に努めている。「公的研究費の不正使用及び研究不正行為防止ハンドブック」「研究費に関する取扱いマニュアル」及び「啓発活動ポスター」を作成・配付して、厳正に運用している。「外部資金導入促進プロジェクト」による外部資金獲得に向けた研修会を実施し、助言制度などの外部資金獲得のための支援を積極的に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に「キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的とする。」と法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守している。透

明性の確保及びステークホルダーへの説明責任を果たすため、法人に関する情報、教育研究に関する情報などを主体的に公表している。

法人の使命・目的の実現と教育活動の永続的な維持のための経営基盤強化に向けた「学校法人西南女学院 中期計画 (2022-2026)Mission『要』」を定めている。

環境保全については、LED 化による電力量削減、「ハラスメントの防止等に関する規則」等の体系的な整備と研修会の開催、「西南女学院防災管理規程」に基づく「西南女学院大学消防計画」の制定と「防災ガイド」の作成、必要な耐震補強改修工事の実施を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき適切に開催、運営を行い、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」に規定する役員、評議員、理事長の選任、予算（補正予算含む）、事業計画、決算、事業の実績に関する事項をはじめとする法人の業務について審議、決定している。理事会、常任理事会、運営協議会の設置等、理事長を頂点とした使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事の出席状況は概ね良好であり、欠席時の意思表示のための委任状についても適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営に関する審議を行う「運営協議会」を置き、理事長のリーダーシップのもと、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図りつつ戦略的な意思決定を行う体制を整備し、機能的に運営している。ガバナンス・コードを制定し、組織の透明性を保ち、誠実かつ適切なガバナンスを確保していることを外部に公表している。各委員会に職員が構成員あるいはオブザーバーとして出席し、職員が意見を述べる体制となっている。

「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、監事及び評議員の選任を行っている。監事は、理事会及び評議員会に出席し、決算及び事業の実績について監査報告を行うとともに、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。評議員会は、予算、借入金、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について諮問機関と

して機能している。評議員の評議員会への出席状況は適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人西南女学院 中期計画(2022-2026)Mission『要』」を策定、実行する中、法人全体として収支の均衡がとれていないことを重く受止めている。収入の増強策及び経費削減等のために「予算基本方針」と大学・短期大学における中期計画を連動・対比させながら、業務効率化及び改善に努めている。

主たる収入源である学生生徒等納付金と直結する在籍者数及び入学者数が共に減少傾向にあることを認識し、入学者の確保を最重要課題と認識して取組むとともに、外部資金の獲得を目指して、毎年度「外部資金導入促進プロジェクト」による「科研費研修会」等を実施している。純資産構成比率及び積立率は高く安定した財務基盤を確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や大学の経理に関する規則等に従い､適正な会計処理を実施している。理事会の「予算基本方針」に基づき、教育研究活動の内容・目的を明確にして予算原案を策定、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を経て予算を決定、学校法人会計基準や大学の経理に関する規則等にのっとり、会計処理を適正に実施している。

監事は業務監査及び会計監査の重点項目を挙げた監査計画書を理事長に提出している。また、法人の業務の監査及び法人の財務の状況を監査し、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べている。

公認会計士による監査は年間約 15 日適正に実施しており、監査時には、法人全体の運営状況及び中期経営方針等について意見交換会を行っている。公認会計士による監査及び監事による監査を実施するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学では「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」の中で「教育の質保証」を重点項目として掲げ、継続的な自己点検・評価を通じて内部質保証の機能性を高めていくことを明示しウェブサイトで公表している。内部質保証のための組織は「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」が中心となり「内部質保証体制図」を作成し、内部質保証が有効に機能するよう責任体制を明らかにし、教職員の意識を高める工夫をして恒常的な PDCA サイクルの循環促進に努めている。「西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部の諸活動に関する方針」を、分かりやすく学内教職員に明示し､教育･研究活動をはじめとしたさまざまな活動の更なる向上に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 2 に自主的に点検・評価を行うと明示し、「諸活動に関する方針」「内部質保証に関する方針」を策定し自己点検・評価を毎年行い、委員会別・課別業務評価及び教育研究活動の結果は､「点検評価改善報告書」としてウェブサイトで学内外に公表し周知している。自己点検・評価活動によって明らかになった改善・向上のために必要な事項は、各種委員会や部署において具体策を検討し改善に努めている。平成 27(2015)年度に「教学 IR 推進室内規」を策定し、調査・データ収集と分析を行うために「教学 IR 推進室」を設置し入試部及び学生部を加え機能させている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科別の教育面での点検・評価と、その他委員会・事務組織、教職員個人の点検・評価を行い、アセスメント・ポリシーに基づいて「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の三つの段階を設定し内部質保証の機能向上に努めている。「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し)」に分けられた課別・委員会別の各評価シートにより PDCA サイクルの実質化に努めている。「点検評価改善報告書」は、改善向上方策の策定に生かされ、認証評価機関の評価基準に基づいた点検・評価を並行して行っている。地域連携室主催の「地域懇談会」で学外有識者から意見聴取をしている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献

A－1．地域貢献

A-1-①　地域貢献に関する方針と地域連携室

A-1-②　地域貢献活動の具体的な取組み

A-1-③　看護キャリア支援センターの取組み

【概評】

西南女学院大学は、学生への教育的効果の向上と大学に対する理解の促進を図ることを地域貢献活動の意義と捉え、平成 28(2016)年 8 月に学長直轄の部局横断的組織として「地域連携室」を開設し、地域貢献活動に役立てる努力をしている。地域連携室には、室長以下 10 人を配置し、学外有識者 11 人を学外構成員として委嘱し、地域貢献活動のベースとして機能している。

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 中期計画『要』Transformation (2022-2026)」の柱の一つに「社会との連携の強化」を掲げ、北九州市と包括連携協定を締結し、地域課題解決、地域創生、観光・インバウンド、健康医療、子育て支援、SDGs 推進などの取組みへ学生・教職員が参加し、大学は学術成果の地域への還元がなされている。「地域懇談会」では、学外構成員である自治体、地域諸団体等の代表者など学外有識者 11 人と大学関係者による意見交換がなされるなど、地域を巻込んだ活動が展開されている。

平成 29(2017)年から「子ども・子育て」及び「女性活躍」の二つのワーキンググループを発足させ、地域に根づいた活動が展開されている。

看護に関するリカレント教育・生涯学習機会の提供を目的として「看護キャリア支援センター」を設置するなど、斬新な取組みを通して全学的な地域社会への活動が展開され、また、「MOTENA-Sea プロジェクト」の取組みを通して教職員・学生が一体となり、先駆的な実践が今後なされていくであろうことは特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 西南女学院創立 100 周年

米国南部バプテスト派の宣教師の奉仕によって、キリスト教に基づく女子に対する教育の場として設立された西南女学院は、令和 4(2022)年 4 月に創立 100 周年を迎えた。

令和 3(2021)年度から、100 周年事業としていくつかのイベントを実施する計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見られないなかで限定的に「西南女学院 100 年のあゆみ写真展」「西南女学院創立 100 周年記念コンサート」等を実施した。

令和4(2022)年4月18日が本来の創立記念日であったが、創立100周年記念式典は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み半年延期した同年10月18日に、会場の変更や参加者の制限など十分な感染対策を講じ、学生・生徒・園児、関係者約800人の出席のもと執り行った。（表Ⅴ-1-1）

式典は、教育理念に基づきキリスト教の礼拝の形をもって行うとともに、創立期の高等女学校から戦禍を越えて現代の総合学園に至るまでの「西南女学院の100年のあゆみ」が中学校・高等学校生徒のナレーションによりスライドで紹介された。

院長は式辞で「私たちは建学の精神をつなぐランナーとして、これから進むべき道のりに思いを馳せ、祈りを合わせなければならない。一人の宣教師によって蒔かれた一粒の種が、100年の時代の流れの中で幾多の試練と変遷を耐え抜いて、大輪の花として成長させていただいた。神様は人為的な思いを越えて歴史を築き、導き給う主の慈しみ、深い恩寵と多くの先達の労苦に心より感謝を捧げ、私達の思いを越えて導き給う主の御旨を尋ね求め、西南女学院の新たなる飛躍を祈りつつ、次の100年に向かって歩みだしたい。」と宣言した。

表Ⅴ-1-1　100周年記念事業

年度	事業名	時期・期間	内容・備考
令和3(2021)年度	西鉄大牟田線車内広告	令和3(2021)年10月1日～ 令和4(2022)年9月30日	西鉄福岡(天神)駅～大牟田駅間13本の列車の1車両に掲出(出入口扉上)
	創立100周年記念動画	令和3(2021)年11月22日～	西南女学院、西南女学院大学・短期大学部、中高、幼稚園のホームページ掲載 https://www.youtube.com/watch?v=uxTpU65hsg0
	西南女学院100年のあゆみ写真展	令和3(2021)年12月1日～ 令和4(2022)年1月5日	小倉井筒屋本館・新館間5階と8階連絡通路に西南女学院の現在と創立期～飛躍期7期の展示ボード8枚に各12枚の写真パネルを展示
	郵便局ロビー設置の液晶ディスプレイ広告放映	令和3(2021)年1月～ 令和4(2022)年12月	小倉駅前郵便局郵便窓口上とATM横のディスプレイ2台に15秒広告が1日100回以上放映
令和4(2022)年度	西南女学院創立100周年記念コンサート	令和4(2022)年12月3日	出演 森野由み氏(ソプラノ歌手・卒業生)他 昼の部：中学・高校　ロウ講堂 夜の部：本部　マロリーホール
	創立100周年記念式典	令和4(2022)年10月18日	会場を西日本総合展示場新館から北九州ソレイユホールへ変更し、規模を大幅に縮小して開催。
	宣教師記念碑建立	令和5(2023)年3月22日	マロリー記念館ロータリー横に建立
令和5(2023)年度	創立100周年記念誌	令和5(2023)年6月発行	100周年記念誌編集委員による編纂

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　福岡県北九州市小倉北区井堀 1-3-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健福祉学部	看護学科　福祉学科　栄養学科
人文学部	英語学科　観光文化学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

34 摂南大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人常翔学園の建学の精神に基づき、学則及び大学院学則にそれぞれ目的及び教育研究上の目的を明文化し、簡潔に文章化している。大学の目的及び教育研究上の目的に、時代とニーズに対応した即戦力人材を現場に供給するための、徹底した時代・地域貢献型の教育を実践することを個性、特色として明示している。

学校法人常翔学園創立 100 周年を迎えた令和 4(2022)年度に、教育の理念等について見直しを行い変化への対応を行っている。見直しに当たって教職員から意見を聴取し、議論を行っていることから役員、教職員の理解と支持が得られ、大学便覧、ウェブサイト等に掲載し学内外に周知している。教育の理念は、法人の長期ビジョン「J-Vision37-常翔学園次の 100 年に向けて」に基づき策定した「中期目標・計画」及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、学部・学科ごとに、大学院は研究科・専攻ごとに、教育目的を踏まえて定め、入学試験要項、ウェブサイトに明示し、さまざまな入学試験選抜を行い入学定員に沿った適切な学生数となっている。学修指導の実施体制整備を教務委員会で行い、事務職員も委員として参加し、教職協働体制を整備している。教職支援センターなどを設け学修支援体制を整備している。キャリア関連授業科目としてキャリアデザイン、職業能力開発などの科目を配置し、支援体制を整えている。学生の急病・負傷への対策として保健室を、メンタルヘルスケアを担当する学生相談室を設置している。キャンパスには校地、校舎、図書館、体育施設などを整備し、有効に活用している。「学生基本アンケート」「学生による授業アンケート」等を実施し、学生の意見・要望への対応を行っている。

〈優れた点〉

○「大学改革のための学長ワークショップ」を実施し、将来ビジョンや入学前教育、低学年次の勉強等の課題に対し、直接学生の意見を聴く機会を設け、そのワークショップで得られた結果をラーニング・コモンズ設置に反映したことは評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学全体、学部、学科、研究科及び専攻のディプロマ・ポリシーは、教育研究上の目的を踏まえて作成し、履修申請要領やウェブサイトなどに掲載している。単位認定、進級、

卒業認定及び修了認定の基準等は、学則、大学院学則及び各学部・研究科履修規則に定められ、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを保証するように策定し、履修申請要領、ウェブサイト等に掲載している。教養教育は、分野系統で分類・体系化し、社会的話題や学生が興味を抱くテーマを取上げている。教授方法の工夫・開発は、授業アンケートの実施による結果の活用や、シラバスにアクティブ・ラーニング要素の項目を設定するなどの取組みを行っている。「摂南大学アセスメントプラン」を策定し、三つのポリシーが適切かどうか、教育プログラムが機能しているかどうか点検・見直しを行い改善につなげている。

〈優れた点〉

○組織的な教育を行うため、兼任教員との教務打合せ会議を実施し、各授業科目の教育内容、教育方法、授業内容・進度の調整等を事務局含め全学的に取組む仕組みを構築していることは評価できる。

○外部アセスメントテストの導入、学生自身がディプロマ・ポリシーの修得状況をレーダーチャートで確認できる「S-log」の導入など、学生の成長の可視化のための積極的な取組みは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを発揮するための、意見交換や調整機能を有した「大学戦略会議」を設置し、必要に応じて大学の意思決定機関の「大学・大学院運営会議」で審議を行い、それぞれの会議には職員も参加し、教職協働による大学運営体制を整備している。教員は設置基準に定める必要教員数を満たし適切に配置を行い、採用・昇任については諸規則に基づき実施している。教育活動の資質向上・能力開発を恒常的に検討し、授業内容と授業方法の改善を図ることを目的として FD 推進委員会を設置している。職員の資質・能力向上のため、採用時から実務スキル向上を図るための多様な研修会を実施している。研究推進・支援を行うため研究支援・社会連携センターを設け研究部門、法務部門などを掌務している。研究倫理については諸規則に基づき、審議・決定する機関として研究倫理委員会を組織し運営している。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人常翔学園行動規範」を制定し、自覚と責任ある行動に努めることを学内外に示している。使命・目的の実現のため長期ビジョン「J-Vision37-常翔学園　次の 100 年に向けて」を定め、5 年周期の「中期目標・計画」を進めている。人権への配慮は各種規則や相談体制を整えている。理事会では、法人全体の予算や事業計画について審議を行い、長期ビジョンの達成に向けた 5 年周期の「中期目標・計画」を策定し、理事長指針、学校長方針のもと、事業計画の策定及び予算編成を行っている。法人と大学との意思疎通、連携を図るため「事業策定会議」を設置し、重要案件について協議・検討している。監事は所見や提言を含めた監事監査の実施報告書を作成するなど、チェック機能が働いている。財政面では事業活動収支差額比率の成果目標を設定しており、安定した財務基盤を確立している。学校法人会計基準及び経理に関する諸規則により会計処理を適正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学の内部質保証を推進する組織体制として、学長の責任のもと「大学・大学院運営会議」では計画案の審議・承認を行い、評価委員会では自己点検・評価の取りまとめと審議を行っている。評価委員会のもとに実務的な活動を行う目的として「自己点検・評価ワーキング・チーム」を設置していることから、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立している。学生の学修成果と大学の教育効果を把握することを目的として、「摂南大学アセスメント」による自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有している。IR センターでは大学の各部署に散在するデータを集約・可視化したデータとして蓄積し、分析を行える体制を整備している。大学全体の「中期目標・計画」を策定し、達成度評価による進捗管理や改善対応が行われており、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立し、機能している。

〈優れた点〉

○各部署の内部質保証に関わる活動のデータを IR センターで集約し、データ処理して編集した「摂南大学 Fact Book」を中心に、学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。

総じて、大学は建学の精神「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」に基づき、使命・目的、教育目的及び三つのポリシーに大学が目指す教育研究活動を反映し、教育課程を整備している。経営・管理における法人と大学の意思疎通を保ち、「中期目標・計画」を支える安定した運営基盤を確保し、財務運営を行っている。内部質保証のための組織・責任体制を整備し、自己点検・評価及び改善の仕組みが確立し機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域交流・連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生主体による教員・職員との協働プロジェクト活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人常翔学園の建学の精神「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する」に基づき、学則第 1 条に目的、第 2 条に学科ごとの教育研究上の目的を、大学院学則第 2 条に目的、第 4 条に専攻ごとの教育研究上の目的を具体的に明文化し、簡潔に文章化している。

大学の目的及び教育研究上の目的に、時代とニーズに対応した即戦力人材を現場に供給するための、徹底した時代・地域貢献型教育を実践することを個性、特色として明示している。

学校法人常翔学園創立 100 周年を迎えた令和 4(2022)年度に教育の理念等の見直しを行い変化への対応をしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度に大学の教育の理念、将来像、長期目標を新たに決定するに当たり教職員から意見を聴取し、議論を行っていることから役員、教職員の理解と支持は得られている。法人の建学の精神、大学の教育の理念、学部・学科、大学院の専攻の教育研究上の目的は、ウェブサイト等に掲載し学内外に周知している。

法人の長期ビジョン「J-Vision37-常翔学園　次の 100 年に向けて」策定に当たり、新たな教育の理念・将来像・長期目標を決定した。また、長期ビジョンの達成に向けて、教育の理念に基づいた具体的な「中期目標・計画」を策定した。教育の理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、その内容をカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーへ連動し反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するため、9 学部 17 学科、大学院 6 研究科 10 専攻、グローバル教育センター、教職支援センターなど必要な教育研究組織を構築している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、共通ポリシーに加えて学部・学科ごとに、大学院は研究科・専攻ごとに、教育目的を踏まえて定められており、入試ガイド、入学試験要項やウェブサイトに明示し、学内外に周知している。アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受入れるため、さまざまな入学試験選抜を入試種別ごとに評価項目を定めて実施している。入学者選抜の制度等は、諸規則に基づき入試委員会及び「大学・大学院運営会議」において毎年検討の上、見直しを図っている。入学者選抜方法の妥当性については、入試委員会において「入試種別と GPA とのクロス分析」「入試種別ごとの離籍状況分析（除籍・退学)」等を行い、適切に検証している。大学は入学定員に対して、適切な学生受入れを行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修指導の実施体制整備を教務委員会で行い、職員も委員として参加し、教職協働体制が整備されている。学生への学修支援体制として、教職支援センター、資格サポートセンター、ラーニングセンター等を設置し、学修支援を実施できる体制を整備している。退学及び休学者を減らすための学修指導体制として、指導担当教員による学修指導を授業期間中と成績発表時の 2 回に分けて実施している。

全学教育機構では、全学生に対して学修へのモチベーションと主体的に学ぶ力を身に付けられるよう、その基礎づくりになる「学修キックオフ・セミナー」を 1 年次全員に実施している。「ティーチング・アシスタント(TA)要項」を規定し、理工学部等の一部実験・実習・演習科目において採用している。障がいのある学生への合理的配慮として、学生本人とその保証人からの申請に基づき、学生生活を送る上で必要な配慮を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育課程の教養科目としてキャリアデザイン、職業能力開発などのキャリア関連授業科目を配置し、低学年次から体系的に教育を行い、キャリア支援体制を整えている。就職支援については、教職員や保証人、卒業生も交えた体制で臨み、ガイダンスやセミナーをはじめとする各種就職支援行事や模擬面接等を実施している。インターンシップは薬学部と看護学部を除く学部において科目として配置されている。なお、薬学部、看護学部は、インターンシップの代わりに専門科目に実習や演習科目を配置している。正課インターンシップのみならず、正課外のインターンシップへの参加を支援している。特に、正課外のインターンシップでは大手企業への参加もあった。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の厚生補導及び課外活動支援の主管部署である学生部学生課を設置し、奨学金、学費減免、学生貸付金の受付、文化会・体育会等の課外活動指導、保健体育教室の運営など、学生生活の安定のための支援を行っている。

寝屋川、枚方キャンパスに、保健室を設置し、学生の急病・負傷への対策、健康・医療相談に応じている。また、メンタルヘルスケアを担当する学生相談室は寝屋川キャンパスでは専従の臨床心理士と非常勤カウンセラーを、枚方キャンパスでは専従の臨床心理士を配置し、学生の相談に対応するとともに、学内各部署や学外の医療機関とも連携し、問題を抱える学生に対応する体制を整えている。

大学独自の給付制奨学金や学費減免制度を設けている。また、学外団体の奨学金や学費減免制度の受付けを行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、テクノセンター、薬用植物園、臨床薬学教育研究センター、農場などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。建物の耐震化は、令和 3(2021)年度までに全て耐震改修工事及び建替えを行い、耐震化率は 100%である。図書館、情報施設、運動施設及び各学部で必要な実験・実習室などを整備し、有効に活用している。バリアフリーに関しては、学生が訪れることの多い部署や教室の入り口は車椅子でも入りやすくなるよう軽い引き戸に改修を行うなどの取組みを進めている。学長より「教育に関する方針」が出され、クラスサイズの適正化に努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生基本アンケート」「卒業時（修了時）アンケート」によって、大学教育への満足度及び大学の設備・支援制度への満足度を調査し、全学的に学修環境に関する学生の意見や要望の把握及び分析ができる体制をとっている。「学生による授業アンケート」を全学部において毎年度前期及び後期に実施し、各科目の回答及び集計結果は、教員が授業改善のための基礎データとして活用している。また、自由記述欄をもとに各教員が分析・改善するための回答を学生に報告している。

対人関係等のメンタルヘルスケアに対応する学生相談室を設置し、専従の臨床心理士などが対応している。「大学改革のための学長ワークショップ」を実施し、直接学生の意見を聴く機会を設け、反映された事例が見られる。

〈優れた点〉

○「大学改革のための学長ワークショップ」を実施し、将来ビジョンや入学前教育、低学年次の勉強等の課題に対し、直接学生の意見を聴く機会を設け、そのワークショップで得られた結果をラーニング・コモンズ設置に反映したことは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体、学部、学科及び研究科、専攻のディプロマ・ポリシーは、教育研究上の目的を踏まえ、四つの要素に類型し、策定されている。これらは履修申請要領や教務ハンドブック、ウェブサイトに掲載することで学内外に周知している。

単位認定、進級、卒業認定及び修了認定の基準等は、学則、大学院学則及び各学部・研究科履修規則で定められ、履修申請要領及び大学院便覧に記載し周知している。

進級判定及び卒業判定は、進級及び卒業認定の基準に基づき、各学部教授会において厳正に審議し、学長が決定している。修了判定も、修了認定基準及び学位論文審査基準に基づき、各研究科委員会において厳正に審議されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定めた資質・能力を保証するように策定し、履修申請要領、教務ハンドブック及びウェブサイトに掲載している。また、ディプロマ・ポリシーと同様の類型化をしており、二つのポリシーは一貫性を有している。

シラバスは、全学で統一した様式で整備し、単位制の趣旨を保つために事前・事後学修課題を明示している。また、1 年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。

教養教育は、分野系統で分類・体系化している。また、学部横断型の「教養特別講義」では、社会的話題や学生が興味を抱くテーマを取上げている。

シラバスにアクティブ・ラーニング要素の項目を設定し、授業方法の工夫・改善につなげている。授業アンケート結果の活用による教授方法の見直しや、全学及び各学部の FD 活動を通じてのさまざまな取組みを行っている。

〈優れた点〉

○組織的な教育を行うため、兼任教員との教務打合せ会議を実施し、各授業科目の教育内容、教育方法、授業内容・進度の調整等を事務局含め全学的に取組む仕組みを構築していることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「摂南大学アセスメントプラン」を策定し、三つのポリシーが適切であるかどうか、カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを多面的、総合的に点検・評価し、評価委員会による点検・見直しを行い改善につなげている。

授業アンケートの回答内容及び集計結果を確認の上、学生からの自由記述コメントに対して、教員によるコメントを付けて学生へフィードバックしている。

〈優れた点〉

○外部アセスメントテストの導入、学生自身がディプロマ・ポリシーの修得状況をレーダーチャートで確認できる「S-log」の導入など、学生の成長の可視化のための積極的な取組みは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを発揮するため、学長が議長となる「大学戦略会議」及び大学の意思決定機関である「大学・大学院運営会議」を設置している。「大学戦略会議」は、経営・事業戦略、大学の将来計画に係る方向性の共有・意見交換や調整機能を有した会議体である。協議事項は必要に応じて、学長・副学長・学部長・研究科長及び大学運営の責任者をはじめとした教職員が委員として出席する「大学・大学院運営会議」に上程して審議し、教職協働で管理運営を行っている。決定した事項は、各学部の教授会、研究科委員会、学科会議及び事務連絡会で情報共有している。教職員の情報共有の場として情報共有会を開催し､原則として全ての教職員が参加している｡各部署の役割を規則に明示するとともに、職員を適切に配置し、全学的な教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は設置基準に定める必要教員数を満たし、適切に配置をしている。公募による採用を行い、教員選考・評価活動委員会で審議し、学長の承認を経て、理事長決裁により決定している。昇任人事も教員選考・評価活動委員会で同様に審査し手続きを進める。いずれも「任用規定」「摂南大学教員選考基準」等に基づいて実施している。また、教員活動評価制度を導入しており、昇任基準と連動させて人事計画を進めるほか、研究費増額配分や長期海外出張者選出の検討材料に活用している。

教育活動の資質向上・能力開発を恒常的に検討し、授業内容と授業方法の改善を図ることを目的として FD 推進委員会を設置している。授業アンケートのフィードバックの実質化、全学 FD フォーラム、FD ニュースによる広報活動、FD 研修などの FD 活動に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修等については、法人本部人事課が中心となって計画的に取組んでいる。

毎年研修内容を見直し、研修ガイドにより周知、実施している。実務スキル向上を図るエントリー系列研修等や、階層別研修を実施するなど、多様な研修を体系化し、職員の資質・能力の向上に取組んでいる。職員のスキルアップ支援として、業務改革の取組みに奨励金を支給する「特定研究奨励制度」及び業務に必要な資格取得を奨励する「資格取得支援制度」を設けている。また、全教職員には個人情報保護・情報セキュリティの研修を実施している。

研究倫理教育、コンプライアンス教育では「受講すべき教育プログラム」を、受講が必要な教職員に対し最低 5 年に 1 度の頻度で受講するよう義務付けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

原則として専任教員一人につき 1 室の研究室を設け研究環境を整備している。また、研究推進・支援を行うための研究支援・社会連携センターを設け、科学研究費補助金部門、共同・委託・助成等研究部門、法務部門などを掌務している。

研究倫理については、「学校法人常翔学園行動規範」等に基づき、「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」「摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定」等を制定し、審議・決定する機関として学長を委員長とする研究倫理委員会を組織して運用している。

研究活動の資金支援として、学部予算、科研費取得推進予算、研究旅費に関する学部配分予算、論文掲載助成金、学部長裁量予算などにより、研究活動の推進を図っている。また、研究の補助的職務を行う大学院生を RA(Research Assistant)として採用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的を寄附行為に定め、「教育・研究に対する取組み」「社会との共生」「学園構成員としての態度」の 3 章から成る「学校法人常翔学園行動規範」を制定して、自覚と責任ある行動に努めることを学内外に示している。組織倫理を確立するために「監事監査規定」「内部監査規定」「公益通報等に関する規定」「人権侵害の防止に関する規定」「個人情報の保護に関する規定」「利益相反ポリシー」等を整備し、経営の規律性を担保する仕組みを整えている。ガバナンス・コードを策定し遵守状況の点検結果とともにウェブサイトに掲載している。使命・目的の実現のため長期ビジョン「J-Vision37-常翔学園　次の 100 年に向けて」を定め、その達成に向けた 5 年周期の「中期目標・計画」を進めている。

人権への配慮として各種規則や相談体制を整えている。学内外に対する危機管理の体制を整備し適切に機能している。環境への配慮として省エネルギー活動を推進している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定をするため、寄附行為により理事会を設置し、理事会において理事長が理事の職務分担を指名し決定している。理事会は寄附行為に基づいて理事や評議員の選任のほか、法人全体の予算や事業計画についての審議を行っている。長期ビジョンの達成に向けた 5 年周期の「中期目標・計画」や、各年度の事業や活動に当たっては、「理事長指針」や「学校長方針」のもと、事業計画を策定して予算編成を行っている。こうした取組みによって理事会では、設置各学校の将来計画、各学校が直面している課題等について情報共有や協議を行っている。年度終了後には、事業策定会議及び理事会・評議員会において事業計画を点検・評価した結果を、事業報告書として作成しウェブサイト等で公開している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営・事業戦略をはじめとする重要事案については、理事会に先立って理事長、常務理事や設置学校長等で構成する事業策定会議において協議・検討しており、法人と大学の意思疎通、連携や相互チェックが機能している。学部等の長が「大学・大学院運営会議」で学内の重要事項を審議しており、各教授会・研究科委員会からの提案や意見等を反映することができる体制を整えている。また、全教職員が参加する情報共有会でも教職員からの提案などをくみ上げている。

監事は、寄附行為に基づき、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況等を監査している。理事会に出席して意見を述べ、所見や提言も含めた監事監査の実施報告をするなど、チェック機能が働いている。また、内部監査室及び監査法人との連携による三様監査体制を構築し、監査情報を交換することで監査機能を高めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は学校法人常翔学園創立100周年を迎えた令和4(2022)年度までの長期ビジョンと、5 年周期の「中期目標・計画」を進める中で、財政面では事業活動収支差額比率の成果目標を設定し、実現することで安定した財務基盤を確立している。また、令和 5(2023)年度以降も新たな長期ビジョンの達成に向けた中期計画において、この成果指標を継続している。

予算制度の面では、収入に一定比率を乗じて配分予算を計算する「割当予算制度」、効果的な支出予算編成を狙いとした「目的別予算制度」、学長のリーダーシップによる「学長裁量予算制度」により運営している。

また、資産運用では、「資金運用規定」に基づき安全性、流動性、収益性を考慮した上で分散投資に努め、収入構造の多様化を図っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び経理に関する規則などに基づき会計処理を適正に実施している。

また、法人の予算編成は「予算編成規定」に基づき行われ、適時、補正予算を編成している。予算の執行については「予算執行規定」により原則として事前に決裁を受けなければならず、適正に予算の執行が行われている。

監事室､内部監査室及び公益通報窓口を設けるなど､監査体制も適切に整備されており、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査、私立学校法に基づく監事監査、法人規則に基づく内部監査室の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「摂南大学アセスメントプラン」を定め、内部質保証に関する全学的な方針としている。

内部質保証を推進する組織体制として、学長の責任のもと、大学の将来計画や経営・事業戦略に関する事項を「大学戦略会議」で協議し、同計画案を「大学・大学院運営会議」で審議・承認し、評価委員会では自己点検・評価の取りまとめと審議を行っている。

評価委員会のもとに実務的な活動を行うことを目的として「自己点検・評価活動ワーキング・チーム」を組織している。各学部・大学院・事務部署が計画・改善を実行し、自己点検・評価も行っており、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果と大学の教育効果を把握し、その結果を教育の質保証へとつなげることを目的として､「摂南大学アセスメント」による自己点検・評価を実施している。ディプロマ・ポリシー達成度測定のための汎用的能力ルーブリック、学生アンケート、一般常識テストから構成されており、学年進行による変化や、学部・学科間の比較分析を踏まえ、教

育・改善計画を策定している。「摂南大学アセスメント」による自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有している。

IR 機能を有する組織として、IR センターを設置している。副学長がセンター長を務め、大学の各部署に散在するデータを集約・可視化したデータとして蓄積し、「摂南大学 Fact Book」の作成や、各種アンケート調査の結果の各種会議体への情報提供を行うなど、十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

〈優れた点〉

○各部署の内部質保証に関わる活動のデータを IR センターで集約し、データ処理して編集した「摂南大学 Fact Book」を中心に、学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動として、「摂南大学アセスメント」によるディプロマ・ポリシーを基軸とした学修成果の点検・評価と、その結果を活用した学部・学科ごとの教育改善計画の策定等に取組んでおり、教育の改善・向上に反映している。

大学運営に関する教育・研究・財務・人事等の各種事項について、大学全体の「中期目標・計画」を策定し、達成度評価による進捗管理や改善対応が行われており、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域交流・連携

A－1. 地域交流・連携活動の適切性・有効性

A-1-① 大学の物的・人的資源の提供

A-1-② 学生の学びの場としての地域社会との協力関係

A-1-③ 研究を軸とした地域社会との協力関係

【概評】

生涯教育の観点等から、学生の学修に支障がない範囲で体育施設、図書館などの教育施設を地域住民に開放している。地方公共団体からの依頼に基づき、教職員が各種審議会の

委員として就任し、地域に貢献している。また、地域住民を対象とした事業を展開し、大学の特色を生かした地域貢献に取組んでいる。

大学が立地する北河内地域や包括連携協定を締結した和歌山県すさみ町等を活動フィールドとして、小・中学生を含む地域住民とのつながりを形成し、学生が持つ力や個性を生かして、地域経済の活性化や地域問題の解決に貢献すべく、「摂南大学 PBL プロジェクト」及び「ソーシャル・イノベーション副専攻課程」を積極的に展開している。また、現代社会学部のプロジェクトである「フィールド型アクティブ・ラーニング(FAL)」は、積極的な取組みとして特筆すべき点である。

地域のコミュニティ、産業、経済、政治、歴史文化、自然、福祉等を研究し、社会連携を通して地域社会の活性化に貢献することを目的として地域総合研究所を設置している。ここでは、「適疎戦略研究会」の立上げと研究会の開催や会員となっている自治体へのサポートを行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.学生主体による教員・職員との協働プロジェクト活動

本学が教育の理念として掲げている「人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材」の養成に向けて、アクティブ・ラーニングや PBL（Project Based Learning）に加え、学生プロジェクト（学生・教員・職員による協働プロジェクト）を実施している。

学生プロジェクトは、学生が主体となってプロジェクトメンバー（他学部学生や教職員）と協働して主体的に課題解決に取り組むことで、汎用的能力を身に付けることを目的としており、現在は主に下記の 7 プロジェクトが活動している。

【新入生歓迎プロジェクト・チーム】

大学全体で新入生を迎え入れることを目的として、学生と若手職員によるメンバーが入学宣誓式に合わせた新入生歓迎企画を検討・実行している。課外活動団体や司会担当等の在学生、教員と協力・連携しながら、ステージイベントやオリジナルグッズ作成、SNS での情報発信、PR 動画製作といった多岐にわたる活動を行っている。

【図書館学生サポーター】

図書館の利用促進を図ることを目的とした各種イベントを企画運営しているほか、本学で毎年度実施している「全国大学ビブリオバトル」予選会を学生と職員の協働で運営している。

【ラーニング・サポート・チーム（LST)】

初年次学生を対象とした「学修キックオフ・セミナー」の運営の一員として、教職員と協働してセミナー開催の数か月前から準備を進めているほか、セミナー当日のファシリテーションを担当している。

【学生アドミッション・スタッフ】

オープンキャンパスで実施する各種イベントや学生オンライン個別相談の企画・運営を担当している。所属人数はプロジェクトの中でも最も多く（400 人以上)、現在は「イベント」「プレゼンテーション」「展示」「企画」「広報」のチーム別に活動している。

【Setsunan Girl's Press（SGP)】

大学のダイバーシティ推進に向け、女子学生の増員に向けた活動を担当している。主に女子高校生が本学への入学を志向するために、オープンキャンパスでのイベント企画、企業とのタイアップ、SNS による情報発信等の活動を行っている。

【グローバル学生スタッフ】

留学生と国内学生の協働により、海外の学生との交流会や英語学修セミナーのほか、「観光×SDGs」をテーマにしたビジネスアイデアコンテスト等、様々なプログラムの企画立案を通じて、国際交流を推進している。

【Campus Clean Supporter（CCS)】

学内環境の改善を通じた SDGs の実現に向けて、エコバッグや緑のカーテンの作成、自治体・企業と連携した SDGs 活動等を実施することで、学内の環境に対する意識向上に寄与している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 50(1975)年度
所在地　　大阪府寝屋川市池田中町 17-8
　　大阪府枚方市長尾峠町 45-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
理工学部	生命科学科　住環境デザイン学科　建築学科　機械工学科 電気電子工学科　都市環境工学科
外国語学部	外国語学科※
国際学部	国際学科
経営学部	経営学科　経営情報学科※
薬学部	薬学科
法学部	法律学科
経済学部	経済学科
看護学部	看護学科
農学部	農業生産学科　応用生物科学科　食品栄養学科　食農ビジネス学科
現代社会学部	現代社会学科

薬学研究科	医療薬学専攻
理工学研究科	社会開発工学専攻　生産開発工学専攻　生命科学専攻　創生工学専攻 生命科学専攻
経済経営学研究科	経済学専攻　経営学専攻
法学研究科	法律学専攻
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 13 日	実地調査の実施　　11 月 14 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 15 日	11 月 15 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

35 高岡法科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的を建学の精神を踏まえて明文化している。また、建学の精神と法学部の教育目的から、学部の基本方針を策定し、更に「教育の３つの柱」を示しており、大学の個性を見ることができる。使命・目的及び教育目的の策定と見直しについては、理事長及び学長が構成員である定例の「大学運営会議」で実施しており、役員・教職員が参画している。中期計画は、地域に根差した大学としての教育目的を踏まえたものである。以上により、学部、学科等は大学の使命・目的及び教育目的と整合したものとなっている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、周知を図るとともに、これに沿って適切に入学者選抜を実施している。しかし、入学定員及び収容定員の充足率が低い状況が続いており、教職員をあげて努力をしているものの、充足率を上げるよう改善が必要である。学生の入学前、在学中、卒業後に至る情報を収集し、それぞれの段階において必要な学修支援を教職協働で行っている。キャリア支援については、全学的・教職協働的な体制を整備することで、就職希望者の就職率は高い水準を達成している。学生への心的支援については、大学独自のカウンセリングルームを開設して、教職員と学生の交流の機会を設けている。各種アンケートの実施を通して学生の意見・要望の収集に努め、各委員会で対応している。

〈優れた点〉

○全学をあげて組織的な就職支援体制を整え、最後の１人まできめ細かく指導することで、過去複数年にわたり就職希望者の就職率が高水準で達成していることは高く評価できる。

○「オープンカウンセリングルームひまつぶし」を開き、困り感を抱える学生の早期発見、仲間づくりや教職員と交流できる居場所を作る、という積極的な試みを行っている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神及び大学の使命に基づき、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定めている。これに基づいて単位認定及び卒業認定の基準を定めており、それらを厳正に適用している。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと一貫性をもって策定・実施されている。学修成果については、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成し

ているかどうかについて、GPA(Grade Point Average)や修得単位数のほかに公務員試験合格率、資格取得試験合格率、法科大学院への進学者数、就職アンケート等を用いることで、卒業時に評価している。

「基準４．教員・職員」について

大学の運営に関する重要事項を審議・企画・立案するため、学長が議長を務める「大学運営会議」を定期的に開催し、理事長の出席も得て、重要事項の検討に際してリーダーシップを発揮している。教員の採用と昇任については、教員選考の規則、基準を設けて運用している。現時点で、設置基準で定める必要教員数を充足していないが、募集に努めており、速やかな教員確保が期待される。個人研究室と図書館等の研究環境は整備されているとともに、全ての研究者に対して、常に責任と倫理を意識した研究活動を行うよう、不正防止体制の充実及び実効性のある制度の構築に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学は、寄附行為及び学則において法規に則した事業を行うことを明記し、これらのもとで組織運営に関する諸規則を定めて運営を行っている。評議員数が不足した状態での法人運営となっているため改善が必要であるが、理事会、評議員会を定期的に開催しており、大学運営上の重要事項については、学長、副学長、学部長、理事長、法人事務局長、大学事務局長等で構成する「大学運営会議」で審議している。外部理事の任用に努めるなど、理事の選任は適切に行っている。大学の定員未充足が収支状況に影響を与えているが、借入金はなく、内部留保は確保している。また、会計処理については、法人の経理規程などの内部規則にのっとり、適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証の指針」を定めた上で、「大学運営会議」が「大学の自己点検及び評価に関する事項」を審議・企画・立案しており、内部質保証の責任体制は明確である。また、3 年連続で自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。「IR 室」が、部署ごとのデータの形式を統一した上で、積極的にデータの収集・分析に努め、「ファクトブック（統計資料集）」を作成して、全学での共有を図っている。また、学長のリーダーシップのもと各委員会で内部質保証の方針を策定し、教育における質の向上を図っている。

総じて、学長のリーダーシップのもと、大学の運営を、学長、副学長、学部長、理事長、法人事務局長、大学事務局長等で構成する「大学運営会議」を中心に実施しており入学定員、収容定員の未充足が継続しているなかで、教員の確保、施設の整備等一部に課題はあるが、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の整備を進め、自己点検・評価に基づく大学運営の改善・向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携の推進及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神を踏まえたものとして明文化しており、学部、学科の教育目的についても学則において簡潔に文章化している。これらはホームページに掲示されており、周知が図られている。建学の精神と法学部の教育目的から、学部の基本方針を策定して示し、更に「教育の 3 つの柱」を示しており、大学の個性を見ることができる。また、社会情勢の変化に対応して、コース名称を変更するとともに、カリキュラム改変を実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定と見直しは、理事長及び学長が構成員である定例の「大学運営会議」で審議しており、教授会、各委員会でも協議を行うことで、役員・教職員が参画している。また、それらは、ホームページ、学生便覧に掲示し学内外へ周知している。建学の精神と大学の目的、学部、学科の教育目的から学部の基本方針を定め、これに依拠して三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・

ポリシー）を策定している。中期計画は、地域に根差した大学としての教育目的を踏まえたものである。これにより学部、学科等は大学の使命・目的及び教育目的と整合したものとなっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを、建学の精神から導かれる教育目的にのっとって定め、建学の精神と併せてホームページや「大学案内」「学生募集要項」等で公表している。また、高校教員対象大学説明会、高校訪問、オープンキャンパス、進学ガイダンス等でも説明を行っている。

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、検証についても実施している。

入学定員充足率、収容定員充足率が低い状況が続いているが、この点について大学は丁寧な分析を行った上で、教職員をあげて募集・広報活動を行うなど、改善方策を実施している。今後、更なる努力により、充足率を上げるよう期待したい。

〈改善を要する点〉

○法学部法学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援のために、各委員会・センター、大学事務局が連携・

協働して、学生の入学前、在学中、そして卒業後に至るまでの情報を収集し、入学前からそれぞれの段階において必要な学修支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症拡大により一時休止しているものの、基礎学力育成支援や就職活動支援のために SA(Student Assistant)制度を整備している。オフィスアワー制度も全学的に実施している。障がいのある学生のために、入学前から就職まで一貫した支援体制を整えている。中途退学、休学及び留年などへの対応策として、GPA を活用した退学勧告制度を令和 4(2022)年度から導入し、指導教員等が面談や学修支援を行うとともに、卒業の見込みがない学生に対しては退学勧告を行い、適切な対応をとっている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のため、就職課、就職委員会、教務委員会が連携した全学的・教職協働的な体制を整備している。また、ゼミ担当教員や講座担当教員が個別の学生相談に応じる体制を組織的に整えている。

教育課程内では、「社会人基礎力養成講座」を開講し、1 年次から 3 年次まで体系的にキャリア形成教育を行っている。教育課程外では、就職委員会・就職課を中心にさまざまな就職支援活動を手厚く実施している。障がいのある学生や要支援学生に対して、就職委員会・就職課が、カウンセリング担当者や医務室と連携して、個々の学生の状況に沿った就職活動支援を行っている。キャリア・スキルアップ支援として「公務員試験対策特別科目」「TEC 講座」を設置してきめ細かい指導を行っている。地域と連携したインターンシップ支援の制度も整備し丁寧な指導を行っている。

〈優れた点〉

○全学をあげて組織的な就職支援体制を整え、最後の 1 人まできめ細かく指導することで、過去複数年にわたり就職希望者の就職率が高水準で達成していることは高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導、生活相談については、学生委員会が所管し、学生課が学生対応を行う体制を適切に整備している。

学生の健康相談については医務室が担当し、校医と連携を図る体制を整えている。心的支援についてはカウンセリングルームのほか、月１回、事前予約不要、学生・教職員対象の「オープンカウンセリングルームひまつぶし」を設置している。

障がいのある学生についても支援体制を整備している。ハラスメント事案対策として「ハラスメント防止・対策協議会」を設置し運用している。

学生の自治会や課外活動に対して、経済的支援体制を整えている。大学独自に授業料の減免等の奨学金制度を設け、経済的支援を行っている。日本学生支援機構の奨学金、高等教育の修学支援新制度についても学生課が担当し受給を支援している。

〈優れた点〉

○「オープンカウンセリングルームひまつぶし」を開き、困り感を抱える学生の早期発見、仲間づくりや教職員と交流できる居場所を作るという積極的な試みを行っている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目標の達成に必要な校地、運動場、校舎、図書館、体育施設や情報処理施設、食堂などを適切に整備し、十分に活用している。

図書館は、学生数に比して十分な席数を有するとともに、教養分野・専門分野に関して教育・研究に必要な図書・資料を収蔵し収集にも取組んでいる。ICT（情報通信技術）環境の整備を目的として情報処理室を設け、学生数に比して必要な台数のパソコンを整備するとともに、大学施設の大部分で無線 LAN 環境を整備している。

バリアフリー化は一部にとどまっているものの、障がい等で対応が必要な学生に対しては個別に対応できている。施設・設備の保守管理に関しても法令に基づいた保守点検を行っており、耐震性についても現校舎は耐震基準を満たしている。

科目の受講者数は、教室の収容定員範囲内になっており適切である。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」「学生生活に関する調査アンケート」をはじめとする種々のアンケートを実施し、学修支援に関して学生の意見をくみ上げる体制を適切に整備している。把握した意見については、各授業担当教員が対応を行い、「IR 室」が分析・評価し「FD&SD 推進会議」がその結果を検討し活用するなど、全学的に学修支援の体制を整えている。

心身に関する健康診断については医務室・カウンセリングルームが担当し、経済的支援をはじめとする学生生活に関しては指導教員が対応して、学生の意見・要望を把握・分析し支援する体制を整備している。障がいのある学生への対応、ハラスメント防止や留学生についても意見・要望を把握・分析し活用する体制を整備している。

施設・設備に関しても学生アンケート等の意見を集約し、学生委員会で協議し、教授会にて報告を行っており、意見・要望の把握・分析・検討結果活用の体制を整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

全人教育をうたった建学の精神及び学則第 1 条に規定する大学の使命に基づき、同条第 3 項に定めた教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、「学生便覧」「履修の手引」「大学案内」及びホームページにおいて周知している。

ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、卒業認定基準等を学則及び「高岡法科大学授業科目履修規程」に定め、「学生便覧」「履修の手引」等で周知している。

成績評価の厳格化を担保するために GPA 制度を導入し、活用している。進級基準を定めていないものの、卒業単位数不足のため 4 年次で留年する者の発生を抑制するため、各学年次において進級に向けた指導を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神に基づき、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、「学生便覧」「履修の手引」「大学案内」及びホームページにおいて周知している。
カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと一貫性をもって策定・実施されており、この一貫性を図るよう教育課程を体系的に編成している。
単位制度の実質化のため、履修登録単位数の上限を設定している。全科目のシラバスを作成・公開している。教務委員会が主体になって教養教育の運営に従事している。
教授方法の開発・実施のため組織体制を整備し、「FD&SD 推進会議」が「IR 室」と連携し、教員に対する「FD&SD 研修会」を実施することにより、教員が新しい授業方法の工夫や開発・改善に取組む手助けを行っている。また、「教育技術研究所」も公開授業やアクティブ・ラーニング授業の運営・支援に当たっている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学生の学修成果について、GPA や修得単位数のほか就職率や公務員試験合格率、資格取得試験合格率、法科大学院への進学者数、就職アンケート等を用いて、卒業時にディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成しているかを評価している。学年次ごとの学修成果についても、GPA や修得単位数、授業評価アンケート、学修行動・学修時間調査アンケートにより点検・評価し、次年度の学修指導等の改善に活用している。ルーブリック評価の導入については、評価カテゴリー・評価方法・運用方法等に関する「教育技術研究所」の答申があり、学修成果の可視化を図り、総合的な学修成果の評価を行うことができるようなルーブリックの開発と運用が期待される。
ディプロマ・ポリシーの到達度及び学修成果の点検・評価結果は、「IR 室」が主体となって「大学運営会議」及び教授会に報告し、次年度の学修指導等の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務及び学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制については、「高岡法科大学組織規程」をはじめとする諸規則に規定し、教学マネジメントを行っている。

学長は、大学の運営に関する重要事項を審議・企画・立案する「大学運営会議」の議長を務めており、同会議を招集し、同会議で審議する重要事項を提案している。

学長を補佐するための職員として、副学長、学部長、事務局長が置かれ、組織として「大学運営会議」、教授会をはじめとする会議体及び事務組織が置かれている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度末に発生した教員の退職により、必要教員数に一時的な欠員が生じているが、教員の採用については、「高岡法科大学教員選考規程」等に基づき、公募制により行い、募集は進んでいるが採用には至っていないので、可及的速やかに必要教員数を充足することが望まれる。また、昇任人事に関しては、「昇格等に関する教員選考基準」に基づいて行っている。教員評価に当たっては、「自己申告書」及び「個人研究実績報告」の作成を義務付けている。

FD、SD(Staff Development)については、「FD＆SD 推進会議」が教育の改善・向上に係る支援施策の企画立案や活動推進に向けた支援を行っている。こうした取組みの一環として、授業評価アンケートや相互授業参観も実施している。

〈改善を要する点〉

○令和 4(2022)年度末に予期せず 3 人の教員が自己都合により退職したことにより、大学設置基準で定められている必要教員数 22 人に対して 3 人の欠員が生じ、2 人については選考が進んでいるが 1 人については継続して公募を行っており採用には至っていないため、改善が必要である。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

組織として、職員の資質・能力向上のために、全教職員に対して学内・学外における研修への参加を促している。学内独自で開催するものとして、研究倫理研修会、ハラスメント防止セミナー、LGBTQ セミナー、マナー講座、新任教員研修に係る研修会等がある。

学長を講師とした「法律等を読み解くうえで必要な基礎知識」を実施し、業務に役立てている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各教員に対して、研究及び教育準備作業に十分な広さを持った個人研究室を配し、図書館には、専門分野に関する国内外の雑誌及びデータベースを備えるなど、研究環境を整備して有効に活用している。

研究倫理について、「学校法人高岡第一学園 高岡法科大学における研究者等の行動規範」に従い、所属する全ての研究者に対し、それぞれが研究活動の社会に与える影響の重要性を認識し、常に責任と倫理を意識した研究活動を遂行できるよう、不正防止体制の充実及び実効性のある制度の構築に努めている。

「個人研究費」については、研究費の額、使途、執行要領等を厳格に定めている。また、ICT 機器等の設備について整備を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持のために、寄附行為及び学則のもとに組織運営に関する諸規則を定めて運営を行っている。法令等に基づく情報の公表についても適切に行っている。

法人部門においては、理事会、評議員会を定期的に開催し、大学運営に関する重要事項については、学長、副学長、学部長、理事長、法人事務局長、大学事務局長等で構成される「大学運営会議」で審議している。また、平成 31(2019)年に「教育技術研究所」、令和 4(2022)年に「IR 室」を設置するなど、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

環境への配慮として、CO_2 削減や節電、ごみの分別、分煙対策を実施し、人権や安全への配慮として、ハラスメントの防止・対策に関する指針や「障がい学生支援に関するガイドライン（申し合わせ)」「危機管理規則」、公益通報に関する規則などを整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会は、原則として 5 月、1 月、3 月の年 3 回開催であり、5 月に開催された後は、特段の案件がない限り、1 月まで開催されない。このように理事会の開催間隔が長い期間はあるが、理事長や法人事務局長が大学の運営に関する重要事項を審議し、企画・立案する機関である「大学運営会議」の構成員となっていることにより、これを補完している。

理事の選任をはじめとする法人運営は寄附行為に基づき概ね適切に行われている。理事 8 人の内 3 人が外部理事であることは、学校法人の経営や運営に対して中立的な立場から意見を述べることを通じて、法人ガバナンスの透明性や適切な経営判断に資するものといえる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
評議員数が不足した状態での法人運営となっているが、理事会には大学から学長が出席し、評議員会には、学長、教授 2 人及び大学事務局長が出席している。大学運営に関する重要事項について審議する「大学運営会議」には、理事長、法人事務局長が構成員として出席している。法学部のみの単科大学であることから、法人と大学との意思疎通は取りやすい環境にあるといえる。
学長は教授会の構成員であり、理事会や評議員会での議事内容等については、理事である学長が教授会において報告を行っている。また、教授会には大学事務局長のほか、各課長がオブザーバーとして出席し、教学組織と事務組織との情報を共有している。
監事の監査報告書の宛先が適切ではない点は認められるが、監事は学校法人の業務及び財産状況の監査等の職務を行うとともに、理事会と評議員会に出席している。

〈改善を要する点〉
○令和 2(2020)年度から、理事数に対して評議員数が 2 倍を超えておらず、私立学校法第 42 条第 2 項の定めに沿わない状態での法人運営となっている点は改善が必要である。

〈参考意見〉
○監事の監査報告書について、これまで理事長宛に提出されている点は、私立学校法において「理事会及び評議員会に提出すること」と定められているので、今後は理事会及び評議員会宛に監査報告書を提出することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
学校法人高岡第一学園中期目標及び中期計画に基づき、運営を行っている。大学の定員未充足が収支状況に影響を与えているため、事業活動収支差額は赤字が継続しているが、借入金等はなく、内部留保は確保している。科学研究費助成事業や私立大学等経常費補助金等の外部資金獲得のための支援策として、研究実績に応じた個人研究費の傾斜配分を行っている。今後は、使命・目的を達成するために、学生生徒等納付金収入及び補助金収入

の増加を目指して、入学者の確保に期待したい。

〈参考意見〉

○大学の定員未充足により経常収支差額が悪化していることから、早期に実効性のある取組みが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理について、学校法人会計基準を遵守し、「学校法人高岡第一学園経理規程」などの内部規則にのっとり、適切に実施している。

監査について、「公認会計士監査」「監事監査」による監査を行っている。また、監事は私立学校法に規定する学校法人の業務及び財産状況の監査等の職務を行い、理事会及び評議員会に出席している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び組織規程に沿って「自己点検評価実施会議」を置くとともに、令和 4(2022)年度には「内部質保証の指針」を定めて全学的に実施の方針を明示した上で自己点検・評価を実施した。また、理事長及び学長を構成員に含む定例会議である「大学運営会議」が「大学の自己点検及び評価に関する事項」を審議、企画・立案しており、責任体制は明確になっている。加えて「自己点検評価実施会議」と「大学運営会議」とが相互に連関するものとして、自己点検・評価の実施体制を整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
オープンキャンパス、大学説明会、個別面談・就職説明会等、さまざまな機会にアンケートを実施することで実情の把握に努めつつ、令和 3(2021)年度、4(2022)年度、5(2023)年度に自己点検・評価を実施し、その結果をホームページに公表している。これにより、自己点検・評価について学内外で共有している。また、「IR 室」は、部署ごとのデータを横断的に比較・分析が可能な形式に統一するなど、データの収集・保管・分析に積極的に務め、「ファクトブック（統計資料集)」を作成し、全学での共有を図っている。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーに基づいて策定した中期計画に依拠して､学長のリーダーシップのもと、各委員会で内部質保証の方針を策定し、教育における質の向上を図っている。各委員会では、各種アンケートを実施し、客観性のある自己評価を行っている。また、自己点検評価書及び中期計画と「IR 室」の分析・助言に基づいて、各委員会が内部質保証の推進に取組んでいる｡その結果としてリーダーシップの育成に資するような｢社会人基礎力養成講座」や演習でのプログラムの導入の検討、実施などの成果を挙げており、概ね PDCA サイクルは機能している。ただし、前回認証評価において指摘のあった事項についての改善策が十分とはいえない事例及び自己点検・評価の際に学則など諸規則の法令適合性について課題の指摘と改善策の実施が十分とはいえない事例がみられたので、更に慎重な自己点検・評価の実施と、内部質保証の機能の向上に努めることが望まれる。

〈改善を要する点〉
○大学設置基準で定められている必要教員数に対して欠員が生じている点、評議員数が寄附行為に定める定数を充足していない点について、内部質保証の観点から、早急な改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携の推進及び地域社会への貢献

Ａ－1．本学の教育活動における地域連携の推進

A-1-①　地域社会と連携した教育活動の推進

Ａ－2．県内高等教育機関及び地域諸団体との連携による地域事業の推進

A-2-①　県内高等教育機関との協働

A-2-②　地域諸団体との連携による地域事業

Ａ－3．大学のリソースを活用した地域社会への貢献

A-3-①　小・中・高における法教育等の実施

A-3-②　行政活動への協力及び人材派遣

A-3-③　大学諸施設の提供

【概評】

地域連携を積極的に進め、富山県高岡市内の公的機関及び企業やこれらの関係者の協力を得て正課内及び正課外の授業を実施している。これによって地域に根差した現実的・実務的問題を学生が学ぶことができるとともに、地域・地元の関係者との交流も図られ、受講者の満足も得られている。

富山県内の 7 高等教育機関の一つとして、「大学コンソーシアム富山」に加盟し、単位互換科目の開講、地域フィールドワークの活動などに積極的に参加するなど県内高等教育機関との連携を図り、受講者の満足を得ている。また、地域への催し・町おこしなどに教員・学生が参画し、地域事業の推進に努めている。

法学部を擁する大学による地域貢献として、小学・中学・高校での法教育と行政委員会等への委員派遣に積極的に取組んでいる。前者については、高岡市大学・地域連携推進事業の一環として、高校・中学において独自の教材を用いた法教育事業を実施するとともに、県内高校において富山県選挙管理委員会と共同して主権者教育を実施している。後者については、県内自治体の各種委員会・審議会への法学部教員の派遣に応じており、高岡市とは、同市の中堅職員政策法務研修に講師を派遣している。大学諸施設についても、図書館やグラウンド・テニスコート等を近隣・地域の必要に応じて提供・開放しており、大学のリソースを活用して地域社会に貢献し、地域に根差した大学としての使命を果たしている。

大学と地域の各種団体との連携・交流をより確かなものとするため「高岡法科大学地域交流センター」の拡充が期待される。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成元(1989)年度

所在地　　富山県高岡市戸出石代 307-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 29 日	実地調査の実施　　10 月 30 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 31 日	10 月 31 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

36 筑紫女学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学・大学院の目的と学部・学科・専攻と研究科の教育目的を学則に明文化し、全て平易な表現を用い簡潔に文章化し、使命や教育目標とともにホームページや大学案内、学生便覧等で周知している。個性・特色は、建学の精神に定める「自律」「和平」「感恩（かんのん）」を校訓とした浄土真宗の教えに基づく人間教育にあり、大学及び大学院の目的に明示している。

大学の使命・目的等は、到達目標を明確にした上で中期計画「筑女プラン 2023」や「筑女プラン 2028」に反映し、学部・学科・専攻・コースと研究科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的等を反映している。

また、使命・目的と教育目的を達成するために必要な教育研究組織と施設・設備を整備している。

〈優れた点〉

〇教育の質向上に向けた継続的な活動を実施することを目的に、活動の理念や具体的な体制、方法を冊子「基本理念と教育目標」にまとめ、全学的に周知するとともに、全教職員を対象とした「基本理念と教育目標」発表会を毎年度実施し、教職員が理念や目的等を再確認している点は評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、多様な入学者選抜を実施している。全体としては概ね定員を満たしているが、一部、定員未充足の学科があり、将来構想の中で定員充足に向けて抜本的な対策を検討中である。独自の「総合的教育・学習支援の方針(SP:Support Policy)」に基づき、教職協働で学生の学修支援を行い、学生サポートセンターなどを通じて、学生生活に対して多彩な支援を行っている。教育課程内外でキャリア教育を行っており、ボランティアやインターンシップなどの機会を数多く提供し、学生が地域・社会と連携する活動も積極的に行っている。教育研究活動に必要な施設・設備を適切に整備しており、バリアフリー化にも十分に配慮している。時間割編成は少人数教育を基本としている。授業に関するアンケートなどを通じて学生の意見・要望を把握するとともに、「全学協議会」や「FD サンガ」などの意見交換会も開催している。

〈優れた点〉

〇三つのポリシーに加え、独自の方針として「総合的教育・学習支援の方針」を掲げ、学生に対する入学前から卒業時までの、学士課程教育の達成に即した正課内外の支援体制を整備している点は評価できる。

〇LC スタッフ、SA、学生サポートスタッフ、留学生チューターといった学部生による学修支援活動が充実している点は高く評価できる。

〇企業と協同した課題解決型学修である「筑女“めざめ”プロジェクト」など、多彩で細やかなキャリア支援を行っている点は評価できる。

〇学生自身がアイデアを生かしながら地域貢献やキャンパスの活性化などの課題に取組む「学生チャレンジプロジェクト」による課外活動への支援を行っている点は評価できる。

〇「筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言」を掲げ、病気や障がいのある学生・教職員、文化的多様性や性的多様性を持つ学生が快適に過ごすことのできる環境整備やキャンパスのバリアフリー化を積極的に推進している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定するとともに、ディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、厳正に適用するとともに、一貫性のある教育課程の編成を行い、カリキュラム・マップと「開講科目表」を作成している。また、履修登録単位数の上限設定を行い、単位制度の実質化に努めている。

シラバスでは、記載事項に「到達目標（DP キーワード）」を設け、ディプロマ・ポリシーとの関連を重視する取組みを続けている。

「アセスメントプラン」を策定し、三つのポリシーごとに指標を設け、全学、学位プログラム、科目の三つのレベルで毎年度、点検・評価を実施し、学科・専攻ごとに教育改善や学修指導の改善に取組み、評価基準やカリキュラムの点検・改善につなげている。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する副学長と大学事務長を置き、「大学執行部会議」や「大学改革推進室」が学長の意思決定を支援している。学長と各部局の権限と責任は、規則等によって定められている。教授会と研究科委員会は、教育研究に関する重要事項について審議する機関と位置付けられており、意見を聴取する事項についてはあらかじめ学長が定め、周知している。

事務組織は、各種委員会やプロジェクト活動等により、教職協働体制で教学マネジメントの実務を推進しており、「FD/SD 研修会」「基本理念と教育目標」発表会等の活動や「SD 実施計画」に基づく SD(Staff Development)と FD(Faculty Development)を一体的に取組むことで、教職協働による大学運営を機能させることを目標としている。

専任教員全員に個人研究室を整備し、快適な研究環境を整備し、ルールと手続きを明確化し、個人研究費を配分している。

〈優れた点〉

○「自己啓発サポート制度」の設置、高等教育に関する知識を網羅したｅラーニング教材からの選択形式の研修を導入し、事務職員の能力向上とキャリア形成に努めていることは評価できる。

○研究を支援する研究費として個人研究費のみならず、「特別研究助成費」「学術出版助成費」「在外研修助成費」や「海外出張助成費」等を設け、教員の研究の促進を積極的に支援していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、法令を遵守し、法令の趣旨に則した諸規則を制定して適切な運営を行い、法人の中期計画に基づく運営によって、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力し成果を挙げている。

理事会を法人の意思決定機関と明確に位置付け、法人の管理運営に関する基本事項や重要事項を審議し、事業計画の確実な執行など適切に運営している。

監事は、理事会と評議員会で意見を述べており、監事と評議員会が法人と大学全体に対するチェック機能の役割を担っている。

中期計画の財務目標として、経常収支黒字化と人件費比率の目標値を設定し、計画どおり達成し収支改善を実現している。会計処理については、学校法人会計基準や諸規則に基づき行い、監査法人、監事による監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の指針は、冊子「基本理念と教育目標」に明示し、中期計画に基づき「アセスメントプラン」を策定し、「大学執行部会議」を中心とした内部質保証のための組織体制を整備し、責任体制を明確にした上で、認証評価に対応した自己点検・評価に加えて、「基本理念と教育目標」の取組みと中期計画の進捗管理を毎年実施している。

毎年度実施する自己点検・評価は、「アセスメントプラン」に沿った IR(Institutional Research)データ等のエビデンスに基づき、具体的な達成目標や評価指標を明示した上で活動することで、着実に成果を挙げており、課題を次期の中期計画につなげている。自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、概要を社会に公表している。

内部質保証の活動の中で、三つのポリシーの見直しや全学的なカリキュラムの改正につなげており、中期的な計画に基づく活動として、内部質保証の仕組みは機能している。

なお、前回の大学機関別認証評価の結果を踏まえ、法人・大学の運営体制を改善した。

総じて、浄土真宗の教えに基づいた、「自律」「和平」「感恩」を校訓とする建学の精神にのっとり、学長のリーダーシップのもと、教職協働による全学的な教学マネジメントのための体制を整備し、自己点検・評価と中期計画の進捗確認を毎年度行うことで、中期的な計画に基づき大学全体で継続的な改善につなげている。また、大学の社会貢献活動は、学生に社会実践活動の機会を提供するだけでなく、地域からの期待や評価が高く、学生の満足度も高い。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、

基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ダイバーシティ推進宣言
2. コロナ禍における学生への支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の建学の精神のもと、校訓「自律」「和平」「感恩」、使命を定め、大学・大学院の目的、学部・学科・専攻・研究科の教育目的を学則に明文化し、全て平易な表現を用いて簡潔に文章化し、ホームページや大学案内、学生便覧等で周知している。

個性・特色の基盤は、建学の精神に定める「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えに基づく人間教育」にあり、大学と大学院の目的に「仏教精神に基づく教育を施して」「仏教精神を根幹として」と明示している。

教育改革の推進による共通教育科目の大幅な見直しにより、令和 5(2023)年度に学部・学科・専攻の目的と三つのポリシーを改正するとともに、カリキュラムを改定している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的等を規定している学則等の改廃は、「学部運営会議」や教授・准教授・講師で構成する教授会、研究科委員会で協議し、常任理事会での審議を経て、理事会で決定する体制となっており、教職員や役員が使命・目的等の策定や見直しに関与・参画している。使命・目的と教育目的を、学生便覧やホームページに掲載し、学内外に周知している。

中期計画では、大学の使命・目的等を踏まえた到達目標を設定することで、使命・目的等を「筑女プラン 2023」や「筑女プラン 2028」に反映している。学部・学科・専攻・コースと研究科の三つのポリシーは、使命・目的等を反映している。使命・目的と教育目的を達成するための教育研究組織として、3 学部、1 研究科を置き、図書館他、研究所、各種センター等、必要な附属施設と附置機関を設置している。

〈優れた点〉

○教育の質向上に向けた継続的な活動を実施することを目的に、活動の理念や具体的な体制、方法を冊子「基本理念と教育目標」にまとめ、全学的に周知するとともに、全教職員を対象とした「基本理念と教育目標」発表会を毎年度実施し、教職員が理念や目的等を再確認している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを、大学全体と募集単位である学科・コースごとに明確に定め、入学者選抜要項やホームページ等で周知している。

大学全体としては概ね学生を確保しているが、一部の学科においては収容定員が未充足であるため、今後は、入学者選抜方法の検証を含め、学生の確保のための戦略的かつ中期的な対応に期待したい。

アドミッション・ポリシーに沿って、多様な方法による入学者選抜を実施している。入試問題については学長が委嘱する問題作成委員が作成しており、問題作成の過程において、問題作成委員間による相互チェック、校正委員によるチェックといった確認を行う体制を整えている。入試・広報部において、次年度の入学者選抜に関する制度設計を行い、入試・

広報委員会、学科・専攻会議、教授会にて審議している。

〈改善を要する点〉

○現代社会学部現代社会学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○文学部英語学科の収容定員充足率が低いので、入学者確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「総合的教育・学習支援の方針」を掲げ、教学組織と事務組織との教職協働で学修支援を実施している。教員によるアドバイザー制度を設けており、学業・学生生活全般に関する種々の事柄について助言を行っている。また、「教学支援部教務班」を中心に、履修登録の相談、オリエンテーションや個別相談による学修支援も行っている。事前指導を受けた学部生により、学修支援を行う LC(Learning commons)スタッフ、授業準備のサポートを行う SA(Student Advisor)、障がいのある学生へのサポートを行う学生サポートスタッフ、留学生チューターなどの学修支援活動を行っている。障がいのある学生へは、「障がい学生支援室（学生サポートルーム「ラトナ」）」を置き支援している。アドバイザーである教員による面談では、中途退学、休学や留年に関する相談・助言などが行われている。オフィスアワーについては、全授業科目のシラバスに曜日・時間帯を明示し、全学生に周知・実施している。

〈優れた点〉

○三つのポリシーに加え、独自の方針として「総合的教育・学習支援の方針」を掲げ、学生に対する入学前から卒業時までの、学士課程教育の達成に即した正課内外の支援体制を整備している点は評価できる。

○LC スタッフ、SA、学生サポートスタッフ、留学生チューターといった学部生による学修支援活動が充実している点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「キャリア支援会議」を設置し、教育課程内外のキャリア支援の方針・実施状況を共有することで、充実したキャリア教育を実現するための体制を整備している。教育課程においては、全学共通科目に科目群を配置し、キャリアに関する学修機会を提供している。教育課程外におけるキャリア支援では、インターンシップ、企業と協同した「筑女“めざめ”プロジェクト」等の活動機会を提供し、学生の自主活動への支援も行っている。また、キャリアガイダンスを実施し、インターンシップなど進路に向き合う機会を提供している。連携推進部進路支援班によって全学生と個人面談が行われ、相談内容は「学生カルテ」により教職員間で情報共有されている。キャリア支援を含む幅広い利用に対応した「みんなの広場ディーパ」を設置している。各種ガイダンスや多様なプログラムを開催するほか、「採用試験報告集」を刊行し就職試験を支援している。

〈優れた点〉

○企業と協同した課題解決型学修である「筑女“めざめ”プロジェクト」など、多彩で細やかなキャリア支援を行っている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、「学生部」「学生サポートセンター」「教学支援部学生サポート班」を設置している。「学生サポートセンター」には、学生の心身に関する健康相談を行う保健室、心的支援を行う学生相談室や、障がいのある学生への合理的配慮などの修学支援やノートテイクを行うサポート学生の育成のための「障がい学生支援室（学生サポートルーム「ラトナ」）」を設置している。留学生への支援については、「国際交流センター」で行っている。学生の課外活動に対する指導や支援については、ボランティア活動への支援の他、学生の自治組織「学友会」への適切な助言、学生自身がアイデアを生かしながら課題に取組む「学生チャレンジプロジェクト」への活動資金の支援などを進めている。奨学金など学生に対する経済的な支援については、奨学金や学生生徒等納付金の減免に関する制度を整備し、「教学支援部学生サポート班」が行っている。

〈優れた点〉

○学生自身がアイデアを生かしながら地域貢献やキャンパスの活性化などの課題に取組む「学生チャレンジプロジェクト」による課外活動への支援を行っている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積は設置基準を満たしている。また、教育研究活動を行う施設を適切に整備し、幅広く利用している。建物は耐震基準に適合している他、適切な保守点検が行われている。図書館は 2 か所に設置され、十分な学術情報資料を確保している。ICT（情報通信技術）環境については、コンピュータ演習室、小演習室、自習室にパソコンを設置しており、ICT スキルやリテラシーの修得、レポートや資料の作成、自主的学修などに有効活用している。また、全館で無線 LAN を整備している。

バリアフリー化については、各建物に自動ドア、エレベータ、昇降機、多目的トイレを整備している。

また、授業を行う学生数については、受講者数の上限を授業種別に設定し、適切に管理している。

〈優れた点〉

○「筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言」を掲げ、病気や障がいのある学生・教職員、文化的多様性や性的多様性を持つ学生が快適に過ごすことのできる環境整備やキャンパスのバリアフリー化を積極的に推進している点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握について、複数の方法により行われている。まず、授業に関するアンケートを各学期に 2 回ずつ実施して意見を把握し、フィードバックしている。次に、「全学協議会」を毎年度開催して「学友会」の役員と学長をはじめとする教職員で協議を行い、事業計画や業務改善に反映している。大学

院では、大学院生と教職員による意見交換会「FD サンガ」を開催している。

また、4 年に 1 度の「学生生活実態調査」により学生の意見・要望をくみ上げている。その結果をまとめた冊子を全教職員に配付し、「FD/SD 研修会」で共有の上、業務改善に反映している。アドバイザーが学生相談の窓口として把握した意見・要望は、学科と教学支援部学生サポート班とで共有されている。心身に関する健康相談については、保健室、学生相談室、「障がい学生支援室（学生サポートルーム「ラトナ」）」が連携し対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部、学科と大学院の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーを、ホームページ、学生便覧、冊子「基本理念と教育目標」等に掲載し、学内外に周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、学則や履修規則に定め、学生便覧で周知している。進級基準については、「卒業研究」等の履修要件を設定し、計画的な学修を促している。各授業科目のシラバスにおいて、当該授業科目が目的としているディプロマ・ポリシー、成績評価方法・基準や配点等を定めている。GPA(Grade Point Average)による学修支援と退学勧告については、該当学生の調査、該当学生の状況把握、学修指導の実施等を適切に行っている。卒業認定基準などの厳正な適用については、基準を充足した学生について、教授会において意見を聴取した上で、学長が卒業を認定している。

〈参考意見〉

○シラバスの一部科目において、授業外学修時間を含む授業計画や成績評価基準が明示されていない等の不備があるので、全科目の記述内容について確認の徹底が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
大学、学部、学科と大学院の教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、学生便覧等に掲載し、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーは、教育内容、教育方法、学修成果の評価に関する基本方針を定め、ディプロマ・ポリシーとの一貫性のある教育課程の編成を行っている。また、カリキュラム・マップと「開講科目表」を作成して、学生便覧やオリエンテーションを通じて周知している。シラバスについては、全ての授業科目について作成し、記載事項に「到達目標（DP キーワード)」を設けている。履修登録単位数の上限設定を行い、単位制度の実質化に努めている。教養教育については、「2023 年度学士課程教育改革に関する方針」のもと、実施している。継続的な教育改善を推進するために、「統合教育センター」の設置、「FD/SD 研修会」の実施を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・マップで、ディプロマ・ポリシーと各授業科目がどのように関連しているかを明示しており、授業科目を学修することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果にどのようにつながるかを学生が自ら確認できるように示している。また、シラバスでは、「到達目標（DP キーワード)」の項目にディプロマ・ポリシーのキーワードを記載し、「DP 達成に向けて行う活動」で具体的活動を説明している。学修成果の点検・評価は、「DP 達成度調査」「アセスメントテスト」等により行っている。また、全学、学位、科目の三つのレベルで点検・評価することを目的に「アセスメントプラン」を策定し、定期的に状況を把握している。「アセスメントプラン」では、学生の学修成果の点検・評価について、実施時期・頻度、評価項目等を具体的に定めている。その結果については、「教学推進会議」の審議を経て、学科・専攻ごとに「アセスメント学科（専攻）会議」での検討資料として活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮できるように、学長を直接補佐する役職者として副学長と大学事務長を置き、「大学執行部会議」や「大学改革推進室」が学長の意思決定を支援している。学長や各部局の権限と責任は、規則等によって明確に定められている。副学長は、「副学長の選任及び職務に関する規程」によって位置付けと役割が明確に定められ、機能している。

教授会と研究科委員会は、学則や関連する諸規則に基づき、教育研究に関する重要事項について審議し、学長等に意見を述べる機関と位置付けられている。事前に意見を聴取する事項についてはあらかじめ学長が定め、周知している。

事務組織は、適切に職員を配置し、各種委員会やプロジェクト活動等、教職協働体制で教学マネジメントの実務を推進している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、必要な専任教員と教授を適正に配置している。各種免許と資格の必要専任教員数や教員として必要な資格要件についても、教職課程認定基準その他の基準をそれぞれ満たしている。

教員の採用・昇任については、大学全体の人事計画に基づき、「筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程」「筑紫女学園大学教育職員の任用申請及び候補者選定の手続き要領」

「筑紫女学園大学教育職員資格審査委員会内規」「筑紫女学園大学教育職員資格審査基準内規」等の規則や手続きにのっとり、適切に運用している。

教員研修については、「FD/SD 研修会」「基本理念と教育目標」発表会等の活動を「統合教育センター」が中心となって、全学的に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質・能力の向上のための研修については、毎年度「SD 実施方針」と「SD 実施計画」を策定し実施している。また、「SD 実施計画」では、従来の事務職員を対象とした研修だけでなく、大学執行部役職者の経営理解や FD も含むものと定義し、SD と FD を一体的に取組むことで、教職協働による大学運営を機能させることを目標としている。

事務職員に特化した能力向上とキャリア形成という点では、「自己啓発サポート制度」を設けているほか、多様な e ラーニング教材からの選択形式の研修を導入し、事務職員の能力向上とキャリア形成に取組んでいる。

〈優れた点〉

○「自己啓発サポート制度」の設置、高等教育に関する知識を網羅した e ラーニング教材からの選択形式の研修を導入し、事務職員の能力向上とキャリア形成に努めていることは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員全員に空調、インターネット環境、机・椅子・書架等の基本的な設備・備品を備えた個人研究室を整備し、快適な研究環境を整備している。

研究倫理教育とコンプライアンス教育に関しては、科学研究費助成事業関連の説明会を中心に、学内外の講師により定期的に実施している。

研究活動への資源配分に関しては、「筑紫女学園教学関係予算配分規程」「筑紫女学園大

学研究助成費に関する細則」等の規則を定め、ルールと手続きを明確化し、個人研究費を配分している。また、選考手続きを経て支給する資金として、「特別研究助成費」「学術出版助成費」「在外研修助成費」「海外出張助成費」等がある。

〈優れた点〉

○研究を支援する研究費として個人研究費のみならず、「特別研究助成費」「学術出版助成費」「在外研修助成費」や「海外出張助成費」等を設け、教員の研究の促進を積極的に支援していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、関連する法令を遵守し、法令の趣旨に従った法人の諸規則を制定して、適切な運営を行っている。情報の公表については、法令にのっとってホームページ等で適切に実施している。

法人の中期計画「筑女プラン 2023」や「筑女プラン 2028」に基づく計画的な運営によって、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

環境保全や人権啓発活動、安全等への配慮に係る活動にも取組んでいる。危機管理については、「学校法人筑紫女学園危機管理規則」を制定して、法人全体の危機管理の基本的な考え方、責任者や組織体制等の基本的な事項を定めている。「危機管理基本マニュアル」を整備し、避難訓練・消防訓練を毎年度、実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為により、理事会を法人の最高意思決定機関と明確に位置付けている。理事会は定例での開催に加え、必要に応じてその都度開催している。法人の管理運営に関する基本事項と重要事項を審議し、適切に運営されている。理事は寄附行為にのっとり適切に選任されており、理事会への理事の出席状況は良好である。

理事会から委任された事項の審議・決定を行う常任理事会を設置し、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常任理事会で審議する教学部門に関わる議案については、大学執行部会議の議を経て学長から上程されており、法人と大学との意思疎通は適切に行われている。また、理事会と常任理事会での決定事項や報告事項は、大学執行部会議や教授会で報告され、法人と大学との円滑な連携を図っている。理事長は常任理事会を招集して議長を務めており、法人の重要事項の審議・決定においてリーダーシップを発揮している。教職員の意見は、大学の各種委員会やプロジェクトによって幅広くくみ上げられている。

監事、評議員については、選任は寄附行為にのっとって適切に選任されており、理事会や評議員会への出席状況は良好である。監事は理事会と評議員会で意見を述べ、監事と評議員会が法人と大学全体に対するチェック機能の役割を担っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年度に「筑女プラン 2023」を策定し、財政収支健全化として最終年度となる令和 4(2022)年度決算にて経常収支黒字化と人件費比率の目標を設定した。また、「財政健全化推進委員会」を設置し、人件費削減と入学定員の充足による収支改善を図った結果、令和 4(2022)年度には、人件費比率の目標値を達成しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

外部資金については、寄付金収納システムの導入のほか、科学研究費助成事業獲得のための対面による研修会をはじめ、外部のオンラインセミナーも利用した「科学研究費助成

事業研修会」等を実施している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人筑紫女学園経理規程」「学校法人筑紫女学園経理規程施行細則」や「学校法人筑紫女学園資産運用管理規程」等に基づき適正に実施している。

また、会計監査については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査と私立学校法に基づく監事による監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

予算と著しくかい離がある決算額の科目については、補正予算を編成し、寄附行為の定めに基づき評議員会と理事会の手続きを経て、決定・執行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進する取組みの一つである「基本理念と教育目標」の活動の理念を、内部質保証の指針として冊子「基本理念と教育目標」に明示している。

内部質保証の組織体制として、「大学執行部会議」「統合教育センター」「学部運営会議」「教学支援部教学推進班」等を整備し、「基本理念と教育目標」の取組みと中期計画の進捗管理を毎年実施している。

「統合教育センター」と「教学推進会議」が企画立案を担当し、学部・学科による「アセスメント学科（専攻）会議」「学部運営会議」で点検・検証し、学長を責任者とする「大学執行部会議」で承認する組織的な責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
認証評価に対応した自己点検・評価に加えて、毎年度実施する「基本理念と教育目標」の取組みを中心とした自己点検・評価と、法人の中期計画である「筑女プラン」の当該年度の点検・評価を実施している。
「基本理念と教育目標」の取組みは、「アセスメントプラン」に基づくデータ分析、「IR 推進委員会」の分析結果等のエビデンスに基づき、「PCA シート」を活用して、具体的な達成目標や評価指標を明示した上で活動することで、着実に成果を挙げているとともに、課題を次の中期計画の施策につなげている。自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、概要を社会に公表している。
「大学執行部会議」のもとに「IR 推進委員会」を置き、教育目標を達成するために、教育活動に関する諸データについての分析と情報提供・助言等を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを起点として「アセスメントプラン」を策定し、学修成果を評価し、「PCA シート」により達成目標・行動目標を設定し、教育研究活動の改善・向上につなげている。
「筑紫女学園改革指針～新中期計画の策定に向けた基本指針～」に基づき、平成 30(2018)年に「筑紫女学園中期計画」を策定し、平成 31(2019)年 3 月には「筑紫女学園大学改革基本計画」を策定している。その後、「アセスメントプラン」「PCA シート」を導入し、教学マネジメントシステムサイクル活動の中で、令和 4(2022)年度に三つのポリシーの見直しを行い、令和 5(2023)年度の全学的なカリキュラムの改正につなげており、中期的な計画に基づく活動として、内部質保証の仕組みは機能している。
なお、前回の大学機関別認証評価の結果を踏まえ、法人・大学の運営体制を改善している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

A－1. 大学の使命に基づく地域連携・社会貢献

A-1-① 教育・研究の成果を踏まえた社会貢献

A-1-② 地域の一員としての課題の共有、開かれた大学の実現

A-1-③ 学外の諸機関との連携、地域・社会の発展への寄与

【概評】

建学の精神に基づく取組みの一環として、「教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する。」「地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す。」「学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する。」の視点のもと、「臨床心理センター」「ボランティア活動支援センター」「社会連携センター」「女性活躍支援センター」「宗教教育センター」「人間文化研究所」を設置し、地域連携・社会貢献活動を推進している。これらのセンターと研究所では、相談業務、履修証明プログラム、文化財調査等、教育研究を踏まえた幅広い社会貢献活動を行っている。

また、地域社会からの期待や要望に応える形で、近隣の自治体等と連携して、学生の派遣や施設の開放を行い、開かれた大学を実現している。自治体、企業との連携事業では、学外の機関と連携協定を締結し、ボランティア活動などを通じて、学生に社会人基礎力等のスキルを意識させる機会を作るとともに、大学の人的・知的資源を提供することで、地域・社会の発展に寄与している。このことは、地域社会や教育現場等から高い評価を得ている。また、学生のボランティア活動等への参加意欲が高く、学生の感想からも大変有意義な活動であることが示されている。

地域連携・社会貢献に関わる事業についても、「筑女プラン」で定めた計画に沿ってPDCA サイクルを構築しており、目標に向けて着実に事業を推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ダイバーシティ推進宣言

建学の精神に基づき、学生・教職員をはじめとする本学の一人ひとりが、自らを見つめ、自らを信じて未来へと歩む行動力ある人となり、あらゆる人を尊び、多様性を包摂する社会の実現に資する大学となるため、平成 31(2019)年 4 月に「筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言」を学内外に公表した。この宣言に基づき、学内の修学・教育・研究・就業のあらゆる面からジェンダー、年齢、国籍、人種、民族、出自、文化、言語、宗教、障がい、病気、セクシュアリティなどを理由とする不自由や差別、排除をなくすべく、大学におけるダイバーシティ推進への歩みを進めている。

令和 4(2022)年度においては、12 月に「第 4 回 CJ ダイバーシティマンス」として、以下の取り組みを行った。

令和 4 年度「ダイバーシティマンス」の取り組み

日程	企画内容	主催
11 月 30 日	「発達障害は個性か否か？」	人権委員会（大学総務班）

12 月 3 日	「生きづらさを抱える少女の居場所づくり」	学生サークル「LYKKE」
12 月 6 日	「生理の貧困」 ～女性を取り巻く環境について考える～	学生サークル「LYKKE」
12 月 7 日	インドの競争社会・教育から多様性を考える 映画上映会	仏教研修生・インド映画を見る会 （人間文化研究所）
12 月 8 日	「男性学・男性性研究から考えるジェンダー平等 ～多様性を活かす組織と働き方～」	女性活躍支援センター
12 月 10 日	「Mari kita mencoba! 多様性の国インドネシア を体感する音楽・舞踊ワークショップ」	英語学科
12 月 12 日～ 12 月 16 日	留学フェア （短期海外研修参加学生による報告会等）	国際交流センター
12 月 14 日	「深層的ダイバーシティ」を考える映画上映会	仏教研修生・インド映画を見る会 （人間文化研究所）
12 月 14 日	「ドリアンと考える“普通”と“らしさ”」 ショー＆講演会	「筑紫女学園大学におけるマイノリティ支援とダイバーシティ推進のあり方について」研究会
12 月 21 日	多様性（カースト問題）を考える映画上映会	仏教研修生・インド映画を見る会 （人間文化研究所）

2. コロナ禍における学生への支援

令和 2(2020)年度以降、今日に至るまで、新型コロナウイルス感染症による学生への影響に対して、奨学金などの経済的な支援や授業（遠隔授業）支援のみならず、日常生活に寄り添う支援を実施している。具体的には、同窓会「紫友会」や連携協定先である企業・団体等の協力を得ながら、アルバイト収入・仕送り等の減少により食事や物資調達に困っている学生を対象に、食糧支援や物品支援を行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 63(1988)年度
所在地　　福岡県太宰府市石坂 2-12-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	日本語・日本文学科　英語学科　アジア文化学科
人間科学部	人間科学科
現代社会学部	現代社会学科
人間科学研究科	人間科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 27 日	実地調査の実施　　11 月 28 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 29 日	11 月 29 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

37 中国学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、教学の理念「自律創世」に基づき、大学の個性・特色を反映して大学学則・大学院学則に具体的かつ簡潔に文章化するほか、各種媒体や周知の機会に理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、社会情勢、在学生や高校生及び社会ニーズなどを踏まえ、外部評価委員会や学部将来構想検討会等を経て適切に見直しを行い、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に概ね反映している。令和 2(2020)年に策定した中期計画は、使命・目的及び教育目的を達成するための具体的施策や達成度を評価するための指標等を、令和 5(2023)年度中に設定すべく継続的に取組んでいる。また、大学は 3 学部 3 学科、大学院は 2 研究科、教育研究支援組織として事務組織及び五つのセンターを整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、全学及び各学部・研究科で策定し、適切な媒体を通して周知している。入学者の募集・選抜・検証は適切な体制のもとに行っているが、恒常化している収容定員未充足の学科は抜本的な対策による入学者増加が課題となっている。教職協働による教務委員会は、TA(Teaching Assistant)などの学修支援体制を整備・運営するほか、退学勧告制度を活用した中途退学対策の充実に努めている。就職支援センターは、インターンシップなどのキャリア教育のほか、就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。また、積極的なセミナーの活用や学生の自治組織への学生生活支援などを行っている。併設の短期大学と同一のキャンパスは、設置基準や耐震基準を満たした校地や建物・施設設備等の学修環境が整備され、教育効果に配慮した 1 クラスの学生数を管理し、「学長と語る会」をはじめ学生の意見・要望への対応も適切に整備・運営されている。

〈優れた点〉

○年 4 回開催される「学生支援セミナー」では、学生生活に密着したテーマを取上げ、学生の参加率も高く、大学全体で積極的に活用している点は高く評価できる。

○学生の自治組織である学友会活動については、学生部の支援のもと、リーダーとしての資質向上及び組織活性化を目的に、学友会執行部・各サークル部長に対し、「リーダーズセミナー」を実施し、協調性や心身の鍛錬、人間形成を図っている点は評価できる。

○学修支援の一環として実施する授業評価アンケートは高い回収率を保持し、学生の意見・要望の把握、分析に活用している点は高く評価できる。

○「学長と語る会」や学生生活向上委員会を設け、学生の積極的な意見をくみ上げるとともに、それらの意見を学修環境等の改善に生かしている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、全学及び各学部・研究科の教育目的を踏まえて策定し各種媒体を通して適切に周知している。単位認定、卒業認定、修了認定は教務部で確認し、厳正に判定する体制を整えているが、試験及び追試験等の規則化により、一層の厳格化が望まれる。シラバスを含め、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法等を工夫し改善に努めている一方、編入生及び卒業年次生の年間履修登録単位数の上限を適切に設定することが望まれる。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、令和 5(2023)年度からアセスメント・ポリシーに基づく体系的な学修成果の点検・評価を行っている。授業評価アンケートなどの各種アンケート結果や資格取得状況等を教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐体制として 2 人の副学長を置き、権限の適切な分散と責任を明確化し、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが発揮できる体制や規則を整備している。教授会などの位置付け及び役割は明確になっているが、学則改正において学則の規定とは異なる機関で審議を行っている点や、大学院研究科委員会規程の改正が未整備な点などは適切な対応が望まれる。教学マネジメントの遂行に必要な職員は、関連する規則を定め、大学及び大学院それぞれの設置基準を満たした教員数を確保し配置している。授業・教育方法の改善のための FD(Faculty Development)や授業評価アンケートなど組織的な取組みを行っているが、公開授業の教員の参加が低調で取組みの強化に期待したい。職員の資質・能力の向上は SD(Staff Development)のほか、OJT を基本に実施している。研究環境を整備し、研究倫理に関する規則や適切な資源配分など研究支援体制を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人中国学園寄附行為」やガバナンス・コードをもとに、適切な情報の公表を含め経営の規律と誠実性の維持に努めている。使命・目的の実現に向けた中期計画を策定し、毎年の自己点検・評価を通して継続的な努力を行っている。省エネルギー活動及びハラスメントや危機管理に関する規則を整備し、環境や人権、安全に配慮している。法人の最高意思決定機関である理事会は定例及び臨時で開催しているが、一部で書面開催や議事録の未作成があるほか、評議員会への諮問に関し規則の遵守がおろそかな部分があることから、規則に則した適切な運用が求められる。理事会、評議員会、理事会の下部機関である常任理事会には教学部門の責任者が出席することで、法人と大学の意思決定の円滑化及び相互チェックは機能している。評議員会の運営及び評議員会や監事によるチェックは概ね機能している。収容定員未充足を主因に財務面で不安定な状況が続いており、具体的な中長期の財務計画の作成が求められる。会計処理については適正な体制と厳正な実施を行ってい

る。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は、学則及び内部質保証推進委員会規程に明示し、内部質保証推進委員会、その下部組織の自己点検・評価委員会及び各部局内部質保証推進委員会を恒常的な組織として設置している。自己点検・評価は、学則、大学院学則及び関連する規則にのっとり、エビデンスや IR センターによる教学に関するデータ等を踏まえて自主的・自律的に毎年度実施している。自己点検・評価の結果は、自己点検評価書を学内で共有し、ホームページを通して社会へ公表している。中期計画に具体性が乏しいことから、法人運営を含めた大学全体の質保証の実質化が求められる。また、学則改正や理事会・評議員会において規則と異なる取扱いや運営を行っており、内部質保証の機能性の強化が求められるが、自己点検・評価は三つのポリシーを起点とした内部質保証による教育の改善・向上に反映している。

総じて、教学の理念に基づき、使命・目的及び教育目的を定め、それらを踏まえた三つのポリシーに沿った教育課程、学修支援及び学修環境の維持に努めている。学長補佐体制や教職協働による教学運営により教学マネジメントは有効に機能している。学生確保と健全な財務基盤の確立及び規則にのっとった大学運営が今後の課題となっている。内部質保証に関する教育の質保証は PDCA サイクルの仕組みが構築されているが、法人運営を含めた大学全体の質保証の仕組みの確立及び規則の遵守による内部質保証の機能性の発揮に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献の推進」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属こども園との連携・協働
2. 全学部対象の海外語学研修・留学支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、教学の理念である「自律創世」に基づき、簡潔に文章化し、大学学則・大学院学則に明文化している。大学の個性・特色である「地域との連携」「豊かな人間性と専門的能力」を反映した使命・目的及び教育目的は、外部評価委員会や学部将来構想検討会での協議・検討を経て、社会情勢、在学生や高校生及び社会ニーズなどに対応した見直しを行い、学則、学生便覧、大学案内、ホームページなどの媒体を通して分かりやすく説明している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しは、役員も含めた全教職員で議論し、役員等には理事会・評議員会で事業計画とガバナンス・コードの適合状況に関する協議を通して、教職員には自己点検・評価の中で確認することで理解と支持を得ている。また、学内には毎年の自己点検評価書や学生便覧で、学外にはホームページや入試説明会、オープンキャンパスなどで周知している。令和 2(2020)年に策定、令和 3(2021)年に改正した 7 年間の中期計画は、全学及び各学部・研究科の三つのポリシーを概ね反映している。使命・目的及び教育目的を達成するために、大学は現代生活学部人間栄養学科、子ども学部子ども学科、国際教養学部国際教養学科の 3 学部 3 学科、大学院は現代生活学研究科人間栄養学専攻、子ども学研究科子ども学専攻の 2 研究科を設置し、教育研究活動支援の事務組織及び五つのセンターを整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは、全学及び各学部・研究科で策定され、ホームページをはじめ学生便覧等の適切な媒体を通して周知されている。アドミッション･ポリシーに則し、入試広報部が学生募集・広報活動を、入試委員会が入試選抜方法の検討を行い、学長を委員長とする入試実施委員会において入試問題の作成を行っている。また、入試委員会において入学者選抜方法について適切な検証が行われている。全ての学科において収容定員の未充足が続いているが、外部委託によるデータ収集と分析に基づいた募集戦略の検討、カリキュラムの変更、高大連携の強化や高校訪問などの学生募集活動により、入学生の確保に努めている。

〈改善を要する点〉
○現代生活学部人間栄養学科及び国際教養学部国際教養学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

〈参考意見〉
○子ども学部子ども学科の収容定員充足率が低いため、学生確保に向けた更なる取組みが望まれる。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
教務部及び教務委員会は、教職協働のもと全学の学修支援体制を整備し、適切に実施・運営している。「中国学園大学ティーチング・アシスタントに関する要綱」が定められ、大学院生による TA の体制が整っている。子ども学部では上級生が下級生の学修支援を行う SA(Student Assistant)が配置されている。また、全専任教員が週 2 回のオフィスアワーを設け、学修支援できる環境が整っている。「障がい学生修学支援規程」が制定され、合理的配慮を申請した学生に対する対応が明確になっている。各学部は「退学・休学者に対する支援内容・経過報告書」に基づき情報共有を図るとともに、令和 5(2023)年度から導入した新教務システムによる GPA(Grade Point Average)を活用した退学勧告制度を活用し、

対応策を講じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部では実習やインターンシップ等、キャリア教育に関連した授業科目を提供しており、専門領域に関連したキャリア教育のための体制が整っている。また、子ども学部では授業科目以外で小学校教員、幼稚園採用試験対策セミナーが実施されている。就職支援センターでは就職ガイダンス、「就活ガイド BOOK」や「CRICS」を通じた求人情報等の発信、インターンシップ、オンラインプチセミナーが行われている。また、センターには求人情報、就職活動関係の図書やビデオ、新聞のほか、卒業生の就職活動報告書が保管されており、学生がいつでも閲覧、視聴できる環境が整っている。センターでは職員が常駐し、個別の相談に応じているのに加え、チューターやゼミの指導教員も就職の相談、助言を担っており、教職員で連携しながら就職・進学に対する相談、助言体制が整備され、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

中国学園大学学生生活委員会が設置され、定例会議を通して教職員間で情報共有を行っている。また、学生部学生課を中心に学生サービス、厚生補導が行える体制が整っている。保健室、学生相談室にそれぞれ看護師、臨床発達心理士が配置され、学生相談・心身に関する健康相談、心的支援等が行われている。学生部が各奨学金制度の情報を学生に提供し、個別相談、アルバイトの紹介を行っている。また、日本学生支援機構や地方公共団体等の公的支援のほか、大学独自の奨学金制度を設け、経済的な支援を行っている。

自宅からの通学が難しい学生のために、大学正門の近接に学生寮を設置し、県内外の遠隔地から入学する学生と保護者の経済的負担を軽減している。また、沖縄県からの入学者に対しては、寮費減免の支援を行っている。

〈優れた点〉

○年 4 回開催される「学生支援セミナー」では、学生生活に密着したテーマを取上げ、学生の参加率も高く、大学全体で積極的に活用している点は高く評価できる。

○学生の自治組織である学友会活動については、学生部の支援のもと、リーダーとしての資質向上及び組織活性化を目的に、学友会執行部・各サークル部長に対し、「リーダーズセミナー」を実施し、協調性や心身の鍛錬、人間形成を図っている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、併設する短期大学と同じキャンパス内に、校地、運動場、校舎及び図書館等を設置し、設置基準及び耐震基準を満たしている。教育目的達成のため、授業に必要な実習施設及び設備、適切な規模で学術情報資料を有する図書館及び情報処理センターのもとICT（情報通信技術）施設等の学修環境を整備し、有効活用している。各教室には、使用目的に応じ、マイク等の音響設備、視聴覚設備機器を設置している。また、実験・実習室についても教育課程及び資格養成施設としての基準が求める機器・備品を整備している。障がいのある学生に対しては、バリアフリー化した教室で授業を受講できるように調整するなど、適宜対応する体制が整っている。授業を行う 1 クラスの学生数は、教育効果を十分に上げられる人数になるよう適切に管理されているとともに、栄養士法施行規則及び指定保育士養成施設指定基準を遵守した人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望に対し、全学で毎学期末に学生による授業評価アンケートを実施、その結果に対して担当教員は所定の用紙にコメントし教務部に提出している。また、授業評価アンケートの回収率を上げるために、学生がアンケートに回答しやすい工夫をしている。アンケートの結果、注意すべき点が生じた教員に対しては、教務部長が学長へ報告し、必要に応じて学長がヒアリングを行うなど学生の意見・要望の把握・分

析と検討結果の活用が行われている。学生生活、学修環境、施設や設備に関する学生の意見や要望は、チューターやゼミ指導教員のほか、「学長と語る会」「リーダーズセミナー」「学生生活向上委員会」「学生生活実態調査」「意見箱」などを通じて把握・分析し、検討結果が活用され、施設や設備の改善を行っている。

〈優れた点〉

○学修支援の一環として実施する授業評価アンケートは高い回収率を保持し、学生の意見・要望の把握、分析に活用している点は高く評価できる。

○「学長と語る会」や学生生活向上委員会を設け、学生の積極的な意見をくみ上げるとともに、それらの意見を学修環境等の改善に生かしている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーをもとに、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学生便覧、ホームページ、大学案内等に掲載し、学内外に周知している。

単位認定基準はシラバスに掲載されており、教員から提出された成績と出欠表を教務部で確認し、単位認定が厳正に行われていることを確認する体制が整っている。

卒業認定と修了認定については、個々の学生の修得単位数等を教務部が確認し、各学部・研究科において学位論文の審査等を行った上で、教務委員会を経て教授会において卒業判定を行っている。また、各研究科においては、学位論文審査基準を明確にしており、厳正に審査している。

〈参考意見〉

○試験、追試験の実施について学生便覧に示しているが、規則が定められていないことから、規則化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、各学部・研究科における教育目的を踏まえて定められ、学生便覧、シラバス、ホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確認するためにカリキュラムツリーを作成し、教育課程委員会等において三つのポリシーの妥当性を確認し必要に応じて改定するとしている。また、カリキュラムツリーやナンバリングを用いて体系的な教育課程を編成し実施している。シラバスは、到達目標、授業内容の概要、授業時間数、成績評価の方法・基準などが適切に整備されている。教養教育は、学部ごとに卒業要件として修得単位を定め、教育課程委員会及び全学の教務委員会でカリキュラムの実施体制を審議・決定しており、適切に実施している。全教職員参加の FD 研修会を通して、アクティブ・ラーニングなどの授業内容・方法に工夫を加えるとともに、学生による授業評価アンケート結果から教授方法の改善に努めている。

〈参考意見〉

○編入生と卒業年次生において、年間の履修登録単位数の上限を設定していないため設定することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの中の四つの観点を踏まえ、学生が獲得できる学修成果を一体化し明示している。令和 4(2022)年度までは、在学中、卒業時、卒業後の 3 段階に分けたアンケートや実績等をもとに分析し、それをフィードバックしていたが、令和 5(2023)年度からは新教務システム導入に伴い、アセスメント・ポリシーに基づく体系的な学修成果の

点検・評価を行っている。教育内容・方法等の改善のための授業評価アンケートは即時的に授業担当の教員に対してフィードバックを行っている。また、卒業時に把握できる資格取得状況及び就職状況は、評価結果が得られた段階で情報を整理し、次年度の教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐として 2 人の副学長を配置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築しており、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。学則の改正手続きにおいて規則が遵守されていないものの、内部質保証推進委員会規程などの規則を整備し、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを確立し、発揮されている。教授会などの組織上の位置付け及び役割は規則に定められているものの、大学院研究科委員会規程については見直しの必要がある。教学マネジメントを機能させるために必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学則の改正について学則第 53 条で評議会の議を経て行うとしながら、評議会を経ず、幹部会と称する機関で審議しており、学則に反していることについて改善を要する。

○大学院研究科委員会規程において平成 26(2014)年の学校教育法第 93 条の改正の趣旨を踏まえ同法第 2 項及び第 3 項に関する見直しがなく、大学院研究科委員会の役割が不十分である点について改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、それぞれ大学設置基準及び大学院設置基準を満たした教員数を確保し、各学部・学科における資格取得に必要な専任教員を適切に配置している。また、教員の採用・昇任については公募を原則に、関連する規則を整備し適切に運用している。

FD 活動の一つである公開授業に関しては教員の参加が低調であり、一層の活性化が望まれる。「中国学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づく FD 委員会は、教育内容・方法等の改善の工夫・開発をテーマに、FD 活動として全学で研修会や授業評価アンケートを毎年実施し見直しを行っている。

〈参考意見〉

○授業・教育方法の改善のための FD 活動として公開授業を行っているが、令和 4(2022)年度の教員の参加率は高いといえないため、教員の自主的な教育内容・方法等の改善の工夫・開発の取組みが望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために日常業務での OJT を基本とするほか、「中国学園大学・中国短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を定め、同委員会は毎年度 SD 研修会を企画・実施している。SD 研修会は全教職員を対象に FD 活動と一体的に行うほか、職員を中心とした単独での SD 研修会を展開している。その他の SD 活動として、文部科学省や私立大学協会、大学コンソーシアム岡山等が主催する学外で実施される研修会等に参加し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを適切に行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

講師以上の専任教員には研究室が与えられ、実験室や各種準備室も整備されている。在外研修員制度も整備されている。研究成果を公表する日本語と英語の紀要を発行しており、リポジトリとして論文をホームページでも公開しており、研究環境の整備と適切な運営・管理が行われている。

不正行為の防止、公的研究費補助金の取扱い、人間を対象とした調査及び実験等の研究に関する倫理審査等、研究倫理に関する種々の規則を整備し運用しており、研究倫理の確立と厳正な運用が行われている。

「個人研究費の取り扱いについて（内規）」を整備し、研究活動への資源の配分が行われている。科学研究費助成事業については補助制度を設定し、外部資金導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人中国学園寄附行為」で法人の目的を定め、大学の自主的な運営についてガバナンス・コードを策定し適切に運営を行っており、理事会の議事録が一部未作成ではあるものの、寄附行為や法省令等が定める情報をホームページ等で適切に公開し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、使命・目的の実現に向けて中期計画を策定し、持続的かつ計画的に事業を推進しており、毎年度、事業報告を作成し、翌年度はその結果を反映させた事業計画を作成することにより、PDCA サイクルが適切に機能している。LED 器具への更新や冷暖房設備等の省エネルギー対策等の活動により環境保全に努め、ハラスメントや危機管理に関する規則、マニュアル等を整備し、環境や人権に配慮するとともに、危機管理の体制を整備している。

〈改善を要する点〉

○寄附行為第 18 条に基づき、令和 4(2022)年度 6 月理事会、令和 5(2023)年度 4 月及び 8 月理事会の議事録が作成されていないことについて、改善を要する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関として理事会が位置付けられ、3 月、5 月、12 月の定例開催のほか、一部書面開催を含むものの、必要に応じ臨時の理事会を開催し、使命、目的の達成に向けた意思決定のための体制を整備しており、法人及び設置校に関する重要事項を審議するなど適切に機能している。理事の選任について、寄附行為に明確に定めて適切に行っており、中期計画に基づき作成された事業計画を予算案とともに理事会で審議・決定している。また、日常的な意思決定は、理事会の権限を理事長・学長に規則に基づき委託し、理事会の下部機関として常任理事会、理事長の諮問機関として経営会議を設置し、適切に機能している。

〈改善を要する点〉

○令和 4(2022)年度 6 月理事会、令和 5(2023)年度 4 月及び 8 月理事会を書面開催していることについて、改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長・副学長が、評議員会には副学長・学部長が出席するほか、常任理事会には理事長、学長及び学内選出理事が出席し、各管理運営機関の意思疎通と連携を行っており、理事会、常任理事会、経営会議等の内部統制環境を整備し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。また、教員からの提案は各学科会議、幹部会及び経営会議で、職員からの提案は事務局連絡会、幹部会及び経営会議等を通じ、必要に応じ理事会へ提案する仕組みを整備している。私立学校法に定める理事長から評議員会への意見聴取や報告等で一部不備はあったものの、評議員会には学外の学識経験者や同窓生が多数加わり、理事会の活動をチェックする機能を果たしている。また、監事の選任について寄附行為に規定され、適切に選任されており、理事会及び評議員会に概ね適切に出席し、必要に応じて学校法人の業務等に意見を述べている。評議員の選任についても寄附行為に規定され、適切に選任されており、出席状況も概ね適切な状況である。

〈改善を要する点〉

○令和 4(2022)年 9 月の理事会において、「学校法人中国学園役員等の報酬及び費用弁済に関する規程」の一部改正を行うに当たり、私立学校法第 42 条に基づき、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴いていないことについて、改善を要する。

○令和 4(2022)年度の事業報告及び決算について、令和 5(2023)年 5 月の理事会で議決する前に評議員会に報告し、意見を求めていたことについて、私立学校法第 46 条に基づき改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「(1)収入の増加」「(2)経費の抑制」「(3)資産の運用管理」という三つの柱で、重点的な取組みと目標を示し、中期計画を策定しているが、具体的な施策及びその資金的リソースである財務計画がなく、財務運営についての中期的な展望が見えない状況にある。財務計画の策定を令和 5(2023)年度中に中期計画の見直しと合わせて取組んでおり、令和 4(2022)年度決算時点で純資産構成比率は高比率を維持しているものの、財務面では不安定になっている。入学定員の未充足が続いているため過去 5 年間の教育活動資金収支差額がマイナスとなっているものの、外部負債が少なく運用資産と比較しても十分な償還期間を有していることから当面の資金繰りには支障はない。収支バランスを保つために学生確保、私立大学等経常費補助金の確保、支出の抑制などに取組むとともに、科学研究費助成事業の獲得に向けたさまざまな取組みを行っている。

〈改善を要する点〉

○入学定員・収容定員未充足が全ての学科において恒常的であり、収支バランス及び財務基盤不安定化の大きな要因となっており、これに対する財務計画もないことから、入学定員・収容定員の充足に向けた中長期の財務計画の策定と施策など具体的な改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

日頃より公認会計士と情報交換を重ね、学校法人会計基準及び「学校法人中国学園経理規程」等の諸規則に基づき適正に会計処理を行っている。会計監査は、公認会計士と監事による監査体制を整備しており、例年 11 月の期中監査、会計年度終了後の 5 月に本監査を厳正に実施している。なお、予算と著しくかい離がある予算執行をせざるを得ない場合は、「学校法人中国学園経理規程」第 58 条に基づき、補正予算を編成することとしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則及び内部質保証推進委員会規程で示している。内部質保証のための組織体制及び責任体制は、全学の内部質保証の推進に責任を負う組織として学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置するほか、その下部組織として副学長を委員長とする自己点検・評価委員会及び各部局の長を委員長とする各部局内部質保証推進委員会を設置するなど、恒常的な組織体制を整備し、それぞれの役割と責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、学則及び大学院学則に定めるほか、関連する規則にのっとり、内部質保証推進委員会の下部組織である自己点検・評価委員会が主導し、全部局の全教職員参加のもと各部局内部質保証推進委員会が自主的・自律的に毎年実施している。また、実施した記録やその成果に関するデータ及びアンケート等のエビデンスを示しながら、自己点検・評価委員会が取りまとめた自己点検評価書を学内で共有し、ホームページを通して社会へ公表している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析のために、IR セン

ターを設置し、専任のセンター長のほか、各学部・事務局から選出の委員で構成する IR センター運営委員会が、教学 IR を主に自己点検・評価に活用している。

〈参考意見〉

○自己点検・評価を行いその結果及びエビデンスやデータを公表しているが、媒体や公表資料等での相違や不十分な検証を散見するので、現状把握のための組織的なチェック体制の強化が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証については、中期計画に具体性が乏しいことから、令和 5(2023)年度中に改正することとしている。また、教学及び理事会等の法人運営において、規則等に定めはあるものの、その遵守が不十分であり、今後の内部質保証の機能性強化に期待したい。

三つのポリシーの中でも特にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに焦点を当てたアセスメント・ポリシーを制定し、「大学全体レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」「学生個人レベル」の四つのレベルを設定している。各レベルでの現状把握と情報の可視化・共有化を行い、自己点検・評価による教育の改善・向上を反映させた教育の質保証に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○令和 2(2020)年 3 月に策定された「中国学園中期計画」には、具体的な施策や行程表及び目標値等の設定がなく、第三者で構成する外部評価の指摘も参考に、法人を含めた大学運営の改善・向上のための具体性を持った中期計画の策定について改善を要する。

○学則改正の審議に関し学則と異なった取扱いや大学院研究科委員会規程の未整備のほか、理事会・評議員会の運営に課題があるため、内部質保証が十分といえない点は改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・地域貢献の推進

A－1. 地方自治体との地域連携・地域貢献事業の推進

A-1-① 地方公共団体との連携協定締結の推進

A-1-②　地方公共団体との連携事業の拡充

A－2. 地域企業等との地域連携・地域貢献事業の推進
A-2-①　地域企業等との連携協定締結の推進
A-2-②　地域企業等との連携事業の拡充

A－3. 地域の高等学校との地域連携・地域貢献事業の推進
A-3-①　地域の高等学校との連携協定締結の推進
A-3-②　地域の高等学校との連携事業の拡充

A－4. 図書館における地域貢献事業の推進
A-4-①　図書館の地域開放
A-4-②　図書館の地域貢献事業

【概評】

大学は各学部の教育課程の特徴を生かした地域連携事業に取組んでいる。岡山県内の地方自治体との地域連携事業の活動には学生が積極的に参加しており、子ども学部が実施している「こども・あごらボランティア」では、活動計画、活動記録をマークシート等に記入し、活動の振返りが行われており、学生が地域連携の重要性を理解する機会になっている。大学と地域の間での連携協定に基づいて行われる行事に学生が参加することで、地域の課題の解決、地域の活性化にもつながっている。将来計画として、より多くの地方公共団体と連携を進めていくことになっているが、事業内容や規模と各学科、コースの在籍学生数を考慮しながら進める必要がある。

大学と地域企業との連携事業は、大学と企業等が保有する知的・人的資源を活用しながら地域社会の発展と人材の育成に寄与するものであり、学生が成長する貴重な経験であるとともに教員の研究活動にも資するものである。

大学は地域の高等学校と連携協定を締結し、出張講座や実習・授業参加を通じて、高校生のニーズを適切に把握し、地域貢献活動に取組んでいる。連携協定を結んでいる高等学校からは一定の入学者を迎えているが、「学校推薦型選抜（指定校）」との差別化を図り、入試区分のバランスを保ちながら学生数増加に期待したい。

大学図書館は「地域の中の大学」の図書館として、高校生以上の一般市民にも開放し、積極的な地域開放・地域との連携を運営コンセプトに掲げている。図書館を介して学生と地域、教員と地域、大学の知的財産と地域を結びつけることを目標の一つと位置付けており、大学の持つ知的財産を地域社会に提供し、地域社会の発展に貢献している。大学図書館は学生のための図書館にとどまらず、地域の知的財産としての機能を発揮している点は評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 附属こども園との連携・協働

平成 31(2019)年度に開園した幼保連携型認定こども園「中国学園大学・中国短期大学附属たねのくにこども園」が、附属園という特色を生かすために、本学との連携・協働事業を多様に行っている。その際、保育士・幼稚園教諭の養成を行っている子ども学部だけではなく、全学部が連携・協働事業に参画している点が特色である。

附属こども園との連携・協働事業は以下のように実施されている。

①大学の教育活動への附属こども園の連携・協働

子ども学部では、授業科目である「教育実習」「保育実習」「幼稚園教育実習研究」等を附属こども園で実施することで、実習指導を連携・協働して実施できている。また、授業科目や卒業研究の成果を附属こども園で子どもたちに発表したり検証したりしている。

令和 4(2022)年度は、例えば、教育実践学ゼミが独自に開発した教材を持って毎月園を訪問し、学生たちがそれを使って保育し、幼児音楽ゼミの学生によるミニミュージカルを附属認定こども園の子どもたちに上演した。

②附属こども園の教育・保育・研究への大学の連携・協働

附属こども園の教育・保育活動に対して、定期的に大学の教員・学生が参画している。

子ども学部が遊びや絵本、リトミックなどの活動を子どもたちと取り組むのはもちろんのこと、現代生活学部は附属こども園の一角にある菜園での野菜の栽培や収穫を子どもたちと一緒に行い、国際教養学部は子どもたちとの英語活動を定期的に行っている。

令和 4(2022)年度の園内研究に本学教員が参画し、その成果を『「面白い」「やってみたい」と心弾ませる子どもを目指して』（ASOBI 書房）として出版した。

③附属こども園の子育て支援事業への大学の連携・協働

認定こども園は子育て支援事業を実施しなければならないこととなっており、その事業の一つとして実施されている、地域に開放された子育てに関する講座である「子育て支援講座」に大学の教員が参画している。令和 4(2022)年度は、大学の教員が 4 回担当した。

・6 月 28 日「子どもに育てたい非認知的な力」副学長：住野好久
・8 月 23 日「親子のおとあそび」子ども学部：尾潟千咲
・10 月 28 日「バイリンガルの子供になろう」国際教養学部：森年ポール
・11 月 21 日「小学校入学までに大切にしたいこと」現代生活学部：森寺勝之

2. 全学部対象の海外語学研修・留学支援

本学は、語学教育センター・国際教養学部・国際交流員会が連携を取り、積極的に海外の大学との協定を結び、留学生の派遣及び受入れを行っている。国際教養学部では科目「セメスター留学」が開講されており、3～6 か月の留学が終了すれば、専門教育科目として 12 単位認定している。全学部の学生を対象とした 3 週間の海外語学研修として、令和 5(2023)年度より国際教養学部他学部開放科目「夏季語学研修」「春季語学研修」が開講され、所定の条件を満たし修了すれば、国際教養学部は専門科目として、他学部は教養教育科目の単位として 2 単位認定することになっている。

近年はコロナ禍のため実施できていなかったが、令和 5(2023)年度より再開することとなっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　岡山県岡山市北区庭瀬 83

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代生活学部	人間栄養学科
子ども学部	子ども学科
国際教養学部	国際教養学科
現代生活学研究科	人間栄養学専攻
子ども学研究科	子ども学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

38 筑波学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の建学の精神を「KVA 精神」として掲げ、これを踏まえて大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的について、具体的かつ明確に規定しており、簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的の策定は、役員・教職員が関与・参画する仕組みを構築し、理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的については体系的に整理し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、ホームページや配付物等の媒体を通じて、学内外に周知している。また、中長期計画へ反映する取組みも行っている。

大学を取巻くさまざまな情勢変化に伴い、大学名称の変更を計画するとともに、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を設置し、体制を整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神及び使命・目的に基づき、教育目的を十分に踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、学内外に明示、周知している。過去 5 年間収容定員未充足となっているものの、入試制度の改革や積極的な広報活動に努めた結果、改善の兆しが認められる。

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定を体系的に行い、実施体制を適切に整備・運営している。キャリアセンターとゼミ担当教員等が密に連携し、キャリア教育のための諸施策を実施するとともに、就職のための相談・助言体制を適切に整備し、運営している。

学生生活の安定のため、大学独自の奨学金制度、健康相談、心的支援などの体制を整備し適切に運営している。また、施設・設備計画に基づき、快適かつ安全な教育環境を整備し、適切に運営・管理している。学生の意見・要望を把握し、多面的な分析を行い、改善施策を行う体制を構築し、学生満足度の向上につなげている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定し､ホームページで開示するとともに、ガイダンス時の配付物に明記し、学生に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、成績評価を行っている。

教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、大学教育で育成するコンピテンシー及び評価基準になるルーブリックにより、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った編成により、適切な運用を

行っている。教授方法の工夫・開発と効果的な授業を進めるために、アンケート実施・授業改善報告書の作成、成績評価の IR(Institutional Research)分析・検証等、改善の取組みを組織的に行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用を行っている。さまざまな情報分析と総合的測定を行い、学修成果の点検・評価に努めている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。また、教学マネジメントの業務遂行に必要な職員を適切に配置し、教職協働にて教学運営を行っている。

大学においては設置基準上の必要専任教員数及び必要教授数を充足し、教員を適切に配置している。教員の採用等の手続きについては、関連諸規則に基づき、適切に運用している。FD(Faculty Development)活動を、効果的に実施しており、教育方法等の改善と教員の資質・能力向上につなげている。職員の資質・能力向上を図るため、学内における SD(Staff Development)プログラムの展開、各種外部研修会への参加・派遣等、組織的に適切に実施している。

研究については、教員が十分に活動を行うことができる環境構築に努めるとともに、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。また、外部資金導入の努力も積極的に行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、関連法令、寄附行為等に基づき、理事長・役員・評議員を選任し、理事会等を適切に運営しており、経営の規律と誠実性を維持している。法人及び大学は、組織運営体制の整備、中期的な計画の策定、ホームページを通じての情報公開等により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。また、使命・目的の達成に向けて、理事会等が適切に管理運営を行い、効率的な意思決定ができる体制の整備や、評議員会の開催、監事の職務遂行等により、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックできる体制を整備している。

法人及び大学の収支状況については概ね収支バランスが図られているが、学生数の減少により寄付金に依存する傾向にあることから、入学生の確保、経費節減等の収支改善策を推進し、安定した財務運営に努めている。また、学校法人会計基準、「日本国際学園経理規則」等に基づき会計処理を適正に行い、監事監査、公認会計士による会計監査、内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

〈優れた点〉

○毎年度理事長が作成した「経営理念書」を全教職員に配付し、朝礼時に教職員が輪番で読上げ、経営理念の浸透と共有及び組織倫理・規律の醸成を図っていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学の社会的責任を果たすために、自己点検・認証評価委員会を中心としつつ、授業運営センターをはじめとした教学組織及び事務組織の連携・協働を図り、内部質保証を実施する組織・体制を整備し、機能させている。

内部質保証を更に機能させるために、授業運営センターに置かれている教学 IR 担当による調査研究を受けて教育内容の改善・充実につなげるとともに、十分な調査・データの収集と分析を行う IR 活動・教学マネジメントの体制を構築している。

大学全体において、三つのポリシー、事業計画及び年度ごとの経営方針書を踏まえた内部質保証を行い、横断的に自己点検・評価を実施している。PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を図ることにより、その結果を教育の改善・向上に反映する体制となっている。

総じて、大学の建学の精神と使命・目的及び教育目的に基づいて教育研究に創意工夫を凝らし意欲的に取組んでいる。教学組織と大学組織を適切に編制し、使命・目的の成果を挙げるための教学マネジメント体制が構築されている。中長期計画、自己点検・評価の結果を踏まえ、大学運営の改善・向上を図るための継続的な取組みを行っている。その上で、社会からの要請に応じた有為な人材の養成・輩出に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.ILA 教育への取り組み」「基準 B. 高大連携活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. デザインによる地域貢献
2. ロシアのウクライナ侵攻に伴う、学生の受け入れとその支援
3. 茨城県および茨城県教育庁の ICT 施策への協力

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については学則第 1 条第 1 項において、学部・学科の教育目的については学則第 1 条第 2 項において、具体的かつ明確に行うとともに、簡潔に文章化している。

大学の建学の精神を「KVA 精神」として掲げ、これを踏まえて大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を簡潔にまとめ、学内外に明示、公表している。

大学を取巻く情勢変化や関係法令の改正に伴い、大学名称を変更し、大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的の見直しを行うとともに、中長期計画を整備し、さまざまな変化へ機動的に対応した大学づくりを進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定等に、役員・教職員が関与・参画する仕組みが構築されていることにより、理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的については、三つのポリシーに反映するとともに、ホームページや配付物等のさまざまな媒体により、学内外に周知を図っている。また、中長期計画へ反映する取組みも行っている。

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の間の整合性を保持するため、教育研究組織を有機的に整備し、教学マネジメントを実施、展開している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び大学の使命・目的に基づき、教育目的を十分に踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、募集要項、ホームページ等に明記し、さまざまな機会を利用して学内外に明示・周知している。

収容定員及び入学定員が未充足となっているものの、入試制度の改革や広報活動に努めた結果、オープンキャンパスの来場者数が大幅に増加するなど、改善の兆しがみられる。アドミッション・ポリシーに沿った選抜区分を設け、6 種類の選抜試験を実施するとともに、入試委員会及び入学者選抜会議の連携により、入学者受入れの実施、結果の検証を行っている。

〈改善を要する点〉

○経営情報学部ビジネスデザイン学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定が体系的に行われている。学修支援業務に当たる授業運営センターを設置、運営するなど、学修支援体制の充実が図られている。SA(Student Assistant)制度が設けられている。

中途退学防止のために、出席状況や GPA(Grade Point Average)に基づき、ゼミ・クラス担当教員が対応する体制がとられており、有効に機能している。その結果、中途退学、除籍者数が、令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度にかけて大幅に減少するなど、成果が上がっている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンターと 4 年次ゼミ担当教員等が密に連携し、キャリア支援に関する諸施策の周知・展開・情報提供による相談・助言ができる体制を整備し、積極的な支援を行っている。

進路支援科目群、インターンシップなどの教育課程におけるキャリア支援に加え、資格取得支援、企業合同説明会などの教育課程外のキャリア支援も設けられ、適切に運営されている。また、外国人留学生に対しては、国際センターと連携して留学生に特化したキャリア支援を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のために、学生生活委員会を中心に、学生サービス、厚生補導に係る組織を設置し、運営している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを行っている。

大学独自の奨学金制度を設けるなど、学生に対する経済的支援制度を設け、運用している。

留学生に対して、国際センターを中心に、適切なサービスを提供している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

快適かつ安全な教育環境を計画的に整備し、教育研究の目的を達成するため、適切に運営・管理されている。

適切な規模の図書館を有しており、十分な学術情報資料を確保している。学内における無線 LAN 環境が整備されている。また、令和 2(2020)年度入学生から BYOD(Bring Your Own Device)必須としたことと合わせて、ICT（情報通信技術）環境が適切に整備されている。

全ての教室の入り口の段差をなくすなど、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性が確保されている。

少人数教育が徹底されており、授業を行う学生数は適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケート、学生カルテ、卒業アンケート、学長との対話集会など、学修支援に関して学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、運用している。特に、授業アンケートは、各学期に 2 回実施し、迅速な授業改善に努めている。

学生生活については、学生生活委員会による「学生生活アンケート」を実施し、学生の意見・要望の把握に努めている。

学修環境についても、各種アンケートにより、学生の意見・要望の把握に努めている。また、クラス担任制を設けるなど、学生からの意見のくみ上げに努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定し､ホームページで周知するとともに、ガイダンス時の配付物にも明記し､新入生の時点から周知している。また､単位認定基準、卒業認定基準についても、ディプロマ・ポリシーを踏まえて適切に定められており、学則や配付物により学生に周知されている。それぞれの認定に当たっては、各授業科目の成績評価と併せ厳正な運用が行われている。GPA を期ごとに担任が確認し、学業不振の兆候を発見し､その予防に努めるなど､学修指導に幅広く活用している。学生の多様化に対応し、保護者との面談や出身高校へ問合わせるなど丁寧な対応をしている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的とディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、適切に周知している。学位授与の要件として定められた能力を、カリキュラム上で体系的に教授・指導できるコンピテンシーとして定義し、学修到達度を評価するルーブリックでディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保している。教養教育についても、入門、総合科目、基礎ゼミと段階的に行っている。また、情報スキルや多文化共生意識など幅広い教育課程が体系的に編成されている。

シラバスに関しても適切に整備されている。また、キャップ制を導入することにより単位制度の実質化を図っている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施を進める

ために、アクティブ・ラーニングの展開、授業改善のためのアンケート実施・授業改善報告書の作成、成績評価の IR 分析・検証、ティーチング・ポートフォリオの作成・公開、授業研究会の月次開催等、さまざまな改善の取組みを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果はディプロマ・ポリシーを踏まえて明示され、GPA、卒業率、就職率、進学率、学位授与数、卒業研究、卒業アンケートにより、多様な尺度・指標・測定方法によって丁寧に点検・評価されている。また、学修成果をルーブリックによって学生一人ひとりに分かりやすいように可視化している。

ゼミ・クラス担任制、学生カルテ、授業アンケート、卒業アンケート、学生生活アンケートにより、学修成果を点検・評価し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、教学組織における各部・センターの役割、権限を明確化し、複数の副学長体制により、学長を補佐する機能を整備している。

学長の職務は、「学校法人日本国際学園組織規則」及び学則で、職務の権限は、「学校法人日本国際学園職務権限規則」で定めている。

学校教育法、各種法令等に基づき学内諸規則等を適切に整備し、各会議体、構成員がより有機的に連携、活動し、目的達成に向けた教学マネジメント体制を構築している。教授会は、学則、「筑波学院大学教授会運営規程」に基づき、学生の入学、卒業、学位の授与、教員の人事等に関して学長に意見を述べている。

学長のもとに教学部、総務学生部、入試部、キャリアセンター等を設置し、教学マネジメントに必要な職員を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準上の必要専任教員数及び教授数を充足し、教育の目的及び教育課程に即して教員を適切に配置している。

教員の採用及び昇任の手続きは、「筑波学院大学教員（専任教員及び非常勤講師）選考規程」及び同規則で定める教員選考基準に基づき適切に実施している。

FD 研修会及びその他教員研修については、組織上の措置及び運営上の責任体制を確立し、効果的に実施しており、教育方法等の改善・工夫、教員の資質・能力向上につなげている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための SD 研修会は、ゼネラリストの育成を目標に、FD・SD 委員会とされる授業研究会において組織的に企画・実施している。

各種外部研修会への参加・派遣、学内における SD プログラムの展開、他大学への視察研修、能力開発を目途としたジョブローテーション、新規入職者研修等、職員の研修について階層別に適切に実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して、個人研究室及び共同研究室を用意し、教員に対する研究支援など研究環境を整え、有効に活用している。

「筑波学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」「公的研究費等の使用ルール」等の研究倫理に関する規則等を整備し、日本学術振興会提供の「研究倫理 e ラーニング」の受講を求める等、全専任教員への研究倫理学習を徹底し、厳正に運用している。

「筑波学院大学教員研究費の取扱い規程」において個人研究費及び共同研究を定め、規則に基づき研究活動への資源配分を行っている。また、外部資金の情報共有を適切に行い、諸活動の活性化を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめ組織規則、職務権限規則、個人情報規則及び公益通報者の保護等に関する規則を定め、組織倫理に関する規則に基づき適切な運営を行い、経営の規律と誠実性を維持している。

「学校法人筑波学院大学中期的な計画（令和 2 年度～令和 7 年度)」を定め、目標達成に向けて継続的な努力をしている。また、情報公開規則を定め、法令等に基づき、ホームページ等で適切に情報を公開している。

管理運営に関する法令の遵守も体系的に行われており、学内外に対する危機管理の体制整備を行い、適切に機能させるとともに、環境保全、人権、安全への配慮についても、規則等を整備し法令に従い適切に取組んでいる。

〈優れた点〉

○毎年度理事長が作成した「経営理念書」を全教職員に配付し、朝礼時に教職員が輪番で読上げ、経営理念の浸透と共有及び組織倫理・規律の醸成を図っていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為施行細則を定め、意思決定機関である理事会を年 6 回開催し、教学と経営面において、使命・目的の達成に向けて、効率的な意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われ、予算・事業計画等に関する意思決定、諸規則の改正手続きなど理事会の運営は適切に行われている。理事の各理事会への出席状況も良好である。

理事長、常務理事、学長、学部長、法人事務局長で構成する経営会議を月に 2 回開催し、

教学部門の目標に向けた進捗状況の報告、方向性の確認や理事会への上申事項などを審議し、理事会の意思決定が円滑に行われる役割を果たしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整え、理事会、経営会議及び全学的な各種会議体等の実施により、法人部門及び大学部門の各管理運営機関の意思決定の円滑化が十分に図られ、意思疎通と連携を適切に行っている。

教職員の意見をくみ上げる仕組みとして、改善提案委員会を設置し、教職員からの提案を募り改善に役立てている。

寄附行為に基づき評議員及び監事を選任し、諮問機関として評議員会を適切に運営している。評議員の評議員会への出席状況も適切である。

監事は理事会、評議員会に出席するなど監査業務を適切に実施し、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制は整備され、適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

安定した経営基盤の維持を掲げ、収支改善に力点を置いた「学校法人筑波学院大学中期的な計画（令和 2 年度～令和 7 年度)」を策定し、経費の節減努力や契約内容の見直しをするなど適切な財務運営とすべく努めている。

収支バランスは、学生数が減少しているため姉妹法人の学校法人東北外語学園からの寄付金に依存する傾向にあるが、安定した経営基盤の確保のため令和 6(2024)年度から大学名の変更、仙台キャンパスの開設により大学のイメージを一新し、入学者確保及び中途退学率の改善に努めている。

また、科学研究費助成事業を獲得するための研修会を開催するなど、外部資金獲得の努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準にのっとり、「学校法人日本国際学園経理規則」「学校法人日本国際学園固定資産及び物品調達規程」を整備し、適切な会計処理を行っている。
必要に応じて補正予算を編成し、評議員会に諮問後、理事会で決定している。
公認会計士による会計監査、監事による理事の業務執行を含む大学運営全般に係る業務執行状況の監査、財産の状況等の定期的な監査、監査室による監査などの体制が整備されており、厳正に実施されている。また、監査報告に対する対応も適切に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
大学全体の社会的責任を果たすために、自己点検・認証評価委員会を中心として内部質保証が実施される組織・体制を整備し、機能している。
内部質保証を更に機能させるために、「授業運営センター」に置かれている教学 IR 担当により、教学に関する各種データを適切に分析し、教育内容の充実につなげる等、制度の強化に継続して取組んでいる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための、自主的・自律的な自己点検・評価は、エビデンスの有効活用により定期的に行っている。また、これを経営方針発表会にて全教職員に周知するとともに、ホームページ等を通じて社会への公表を行っている。

教学 IR 担当、各種委員会及び各事務組織・関係部署の機能的な連携体制を構築し、十分な調査・データの収集と分析を行う IR 活動・教学マネジメント体制を確立している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体において、三つのポリシー、事業計画及び年度ごとの経営方針書を踏まえ、内部質保証を行い、横断的に自己点検・評価を実施している。

自己点検・認証評価委員会で策定する「大学教育に関する自己点検評価書」により自己点検・評価を総括し、組織全体の内部質保証に活用している。

法人及び大学の事業計画及びこれを踏まえた事業報告の策定とともに、大学全体及び教学関係部門の PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を図っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. ILA 教育への取り組み

A－1. ILA 教育への取り組み

A-1-① 英語修得レベルの設定・育成する人物像・適切なカリキュラムの構築と人的補償

【概評】

建学者の「KVA 精神」を具現化すべく令和 3(2021)年度、ILA(International Liberal Arts)コースが新設され、世界の情勢に精通し、国際標準を踏まえ、世界的な視野で地域の問題を捉え、世界でも地域でもリーダーシップを発揮し活躍できる人材の育成に取組んでいる。そのために、適切な教育課程の構築と教育指導体制が用意されており、施設もよく整備されている。希望者はそれほど多くはないというものの、学内外のさまざまな方面から期待や評価が寄せられている。

また、高校生を対象とした「English Summer Camp」を実施し、高校生に対しても海外留学同様の教育プログラムを提供すると同時に、ILA コースの学生がファシリテーターとして参加し、受付や誘導、そして授業に参加して英語で、教員と高校生の橋渡しになることで、PBL(Project Based Learning)としての一層の向学心を引出す効果的な教育機会

を提供している。

基準Ｂ．高大連携活動

Ｂ－1．茨城県内の高等学校との高大連携

B-1-①　連携協定に基づく茨城県内の高等学校との高大連携

Ｂ－2．「高校生コンテスト 2022」の実施

B-2-①　公募型のコンテスト参加者（高校生）の探究活動の支援

【概評】

多くの大学が高大連携に取組む以前から、地元茨城県と協定を交わし、県立高校等との活動実績を積上げている。自らの将来像を描ききれずにいる高校生に対し、大学側が一歩踏込んだ形で語りかけ、働きかける取組みで、参加した高校生に大学の理念と特色を的確に伝えている。それは同時に、高等学校の考え方や教育方針を大学教員がよく理解し、大学の教育カリキュラムへフィードバックさせている。そこから高大連携の将来展望を探ろうとしている。

こうして、大学が有する知の財産を有機的に活用し、地元の高等学校への多様な希望を理解し協力するとともに､高校生に積極的な学修意欲や主体的な学びの場を提供している。その取組みが、多様性と専門性を備えたグローカルな人材の育成につながることを期待する。

高大連携活動の試みとして、令和 4(2022)年度に「高校生コンテスト」を開催し､「探求学習」の優れた事例となった。夏休みに 3 回のワークショップを重ね、高校生、大学生、教員が一体となって作品完成に向けて取組む「協働」形式で行っている。また、大学の「21 世紀型教育研究所」と連携し、新時代の教育実践活動を学問的に研究している。

こうした大学教員と学生が直接高校生を指導する機会は珍しく、高等学校の教員や生徒から評価を受けている。また、PBL を更に進め、高校生と学生が刺激し合いながら考える機会を提供している点は、参加した学生の学びの場となっている。ビジネスアイデアだけでなく、CM 作り、英語での世界遺産プレゼンなどの興味深いテーマが用意されていた。大学の実務家教員が学生とともに、高校生に有益なアドバイスを提供している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．デザインによる地域貢献

・本学は、平成 23(2011)年頃から本学のデザイン力による地域貢献に、積極的に取り組んできた。この活動を教育カリキュラムの一環としてとらえ、教員と共に学生も学修の一環として地域貢献活動に参加している。

・現在までの主な活動としては、つくば市都市交通センターからの要請で、平成 23(2011)年に実施した、市内の立体駐車場のサイン計画の企画および実施がある。つくば市都市交通センターとの協力関係はその後も続き､現在に至っている｡具体的な活動としては、

つくば市都市交通センターの管理エリアを利用し、学生がデザインしたタペストリーの展示等による、魅力的な空間創りなどがある。
・つくば市の研究学園都市構想 50 周年記念に合わせ、本学から提案し、その後つくば市が主体となって毎年実施している「つくばショートムービーコンペティション」がある。本学からは教員が実行委員として参加する。すでに 10 年に渡ってこの企画は実施され、つくば市の年中行事の一つとなっている。

２．ロシアのウクライナ侵攻に伴う、学生の受け入れとその支援

・ウクライナからの避難民を対象に、多くの大学においても、さまざまな支援策が実施されている。本学では、将来に渡って日本とウクライナやその周辺国との懸け橋になれる人材を受け入れ、4 年間の大学教育および生活を保障することを約束し、ウクライナの若者に門戸を開いた。10 名近いウクライナの若者から応募があり、厳正な審査の結果、2 名の候補者を決定した。実際に入学に至った若者は 1 名であったが、令和 4(2022)年 10 月から 6 か月間は本学の科目等履修生として過ごし、令和 5(2023)年 4 月に新入生として本学に入学を果たした。本学の正規の学生としての期間はまだ短いが、一定の英語力および日本語力を持っていることも幸いし、ILA コースの学生や ILA コース以外の学生とも日常的に積極的な交流をおこなっており、4 年後には日本とウクライナやその周辺国との懸け橋として活躍できると確信できる人物である。

3. 茨城県および茨城県教育庁の ICT 施策への協力

・本学では、以前より茨城県教育庁の要請に対応して、情報オリンピック日本委員会が各地域で開催している高校生向けの地域密着型の学習支援講習会（レギオ）を茨城大学関係者と交代で隔年で実施してきた。
・今年度に入って、茨城県より県内企業や県内居住者に対する ICT 分野の「リスキリング」プロジェクトへの参加および茨城県教育庁より、高等学校情報科の新指導要領への対応のため、大学関係者（教員及び学生等）を高校教員の補助として派遣するプロジェクトへの協力を求められており、検討をおこなっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 17(2005)年度
所在地　　茨城県つくば市吾妻 3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営情報学部	ビジネスデザイン学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

39 東亜大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学・大学院の目的が具体的かつ明確に学則に定められている。大学の個性・特色として、地域に生きる大学、国際交流の推進、専門的な実学教育、奉仕の精神を育む人間教育、一人ひとりに目の届く教育、豊かなスポーツライフの六つを明示し、教育目的に反映している。

使命・目的や教育目的の改定については、役員、教職員が参画する各種会議体での審議・承認を経て進められており、役員、教職員の支持と理解が得られている。

ホームページや学生便覧を通じて学内外に周知され、加えて辞令交付式などの式典での理事長・学長訓示により、理解が深められている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）や第３期中期計画は、建学の精神、教育理念、大学の目的をもとに策定されている。教育研究上の組織として、三つの学部と大学院を設けている。

「基準２．学生」について

建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。充足状況については、収容定員充足率に課題がある学科があり、改善が必要である。学修支援及び授業支援の方針が「教学部委員会」によって策定されている。また、全学年担任制を採用し、退学、休学、留年防止への支援を担任教員が中心に行っている。就職支援については、キャリア科目を全学部・全学科の共通教育科目として導入し、加えて学科ごとの専門性を生かした実習や就業体験を用意するなど支援体制を整備している。学生の意見・要望については、個人面談やオフィスアワー、「東亜大学学生自治組織(TSC)」（以下「学生自治組織」という。）活動、保護者懇談会等を通じて把握し、協議の上で対応に努めている。校地、校舎等の学修環境については、設置基準にのっとり、校舎・図書館・実習施設・体育館をはじめとした教育や実験・実習を行うために必要な施設・設備を備えている。

〈優れた点〉

○下関市内の５高等教育機関で締結する「下関市内５高等教育機関附属図書館相互利用協定」に基づき、５機関に在籍する学生が相互に図書館を利用できる点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが大学全体及び各学科、研究科各専攻において策定され、そのディプロマ・ポリシーの達成を考慮したカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で学生及び社会に周知している。シラバスは、適切な項目を立てて作成を教員に依頼し、ホームページで公開されているが、一部の科目に不足なか所が残っている。

各学科・研究科各専攻においてカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを学科ごとに策定している。

三つのポリシーを踏まえ、ディプロマ・ポリシーに示される能力がどれくらい身に付いたかを１年次、3 年次、卒業時の「学修成果アンケート」で把握し、全学必修の「卒業研究」により最終的な教育目標の達成を把握している。

「基準４．教員・職員」について

3 人の副学長を配置して学長を補佐する体制を構築し、学長は教学上の重要問題を審議し意思決定を行う機関として、学長を議長とする「審議会」を設置している。「企画運営室」が重要な案件の基本方針を策定し、学長も出席する「企画運営室会議」にて「審議会」に上程する議案等の審議が行われている。教員数は、大学設置基準や大学院設置基準上必要数を満たしている。教員の採用・昇任は、「東亜大学教員人事規程」にのっとり適切に行われている。

「授業向上委員会」が、FD(Faculty Development)講習会を企画し、学外 FD 講習会への参加も呼掛け、「職員研修委員会」が、SD(Staff Development)研修会等を開催し、職員の能力及び資質の向上に取組んでいる。

大学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を規則に定め、全ての研究活動に適用している。

〈優れた点〉

○授業参観での評価点を総合して検討し優秀授業を決定しており、優秀授業に選ばれた教員は FD 講習会で講演を行い、授業での取組みや工夫など、授業向上につながるノウハウを全ての専任教員に公開している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、理事会運営要項、教学運営要項及びガバナンス・コードにより、基本的な法人・大学の組織、職務権限を定め、堅実な経営を行っている。

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定を行うために、理事会を設置している。理事の選任についての改善点はあるが、理事会は外部理事を含めて構成され、理事会及び評議員会は適切に開催されている。「審議会」に理事長・学長をはじめ監事や法人の幹部職員も出席し、法人と大学の意思疎通が図られている。常勤監事を置き、理事会・評議員会や大学の主要な会議に出席し、意見を述べている。

中期計画に従い、大学の事業活動収支差額比率はプラスを維持しているが、引続き教育研究活動を維持していくためには、恒常的な学生確保に努める必要がある。

学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算が行われている。

「基準６．内部質保証」について

学則に基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、実施組織としての「自己点検・評価実施委員会」が、自己点検・評価の実施方法の提案、報告書の取りまとめ等を行っている。

自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構のフォーマットに基づいて、項目ごとに部局間で検討して作成され、作成された報告書をホームページで公開している。

大学全体の取組みに加えて、部局、教職員役職者、教員や職員個人ごとに、計画、実施、評価と振返り、新たな行動プランの作成を行うなど、それぞれのレベルで PDCA サイクルを機能させているが、教学・管理運営面に不十分な点が見受けられるので、内部質保証体制の整備・充実に向けての対策が必要である。

外部評価委員会を設置し、学外の有識者から体制を整備し、教学マネジメントやその他の重要事項について助言を受けている。

〈優れた点〉

○外部評価委員会を設置し、学外の有識者から助言を得る体制を整備し、教育、学生支援、国際交流、地域貢献等に関する事項や大学運営に関する事項について学外有識者が助言を行っている点は、評価できる。

総じて、建学の精神のもと、大学・大学院は、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づく教育研究体制を確立し、社会情勢の変化に対応した改組を行い、時代に適合した教育に努めている。学長のもとで円滑な意思決定ができる体制を整え、中期計画をもとに大学運営を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携と地域社会への貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「大学の特色の一つである豊かなスポーツライフとしての課外活動の成果」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「国際的な場で学際的な研究・教育を実施し、他人のために汗を流し、一つの技術を身につけた人材の養成を目的とする総合大学を目指す」に基づき、大学・大学院の目的が学則に定められている。大学・大学院の使命・目的は、その意味、内容が具体的かつ明確であり、簡潔に分かりやすく文章化されている。

大学の個性・特色として、地域に生きる大学、国際交流の推進、専門的な実学教育、奉仕の精神を育む人間教育、一人ひとりに目の届く教育、豊かなスポーツライフの六つを明示している。また、大学院においても、学際的分野の教育・研究、実学教育の精神を個性・特色として明示している。

これまでも学部・学科の改組、大学院の改組を行うなど、社会情勢の変化に対応し、時代が要請する人材の育成を図り、大学の使命・目的の実現に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の使命・目的及び学部・研究科の教育目的の改定については、役員、教職員が参画する理事会、審議会、各種委員会等での審議・承認を経て進められており、役員、教職員の支持と理解が得られている。

大学の使命・目的は、ホームページをはじめパンフレットや学生便覧に記載されるとともに、始業式、辞令交付式、開学記念式などの各種式典で、理事長・学長が大学の使命・目的についての訓示を行うなど、学内外への周知と理解に努めている。

第 3 期中期計画は、建学の精神、教育理念、大学の教育目的をもとに策定されている。また、建学の精神、使命・目的、養成する人材像をもとに、学部・学科及び研究科専攻別に三つのポリシーを定めている。

専門職業技術教育とその研究の実現ための教育研究組織として、医療学部、人間科学部、芸術学部の 3 学部と通信教育課程を併設した総合学術研究科を設けている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づき、学部・学科、研究科専攻ごとに定められ、かつ具体的で明確なものとなっており、募集要項や大学案内、ホームページ等により周知されている。

収容定員については、全教職員による高校訪問の実施などの入学者増加に向けた努力によって収容定員を上回る学科もあるものの、収容定員未充足学科の定員を満たすよう、今後の更なる努力を期待したい。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、入試区分ごとに選抜方針や選抜方法が定められ、合否判定については、学部においては教授会、研究科においては研究科委員会で審議し、学長に意見を述べる手続きをとっており、日本人学生、留学生共に公正かつ妥当な選抜が行われている。また、入試問題については、学部、研究科共に、全て大学が自ら作成し、採点を行っている。

〈改善を要する点〉

○医療学部健康栄養学科及び芸術学部トータルビューティ学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であることから、定員確保に向けた新たな取組みなどの改善が必要である。

〈参考意見〉

○人間科学部国際交流学科の収容定員充足率が低いことから、定員確保に向けた更なる努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な学修支援及び授業支援に関する方針・計画は、「教学部委員会」によって策定されている。学部・学科ごとの学修支援、授業支援については、教授会及び学科会議でその方針、計画が策定されている。学生を対象としたガイダンスを、学科ごと、学年ごとに毎学期行うほか、オフィスアワーや面談等を通じて、きめ細かく履修指導や学修指導を行っている。全学年担任制を採用しており、退学、休学、留年防止のための支援も担任教員を中心に行っている。欠席が続く場合は、本人や保護者等へ連絡をするなど迅速に対応するほか、それらの情報は「教職員ポータルサイト指導学生情報の中の申送り事項」を通じて、学科教員間で共有される。

TA などについては規則を設けているものの、大学院生が多くないことから、研究生や学部生の採用を実施し、学修支援を行っている。障がいのある学生については、入学前相談、授業時の科目担当者への対応依頼等の必要な支援を「健康相談センター」「学生支援室」を中心に関係部署が連携し、対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科から選出された教員で構成する就職部委員会と、職員組織であるキャリアサポート室の協働体制でキャリアセンターを運営している。1 年次から 4 年次にかけて、学生の進路支援とモチベーション向上を目的に、キャリア科目を全学部・全学科の共通教育科目の講義科目、インターンシップなどに導入することに加え、学科ごとの専門性を生かした実習や就業体験が用意され、学内外で学生への支援体制を確立している。

また、学生のキャリア支援に向け、国家資格をはじめとする多くの認定資格や検定などの取得が可能である。国家資格については、模擬試験や特別講義などの補講の実施や学習室の提供など、合格率向上を目指した支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

安定した学生サービス実施のために、学生部が設置され、所管する委員会として、「学生部委員会」が組織されている。職員組織である「学生支援室」と共に、修学支援や生活支援など、学生の適切な学修環境の保持に努めている。留学生については、国際交流センター、学生部等が協力している。

学生の心身に関する相談支援については、学生生活全般にわたり、不安を感じる学生への対応を行う学生サポート室、公認心理師や臨床心理士の有資格者が主に心の問題に関する支援・相談を行う学生相談室、けが等の応急処置を行う健康相談室、各種ハラスメントに対応するハラスメント相談室が設けられている。

学生に対する経済的支援として、奨学金募集の紹介や留学生対象の大学独自の授業料免除制度を設けている。また、学生のクラブ・サークル活動や「学生自治組織」についても支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境については、設置基準にのっとり、教育を行うために必要な体育施設、講義実・演習室、実験・実習室などを有し、コンピュータ等の適切な ICT（情報通信技術）環境を整備している。また、学内にスロープ、手すり等を設置し、バリアフリーに配慮している。

また、図書館と漫画図書館を設置し、山口県下関市内の五つの高等教育機関と利用協定を締結することで、学内外において有効活用されている。

授業を行う際の学生数については、演習や実技、実習、語学の授業などは適宜、定員を設け、履修希望者数を見ながら教室変更を行うなど、適切に対応している。

〈優れた点〉

○下関市内の 5 高等教育機関で締結する「下関市内 5 高等教育機関附属図書館相互利用協定」に基づき、5 機関に在籍する学生が相互に図書館を利用できる点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望については、アンケート調査、個人面談、オフィスアワー、「学生自治組織」の活動、学内 3 か所に設置された要望箱、保護者懇談会等を通じて把握し、学科会議や教授会、学生部委員会等での協議・対応を行っている。その結果を踏まえ、教員が授業運営・改善に生かすことや、学生サービス向上の取組みにつなげている。また、留学生についても、アンケート調査を行い、学生からの要望をくみ上げている。

学生生活に関しては、学生相談室や健康相談室、学生サポート室の連携による支援のほか、公認心理師等の有資格者等による学生の心身のメンタルヘルス維持増進の取組みを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが大学全体、各学科及び研究科各専攻において策定されており、ホームページ、学生便覧等で学生及び社会に周知・公表している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則及び各学部の履修規程に定め、大学院についても大学院学則に定め、ホームページ及び学生便覧にて全学生に周知している。成績評価基準は、シラバスに明記され、学生に周知する取組みが行われている。単位認定、進級、卒業認定、修了認定について、規定された基準に基づき、教授会、研究科委員会等での意見を聴いて学長が適切に決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの達成を考慮したカリキュラム・ポリシーを策定しており、ホームページ等で学生及び社会に周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを前提として策定されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。

各学科・研究科各専攻においてカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを周知している。シラバスは、適切な項目を立てて各教員に作成を依頼し、ホームページで公開している。一部の科目については、シラバスが未作成のため改善が必要である。

履修登録単位数の上限を学則に明記し、単位制度の実質化を図っている。教養教育は、全学のカリキュラム・ポリシーに基づき適切な区分及び科目から構成されている。

また、「授業向上委員会」を設置し、アクティブ・ラーニングなど教授方法の改善に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○全学共通の人間教育科目にある「地域社会と個人の役割」と「心とからだの体験実習」において、シラバスを作成し、成績評価基準及び授業計画を示すよう改善を要する。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえ、ディプロマ・ポリシーに示される能力がどれくらい身に付いたかを 1 年次、3 年次、卒業時の「学修成果アンケート」で把握し、教学部委員会、各学科等で共有・議論し、教学面での改善に活用している。全学必修の「卒業研究」により、最終的な教育目標の達成を把握している。全学科で卒業研究発表会を実施しており、学科教員は学生の学修成果を把握している。

授業科目レベルでは、学生による授業評価アンケートの回答、科目担当教員による開講前の「授業目標の設定」と終了後の「自己点検評価」により、授業改善につなげる仕組みを構築している。

〈参考意見〉

○学生の資格取得状況・就職状況等の客観的指標を取入れ、学修成果の点検・評価方法の

確立とその運用方法についての学内の方針（アセスメント・ポリシー等）を定め、教育内容・方法及び学修指導の改善を図るための全学的な取組みが望まれる。

○一部の学科における「卒業研究」に係るルーブリックの活用を他学科にも拡大し、全学的な教育改善につながる方策を展開することに期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のもとに副学長を置き、3 人の副学長が職務を分担し学長を補佐している。教学上の重要問題を審議し、組織としての意思決定を行う機関として、「審議会」を置いている。また、重要な案件の基本方針策定を補佐するための組織として「企画運営室」を設け、「企画運営室会議」で「審議会」に上程する議案等の審議を行っている。

大学学則及び大学院学則にて、教授会及び研究科委員会の役割を定めている。また、学長裁定にて教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項を定め、周知している。

事務組織は、「学校法人東亜大学学園事務組織規程」及び「東亜大学事務組織規程」に基づいて組織されている。大学事務局と法人事務局に分かれており、業務分担・連携をとりながら法人全体の事務業務を遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学士課程及び大学院課程において、設置基準上必要な教員数及び教授数を満たしている。

教員の採用・昇任の方針は、「教員選考基準」「大学院教員資格審査基準」に定められており、教員の任用・採用及び昇任は、教員人事委員会の意見に基づき理事会の審議を経て理事長が行う旨が「教員人事規程」に定められている。審査は「教員選考基準」及び「大学院教員資格審査基準」により行われている。

FD 活動は、授業向上委員会と教学部委員会がマネジメントを行っており、学生による「授業評価アンケート」、同僚教員による授業参観、授業公開期間の設定、優秀授業の選出と受賞者による講演、FD 講習会の開催、学外 FD 講習会への参加呼掛けといった活動を行っている。

〈優れた点〉

○授業参観での評価点を総合して検討し優秀授業を決定しており、優秀授業に選ばれた教員は FD 講習会で講演を行い、授業での取組みや工夫など、授業向上につながるノウハウを全ての専任教員に公開している点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務局長の諮問機関として「業務標準化委員会」「職員研修委員会」「環境整備委員会」「同窓会連携委員会」の四つの委員会を設置し、専任職員はいずれかの委員会に所属している。また、大学運営を更に強化するため、SD 研修会等を開催し職員の能力及び資質の向上に取組んでいる。研修内容については、毎月開催する「職員研修委員会」で検討しており、新任職員研修、ICT 研修会、AED（自動体外式除細動器）講習会、SD 研修会などを実施している。職員には毎年度必ず学外の研修にも参加することを義務付け、能力向上のために業務研究図書購入費も予算化し、能力向上に役立てている。

〈参考意見〉

○職員の資質・能力向上に関して、未整備の SD 規則等を策定し、事務職員のみならず教員や学長等の大学幹部教員も参加する組織的な取組みが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究を推進するために、研究推進委員会を設け、「研究推進委員会規程」を整備し、そのもとに四つの専門委員会を設けている。全ての専任教員にインターネット環境、書架等を備えた個室を研究室として割当て、大学が支援する研究プロジェクトには専用のプロジェクト研究室を供与し、研究環境の整備及び運営・管理に努めている。

研究倫理の確立については、大学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を規則に定め、全ての研究活動に適用している。また、コンプライアンス説明会を毎年度実施し、受講を義務化している。

研究活動への資源の配分については、科学研究費助成事業等の競争的資金の獲得を支援するため、説明会を毎年度開催し、助成制度の周知を図り、申請書類の作成方法等を含めたきめ細かい情報提供を行っている。研究活動を補助する人的な支援としては、RA(Research Assistant)の活用、有期契約職員の雇用を進めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、理事会運営要項、教学運営要項及びガバナンス・コードにより、基本的な法人・大学の組織、職務権限を定めている。

中期計画に基づき、単年度の事業・予算編成を計画し、部局ごとにその計画に沿って実行している。

人権への配慮としては、「セクシュアルハラスメント防止に関する規程」「個人情報の保護に関する規程」「公益通報者保護規程」「マイナンバー制度等に係る特定個人情報の適正な取扱に関する規程」を制定し、教職員に対する高い倫理性と責任を規定している。

安全への配慮では、「防災等危機管理規程」を定め、防災対策委員会を設置しており、防災訓練計画に基づき、防災訓練・避難訓練等を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定を行う体制を構築するために、寄附行為及び「理事会運営要項」の定めに従い、業務の決定機関である理事会を設置し、事業計画等の法人全体の管理運営に関する重要事項を審議、決定している。理事の選任において、一部課題があるが、外部理事を 3 人選任するなど、外部の意見を取入れた理事会運営を行っている。

また、理事会欠席時における書面による意思表示を適切に運用している。

〈改善を要する点〉

○寄附行為第 6 条に定められている「評議員のうちから評議員会において選任したもの」とする 2 号理事を評議員会の前に理事会で承認しているため、改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

教学の最高の審議機関である「審議会」は、理事長・学長、副学長、研究科長、学部長等、法人・大学事務局長及び事務局次長が出席しており、円滑な情報発信、意見交換及び意思疎通が経営と教学そして事務の間で図られる環境が整っている。

2 人の監事を選任しており、理事会・評議員会への出席、定期的な学内の監査・業務点検、大学の重要な会議への参加、そして、毎会計年度終了後、二月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。監事のうち 1 人は常勤であり、日常的に法人及び教学運営の状況が確認できる環境が整備されている。

〈参考意見〉

○「学校法人東亜大学学園経理規程」において、規定されている内部監査を速やかに実施することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度の教育研究経費比率は、全国平均よりも高くなっており、教育研究活動における一定の環境基準を維持している。また、支出の中で大きな割合を占める人件費については、人件費比率の抑制目標を立て、着実に実行し目標を達成している。

中期計画に基づいた財務運営を行い、事業活動収支差額比率はプラスを維持しており、全国平均と同水準を維持している。引続き教育研究活動を維持していくためには、定員充足率の安定に伴う学生生徒等納付金収入の増加が前提であるため、恒常的な学生確保に努めている。

教育研究を支援する科学研究費助成事業の獲得に向けて、教員の申請の推進を実施している。また、獲得金額は一定の規模を維持しており、安定的な収入として財政的な基盤確保に努めている。

〈参考意見〉

○財務状況について、運用資産に比べて外部負債が多く貸借対照表関係比率の流動比率が低いため、資金繰りに万全の注意を払うことが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

教育研究活動の具体的な計画について、事業計画のもと当該年度の活動方針に沿って、学校法人会計基準に基づき予算編成を行い運営している。

予算編成については、法人事務局が各部局の次年度予算の取りまとめを行い、当該年度の事業収入に見合う予算を評議員会の意見を聴取した上で理事会において承認している。

予算管理は各部局の責任者が行い、執行については各部局より総務・施設室を経由し、事務局長に各種伺書及び稟議（りんぎ）書が提出され、事務局長の承認を得た上で執行している。

学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算を行っており、当該会計年度終了後二月以内に、財産目録、事業報告書、決算書及び役員等名簿を作成している。独立監査人による会計監査は、適切に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則第 1 条の 2 に、大学の目的を達成するために、自己点検・評価を行うことを明記し、この条項に基づき「自己点検・評価委員会」を設置している。委員会のもとに設けられた「自己点検・評価実施委員会」が、自己点検・評価の実施方法の提案、報告書の取りまとめ等を行っている。作成された報告書は、広く社会に公表するためにホームページで公開されている。「外部評価委員会」を設置し、学外の有識者から助言を受ける体制を整備し、教学マネジメントやその他の重要事項について助言を受けている。

〈優れた点〉

○外部評価委員会を設置し、学外の有識者から助言を得る体制を整備し、教育、学生支援、国際交流、地域貢献等に関する事項や大学運営に関する事項について学外有識者が助言を行っている点は、評価できる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 24(2012)年度からは毎年度、自己点検・評価を実施している。令和 3(2021)年度から、日本高等教育評価機構のフォーマットに基づいて、項目ごとに部局間で検討して自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検･評価によって得られた課題や展望を踏まえて､第 2 期中期計画を発展させて、現在の第 3 期中期計画を策定している。

「教学部委員会」「共通教育センター委員会」「授業向上委員会」が教学に関するデータの収集、分析を行っている。収集されたデータは学内サーバーで共有され、自己点検・評価に供している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目にのっとった自己点検・評価を実施し、PDCA サイクルの仕組みを機能させて、教育改革や大学改革を実行している。教職員や各部局が実施をイメージしやすいように PDCA サイクルの仕組みの概念図を作成してはいるが､収容定員やシラバス､理事の選任などの管理面に改善を要する事項があるため、内部質保証システムの機能性は不十分である。

大学全体の取組みに加えて、部局、教職員役職者、教員や職員個人ごとに、計画、実施、評価と振返り、新たな行動プランの作成を行うなど、それぞれのレベルで PDCA サイクルを機能させている。

〈改善を要する点〉

○収容定員の未充足、シラバスの未作成や理事の選任などの管理面に問題があるので、内部質保証システムの機能性が十分とはいえない点は、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携と地域社会への貢献

Ａ－1．大学と地域社会との連携基盤の構築

A-1-① 地域連携ネットワークの構築

Ａ－2．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 学部・学科による取り組み

【概評】

教育の理念である「地域に生き、グローバルに考える」を達成するため、下関市や事業所等との地域連携や産学連携を全学的に進めている。

地域連携センターを設置し、各学科の特色や特徴、地域からの要請や相談等をそれぞれの学科と共に話合い、授業等に生かせるかどうかも含めて検討している。

学部・学科ごとに、地域と連携したさまざまな取組みを実施し、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供も積極的に取組んでいる。「地域連携運営委員会」を定期的に開催し、各学科から報告を受け、次年度の計画や目標の検討と改善点を協議している。

大学を拠点とする地域社会の会員組織である「コミュニティクラブ東亜」に、多様なスポーツや文化活動の取組みを可能とするために大学の施設を提供し、会員が主体的に取組

む健康で元気あふれる町づくりに大学として貢献している。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．建学の理念に基づいた国際交流の推進

Ｂ-1-①　国際交流推進のための体制の確立
Ｂ-1-②　留学生の受入れへの対応
Ｂ-1-③　対外的な交流活動の促進

【概評】

教育の理念である「地域に生き、グローバルに考える」に基づき、平成 21(2009)年から留学生の受入れを本格化し、海外入試所である韓国・大邱市に「海外入試所」を設立し、海外での学生募集に積極的に取組んでいる。留学生の担当部門を、留学生の受入れと交流・在学サービスを担当する部署に分け、学内の国際化推進のため、「国際交流スペース i-koi」を設置し、国際交流の場を提供している。

人間科学部に平成 24(2012)年に新設した国際交流学科に加え、留学生の学びのバランスを考慮し、人間科学部心理臨床・子ども学科に国際教養コースを、医療学部健康栄養学科にフードビジネスコースを追加設置し、資格免許の取得と結びついた実学重視のカリキュラムの見直しを行い、留学生の学びやすさに配慮している。

海外教育研究機関との学術交流協定は 67 校を超え、韓国、タイ、中国、ベトナムを中心に多くの交換留学生を受入れている。また、海外研究機関との共同プロジェクトの推進、韓国の高等学校教員や生徒による大学訪問、語学研修プログラムなど、提携校との交流活動が多岐にわたり行われている。

コロナ渦で中断されたこれらの活動や提携校との交流活動の再開と国際化推進に向けた今後の新たな取組みにも期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「大学の特色の一つである豊かなスポーツライフとしての課外活動の成果」

本学では課外活動にも力を入れており、全国レベルやブロックレベルで活躍している学生も多い。令和 4（2022）年度の主な成績は以下のとおりである。

【男子バレーボール部】
- 春季中国大学バレーボール一部リーグ優勝（62 回目）
- 秋季中国大学バレーボール一部リーグ優勝（61 回目）
- 全日本バレーボール大学選手権大会ベスト 16
- 天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会ファイナルラウンド ベスト 16
- 栃木国体成年男子バレーボール競技大会 準優勝

【硬式野球部】
- 中国六大学野球 春季一部リーグ 3 位

【女子陸上競技部】
・中国四国学生陸上競技対校選手権大会 4×100mR 2 位 4×400mR 優勝 女子総合 2 位
・秩父宮賜盃　西日本学生陸上競技対校選手権大会 4×100mR 予選 3 着 4×400mR 予選 3 着
・天皇賜盃第日本学生陸上競技対校選手権大会 4×100mR 予選 5 着 4×400mR 予選 5 着
・全日本大学女子駅伝対校選手権大会 中国四国地区最終代表選考会 第 2 位
・中国四国学生陸上競技選手権大会 4×100mR 3 位 4×400mR 2 位 やり投 3 位
【柔道部】
・中国四国地区学生柔道団体優勝大会（会場：周南市キリンビバレッジ）男子団体 3 位・女子団体 3 位全日本学生柔道優勝大会出場決定
・全日本学生柔道優勝大会（会場：日本武道館）男子団体 1 回戦敗退 女子団体 2 回戦敗退
・山口県体重別選手権兼国体選考会（会場：周南公立大学） 男子個人無差別級 3 位女子個人 57ｋｇ優勝無差別級準優勝 ＊国体ブロック予選 山口県代表決定
・中国地区 国体ブロック予選（会場：広島県立総合体育館）山口県代表第 3 位
・中四国学生柔道体重別団体優勝大会（会場：愛媛県立武道館）女子団体 3 位全日本学生柔道体重別団体優勝大会 出場決定
・全日本学生柔道体重別団体優勝大会（会場：兵庫尼崎ベイコム体育館）女子団体 1 回戦敗退
【剣道部】
・5 月第 69 回中四国学生剣道選手権大会 3 位：1 名、ベスト 8：1 名、ベスト 16：2 名、以上 4 名が全国大会出場
・5 月西日本学生剣道大会ベスト 16「久留米アリーナ」
・7 月第 70 回全日本学生剣道選手権大会ベスト 16：1 名「日本武道館」
・8 月第 69 回中四国学生剣道優勝大会準優勝全国大会出場
・10 月第 70 回全日本学生剣道優勝大会 2 回戦進出「エディオンアリーナ」

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 49(1974)年度
所在地　　山口県下関市一の宮学園町 2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療学部	医療工学科　健康栄養学科
人間科学部	心理臨床・子ども学科　国際交流学科　スポーツ健康学科
芸術学部	アート・デザイン学科　トータルビューティ学科

総合学術研究科	医療科学専攻　人間科学専攻　デザイン専攻　臨床心理学専攻
総合学術研究科 （通信教育課程）	法学専攻　人間科学専攻　デザイン専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 10 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 24 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

40 東海学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、建学の精神を「勤倹誠実」、教育理念を「共生（ともいき）」として明確に定められている。大学の個性・特色を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し公開しており、変化への対応として、学部・学科の三つのポリシーを全学教育委員会において PDCA サイクルに基づいて継続的な見直しを行っている。教養教育の全学横断的な組織として「ともいき教養教育機構」を設置し、教育理念と SDGs を結びつけ「ともいき SDGs」として活動している。役員、教職員に使命・目的及び教育目的が示され、理解と支持を得て、学内外へ周知している。令和 2(2020)年度から 5 年間を期間とする使命・目的及び教育目的が反映された中期経営計画を策定しており、目的達成のため六つのプロジェクトが設置され具体的・実践的な課題に細分し取組んでいる。使命・目的及び教育目的の実現のため教育研究組織として 6 学部 6 学科 5 専攻及び大学院 1 研究科を設置している。

〈優れた点〉

○「ともいき教養教育」を大学の個性・特色として広く社会に発信している点は評価できる。

「基準２．学生」について

大学全体及び各学部のアドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定・公開されており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるための規則を整備し、公正な入学者選抜を実施している。教育課程は教育目的に基づき編成されており、全学的な教職協働の学修支援体制に関する規則を策定し適切に運営されている。奨学金は全学的な奨学金制度に加え、大学独自の多様な奨学金制度を整備しており、新型コロナウイルス感染症拡大時には大学独自の特別支援金給付を迅速に実施している。キャリア支援はキャリア開発センターを設置し、キャリア教育プログラムの開発や就職先に応じた相談員・指導員を配置し適切に運営しており、運動部員に特化したキャリア支援や就職説明会を行っている。校地、校舎等は教育目的達成のため二つのキャンパスを有し、設置基準を上回る面積を確保し、必要な学修環境を適切に整備・管理し有効に活用している。

〈優れた点〉

○学修支援システムの「保護者ポータル機能」を利用して、保護者が学生の履修状況と成

績をオンラインで確認できる仕組みを設けていることは評価できる。
〇大学キャリア支援サイト内に保護者向けコンテンツを掲載し、保護者との情報共有を図っている点は評価できる。
〇運動部員に特化したキャリア支援や就職説明会を行う等、キャリア支援体制が充実している点は評価できる。
〇新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援として、在学生全員を対象とした「緊急修学支援金」、主な生計維持者の収入減少に対応した「家計急変者支援給付」を迅速に実施した点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神・教育の理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえた学部・学科のディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定、修了認定の基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。研究科は審査体制及び審査基準を明示し、適切に運用している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、教養教育の組織として「ともいき教養教育機構」を設置し、各学部等と連携しながら適切に実施している。授業方法の工夫・改善を進めるため「全学教育委員会」等の組織体制を整備し運用している。ディプロマ・ポリシーの項目において学部ごとの学修目標を定め、修得単位数、GPA(Grade Point Average)、授業評価アンケート、学修ポートフォリオ、教職履修カルテ、企業アンケート等に基づいて学修成果を点検・評価している。

「基準４．教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、2 人の副学長、5 人の学長補佐を置き、明確な役割を与え、マネジメント体制を確立している。学長の意思決定の体制として総合企画部に企画、IR(Institutional Research)、学長室等の機能を配している。会議は教職協働での運営が行われており、職員の配置も明確かつ機能的である。大学及び大学院における教育課程を適切に運営するため設置基準が定めた専任教員を各学部・学科、研究科に配置しており、教員の採用・昇任についても適切に運用されている。職員の資質・能力向上については「学校法人東海学園事務職員人事方針」に基づき研修を計画的に実施し、SD(Staff Development)活動の推進を組織的に取組んでいる。

研究倫理に関する各種規則や研究活動への資源配分に関する規則を整備し、適切な運営・管理を行い研究環境の充実を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき最高意思決定機関として理事会、諮問機関として評議員会を経営の規律と誠実性を維持して運営している。令和 4(2022)年 9 月には「東海学園大学ガバナンス・コード」を策定し、適切な運営を行っている。また、令和 4(2022)年 11 月に「第 3 次中期経営計画策定ワーキンググループ」を設置し、中長期経営計画の現状分析・施策見直し等を行っている。法人及び設置校との連携も意思疎通を適切に行うための体制が整えられ、学長を通じて審議、承認を行っている。監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、理事

会・評議員会に出席し意見を述べており、職責を果たしている。会計処理は、学校法人会計基準に基づき適切に実施している。監査室による内部監査を実施することにより内部監査機能の強化を図り、監事・監査法人・監査室の連携を図り、会計監査の体制整備と適正な監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織として学長が委員長である自己点検評価委員会を設置し､各種委員会、各学部、各部局と連携を図りながら組織的に自己点検・評価を実施している。また、企画・IR 室が設置され､調査･データを集積し､エンロールメントマネジメント管理･BI(Business Intelligence)ツールを利用した学生情報の一元管理を行い、各部局・学部で情報共有して学生の支援を行っている。認証評価及び第三者による外部評価を受け、結果を全教職員で共有している。内部質保証のため、自己点検・評価及び中期経営計画の達成度を各学部・部署が検証し､「アクションプラン推進管理委員会」と総合企画部企画課が連携をとり各項目の進捗・管理を行い、全学的な PDCA サイクルの仕組みを構築しており、内部質保証の仕組みが機能している。

総じて､明治 21(1888)年に法人の前身である愛知支校が開校されて以来､建学の精神「勤倹誠実」、教育理念「共生」を明確に定めて「人間教育」を一貫して行っている。教育理念である「共生」のもと､「自分の目で社会や世界を見つめ、体験することにより、社会で生きていくための人間力の育成」を目指し、適切に教育・研究・社会貢献を行っている。「共生の観点に立つ人間力の向上」を目指した教養教育を実践し、幅広い教養を身に付けた社会人を養成することは他の模範となっている。

「大学独自の基準」として設定されている､「基準 A.社会貢献・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ともいき教養教育
2. 大学スポーツの活性化
3. 東海学園ネットワーク

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、建学の精神を「勤倹誠実」、教育理念を「共生（ともいき）」として学則第 1 条に示しており、学則第 2 条に総合的な教養教育を重視した 6 学部 6 学科の教育上の目的を、大学院学則第 1 条に大学院研究科の目的を簡潔に明文化している。
建学の精神に基づき、個性・特色を反映した使命・目的及び教育目的を実現するための三つのポリシーを策定・公開しており、変化への対応として社会の要請である「健康・栄養・教育・心理」などをキーワードとして捉え、学部・学科・専攻・コースの構成の見直しを行っている。併せて各学部・学科における三つのポリシーについても PDCA サイクルに基づいて見直しを行っている。教育理念と SDGs を結びつけ「ともいき SDGs」として活動している。

〈優れた点〉
○「ともいき教養教育」を大学の個性・特色として広く社会に発信している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、役員、教職員には寄附行為、学則、大学案内、ホームページ等により示され、理解と支持を得ている。学内外へは大学案内・ホームページ等で周知し、在学生には履修の手引きを配付し新入生オリエンテーション及び各学期のガイダンスで周知している。
令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 年間を期間とする中期経営計画を策定し、使命・目的及び教育目的を達成するための六つのプロジェクトを設定している。使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシーは、大学全体及び学部・学科・研究科ごとに定められている。使命・目的及び教育目的の実現のための教育研究組織として 6 学部 6 学科

が整備され、併せて教養教育の全学横断的な組織として「ともいき教養教育機構」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び各学部の教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどさまざまな方法で周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため公正な入学者選抜を遂行する規則を整備し、適切な業務を遂行する体制を整えている。入学者選抜としてさまざまな選抜方法を設けている。入学者受入れの検証として、エンロールメントマネジメントを活用している。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のため入学定員の調整、募集定員の削減などの具体的な対策を行っている。入試問題は複数の専任教員が作成し、学外の第三者のチェックによって出題ミスを防止している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「全学教育委員会規程」を策定し、支援内容を共有するなど、教員と職員等の協働による全学的な学修支援体制を適切に整備・運営している。教員の教育活動支援のため SA(Student Assistant)に関する規則を整備するとともに、各学部で SA の活用や SA 導入による教育効果の検証を行っている。

学生が専任教員に相談や質問ができるオフィスアワー制度を全学的に実施し、兼任教員に対してはオンラインで相談や質問ができる機会を設けている。障がいのある学生への教

職協働での支援体制も整えており、「配慮依頼」に基づいた個別配慮を行っている。中途退学、休学及び留年対策として学部ごとに退学率及び修業年限卒業率の目標値を定め、定期的に見直しを行っている。欠席が続いている学生には連絡や面談を実施するなどして、目標値の達成に努めている。

〈優れた点〉
○学修支援システムの「保護者ポータル機能」を利用して、保護者が学生の履修状況と成績をオンラインで確認できる仕組みを設けていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
全学的なキャリア支援体制としてキャリア開発センターを設置し、キャリア教育プログラムの開発や学生が支援を活用できる体制を整備している。
教育課程内での支援体制として、必須科目や「インターンシップ」などの科目を整備している。教育課程外での支援体制の整備として、リメディアル教育や資格取得支援などを実施している。
就職先に応じた実務経験者・採用担当経験者・キャリアコンサルタント等を相談員・指導員として配置するなど相談・助言体制を整備し、適切に運営している。大学キャリア支援サイト内に保護者向けコンテンツを掲載し、情報共有を図っている。運動部活動が盛んであることを踏まえ、運動部員に特化したキャリア支援や就職説明会を行っている。

〈優れた点〉
○大学キャリア支援サイト内に保護者向けコンテンツを掲載し、保護者との情報共有を図っている点は評価できる。
○運動部員に特化したキャリア支援や就職説明会を行う等、キャリア支援体制が充実している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生生活の安定のために学生支援課、保健室、学生相談室、リラックスルームを設け、

有資格者によるカウンセリングや専門の職員による学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。課外活動の規則・規約を定め、教職員による人的支援と大学及び教育後援会による経済的支援を行っている。

奨学金については全学的な奨学金制度に加え、大学独自の多様な奨学金制度を整備している。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大学独自の特別支援金などの対策を迅速に実施し、学生に対してきめ細かい経済的支援を行っている。

経済的理由によりやむなく修学を断念する学生への対応策、休学者への経済的対応策、授業料納付の延納制度なども整備している。

〈優れた点〉

○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援として、在学生全員を対象とした「緊急修学支援金」、主な生計維持者の収入減少に対応した「家計急変者支援給付」を迅速に実施した点は高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため校地、校舎等必要な学修環境を適切に整備・管理し、有効に活用している。全学及び各学部の教育が適切に実施できるような実習施設等を整備し、有効に活用している。また、ラーニング・コモンズや図書館を設置している。図書館には十分な学術情報資料を確保し、両キャンパスで同一サービスを利用できる環境を整備している。学内の ICT（情報通信技術）環境として学内無線 LAN、貸出し用ノートパソコンを整備・運用している。利便性への配慮としてスロープなどのバリアフリー化を行うとともに、学生便覧でバリアフリー案内の全体図などを周知している。

授業を行う学生数の管理のため、少人数制授業や複数開講などの工夫を行っている。安全性の確保として、全ての建物で耐震基準を満たしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握として、授業評価アンケートを定期的に実施し、教員による分析と改善報告書の作成を行うとともに、全学的な教育改善に活用している。

学修支援や学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握のため、全学生を対象とした学生満足度調査を定期的に実施し、学生満足度の把握や学修環境の改善につなげている。学修支援における ICT の活用として、教育支援システムやチャット機能を利用した学生と教員間のコミュニケーションシステムを整えている。学生生活に関する学生の意見・要望の把握として、提案箱を設置し、学生生活全般、大学の施設・設備に関する意見を聴取し、学修環境の把握や改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育の理念、教育指針、教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、各学部の履修の手引きに掲載するとともにガイダンス等で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。研究科においては、修士論文及び「リサーチペーパー」の審査体制及び審査基準を明示し、適切に運用している。

学生からの成績評価に対する異議申立てに対応する体制が整えられており、履修の手引き等により周知している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び各学部の教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ・各学部の履修の手引きにより周知している。

ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、全学教育委員会が監修した「シラバス作成要領」に従って全科目のシラバスが作成されている。

単位制度の実質化の観点から、履修登録単位数の上限を定め、適切に運用している。

教養教育を適切に実施する組織として「ともいき教養教育機構」を設置し、各学部等と連携しながら適切に教養教育を実施している。

授業評価アンケート結果の活用、各学部での教員相互の授業参観の実施、FD 研修会等を通して、授業方法の工夫・改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ･ポリシーの各項目において学部ごとの学修目標を定め､学生の修得単位数、GPA、授業評価アンケート、学修ポートフォリオ、教職履修カルテ、企業アンケート等に基づいて学修成果を点検・評価している。

授業評価アンケート及び学修時間調査等の結果を踏まえ、各教員から提出された「授業改善報告書」や相互授業参観を通して､教育内容･方法及び学修指導の改善を図っている。

アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の測定・評価結果を、ホームページ等を通して情報公開している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、2 人の副学長、5 人の学長補佐を置き、それぞれに明確な役割を与え、マネジメント体制を確立している。

また、令和 4(2022)年度に事務組織を改組し、従来の企画、IR、学長室等の機能を整理統合した企画課を総合企画部内に配置し、さまざまな情報やデータをもとに意思決定をする体制づくりが進められている。大学の意思決定を行うための議論、企画立案、調整、審議の機関として、「学部教授会」「学部各種委員会」「全学各種委員会」「大学運営会議」を設置し、最終的に「大学評議会」において取りまとめ、学長が意思決定をできる仕組みが構築されている。

加えて、いずれの会議も教職協働での運営が行われており、職員の配置も明確かつ機能的である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における教育課程を適切に運営するに当たっての専任教員を各学部・学科、研究科に配置している。

また、教員の採用・昇任については、規則に定め、プロセスに沿って適切に運用されている。

FD の企画、運営については「全学教育委員会」が担い、年 2 回のペースで実施している。平成 29(2017)年度からは、授業評価アンケートの結果も踏まえて優れた教員の教育活動の実践報告や表彰を行う「教育活動受彰者報告会」が定期的に開催されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学則第 62 条第 3 項に「教員と協働する専門性の高い職員の育成に向け、職員の職能開発の場と機会を充実する」と規定し、「学校法人東海学園事務職員人事方針」に研修方針を定め、外部団体が主催する各種事務職員研修及び派遣研修を計画的に実施している。学内での取組みとして、教職員合同研修会の随時開催や職階別研修、昇任者対象研修、管理職と一般職員の合同研修、管理職候補の中堅職員研修を行う等、SD 活動の推進を法人全体で組織的に取組むことにより、職員の資質・能力向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員の研究施設として各自の研究室を備え、各種実験室、各種実習室、ピアノ個人レッスン室等の研究環境を整備し、教育・研究活動を維持するため、設備・備品の更新を行う等、適切な運営と管理を行っている。

「東海学園大学学術情報リポジトリ規程」を策定し、学術研究成果及び教育成果について情報を公開し、研究倫理に関する各種規則や研究活動への資源配分に関する規則の整備により、適切に研究環境の充実を図っている。令和 4(2022)年 4 月設置の財務課の分掌に「各種補助金等外部資金に係る事務に関する事項」を明記し、外部資金導入の支援体制を構築している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為、学則、公益通報等に関する規則、その他の諸規則を定めており、学校法人の経営の規律と誠実性を維持している。令和 4(2022)年 9 月には「東海学園大学ガバナンス・コード」を策定の上、ホームページに公表し、適切な大学運営に務めている。
また、令和 4(2022)年 11 月には、「第 3 次中期経営計画策定ワーキンググループ」を設置し、中長期経営計画の現状分析・施策見直し等を行い、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。
環境保全の面では、両キャンパスに LED 照明を積極的に導入し、諸会議の完全ペーパレス化を目指すなど省エネルギー対策に取組んでいる。また、人権、安全の面でも、諸規則を整備し、啓発活動などを実施しており、配慮や体制整備に努めている。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会は、寄附行為に基づき、適切に選任された理事で構成されている。令和 3(2021)年度から、機能的かつ的確に課題等に対応できるよう、意思決定体制の見直しが行われている。加えて、年 5 回程度開催される理事会の他に 8 月を除き毎月、常勤理事による会議を行い、理事会・評議員会の議題整理や課題内容を精査する役割も担っており、実効性のある運営と体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為において、設置校長、評議員、宗教法人浄土宗責任役員会が推薦した者、法人職員が理事となることが定められており、法人及び設置校との意思疎通と連携を適切に行

う体制が整えられている。また、教授会などの意向については、「学部教授会」「全学各種委員会」「学部各種委員会」で起案されたことが、「大学運営会議」「大学評議会」で審議され、学長を通じて理事会・評議員会及び常勤理事による会議で審議、承認が行われており適切な運営となっている。

監事は、寄附行為の定めに基づいて適切に選任されており、理事会・評議員会に出席し意見を述べており、その職責を果たしている。

評議員会においては、法令に基づき適切に選任された評議員が運営に携わっている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期財務計画作成時には、法人全体の施設設備計画を策定し、理事会及び評議員会で承認を受けた施設設備計画について、第 2 次中期経営計画に基づいた事業計画・予算編成に合わせるなど、進捗管理及び財務計画の見直しを随時行うことにより、収支バランスの確保を適切に行い安定した運営を行っている。法人全体の経常収支差額比率及び事業収支差額比率については、平成 30(2018)年度から 5 年間連続プラス計上し、安定した財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 31 条に「この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。」と定め、「学校法人東海学園経理規則」第 3 条に「法人の経理は、学校法人会計基準の趣旨に基づき、真実かつ明りょうに財政状態及び経営の実績を表示するものでなければならない。」として学校法人会計基準に基づく会計処理を適切に実施している。監査室による内部監査を実施することにより内部監査機能の強化を図り、監事・監査法人・監査室の連携を図り、会計監査の体制整備と適正な監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の組織として学長を委員長とする自己点検評価委員会が設置されており、各種委員会、各学部、各部局と連携を図りながら組織的に自己点検・評価を実施している。

また、委員会内に IR 推進委員会を置き情報収集・分析を行っている。

令和 4(2022)年 11 月にアクションプラン推進管理委員会にワーキンググループが設置され「進捗管理シート」を用いて第 2 次中期経営計画の進捗状況を評価指標に照らして把握している。

内部質保証の PDCA の各ポイントに関連する組織及び責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

7 年ごとの認証評価及び 4 年を超えない年限に第三者による外部評価を実施し、自己点検・評価の結果は、学内ネットワークを用いて全教職員で共有し、ホームページに公表している。

総合企画部企画課企画・IR 室は、さまざまな調査データを集積しており、エンロールメントマネジメント管理・BI ツールを利用した学生に関する多様な情報を一元収集し、各部局・学部で情報共有を行い学生の学びと成長の支援を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため自己点検・評価及び中期経営計画の達成度を各学部・部署が検証し、「アクションプラン推進管理委員会」と総合企画部企画課が連携をとり各項目の進捗・管理を行い、全学的な PDCA サイクルの仕組みを構築している。

アセスメント・ポリシーに基づき「教育自己点検評価」を実施しており、三つのポリシーを起点としたルーブリック及び学修ポートフォリオを導入するとともに学生による授業評価及び相互授業参観を実施して教育の改善・向上に反映させている。

中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献・地域連携

A－1．建学の精神に基づいた社会貢献・地域連携の推進

A-1-①　大学が持つ物的・人的・知的資源の地域への提供

A-1-②　教育研究上における地域社会や企業との協力関係の構築

【概評】

学則に定めている大学の使命・目的を具現化するために「地域連携のポリシー」を定め、健康で活力ある地域の創生と地域文化の発展に寄与し地域課題の解決に貢献することを目指して多くの協定を結んでいる。これらの協定に基づき、各学部の特性に応じて「産・学・公・地域」との協力関係を構築し、名古屋及び三好の両キャンパスでさまざまな活動を実施している。

これらの活動は、総合企画部企画課スポーツ・文化振興室が学内外の調整を行うことで、社会貢献・地域連携が円滑に実施できる体制を整備している。

両キャンパスの図書館及び学生食堂を地域住民に開放するなど、大学の持つ物的・人的・知的資源を地域に提供している。また、大学近隣地域の防犯巡回活動、「学生消防団」や職員で組織する自衛消防組織等による消防活動を行っている。

実施した活動については、毎年「地域連携支援プログラム報告書」を作成し、事業内容の改善・向上を図っている。また、ホームページに公開することを通して、大学の社会貢献・地域連携活動を周知している。

これらの活動を継続することにより、「産・学・公・地域」との連携の深化、学生の成長への寄与が期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．ともいき教養教育

開学以来、本学の教育の理念である「共生（ともいき）」に基づく人間力の向上を目指し、「共生人間論」を全学共通科目として開講し、さらに、実践体験から「共生（ともいき）」

を理解するための「共生人間論実習」を開講している。令和 2(2020)年には、全学共通科目による教養教育をより充実させるため、全学横断的な組織として「ともいき教養教育機構」を設置した。

本機構では、ともいき人間教育、ともいき教養教育、ともいき実践教育を三本柱として、人類共通の現代的課題である「持続可能な開発目標（SDGs)」を「共生（ともいき)」の考え方から具現化するために、専門教育との連携・融合を図りつつ「ともいき SDGs 科目群」として教養教育科目の改編に取組んでいる。

その一環として、「東海学園大学令和ともいきの森」における植樹活動では、自然環境や地域社会に対する「共生（ともいき)」を通した「ものの見方」を養い、課題発見力及び課題解決力を理論と実践の両面から学修している。また、本学における SDGs 活動の成果を全国の小中学生・高校生・大学生などとともに発表する場として「ともいき SDGs シンポジウム・チャレンジアワード東学」を開催し、本学の教養教育の個性・特色として、広く社会に発信している。

2. 大学スポーツの活性化

学生支援課に設置されたスポーツ振興室は、令和 4(2022)年度より企画課スポーツ・文化振興室へ変更され、引き続き強化指定クラブを中心としたスポーツ活動の活性化に取組んでいる。現在、強化指定クラブ（硬式野球部・男子サッカー部・女子ソフトボール・硬式テニス部・水泳部・女子ハンドボール部・女子バスケットボール部・陸上競技部）の総部員数は約 500 名であり、在学生の約 13%となっている。

大学とクラブ(特に強化指定クラブ)、スポーツ・文化振興室が有機的に連携することで、教育研究活動、スポーツ系クラブ強化の効率化及び学生へのサービス向上を図っている。

スポーツ庁が設立した全国的組織である UNIVAS（大学スポーツ協会）については、UNIVAS の掲げる「選手の安全確保」「学業との両立」「大学スポーツのブランド力向上」を実践するため、UNIVAS と連携を取りながら、環境改善や東海学園大学スポーツブランドの強化を担っている。

3. 東海学園ネットワーク

本学は、135 年の伝統と 12 万人を超える同窓生を誇る学校法人東海学園（「東海中学校東海高等学校」「東海学園高等学校」「東海学園大学」「東海学園大学大学院」）の一員であり、そのネットワークを活用した学びや就職のサポートは本学の大きな強みと言える。

政治・経済・文化・医学など多彩な分野で活躍する諸先輩をゲストティーチャーとした授業を行い、東海学園同窓生にゆかりのある企業を多数迎えて「東海学園ネットワーク学内企業展」も開催している。このように各界に張り巡らされた東海学園の同窓生ネットワークが、在学生の就職活動を様々な形でバックアップしている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 7(1995)年度
所在地　　愛知県みよし市福谷町西ノ洞 21-233

愛知県名古屋市天白区中平 2-901

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科
人文学部	人文学科
心理学部	心理学科
教育学部	教育学科
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科
健康栄養学部	健康栄養学科
経営学研究科	経営学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

41 東京家政学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人の目的は寄附行為第３条において、大学の使命・目的は学則第１条において明文化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的に反映し、「人々のしあわせにつながる家政学」として明示している。大学の使命・目的及び教育目的の策定は、学部・学科の設置の機会に見直し検討され、役員、教職員が関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的については、大学案内、学生便覧に明示している。また、高校訪問やオープンキャンパス､ホームページなどにより学内外に周知しているとともに、大学が果たしていく使命・目的及び教育目的は、中長期の視野をもって計画に組込まれている。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と各学部・学科の教育目的を踏まえ、求める学生像として策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページに明示するとともに、各種入試説明会などで説明し、入学志願者及び保護者、社会への周知が図られている。しかしながら、学生の受入れについては、現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科において定員を大きく下回っており、学生確保に向けた早急な対応が望まれる。障がいのある学生等への配慮として､教職協働による学生への学修支援が組織として確立している。中途退学や休学、留年学生に対しては、出席管理システムや教員からの出席状況の把握により、学修状況に対応して面談を行い指導している。キャリア支援では、キャリア支援室及び就職支援室会議による教職協働で学生支援を行うとともに、キャリア教育科目を設定し、系統的な指導が行われている。学生生活の安定を図るために、学習支援室会議、学務室、保健管理センターなどが相互に連携し、学生の心身に関する健康相談や心的支援を行う体制ができている。施設・設備は、学部・学科の教育目的の達成と教育の充実を図るために両キャンパス共に整備され、ノートパソコンの貸出しを行うなど、学修環境の整備に努めている。留学生への支援として、国際連携室を設置するとともに国際交流センターを整備し、留学生の支援とともに各種イベントを行っている。学修支援に対する学生の意見を、アンケートを通してくみ上げて、担当部局で検討し、改善・回答するシステムが整えられている。

〈優れた点〉

〇資料的価値の高い「大江文庫」について、学内利用に加え、学外からの資料貸借や取材に対応するなど、学術的資料の積極的な有効活用を行っていることは高く評価できる。
〇大学独自の取組みである「書店ツアー」は、学生の目線で選書させ、「学生に身近な図書館」を目指した試みとして評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定して、学生便覧、ホームページで公表・周知するとともに、新入生に対しては、オリエンテーション時に直接説明する機会を設けている。大学及び大学院の単位認定基準、成績評価基準、卒業・修了認定基準はそれぞれ学則・規則で定め、厳正に適用している。GPA(Grade Point Average)制度に関する細則を定め、奨学金受給者選考の基礎資料や卒業時の成績優秀者の選考に活用するとともに授業出席状況と併せて、学修状況を把握して学生支援に役立てている。ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと一体のものとして策定したカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に科目を配置し、開講科目のナンバリングを行い、授業科目間の関係性や履修順序を整備している。教養教育については、共通教育科目のカリキュラムを改正し、適切に実施している。令和 5(2023)年度から 100 分授業を導入し、アクティブ・ラーニングの実施、充実に向けて、取組んでいる。また、「教育開発・IR センター」を設置し、授業評価アンケートの設問内容の精査や成績分布調査を実施している。大学はポータルシステムを通して入学時や在学中に行うジェネリックスキル測定テストの結果や GPA、修得単位数の状況などの学修成果を学生自身が確認できるよう整備している。授業評価の結果を担当教員にフィードバックし、それに基づいた改善を次年度のシラバスに反映することで学生の授業評価に応えている。

「基準４．教員・職員」について

学則により校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にし、学長を補佐する体制として、それぞれの役割が明確にされた副学長を置き、学長・副学長・学長補佐で構成する「執行部会議」を設けている。また、学部長・研究科長・図書館長を加えた「部局長会議」を定期的に開催し、学長のリーダーシップをサポートする仕組みを整備している。「学部教授会」「研究科会議」が設置され、大学の意思決定が適切に行われている。職員の採用・昇任については、「職員昇級及び昇任のガイドライン」により運用されており、教員の採用・昇任については、「教員選考規程」及び「教員選考基準」を定め、大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。新たな事務組織・役職制度を導入し、室長を中心とした業務運営を通じて指導力の育成と業務効率化を目指すとともに、OJT を重視して職員の能力向上に努めている。加えて、全教職員対象の FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修の機会として「合同研修会」を実施している。研究支援担当職員や企業との共同研究等については専任コーディネーターを配置して、外部研究費の獲得を支援する体制を整えるとともに、新たに学術系クラウドファンディングサービスを活用した研究資金獲得にも取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は、教育基本法、学校教育法その他の関係法令及び寄附行為に基づき、規律と誠実性の確保を基本とする経営及び管理運営を行っている。また、「学校法人東京家政学院大学ガバナンス・コード」を制定・公表し、公共性・信頼性及び透明性の確保に努めている。「中期計画（第 3 期 KVA ルネサンス計画）」の最終年度を迎えていることから、その成果を検証するとともに、次の 10 年を見通した長期計画を策定中であり、大学の使命・目的の達成に向けた継続的な努力をしている。法人業務の円滑な運営を図るため、理事会のもとに常任理事会を設置し、学長は大学の代表として、日常的に常任理事会で大学の方針、重要決定事項等を説明し、意思疎通を図っている。各種委員会や学内組織からの審議事項等は、部局長会議で審議・報告の上、適宜教授会に報告し、必要に応じて理事会、評議員会及び常任理事会で取上げ、教職員の意見や提案をくみ上げる仕組みを整備している。安全への配慮については、「危機管理の基本規則」「千代田三番町キャンパス消防計画」「町田キャンパス消防計画」を整備し、危機管理の原則を定め、火災予防、地震等自然災害発生時の安全確保に努めている。理事などの役員は適正に選任され、理事会及び評議員会は寄附行為にのっとり、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現のための継続的な努力が行われている。近年の入学者減少や人件費比率の高さから財務状況が厳しくなっており、早急に事業収支改善のための方策を確定し、全学をあげて財務運営の改善に取組むことが求められる。学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づく会計処理を適切に実施している。会計監査は、公認会計士による期中監査、決算監査が行われるほか、監事による法人本部等の監査や、監事・公認会計士・監査室による三様監査連絡会で意見交換を行うなど、監査情報の共有化が図られている。監事の監査報告書を理事会で審議・承認している点は改善を要するが、監事の業務監査は、事業計画や資産運用の状況報告も行っており、厳正かつ適切な監査が行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する基本方針を定め、全学的な方針を明確にしている。また、自己点検・評価のための組織及び責任体制は、「内部質保証推進委員会」を設置するとともに、「部局長会議」と連動させ、整備している。「内部質保証推進委員会」のもとで、各年度の基本方針、自己点検・評価シートの項目、スケジュール等を決定し、自己点検・評価を実施している。加えて、「内部質保証推進委員会」内部に「改善推進部会」を設け、自己点検・評価の結果を改善推進につなげるよう取組んでいる。全学レベルで実施している自己点検・評価チェックシートでは、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関する項目を設定し、その達成状況を、大学全体、学部・学科・研究科・各室、教員個人の三層について、自己点検・評価を実施することで、大学運営の改善・向上を図るよう取組んでいる。「教育開発・IR センター」を設置し、学修成果の可視化に関する調査及び開発、教育及び学生の学修に関するデータの収集・分析、教育改革及び自己点検・評価活動の支援などの活動を行っている。内部質保証推進委員会の外部評価委員を委嘱し、アクションプランの検証を依頼するとともに、産学連携事業を締結している企業に三つのポリシーと大学の教育活動の実現状況について話合いの機会を設けるなど、内部質保証の仕組みが機能している。

〈優れた点〉

〇「内部質保証推進委員会」の構成員に外部評価員が加わり、客観的視点からの評価・提言を受け、自己点検・評価体制の改善や内部質保証の充実に生かす体制を整備していることは評価できる。

〇「内部質保証推進委員会」の内部に「改善推進部会」を設置し、自己点検・評価結果を踏まえた教育改善に努めていることは評価できる。

〇大学と産学連携事業を締結している企業との間で、三つのポリシーと大学の教育活動の関連について意見交換をする機会を設定し、内部質保証の取組みを充実させている点は評価できる。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき、適切に教育・研究活動に取組んでいる。法人は、寄附行為第 3 条に、建学の精神である「『KVA(Knowledge Virtue Art)』を兼備する心身ともに健全な良き社会人・家庭人を育成することを目的とする。」と法人の目的を規定している。また、大学は、その使命・目的を「東京家政学院大学学則」第 1 条に明記し、大学院 1 研究科、大学 2 学部・5 学科を設置し、「人々のしあわせにつながる家政学」を中心分野に設定し、大学の個性・特色としての教育・研究活動を展開している。法人設立 100 周年を迎えており、これまでの実績を継承し、大学が掲げる人材育成を目指す教育活動を展開し、その実績を上げることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.学校間・企業間・地域との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大江文庫の国際的な貢献
2. 東京家政学院生活文化博物館
3. 高大連携としての「課題研究発表会」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神たる「KVA 精神」を基本に据え、法人の目的は、寄附行為第 3 条において、大学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条第 1 項に明文化している。また、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学部・学科の教育研究上の目的を学則第 1 条第 2 項及びホームページに簡潔に文章化し、掲載している。大学の個性・特色は、「人々のしあわせにつながる家政学」を中心分野に設定し、教育・研究活動を行っている。社会情勢などに対応し、大学の使命・目的及び教育目的に即した形で学部・学科及び研究科の再編を行い、教育目標や育成する人物像の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定などは、教授会及び研究科会議などを通して確認されるなど、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、大学の使命・目的及び教育目的については、学生便覧、大学院要覧に明記するとともに、ホームページに掲載し、オープンキャンパス等においても紹介し、学内外に周知している。「建学の精神」の確認と未来に向けた「学院ミッション」の明確化のために、「学院改革及び大学における教学改革の方向性と取組方針」が示され、中長期計画に基づく、基本目標と 10 の重点施策が掲げられ、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的を踏まえ、三つのポリシーに反映させている。加えて、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と各学部・学科の教育目的を踏まえ、求める学生像として策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページ、各種入試説明会などで、入学志願者及びその保護者、社会への周知が図られている。大学の入学者選抜については、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試制度を導入し、適切に実施している。入学者選抜における入試問題の作成は、大学の教員が担当し、入試種別の検証は、一般選抜は入試問題作成等検討部会が、それ以外の入試選抜はアドミッションセンター会議が主体となり実施している。学生の受入れについては、現代生活学部の複数の学科が収容定員未充足の状態だが、学生募集強化推進体制として事務職員が横断的に活動できる「学生募集プロジェクト」を立上げ、令和 7(2025)年度の改組を含む 10 か年の中長期事業計画の策定を進めるなど、収容定員充足率の向上に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○現代生活学部生活デザイン学科、児童学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、学生確保に向けた早急な改善が必要である。

〈参考意見〉

○現代生活学部食物学科の収容定員充足率が低いため、早急な対応が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センターに学習支援室及び障がい学生支援室を設置し、教職協働による学修支援体制が確立されている。教員によるクラス担任制を導入し、「クラス担任による学生指導ハンドブック」で担任業務について基本情報を提供している。また、学生による新入生への履修登録サポート等の学修支援を行っている。TA については、規則や「ティーチングアシスタントの手引き」を整備し、適切に活用している。オフィスアワー制度を全学的に実施し、専任教員による学修支援の充実を図っている。障がいのある学生への配慮として「障がいのある学生への修学支援に関する基本方針」を定め、ホームページや「学生手帳」で周知するとともに、「合理的配慮連絡シート」等で科目担当教員に具体的な配慮を依頼して

いる。中途退学や休学、留年学生に対しては、クラス担任による個別面談や成績不振学生の学修指導を行い、中途退学、休学及び留年の対策を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内のキャリア教育科目として、現代生活学部は共通教育科目の 1 年次に必修科目として「キャリアデザイン」を、人間栄養学部は、専門科目の選択科目として 1 年次に「キャリアデザイン活動」を開設している。教育課程内の専門科目として、現代家政学科 3 年次及び児童学科 1 年次に「インターンシップ」を開設するなど、系統的なキャリア教育が行われている。キャリア支援では、卒業後の進路に関する相談、指導、助言のための組織である就職支援室とキャリア支援に関する総合的な企画・調整及び推進、キャリア相談を担当するキャリア支援室が連携し、教職協働で 4 年間を通じたキャリア形成支援及び進路支援を行っている。各学科においても、就職懇談会や卒業生にアドバイスを聞く機会などを設け、採用試験の試験対策講座や国家試験対策講座など資格取得支援対策も充実しており、各種資格取得、管理栄養士国家試験合格等で実績を上げている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の厚生補導に関する事項を審議するために学生委員会を設置し、奨学金等に係る審議や新入生対象のオリエンテーションミーティングの立案等、学生サービス、厚生補導のための組織を整備している。学生生活の安定を図るために、学習支援室会議、学務室、保健管理センターなどが相互に連携し、学生の心身に関する健康相談や心的支援を行う体制ができている。その他、外部業者による深夜や長期休暇中の学生の相談体制を整えている。課外活動については、学友会会則のほか、クラブ連合会規約を定め、自主的な活動を支援している。また、学生に対する経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金制度や国の修学支援給付金制度のほか、大学独自の奨学金制度を整備している。留学生への支援として、国際連携室を設置するとともに国際交流センターを整備し、留学生の支援とともに各種イベントを行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
学修環境の整備については、町田キャンパスと千代田三番町キャンパスの両キャンパス共に、校舎、図書館、体育館、部室、グラウンド等は、設置基準を満たし、有効に活用されている。両キャンパスの附属図書館は、充実した図書資料をそろえており、町田本館には創立者の大江スミを記念して集められた特別コレクション「大江文庫」を含め十分な学術情報資料を確保している。また、ラーニング・コモンズを使用した授業が実施できる教育環境を整備している。両キャンパス共に ICT（情報通信技術）環境を整え、ノートパソコンの貸出しを行うなど、学修環境の整備に努めている。バリアフリーへの対策として、自動ドア、スロープ、障がい者用エレベータ・トイレが設置されている。クラスサイズは、実習科目や資格関連科目は少人数で授業を行うなど、教育効果を十分挙げられるよう適切に管理・調整されている。

〈優れた点〉
○資料的価値の高い「大江文庫」について、学内利用に加え、学外からの資料貸借や取材に対応するなど、学術的資料の積極的な有効活用を行っていることは高く評価できる。
○大学独自の取組みである「書店ツアー」は、学生の目線で選書させ、「学生に身近な図書館」を目指した試みとして評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援については、履修登録サポートを利用して、各学科の学生と教員が学科の学びについての質問や回答、意見交換を行い、学生の意見や要望を収集している。また、障がいのある学生からのフィードバックを受け、「合理的配慮連絡シート」を適宜修正している。学生生活については、学長と学生が直接懇談する機会を設け、直接学生の意見や要望をく

み上げている。学生相談室や保健室が連携して学生の心身に関する健康相談等に対応している。学生の意見・要望は、学生相談室が学生相談報告書を作成して学内で共有し、活用している。学修環境については、投書箱、E メール、窓口で学生の意見をくみ上げるとともに、1 年次から 3 年次の「学修行動比較調査」、4 年次の「卒業時学修行動比較調査」により学生の意見をくみ上げ、担当部局で検討し、改善・回答するシステムが整えられている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科、研究科の人材育成に関する目的、その他の教育研究上の目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、大学院案内及びホームページで公表・周知するとともに、新入生に対しては直接説明する機会を設けている。

大学及び大学院の単位認定基準、成績評価基準、卒業・修了認定基準は、それぞれ学則・規則で定め、学生便覧等に明示し、周知するとともに厳正に適用している。進級基準については、現代生活学部は各学科で卒業研究内規を作成し、卒業研究の履修に当たっての条件を定め、学生便覧で周知している。GPA 制度に関する細則を定め、その活用は学生便覧で周知し、奨学金受給者選考の基礎資料や卒業時の成績優秀者の選考などに活用するとともに、授業出席状況と併せて学修状況を把握して学生支援に役立てている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科、研究科ともにカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧及びホームページで公表・周知している。カリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと一体のものとして策定することで一貫性を持たせている。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成しており、開講科目のナンバリングを行い、シラバスについても作成ガイドラインを適切に整備している。

教養教育については、共通教育科目のカリキュラムを改正し、偏りなく教養教育科目を配置し適切に実施している。令和 5(2023)年度から 100 分授業を導入し、アクティブ・ラーニングの実施、充実に向けて取組んでいる。FD 委員会では教授方法改善のため、授業評価アンケート、授業参観及び FD 研究会等を実施し、「教育開発・IR センター」では授業評価アンケートの設問内容の精査や成績分布調査を実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果として、資格取得状況、進路決定状況、卒業生調査、卒業生に対する企業へのアンケート調査等を実施し、学修成果の点検・評価を行っている。入学時や在学中に行うジェネリックスキル測定テストの結果や GPA、修得単位数の状況などの学修成果を学生自身が確認できるよう、ポータルシステムを整備している。学生の授業評価の結果を担当教員にフィードバックし、それに基づいた改善を次年度のシラバスに反映することで学生の授業評価に応えている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則により校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にし、学長を補佐する体制として、それぞれの役割が明確化された 3 人の副学長を置き、学長・副学長・学長補佐で構成する「執行部会議」を原則毎週開催し、学部長・研究科長・図書館長を加えた「部局長会議」を原則毎月開催し、学長の適切なリーダーシップをサポートする仕組みを整備している。

学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与や学長が定める教学に関する重要事項の決定に当たり、教授会が学長に意見を述べる旨、「教授会規程」に規定されており、学長が教授会の意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ「学長裁定」として定めている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、業務分掌や役割を明確化し、教学に関する委員会の構成員となるなど教職協働に取組んでいる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院共に各設置基準上の教員数を満たした教員を配置し、大学の教員採用や昇任等については、「教員選考規程」「教員選考基準」等において手続きや資格基準を定めており、「教員選考委員会」を経て「選考会議」で審議し、その報告をもとに学長が決定している。

大学院の教員採用や昇任等については、「大学院人間生活学研究科教員選考規程」「大学院人間生活学研究科教員選考基準」等において手続きや資格基準を定めており、「教員選考委員会」を経て研究科会議で審議し、その報告をもとに学長が決定している。

「教育改善(FD)委員会」を中心とした FD 活動に組織的に取組んでおり、令和 4(2022)年度は FD 講演会を 2 回実施し、学内教員による事例発表をもとにした FD 研究会を 1 回実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東京家政学院職員人事基本計画」に基づき「自己申告書」制度を設けており、上司との対話を通じて職員の職務遂行能力や能力伸長の動向などを把握している。令和3(2021)年度に導入した新たな組織・役職制度のもとでは職務階層の簡素化を図り、組織単位の長である室長を中心とした業務運営を通じて指導力の養成と業務効率化を目指している。OJT を重視し仕事を通じて職員が育つ環境づくりに努めるとともに、全教職員対象の FD・SD として「合同研修会」を年 1 回開催している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には冷暖房、インターネット環境が整った個人研究室が用意され、研究活動時間として研修日を設けるなど研究環境が整備されている。「学術・社会連携室」が科学研究費助成事業及び各種助成金に関する情報提供、申請業務補助など研究費に関する支援業務を担っている。

研究倫理について「東京家政学院大学教員の倫理規範」を定めるとともに、研究活動における不正行為への対応として、文部科学省の定める二つのガイドラインに則して関連規則を整備している。また、関係教職員に研究倫理・コンプライアンス研修を受講させるなど研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

個人研究費を配分するとともに、研究支援担当職員や企業との共同研究等については専任コーディネーターを配置して外部からの研究費獲得を支援する体制を整えており、新たに学術系クラウドファンディングサービスを活用した研究資金獲得にも取組んで成果につなげている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
教育基本法、学校教育法その他の関係法令及び寄附行為に基づき、規律と誠実性の確保を基本とする経営及び管理運営を行っており、「学校法人東京家政学院ガバナンス・コード」を制定・公表し、公共性・信頼性及び情報公開による透明性の確保に努めている。
令和元(2019)年度を始期とする「学校法人東京家政学院中期計画（第 3 期 KVA ルネサンス計画)」の最終年度に当たり、その成果を検証すると同時に、次の 10 年を見通した長期計画を策定中であり、その達成に向けて継続的な努力をしている。
計画的に照明設備の LED 化を進める等、環境改善に取組み、「個人情報保護規則」「ハラスメント防止に関する規則」などの規則を整備し、ハラスメント防止委員会を設置し、法人として人権に配慮できる体制となっている。
安全への配慮については、「危機管理の基本規則」「千代田三番町キャンパス消防計画」「町田キャンパス消防計画」を整備し、安全確保に努めている。

〈参考意見〉
○消防計画に定めるとおり、避難訓練を含む総合訓練を毎年実施することが望まれる。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会は、使命・目的の達成に向けて実質的な審議ができるように、寄附行為により理事定数を定めており、令和 5(2023)年 6 月末時点での現員は適切に選任されている。また、理事の選任区分は、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号で定めており、外部理事を含め、その構成に多様性を持たせるなど、それぞれの理事の知識・経験に基づいた多角的な視点からの議論を重視している。
理事会の機能を補佐し、法人業務の円滑な運営を図るため理事会のもとに常任理事会を設置し、理事会に付議する事項、設置する各学校の運営の基本的事項、理事会から委任された事項などの審議及び連絡調整を適切に行い、定期的に開催している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人業務の円滑な運営を図るため理事会のもとに常任理事会を設置し、構成員は、理事長、学長、校長、常務理事、その他理事長が指名する理事 2 人となっており、学長は大学の代表として、日常的に大学の方針、重要決定事項等を説明し、意思疎通を行っている。

各種委員会や学内組織からの審議事項等は、部局長会議で審議・報告の上、適宜、教授会に報告し、必要に応じて理事会、評議員会及び常任理事会で取上げられるなど教職員の意見や提案をくみ上げる仕組みを整備している。

監事は、理事長に通知した監査計画に基づき監査を実施し、決算期には三様監査連絡会を実施して適切な連携を図り、理事会における監査報告書の取扱いについて改善が必要であるが、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、監査報告書及び監査意見書を提出している。

評議員会は、寄附行為により定数と選任区分を定めており、適切に選任している。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書を理事会において審議・承認している点は改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 22(2010)年度以降、計画期間 5 年の中期計画を策定し、これに基づいて財務運営を行っている。令和 5(2023)年度は「学校法人東京家政学院中期計画（第 3 期 KVA ルネサンス計画)」の最終年度に当たるが、目標に掲げた収支均衡の達成は難しい状況にある。

長年にわたり法人の事業活動収支で支出超過が続いており、経営環境に厳しさが増しているが、収入では学生の確保による学生生徒等納付金の増加を、支出では最大のウエートを占める人件費総額の抑制・水準の適正化を最優先課題として取組んでおり、更に令和 5(2023)年には「経営基盤を維持するための緊急対策」を実施するなど、収支バランスの回復に努めている。

〈改善を要する点〉

○法人の事業活動収支が恒常的に支出超過の状況になっているため、全学をあげて事業収

支を改善することが必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人東京家政学院経理規則」などの学内関連規則にのっとって行われており、適宜公認会計士の指導・助言を受けて適正に処理されている。

公認会計士による期中監査、決算監査が行われるほか、理事長と公認会計士との意見交換、監事による法人本部等の監査実施や監事・公認会計士・監査室による三様監査連絡会での意見交換などを通じて、監査情報の共有化が図られている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する基本方針を定め、全学的な方針を明確にしている。また、内部質保証のための組織及び責任体制は、「内部質保証推進委員会」を設置するとともに、「部局長会議」と連携させ、内部質保証を確実なものにするための組織体制を整備している。「内部質保証推進委員会」のもとで、各年度の基本方針、自己点検・評価シートの項目、スケジュールなどが決定し、自己点検・評価を実施している。加えて、内部質保証の責任体制を確立するために、従来の自己点検・評価委員会を今後の自己点検・評価体制の改善や内部質保証の充実に生かす視点から「内部質保証推進委員会」に再編し、その体制を構築している。

〈優れた点〉

○「内部質保証推進委員会」の構成員に外部評価員が加わり、客観的視点からの評価・提

言を受け、自己点検・評価体制の改善や内部質保証の充実に生かす体制を整備していることは評価できる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果については、全学・組織・個人の三つの階層ごとに自己点検・評価を行っている。IR 機能は、「教育開発・IR センター」を設置し、教育の持続的改善と質保証に資するため、学修成果の可視化に関する調査及び開発、教育及び学生の学修に関するデータの収集・分析、教育改革及び自己点検・評価活動の支援などの活動を行っている。内部質保証推進委員会の内部に、「改善推進部会」を設け、自己点検・評価の結果を改善推進につなげられる組織体制としている。また、学生の学修に関するデータ、授業評価アンケート、卒業時アンケート調査、卒業後の卒業生調査を実施し、それらの結果については学内教職員を対象とした報告会で周知している。

〈優れた点〉

○「内部質保証推進委員会」の内部に「改善推進部会」を設置し、自己点検・評価結果を踏まえた教育改善に努めていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

全学レベルで実施している自己点検・評価チェックシートでは、三つのポリシーに関する項目を設定し、その達成状況を把握している。組織レベルでの自己点検・評価シートでは、学部・学科・研究科・各室単位で教育の質の保証について把握できるように設定しており、報告書としてまとめている。大学全体と学部・学科・研究科・各室に加えて、教員個人についても自己点検・評価を実施することで、大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。また、中・長期計画を含む事業計画書に基づき、令和4(2022)年度に大学としてアクションプラン向上のための仕組みを確立している。産学連携

事業を締結している企業との間で三つのポリシーの実現状況についての話合いの機会を持っている。

〈優れた点〉

○大学と産学連携事業を締結している企業との間で、三つのポリシーと大学の教育活動の関連について意見交換をする機会を設定し、内部質保証の取組みを充実させている点は評価できる。

〈参考意見〉

○理事会における議事として監査報告を扱っていることについて、内部質保証の観点から適切に行うよう配慮されたい。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．学校間・企業間・地域との連携

Ａ－1．地域と学・教・職がともに成長する活動展開

A-1-①　大学間連携・学校間連携の推進

A-1-②　産学官連携事業活動の推進

A-1-③　地域社会との連携活動の推進

【概評】

大学間連携では、7 大学・短期大学から成る「千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム」、25 大学・短期大学・高等専門学校及び八王子市から成る「大学コンソーシアム八王子」に加盟し、単位互換、FD・SD などを行っている。17 大学・短期大学・高等専門学校、15 の企業・公益法人、二つの NPO 及び相模原市、町田市から成る「さがまちコンソーシアム」に加盟し、教育学習事業、人材育成事業、地域発展事業などの活動を行っている。

国際交流では、釜山女子大学校（韓国）との文化交流プログラムや、海外協定校 5 大学がオンラインで討論しながら交流するスピーチ・リサイタルを実施している。フロリダ国際大学（アメリカ）、ホーチミン市教育大学（ベトナム）とはオンラインで交流している。

高大連携では、小、中、高等学校、特別支援学校など 19 校と学校間連携協定を締結し、大学体験プログラム、出前授業や課題研究発表会等を実施している。

産学官連携では、西武信用金庫との協定締結をきっかけに、平成 23(2011)年に東京家政学院大学地域連携ポリシーを策定し、地域企業や団体との連携活動を進めている。加えて、町田キャンパスでは児童学科を中心に「子ども体験塾」や「森のようちえん」を開設し、近隣の幼児から小学生を対象に学びや遊びの場を提供している。また、「さがみはら環境まつり」や「ものづくりチャレンジ大作戦」などを通して、教員及び学生が体験教室を提供し、日頃の研究・教育の成果を地域社会に還元するとともに、学生の成長につながるアクティブ・ラーニングの機会を作っている。このような学生と教員が積極的に展開する地域

連携活動により、継続的に地域貢献の成果を挙げるとともに、学生の社会性の学びの場になっている点は優れており、今後の更なる発展に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大江文庫の国際的な貢献

大江文庫は、昭和 24(1949)年に戦災によって図書を失った本学図書館の再建を目指し、当時の田中初夫図書館長が企画創設し、創立者大江スミの名を記念した文庫である。大きくは江戸期以前の文書と明治期文書に分けられ、最も古いものでは 1500 年代の文書も保存されている。衣・食・住・教育（往来物・家伝書・教訓書等）等々、家政・生活文化に関わる豊かな蔵書を所有している。国文学研究資料館（国文研）による「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画」に令和 3 年(2021)年度から参画し、令和 4(2022)年度には江戸期以前の文書目録を全て電子データ化した。総目録件数は、国文研によってデータ化されたものを含めて合計 6,565 件である。目録データ化費用の一部は、本学同窓会・光塩会から支援を受けた。色美しい絵柄の巻物は、学内展示及び大学ホームページで公開している。古典籍を画像化して国際的な共同研究のネットワークを構築する上記プロジェクトにより、大江文庫文書もインターネットを通じて国際的研究に貢献している。

2. 東京家政学院生活文化博物館【資料 1～7】

平成 3(1991)年に『博物館法』における「博物館に相当する施設」となり、博物館学芸員資格の取得に必要な「博物館実習」を実施する養成機関として機能している。学芸員資格課程受講生の実習中には「展示実習展」を企画・公開すると共に、例年開催する「企画展」や「特別展」にも、学芸員資格課程受講生の自発的な参加を促している。

平成 13(2001)年より「学生作品展」として卒業制作品を展示し、令和元(2019)年より「学生成果展」と改称し、学生の実習や演習科目授業の作品・研究成果の報告、地域連携事業の報告などを展示している。また「教員研究成果展」に専任教員の著作物・論文・実践報告・制作作品などを公開し、教員の専門的な研究成果を学生や広く社会に還元している。本館の所蔵品・資料については、他館からの貸出依頼及び、町田市・八王子市・相模原市など、近隣地域の中学生の職場体験教育、小学生の職業調べでの来館にも対応している。

3. 高大連携としての「課題研究発表会」

高等学校においては、「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」の実施に伴い、生徒が自ら問いを立て、調べ、まとめ、発表する力の育成が望まれている。本学では、高校生の探究学習に専門的な見地からアドバイスを行うといった出前授業のような連携に加え、毎年 11 月 23 日に、町田キャンパスを会場に「課題研究発表会」を実施している。「課題研究発表会」では、協定締結校の高校生が日頃の学びや学校生活の中で取り組んでいる課題研究を、本学町田キャンパス 3 学科の 4 年生が卒業研究の成果を発表している。すでに 6 回を数えているが、高校は毎年 5 校から 6 校程度、大学生は町田キャンパス 3 学科から学生が 1 人ずつ参加している。卒業研究について発表する大学生にとって高校生からの質問は新鮮であり、新たな気づきを得るよい機会となっている。今後は、協定締結学校の小学校や中学校、特別支援学校に対し

参加を積極的に呼びかけ、より多様な学びの場としていきたいと考えている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 38(1963)年度
所在地　　東京都町田市相原町 2600
　　東京都千代田区三番町 22

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代生活学部	現代家政学科　生活デザイン学科　食物学科　児童学科
人間栄養学部	人間栄養学科
人間生活学研究科	家政学専攻　栄養学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施　　10 月 24 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 25 日	10 月 25 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 10 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

42 東京純心大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神を「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために、聖母マリアを理想とすること」とし、使命・目的及び教育目的は、大学の個性である「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために､カトリック的人類愛に根ざした教育理念」を基本に据え、学則第 2 条に具体的かつ簡潔に明示するとともに、大学ホームページをはじめ、学生便覧や大学案内などの各種媒体に掲載し、広く社会に表明している。

使命・目的及び教育目的の達成のために、平成 27(2015)年度に策定した中長期計画「純心のみらい」及び純心アクションプランをベースとして､「中期事業計画（5 か年 2019 年度～2023 年度)」を立てて運営しているが、入学者の減少等により抜本的な見直しが行われている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）と使命・目的及び教育目的との関係を一層明確にして展開していくことを期待する。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し、入学者選抜は公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用されている。教職協働による学修支援体制を構築し、学生生活委員会やキャリアセンター、特にアドバイザーを中心として学修、進路、就職など支援を行っている。

学生サービスは、学生の心身に関する健康相談、生活相談、課外活動の支援及び学修継続に課題を持つ学生及び経済的支援などに関して、健康サポートセンター、カウンセリングルーム、キャリアセンターなど設置して、専門の担当者を配置し教職協働体制を構築して適切に支援している。

学修環境は、校地、校舎、実習施設、図書館等を適切に整え有効に活用されている。学生の意見･要望への対応は､多様な方法によって把握し､関係部署が改善を実施している。

〈優れた点〉

〇アドバイザー制度やオフィスアワー制度などのシステムを活用して学修支援体制を整えていることは評価できる。

〇アドバイザー、授業担当者が相互に情報交換をするなど、学生支援を行うとともに、学生と教員が定期的にミーティングを行い、学生生活上の問題解決に貢献している点は評

価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定し、ホームページをはじめ、学生便覧や大学案内で公表している。単位認定、卒業認定基準を学則に明確に定め運用しており、カリキュラム・ポリシーに沿って科目間の関連性、順序性を考慮し配置するなど体系的な教育課程を編成している。

各授業科目は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の到達目標を設定し、シラバスに授業の概要、到達目標、授業計画、成績評価等を明示し、履修登録単位数の上限を適切に設定して運用している。教養教育の実施体制として「教養教育室」を設置しており、教養教育を適切に実施している。

学修成果の点検・評価の方法は、IR 課が中心となり、大学と学部ごとの三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーに基づき、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、点検・評価し教育改善に努め、教育の質を高めている。

〈優れた点〉

○アクティブ・ラーニングの実施率が高く、両学部共に積極的に取入れて、双方向型の学びを重視した教育方法を用いていることは評価できる。

○IR 課、IR 委員会による、重要な課題に絞った IR 報告書をもとにした全教職員対象の IR 報告会を定期的に実施し、詳細な学修成果の点検をしていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

運営組織規程に学長の権限を明確に規定し、学長を補佐する体制として副学長 1 人、学長補佐 2 人を配置し、図書館長、各学部長や事務局長などをメンバーとした大学の意思決定組織である大学運営協議会を主宰し、大学運営に関する重要事項を審議しリーダーシップを発揮している。

大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に定める教員数を十分に満たしており、適切に配置している。教員の採用は「専任教員採用選考に関する規程」に基づいて公募制をとり、教員の昇任は「教員昇任選考規程」を明確に定め適切に運用している。

FD・SD 委員会を設置し、「東京純心大学における FD・SD 活動に関する方針」に基づき研修を実施し、教育内容・方法の改善の工夫・開発及び大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

研究に関しては、研究倫理に関する規則等を整備して厳正に審査し、研究環境も整備され、適切な運用・管理を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人経営は寄附行為及びコンプライアンス規程により、大学の行動規範を明確にして運営し、情報公表は法令等に基づき適切に公開されている。使命・目的を実現するために寄附行為及び関連規則に基づき、理事会及び評議員会において運営方針及び事業計画等の重

要事項を審議し決定している。

理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境は整備されており、理事長は理事会及び常任理事会の議長として審議結果を踏まえて方針を決定するとともに、理事会及び大学運営協議会の構成員でもある学長は大学の状況報告や意見を述べ、必要に応じて法人事務局の意見を求めるなど相互チェックは機能している。

監査法人による会計監査は厳正に実施され、内部監査担当者との定期的な意見交換も行われ監査体制の充実が図られている。

法人は、法人全体の財務基盤の強化を目的として、令和元(2019)年度に 5 か年改革を行ったが、令和 4(2022)年度の入学者数の目標を達成することができず、新たに「令和 8(2026)年度収入超過計画」を策定し、令和 5(2023)年度の現代文化学部の募集停止、純心聖母会の支援要請を行い令和 8(2026)年度の決算ベースでの黒字化を目指し、活動を続けている。

「基準６．内部質保証」について

「東京純心大学における内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証組織体制を整えている。学長を議長とする「大学運営協議会」が統括する「自己点検・評価委員会」を置き、自己点検・評価の実施体制や責任体制を整備し、第三者委員会による評価も受け、毎年実施し、教育研究活動等の適切性、有効性の検証を行っている。評価結果及び「FACTBOOK」に基づく、全学的な情報共有を図り、教育の改善・向上に向けた活動を行うとともに、毎年ホームページで公表している。

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて運営が行われているものの、経営状態に改善が見られないことから、内部質保証の仕組みが十分に機能しているとは言い難い。「令和 8(2026)年度収入超過計画」に掲げた財務基盤の安定化に向けた今後の取組みに期待する。

総じて、大学は建学の精神に基づき 2 学部を設置し、「人間教育」を基盤にして保健・医療・福祉及び保育の分野の専門職として活躍する人材を送り出している。学長のガバナンスのもとに教職協働による学修支援体制を構築して、学修、進路、就職など支援を行っている。

今後は財政の立直しに向けた内部質保証に一層取組んでいくことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.教育・研究活動及び社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 高大連携事業
2. 基礎学力支援センター
3. アドバイザー制度

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために、聖母マリアを理想とすること」とし、カトリック的人類愛に根差した教育理念を基本に据え、保健・医療・福祉及び保育の分野の専門職として活躍できる人材育成を教育目的として学則第 2 条に定めている。大学の個性・特色として、人格の形成や品格の涵養といった心の教育が基盤となり、各学部の特性に応じた専門的知識・技術を身に付け社会に貢献するための「人間教育」を特色としており、ホームページをはじめ、学生便覧や大学案内などに分かりやすく簡潔に文章化している。また、社会情勢の変化に対して、使命・目的及び教育目的を見直し柔軟に対応を行い、変更を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、教育目的を中期事業計画に反映させ、事業方針及び事業計画を策定するとともに、大学及び学部の三つのポリシーとも関連させている。学部・学科の改組等を通じて、使命・目的、教育目的及び三つのポリシーは、役員、教職員が関与して見直しを行うとともに、運営組織体制の整備・改変を行い、大学運営を行っている。学内外の周知については、学生便覧への掲載、新任の教職員の研修、大学運営協議会及び教授会、職員会議等の会議体及び大学案内やホームページなどによって行っている。

中長期的な計画は、平成 27(2015)年に 5 か年の「純心のみらい」及び「純心アクション

プラン」として設定されたが、入学者の減少により抜本的な見直しが行われている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが定められ、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用されている。また、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な人材を受入れるため、複数の入学者選抜区分を採用している。複数の選抜区分を採用することで、志願者の受験選択の機会を増やし、アドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ学生を多く確保できるよう努めている。

入試問題は大学で自ら作成しており、アドミッション・ポリシーとの整合性、難易度、著作権の侵害の有無などの試験問題作成上の留意点の説明を作問者へ徹底し、適切性を担保している。

教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在学学生を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「東京純心大学における学生支援に関する方針」に基づき各種委員会をはじめ教員と職員が協働する学修支援体制が構築されている。大学院がないため TA の制度はないが、学修支援を必要とする学生に対しては教員がアドバイザーとして学部内で情報共有し、連携を十分に行い、学部全体で対応策を講じている。オフィスアワー制度は全学的に実施しており、その時間を分かりやすいように研究室のドアに掲げている教員もいる。

障がいのある学生については、方針に基づき適切に配慮している。増加傾向にある中途退学、休学などへの対応策として、学修継続に課題を持つ学生への対応はアドバイザーが中心となり個別面談により対応している。

〈優れた点〉

○アドバイザー制度やオフィスアワー制度などのシステムを活用して学修支援体制を整えていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生生活委員会やキャリアセンターにおいて、各種ガイダンスや対策講座を開催し、学生への支援体制を整備している。キャリアセンターにおいてキャリアカウンセラーを配置し 3 年次から全学生を対象に相談・助言を行っている。4 年次においては内定が出るまでフォローするなど進路全般にわたり手厚く個別対応するなど、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

教育課程内の支援としては必修のセミナーを必修科目とし、基本的な「学びの態度・方法」や「生活マナー」などを教授している。また、就職対策を目的とした実践講座としてオンデマンドの筆記試験対策講座の受講機会を設けており、社会的・職業的自立に関する支援体制の整備が行われている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生生活委員会が設置されている。また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、課外活動の支援などの学生サービスは、健康サポートセンター、カウンセリングルーム、キャリアセンター、学生生活委員会、アドバイザー、学生生活課、学務課及び学部学科が相互に情報共有し連携して行っている。

奨学金など学生に対する支援は、前期及び後期のオリエンテーション期間に奨学金に関する説明会を開催している。また、アドバイザーと学生生活課が連携し、学生に対し奨学金制度を紹介しており、経済支援は適切に行われている。

〈優れた点〉

○アドバイザー、授業担当者が相互に情報交換をするなど、学生支援を行うとともに、学生と教員が定期的にミーティングを行い、学生生活上の問題解決に貢献している点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、収容定員に応じた教員研究室、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設室が整備されており、ICT（情報通信技術）環境についても主な教室にパソコン、プロジェクタ、スクリーン、書画カメラを準備しアクティブ・ラーニング等の授業が効果的に行うことができるようになっている。図書館は十分な学術情報資料を確保しており、開館時間は学生が十分に利用できる環境である。

バリアフリー対策は、学内全ての動線が車椅子対応であり、建物内外全ての接続部分にスロープ、各棟にエレベータを設置している。

授業を行う学生数は授業方法や施設、設備等の条件を考慮し、教育効果を十分に担保できるよう管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、学務委員会を中心に毎年、学修行動調査を実施され、学務委員会が集計・分析した結果を大学運営協議会及び教授会に報告し、関連する委員会、学部・学科やアドバイザーで情報共有され、学修支援に関する改善への取組みを検討し、学生にフィードバックしている。

学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、毎年学生生活アンケ

ートを実施、集計し、各部署に報告している。従って、設備に対する学生の要望も、学生アンケートなどを通じてくみ上げており、アンケートの結果、教室の空調システムを各部屋での調整が実現した。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育目的を踏まえた大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページをはじめ、学生便覧や大学案内を通じて、学内外に広く公表している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を明確に学則に定めており、学生便覧や入学以降のさまざまなガイダンスで学生に周知している。各授業科目は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の到達目標を設定しており、シラバスで周知している。単位認定、進級、卒業認定について、学部・学科、学務委員会及び教授会での審議により学則に定められた基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーをもとに教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、

ホームページや大学案内及び学生便覧で公表している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを用いて分かりやすく示している。

カリキュラム･ポリシーに沿って科目を配置しており体系的な教育課程を編成している。シラバスはガイドラインをもとに作成され、到達目標、授業計画、成績評価等を明示し適切に整備している。履修登録単位数の上限を適切に設定し、周知・運用している。教養教育の実施体制として「教養教育室」を設置し、教養教育を適切に実施している。アクティブ・ラーニングなど、双方向型の学びを重視した教育方法を用いている。教授方法の改善のため、FD・SD 委員会が中心となり、FD(Faculty Development)研修の参加、授業評価アンケートの結果の活用等を行っている。

〈優れた点〉

○アクティブ・ラーニングの実施率が高く、両学部共に積極的に取入れて、双方向型の学びを重視した教育方法を用いていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果をアセスメント・ポリシーとしてホームページに明示している。学修成果の点検・評価は、IR 課が中心となり、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどから点検・評価している。

IR 委員会において全教職員を対象とした IR 報告会を開催するなど、学修成果の点検・評価の結果を、科目担当教員や各種会議体にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○IR 課、IR 委員会による、重要な課題に絞った IR 報告書をもとにした全教職員対象の IR 報告会を定期的に実施し、詳細な学修成果の点検をしていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長 1 人、学長補佐 2 人を配置し、人的な補佐体制を整備しており、位置付けと役割は明確に規定している。

教学マネジメントは、学長が招集して議長となる大学運営協議会、教授会及び教員協議会を開催し、学長のリーダーシップのもと教学マネジメントを遂行している。

大学の意思決定の権限と責任は明確になっており、学則により学長のもとに各種委員会を組織しており、大学の使命・目的に沿って教学マネジメントを適切に構築している。

教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、学則等に定めて周知し、位置付けと役割は明確である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に定める教員数を十分に満たしており、適切に配置している。

教員の採用は公募制とし、規則により適切に運用している。教員の昇任は、方針に基づく規則を定め、適切に運用している。

FD は組織的な実施体制となる FD・SD 委員会を設置し、実施状況は FD・SD 委員会活動報告書にまとめて、FD 活動として教育の質保証、教育活動の改善、教育内容・方法の改善の工夫・開発を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については、「東京純心大学における FD・SD 活動の実施に関する方針」「東京純心大学における教員の人材育成方針」「東京純心大学における職員の人材育成方針」に基づいて実施している。

全教職員を対象とした FD・SD 研修と、職員を対象とした SD 研修を実施し、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上への取組みを行っている。また、職員を対象とした研修においては、月 1 回の「職員会議」を活用し、大学職員に必要と思われる基礎的事項についての理解、各課の課題の提案と解決、業務領域の知見の獲得、事務処理の円滑化などを目的として実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備として、講師以上の専任教員は個室の研究室を、その他の教員には、共有の研究室を用意し、研究活動に従事できるようにしている。

研究倫理については、研究倫理に関する規則等を整備し、研究倫理委員会により厳正に運用されている。

研究活動への資源配分は、「東京純心大学研究費規程」に基づき、個人研究費と共同研究費を定め、教員の研究活動の促進及び研究業績の向上を目指している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関連法令及び建学の精神に基づく学校教育を行うことを寄附行為に定め、コンプライアンス規程により経営の規律と誠実性を維持しており、情報の公表は、法令等に基づき適切に公開している。

使命・目的を実現するため、理事会及び評議員会で事業計画の策定及び業績改善の中期計画について審議し、法人運営の質の向上に向けて継続的に努力している。

安全管理は、各種法令を遵守し、法人全体の安全・衛生を管理するため防火・防災規程及び衛生委員会規程を定め、適切に運用している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び関連規則に基づき、法人全体の使命・目的の達成に向けて運営方針及び事業計画等の重要事項を審議し決定している。

理事会は年 3 回開催し、理事及び監事の出席状況は良好である。理事会を補佐する体制として、理事会開催月以外は常任理事会を設置し、月 1 回開催しており、理事会の経営判断を支援する体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が理事として理事会に参画することで、理事会の意思決定に従い教学面での責任を果たし、大学の管理・運営に関する業務は大学運営協議会の議を経て、教育研究に関する事項は教授会に意見を聴取し、学長が大学としての意思を決定している。

理事長は、理事会及び常任理事会の議長として法人、大学及び中学校・高等学校の諸問題について審議に参画し、その審議結果を踏まえて方針を決定している。

教職員からの提案は、大学運営協議会や部課長会議において、意見をくみ上げている。

学長は、大学運営協議会において理事会や常任理事会の審議内容を報告し、相互チェックを行っている。監事は、理事会及び評議員会に必ず出席し、細やかに意見を述べている

が、監査報告書の記載に一部記載漏れがある点は、明確に記載することが望まれる。
評議員の選任及び運営は、適切に行われており、評議員会の出席率も高い状況である。

〈参考意見〉
○私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、監査報告書に監事による理事の業務執行の状況の記載が漏れている点は、明示することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
財務状況について、事業活動収支差額が、平成 26(2014)年度以降 9 期連続で支出超過となっており、内部留保なども減少を続けている状況であり、安定した財務基盤の確立と収支バランス確保のため、今後の抜本的な財務改善の実施が必要である。
大学及び中学校・高等学校を含む法人全体の財務基盤の強化を目的として、令和元(2019)年度に 5 か年の中期事業計画を策定し、収支の黒字化を目指したが、計画の抜本的な見直しの必要性が生じたことにより、令和 3(2021)年度に「今後の対処方針の方向感」による収支改善の対処方針を定め、修正改善策として、令和 4(2022)年度に新たに「令和 8(2026)年度収入超過計画」を策定し、令和 5(2023)年度の現代文化学部の募集停止、純心聖母会への支援要請、各部門の学生生徒数の獲得目標を掲げ、令和 8(2026)年度の決算ベースでの黒字化を目指し、財務改善を続けている。

〈改善を要する点〉
○法人全体として、安定した財務基盤の確立に向けて、財務改善を盛込んだ次期中長期計画を策定し、改善を要する。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人東京純心女子学園経理規程」「学校法人東京純心女子学園物品購入規程」「東京純心女子学園固定資産及び物品管理規程」な

どの諸規則に基づき適正に実施している。

監査法人による会計監査は、あらかじめ定められた監査計画に基づき、十分な監査時間の確保に努め、厳正に実施している。監査法人、監事、内部監査担当者との定期的な意見交換が行われており、監査体制の充実が図られている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証にかかる全学的な方針を学則第 3 条に明示し、「東京純心大学における内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証組織体制を整えている。学長を議長とする大学運営協議会が統括する「自己点検・評価委員会」を置き、実施体制や責任体制を整備し、第三者委員会による評価も受け、毎年実施し、教育研究活動等の適切性、有効性の検証を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため自主的・自律的に自己点検・評価を毎年実施している。IR 課の体制を整え質保証に関する指標を定め、情報収集及び分析を行い、学部・学科、各委員会、各センターにおいて検証し、PDCA サイクルにより内部質保証のための質の向上に向けて改善を図っている。その結果は自己点検・評価委員会が総括して大学運営協議会に報告され、第三者委員会の答申も踏まえ、法人との協議も経て、教育研究水準、教育目的及び社会的使命の達成などについて審議し、今後の方針及び改善について全学的に提示している。「FACTBOOK」を学内外に継続的に公表するとともに、自己点検・評価活動に基づく最終的な評価結果は、全学的に情報共有を図り、毎年ホームページでも公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査及び結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて運営が行われているものの、経営状態に改善が見られないことから、内部質保証の仕組みが十分に機能していない面もある。

しかし、大学が定める内部質保証の方針に基づき、三つのポリシーを起点として内部質保証の点検を行い、その結果を教育の改善・向上に向けた活動においては努力している。

〈参考意見〉

○内部質保証を支えるための安定した財務基盤の確立に、より一層の努力が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 教育・研究活動及び社会貢献活動

A－1. 教育・研究活動及び社会貢献活動を支える特色あるセンター

A-1-① キリスト教ヒューマニズムと建学の精神の研究と普及

A-1-② 学生の専門的実践能力及び教員の教育力の向上

A-1-③ 大学近隣地域との連携事業

【概評】

キリスト教文化センターは、諸活動を通じて、建学の精神「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために､聖母マリアを理想とすること」について理解を深めるとともに、その建学の精神について大学の内外に向けて積極的に発信している。

こども教育実践研究センター及び看護教育実践研究センターは､「純心絵本学」や「パパママクラス」「純心ほんわかサロン」など、学生にそれぞれの現場や地域とつながる貴重な機会を提供しており､能動的に物事に取組む力など学生の実践能力の向上に寄与している。「純心絵本学」において、第一線で活躍する絵本作家を招き、学生だけでなく地域の方々に実践的な学びの場を提供していることは特筆すべき点である。これらのセンターは教員の教育・研究能力の開発、向上につながるような研修会の取組みも行っている。

地域共創センターは、公開講座や地域のさまざまな事業への講師派遣など積極的に地域社会との交流を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 高大連携事業

本学では十分な能力・意欲のある高校生が大学レベルの教育研究に触れることができる取り組みとして、高等学校と高大連携協定を締結している。令和 2（2020）年度は東京純心女子中学校・高等学校（東京都）、白鵬女子高等学校（神奈川県）、東京女子学院高等学校（東京都）、品川エトワール女子高等学校（東京都）の計 4 校と締結した。

協定の内容は、大学が提供するプログラム（授業）を受講した高校生に、本学入学後に単位を認定するものである。令和 3（2021）年度入学生 1 人、令和 4(2022)年度入学生 3 人に単位を認定した。令和 4（2022）年度は、東京純心女子高等学校の生徒が、「叡智探求セレクトデザインプログラム」として現代文化学部「こども文化特講 C」（6 人）、看護学部「Science Basics 特講」（2 人）を受講した。

2. 基礎学力支援センター

東京純心大学では、志望した大学に入学したものの専門科目が「理解できない」、「ついていけない」といった理由で、一部の学生が志半ばで退学に至るケースが生じている。このような学生の基礎学力を支援する目的で令和 2（2020）年度に「基礎学力支援センター」を設置した。このセンターでは専門科目を学ぶ上で基礎となる教科・科目、現代文化学部では英語と国語、看護学部では英語、国語、化学、生物、数学について、高校時代に十分に習得できなかった教科・科目の学力の向上を手助けするため、正規の授業とは別に補習授業を開講した。補習授業受講者は入学時に基礎学力確認テストを実施し選抜するとともに、補習授業の対象者とならなかったが、自らの基礎学力向上を目指す学生も受講できることとした。補習授業は教育経験の豊富な専門の講師が中学・高校レベルの基礎を 1 年間かけて教授している。「基礎学力支援センター」は補習授業を通じて、入学生の基礎学力の向上のみならず学びに対する意欲の育成や退学防止のための支援を行っている。

3. アドバイザー制度

本学は、学生一人ひとり丁寧に対応する教育を実施するため、「アドバイザー制度」を運用している。「アドバイザー制度」は、学生の修学及び学生生活・進路について、助言や指導を行い、学生生活の向上を図ることを目的としている。

こども文化学科では、学科会に出席する専任教員全員で分担し、履修相談の他、奨学金やボランティア、就職活動や進路にかかわることなど、学生生活全般のアドバイスを行っている。3・4 年生はゼミの指導教授がそのままアドバイザーも兼任している。

看護学科では、学年毎に約 6 人の教員が学生を担当する。アドバイザーは、各学年の前期・後期の年 2 回は学生との個人面談を行い、履修登録のアドバイス、成績向上ための相談、実習上の悩み、国家試験対策等の諸問題について学生の相談に応じている。

また、看護学科では各学年にアドバイザーリーダーを設け、休学・退学の相談を学部長、学科長に報告している。さらに、アドバイザー制度の運営を円滑化するために、年 3 回のアドバイザーリーダー会議を開催して、各学年の情報を共有し、諸課題に対処している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 8(1996)年度
所在地　　東京都八王子市滝山町 2-600

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代文化学部※	こども文化学科
看護学部	看護学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 25 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

43 桐朋学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神及び教育の理念に基づいて使命・目的は学則において、具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特色を反映し明示している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は学長が招集する教授会及び研究科委員会の意見を聴き策定し、理事会の理解と支持を得ている。教育目的を達成するための教育研究組織について各専攻がカリキュラムにおける重要な柱となる分野を網羅し、教授会、研究科委員会と各部会及び運営委員会等により運営している。

大学の母体となった「子供のための音楽教室」の開設趣意書に明記され、創設期から掲げている個性・特色から、現在は教育目的を反映させた教育課程により「鍛える（ソルフェージュ、音楽理論)」「究める（専攻実技等)」「超える（オーケストラ、室内楽・二重奏ソナタ)」を掲げて核となる専門科目を表現し、学生一人ひとりの感性と個性に応じた教育を実践している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて策定し、ポリシーに基づいた入学者選抜を行っている。収容定員は音楽学部音楽学科において概ね満たしており、修士課程、博士課程は定員を充足している。キャリア支援についてキャリア支援センターを設置し、特別講座の実施、学外の演奏活動の単位化及びキャリア関連科目を定める等により支援している。また、卒業・修了して 5 年までの卒業・修了生に対してもキャリア支援を行っていることは評価できる。

図書館は、充実した図書・楽譜等を所蔵し、デジタル資料として国内外のデータベースを提供している。調布キャンパスの図書館では IC ゲートと自動貸出機を導入し、職員が退勤した後でも学生が図書館資料やデータベースが利用でき、また、修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、授業における支援や論文執筆の支援を行う等、学生利用の利便性と学修における質の向上を図っていることは評価できる。

〈優れた点〉

〇図書館に音楽学で修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、論文執筆に取組む学生の学修支援をしていることは評価できる。

〇卒業・修了して 5 年までの卒業・修了生に対してもキャリア支援を行っていることは評価できる。

〇調布キャンパスの図書館では、IC ゲートと自動貸出機を導入し、職員や委託スタッフが退勤した後でも学生が図書館資料やデータベースが利用できる点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて策定し、ポリシーに基づき単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、「桐朋学園大学学位規則」において学位の授与、修士修了審査、博士論文等審査を定めており、学位論文等の評価基準をウェブサイトで公開している。学部、研究科とも教育の理念・教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定、周知し、カリキュラム構築の方針に沿った系統的学修及び科目群相互の連携も重視した教育課程を編成している。ソルフェージュ科目等のレベル別クラス設定や、理論中心・ディスカッション形式の授業、個人の特性に合った多様な授業形態の提供など、授業内容・方法に工夫をしている。

学修成果についてアセスメント・ポリシーを策定し点検・評価を行っている。アセスメントの結果は学内にフィードバックし、学修成果報告としてウェブサイト等で公開している。

「基準４．教員・職員」について

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、大学の日常的な意思決定は、学長主宰による「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会」及び「桐朋学園音楽部門経営評議会」を定期的に開催し、教授会及び研究科委員会は規則により組織上の位置付け及び役割を明確にする等により、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項については学長裁定として定め、あらかじめ周知している。

教職員の能力開発については規則を定め、年度ごとの実施計画を立案の上、研修を実施している。研究環境について、共同研究室ではあるが、各教員の希望に基づくレッスン室を確保し､研究倫理確立のため｢桐朋学園大学研究倫理規範｣｢桐朋学園大学研究倫理規程｣を定め、研究倫理委員会を中心に体制の整備を行い適切に運営している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は寄附行為にのっとり、理事、評議員及び監事を選任し、理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催しており、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。法人内の部門制により「男子部門」「女子部門」「音楽部門」の 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

中期的な計画は 5 か年の事業計画と財務における 10 年間の収支見通しを策定し、運営している。会計処理について諸規則を定めて適正に実施している。評議員会の運営、監事の職務は寄附行為に基づいて行われている。

「基準６．内部質保証」について

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」に従って自己点検・評価委員会を設置している。学長が委員長を務め内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。自己点検・評価委員会は年間 11 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み等を中心に検討案件への対応や改善状況などが報告されている。IR 室は情報の提供を行うことによって自己点検・評価活動をサポートしている。中期的な計画にロードマップを明記し、その過程も自己点検・評価項目としている。学長を中心とする自己点検・評価活動については組織的に行われており、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

総じて、建学の精神及び使命・目的を反映させた三つのポリシーに基づき運営されている。教学組織は学長のリーダーシップのもとに運営されており、学生は目的の学業を高い満足度をもって学んでいる。法人は部門制により、理事長と各部門の選出理事によって、安定した法人運営を目指し、継続した努力を行っている。また、質保証のための自己点検・評価は、学修成果や各種アンケートにより自己点検・評価委員会において実施されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.演奏活動と地域・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室
2. 学校法人桐朋学園アリオン江戸音楽振興基金
3. 桐朋学園音楽部門同窓会との関わり

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念に基づいて、使命・目的及び教育目的は学則において具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特性を反映し明示している。

大学の母体となった「子供のための音楽教室」の開設趣意書に明記され、創設期から掲げている個性・特色から、現在は教育目的を反映させた教育課程により「鍛える（ソルフェージュ、音楽理論)」「究める（専攻実技等)」「超える（オーケストラ、室内楽・二重奏ソナタ)」を掲げて核となる専門科目を表現し、それらの専門教育を幅広く補完するものとして、他専攻との関わりや一般教養、語学等との関連性を視野に入れた教育課程を組んでおり、学生一人ひとりの感性と個性に応じた教育を実践している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念に基づいて、教育目的、三つのポリシーは学長が招集する教授会及び研究科委員会の意見を聴き策定され、理事会の理解と支持を得ており、周知についてはウェブサイトへの掲載のほか、オープンキャンパスや行事のガイダンス等において説明している。

中期計画は、法人全体の基本方針の 5 項目をもとに大学、大学院において「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目を掲げている。教育目的を達成するための教育研究組織は、音楽学部音楽学科の各専攻がカリキュラムにおける重要な柱となる分野を網羅し、教授会、研究科委員会と各部会及び運営委員会等により運営している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて、学部、大学院の修士課程・博士課程それぞれにアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、募集要項、ウェブサイトに掲載し周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った内容で入学者選抜を公正・妥当な方法で実施し、検証を行っている。

収容定員の充足状況については、音楽学部音楽学科では概ね充足しており、修士課程、博士課程では充足している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、学生委員会及び図書館運営会議を中心として学修支援体制を整備・運営している。学修に関する学生からの意見や相談は、職員と教員の連携を密接に図って対応している。

学修支援として、令和元(2019)年度より大学院生による TA 制度を運用し、オフィスアワーは実技レッスンにおいて個別に頻繁に行い、その他の授業についてはシラバスに明記し、ウェブシステムも活用して全学的に実施している。また、「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」を定め、修学上の社会的障壁を取除くための支援を行っている。留学や休学をする学生への対応については、事務局学生支援チームと教務チームが連携して行っている。半年間の留学後の復学を円滑にするため、必修科目においてセメスター制への移行を始めている。

〈優れた点〉

○図書館に音楽学で修士号を取得した専門的知識を有する職員を配置し、論文執筆に取組む学生の学修支援をしていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを設置し、教育課程外では、就職活動マナー講座、応募書類対策講座、さまざまな特別講座及び「会社見学&仕事体験ツアー」などを実施している。教育課程内においても、1 年次必修科目「日本語表現」をキャリア支援センターとの連携授業として 2 回の講義を行っているほか、「ソルフェージュ教育概論」等、専門性に鑑みた科目を開講し、卒業後を見据えた支援を行っている。また、「音楽特別活動」では学外での演奏活動を単位認定する制度を整えている。

〈優れた点〉

○卒業・修了して 5 年までの卒業・修了生に対してもキャリア支援を行っていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生への支援のために、学生委員会と事務局学生支援チームが連携しながら、学生サービス及び厚生補導に当たっている。また、学生相談室及び保健室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談を受ける体制も整備している。学生の課外活動支援として、学生からの申請があった場合に専任教員が顧問に就くほか、学生主催演奏会への楽器貸出し等の支援を行っている。

経済的な支援については、令和 2(2020)年度に、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、学生生徒等納付金を一人当たり 10 万円の減免を実施した。加えて、大学独自の給付型奨学金制度が複数設定され、経済的な支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

東京都調布市に仙川キャンパスと調布キャンパスがあり、校地・校舎共に設置基準を満たしている。また、両キャンパスとも耐震基準及びバリアフリーに対応している。図書館は、充実した図書・楽譜等を所蔵し、デジタル資料として国内外のデータベースを提供し

ており、学生利用の利便性向上を図っている。

情報機器・ネットワーク環境については、パソコン実習室の設置、貸出用ノートパソコンの用意、無線 LAN の整備等、ICT（情報通信技術）環境を整備している。

授業を行う学生数は、実技レッスンにおいて 1 対 1 を基本とし、実習・演習系の授業は少人数制をとるとともに、年度開始時期に教務委員会で適正数を確認している。

〈優れた点〉

○調布キャンパスの図書館では、IC ゲートと自動貸出機を導入し、職員や委託スタッフが退勤した後でも学生が図書館資料やデータベースが利用できる点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修行動や意見・要望を把握するために「学修時間・学修行動・学修成果調査」を実施し、結果をウェブサイトにおいて公表している。また、その結果について教務委員会や学生委員会で検討し、改善に向けた取組みを行っている。施設・設備に対する学生の意見も含めて事務局内で共有され、改善に反映している。

学生の心身に関する相談等は保健室及び学生相談室、また、教員がレッスン時等に直接意見・要望を聞くほか、教員間の連絡を密にとることで共有を図り、各種委員会において対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえて、学部及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、ウェブサイトや履修案内等に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則で、成績評価基準を「桐朋学園大学成績評価に関する基準」で適切に定めて周知し、厳正に適用している。各授業担当者は、授業目的や評価方法などをシラバスに明記し、初回の授業において解説した上で授業を実施している。「桐朋学園大学学位規則」に学位の授与、修士修了審査、博士論文等審査を定め、学位論文等の評価基準をウェブサイトで公開している。他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科とも建学の精神、教育の理念・教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイト、履修案内、ガイダンス等で周知している。学部、研究科共にディプロマ･ポリシーの内容との一貫性を持ったカリキュラム･ポリシーを策定している。カリキュラム構築の方針に沿った系統的学修及び科目群相互の連携も重視した教育課程を編成している。教務委員会で確認されたシラバス記載方針を踏まえてシラバスを作成し、適切に整備している。年間の履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。学部の教養教育はディプロマ・ポリシーにも独立項目として設け、卒業までに 18 単位を必修とするなど適切に実施している。ソルフェージュ科目等のレベル別クラス設定や、理論中心の授業、ディスカッション形式の授業、個人の特性に合った多様な授業形態の提供など、授業内容・方法に工夫をしている。ファカルティ・ディベロップメント委員会を定期的に開催し、教授方法改善のための組織体制を整備・運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科とも、学修成果の点検・評価の実施のための指針であるアセスメント・ポリシーを策定している。学部ではディプロマ・ポリシーに掲げた項目を学修成果と定め、4 年次の満足度調査、教員免許状取得状況等の調査により、点検・評価している。研究科では単位修得状況、修了レポートや論文、学生アンケート、教員免許状取得状況等から、それぞれ学修成果の点検・評価を行っている。科目ごとの成績評価と学生による授業評価アンケート結果は、学生の満足度を中心に調査している。アセスメントの結果は IR 室及び教務部長においてデータ資料を作成し、学修成果報告としてウェブサイト等で公開している。学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして、主任会議、教務委員会で点検結果を共有し、教授会・研究科委員会で確認して改善・向上方策の検討を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、大学の日常的な意思決定は、学長主宰の「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会」及び「桐朋学園音楽部門経営評議会」を定期的に開催し、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

音楽学部に教授会、音楽研究科に研究科委員会を設置し、学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、規則により組織上の位置付け及び役割が明確になっている。また、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項について、学長裁定として定め、あらかじめ周知している。

「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」により職員の責務等を定め、教務委員会、学生委員会及び図書館運営会議に教学グループマネージャーが構成員として参加し、教職協働により教学マネジメントを推進している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条に規定される学生の退学、停学及び訓告等について、学生の懲戒に関する手続きが定められていないことは改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部､研究科とも､設置基準及び研究科設置認可時の基準を上回る教員を配置している。教職員の採用は原則公募とされ､学長が教授会及び研究科委員会に選考を指示し､「桐朋学園大学音楽学部教授会及び大学院研究科委員会人事規程」に基づき選考を行っている。教員の昇任について、教授会及び研究科委員会に「昇格検討小委員会」を設置し､「桐朋学園大学専任教員職位基準」に基づき候補者を選考後、人事委員会の審議を経て、教授会及び研究科委員会で決定している。

組織的な研修及び研究のため「桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とするファカルティ・ディベロップメント委員会を設置している。年度末には「ファカルティ・ディベロップメント報告書」を作成し、活動のまとめや次年度の取組み指針を確認し、学内で共有している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動に関しては「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」を定め、育成目標とする人物像を明確にし、年度ごとの実施計画を立案の上、研修を実施している。また、職員に対し「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」を定め、職員の資質・能力向上を図っており、勤務時間外の研修会等への参加に対しては、受講料の一部を支援する制度も設けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
研究環境について個別の研究室の割当ては行っていないが、共同研究室を設けている。教員の研究環境については、各教員の希望に基づいてレッスン室の確保、ネット環境の活用等の工夫をしている。
研究倫理確立のため「桐朋学園大学研究倫理規範」「桐朋学園大学研究倫理規程」を定め研究倫理委員会を中心に体制の整備を行い、適切に運営している。不正防止の観点から「桐朋学園大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」及び「桐朋学園大学公的研究費管理規程」を定め、毎年状況を確認する体制をとっている。
研究費の配分は「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費交付規程」及び「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費取扱細則」に基づき各教員に適正に実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
組織倫理の基本となる寄附行為、「桐朋学園音楽部門就業規則」「桐朋学園音楽部門運営大綱」「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」を定め、全て最新状態で教員室等に設置し、専任教職員にデータで共有している。教育及び財務情報については、法人及び大学のウェブサイト上で適切に公開している。中期計画を定め、令和 5(2023)年度は「教育の改革と質保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目について目標、具体的取組み及び方策を策定し、5 年間のロードマップを提示している。
「省エネルギー企画推進会議」を設定し、エネルギー使用量について確認するとともに、省エネルギー策を協議している。ハラスメントについては、委員会を設置するとともに「桐朋学園音楽部門ハラスメント防止規程」を定め、学内に周知している。キャンパスの保全・

危機管理については「学校法人桐朋学園保安委員会」及び「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会」を設置して取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為にのっとり理事､評議員及び監事を選任し､理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催し、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。

理事の選任は寄附行為に定め、学内 7 人と学外 6 人の計 13 人で構成されており、学外者の意見も取入れる適切な構成となっている。

独立採算をうたう 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。

法人全体の視点から議論する「法人運営審議会」は年間 19 回開催され、理事長、各部門の代表理事と選出理事及び法人本部事務局長で構成されており、理事会及び評議員会で取扱う議案整理や部門間の調整を必要とする事項等を検討し、法人と各部門とを調整する役割を果たしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長及び音楽部門選出理事が理事会構成員となり、理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

原則として週 1 回開催する運営協議会は、大学の管理運営に関する重要な事項をはじめとする日常の運営について協議し、学長をはじめとする構成員がつかさどる委員会等とコミュニケーションをとり意思決定を行っている。

監事 2 人の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、理事会及び評議員会の出席状況も良好で、会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。評議員の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、評議員会の出席状況も良好で、寄附行為に定める諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて運営している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期の事業計画に関し、令和 5(2023)年度を初年度とする 5 か年の中期計画を策定し部門ごとに目標を掲げており、計画は環境の変化等に対応するため、毎年改定を行うローリング方式をとっている。財政面では資金収支の 10 年間の計画を策定し計画的な運営を実施している。

法人経営の根幹となる学生生徒等納付金収入は概ね順調な推移となっており、加えて補助金収入に関しても安定的に確保している。安定した財政基盤と収支バランスの確保のため、「桐朋学園音楽部門経営評議会」を中心にさまざまな角度から学校経営全般について検討している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に当たっては「学校法人桐朋学園経理規程」「学校法人桐朋学園経理規程実施細則」「学校法人桐朋学園資産取得規程」等の諸規則を定めており、適正に実施している。

予算は各部会や委員会、事務局のチームによる予算案について、予算会議等を経て選出理事や事務局長によるヒアリング及び計画確認の上、「桐朋学園音楽部門経営評議会」「仙川キャンパス会議」「法人運営審議会」にて検討され、評議員会に諮問し理事会で承認されている。補正予算は 12 月の評議員会、理事会に諮っている。

公認会計士による監査及び理事会での決算承認の後、「法人監査会」を開催しており、監事、公認会計士、理事長他関係者が出席し、監査結果に関し意見交換を実施している。

監事は、全ての理事会・評議員会に出席し意見を述べるとともに、日常においても公認会計士との接点をもっている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」に従って自己点検・評価委員会を設置している。学長が委員長を務め内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。

毎年度行っている自己点検・評価活動は、日本高等教育評価機構の評価基準に沿って点検・評価し、自己点検・評価委員会において検討が必要とされた案件は専門委員会において検討されている。また、検討過程はウェブ会議システム等によって情報共有し、全学的にリアルタイムで検討内容が把握できる体制が整っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は年間 11 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み、法令への対応や認証評価に関連する事項等の情報共有を行い、検討案件への対応や改善状況などが報告されている。自己点検・評価に必要な情報等については分析と改善につなげる取組み等について IR 室が情報提供を行いサポートしている。

自己点検・評価委員会で実施した評価結果は、「桐朋学園大学自己点検・評価報告書」にまとめ、会議での共有及びウェブサイトで公開している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントと管理運営の両面から内部質保証につながる PDCA サイクルの仕組みを構築し、日本高等教育評価機構の評価基準及び自己点検・評価委員会が決定する評価

項目について点検を行い、改善向上に向けた取組みを行っている。また、中期的な計画には課題ごとにロードマップを作成し、具体的な改善につながるよう制度が整っている。

学長を中心とする自己点検・評価活動が組織的に行われ、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．演奏活動と地域・社会連携

Ａ－1．大学が実践している演奏活動

A-1-①　様々な演奏活動の取組みと意義

Ａ－2．地域・社会連携について

A-2-①　調布市との連携

A-2-②　調布市以外の地域・社会との連携

【概評】

演奏家としての学生の修練の一環として、授業の成果発表の機会としての演奏会、優秀な成績を収めた学生が出演する演奏会、外部からの依頼により開催する演奏会など、年間30回ほどの演奏会を開催、運営している。中・上級のオーケストラ演奏会の多くは、調布市との連携や外部主催団体からの招へいによって開催され、著名な音楽家との共演等、学生たちに高度な演奏環境を作出している。平成 26(2014)年 1 月に公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団と結んだ相互協力提携に関する協定により、調布市グリーンホールで定期的にオーケストラ演奏会を開催しており、毎回 1,000 人前後の聴衆を集めて市民に定着している。

調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課が主催する「相互友好協力協定締結大学定例会」により、調布市や同市近隣 6 大学との円滑な連携推進のための定期的な情報交換を行い、大学のリソースを活用した社会貢献を幅広く行っている。調布市立図書館と大学図書館との連携として、調布市在住・在勤・在学者等に、大学図書館の所蔵資料を貸出している。「調布市せんがわ劇場」の運営委員を大学教員が務め、「サンデー・マティネ・コンサート」「せんがわピアノオーディション」、子供向けのワークショップなどの企画開催を通して地域の音楽文化発展に寄与している。また、毎年 6 月中旬から下旬に開催される「調布国際音楽祭」に大学として協力し、学生が企画・運営に参加している。調布市以外の地域においても、平成 11(1999)年から杏林大学医学部付属病院での「院内コンサート」を開催し、新型コロナウイルス感染症による中断もあったが令和 4(2022)年 10 月から再開している。平成 13(2001)年からは長野県南相木村に出向いて村立小学校の生徒に向けた音楽鑑賞教室や村民へ向けた演奏会を開催し、村の音楽教育と文化発展の一端を担っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室

「桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室」は、昭和 23(1948)年に市ヶ谷の東京家政学院内に開設され、本学の礎となった。現在は日本全国の 28 教室に、年少から高校生までの約 2,000 人が在籍している。桐朋の音楽教室における教育は、子供たちの感性を育て、さまざまな形でその才能を開花させることを目指しており、既存のメソッドに当てはめることなく、子供たちの可能性とその成長過程に合わせた教育を行っている。

音楽教室生を対象とした「全国ジュニアピアノコンチェルト・オーディション」を開催し、オーディション合格者が大学生等から選ばれたソリストも出演する「桐朋ピアノ・ガラコンサート」でオーケストラと共演する機会なども設けている。

また、音楽教室の在籍生以外も参加できる講習会として、「ヴァイオリンセミナー」や「ピアノマスタークラス」を開催しており、大学教員等のレッスン受講や成果発表コンサートへの出演もできる。その他、平成 26(2014)年度から「全国ジュニア音楽コンクール」を開催しており、令和 4(2022)年度は、ピアノ部門及びヴァイオリン部門は小学生低学年から高校生までの 4 部門、作曲部門は小学生高学年から高校生までの 3 部門で開催され、84 人が参加した。

2. 学校法人桐朋学園アリオン江戸音楽振興基金

才能ある若手音楽家の助成や＜東京の夏＞音楽祭などで日本の音楽文化の発展に貢献してきた【財団法人アリオン音楽財団】が平成 25(2013)年 3 月末日をもって解散したことに伴い、学校法人桐朋学園でその残余財産等を引き継ぐこととなった。それ以後、桐朋学園では、若手音楽家への助成として＜アリオン桐朋音楽賞＞を運営し、また、音楽評論を広く社会に発表し、音楽文化の質の向上に貢献することが期待される優秀な個人に対しての＜柴田南雄音楽評論賞＞の運営を行っている。

＜アリオン桐朋音楽賞＞は、選考委員の推薦により将来の活躍が期待される有望な新人音楽家（対象：20 歳以下のピアノ及び弦楽器専攻生）を選出し、本賞に 60 万円、奨励賞に 30 万円が授与されている。

＜柴田南雄音楽評論賞＞は、作品の公募（演奏会批評 2 編、音楽時評もしくは音楽評論 1 編）により行われ、本賞に 60 万円、奨励賞に 30 万円が授与されている。

3. 桐朋学園音楽部門同窓会との関わり

「桐朋学園音楽部門同窓会」は仙川キャンパス内に同窓会事務室を設け、同窓生を支援する組織として運営されている。本学の同窓会の特色として、入学時に会員資格が得られることがある。楽器を習いたい学生生徒等と同窓生をマッチングする「生徒紹介サービス」や同窓生が開催するコンサートの後援名義貸与、同窓会会員によるコンサートの開催などが行われており、在学時から卒業生との結びつきができる機会ともなっている。中でも平成 24(2012)年 10 月の 60 周年記念コンサート「指揮者の祭典」、令和 4(2022)年 11 月の 70 周年記念コンサート「グランド・コンサート～TOHO Next Legend～」（いずれもサントリーホールで開催）などは、音楽界からも注目を集めるコンサートとなった。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 36(1961)年度
所在地　　東京都調布市若葉町 1-41-1
　　東京都調布市調布ヶ丘 1-10-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
音楽研究科	音楽専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 18 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

44 桐朋学園大学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は学則において、具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特性を反映し明示している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は学長が招集する研究科委員会等において意見を聴き策定し、理事会の理解と支持を得ている。中期計画は、法人全体の基本方針の 5 項目をもとに大学において「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目を掲げている。

教育目的を達成するための音楽研究科演奏研究専攻、附属研究機関として「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属桐朋オーケストラ・アカデミー」を設け、専攻実技と並んで重奏研究を教育目的達成のための教育の柱と位置付け、オーケストラ教育・アンサンブル教育において学生が独奏者としてオーケストラと協演することで、音楽表現の多様性を感受し、表現することのできる音楽家を育成するための教育を実践している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて定められ、入学者選抜はポリシーに沿って公正かつ妥当な方法により行われている。収容定員の充足状況は未充足であり課題があるが、教育環境は確保され入学者募集のための新たな取組みが行われている。学生の修学支援、生活支援、進路支援は教職協働により実施する体制を整え、学生の質問や相談に個別に応じる体制を整備している。また、キャリア支援として教育課程に演奏活動を盛込み、演奏家としての活動を評価する等を行っている。

実習施設は全室防音で使用可能な練習室は十分な数が確保されるなど、快適な学修環境を整備し、校地、校舎は適切に整備され活用されている。また、さまざまなアンケート調査や個別の聞取り等により学生の意見・要望をくみ上げ、その結果は学修支援における改善につなげている。

「基準３．教育課程」について

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて定められ、大学院大学としての特性を生かし一貫性が図られている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成され、単位認定基準、修了認定基準等を定め厳正に運用されている。高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養い、使命・目的を具現化する専門教育において附属研究機関との連携を図る等、演奏系の大学

としての特性が教育研究活動と結びついている点は評価できる。ディプロマ・ポリシーを踏まえてアセスメント・ポリシーを策定し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法により自己点検・評価委員会及び研究科委員会において確認・評価を行っている。

〈優れた点〉

○大学院大学として高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養い、使命・目的を具現化する専門教育において附属研究機関との連携を図る等、演奏系の大学としての特性が教育研究活動と結びついている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、「桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱」において教育研究及び運営に関する諸事項を審議する機関として研究科委員会が設置されている。学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、教育研究に関する重要事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項について、学長裁定として定め、あらかじめ周知している。「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とするファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、また、「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」を定め、SD(Staff Development)についても法人が設置する桐朋学園大学と連携しながら研修を実施している。研究環境について、専任教員には個室の研究室を割当て、研究倫理に関しては「桐朋学園大学院大学研究倫理規程」等の規則を定め、適切に運営している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は寄附行為にのっとり理事、評議員及び監事を選任し、理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催しており、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。法人内の部門制により「男子部門」「女子部門」「音楽部門」の 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

中期的な計画は 5 か年の事業計画と財務における 10 年間の収支見通しを策定し、運営している。会計処理について諸規則を定めて適正に実施している。評議員会の運営、監事の職務は寄附行為に基づいて行われている。

「基準６．内部質保証」について

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」に従って自己点検・評価委員会を設置している。また、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」によって、研究科長が委員長を務め、内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。自己点検・評価委員会は年間 10 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み等を中心に検討案件への対応や改善状況などが報告されている。IR 室は情報の提供を行うことによって自己点検・評価活動をサポートしている。中期的な計画にロードマップを明記し、その過程も自

己点検・評価項目としている。自己点検・評価活動については組織的に行われており、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

総じて、建学の精神及び使命・目的を反映させた三つのポリシーに基づき運営されている。教学組織は学長、研究科長のリーダーシップのもと運営されており附属研究機関との教育課程における連携等、学生は目的の学業を高い満足度をもって学んでいる。法人は部門制により、理事長と各部門の選出理事によって、安定した法人運営を目指し、継続した努力を行っている。また、質保証のための自己点検・評価は、学修成果や各種アンケートにより自己点検・評価委員会において実施されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究発表及び演奏活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則において具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特性を反映し明示している。専攻実技と並んで重奏研究を教育目的達成のための教育の柱と位置付け、オーケストラ実習等においては学生が独奏者としてオーケストラと協演することで、音楽表現の多様性を感受し、表現することのできる音楽家を育成するための教育を実践している。また、使命・目的等については自己点検・評価委員会及び研究科委員会を中心として点検し、教育の理念及び教育課程において見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的に基づいた教育目的、三つのポリシーは、学長が招集する研究科委員会等において意見を聴き策定し、理事会の理解と支持を得ている。周知についてはウェブサイトへの掲載のほか、オープンキャンパスや行事のガイダンス等において紹介している。中期計画は、法人全体の基本方針の 5 項目をもとに、大学において「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目を掲げている。
教育目的を達成するために音楽研究科演奏研究専攻と附属研究機関として「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属桐朋オーケストラ・アカデミー」を設け、オーケストラ教育・アンサンブル教育において高度な教育内容を実践している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて、「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」と明確に定められ、学校案内、学生募集要項、ウェブサイト等において周知している。
入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法により行っている。また、入学者選抜の方法は入学者選考委員会において検証し、見直す必要がある場合には研究科委員会にて検討することとしている。入試問題は大学が作成している。
収容定員の充足状況は未充足であるが、重奏の授業で履修者が足りない場合には教員が

演奏に加わるなど、教育を行う環境を確保している。また、入学者募集のための動画の制作など、既に新たな取組みを行っている。

〈参考意見〉

○音楽研究科の収容定員が未充足となっているため、確実な定員確保に向けた努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「桐朋学園大学院大学学生支援に関する方針」を定め、学生の修学支援、生活支援、進路支援を教職協働により実施する体制を整え、適切に運用している。

TA 制度は導入していないが、オフィスアワー制度を全学的に実施して、学生の質問や相談に個別に応じる体制を整えている。

「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」を定め、障がいのある学生に対して合理的な配慮を行う体制を整えている。

学生の中途退学、休学、留年などについては、研究科長、教学部長、教学チーム担当者が出席状況等の情報を共有し、学生との個別面談等を実施するなど、対策を講じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程に一般公開の演奏活動が盛込まれており、学生は職業演奏家としての活動を実体験できる。これがキャリア教育の一部として機能している。

また、法人が設置する桐朋学園大学のキャリア支援センターと連携し、対面だけでなくオンラインで進路についての個別相談を受ける体制を整えるなど、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導を研究科委員会と教学チームが連携して担っている。

学生の心身に関する健康相談や生活相談、心的支援、課外活動への支援については、教学チームが対応するほか、法人の音楽部門が桐朋学園大学調布キャンパスに開室している学生相談室が対応している。心身の健康管理は学校医と音楽部門が設置している保健室の看護職員の協働により行われている。

また、3 種の学内奨学金を用意し、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度に新型コロナウイルス感染症に対応して一時的な経済的支援を行ったほか、日本学生支援機構の奨学金を受けるための事務手続きの体制を整備するなど、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は適切に整備し、有効に活用している。実習施設は全室防音で楽器・AV 機器等を備え、朝から夜まで使用可能な練習室は十分な数が確保されるなど、快適な学修環境を整備し、有効に活用している。図書館は適切な規模で、十分な学術情報資料を確保しており、法人が設置する桐朋学園大学調布キャンパスの図書館と連携するなど、図書資料の利用環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境も適切に整備している。

校舎はバリアフリーに配慮し、クラスサイズも教育効果を上げるために適切に管理している。「富山キャンパス保安委員会」を設置し、施設の点検・修繕を定期的・計画的に行っている。また、除雪の体制も整えている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートや修了時アンケートを実施して、学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げるほか、その結果を学修環境に関する学生の意見・要望の把握にも用いている。また、学生生活アンケートにより、学生の健康相談及び経済面についての学生の意見・要望を調査している。

これらのアンケートの結果は、学生生活の改善、学修支援の体制改善、施設・設備の改善に活用されている。いずれのアンケートも実施前に研究科委員会において質問事項等を確認している。また、教学チームに寄せられるさまざまな意見・要望に対して、すぐに対応できる事項は早急に対応し、検討が必要な事項は研究会員会等で検討・対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは建学の精神及び教育目的を踏まえて定め、学生募集要項やウェブサイト等において学内外へ周知を図っている。また、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーのもと、単位認定基準、修了認定基準等を適切に定め、公平性のある試験を実施し、厳正に運用している。修了認定基準は学生便覧・履修案内に記載し、年度初めのオリエンテーションにおいても十分に説明している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーはウェブサイト、大学案内等により周知しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは大学院大学としての特性を生かし一貫性が図られている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成されている。シラバスは全ての授業科目について作成し、進級要件の設定において履修登録できる単位数の上限を定めている。教養教育としての科目は開講していないが、高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養う「楽曲研究基礎」を開講している。アクティブ・ラーニングについては、授業の特性上必要になる実技系の科目において取入れられている。また、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために、研究科委員会とファカルティ・ディベロップメント委員会において討議が行われており、主として教授法についての評価や改善を図るための組織体制を整備し運用している。

〈優れた点〉

○大学院大学として高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養い、使命・目的を具現化する専門教育において附属研究機関との連携を図る等、演奏系の大学としての特性が教育研究活動と結びついている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえてアセスメント・ポリシーを策定し、教育内容・方法の改善が図られており、学修成果については大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法により自己点検・評価委員会及び研究科委員会において確認・評価を行っている。また、授業評価アンケートの結果や演奏会での成果等について組織的に分析が行われ、専任教員が内容を共有することで教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、「桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱」において教育研究及び運営に関する諸事項を審議する機関として研究科委員会が設置されている。

研究科委員会にはオブザーバーとして音楽部門選出理事、事務局長及び富山グループマネージャー等が出席しており、教学マネジメント上の課題等を事務の視点からも確認・対応することができる体制をとっている。

学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、教育研究に関する重要事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項について、学長裁定として定め、あらかじめ周知している。

「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌」により職員の責務等を定め、教学マネジメントを機能させるため適正な人員を配置している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条に規定される学生の退学、停学及び訓告等について、学生の懲戒に関する手続きが定められていないことは改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

音楽研究科演奏研究専攻には設置基準を上回る教員を配置し､教員の採用及び昇任は｢桐朋学園大学院大学教員人事規則」「桐朋学園大学院大学専任教員採用手続きに関する内規」「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に基づき適切に行われている。

組織的な研修及び研究のため「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とするファカルティ・ディベロップメント委員会を設

置し、建学の精神に基づき定めた 3 点の方針のもと、教授方法の開発とともに、教員の専門性の向上を目的に FD 活動を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動に関しては「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」を定め、育成目標とする人物像を明確にし、年度ごとの実施計画を立案の上、法人が設置する桐朋学園大学と連携しながら研修を実施している。また、職員に対し「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」を定め、職員の資質・能力向上を図っており、勤務時間外の研修会等への参加に対しては、受講料の一部を支援する制度も設けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

音楽専門の大学院大学として学術研究のみならず、演奏活動も重要な研究活動として位置付けており、研究環境整備のため楽器・備品を整備している。特にピアノについては、「校舎ピアノ修繕計画」に基づき計画的に全体修理を行っている。専任教員には、個室の研究室を割当て、研究環境の整備に努めている。

研究倫理に関しては「桐朋学園大学院大学研究倫理規程」等の規則を定め、研究倫理の確立に努めている。「桐朋学園大学院大学研究費交付規程」及び「桐朋学園大学院大学研究費取扱細則」を定め、全ての専任教員に毎年研究費を分配している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
組織倫理の基本となる寄附行為、「桐朋学園音楽部門就業規則」「桐朋学園音楽部門運営大綱」「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」が定められ、公開を義務付けられた教育・財務情報について、法人及び大学ウェブサイト上に適切に公開している。中期計画を定め、令和 5(2023)年度は「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目について目標、具体的取組み及び方策を策定し、5 年間のロードマップを提示している。
省エネルギー企画推進会議を設定し、3 部門のエネルギー使用量について確認するとともに、省エネルギー策を協議している。ハラスメントについては、委員会を設置するとともに「桐朋学園音楽部門ハラスメント防止規程」を定め学内に周知している。キャンパス内の保全・危機管理については「桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程」に基づき、「富山キャンパス保安委員会」を設置して取組んでいる。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
法人は寄附行為にのっとり理事､評議員及び監事を選任し､理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催しており、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。
理事の選任は寄附行為に定め、学内 7 人と学外 6 人の計 13 人で構成されており、学外者の意見も取入れる適切な構成となっている。
独立採算をうたう 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。
法人全体の視点から議論する「法人運営審議会」は年間 19 回開催され、理事長、各部門の代表理事と選出理事及び法人本部事務局長で構成されており、理事会及び評議員会で取扱う議案整理や部門間の調整を必要とする事項等を検討し、法人と各部門とを調整する役割を果たしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長及び音楽部門選出理事が理事会構成員となり、理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

「桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議」は 8 月を除き毎月開催され、学長、選出理事、専任教員、桐朋オーケストラ・アカデミー所長、桐朋オーケストラ・アカデミー教務部長、音楽部門事務局長及び富山グループマネージャー等が構成員となり、富山キャンパスの経営・運営に関わる重要事項を最終意思決定している。

監事 2 人の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、理事会及び評議員会の出席状況も良好で、会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。評議員の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、評議員会の出席状況も良好で、寄附行為に定める諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて運営している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期の事業計画に関し、令和 5(2023)年度を初年度とする 5 か年の中期計画を策定し部門ごとに目標を掲げており、計画は環境の変化等に対応するため、毎年改定を行うローリング方式をとっている。財政面では資金収支の 10 年間の計画を策定し計画的な運営を実施している。

法人経営の根幹となる学生生徒等納付金収入は概ね順調な推移となっており、加えて補助金収入に関しても安定的に確保している。安定した財政基盤と収支バランスの確保のため、「桐朋学園音楽部門経営評議会」を中心にさまざまな角度から学校経営全般について検討している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき「学校法人桐朋学園経理規程」「学校法人桐朋学園経理規程実施細則」をはじめ諸規則を整備しており、適切に会計処理を行っている。予算は予算会議等を経て選出理事や事務局長によるヒアリング及び計画確認の上、「桐朋学園音楽部門経営評議会」「富山キャンパス会議」「法人運営審議会」にて検討され、評議員会に諮問し理事会で承認されている。

公認会計士による監査及び理事会での決算承認の後、「法人監査会」を開催しており、監事、公認会計士、理事長他関係者が出席し、監査結果に関し意見交換を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」に従って自己点検・評価委員会を設置している。また、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」によって研究科長が委員長を務め、内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。

自己点検・評価活動は、質の向上に資する改善を恒常的に推進するとして、毎年度において中期計画の進捗及びアンケート調査結果等を中心とした評価項目を決定し実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は年間 10 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み、認証評価に関する事項、各アンケート調査結果、大学全体として対応が求められている案件等について、検討、結果の共有、改善に向けての対応等が行われている。

自己点検・評価の結果はウェブサイトにおいて公表している。

IR 室は桐朋学園音楽部門として設置され、データを活用することによる検討、データの収集と分析による情報提供を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントを中心とした内部質保証につながる自己点検項目を「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」等により自己点検・評価委員会において毎年度決定し、改善に向けた検討を行っている。また、中期的な計画には課題ごとにロードマップを作成し、具体的な方策において点検・評価する等、自己点検・評価活動の結果を教育の改善・向上に反映している。自己点検・評価活動は組織的に行われており、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 研究発表及び演奏活動

A－1. 研究成果発表の場としての演奏活動

A-1-① 演奏活動の目的とその成果

【概評】

学則第 1 条に定められた目的を具現するため、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家育成のために必要な実践的研究発表の場として「リサイタル」「重奏研究　室内楽コンサート」「桐朋アカデミー・オーケストラ演奏会」を開催している。また、富山市からの依頼に基づき「地域出向演奏会」を実施するなど地域の文化活動に大きく寄与している。

学生の実践的な学修・研究活動の成果を学内外の多様な演奏会で発表することは、音楽家としての資質向上のみならず、上記のような地域社会における音楽文化活動に貢献していることから地域の文化振興の一環としても高く評価できる。

演奏会は学生の自主性を重んじながら専門性の高いプログラムで構成され、教員をはじめとする内外の著名な音楽家との共演が実現されており、大学の特色を生かした取組みとして特筆される。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 11(1999)年度
所在地　　富山県富山市呉羽町 1884-17

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽研究科	演奏研究専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 16 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

45 東北公益文科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

全体として調和の取れた社会の創造を目指し、「尊重し調和へ」という基本理念のもと、人材育成「知を咲かす」、公益学の確立「知を結ぶ」、社会貢献「知をひらく」を使命として、大学全体の目的と公益学部公益学科の教育研究上の目的を明確に規定している。学長をリーダーとする「大学戦略会議」にて、「第 3 次教学中期計画 後期計画」を教職協働で立案の段階からまとめ、理事会と評議員会での協議を経て策定している。「学校法人東北公益文科大学中期計画（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度版）」（以下「学校法人中期計画」という。）の策定では、使命・目的及び教育目的との一貫性をもって、中長期的な計画及び事業計画等へ反映している。学部・研究科の教育研究の基本組織と各センター等の長は、大学戦略会議で課題を共有して、全学的な調整及び連携をしている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定めており、さまざまな機会を通して周知するとともに、適正な定員を維持する努力を行っている。教職員の協働により、適切な学修支援を行っている。キャリア開発センターを設置し、学生の進路に関する事業を行っている。学生支援センターを中心に、課外活動、また、経済的支援を含む学生支援を行っている。地域共創センターを活用し、学生の地域活動支援を行い、心身の健康支援では保健管理部を設置し、学内外の関係部署・関係機関等との連携を図りながら学生を支援している。図書館や体育館など諸施設は、多様な学生及び有益な学生生活に配慮している。学修支援に関する要望を把握できる仕組みを整え、教育改善意見交換会を設置し、学生の意見をもとに改善を図っている。

「基準３．教育課程」について

学部・研究科共に教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定めている。卒業要件はガイダンスなどで学生に周知し、研究科では令和 3(2021)年度に策定したディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを見直し、単位認定基準、修了認定基準を大学院学則に定め厳正に適用している。学部・研究科とも教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに示されている「4 つの力」を「公益大 22 の力」としてシラバスに明記しており、両ポリシーの一貫性と体系性を保持している。FD 部会が中心となって研修を実施し、教授方法の改善に努めている。学内独自の情報交換ツール「s4」を導入して、効果的なオンライン講義を可能としている。

三つのポリシーに基づく教学マネジメントの検証・改善をするための定性的・定量的指標と具体的な評価の実施方法について、新たにアセスメント・ポリシーを定めている。

〈優れた点〉

○情報交換ツール「s4」を通じて大学から学生への情報伝達、オンライン授業、学生からの意見聴取などに活用しており、コロナ禍でも効果的な学修効果を担保し、広く意思疎通が図れている点は評価できる。

○アセスメント・ポリシーが策定され学修成果の点検・評価方法が確立しており、それに基づいた点検・評価が行われている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学則、「学校法人東北公益文科大学組織規程」（以下「組織規程」という。）等で学長の役割が明確に定められ、学長は大学戦略会議の議長を務め、学長がリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。各委員会組織等の長に権限が委任され、適切な権限の分散と責任の所在が明確化されている。職員の配置と業務は、組織規程に基づいて、所管業務に応じた部署を機能的に設置し、職員配置を行っている。大学設置基準及び大学院設置基準にのっとり、教育目的及び教育課程に即した必要教員数を配している。採用、昇任等については、定めた規則にのっとり適正に行われている。効果的な大学運営のため、職員の資質・能力の向上を図れるようにSD(Staff Development)に係る実施方針を定めている。教員が研究活動を進めるに当たっては、公的研究費の不正行為防止や研究活動上の不正行為防止に関わる規則等が整備されており、倫理の確立が図られている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、学則、組織規程等に組織の規律と誠実性維持のための事項を定め、適切な運営体制の整備を図り、理事会を最高意思決定機関として経営が行われている。情報公開は透明性を堅持し、学校法人中期計画に財政上の数値目標、施策等を定めて継続的に努力している。環境保全は「大学施設等管理規程」にて管理体制を整えている。理事長のもとに、副理事長、法人内部の事務を専掌する専務理事が置かれ、理事長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。学校法人中期計画では、学校法人の目指す将来像の実現のため、この5か年で成すべき各課題を抽出し、収入の強化と多角化を図る一方、事業経費の抑制による目標収支バランスの実現を掲げ、財務計画が立てられている。会計処理は、「大学経理規程」にのっとり、適正な処理に努めている。監事は、理事会、評議員会に監査報告を行っており、同時に、会計監査を厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学学則及び大学院学則第2条で、教育研究水準の向上を図り、自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、積極的に情報を提供すると定め、それを踏まえた全学的な内部質保証の取組みに関し、「学校法人東北公益文科大学点検評価等実施規程」で定めている。内部質保証のための恒常的な組織体制として、点検評価委員会を設置している。大学運営全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3層構造での内部質保証シ

ステムが構築されている。個々のレベル間での相互連携により、教育・研究・運営におけるそれぞれの現状把握・課題への方策立案と実施・評価・改善と改革を実施することで、恒常的に内部質保証を推進している。点検評価委員会は、学外評議員から意見聴取し、点検・評価結果を理事会に報告している。確認された課題は、学校法人中期計画及び財務計画の見直し等に活用され、次年度の事業計画に反映されている。

総じて、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーに基づいて運営を行っている。学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応、卒業認定、教育課程、学修成果、教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援、経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計、組織体制等について自己点検・自己評価を行い、PDCA サイクルを適正に機能させ運営している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会との連携」「基準 B.グローバル人材の育成」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 本学における公益教育－公益への理解の醸成と公益精神の涵養
2. 長期学外学修プログラム（SDGs 探究プログラム）
3. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

全体として調和のとれた社会の創造を目指し、「尊重し調和へ」という基本理念のもと、人材育成「知を咲かす」、公益学の確立「知を結ぶ」、社会貢献「知をひらく」を使命として、学則第 1 条で、大学全体の目的と公益学部公益学科の教育研究上の目的を、大学院学

則第 1 条で、公益学研究科の教育研究上の目的をそれぞれ明確に定めている。大学設立宣言、使命・目的及び教育目的は具体的に明文化し、簡潔に文章化している。日本初の「公益学」の創造と実践に基づく教育・研究と社会貢献を掲げて、「大学まちづくり」を宣言し、平成 13(2001)年 4 月に公設民営方式で山形県庄内地域に誕生した。常に時代の要請に応えるべく、教育内容や手法を変化させており、大学全体としては、社会の変化、求められる人材育成ニーズへの対応として、「第 3 次教学中期計画」を策定・実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学長をリーダーとする大学戦略会議にて、教職協働で立案の段階から「第 3 次教学中期計画」「第 3 次教学中期計画 後期計画」を取りまとめ、理事会と評議員会での協議を経て策定し、教授会での報告、自己点検活動を通じて全職員の理解を得ている。建学の精神である「大学設立宣言」、基本理念及び使命・目的は、ホームページに掲載し学内外に周知している。学校法人中期計画の策定では、一貫性をもって、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画及び事業計画等へ反映している。平成 28(2016)年度にアセスメント・ポリシーを加えて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に定めて、実践している。学部・研究科の教育研究の基本組織と各センター等の長は、大学戦略会議で課題を共有して、全学的に調整及び連携している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めており、大学パンフレット等に明示するとともに、オープンキャンパス、高校進路指導教員対象の大学説明会、高校訪問等さまざまな機会を通して周知している。研究科では、修士課程、博士後期課程ごとに定めており、「東北公益文科大学大学院入学者選抜試験要項」やホームページに内容を掲載している。入試問題の作成は、入試委員長が指名した専任教員が作問し、小論文は、アドミッション･ポリシーに即して作問している。一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜でも、アドミッション・ポリシーに即した試験科目を毎年検討している。収容定員に対する在籍者数の充足率は、概ね適切な学生数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職員の協働により、入学前学修、初年次教育、全学生の修学支援と学生の成長に応じた段階的な学修支援を行っている。アドバイザー教員は、年 2 回学期開始時に、前学期の成績のほか、「学修ワークシート」をもとにした面接を行っている。研究科における学修支援体制は、入学前相談、入学時支援、修学支援、研究活動支援の観点で教職員一体となって整備している。障がいのある学生の学修環境の整備のため学部長を委員長とし、教育推進センター長、学生支援センター長、保健管理部長と関係教職員を委員とする「障害学生支援委員会」を設置している。情報系の科目については、情報 TA を配置し、質問がある学生などに対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア開発センターを設置し、キャリア開発センター長のほか就職部長をはじめとする職員を配置して、学生のキャリアアップ、学生の進路就職支援、産業界との相互理解及び関係の維持、その他学生の進路に関する事業を行っている。1 年次から 3 年次までの正課と正課外の授業にキャリア科目を取入れ、入学から卒業までを見通した段階的なキャリア教育に取組んでいる。留学生のキャリア支援は、キャリア開発センターに留学生担当を置き、対応している。研究科では、社会人大学院生に対しては、本業における課題と直結

した研究指導を行うなど、本人が望むキャリアが形成できるよう努めている。学部からの進学者に対しては、キャリア開発センターと連携して、求人情報等の提供を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センターを中心に学生生活の支援を実施している。経済的支援としては、大学独自の奨学制度の実施と外部奨学金制度の申請に対する支援、アルバイト情報の提供などを行っている。酒田キャンパスに隣接した学生研修寮である「ドミトリー」には、1 年生のうち希望者が入寮でき、先輩が「レジデントアシスタント」として共同生活のサポートを行っている。課外活動支援については、主に学生のクラブ・サークル支援と学園祭等の各種行事開催支援がある。また、地域共創センター等を活用した学生の地域活動支援がある。心身の健康支援については、学生支援センターのもとに保健管理部を設置し、学生相談室と健康管理室が学生からの相談に応じ、学内外の関係部署・関係機関等との連携を図りながら支援している。研究科では、教育・研究環境支援としては、全大学院生にデスク、書棚、パソコンなどを完備した個人用研究ブースを提供している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

酒田キャンパスには、設置基準に基づいた校地、校舎等を有し、教室、図書館、体育館、学生研修寮、テニスコート等を整備している。教育研究棟の共同研究室はオープンスペースとなっており、学生と教員がディスカッションできる場となっている。図書館は、地域に開かれた大学図書館を目指し、土日祝日も開館している。また、授業時間終了後も利用できる環境となっている。バリアフリーの状況については、車椅子利用者が修学できるよう、エレベータ、多機能トイレを設置する等、配慮した環境となっている。自家用車で通学する学生が多いことから、学生用の駐車場を整備している。十分な教育効果を上げるために大教室、中教室、小教室、情報教室、多目的実験室、演習指導室等の教室を授業の目的や学生の人数に応じて適切に活用している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する要望については、新入生アンケート、授業評価アンケート、教育改善意見交換会、学生意見箱、卒業論文提出時調査などで把握している。教育改善意見交換会は、学生が教育に関する意見や要望を述べる場として各学期末に実施している。研究科では、春学期と秋学期の授業終了直後に院生等アンケートを実施し、学修支援に関する意見・要望を聞いている。心身に関する健康相談については、入学が決まった学生を対象に修学上の配慮や支援に関するニーズ調査や学生生活アンケートなどにより、状況を把握している。学修環境に関する要望については、授業評価アンケート、教育改善意見交換会、学生意見箱、卒業論文提出時調査などで把握している。学生の意見をもとに改善し、その結果、卒業論文提出時調査における施設・設備の満足度が大幅に改善された。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ともに教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、それをもとに単位認定基準を定めて学生に周知している。学部では進級基準について、2 年次からの進級に必要な修得科目及び単位数を定めている。科目区分ごとの卒業要件を定め教授会の意見を聴き学長が卒業認定を行っており、進級基準、卒業認定基準等を厳正に適用している。卒業要件はガイダンスなどで学生に周知している。研究科では令和 3(2021)年度に新たに

策定したディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムの見直しを行い、その変更を含めた単位認定基準、修了認定基準は大学院学則に定め厳正に適用している。修了認定は、論文審査及び最終試験の結果判定において研究科教授会にて投票を実施して厳正に審査をしている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科とも、教育目的を踏まえカリキュラム・ポリシーを定め周知している。ディプロマ・ポリシーに示されている「4 つの力」を、具体的な 22 のスキルに分けた「公益大 22 の力」が科目ごとにどう獲得できるか分かるようシラバスに明記しており、両ポリシーの一貫性は保持されている。基礎教育、専門教育、発展教育、人材育成強化の各科目を配置し体系的編成を行っている。教養教育は教養教育部会で計画・実施しており、令和 3(2021)年度以降入学生のカリキュラムから STEAM(Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics)や国連で定められた持続可能な開発目標である SDGs などの観点から学ぶ科目区分を導入し卒業要件に加えた。研究科では令和 4(2022)年度より共通科目の選択必修として「哲学」と「倫理学」を開講している。FD 部会が中心となって研修を実施し教授方法の改善に努めている。学内独自の情報交換ツール「s4」の導入により効果的なオンライン講義が可能となった。

〈優れた点〉

○情報交換ツール「s4」を通じて大学から学生への情報伝達、オンライン授業、学生からの意見聴取などに活用しており、コロナ禍でも効果的な学修効果を担保し、広く意思疎通が図れている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づく教学マネジメントの検証・改善をするための定性的・定量的指標と具体的な評価の実施方法について、アセスメント・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーの学部・学科レベルのアセスメントと、ディプロマ・ポリシーのアセスメントは教育推進委員会が実施し､カリキュラム･ポリシーの科目レベルのアセスメントは、FD 部会が実施している。学生は卒業時に学位記とともに「ディプロマ・サプリメント」を受取り、取得学位の内容が一目で分かるようになっている。IR 担当教員が学年ごとのGPA(Grade Point Average)の分布や、授業 1 回当たり、学生の授業外学修時間を、科目区分別にグラフ化して教授会で共有し、個々の教員における改善への取組みを促している。IR 担当教員は、毎年「東北公益文科大学基本データ集」を作成し、各データを学内ネットワークで公開している。

〈優れた点〉

○アセスメント・ポリシーが策定され学修成果の点検・評価方法が確立しており、それに基づいた点検・評価が行われている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則、組織規程等で学長の役割が明確に定められ、学長を補佐する体制も確立されており、学長は大学戦略会議の議長を務め、教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。また、各委員会組織等の長に権限が委任され、その責任のもとで業務活動が行われており、適切な権限の分散と責任の所在が明確化されている。

職員の配置と業務についても、組織規程に基づいて、所管業務に応じた部署を機能的に設置し、その明確な役割のもとに職員配置を行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
学部、研究科とも大学設置基準及び大学院設置基準にのっとり、教育目的及び教育課程に即した必要教員数を配置している。採用、昇任等については、厳格かつ公正、公平な審査基準で定めた規則にのっとり適正に行われている。
教育内容・方法等の改善等と効果的な実施については、教育課程の編成を担う教育推進委員会が FD 研修の企画立案と実施業務も行っており、首尾一貫した研修内容を全員が受講できるよう、ビデオ研修を導入するなどの工夫をしている。また、学生に対し、授業評価アンケートを行い、それに対する回答等を通じて、教育内容・方法等の改善の工夫・開発につなげている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
SD に係る実施方針を定めており、全教職員を対象に、社会人としての基本的なテーマから、大学が直面している課題やリスク管理等について、オンライン研修や対面による SD 研修を実施して、適切かつ効果的な大学運営が図れるよう職員の資質・能力の向上に努めている。
また、職員の能力開発については評価制度を設けており、職制に応じた評価区分を設け、所属課長の面談を通して期待される役割を認識させ、事務局長が最終評価を行っている。この制度の運用管理は、評価を行う管理職のマネジメント能力の向上にも寄与している。

4－4. 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個人研究室が与えられており、他にゼミ活動にも利用できる共同研究室や実験室が整備され、大学院等には院生向けに 24 時間利用可能な個人用の研究ブースが用意されている。

研究活動を進めるに当たっては、公的研究費の不正行為防止や研究活動上の不正行為防止に関わる規則等が整備されており、コンプライアンス研修や研究倫理 e ラーニングを活用した教育がされ、研究費の配分を受ける全教員に「誓約書」を提出させるなど、研究活動における倫理の確立が図られている。

研究費は「学内研究費配分等取扱要綱」に基づき、基礎研究費、奨励研究費（学内研究費）、海外研究発表助成費、インセンティブ研究費の項目に分けて配分するとともに、学内の競争的資金の募集をするなどの形態を取っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、学則、組織規程等に組織の規律と誠実性維持のための必要事項を定め、適切な運営体制の整備を図り、理事会を最高意思決定機関として法人の経営が行われている。自主的な「ガバナンス・コード」を定め、規律と誠実性の維持に努めている。情報公開も法令等に基づき情報をホームページ上で発信し、透明性を堅持している。また、大学の使命・目的の実現のため、学校法人中期計画に財政上の数値目標、施策等を定めて継続的に努力する意思を示している。環境保全は「大学施設等管理規程」にて管理体制を整え、キャンパスの施設管理・警備等を一括業務委託し、堅実に維持管理されている。教職員、学生の健康管理は健康診断やストレスチェックを毎年実施する等の配慮をしており、人権については、ハラスメント防止委員会を設置して対応している。防災面は、消防署と全学的な避難訓練を実施し、防災マニュアルの周知をするなど、万が一に備えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の構成員は寄附行為、学長等選任等規程、学部長選任等規程、研究科長選任等規程に従って適正に選任されており、理事長のもとに、副理事長、法人内部の事務を専掌する専務理事が置かれ、理事長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。経営方針を決定する最高意思決定機関としての理事会は年 4 回定例会が開催されており、審議事項等は事前に組織規程で掲げられる各センターや各委員会での議を経た上で審議されており、理事会運営は円滑に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

毎週月曜日に理事長、専務理事、参与、事務局長、必要に応じて学長をはじめとする各理事を交えた「定例理事長会議」が開催され、情報共有と適切な対応を取るための協議をしている。また、教学部門の各センター長、各委員長、事務局長で構成する大学戦略会議では、教学運営の重要事項や教学中期計画の管理や評価・見直しを行っており、教学部門の円滑な意思決定機関として機能している。定例理事長会議と大学戦略会議を開催することで、法人と大学が情報を共有し、意思疎通を図っている。また、寄附行為に従って選任された監事は、理事会、評議会へ毎回出席しており、監事会では公認会計士、専務理事、学長、事務局長と意見交換を行い、財務状況や理事の職務遂行状況を把握し、大学活動等についての課題の共有を行い、監事の職務を果たしている。評議員は、寄附行為に基づいて選任されており、評議員会も適切に開催されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

学校法人中期計画では、開学時の使命・目的、建学の精神・ミッションを再確認し、学校法人の目指す将来像の永続的な実現のために、中期計画期間で為すべき事項が各課題別

に述べられており、収入の強化と多角化を図る一方、事業経費の抑制による目標収支バランスの実現を掲げ、財務計画が立てられている。

収入においては、入学者数の安定的確保による学生生徒等納付金の確保を図るほか、文部科学省等の補助事業の獲得、地元企業や自治体との受託事業や受託研究の受入れ促進など、外部資金の確保に取組んでいる。

支出においては、奨学費の割合の見直しと、奨学金制度の抜本的改革を行うとともに、広報費の削減など抑制に取組む姿勢を示しており、中期計画期間を通じて経常収支の均衡を図る財務運営方針を打出している。

〈参考意見〉

○多額の減価償却費と奨学費支出が経常収支差額に影響を及ぼし、マイナスの状況が続いているので、学校法人中期計画にある実施計画の人件費抑制計画、経費抑制計画等に基づく財務計画の実現に期待したい。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「大学経理規程」に従って行われ、また、会計システムを導入し、執行状況を管理するとともに、会計処理の不明な点は、公認会計士に確認するなど適正な処理に努めている。

公認会計士の監査チームにより諸帳簿等の監査が実施されており、会計監査時に合わせ、法人監事、専務理事、公認会計士と意見交換が行われ、法人の財務状況、経営環境、管理体制等についての情報共有が図られている。

監事は、意見交換等での情報を踏まえて、法人の業務状況や決算状況等について監査を行い、理事会、評議員会に監査報告し、会計監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則共に第 2 条で、教育研究水準の向上を図り、自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、積極的に情報を提供すると定め、それを踏まえた全学的な内部質保証の取組みに関し、必要な事項について、「学校法人東北公益文科大学点検評価等実施規程」で定めている。内部質保証のための恒常的な組織体制として、点検評価委員会を設置している。教学組織や事務組織の「組織等評価」は、学校法人中期計画を踏まえて、単年度事業計画の実施状況に対する自己点検・評価とアセスメント・ポリシーに基づいて、三つのポリシーの評価で構成されている。教学改革計画の柱である第 3 次教学中期計画は、大学戦略会議が管理している。大学戦略会議と点検評価委員会の二つの主要な組織で、教学マネジメントの推進と評価の重要な二つの機能を分離することで、内部質保証の実施体制と責任を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、自己点検・評価を実施し、結果について学内で共有するとともに、ホームページで公表している。全学的な実施方針に基づき、自己点検・評価を行っている。点検評価委員会で実施した点検・評価の結果のうち、改善が見られる場合は、学長を議長とする大学戦略会議に報告され、学長のリーダーシップのもとで、改善の取組みが実施され、自主的かつ自立的な仕組みが確立している。大学戦略会議のもとに大学戦略推進室が置かれ、IR 担当が配置され、毎年基本データ集を作成している。IR 担当が調査・収集したデータは、学内ネットワーク上で教職員に提供されており、各部署で自己点検・評価を行う際、必要に応じて当該データが活用されている。特定の課題項目については、大学戦略会議及び教授会で報告され、現状分析や理解に役立てている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの 3 層構造での内部質保証システムが構築されている。個々のレベル間での相互連携により、教育・研究・運営におけるそれぞれの現状把握・課題への方策立案と実施・評価・改善と改革を実施することで、恒常的に内部質保証を推進している。特に、大学運営全体レベルでは、毎年の事業報告書、自己点検評価書を評議員会で説明・報告している。点検評価委員会は、学外評議員から意見聴取するとともに、自己点検・評価結果を理事会に報告し承認を得ている。自己点検・評価へ確認された課題は、学校法人中期計画及び財務計画の見直し等に活用され、次年度の事業計画に反映している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域・社会との連携

Ａ－1．地域との連携・貢献への具体的な取り組み

A-1-①　地域とのプラットフォームとしての地域共創センター活動

A-1-②　学生の自主的な取り組みによる地域活動とその支援

Ａ－2．地域・社会の将来を支える多様な人材の育成

A-2-①　ジュニアドクター鳥海塾の取り組み

A-2-②　高大連携の進化・拡大

A-2-③　大学院を活用した地域人材の育成

【概評】

地域との連携推進のため、学内に「地域共創センター」を設置している。同センターは 4 部会から構成され、地域連携部会は、地域との共創活動のノウハウを生かして公開市民講座「公益教養プログラム FORUM21」や少人数で双方向の議論を行う「共創カフェ」を開催している。防災・環境部会は、自治体、地域住民と学生も参加する NPO 法人と連携し「美しいやまがたの海プラットフォーム」を通じて海岸の清掃に取組んでいる。ブランディング部会では、デジタル技術と地域資源を結びつける活動を展開し山形県酒田市と連携を実施している。産学連携部会では、受託事業や共同研究に結びつけるコーディネートを推進している。これらの活動は酒田市、鶴岡市、庄内開発協議会などから助成を受けており、主体的に活動する学生グループ、サークルに対して活動資金を支援しており、食品ロス削減に関わる活動や､山村と漁村､若者と高齢者という地域や年代を超えた交流事業、女性消防職員志望者を増やすプロジェクトなどに助成を行っている。

令和 3(2021)年度、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)によるジュニアドクター育成塾の実施機関に選定された。育成塾は「ジュニアドクター鳥海塾」で、開塾の目的を「地域の人・自然・社会・歴史的財産の価値を見出し、新しい情報技術と橋渡しのできる人材の育成」と定め、40 人の小中学生が入塾している。指導にはメディア情報コースの教員と学生メンターが参加している。開学以来、山形県内の高校を中心に、模擬授業や大学体験の実施、課題研究報告会への審査員の派遣などの高大連携を行っている。令和 4(2022)年

度より、大学院改革の柱の一つとして、「大学院の地域連携・社会連携の推進」を掲げ、東北公益文科大学後援会連携事業として「特別セミナーa　庄内地域の課題解決と企業経営」を修士課程カリキュラムでの発展科目及び公開講座として開講している。

基準Ｂ．グローバル人材の育成

Ｂ－1．日本人学生の国際交流の促進

Ｂ-1-①　協定校との交流
Ｂ-1-②　自治体等を通じた交流
Ｂ-1-③　多様なグローバル体験の推進

【概評】

ディプロマ・ポリシーに基づき学生の国際感覚を育成しており、授業外でも学生に多様な国際交流の機会を提供している。海外の大学との協定を締結し、学生の留学をはじめさまざまな交流を行う仕組みづくりに取組んでいる。協定を結んでいる海外の大学は、中国の東北林業大学から始まり、米国、カナダ、アイルランド等の国に広がり、現在では 9 校となっている。

山形県や酒田市等地域の国際化の推進に積極的に協力している。令和 3(2021)年度には、ブラジルとペルーの山形県人会とオンラインで交流し、学生が現地の言葉で自己紹介するなどした。また、酒田市との連携では、同市の姉妹都市である米国オハイオ州デラウェア市との交流に協力し、令和 3(2021)年度には「酒田の紹介 in English 動画コンテスト」に参加するなどコロナ禍でもオンラインを通じた交流を進めている。そうした機会を通じて学生が海外の人々と交流する機会の拡大に努めている。

3、4 年次は、「専門演習Ⅰ」及び「専門演習Ⅱ」に所属し、卒業研究の一環として、教員の指導のもとグルーバルな体験を行っている。令和元(2019)年度には、オランダで開催された国際学会に学生が参加して発表したほか、令和 3(2021)年度にもオンラインでの学会発表を行った。また、チェコの首都プラハにある OSCE（欧州安全保障協力機構）本部を訪問したほか、モンゴル国の首都ウランバートルにある「モンゴル日本人材開発センター」で 2 週間のインターシップを行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．本学における公益教育－公益への理解の醸成と公益精神の涵養

本学は、日本初の「公益学」の創造と実践に基づく教育・研究・社会貢献に取り組んできた。大学の「使命」としても「人材育成（教育)」「公益の視点から、豊かな教養と専門性を身につけ、地域や国際社会の課題に挑戦する公益人を育成します」を掲げている。近年では SDGS、society5.0、ウェルビーイングといった社会課題に対し公益は重要なアプローチであり、公益への理解の醸成、公益の精神の涵養は時代の要請ともいえる。

「公益」を学ぶ科目を必修科目として、学部においては「現代公益論Ⅰ・Ⅱ」を、大学院においては「公益学総論」を配置している。「現代公益論Ⅰ」では、「公益概念を理解し、

現代社会において公益がどのように位置づけられているのか認識すること、各自が一人ひとりの公益を考える軸を形成すること」を目標としている。

令和 4(2022)年度卒業論文提出時調査では、「公益について意識して考えるようになったか」「公益について自分なりの考えを持てるようになったか」の問いに対し、いずれも約 9 割の学生が「はい」と回答しており、本学における公益教育の成果が表れている。

2. 長期学外学修プログラム（SDGs 探究プログラム）

地域社会の持続可能性に問題意識を持ち、他者と協働で挑戦する力を育成する実習プログラム。1・2 年次の春学期第 2 クォーター（6 月中旬）から夏休みにおいて、週 1～2 日程度実習協力機関に滞在し、活動時間の積算により単位を認定している。

令和 3(2021)年度の開始以来、酒田市日向コミュニティ振興会、鶴岡市山五十川地区自治会、酒田市役所地域共生課、鮭川村役場、NPO 法人パートナーシップオフィス、株式会社庄交コーポレーション、仮設機材工業株式会社、株式会社良品計画を協力機関とし、延べ 24 名の学生が履修している。

地域課題の体験学習、聞き取り調査、解決策の企画立案等の現地実習を通じ、これまでに、地域の魅力発信動画、持続可能な観光プラン、在留外国人向け防災冊子等を制作。報告会での成果発表と振り返りを経て修了となる。その後においては、課題挑戦型インターンシップやプロジェクト型応用演習など、後継となる課題系科目の履修に接続している。

3. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

公益学部では、政府提言の「AI 戦略 2019」の目標を念頭に、令和 3(2021)年度入学生から 1 年次必修科目として「データリテラシー」、選択必修科目として「日経講座：デジタル社会論」「セキュリティ論」「AI と社会」などの科目を開講し、従来から 2 年次必修であった「基礎プログラミング Ⅰ・Ⅱ」と合わせて、「データサイエンス・AI 教育プログラム」として全学生が履修する体制を整えた。本プログラムは、令和 4(2022)年度に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受けた。現在は同教育プログラム「応用基礎レベル」の認定に向けて取り組んでいる。

公益学部では、所属コースを超えて地域の課題解決に取り組んできた実績に加えて、全学生がデータサイエンスの基礎知識とプログラミング技術を組み合わせて、情報システムの設計と構築まで学修している実績も有しており、引き続き「データサイエンス・AI を活用して課題の解決を図る人材」の育成に取り組んでいく。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　山形県酒田市飯森山 3-5-1
　　山形県鶴岡市馬場町 14-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

公益学部	公益学科
公益学研究科	公益学専攻　公益学研究専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 17 日	実地調査の実施　　10 月 18 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 19 日	10 月 19 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

46 東北文教大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は建学の精神である「敬・愛・信」に基づき、その使命・目的及び教育目的を具体的かつ簡潔に明文化し、学部や学科の個性や特色を教育課程に反映させている。開学して13 年ではあるが、社会情勢に対応する姿勢も見られ、現在も必要な見直しを行っている。各種媒体において告知されている使命・目的・教育目的等は一貫しており、その策定や見直しについても、役員、教職員が関与・参加する会議体を構成している。「学校法人富澤学園第２期中長期計画」においてミッションやビジョンを明らかにし、中期目標を掲げている。計画立案については、入学、教育、進路の三つの視点で設定し、点検・評価を行っている。養成する人材に資する知識・技能・態度・教育体制・評価方法は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、さまざまな媒体や説明会等を通して周知している。入学者の受入れについても適切な体制と実施方法を整えている。教職協働で学修支援にあたっており、GPA(Grade Point Average)を用いた指導やチューター制度による留学生支援も行っている。キャリア支援についてはインターンシップを授業として開講したり、進路支援センターにおいて就職・進学に対する相談・助言を行う体制を整備したりするなど、キャリア支援体制も充実している。教職への就職率が高く、企業や他大学との連携も強化している。施設や設備等の環境は適切に管理されており、実験や演習のための教室やラーニング・コモンズを備えた図書館、情報処理の施設等、多様な教育目的に対応している。実際の授業も少人数教育を実現している。学生との連絡協議会や授業アンケートを通して学生からの意見や要望を聞入れ、実際に対応している。

〈優れた点〉

○入学時に基礎学力に対するアセスメント・テストを実施し、元高校教員の職歴を持つ教員が運営する学修支援センターを通して、入学後の学修支援に生かしていることは評価できる。

○教職実践センターのサポートにより、教員免許取得希望者の教員就職率が高い点は評価できる。

○「保育職セミナー」「企業研究会」では保育所や認定こども園の園長・施設長、地元企業

や山形県警察本部、山形県の人事担当者を招いて模擬面接を行うなど、就職先となる機関団体との協力関係を構築し、キャリア支援に取組んでいる点は評価できる。

○大学院進学を目指す学生のために、山形大学大学院教授や上越教育大学教授による大学院の説明会を学内で開催するなど、進学先となる大学院との協力関係を構築している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

各学科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、さまざまな媒体やイベントを通して周知している。各科目において到達目標を設定し、シラバス等を通して明確に学生に伝えており、単位認定や進級、卒業認定はそれぞれの基準に基づき厳格に行われている。カリキュラム・ポリシーも周知しており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性、整合性も確保している。実際の教育課程はカリキュラム・ツリーや履修系統図等によって示されており体系的な学修を実現している。アクティブ･ラーニングを積極的に取入れている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検と評価を確立するため、「東北文教大学学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定めており、具体的な検証を行っている。学修成果や授業のアンケートを実施しており、教員へのフィードバックも行っている。学生の学修成果をレーダーチャート化している。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを担保するため、学長の意思決定の権限と責任及び副学長や学長補佐等の位置付けと役割を定め、教学マネジメント上の意思決定を明確にしている。若手の教員を管理職に登用しており大学運営の維持向上にも力を入れている。事務組織上の職員の配置にも工夫が見られ、教職協働体制を強化している。教授会の組織上の位置付けや役割については、更なる規定上の整備が必要である。専任教員数や教授数については設置基準を満たしており、教員の採用や昇任についても適切に行われている。FD(Faculty Development)をはじめとする教員の研修については､教育開発センターを中心にさまざまな活動を展開している。職員の資質・能力向上についても SD(Staff Development)活動等を通して着実に取組んでいる。研究環境については、研究室の配置、研究倫理の確立、研究活動の資源配分等が適切に行われ、研究支援体制を整えている。

〈優れた点〉

○学長補佐を若手教員の意欲と能力を引出すための役職と位置付けており、学長が准教授以下の教員を中心に、経歴、活動業績、意欲等から判断して選任した学長補佐が学長に対して率直に意見・提案を申出て、実行に移していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び法令を遵守し経営の規律と誠実性を維持した運営を行っている。中長期計画を策定し、進捗状況を確認しながら使命や目的の実現に向けて継続的に努力している。理事会は最高意思決定機関として法人の管理運営に関する全般的かつ重要事項において審議を行い適切に機能している。法人及び大学の管理運営機関における意思決定の円滑化及

び相互チェックの機能性については、学長が教授会の意向を把握しつつ理事会において大学の意思を示し、法人と大学の意思疎通と連携を円滑に行っている。理事長は法人を代表し、その業務を総理し、内部統制環境を整備している。監事の選任も適切に行われ、監査の体制を整え、その職務も適切に遂行されている。理事会又は評議員会において、監事の監査報告書を審議・決定していることは、改善を要する。中長期的な計画に基づく財務運営が行われている。安定した収支状況を確立するため、収容定員確保のための施策を実行しつつ、支出の抑制の強化が計画されている。会計処理については適切に実施されており、会計監査の強化も行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織体制として「自己点検・評価委員会」を設置し、その下部組織として「自己点検・評価推進委員会」を置いている。責任体制も明確である。自己点検・評価に関する事務については、大学改革・評価室が担当しており、毎年度、自己点検評価書を作成し、ホームページで公表している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える部署として IR(Institutional Research)室を設置している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、アセスメント・ポリシーにのっとって、学修の到達度を機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで検証している。中長期計画に沿った事業計画と、この計画の点検・評価の報告を義務付け、大学において自己点検評価書を作成している。自己点検評価書や各種アンケート結果は全教職員に配付するとともに、FD や SD での検討課題としている。

総じて、大学は建学の精神に基づきつつ、環境の変化に対応すべく、中期計画のミッションとビジョンを明確にしながら計画的かつ具体的な改革改善に取組んでいる。質の高い教員養成課程の実績を土台としながら、地域に根ざした新たな教育研究活動も推進している。教職協働の体制と、世代を意識したガバナンスの強化に取組みながら諸課題を解決に導く継続的な努力によって大学の維持発展に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学開学 12 年時における小学校教員への進路支援システム」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生一人ひとりの顔が見える学修・進路支援システム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1−1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神である「敬・愛・信」に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を学則に具体的に明文化している。大学及び学部と学科ごとの養成する人材像に合わせて、教育目的を簡潔に文章化しており、それぞれ個性や特色を有する教育課程を編成し、大学案内やホームページに広くかつ明確に告知している。開学して 13 年ではあるが、社会情勢に対応する姿勢が見られ、必要な見直しを行っている。各種媒体における使命・目的・教育目的等の趣旨は一貫している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の策定や見直しについては、役員、教職員が関与・参加できる会議体を構成している。使命・目的及び教育目的は、ホームページ、大学案内、学生便覧等を通して学内外に周知し、式典における学長式辞でも言及されている。使命・目的及び教育目的、建学の精神を令和 2(2020)年 3 月に策定された「学校法人富澤学園第 2 期中長期計画」においてミッションとして落とし込み、これを柱に中期的なビジョンを掲げている。計画立案に際し、入学、教育、進路の三つの視点で設定し、点検・評価を行っており、使命・目的及び教育目的は中長期計画と連動している。養成する人材に資する知識・技能・態度、教育体制、評価方法は三つのポリシーに反映されている。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科をはじめ、各種センター等の組織を適切に配置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、入試ガイド、オープンキャンパスや学外での各種説明会、高等学校の進路説明会等で周知をしている。

アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を行っており、実施方法・体制は入試委員会で自己点検・評価し、検証を行っている。

入学定員確保について、入試広報センター会議で学科委員を中心に対策案を検討し、それを学科会議で検討している。また、高校への出前授業、探求の授業の助言者を教員が積極的に引受けることや、人間科学部人間関係学科の学びの内容が高校生に伝わるように SNS を用いた情報発信を行うなどの工夫を行っている。

〈優れた点〉

○入学時に基礎学力に対するアセスメント・テストを実施し、元高校教員の職歴を持つ教員が運営する学修支援センターを通して、入学後の学修支援に生かしていることは評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と学務課職員で構成する教務委員会を中心に、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

GPA を用いた学修支援を行い、教職志望の学生については GPA が 2.4 以下であれば学修支援のための面談を行うなどの活用がなされている。また、同様に GPA をもとにして教員が学生面談を行い、休退学者の減少に取組んでいる。

週 2 コマのオフィスアワーを設定するなど、手厚い学修支援を行っている。

障がいのある学生に対して、担任、カウンセラー、保健センター、授業担当者等で情報を共有し、学修支援を行っている。

大学院は設置していないため TA 制度は導入していないが、留学生に対してはチューター制度を取入れている。チューターになる日本人学生を募り、留学生と一対一の支援関係をつくることで、日本語や生活習慣面で留学生を丁寧に支援している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

人間科学部子ども教育学科ではキャリア支援科目として「小学校キャリア演習」「保育キャリア演習 A」「保育キャリア演習 B」、人間関係学科では「企業研究」「インターンシップ」「人間関係プロジェクト」等が開講されている。

子ども教育学科では教員免許や保育士資格取得希望者を中心に、大学生活の早くからキャリアについて考えている学生が多い。また、人間関係学科のキャリア教育としては、1、2 年次生時はキャリア全般を意識させ、3 年次生以降でコース別のキャリアを意識させる指導を行っている。

キャリア支援を行うために、進路支援センター、教職実践センターを通じて進路ガイダンス等を行うなど、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

〈優れた点〉

○教職実践センターのサポートにより、教員免許取得希望者の教員就職率が高い点は評価できる。

○「保育職セミナー」「企業研究会」では保育所や認定こども園の園長・施設長、地元企業や山形県警察本部、山形県の人事担当者を招いて模擬面接を行うなど、就職先となる機関団体との協力関係を構築し、キャリア支援に取組んでいる点は評価できる。

○大学院進学を目指す学生のために、山形大学大学院教授や上越教育大学教授による大学院の説明会を学内で開催するなど、進学先となる大学院との協力関係を構築している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生厚生委員会、障害学生支援委員会など学生サービス、厚生補導のための組織を設置している。

保健センター、カウンセリングセンターを設置し、学生の健康管理やメンタルケアの支援を行っている。

課外活動の支援としては、学生厚生委員会と学生自治会が連携し、保護者会や教育後援会とともに経済的な支援を行っている。

奨学金については、学業成績優秀者奨学生、資格検定奨学生に対して授業料や入学金を免除する大学独自の奨学金制度のほか、「外国人留学生奨学生」「家計急変・災害奨学生」「学生支援緊急給付奨学生」「系列高等学校卒入学者奨学生」「同窓会 耀（かがやき）奨学生」「国際ソロプチミスト山形 女子学生奨学生」「山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度」等を学生に紹介し、経済的な支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境として、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設等を整備している。

図書館は、ラーニング・コモンズ設備等を備え、学生が授業終了後も十分に利用できる時間まで開館している。

ICT（情報通信技術）環境としては、情報処理施設として第 1・2 コンピュータ室、マルチメディア演習室の 3 教室に合計 130 台のパソコンを用意し、授業時間以外も教室を自由に使用できる。

学生に対しては学生自習用の「学生共同研究室」を、教員に対しては「教員共同研究室」を設けて、学生・教員の教育研究活動を充実させている。

学内はスロープ、自動ドア、エレベータ等を設置し、バリアフリー化を図っている。

授業は、教育効果を考慮した適切な学生数で実施している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に係る学生の意見をくみ上げるシステムとして「学生との連絡協議会」を組織したり、授業アンケートを実施したりしている。「学生との連絡協議会」では、学生が主体的に意見集約を行った結果が大学側に提示され、協議した結果、学生の要望が採用されるなど、学修支援体制の改善につながっている。特に、3 号館には学生からの要望に応えて、模擬授業が行えるように黒板や椅子、机が小学校の教室のように設置されている。

学生生活に対する学生の意見をくみ上げるシステムとして「後期オリエンテーション時アンケート」ではアルバイトに関する設問を設け、生活の現状を把握している。

心身の健康面等については、「メンタルヘルス調査」を行い、支援が必要な学生の発見やその後の支援に取組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

子ども教育学科及び人間関係学科の各学科の教育目的を踏まえ、学科のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧等で公表するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえて各教員が各科目の到達目標を設定しシラバスで周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は学則及び大学履修規程で定めており、これらは学生便覧等に掲載し学生に周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準はそれぞれの規則に基づき、厳正な適用を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーは、各学科の教育目的を踏まえて策定し、ホームページ、大学案内、学生便覧等で周知している。ディプロマ・ポリシーで規定した知識・技能・態度の育成を主に担う科目群をカリキュラム・ポリシーに示すことで、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成しており、それをカリキュラム・ツリーや履修系統図に示している。
教養教育は、ディプロマ・ポリシーに係る資質・能力を育む目的で実施している。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、講義形式の科目においてもアクティブ・ラーニングの導入を促し、アクティブ・ラーニングの要素である PBL(Project Based Learning)、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーション等をシラバスに明示している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
評価方法についてアセスメント・ポリシーに方針と具体的な検証方法を記しており、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立している。また、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法でそれを運用している。
学修成果の結果については、「学習成果等アンケート」、授業アンケート等の集計結果の点検・評価を実施し、各教員にフィードバックしている。これらは教育内容・方法及び学修指導等の改善につながっている。また、学修成果をレーダーチャート化して学生個人が学修成果をディプロマ・ポリシーと関連付けて把握できるようにしていると同時に、教員へのフィードバックにもなっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目4-1を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定の権限と責任及び副学長、学長特別補佐、学長補佐の組織上の位置付けと役割については、学則又は組織規程において明確に規定され、教学マネジメントの体制を構築している。

教授会の組織上の位置付け及び役割については学則に規定されているが、一部、学校教育法及び学校教育法施行規則の定めに則し、学長の役割に関する規則の整備が必要な点がある。

組織規程に基づき、事務組織に職員を配置するとともに、各委員会の構成員に事務職員を加える等の教職協働体制を整えることで、教学マネジメントの機能を支えている。

〈優れた点〉

○学長補佐を若手教員の意欲と能力を引出すための役職と位置付けており、学長が准教授以下の教員を中心に、経歴、活動業績、意欲等から判断して選任した学長補佐が学長に対して率直に意見・提案を申出て、実行に移していることは評価できる。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第93条第2項第3号に基づき、学則第7条第2項第3号に「前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と規定しているが、その具体的事項を学長が定め、周知していないため、改善が必要である。

○学校教育法施行規則第26条第5項が規定する学生の退学、停学及び訓告の処分手続きについて、学長が定めていないため、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目4-2を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を確保し、教職課程認定基準、指定保育士養成施設指定基準の必要専任教員数を満たしている。また、教員の採用・昇任に関する諸規則を定め、適切に運用している。

FD、その他教員研修については、教育開発センターを設置し、教育開発センター会議において検討を行うなど、FD活動を実施している。授業アンケート、学修時間と学修行動等アンケート、学習成果等アンケート、FD研修会を実施するとともに、学外各種研修会等への参加、教育改善のための研究誌「教育研究」の発行等を行っている。特に、「教育研究」は、授業改善を含めた教育全般にわたる研究成果や、授業改善のための教材や教育法を実践した成果を発表する場として活用されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修については、「東北文教大学・東北文教大学短期大学部事務局職員研修規程」に基づき研修を実施している。

SD 活動に着実に取組んでおり、教職員合同での FSD 委員会を構成して活動している。また、自主的に研究及び研修する職員によるグループ活動を奨励・援助し、職員相互の改善意欲の向上を図ることを目的とした「職員自主研究グループ奨励事業」を行いながら、職員の資質・能力向上意識の醸成に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員個人に研究室が配置されており、研究環境に関する教員の要望については個別に対応している。

研究倫理に関する規則等を整備し、研究倫理の確立を図っている。また、研究者に対する研究倫理教育については日本学術振興会の e ラーニングを導入しており適切に対応している。

研究活動への資源配分に関する規則等を整備し､個人ごとに研究費の配分もされている。また、研究支援体制についても適切に支援が行われており、外部研究資金の代表的なものである科学研究費助成事業についても採択件数が少しずつ伸びていることは好ましい傾向であり、今後の成果に期待したい。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び就業規則において関係法令を遵守することを明記し、経営の規律と誠実性を維持した運営を行っている。また、情報の公表についてはホームページで適切に行われている。

「学校法人富澤学園第2期中長期計画」を策定し、その進捗状況を確認することで、使命・目的を実現するための継続的な努力をしている。

環境保全については、クールビズ、空調や照明等機器の設定等を行うとともに､「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」への登録を行っている。人権への配慮については、通知文「ハラスメントの防止について」を学内掲示し、運用している。また、安全への配慮については、危機管理規程及び危機管理対応マニュアルを定めるとともに、地震・火災避難訓練を実施し、危機管理の体制を整えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を設置している。理事会は、最高意思決定機関として体制を整備し、毎月開催され、法人の管理運営に関する基本方針、理事・監事・評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、

寄附行為や諸規則の改廃など、重要事項の審議を行い、適切に機能している。
理事の選任については、寄附行為に基づき適切に行っている。
理事の理事会出席状況は良好であり、欠席の委任状についても、意思表明書を提出する体制となっている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
学長が理事を兼務しており、理事会において大学の重要決定事項等を説明し、教授会等の意向を反映するとともに、理事会の審議事項等を教職員に伝達することで、法人及び大学の意思疎通と連携を円滑に行っている。また、理事長が法人を代表し、その業務を総理すること及び理事会を招集し、理事会の議長となることを寄附行為に規定し、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教職員の提案については、次年度事業計画のヒアリングの際にくみ上げる仕組みを整えている。
監事については、寄附行為に基づき選任され、理事会及び評議員会への出席状況は概ね適切である。監事の監査報告書の理事会及び評議員会での取扱いについては改善が必要であるものの、監事の職務は適切に行われている。評議員については、寄附行為に基づき選任され、評議員会への出席状況は良好であり、評議員会の運営が適切に行われている。法人及び大学に対するチェック体制として、監事、評議員会が機能している。

〈改善を要する点〉
○監事の監査報告書について、理事会又は評議員会において審議・決定していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
中長期計画及びそれを実現するための経営健全化緊急対策を策定し、理事会での承認を経た上で財務運営が行われている。潤沢な運営資金があるとは言い難いが、安定した収支状況を目指すために、収入については収容定員の確保が、支出については継続して抑制を

図ることが計画されており、今後も収支のバランスをとりながら財政基盤の強化がなされることを期待したい。

予算変更については、「学校法人富澤学園寄附行為」に基づき理事会の手続きを経て適切に行われている。

外部資金の導入は補助金の確保及び寄付金募集事業が行われている。また、資産運用については、規則に基づき適切に行われている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算書作成から決算書作成までの会計処理については規則にのっとり理事会にて審議され正しい手続きにより処理されている。また、会計処理をする上で事務職員全体の理解度を深める取組みにも着手されており、適正化に向けての努力が確認できる。

監査体制については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、私立学校法に基づく監事による監査、監査室が実施する内部監査を行い、適切な体制に基づいて監査がされている。

予算と著しくかい離がある決算額の科目については、規則に基づき補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は学則で定め、「東北文教大学及び東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程」において、大学の自己点検・評価に係る定義と目的を明確に規定している。内部質保証のための恒常的な組織体制として「自己点検・評価委員会」を設置している。また、自己点検・評価委員会の下部組織として「自己点検・評価推進委員

会」を設置している。内部質保証のための責任体制については、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科長等で構成する自己点検・評価委員会を設置し、定期的に開催して大学運営や活動状況等に関する自己点検･評価の実施計画の策定､実施及び運営を行っている。また、自己点検・評価推進委員会は自己点検・評価委員会と各部局等とのリエゾン及び実務的な役割を担い、自己点検・評価の実施方法や評価書の作成方法の策定、自己点検・評価委員会への提言を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については､「東北文教大学及び東北文教大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会を設けるとともに､「東北文教大学自己点検・評価推進委員会規程」に基づき自己点検・評価推進委員会を設け、実施している。また､「学校法人富澤学園事務分掌規程　第 7 条の 5（大学改革・評価室)」に基づき、自己点検・評価に関する事務については、大学改革・評価室が担当している。自己点検・評価を毎年度行い、エビデンスを記載した自己点検評価書を作成し、ホームページで公表している。また、各部局・センター等で作成している「自己点検・評価報告シート」を学内限定のウェブサイトに公開している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制については、IR 室を設置し、各種アンケートの実施、調査、分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部､学科､研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証はアセスメント・ポリシーに沿って、学修の到達度を「機関レベル（大学全体)」「教育課程レベル（学科)」「授業科目レベル（授業科目担当者)」で検証している。中長期計画に沿った事業計画と、この計画の点検・評価の報告を義務付け、大学において自己点検評価書を作成している。この評価書は自己点検・評価報告シート記載の点検・評価項目に基づいて作成されている。自己点検評価書や各種アンケート結果を全教職員に配付するとともに、FD や SD での検討課題としている。各学科

等に対し、学長、副学長、事務長が事業予算要求ヒアリングを行い、PDCA サイクルを資金面からも行っている。このような取組みが、私立大学等改革総合支援事業の補助金獲得等につながっている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．大学開学 12 年時における小学校教員への進路支援システム

A－1．小学校教員を目指す学生の志望を実現化する進路支援体制の充実

A-1-①　「教職実践センター」の支援体制

A-1-②　学生の教員志向を維持するための支援方法

A-1-③　教員採用試験合格率向上のための支援方法

【概評】

小学校教員を目指す学生の志望を実現する進路支援体制として、教職実践センターの支援体制が充実しており、その成果は小学校教員採用試験の高い現役合格率に示されている。教職実践センターでは、1 年次から 4 年次まで小学校教員免許取得希望者全員に年 2 回の定期的な面接に加え不定期な面接を行っている。また、子ども教育学科の学科会議の構成員には、教職実践センター所属の教員全員が含まれ、学科会議において小学校一種免許状の取得希望者一人ひとりの進路希望の動向について逐次報告しており、「どこよりもあたたかい指導に基づく教育を行う大学」が実践されていると同時に、学生の教員志向を維持するための支援となっている。

教員採用試験合格率向けた支援方法として、進路支援センターと協力しての筆記試験対策、学修支援センターによる学力向上のための支援及び学科教員によるインフォーマルな支援を組合わせて効果的な支援が行われている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

■学生一人ひとりの顔が見える学修・進路支援システム

本学は、小規模大学だからこそのブランドとして「どこよりもあたたかく、夢の実現」を標榜しているので、以下のような支援方法を実施するとともに、学科教員が学生一人ひとりの動向を共有するようにしている。支援・指導方法は個人面談・指導を一義としている。

①　基礎学力の確認と低点者に対する支援

「学修支援センター」を設置し、学生一人ひとりの基礎学力を把握するとともに、各自の学修の不安や悩みに個別に対応できる体制を整えている。当該センターでは入学予定者に入学前学習課題「大学へのスタート」と称す 5 科目（国社数理英）からなる問題を課し、入学オリエンテーション時に「学修スタート診断」試験を実施している。試験の結果を踏まえ、基礎学力について支援が必要と思われる学生については、「リメディアル科目」の受講を推奨し、早い段階で学修の不安の原因を少しでも解消するように努めている。令和 4

（2022）年度より、より積極的に学生が当該センターを活用するように工夫をしている。

② 顔の見える初年次教育の展開

本学は、初年次教育のために 1 年次前期及び後期において「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」を配置している。子ども教育学科は、聞く、話す、読む、書くといった具体的な言語活動をとおして日本語力の育成を中心に、人間関係学科は論理的な表現力、伝わる表現力の基礎的な養成と、各学科の教育目的に資する資質・能力を育むシラバスとなっているが、授業は学生を 10 から 15 人のクラスに分けて実施し、学生一人ひとりの学修成果を確認・支援している。

③ 履修科目の出席状況の確認と担任による速やかな面談

本学では、速やかに面談による支援・指導ができるよう担任一人あたりの学生数を 5 から 8 人の少人数にしている。また、日常的に学生の動向を確認できるよう各授業担当者は 3 回以上の欠席者について教務委員に報告し、教務委員は欠席状況をまとめ、学科会議で報告するようにしている。履修科目の多くで欠席がかさむ学生については、担任が速やかに個人面談を実施し、状況の把握後、学科会議で報告し、対策を講じる体制を取っている。場合によっては保護者への連絡や面談、さらにはカウンセラーとの協働により、適切な対応策を講じている。

④ 学科・進路支援センター・学修支援センター・教職実践センターで四位一体の支援

学生一人ひとりの夢を実現するため、人間関係学科は開学 3 年目であるが、1 年次から「進路ガイダンス」と称したキャリア教育を実施し、学生の夢に則した進路対策・支援を実施している。特に、子ども教育学科の教職に関しては、教職実践センターで個人面談により継続して一人ひとりの教職への意識を確認するとともに、意識の変更者に対しては、卒業研究担任と進路支援センターの協働で進路先を検討している。進路支援で小論文や筆記試験など個人の学力に関わる支援については、学修支援センターと協働で対応している。

Ⅳ 大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 22(2010)年度
所在地　　山形県山形市片谷地 515

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間科学部	子ども教育学科　人間関係学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理

8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 18 日	実地調査の実施　　10 月 18 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 19 日　第 3 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

47 常磐会学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

校是である「和平 知天 創造」の実現を建学の精神と捉え、これに基づく使命・目的を大学の学則において簡潔に明文化し、大学案内等の媒体で明示している。大学の学部改組を行う他、「常磐会学園大学と常磐会短期大学の有機的な統合」を計画する等、大学の置かれた現状や社会のニーズを踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。今後計画している「常磐会学園大学と常磐会短期大学」に当たっては、理事会で検討するとともに、教職員をワークショップに参加させ意見をくみ上げる等、役員・教職員の理解・支持を得ている。「常磐会学園中期計画」を策定し、大学の使命・目的、教育目的を計画の定める将来像に反映している。加えて、具体的な重点目標を策定し、大学の使命・目的、教育目的をもとにした教育組織を整備するとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めこれを公表し、入学者選抜を適切に運用している。実習の円滑な実施に際しては、教員と職員が協働できる組織を整備するとともに、学生の教育力等を高める一助として SA(Student Assistant)を活用する等学修支援体制を整備している。教育・保育職を目指す学生のみならず、一般企業への就職を希望する学生も含めたキャリア支援体制を整備している。学修に課題のある学生や、心身の健康支援が必要な学生に対する組織を整備するとともに、独自の奨学金制度等により、学生生活への支援を行っている。教育・保育職への就職を念頭に、関連する演習室・実習室を整備する等、学生にとって快適かつ安全な教育環境を整備している。各種アンケートの結果をもとに、学修環境等に関する学生の要望をくみ上げ改善に資する体制を整備している。

「基準３．教育課程」について

大学の校是や教育目的を踏まえた大学のディプロマ・ポリシーを定め、これに基づき単位認定基準等を適切に定め、厳正に運用している。これらの内容は、学生便覧にて明記し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを設定し、ホームページにて公表することで、学生に周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成するとともに、シラバスを整備し、履修登録単位数の上限も設定するなど単位の実質化を図っている。教養教育に必要な科目を配置して実施している。専任教員

による公開授業を実施し、これを活用しながら教授方法の改善にも組織的に取組んでいる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。授業評価アンケート結果は授業担当教員や学生へフィードバックされ、これに基づいた教育内容・方法及び学修指導等の改善も行っている。

「基準４．教員・職員」について

学則に定めた学長の職務の遂行に当たり、一部法令を踏まえると不適切な運用状況もあったが、学長の意思決定及び教学マネジメントに必要な補佐体制・組織体制を構築しており、この遂行のために必要な職員も配置している。設置基準に基づいた専任教員数及び教授数を確保し、教員の採用等も規則に基づき実施している。FD(Faculty Development)活動は組織的な体制にて実施し、授業改善に努めている。SD(Staff Development)活動は規則に基づき運営している。教員の快適な研究環境に必要な施設・設備を整備し活用するとともに、研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理の確立に取組んでいる。研究活動に必要な研究費等も規則に基づき配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人として必要となる規則を定め、経営の規律等を維持するとともに、中期的な目的を策定し、継続的な努力を行っている。学生が普通救命講習を授業内で修了する等、安全への配慮を手厚く行っている。一部に寄附行為を踏まえると不適切な法人の運営はあったが、規則に基づき理事、評議員を選任し、理事会、評議員会を配置、規則に定めた機能を果たしている。定められた内部監査が実施されていないものの、機動的な意思決定のための組織も設け、法人と大学の意思疎通を図っている。規則に基づき監事を選任し、必要な監査を行っている。収支不均衡の状態ではあるが、財務改善に係る中期的な計画を策定しており、適正な収支バランスを実現し、安定した財務基盤の確立に向けた取組みを進めている。一部に規則に基づかない会計処理があったものの、会計処理並びに予算及び決算の処理は規則に基づき行っており、会計監査人及び監事による厳正な会計監査を実施している。

〈優れた点〉

○学生の救命・救急活動への意識が高く、毎年 AED（自動体外式除細動器）講習会に参加し、普通救命講習を授業内で行い地元消防署から修了証を受けていることは高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

諸規則に基づき、内部質保証のための方針を定め、学長を責任者とし、教職員全員が参画し自己点検・評価に関する情報を共有することが可能となる内部質保証の組織を整備するとともに、外部からの意見を取入れるための第三者評価組織も整備している。学生に対するアンケート結果や三つのポリシーに関連する大学データを収集・分析し、これを改善に向けた取組みに活用するとともに、その内容をまとめ公表している。法令や学内規則からかい離した適切ではない運営も散見したが、三つのポリシーに関連するデータや第三者評価組織からの意見を踏まえ、事業計画の立案や教育の改善・向上に反映する等、大学全

体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能している。

総じて、大学は校是である「和平 知天 創造」に基づき、大学の個性・特色を踏まえ、教員と学生が密にコミュニケーションを取る中で、学生が生き生き活動しながら、教育目的にのっとった能力を培うことのできる教育活動を推進している。今後は予定されている「常磐会学園大学と常磐会短期大学の有機的な統合」を進め、時代に即した教育活動を展開して発展されることを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域貢献（高大連携含む)」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 普通救命講習の実施

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

校是である「和平 知天 創造」の内容を具体的な理念として明確に示すとともに、この実現を建学の精神と捉え、これに基づき大学の教育目的や大学の学則において簡潔に文章化し、大学案内やホームページにて公表している。校是や大学の教育目的に基づいた大学の使命・目的をもとに、大学の個性・特色を「国際社会への貢献」「人と人とのつながりを大切にすること」「学生の主体的な学びを重視すること」とし、この内容を学生便覧やホームページで明示している。平成 11(1999)年に 4 年制大学として国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科を設置、その後、法人の命題である幼児児童教育への回帰を念頭に、現在の国際こども教育学部国際こども教育学科への改組を行ったが、大学全入時代の本格化に対する備えとして、大学と併設の短期大学との有機的な統合を目指す等、必要に応じた見直しも進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

入学式、学位記授与式の学長式辞等で建学の精神が常に語られることの他、「常磐会学園大学と常磐会短期大学の有機的な統合」の推進につき、計画内容を理事会で検討するとともに、教職員がワークショップに参画し、ここでの議論や意見を取入れ、新しい大学名称に関する投票を行う等、積極的に取組んでいる。校是や使命・目的の周知について、教職員や学生には教授会や履修指導を通して、高校生にはオープンキャンパスを通して行う他、理事長が書道パフォーマンスを主催し、学生自身に改めて校是を捉えさせる機会を設けている。「学校法人常磐会学園中期計画」を策定し、大学の使命・目的、教育目的を計画の定める将来像に反映し、これに基づく具体的な重点目標を策定している。大学の使命・目的、教育目的をもとに国際こども教育学部国際こども教育学科を設置するとともに、三つのポリシーにも反映している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めこれを公表している。アドミッション・ポリシーを念頭に、大学入学試験運営委員会を組織して入学者選抜の実施方針、入学試験要項に関する事項等を検討し、総合型選抜、一般選抜等の五つの試験区分、3 年次編入は四つの試験区分により入試を行っている。一般選抜の試験問題は、学長から

委嘱された教員が作成している。

入試区分ごとの在学生の成績について比較検討し、入学者選抜方法についての妥当性の検証も行われている。入学定員を確保するための多様な広報活動への取組みとして、ホームページやSNSの活用を行っており、収容定員の充足に向け改善が進んでいる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目2-2を満たしている。

〈理由〉

「拡大実習指導室会議」を開催し、指導計画の立案や、実習先との連絡調整を行っている。会議の結果は、進路実習指導部の職員が把握し、実習の円滑な実施に生かしている。全教員がオフィスアワーを設定し、学生の多様なニーズに対応できる体制を整えている。

SA を水泳や音楽などの実技科目に配置し、学生自身の教育力・指導力を高めることの一助としている。

障がいのある学生には、入学前から出身高校の支援担当者と教職員が面談し、入学後も本人や保護者から要望を聞き、合理的配慮を実施している。経済状況等で学業の継続が難しい学生には、会計課・教学課とも連携をとり、奨学金の申請を勧め、退学者を出さないよう方策を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目2-3を満たしている。

〈理由〉

進路支援センターを設置し、3 人の職員とキャリアアドバイザーを配置して進路相談に応える体制を整えている。進路支援センターには、小学校・幼稚園・保育園をはじめ教育・福祉関連の施設についての情報をファイリングし､学生が常時閲覧可能な状態にしている。

また、年間を通じて進路ガイダンスを行い、キャリア支援体制を整備している。進路ガイダンスは、教員免許や保育士資格を取得し、その職に就く学生に限らず、一般企業に就職を希望する学生にも参考になる内容となっている。

資格取得に必要となる学外実習の他に学外研修に関する科目を用意している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

保健センターやカウンセリングルーム「そらいろ」を設置し、心身の健康支援を行っており、学生相談室では学修支援の相談対応などを行っている。学生部、教務部等とも協働して配慮や支援ができる体制を整えている。

学生は、各自の悩みや課題に応じて相談先を選択出来るよう整備している。これらの相談先については、研究室も含め相互に連携を図る体制を取り、学生サービスや厚生補導などの支援が行われ、適切に機能している。

日本学生支援機構の奨学金の他、大学独自の制度として常磐会学園奨学金等の経済的な支援体制を整備している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める校地・校舎面積を満たすとともに、運動場や図書館等の施設・設備を整備している。全ての建物が平成 11(1999)年以降にしゅん工された建物であり、耐震基準を満たしている。演習室等、教員養成・保育士養成に関連する実習室を整備している。教育上必要となる蔵書等を備えた図書館を適切に運用している。学生が自由に活用できるパソコンを整備するとともに、学内に無線 LAN の環境を整え、教員・学生が同じ環境で学修・研究活動が行える体制としている。多目的トイレやスロープの設置など、バリアフリー対応も行っている。教育効果を踏まえ適切な教室の収容人数を設定し、履修登録人数も収容人数を上限として、教育効果を十分上げられる体制としている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学生に担当教員を割当て、学修面だけではなく、生活面においても指導が行き届く体制としている。「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」において個別面談も実施し、学生からの要望を直接確認できるようにしている。支援が必要な学生の情報については、教授会や基礎演習担当者会議で情報共有を行っている。「キャンパスライフに関するアンケート」や授業アンケート等を通じ、学修や施設・設備等に関する要望をくみ上げ、必要に応じ改善に資する体制を整備している。「キャンパスライフに関するアンケート」の結果をまとめて学生に示している。また、各教員の授業アンケートの結果は教員のコメントとともに研究室前に一定期間掲示するなど、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神にのっとった大学の校是である「和平 知天 創造」や教育目的を踏まえ、大学のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにて公表するとともに、学生便覧や履修の手引きに記載して学生への周知に取組んでいる。

学則などに単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、学生便覧に明記し、各学期のオリエンテーションで学生に周知している。

単位の認定については、初回の授業においてシラバスに記載された達成目標や成績評価の基準について説明し、試験等を行い最終的に学長が単位の認定を行っている。成績評価に疑義等がある場合は学生からの申出を受付け、成績評価の公正・公平を保っている。

卒業については、科目や単位の修得状況などを確認し、最終的に学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを設定し、これをホームページにて公表し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身に付ける能力をシラバスに記載し、学びの到達点を明確にしたカリキュラム・ポリシーを策定しており、一貫性が認められる。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は、志望資格に応じて、体系的な履修が可能となっている。シラバスは必要な内容を網羅し、統一した構成で適切に整備し、履修登録単位数の上限を設定している。教養教育については、共通基礎科目として教養教育科目、情報科目、英語科目、第二外国語科目群を配置して実施している。全ての専任教員が公開授業を実施し、参観者が報告書を提出するなど授業内容・方法の充実を図り、これらの教授方法の工夫・開発は研究部が中心となり組織的に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえ、学修状況、資格取得状況、就職状況等により学修成果の点検・評価を行っている。卒業生の多くが小学校教諭・幼稚園教諭・保育士として就職しており、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を得ている。各期の後半回に実施している授業評価アンケートは、その結果を授業担当教員が省察し、教育活動の現状と課題をまとめ、公表している。教員間での公開授業を年間 2 週間実施して、授業内容・方法の改善に努めている。研究部が実施する「キャンパスライフに関するアンケート」の集計結果は全教員に報告され、学生生活状況の把握を踏まえた学修指導にも役立てている。これらの点検・評価の結果は教員及び学生へフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導等の改善に寄与している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として学長補佐を置き、学生の懲戒手続きについて規則の整備が必要な点はあるが、教授会をはじめとする各種会議が整備され、また、「運営部会」を整備し学長主導で組織運営体制の責任と権限を明確化している。

教授会は、学長の諮問により、学則及び教授会規程に定める事項を審議し意見を述べている他、教育研究に関する重要事項のうち、学生の入学について審議が必要となる点はあったが、学長の求めに応じて意見を述べるなど、大学の意思決定及び教学マネジメントの体制を適切に構築している。

「事務組織規程」によって事務組織体系、事務分掌及び職務内容を規定し、大学の運営に必要な組織と職員の配置により機能的な業務執行に努めている。

〈改善を要する点〉

○学生の入学について、判定会議で決定しており、教授会では審議しておらず学長に意見を述べていない点について改善を要する。

○学生の懲戒に関する内規を定めているが、具体的な手続きについて、適切に定められていないため改善を要する。

〈参考意見〉

○運営部会が大学における教育活動全般の統合調整を行う機能を有していることに鑑み、その権限や構成員について定める学内規則の整備が望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づいた専任教員数及び教授数を確保し配置している。教員の採用、昇格・昇任は、「常磐会学園大学　専任教員選考基準」「常磐会学園大学　専任教員昇格審査委員会規程」に基づいて実施している。

FD 活動として、授業アンケート、授業力向上研修会、授業研修会及び兼任講師懇話会を実施し、授業改善や教育の工夫を検討していくために努力している。授業アンケートを実施し、その結果は授業担当教員に示され、教員は授業改善の具体的な方法のコメントを研究室前に掲示し、学生に公表している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は SD 委員会規程を定め、職員の能力開発及び資質向上を目的として運営している。外部若しくは学外研修は、新型コロナウイルス感染症が流行していた時期においても、オンライン研修に取組む等、学内研修を補完する形で行っている。加えて、年 3 回実施している「教育研究活動の計画」全体会は、全職員が参加し、広く意見交換を行い、SD・FD 活動の検証に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は､ネットワーク環境と無線 LAN 環境が整備された個室の研究室が貸与され、適切な研究環境が有効に活用している。

研究倫理においては「常磐会学園　研究倫理規程」「常磐会学園　研究倫理委員会規程」を制定し、研究の信頼性及び公正性を確保し、社会からの信頼を確保することを教員に求めている。

研究活動を推進するため、RA(Research Assistant)制度は設けていないものの、専任教員に個人研究費と共同研究費を配分し有効に活用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする法人として必要な諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、「常磐会学園中期計画（令和 2～6 年）」を着実に実施することで建学の精神の定着を図り、使命・目的を実現するための継続的努力の意識を維持・向上させている。

環境保全に留意し省エネルギー化などに努めている。人権は、「学校法人常磐会学園　ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人常磐会学園　公益通報（内部通報）に関する規程」を整備して対応している。「学校法人常磐会学園　危機管理規程」「学生危機管理マニュアル」を定め、防災訓練を行い、防火・防災意識の向上に努め、安全への配慮も行っている。

教育情報及び財務情報は、法令等に基づきホームページで公表している。

〈優れた点〉

○学生の救命・救急活動への意識が高く、毎年 AED（自動体外式除細動器）講習会に参加し、普通救命講習を授業内で行い地元消防署から修了証を受けていることは高く評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任し理事会を定期的に開催している。理事の出席状況は良好であり、法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項の審議を行っている。基本財産の処分に関する取扱いにおいて寄附行為に基づかない不適切な点はあるものの、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行い、機能している。理事長は、法人の経営における意思決定と業務執行を円滑に遂行するため、機動的意思決定機関として「常任理事会」を設置し、日常の業務、理事会提案事項等を決定する体

制を整え、大学との意思疎通を図っている。

〈改善を要する点〉

○令和 4(2022)年度に基本財産の処分が行われているが、寄附行為に基づく評議員会の諮問と理事会の議決を経ていないため、改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定は、理事会が寄附行為に基づく最高意思決定機関として学校法人の業務を決している。理事長は法人を代表し、法人及び教学の意思疎通と連携を図り、リーダーシップを発揮している。加えて、学長は理事となり、教授会及び運営部会を通じて教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備し、法人と大学が相互チェックを行い各種調整及び意思決定を円滑に行っている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任し、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査し監査報告書を作成している。経理規程に定めた内部監査は行われていないものの、監事による研究費の監査は行われている。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会は理事長からの諮問事項について審議の上、意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

〈参考意見〉

○経理規程に基づく内部監査を実施していないため、その定めに基づき目的を達成するための適当な内部監査担当者を配置し、監査計画を立て監査を実施し、監査報告書としてまとめ理事長に提出することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

収容定員未充足に加え支出抑制が追付いていないことから収支不均衡の状態が続いているが、「学校法人常磐会学園　経営改善計画　令和 3 年度～令和 7 年度（5 ヵ年）」「学校法

人常磐会学園　中期財務計画更新版（令和 3 年度～令和 9 年度)」の二つの計画により、改善に向け取組んでいる。二つの計画には外部資金の導入として資産運用収入の増加も織込まれており、令和 3(2021)年度から、理事会の承認のもとに資産運用計画を定め、本格的な資産運用を開始する等、外部資金導入の努力も行っている。令和 4(2022)年度末時点で、当面の大学運営に必要な内部留保を保有しており、経営改善計画と中期財務計画の着実な履行による適正な収支バランスの実現を期待する。

〈改善を要する点〉

○安定的な学生確保による収入確保や継続的な支出抑制を行うことにより、資金収支計算における教育活動資金収支差額や事業活動収支計算における経常収支差額がプラスとなるよう改善を要する。

5－5. 会計

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人常磐会学園　経理規程」などに基づき実施している。予算編成は予算編成方針に基づき実施している。会計年度終了後、私立学校法に定める会計書類を作成し、監査法人及び監事の監査を受け、理事会及び評議員会に報告している。監査は監査法人による監査が年間を通し行われ、加えて監事の監査を適正に行い、監査法人と監事のミーティングも定期的に実施しており、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「常磐会学園大学評価規程」を定め、その中で評価の目的を「本学の教育研究活動等に

ついて、その活動の一層の活性化と質的向上を目指し、本学建学の精神の堅持と社会的使命を達成することを目的」とすることを明示している。目的の達成のために、学長を委員長とする「大学評価委員会」及び個別専門領域を担当する「専門部会」を設置する体制を・整備している。専門部会が作成した「教育研究活動の計画」を「『教育研究活動の計画』全体会」において報告し、教職員全体で内容を共有するとともに、質疑応答を通じて理解を深め、実施状況を確認する体制としている。「常磐会学園大学評価規程」の定める「外部評価」を担当する組織として「常磐会学園大学　第三者評価委員会」を設置し、年 3 回の会議を開き、大学の教育活動・研究活動等に必要な事項を提言している。

〈参考意見〉

○学長を中心とした内部質保証の組織体制や責任体制を明確にすることを念頭に、「『教育研究活動の計画』全体会」の役割等を学内規則において定め、体制を整理することが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

年 3 回開催される「『教育研究活動の計画』全体会」において 1 年間の大学における教育活動の点検・評価を行い、その結果としての自己点検・評価報告書「教育研究活動の現状と課題」を年度ごとに発行している。自己点検・評価報告書は印刷物として学内外に配布するとともに、ホームページ上でも公開している。「大学評価委員会」において現状把握のための調査・データの収集と分析を行うとともに、情報収集の機会として「授業評価アンケート」「キャンパスライフに関するアンケート」を実施している。収集されたデータを分析し、自己点検・評価報告書の中でまとめている。「授業評価アンケート」において確認できた事項について、個々の教員における改善すべき事項は個別にフィードバックする他、アンケートから共通する問題点として認識した場合には、これに基づき組織としての改善に生かしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに関連する指標である卒業生の教育職員等への就職状況において現役での採用試験合格の伸び悩みがあることを踏まえ、「『教育研究活動の計画』全体会」等にて分析し採用試験対策のさまざまな改善の取組みを行う等、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを適切に運用している。「常磐会学園大学　第三者評価委員会」における提言を踏まえ、大阪市立小学校での学力向上支援サポーターの案内を全学生に配付し実際に学生がサポーターとして活動する等、外部の視点を大学教育の PDCA サイクルに活用し改善に資している。私立学校法等関連法令や学内規則の内容と実際の運営状態にかい離がある等、法令等にのっとった適切な運営が求められる状況は散見したが、自己点検・評価等を踏まえた計画を立案する等、大学運営の改善・向上のための取組みを行っている。

〈改善を要する点〉

○教学マネジメントの機能性における規則に基づかない運営及び規則の不整備並びに寄附行為を順守しない法人運営があり、内部質保証の機能性に関して問題があるため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献・地域貢献（高大連携含む）

Ａ－1．社会貢献・地域貢献

A-1-①　学外における社会貢献・地域貢献

A-1-②　学内における社会貢献・地域貢献

Ａ－2．高大連携

A-2-①　使命目的に基づいた高大連携とその具体性

【概評】

大阪府大阪市平野区において、ボランティア活動、英語スピーチコンテストへの協力及び保育所での音楽活動が行われている。また、「常磐会教育センター」を設置し、大学の特色を生かして地域社会の学びと交流を広げる公開講座を行っている。公開講座では、大学の特色を生かして教育、子育て、幼児教育、各世代の健康教育、社会人のキャリアアップやスキルアップを図るなどのテーマを設定して地域社会との学びと交流の輪を広げることで社会貢献・地域貢献を行っている。学内外で学生の積極的な社会貢献・地域貢献活動への参画が、学生自身の成長に寄与していることは特筆できる。

平成 23(2011)年から高大連携の組織的な取組みが行われ、大学と高等学校との連携協定締結校は、大阪市下で現在 28 校である。高等学校の教員向けに「教育・保育の仕事を目指す高校生に対する進路指導ガイドブック」を、高校生向けに「教育・保育の仕事が分かる」の冊子を発行し、建学の精神にのっとった高大連携の活動を推進している。大学の社会的使命として、併設する認定こども園で高校生の実習や参観の機会を設けることを組織的に

取組み、高校生の大学での学びについて理解を深めること、進学する意識の自覚を促すこと、進学動機や修学意識の明確化を図ることを目指している。また、学生の出身高校に訪問する際に学生が作成したメッセージカードを持参し、大学生活の状況を伝えることにより、高校との交流を深めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 普通救命講習の実施

保育・教育現場で子どもの安心・安全を確保するためには、日頃から応急手当の技術の習得が必要である。急な病気や怪我だけでなく、呼吸・心臓が止まった、出血が止まらない等の子どもの命に関わるような深刻な事故に対しても十分な知識と技術が必要である。

本学では、平成 19(2007)年度から学内で大阪市の応急手当普及員の認定を受けている専任教員の指導の下、消防庁が定める普通救命講習 I を行っている。現在は、多くの学生が実習へ参加する前の 2 年次春期に卒業必要な科目「総合演習教職 I 」において、すべての学生が講習を受ける。また、普通救命講習は、2～3 年毎に再講習を受講することが求められているので、卒業前の 4 年次秋期に「教職実践演習」の時間を用いて、再度、普通救命講習を行い、知識と技術を再確認している。

講習の内容は、普通救命講習 I の主に成人を対象とした心肺蘇生法、AED の使用方法、異物除去要領、止血法などだけでなく、小児・乳児の人形モデルを用いての講習も追加しておこなっている。保育・教育現場に必要な内容も含めて、将来役立つ内容の実践をおこなっている。

より技術の向上を目指す学生のために応急手当普及員の認定を受けている専任教員が在室しているスポーツ健康相談室で、いつでも実践出来るように練習できる場所の確保をしている。また､これまでに技術向上のため応急手当普及員の認定を受けた学生も数名いる。

これまで多くの学生が講習を受けてきた成果として、本学在学中に応急手当に携わった学生がいる。その学生からは、講習を受けたことで慌てずに応急手当が出来たと報告を受けている。

普通救命講習受講人数

学年	2年次生		4年次生		合計	
実施科目名	総合演習教職 I		教職実践演習			
	新規	再講習	新規	再講習	新規	再講習
2022年度	91	4	3	73	94	77
2021年度	98	6	3	89	101	95
2020年度	94	1	1	91	95	92
2019年度	90	0	4	106	94	106
2018年度	112	0	4	113	116	113

2022 年度　普通救命講習の様子

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 11(1999)年度
所在地　　大阪府大阪市平野区喜連東 1-4-12

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際こども教育学部	国際こども教育学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 13 日	実地調査の実施　　11 月 14 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 15 日	11 月 15 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

48 豊橋創造大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的の意味・内容の具体性と明確性においては、簡潔な文章で掲示するとともに、理事長は法人の創設からの歴史を含め、建学の精神、教育目標等を学生に直接講義するほか､職員には式典等の講話を通じて実施している｡高度専門職業人の育成、地域貢献機能を個性・特色として明示し、大学院においては学際的視点に根差す幅広い健康への視点を持つ人材養成に取組んでいる。

使命・目的及び教育目的は、「第 2 次中長期計画(WISTERIA PLAN2029)」（以下「中長期計画」という。）の策定に反映し、役員、教職員が関与・参画し、その理解と支持を得ている。この中長期計画は、さまざまな機会を通じて具体的に作成されたアクションプランの進捗状況を教職員で確認し学内外への周知がなされている｡教育研究組織の構成は使命･目的及び教育目的を達成するための必要な学部・学科等の体制を整備している。

「基準２．学生」について

各学科及び研究科ではアドミッション・ポリシーを定め周知している。学修支援に関して、担任、チューター、ゼミナール担当者制等によるきめ細かい支援を行い、中途退学、休学及び留年については保証人との連絡を交え、問題解決に努めている。

社会的・職業的自立が促されるよう学科の特性に応じたキャリア教育・支援、カウンセリングなどを組織的に行う体制が整備されている。また、大学独自の奨学金制度を設けるなど学生の経済的支援を適切に行っている。ICT（情報通信技術）環境を適切に整備するとともに、バリアフリー化を図っている。学生からの意見をくみ上げるシステムは、複数の手段を構築して適切に運用し、学修支援及び学生生活、施設・設備の改善等に反映されている。

「基準３．教育課程」について

各学科及び研究科では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、ウェブサイトや履修案内などで周知し、単位認定基準や卒業認定基準等はディプロマ・ポリシーを踏まえ適切に定めている。大学院においては、学位論文審査基準を策定し全教員が審査に関わる体制を整え適用している。教育課程は、各学科及び研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成しカリキュラムマップを作成し、系統的、総合的な学修を考慮している。学科ごとの特性を踏まえ、グループワークやプロジェクト学習などを取入れるなど授業方法を工夫し各種アンケートを活用して改善に取組んでいる。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「資格取得状況」「学修行動調査」「卒業時満足度調査」「社会人基礎力測定」の結果等、多様な指標を用いて学修成果を点検・評価し、その結果は学科ごとに授業内容及び方法の改善につなげている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として副学長を任命しているほか、教学マネジメントを構築するための規則等を整備するなど、意思決定の権限と責任を明確にし運用している。職員については組織体制と役割を明確にし、採用及び昇任は各種の規則を整備している。教育研究情報登録システムを導入し、リサーチマップ作成に必要な項目等を一元管理、蓄積されたデータは、アニュアルレポートや教員データブックの作成に活用されている。外部資金の獲得や助成など、資源を戦略的・創発的研究に資する方策への転換に踏み出している。

しかしながら、一部学科の教員数及び教授数において、大学設置基準で定める人数を満たしていないので早急な改善が必要である。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、経営学部経営学科の必要教員数１人不足については、令和 6(2024)年１月１日付けで保健医療学部理学療法学科の教授が経営学部経営学科へ異動する発令を行った。また、大学全体の教授数１人不足については、令和 6(2024)年１月１日付けで、保健医療学部理学療法学科准教授が教授に昇任する発令を行い、それらの結果を１月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命･目的を実現するために中長期計画を策定し､継続的に検証及び改善に努めている。理事長も構成員とする運営幹部会を設置し、重要事項の審議を行っており、法人及び大学の意思疎通と連携が図れる体制を構築している。常任理事会では、大学との間でさまざまな問題が提起され、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が機能している。監事は業務を適切に遂行し、法人及び大学の相互チェックが機能している。法人全体として事業活動収支差額は支出超過となっているが、長期借入金などの固定負債はなく収支バランスを保つよう努めている。外部資金の確保については、研究に係る補助金等の競争的外部資金の獲得や短期大学の周年記念事業に合わせ、教育充実資金寄付金事業を設立し資金確保に努めている。

〈優れた点〉

〇人権への配慮の一環として､学生及び教職員対象のハラスメント相談窓口を学内に加え、外部機関への委託をもって学外にも設置しており、常時問題に対処できる体制を築いていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織は、理事長・学長はじめ副学長、学部長、研究科長、事務局長

等で構成する「内部質保証推進会議」が設置され、自己点検・評価委員会が設置され、委員会からの報告をもとに法人全体の評価・改善の役割を担っている。

大学設置基準で定める教授数等の不足について内部質保証システムの機能性に課題があるが、内部質保証のための自己点検・評価については、内部質保証推進会議、教授会、各種委員会等において重点事項を共有し改善に取組んでいる。

総じて、大学は地域密着型大学として質の高い高等教育を実施し、地域に必要な職業人を育成し輩出する使命の実現に向け取組んでいる。また、規模のメリットを最大限に生かす少人数クラス担任制など工夫が随所に見られ、きめ細かい教育が実施され「面倒見の良い大学」としての認知も高い。職業人育成型大学として専門知識を生かしてさまざまな団体との交流や地域社会を巻込んでの健康づくり、子育て支援等各種イベントの開催などが実現されており、施設・設備、教育研究環境も適切に整備されている。

しかしながら、大学設置基準において求められている教授数等が不足していることなどについては、大学運営の自己点検・評価などの結果を踏まえた改善・向上のための機能性が十分とはいえず、更なる取組みが必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携活動」「基準 B.教育目標達成のための基準」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は具体的かつ簡潔に明文化されるとともに、理事長は法人の創設時からの歴史を含め、建学の精神、使命・目的、教育目標等を学生に直接講義するほか、職員には式典等の講話を通じて共有している。大学は、高度専門職業人の育成、地域貢献機能を個性・特色として明示し、大学院においては学際的視点に根差す幅広い健康への視

点を持つ人材養成に取組んでいる。また、使命・目的等の見直しについては、建学の精神を含め中長期計画の策定に当たり社会情勢などに対応し、再確認を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、中長期計画の策定に反映し、役員、教職員が関与・参画し、その理解と支持を得ている。使命・目的などは、ウェブサイト、入学案内等に掲載し、学内外へ周知している。中長期計画は、建学の精神、使命・目的等を反映して策定されている。また、学則に明示している各学科の教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

教育研究組織の構成は使命・目的及び教育目的を達成するための必要な学部・学科等の体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学科及び研究科の教育目的等を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイトや大学案内をはじめとする媒体や行事等によって周知している。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を実施するとともに、毎年、入試委員会で合否判定や入試制度の検証を行い、学長の意見も反映している。令和 5(2023)年度における、各学科

の入学定員の充足状況については、概ね満たしており、入試制度などの見直しを進めながら、引続き入学定員の確保に努めているところである。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関して、入学前教育、初年次教育をはじめとして、担任、チューター、ゼミナール担当者制等によるきめ細かい支援を教職協働で行っている。TA などの授業補助者を各学科に配置できるようにし、教員の教育活動及び学生の学修支援を行う体制も整っている。また、オフィスアワーを兼任教員も含め全学的に設け、履修学生などからの相談に対応するとともに、障がいのある学生への支援に係る規則も定めている。専任教員によるクラス担任制により、中途退学、休学及び留年については保証人・保護者との連絡を交え、問題解決に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内において社会的・職業的自立が促されるよう、実習や各種の講義など学科の特性に応じたキャリア教育を行っている。教育課程外においては、キャリアセンターを中心として相談や助言、就職ガイダンスや各種講座、試験対策等が組織的、計画的に行われており、キャリア支援においては教職協働により、大学全体で組織的に行う体制が整備されている。職業的自立に向け、学科の特性に応じたインターンシップ先への学生の派遣が計画的に行われており、報告会が開かれるとともに、報告書にまとめられている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスを行う機関として学生委員会及び教学部学生課を設置している。「健康・相談センター」では、けがや病気の応急処置のみならず、心的課題に対する相談等への対応も行っている。また、別途、学生相談室を設置し、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが週１日、学生の事前予約に基づきカウンセリングを行っている。奨学金については大学独自の奨学金制度を設けるほか、日本学生支援機構等の外部の奨学金制度を連携させながら学生の経済的支援を適切に行っている。サークル活動に対する支援の他、創造性豊かな人材を育成するための「創造性を育む学生プロジェクト活動」への支援や学生表彰制度も設けている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のために必要な校地や施設の整備を行い、有効に活用するとともに、故障等不具合発生時に備え、施設の点検調査を行うための委託契約を業者と締結している。学生の意見を組入れた施設改修を行うなど、施設を有効に活用するとともに実習施設や快適な学修環境の整備がなされ、授業における学生数の管理も適切に行われている。また、附属図書館は、必要な蔵書数を確保するとともに、夏季期間中には開館時間を延長するなど、利便性向上に努めている。ICT 環境として、有線や無線 LAN を適切に整備するとともに、必要な教育関係サーバの導入やアカウントの発行などを行っており、校舎内外のほぼ全域にわたりスロープ、エレベータ及び障がい者用トイレを設置するなど、バリアフリー化を図っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生からの意見や要望をくみ上げるシステムとして、クラス担任など

から個別に行うものと、学生全員を対象とした学生生活満足度調査で行うものなど、複数の手段を構築し適切に運用している。分析の結果から成績不振の学生にはサポートセンターで個別指導が行われるなど､意見や要望の活用が図られている｡障がいのある学生には、「障害学生支援委員会」により、意見や要望の把握と分析が行われ、合理的配慮の決定と支援が行われている。学生の心身に関する健康相談などは、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが面談を行い、その結果を分析、検討し、学生の必要に応じて担任やゼミ担当教員とも協働で支援が行われている。また、教育・学生生活改善会議では学生の代表に質問がなされ、聞き取りの内容は、学修支援及び経済的支援、学生生活、施設、設備の改善等に反映、活用されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、各学科・研究科の教育目的等を踏まえて明確に定め、ウェブサイトや履修案内などで周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ適切に定めている。単位認定及び卒業認定基準は学則に、進級基準は各学科履修規程に明記し、ガイダンスでも周知している。研究科における単位認定、進級及び修了認定基準は、大学院学則、規程及び履修案内に明記し周知している。

成績評価基準は全てのシラバスに明示し厳正に適用している。複数教員が担当する同一名称科目においては、取決め事項を定め公平な評価を行う体制を整えている。大学院においては、学位論文審査基準を策定しウェブサイトへの公表、ガイダンスでの周知を行うとともに、全教員が審査に関わる体制を整え厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーは、各学科・研究科の教育目的等を踏まえ適切に定め、ウェブサイトや履修案内などで周知している。教育課程は、各学科及び研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、実施している。また、カリキュラムマップを作成し、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示するとともに、一貫性・整合性を図っている。シラバスを適切に作成し公開する他、各学科の系統的かつ総合的な学修を考慮した年間履修上限単位数を設けている。各学科の特性に応じた教養教育科目を開講しており、必要な履修ルールを設定するとともに適切に実施している。
授業方法は、学科ごとに学びの特性を踏まえ、グループワークやプロジェクト学習などのアクティブ・ラーニングを取入れるなど工夫するとともに、授業アンケート、教育課程に関するアンケート等を活用し、学科・研究科ごとに改善に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学科及び研究科ごとのディプロマ・ポリシーを踏まえ、「資格取得状況」「卒業時満足度調査」「授業評価や教育課程に関するアンケート」、GPA(Grade Point Average)や「社会人基礎力測定」の結果等、多様な指標を用いて学修成果を点検・評価している。理学療法学科及び看護学科では、これらの指標をアセスメント・ポリシーとして策定し、ポリシーに基づいた点検・評価を行うとともに、教育課程、授業内容及び方法の改善に努めている。
学科ごとの取組みに加え、教務委員会が主体となり、全学的に「学修行動調査」を実施している。本調査は、授業内容や方法の改善、授業環境の組織的な改善に結びつけることを目的としており、調査結果を関係する委員会等にフィードバックし改善につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、役割を明確にした 2 人の副学長を任命している。また、事務局企画室と IR 室を設置するとともに学長の諮問機関として教授会と運営幹部会を置いている。

また、教学マネジメントを構築するための規則等を整備するなど、意思決定の権限と責任を明確にした上で適切に運用している。具体的には、教授会をはじめとする学内会議体の組織上の位置付け及び役割を学則等で規定しており、それぞれの役割にのっとり運用され機能している。

職員については「学校法人藤ノ花学園業務組織及びその運営に関する」でその組織体制と役割を明確にした上で配置するとともに、教職員の採用及び昇任は「学校法人藤ノ花学園就業規則」及び「学校法人藤ノ花学園職員任免規程」で規定している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任についての基準を定め、適切に運用している。令和元(2019)年には、教育研究情報登録システムを開発・導入し、リサーチマップ作成に必要な項目等を一元管理することができている。蓄積されたデータは、教員評価や教員の教育研究活動を冊子にしたアニュアルレポートや教員データブックの作成に活用されている。

全学の FD 活動については、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同 FD 委員会」で統括の上、最終的には学長の判断によって適切なテーマを設定し、毎年度複数回実施している。

しかしながら、一部の学科の教員数及び大学全体の教授数の不足が生じており、適切な教員配置に向け確保に努めているが、現状では大学設置基準で定める人数を満たしていないため、早急に対応することが必要である。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、経営学部経営学科の必要教員数 1 人不足については、令和 6(2024)年 1 月 1 日付けで保健医療学部理学療法学科の教授が経営学部経営学科へ異動する発令を行った。また、大学全体の教授数 1 人不足については、令和 6(2024)年 1 月 1 日付けで、保健医療学部理学療法学科准教授が教授に昇任する発令を行い、それらの結果を 1 月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○経営学部経営学科において、大学設置基準で定める必要教員数が 1 人不足しており、早急な改善を要する。

○大学設置基準で定める大学全体の教授数が 1 人不足しており、早急な改善を要する。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会を定期的に適切なテーマで実施しているとともに、その出席状況も良好である。また、FD 講演会へ職員も参加することによって、教員との課題意識の共有化を図り、FD 活動と連携した取組みの推進を行っている。

職員の自主性を引出し、個人の持つ力を最大限発揮できるように、目標管理制度を平成 27(2015)年度から導入している。

各種団体が主催する大学向けの研修会や講習会等に職員を積極的に参加させるとともに、コロナ禍で昨今は中止となっているが、年に 1 回、研究と修養、職員相互の親睦を兼ねた職員研修旅行を実施している。

今後、職員の士気、資質の更なる向上を目指して、SD 研修のなお一層の充実や効果的な取組みを課題として掲げ、更なる職員の資質向上や業務執行体制の強化を目指している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備として、教授、准教授及び講師に研究室を配置するとともに、研究に必要な施設・設備等を適切に管理運営している。研究者倫理及びコンプライアンスに係る研修を年 1 回実施し、出席率は良好であるとともに、欠席者へは e ラーニングを用いて補完している。また、生命倫理に関する委員会においては、年度初めに審査方法等の認識をそろえるミーティングを行うことで、審議を正確かつ確実に行えるようにしている。

研究活動に必要な資源の配分に係る規則を整備し、研究費の適切な配分を行うとともに、人的支援として学術研究支援室の専任職員が外部資金の獲得及び受入れ支援を行っている。

科学研究費助成事業への申請時には学外レビューを得るほか、外部資金の獲得や成果公開を条件にした助成など、資源を戦略的・創発的研究に投下する方策への転換に踏出しており、外部資金獲得のための努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理に関する規則として「学校法人藤ノ花学園就業規則」及び「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部教職員行動規範」「学校法人藤ノ花学園公益通報規程」を定め適切な運営を行っている。また、法令で定められている情報公表については、ウェブサイトにおいて適切な内容及び方法で行っている。使命・目的を実現するために各種の会議体を設けるとともに中長期計画を策定し継続的に検証及び改善に努めている。学内の環境整備を行い環境保全に取組んでいる。人権に配慮し「ハラスメント防止人権委員会規程」「個人情報の保護に関する規程」等を定めハラスメントの防止や個人情報の保護に努めている。また、危機管理として「防災管理規程」「防災対策委員会規程」など、関連規則を整備するとともに十分な周知や必要な訓練を行っている。

〈優れた点〉

○人権への配慮の一環として、学生及び教職員対象のハラスメント相談窓口を学内に加え、外部機関への委託をもって学外にも設置しており、常時問題に対処できる体制を築いていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき使命・目的の達成に向けた意思決定組織としての理事会を設置するとともに、管理運営体制として、運営幹部会、教授会及び常任委員会等を設置し、諸般の課題解決を図っている。

理事の選任については、寄附行為の定めにのっとり行われ、適正な人数となっている。理事会は定期的に開催し、適切な運営を行うとともに法令等で定める事項及び事業計画を含め法人の業務に関する重要な事項について審議しており、意思決定のために十分な機能を果たしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を構成員とする運営幹部会を設置し、大学全般に関わる重要事項の審議を行っており、法人及び大学の意思疎通と連携が図れる体制を構築している。

共有ミーティングなどの教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備するとともに、理事長及び常勤の理事で構成する常任理事会では、大学との間でさまざまな問題が提起され、法人としての意思決定を行っており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境として機能している。

監事は業務を適切に遂行しており、業務監査において、中期計画の進捗状況や教学に関する監査を行うとともに、大学の内部監査委員会が策定した内部監査実施計画や実施報告書に対して助言をするなど、法人及び大学の相互チェックが機能している。監事及び評議員の選任については、寄附行為の定めにのっとり行われ、適正な人数となっている。評議員会における評議員の出席状況は良好である。

〈参考意見〉

○監事監査報告書を理事会、評議員会へ提出しているが、宛先を「理事長」としていることについては私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号の定めに沿っておらず、宛先を変更するよう着実な履行が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画や経営改善計画を策定し、抑制計画を掲げるなど安定した財政を維持するための目標及び対応策を掲げ、適切な財務運営を行っている。

事業活動収支差額については、法人全体として支出超過となっているが、長期借入金などの固定負債はなく、内部留保資産比率、純資産構成比率、運用資産余裕比率は全国平均を上回る水準であるなど､安定した財務基盤を確立し収支バランスを保つよう努めている。

また、外部資金の確保については、科学研究費助成事業・受託研究といった教員の研究に係る補助金等の競争的外部資金の獲得や短期大学創立 40 周年記念事業に合わせ、教育充実資金寄付金事業を設立し資金確保に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人藤ノ花学園経理規程」「学校法人藤ノ花学園経理規程施行細則」及び学校法人会計基準にのっとり、適正な会計処理を行っている。

会計監査は「学校法人藤ノ花学園経理規程」に基づき厳正に実施している。また、監事は公認会計士とも連携し、予算及び決算についての財務監査及び業務監査を行い、その結果は、評議員会及び理事会に出席の上、監査結果として報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針として「学校法人藤ノ花学園内部質保証の方針」を定めている。内部質保証のための組織は、「内部質保証推進会議」が設置されているとともに、自己点検・評価委員会を設置し、責任体制が確立されている。「内部質保証推進会議」は、理事長・学長はじめ、副学長、学部長、研究科長、事務局長等で恒常的な組織として構成され、自己点検・評価委員会からの報告書をもとに法人全体の評価・改善の役割を担っている。また、大学は重点項目として、「教学マネジメントの基本方針」に基づく教育成果の可視化の取組み、学生の主体的な学びの推進などを挙げ、運営幹部会、教授会等で対応を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、内部質保証推進会議、教授会、各種委員会等において重点事項を共有し改善に取組んでいる。また、毎年、外部有識者による評価を行い、検証を実施している。自己点検・評価委員会において毎年作成される「自己点検評価書」はウェブサイトに公開されている。

現状把握のための調査やデータ収集とその分析については、IR 室において学生の確保、学修成果のレビューなどの重要項目について調査とデータを収集・分析し、入試改革や授業改善等に活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みそのものは確立されているものの、大学設置基準において求められている教授数等が不足していることなどについては、大学運営の自己点検・評価などの結果を踏まえた改善・向上のための機能性が十分とはいえず、更なる取組みが必要である。

三つのポリシーを起点とした内部質保証の仕組みは確立している。学修成果に基づく点検･評価と結果の教育の改善状況が自己点検･評価委員会等にフィードバックされている。

〈改善を要する点〉

○大学設置基準において求められている教授数等が不足していることについては、内部質保証システムの機能性に問題があり、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携活動

Ａ－1．大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（理学療法学科）

A-1-①　大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（理学療法学科）

Ａ－2．大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

A-2-①　大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

Ａ－3．大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（経営学科）

A-3-①　大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（経営学科）

Ａ－4．大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（大学院健康科学研究科）

A-4-①　大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（大学院健康科学研究科）

【概評】

保健医療学部理学療法学科では、平成 31(2019)年 4 月に「高度リハビリテーション人材育成センター」を設置し、特定研修施設との連携を強化している。また、学外の研究代表者への研究助成、地元の団体や企業と連携したボランティア、講座等を開催し、地域貢献を行っている。

保健医療学部看護学科では、実習先病院の看護職への研究指導を行い、看護の質向上に貢献している。この研究指導は、計画されている「看護教育研修センター（仮称)」でも引継ぎ、研究活動の支援、看護職間の連携・交流の支援などを行う準備をしている。

経営学部経営学科では、地域の問題解決・活性化に関わる企画を学生が立案し、企業や行政機関などの協力を得ながら問題解決に取組む「地域企業連携プロジェクト活動」を実施している。また、高校の「課題研究」に関する授業の質の向上への支援に資する講座等を行うなど高校との連携強化が図られていることは特筆すべき点である。

大学院健康科学研究科では、社会人の職業能力の向上に必要な実践的能力獲得に適した環境を整備しており、平成 27(2015)年 12 月文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP : Brush up Program for professional)」に認定された。平成 28(2016)年 1 月には、厚生労

働省「専門実践教育訓練給付金」の対象講座として指定を受けた。企業などの意見を取入れる仕組みとして「協議会」を設置している。

基準Ｂ．教育目標達成のための基準

Ｂ－1．教育研究活動の質的向上を目指した特色ある取組（大学院健康科学研究科）

B-1-①　教育研究活動の質的向上を目指した特色ある取組（大学院健康科学研究科）

【概評】

研究科では、企業の研究者から最新の情報を入手し、教育に携わる教員の活力ある研究活動の実現及び質的向上を図ることを目的として「健康科学セミナー」を開催している。このセミナーは、交流の活性化を図ることも目的としており、教員及び大学院生、他大学院、関連施設にも案内し定期的に開催している。

研究活動の支援と大学院生の海外留学先の開拓を目的として「海外短期留学」を支援する制度を平成 24(2012)年度に制定し、平成 30(2018)年 3 月までに 5 回の実績がある。本制度は、令和元(2019)年度より「大学院健康科学研究科先端研究助成」に統合されている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 8(1996)年度
所在地　　愛知県豊橋市牛川町字松下 20-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	理学療法学科　看護学科
経営学部	経営学科
健康科学研究科	健康科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催

～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

49 長岡大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「幅広い職業人としての人づくりと実学実践教育の推進」「地域社会に貢献し得る人材の育成」という建学の精神をはじめ大学の使命・目的をホームページ、大学案内、学生便覧、履修ガイド等に分かりやすく簡潔に文章化している。建学の精神を踏まえ、中期計画に「地域とともに地域の未来をつくる大学」と目指す将来像を掲げ、「優れた実学教育により、将来の地域社会で活躍する実践的な人材を育成する大学となる」と明確に示している。また、「地域社会に貢献する姿勢」「職業人として通用する能力」「専門的知識・技能を活用する能力」等を掲げるディプロマ・ポリシーをはじめ三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内等に明示し、適切な体制のもと入試、検証を行い、入学定員及び収容定員は概ね充足している。

学生の教育、指導、就職支援はゼミナール担当教員とのマンツーマン面談や教職員間の情報の共有により行われている。学生支援を中期計画の重点項目として掲げ、プロジェクト推進型活動、学友会をはじめ学生の諸活動を支援し、また「長岡大学米百俵奨学金」などの奨学金制度を設けている。

教育目的の達成に必要な校地、校舎等の施設をキャンパス内に適切に配置している。教員との面談、授業アンケート、「学生満足度調査」により、学生の学修、大学生活についての意見、満足度、充実感、達成感の把握に努めている。

〈優れた点〉

○ゼミナール担当教員によるアカデミック・アドバイザー制度を導入し、マンツーマン面談を行い、カルテを作成して教職員が共有し、協働しながら学修指導や学生生活、就職等の支援を行っている点は評価できる。

○就職支援室が卒業生のフォローアップを行い、就職から数年後にやむを得ず離職することになった卒業生に対しても、面談を行い、本人の希望や資質をもとにした再就職の支援をしている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神、教育目的に沿ってディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、大学案内等で学内外に周知している。単位認定基準、卒業認定基準、成績評価基準等を学則に定め、厳格に適用している。ディプロマ・ポリシーと一貫したものとしてカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程は教養科目、ゼミナール科目、専門科目により体系的に構成され、カリキュラム検討委員会、教務委員会、FD 部会が連携し、継続的に改善を図っている。社会人基礎力の向上に力点を置き、アクティブ・ラーニングの積極的活用など、授業内容と方法に工夫をしている。マンツーマン面談などを通じて学生の学修支援に努めるとともに、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、就職先企業アンケートを実施し、学修成果を点検・評価している。

〈優れた点〉

○「地域活性化プログラム」として、3 年次生・4 年次生が所属するゼミナールが主体となって地域社会をフィールドとする諸活動に参加させ、学生の地域の課題についての認識を深めるとともに、社会人基礎力の向上を図っている点は評価できる。

○授業科目ごとにルーブリックに基づいた成績評価基準を導入しシラバスに記載することで、履修する学生に対して学修成果目標を明示し、学修支援に結びつけようとしている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切な意思決定及び教学マネジメントをサポートするため、副学長を置き、大学運営会議を組織し適切に運営している。学長は自ら学部長を兼務し学部運営においてもリーダーシップを発揮し、教学マネジメントがより有効に発揮されるよう、職員の適正配置と役割等を明確にしている。専任教員数は設置基準を充足しており、教育課程に即した教員の配置がされている。定期的に FD(Faculty Development)研修を行い、教育研究内容や方法の改善に役立てている。SD(Staff Development)研修についても年間計画に基づき、全教職員を対象として実施している。外部資金獲得への支援を含め研究活動への資源配分など研究環境を適切に整備している。公的研究費の取扱い、研究活動に関わる不正防止など研究倫理に関するガイドラインを整備し、コンプライアンス遵守に関する研修を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人中越学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び各種規則を整備し経営の規律と誠実性を維持している。中期計画は毎年度、目標管理を行い、使命・目的の実現に向け継続的な努力をしている。省エネルギー化による環境保全、ハラスメント防止、人権への配慮、危機管理体制の構築を進めている。理事、監事、評議員は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会は法令等で定める事項及び法人の業務に関する重要事項について審議をしている。学長は、理事長を兼務し、法人と大学の管理運営機関の意思決定・連携は円滑かつ迅速に行われ、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。中期計画に基づく財務運営を行い、入学定員増、学生生徒等納付金の増、独自の奨学金の見直し、経費削減等により、当面の安定した財務基盤を確保しつつある。会計処

理、予算編成は、諸規則に基づき適正に実施、編成され、監事は監査計画に基づき、業務と財産の状況、理事の業務執行の状況の監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための責任体制は、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会と副学長が室長である大学評価室が担っている。日本高等教育評価機構による認証評価及び 4 年後の中間評価を行うとともに、5 か年の「中期計画」の達成度の自己点検・評価を「目標管理シート」により毎年行っている。これにより PDCA サイクルを回し、ルーブリックの全科目シラバスへの記載、シラバス検討部会のカリキュラム検討委員会への移行、データサイエンスの新たな教養科目の追加、図書館はじめ施設の学修環境の改善などが実現している。

学修成果と教育成果の点検・評価方法について機関、教育課程、授業科目の各レベルで指標を定め、大学評価室の IR(Institutional Research)部門を中心に、十分な調査・データ収集と分析を行い、分析結果は SD 研修で教職員に共有されている。

〈優れた点〉

〇毎年「中期計画達成に向けた目標管理シート」に基づく自己点検・評価に取組み、課題を全教職員が共有し、PDCA サイクルにより新たな取組みや施策の改善につなげていることは評価できる。

総じて、大学は建学の精神を反映した中期計画に「地域とともに地域の未来をつくる大学」と目指す将来像を掲げ、学長を中心に教学マネジメントが機能し、定期的に各委員会、部署ごとの目標や課題を全教職員で共有し PDCA に生かすよう努めている。また、地域で活躍できる社会人基礎力の育成に向け、学修成果の可視化を図り、個別面談により学生の学修支援、指導をきめ細かく行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生のボランティア活動に対する支援
2. まちの駅長岡大学

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学及び学部、学科の使命・目的、教育目的を学則に具体的に明文化している。「幅広い職業人としての人づくりと実学実践教育の推進」「地域社会に貢献し得る人材の育成」という建学の精神をはじめ大学の使命・目的をホームページ、大学案内、学生便覧、履修ガイド等に分かりやすく簡潔に文章化し、大学の個性・特色を反映した教育を進めている。
SDGs に向けた取組みが地域社会にも求められていることを踏まえ、学部・学科の目的を改正している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
令和 2(2020)年の学部・学科の目的の改正は、カリキュラム検討会、大学運営会議で構成員の教職員の意見を反映し、理事会で承認されている。
建学の精神、大学の使命・目的は、ホームページ等で学内外に周知し、中期計画に「地域とともに地域の未来をつくる大学」と、目指す将来像を掲げ「優れた実学教育により、将来の地域社会で活躍する実践的な人材を育成する大学となる」と明確に示している。また、「地域社会に貢献する姿勢」「職業人として通用する能力」「専門的知識・技能を活用する能力」等を掲げるディプロマ・ポリシーをはじめ三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。
大学の使命・目的及び教育目的を達成するため必要な教育研究組織として、経済経営学部経済経営学科、附属図書館、地域連携研究センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、入学者選抜要項、学生便覧、大学ポートレート等に明示している。アドミッション・ポリシーに適合する学生を広く集めるため、オープンキャンパスや高等学校訪問等の機会を利用し、周知している。

入学者受入れに関しては、アドミッション・ポリシーに示した学生像を入試制度ごとに明らかにした上で、それに応じた選抜方法によって適切な体制のもとに多様な入試を実施し、検証を行っており、入学定員及び収容定員についても概ね充足している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

ゼミナール担当教員がアカデミック・アドバイザーとなる制度を導入し、マンツーマン面談を行いカルテを作成している。この「マンツーマン面談カルテ」は、履修登録や欠席が多い学生との面談などの学生情報と共に学内情報共有システムを通じて共有され、教職員は連携をとって協働し、学生の教育や指導に生かし、中途退学や留年にも対応している。

教員によるオフィスアワーを全学的に設け、学生が自由に相談できる体制を整えている。障がいのある学生の支援のためには、「障がい学生支援委員会」を設置し、基本方針を定め運用するとともに、障がいに関する教職員の理解を深めるため SD 研修を行っている。いくつかの授業では SA(Student Assistant)を活用して、教育効果を上げる努力をしている。

〈優れた点〉

○ゼミナール担当教員によるアカデミック・アドバイザー制度を導入し、マンツーマン面談を行い、カルテを作成して教職員が共有し、協働しながら学修指導や学生生活、就職

等の支援を行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職支援室とゼミナール担任教員が連携しながら就職支援・指導に取組み、高い内定率を維持している。その背景には、「現場体験プログラム」「インターンシップ」「地域活性化プログラム」などキャリア開発のための諸科目の設置や「合同企業セミナー」「企業見学バスツアー」「就勝夏期講習」「業界別企業研究セミナー」を実施など、4 年間を通じて体系的な就職支援を行っている。

また、就職支援室は地域の企業訪問により学生の就職先の開拓、学生と就職先のミスマッチに対応する取組みや、就職後のフォローアップを行っている。

〈優れた点〉

○就職支援室が卒業生のフォローアップを行い、就職から数年後にやむを得ず離職することになった卒業生に対しても、面談を行い、本人の希望や資質をもとにした再就職の支援をしている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援を中期計画の重点項目として挙げ、学生サービスの充実を図っている。学生によるプロジェクト推進型活動を支援する奨励金制度、リーダーズ研修、学生表彰制度等により、学友会・悠久祭実行委員会・サークル・同好会など、学生の諸活動を支援している。

学生の健康管理に関しては、学生相談室や保健室を設け、臨床心理士や職員が心身の健康相談等を行っている。

経済的支援としては、独自の「長岡大学米百俵奨学金」をはじめ、大学共通テスト受験者や私費留学生に対して、学生生徒等納付金等を減免する独自の奨学金制度を設けている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を達成するために必要な校地、校舎、体育施設、情報サービス施設等をキャンパス内に適切に配置整備している。適切な規模の図書館を有し、学術情報資料を確保して図書館を十分利用できる環境整備をするとともに、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。全校舎の耐震に関しても検討し準備を進めている。「新潟県福祉の街づくり条例」に適応したバリアフリーの環境を整備しており、車椅子用トイレ、エレベータ、自動ドアなどが設置されている。
授業を行う学生数に関して、ゼミナールでは少人数教育を重視し、語学科目や情報科目では能力別、習熟度別等に履修者を設定し、適切な授業運営を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生との面談やアンケート等を通して、学生生活や学修支援などに関する意見をくみ上げている。また、「学生満足度調査」を実施し、大学生活についての満足度、充実感、達成感の把握に努めている。
得られた学生の要望や意見を分析し、学修、生活、心身の健康面の支援やパソコン等の整備など施設・設備の改善に生かしている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

地域に貢献できる人材の育成という建学の精神に基づいた教育目的に沿ってディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページをはじめ、大学案内等の各種印刷物を通して学生・教職員及び学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、成績評価基準等を学則に定め、「履修ガイド」等によって学生に対して周知し、厳格に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫したものとしてカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、大学案内、履修要項等に掲載し、学内外に周知している。教育課程は教養科目、ゼミナール科目、専門科目により体系的に構成している。教養教育は社会人基礎力、職業人として通用する専門的知識・技能を鍛えることを目的とし、「地域志向科目」では科目群の区分を超えた教養教育を提供している。カリキュラム検討委員会、教務委員会、FD 部会が連携し、シラバスの充実化など継続的にカリキュラムの改善を図っている。社会人基礎力の向上に力点を置き、授業においてはアクティブ・ラーニングの積極的活用など、授業内容と方法に工夫をしている。

〈優れた点〉

○「地域活性化プログラム」として、3 年次生・4 年次生が所属するゼミナールが主体となって地域社会をフィールドとする諸活動に参加させ、学生の地域の課題についての認識を深めるとともに、社会人基礎力の向上を図っている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業科目ごとにディプロマ・ポリシーに掲げる能力との関連、到達目標、ルーブリックによる成績評価基準を定め、学修成果目標を明示している。ジェネリックスキル測定テストを活用し、スキルの向上を学生自身で確認できるようにするとともに、GPA(Grade Point Average)により学修成果を把握し、マンツーマン面談などを通じて学生へのフィードバックや学修支援に努めている。学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートを実施し、就職指導に至るまでの全体的な学修成果を点検・評価している。

〈優れた点〉

○授業科目ごとにルーブリックに基づいた成績評価基準を導入しシラバスに記載することで、履修する学生に対して学修成果目標を明示し、学修支援に結びつけようとしている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の適切な意思決定及び教学マネジメントをサポートするため学則に従い、副学長を置き、大学運営会議を組織し適切に運営している。学長は自ら学部長を兼務し学部運営においても、リーダーシップを発揮し、体制の確立、法人、大学の連携に尽力している。教学マネジメントがより有効に発揮されるよう、職員の職務分掌及び適正配置を行い役割等を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は設置基準を充足しており、ほとんどの専門科目を専任教員が担当するなど教育課程に即した教員の配置がされている。「長岡大学 FD 部会規程」に基づき、定期的に FD 研修を開催し教育研究内容や方法の向上のための情報は全学的に共有され、その改善に役立てられている。「第 2 期中期計画」において教育力の向上を目指し、教員の人事評価制度を検討している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全教職員を対象とした SD 研修を実施している。SD 研修は、年間計画を策定し、計画的に開催されている。コンプライアンス研修を含む SD 研修は適切に実施され、原則全員が受講し、教職員の質の向上に努めている。また、教職員の教育・研究や業務遂行の能力向上を期し、資格取得のための各種研修・講座等を受講する者に対し、学長裁量経費より補助金を支給する制度を有している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

規則に基づく研究活動への資源配分をはじめ研究環境を適切に整備している。研究助成に関する情報の学内への周知、申請手続きの支援を行うとともに、公的研究費の取扱い、

研究活動に関わる不正防止など研究倫理に関するガイドラインを整備し、コンプライアンス遵守に関する研修会を実施している。また、通常の配分研究費の他に、外部の研究資金に申請し採択されなかったものに追加支援できる仕組みにより、教員の外部資金の獲得を促している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為施行細則をはじめとした学校法人の組織倫理の基本となる各種規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。「学校法人中越学園　中期計画」を策定した上、「中期計画目標に向けた目標管理シート」により PDCA を回す体制を整え、使命・目的の実現に向けた継続的な努力をしている。

大学は、デマンド監視システムの導入、電球の LED 化による省エネルギー化、資料等のペーパーレス化を促進し、環境保全を図っている。「長岡大学ハラスメント防止に関する規程」、リーフレット「ハラスメントのない大学を目指して」を教職員・学生へ配付するなど、人権について配慮を図っている。「長岡大学危機管理規程」「長岡大学消防計画」等を整備し、危機管理体制を構築、防災・消防訓練には学生も参加、安全に対する配慮を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、適正に理事を選任し、法令等で定める事項及び法人の業務に関する重要事項について適切に審議をしている。また、理事会開催は、原則年 3 回で、必要に応じて適宜開催している。理事の出席状況及び欠席時の意

思表示書も適切であり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、学長は理事に選任されている。現学長は、理事長を兼務しており、法人と大学の管理運営機関の意思決定・連携は円滑かつ迅速に行われ、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教職員の提案をくみ上げる仕組みは各委員会・会議体を通じて行われるよう整備している。また、理事長の諮問機関として設置している学園協議会及びその下部組織である大学部会は、法人・大学の主要メンバーを構成要員としており、法人・大学間の連携体制及び相互チェック体制が機能する体制となっている。監事は、寄附行為に基づき、理事会において候補者を選出し、評議員会の意見を聴いて同意を得て理事長が選任している。監事の理事会及び評議員会への出席状況、職務状況は適切である。評議員も、規則に従って、学内外から適切に選任している。評議員会の運営状況、出席状況は適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 期中期計画」及び「中期財政計画」に基づく財務運営を行っている。入学定員増、学生生徒等納付金増、独自の奨学金の見直し、経費削減等により、当面の安定した財務基盤を確保しつつある。令和 4(2022)年度からは入学定員を増枠しており、今後とも定員確保による財務基盤の安定化や「学校法人中越学園教育研究活動支援募金」の募集をはじめ外部資金による収入増加を目指している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人中越学園経理規程」「学校法人中越学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規則に基づき適正に実施している。予算編成は、適正な手続きのもと、当初予算編成のほか、補正予算は学生生徒数及び前年度決算確定に伴い、第1回目の 5 月に補正予算を編成し、その後翌年にも、当初予算と決算値にかい離が生じないよう補正予算を編成している。監査法人が厳正な会計監査を実施するとともに、監事、理事長等との意見交換会を定期的に開催している。監事は監査計画に基づき、業務と財産の状況、理事の業務執行の状況の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための全学的な方針を中期計画に定め、自己点検・評価を行うための責任体制は、学長が委員長を務め、副学長、学部長、大学事務局長、法人事務局長、各委員会委員長で構成される自己点検･評価委員会と副学長が室長である大学評価室が担っている。

また、大学の教育・研究・社会貢献に対する評価を行う外部機関として、「長岡大学『地（知）の拠点』事業推進協議会」が設置されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の認証評価及び 4 年後の中間評価を行い、学内外に公表するとともに、5 か年の「中期計画」の達成度を点検・評価することを目的とした「中期計画達成

に向けた目標管理シート」による自己点検・評価を毎年行っている。

内部質保証は、①四半期ごとの各委員会等からの「中期計画達成に向けた目標管理シート」の大学評価室への提出②大学評価室から改善を要する課題等についての各委員会等へのフィードバック③大学評価室から指摘された事項の次年度「目標管理シート」への反映―というプロセスで行われている。

学修成果と教育成果の点検・評価方法について機関、教育課程、授業科目の各レベルで指標を定め、大学評価室の IR 部門を中心に、十分な調査・データ収集と分析を行う体制を整備し、分析結果は学内情報共有システムや SD 研修で教職員に共有されている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 期中期計画」の重点項目を各委員会に関連付け、「中期計画達成に向けた目標管理シート」に基づく PDCA サイクルを回している。

SD 研修で、「今年度目標（目標を達成するための具体的活動内容)」「当期末までの活動結果」「進捗状況」「次年度に向けての改善事項」が報告され、教職員全体で各委員会の活動状況や課題を共有できる体制になっている。毎年 4 月、全教職員を対象に、学長による年度方針説明会において「第 2 期中期計画」に基づき、年度事業の重点項目について共有を図っている。

PDCA サイクルを回すことで、ルーブリックの全科目シラバスへの記載、シラバス検討部会のカリキュラム検討委員会への移行、データサイエンスの新たな教養科目の追加、図書館はじめ施設の学修環境の改善などが実現している。

〈優れた点〉

○毎年「中期計画達成に向けた目標管理シート」に基づく自己点検・評価に取組み、課題を全教職員が共有し、PDCA サイクルにより新たな取組みや施策の改善につなげていることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

Ａ－1. 地域連携・社会貢献の推進

A-1-① 地域志向研究の推進と地域への研究成果の還元

A-1-② 関係諸機関との連携の推進

A-1-③　地域活性化への貢献
A-1-④　リカレント教育（社会人学び直し）の推進

【概評】

「地域連携研究センター」を中心として地域連携・社会貢献において積極的な取組みを行っている。自治体、地元金融機関等と連携した「NaDeC 構想」に参加し、産業創出と人材育成に協力、貢献している。地域連携の一環としてリカレント教育を推進し、「長岡大学公開講座」に加え、「まちなかキャンパス長岡」と連携し、地域住民を対象とした公開講座を実施している。

モノづくり産業の活性化を目的に産業界が主体となって設立された「NPO 法人長岡産業活性化協会 NAZE」、事業連携協定を結んでいる小千谷商工会議所や、「新潟県起業支援センターCLIP 長岡」に協力し、これらの主催する講座に講師を派遣することで教員の研究成果を地域社会に還元している。栃尾地域の活性化を目指し、地域との意見交換会、高校生の意識調査、高校の教職員・高校生との地域を考えるシンポジウム、これらの成果の地域への報告会、シンポジウムを開催している。

「学生による地域活性化プログラム」を提供し、ゼミナールが主体となって地域社会の諸活動に参加することで地域活性化への貢献にもつながっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生のボランティア活動に対する支援

卒業後もボランティア精神に溢れて地域社会に貢献し得る人材を育成するため、本学では学生の自主的なボランティア活動を積極的に支援している。

平成 30（2018）年 9 月に、学長が長岡蒼柴ライオンズクラブ（長岡市）の会員となり、長岡市を中心に活動するボランティア団体に加わった。続く令和元（2019）年 11 月には、当該ライオンズクラブの協力の下、本学の学生有志 20 名で構成する学生ボランティア団体「長岡大学レオクラブ」を結成し、ライオンズクラブ国際協会への登録を行った。

「長岡大学レオクラブ」は、第 46 回第四北越銀行賞の表彰式（令和 4（2022）年 11 月 28 日開催）において、「学生ボランティア部門」で受賞した。第四北越銀行賞は、昭和 52（1977）年に北越銀行創業 100 年記念事業として、社会福祉に特に貢献された福祉施設職員、一般ボランティアの方々の活動を支援する趣旨で制定された賞であり、平成 27（2015）年からは表彰対象を大学および高等学校のボランティアまで拡大して表彰している。

現在、「長岡大学レオクラブ」には 11 名の学生が所属し、地域の小学生を対象とした夏休みの学習教室の開催等、他の学生も巻き込んで自主的なボランティア活動が展開されている。

【エビデンス】本学ホームページ（新着情報 2022 年 12 月 2 日）
「第 46 回第四北越銀行賞を受賞しました」
https://www.nagaokauniv.ac.jp/2022/12/02/news_topics/47284
第四北越銀行ホームページ（第四北越銀行賞）

https://www.dhbk.co.jp/company/csr/award.html

2. まちの駅長岡大学

本学は全国の大学の中でも珍しく、全国まちの駅連絡協議会に加盟するまちの駅の一つとなっている。まちの駅に求められる 4 つの機能（休憩機能、案内機能、交流機能、連携機能）を有し、学生食堂、図書館、学生ホール等の施設を一般に開放し、地域住民や観光客が誰でも気軽に立ち寄れる場所として本学ホームページにおいて表明している。なお、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度の 3 年間は新型コロナウイルス対策のため一時的に開放を中止していたが、令和 5（2023）年度からは一般開放を再開している。

また、近年はまちの駅の全国大会等において学生が調査・研究発表を行っていることから、本学がまちの駅をテーマとした調査・研究機関としても知られるようになっている。

【エビデンス】本学ホームページ（大学情報）
「まちの駅　長岡大学」
https://www.nagaokauniv.ac.jp/guide/machinoeki/

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　新潟県長岡市御山町 80-8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済経営学部	経済経営学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

50 名古屋音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を学則に明文化し、簡潔かつ具体的に記載している。個性・特色については、建学の精神に流れている仏教精神の「同朋和敬」を基盤として明示している。社会情勢の変化に対応して、コース名称やカリキュラムの内容等を見直している。学則に規定している使命・目的及び教育目的を改定する際は、教授会・研究科委員会での審議を通じて教職員が関与・参画し、常任理事会を経て理事会で決定することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的を大学ウェブサイトや学生便覧等に掲載して周知している。大学の中期計画を策定し、大学運営の発展を図っている。教育目的を踏まえて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために、1 学部 1 学科 5 系 15 コース、1 研究科 4 専攻の教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを策定し、大学ウェブサイト及び学生募集要項で学内外に周知している。大学院における収容定員超過は改善が必要であるが、大学においては定員充足に向けて努めている。学修支援については、全専任教員が関わるアドバイザー教員制度により全ての学生に対して個別に支援を行っているとともに、退学等につながりやすい欠席過多の学生への支援について、ポータルサイトを活用して早期発見ができる体制を整えており、中途退学、休学及び留年の防止に努めている。キャリア支援センターを設置し、一人ひとりの学生に応じたきめ細かい指導を行っている。経済面では、保護者会や真宗大谷派の支援、特待生制度等の給付型奨学金制度を設けているほか、コンクール上位入賞者に対して経費の補助支援を行っている。図書館には十分な蔵書数を有している。障がい者用設備、バリアフリーの環境を整備している。学生の意見等をくみ上げるシステムにより学修環境等の改善に反映させている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを策定し、その具体性には課題があるものの、大学ウェブサイトや学生便覧等を通じて周知している。単位認定基準、進級基準、卒業判定基準を策定し、学則及び履修規程により周知の上、厳正に適用している。学位論文に係る評価の基準の策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点については改善が必

要であるが、修了認定基準については大学院学則及び学位規程に定めて周知している。カリキュラム・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトや学生便覧等を通じて周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性に関しては、一体的で整合性があるとはいえないものの、学外者の意見を聴く機会を設けている。学修成果の点検・評価に関して、授業評価アンケート及び学生生活満足度アンケートを実施している。修学ポートフォリオを通じて、学生の成績や履修状況、出欠状況を確認する体制を整え、学修成果の可視化を図っている。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを支える体制を規則に基づき整備している。委員会等の組織体制については権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。執行部会議、運営委員会等において事務部長が委員として参画するなど、機能的な教学マネジメントの体制を実現している。FD(Faculty Development)については FD 委員会を設置し、FD 研修会を実施している。「同朋学園スタッフポートフォリオ」制度を整備し、職員のモチベーションの向上に努めている。全専任教員に独立した研究室を整備するとともに、タブレット端末等の必要な機器備品を配付するなど、研究環境の整備に努めている。

学部に必要な専任教員数は、設置基準を満たし適切に配置しているが、研究科に必要な研究指導教員数は、過去 6 年にわたって一度も充足しておらず、その不足数が拡大している。法人及び大学の問題認識は不十分であり、指導体制の不備は、教育研究及び学生支援の質への影響が大きく、最優先課題として位置付け、至急充足する必要がある。

大学は、これに対する改善を要する点の指摘を受けて、器楽専攻 4 人、声楽専攻 1 人、作曲専攻 1 人、音楽教育学専攻 1 人の計 7 人の資格審査を行い、令和 5(2023)年 12 月 7 日に開催した臨時研究科委員会において同 7 人の研究指導教員への任用について審議・承認した。また、12 月 12 日に開催した常任理事会において令和 6(2024)年 1 月 1 日付での任用を決定し、その結果を 1 月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則を定め、組織倫理の確立と法令遵守を図っている。法令に定める各種情報を大学ウェブサイトで概ね適切に公表している。寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行い機動的かつ機能的な意思決定を実現している。理事を寄附行為の定めに従って選任している。評議員の定数に欠員が生じている点は早急な改善が必要であるが、その選任や評議員会への諮問事項及び報告事項の扱いは適切に行っている。理事会における監事の監査報告の取扱いに改善すべき点があるが、監事は監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。「資金収支計算書シミュレーション（2020～2028）」を作成し、それに基づき毎年度「事業計画及び当初予算編成方針」を提示しており、計画的な財務運営を行っている。学校法人会計基準に基づき諸規則を整備し、規則にのっとり適切に会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

学長をはじめとする役職者で構成する大学評価委員会を組織し、自己点検・評価を実施している。教学ガバナンスとしての内部質保証のために、執行部会議及び運営委員会を機動的に展開している。大学評価委員会が中心となって自己点検・評価を実施しており、その結果を自己点検評価書にまとめて大学ウェブサイトで学内外に公表している。IR(Institutional Research)については、学長指名による IR 担当者が学内関連部署からの情報を集約して分析している。三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を実施し、各種アンケート調査の結果等を踏まえて教育研究活動の改善に結びつけるための PDCA サイクルの確立に努めているが、自己点検・評価を適切に実施しておらず、内部質保証の機能性に課題がある。三つのポリシーに関する諸課題の改善については、対応する部署等が起案して実施するとともに、各種委員会、大学評価委員会、執行部会議等で協議しており、教育研究活動の改善に向けて取組んでいる。

総じて、大学は、他に 2 大学、高等学校及び幼稚園を有する法人に属しており、中部地区における代表的な音楽大学として位置している。この評価を機会として、より一層、教育研究、社会貢献に力を入れるための組織的努力を継続し、中部地区のみならず、我が国の音楽大学としてますますの発展を期待している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.国際交流」「基準 C.生涯学習」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を学則に明文化し、簡潔かつ具体的に記載しており、大学ウェブサイトや大学案内等で周知している。個性・特色については、建学の精神に流れている仏教精神の「同朋和敬」を基盤として明示している。社会情勢の変化に

対応して、コース名称やカリキュラムの内容等を見直しているほか、海外学術交流協定や地域に開かれた音楽大学としての連携協定の締結に加え、同一法人が設置する名古屋造形大学との連携も図っている。

〈参考意見〉

○音楽研究科は四つの専攻で構成されているため、専攻ごとの教育目的を策定し、大学ウェブサイトで公開している学部及び研究科の目的と併せて学則に定めることが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に規定している使命・目的及び教育目的を改定する際は、教授会・研究科委員会での審議を通じて教職員が関与・参画し、常任理事会を経て理事会で決定することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的を大学ウェブサイトや学生便覧等に掲載して周知している。大学の中期計画を策定し、大学運営の発展を図っている。教育目的を踏まえて、三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために、1 学部 1 学科 5 系 15 コース、1 研究科 4 専攻のほか、附属音楽アカデミー等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーについては、研究科においては専攻ごとに定めていないが、学部及び研究科においてそれぞれ策定しており、大学ウェブサイト及び学生募集要項で学内外に周知している。加えて、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜といった選抜方法ごとに、大学の求める人材像を簡潔に添えている。

また、総合型選抜の面接試験時においてアドミッション・ポリシーに関する質問を行うなど、アドミッション・ポリシーに沿った受験生であることを確認しているとともに、教授会においてその検証を行っている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について、大学院における収容定員超過は改善が必要であるが、大学においては、オープンキャンパスの企画内容の充実や各コース単位での学生受入れ数の目標設定、また、それに向けた計画の取りまとめの提示等、定員充足に向けて努めている。

〈改善を要する点〉

○音楽研究科の器楽専攻及び音楽教育学専攻について、収容定員に対する在籍学生数が大幅に超過している点は改善を要する。

〈参考意見〉

○音楽研究科のアドミッション・ポリシーは定めているが、募集単位である専攻ごとには定めていないため、検討が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員及び職員が学生の情報を共有し､学修支援に関する教職協働の体制を構築している。また、全専任教員が関わるアドバイザー教員制度により、全ての学生に対して個別にきめ細かい支援を行っている。

小規模大学における学修支援の基本は個々の学生の状況についてのきめ細かい情報共有にあると考え、教職協働による学生一人ひとりに配慮した支援を行う方針をとっている。

また、退学等につながりやすい欠席過多の学生への支援について、ポータルサイトを活用して早期発見ができる体制を整えており､中途退学､休学及び留年の防止に努めている。

〈参考意見〉

○オフィスアワー制度については実施する体制にあるが、本来の趣旨に反する予約制等の制約があることに加え、専任教員である特任教員がオフィスアワーを設定しておらず全

学的に実施しているとはいえないため、見直しが望まれる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを設置しており、教育課程内では 1 年次必修の「初年次教育」、社会的自立と職業的自立を促す「音楽と人生Ⅰ」「音楽と人生Ⅱ」、自己分析やビジネスマナー等を学ぶ「音楽と人生Ⅲ」「音楽と人生Ⅳ」等の授業科目において、また、教育課程外では各種の説明会、講座、イベントの開催等において、一人ひとりの学生に応じたきめ細かい指導を行っている。

また、音楽ビジネスコースでは「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」「インターンシップⅣ」という就業体験を含んだ授業科目を必修科目として開講している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

同一法人の他の設置校と共同で学生相談室・健康管理室運営委員会を設置し、厚生補導や学生サービスに関する審議検討を行い、健康管理室及び学生相談室と連携して組織的な学生支援を実施している。

また、健康管理室に看護師 1 人、学生相談室に臨床心理士 1 人が常駐し、大学生活にサポートを必要とする学生を早期に発見して適切な支援につなげている。

経済面では、保護者会である「雅亮会」からの奨学金や真宗大谷派からの「東本願寺奨学金」、特待生制度等の給付型奨学金制度により、優れた学修成果や実績を挙げた者、家計急変による経済困窮者への経済的な支援を行っているほか、コンクール上位入賞者に対して経費の一部又は全額を補助するなどの支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等は設置基準上必要な面積を上回っており、教育研究上必要な施設・設備を設置しているなど、適切な学修環境を整備し、全ての建物において耐震基準を満たしている。

図書館には十分な蔵書数を有し、開館時間を含め学生が有効に利用できる環境を整備している。

車椅子でキャンパス内を移動するためのスロープや、点字ブロック、点字サイン、多目的トイレ等、バリアフリーの環境を整備している。

小規模大学の利点を生かし、さまざまな授業形態における学生数に対して、適切な調整管理を行っている。また、レコーディングスタジオやホール等も利用し、各コースの授業を行うための十分な教育環境を整備している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見等をくみ上げるシステムとして質問票の制度を設けているほか、授業評価アンケート及び学生生活満足度アンケートを実施するなど、学修支援の体制改善や施設・設備等の学修環境の改善に反映させている。

令和 4(2022)年 4 月から UPI(University Personality Inventory)を導入し、学生の心の健康度の実態把握と今後の支援体制に資している。

学修環境や学生生活に関する意見の聴取のためにも質問票の制度を利用しており、内容によっては執行部会議や運営委員会、教授会、FD 委員会等で審議して対応している。

〈参考意見〉

○質問票については事務部に相談した内容をその場で記入する運用になっており、学生がその存在を十分に認識しているとは言い難いため､匿名性を担保したシステムを整備し、その周知に努めることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科のディプロマ・ポリシーを策定し、その具体性には課題があるものの、大学ウェブサイトや学生便覧等を通じて周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、学則及び履修規程に定めて周知している。学位論文に係る評価の基準の策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点については改善が必要であるが、修了認定基準については大学院学則及び学位規程に定めて周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を教授会等において厳正に適用している。

〈改善を要する点〉

○ディプロマ・ポリシーについて、学則に規定している使命・目的及び教育目的とほぼ同様の表現であるため、どのような学修成果を挙げた者に卒業を認定し学位を授与するのかという点において具体性を著しく欠いており、学生が身に付けるべき資質・能力を明示していない点は改善を要する。

○大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に定めのある学位論文に係る評価の基準について、その策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点は改善を要する。

〈参考意見〉

○ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準については授業科目ごとにシラバスに明記することとしているが、記載内容に精粗が見られるため、対応が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトや学生便覧等を通じて周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性に関しては、一体的で整合性があるとはいえないものの、学外者の意見を聴く機会を設けている。

カキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、シラバスを整備している。また、学期ごとの履修登録単位数の上限を設定し、GPA(Grade Point Average)に応じて上限単位数を変動させるなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

教養教育に関しては､総合教育科目を設置するとともに運用に関する体制を整えており、適切に実施している。

教授方法の工夫・開発に関しては、毎学期末に授業評価アンケートを実施し、その結果に基づいて各授業科目の担当教員に授業改善計画書の提出を義務付け、FD 委員会において内容を確認する体制を整えて運用を行っている。

〈参考意見〉

○カリキュラム・ポリシーについて、学生が身に付けるべき資質・能力を記述しており、カリキュラム･マップにおいてもカリキュラム･ポリシーとの関係を記載しているため、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成や教育内容・方法、学修成果の評価方法を示す上で、一体的で整合性のあるものとし、両ポリシーの一貫性を確保することが望まれる。

○学部及び研究科のシラバスに関して、一部の科目について作成していないため、適切に整備することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に関して、授業評価アンケート及び学生生活満足度アンケートを実施している。また、アドバイザー教員制度により学生の学修状況を把握するとともに､「めいおんポータルサイト」に設置した修学ポートフォリオを通

じて、学生の成績や履修状況、出席状況等を確認する体制を整え、学修成果の可視化を図っている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、FD 委員会を定期的に実施しているほか、FD 分科会や FD 講習会を実施し、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを行っている。また、アセスメント・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトに教育情報の公開として掲載をしている。

〈参考意見〉

○アセスメント・ポリシーは策定しているものの、学修成果の点検・評価に活用している修学ポートフォリオが対応した内容になっておらず､改定を進めている状態であるため、アセスメント・ポリシーに基づく適切な運用を早期に開始できるよう配慮されたい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを支える体制を「名古屋音楽大学学部長・系長に関する規程」等の諸規則に基づき整備しており、各役職者の職務も関係規則で適切に示している。

委員会等の組織体制については､教学の執行部及び事務管理職等で構成する執行部会議、運営委員会をはじめ、教授会のもとに各委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

設置校を横断した入試・広報センター、図書館・情報センター、キャリア支援センターを組織するとともに、執行部会議、運営委員会及び各委員会において事務部長が委員として参画するなど、教職協働による機能的な教学マネジメントの体制を実現している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の採用・昇任については、「名古屋音楽大学教員選考規程」「名古屋音楽大学教員選考基準」を定め、教員資格審査委員会が資格選考基準に基づき研究業績、教育業績、社会的な活動等を評価した上で適当と認めた者を教授会で審議して学長が決定しており、公正性を担保した選考を行っている。

FD については、「名古屋音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定めて FD 委員会を設置し、教育内容・方法等の改善に向けた FD 研修会を実施している。

学部に必要な専任教員数は、設置基準を満たし適切に配置しているが、研究科に必要な研究指導教員数は、過去 6 年にわたって一度も充足しておらず、その不足数が拡大している。指導体制の不備は、教育研究及び学生支援の質への影響が大きく、最優先課題として位置付け、至急充足する必要がある。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、器楽専攻 4 人、声楽専攻 1 人、作曲専攻 1 人、音楽教育学専攻 1 人の計 7 人の資格審査を行い、令和 5(2023)年 12 月 7 日に開催した臨時研究科委員会において同 7 人の研究指導教員への任用について審議･承認した。また、12 月 12 日に開催した常任理事会において令和 6(2024)年 1 月 1 日付での任用を決定し、その結果を 1 月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○音楽研究科の研究指導教員について、4 専攻全てにおいて、大学院設置基準に定める基準数に対して 1 人ずつ、計 4 人不足しており、至急改善する必要がある。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人同朋学園事務職員研修規程」に基づき、研修を「学園内で計画する業務に必要な知識及び技能の習得のための研修」「学園外で計画する業務に必要な知識及び技能の習得のための研修」「自己の職能の育成に資する知識及び技能の習得のための大学院通信教育等の受講」に区分し、事務職員研修会、管理職研修会、階層別研修、初任者研修等を実施し、法人全体で職員の資質・能力の向上を図っている。

円滑かつ正確な業務運営のための上司部下のコミュニケーションツールとして、「同朋

学園スタッフポートフォリオ」制度を整備し、職員のモチベーションの向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全専任教員に独立した研究室を整備するとともに、タブレット端末等の必要な機器備品を配付するなど、研究環境の整備に努めている。

「名古屋音楽大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「名古屋音楽大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程」を定めて不正行為の防止を図り、研究倫理に関する研修会を実施するなど、研究倫理の啓発を図っている。

全ての専任教員に個人研究費を支給するとともに、採択型の特別研究費としてプロジェクト研究費、演奏・研究補助費を支給しており、研究に対する経済的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を定め、常任理事会等の組織体制を整備して、組織倫理の確立と法令遵守を図っている。法令に定める各種情報を大学ウェブサイトで概ね適切に公表している。

使命・目的を実現するために、毎年度の事業計画及び予算を策定し、その達成に向けて継続的に努力している。

名古屋市の条例に基づく「地球温暖化対策計画書」を策定しているほか、ハラスメント防止、公益通報、安全衛生管理、個人情報保護、消防計画、緊急事態対策等に関する規則

を定めて、環境保全、人権、安全に配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行うとともに、理事長及び常任理事で構成する常任理事会を置いて概ね月 1 回開催し、あらかじめ理事会において定めた事項について審議決定する仕組みを構築するなど､機動的かつ機能的な意思決定を実現している。

理事を寄附行為の定めに従って選任している。理事会への理事の出席率は高く、欠席時にも議案ごとに賛否の意思表示が可能な意見書を用いて議決権を行使できるなど、適切な運営を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長と理事である学長との意思疎通のもと、理事長が法人部門、学長が教学部門のそれぞれの意思決定においてリーダーシップを発揮している。法人の設置校の教学責任者で構成する所属長会を設置し理事長のビジョンや考えを共有する仕組みを構築しているほか、事務協議会や事務ミーティングを通して法人及び大学の各管理運営部門間の情報共有と連携を図っている。

理事会における監事の監査報告の取扱いに改善すべき点があるが、監事は理事会及び評議員会並びに常任理事会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について確認し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。

評議員の定数に欠員が生じている点は早急な改善が必要であるが、その選任方法や評議員会への諮問事項及び報告すべき事項は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告を理事会で審議・承認している点は、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため改善が必要である。

○評議員数が理事定数の 2 倍を超える数未満であり、私立学校法第 41 条第 2 項及び寄附

行為第 20 条第 2 項の規定を満たしていない点は、早急な改善を要する。

〈参考意見〉

○令和 4(2022)年度の監事の監査報告書について、令和 5(2023)年 3 月に退任した監事が監査を行ったが、同年 4 月に就任した監事の署名捺印がされているため、適切な対応が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「資金収支計算書シミュレーション（2020～2028）」を作成し、それに基づき毎年度「事業計画及び当初予算編成方針」を提示しており、計画的な財務運営を行っている。

法人全体の学生生徒等納付金が堅調に増加していることに加え、予算編成を厳格に行うことで、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額をいずれも良好な水準でプラスに維持している。令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度にかけて、同一法人の他の設置校におけるキャンパス移転の大型設備投資のために特定資産の取崩しや資金調達を行ったものの、特定資産を継続的かつ計画的に繰入れるとともに、借入金は計画に基づき返済できており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」を整備し、規則にのっとり適切に会計処理を行っている。

予算は 3 月の評議員会及び理事会で決定し、4 月の学生生徒数確定と事業計画の変更等を受けて、12 月に評議員会及び理事会で適正に補正予算を編成している。

法人は、監事 2 人を置き会計監査及び業務監査を実施するほか、内部監査室による法人の業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査を行う体制を整備して適切に監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「名古屋音楽大学大学評価委員会規程」を定め、学長をはじめとする役職者で構成する大学評価委員会を組織し、自己点検・評価を実施している。

教学ガバナンスとしての内部質保証のために、執行部会議及び運営委員会を機動的に展開しており、運営委員会の構成員が大学評価委員会の委員を兼ねているため、情報共有が可能な体制になっている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を明示することにより、各部署における PDCA サイクルを統合的に管理・推進する組織の整備、責任体制の確立が望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学評価委員会が中心となって自己点検・評価を実施しており、その結果を自己点検評価書にまとめて大学ウェブサイトで学内外に公表している。

学長指名による IR 担当者が学内関連部署からの情報を集約して分析しているほか、理事長のもとに IR 室を設置し、財務・経営に関する情報の収集と分析を行い、課題の発見と改善のための組織的な体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を実施し、各種アンケート調査の結果等を踏まえて教育研究活動の改善に結びつけるための PDCA サイクルの確立に努めている。「第三者との教育懇談会」を実施し、学外からの意見を自己点検・評価に役立て改善を図っている。

常任理事会等の法人の主要審議機関において研究指導教員数の不足を審議しておらず、監事監査報告書や内部監査室の監査報告書でも問題として取上げていないなど、法人及び大学の問題認識が不十分であることをはじめ、自己点検・評価を適切に実施しておらず、内部質保証の機能性に課題がある。

三つのポリシーに関する諸課題の改善については、対応する部署等が起案して実施するとともに、各種委員会、大学評価委員会、執行部会議等で協議しており、教育研究活動の改善に向けて取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○大学院の学生受入れ数、ディプロマ・ポリシーの具体性、学位論文に係る評価の基準の策定及び公表、研究指導教員の確保、監事の監査報告の取扱い、評議員の選任について改善を要する事項があり、自主的・自律的な自己点検・評価を適切に実施しておらず、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献

Ａ－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育、良質の音楽を提供する演奏会など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 地域の施設等での演奏会やワークショップなど、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-③ 小・中学校、高等学校での演奏会や出張レッスン、出張講義など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

Ａ－2．同窓連携、行政連携、文化諸団体との連携を通じた音楽文化の振興と継承

A-2-① 音楽という専門を通じた同窓生の連携による地域の音楽教育及び音楽文化振興への貢献

A-2-② 音楽という専門性を活かした特色あるかたちでの行政・文化振興団体との連携

A-2-③ 音楽諸団体、文化諸団体との連携

【概評】

大学が設置している三つのホールの開放をはじめ、各種の公開講座、地域の幅広い年齢層を対象とする附属音楽アカデミー音楽教室を開講し、発表会を行っている。また、大学主催の演奏会や出張コンサート、地域の施設等での演奏会やワークショップ、小・中・高等学校での演奏会や出張レッスン、出張講義等を行い、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を積極的に行っている。

同窓生の連携による演奏会や研修会を行い、地域の音楽教育及び音楽文化振興に貢献している。また、音楽という専門性を生かした特色ある形で、さまざまな市町村、文化振興団体、音楽諸団体との連携協定を結んでいる。中でも名古屋市西部における地域文化の活性化のために、名古屋市文化振興事業団との連携により野外コンサートやワークショップを定期的に開催するなど、多様な活動を通して、地域の音楽文化振興に貢献している。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．音楽を通じた国際交流

B-1-①　海外の大学との連携協力協定の締結と音楽を通じた学術交流

B-1-②　世界の音楽家との交流を通じた音楽文化と音楽教育の発展

【概評】

大学の使命・目的を国際的に達成するべく、海外の大学との連携協力や音楽を通じた学術交流、海外の音楽家を招いての演奏会や公開レッスン等を実施している。

その中心となる事業の一つであるモーツァルテウム芸術大学との単位互換システム「Erasmus+」による短期派遣留学制度では、より一層活発な交流を目指して、派遣生への奨学金給付の検討や派遣中の安全確保等について検討を図っている。また、ヨーロッパ、中国、アメリカ等の大学との海外学術協定を新規に締結する視野を持って、音楽を通じた世界的な学術交流の推進を図ろうとしている。

海外へ向かう国際交流だけでなく、海外の一流の演奏家を大学に招へいし、その演奏家との交流を通した教育等、国内に居ながらにして世界の音楽文化や演奏水準を修得できる事業も積極的に展開している。

こうした音楽を通じた国内外における学術交流によって、広く音楽文化と音楽教育の発展に寄与している。

基準Ｃ．生涯学習

Ｃ－1．大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用

C-1-①　子どもを対象とした音楽教室などの実施

C-1-②　社会人を対象とした音楽教室、公開講座、リフレッシュ教育などの実施

C-1-③　編入生・研究生・ディプロマコースなどを活用した社会人の受入れ

【概評】

幼稚園児を対象とする附属音楽アカデミー音楽教室を定期的に開講し、発表会を実施している。また、学校に吹奏楽部がない子ども達が楽しく活動できる場として「めいおん☆ジュニアウインド」を開設し、グループレッスンを行っている。その他、児童を対象とする「めいおん出張コンサート」、小学生とその保護者を対象とする「めいおんワークショップ～親子で楽しむミニ演奏会と打楽器の魅力体験」等、さまざまなコンサートやワークショップを開催している。

社会人向けの音楽教室、公開講座、リフレッシュ教育等を実施しているほか、地域の人々が気軽に音楽に親しめるよう、「めいおん出張コンサート」を各地のコンサートホールや地域の公共施設等で実施しており、大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用を積極的に行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 51(1976)年度
所在地　　愛知県名古屋市中村区稲葉地町 7-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
音楽研究科	器楽専攻　声楽専攻　作曲専攻　音楽教育学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

51 名古屋学芸大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「人間教育と実学」をもとに教育目的、各学部・学科及び研究科における人材養成の目的、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めて、学生便覧、大学ホームページ、大学案内、学生後援会会報等で学生、兼任教員を含む教職員、学外に周知している。

大学の目標と将来ビジョンを明確にした名古屋学芸大学中期計画「“NUAS Next”(Vision for the Future)(2023-2029)」（以下「名古屋学芸大学中期計画（対象年度）」という。）を策定し、大学の使命・目的を達成するために必要な学部学科、大学附置の各種センターなどを整備している。

人材養成の目的、三つのポリシー及び教育課程の適切性について随時、外部見識者などの意見を参考にして教学マネジメント委員会で審議し、社会情勢に応じて見直しを行っている。

「基準２．学生」について

教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づいたアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページや学生募集要項等で積極的に周知している。このアドミッション・ポリシーにのっとり入学者選抜を行い、収容定員を適切に確保している。教務委員会、教養教育機構運営委員会、教学マネジメント委員会等が連携して、学生の学修及び授業を支援するシステムを構築している。

保健室や学生相談室が適切に設置され、クラスアドバイザー制度を導入することで、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談を教職協働で実施している。また、キャリア教育支援の体制を整備し、「キャリアデザインプログラム」を 1 年次から 3 年次まで計画的に展開している。

「学習状況調査」等の各種アンケートや「学生意見箱」で教育内容や学生生活全般に対する学生の意見収集し、大学の対応策を学生に公表している。

大学と法人で各種の奨学金制度を設けて充実した経済的支援を行っている。

〈優れた点〉

○「遠隔地就職活動交通費支援制度」を設けて、就職試験とインターンシップ参加に掛かる学生の費用負担を補助している点は評価できる。

○入学時の健康診断の一つとして麻しん、風しん、水ぼうそう、流行性耳下腺炎の抗体検

査を行い、抗体価の低い学生には予防接種の必要性を説明し、費用の一部を大学が補助して接種を勧奨している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学の教育目的及び人材養成の目的、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、大学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、「成績評価割合のガイドライン」を策定して厳格な成績評価を行っている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について定期的に検証と確認を行っている。

定期的に FD(Faculty Development)研修会や「教育シンポジウム」を開催し、教授方法の改善に努めるとともに、積極的にアクティブ・ラーニングや ICT （情報通信技術）を授業に取入れ、教授方法を工夫している。

学生の学修成果、教員の教育成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的でアセスメント・ポリシーを策定し、各種評価指標に基づいて学修成果を点検・評価している。

〈優れた点〉

〇アセスメント・ポリシーを策定し、多様な評価指標に基づき、学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取組むとともに、評価指標に係るデータを分析・閲覧をしやすい仕組みを整備して、さまざまな分野で活用している点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の校務をつかさどり教職員を統督する学長が、大学の代表として適切なリーダーシップを発揮できるよう、組織規程や学則など各種規則等により体制を整備している。学長を補佐する体制として副学長を選任するとともに、教授会、研究科委員会、各種常置委員会を設け、権限の分散と責任の所在を明確にし、教学マネジメントを推進している。

教員の採用・昇任は、「名古屋学芸大学教員選考に関する規程」「名古屋学芸大学教員の資格に係る審査選考基準」等を定め運用している。

教職員の資質や専門性の向上を目的とするさまざまな FD・SD(Staff Development)研修会を計画的に実施している。

専門の職員を配置して教員の書類作成や各種手続きの支援を行うことで、科学研究費助成事業、受託研究、共同研究などの外部資金獲得の導入を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、組織規程や公益通報に関する規則などの経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備して運営し、大学における各種情報を大学ホームページで公表している。監事の選任や職務については、寄附行為をはじめ監事監査規程等に基づき行われており、理事会及び評議員会への出席状況も良好である。評議員会の開催状況や評議員の出席状況などは良好である。理事会で事業報告の承認を得る前に評議員会に報告し意見を求め

ていることについて、寄附行為にのっとって運営するよう、改善が必要である。
教授会、各種委員会、定例事務打合せ会等での意見聴取や協議により教職員の提案等などをくみ上げる仕組みが機能している。
法人全体の財務については、安定した財務基盤が確立されている。

「基準６．内部質保証」について
内部質保証の方針を学則や「名古屋学芸大学中期計画(2023-2029)」で明示している。学長を最高責任者として建学の理念や中・長期計画などの重要事項を検討する「学長企画室会議」、大学の決議機関である「評議会」、教学改革を目的とする「教学マネジメント委員会」等の体制を整え、責任体制が明確である。
アセスメント・ポリシーにのっとり「学生受講結果アンケート」「学習状況調査」等を定期的に全学的に実施し、分析結果を学部学科、各委員会で検証し、最終的に「自己点検・評価委員会」にて集約する体制が整えられている。IR (Institutional Research)データの分析結果を学内で共有して教育の改善・向上の資料とするとともに、大学ホームページを通して学外に公表している。
「名古屋学芸大学中期計画(2016-2022)」の目標達成状況を検証して「名古屋学芸大学中期計画(2023-2029)」につなげ、継続的に大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

総じて、大学は建学の精神「人間教育と実学」及び使命・目的、教育目的の実現に向けて、三つのポリシーに基づく適切な教育課程を編成している。建学の精神に即した人材育成を行うための施設整備、学生の実習や学外活動を支援する体制が充実している。学長のガバナンスのもとに教職協働による内部質保証へつなげる体制が機能している。学生募集は堅調で、財務状況も良好である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。
1. 教学 IR データに基づいた内部質保証の検証ときめの細かい学生対応

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「人間教育と実学」を見つめ直した、「人と心」をテーマに掲げ、人間のために「知と美と健康を創造していく」という教育の基本理念をもとにした教育目的、各学部・学科及び研究科における人材養成の目的、三つのポリシーを設定している。これらは一貫性があり、大学の個性・特色を分かりやすく明文化している。学科及び研究科における人材養成の目的や三つのポリシー、教育課程の適切性については、定期的に外部見識者の意見を参考にして教学マネジメント委員会で審議し、社会情勢に応じて見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「名古屋学芸大学中期計画(2016-2022)」の検証と全教職員を対象に提出を求めた「名古屋学芸大学 将来の夢～将来予測～」をもとに、目標と将来ビジョンを明確にした「名古屋学芸大学中期計画(2023-2029)」を策定し、大学の使命・目的を達成するために必要な学部・学科を整備している。また、大学の使命・目的及び教育課程の質的充実、高度化を目指して、大学附置の「健康・栄養研究所」「教養教育機構」「地域連携推進研究機構」「教職センター」、更にはメディア造形学部附置の「産官学協同研究センター」とヒューマンケア学部附置の「子どもケアセンター」を設置している。建学の精神、教育理念、教育目的、学部・学科と研究科の人材養成の目的及び使命・目的を反映した三つのポリシーを学生便覧、大学ホームページ、大学案内、学生後援会会報等を通じて、学生や兼任教員を含む教職員、学外に対して周知している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、各学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページや学生募集要項等で周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れが行われており、学力検査委員会は厳格な管理のもとで試験問題の作成とチェックを行っており、作成委員の選出も適切に行われている。

学生の受入れ人数について、一般入試の倍率は高く、大学全体で収容定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、FD 推進委員会、教養教育機構運営委員会、教学マネジメント委員会が連携し、教職員協働のもと、学生の学修や授業支援のためのシステムを構築している。

クラスアドバイザー制度が導入され､教員と事務職員が協働して､学生相談や問題解決、退学や留年の防止に取組んでおり、全学的なオフィスアワーを実施することで、組織的に学生の学修をサポートしている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外での社会的・職業的自立を支援するため、キャリアリアサポートセンターを中心にキャリア教育支援体制が整備されており、1 年次から 3 年次までの学生を対象に

「キャリアデザインプログラム」を計画的に展開している。

各学科では学外実習やインターンシップ、コンテスト出品、資格試験対策講座等について独自に企画、運営している。

大学主催の「合同企業説明会」や他大学と共催の「芸術学生のための合同企業説明会」を開催しており、大学独自の「就職支援アプリ（SKY アプリ）」等も活用し、学生への就職支援を強化している。

〈優れた点〉

○「遠隔地就職活動交通費支援制度」を設けて、就職試験とインターンシップ参加に掛かる学生の費用負担を補助している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生会の課外活動に対して活動助成金を支援し、学生部長、学生厚生委員会及び学生課が、学生会の活動について指導・監督・援助を適切に行っている。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などは、保健管理センターに設置する保健室、学生相談室、クラスアドバイザー、学生課が連携を図りながら対応している。また、教職協働でハラスメント対策に取組んでいる。

大学独自の給付奨学金「学業成績最優秀奨学金」「学業成績優秀者育英奨学金」や学校法人の貸与奨学金「中西学園貸与奨学金制度」「名古屋外国語大学・名古屋学芸大学緊急経済支援（授業料減免）要項」、派遣・交換留学などに対する留学奨学金給付等、経済的支援が充実している。

〈優れた点〉

○入学時の健康診断の一つとして麻しん、風しん、水ぼうそう、流行性耳下腺炎の抗体検査を行い、抗体価の低い学生には予防接種の必要性を説明し、費用の一部を大学が補助して接種を勧奨している点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、校舎などの学修環境を整備し、適切な運営・管理を行っている。図書館は教育研究上、十分な学術情報資料を確保し、開館時間を含め学生が十分に利用できる環境が整備されている。また、ICT 活用教育推進室が管理する情報演習室、コンピュータ教室は適切に整備され、運営されている。

施設・設備の利便性、特にバリアフリー対応に配慮し、エレベータを増設しているが、学内には一部に段差や階段が残っており、改修が必要な箇所は今後の予算を鑑みながら改善を進める予定である。

全ての建物の耐震性に問題はなく、消防設備、電気設備、空調環境などは法令にのっとり定期的に点検の実施・確認を行っている。

授業を行う学生数の適切な管理を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

教育内容や学生生活全般に対する学生の意見などをくみ上げる全学共通のアンケート「学習状況調査」、4 年次卒業直前の「卒業時満足度調査」を作成・実施して、学長企画室会議、大学戦略会議、評議会、教授会、学生厚生委員会等で協議している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果を活用する体制をとっている。

学修環境に関する学生からの意見に関しては、学長室へ直接問題提起するための「学生意見箱」が設置されており、学生からの意見は学長企画室会議等で対応内容が検討され、必要な改善がなされた後、学生に公表している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学則に定め、大学ホームページで公表するとともに学生便覧、大学案内に記載し、学内外に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則及び規則に定め、厳正に適用している。これらの基準は、大学ホームページ、「履修の手引」、オリエンテーション・ガイダンス等を通じて、学生に周知されている。

成績評価に関しては、成績評価に関する規則を定めるとともに、「成績評価割合のガイドライン」を策定し、厳格に評価を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的及び人材養成の目的、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを学則に定め、大学ホームページで公表するとともに学生便覧、「履修の手引」及び大学院ガイドブックに記載し、大学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、定期的に検証と確認を行っており、その一貫性は確保されている。

大学、大学院共に、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されている。また、履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質化を保っている。教養科目に関しても、広く教養を身に付けるために履修上の工夫を行っている。

教授方法に関しては、定期的に FD 研修会や教育シンポジウムを開催し、その改善に努めるとともに、積極的にアクティブ・ラーニングや ICT を授業に取入れ、教授方法を工夫している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学生の学修成果、教員の教育成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的でアセスメント・ポリシーを策定し、そこに定められた評価指標に基づき、学修成果を点検・評価している。評価指標は、各種アンケートの調査結果、国家試験の合格率、資格の取得率、就職率等、多様な視点を含んでいる。
授業担当者は「学生受講結果アンケート」の結果をもとに、授業改善と学生へのフィードバックを目的とした授業改善計画書「授業運営の教員振り返り」を作成し、学生・教職員に向けて学内ポータルサイトで公開している。

〈優れた点〉
○アセスメント・ポリシーを策定し、多様な評価指標に基づき、学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取組むとともに、評価指標に係るデータを分析・閲覧をしやすい仕組みを整備して、さまざまな分野で活用している点は高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の意思決定や教学マネジメントについては、大学の校務をつかさどり教職員を統督する学長が、大学の代表として適切なリーダーシップが発揮できるよう、組織規程や学則など、各種規則により体制が整備されている。

また、学長を補佐する体制として、規則に基づき副学長を選任するとともに、教授会、研究科委員会、各種常置委員会を設け、権限の分散と責任の所在を明確にし、教学マネジメントを推進している。

事務組織においては、各部署に必要な職員を配置し業務を執行している。加えて、教務部及び学生部に担当副学長を置くなど、教職協働で大学運営が行われており、全学的な教学マネジメント体制が適切に機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における専任教員数は、設置基準で定められている教員数を踏まえ、「教員組織の編制方針」にて定める教員の定員に沿って、適切に配置している。

教員の採用・昇任は、「名古屋学芸大学教員選考に関する規程」「名古屋学芸大学教員の資格に係る審査選考基準」等を定め運用している。

FD における組織的な取組みとして、全学の FD 推進委員会による継続的な課題の発見や分析、FD 活動の見直しのほか、全学規模の「教育シンポジウム」の開催や「新任教員 FD 研修会」、更には学科独自の FD 委員会や FD 研修会も実施している。

また、毎学期「学生受講結果アンケート」を実施しており、各授業担当者はその結果を検証し授業改善計画として「授業運営の教員振り返り」を作成、学内公開するとともに、次年度のシラバス改善に生かすことで PDCA サイクルを回している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質や専門性の向上を図るために、「SD 実施のための教職員の人材育成の基本方針・目指す教職員像」が定められ、SD が実施されている。

新規採用職員には、外部講師によるビジネスマナー研修や、法人の教育理念、大学の特色、教育課程の編成、就業規則をはじめとする諸規則の説明を実施している。

また、全教職員対象に、「大学におけるハラスメントの事例と対応について」「海外危機

管理セミナー」「メンタルヘルスについて」等の SD 研修会を実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、研究活動に必要な個人研究室が整備されている。

また、研究倫理に関する規則として「名古屋学芸大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「名古屋学芸大学研究倫理マネジメント規程」が整備され、厳正に運用されている。

研究活動への支援については、専任教員に対し個人研究費が支給されているほか、教員の研究活動を奨励するための学長裁量経費を設け「科学研究費補助事業推進研究」等で学内の研究者を支援している。

科学研究費助成事業に加え、「受託研究」「共同研究」「奨学寄附金」等の外部資金獲得の導入を図っている。また、専門の職員を配置し、教員の書類作成や各種手続きの支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめ組織や公益通報に関する規則など、組織倫理に関して、経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備し、運営を行っている。また、大学における各種情報については、大学ホームページを通して公表している。

その上で、大学の使命・目的を実現するために、「学長企画室会議」にて継続的な議論を

行うとともに、「名古屋学芸大学中期計画(2023-2029)」を策定するなど、継続した取組みが行われている。

加えて、施設設備の維持管理や衛生管理、ハラスメント防止や個人情報保護、危機管理に関する規則の策定と体制整備、教職員及び学生参加による消防訓練の実施など、環境保全、人権、安全への配慮にも取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制として、理事会を法人業務の最終的な意思決定機関として位置付けている。

理事会においては、基本的な運営方針や事業計画、予算について決定し執行するなど、寄附行為に沿って運営が行われている。また、理事会における理事の出席状況は良好で、出席できない場合には、書面議決書の提出をもって出席としている。

加えて、理事会の機能を補佐する体制として、「常任理事会」を設置し、理事会や評議員会における議案や管理運営上の課題などについて協議を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為により学長、学部長が理事となり、教学部門の意思が管理部門に反映されている。他方、「大学戦略会議」を通じて管理部門が教学部門の考え方や方向性を常に掌握するとともに、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、内部統制環境が整備されている。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、教授会、各種委員会、定例事務打合せ会等での意見聴取や協議により、教職員の意見のボトムアップが機能している。

予算作成などに関して、法人と大学との間でヒアリングを行い、双方の立場から協議することにより、相互にチェックできる仕組みを整備している。

監事の選任や職務については、寄附行為をはじめ監事監査規程等に基づき行われており、理事会及び評議員会への出席状況も良好である。また、評議員会においては、付議事項の設定に一部課題はあるが、開催状況や評議員の出席状況などは良好で機能している。

〈改善を要する点〉

○事業報告について、理事会で承認を得る前に評議員会に報告し、意見を求めていることから、私立学校法 46 条及び寄附行為第 34 条第 2 項を踏まえ、理事会で承認した後に評議員会にて意見を求めるよう改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の中・長期財政計画として、「中期計画 令和 2(2020)年度 期間 5 年間～10 年間」を作成し、補完する資料として「中期予算書」を作成している。

予算作成では、財務委員会が申請された予算要求額についてヒアリングなどで査定している。決算時には法人全体だけでなく、大学や学部単位でも財務分析を行っている。その結果を予算単位の責任者と共有することで、中・長期的な予算編成を含む事業計画の見直しができる体制を構築している。

基本金組入前当年度収支差額については、大学、法人全体で平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度まで黒字となっており、安定した財政基盤を確保している。

科学研究費助成事業のほか、受託研究、共同研究、奨学寄附金等の外部資金の導入を図っている。また、第 2 号基本金を計画的に組入れている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、法人事務局財務部において、学校法人会計基準に準拠し、法人の経理諸規則に従って正確かつ適切に処理が行われている。

監査法人により、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規則に基づく会計監査が適正に行われている。

監事の監査は、監事監査会において、法人から業務状況や財務状況について情報を随時収集するとともに、毎年 3 月と 5 月に監査法人監査に立会いをして、会計監査状況についても状況を掌握することにより、法人運営が適切に行われているかを監査している。また、毎会計年度に監事による監査報告書を作成し、理事会・評議員会に監査結果を報告してい

る。

予算執行は、「予算管理 Web システム」により、予算化されていない執行及び予算額を超える執行ができないようになっている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的方針を、学則第 2 条、大学院学則第 2 条及び「名古屋学芸大学中期計画(2023-2029)」の大項目「教育の質を保証するために大学改革を推進する」で明示している。各委員会・部局で収集した教学 IR データを大学改革・IR 推進室が分析し、それらを学部学科、各委員会で検証した結果を「自己点検・評価委員会」にて集約する体制をとっている。自己点検・評価に当たっては、学長を最高責任者として建学の精神、中・長期計画などの重要事項を検討する「学長企画室会議」、大学の決議機関である「評議会」、教学改革を目的とする「教学マネジメント委員会」等の明確な責任体制を整えている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーにのっとり定期的に実施している「新入生状況調査」「学生受講結果アンケート」「学習状況調査」「卒業時満足度調査」の分析結果を学内で共有して教育の改善・向上のための資料として活用するとともに、大学ホームページを通して学外に公表している。内部質保証の自主的・自律的な自己点検・評価を中心として「学長企画室会議」の下に自己点検・評価委員会を設置し、教学 IR データに基づく分析結果を総括して学内にフィードバックしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を行う際に、人材養成の目的や三つのポリシーが社会情勢の変化と整合性が保たれるように、外部評価員から意見聴取やアンケート調査を通じた外部機関による点検・評価を実施している。これらの情報は教学マネジメント委員会によって教育の改善・向上に活用されている。「名古屋学芸大学中期計画(2016-2022)」の目標達成状況を検証して「名古屋学芸大学中期計画(2023-2029)」につなげ、継続的に大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

〈参考意見〉

○事業報告に関する理事会・評議員会の取扱いについて改善を要する点があり、内部質保証の機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

Ａ－1．地域社会（自治体・企業・教育研究機関等）連携の推進、連携活動を通じた学生の専門スキル向上と人間的成長、大学が有する知識・技術等による社会貢献

- A-1-① 学生以外への教育サービスや学習機会の提供（公開講座、各種研修やセミナーの開催、図書館の開放など）
- A-1-② 地域自治体と連携した地域社会づくり（地域課題解決等）への参画
- A-1-③ 地域産業、地域企業と連携した産業振興、研究開発、人材育成
- A-1-④ 地域自治体、企業等と連携した製品開発、イベントの創生、新しい価値の創造
- A-1-⑤ 医療機関、福祉施設と連携した地域医療、地域福祉活動への参画
- A-1-⑥ 学生の社会貢献活動（サービスラーニング）の支援
- A-1-⑦ 健康と栄養に関する研究、調査、研修会等の実と成果報告
- A-1-⑧ 地域の子育て支援
- A-1-⑨ 地域連携活動（実学）に参画した学生の専門スキルの向上と人間的成長
- A-1-⑩ 地域連携・社会貢献活動の大学内外への紹介、PR

【概評】

大学の特色や強みを生かし、愛知県、日進市、名古屋市、大府市等の自治体と連携し、食育、保育、医療・看護等の分野で、地域の課題解決に向けたさまざまな取組みを行い、社会に貢献している。また、日本赤十字社愛知支部や JR 東海等の地域産業や企業と連携

した製品開発やイベントの創生、名城大学の駅伝部への栄養サポート、愛知県美術館との共同主催による学生作品上映事業「ムービングイメージフェスティバル」の企画・運営など、各学部・学科の特色や専門性を生かした活動を積極的に行っている。そして、これらの取組みや活動を通じて、学生の専門スキルの向上や人間的成長を図っている。

地域や地域産業・企業との連携活動を活性化させるために、大学ホームページや SNS 等の情報発信の環境整備を行い、地域連携・社会活動の大学内外への紹介やピーアールに努めている。大学主催の公開講座や日進市大学連携講座、社会人教育講座の開講、大学図書館の日進市民への開放など、地域住民に対して教育サービスや学習機会の提供を積極的に行い、地域に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．教学 IR データに基づいた内部質保証の検証ときめの細かい学生対応

本学では、三つのポリシーを起点した内部質保証に関わり、学生の学修成果、教員の教育成果を可視化し、学生が修得した能力、教育課程の適切性、大学の教育力を評価し、教育改善を恒常的に実施する目的で、アセスメント・ポリシー（学修成果に関する評価指針）を策定し、入学から卒業までにおける、「機関（大学）」、「教育課程（学科・専攻）」及び「科目（各授業）」のそれぞれのレベル毎に測定・評価を行うため、その評価指標を、各レベル・評価時期に対して定めている。

アセスメント・ポリシーにより得られた教学 IR データに基づき、「人材養成の目的」、「三つのポリシー」、「教育課程」について検証を行い、改善を図っているが、それに加え学生個々における各学年・学期の学修状況や修学状況を総合的把握し、特に成績や授業への出席が芳しくない学生を対象に、面談など細かい対応を図っている。

これらの対応の結果、国家試験の合格率、教員への採用状況、専門的な知識・技能を活かした就職など、本学が求めている専門職業人への育成に至っていると評価している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　愛知県日進市岩崎町竹ノ山 57
　　愛知県名古屋市中区三の丸 4-4-1
　　愛知県名古屋市新栄 1-9-6

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
管理栄養学部	管理栄養学科
メディア造形学部	映像メディア学科　デザイン学科　ファッション造形学科

ヒューマンケア学部	子どもケア学科
看護学部	看護学科
栄養科学研究科	栄養科学専攻
メディア造形研究科	メディア造形専攻
子どもケア研究科	子どもケア専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 7 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 8 日	11 月 8 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

52 名古屋造形大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を学則に明文化している。教育目的を学部は領域ごと、大学院は分野ごとに簡潔に文章化し、大学ウェブサイトや大学案内等で周知している。教育目的を具体的に実践するために、5 項目の個性・特色を表している。カリキュラム変更やキャンパス移転等、社会情勢の変化への対応も柔軟に行っている。学則に規定している使命・目的及び教育目的を改定する際は、教授会・研究科委員会での審議を通じて教職員が関与・参画し、常任理事会を経て理事会で決定することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的を新入生ガイダンスや年度初めの教授会において周知している。大学の中期計画を策定し、キャンパス移転等の計画を着実に実行している。教育目的を踏まえて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために、1 学部 1 学科 5 領域、1 研究科 1 専攻の教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、選抜試験ごとに、学力の 3 要素と共に専門分野への興味・関心等を評価することを大学ウェブサイトや入学者選抜要項等に掲載して周知している。入学希望者を確保する試みを実施しており、収容定員を満たしている。学修支援については、教員と事務部が連携して対応する体制を整備している。教育課程内外を通じて、キャリア形成の指導体制と学びの機会を設けている。学務委員会を設置し、健康管理室及び学生相談室を設け、適切な学生支援を行っている。学内奨学金等の各種奨学金制度による経済的な支援を行っている。図書館については、学生が有効に利用できるよう開かれた図書館を目指している。学内の ICT（情報通信技術）環境も適切に整備しているほか、障がい者用設備、バリアフリーも整えている。授業は履修者数の適正化を図っている。学生からの要望や相談にデジタルツールを用いて対応している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトやルールブック等の媒体で周知している。単位認定基準、卒業認定基準については学則及び履修規程に、進級基準については進級判定に関する内規に適切に定めて周知の上､厳正に適用している。学位論文に係る評価の基準の策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点については改善が必要であるが、修了認定基準については大学院学則及び学位

規程に定めて周知している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトやルールブック等の媒体で周知している。各授業科目のシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を示すなど、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。五つの科目区分と配当年次を設け、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。学修成果の点検・評価について、より組織的な実施体制の構築が望まれるものの、各種アンケートの結果等を教育内容・方法及び学修指導の改善に生かしている。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを支える体制を規則に基づき整備している。委員会等の組織体制については権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。執行運営委員会等において事務管理職が委員として参画するなど、機能的な教学マネジメントの体制を実現している。大学及び大学院に必要な専任教員数は設置基準を満たしている。FD(Faculty Development)についてはFD委員会を設置し、FD研修会を実施しているほか、専任教員全員が自らの教育活動の振返りとしてティーチングポートフォリオを作成して大学ウェブサイトで公開するなど、FD 活動の向上に努めている。「同朋学園スタッフポートフォリオ」制度を整備し、職員のモチベーションの向上に努めている。全専任教員が利用する共同研究室を配置し、研究のためにスタジオや工房関係施設の利用を可能にするとともに、メインギャラリー、屋外ギャラリー等を研究発表や作品展示に開放するなど、研究環境の整備に努めている。

〈優れた点〉

○FD 活動の向上及び教育活動の振返りを目的に、全専任教員がティーチングポートフォリオを作成し、その内容を大学ウェブサイトで公開している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則を定め、組織倫理の確立と法令遵守を図っている。法令に定める各種情報を大学ウェブサイトで概ね適切に公表している。寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行い機動的かつ機能的な意思決定を実現している。理事を寄附行為の定めに従って選任している。評議員の定数に欠員が生じている点は早急な改善が必要であるが、その選任や評議員会への諮問事項及び報告事項の扱いは適切に行っている。理事会における監事の監査報告の取扱いに改善すべき点があるが、監事は監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。「資金収支計算書シミュレーション（2020～2028）」を作成し、それに基づき毎年度「事業計画及び当初予算編成方針」を提示しており、計画的な財務運営を行っている。学校法人会計基準に基づき諸規則を整備し、規則にのっとり適切に会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

学長をはじめとする役職者で構成する大学評価委員会を組織し、自己点検・評価を実施して教育研究水準の向上と活性化を図っている。大学評価委員会及び同委員会構成員でも

ある執行運営委員会のメンバーが中心となって、毎年度、自己点検・評価を実施しており、その結果を自己点検評価書にまとめて大学ウェブサイトで学内外に公表している。IR(Institutional Research)については、学長指名による IR 担当者及び各部署の職員で構成する IR チームが学内関連部署からの情報を集約して分析している。三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を毎年度実施し、各種アンケート調査の結果等を踏まえて教育研究活動の改善に結びつけるための PDCA サイクルの確立に努めている。内部質保証の機能性に関して、一部に改善を要する事項はあるものの、三つのポリシーに関する諸課題の改善については、対応する部署等が起案して実施するとともに、各種委員会、大学評価委員会、執行運営委員会等で協議しており、教育研究活動の改善に向けて取組んでいる。

総じて、建学の精神を親鸞聖人の説かれた「同朋精神」とする 3 大学のうちの 1 大学で、造形を 5 領域から極めんとする新たな展開を進めている進取の大学である。ワンフロア型のスタジオと集約型の工房を用意し教育理念の具現化に励んでいると同時に、国際性と地域社会の視点も有する大学である。今後とも今回の評価を参考に、ますますの発展を祈念している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携の推進」「基準 B.国際性」「基準 C.他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を学則に明文化している。教育目的を学部は領域ごと、研究科は分野ごとに、アイデンティティを表す具体的な言葉に落とし込み、大学ウェブサイトや大学案内等で周知している。教育目的を具体的に実践するために、5 項

目の個性・特色を表している。社会情勢の変化に対応して、令和 2(2020)年度に五つの領域制に移行、また、令和 4(2022)年度には教育目的を実現する場としての新キャンパスに移転するなど、積極的に改革を進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に規定している使命・目的及び教育目的を改定する際は、教授会・研究科委員会での審議を通じて教職員が関与・参画し、常任理事会を経て理事会で決定することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的を大学ウェブサイトやルールブック等に掲載しているほか、新入生ガイダンスや年度初めの教授会において周知している。大学の中期計画を策定し、キャンパス移転等の計画を着実に実行している。教育目的を踏まえて、三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために、1 学部 1 学科 5 領域、1 研究科 1 専攻のほか、造形芸術研究センターや社会交流センター等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトやルールブック、入学者選抜要項等に掲載して周知している。

アドミッション・ポリシーに基づき、選抜試験ごとに、学力の 3 要素と共に専門分野への興味・関心、表現の能力や意識、他者や社会との関係への意識等を評価することについて、入学者選抜要項に記載している。また、毎年度の入試委員会で振返りを行い、次年度の入学者選抜に反映している。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について、講師派遣プログラム等により大学の教育内容を具体的に周知する機会を設け、入学希望者を確保する試みを実施しており、収容定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援について、「名古屋造形大学アカデミック・アドバイザー内規」を設けて、アカデミック・アドバイザーを務める教員と事務部が連携して対応する体制を整備している。

教職協働のもと、中途退学、休学及び留年への対応を含め、きめ細かい学修支援を行っている。また、全専任教員がオフィスアワーを設定して学生からの相談に応じている。

授業ごとの必要性に応じて TA 等を活用し、学部及び研究科の教育の充実・活性化を図っている。

大学のガイドラインに基づき、障がいのある学生に対して、教職員、学生相談室、臨床心理士、健康管理室、看護師が必要に応じ情報交換を行い、障害者差別解消法に則した合理的配慮を協力・協働して行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを設置しており、教育課程内ではキャリア関連授業科目として「キャリアデザインⅠ」を開講するとともに、教育課程外ではキャリア支援講座や就活対策講座等を開催し、継続的なキャリア形成の指導体制と学びの機会を設けている。就職活動の支援として、地域に根差した企業の説明会を実施し、進路選択の充実化を図っている。

インターンシップについては、指導教員、学務委員会、教授会で審議し単位認定を行うなどの取組みを推進している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学務委員会を設置し、厚生補導や学生サービスに関する審議検討を行い、適切な学生支援を行っている。

看護師及び臨床心理士が常駐する健康管理室及び学生相談室を設け、学生の心身に関する健康相談等に適切に対応している。

学内奨学金等の各種奨学金制度により、優れた学修成果や実績を挙げた者、家計急変による経済困窮者等への経済的な支援を行っているとともに、学生カルテを活用して奨学生の把握を図っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等は設置基準上必要な面積を上回っている。三つのポリシーを反映した特徴的な校舎に教育目的を実現するための実習施設を有し、分野を横断した教育研究を展開している。また、造形芸術センターの運営を通じて、在学生のキャリア形成及び教員の研究活動を広く社会に紹介・発信する機会を設けている。

図書館については、授業等でも活用できるスペースを配し、開館時間を含め学生が有効に利用できるよう諸規則も設けて、開かれた図書館を目指している。また、学内の ICT 環境も適切に整備している。

障がい者用駐車スペース、多目的トイレ、エレベータ内の点字表示等、バリアフリー化を含めて設備を整えている。また、全ての建物で耐震基準を満たしている。

授業の履修者数に応じて複数クラスを開講し、1 クラス当たりの履修者数の適正化を図っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学生生活に関する学生の意見・要望を把握するために、授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケートを実施し、大学ウェブサイトで授業アンケート、卒業生アンケートの結果を公開している。また、在学生アンケートにおいて学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、IR チームが分析し、FD 委員会等で確認した後に学生へのフィードバックを行っている。

学生からの要望や相談にデジタルツールを用いて対応しているほか、教授会で「授業点検評価報告書」の内容確認と共有を行い、学生サービスの向上を図っている。

〈参考意見〉

○学生の意見・要望を幅広くくみ上げる方法として、デジタルツールの活用に加えて、匿名性を担保したシステムの整備が望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定し､大学ウェブサイトやルールブック、入学者選抜要項等の媒体で周知している。

単位認定基準、卒業認定基準については学則及び履修規程に、進級基準については進級判定に関する内規に適切に定めており、ルールブック等で周知するとともに、教授会等において厳正に適用している。また、GPA(Grade Point Average)に関しては、成績不振学生の把握や指導、各種の学修支援や学修指導に活用している。

修士制作・修士論文について、その評価基準の策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点については改善が必要であるが、修了認定基準については大学院学則及び学位規程に定めて周知している。

〈改善を要する点〉

○大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に定めのある学位論文に係る評価の基準について、その策定、学生に対する明示、大学ウェブサイトでの公表を行っていない点は改善を要する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ウェブサイトやルールブック、入学者選抜要項等の媒体で周知している。各授業科目のシラバスにおいて「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連」としてディプロマ・ポリシーとの関連を示すなど、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

段階的学修として五つの科目区分と配当年次を設け、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、シラバスを整備している。また、学期ごとの履修登録単位数の上限を設定し、GPA に応じて上限単位数を変動させるなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

教養科目群及び語学科目群により、教養教育を適切に実施している。

FD 委員会を中心とした各種アンケートによる課題抽出、FD 研修会でのティーチングポートフォリオによる授業改善の発表等を通じて授業改善に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果について、授業アンケート、卒業生アンケート、就職先の企業アンケート等で点検・評価を行っている。これについては、より組織的な実施体制の構築が望まれるが、学生による授業アンケート結果を受けて具体的な授業改善に取組むための「授業点検評価報告書」と、年度ごとに教員各自が自身の教育目標等をもとに教育活動全体を振返り考察するティーチングポートフォリオの作成・提出を全専任教員に義務付けることで、教育内容・方法及び学修指導の改善に生かしている。

学修成果の可視化として「修学ポートフォリオ」を活用することにより、修得単位数や成績、出席状況等を把握することで、学生が今後の学修目標を定めることができる体制を構築している。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価及びそのフィードバックについて、各種アンケートの結果を効果的に活用するために、より組織的に実施する体制の構築が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを支える体制を「名古屋造形大学副学長・学部長・領域長に関する規程」等の諸規則に基づき整備している。

理事長を兼務している学長を補佐するために副学長を置いているほか、委員会等の組織体制については、教学の執行部及び事務管理職等で構成する執行運営委員会をはじめ、教授会のもとに各委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

設置校を横断した入試・広報センター、図書館・情報センター、キャリア支援センターを組織するとともに、執行運営委員会及び各委員会において事務管理職が委員として参画するなど、教職協働による機能的な教学マネジメントの体制を実現している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
大学及び大学院に必要な専任教員数は設置基準を満たしており、適切に配置している。
専任教員の採用・昇任については、「名古屋造形大学教員採用昇任選考規程」「名古屋造形大学教員採用・昇任資格選考基準規程」を定め、教員選考委員会が資格選考基準に基づき研究業績、教育業績、社会的な活動等を評価した上で適当と認めた者を教授会で審議して学長が決定しており、公正性を担保した適切な採用・昇任人事を行っている。
FD については、「名古屋造形大学 FD 委員会規程」を定めて FD 委員会を設置し、教育内容・方法等の改善に向けた FD 研修会を実施しているほか、専任教員全員が自らの教育活動の振返りとしてティーチングポートフォリオを作成して大学ウェブサイトで公開するなど、FD 活動の向上に努めている。

〈優れた点〉
○FD 活動の向上及び教育活動の振返りを目的に、全専任教員がティーチングポートフォリオを作成し、その内容を大学ウェブサイトで公開している点は評価できる。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
「学校法人同朋学園事務職員研修規程」に基づき、研修を「学園内で計画する業務に必要な知識及び技能の習得のための研修」「学園外で計画する業務に必要な知識及び技能の習得のための研修」「自己の職能の育成に資する知識及び技能の習得のための大学院通信教育等の受講」に区分し、事務職員研修会、管理職研修会、階層別研修、初任者研修等を実施し、法人全体で職員の資質・能力の向上を図っている。
円滑かつ正確な業務運営のための上司部下のコミュニケーションツールとして、「同朋学園スタッフポートフォリオ」制度を整備し、職員のモチベーションの向上に努めている。

4－4. 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
全専任教員が利用する共同研究室を配置し、研究のためにスタジオや工房関係施設の利用を可能にするとともに、メインギャラリー、屋外ギャラリー等を研究発表や作品展示に開放するなど、研究環境の整備に努めている。
「名古屋造形大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程」「名古屋造形大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めて不正行為の防止を図り、教授会の中で研究倫理に関する研修を行うなど、研究倫理の啓発を図っている。
個人研究費である一般研究費を一律配分と傾斜配分に分け、研究への取組み状況に応じて適正な配分が可能な制度を構築し、運用している。また、個人研究費とは別に特別研究費を設定しており、研究に対する経済的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為をはじめとする諸規則を定め、常任理事会等の組織体制を整備して、組織倫理の確立と法令遵守を図っている。法令に定める各種情報を大学ウェブサイトで概ね適切に公表している。
使命・目的を実現するために、毎年度の事業計画及び予算を策定し、その達成に向けて継続的に努力している。
名古屋市の条例に基づく「地球温暖化対策計画書」を策定しているほか、ハラスメント防止、公益通報、安全衛生管理、個人情報保護、消防計画、緊急事態対策等に関する規則を定めて、環境保全、人権、安全に配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行うとともに、理事長及び常任理事で構成する常任理事会を置いて概ね月 1 回開催し、あらかじめ理事会において定めた事項について審議決定する仕組みを構築するなど､機動的かつ機能的な意思決定を実現している。

理事を寄附行為の定めに従って選任している。理事会への理事の出席率は高く、欠席時にも議案ごとに賛否の意思表示が可能な意見書を用いて議決権を行使できるなど、適切な運営を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼ねており、法人及び教学部門のそれぞれの意思決定においてリーダーシップを発揮している。法人の設置校の教学責任者で構成する所属長会を設置し理事長のビジョンや考えを共有する仕組みを構築しているほか、事務協議会や事務ミーティングを通して法人及び大学の各管理運営部門間の情報共有と連携を図っている。

理事会における監事の監査報告の取扱いに改善すべき点があるが、監事は理事会及び評議員会並びに常任理事会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について確認し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。

評議員の定数に欠員が生じている点は早急な改善が必要であるが、その選任方法や評議員会への諮問事項及び報告すべき事項は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告を理事会で審議・承認している点は、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため改善が必要である。

○評議員数が理事定数の 2 倍を超える数未満であり、私立学校法第 41 条第 2 項及び寄附行為第 20 条第 2 項の規定を満たしていない点は、早急な改善を要する。

〈参考意見〉

○令和 4(2022)年度の監事の監査報告書について、令和 5(2023)年 3 月に退任した監事が監査を行ったが、同年 4 月に就任した監事の署名捺印がされているため、適切な対応が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「資金収支計算書シミュレーション（2020～2028）」を作成し、それに基づき毎年度「事業計画及び当初予算編成方針」を提示しており、計画的な財務運営を行っている。

学生生徒等納付金が堅調に増加していることに加え、予算編成を厳格に行うことで、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額をいずれも良好な水準でプラスに維持している。令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度にかけて、キャンパス移転の大型設備投資のために特定資産の取崩しや資金調達を行ったものの、特定資産を継続的かつ計画的に繰入れるとともに、借入金は計画に基づき返済できており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」を整備し、規則にのっとり適切に会計処理を行っている。

予算は 3 月の評議員会及び理事会で決定し、4 月の学生生徒数確定と事業計画の変更等を受けて、12 月に評議員会及び理事会で適正に補正予算を編成している。

法人は、監事 2 人を置き会計監査及び業務監査を実施するほか、内部監査室による法人の業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査を行う体制を整備して適切に監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「名古屋造形大学大学評価委員会規程」を定め、大学評価委員会を組織し、自己点検・評価を実施しているほか、自己点検・評価に関する重要事項、基本方針、実施計画、実施結果の取りまとめを行い、教育研究水準の向上と活性化を図っている。

大学評価委員会は、学長、学部長、研究科長、各領域長等の役職者で構成しているため、情報共有が可能な体制になっている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を明示することにより、各部署における PDCA サイクルを統合的に管理・推進する組織の整備、責任体制の確立が望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学評価委員会及び同委員会構成員でもある執行運営委員会のメンバーが中心となって、毎年度、自己点検・評価を実施しており、その結果を自己点検評価書にまとめて大学ウェブサイトで学内外に公表している。

学長指名による IR 担当者及び各部署の職員で構成する IR チームが学内関連部署からの情報を集約して分析しているほか、理事長のもとに IR 室を設置し、財務・経営に関する情報の収集と分析を行い、課題の発見と改善のための組織的な体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を毎年度実施し、各種アンケート調査の結果等を踏まえて教育研究活動の改善に結びつけるための PDCA サイクルの確立に努めている。「第三者との教育懇談会」を毎年度実施し、学外からの意見を自己点検・評価に役立て改善を図っている。内部質保証の機能性に関して、一部に改善を要する事項はあるものの、三つのポリシーに関する諸課題の改善については、対応する部署等が起案して実施するとともに、各種委員会、大学評価委員会、執行運営委員会等で協議しており、教育研究活動の改善に向けて取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○学位論文に係る評価の基準の策定及び公表、監事の監査報告の取扱い、評議員の選任について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携の推進

A－1．建学の精神に基づいた地域連携・社会連携の取り組み

A-1-①　地域連携・社会連携の実践活動

A-1-②　地域に開かれた展覧会

A-1-③　地域社会との連携事業

【概評】

造形芸術センター、社会交流センターの開設やプロジェクト科目を併せて設定して、アートストリートを使用した展示発表の機会を多角的に関連付けることで社会と関わる実践的な学びと授業の成果発表の機会を創出していることは特筆すべき点である。また、アートストリート内の一部について、在学生にも開かれた使用の機会を設けており、アートマネジメントやキュレーション力等を養う教育として有効であるとともに、キャリア支援としても将来性を先読みしたビジョンを持っており特徴的な活動である。

アートストリートを含めて、学外でも多くの産学官連携事業を行っており、一般市民に芸術振興の機会を提供している。また、その事業や展覧会等の活動をアーカイブ化して造形芸術センターの「年報」を発刊し、学術的な成果確認にもつながる資料として周知・公開している。

キャンパスの立地環境を意識した事業の取組みと、愛知県という広域なエリアでの事業を積極的に展開し、地域社会の課題解決、発展に貢献している。

基準Ｂ．国際性

B－1．海外提携大学との学術協力交流

B-1-① 国際交流活動の概要
B-1-② 国際交流展「TRANSIT」の取り組み

【概評】

グローバル化の時代において、留学や国際交流の場は異文化理解や知識の拡大、語学力の向上等、学生の能力や可能性を広げるためには重要である。特に芸術系の分野においてグローバルな交流の場は、クリエイティブな発想の源となる、その国の歴史や文化、言語、芸術と直に触合う貴重な機会でもある。国際交流センターを窓口として、積極的な国際交流を通して教育研究の活性化を図っている。学術協定を結んでいる 6 大学との交換留学制度においては、6 か月の長期留学では留学期間も在学年数に含むことができ、留学先の授業料免除等、学生にとって参加しやすい留学の仕組みを構築し、実践的教育の場としての実績を積上げていることは特筆すべき点である。

また、提携するそれぞれの大学で展覧会を企画開催する国際交流展「TRANSIT」を通して互いの人的交流を推進し、結果として学生のクリエーション活動や留学へのモチベーション喚起にもつなげるなど、教育効果を挙げている。国際交流展「TRANSIT」の意義を拡大発展させたワークショップ型の企画展も行うことによって、地域社会にグローバルなアートやデザインの作品に触れる機会を提供していることは非常に特筆すべき点である。

国際交流における課題である語学の問題や教育プログラムとしての運用条件等、更なる検討と対策を講じながら継続していくことに期待したい。

基準Ｃ．他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）

C－1．高校・幼稚園との連携と個性ある取り組み
C-1-① 高校・幼稚園との連携

【概評】

大学の特色として掲げている「地域と共にある大学」を実現するために、大学の持っている物的・人的資源も活用した連携事業を実践している。系列の高等学校とは連携授業や特別講義、講評会等を通してデザイン・美術系大学特有の教育や研究資源を積極的に提供することで、芸術系大学への進学に必要なスキルを身に付けさせると同時に、この分野への興味を喚起し、単位の互換認定制度を構築することで継続的な入学者確保の一助としている。また、系列幼稚園においても大学施設を利用したさまざまな体験教室を開催し、子どもの知的好奇心を刺激し豊かな発想を得る学びの機会を提供することで、将来世代に対してデザイン・美術への関心を高め、創造力向上にも寄与する活動を実践している。

他の教育機関との連携事業は、大学の教育活動を直接的に広報できる場であり、また、大学としての教育力を発揮する場でもあり、大学の社会貢献活動としても特筆すべき取組みである。今後、大学が掲げている「次代を切り拓くクリエーターの育成」を実現すべく裾野を広げた連携授業の更なる展開に期待したい。

Ⅳ 大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 2(1990)年度
所在地　　愛知県名古屋市北区名城 2-4-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
造形学部	造形学科
造形研究科	造形専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

53 日本映画大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的について、建学の理念に基づき教育目的を「『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成する」と明確に定め、簡潔に文章化している。また、これらを、ホームページや印刷物、学内掲示などを通して学内外に周知している。映画専門の大学という大学の個性・特色を使命・目的及び教育目的に反映し、社会情勢の変化に対応して建学の精神の文言を見直し、「日本映画大学中期目標・中期計画」に反映している。建学の理念及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、目的を達成するための教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを定め周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った特色ある入学者選抜を、入試委員会を中心として適切な体制で実施し、その検証を行っている。学生支援の方針と関連規則が定められ、教職員で構成する教務委員会と学生委員会が中心となって計画を実施する体制を整えている。SA(Student Assistant)制度を整備し適切に運営している。中途退学等への対応について、教職協働体制で情報を収集し、個別対応を適切に実施している。キャリア支援では、映画専門の大学としての進路を踏まえ、関連科目を設定しキャリアサポートセンターで個別相談を行うなどの支援体制を整備している。経済的支援では独自の奨学金制度を整備し、メンタル面の支援ではガイドラインを策定し、適切に行っている。学修環境面では本格的な映画撮影の実習施設として「今村昌平記念スタジオ」を活用している。

〈優れた点〉

○「今村昌平記念スタジオ」は電動昇降式の照明バトンなどを備えている本格的な映画撮影を学生に学ばせるための施設であり、建学の理念及び建学の精神に基づいてこのような実習施設を整備している点は、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、成績評価基準、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適切に定め、

厳格に運用している。教育目的に基づきカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を体系的に編成している。カリキュラム検討委員会を中心に、コースの再編やターム制の導入、アクティブ･ラーニング科目のコア科目化など､教育課程や教育方法の改善に努めている。カリキュラムマップを作成し､「卒業制作」においてディプロマ・ポリシーに定める能力を評価するなど、学修成果の可視化に努めている。計画中の学修ポートフォリオの導入により、学修成果の点検・評価及びその評価結果のフィードバックの更なる充実と効率化が期待できる。

「基準４．教員・職員」について

管理運営面や教学･学生支援面において学長を補佐するため企画戦略室を設置するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教授会のもとに各種委員会を設置し、関連規則を整備し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを行っている。FD(Faculty Development)活動については、FD 委員会が中心となって全ての授業科目で「授業アンケート調査」を実施し、学生からの質問、指摘事項への回答を行い、教育内容や方法の改善に努めている。FD 委員会は毎年度、現在の教育課題に関連したテーマを取上げ、研修を実施している。職員研修は、実施要項に基づき、教職協働での SD 研修を実施し､職員の知識・能力の向上に努めている。研究倫理について「日本映画大学研究行動規範」や関連規則を定め、研究倫理教育を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営に関することは､関係諸法令と寄附行為､「学校法人神奈川映像学園日本映画大学ガバナンス・コード」などに基づき適切に運営している。人権への配慮については「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」など関連する諸規則を整備し必要な研修を実施している。安全への配慮については「日本映画大学危機管理規程」を定め、総合消防訓練などを適切に実施している。理事会は、予算・決算など法人全体に関わる重要事項を審議し、特に常務の重要事項を審議する常勤理事会を設置することで機動的な決定ができる体制を構築している。常勤理事会は各管理運営機関の意思疎通と連携の場として機能している。財務運営は「日本映画大学中期目標・中期計画」に基づき適切に運営されており､安定した財務基盤が確立されている。会計監査は監査法人､監事により行われ、財務情報を適切に公表している。

「基準６．内部質保証」について

学則、関連規則で内部質保証の基本方針を定めている。内部質保証の恒常的組織として自己点検・評価委員会を設置し、関連規則により役割分担、責任体制を明確にしている。自主的・自律的な自己点検・評価活動として、毎年度、自己点検評価書を作成・公表し、外部団体である「一般社団法人白山まちづくり協議会」から意見を聴き外部検証を行っている。現状把握のための各種データは企画戦略室、FD 委員会が中心となって、収集、分析を行い、その結果を教授会、関連委員会に報告し、大学全体及び学部・学科の教育の改善、向上につなげている。内部質保証について､「日本映画大学中期目標・中期計画」と自己点検・評価活動を連動させていくことで、その機能性を更に向上させていくことが期待でき

る。

総じて、建学の理念に基づき大学の教育目的を定め、映画専門の大学という特色を踏まえて三つのポリシーを策定し、教育課程、教育組織、管理運営体制、人員配置、各種施設を整備している。

大きな変動期にある映画を取巻く環境の中で「実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成する」という教育目的を達成するため、現場に根差しつつ、短期的課題と長期的課題を整理し、内部質保証の一貫性、機能性を更に高めていくことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会との連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 映画専門の大学としての特色ある教育
2. 持続的発展に向けた日本映画業界の働き方改革

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1ー1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を学則に定め、具体的に明文化している。建学の理念、教育目的は簡潔に文章化されている。建学の理念と教育目的に基づき建学の精神を定め、明文化している。建学の理念、教育目的、建学の精神は、いずれも映画専門の大学という個性、特色を反映して定めている。開学以来、映画制作に関わる急速な技術の発達や国際化など社会の情勢に対応して教育内容の見直しを行い、必要に応じて建学の精神の文言を修正するなどの対応を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念、教育目的、建学の精神は、役員、教職員の理解と支持のもとで策定され、ホームページや各校舎入口の銘文、大学案内、学生便覧などで学内外に公表・周知している。企画戦略室等での議論を通じて、教育目的、建学の精神を「日本映画大学中期目標・中期計画」に反映している。建学の理念等を三つのポリシーに反映し、カリキュラムの改編を行う際には、三つのポリシーの見直しも組織的に行っている。映画を専門とする単一学部・学科という特徴を踏まえつつ、教育目的にかなった教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

3 項目から成るアドミッション・ポリシーを教育目的に基づいて定め、学生募集要項、大学案内、ホームページなどで周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜として、総合型選抜における小論文や面接などを特に重視し実施している。入試問題の作成及びその検証は大学自らが行っている。入学者選抜は専任教職員から成る入試委員会が実施しており、入試委員長を実施責任者として適切な体制のもとに運用している。入学者選抜の方法の妥当性や、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができているかについての検証が、入試委員会によって適切に行われており、在籍学生数は概ね適切に確保できている。オープンキャンパスや「留学生のための入試相談会」を積極的に開催

しているほか、高校訪問なども継続的に行うなど、定員充足に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職員によって構成されている教務委員会及び学生委員会によって、学生への学修支援に関する方針・計画が定められ、実施されている。上級生による SA 制度が整備され、適切に運用されている。オフィスアワー制度は、相談ごとに学生と教員との間で個別に時間を設定する形で実施されている。障がいのある学生等への配慮は「配慮願」に基づいて適切に運用されている。中途退学者、休学者及び留年者については、クラス担任やコース担当教員、学生支援部職員が情報を収集し、個々の状況に応じて対応している。留学生に対しては、国際交流センター内に日本語サポートデスクを設置し、学修支援やキャリア支援を行っている。

〈参考意見〉

○オフィスアワー制度を全学的に実施するなど､学生相談の環境の更なる整備が望まれる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「インターンシップ」科目の設置やキャリアサポートセンターでの個別相談･助言など、キャリア教育のための支援体制が整備されている。特に、映画の撮影所、ポストプロダクション、配給会社など、専門分野での就業体験を通した学修機会が提供され、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援が行われている。今後の就職希望率・就職率など客観的指標の分析に基づいた支援体制の一層の充実が期待できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援部、学生委員会を設置している。大学独自の奨学金・授業料減免制度を整備しているほか、学生支援部を中心として、学内外の奨学金制度の紹介や申請支援を行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについては、学生相談室を設置し、学生支援部と連携しながら個別相談に対応している。個別相談は複数言語での対応を可能としており、留学生にも配慮した体制が整備されている。「精神的危機状態にある学生への対応ガイドライン」が整備されており、緊急を要する場合にも対応できるよう体制が構築されている。

〈参考意見〉

○医務室について、看護師等の配置がなされていないため、不測の事態に速やかに対応できる体制を適切に整備することが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境は適切に整備されている。映画関連資料に重点を置いた「附属図書館」や映画撮影スタジオ「今村昌平記念スタジオ」が整備されるなど、教育目的を達成するための実習施設が活用されている。学生の実習施設利用に際しては、教員又は助手が立会うことで安全を確保している。施設・設備のバリアフリーをはじめとする利便性については、新百合ヶ丘及び白山の両校舎で多目的トイレやエントランスのスロープが設置され、白山校舎についてはエレベータが設置されていることにより配慮されている。授業を行う学生数については、教育効果を上げられる人数で授業を実施するよう適切に管理されている。

〈優れた点〉

○「今村昌平記念スタジオ」は電動昇降式の照明バトンなどを備えている本格的な映画撮影を学生に学ばせるための施設であり、建学の理念及び建学の精神に基づいてこのような実習施設を整備している点は、高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握するための調査が実施されており、個別の意見・要望に対応した実績がある。「授業アンケート調査」を実施し、その結果を図書館で公開することにより、個別の意見・要望に対応した結果を学生自身が確認できるようにしている。学生生活に関する学生の意見・要望は、クラス担任やコース担当教員が定期的に実施する学生面談を通してくみ上げ､学生委員会などで検討するシステムが整備されている。学修環境に関する学生の意見・要望についても学生面談を通して適切に把握されており、費用対効果に鑑みながら改善に向けた努力が行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、大学案内、学生便覧、履修ガイド等で周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が定められ、関連規則を整備するとともに、学生便覧で周知している。これらの基準に従って、単位認定、進級判定、卒業判定は厳格に行われており、また、不合格者の分析などが検討されており、今後の将来計画を更に期待したい。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的に基づいてカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、シラバス、履修ガイド等を通して周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、シラバスを整備するとともに、履修登録単位数の上限を段階的に見直し、単位制度の実質化に努めている。カリキュラム検討委員会を設置し、系・コースの再編やターム制の導入を行っている。また、教育目的に沿ってアクティブ・ラーニング科目をコア科目に設定するなど、授業内容・方法の工夫を行っている。教養教育については、新入生の基礎学力の変化に対応し、「ベーシック・スキル 1」「ベーシック・スキル 2」「ベーシック・スキル 3」を導入するなどの工夫を行い、適切に運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーに沿って多角的に学修成果の点検を行い、カリキュラムマップで可視化に取組んでいる。特に、「卒業制作」の評価については、全てのコースにおいてディプロマ・ポリシーで定める能力を広く評価するための方法がシラバスに明記され、学生に周知されている。また、学修成果については、GPA を用いた単位修得状況と「授業アンケート調査」で把握し、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげるよう努め、「授業アンケート調査」に対する学生への回答は「附属図書館」で公開している。今後、計画中の学修ポートフォリオの導入により、学修成果の点検・評価及びその評価結果のフィードバックの更なる充実と効率化が期待できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するため､学長の諮問機関として教授会を置くほか、学長を補佐する管理運営や全学的な教学・学生支援のための組織として企画戦略室を設置している。教授会の下部組織には、各種委員会が整備され機能している。また、学長が教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は、「日本映画大学映画学部教授会規程」及び学長裁定に規定し周知している。権限の適切な分散と責任の明確化については、使命・目的の達成のため、規則等を整備して教学マネジメント体制を構築し、必要な部署を配置することにより、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。教学マネジメントの遂行について、学部教授会委員会に事務職員が構成員として参画するなど、教員・事務職員それぞれから意見や提案ができる体制が構築されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学に必要な教員を確保し適切に配置している。教員の採用・昇任については､「日本映画大学教育職員選考規程」「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき選考され、学長が理事長に推薦し、理事長が任命している。採用・昇任の過程における下部組織として、「人事に関する小委員会」があり、教員の資格審査の役割・機能を果たしている。教育内容・方法の改善の工夫・開発については、全ての授業科目において「授業アンケート調査」を実施し､結果は担当教員にフィードバックされ学生からの質問事項等に回答しているほか、附属図書館に配架し閲覧に供している。また、調査結果は FD 委員長が確認し、FD 委員会に報告の上、内容によっては検討を実施後、教授会に報告している。FD 委員会では、毎年度研修会のテーマを決定･開催し､授業内容･方法の改善の場として有効活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「日本映画大学における職員研修実施要項」に基づき、職員の資質・能力向上の取組みについて、組織的に継続して行っている。職場内研修としては、教職員を対象とした SD 研修会を開催している。職場外研修としては、費用の全部又は一部を大学が負担し、日本私立大学協会などの所属団体が実施する研修や、その他の外部機関が主催する研修会や講演会などへの参加により、職員の知識・能力の向上に努めている。事務職員の評価について、業務成果・能力などが設定された評価項目及び自らが設定した目標の達成度評価で構成された自己評価を実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員同士のコミュニケーションを重視した研究環境の整備・運用が行われている。研究活動の不正防止について「日本映画大学における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「日本映画大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」が整備されている。日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を導入し、研究倫理教育を実施している。研究支援を担当する職員を配置し、専任教員には「日本映画大学における個人研究費取扱要領」により個人研究費が支給されている。「日本映画大学における競争的資金による間接経費の取扱方針」に基づき、科学研究費助成事業の間接経費が配分され、研究活動への資源配分は適切に行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
経営に関することについては、教育基本法、学校教育法、私立学校法、寄附行為、「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程」及び「学校法人神奈川映像学園日本映画大学ガバナンス・コード」に基づき適切に行っている。教育研究活動情報及び財務情報は、ホームページに適切に公表している。各年度の事業計画・予算等は、評議員会への意見聴取後、理事会で決定、事業報告・決算報告等は、理事会で決定後、評議員会に意見聴取している。また、定期的に常勤理事会を開催し、事業計画の進捗状況を確認するなど、使命・目的の実現に向けた努力を継続している。環境保全については「かわさき SDGs パートナー」への団体登録、人権については「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」をはじめ各種規則を整備し研修等を実施している。安全への配慮については「日本映画大学危機管理規程」を整備し、総合消防訓練の実施など適切に対応している。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会は、理事の選任、諸規則の改廃、予算・決算などについて、寄附行為に基づき法人全体の重要事項の審議・決定を行っている。理事は、寄附行為に定められたとおり適切に選任されている。また、機動的意思決定ができる体制として常務の重要事項を審議する常勤理事会を設置し、原則月 1 回審議・報告を行い、その結果を理事会に報告している。収容定員が未充足の状況が続くなど、経営環境が厳しい中、理事会は、入学者確保に関する情報や経営改善に関する情報等を分析し、使命・目的の達成に向けた意思決定を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携については、理事長・理事であり大学の重職を担う 5 人が構成員に含まれる常勤理事会がその役割を果たしている。常勤理事会は理事長が招集し議長となり、意思決定の内容は教授会、部課長会議で報告することにより、全学的な情報共有が図られており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定が行われている。監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、令和 4(2022)年度の理事会及び評議員会には、毎回出席している。また、監事は可能な限り常勤理事会にも出席し、理事の業務執行状況の監査を行っている。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会については、令和 4(2022)年度の出席状況からも適切に運営されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「日本映画大学中期目標・中期計画」において、財務内容の改善に関する目標が掲げられており、それに沿った各年度の事業計画及び予算が策定され、財政運営の適正化が図られている。事業活動収支差額比率及び運用資産余裕比率の状況から、安定した財務基盤が確立されており、オンラインによる入試を実施するなど入学者の確保による収入の安定化に努め、管理された支出によって、収入と支出のバランスが保たれている。科学研究費助成事業のほか、受託事業や寄附金等、外部資金の導入に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人神奈川映像学園経理規程」を遵守し、適正な会計処理を行い、公認会計士による外部監査を厳正に実施している。監事は毎年度、監事監査計画を作成し理事長に通知し、同監査計画に基づいて、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について監査を行い、監査報告書を理事会、評議員会に提出している。内部監査について、「学校法人神奈川映像学園内部監査規程」に基づき、内部監査室を設置し、業務及び会計に関する内部監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的方針は、学則第 2 条において「教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い」と、「日本映画大学自己点検・評価規程」第 7 条において「自己点検・評価の結果を踏まえて必要な改善に努め」と基本方針を定めている。内部質保証の恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は各種委員会委員長、事務局の局部長により構成され、議長である学部長がまとめた自己点検評価書について、学長が精査し、理事会で説明、審議するなど、理事長、学長、学部長がそれぞれの役割を明確にした責任体制を構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な自己点検・評価として、大学機関別認証評価の評価基準に準じたエビデンスに基づく自己点検・評価を毎年度実施し、自己点検評価書を作成している。自己点検・評価の結果は、地元の連携団体「一般社団法人白山まちづくり協議会」に報告し、意見を求めている。FD 委員会と企画戦略室が「授業アンケート調査」「学生満足度調査」「学修状況実態・行動調査」などを通して、各種データの収集と分析を行っている。分析した内容について、関連委員会や教授会などに報告し、教育の改善・向上の取組みに役立てるなど、現状を把握するための調査・データの収集と分析を行う体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の取組みとして、毎年自己点検・評価を行い、教授会、理事会に報告している。自己点検・評価の結果及び各種調査の結果を踏まえ、具体的な課題を入試委員会、教務委員会、学生委員会、FD 委員会などの各種委員会で共有し、教育の改善・向上に取組んでいる。自己点検・評価と認証評価の結果を踏まえ、「日本映画大学中期目標・中期計画」を策定し、大学運営の改善・向上に向けた重点課題を全学的に共有し、定期的に進捗状況を確認するなど、自主的・自律的な PDCA サイクルの仕組みを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会との連携

Ａ－1．大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元と地域社会と連携した取り組み

A-1-①　大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元

A-1-②　地域社会と連携した取り組み

【概評】

大学は、保有する人的・知的・物的資源及び近隣施設との関係性を活用して神奈川県川崎市と連携し、地域貢献のための多様な取組みを行っている。具体的には、毎年、学生が「卒業制作」で制作した映画を「イオンシネマ新百合ヶ丘」で無料公開し、映画・映像文化を通した社会貢献を行っている。また、川崎市麻生区と締結している「公学協働ネットワーク協定」により、3・4 年次生の教養科目「こども映画教育Ⅰ」「こども映画教育Ⅱ」とコラボレーションした「こども映画大学」で小学校 4 年生から 6 年生の児童と大学生が共同制作した映画作品を「イオンシネマ新百合ヶ丘」で毎年公開している。加えて、令和 4(2022)年度は、隣接する昭和音楽大学と連携して制作した「ゴジラシネマコンサート」を、「川崎・しんゆり芸術祭」で開催し、その際の企画運営を教員が担当した。令和 6(2024)年度に市制 100 周年を迎える川崎市で、次世代の子どもたちの育成を目指す「映像のまち・かわさき推進フォーラム」に参画し、「川崎市制ニュース映画麻生区編」の制作に協力するなど、多方面で地域貢献に取組んでいる。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．国際交流の推進

B-1-①　異文化理解と国際交流への対応

【概評】

大学は、韓国、中国、台湾などの東アジアにある映画大学と学術交流協定を締結して関係性を構築し、平成 29(2017)年度に設立した国際交流センターが中心となり、国際交流活動を行っている。具体的には、学生が日本と韓国を相互に往来しながら映画を制作する「日韓学生共同制作プロジェクト」を韓国国立芸術綜合学校との学術交流協定に基づいて平成 25(2013)年度から実施している。令和元(2019)年度には、制作した 5 作品が「第 24 回釜山国際映画祭」で上映された。また、台湾とは、国立台北芸術大学と台北メディアスクールの 2 校と協定を締結し、留学生獲得にもつなげている。

東アジア以外の諸国との国際交流については、映画教育の国際組織「CILECT（国際映画テレビ学校連盟）」に所属し、世界総会への教員の参加や映画祭への卒業制作作品の出品などの交流活動を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 映画専門の大学としての特色ある教育

本学では、「人間重視の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成する」ことを目的に掲げ、映像文化の歴史を理論的に学ぶ講義科目と映画制作の技術を実践的に学ぶ演習科目とを組み合わせた特色ある教育を行っている。中でも 1 年間のカリキュラムの半分を使って行う制作演習は本学独自の充実した内容で、他学の追随を許さぬものとなっている。

1 年次は、全員が同じカリキュラムで映画制作の基礎を学ぶ。中でも、魅力的な人を探し、その人について掘り下げる演習「人間総合研究」は、動画を使わず、写真と音声素材のみで構成し発表するドキュメンタリー作品として本学の看板授業科目となっている。2 年次以降は、各系・各コースに分かれ、基礎演習、専門演習を学び、4 年次には、これまでの学びの集大成として卒業制作に取り組み、作品を完成させている。

授業を担当する教員には、映画監督、脚本家、各パート技術技師、映画プロデューサーなど映画・映像業界で活躍する一流の映画人と映画学を極めたスペシャリストを配置するとともに、プロの本格的な撮影にも対応できる撮影専用スタジオ「今村昌平記念スタジオ」、４K・DLP レーザーシネマプロジェクター上映システムを備えた劇場並みの映像音響機能を持つ教室、撮影後の仕上げ作業を行うプロレベルの「ポストプロダクション設備」などの機材施設を整備しており、教育環境が充実している。

2. 持続的発展に向けた日本映画業界の働き方改革

映画を職業として選択する学生が中心となる本学にとって、わが国の映画産業の発展、並びにその制作現場の環境の改善は最大の関心事と言える。そのため本学園理事長の富山省吾は平成 30（2018）年より経済産業省の呼び掛けに応じて、「映画製作の適正化」に向けた映画業界を結集させた取り組みにおいて中心的な役割を務め、以下の成果を見た。

日本映画製作者連盟（映連）、日本映画製作者協会（日映協）及び日本映像職能連合（映職連）の三団体は、深刻化する若手スタッフの現場離れに歯止めをかけ、日本映画業界に

持続的発展をもたらすための検討を進め、令和 4（2022）年 6 月、映画製作現場を適正化し、働きやすい環境を実現するために「一般社団法人日本映画制作適正化機構」（映適）を設立した。「映適」は、撮影時間や休憩時間のルール、安全やハラスメントに関する体制整備が行われている作品に対して認証を与える「日本映画制作適正化認定制度」を令和 5（2023）年 4 月にスタートするとともに、ハラスメント、職場環境などの相談窓口を備えた「スタッフセンター」を設置し、映画産業における適正な取引の推進、映画制作現場の県境改善に取り組み、スタッフの生活と権利の保護及び地位向上に努めている。
本学ではこれまでも多くの卒業生を映画業界に輩出してきているが、この新たな仕組みは、本学学生にとっても安心して映画業界を目指すことを可能とする画期的な改革であり、学生に対してはキャリア教育の場などを通じて周知している。また、教職員に対しても研修会の場などを通じて周知しているとともに、教職員自らが「リスペクト・トレーニング」に参加し、ハラスメント防止及び教育の質の改善・向上に努めている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 23(2011)年度
所在地　　神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30
　　神奈川県川崎市麻生区白山 2-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
映画学部	映画学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 25 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

54 日本保健医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的、教育目的は、大学の個性・特色を反映し、学則に具体的に明文化している。また、ホームページ等で示された使命・目的等は、分かりやすく簡潔に文章化している。理学療法学科が完成年度を迎えたのを機に、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を見直し、使命・目的及び教育目的の内容についても見直している。使命・目的、教育目的は、役員の理解と支持を得るとともに学生便覧等に明示しており、基礎系科目、保護者会、オープンキャンパスでも説明し、教職員とともに、学生、保護者、入学希望者にも理解されるよう努めている。ディプロマ・ポリシーは、使命・目的を達成したと評価されるに足る項目とし、それを起点とすることで使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえた大学、学部のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや学生募集要項、オープンキャンパス等において周知している。収容定員は、現在計画されている広報活動の見直し、学生募集全体の見直しが実行されることが望まれる。両キャンパスに「医務室・学生相談室」を設置し、相談員を配置しているが、医務室、相談室が共同の設置となっており、個人情報保護やプライバシー保護の観点から別室とすることが望まれる。学長室において学生から意見及び要望を募集する制度を運用しており、内容検討の上、改善策を実行に移している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで公表するとともに、学生便覧に掲載し周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準などを定め、学生便覧等に明記し周知している。全ての科目でシラバスを整備し、その科目と関連するディプロマ・ポリシーを明記するとともに、授業計画及び成績評価方法・基準を示している。ただし、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が周知されておらず、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて実施する学修成果の点検・評価の結果を教育内容や学修指導の改善にフィードバックする体制が確立していない。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、管理運営委員会と学長室会議を設置している。大学の意思決定は学則により、学長は校務をつかさどり所属職員を統督して、校務全般に関し最終決定権を有すると規定され、責任は明確になっている。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動を推進するため、「日本保健医療大学における教職員の人材育成の目標・方針」を定め、「FD・SD 委員会」を設置し各種活動を実施しているが、更なる教職員の参加率向上が望まれる。研究促進委員会を中心に科学研究費助成事業獲得に関する講習会等を行っている他、動画講座を配信する等、研究活動の促進、外部資金の導入の努力を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする」と規定しており、学校法人の管理運営に関する基本的な規則を整備している。人権への配慮は「ハラスメントに関する規程」を制定し、衛生委員会を設置して職場環境等の整備を行っている。理事長、学長が構成員となる管理運営委員会で理事会と大学の連携が行われている。経理規程を整備し学校法人会計基準に基づき会計処理を適切に実施しているが、設置学科の定員未充足が続いており、今後の財務状況に影響するため、早急な対応が求められる。公認会計士による会計監査を実施し、内部監査部署により内部監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証方針」を定めて内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、ホームページで内外に周知している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として学長自身が委員長を務める内部質保証委員会を設置し、その推進責任を負っている。自己点検・評価結果は、自己点検評価書をホームページに掲載することで学内に共有し社会へ公表している。学長室の IR(Institutional Research)機能で問題点を見付け出し、改善するための具体的方法を学長室会議で議論し、管理運営委員会で決定するとしているが、低迷する入学定員充足率、収容定員充足率への対応が不十分であり、学修成果の点検・評価結果も分析・検討されていないなど、自己改善により大学運営全般の質を保証していく体制が機能していない。

総じて、使命・目的及び教育目的の設定や学内外への周知、入学後に学生が成長するための学修環境、学修支援等の対応がなされ、教育課程や教授方法の工夫などは、大学の個性・特色のもとに実践されている。しかし、それらを点検して評価し、不断に改善・向上させていこうとする体制が機能しておらず、顕在化した問題点の分析も不十分であることから、内部質保証システムを機能させるべく、改善が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. デジタルを活用した教育推進・業務改善

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、学則第 1 条に規定しており、教育研究上の目的は、学則第 1 条の 2 に規定するとともに、同条第 2 項、第 3 項で学科ごとの目的を規定し、具体的に明文化している。また、ホームページ、大学案内、募集要項、学生便覧で示された使命・目的等は、分かりやすく簡潔に文章化している。大学の個性・特色である「幅広い教養と豊かな人間性・国際的視野を備え、高度の専門知識・技術を持って幅広く保健医療・福祉の場において活動できる専門職を育成する」ことが使命・目的及び教育目的に反映・明示されている。令和 4(2022)年に理学療法学科が完成年度を迎えたのを機に、三つのポリシーを見直し、使命・目的及び教育目的の内容についても見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、教育目的は、理事長、学長等が構成員となる大学設置準備会議で検討、決

定した大学設置認可申請書に記載したものから変更なく、役員の理解と支持を得ている。また、これらは学則、学生便覧、大学案内、ホームページなどに明示しており、基礎系科目、保護者会、オープンキャンパスでも説明し、教職員とともに、学生、保護者、入学希望者にも理解されるよう努めている。また、これらを達成するためには経営の安定化が重要であるとの考えから、「学校法人共済学院第 1 期中期経営計画(2020－2024)」を策定している。ディプロマ・ポリシーは、使命・目的を達成したと評価されるに足る項目とし、それを起点とすることで使命･目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。また、看護師、保健師、理学療法士を養成する学部・学科、事務組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた大学、学部のアドミッション・ポリシーについては、管理運営委員会等で検討を重ね、策定し、現在は両学科共通のものとしてまとめられ、ホームページや学生募集、オープンキャンパス等において周知している。

入学者選抜に関しては、学則第 8 条第 5 項に基づいて教授会に意見を聴いた上で、学長が合格者の判定を行うことで公正かつ妥当性を確保している。

両学科ともに収容定員充足率を満たしていない状態であるが、広報の担当者が中心となり高校訪問、指定校推薦枠の見直し、学生募集全体の見直しがなされており、今後更なる努力により、学科の定員数を満たすよう期待したい。

〈改善を要する点〉

○保健医療学部理学療法学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっていることについて、早急な対策を講じるよう改善が必要である。

〈参考意見〉

○保健医療学部看護学科の収容定員充足率が低いことについて、早急な対策を講じることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各種委員会を教員と職員で構成しており、教職協働による体制が構築されている。また、オフィスアワーを公開し実施している。

障がいのある学生への配慮として、担任教員及びアドバイザーが修学上の支援を行っている。休学又は退学を検討している学生に対しては、届出が提出される前に担任教員又は学科長が個別面談や必要時保護者面談を行い、修学上の助言を行っている。また、退学・休学・留年者に対しては実態を把握し原因を分析して、改善方策の検討を行っている。適宜、助手を雇用し教員の教育活動の支援に充てている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内の取組みとして、両学科の各学年で実施している実習は、医療従事者としての職業的自立に深く関わっている。また、教育課程外として学生委員会が中心となり、就職セミナーや就職ガイダンスなど、就職支援を行っている。教員による面接の受け方や履歴書の書き方などの個別指導も実施している。両キャンパスには就職支援室を設置しており、全国の医療施設等から送付された職員募集、インターンシップ募集の案内が掲示されており、学生への周知が図られている。また、医療職に就かない学生に対しても、個別に支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援として、人間関係やリーダーシップ等を学び、豊かな人間性を養うことを目的に学生のサークル活動を教育の一環として位置付けている。

両キャンパスに保健関係の資格者と相談員を配置した「医務室・学生相談室」を設置し、必要に応じて外部機関と連携をしながら支援を行っている。

奨学金など学生に対する経済的な支援については、受験案内の段階から日本学生支援機構の奨学金制度についての説明を行い、入学後も適切に手続が行われるようサポートを行っている。また、大学独自に令和 5(2023)年 4 月入学生より特待生制度の運用を開始している。

〈参考意見〉

○医務室、相談室が共同で設置されていることは、個人情報保護やプライバシー保護の観点から別室にすることが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、校地、校舎等の学修環境を整備している。また、幸手北キャンパスは保健師助産師看護師学校養成所指定規則、幸手南キャンパスは理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則にのっとり、講義室、演習室、実習室等での授業は、教育効果を十分上げられるような学生数で運営・管理をしている。両キャンパスとも図書館は、学生数に見合った十分な座席数と蔵書が確保され、情報処理室は必要数のパソコンが整備され、授業や学生の自習などに利用されている。

両キャンパスともに校舎の入り口にスロープを設置し、エレベータ、多目的トイレを整備している。また、車椅子利用者専用の駐車スペースを設けるなど、バリアフリーに配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学長室において学生から意見及び要望を募集する制度を運用しており、国家試験前の校内開館時間の延長や図書館の開館時間の延長、土・日開館など対応可能な案件については、随時、改善策を実行に移している。また、学修支援に関する全学的なアンケートとして、学生生活調査を実施しており、この結果に基づいて学術情報ネットワークの専用接続回線の整備など、学修支援体制、学生生活、施設・設備の改善を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしていない。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで公表するとともに、学生及び教職員等に配付する学生便覧に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準などは一定の水準に定められており、学生便覧等に明記し周知されている。

全ての科目でシラバスを整備し、授業計画や成績評価方法・基準を示している。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は各基準にのっとり厳正に適用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで公表するとともに、学生や教職員等に配付する学生便覧に掲載し、周知している。

カリキュラム・ポリシーに則して体系的に編成された各科目のシラバスにその科目と関連するディプロマ・ポリシーが明記されている。これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、体系的な教育課程の編成と実施が適切に行われている。シラバスは全科目で作成され適切に整備している。

教養教育の検討を行う部門として共通教育センターと共通教育委員会を設置し、必修・選択の別を設けるなど、適切に実施している。

教授方法の改善を進めるために、FD・SD 委員会を設置し、教授方法改善を目的として研修会の企画と運営を行っている。

〈参考意見〉

○一年間で履修登録できる単位数を 50 単位未満で教育課程の編成をしているが、仮進級をした際の履修状況を踏まえて、履修登録できる単位数を履修規程等に定めることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしていない。

〈理由〉

大学は国家試験の合格率を学修成果の指標として認識し、国家試験対策などを行っている。しかしこれらの取組みが、学修成果の点検・評価とその結果に基づく改善に十分に結びついておらず、機能していない。

このような状況を踏まえ、令和 5(2023)年 4 月に改定されたディプロマ・ポリシーを学修成果とし、それらの点検・評価を多様な尺度や指標、測定方法を用いて行うためのアセスメントポリシーが制定された。しかし、このアセスメントポリシーに基づく学修成果の点検・評価及びその結果のフィードバックを行う体制が整備されておらず、実施もされていない。

〈改善を要する点〉

○令和 5(2023)年度に制定したアセスメントポリシーに沿って学修成果の点検・評価及びその結果のフィードバックを行う体制を確立し、実行するよう改善を要する。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定は、学長が理事会より任命され、学則により校務をつかさどり、職員を統督することが定められ、最終決定権を有し、その責任範囲も明確に定められている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、法人との連絡調整や大学の管理運営に関する重要事項を審議する管理運営委員会を設置している。学長室会議も学長の円滑な大学運営を支援する重要な補佐機関として設けられており、令和 5(2023)年度からは学則において学部長が学長を補佐する役割を明記し、「学長補佐に関する規程」も新たに設けている。これにより、学長をサポートする体制の拡充が図られている。

教授会の組織上の位置付けと役割を学則により明確にし、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項も学長があらかじめ定め、周知している。

教学マネジメントに関しては学長室会議が重要な役割を果たしており、教職員の適切な配置と役割分担が明確に行われている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準や各種の指定規則で定める教員数を適切に確保し、配置している。

教員の採用･昇任については､「日本保健医療大学における教員の人材育成の目標･方針」や「教員の採用、承認、配置換えに関する選考規程」を定め、適切に運営がなされている。

FD 活動を推進するため、全学的な方針として「日本保健医療大学における教職員の人材育成の目標・方針」を定め、推進機関として「FD・SD 委員会」を設置し、根拠規則として「ファカルティ・ディベロップメント推進規程」を定めており、FD セミナーや教員同

士の授業参観などを教育効果向上のために実施している。

授業評価アンケートを実施した結果を担当教員に提供し、現状の振返り、今後の展開についての意見を募る取組みを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動を推進するため、全学的な方針として「日本保健医療大学における教職員の人材育成の目標・方針」を定め、推進機関として「FD・SD 委員会」を設置し、根拠規則として「スタッフ・ディベロップメント推進規程」を定めている。

令和 4(2022)年度には「知財管理：知的財産法について」「授業目的公衆送信補償金制度」「情報セキュリティ：インターネット利用者における情報セキュリティについて」などについて全教職員対象に研修会を実施している。

〈参考意見〉

○SD 活動への教職員の参加率が低いため、実施方法や体制など、参加率向上に向けた取組みを検討することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各教員に研究室を用意し、パソコン等を整備している。個人研究費の支給や各週 1 日ずつの研究日の設定など、教員が個人の研究を行う環境が用意されている。

競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や大学全体の研究機能の向上のために、科学研究費助成事業の間接経費を活用している。

研究倫理の確立と厳正な運用のため、研究費の不正使用防止、研究活動における不正行為防止や倫理審査の体制整備などについても各種規則を定めている。研究倫理に関する審査委員会では、外部も含めた委員で構成し運営している。

研究促進委員会を中心に科学研究費助成事業等の外部資金獲得に関する講習会、体験談

の配信等を行っている他、動画講座を配信する等、研究活動の促進、外部資金の導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする」と定められており、学校法人の管理運営に関する基本的な事項に係る規則を整備している。使命・目的を実現するため、理事会において各事業年度の事業計画と作成するとともに予算を編成し、大学運営を行い、継続的な努力を行っている。情報公開については私立学校法第 63 条の 2 で指定されている情報や学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報をホームページで公表している。人権への配慮も「ハラスメントに関する規程」を制定し、また、衛生委員会を設置して授業や職場環境の整備を行っている。

〈参考意見〉

○危機管理基本マニュアルが整備されていないので、作成することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的の達成に向けて、寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号に基づき理事を置くこととし、最高意思決定機関として、理事会が設置され、適切に運営が行われている。また、理事会において必要事項を審議し、管理運営委員会を通じて教学側との調整も行われてい

る。理事の出席状況や欠席時の対応についても適切に行われている。事業計画を作成するとともに予算を編成し、評議員会に意見を求めた後、理事会にて決定している。決算については理事会で承認した後、評議員会に報告している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の意思疎通を図るため、管理運営委員会が設置されている。管理運営委員会は、理事長、学長、学科長、事務局長等が構成員となっており、管理運営に関する重要事項を審議し調整が図られており、法人と大学間の連携は適切に行われている。

また、理事長、学長を含め、教職員のメールアドレスは全教職員に周知されており、各教職員は直接、理事長、学長に提案、相談等を行うことができる体制としている。

監事 2 人が選任されており、法令や規則に基づいて職務が行われている。

規則に基づいて評議員が選任され、13 人で構成された評議員会が設置されている。理事長から評議員会への諮問事項は、寄附行為第 21 条に規定され、適切に運営されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期的な計画とその裏付けとなる財務計画を作成して財務運営を行っている。収入と支出のバランスを図るように予算を編成している。研究促進委員会主催の研修会開催、動画講座の配信の他、外部機関より提供された科学研究費助成事業等の外部資金獲得支援動画講座を配信するなど、外部資金の獲得を目指している。

大学における経常収支差額は、令和元(2019)年度から令和 3(2022)年度まではプラスであるが、近年、設置学科の定員未充足の状態が続いているため、令和 4(2022)年度の経常収支差額がマイナスとなり、財務状況に対する大きな影響が見られる。これらの状況から入試広報課で新たな取組みを実施するなど定員充足のための検討が行われている。

〈参考意見〉

○経常収支差額が令和 4(2022)年度に大幅なマイナスとなり、収容定員の未充足による学

生生徒等納付金が減少しているため、法人運営に支障を来さないように安定した財務基盤を確立することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理規程を整備して運用しており、学校法人会計基準に基づき会計処理を適切に実施している。

会計年度終了後、私立学校法第 37 条第 3 項第 2 号と寄附行為第 15 条に定められる監事の職務に基づき、法人の業務と財産状況について監事による監査を行い、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会と評議員会へ監査報告書を提出している。

また、公認会計士による私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査も実施されており、独立監査人の監査報告書により監査意見が付されている。更に内部監査部署を設け内部監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証方針」を定めて内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、ホームページで学内外に周知している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として内部質保証委員会を設置し、自主的・自律的な自己点検・評価の実施について、実施項目、実施方法、スケジュール等の議論を行っている。内部質保証の推進責任は、「内部質保証方針」において、学長自身が委員長を務め、学部長、学科長、教員、事務局職員を構成員とする内部質保証委員会が負うとしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は内部質保証委員会が中心となって、関係部署、各担当者にヒアリングを行い改善項目の検討を行うなど、定期的に実施している。自主的・自律的に実施された自己点検・評価はエビデンスに基づいて行われ、その報告書にエビデンスが示されている。自己点検・評価と認証評価の結果は、自己点検評価書をホームページに掲載することで学内に共有し社会へ公表している。また「インスティテューショナル・リサーチに関する規程」で、IR 業務は学長室が担い、その業務を「本学に関する情報を総合的に収集及び分析し、本学が行う計画立案、ポリシー形成及び意思決定等を支援すること」と定めており、退学率の傾向分析などの実績を有する。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉
前回の大学機関別認証評価の結果を受けて、学生相談室と教養教育委員会を設置するとともに、入学者選抜試験の合否については教授会の意見を聴いた上で学長が最終的な判定を行う運用へと移行するなど、大学運営の改善に努めている。
学長室に求められる IR 機能で問題点を抽出し、改善するための具体的方法が学長室会議で議論され、管理運営委員会で決定されるとしているが、低迷する収容定員充足率やこれによる財務基盤への対応が不十分であり、学修成果の点検・評価結果も分析・検討されていないなど、自己改善により大学運営全般の質を保証していく体制が機能していない。

〈改善を要する点〉
○学修成果の点検・評価において、改善を要する事項があり、教育の内部質保証に関して機能性に大きな課題があるため、早急に体制の確立と実行を行うよう改善を要する。

〈参考意見〉
○収容定員充足率に改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性に問題があるため、早急に取組むことが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献・社会連携

A－1．地域社会への協力体制と貢献

A-1-①　大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

【概評】

令和 2(2020)年度に締結した「幸手市と日本保健医療大学との包括的連携に関する協定書」にのっとり、福祉・医療・保健に関することをはじめ、幅広く連携しており、教員が幸手市の委員を多く委嘱され、幸手市危険物防止安全協会や幸手市教育長から委嘱されて講演会に講師として協力している。

大学主催の「市民公開講座」や大学と幸手市との連携で実施されている「子ども大学さって」において地域住民の生涯学習に関与している。特に、令和 4(2022)年度「市民公開講座」はコロナ禍にも関わらず満員となり、好評であった。

産官学連携として、「デジタル活用で健康寿命を延ばす運動プログラムの提供」において体力テストを実施することで協力している。

「松伏町人権セミナー」においてアニマルセラピー研究に関する講演を実施し、子どもたちに「命の大切さ」を学ぶ生涯学習プログラムに協力した。「久喜市民まつり」では救護ボランティアとして学生による協力が行われた。

このような多くの活動は大学と地域との連携を強め、地域社会への協力体制は十分である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．デジタルを活用した教育推進・業務改善

令和 4(2022)年度より、学長直下に「IT 化促進ワーキンググループ」を設置し、デジタルを活用した教育推進と教職員の業務改善に係る施策を実行している。

(1)教育の推進

学生の学修環境の改善のため、文部科学省より「令和 3 年度私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金」を受けて、全学生に対しタブレット端末（iPad）の貸与を開始した。

この iPad を有効に活用すべく IT 化促進ワーキンググループにおいて学生の iPad 利用状況調査を行い、その結果に基づいて授業への活用方法等を検討した。当該検討事項は、FD 活動として教員に紹介するとともに、SD 活動の一環として事務局職員に対しても説明を行った（令和 4(2022)年 6 月及び 8 月：基準項目 4-2 参照）。

(2)業務改善・向上

各会議の記録を正確且つ効率的に残していくため、令和 4(2022)年 7 月より議事録作成支援サービス（スマート書記、エピックベース株式会社）を導入した。

本学においては質的研究に取組む教員（研究者）が多数在籍していることから、研究対象者へのインタビュー内容をデータ化していくことを念頭に、本サービスを研究にも活用すべく IT 化促進ワーキンググループにおいて協議を進めている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 22(2010)年度
所在地　　埼玉県幸手市幸手 1961-2
　　埼玉県幸手市平須賀 2-555

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	看護学科　理学療法学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 25 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

55 日本薬科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を埼玉県北足立郡のさいたまキャンパス・東京都文京区のお茶の水キャンパスの両キャンパスに掲示し周知を図っている。大学の使命・目的は、学則に簡潔な文章で明記してホームページで公表している。人材養成に関する教育目的を定め個性・特色を明示し、医療の高度化、専門化、社会情勢の変化に対応する改組・改編を行い、地域に貢献する大学を目指している。使命・目的、教育目的及び人材養成に関する教育目標の策定に際しては教授会、理事会、評議員会の意見を聴き、役員や教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は「学校法人都築学園経営改善計画令和 4 年度～8 年度（5 ヵ年）」に反映され、目的の達成に向けた教育研究活動が行われている。

「基準２．学生」について

大学は、アドミッション・ポリシーに基づき多様な入学者を受入れ、教員のアドバイザー制度、学修ポートフォリオの導入、LA(Learning Assistant)制度等、教職協働による学修支援体制を整備している。学生委員会が退学や留年の防止に努めている。キャリア支援は、手厚いサポート体制を整備している。学生の各種相談や健康管理は、常勤の医師や看護師等を配置して対応している。課外活動のサポートは、大学と大学後援会が活動費の一部を援助している。校地・校舎は、設置基準を満たしており、ICT（情報通信技術）、実習設備、学術情報資料等、授業形態に対応した学修環境を整備している。学生の意見・要望への対応は、アドバイザーを通じて意見をくみ上げている。

〈優れた点〉

○薬学部薬学科に漢方薬学コースが設置されている点からも漢方資料館は貴重な施設であり、学生の利用のみならず学外見学者にも開放され、広く利用されている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を基本理念として薬の専門家としての目的の達成とそれを具現化する教育目標を踏まえており、ホームページ、学生便覧、シラバスによって学内外に周知している。大学の単位認定、進級・卒業認定は、学則、履修規程等で定め、学生便覧、オリエンテーション、履修ガイダンス等で周知している。大学院の学位論文に

係る評価基準が設定されておらず、ホームページでの公表も行っていないため、改善が必要である。カリキュラム・ポリシーは、教育目標、建学の精神を踏まえて策定し、ディプロマ・ポリシーと一貫性があり、学生便覧、ホームページで公表している。教育内容・方法及び学修指導等の改善と学修成果の点検・評価体制に期待したい。FD 委員会は、教授方法の工夫、開発と効果的な実施を目的とした研修会を実施している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として副学長等を置き、使命・目的の達成のため権限の分散化と責任を明確にしている。教授会、各種委員会の規則を整備して目的に従った教学マネジメントを構築している。教育研究に関する重要事項については、一部教授会に意見を聴くことが必要な事項が適切に定められていない。各種委員会には事務職員も参画して教職協働の運営をしている。大学、大学院の教員は設置基準を満たしている。教員の採用は、規則にのっとり公募が行われ、理事長が決定している。教育研究活動の質を向上させるために FD(Faculty Development)研修会を実施している。職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)活動は、FD 委員会と連携し活動をしている。

〈優れた点〉

○教育体制整備への参画意識の醸成を目的として、教員相互による授業参観に全職員が参加していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、建学の精神に基づき公共性を踏まえた組織体制、諸規則を整備して社会の要請に応え、学内外に公表している。使命・目的の実現のために中期計画を策定し確実な執行に努めている。人権保護、ハラスメント防止、危機管理は規則を整備して周知、啓発している。理事会は、寄附行為に基づき使命・目的の達成に向け共通認識を理事と共有し意思決定ができる体制を整備するなど機能している。「学園運営委員会」を設置し、管理運営の円滑化と相互チェックが図られている。監事は、監査を厳正に行い、経営効率の向上と業務の適正化を図っており、理事会、評議員会への出席も良好である。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任され、出席状況も良好であり、諮問事項、役員に対する意見の具申を行うなど、その役割を果たしている。財務基盤は経営改善計画に基づいて概ね確立されている。会計処理は学校法人会計基準及び経理規程等により適切に行われている。

「基準６．内部質保証」について

大学は、使命・目的を達成するため学則及び諸規則にのっとり、教職協働により自己点検・評価を実施して、その結果を公表している。IR(Institutional Research)活動等を活用した調査と分析を行い、大学独自の分析、検証、改善に取組んでいる。学修成果に関する PDCA サイクルは、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関わるアセスメント・ポリシーに基づき教育課程の実施から得られた「総合的達成度評価」として可視化することにより、教育課程の編成の改善に

つなげている。大学院の学位論文の評価基準、教授会の運営規則の不整備により内部質保証システムの機能性に課題があるので今後に期待したい。

総じて、建学の精神のもとで、薬学系の特色を反映させた三つのポリシーを起点に、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の整備、卒業認定を適切に行い、時代と地域社会に適応できる医療人の養成に取組んでいる。漢方資料館は学生及び教員の教育研究に役立てられているとともに地域にも開放され、地域社会への貢献を志向する大学の象徴となっている。教職員は経営改善計画に基づき教育の質保証の実践に取組み、財務基盤の安定化と内部質保証の向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」「基準 B.社会人の学び直しの支援」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を各キャンパスの随所に掲げ周知を図っている。大学の使命・目的は、学則に簡潔な文章で明記するとともにホームページで公表している。大学は、学部・各学科及び大学院の人材養成に関する教育目標を定め個性・特色を明示している。変化への対応は、薬学教育モデル・コアカリキュラムに従った薬学教育カリキュラムの改定を行うなど、医療の高度化、専門化、社会情勢の変化に対応する改組・改編を行い、地域に貢献する大学を目指している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学は、使命・目的及び教育目的、人材養成に関する教育目標を策定する際には学部、研究科の意見を聴き、教授会、理事会、評議員会等の議を経て学則変更、寄附行為変更を行い、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、使命・目的及び教育目的は、ホームページで公表している。使命・目的及び教育目的は「学校法人都築学園経営改善計画令和 4 年度～8 年度（5 ヵ年)」に反映され、目的の達成に向けた教育研究活動が行われている。三つのポリシーは、教育の質保証、使命・目的及び教育目的を反映しており教育研究組織の構成との整合性を備え、社会や時代の要請に応じた人材の養成を目指している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は、建学の精神及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、各学科でカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる学力・資質・意欲を持つ入学者を選抜しており、ホームページ及び学生募集要項等で公表し、教職員にも周知している。
入学者の選抜はアドミッション・ポリシーに基づいた「入学試験の基本方針・大綱」をもとに実施し、入学者選考委員会が選考案をまとめ、教授会又は大学院研究科委員会で厳正に審議している。また、さまざまな形態で入学試験を実施し、多様な学生を受入れている。各学科の近年の収容定員充足率は満たされていないが、改善に向けた努力が見受けられ、今後、適切な定員管理を実施し、意欲と学力を兼備えた学生の獲得に期待したい。

〈参考意見〉

○薬学部薬学科の収容定員充足率について、継続して低いため、適正な定員管理が望まれる。
○薬学部医療ビジネス薬科学科の収容定員充足率が低いため、新コース設置の効果によって定員が充足されることに期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生委員会を中心に学生課、教務課及び学生相談室等が連携した教職協働による学修支援体制を整備するとともに、教員によるアドバイザー制度を活用し、学生の入学時から卒業までのきめ細かいサポートを行っている。実習には上級生による LA 制度を導入し、実習指導の充実と安全性を確保している。教員は学生に対しオフィスアワーに関する情報をシラバスに公開し､学生からのさまざまな質問や相談に応じる体制を整えている。また、年 2 回のキャンパスライフアンケートによる学生の実態把握、教学 IR 委員会による学修ポートフォリオの解析と、学生委員会による出席状況や修学態度等、成績の不調につながる前兆の早期把握により、学生の退学と留年を未然に防ぐ対策を講じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、就職委員会及び就職課が中心となり、卒業研究指導教員と連携した教職協働による手厚いサポート体制を敷き、社会的・職業的自立に向けたキャリア支援行っている。薬学科では、病院や製薬企業等から講師を招へいして授業を実施するなど、薬剤師としての実践力を養う教育支援が行われている。医療ビジネス薬科学科では､「キャリアデザイン」や「キャリアデザイン演習」等のキャリア教育科目が配置されている。学内で実施されている合同企業研究会、業界研究セミナー、インターンシップ及び企業研究会等の多種多様なキャリア支援活動への学生の参加率は高く、企業研究及びキャリアデザインへの意識向上を図っている。各キャンパスの就職課には国家資格キャリアコンサルタントの有資格者を配置し、学生からの就職・進学に関する個別相談や履歴書添削等のさまざまなサポートを積極的に行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生生活支援全般を統括する組織として、教職員が参画する学生委員会による支援体制を整備し、学生からの各種相談に対応している。各キャンパスには医務室を設置し、常勤の医師や看護師が健康管理や助言を行い、学生の心身の健康保全・増進を図っている。また、学生相談室には専門的なカウンセリングを行う臨床心理士・公認心理師を配置し、精神衛生面の相談を受けられる体制を整えている。大学及び大学後援会は、学園祭や部・同好会の活動費の一部補助や学生用の学外施設の整備により、多くの団体の課外活動をサポートしている。学生の経済的支援の面では、入学試験の成績に応じて学生生徒納付金の一部を免除する特待生制度及び法人同窓子女に対して学生生徒等納付金を免除する制度等、独自の経済支援制度を設け、学生生活の安定のための支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、講義室や実習室、研究室、自習室、中央機器室及び図書館等、教育目標達成のために必要な施設・設備を適切に整備し、校地面積及び校舎面積共に設置基準を満たしている。薬学部の特色を生かした漢方資料館、薬用植物園、動物実験棟等の施設も保有している。講義室には無線 LAN 及び AV 機器を整備し、学内ネットワークを活用して対面やリモート等のさまざまな授業形態に対応できている。また、講義室の収容人数に合わせて学生数を適切に調整し、教育効果の向上に努めている。学生の学修スタイルに沿った学習場所を提供し、多様な自学自習の利便性を図っている。各キャンパスには図書館が設置され、十分な学術情報資料を確保している。また、エレベータや車椅子利用者用のトイレを設置するなどの計画的なバリアフリー化を進めるとともに、建物の耐震診断と耐震工事を継続的に実施している。

〈優れた点〉

○薬学部薬学科に漢方薬学コースが設置されている点からも漢方資料館は貴重な施設であ

り、学生の利用のみならず学外見学者にも開放され、広く利用されている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教員によるアドバイザー制度、ウェブ会議システムのチャット機能、意見箱の設置及びキャンパスライフアンケート等の各種アンケートを活用して学生からの意見・要望をくみ上げ、学生の心身に関する健康相談、学生生活、学修環境等の把握に努めている。得られた情報は学生課を中心とした関係各課・室で検討し、更に学生委員会で審議することで、常に学修支援体制及び方策の改善を図っている。また、提出された意見・要望については、大学から学生へ個別に回答するほか、掲示板に掲載するなどして情報を周知している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」のもと、広く知識を授けるとともに、薬に関する基本的知識や専門的知識、医療に参画できる実践的能力といった技能、医療人としての責任をもった行動を取る態度、薬の専門家としての問題発見・解決力を身に付けた人材を育成するという目的を具現化する教育目標を踏まえディプロマ・ポリシーを策定

している。ディプロマ・ポリシーはホームページ、学生便覧、シラバスによって、学内外に周知している。

研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が明記されていないが、学部各学科、大学院における単位認定、進級、卒業認定及び修了認定基準を、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、学則、履修課程、シラバス等に明確に示すことで学生に周知し、厳正に運用している。

〈改善を要する点〉

○研究科において、学位論文に係る評価の基準が設定されておらず、ホームページでの公表も行っていないため、改善が必要である。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、カリキュラム・ポリシーを教育目標と建学の精神を踏まえて策定し、学生便覧やホームページで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーは各学科の特色を明確に打出し、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるものとなっている。カリキュラム・ポリシーに沿って教育科目を体系的に配置し、シラバスも整備している。各学年で登録できる年間の単位数の上限が適切に設定されている。各学科の教養教育は適切に実施されている。問題解決能力醸成のための科目では、SGD(Small Group Discussion)やプレゼンテーションなどによるアクティブ・ラーニング形式の授業を行っている。教授内容・方法の改善を進めるため、授業評価アンケート調査を実施し、その結果に基づいて自己評価を行っている。FD 委員会が教授方法の工夫・開発と効果的な実施を目的とした FD 研修会を実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するために、ポリシーごとに項目を設けてそれぞれが達成されているかどうかをアセスメント・ポリシーとして策定し検証している。学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業向けアンケートに基づいた学修成果の点検・評価が実施されていないが、在学生による授業評価アンケートを実施し、学修成果の客観的達成度を評価している。教育組織における教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価は、その体制が明示されていないが、教務委員会を中心に実施し、授業評価アンケートや授業参観の結果を教員にフィードバックしている。

〈参考意見〉

○学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業向けアンケートに基づいた学修成果の点検・評価が実施されていないため、実施されることが望まれる。

○学修成果の点検・評価における自己点検・評価委員会、FD 委員会、教務委員会等の各委員会の役割等が明示されていないため、学修成果の点検・評価の体制を明示することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長、研究科長の役割を明確にし、使命・目的の達成のための関連規則を整備した上で権限の分散化と責任を明確にしている。教授会を含め各種委員会規則を整備して、それぞれの目的に従って教学マネジメントを構築しているが、教授会の一部の役割が明確になっていない。学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づく教育研究に関する重要事項について、教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が適切に定め、周知していない。各種委員会には職員も所属し、教職一体となって委員会運営に参画している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに必要教員数はそれぞれ設置基準を満たしている。教員の採用については公募制に基づき、「学校法人都築学園大学教育職員選考規程」「日本薬科大学教員選考委員会規程」にのっとり、教員選考委員会が「日本薬科大学教員資格審査基準に関する規程」に基づいて審査し、最終的に理事長が決定している。

教育研究活動の質を向上させるために、FD 講演会、FD 勉強会、FD 研修会等を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために SD 委員会を設置し、FD 委員会と連携した FD・SD 研修会を開催するほか、学外の研修に積極的に参加させるなど、組織的な SD 活動を実施している。

職員は教員連絡会への参加､教職員懇談会を通じて教員と問題認識を共有しており､FD･SD 研修会では、シラバスの作成要領に関する知見を深めた上で授業参観を実施することで、教育体制整備への参画意識を高めている。

〈優れた点〉

○教育体制整備への参画意識の醸成を目的として、教員相互による授業参観に全職員が参加していることは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

薬学の各分野における基本的な研究が可能な設備を備えた研究室を設置し、中央機器室、動物実験棟、薬用植物園及び漢方資料館を整備するなど、研究環境を適切に運営・管理している。

ヒトを対象とする研究は「日本薬科大学倫理委員会規程」を定め倫理委員会が妥当性を審査し、動物を対象とする研究は、「日本薬科大学動物実験倫理委員会規程」を作成し、動物実験倫理委員会が妥当性を審査しており、厳正に運用している。

外部資金の獲得は、FD 委員会の「研究支援ワーキンググループ」が中心となり、ベテラン教員が科学研究費助成事業の応募書類の改善提案を行うなど採択率上昇に努め、研究活動への支援体制が整備されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、私立学校としての自主性を確立し、公共性を高める組織体制や諸規則を整備して、社会の要請に応え、適切に運営している。「学校法人都築学園情報公開規程」を定め、法令等に基づく情報をホームページで公表している。理事会で定めた 5 年間の経営改善計画に基づく毎年度の事業計画を策定し、業務の遂行状況の分析・検討し、使命・目的の実現のために継続的に努力している。人権を保護するための各種規則を整備しており、ハラスメントの防止に関してはリーフレットを学生・教職員に配付して啓発に努めている。「日本薬科大学危機管理に関する規程」を整備し、教職員及び学生に対して、大

規模自然災害時等の対応マニュアルに基づく教育を行って防災の意識を高めている。薬学部の教育研究上の特性に鑑みた実験動物等の取扱いなどに関する規則を定め、安全の確保に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき使命・目的の達成に向けて、理事会では、都度、学生募集、国家試験の結果等の各設置校の近況が報告され、学校運営に関する認識を理事が共有し、現状に基づいた意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事 5 人以上 7 人以下で構成される理事会は、毎年度、定例及び必要に応じて開催されており、寄附行為に定める事項等について審議・決定を行っている。理事は常任理事、外部理事 2 人を含め、寄附行為に基づき適切に選任されており、理事会への出席状況も良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営を円滑かつ効率的に行うため、理事長、各設置校長、設置校の各事務長等から成る「学園運営委員会」を設置し、理事会と各設置校の意思疎通ができる体制を構築している。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えるため、理事長の命を受け内部監査を実施している。教職員からの提案は、学長や事務長を通じ報告され、教学に関することは各種委員会で審議し、教員には教授会と「教員連絡会」「教員朝礼」で、職員には、「事務職員朝礼」で意思決定の内容を周知している。「学園運営委員会」を活用して理事会の業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。監事の選任は、寄附行為の定めにより適切に行い、監事は財務状況の監査、業務実施状況の監査、理事の業務執行状況の監査を行っており、理事会及び評議員会への出席も良好である。評議員は寄附行為の定めにより適切に選任され、評議員会への諮問も適切に行われており、出席状況も良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、運用資産の増加と外部負債の減少のために財源確保が必要であり、経営改善計画を策定し、財務上の数値目標を定め、経営基盤の確立を目指している。

適正な収入見積りに基づき、所要の事業を予算編成し、各設置校が編成した予算は、法人で総括し、全体と各部門での収支を意識した運営を図ることで、収支のバランスを確保している。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業の獲得のほか、各種機関・団体等から研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている。

〈参考意見〉

○安定した経営基盤の確立のために重点事項である学生募集対策に取組むなど、経営改善計画を着実に実行することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人都築学園経理規程」に基づき、会計処理を適正に実施している。執行状況については伺書で把握し、半期・年度の計画との整合に努め、必要性を精査し、補正予算をもって対応している。

監事による監査は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき、法人の業務及び財産状況等について、毎年度、監事監査実施計画書を作成し、会計監査、業務監査、教学監査を実施しており、監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的を達成するため学則及び各種規則にのっとり、研究教育の状況について自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会は、学長、学部長、大学事務長等で構成して責任体制を明確にしている。自己点検・評価委員会は、使命・目的を達成・充実を目指すための基本的方針、実施に関する事項、評価書の作成、結果の公表等を担っている。委員会のもとには作業部会を設け、内部質保証を目指した自己点検・評価を実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育課程、学修環境、学生生活・支援、就職活動、教育研究活動全般について自己点検・評価活動を定期的に行っている。教育の質保証と改善に資するための評価・点検基準を定めている。大学は、独自の自己点検評価書を作成してホームページで公開している。IR 活動を強化することを目的とした各種委員会の自己・客観評価、学修ポートフォリオ、各種アンケート、教員相互授業参観等を実施し、達成度評価の分析、検証、改善等に取組んでいる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果に関する PDCA サイクルは、三つのポリシーに関わるアセスメント・ポリシーの観点に基づき、自己点検・評価を教務ワーキンググループと教務委員会との連携のもとで実施している。「学修ポートフォリオ」「卒業までに身につける 11 の力」を「総合的達成度評価」として可視化することにより、教育課程の編成の改善につなげている。内部質保

証システムをより一層機能させるためも、学長のガバナンスの担保及び大学院の学位論文の評価基準の設定に期待したい。

〈改善を要する点〉

○大学院の学位論文の評価基準を示していないこと、教授会運営についての規則の整備が不十分であることから、内部質保証システムの機能性に課題がある点について改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携

Ａ－1．大学が持っている人的・物的資源の地域社会への提供

A-1-①　大学と地域社会が連携活動を実施する体制が整備されているか

A-1-②　大学と地域社会との間で連携協定がむすばれているか

A-1-③　大学の人的・物的資源を活かした地域貢献活動が行われているか

Ａ－2．大学の特色を生かした学校教育への支援

A-2-①　地域社会と連携しながら学校教育の質的充実に向けた教育支援を行っているか

A-2-②　地域社会の子どもたちの「科学する心」を育てる教育活動を行っているか

Ａ－3．地域活性化に向けた産官学連携

A-3-①　地域社会の活性化に向けた産官学連携活動を行っているか

A-3-②　秩父地域において大学の特色を活かした産学官連携活動を行っているか

【概評】

地域連携活動に対応する地域連携センターを設置し、各自治体、企業との連携をとり、円滑な活動が行える体制を構築している。

近隣自治体と連携協定を締結し、市民講座へ講師を派遣するとともに、大学の施設を利用した開放講座を実施し、大学の持つ漢方薬、健康増進に関する人的、物的資源を近隣自治体に提供し、地域住民の健康維持・増進や産業振興等に貢献している。

高等学校、大学及び教育委員会と連携協定を締結し、教育活動の推進を目指している。さまざまな取組みを継続して実施しており、地元の信頼に応えながら学校教育を支援している。

「薬物乱用防止」に関するリーフレットを作成して関東地区 70 高等学校で薬物乱用防止活動を行う社会貢献を行っており、医療ビジネス薬科学科では、薬学関係のみならず、健康・栄養・スポーツに関連した講座にも対応している。

地域の子どもたちに対して科学への関心を持ってもらうために、いくつかの「子ども大学」を企画・運営し、「科学するこころ」を育てる教育活動を行っている。

企業・団体との連携協定の締結を進めており、サステナブル社会の実現に向けて、教員

及び学生が、知見を生かし地域資源の活用、課題の解決と地域技術の活用を積極的に取組んでいる。大学と連携協定を締結した自治体及び関連する企業との間で、多くの物産品の開発や商品化に成功しており、産学官連携を強化し、地元に根付いた商品やサービスの研究・開発の支援を推進している。

基準Ｂ．社会人の学び直しの支援

Ｂ－1．医療従事者を含む社会人の学び直しの支援活動

B-1-①　卒業生や地域の薬剤師を対象とした生涯教育プログラムを提供しているか

B-1-②　「漢方アロマコース」の職業実践力育成プログラム（BP）を提供しているか

【概評】

大学は、薬局・病院薬剤師及び大学卒業生・在校生を含めた薬学生を対象にワクチン注射調製及びワクチン接種研修を行い、地域薬剤師の素養向上に貢献している。薬剤師を対象とした生涯教育プログラムは、今後もニーズの高いテーマについて継続的に行っていく予定としている。令和 6(2024)年度は、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された「漢方医療従事者専攻コース」を開講する。リカレント教育としては、文部科学大臣が認定する職業実践力育成プログラム「漢方アロマコース」を実施している。「漢方アロマコース」は、文部科学省が提供している「社会人等の学び直し情報発信ポータルサイト　マナパス」において常に上位にランキングされている。令和 4(2022)年度から、大学独自の「漢方アロマ・プレミアムコース」を開講し、短期で安価な講座を提供している。今後は、対面実習・講義を増やしながら、オンライン講義も継続させることにより、社会のニーズに広く応えようとしている。

基準Ｃ．国際交流

Ｃ－1．国際交流推進

C-1-①　国際交流のための体制が整備されているか

C-1-②　海外の大学等と幅広く交流協定が締結されているか

C-1-③　教職員の国際交流が実施されているか

C-1-④　教職員の国際交流を支援する仕組みがあるか

C-1-⑤　学生の国際交流が実施されているか

C-1-⑥　学生の国際交流を支援する仕組みがあるか

C-1-⑦　本学について世界に発信しているか

【概評】

国際交流の推進を目的とした「国際学術交流委員会」を設置し、国際交流を主たる業務とする英語・中国語が話せる職員を配置している。これまでに 12 の国・地域の 30 大学、6 高校、3 機関と交流協定を締結している。また、英語版のホームページを整備し、大学の概要、研究領域と実践、国際交流実績及び大学院紹介等を世界に向けて発信している。

学生の国際交流では、短期留学や海外の学生の受入れなど支援体制を整備しており、学部 1 年生全員に対して、個別オンライン英会話教育を課している。また、学生の留学支援を積極的に進めており、資金援助や単位認定等に関わる仕組みを整備している。教職員の国際交流では、教員の長期駐在による共同研究の推進や職員の相互派遣を検討している。既に台湾の中国医薬大学に寄付講座「都築伝統薬物研究センター」を設置し、専任教員 1 人が長期滞在し、共同研究を進めている。また、教員の国際交流能力の向上を目的とした、大学主催の海外学生向けオンライン・プログラムにおいて英語での講義を全教員が順次行っている。

コロナ禍の影響でオンライン開催となっていた海外学生向けのプログラムは、本年度より対面開催に戻し、韓国の慶熙大学校韓医科大学の学生が計 52 人来日し、約 2 週間の日本の伝統医学教育を受けている。

以上のように国際交流では、学生のみならず教職員の交流や共同研究及び海外学生の受入れを活発に行っており、大学のアピールポイントにつながっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 16(2004)年度
所在地　　埼玉県北足立郡伊奈町小室 10281
　　東京都文京区湯島 3-15-9

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
薬学部	薬学科　医療ビジネス薬科学科
薬学研究科	薬学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	お茶の水キャンパス実地調査の実施
	さいたまキャンパス実地調査の実施　11 月 9 日　第 2･3 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 24 日	第 5 回評価員会議開催

令和 6(2024)年　1 月 5 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

56 ノースアジア大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学則に大学全体の使命・目的を明示し、また各学部・学科の使命・目的を分類して具体的かつ明確・簡潔に明文化している。それらは三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へ反映され、全て学生便覧やホームページなどで学内外に公表されている。

社会環境の変化に対応した改組転換を行う中で、理事会をはじめ各種の会議において審議・決定の後、大学全体の使命・目的に変更を加え、大学の教育課程に特色を持たせている。

各学部・学科の教育研究上必要な人員・設備を配置し、特徴的なフィールドワーク拠点である「雪国民俗館」などの附置機関を擁しており、中長期的な計画である「5 か年重点計画」に基づいて、大学の使命・目的に沿った運営が行われている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、多様な入試区分により実施されており、法学部法律学科及び国際学科の収容定員充足率の改善を要するものの、大学の強みである「面倒見の良い大学」「高い国家試験合格率・就職率」などの特徴を広報し、学科の再編や入学員の削減の実施も含めて、入学志願者数の確保に努力している。

学生相談室の体制に課題があるものの、学生への学修支援体制は教職協働で当たる仕組みが整っており、キャリアに応じた履修指導のもと、企業との連携によるインターンシップ科目を通じて学生の職業観を醸成している。

模擬旅行会社を設置し、実践的なツーリズム実習が行われているほか、学生が運営する会社は、古書を全国的にウェブ販売し利潤を上げるなど、教育目的の達成のための取組みがなされている。

〈優れた点〉

○退学希望学生に対する三者面談等の相談体制や、保護者に対する「ゼミナール便り」による情報共有の場の提供、担当学生委員が学生との面談で助言・指導を行う「ともだち作戦」等により、きめ細かい学修支援策を行っている点は評価できる。

○国家試験等センターにおいて、公務員採用試験や各種資格試験のための講座を設置し指導を行うほか、宅地建物取引士やファイナンシャル・プランニング技能士等の 25 種類の資格試験に対応した「WEB 資格講座」を設置するなど、学生のスキルアップを支援する

仕組みが充実している点は評価できる。
○「学生 FD ミーティング」を年１回開き、授業評価アンケートには出てこない学生の授業や学修に関する率直な意見を直接くみ上げ、フィードバックを行うなど、授業改善につなげる体制を整備していることは高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

全学及び各学科のディプロマ・ポリシーに基づき、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。3 学科の教育課程は、各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、総合科目及び専門科目それぞれの分野で教育課程が体系的に編成されている。各科目の到達目標、授業概要、授業計画、履修条件、参考文献・資料、成績評価の方法、オフィスアワー、成績評価の基準、学生へのメッセージ等がシラバスに記載され、また、年間履修登録単位数の上限を適切に定め、単位制度の実質化に努めている。

ルーブリックを導入し、学修成果の評価・項目を定義し、学修成果の達成度を測定・評価するとともに、保護者との情報共有と点検・評価のための連携強化ツールとして用いている。また、各種アンケートなどにより、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けた学修成果の点検・評価結果を適切にフィードバックしている。

〈優れた点〉
○低学年次配置の科目の成績評価において、ルーブリックを導入したことで、教員の授業方法が一方通行型から双方向型に変化したり、授業内で演習や発表が取入れられたりなど､教員の授業運営方法や教授方法などに工夫や変化が見られたことは高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

理事長が学長を兼務し、リーダーシップを十分に発揮する一方、副学長をはじめとした各所属長が学長をサポートし、各所属長との意思疎通を図りつつ迅速な意思決定が行われている。また、各所属長に権限が適切に分散されるとともに、責任が明確化された教学マネジメントが構築されており、非公式的な会議なども交えて調整を柔軟に行っている。

FD 委員会が、アンケートなどの結果を各教員にフィードバックし、教育内容・方法等の改善の工夫・開発を適切に行うほか、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上を図るため、人事課が中心になり学内研修会、外部研修会及び外部研修報告会といった SD(Staff Development)研修を実施している。

三つの研究所を設置し、専任教員がいずれかの研究所に所属して研究活動を行う環境を整え、学内紀要等、教養教育科目担当教員の研究成果物を発刊している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づいて理事及び理事長の選任、評議員及び監事の選任が行われ、理事会における理事の出席状況や評議員会における評議員の出席状況は良好であり、各理事が責任をもって法人運営に寄与している。

監事監査及び公認会計士による会計監査の体制が整備され､監査は適切に行われている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、監査報告を行っている。

予算編成基本方針に基づいて予算案が策定され、「5 か年重点計画」に基づいた財務運営を行っている。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検及び自己評価委員会」を中心として、IR 推進会議、学科会議、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD 委員会その他と事務部門が連携し、責任ある自己点検・評価体制を敷き、組織的な内部質保証の仕組みを整えている。

「5 か年重点計画」に沿って、業務の自己点検・評価を行い、IR 推進会議のデータ収集・分析を経て、自己点検及び自己評価委員会が評価報告を行い、学内に公表されるほか、ホームページにて 3 年ごとに掲載されている。

各部門に示された評価結果に基づき、各種改善活動に落とし込まれるほか、人的な面においては、教職員が年 3 回作成する「自己評価書」を参照しつつ、所属長から各教職員へフィードバックが行われ、次年度の行動計画に反映するなど、学部レベル及び大学レベルでの改善・向上策の実施に反映され、PDCA が実行されている。

総じて、大学は使命・目的及び教育目的に沿って、各教育課程のディプロマ・ポリシーを定め、その達成に向けて学生の学修を促すための教職協働の仕組みを整え、実践的なプログラムの提供や学生の学修支援体制を敷き、内部質保証を担保する PDCA を実行している。今後は少子化に対応すべく、広報やマーケットの開拓などにおける新たな取組みを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.地域に根ざした大学教育」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 経済学部ゼミナール協議会
2. 株式会社さくら
3. ノースアジアツーリスト

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、学則第 1 条に大学全体の使命・目的を具体的かつ明確・簡潔に記述し、学則第 2 条に各学部・学科の使命・目的を「人材育成の目的」「教育目的」と分類し、分かりやすく個性・特色を反映し、明文化している。

また、大学全体の使命・目的及び各学部・学科の使命・目的は、社会環境の変化に対応した改組転換を行う中で変更を加え、その時々の大学の教育課程の特色を明確に示している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、理事会はじめ各種の会議において所定の手続きがなされ審議・決定されるとともに、教職員に周知・説明がされている。また、学則に明示されるとともに、三つのポリシーへ反映させ、学生便覧で新入学生及び関係教職員に、加えてホームページや大学ポートレートを通じて学内外へ周知を図っている。

使命・目的及び教育目的に基づいた方針のもと、各学部・学科の教育研究上必要な人員、設備を整え、地域の歴史や産業の資料を保管し、学生のフィールドワークの拠点となっている「雪国民俗館」や大学の研究をサポートする「ノースアジア大学総合研究センター」などを擁している。

中長期的な計画である「5 か年重点計画」を策定し、当該計画の取組みの実行、結果の検討及び目標達成への改善に努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学部・学科ごとに使命・目的及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、高校時代に学んでおいてほしい事項を明記し、入学者選抜要項、大学案内等による公表を行い、オープンキャンパス、進学説明会等の機会において生徒・保護者等に周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、入試委員会及び教務部教務課が中心となり、総合型選抜、学校推薦型入試、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜など、多様な入試区分があり、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで運用し、入試委員会でその検証をしている。入学試験問題の作成は大学が独自に行っている。

過去 5 年間の法学部の入学志願者の動向は厳しい状況であるものの、入学定員充足のために「面倒見の良い大学」と「高い国家試験合格率・就職率」などを掲げ、学科の再編や入学定員の削減を実施するなど、入学志願者数の確保に努めている。

〈改善を要する点〉
○法学部法律学科及び国際学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、引続き定員充足に向けた一層の改善が必要である。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学生への学修支援体制は、教務委員会、学生委員会、ゼミナール担当教員、国家試験等センター、教務課等の連携において適切に行われている。各種委員会には教員と職員が配置され、教職協働で当たる仕組みが整っている。初年次教育における各種プログラム、キャリア教育、公務員採用試験や各種資格試験に対応した学修支援は、国家試験等センター設置の五つの研究室やイングリッシュルーム等において行われている。

演習授業・語学の補習では、上級生や得意な学生により下級生や苦手な学生への学修支援が行われている。全教員がオフィスアワー制度により、原則週 2 回オフィスアワーを設定している。障がいのある学生への対応指針を策定し、必要な配慮について個別対応している。中途退学、休学及び留年への予防策・対応策として、講義とゼミナールでの学修上

の指導のほか、面談で生活全般への相談・助言をきめ細かく実施している。

〈優れた点〉
○退学希望学生に対する三者面談等の相談体制や、保護者に対する「ゼミナール便り」による情報共有の場の提供、担当学生委員が学生との面談で助言・指導を行う「ともだち作戦」等により、きめ細かい学修支援策を行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
教育課程内では、キャリアに応じた履修指導やインターンシップ科目の設置を行っている。経済学部経済学科では「キャリア開発科目」、法学部法律学科及び国際学科では「キャリア系」等のキャリア教育に関する科目を準備し、全学科共通科目として「キャリアサポートⅠ」「キャリアサポートⅡ」がある。インターンシップは、企業との連携による教育プログラムとして、実践的なキャリア教育により学生の職業観を醸成している。

教育課程外ではキャリアセンターを設置し、応募書類作成指導、模擬面接の実施、業界・企業研究会などの就職指導を幅広く行うほか、キャリアセンター職員及び 4 年次のゼミ担当教員が就職支援の打合わせ週 1 回を行い、就職活動の状況の共有とキャリア教育全般の情報を教員に提示している。就職・進学に対する相談・助言を推進するなど、社会的・職業的自立のための支援体制を整備している。

〈優れた点〉
○国家試験等センターにおいて、公務員採用試験や各種資格試験のための講座を設置し指導を行うほか、宅地建物取引士やファイナンシャル・プランニング技能士等の 25 種類の資格試験に対応した「WEB 資格講座」を設置するなど、学生のスキルアップを支援する仕組みが充実している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生生活の安定を支援するため、合同学生委員会、教務部教務課、学生相談室、教育指導室、留学生別科、国際センター、保健室などの組織体制を整備し、学生サービス及び厚

生補導の任に当たっている。

学生相談室の体制に課題はあるものの、学生相談室による学生個人の問題についての相談に対する指導のほか、教育指導室による「あいさつとスマイル運動」、学内美化運動、受講マナーの指導、教務部教務課による課外活動の支援や福利厚生施設の整備、学寮・合宿所の管理・運営など、健康相談、心的支援、生活相談に関する学生サービスを適切に実施している。

日本学生支援機構奨学金や学費サポートプラン、各種奨学金制度を用意して、教務部教務課が奨学金や貸付金の手続きを行うなど経済的支援を実施している。

〈改善を要する点〉

○学生相談について資格を有しない教員が個人研究室で行っているが、学生相談室を設置・活用し、有資格者を配置するなど、体制の整備を行うよう改善を要する。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学のキャンパスには、校舎、附属図書館、40 周年記念館、雪国民俗館、総合体育館、サークル棟、古田記念講堂があり、耐震基準に適合し、清掃・点検が常時行われ、警備体制も含めて適切に整備運用している。

全教室はマルチメディア装置を整えているほか、少人数教室と小教室を用意し、ゼミなどに活用している。BYOD(Bring Your Own Device)を推進し、無線 LAN なども整備している。図書館は十分な蔵書とスペース、閲覧室を擁し、ラーニング・コモンズや「AV コーナー」が設けられ、図書委員会と図書館職員が協働で「図書館便り」を発行し、貸出し冊数の増加に努めている。

車椅子に対応したスロープ、自動扉の設置、身障者用トイレの設置等、身体の不自由な人の移動や利用に配慮した整備を行い、施設・設備の利便性を確保している。

語学科目を含め各授業科目のクラスについては、適切な人数構成で授業が行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、教育の質的改善のために授業評価アンケートのほか、「学生 FD ミーティング」や 4 年生を対象とした「大学生活満足度調査」、1 年生から 3 年生を対象とした「学生生活実態調査」等を通して把握している。「授業改善の取り組み」は FD 委員会で分析・検討され、授業担当者にフィードバックされている。「授業改善の取り組み」や授業評価アンケートの結果は教務課窓口及び図書館で公開されている。

「学生生活実態調査」「大学生活満足度調査」のほか「ともだち作戦」などを通して、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。

授業評価アンケートのほか「大学生活満足度調査」「学生生活実態調査」「図書館利用者アンケート」などを通して、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。

〈優れた点〉

○「学生 FD ミーティング」を年 1 回開き、授業評価アンケートには出てこない学生の授業や学修に関する率直な意見を直接くみ上げ、フィードバックを行うなど、授業改善につなげる体制を整備していることは高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的に基づき、各学部・学科にディプロマ・ポリシーが定められ、学生便覧やホームページ、大学ポートレートなどに掲載され周知されている。また、学生が卒業時に身に付けるべき能力や資質等の学修の到達目標を明確にするため、学則第 1 条に定める使命・目的に基づき、全学部共通のディプロマ・ポリシーを定めた上で、更に各学科独自のディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

成績評価基準は学則で定められており、進級基準や卒業認定基準も厳格に運用されている。また、平成 27(2015)年度から GPA(Grade Point Average)制度が導入されて、学修達成状況を学生自身が把握できるようになっており、学業奨学生などの選考基準等にも用いられている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学生便覧、ホームページ、大学ポートレート等に掲載することで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されており、その目標達成のための教育内容と教育方法が明確に記載されている。シラバスには、全ての科目に対して到達目標、授業概要、参考文献・資料、成績評価の方法等の必要な情報が記載されており、大学ポータルサイト等で公開されている。

学生の授業外での十分な学修時間を確保するために、履修科目として登録することができる単位数を原則年間 46 単位に制限している。教養教育については、総合科目群に人間形成の基礎をつくるための教養科目を配置し、実施している。教授方法の工夫・開発に当たっては、初年次教育科目などにおいて実践的な科目の配置や教育手法の導入が図られているほか、「学生 FD ミーティング」を開催し、学生からの声を集め、更なる改善に活用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

成績通知書に GPA を記載し、単位の質とその推移を数値的に明らかにすることで、学修成果の達成度を把握・点検しているほか、ルーブリックを導入し、学修成果の評価項目を定義し、学修成果の達成度を測定・評価している。また、成績表は学生の学修状況と教

員による所見を記述した「ゼミナール便り」を添えて保護者に送付され、保護者との情報共有と点検のための連携強化のツールとして用いている。

授業評価アンケート、「学生生活実態調査」「学生生活満足度調査」の実施により、学生の学修成果を点検・評価しており、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて結果を適切にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○低学年次配置の科目の成績評価において、ルーブリックを導入したことで、教員の授業方法が一方通行型から双方向型に変化したり、授業内で演習や発表が取入れられたりなど、教員の授業運営方法や教授方法などに工夫や変化が見られたことは高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼ねることで学長が経営に直結しリーダーシップを十分に発揮している。学長を支える補佐体制としては、副学長をはじめとした各所属長が置かれ、学長が各所属長と面談する際には副学長や法人統括部長が同席するなど意思疎通を図っているため、迅速な意思決定が可能となっている。

学則、組織規程、所属長会議要綱、学科会議要綱などにより、権限が適切に分散されるとともに責任が明確化された教学マネジメントが構築されている。特に、「所属長会議」とともに「朝会」という非公式的な会議を開催し、諸問題の提起・協議及び法人統括部との調整などを柔軟に行っている。

組織規程に職員の組織、職制を定め、部署ごとに担当業務を明確に編成しているなど、教学マネジメントが有効に機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

採用及び昇任は、教員選考基準及び教員選考規程により適切に行っており、必要な教員を適切に配置している。また、教員の採用は、原則として公募制で行っている。

FD 委員会が、授業評価アンケート、「公開授業」「学生 FD ミーティング」等の教育内容・方法等の改善の工夫・開発を適切に行い、その実施結果を各教員にフィードバックし学内に公表するなどして、これらを効果的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質･能力の向上を図るため､人事課が中心になり学内研修会、外部研修会及び外部研修報告会といった SD 研修を実施している。

学内研修会は、外部講師や理事長・法人幹部が講師となり、業務に必要な知識や仕事に対する姿勢、心構えを教授するほか、階層や就業年限に応じて必要な考え方やスキル習得のため階層別研修を行っている。また、外部研修会に参加した職員が全職員を対象とした研修報告会を実施し、職員全体の研修内容の共有に努めている。

法人統括部から示された様式に基づき各部署の担当者が作成している業務マニュアルは、前任担当者から後任担当者に引継がれるとともに、常に最新の情報に更新されている。法人統括部はこれらを定期的に収集し、より分かりやすいものとなるよう支援している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備として、専任教員に対する個人研究室の割当てとノートパソコンの貸与

を実施している。

学内紀要等を発刊する三つの研究所を設置し、専任教員がいずれかの研究所に所属して研究活動を行う環境を整えているほか、各研究所の事務を執行する「総合研究センター」は、教養系科目担当教員の研究成果の発表の場として研究誌を発行している。

コンプライアンス推進の基本方針等の研究倫理諸規則を整備し、全専任教員や競争的資金と物品発注関係担当の職員を対象に「研究倫理教育・コンプライアンス教育」を実施し研究倫理の確立と運用に努め、学生には総合科目やゼミで研究倫理教育を行っている。

研究活動支援のため専任教員への個人研究費のほか、「学術研究助成規程」や「学術論文出版助成規程」にのっとり、個人研究、共同研究及び総合研究への助成制度を整備している。競争的資金の獲得の支援は、教務部教務課と法人統括部総務課が担当している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス・コードを制定し、関係法令を遵守し公共性と自主性を基本とした適切なガバナンスを確保していくことを表明している。また、「コンプライアンスの推進に関する基本方針」を定めるとともに、行動規範や公益通報に関する規則を制定している。教育情報及び財務情報は適切に開示・公表されている。

理事長が学長を兼ねており経営方針・教育方針が一貫していること、組織の連携を密にしていること、教職員が前年度の業務を検証して次年度の目標を設定しその実現に向けて業務を行っていること等により、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

CO_2 の削減、節電対策など環境に配慮するとともに、規則整備やその周知、研修などにより、人権・安全についても配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づいて理事及び理事長が選任されて理事会が構成されている。令和4(2022)年度は理事会を5回開催し、同年度の理事会への理事の出席率は100%である。理事会では、決算、事業報告、法人・大学の規則の改正・制定、学則変更、予算、予算編成基本方針、寄附行為の変更、評議員の選任等を審議・決定している。理事会の委任状出席を認めておらず、各人の責任のもと理事会に出席し業務の決定を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目5-3を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼ねており、強いリーダーシップのもと、法人管理部門と大学管理部門の円滑な意思疎通を保っている。法人内の情報共有と意思疎通を図るために各機関の所属長で構成される「所属長会議」を開き、法人全体の連携・調整・意見交換を行うとともに、社会の変化に即応するため、毎週、非公式の「朝会」を開催し、教育に関する課題の検討や法人統括部との調整などを行っている。

監事は適切に選任されており、理事会及び評議員会に出席し、監査報告を行っている。

令和4(2022)年度の評議員会は4回開催されており、評議員の出席率は良好で、適切に運営されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目5-4を満たしている。

〈理由〉

5年ごとに策定された中長期計画に基づいた財務運営を行っている。

現在、令和5(2023)年度からの「5か年重点計画」に基づく財務運営を行い、年度ごとの予算編成方針による各部署の予算要望、総務課の精査、法人統括部長等の査定、理事長の原案編成を経て当初予算の理事会承認を受けている。

法人の経営状況は長期にわたり黒字基調であったことから、純資産の割合も高水準を保っている。これまで教育環境の整備をしつつ、経費の削減に努めてきたため、安定した財務基盤を保有している。

収容定員充足率低下に伴い大学単体の支出超過が見られることから、中長期計画に沿っ

た安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めることとしている。
外部資金獲得の実績は一定規模にとどまっているが、獲得に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、経理規程及び固定資産取得に関する要綱等にのっとり、適正に会計処理が行われている。

予算編成基本方針に基づいて法人内で編成された予算案は、評議員会への諮問の後、理事会の承認を得ている。

予算制度に基づいた予算執行を行い、予算と決算とに大きくかい離がある場合には、補正予算案を作成し、理事会の承認を受けて運用が行われている。

会計監査は、監事監査及び公認会計士による監査により適切に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

ノースアジア大学学則第 1 条第 2 項において、自己点検・自己評価を行うことを明記し、「ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程」の中で「自己点検及び自己評価委員会」を置くことを定め、副学長を委員長とし、法人統括部長、経済学部長、法学部長及び理事長が指名する若干名で構成し、責任ある自己点検・評価体制を敷いている。

自己点検及び自己評価委員会を中心として、IR 推進会議、学科会議、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD 委員会その他と事務部門が連携し、組織的な内部質保証の仕組みを整えている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
自己点検及び自己評価委員会は、自己点検・評価を毎年実施し、自己点検評価書を理事長へ提出するほか、ホームページにて 3 年ごとに公表している。
各種委員会や各組織が、それぞれ計画・実施した結果について自律的に自己点検・評価を行い、それらの資料や情報は「学校法人ノースアジア大学 IR 規程」に基づいて設置された IR 推進会議によって収集・分析される。その結果は自己点検及び自己評価委員会に回付され、全学的な見地から検討・評価が行われる。
評価結果は各部門に示され、改善活動を具体化し、教職員は、課題と行動計画及びその到達割合などを記載した「自己評価書」を年度内の 3 期に分けて人事課に提出し、検証された結果が所属長より教職員にフィードバックされるとともに、次年度の行動計画に反映するなど、内部質保証を担保する仕組みが整っている。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
自己点検及び自己評価規程第 10 条第 1 項において、教育・研究活動及び管理運営などにおける問題点を速やかに改善し、大学の目的及び社会的使命を達成することがうたわれている。
「5 か年重点計画」に沿って、業務の自己点検・評価を行い、IR 推進会議のデータ収集・分析を経て、自己点検及び自己評価委員会が評価報告を行い、その結果に沿って学部レベル及び大学レベルでの改善・向上策の実施に反映され、PDCA が実行されている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献

A－1. 大学が持つ物的・人的資源の社会への貢献
A-1-① 大学の人的資源を生かした活動
A-1-② 大学の物的資源を生かした企画展の開催

【概評】

大学の人的資源を生かした活動としては、経済・経営・法律・政治・観光に関する諸問題を研究し、学術文化と地域の発展に貢献することを目的として設立された「総合研究センター」が講演会、コンサート、映画上映会等、市民向け公開講座を行う等、積極的に取組んでいる。優れた作家が輩出した秋田において、文学の芽を育てることを趣旨に、地元出身の文学者にちなんだ「ノースアジア文学賞」を創設するほか、系列の短期大学や高校、地元の中学と合同で、一般市民向けの「ウインドオーケストラ・コンサート」を開催する等、地域に密着した活動を積極的に行っている。

大学の物的資源を生かした活動としては、雪国の民俗・文化に関する研究調査を目的とした雪国民俗館を設置し、国指定の重要有形民俗文化財や歴史的な生活用品・衣料を多く所蔵し、企画展やシンポジウムを開催する等、特色のある活動を行っている。

基準Ｂ．地域に根ざした大学教育

Ｂ－1．特色ある教育と地域貢献

B-1-①　教育活動を通じた地域活性化への取り組み

【概評】

経済学部経済学科において行われている「秋田学」は、地域の魅力を発掘することを通じて開発された科目であり、秋田県の魅力を客観的手法で分析する力を育成し、秋田県が持つ伝統文化、地域資源、環境、学校と教育、健康などの魅力とコミュニティを発見する力を養う特徴的なものといえる。これをもとに各ゼミナールに所属する学生はテーマを決め、研究に取組むとともに、秋田県において行われている未来に向けたさまざまな活動を体感し、地元企業への就職や県内定住に関心を持つ学生を増やす役目も持っている。

また、法学部国際学科において行われている卒業生と在学生とのキャリア懇談会、企業訪問研修、県内遠隔地企業でのインターンシップ、冬の観光を推進する地域へのフィールドワークなどの独自プログラムは、地域社会において一定の教育的効果を収めており、今後も地域に根差した大学として、地域社会の活性化と社会貢献が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1）経済学部ゼミナール協議会

経済学部ゼミナール協議会では、毎年 11 月から 12 月に経済学科のゼミナールが参加する形でゼミナール大会が行われ、各ゼミナールから出場する 1 つもしくは複数の研究チームによる研究発表が行われる。この研究発表は、2 週にわたって開催され、第 1 週は応募したすべてのチームが発表する予選会、第 2 週は予選を勝ち抜いた決勝大会となっている。発表会では、教員や学生（前年度受賞チームの学生）による学術上・社会的意義、発表方法などに関する審査が行われ、上位チームが受賞する形式である。また、学内の予選を勝ち抜いた複数のゼミナールが北海道・東北大会本戦に出場し、上位入賞などの顕著な成績を収めている。このように、ゼミナール協議会は、これらの研究発表

のすべてを運営しており、経済学部の研究活動の運営スタッフとして活動する学生主体の団体である。このような経験は、学生たちの人格形成に重要な役割を果たしている。**【資料 特 1】**

2）株式会社さくら

法律学科では、「企業法務演習Ⅰ～Ⅳ」のなかで実際の株式会社さくらを設立している。同社では学生が株主となり、会社役員として事業内容である古書販売を実習形式で行うほか、株主総会や取締役会の招集・開催等を通じて、会社法の理解はもとより、社会人としての必要なスキルと即戦力の修得を目指している。特徴の 1 つは、学生による会社の設立・運営に関わる法的知識を修得する点である。会社定款に対する公証人の認証取得や法務局への登記などの手続きを学生が自ら行うことで、実践的な学びの場としている。第 2 は、学生が取締役として会社経営を行うことによって、「協働」の精神の下に自ら考え、責任感を持って会社経営を経験できるようにしている。第 3 は、Amazon 社のサービスを活用した古書販売を通じて、IT ビジネスを体験する点にある。インターネットサイトを通じて全国から古書の注文が届くことを体験することで、消費地と離れた地方においても e コマースが大きな可能性を持つことを学生は理解することになる。**【資料 特 2】**

3）ノースアジアツーリスト

国際学科では、平成 21 年に模擬旅行会社「ノースアジアツーリスト」を創設して以来、「ツーリズム実習」のなかで海外・国内旅行を企画・実施してきた。平成 24 年度には、本学と観光連携協定を結んでいる市町村の観光資源を組み込んだモニターツアーを造成し、韓国の慶熙大学校の学生に参加を呼びかけ、本学学生の添乗によるインバウンド観光を実現させた。その後も、新しい体験型の旅行を造成し、韓国や台湾へのツアーを実現した。平成 26 年度からは、非営利組織である「秋田の旅人友の会」を立ち上げ、着地型企画旅行を造成し、地域住民と秋田県内の旅行を実施した。また、コロナ禍で外出制限がかかる中で、どのように旅行を実現するべきかを学生が自ら考え、マイクロツーリズムを実現させていく。これらの実施にあたっては上級生が下級生を指導する方式を採用し、学生のリーダーシップや主体性を醸成できるように取り組ませている。その結果、社長を経験した学生は、JTB や JR 東日本といった観光産業への就職を実現させている。**【資料 特 3】**

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 39(1964)年度
所在地　　秋田県秋田市下北手桜守沢 46-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科

法学部	法律学科　国際学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

57 梅花女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神「キリスト教精神に基づき、他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性」を明文化し、学部・学科ごとに人材育成に関する目的として学則第 5 条第 3 項に明記し簡潔に文章化している。個性・特色は、建学の精神を達成するため、「社会に有為」な「自立した女性」の養成と明示している。創立以来、社会情勢に柔軟に対応して使命・目的及び教育目的、学則・各種規則の見直しをしている。使命・目的等の改正には、役員や関係委員会の構成員である教職員は関与・参画し、情報共有と理解・支持を深めている。建学の精神、大学の理念・教育目標は、ホームページで周知している。平成 30(2018)年に三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを通して、使命・目的及び教育目的に反映している。教育研究組織は、教育・研究支援センターを設置し、質保証の達成に向けて整合性を持った組織を整備している。

「基準２．学生」について

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに基づき、適切に実施している。学修支援は、教職員協働をはじめとする学修支援体制を整備し、離学者減少に向けた対応等を実施している。キャリア支援における、就職・進学に対する相談・助言体制の整備では、就業力養成のための科目の配置、社会的・職業的自立に向けた教育課程外のさまざまな取組みを通じ、キャリアサポートをしている。学生サービスは、心身に関するサービスや経済的な支援など総合的な学修支援体制を整備している。学修環境の整備は、校地、校舎、図書館、情報処理施設、実習・演習などの付属施設は法令に基づき整備し、有効に活用している。学生の意見・要望への対応は、学修支援に関する学生の意見等をくみ上げるシステムを整備し、学修支援体制の充実や満足度向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○大学を体現するスローガンである「チャレンジ&エレガンス」に従い、花と緑と水のある学修環境へと改修が進められている点は評価できる。

○コロナ禍の学生への経済的支援として、食料品や生活用品の援助を実施しており、対面授業の全面再開後は学食の半額提供を継続するなど、学生の生活基盤が整うよう努めている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、大学要覧・ホームページなどで学内外へ周知している。単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達度目標・評価基準に従い、単位・進級・卒業・修了の基準を定めて厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め、周知している。カリキュラム・ポリシーは、4 分野から成る「全学共通教育科目」と各学部・学科固有の「専門科目」の 2 区分により、幅広い知識と豊かな教養教育を実施し、教育課程の体系性と系統性を明示し編成している。学部シラバスの一部の科目において、成績評価基準、到達目標などの不記載やシラバスの記載されていない科目が存在しており、早急な対応が求められる。教授会前に授業実践報告会を開催し、意見交換を図り教育能力向上を図っている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、修得すべき六つの力を明示し、評価結果は「教務 Web システム」を通じて把握し、学生・教職員が共有して学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐として、学部長及び研究科長を配置するとともに、学長の諮問機関として大学の重要事項を審議する部長会を設け、使命・目的の達成のため学則及び規則を定め、大学の意思決定の権限と責任を明確にした上で教学マネジメントを構築し、組織的に機能している。大学及び大学院に必要な教員は、適正に配置し、教員の採用・昇任は規則に基づき適切に行っている。FD(Faculty Development)は、FD 委員会を設置し、月 1 回の授業実践報告会を開催するなど組織的に取組んでいる。SD(Staff Development)は、教職員の行動心得とする「BAIKA MIND」に基づく、人材の育成を目指した職員研修を毎年行っている。教員の研究環境は適切に整備している。研究倫理に関する規則を定め、厳正に運用している。研究活動の資金は、規則を整備し個人研究費を配分するほかに、外部資金獲得に向けた情報提供支援をしている。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性を維持して運営している。使命・目的の実現のため、中期計画を策定し、社会情勢に対応した継続的な努力をしている。環境保全・人権・安全については規則を定め、保護・保全・危機管理に配慮し、適切に機能している。使命・目的の達成に向けて、理事会は、寄附行為に基づき意思決定体制を整備し、事業計画の実現に向け適切に機能している。理事長は、法人・教学との責任者と定期的に会議を開催し、経営に必要な情報共有や意見交換を行い、リーダーシップが発揮できる内部統制環境と相互チェック体制が整備され機能している。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり行われ、監事は内部監査結果を理事会に報告しているが、今後は教学監査の充実が望まれる。事業計画に基づき、適切な財務運営により安定した収支バランスを確保している。会計処理は、一部に規則と異なる会計処理があるが、法令や規則に基づいた運営をしている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のために、令和 2(2020)年度に策定した「梅花女子大学中期計画（2020~2024)」の達成に向け、内部質保証の全学的組織として、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、恒常的に点検・評価を行う組織と責任体制を確立している。内部質保証のため、「梅花女子大学自己点検・評価規程」に沿って、自律的な自己点検・評価を行い、改善策の対応状況などを情報共有する体制を整備している。自己点検・評価等に必要なデータの把握・収集及び分析は教育・研究支援センターと総務部が行い、学修環境や学生の行動実態に関する事項の現状把握の体制を整備している。内部質保証に向けて、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を令和 2(2020)年から毎年実施して、中期計画の達成状況と課題の分析結果を踏まえて「教育の質保証」の改善を検討する PDCA サイクル体制を確立させ反映している。教学面と管理運営面の一部において、法令や規則と異なる運営や、エビデンス資料と議事録に不整合な部分が散見するが、大学運営の改善に向けて内部質保証は機能している。

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的の実現に向けて、教育の質保証・学生支援の強化・大学ガバナンスの視点で、現況の把握と改善を検証する PDCA サイクルの仕組みを構築して大学改革を推進している。また、建学の精神をもとに「社会に有為」「自立した女性」の養成と明示して、全学的に取組んでいる「問題発見解決力」の修得を目指し、内部質保証を図る教育支援体制及び環境整備の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1.学園内連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、寄附行為第 3 条に「キリスト教精神をもって徳育の基本とし、教育基本法および学校教育法に従い、教育の実をあげることをもって目的とする」と明確にして、学則第 1 条に、求める学生像は「他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性」と明文化している。学則第 5 条 3 項において、「社会に有為」な「自立した女性」の二つの育成の要点を踏まえ、学部・学科ごとに明確に人材育成に関する目的として学則第 5 条第 3 項に明記され簡潔に文章化している。個性・特色は、建学の精神「キリスト教精神に基づき、他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性を育成する」を達成するため、キリスト教及び建学の精神の理解を深める教育、女性として社会で自立し活躍できる資格取得の可能な学部・学科の配置をもとに、「社会に有為」な「自立した女性」の養成を明示している。創立以来、社会情勢に柔軟に対応した教育の質保証として、使命・目的及び教育目的、学則・各種規則の見直しをしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている

〈理由〉

使命・目的、教育目的などは、学長が各学部・研究科での議論の結果を部長会の審議、理事会の承認を経て明文化し、役員や教職員は関与している。理事長は年度初めに経営方針を訓示し、学長も教授会で講話を行い、教職員全体では、「建学の精神プログラム」研修会を実施して理解と支持を深めている。使命・目的、教育目的等は、入学式・卒業式やホームページで学内外へ周知している。令和 2(2020)年に、「梅花女子大学中期計画(2020~2024)」を策定し、建学の精神、教育目的を堅持し、8 項目の目標を達成すべく具体的な計画を掲げ、育成目標に反映している。「社会に有為」「自立した女性」を基盤に、平成 30(2018)年に三つのポリシーを見直し、使命・目的及び教育目的に反映している。教育研究組織は、4 学部 9 学科、3 研究科 5 専攻が、使命・目的及び教育目標の達成に向け、教育・研究支援センターを設置して整合性を持った組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的の実現を踏まえ、大学全体、学部・学科ごとに策定し、周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施においては、多様な入学者選抜を実施し公正かつ妥当な方法で実践し、適切な体制のもとで運用している。入試問題作成については、作問委員会による組織体制で実施し、試験内容の振返りや検証が適切に行われている。入学定員に沿った適切な学生受入れ数について、収容定員超過が見られるが、大学全体としては概ね適切な受入れ数を維持している。

〈参考意見〉

○文化表現学部情報メディア学科は、入学定員の増加などの対応を行っているが、収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、引続きの対策と対応が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制は、各学科及び学生サービスセンターを基本組織とした教務委員会を組織し、教育課程や授業時間の編成、成績不振者の修学支援など、全学的な調整を通じて適正化が図られた運営が行われている。学生が学業や授業に関することや、学生生活全般について相談できるよう、全学的にオフィスアワー制度を導入し、全専任教員が「教務 Web システム」において学生に提示している。障がいのある学生への支援については、ガイドラインに基づき、適切かつ合理的な修学支援を行っている。中途退学、休学及び留年などへの対応策においては､クラスアドバイザーによる丁寧なヒアリングを通じ、教務委員、学科長を中心とした対応ができている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制については、各学科、就職部、企画部、保育・教職支援センターが連携を図り、就職部の専門部員が中心となり、指導や相談を実施している。就職・進学に対する相談・助言体制では、教育課程内において、「初年次セミナー」「問題発見・解決セミナー」「キャリアデザイン」等の科目を配置し、学生が知識や技能を得られるよう、大学は独自の就業力養成のための科目を配置している。教育課程外では、「就活ゼミ」「スーパーチャレンジ講座」「教職チャレンジ講座」「保護者対象就職セミナー」など多数のプログラムを実施し、社会的・職業的自立に向けたさまざまな取組みからキャリアサポートを支援している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、学生サービスセンターを設置し、総合的な学修支援体制を整備している。学生の心身に関するサービスにおいては、保健室、学生相談室を設置し、人員配置も適切に行っている。奨学金などの学生に対する経済的な支援においては、独自の奨学金を設け、学内ポータルサイトや大学案内及び入試ガイドを通じた情報提供を行い、希望者に対する経済的支援を組織的かつ適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備において、校舎は設置基準上必要とされる面積を満たしている。施設、設備の安全性については、令和 2(2020)年度に全校舎の耐震補強工事を終了している。図書館においては蔵書数やデータベースの充実、静穏な学修スペースなどを整備している。教育目標達成のための ICT（情報通信技術）教育施設は、メディアセンターが管理運営を

行い、ネットワークなどの環境整備や充実を随時実施している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性においては、エレベータや多機能トイレの設置など整備し、障がい者支援コーディネーター委員を通じて、車椅子を利用している学生と相談し、外部階段のスロープ化を図るなど配慮をしている。授業を行う学生数については、少人数クラスを編制するなど、必要に応じて適切に対応している。

〈優れた点〉

○大学を体現するスローガンである「チャレンジ&エレガンス」に従い、花と緑と水のある学修環境へと改修が進められている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望への対応は、FD 委員会が「授業アンケート」や「卒業生アンケート」を実施し、学修支援に関する学生の意見等をくみ上げるシステムを整備し、学修支援体制の充実や満足度の向上に取組んでいる。学生生活に対する学生の意見等をくみ上げるシステムにおいては、学生部が中心となり、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望の把握と検討結果の活用が行われ、学生生活の援助を適切に実施している。施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムにおいても、学生自治会と学生部及び教務部とメディアセンターなどが情報を共有し、施設・設備改善への取組みを適切に実施している。

〈優れた点〉

○コロナ禍の学生への経済的支援として、食料品や生活用品の援助を実施しており、対面授業の全面再開後は学食の半額提供を継続するなど、学生の生活基盤が整うよう努めている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づいた教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、各学部・学科で育成する人材像を記載し、大学要覧・ホームページなどで学内外へ公表し、学生には入学時オリエンテーション、履修ガイダンス、個別面談で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を定め学則に明記し、大学要覧やオリエンテーションなどを通じて学生に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準及び評価方法をシラバスに明記し、学生への周知に努めている。卒業判定基準は学則にのっとり行われ、成績評価確認制度を設け透明性・公平性を確保するなど、単位・進級・卒業・修了の各認定を厳正に行っている。研究科においては、学位論文に係る評価基準が設定され周知されている。

〈参考意見〉

○学部のシラバスにおいて、成績評価基準、到達目標などの記載不備や、授業時間・予習・復習時間の記載が不十分な科目があるため、チェック体制を含め、整備が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・教育目的に基づき、学部・学科、研究科・専攻ごとに、カリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、大学要覧、ホームページなどにより公表し、学生には、入学時オリエンテーション、履修ガイダンスなどで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するため整合性に留意しながら策定され、一貫性が確保されている。学部においては、全科目カリキュラムマップとリンクさせて、ディプロマ・ポリシーとの対応が確認できるよう周知している。カリキュラム・ポ

リシーは、4 分野から成る「全学共通教育科目」と、各学部・学科固有の「専門科目」の 2 区分により、幅広い知識と豊かな教養教育を実施し、教育課程の体系性と系統性を明示している。教授会前に授業実践報告会を開催し、教員の取組みの紹介、意見交換を図り、教育能力向上を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は、ディプロマ・ポリシーに加え、大学で修得する六つの力「豊かな人間性」「問題解決力」「論理的思考力」「コミュニケーション力」「チームワーク・リーダーシップ」「グローバル社会適応力」として明示し、科目内容と学修成果の点検・評価を行っている。学修状況は、「単位修得状況」「GPA の平均値・分布」「卒業要件充足状況」「授業アンケート結果」「免許・資格の取得状況」から把握し、ディプロマ・ポリシーに沿った単位認定が行われているか点検・評価している。学修成果の点検・評価のフィードバックは、各学科のクラスアドバイザーが学期ごとに「教務 Web システム」を通じて、学修状況を把握し、面談時などの学修指導においてフィードバックしている。また、各学科教員が成績確定後に「GPA 一覧表」により、各学部・学科の学年ごとに GPA(Grade Point Average)平均値と分布の結果を共有し、全学的な教育の質の維持となる教員の教育内容・方法の改善につなげている。

〈参考意見〉

○学修成果の総合的評価・分析や検証を組織的に行うための体制整備が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、学部長及び研究科長を配置するとともに、学長の諮問機関として大学の重要事項を審議する部長会を設け、使命・目的の達成のため「大学組織運営規程」「部長会運営規程」等を整備し、大学の意思決定の権限と責任を明確にした上で教学マネジメントを構築している。教授会は「教授会運営規程」に基づき、組織上の位置付けと役割が明確化され、適切に機能している。

教学マネジメントの遂行に当たっては、必要な職員を教学組織の委員会に委員として参画させるなど適切に配置し、役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な教員は、設置基準で定める教員数を確保し、適正に配置している。教員の採用は公募を原則とし、ホームページと国立研究開発法人科学技術振興機構等を通じて応募者を募っている。「教員人事審議規程」等の関係規則を定め、採用・昇任について適切に運用している。

FD に関する大学全体としての統一的な方針作成が望まれるものの、全学的な組織である教育・研究支援センター及び FD 委員会を中心に、組織的に実施している。日常的には、専任教員を対象とした月 1 回の授業実践報告会の開催や「梅花コミュニケーションカード」の活用等により、現状の見直しや改善に取組んでいる。

〈参考意見〉

○FD は組織的に行われているが、大学全体として一定の方針を設定した上で実施することが望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、少子化など大学を取巻く環境が厳しさを増す中、専任教職員としての役割を理解することを方針としており、教職員の行動心得として就業規則に定められている「BAIKA MIND」に基づく、課題発見・解決のできる能力を備えた自立した人材の育成を目指した職員研修を毎年行っている。具体的には「建学の精神プログラム」「接遇ブラッシュアップ研修」「ハラスメント研修」を毎年度計画的に実施している。

〈参考意見〉

○大学が主催する各研修への参加状況の把握が不十分である点は、適切に把握し、客観的な情報を踏まえた点検・評価に基づく SD の計画・実施が望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に研究室を割当て、ネットワーク環境や備品を適切に管理しており、研究環境を整備して有効に活用し、適切に管理・運営を行っている。

研究倫理教育として、学内研修会を毎年実施している。また、研究倫理についての学内規則を整備し、「研究倫理審査規程」に基づき研究倫理審査委員会を設置して審査を行うなど厳正に運用している。「梅花女子大学利益相反マネジメントポリシー」に基づき、産学連携活動を支援している。

研究費は規則に基づき一定額の「個人研究費」を配分する他、「梅花学園研究助成」「梅花学園プロジェクト研究助成」を公募し、審査を経て配分している。人的支援として教育・研究支援センターによる支援を行っている。科学研究費助成事業等外部資金導入のため申請支援や情報提供を行い、獲得に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「就業規則」等の組織倫理に関する規則、コンプライアンス徹底を目的とする「公益通報者の保護に関する規程」に基づき、適切な運営を行っている。また、「情報公開規程」に基づき適切に情報公開を行っている。使命・目的を実現するために中期計画を策定し、その目標と行動計画の進捗状況を確認することによる自己点検・評価活動を実施し、継続的に努力している。

環境保全では独自のキャンペーンを実施して省エネに努め、人権配慮に関しては、規則を整備した上で全教職員を対象に研修会を毎年行っている。安全面では「危機管理マニュアル」を整備し、地域の消防署の協力のもと、全学生・教職員を対象に毎年避難訓練を実施し、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、理事会は寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理事の選任、事業計画及び予算・決算等の重要事項の審議・決定を行い、適切に運営され機能している。また、理事長が委嘱した常務理事による常務理事会を月 1、2 回開催し、法人の各設置校の現況の把握、改革・改善点の抽出等を行い、機動的意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事の理事会の出席状況についても適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思疎通と連携は、理事である学長を中心に適切に行っている。また、理事長のリーダーシップが発揮できるよう、常務理事会を設置して内部統制環境を整備している。教職員の提案等をくみ上げる仕組みは、教学では部科長連絡会、事務組織ではグループ長会議の開催等により整えている。

監事の職務について、一部改善を要する点等あるものの、法人及び大学の相互チェック

は、常務理事である総務部長、企画部長が部長会構成員であること、教職員評議員の選任等により体制を整備している。監事の選任、監事の理事会及び評議員会への出席状況は、適切である。評議員の選任及び評議員会の運営については適切に行われ、評議員の評議員会への出席状況も良好である。

〈改善を要する点〉

○私立学校法、寄附行為において、監事の職務の一つとして学校法人全体の業務を監査することが規定されているが、教学に関する監査が実施されていない点は改善を要する。

〈参考意見〉

○監査報告書の宛先が理事長、評議員長になっている点は、私立学校法に基づき、理事会、評議員会に宛先を変更することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画の裏付けとなる財務計画「事業活動収支計算書（5 カ年予想)」を作成し、財務運営を行っている。組織改革と改組改編による支出抑制及び学生募集強化を力点に、予算編成では重要度と緊急性により優先順位をつけ採択している。

収支バランスにおいて経常収支差額比率を重視しており、法人全体、大学部門共に過去 5 年間にわたり収入超過で推移している。学生募集を強化するために管理経費比率が全国平均を上回っているものの、人件費比率は低水準で安定して推移し、収入では外部資金の導入に努めており、収支バランスは安定している。

目標を掲げて減価償却引当特定資産を組入れるなど資産の充実を図り、積立率は過去 5 年間改善を続けている。金融資産は「資金運用管理規程」に基づき確実に運用しており、現時点で健全な財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」「予算統制規程」等の学内諸規則を定めて実施しているが、予算流用の際「経理規程」に定める手続が実施されておらず、学内規則に則した会計処理の実施が望まれる。予算編成は予算編成方針を示し、調整やヒアリングを経て学内規則にのっとり適切に策定している。予算の追加、変更に対応し、「経理規程」に基づき補正予算を編成している。

監査については、「経理規程」第 75 条に定める監査計画、第 78 条に定める監査報告書を作成しておらず、規則に則した内部監査の実施が望まれる。監事による監査は、総務部による支援や文部科学省主催の監事研修会への出席等のサポートを行い、実施体制を整備している。公認会計士による監査は適切に実施しており、会計処理で指摘された事例は学内で共有し、業務改善につなげている。

〈参考意見〉

○予算流用の際に「経理規程」第 63 条第 1 項第 1 号、第 2 号に定める内容について、予算責任者及び理事長の承認手続きを実施していない点において、規則の遵守による予算執行、会計処理の実施が望まれる。

○内部監査で「経理規程」に定める監査計画の立案及び監査報告書の作成、提出を行っていない点について、規則に則した内部監査の実施体制の整備が望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために、令和 2(2020)年度に策定した「梅花女子大学中期計画(2020~2024)」に「基本目標」と「具体的な行動計画」を明示し、大学の質保証として「内部質保証のための組織整備と責任体制の確立と自己点検・評価の充実」を明文化している。内部質保証の恒常的な組織は、「自己点検・評価規程」に基づき、全学的組織として、学長のもとに「自己点検・評価運営委員会」を設置し、中期計画の実施状況について恒常的に点検・評価を行う組織体制を整備している。評価結果は毎年公表することを義務付けている。

中期計画や内部質保証の実現のため、自己点検・評価運営委員会が各学部・学科・研究科その他組織の点検・評価を全学的観点から検証し、毎年度の自己点検・評価の実施と公表という PDCA サイクルの確立により、内部質保証の機能の充実と責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、「自己点検・評価規程」に基づき、「自己点検・評価運営委員会」を設置して、「梅花女子大学中期計画（2020~2024)」で定めた基本目標の達成に向け、具体的な点検項目を検討して自主的・自立的な自己点検・評価を毎年実施している。自己点検・評価は、中期計画をもとにした自己点検・評価と日本高等教育評価機構の評価項目の二つの視点で整合性を図り、エビデンスに基づいた評価結果の毎年公表を義務化としている。自己点検・評価の結果は、令和 3(2021)年から毎年「梅花女子大学自己点検・評価報告書」を作成して、ホームページで学内外に公表し情報共有をしている。自己点検・評価等に必要なデータの把握・収集及び分析は、教育・研究支援センターと総務部が行い、各種アンケートなどより、学修環境や学生の行動実態に関する事項の調査・分析を実施して、現状把握の体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて、「三つのポリシー」を起点とした自己点検・評価を令和 2(2020)年度から毎年実施し、中期計画の達成状況と課題の分析結果を踏まえて、内部質保証の改善を検討する PDCA サイクル体制を確立させ反映している。

中期計画は、具体的な行動計画を示し、点検・評価は日本高等教育評価機構の評価基準と対応関係にあるが、独自テーマとして「グローバル教育の推進」を追加して、大学の発展に向けた大学運営戦略を担っている。内部質保証の具体的計画では、「学修成果の可視化と情報公開」「3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用」「学科で必修としている資格を確実に取得できるような学修環境の整備を続ける」の視点での点検・評価を確立して、大学運営の改善に向けて内部質保証が機能している。

〈参考意見〉

○内部質保証の実施において、教学面と管理運営面の一部に、法令や規則に準拠しない運営が行われている点は、規則に沿った運営が望まれる。

基準Ａ．地域連携・社会貢献

Ａ－1．女性の感性をいかす地域連携・産学連携

A-1-①　学生の学びと連動した活動

Ａ－2．梅花歌劇団「劇団この花」による質の高い舞台芸術を発信することによる地域文化への寄与

A-2-①　オリジナルミュージカルの発信やイベント出演

【概評】

平成 23(2011)年より、女性の感性を生かし、従来男性中心の社会構造の中で生み出されていた製品・技術、仕組みに新しい価値を与えるイノベーション型の産学連携を強化している。現在では 280 件を超える商品化やアイデアの実装が行われ、全学科において女性の活躍を体現する活動を、地域社会とともに教育研究として取組み、学生の学びにつながっている点は特筆すべき点である。

全学的に取組んでいる「問題発見・解決セミナー」や、「グランフロント大阪ナレッジキャピタル」「TheLab.みんなで世界一研究所」の常設展示などは、学生と教職員が一体となり、学芸、ダンス・チアリーディング、保健、保育・教育など専門的かつ多種・多様なパフォーマンスやワークショップを開催し、医療、食、文化、国際などの学びを展開することで地域に貢献している。

また、平成 25(2013)年に梅花歌劇団「劇団この花」を創設して、有名・無名にかかわらず世界中の「チャレンジ&エレガンス」を体現する女性を主人公としたミュージカルを、梅花女子大学澤山記念ホールで年 1 回開催するほか、福祉施設などのイベントにも招待を受けて講演し、地域社会の文化への発信となっている。エンターテイナーとして活躍する卒業生を送り出しており、在学生には活躍の場を、地域の子どもたちには幼少期から身近に良い音楽・良い言葉に触れ、感動を提供する場となっている。その結果、劇団は大学の目的と使命を体現するためのスローガンである「チャレンジ&エレガンス」を学生が体現できる場であり、地域から愛されるキャンパスを実現するために重要な資財となっており、他では真似できない、特長ある大学教育にもつながる重要な事業であると考えられる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．学園内連携

学校法人梅花学園は、幼稚園、中学校、高等学校、大学、大学院を擁する総合学園である。建学の精神「キリスト教精神に基づき、他者への愛と奉仕の精神を備える自立した女性を育成する」ことを共有し、その目標達成のために連携を図っている。

具体的な連携としては、①高大連携授業の提供②中学・高等学校・大学チアリーディング部 RAIDERS の共演③梅花歌劇団、梅花高校舞台芸術専攻、中学舞台芸術エレガンスコースの共演④教育実習・幼稚園実習⑤学内推薦入試の実施などがある。

高大連携授業については平成 16（2004）年度以降、梅花高校 2・3 年生を対象に毎年大

学の教員が入れ替わりながら平均 8 講座程度（通年週 1 回 50 分×2 コマ・25 回程度）を実施している。実施に際しては大学、高校の担当者からなる高大連携授業委員会を組織して授業担当者の選定、履修希望者の募集及びクラス分け等を行ってきた。特に大学の学科と関連の強い高校の専攻では、生徒の学びへの意識付けに役立っている。なお、大学の授業に高校生が科目等履修生として取得した単位は、梅花女子大学入学後、申請により入学前修得単位として単位認定される。

中学･高等学校･大学のチアリーディング部 RAIDERS は全国的にも強豪として知られ、外部のイベントに招かれることが多い。大学の入学式、オープンキャンパス、卒業記念パーティーなどさまざまな場面でもその華々しい演技を見せてくれている。中でもグランフロント大阪で開催する「1 Day Campus エメラルドパフォーマンス」や、ららぽーと EXPOCITY で開催する「2 Day Campus ルビーフェスタ」では、オール梅花としてすべてのチームが共演し、参加した教職員ならびに地域住民と交流を深める良い機会となっている（基準 A)。同様のイベントとして「梅花エレガンスコレクションうめコレ（グランフロント大阪)」、「クリスマス・イブニング（梅花女子大学)」などがある。さらに、梅花中学校に入学を希望する小学 5・6 年生を対象としたキッズレイダース及び梅花幼稚園の園児チームであるミニレイダースがあり、学生・生徒・児童・園児が梅花学園でチアリーディングの練習に励んでいる。

学内推薦入試では、高等学校長の推薦を基に面接を実施して合否判定を行っている。入試に先立ち、大学側からは学長、入試広報部長、入試広報部職員、高校側からは高等学校長、教頭、進路指導部長、2・3 年学年主任、さらに学園より企画部長が一堂に集まって、入学予定者数、推薦基準等について意見交換する二者懇談会を実施している。

また幼稚園、中学校、高等学校を持つことから多くの学生・生徒がそれぞれで教育実習・現場実習・体験を行っている。例えば、梅花高校こども保育専攻の生徒は、梅花女子大学の教員による高大連携授業「こども学特講」を受講し、保育の仕事やこどもについて理解を深め、梅花幼稚園の遠足に参加し、遠足引率実習を行っている。そこでは学生と生徒、園児の交流のみならず、幼稚園・中学校・高等学校の担当教員と大学の指導教員との意見交換及び交流の場にもなっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 39(1964)年度
所在地　　大阪府茨木市宿久庄 2-19-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文化表現学部	国際英語学科　日本文化学科　情報メディア学科
心理こども学部	こども教育学科　心理学科

食文化学部	食文化学科　管理栄養学科
看護保健学部	看護学科　口腔保健学科
文学研究科	日本語日本文学専攻　英語英米文学専攻　児童文学専攻
現代人間学研究科	心理臨床学専攻
看護保健学研究科	口腔保健学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 27 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
令和 6(2024)年　2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

58 八戸学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の建学の精神は、「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現され、学内の主要な場所に掲示するなど学内外への周知を図っている。これまで地域のニーズに対応した有為な人材育成を行っており、学科等の改組に積極的に取組んでいる。法人創立 60 周年を契機とした「新立体的学園構想」、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛込んだ中期計画を定め、教育理念や教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

「基準２．学生」について

「学生に寄り添う」という学長の方針が教職員に共有され、教職協働による学修支援が行われている。全教員が学生の個別支援・指導等に対応するカレッジ・アドバイザーを担い、履修状況や出席状況など教育上の必要な情報共有が行われている。キャリア支援を組織的に実施するとともに、学生の心身の健康管理のために「学生相談・特別支援室」が設置・運営され、対処が必要な学生に対する支援が適切に行われている。学修支援に関する学生の意見・要望は、授業アンケートで把握し、それらへの教員のコメントは図書館で誰もが閲覧できるとともに、教員と学生との意見交換会も実施し学修支援に生かされている。

「基準３．教育課程」について

全学的なディプロマ・ポリシー及び各学科のディプロマ・ポリシーが定められ、これらを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準は学則に定められ「学修の手引き」により周知されている。全学科での 1 年次必修授業である「基礎演習」及び「プレゼンテーション」は、少人数のゼミ形式で実施され、早期から学生の能動的な学修に取組んでいる。また、授業アンケートで評価の高い教員の授業を対象とした公開授業・教員相互の授業参観を行っている。学修成果の点検・評価に関しては、三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の評価方法を明示している。また、資格取得状況、就職状況、卒業時の満足度調査、就職先企業へのアンケートを通じた評価についても教員に共有するなど、多様なフィードバックを活用し、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

〈優れた点〉

○学生の情報リテラシーとプレゼンテーションスキルの獲得・向上を主眼とする独自教材を開発し、全学科の１年次必修授業である「基礎演習」「プレゼンテーション」で活用し

ていることは､学生が能動的な学修に取組むための効果的な教授方法として評価できる。
〇授業アンケートで評価の高い教員の授業を参観する取組みである「公開授業・教員相互の授業参観および評価アンケート」を実施し、授業方法の改善を進め成果を挙げていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が大学の重要な審議機関である八戸学院大学･八戸学院大学短期大学部運営会議(以下「運営会議」という。）の議長となり、教学的な事項について、運営会議や教授会等の意見を聴き、最終的な意思決定を行う権限が担保されるなど、学長を中心とした教学マネジメント体制が確立され機能している。職員も教学に関する各種委員会へ積極的に関与しており、機能的な教職協働の体制を実現している。FD(Faculty Development)活動については、FD 委員会が中心組織となり教育内容・教育方法の工夫・開発に取組むとともに、SD(Staff Development)活動については、法人事務局長が責任者となり、毎年度職員の資質・能力向上のための研修を行うなど組織的に実施されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人光星学院寄附行為」をはじめとして諸規則が定められ、教育情報や財務情報も法令に基づき適切にホームページで公開されている。内部理事については、その担うべき役割が明確に示され、各理事が責任と自覚を持って職務遂行できる体制を整備し、理事会への理事の出席状況も良好である。法人の業務を円滑に運営するために、理事会機能を補佐する会議として､「学校法人光星学院寄附行為施行細則」に基づいて常任理事会を設置し、速やかな意思決定と業務執行の体制を構築している。監事会を定期的に開催するとともに、監事と会計監査人との情報交換会を開催している。寄付金獲得などさまざまな努力をしており、安定的な入学定員の確保に努め、財務基盤の安定化が図られることを期待したい。

〈優れた点〉
〇監事会の定期的な開催や監事と会計監査人との情報交換会など、監事、会計監査人及び監査室との連携や意思疎通が活発に図られている点は、高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針である「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」と「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程」を定め、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価書としてまとめ、公表している。外部評価委員会の設置、併設の短期大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして機能している。IR 推進室独自の調査として「卒業時アンケート」「ルーブリック評価」の収集・分析を行っており、教育課程等の検証に活用している。学科・委員会レベルでは、各学科及び各委員会は毎年度当初に事業計画書を、毎年度末に事業報告書を作成し、教授会で情報共有するなど、学科・委員会と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが整えられ、機能し

ている。

〈優れた点〉

○第三者で構成される外部評価委員会の設置、併設の短期大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして高く評価できる。

総じて、大学を巡る厳しい環境の中で、「新立体的学園構想」、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛込んだ中期計画を定め、社会の変化に対応した教育研究組織の改組等に積極的に取組んでいる。学長を中心とした教学マネジメント体制を確立し、毎年度自己点検・評価を実施し、学科・委員会と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築し、三つのポリシーを起点とした内部質保証に努めており、「学生に寄り添う」「地域を学びのキャンパス」とする大学として発展することを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. カレッジ・アドバイザーによる学生に寄り添う支援
2. 国際的な視野をもった地域社会を担う人材の育成
3. 学生の夢を実現に導く学修・キャリア支援体制

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の建学の精神は、「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現され、使命・目的は、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、

正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」で具体的、明確になっており、大学の個性・特色を明示している。また、これまで地域のニーズに対応した有為な人材育成を行っており、学科等の改組に積極的に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び学科の教育目的は学則に定められており、学則等重要事項は、学長、学部長、学科長等で構成する運営会議、理事会で審議・決定し、学内に周知されている。法人創立 60 周年を契機とした「新立体的学園構想」、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛込んだ中期計画を定めている。教育理念や教育目的は三つのポリシーに反映されているとともに、これらを達成するための教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の建学の精神及び教育理念に基づき、学則に定めた大学の使命・目的を踏まえて、全学的なアドミッション・ポリシーが定められるとともに、学則に定めた学科の教育目的に基づき学科ごとのアドミッション・ポリシーが定められている。当該ポリシーは、ホームページ、入学者選抜試験要項、入試ガイドで公表され、更には、入試説明会やオープンキャンパス等においても入学志望者や高校教員に周知されている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証については、学則に基づいて設置された入学試験運営委員会で実施している。

一部の学科では､収容定員の充足状況に課題を有するが､オープンキャンパスでの広報、高校教員を対象とした説明会を実施するなど入学者の確保に努めている。

〈参考意見〉

○健康医療学部看護学科においては、収容定員を満たしておらず、オープンキャンパスでの広報等の取組みが見られるものの、学生確保のための一層の努力工夫が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学長から「学生に寄り添う」という方針が示され、これを行動理念として教職員が共有するとともに、教員で構成される各種委員会、職員で構成される学務部の各課室による体制が整備され、教職協働による学生への学修支援が行われている。

教員の教育活動を支援するためのワークスタディ制度、教員と学生が授業以外でコミュケーションを図るためのオフィス・アワー制度が導入されているほか､「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程」が設けられ、教員・職員や「学生相談・特別支援室」による障がいのある学生への支援体制が整備されている。

全教員が学生の個別支援・指導等に対応するカレッジ・アドバイザーを担い、毎月の学科会議やカレッジ・アドバイザー会議では履修状況や出席状況など教育上の必要な情報共有が行われ、中途退学、休学及び留年などについて対処している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科では教育課程内でキャリア教育に取組むとともに、教育課程外でも教員採用試験対策や公務員試験対策講座の実施、キャリア支援ガイドブックの配付、就職セミナーの実施等の各種キャリア支援が実施されている。

地域経営学部地域経営学科、健康医療学部人間健康学科では 3 年次生を対象とした選択科目「インターンシップ」を開講し、インターンシップ制度を導入している。加えて、学

生自身が探し参加するインターンシップについてもキャリア支援課において対応できる体制が確保されている。

就職や進学の相談・助言については、就職支援委員会、カレッジ・アドバイザー、キャリア支援課が連携を図りながら、各種のキャリア支援を適切に行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織として学生委員会を設置し、教務学生課と協働して安全かつ安心した学生生活が送れるよう支援を行っている。学生の心身の健康管理のために、養護教諭の経験を有する職員が常駐する保健室や、心理学・医療・福祉専門職者で構成する「学生相談・特別支援室」が設置・運営され、対処が必要な学生に対する支援が適切に行われている。学生の半数近くが車両通学をしていることから、学生への指導を行うとともに、不審者への警戒も含めて学内の巡回パトロールを行っている。

課外活動として、学生の自治組織である学友会が組織され、多数のクラブ・サークルが活発に活動しており、当該活動のためのスポーツ施設等の整備のほか、学友会費、部活動奨励金などの経済的支援も充実している。

学生全般への経済的支援としては、日本学生支援機構や地方公共団体等の奨学金のほか、特待生奨学事業、修学援助事業などにより学生生活のための支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地・校舎面積を保有し、運動場・体育館・講義棟などを備えており、教育目的の達成のための学修環境が適切に整備・管理されている。

心理学実習室をはじめとする各種実習施設は、適切に整備されている。図書館は十分な広さと蔵書数を備え、学生のニーズに配慮した開館時間により運営されている。図書館や実習室にはパソコンが設置され、学生が随時利用できるとともに、無線 LAN も各所に設置されて適切な ICT（情報通信技術）環境が確保されている。学内の施設・設備は、スロ

ープやエレベータ、トイレが可能な範囲でバリアフリー化され利便性が確保されるとともに、耐震化が図られ安全性が確保されている。

授業を行う教室や学生数は、科目特性や担当教員の申出に応じて教務委員会が確認・検討し、教育効果が上がるよう適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、授業支援システム「WebClass」による授業アンケートで把握され、当該意見・要望に対する教員のコメントは、図書館で誰もが閲覧できる体制として確立されている。このほか学生の意見をくみ上げるシステムとして、教員と学生との意見交換会も実施されており、当該意見は各学科のカレッジ・アドバイザー会議と教務委員会で共有され、学修支援に生かされている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、教員がオフィス・アワーで把握するとともに、学生生活に関する調査により把握されており、経済的に困窮している学生には、地元企業からの申出による県産米配付の支援なども行われている。

施設・設備などの学修環境に関する学生の意見・要望については、学生生活に関する調査の自由記述形式の回答により把握されている。現在、当該意見・要望を踏まえて学内施設のエアコン設置が進められており、学生の意見・要望は反映されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める大学の使命・目的を踏まえ、全学的なディプロマ・ポリシーが定められている。同じく学則に定める地域経営学部地域経営学科、健康医療学部人間健康学科、健康医療学部看護学科の教育目的を踏まえ､各学科のディプロマ･ポリシーが定められている。全学的なディプロマ・ポリシー及び各学科のディプロマ・ポリシーは、いずれもホームページ及び「学修の手引き」に掲載され、周知されている。単位認定基準は学則に定められている。単位認定基準とディプロマ・ポリシーとの関連性を担当教員がシラバスに明記している。進級基準は「八戸学院大学履修規程」に定められ、同規程には累積単位数及び累積 GPA(Grade Point Average)に基づく仮進級及び退学勧告の基準も定められている。卒業認定基準は学則に定められている。いずれの基準も適切に定められ､「学修の手引き」により周知され、厳正に適用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める使命・目的及び教育目的を踏まえ、大学全体と各学科のカリキュラム・ポリシーが定められ、ホームページと「学修の手引き」で周知されている。各学科において教養教育、専門教育科目及び資格・免許取得を目的とする科目を適切に配置し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。教務委員会によるシラバス入力マニュアルが周知され、同委員会が内容確認を行うなど、シラバスを適切に整備している。履修登録単位数の上限は適切に設定されている。演習・実習科目が適切に配置され、それらを中心としてグループワークやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを取入れた授業が実施されている。教授方法の改善を進めるために FD 委員会が設置され、学内研修会や学生アンケート、公開授業・教員相互の授業参観等を行っている。

〈優れた点〉

○学生の情報リテラシーとプレゼンテーションスキルの獲得・向上を主眼とする独自教材を開発し、全学科の１年次必修授業である「基礎演習」「プレゼンテーション」で活用していることは､学生が能動的な学修に取組むための効果的な教授方法として評価できる。
○授業アンケートで評価の高い教員の授業を参観する取組みである「公開授業・教員相互の授業参観および評価アンケート」を実施し、授業方法の改善を進め成果を挙げている

ことは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の評価方法を明示している。IR 推進室が中心となり、各学科のディプロマ・ポリシーに基づくルーブリック評価表を作成し、学修成果が明示されている。この評価表を用い、学生による自己評価とカレッジ・アドバイザーによる教員評価を行い、双方の協議で最終評価を決定している。学生の学修成果は、学生生活に関する調査と「教育プログラムに関する学生との意見交換会」を通じても評価され、それぞれ教授会とカレッジ・アドバイザー会議を通じて教員へフィードバックされている。また、資格取得状況、就職状況、卒業時アンケート、就職先企業へのアンケートを通じて、学修成果を評価している。これらの評価は、教授会等を通じて教員に共有されている。このように、多様なフィードバックを活用し、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学の最高審議機関である運営会議の議長であり、教学的な事項について、運営会議や教授会等の意見を聴き、最終的な意思決定を行う権限が担保されている。学長がリーダーシップを発揮するために学長補佐が複数人配置され、その他の教学役職者も適切に

任命されており、各役職の権限と責任についても諸規則によって明確に規定されている。教授会や各委員会等も諸規則に基づいて適正に運営されており、学長を中心とした教学マネジメント体制が確立され、十分にその機能を果たしている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員も適切に配置され、事務組織の分掌についても「学校法人光星学院運営組織規程」や「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に詳細に定めて運営されている。職員も教学に関する各種委員会へ積極的に関与しており、機能的な教職協働の体制を実現している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員は設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される必要人員数以上が配置されている。教員採用は原則として公募制となっており、採用や昇任は「八戸学院大学教員採用・昇任規程」「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に実施されている。教員の年度における評価についても、方法や内容が明確であり機能している。

FD 活動については、FD 委員会が中心組織となり、学生による授業アンケート、授業アンケートの高評価授業を対象とした教員相互の授業参観、学内での複数回の FD 研修及び大学間連携 FD「FD ネットワーク“つばさ”」の参画等、計画的かつ有効に取組んでいる。その取組み内容の詳細は「FD 報告書」としてまとめられ、図書館で公開されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人事務局長が責任者となり、総務部長及び人事課が企画・立案して常任理事会の承認を得る手続きにより、毎年度に職員の資質・能力向上のための研修を行っている。研修テーマは時宜にかなった項目とし、法人の財務状況・中期計画・運営方針に対して認識を深め、大学運営に携わる一員としての意識を高めるものや、ハラスメント防止などに寄与するものとなっている。それらの研修成果については、参加者全員がアンケートを提出し、

その確認を行っている。

SD 研修会の欠席者に対しては、録画した内容を後で視聴できるようにしている。SD 研修会は組織的に実施されており、適宜その見直しが行われている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全教員へ専用の研究室を配置するとともに、関連する研究設備・測定機器を整備しており、有効に活用している。研究倫理に関しては、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程」及び「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づき、研究の審査を年 2 回行っている。また、教員全員に日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務付けている。

教員の研究活動への資源配分として、個人研究費、特別研究費、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」を整備し、適切な配分を行っている。「特別研究費・イノベーションプログラム研究成果発表会」では、共同研究を含む幅広い分野の研究成果が報告されている。今後は、これらの研究成果を基盤とし、更なる外部資金導入のための取組みに期待したい。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人光星学院寄附行為」をはじめとして、「学校法人光星学院運営組織規程」等の諸規則が適切に定められており、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき法人

及び大学が運営されている。教育情報や財務情報も法令に基づき適切にホームページで公開されている。法人の中期的な計画について議論や検討を不断に行い、法人運営の改善のために継続的な努力をしている。

節電や省エネに関する協力要請や、光熱水費の状況の学内共有など、環境保全を意識している。「学校法人光星学院個人情報保護規程」「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」が適切に運用され、人権への配慮も行われている。「学校法人光星学院危機管理規程」「八戸学院大学危機管理マニュアル」が整備されており、避難訓練の実施、キャンパス内パトロール、学生への交通安全講習など、学内外に対する危機管理の体制も構築されている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は「学校法人光星学院寄附行為」に基づき最高意思決定機関として理事会を設置し、理事を適切に選任している。また、法人の業務を円滑に運営するために、理事会機能を補佐する会議として、「学校法人光星学院寄附行為施行細則」に基づいて常任理事会を設置し、業務執行の体制を整備している。理事の構成は、内部理事として理事長、理事長補佐のほか、法人の設置する各学校の長、外部理事として有識者複数人が適切に選任されている。特に、内部理事については、その担うべき役割が明確にされており、各理事が責任と自覚を持って職務遂行している。理事会への理事の出席状況は良好であり、欠席時の議案への意思表示も適切に行われている。総じて、理事会は法人の最高意思決定機関として十分にその機能を果たしており、理事も諸規則に基づいて適切に業務執行している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び理事会を補佐する常任理事会が設置されており、理事長が両会議の議長となって法人の意思決定を主導している。また、理事 1 人を理事長補佐に任命し、理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境が整備されている。常任理事会には内部理事として法人の設置校の長をはじめ、各部局長も出席しており、教学部門と管理運営部門との意思疎通と相互チェック、学内外の情報共有を行うことができる体制となっている。

監事の選任は適切に行われ、監査室を交えた監事会の定期開催や会計監査人との情報交換会等が活発に行われ、監事による組織的なチェックが非常に有効に機能している。

評議員の選任は寄附行為の規定のとおり適切に行われており、評議員の評議員会への出席状況は良好である。また、評議員会を欠席する場合の委任状での意思表示も適切である。寄附行為に定められた事項について、評議員会への諮問や報告は適切に行われている。

〈参考意見〉

○私立学校法第 37 条に基づき、監事による理事の業務執行の状況の監査についても、監査報告書に明示することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛込んだ中期計画を踏まえて財務運営を行っている。また、現在は令和 9(2027)年度までの中期計画及びその裏付けとなる財務計画を検討している。平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの過去 5 年間の貸借対照表の推移として、負債比率の減少、内部留保資産比率の改善が見られ、財務基盤の安定化を目指すための努力が行われている。収入と支出のバランスに関しては、大学単体としては良好である。法人全体としては、過去 5 年間においては支出超過の傾向ながらも改善傾向にあり、収支均衡に向けての対策を立案し、実施している。

外部資金の導入としては、各種受託研究・受託事業、「光星学院イノベーションプログラム（基金)」などの努力を行っている。

〈参考意見〉

○令和 9(2027)年度までの中期計画及び財務計画を策定し着実に実行すること、法人各部門の合理化・経費削減を不断なく実施することにより、財務基盤の安定化を実現し、収支の均衡を保つことが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人光星学院経理規程」「学校法人光星学院経理規程施行細則」「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」などを定めて適正に実施している。会計監査を行う体制として、会計監査人による監査、監事による監査、法人に設置した監査室による内部監査を三者連携により実施している。以上の体制により、一般事務処理も視野に入れた厳正な会計監査を実施している。「会計監査報告事項」については、理事長以下幹部職員が、公認会計士からの説明・講評を受けている。

予算と著しくかい離がある決算額の科目について、評議員会を経て理事会で議決し、補正予算を編成している。

〈優れた点〉

○監事会の定期的な開催や監事と会計監査人との情報交換会など、監事、会計監査人及び監査室との連携や意思疎通が活発に図られている点は、高く評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針である「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」と大学評価の実施に必要な事項を盛込んだ「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程」を定めている。内部質保証に責任を持つ組織として学長が議長の運営会議が位置付けられている。運営会議のもとに自己点検・評価を総括する組織として学長直轄の自己点検評価委員会と IR 推進室を設置し、責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価書としてまとめ、公表するとともに、外部評価等も導入している。教務委員会、学生委員会等ではさまざまな情報を収集しているが、IR 推進室ではこれらの情報を整理・分析するとともに、IR 推進室独自の調査として「卒業時アンケート」「ルーブリック評価」の収集・分析を行っており、教育課程等の検証に活用されている。

〈優れた点〉

○第三者で構成される外部評価委員会の設置、併設の短期大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして高く評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学内各組織においてデータ収集、自己点検・評価を行い、その結果を自己点検評価委員会に提出している。自己点検評価委員会は自己点検評価書を作成し、運営会議に報告し、改善に向けての提言を行っている。学科・委員会レベルでは、各学科及び各委員会は毎年度当初に事業計画書を、毎年度末に事業報告書を作成し、教授会で情報共有している。事業報告書には計画に対する達成度と課題を記入し、次年度の事業計画に反映できるように工夫している。このように学科・委員会と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが整えられ、機能している。

〈参考意見〉

○大学が定める中期的な計画については組織改編やキャンパス整備が中心となっているが、教学や財務等に関する内容を盛込み、より詳細な計画として策定することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

Ａ－1. 地域社会への貢献

A-1-① 大学と自治体の連携

A-1-② 大学と企業の連携

A-1-③　大学の産官学連携

A－2. 地域に密着した教育活動と人材育成
A-2-①　三八地域をフィールドとした教育活動
A-2-②　地域発展に資する人材育成
A-2-③　スポーツを通じた地域貢献

【概評】

近隣 7 自治体や地域企業と連携協力協定を締結し、相互の資産を活用した地域貢献活動に取組んでいる。八戸市美術館において、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校と共に「創作体験ワークショップ」を開催したり、市民が公共空間の使い方を学ぶ「ジャイアントルーム開拓団」を開催するなどの教育活動を実施している。また、同美術館で託児サービスを実施し、子育て世代の来館と同時に学生には実践的な学修機会を提供している。企業との連携では、株式会社デーリー東北新聞社と協力して書評コンテスト「ビブリオバトル in 八戸」を実施したり、教員と学生で三八五流通グループでの健康調査を実施している。産学官連携の一環として、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校と共に「八戸版地域シンクタンク」を結成し、地域社会への具体的な提案を行っている。これらの取組みから、自治体や企業との連携、産学官連携といった多角的な連携を通じて、地域社会の発展に貢献している。

地域をキャンパスとして活用した教育活動を展開し、地域住民、教育機関、自治体と連携したフィールドワークや公開講座などを実施している。主催する「八戸 SDGs フォーラム」では、学生と地域の高校生に対し、研究と学びの成果発表及び情報共有の機会を提供している。地元企業と協働で展開する「エイトベースプロジェクト」では、商品開発や販路開拓を目指しつつ、学生の学びを支援している。青森県との連携では、地域の観光人材を育成する「あおもりツーリズム創発塾」を開催している。公開講座や「地域医療セミナー」を開催し、地域に生涯学習の機会を提供している。スポーツを通じた地域貢献にも積極的に取組んでいる。スポーツ庁の支援で「氷都八戸における次世代育成と食による地域活性化プログラム」を実施し、子どもたちのスポーツ体験教室や保護者の栄養・食育講座などを開催している。これらの多彩な取組みを通じて、地域の教育活動と人材育成に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. カレッジ・アドバイザーによる学生に寄り添う支援

八戸学院大学（以下、本学）では、全教員がカレッジ・アドバイザーとして学生の学修支援とキャリア支援を行い、学生に寄り添ったきめ細かな指導を展開している。「基礎演習」、「プレゼンテーション」、「研究演習」などの少人数教育を通じて、学生が気軽にカレッジ・アドバイザーなどに相談することができる環境を整えている。

学生の学修、出席状況、生活状況や休学者および留年者への対応などについては、毎月開催される学科ごとのカレッジ・アドバイザー会議や実習会議（教育実習、看護臨地実習

など）において、情報共有を図るとともに、学務部の各担当職員との連携を密にしている。

2. 国際的な視野をもった地域社会を担う人材の育成

本学は、グローバル化する社会の中で学生が国際的視野と理解力を十分に備え、新たな地域社会の創生に寄与できる有為な人材の育成に努めている。その柱の一つが国際交流である。本学では「アメリカ海外研修」、「タイ国海外研修」、「EF 海外語学研修」などの海外研修制度や語学研修制度を整備し、学生の語学力の向上に加えて異なる文化を持つ人々との共生を学ぶ環境を構築している。また、令和元(2019)年度から中国文化および韓国文化を、令和 3(2021)年度からはタイ文化をリベラルアーツの選択科目である「海外事情」の講義として開講し、それぞれの国の文化や生活、基本的な会話表現などを学修できる内容で展開している。

新型コロナウイルス感染症の影響で、海外への渡航が制限される中、オンラインでの交流を積極的に行った。令和 4(2022)年度は昨年度に引き続き、中国の西安外国語大学との間で、また、新規事業として中国の広西城市職業大学、オーストラリアのジェームズクック大学ケアンズ校の学生との間で、学生主体によるオンライン交流会を実施した。広西城市職業大学とは交流会を契機として、令和 4(2022)年 3 月に学生と教員の交流に関する連携協定を締結した。令和 5(2023)年 3 月には、4 年ぶりに「タイ国海外研修」が再開された。これまで中止されていた海外研修や三沢市の米軍基地内ショップ見学ツアーも再開される見込みであり、多様な国際交流の環境を整備することで国際的な視野をもった地域社会を担う人材の育成に努める。

3. 学生の夢を実現に導く学修・キャリア支援体制

本学では、現代社会が求めるニーズを的確に捉え、それぞれの専門的分野において自己の社会的役割を認識し、地域社会の発展に寄与することができる人材を育成するため、職業イメージや資格･免許の取得を念頭においたコース･プログラム制などを導入している。また、これらコース・プログラム制などに基づき、学生の主体的な学修を促し、専門知識と技術が体系的に修得できるように、順序性を明確にした科目配置を行っている。

過去 5 年の就職内定率は高水準で推移しており、その背景として、学生に対する、入学から卒業までの一貫した日常的かつ専門的なキャリア支援と八戸学院大学就職支援委員会、カレッジ・アドバイザーおよびキャリア支援課の連携を密にした就職相談、進路相談・助言の成果が挙げられる。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 56(1981)年度
所在地　　青森県八戸市美保野 13-98

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

地域経営学部	地域経営学科
健康医療学部	人間健康学科　看護学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 23 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

59 東大阪大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、学校法人村上学園の学園訓「万物感謝・質実勤労・自他敬愛」を掲げ、「学問を通して人間をつくる教育」を特色としている。使命・目的にのっとり、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、教職員と学生との関係や地域社会貢献を大切にした教育研究を展開している。使命・目的やポリシーは、さまざまな媒体、機会によって学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を達成するために各学科及び評議会、教授会のもと、運営について検討する組織体制を整備している。また、「地域連携推進センター」「こども研究センター」等を置き、特色ある活動に取組んでいる。大学を取巻く状況に対応するため中期計画を策定し、改善と推進を図っている。令和 3(2021)年度には、国際社会に対応する教育研究を目指し、「こども学部アジアこども学科」を「こども学部国際教養こども学科」に名称変更した。

「基準２．学生」について

教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項等で周知している。また、適切な体制のもと、多様な入試選抜を実施し、入学定員の充足に向けて、オープンキャンパスの多様化や留学生・社会人の積極的な受入れ等に取組んでいる。安定した学生生活と学修のために、教職協働による学生相談、障がいのある学生への配慮、中途退学・休学の防止や対応に取組んでいる。キャリアサポートセンターを中心に就職・進路支援を行い、地域の関係団体や機関等と連携し、インターンシップを支援している。大学独自の奨学金による経済的支援を行い、組織的に学生サービス、厚生補導、相談等の学生支援に取組んでいる。教育目的達成に必要な学修環境を整備しており、クラスサイズを適切に管理するとともに、留学生に配慮した環境も整備している。

「基準３．教育課程」について

使命・目的を踏まえ、学科ごとに三つのポリシーを定め、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」やホームページ、大学案内等で周知し、学生にはオリエンテーション等で指導している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは「こども学」を介して一貫性を保っている。学修支援システム、授業アンケートから学修成果の達成状況と学生の意識を検証し、学科会で指導や評価方法の改善について検討し、個別指導やフィードバックを行っている。学修支援システムへの保護者のアクセスを可能にし、必要に応じて教育懇談会を開く等、多面的・多層的な支援を行っている。「こども研究センター」は、大学と地域社会

との関係を生かした学修・教育実践の場として重要な役割を果たしている。単位や卒業要件の基準を定めているが、卒業に必要な科目の単位数が不足している学生に対する単位の読替えの運用について、厳正に運用しているとはいえない点は改善が必要である。

〈優れた点〉

○「こども研究センター」は、大学の研究機関、地域社会とのネットワークであると同時に学生の学びの場となっており、「こども応援ひろば」での活動を観察しながら授業を行い、利用者からの意見を授業に取入れるなど、教育の実践的な場となっている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の意思決定について規則に定め、権限と責任を明確にし、リーダーシップを適切に発揮できるようにしている。副学長、評議会を置き、補佐体制を確立させ、事務分掌として各部署、センター等を設け、適切な権限の分散と責任と役割を明確にした教学マネジメントを構築している。また、設置基準上、必要な教員の適切な確保と配置を行っている。FD・SD 委員会による FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)の研修等を行い、教育内容及び方法等の改善と大学職員の資質・技能向上に努め、新型コロナウイルス感染症拡大においては情報教育推進委員会と連携して ICT（情報通信技術）活用研修会を行うなど、組織的な取組みを行っている。研究室の配置や研究費の配分など教員の研究活動を適切に支援するとともに、学校法人独自の人材育成制度を整備し、職員の資質・能力向上に取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、法令を遵守し、寄附行為等の諸規則を整備している。そして、中期計画を策定し、教育目的の実現に向け、運営に取組んでいる。寄附行為において理事長及び理事会について定め、意思決定ができる体制を整え、定期的に理事会、評議員会を開催している。法人及び各設置校の管理職による会議を置くことで、相互の意思疎通と適切なチェック体制機能の強化を図っている。理事である学長は、理事会で大学の重要事項についての意見や教職員による提案等を述べている。会計は法人の規則等にのっとり、財務システムを生かして適切な処理を行っている。また、会計監査の体制を整備し、外部監査、内部監査等を行っている。今後、安定した財務基盤を確保に向け、厳格な予算管理による収支バランスの確保を図るよう期待したい。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価の方針を学則に定め、自己点検・評価委員会を置き、規則を定めて大学運営の改善と向上に努めている。評議会、教授会、大学改革プロジェクト、基盤教育研究センター及び自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証の組織体制を整備し、三つのポリシーを起点とした検証を踏まえて事業報告、事業計画を作成するとともに中期計画に反映させている。これらを教授会に報告して全教職員で共有し、理事会の審議による意見を踏まえて見直しを行っている。「IR 委員会」では、教育研究活動、学生、教学に係る情

報の収集・分析や各部署による調査、学生アンケートの結果等の集計、分析、評価、学生アセスメントシートの運用について検討している。

総じて、大学は、学園訓「万物感謝・質実勤労・自他敬愛」にのっとり、「学問を通して人間をつくる教育」を推進するため、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備し、教育研究活動を実践している。大学の特性を生かし、教職協働による学修支援と地域社会活動、教育研究活動を通して、社会貢献を行っている。今後も自主的・自律的な内部質保証に向けた、組織的な自己点検活動による、教育研究活動の質向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域に開かれた大学、地域に支えられ地域に根差す大学」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 令和３年度及び４年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「万物感謝・質実勤労・自他敬愛」を学園訓に掲げ、目的を学則に定め、簡潔な文章に示している。また、各学科の人材養成目的を表し、こども学部設立以来の「学問を通して人間をつくる教育」を大学の個性・特色としている。小規模大学の特性を生かし、教職員と学生との和やかな雰囲気や家庭的なぬくもりを大切にするとともに、地域社会貢献を通して地域に根差した大学を目指している旨を、大学案内、CAMPUS GUIDE やホームページにおいて周知している。時代や大学を取巻く状況の変化に対応するために中期計画を策定し、改善に向けた学内組織を編成することで教育の推進を図っている。大学の使命と教育目的の見直しを行い、平成 23(2011)年度には、「こども学部アジアこども学科」を設置して 2 学科とし、令和 3(2021)年度には、「こども学部アジアこども学科」から「こども学

部国際教養こども学科」に名称を変更した。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、評議会、理事会及び教職員の理解と支持を得ており、学内では全教職員研修会や各種印刷物等で周知し、学生にはオリエンテーションや CAMPUS GUIDE、大学案内やホームページで周知している。また、学園訓を学内のロビーや大講義室に掲げるとともに、ホームページや大学案内でも周知している。建学の精神や教育目的を踏まえた中期計画、大学の目指すビジョン、大学の使命を定めるとともに、三つのポリシーに反映させ、それをホームページ等で公表している。大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、各学科に加え、評議会、教授会のもと、「大学改革プロジェクト」「基盤教育センター」を教育研究組織の中心に据え、運営内容や方法を検討している。また、「地域連携推進センター」に、「こども研究センター」「異文化交流室」「産官学地域連携室」を置き、その特性を生かした教育の質向上に努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学科ごとに明示し、ホームページや募集要項等で公表するとともに、オープンキャンパスや進路説明会等さまざまな機会を通じ

て受験生や保護者等に説明している。

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試方法を策定し、入試委員会等の適切な体制のもとで入試が行われている。また、その入試の結果に基づき、毎年入試方法等を検証している。入試問題の作成は、大学が自ら行っている。

収容定員充足率向上のため、新入生対象アンケートを分析するとともに、オープンキャンパスの多様化や SNS の強化、留学生・社会人の積極的な受入れ等の改善策を行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学科会議」「教務委員会」「教職課程委員会」「教養教育委員会」「学外学習委員会」等によって学修支援に当たっている。教職員は、「教学支援部」「学生支援部」「基盤教育センター」による事務分掌として学修支援の実務に当たっており、教職協働による学修支援が行われている。

オフィスアワー制度は全学的に実施していないが、教員個々によるオフィスアワーの設定と学内通達により、相談体制の整備に努めている。

障がいのある学生への配慮については、「障がい学生支援規程」を定め、「障がい学生委員会」が取組んでいる。中途退学、休学の原因分析は「学生支援部」で行い、教授会に報告し対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職関係の業務・支援は、専任教員を長とするキャリアサポートセンターに一元化している。大学の就職支援サイト「就活ナビ」により、入学から進路決定までの継続的な支援を行っている。

インターンシップの支援体制としては、大学コンソーシアム大阪、東大阪商工会議所、東大阪市役所、私立幼稚園、民間企業との連携を図っており充実している。

相談・助言体制としては、3 年次に「就活スタートアップセミナー」を設けている。また、企業、市役所、幼稚園等の担当者を招いた合同説明会や卒業生が就職した施設の見学

会、内定学生による体験講話などの機会を設け、学生の就職への関心や資格取得への動機付けを高める取組みを行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導は、「学生支援部」が中心に対応している。主な役割は、学生生活の指導・相談、奨学金に関すること、そして課外活動、在学証明書等、大学諸行事、拾得物、掲示物・配付物等に関することである。

健康、カウンセリング、生活改善等については、「保健センター」が当たっている。ハラスメント防止に関する指針に基づき、「東大阪大学ハラスメント防止等委員会」を設置している。

課外活動に関して、専任教員が顧問となり「教学支援課」が活動の支援を行っている。また、活動費の一部を「学生会」が補助している。「東大阪大学奨学金」など大学独自の奨学金を設け、経済的な支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、校舎や運動場、音楽棟、図書館、情報サービス等の施設を整備し、適切な運営・管理を行っている。

図書館は、十分な規模の面積・閲覧座席数を備え、イベント展示など学生に有意義な環境を整備している。コンピュータを情報教室に設置し、無線 LAN 環境を充実させるなど ICT 環境を整備している。学内の環境整備のため、物理的なバリアフリーの対応を進めており、今後に期待したい。

授業を行う学生数を適切に管理しており、授業内容に応じて教育効果を上げられる運営を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援は、1 年次と 2 年次は専任教員によるアドバイザーが、3 年次と 4 年次はゼミ担当教員が個別の指導を行っており、学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。
心身に関する健康相談は「保健センター」が受け、必要に応じて学生と相談の上で学科や関係部署と連携し支援を行っている。健康面についての要望等のアンケートを全学生に提出させ､教職員で情報を共有し支援している｡経済的支援をはじめとする学生生活全般、特別な支援を必要とする学生の意見・要望は「学生支援部」が把握している。必要に応じて担当教員と当該学生で面談を行うなどの個別対応を行っている。学修環境の整備は、意見箱の設置や学生生活に関するアンケート等によって､学生の意見･要望を把握･分析し、改善が行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーは、学則で定められた教育目的に従って学科ごとに策定されており､CAMPUS GUIDE､ホームページ､大学案内等によって周知している｡単位認定基準、卒業認定基準等は､ディプロマ･ポリシーを踏まえて学則に定めており､CAMPUS GUIDE の「Ⅲ　履修ガイド」に記されているほか、学生にはオリエンテーションでも周知・指導している。各科目の学修成果はこれらの基準に従って各学期末に評価され、卒業は卒業判

定教授会の議を経て学長が認定し、卒業単位数の不足分の読替えについて厳正な運用が求められる点を除いては適正に運用されている。学生は単位認定、進級認定、卒業認定について、学修支援システム上で確認することができる。

〈改善を要する点〉

○卒業に必要な科目の単位数が不足している学生に対し、「教務に関する内規集」で 4 単位を上限に単位の読替えに関する事項を記し運用しているが、明確な基準等を定めておらず、厳正に運用しているとはいえないため、改善を要する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づきカリキュラム・ポリシーが策定され、CAMPUS GUIDE、ホームページ、大学案内等で周知されている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは「こども学」を介して一貫性を持っており、カリキュラム・ポリシーに従い、広範で多様な基礎知識と豊かな人間性を養うための教養科目、「こども学科」はこども学を修めるに必要な、「国際教養こども学科」は国際社会の価値観・世界に通用する知識の修得に必要な専門科目、免許取得のための科目が体系的に編成されている。教養科目は、人文系・社会系・自然系・外国語科目がバランスよく配置されている。学修支援システムを活用したアクティブ・ラーニングを導入し、「こども研究センター」を利用した授業や海外の大学との交流会、実務経験をもつ外部講師による講演会等、実践的な教育となるよう工夫している。

〈優れた点〉

○「こども研究センター」は、大学の研究機関、地域社会とのネットワークであると同時に学生の学びの場となっており、「こども応援ひろば」での活動を観察しながら授業を行い、利用者からの意見を授業に取入れるなど、教育の実践的な場となっている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに基づいて作成されたシラバスに、授業修了時の到達目標が明記されており、「単位認定の方法及び基準」に従い授業形態に応じた方法で学修成果を示している。学修成果は「教学支援部」が確認し、変更が必要な場合は学科長に報告の上で修正され学修支援システムを通じて学生に公開している。教員は、学修支援システムと授業アンケートによって学修成果の達成状況と学生の意識を検証し、学科会議で指導や評価方法の改善について検討している。また、教員は学修支援システムをもとに個別指導を行い学生にフィードバックしている。保護者も学修支援システムにアクセスが可能であり、何らかの問題を抱えた学生の保護者には教育懇談会が開かれる等、多面的・多層的な支援が行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定の権限と責任について「組織及び事務分掌規程」において定めている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を置き、評議会を設置するなど、補佐体制を整備し、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。副学長については、「東大阪大学副学長選任規程」を定め、「組織及び事務分掌規程」で、その組織上の位置付け及び役割が明確になっている。評議会、教授会については、「東大阪大学評議会規程」「東大阪大学教授会規程」を定め、組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、「東大阪大学教授会規程」において定めている。「事務分掌」により、「教学支援部」「学生支援部」「キャリアサポートセンター」等を整備し、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上、必要な教員数を確保し、主要授業科目を専任の教員を中心に当てるなど、適切な運用を行っている。教員の採用・昇任の方針となる「東大阪大学教員採用規程」「東大阪大学教員昇任規程」を定め、人事委員会において審査を行い、適切に運用している。教員の採用については、原則として公募制を採用している。実学を重視する視点から、教育現場、民間企業等での実務経験者を積極的に採用している。FD については、学内組織として「FD・SD 委員会」を設置し、外部講師による講演、研修などを実施して、組織的な FD、その他教員研修の実施と見直しを図っている。新型コロナウイルス感染症拡大による遠隔授業の必要性から、「情報教育推進委員会」との共催で ICT 活用研修会を行っている。授業アンケートについての公表や、活用については学内において共有している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員として必要な知識・技術の習得による資質・能力向上を図るために、毎年 FD・SD 委員会主催の SD 研修を行っている。特に、必要性に応じた ICT 活用研修会は活発に行っている。学外における私立大学協会の研修会や科学研究費助成事業などの説明会にも積極的に参加し、参加者はその成果を学内にフィードバックしている。学校法人全体の取組みとして「村上学園評価育成制度」があり、職員の資質・能力向上のための評価育成制度を整備している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員に対しては一人一室､あるいは二人一室の研究室を用意し研究環境を整備している。「東大阪大学こども研究センター」を設置し､子どもに関する総合的な研究を進めている。研究倫理については「東大阪大学研究倫理規程」「東大阪大学における公的研究費の管理運用・監査体制に関する規程」などを設け、研究活動における不正防止に努め、研究倫理の厳正な運用を確立している。倫理規則にのっとり研究倫理教育も行っている。研究費については、教員一人当たりの使用上限を定めるほか、実績に応じて研究費を加算して支給する制度もあり、研究支援体制を適切に整備している。科学研究費助成事業については、公募要領説明会を開催するなど外部資金導入の努力を続けており採択実績もある。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為実施規則、理事会会議規則などの組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。理事会、評議員会を定期的に開催し、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。「公益通報に関する規程」「個人情報保護に関する規程」「ハラスメント防止対策委員会規程」等を定め、環境や人権について配慮している。「東大阪大学防災体制に関する規程」を制定し、計画的に避難訓練を実施している。教職員・学生に対して、危機管理に関するマニュアルを作成し、配付して学内外に対する危機管理の体制を整備している。私立学校法第 47 条及び私立学校法第 63 条の 2 などで指定している事項について、規則を整備するなどして、閲覧に供し、情報の公表を適切に行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 11 条第 1 項において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」、寄附行為第 14 条第 2 項において、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。また、寄附行為第 11 条第 2 項において、「理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。」と定め、補佐体制が整備されている。理事は寄附行為第 7 条に基づいて選任している。理事会は、寄附行為第 14 条第 3 項に「随時理事長が招集する。」と定め、必要に応じて開催し、理事、監事の出席状況に問題はなく、適切に運営している。欠席時に意思表示を行う委任状も適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び各設置校の意思疎通を図り、校務運営に関する連絡を調整するため、管理職会議を設置し、法人及び各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。寄附行為において学長が理事になることを規定しており、大学の重要事項について意見を述べ、理事会に大学の意向を反映している。大学の各学科、各部、各センター等から審議提案された案件は、評議会を経て、教授会で審議し、学長が決定している。重要なものについては、学長から理事会に提案し、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。監事は寄附行為第 8 条により適切に選任しており、理事会、評議員会などへの出席は良好である。評議員は寄附行為第 21 条により適切に選任しており、評議員会への出席も良好である。

〈参考意見〉

○監査報告書に理事の業務執行の状況に関する記述がないため、適切な報告書作成が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

事業活動収支では、過去 5 年間支出超過が続き、直近ではその幅が拡大している。現金預金は、ここ 4 年間で約 70%減少し、外部負債が運用資産を上回る状況であり、加えて、多額の借入金もあり、安定した財務基盤が確立しているとはいえない。一方で、令和 3(2021)年度から、経営企画室を設置し予算管理、経費削減の徹底を図っている。資産運用については、資産運用規程に基づき適切かつ効率的な運用を行っている。経営改善計画及び中期財務計画では今後、学生生徒等納付金収入・補助金収入が大幅に増加する見込みで、それにより収支は改善し、令和 9(2027)年度には財政が健全化する計画になっている。今後、予算管理を厳格に行いながら、経営改善計画及び中期事業計画にのっとり財務運営を進めていき、財務基盤が安定することを期待する。

〈改善を要する点〉

○現金預金の減少、支出超過、多額の借入金があり、安定した財務基盤を確立しているとはいえないため、予算管理を厳格に行い、経営改善計画及び中期財務計画にのっとり学生生徒等納付金収入、私立大学等経常費補助金の増収を図りつつ、経費等の削減を進めていくなど改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、「学校法人村上学園経理規程」や「学校法人村上学園物品会計細則」などにのっとり適切に処理している。経理処理実務については、事務作業の効率化・迅速化を図り、適正な会計処理が実現できるよう財務システムを導入している。監事監査、公認会計士による外部監査、経営企画室による内部監査の三様監査を厳正に行っており、会計監査の体制を整備している。また、学校法人・監事・公認会計士は、必要に応じて意見交換や情報交換を行い、連携を図っている。補正予算については、必要に応じて編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に係る自己点検・評価について、全学的な方針を学則第 2 条に定めている。また、「自己点検・評価委員会」を置き、「自己点検・評価委員会規程」を定めている。評議会、教授会、「大学改革プロジェクト」「基盤教育研究センター」を中心組織として内部質保証に関する課題を明らかにし、全般的な方針や事業計画を示している。

また、それらを「自己点検・評価委員会」で検証し、事業報告をまとめ、事業計画、中期計画に反映させている。学長を統括責任者とした「大学改革プロジェクトチーム」を組織し、各年度の課題に適した部署を中心に検討を行い、内部質保証の組織体制の整備と点検に努めている。「大学改革プロジェクト」の達成状況や課題、各部署の報告等を常に評議会で検討し、大学本部で相談した上で、最終的には学長が判断し、次年度の方針を決定している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な方針のもと、評議会、教授会と「大学改革プロジェクト」「自己点検・評価委員会」を中心に点検・評価を行い、内部質保証に取組んでいる。平成 29(2017)年度の「自己点検評価表」作成を経て、平成 30(2018)年度以降、「事業報告書」を作成し、教授会、理事会に報告している。それを受けて学長は、次年度方針を決め、教職員に周知している。令和元(2019)年度に発足した「IR 研究プロジェクトチーム」は、令和 4(2022)年度に「IR 委員会」に組織変更し、教育研究活動、学生、教学に係る情報の収集・分析や各部署が行う調査、学生によるアンケート結果等の集計・分析・評価、「学生アセスメントシート」の運用を検討している。また、学修成果の見える化や学修ポートフォリオの作成について検討している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度の大学機関別認証評価の結果を踏まえ、中期的な計画を策定し、大学運営の改善・向上に取組んでいる。以降、年度ごとに「事業計画書」「事業報告書」の作成を通して、計画や取組みの見直し及び遂行状況の報告を行うなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っている。また、日常的に各学科、各部署等からの報告に基づき、都度、反省と改善に取組み、大学全体での内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築している。

〈参考意見〉

○卒業必要単位の不足分の読替えについて厳正な運用が行われていない点、安定した財務基盤の確立と収支のバランスを確保するための全体的な取組みが求められる点において、自己点検・評価活動の中での取組みが不十分なため、内部質保証の機能性を高めるための更なる取組みの強化が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域に開かれた大学、地域に支えられ地域に根差す大学

A－1．地域貢献、地域連携、国際交流に貢献

A-1-①　地域貢献、地域連携、国際交流活動の目的の明確性

A-1-②　地域貢献、地域連携の目的に合致した活動

A-1-③　地域に根差す大学としての効果

【概評】

「こども研究センター」「産官学地域連携室」「異文化交流室」を合わせた「地域連携推進センター」が設置されており、それぞれの規則に目的が明記されている。

「こども研究センター」は、調査研究や「こども学」教育実践の場としてのみならず、子育て支援活動や親子で楽しむイベントの実施によって、「異文化交流室」は東大阪市の地域の課題である「外国籍の方の暮らしのサポート」に着眼し地域住民とさまざまなイベントを開催することによって、地域住民が集まる場として機能し、地域に貢献している。

「産官学地域連携室」は東大阪市と包括協定を結び、SDGs プロジェクトへの参加、東大阪大学教員による公開講座、東大阪市連携 6 大学による公開講座等を実施している。

「こども研究センター」は、平成 22(2010)年度から「地域子育て拠点事業（つどいのひろば事業)」として東大阪市の助成を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響で人数制限しながらも継続して利用者が多数いることから、地域で評価されていることがうかがえる。また、学生はイベントの企画や運営において主体的な役割を果たしており、地域企業との連携による学生のインターンシップ等も進められていることから大学と地域が密着した教育が展開され、地域貢献と学生の実践的な学び、研究が同時に可能でありかつ相乗効果が見られる。

このように、「地域連携推進センター」は独創的な仕組みにより、「地域に開かれた大学」

「東大阪市の地域性を活かした大学」としての教育研究活動を展開しており、地域における学校法人の存在感も増している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 令和３年度及び４年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

令和２年（2020 年）３月 24 日に文部科学省より出された「令和２年度における大学等の授業の開始等について（通知）」に基づき、教室での授業開始を当初の４月８日（水）から４月 20 日（月）に延期することとし、学生及び教職員にメール、ユニバーサルパスポート、ホームページ等で周知した。

さらに、文部科学省より５月 15 日に出された「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について」等に基づいて、多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）の実施等を通じて，学内や地域における感染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組んでいく必要が生じた。

本学では、すでに ITC 教育や遠隔授業に対応できるよう、全学生に対し新入時に個人のパソコンを購入するよう義務付け、学内ネットワーク及び機器の整備と充実を図ってきた。

このため、遠隔授業への対応ができるよう学則の一部を改正し、５月中は Moodle の本学システムである「学びの泉」、入学前教育からキャリア教育までをサポートする「ひがドリ」及び昨年度から進めてきた Google Classroom の３システムを主として使用した遠隔授業を実施することになった。

対面授業開始後も、一部の科目において遠隔授業を実施して実習あるいは実験のように対面授業が必須の授業時間を確保し、予定していた前期期間を１週間延長し、お盆休暇期間までに収まり、かつ単位の認定、卒業認定、資格取得等ができるよう十分配慮した時間割、教室の運用等を行った。

遠隔授業の実施に当たっては、情報教育推進委員会が、教員に対して上記のシステムの説明会マニュアルを作成し、非常勤の教員を含めた講習会を FD 講習会として対面授業休講期間に複数回実施し、教員へのサポート体制を整えましたが、学生への事前周知が十分ではなかったこと、学生の家庭でのネットワーク環境が不十分であること、帰国中の留学生の一部で利用できないサービスがあること、学生から各教員への連絡方法が不徹底であることなどの問題が見受けられた。このため、後期開始前に、再度遠隔授業に関する講習会を実施した。

後期は、対面授業を主として開始したが、12 月に入り、大阪府において感染者数が増加したため、再度緊急事態宣言が出される前の 12 月３日から対面授業を中止し、遠隔授業に切り替えた。

冬期休暇の明け１月６日には、対面授業を再開し、実習・実験を中心に補講期間を確保して予定していた成績評価期限を１週間ほど延長することで、後期の時間数を確保した。

教職課程、保育士、栄養士、介護福祉士等の資格に係るの校外実習については、文部科学省、厚生労働省をはじめとする関係機関の指導・通知等のもとに、その実施期間を短縮するあるいは代替措置が行えるよう受け入れ施設との調整を行った。

令和３年度も引き続き、遠隔授業、遠隔授業と対面授業のハイブリッド、主として対面授業の３つの形態を行うことで、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を行った。

前期の対面授業開始後及び後期は、三密回避の考え方を取り入れ、なるべく広い教室に間隔をあけた座席配置が行えるような時間割、教室の運用等を行った。

また、教職課程、保育士等の資格に係るの校外実習については、文部科学省、厚生労働省をはじめとする関係機関の指導・通知等のもとに、その実施期間を短縮するあるいは代替措置が行えるよう受け入れ施設との調整を行った。

以上のような対策を講じることで、授業に必要な時間数を確保し、資格取得に影響がないようにすることで、コロナ渦にあっても学修の質の保証の低下を防ぐことができた。
令和 4 年度後期からは、通常の対面授業を行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　大阪府東大阪市西堤学園町 3-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
こども学部	こども学科　アジアこども学科※　国際教養こども学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 15 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

60 兵庫大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、学則に示し、建学の精神である「和」を育む仏教主義の個性・特色を反映するとともに、ホームページなどで学内外へ周知している。「睦学園グランドデザイン 2030」で法人の目指すべき方向性を示し、「地域になくてはならない大学」と定め、教育目的実現のため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育プログラムを展開している。大学は、地元兵庫県加古川市をはじめとした近隣市町の協力のもと開学し、現在、5 学部 6 学科と大学院 2 研究科を有しており、社会的要請や変化に対応している。教育研究組織として、学部・学科、研究科のほか、附属図書館、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジ、地域医療福祉研修センターの附属施設を設置している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、大学・学部・学科及び研究科のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知し、ポリシーに沿った多様な入学者の受入れを実施するとともに、受入れ状況の検証により、学生数維持に努めている。演習担当者・チューターと職員が協働し学修支援を行い、障がいのある学生には、「障がい学生支援オフィス」を通じ支援している。教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関するキャリア支援体制及び奨学金など学生生活安定のための支援体制を整備している。設置基準を満たした施設・設備のもと､図書館､情報サービス施設など教育目的達成のための学修環境を整備するとともに、サテライトキャンパスを設置している。学生の意見・要望を受止め、これからの大学改革及び教育運営に役立てることを目的に、学生提言の「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」を開催している。

〈優れた点〉

〇学生食堂では、朝食を 100 円で提供しており、経済的な学生支援だけでなく健康管理の面からも評価できる。

〇地域医療福祉研修センターでは、高度な設備を有した看護・介護分野における実践的な多職種連携の授業を行い、高い教育効果を挙げるとともに、介護員養成や地域住民を対象にした研修会の開催など学外対象者にも開放していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえた大学・学部・学科及び研究科のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保した、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級・卒業・修了認定基準を厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成し、カリキュラムマップやナンバリングで体系性を明示している。ルーブリック評価や学修ポートフォリオ、LMS(Learning Management System)を導入して可視化を図り、授業アンケートのフィードバックにより、教授方法の開発、工夫・改善を行っている。三つのポリシーに基づき、アセスメントポリシーを定め、全学・学科・科目の 3 レベルで学修成果を検証している。学修成果の点検・評価方法を確立すべく、「兵大 BasicsABC」「兵大プロフェッショナル力」からなるカリキュラム大綱を設定し、学生の学びの「見える化」を推進している。

「基準４．教員・職員」について

大学の使命・目的達成のため規則を整備し、適切な教学マネジメント体制を構築している。副学長と学長補佐を置き、組織上の位置付けや役割、権限と責任の分散を明確にし、大学運営会議及び教育改革推進会議により、学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境を整備している。教育研究に関する教授会の位置付けや役割は明確で、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置している。設置基準などで定める専任教員数、教授数を満たすとともに、教員の採用・昇任は、諸規則に基づき行われており、大学の教育目的及び教育課程に即した教員確保と配置をしている。教職協働による教学マネジメント体制確立のため、学長直轄の「FD・SD オフィス」により、研修会や授業公開を行うほか、教員評価委員会による教員評価などを行っている。専任教員に対する研究環境の整備とともに、コンプライアンス及び研究倫理に対する諸規則を整備して、厳正に運用している。

〈優れた点〉

○教育の質の向上に資する成果を収めた教員を表彰する「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」の選抜を、授業評価アンケートなど学生の声を反映し行っている点は、評価できる。

○活動報告の一環として、「FD・SD Newsletter」を学長直轄の組織である FD・SD オフィスが作成し、活動の具体的な様子を定期的に学内に向け発信・啓発している点は、評価できる。

○大学全体として組織的に授業公開制度を整備し、全教員に公開と参観を義務付け、教員相互の研さんを促している点は、評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、諸規則に基づく運営とともに、環境保全、人権、安全に配慮し、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、「睦学園グランドデザイン 2030」を策定し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。理事長は、創立記念日における教職員への経営状況の説明、所属長との懇話会を通じ、法人方針の周知、意見交換を行っている。財務比率の一部にお

いては厳しい数値も見受けられるが、健全な財政基盤の構築に重点戦略を置いた、令和5(2023)年度～令和 9(2027)年度の 5 か年の財務計画により、収支バランスの確保を目指すとともに、科学研究費助成事業など外部資金の導入の努力を行っている。学校法人会計基準及び法人の諸規則に基づく会計処理は適正である。

〈優れた点〉

〇携帯可能なポケット版「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生と教職員へ配付し、日常的な防災意識の啓発に努めている点は評価できる。

〇毎年の法人の創立記念日に全教職員が一堂に集まり、理事長による経営状況の説明などを通じ、法人全体としての意見交換を行っている点は、評価できる。

〇理事長と各所属長が毎月 1 回定例で、教学面や管理運営面の諸課題について意見交換する懇話会を実施している点は、評価できる。

〇外部資金の導入について、有料のエクステンション・カレッジの開講数が多く、今後も生涯学習やリカレント教育の場の拡充を計画しており評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価のため、学長を長とした「大学質保証委員会」と、そのもとに教育担当副学長を長とした「自己点検・評価委員会」を置き、内部質保証への全学的な方針の明示、恒常的な組織体制の整備及び責任体制を明確にしている。「自己点検・評価報告書」は全学で共有するとともに、ホームページで毎年度公表している。情報の集計・分析の一元化のため IR 推進室のもと、学生支援データベースシステム「HUsystem」の活用により、戦略的な大学運営を推進している。三つのポリシーに基づく内部質保証は、アセスメント体制により学生の学修成果を検証し、教育効果の可視化に役立てている。法人及び大学は、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画を策定しており、内部質保証のための PDCA サイクルは確立し、仕組みは機能している。

〈優れた点〉

〇情報の一元化､共有､活用をコンセプトとした独自の学生支援システムとして｢HUsystem｣を構築し、教職員が組織的に学生個々の成長を支援するとともに、システムの内製化により、スピーディな解決と的確さ、コスト削減を行っていることは高く評価できる。

総じて、大学は、建学の精神に基づいた、使命・目的及び教育目的により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、令和 12(2030)年に目指す姿を「地域になくてはならない大学」と定め、その実現に向けた教育プログラムを展開している。また、大学間連携や地元兵庫県加古川市をはじめとした包括連携協定により、時代の変化に対応し、質の高い教育機関として地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「和」を育む仏教主義に基づき明文化した使命・目的及び教育目的を、学則に簡潔に明示している。

学則に、大学の使命・目的を「豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成すること」と定め、学部・学科の教育目的を「それぞれの専門分野において必要となる人格形成教育」と明示しており、「仏教主義に基づく教育」「地域に根ざした教育」「一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育」の三つの個性・特色を反映している。

大学は、地元兵庫県加古川市をはじめとした近隣市町の協力を受けて、平成 7(1995)年 4 月に、経済情報学部経済情報学科で開学し、以降、学部・学科の増設を行い、現在、5 学部 6 学科と大学院 2 研究科を有しており、社会的要請や変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、法人、大学の各会議体での審議過程で、役員、教職員が関与・参画しており、理解と支持を得るとともに、式辞、刊行物、共通教育科目や「定例礼

拝」、ホームページなどを通じて学内外へ周知している。

使命・目的及び教育目的を達成するため、法人の目指すべき方向性を示した「睦学園グランドデザイン 2030」において、令和 12(2030)年に目指す姿を「地域になくてはならない大学」と定めた。三つのポリシーには使命・目的及び教育目的が反映され、それらに基づいた教育プログラムを展開している。

教育研究組織として、学部・学科、研究科のほか、附属施設として、附属図書館、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジ、地域医療福祉研修センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

募集単位の大学院、学部、学科ごとに、教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどで学内外に周知している。また、「教育方針」と「入試解説ブック」を作成し、高校生と保護者にオープンキャンパスと進学説明会で配布している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って行われ、入試問題は大学にて作成している。また、入試委員会及び学生募集・入試制度検討委員会で検証を行っている。

収容定員充足率が低い学科が存在するが、学内委員会や外部業者による分析データをもとに客観的に入学者受入れ状況の検証を行っており、新しい入試制度の導入や外国人留学生の確保などを検討している。また、大学全体としては収容定員を概ね満たしている。

〈参考意見〉

○健康科学部栄養マネジメント学科は収容定員充足率が低いため、入学者確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、学科長会議等で学修支援に関する方針を定め、教員、演習担当者・チューターと教学部教務課の職員が協働で支援を行っている。「学習支援オフィス」を設け、教育支援システム「教学情報システム」を取入れ、学生の学修状況等を把握している。また、学生自身は「兵大『学びのカルテ』」を利用し、学修ポートフォリオとして自身の学修を振返っている。

支援が必要な科目には在学生を SA(Student Assistant)として活用しており、その任用制度は適切である。オフィスアワー制度を設け、適切に実施している。障がいのある学生に対する方針をガイドラインに定めて公開している。また、「障がい学生支援オフィス」を設置し、専門職員の配置や支援機器の整備等、障がいのある学生への配慮を適切に行っている。中途退学率の改善を行うために、IR(Institutional Research)分析からその理由を検討して学生面談システムを開始し、チューターは 1 年次に 2 回面談を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教学部長を長とする就職推進委員会を組織し、就職支援体制について協議している。学科の特性に応じたキャリア支援を行うため、学科ごとに専属の担当職員を配置している。共通教育科目において「私のためのキャリア設計」「ヒューマンサービスとマネジメント」「入門ボランティア」を開講するとともに、各学科の特性により専門教育科目でキャリア教育科目を開講している。また、現代ビジネス学部現代ビジネス学科及び教育学部教育学科ではインターンシップを実施し、その就業体験の内容について検討するなど、大学が深く関与している。公務員試験、国家試験、教員採用試験に対する授業など特別な支援を行っており、障がいのある学生に対するキャリア支援についても適切に行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課及び学科で選出した教員とで組織した学生委員会を設置して、学生の厚生補

導、学生サービスなどに関する対応を行っている。健康管理センター、留学・国際交流センター、「障がい学生支援オフィス」、ボランティアセンターなど、学生生活の支援のための施設を設置している。学生支援課に「なんでも相談コーナー」を設け、学生便覧やオリエンテーション等でその周知を図っている。大学独自の給付型奨学金制度として、「河野教育振興基金奨学金」「兵鸞奨学金 A」「優秀学生表彰制度」を設け、学内掲示及び SNS を使って情報発信を行っている。ハラスメント防止対策委員会を設置し、対応体制を整えている。また、学生の心身に関する健康相談等の心的支援は、健康管理センター内のカウンセリングコーナーに臨床心理士資格を有するカウンセラーが在室し、カウンセリングを行っている。

〈優れた点〉

○学生食堂では、朝食を 100 円で提供しており、経済的な学生支援だけでなく健康管理の面からも評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

講義室、演習室、自習室、実験室、実習室など、設置基準に沿った施設を、管財課の管理のもと、適切に活用している。また、適切な規模の図書館を所有し、ラーニング・コモンズを整備している。無線 LAN などの ICT（情報通信技術）環境も適切に整備しており、「HUMANS2021 教育研究基盤システム」を稼働し、ICT 機器の活用による教育の質向上を目指している。実践的教育を行うために、模擬保育室、地域医療福祉研修センター、小学校の教室を想定したサテライトキャンパスを設置している。また、バリアフリーについては、順次工事を行っている。

栄養士、社会福祉士及び保育士の養成に係る規則に基づきクラスを編制するなど、授業を行う学生数を適切に管理している。

〈優れた点〉

○地域医療福祉研修センターでは、高度な設備を有した看護・介護分野における実践的な多職種連携の授業を行い、高い教育効果を挙げるとともに、介護員養成や地域住民を対象にした研修会の開催など学外対象者にも開放していることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に対する学生の要望・意見は「在学時調査」「卒業時調査」「卒業生調査」を実施して確認している。各学期末に全授業科目で授業アンケートを実施し、その集計結果を担当教員にフィードバックし、担当教員はその回答を学生へ公開している。学生は、「授業運営に関する意見書」を提出することで、意見・要望を伝えることができ、教員は対応手順に沿って問題解決に当たっている。また、学生が授業科目担当者へ成績評価に関する質問ができる制度もある。
学生生活に関する学生の意見・要望の把握について、入学時に健康に関するアンケート調査を行い、学科長に情報を共有し、授業と学生生活に配慮している。また、「なんでも相談コーナー」「なんでも相談箱」を設置して、学生からの意見を受けている。
学修環境に関しては、「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」を開催し、参加した学生からの意見・要望を把握することで、学修環境の整備に役立てている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえ、大学、学部・学科及び大学院ごとのディプロマ・ポリシーを明確に策定し、ホームページで公表するとともに、学内者には学生便覧、受験生には冊子「教育方針」に明示し周知を図っている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学則及び各学部・研究科の履修に関す

る規則に定め、学生便覧に掲載し、学生及び教職員に周知している。

シラバスには各ディプロマ・ポリシーに対する授業の到達目標を明示しており、その達成度の評価方法と割合を示している。既修得単位の認定を含めた単位認定基準、GPA(Grade Point Average)制度を用いた進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部・学科及び大学院ごとのカリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。また、ホームページ、学生便覧、「教育方針」にて学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成している。教育課程の体系的な可視化を図るため、科目間の履修系統をナンバリングにより明らかにしカリキュラムマップを策定している。

教養科目である「共通教育科目」は、共通教育機構運営委員会が運営し、教養教育のあり方を検討し、専門科目との連携を図っている。教授方法は、ルーブリック評価や学修ポートフォリオを導入するとともに、LMS 導入により学修成果の可視化を図っている。加えて、授業アンケート結果の教員へのフィードバックや「FD・SD 研修会」による PBL(Project Based Learning)実践例の共有により、教授方法の工夫・改善を促している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づいた教学アセスメントポリシーを定め、全学レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で学修成果を検証している。令和 3(2021)年度には「教育改革推進会議」を設け、学修成果の点検、教学アセスメントポリシーの見直しを行っている。

学修成果の点検・評価としては、学修成果の「見える化」を推進すべく、カリキュラム大綱である「兵大 Basics ABC」と「兵大プロフェッショナル力」を中心とした学修ポートフォリオ「兵大『学びのカルテ』」を学期ごとに発行している。学修成果の点検・評価のフィードバックとして、「兵大『学びのカルテ』」と学生面談システムを連動させ、学生面談の資料とし、各学期の振返りと次の学期の目標を設定できるよう指導に生かしている。卒業生には在学時における全ての学修成果の可視化を目的に「ディプロマ・サプリメント」を作成し、学生が大学生活の学びを振返るために活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を達成するために必要な規則等を整備し、それらに基づく適切な教学マネジメント体制を構築している。副学長と学長補佐を置き、組織上の位置付けや役割、権限と責任を明確かつ適切に分散することで、大学運営会議及び教育改革推進会議を中心とした、学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境も整備している。また、教育研究に関する教授会の組織上の位置付けや役割も明確に規定しており、かつ、全学的な教学マネジメントの遂行に必要な事務組織体制についても適切に整備し、運用している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用及び昇任に関する規則等を適切に整備し、大学設置基準及び大学院設置基準

等の各種関連法令に基づいた適切な人事配置を行っている。また、授業評価の実施及びその結果に対する教員による学生への適切なフィードバック等を通じて、教職員及び学生に対し広く情報を共有している。教職員の学生理解促進を念頭にした、外部アセスメントテストの結果報告会も行い、その結果は教学アセスメント用のデータとして、各学部・学科へもフィードバックしている。加えて、学長直轄の FD・SD オフィスを設置し、研修会や全教職員を対象とした授業公開のほか、教職員カフェなどの独自の特長的な啓発活動も組織的に行っている。

〈優れた点〉

○教育の質の向上に資する成果を収めた教員を表彰する「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」の選抜を、授業評価アンケートなど学生の声を反映し行っている点は、評価できる。

○活動報告の一環として、「FD・SD Newsletter」を学長直轄の組織である FD・SD オフィスが作成し、活動の具体的な様子を定期的に学内に向け発信・啓発している点は、評価できる。

○大学全体として組織的に授業公開制度を整備し、全教員に公開と参観を義務付け、教員相互の研さんを促している点は、評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメント体制の確立を中心とした教育改革を促進するため、学長直轄の FD・SD オフィスを設置しており、教職協働による効率的・組織的な教育の質の向上を図っている。FD・SD 活動を一体的に捉え、職員の資質・能力向上を目的として FD・SD オフィス主催の全学的な研修会を年間計画に沿って実施している。また、職員を対象とした学内外の研修会に参加する機会を設けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全学的な研究促進に係る事項を検討し、研究機能の一層の高度化、研究力の向上を図る目的で研究推進会議を設置している。専任教員全員に対して個別の研究室を備えており、「研究環境の改善に関するアンケート」を実施することで、研究に従事できる環境の改善を図っている。研究活動を支援する取組みとして、個人研究費の助成に関する規則を整備しており、物的支援と教員の研究時間を確保するため職員が教員の事務的業務の一部を担う人的支援を行っている。

研究を推進するために、附属図書館のほか、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、実践食育研究センターを設置し、地域連携、地域への生涯学習機会提供の場として機能させている。

研究倫理の確立と厳正な運用のため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程」を定め、専任教員及び研究費担当職員には「研究者倫理教育」を受講することを義務付けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条にこの法人の目的を定め、法令順守及び理事会が行う業務の権限について、経営の規律と誠実な法人運営に取組む姿勢を明示している。また、「学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度)」「睦学園グランドデザイン 2030」を法人全体で策定、実行し、見直しを図るなど継続的な努力も行っている。クールビズ、照明の LED 化、デマンド監視装置による空調管理、電子会議システムの導入やペーパーレス化など、環境保全に配慮した省資源化にも積極的に取組み、加えて、人権やハラスメントの防止に関する規則等を整備し、各種研修の実施や周知等も確実に行っている。「危機管理ガイドライン」に基づき、重大事態が発生した場合の体制整備を行い、火災や地震等の災害に備えた避難訓練も定期的に計画、実行している。

〈優れた点〉

○携帯可能なポケット版「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生と教職員へ配付し、

日常的な防災意識の啓発に努めている点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の業務遂行に当たり、寄附行為で理事会が法人の最高意思決定機関であることを明確に位置付け、理事会及び評議員会を適切に開催している。理事・監事・評議員の出席状況も良好であり、欠席者については委任状を通じた意思表示も行っている。円滑な法人運営を図るために必要な､業務及び職務権限の委任に関する規則等も概ね整備しており、常任理事会をはじめとする各種合議体を設置し、法人の日常業務における理事長の迅速な意思決定につなげている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもとに学内理事で構成する常任理事会を設置し、また、学長が意思決定を適切に行うための合議機関として大学運営会議を設置している。理事会及び評議員会には、学長はじめ副学長のほか複数人の教職員をその構成員として選出している。一部、評議員会の運営において、実態に即した対応が求められるものの、大学と法人の意思疎通と連携を適切に図っている。また、監事は全ての理事会に出席し、年度中間及び期末に行う業務監査等を通じ、理事の業務執行状況を適切に監査している。

〈優れた点〉

○毎年の法人の創立記念日に全教職員が一堂に集まり、理事長による経営状況の説明などを通じ、法人全体としての意見交換を行っている点は、評価できる。

○理事長と各所属長が毎月 1 回定例で、教学面や管理運営面の諸課題について意見交換する懇話会を実施している点は、評価できる。

〈参考意見〉

○監査報告書の宛先が「理事長」及び「評議員会議長」になっている点は、「理事会」及び「評議員会」に変更することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画として「睦学園グランドデザイン 2030」を令和 4(2022)年度に策定し、その裏付けとなる財務計画では「健全な財政基盤の構築」を重点戦略としている。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」を参考に、年度ごとの KPI（重要業績評価指標）を定め、経費比率の適正化、経常収支差額比率の改善など、財務運営の改善に向け取組んでいる。

近年は、法人全体として事業活動収支差額が支出超過傾向であり、内部留保関係の財務比率改善に至っていないが、学生募集を積極的に行うと同時に、経費の縮減等を実施し、財務基盤の安定に向け努めている。

多様な外部資金の導入を意識しており、特にエクステンション・カレッジについては積極的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○外部資金の導入について、有料のエクステンション・カレッジの開講数が多く、今後も生涯学習やリカレント教育の場の拡充を計画しており評価できる。

〈改善を要する点〉

○法人全体の財務状況について、事業活動収支差額が恒常的に支出超過であり、内部留保資産比率や運用資産余裕比率も低い状況が続いているため、早期の改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、法人において「学校法人睦学園経理規則」「学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則」を整備し、適正な会計処理を実施している。

監査法人による会計監査、監事による会計監査・業務監査を行い、詳細な報告書を作成している。また、監査結果は監事が理事会、評議員会で適切に報告しており、監査法人と監事の監査体制によるガバナンスの強化を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する」旨を明記し、内部質保証の客観性及び妥当性の担保、PDCA サイクル機能の適切化の観点から、大学質保証委員会及び自己点検・評価委員会を設置している。学長を長とする大学質保証委員会は、教育研究等に係る適切な水準維持及びその充実を図るために設置し、教育担当副学長を長とする自己点検・評価委員会は、大学質保証委員会のもとに、大学質保証委員会の活動を推進するために設置しており、内部質保証のための組織の整備及び責任体制を確立している。改善会議体として、「教育改革推進会議」「研究推進会議」「業務推進会議」及び「地域連携推進会議」を設置して、大学質保証委員会、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の結果を踏まえて事業計画を策定する仕組みを構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学質保証委員会及び自己点検・評価委員会は「内部質保証実施要領」及び両委員会規則に基づき、自己点検・評価の基本方針の策定、実施の指示・報告、改善措置提言・指示・監理、情報公表など、大学運営会議の議を経ながら、公表への学長決定につなげており、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。また、毎年度作成する「自己点検・評価報告書」は、全学で共有するとともに、ホームページで公表している。IR 推進室を設置して、学内外の諸情報の集計・分析を一元的に行う体制を整備するとともに、学生支援データベースシステム「HUsystem」の稼働により、迅速かつ的確な学生支援ツールを目指し、卒業生には「ディプロマ・サプリメント」、在校生には「学びのカルテ」を発行し、学生の振返りに活用しており、戦略的な大学運営の意思決定、推進及び改善を支援している。

〈優れた点〉

○情報の一元化、共有、活用をコンセプトとした独自の学生支援システムとして「HUsystem」を構築し、教職員が組織的に学生個々の成長を支援するとともに、システムの内製化により、スピーディな解決と的確さ、コスト削減を行っていることは高く評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を内部質保証の最高責任者として、大学運営会議、大学質保証委員会、自己点検・評価委員会、各学部・学科・研究科・組織体及び改善会議体は、教育目的や三つのポリシーを起点とした自己点検・評価作業を実施し、その結果を教育の改善・向上に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。三つのポリシーに基づく内部質保証を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部アセスメントポリシー」を策定し、全学・教育課程・科目の三つのレベルにおいてそれぞれ PDCA を実行し、アセスメント体制に基づき、学生の学修成果を検証することにより、教育効果を可視化し、教育の質保証に役立てている。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ、大学運営の中期計画を策定しており、内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携

Ａ－1. 地域連携の方針と組織体制

A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針の明確化

A-1-② 地域連携のための組織体制の整備

A-1-③ 地域連携を組み込んだ教育課程の整備

Ａ－2. 地域社会との連携活動

A-2-① 行政との連携

A-2-② 地域団体との連携

A-2-③ 地域住民との連携

A-2-④ 高等学校との連携

【概評】

平成 20(2008)年に表明した「地域とのつながり」を重視する地域貢献型大学は現在まで受継がれ、令和 5(2023)年の「睦学園グランドデザイン 2030」において、社会連携の目標として「地域に開かれ地域と共に成長する」を掲げている。地域連携のための組織として、社会連携オフィスとエクステンション・カレッジ、ボランティアセンターを設置している。地域連携を組込んだ教育課程を整備し、「こども大学 in こども福祉学科」では学生の保育実践力向上につなげている。令和 4(2022)年度の「協働のまちづくり市民会議×熟議」では、共通教育科目「ファシリテーション入門」の一部として学生が議論に参加することで、実践的な力を身に付ける機会としている。

地域社会との連携活動として、近隣の七つの行政機関と連携協定を締結し、「173（いなみ）農村ウェディング」では現在まで 5 組が結婚式を挙げるなど、活力ある地域社会の形成及び発展と人材育成に寄与する活動を継続的に実現している。地域の商工会、企業及び各種法人の 22 団体と連携協定を締結し、認知症の理解を広げる場として、兵庫県東播磨県民局の協力のもと「なごみカフェ」を開催するなど好評を得ている。地域住民との連携は、生涯学習として「エクステンション・カレッジ講座」を開催し、令和 4(2022)年の実績は合計 165 講座、受講生 1,909 人と順調である。地域の高等学校 19 校と包括的連携協力協定を締結し、探究学習支援、高校授業支援、地域人材育成に取組んでいる。全連携協定先への満足度調査を令和 4(2022)年 2 月に実施し、9 割超の団体から「満足している」との回答を得ている。これら地域連携事業は大学で組織的に取組んでおり、学生の主体的・実践的な活動により、地域連携と学生の教育効果の向上を合わせた有意義な活動となっていることから、今後の一層の発展が期待される。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 7(1995)年度
所在地　　兵庫県加古川市平岡町新在家 2301

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科
健康科学部	栄養マネジメント学科　健康システム学科
看護学部	看護学科
生涯福祉学部	社会福祉学科　こども福祉学科※
教育学部	教育学科
経済情報研究科	経済情報専攻※

現代ビジネス研究科	現代ビジネス専攻
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 11 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 25 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 20 日　第 2 回評価員会議開催
	11 月 21 日　第 3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

61 びわこ成蹊スポーツ大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「学校法人大阪成蹊学園」の建学の精神「桃李不言下自成蹊」を基本理念とし、学則において使命・目的を具体的かつ簡潔に定めており、「びわこ成蹊スポーツ大学 10 の特色」を示すなど大学の個性・特色が反映されている。大学設置当初の 1 学部 2 学科から、1 学部 1 学科へ学科改編を行うなど、使命・目的及び教育目的を実現し続けるための見直しが行われている。

中期 5 か年計画「びわこ VISION2026」を策定し、使命・目的及び教育目的を中長期計画に反映しており、大学、大学院の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映されている。また、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について

学生の受入れは適切に管理が行われており、アドミッション・ポリシーと受入れ実態の整合性や定員設定の的確性などが検証されている。教務委員会が組織され、教職協働の教学運営体制の強化が図られている。また、キャリアセンターにおいて、希望する進路に応じた部門が設定されるなど、学生のニーズに応じた支援体制が整備されている。

課外活動においては、スポーツセンター及びスポーツ統括課が設置され、スポーツを通じた人間教育・地域貢献活動が行われており、大学が立地する恵まれた自然環境を有効活用しながら、学生に対する教育が行われている。

授業については、授業形態や活動内容を考慮し、履修者数を調整するなど、教育の質を下げないように配慮した対応がとられており、授業評価アンケートを学期中間に実施し、教員に授業の改善を促すなど、学修支援に関する対応が丁寧に行われている。

〈優れた点〉

○研究科科目を一部前倒しして履修できる早期履修制度は、GPA(Grade Point Average)が高水準にあり、高い研究意欲を有する学生の学びの機会を支援する制度として着実に機能しており、学生受入れの工夫として評価できる。

○授業評価アンケートを 7 週目授業終了時に実施し、8 週目授業開始前に教員へフィードバックし授業改善を促すことは、学生にとってより有益な授業が提供されることにつながる取組みとして評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め周知しており、大学の単位認定は成績評価基準によって、授業科目担当教員が評価している。また、大学院の単位認定は、開講科目ごとの評価を厳正に行っている。大学及び大学院において、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを定めるとともに、それを踏まえた教育課程が設計されており、ポリシー間の一貫性を有している。

シラバスに「養うべき力と到達目標」を設けることによって、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明確に示している。また、教学改革推進会議の中で、授業改善及び学生の学修実態の把握を目的とする FD(Faculty Development)研修を実施し、指導教員側へのフィードバックを実施している。令和 4(2022)年度には「成長ポートフォリオ」の仕組みを構築し、学生生活を総合的に可視化する工夫を行っている。

〈優れた点〉

○必修の初年次教育の一環として「フレッシュマンキャンプ演習」を実施しており、さまざまな自然環境を生かしながらのアクティブ・ラーニングを経験させていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、大学の意思決定と教学マネジメントに係る組織を確立し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。職員の配置、職制及び職責は「大阪成蹊学園組織規程」に定め、必要な職員を適切に配置し、使命・目的達成のための教学マネジメント体制を機能的に構築している。

設置基準に基づいた必要教員数を確保しており、教員の採用・昇任に基づく規則を定め、適切に運用している。FD 活動は、教学改革推進会議のプロジェクト項目として FD・SD(Staff Development)を包括した取組みとして設定し、進捗管理、修正、見直しの PDCA サイクルを回している。

「びわこ成蹊スポーツ大学教員研究費取扱規程」を定め、研究費を適切に管理・運用している。外部資金獲得の取組みは、中期 5 か年計画「びわこ VISION2026」において研究助成金獲得の数値目標を設定し、管理を行っている。

〈優れた点〉

○FD 活動の一環としてアカデミックアワーを設け、教員の専門分野の研究成果や実践報告を披露し、情報共有や研究の促進、教職員の資質向上を図っていることは評価できる。

○アスリートの総合的な体力・技術的な測定評価を実施できる施設「ASS」を同一施設内に整備し、JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）が、国際競技力向上のための事業として設置している HPSC（ハイパフォーマンススポーツセンター）の連携機関として認定を受けていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織倫理の基本となる規則及び研究活動に関する倫理の基本となる諸規則に基づき、適

切に運営している。大学の立地を生かした授業を展開し、自然環境への配慮に努め、公益通報者保護法に基づく諸規則を整備、運用し、人権にも配慮している。

理事会は、法人と教学の連携を図り、機動的、戦略的意思決定を行っている。また、理事会機能を補完する体制として、「常任理事会」及び「経営幹部会議」を開催し、法人と各設置校が円滑な運営を行うために必要な事項の検討・報告等を行っている。

大学の使命・目的及び教育目的達成のために、収入と支出のバランスを保った法人・大学運営を行っており、安定した財務基盤を確立している。また、会計処理を適正に実施しており、予算と決算のかい離について設置校ごとに差異分析を行い理事会に報告するなど、予算精度の向上と適切な予算執行に取組んでおり、三様監査体制も確立されている。

〈優れた点〉

○学生・教職員・プロスポーツチーム・地域住民が互いに協力し合い、周辺地域の清掃活動を行う「レイクスクリーンウォーク」が、「環境学習×運動体験×地域清掃」ハイブリッド型の複合イベントとして、SDGs・MLGs（≒琵琶湖版 SDGs）を学びながら実践する取組みであることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

法人における内部質保証に関する方針として、「大阪成蹊学園ガバナンス・コード」を制定し、内部質保証のための責任体制明確化のために「自己点検・評価委員会」を設置している。また、外部評価として「びわこ成蹊スポーツ大学運営諮問会議」を年 2 回開催し、自主的な内部質保証の取組みを行っている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証について、「教学改革推進会議」及び「大学運営諮問会議」を開催し、中期 5 か年計画「びわこ VISION2026」を策定するなど、教育の質保証ができる恒常的な PDCA サイクルを確立させ、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを機能させている。

総じて、大学は建学の精神を基本理念とし、使命・目的を具体的かつ簡潔に明文化して定め、個性・特色が反映されている。自然豊かな大学の立地環境を生かした教育活動や、地域貢献活動が効果的に展開されており、スポーツ大学にふさわしい施設や設備、そしてプログラムを有している。今後も、日本初のスポーツ名称を冠した大学として、スポーツ教育やスポーツ文化を牽引する歩みが確実に進められることに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携と地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 中・高教員の部活指導に関する社会課題解決に貢献「部活動の地域移行推進事業」
2. 豊かな自然環境を活かして未来を育む「アウトドアスポーツセンター」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人大阪成蹊学園」の建学の精神である「桃李不言下自成蹊」の理念に基づき、使命・目的を具体的かつ簡潔に文章化し、学則に定めている。ホームページをはじめ各種媒体を通じて学内外に公表している。また、建学の精神・行動指針に基づき「びわこ成蹊スポーツ大学 10 の特色」として示すなど、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示している。

開学から 10 年目に「学科再編プロジェクト」を立上げ、スポーツに対する社会的ニーズの高まりに対応すべく、設置当初の 2 学科制から、現在の 1 学部 1 学科 6 コース編成に改編を行うなど、社会情勢や社会的要請等の変化に鑑みながら、使命・目的及び教育目的を実現し続けるために見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに関して、「経営会議」「教授会」「研究科委員会」等で必要に応じて審議し、役員、教職員が関与若しくは参画している。また、学内外に対する周知方法として、ホームページに掲載し、在学生・保証人に対しては、リーフレットの配付等によって周知している。

基本方針を定めた「中長期経営計画」「事業計画」を踏まえ、中期 5 か年計画「びわこ VISION2026」を策定し、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。また、使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院研究科の三つのポリシーに反映されている。

1 学部 1 学科の単科大学として専門領域別の 6 コースを展開し、大学院には「スポーツ学研究科」を設け、修士課程を設置している。学部・研究科の教育研究組織を支える付随機関として、スポーツセンターや保健センター等を配備しており、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度に新たに設定されたアドミッション・ポリシーが、ホームページやオープンキャンパス等を通じて学内外に周知され、入試においては、評価の観点や評価方法についても学生募集要項に明記することで、公正かつ妥当な入学者選抜が行われている。また、試験問題の作成等は、入試委員会が中心となり、関係者間の連絡調整を図り、適正に行われている。

学生の受入れについては、社会的情勢を分析しつつ、学修施設の増築と定員の拡大を段階的に図り、教育研究活動に支障が生じないように適切な管理が行われている。また、受入れ後は、1 年次の前期終了時に成績等から学修状況を把握し、アドミッション・ポリシーと受入れ実態の整合性や定員設定の的確性などを検証している。

〈優れた点〉

○研究科科目を一部前倒しして履修できる早期履修制度は、GPA(Grade Point Average)が高水準にあり、高い研究意欲を有する学生の学びの機会を支援する制度として着実に機能しており、学生受入れの工夫として評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員によって教務委員会が組織されており、規則に基づき、学生の学修に関わる課題の検討・協議が行われている。また、低単位や出席率の低下など学修面で懸念事項のある学生やその保証人に対しては、教務課とクラス担当教員が協力して対応している。加えて、教学改革推進会議が原則月 1 回開催されており、教職協働の教学運営体制の強化が図られている。

実技関連科目を中心に、授業補助や安全確認を目的に SA(Student Assistant)と TA が適宜配置されている。また、オフィスアワーはホームページを利用し周知されており、学生の利便性を高めている。その他に、障がいのある学生に対しては、ガイドラインにのっとった対応が行われ、更に大学の重要事項に関するプロジェクトとして「退学者縮減プロジェクト」が策定され、対策協議と具体的対応が実施されている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンターにおいて、希望する進路に応じた部門が設定されるなど、学生のニーズに応じた支援体制が整備されている。また、教育課程内では、令和 2(2020)年度入学生から、キャリア科目を必修科目に位置付け、1 年次生から 3 年次生まで段階的かつ体系的に職業決定が図られるように授業内容が組まれている。3 年次のインターンシップでは、学生の取組みを着実なものにするために明確な単位認定の基準を示し、厳密にその手続きがとられている。

教育課程外の取組みとしては、コース別の進路担当職員の配置や学生同士のつながりを重視したコアチーム制度などを設け、学生の個別相談や活動状況の聞取りなどの支援に取組み、成果を挙げている。また、既卒者の支援にも積極的に取組んでいる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会及び学生課によって、学生サービス、厚生補導が、啓発冊子「学生生活サポートブック」などを利用しながら適宜行われている。また、学生の心身の健康相談、心的支援、生活相談に対応する組織として、保健センターと学生相談室が整備されており、各領域の専門家による対応が図られている。

課外活動団体に対しては、スポーツセンター及びスポーツ統括課が支援組織として設置されており、スポーツを通じた人間教育・地域貢献活動が行われている。学生に対しては、公的な制度と併せて大学独自の奨学金制度による支援が行われている。また、地元行政の補助金事業に参画することで、学生の日常生活を支援している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学が立地する環境条件を有効に利活用しながら、学生に対する教育が提供されている。大学教育に関わる一般的な環境整備が実施されていることに加え、特別なプログラムに基づく取組みも開始されており、学修環境の適正な運営・管理が一層進むことが期待される。また、学生のノートパソコンが必携化されており、ICT（情報通信技術）利用が進められている。キャンパス内はバリアフリーへの対応が適宜行われている。

授業については、授業形態や活動内容を考慮し、履修者数を調整するなど、教育の質を下げないようにすることや安全性の低下につながらないようにすることに配慮した対応がとられている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートを学期中間に実施し、教員にフィードバックすることによって授業

の改善を促すなど、学修支援に関する学生からの意見や要望の把握・分析及び対応が丁寧に行われている。また、学生生活に関わる意見や要望は、学生生活調査アンケート等で収集され、学生委員会が中心となって関連部署と連携を図りながら、具体的な対応が行われている。

施設・設備等の学修環境に関する意見や要望は、学生生活調査アンケートに含まれる関連項目への回答から把握されており、関連する部署が対応するとともに、場合によっては法人とも課題点・改善点などを共有し、計画的な整備が行われている。

〈優れた点〉

○授業評価アンケートを 7 週目授業終了時に実施し、8 週目授業開始前に教員へフィードバックし授業改善を促すことは、学生にとってより有益な授業が提供されることにつながる取組みとして評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、卒業認定、学位授与の方針を具体的に示すとともに、履修の手引きへの記載及びホームページでの公開によって、学内外への周知を行っている。単位認定は、成績評価基準にのっとり、課題の提出物やプレゼンテーション、定期試験、追試験、再試験等を行い、各授業科目担当教員が定められた期間に評価している。また、大学院の単位認定基準は、授業科目ごとの到達目標、評価方法をシラバスに明記し、開講科目ごとの評価を厳正に適用して教育活動を展開している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
大学及び大学院において、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを定めるとともに、それを履修の手引き及びホームページで公開し、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーを踏まえた教育課程が設計されており、ポリシー間の一貫性を有している。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程として、1・2 年次には「学部基礎科目」「学部専門科目」を、3・4 年次からは「コース展開科目」を編成するとともに、卒業研究を課して体系的な教育活動を展開している。教養教育科目として「こころとからだ」「生活と社会」「自然と文化」の三つの区分を設定し、教務委員会の責任体制のもと、教養教育を進めている。また、教学改革推進会議の取組みとしてアクティブ・ラーニングを推進し、全学的な教授方法の工夫・開発に取組んでいる。

〈優れた点〉
○必修の初年次教育の一環として「フレッシュマンキャンプ演習」を実施しており、さまざまな自然環境を生かしながらのアクティブ・ラーニングを経験させていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
シラバスに「養うべき力と到達目標」を設けることによって、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明確に示している。機関レベル、授業レベルでアセスメント・ポリシーを作成し、学修成果の評価方法を確立するとともに、学修成果の点検として、1・3 年次生を対象にジェネリックスキル測定テストを実施し、丁寧に結果の考察を行い、授業改善に生かしている。また、教学改革推進会議の中で授業改善及び学生の学修実態の把握を目的とする FD 研修を実施し、指導教員側へのフィードバックを実施している。授業評価アンケートを年 2 回実施し、学修成果の点検・評価を行い、速やかに教員へフィードバックすることで授業改善ができる工夫をしている。アンケート結果は、ライブラリーやホームページに公開し、学生も閲覧できるように対応している。令和 4(2022)年度に「成長ポートフ

ォリオ」の仕組みを構築し、学修状況と課外活動の両側面から学生生活を総合的に可視化する工夫を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するため、大学の意思決定と教学マネジメントに係る組織を確立し、「大阪成蹊学園職務権限規程」により権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。また、学長の補佐体制として、副学長、学長補佐及び秘書の役割を担う担当職員を配置し、業務を分掌している。

職員の配置、職制及び職責は、「大阪成蹊学園組織規程」に定め、必要な職員を適切に配置し、使命・目的達成のための教学マネジメント体制を機能的に構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は設置基準に基づき必要教員数を確保しており、配置状況は、学部、研究科共に教育目的及び教育課程に即している。

教員の採用・昇任は、「大阪成蹊学園大学教員業績等評価指針」で方針・方法を定め、「びわこ成蹊スポーツ大学教員採用等選考規程」により候補者を選定し、「びわこ成蹊スポーツ大学教員資格審査等委員会」で候補者の業績を審査した後、理事会を経て、理事長が採否の最終決定を行っている。

FD 活動は、教学改革推進会議のプロジェクト項目として FD・SD を包括した取組みを設定し、年度計画・実施・評価・効果反映を行い、PDCA サイクルを回している。

〈優れた点〉

○FD 活動の一環としてアカデミックアワーを設け、教員の専門分野の研究成果や実践報告を披露し､情報共有や研究の促進､教職員の資質向上を図っていることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD に関する実施体制は、教学の FD・SD については教学改革プロジェクト、教学以外の FD・SD については FSD 委員会と明確にしている。FD・SD を包括する FSD 活動の改革項目を設定し、進捗管理、修正、見直しの PDCA サイクルを回している。加えて、外部機関を活用した学外 SD や職員の資質・能力の向上やマルチスキル獲得を目的とした学内 SD を実施している。

大学タグライン「未来を、心を、動かす。」を策定し、社会への意思表明やブランディングとして全教職員が取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

スポーツ系大学であることから、机上の学術研究環境と同様に、フィールドでの実習及び身体活動に関するトレーニング機材やデータ分析機器等も備えている。加えて、身体運動に関する高度な測定機材を集約した施設「ASS(Athlete Support Station)」を有している。

研究倫理に関する厳正な運用と管理･チェックを行う組織として｢研究倫理審査委員会」を設置し、研究に必要な倫理審査については必ず承認を得るように義務付けている。

内部資金による研究費配分については「びわこ成蹊スポーツ大学教員研究費取扱規程」に定め、適切に管理・運用している。外部資金獲得の取組みは、中期 5 か年計画「びわこ

VISION2026」において研究助成金獲得の数値目標を設定し管理を行っている。

〈優れた点〉

○アスリートの総合的な体力・技術的な測定評価を実施できる施設「ASS」を同一施設内に整備し、JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）が、国際競技力向上のための事業として設置している HPSC（ハイパフォーマンススポーツセンター）の連携機関として認定を受けていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の組織倫理の基本となる規則及び研究活動に関する倫理の基本となる規則等に基づき適切に運営している。また、情報の公表を法令等に基づき適切に行うとともに、学生への公表も積極的に行っている。大学の使命・目的を実現するため、事業計画を毎年度作成し、長期経営計画に基づいた経営管理によって、財政基盤の強化等を図っている。大学の立地を生かした授業を展開し、自然環境への配慮に努め、公益通報者保護法に基づく諸規則を整備、運用し、通報窓口を学内外に設置するなど、人権に配慮している。

有事の際の危機管理体制等を整備した「危機管理基本マニュアル」を策定・運用し、学生・教職員の安全管理に努めている。

〈優れた点〉

○学生・教職員・プロスポーツチーム・地域住民が互いに協力し合い、周辺地域の清掃活動を行う「レイクスクリーンウォーク」が、「環境学習×運動体験×地域清掃」ハイブリッド型の複合イベントとして、SDGs・MLGs（≒琵琶湖版 SDGs）を学びながら実践する取組みであることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、原則毎月 1 回開催し、学長、副学長等の教学部門からの選出理事及び学校法人の管理運営責任者等から構成され、法人と教学の連携を図り、機動的、戦略的意思決定を行っている。理事、監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っており、出席状況は良好で、欠席時には意思確認のための書面を適切に整備している。また、理事会機能を補完する体制として、「常任理事会」及び「経営幹部会議」を原則毎月 1 回開催し、法人と各設置校が円滑な運営を行うために必要な事項の検討・報告等を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理部門と教学部門のバランスのとれた理事体制のもと、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し、各運営機関の意思決定を円滑化している。また、「経営幹部会議」「大学経営会議」「大学運営連絡会」「本部長会議」を定期的に開催し、それぞれ情報共有を図っている。監事は、寄附行為第 9 条により適正に選任され、理事会・評議員会へ適切に出席し、意見を述べるほか、内部監査部門との情報交換会、監事会の開催など、職務を適切に行っている。評議員は、寄附行為に基づき適正に選任され、評議員会へ適切に出席し、意見を述べるなど、評議員会の運営は、適切に行われている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期の経営計画は、10か年の期間で作成し、内容を毎年度ローリング方式で更新するなどして、時代の変化に柔軟・適切に対応している。

経常収支差額は、平成 30(2018)年度～令和 4(2022)年度決算実績及び同一法人の他の設置校の令和 5(2023)年度学部新設による一時的な支出超過を除き、安定した財務基盤が確立しており、「長期経営計画(2020-2029)」上でも安定した財務基盤の確保に取組む予定で

ある。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人大阪成蹊学園経理規程」「大阪成蹊学園経理規程施行細則」「学校会計以外の取り扱いを許可する収支に関する規程」「学校法人大阪成蹊学園預り金取り扱い規程」を定め会計処理を適正に実施している。

当初予算と決算のかい離について設置校ごとに差異分析を行い理事会に報告し、予算精度の向上と適切な予算執行に取組んでいる。

監査法人監査、監事監査及び内部監査を年度計画に基づき実施し、監査連絡会を開催し情報の共有及び意見交換を行っており、三様監査体制が確立されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

法人における内部質保証に関する方針として、五つの原則に基づき「大阪成蹊学園ガバナンス・コード」を制定し、ホームページで公開している。また、内部質保証のための責任体制を明確にするため、大学運営の根幹を成す教学部門と管理部門の長・管理者等を適切に配置し、学内の内部質保証に関する中心かつ恒常的な組織として、「自己点検・評価委員会」を設置し、責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として「自己点検・評価委員会」を開催し、改善策の検討等を実施している。外部評価として、「びわこ成蹊スポーツ大学運営諮問会議」を年 2 回開催し、自主的な内部質保証の取組みを行っている。

「自己点検・評価報告書」による学内共有を図っており、学内には教授会での内容報告、冊子又はデータによって共有し、学外へはホームページに掲載することによって、自己点検・評価の結果を定期的に社会へ公表している。

アンケートや入試動向等を通じて、「IR 推進室」及び IR 担当者と各部署が現状把握や改善のための調査、データの収集・分析を行っており、その報告のまとめを学内情報共有インフラに掲載し、教職員が閲覧可能な環境を整備している。また、各アンケート結果はそれぞれ、ホームページで公開している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証について、「教学改革推進会議」及び「大学運営諮問会議」を開催し、理事会での承認を経た上で中期 5 か年計画「びわこ VISION2026」を策定するなど、教育の質保証ができる恒常的な PDCA サイクルを適切に機能させている。また、「びわこ VISION2026」は、学長のもとでそれぞれの改革項目の進捗管理を行っており、「自己点検・評価委員会」と連携しながら成果の把握と分析を行い、必要に応じた修正を施すことで PDCA サイクルを確立させ、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みとして機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携と地域貢献

Ａ－1. 組織的な社会連携活動

A-1-① 社会連携を行うための組織体制の整備

A-1-② 子どもの運動不足解消に取り組むスポーツ普及活動

Ａ－2.「地域に開かれた大学」をめざした事業展開

A-2-①　公開講座の開催
A-2-②　大学周辺の地域活性化、課題解決に向けた活動

【概評】

学内の競技クラブ強化等に加えて、社会連携のもと、地域の健康推進や子どもの成長にも活用するための取組みを行う組織として「びわこ成蹊スポーツ大学スポーツセンター」を設置し、地域や企業、地方自治体と連携したアスリートと地域住民との交流事業、スポーツ普及活動等を行い、健康・スポ―ツ社会の実現に貢献している。また、競技クラブのガバナンス強化に対するビジョンを明確に持ちながら活動を展開している。

「学生キッズリーダー」として有志の在学生が子どもの運動遊びの運営に参画することを通して、学生が社会課題解決に取組むきっかけづくりや運動指導の体験の場、コミュニケーション能力向上など、幅広い学びが得られる場を提供している。

地域に開かれた大学としてさまざまな公開講座を実施しており、各講座には分野ごとの専門性や資格を持つ教職員を配置し、適切な管理・指導体制のもと、大学の研究資源を有効に活用し､社会貢献を図っている。

スポーツによる地域貢献及び社会課題の解決に向けて、地域自治体や行政からのイベントに教職員や学生を積極的に派遣している。加えて、学内外の人的・物的資源を有機的に関連させ、より良質な健康・運動・スポーツ環境創出に貢献しようと努めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．中・高教員の部活指導に関する社会課題解決に貢献「部活動の地域移行推進事業」

本学では、行政や自治体と連携した部活動の地域移行推進事業に取り組んでおり、令和8(2026)年までに「学生による部活動の指導プログラム」を確立し、滋賀県内の中学校・高校、計10校に対して本学の学生を派遣する計画を立てている。このプログラムを用いた学生による部活指導の事業展開によって、文部科学省が推進する「部活動の地域移行」の受け皿となり、指導者不足の社会課題解決に貢献することを目指している。

また、本学の併設校である大阪成蹊大学下の組織「スポーツイノベーション研究所」では、令和 3(2021)年度から経済産業省が実施する「未来のブカツ」実証事業の採択を受けており､同研究所とも連携しながら､実現にむけた計画を立ててきた｡この計画に基づき、本学が連携協定を結んでいる京都市教育委員会と協議を重ね、同市内中学校の部活動に対する指導学生の派遣を、令和4(2022)年度から着手した。

1年目は、令和4(2022)年11月～12月の2ヵ月間実施し、京都市内8つの中学校に対して、合計32名の学生を派遣した。そこでは、サッカー・陸上・バスケットボール・バレーボール・軟式野球の部活指導を行い、合計217名の生徒に対して、それぞれの競技を専門とする学生が、本学教員による事前指導や中間報告会を受けながら指導にあたった。

1年目の結果では、多くの対象校から好評をいただき、2年目となる令和5(2023)年度からは、校数・部活数のさらなる拡大と期間の延長を予定しており、引き続き、京都市並びにスポーツイノベーション研究所と連携の上で本事業を推進していく。また、本学の所在地である大津市や滋賀県内の複数自治体とも協議を進めており、各自治体のニーズに合わ

せた事業モデルを模索し、積極的な事業展開を推し進める計画である。

2. 豊かな自然環境を活かして未来を育む「アウトドアスポーツセンター」

アウトドアスポーツセンターとは、令和 5(2023)年度に設立させた野外スポーツ教育に関する事業を担う学内組織である。野外教育に関する高度資格を持つ専門スタッフを配置しており、日本一の湖である琵琶湖と雄大な比良山系の山々に囲まれた立地を最大限に利用し、その環境下で展開する様々なアウトドアスポーツ活動を通じた人材育成や社会貢献を目的としている。そのうえで、現代のアウトドアスポーツに対する様々なニーズ（教育・健康・レクリエーション・競技）に柔軟に対応し、人々が豊かで充実した生活を送るためのサポートを行っている。

主な事業内容には、大学施設である「野性の森」での ASE 活動が挙げられる。そこでは、小学生年代から高齢者、スポーツチームや学校のクラス単位、一般企業の社員に至るまで、幅広い利用者を対象とするチームビルディングに関する研修を行なっている。

自然環境の中に身を置き、グループに与えられた課題に対して知恵を出し合い、協力しながら解決に向かうプロセスでの学びは、仲間とのコミュニケーションを深め、他人を思いやる心や自分の状態を知るといった「情動知能」を向上させ、その後のチームワークや組織力を強化させることができる。さらには、IT 化の進む現代社会の中で、最も重要とされる人間関係構築のためのヒントや気づきを、実体験を通して得ることができる。

本学では、自然の中で人が成長することの重要性は、今後の現代社会においてより高まると考えており、そのためにも、本センターが果たす役割はとても大きなものである。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　滋賀県大津市北比良 1204

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
スポーツ学部	スポーツ学科
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 7 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 8 日	11 月 8 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

62 福島学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「真心こそすべてのすべて」をもとに、大学の目的及び学部・学科、研究科の教育目的は、「福島学院大学学則」「福島学院大学大学院規則」に明確に定めている。使命・目的及び教育目的を、「学校法人福島学院第二期中期計画」における「二つの本学の目指すべき姿」と「四つの柱」として反映し、「真心」「思いやり」「学生第一」「地域になくてはならない」をキーワードに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

大学の個性・特色を「学生第一」の「地域になくてはならない」大学を目指すこととし、学生と地域を結んだ実践的な教育を重視している。

少子化、高齢化、過疎化など地域の諸課題が顕在化する社会情勢に対応し、令和 5(2023)年 4 月に「マネジメント学部地域マネジメント学科」を設置した。

「基準２．学生」について

アドミッション･ポリシーに沿って､入学者選抜を適切な体制のもとに実施しているが、令和 5(2023)年設置のマネジメント学部地域マネジメント学科は入学定員未充足のため、今後更なる対応が必要である。

学生への学修支援については、クラスアドバイザーが中心となり、学科会議における学修指導、実習指導室での支援など体制を整備している。学生支援・キャリア支援課及び学生指導委員会を設置し、学生サービス及び厚生補導を実施している。

教育目的の達成のための、校地、校舎、設備等を整備し、有効に活用している。

「授業評価アンケート」「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」等の各種調査及び意見投書ポストを設置し、学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映している。

「基準３．教育課程」について

各学部・学科及び研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し､「学生ハンドブック」及び各学科・専攻の「学科の教育」等冊子に掲載・配付し、ウェブサイト等で周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業（修了）認定基準を学則、大学院規則、履修規程、大学院履修規程に定め、厳正な評価基準を適用している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、教養教育については、学

科と教学委員会で検討し実施している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、「DP に基づく学修成果のふり返りシート」を全学生に実施し、その集計結果を明示して、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

○カリキュラムツリーにより授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を理解しながら体系的に学修できることは、教授法の工夫として評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する体制として、3 人の副学長を置き、教学委員会を組織し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っているが、学校教育法第 93 条への対応、学生の懲戒に関する事項については、法令に則した運営とはいえず、改善が求められる。

教員の確保と配置は、大学設置基準・大学院設置基準に基づき、必要な専任教員を配置している。FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)など各種研修については、FD 委員会、SD 委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しが行われている。

大学は、学術研究に対する信頼及び公正さを確保するため、「本学研究倫理審査委員会設置規程」をはじめ研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「福島学院経理規程」をはじめとする会計に関する諸規則を整備し、適切に行われている。

大学・大学院の使命・目的の実現のため中期計画が策定されており、「中期計画進捗会議」によってその進捗状況を把握し、その計画を実行するための継続的な取組みが行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を「自己点検・評価に関する規程」に定め、教学委員会、自己点検・評価委員会、全学アセスメント組織として「運営委員会」を置き、自己点検・評価及び内部質保証のための組織体制を明確化している。自己点検・評価の結果は、毎年度、自己点検・評価報告書にまとめ、ウェブサイトで社会へ公表している。

中期計画は、建学の精神と教育理念及び三つのポリシーを基盤として策定されており、各学部・研究科・事務局の事業計画に反映されている。

内部質保証のため、大学、学科・研究科のレベルで PDCA サイクルが循環する仕組みを構築し、概ね機能しているが、学長のガバナンスについて課題があり、改善に向けて今後の取組みに期待したい。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的に沿った学部・学科、研究科を設置し、学生の教育支援、生活支援を適切に実施して、地域に貢献する人材の育成を行って

いる。地域における連携・支援活動を数多く実施しており、「地域になくてはならない」大学を目指すべき姿として取組んでいる。規則の整備等、一部において内部質保証の改善が求められるが、継続的に自己点検・評価を行いその結果を大学運営に生かしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域における連携・支援事業活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1.本学の「授業デザイン」と「展開」～学生を「探求する実践者」に育てる授業の実践～

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「真心こそすべてのすべて」をもとに、大学の目的及び各学部・学科、研究科の教育目的は、「福島学院大学学則」「福島学院大学大学院規則」に具体的かつ明確に定められ、簡潔に文章化されている。

教育の特色を「福島学院大学　四つの約束」として具体的に示し、「学生第一」の「地域になくてはならない」大学を目指すべき姿とし、学生と地域を結んだ実践的な教育を重視している。

従来の使命・目的及び教育目的を基調としつつ、少子化、高齢化、過疎化など地域の諸課題が顕在化する社会情勢に対応し、令和 5(2023)年 4 月に「マネジメント学部地域マネジメント学科」を設置した。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の策定・改正に当たっては、学科会議や運営委員会、教授会で意見を聴き、常任理事会に諮っており、役員、教職員が関与・参画している。
使命・目的及び教育目的は、大学案内、ウェブサイトなどで学内外に周知しているほか、授業科目「初年次教育」や「オリエンテーション」など初年次教育を通して、学生に周知している。
使命・目的及び教育目的を、「学校法人福島学院第二期中期計画」における「二つの本学の目指すべき姿」と「四つの柱」として反映し、「真心」「思いやり」「学生第一」「地域になくてはならない」をキーワードに、三つのポリシーに反映している。
使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、福祉学部福祉心理学科、こども学科及びマネジメント学部地域マネジメント学科の 2 学部 3 学科、大学院心理学研究科臨床心理学専攻及び附属心理臨床相談センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学科ごとに定め、大学案内及びウェブサイトで周知している。入学者選抜について、出願資格や選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿っているかを学募推進委員会で検証し、入学試験要項で公表した後、入学試験を実施しており、適切な体制のもとに運用している。入学選抜試験は学力試験で判定するとともに面接試験を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施している。
福祉心理学科及びこども学科は定員が充足し、教育を行う環境の確保のための在籍学生

を適切に確保している。開設初年度、地域マネジメント学科の入学者の定員を満たすことができなかったが、今後更なる努力により、学科の定員を満たすように期待したい。

〈参考意見〉

○令和 5(2023)年度設置のマネジメント学部地域マネジメント学科の在籍学生数は、入学定員の 0.5 倍未満であり、入学定員充足率を高めるための更なる取組みが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員による学修支援体制は、入学前教育、学科オリエンテーション、学科会議における学修指導及びクラスアドバイザーやゼミナール制度による支援・相談等で適切に実施し、運営している。教職協働による学生への学修支援は、実習支援・指導のために実習指導室を設置し、専任職員を配置するなど適切な体制を整え、運営している。全学的にオフィスアワー制度を実施しており、ウェブサイトの教員プロフィール欄及び各研究室前に時間帯を公表するなど工夫している。障がいのある学生への支援・配慮として「障がいのある学生への配慮必要事項（フローチャート)」を作成し、全学生・教職員へ周知している。中途退学及び休学学生の早期発見のため、学科会議で情報共有をするなど対策を講じ、休学者には個別に対応するなど学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育科目やクラスセミナーを設定し、キャリア教育のための支援体制を整備している。企業情報、インターンシップ及び求人情報等を検索・閲覧できる「福島学院就活ナビ」を稼働し、学生のキャリア支援を行っている。就職・進学に対する相談・助言は、学生支援･キャリア支援課及びキャリア支援担当教員が行うなど､就職支援体制を整備し、適切に運営している。「卒業生就職先アンケート」を実施し、キャリア支援の改善に活用している。「就職に関する講座・ガイダンス」を開講し、学生の就業意識高揚に努めている。

また、学生は自分自身が目指す進路や資格取得に向けての実習などを通じて、現場体験を得ている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援・キャリア支援課及び学生指導委員会を設置し、学生サービス及び厚生補導のための組織を設置している。学生の健康管理及び健康相談には医務室を、心的支援及び生活相談には学生相談室を整備し、対応している。また、学生の状況によっては、福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターと連携し、臨床心理専門のカウンセラーが学生とその家族にも対応している。「防犯講習会」や「薬物乱用防止講座」等の学生支援セミナーを実施し、大学生に必要な知識を習得させている。学生自治組織には学友会室を提供し、大学祭の企画・運営支援及びクラブ活動への指導や補助金を交付するなど、学生の課外活動への支援を行っている。日本学生支援機構奨学金及び福島県保育士就学資金など各種奨学金を整備し、経済的支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、音楽館及び演習・実習施設などを適切に整備し、かつ有効に活用している。宮代キャンパス、福島駅前キャンパスそれぞれに図書館を整備し、十分な学術資料を有している。情報教育関連授業及びデザイン作成に活用するパソコンを配置し、無線 LAN 環境を整備するなど ICT（情報通信技術）環境を整えている。

宮代キャンパスは一部バリアフリー化が行われていないものの、福島駅前キャンパスは全面的にバリアフリー化するなど、学内の設備・施設の利便性の向上を図っている。授業を行う学生数は、教育効果を考慮した適切なクラスサイズを設定している。宮代キャンパス及び福島駅前キャンパス共に耐震補強を施し、消防設備点検、防火設備点検及び特定建築物等定期点検を計画的に実施し、施設・設備の安全性を適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
「授業評価アンケート」により、学生への学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生からの意見は各委員会及び会議等で検討し、学修支援の体制改善に反映している。
「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」を実施し、学生生活に対する学生の意見・要望などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。健康調査票により、支援が必要な学生を早期発見し、個別にカウンセリングを行うなど適切に支援をしている。
学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため「意見投書ポスト」を設置し、学生生活及び施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
各学部・学科及び研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、大学案内、ウェブサイトで公表、「学生ハンドブック」及び各学科・専攻が作成する「学科の教育」等冊子に明記し、オリエンテーション等で周知している。
単位認定基準、進級基準、卒業（修了）認定基準を学則、大学院規則、履修規程、大学院履修規程に定めている。各授業科目には授業計画及び達成されるべき到達目標をディプロマ・ポリシーとの関係で作成しており、厳正な評価基準を適用している。
大学の進級基準は、2 年次までの修得単位数 60 単位以上であり、学部の 3 年次への進級

に一定の基準を設けている。GPA(Grade Point Average)制度を卒業認定、学位授与の要件及び学生表彰の基準として活用している。卒業認定は教授会、修了認定は研究科委員会の議を経て学長が認定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、教育課程編成方針及び実施方針として各学部・学科、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイト、大学案内掲載の QR コードからのアクセスにより公表している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、シラバスの科目ごとに該当するディプロマ・ポリシーを記載することにより、確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成のために、カリキュラムツリーを作成し、ナンバリングを導入している。

教養教育について、学科と教学委員会で検討し、教養教育科目によって実施している。

「教員授業実施規程」を定め、アクティブ・ラーニングを中心とした授業を実施し、授業の活性化を図っている。

〈優れた点〉

○カリキュラムツリーにより授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を理解しながら体系的に学修できることは、教授法の工夫として評価できる。

〈参考意見〉

○1 年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていることについて、単位制度の実質を保つために上限を見直すことが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、総合力・解決力・実践力などが身に付いたか確認する「DP に基づく学修成果のふり返りシート」を全学生に実施し、その集計結果を明示している。学生が卒業までにどのような能力を身に付けるべきか再確認でき、考える機会になることを効果として期待できる。

学修成果の点検・評価の結果については、各種委員会及び学科会議等に報告し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。また、各種調査の結果は、全学授業改善委員会、学科会議、専攻会議において検討し、教員にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐する体制として、3 人の副学長を配置している。一部の規則の整備が不十分であるものの、教学委員会を組織し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。

学則、「決裁及び決裁委任規程」において、学長が校務に関する最終的な決定権及び所属教員に対する指揮監督権を有することを明確に定めている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の役割については「業務組織規程」によって明確に定められ、適切に運用されている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に定める教育研究に関する重要な事項で、教授会、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、学長が定めていない点は、改善が必要である。

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが定められていない点は、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保と配置は、大学設置基準及び大学院設置基準にのっとり、大学及び大学院に必要な専任教員が確保されている。

教員採用については公募制をとっており、教員の採用・昇任等に関しては「教員任用規程」「福島学院大学教員資格審査委員会規程」「福島学院大学教員資格基準規程」を定め、適切に運用されている。

FD、その他教員研修については、FD 委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しが行われている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、研修を通して、大学運営に関わる全ての職員が必要な知識及び技能を習得し、全ての職員の資質及び能力が向上することを目的として、「スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を定め、SD 委員会を設置している。SD 委員会は、目的に基づく研修計画を策定し、組織的な研修を行っている。研修の対象は、専任教職員に限定せず、特任教員、特別職員及び派遣職員も研修の対象とし、大学運営に関わる全ての職員に対する研修機会を確保している。

令和 4(2022)年度は、勤続 3 年未満の事務職員を対象とする SD 研修、全ての教職員を対象とするハラスメント防止研修を開催するとともに、専任教員及び専任職員を対象とする FD・SD 合同研修を開催している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、専任教員に対して十分なスペースの個人研究室を割当てている。また、各学部及び研究科の教育研究に資する施設・設備を整備し、管理運営を適切に行っている。学術研究に対する信頼及び公正さを確保するため、「本学研究倫理審査委員会設置規程」をはじめ研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。教員の個人研究費は、「福島学院大学・福島学院大学短期大学部　教員研究教育費（教員経費）規程」に基づき、毎年、資金配分を行っている。その他、「特別研究交付金規程」に基づき、研究活動への資金配分を行っている。外部資金獲得のための支援として、科学研究費助成事業に関する倫理教育を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学･大学院の使命･目的の実現のため中期計画が策定されており、「中期計画進捗会議」によってその進捗状況を把握し、その計画を実行するための継続的な取組みが行われている。

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。

節電方針の策定、定期的な避難訓練の実施、学生を守るための危機管理マニュアルの整備、環境美化に積極的に取組むなど、環境保全及び安全確保への配慮にも努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 16 条第 2 項において「理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 5 条及び第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め適切に行われている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、欠席時に意思表示を行う書面も議案ごとに賛否が示されており、理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

評議員は、寄附行為の規定により適切に選任され、評議員会は法人及び大学のチェック機関として機能している。

監事は寄附行為の規定により適切に選任され、理事会・評議員会への出席状況も良好である。

法人管理運営の最高責任者である理事長が大学管理運営の最高責任者である学長を兼任しており、理事長の強いリーダーシップにより法人と大学の意思疎通と連携を円滑に行っている。大学の運営や全学的対応が必要な事項を審議する「大学・短大運営委員会」に、教員役職者と法人事務局長が構成員として参加し、法人と大学で協議した上で大学の意思決定につなげていく仕組みを構築している。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書に「理事の業務執行の状況について監査した」との記載がない点は、私立学校法第 37 条第 3 項の定めに従い対応が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人福島学院第二期中期計画（財務計画）」に基づく財務運営を行ってい

る。財務状況は、「学校法人福島学院第二期中期計画（財務計画)」の目標数字を上回る状況にあり、経常収支の改善が進んでいる。運用資産余裕比率は適切な状況を維持しており、財務基盤は安定している。

令和 2(2020)年度に学費の値上げ改定を行い、収入の増加を図るとともに、各種経費の見直しによる支出の減少を図り、収支のバランスの確保に努めている。更なる収支改善に向けて大学及び短期大学の改組転換を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「福島学院経理規程」をはじめとする会計に関する諸規則を整備し、適切に行われている。月次単位の予算管理表により執行部門と経理部門は予算の執行状況の相互確認を行っている。また、四半期ごとに開催する月次決算検討会において、理事長・学長、学内理事及び監事が出席し、予算執行状況を確認している。

監事は、監査計画に基づく監査を実施している。

公認会計士と監事による意見交換、監事と理事による意見交換、公認会計士と理事による意見交換は、それぞれ定期に行われており、実効性のある監査が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針については、「自己点検・評価に関する規程」に「本学の教育と研究及び管理運営の活性化と共に、本学の教育理念及び社会的使命を達成させるための自己改革に資することを目標とする」と明示している。

内部質保証のための恒常的な組織体制については、教学委員会、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会を組織している。

全学的な内部質保証は、学長の責任のもとに全学アセスメント組織として「運営委員会」を置き責任体制を定めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の結果は、毎年度、自己点検・評価報告書にまとめ、ウェブサイトで社会へ公表している。

IR 業務は教務課所管で、「授業評価アンケート」「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む)」を行っており、その他の現状把握のための調査、データの収集は各担当部署が必要に応じて行い、情報共有している。現状把握のための調査、データの収集と分析を行う体制については、教務課を整備しているが、教務課で行う IR 以外の業務が多岐にわたるため、十分な調査、データの収集と分析を行う体制について、拡充を目指す方向で検討している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中期計画は、建学の精神と教育理念及び三つのポリシーを基盤として策定されており、各学部・研究科・事務局の当該年度の事業計画に反映されている。

内部質保証のため、大学、各学科・研究科のレベルで PDCA サイクルが循環する仕組みを構築し、概ね機能しているが、学長のガバナンスについて改善を要する事項があり、早急な対応が求められる。

教学及び大学運営の基本組織としての教学委員会と自己点検・評価委員会において全学的課題、学科・研究科の課題に関する点検・評価の取組みを実施している。点検・評価の取組みに際しては、福島県教育委員会、外部評価委員会、各学科・研究科の評議員会で意見を聴取し、改善を行っている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条への対応、学生の懲戒に関する事項について、改善を要する点があ

り、内部質保証に関して機能性が十分といえないため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域における連携・支援事業活動

Ａ－1．大学としての地域貢献

A-1-①　地域連携センターの連携活動
A-1-②　こども図書館の活用
A-1-③　「読み聞かせプロジェクト」の展開
A-1-④　特別保育「AI ロボット NAO 君と英語で遊ぼう」の実施

Ａ－2．地域連携事業

A-2-①　地域連携センターの地域連携事業
A-2-②　ふくしまこどもの心のケアセンター
A-2-③　株式会社 AC 福島ユナイテッド
A-2-④　幼児教育推進連携協定

【概評】

大学としての地域貢献では、地域連携センターの活動をはじめとし、こども図書館、「読み聞かせプロジェクト」、保育ロボットの導入は、いずれも地域と大学を密接に結びつけ学生や子どもたちへの教育効果、大学の使命及び地域貢献を果たすものである。

地域連携センターでは、地域連携活動と包括連携協定を締結した地域連携事業を推進しており、専任職員の配置を計画している。

こども図書館や「読み聞かせプロジェクト」は、こども学科の学修機会の提供としても活用している。

特別保育「AI ロボット NAO 君と英語で遊ぼう」の実施は、今後園児だけでなく学生が経験し学ぶ機会にもつながり、活用の場の拡大を期待できる。

地域連携事業では、多くの包括連携協定を締結し、大学の目指す姿の一つである「地域になくてはならない大学」を具現化すべく、学部・学科等の特色を生かした多くの地域貢献活動を実施している。

福島県立医科大学との連携協定を締結し、「ふくしま子どもの心のケアセンター」で、東日本大震災後の子どもの心のケアに取組むとともに、支援者育成を行っている。

特色ある地域連携事業として、プロサッカーチーム運営会社の「株式会社 AC 福島ユナイテッド」との連携事業、幼児教育推進連携協定による研修会などを実施している。

このように多くの地域連携活動を行い、大学の専門性や特色を最大限生かした取組みは地域にとって意義深い。今後も地域に根差して「地域貢献の見える化」「大学の資源の見える化」を図っていくことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学の「授業デザイン」と「展開」～学生を「探求する実践者」に育てる授業の実践～

教育の質は「授業」に表れるという理解のもと、「授業改善」という意識改革も含めた教育の質を確保できる「授業」のあり方を求めた。そこで令和 3（2021）年度より大学 2 学科、大学院専攻、短期大学部 3 学科による「全学授業改善委員会」を設置し、授業実践の深化に取り組むこととした。

【「授業改善」の取組方針】

○学科内 FD（Faculty Development）研修等を通した授業実践事例の蓄積と共有

○「ディープ・アクティブラーニング」を目指す授業の改善

○全学授業改善委員会を通した授業実践の蓄積と共有

本学では、各学科・専攻ともに DP（ディプロマ・ポリシー）を学修到達目標としながら資格・免許状取得のための複合的な教育課程を編成しており、授業形態も講義、演習、実験、実習、実技等、多様である。そこで授業改善のための共通項を探る検討を重ね、教員の授業取組の公開、実践方法事例の共有と蓄積を進めた。

2 年間の報告・検討の積重ねをもとに、授業改善のための「授業デザイン」と「授業展開」を共通項として、授業づくりを共有する方向性を打ち出した。実践方針は、次のとおりである。

○「授業デザイン」と「授業実践の基本要素 9 項目」

「授業デザイン」を、授業の省察を踏まえた柔軟な改善と再構成を意味する用語として捉え、「授業づくり」の有効な方策として本学独自の「授業実践の基本要素」9 項目を創出した。多くの教員が「ディープ・アクティブラーニング」の実践に有効として共有した 3 事例を以下に示す。

・授業のアウトラインを構造図等で示し、学生が授業内容を俯瞰して主体的に学びを構成するための支援をする。

・言語化による振返りや整理を重視した「内化」により、学びの内面化を促す。

・認知プロセスを表現し交流する「外化」により、学生相互の学びを促進する。

○「展開」と教育アセスメント

キーワードを involvement「巻き込む」、invite「誘う」として、学習実態を把握し、適切なフィードバックやフィードフォワード、学生の多様な交流活動を重視し、教員と学生が一体となって授業づくりに取組む。

令和 5（2023）年 2 月に開催した全学授業改善委員会では、これまでの成果を踏まえて令和 5（2023）年度の授業改善の取組を次のように示し、さらなる授業実践の深化に取り組むこととした。

【令和 5（2023）年度の「授業改善」の取組方針】

○「カリキュラムツリー」と「授業科目」の関連を明確にした授業構成

○授業構想・方針の公開　･･･　福島学院大学版「授業改善の基本要素」の共有と進化

○授業改善事例の共有と蓄積

全学授業改善委員会が検討した授業改善方針を教職員が共有することによって、授業の質を担保し教育の質保証を進めていく。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 15(2003)年度
所在地　　福島県福島市宮代乳児池 1-1
　　福島県福島市本町 2-10

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
福祉学部	福祉心理学科　こども学科
マネジメント学部	地域マネジメント学科
心理学研究科	臨床心理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　10 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 5 日　第 3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

63 北海商科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「開拓者精神の涵養」に基づき、使命・目的及び教育目的を「アジアの時代にアジアを学ぶ」と定め、学則及び大学院学則に明文化するとともに簡潔に文章化し、ホームページ等により、学内外に周知している。

社会情勢の変化に対応し、学科の増設、キャンパス移転、大学院の設置等を行ってきており、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しに取組んでいる。

使命・目的及び教育目的を、「北海学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」に反映し、学報、保護者説明会やホームページによって、学内外へ周知している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的をより具体化し、一貫性をもって制定されている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った学生を広く募集するため、令和 3(2021)年度入試から新たに総合型選抜入試を導入したほか、海外帰国者向けの特別選抜入試を設置するなど、高大接続改革の趣旨を踏まえ、改善を加えて入試を実施している。

大学は入学定員及び収容定員に沿った学生の受入れを維持している。

学生のキャリア支援として、キャリアデザインやインターンシップ等のキャリア関連科目を設定しているほか、個別面談、就職支援ポータルサイト等の就職支援相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

学生の心的支援については、カウンセリングルームで相談できる体制を整えているほか、専門職員による健康相談を行っており、複数の窓口により適切に対応している。

「基準３．教育課程」について

授業計画及び成績評価についてはシラバスにより、講義ごとに策定・周知されている。また、シラバスチェック体制は全学的かつ有効的に機能している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されており、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングにより可視化され、履修登録単位の上限設定によって、単位制度の実質を保つ工夫をしている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の目標は、カリキュラム・マップ等において到達目標として具体的に明示されており、その達成状況は IR(Institutional Research)の試みとして「学修の量と学修の質に係わる散布図」などとして分析され、その分析結果は修学指導

に還元されるフローが確立している。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する体制として、研究科長、学部長、事務長により構成される「学長会議」を設置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制が確立しているほか、権限の適切な分散と責任を明確にした教学マネジメント体制を構築し、組織的に取組んでいる。

FD 委員会及び教務センターのもとに設置されている各委員会等で FD(Faculty Development)活動を組織的に実施しており、国立大学法人小樽商科大学との間で「職員交流(SD 研修)に関する覚書」を交わすなど、教職員の資質・能力向上に積極的に取組んでいる。

研究倫理の確立と厳正な運用のため「北海商科大学研究倫理規定」を定め、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを活用し研究倫理教育を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命・目的を達成するために、「北海学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」及び「令和 5(2023)年度事業計画書」を策定し継続的な活動を行っているほか、教育情報等をホームページ等で適切に情報公開している。「北海商科大学ハラスメント防止委員会に関する規程」等の規則を整備し、人権保護、安全配慮等に努めている。理事会を補佐する機関として常任理事会を設け、法人の日常業務等を決定しており、意思決定が機動的にできる仕組みとなっている。監事の監査報告書の取扱いに是正が必要な点があるものの、監事の監査、評議員会への諮問については適切に行われている。

理事長が学長に教育研究に関する業務の権限を適切に委譲し、大学から二人が理事として法人ガバナンスに参画するなど、法人と大学の連携は円滑に行われている。

収支バランスについて、法人全体でバランスを維持できている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の推進に責任を負う組織を整備し､各部門における自己点検･評価を踏まえ、「北海商科大学教育研究評価委員会」が中心となり、内部質保証推進への全体的方針を定め、ホームページに公開している。

IR 専門部署は設けていないものの、教務センターを中心とする関連部署にて IR 活動に必要な情報やデータの収集・分析が行われており､「北海商科大学教育研究評価委員会」が改善活動を立案・実行・検証するための支援をする役割を果たしている。

三つのポリシーを起点として自己点検・評価を行い、教学の各センター相互でクロスチェックを実施し、内容の充実・向上を図るなど、PDCA サイクルを機能させるための体制が整備されている。教務センター等を中心として、各種調査結果をもとに、内部質保証の進捗状況等を確認しており、中期計画等への反映についても努力している。

総じて、建学の精神「開拓者精神の涵養」に基づき、教育の使命・目的「アジアの時代にアジアを学ぶ」を定め、それらを踏まえた三つのポリシーに沿って、教育課程、学修支援体制及び学修環境を整備している。学長がリーダーシップを発揮するための体制は確立

されており、教職協働により、大学・法人間の連携は良好である。
内部質保証のための PDCA サイクルを構築しているが、法人運営との連携を深化させ、内部質保証の仕組みを着実に機能させることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神「開拓者精神の涵養」に基づき、使命・目的及び教育目的を「アジアの時代にアジアを学ぶ」と定め、学則及び大学院学則に明文化するとともに簡潔に文章化されている。
アジアの発展を念頭に置いた特色あるカリキュラムを編成し教育活動を実践しており、ホームページ、大学案内、「STUDENT HANDBOOK」、地下鉄最寄り駅から大学までの通路でのパネル展示等多様なツールを使って、学内外に対して明示している。
開学以来、社会情勢の変化に対応し、学科の増設、キャンパス移転、大学院の設置等を行ってきており、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しに取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教職員が使命・目的及び教育目的に関する意思決定に参画・関与する体制であることに加え、自己点検・評価等を教職員の協働を通じて、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的を、「北海学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」に反映し、学報、保護者説明会やホームページによって、学内外へ周知している。三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的をより具体化し、一貫性をもって制定されている。

使命、目的及び教育目的を達成するために、各種役割を担ったセンターからの報告が、教授会等で調整・協議され、教育研究組織としての機能が統合的に発揮される体制となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、入学者選抜要項等に明示し、オープンキャンパスや高等学校訪問等の機会を利用するなど、周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生募集のために、令和 3(2021)年度入試から新たに総合型選抜入試等を導入し、高大接続改革の趣旨を踏まえて改善を加えて実施している。入試体制については、全学的組織体制のもとに公正かつ適切に運営している。入学者の受入れに係る検証は、入試委員会や大学院研究科委員会で行われている。また、入試問題は、入試問題作成委員会の作成方針に基づき、大学自ら厳正かつ適切に作成している。

大学は入学定員及び収容定員に沿った学生の受入れを維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する方針・計画を立案、実施する組織として教務センターを設置し、教職員が協働する体制を整えている。また、新入生を対象とした「学内ネットワーク利用オリエンテーション」を実施し、大学のポータルシステム、E メール、教育基盤 LMS(Learning Management System)等で、学生が必要とする情報を周知している。

大学として TA 制度を整備している。また、全専任教員がオフィスアワーを設定し、学修上の質問や相談のための時間を確保している。

障がいのある学生について教務センターから科目担当教員へ学生の状況などの情報共有を図り、迅速な対応への取組みを行っている。

学修状況に課題がある学生に対して「修学指導面談」を定期的に行い、学生の履修状況の把握と退学者抑制のための指導体制を整備している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア支援は、キャリア支援センターを中心に、教職協働での指導・相談の体制を構築し、適切に運営している。

学生のキャリア支援は、教育課程内に、1 年次「社会文化ゼミナール」、2 年次「特殊講義Ⅰ（職業キャリアデザイン)」、3 年次「特殊講義Ⅳ（インターンシップ)」のキャリア関連科目を設定し、適切に運営している。

教育課程外として、個別面談、就職支援ポータルサイト、学内資格講座、学内合同企業説明会等の就職支援ツール・イベントなど就職・進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導については、学生支援センターを設置している。学生支援センターは、担当教職員で構成し、学生の心身に関する健康診断、心的支援、生活相談、学生

課外活動の支援や学生サービスなどの担当業務を適切に行っている。

奨学金については、日本学生支援機構などの各種奨学金のほか、大学独自の「北海学園奨学金」「北海商科大学教育振興資金奨学金」などの制度を設けている。学生の課外活動については、体育祭・大学祭実行委員会、各サークルの相談対応、大学施設の利用、資金的補助などの援助を実施している。

各種相談については、学生の健康相談は医務室、心理相談のカウンセリングはカウンセリングルームで相談できる体制を整えている。学生生活全般に関する相談、課外活動に関する相談のため複数の窓口を設けて、適切に対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するための校地・校舎は設置基準を上回る十分な面積を有している。また、図書館、運動場、体育館、情報処理施設等を適切に整備し、有効に活用している。

講義室への ICT（情報通信技術）機器の設置、コンピュータ実習室 4 教室の整備など教育目的達成のための学修環境を整備し、活用している。

図書館は適切な規模の施設と十分な学術情報資料を確保し、適切な開館時間を設定するなど、学生が図書館を十分に利活用できる環境を整備している。

バリアフリーをはじめ施設・設備の利便性の向上については、身障者用トイレを設置するなどの対応を行っている。

授業を行う学生数については、教育目的の達成のために、教室の定員に応じて履修者を設定し、少人数のクラス編制を推進している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、前期・後期に各１回「授業改善のための学生アンケート調査」を実施して学生の意見・要望を把握・分析し、関連の担当部署との協議を行い、それぞれの意見・要望を学修支援及び学修環境の改善に反映している。

心身に関する健康相談、経済的支援などの学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、学生支援センター会議を開催し、それぞれの相談窓口を通じて取集した学生の意見・要望を把握・分析し、その検討結果を学生生活の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ学部、研究科ごとにディプロマ・ポリシーは定められており、教育目的とともにホームページをはじめ「STUDENT HANDBOOK」「商学研究科便覧」を通して周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定めており、ホームページをはじめ「STUDENT HANDBOOK」「商学研究科便覧」「大学院要覧」を通して周知している。

成績評価基準及び評価方法はシラバスに示し、単位認定基準、卒業・修了認定基準の厳正な適用に努めている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて学部、研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。また、カリキュラム・ポリシーは体系的に教育課程を編成し、カリキュラム・マップ等により可視化し、履修上限単位を設定して単位制度の実質を保つ工夫をしている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき策定しており、一貫性が保たれている。

授業計画及び成績評価はシラバスにより策定・周知し、チェック体制は全学的かつ有効的に機能している。

教養教育は「異文化交流科目」という科目群にまとめ、実施し「教養教育推進委員会」において学修内容の最適化に取組んでいる。

アクティブ・ラーニングを促し、教授法の工夫・開発に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の目標は、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーにおいて「到達目標」として具体的に明示されており、その達成状況は IR の試みとして「学修の量と学修の質に係わる散布図」などとして分析されており、その分析結果は学修指導に還元されるフローが確立している。

学生の学修状況、就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートを実施し、さまざまな測定方法によって学修成果を点検、学年ごとに基礎的統計量を整理し比較検討して評価している。学修の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善のためフィードバックしている。「授業改善のための学生アンケート調査」「授業改善アンケート（教員用）」等を実施し、多面的な点検・評価により、授業改善につなげるために「教育方法改善委員会」で取りまとめ議論する体制が確立している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントを遂行するために、大学にセンター協議会及び教授会、研究科に大学院研究科委員会を設け、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。学長を補佐する体制として、教学に関する重要事項等の意思決定を図るために、諮問機関として「学長会議」を設置している。

使命・目的を達成するために「北海商科大学学長会議規程」「北海商科大学センター協議会規程」等の規則を整備するとともに、「学校法人北海学園事務分掌規程」により分掌し、権限の適切な分散と責任を明確にした教学マネジメント体制を構築している。

事務分掌を明確にしており、「事務長・課長・係長連絡会議」や事務職員会議等を適宜開催し、情報共有と共通認識保持を図ることで教学マネジメントに機能性を持たせている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等に当たっては、「教員選考基準内規」「推薦基準内規」などの諸規則を定め適切に運用している。

大学の専任教員数については、大学設置基準で定められている基準を満たしている。

大学院の研究指導教員数及び研究指導補助教員数については、大学院設置基準に定められている基準を満たしている。

FD 委員会及び教務センターのもとに設置されている委員会等で FD 活動を組織的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「北海商科大学事務研修(SD)委員会規程」を定め、「事務研修(SD)委員会」のもと、組織的に研修を実施している。コロナ禍にあっても職員の専門性を高め、教育改革を支援するために、職能別研修・協議会等への参加支援を適宜行っている。また、法人が全ての設置校の新入職員を対象に行う新人研修や、日本私立大学協会等の外部団体が主催する研修会にも職員を派遣していることに加え、国立大学法人小樽商科大学との間で「職員交流(SD)研修に関する覚書」を交わしており、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に積極的に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には原則として一人 1 室ずつ研究室が割当てられており、適切な研究環境を確保している。研究倫理の確立と厳正な運用のため「北海商科大学研究倫理規程」「北海商科大学研究活動の基本精神及び行動規範」等の諸規則を整備していることに加え、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを活用し研究倫理教育を実施している。研究活動への資源配分については、「学校法人北海学園　大学教員教育研究費について（取扱要領）」の定めるところにより教員へ教育研究費を配分するなど、適切に支援を行っている。

外部専門機関を利用し科学研究費助成事業申請の支援を行うなどの外部資金獲得にも積極的に取組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人北海学園寄附行為」及び関係法令に基づき、理事会、評議員会を開催するとともに関連諸規則を整備、運用することで、経営の規律と誠実な運営に努めている。

また、社会的責任を果たすために「学校法人北海学園ガバナンス・コード」を定め、行動規範としている。

使命・目的を達成するために、「北海学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」及び「令和 5(2023)年度事業計画書」を策定し、実現に向けた継続的な活動を行っている。

節電対策を講じるなど、環境に配慮するとともに「北海商科大学ハラスメント防止委員会に関する規程」「学校法人北海学園公益通報等に関する規程」「北海商科大学危機管理に関する規程」等の関連諸規則を整備し、環境保全、人権保護、安全配慮に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、法人の最高意思決定機関として「学校法人北海学園寄附行為」「寄附行為施行細則」に基づいて理事会を設け、運営し、理事の選任、事業計画策定、予算及び決算等の重要事項を決定している。

理事会を補佐する機関として常任理事会を設け毎月開催し、理事会において決定する重要事項の審議や法人の日常業務を決定しており、機動的な仕組みとしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は法人を代表し、管理運営業務を総理するとともに、学長に教育研究に関する業務の権限を委譲することで、法人及び大学間の意思疎通と連携を円滑に行っている。

大学から二人が理事としてガバナンスに参画し、大学の施策について理事会での協議を行っている。

監事及び評議員の選任は、寄附行為に定める手続きにのっとり適切に行われている。監査報告書が理事会及び評議員会の議案として審議されていることは是正が必要であるものの、監事の監査、評議員会への諮問については適切に行われており、法人及び大学の相互チェックは機能的に行われている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、理事会及び評議員会の議案として取上げ審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないので改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「北海学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」に財務比率の目標を明確に定め、年度の事業計画において「収入確保・支出の見直し」「寄付金、外部資金の増強」「減価償却引当特定資産積立」を軸に健全な財務基盤の確立に取組んでいる。

大学は収入のうち大きな割合を占める学生生徒等納付金を安定的に確保しており、事業活動収入全体を見ても安定的に推移している。また、法人全体で収支バランスを維持できている。外部資金の積極的な導入を目指し、競争的資金計画調書添削・アドバイス等について外部専門機関の利用、寄付金制度の充実検討等に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、経理規程等の学内諸規則及び実務的指針として整備している「経理処理の手引き」に基づき適正に行われている。また、学校法人会計に対応した会計システムを適切に運用することで会計処理の適正性が一層保たれている。期中の経理処理において疑義や判断が難しいものが発生した場合は、公認会計士、税理士、日本私立学校振興・共済事業団等へ随時、質問・相談を行い回答・指導を受けた上で適切な処理を行っている。公認会計士による会計監査及び監事による監査はそれぞれ適切に行われており、公認会計士と監事間の意見交換会を開催することで監査上の連携体制の整備

を図るとともに厳正に監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「大学教育研究評価委員会」が中心となり、内部質保証の推進に責任を負う組織を整備し、各部門における教育・研究等活動における評価を踏まえ、内部質保証推進への全体的方針を定め、ホームページに公開している。

内部質保証を実施するために「大学教育研究評価委員会」「大学院研究科委員会」及びカリキュラム編成・教育実践を行う各センターが連携し、組織的に取組んでいる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価が実施され、その結果は「自己点検・評価」として刊行され、全教職員に配付することにより結果の共有が図られており、ホームページにも公表されている。

IR 専門部署は設けていないものの、教務センターを中心とする関連部署にて IR 活動に必要な情報やデータの収集・分析が行われており、IR 活動の結果報告を受けた「大学教育研究評価委員会」が改善活動を立案・実行・検証するための支援をする役割を果たしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の機関別認証評価における基準に沿い、三つのポリシーを起点として自己点検・評価を行い、教学の各センター相互間でクロスチェックを実施し、内容の充実・向上を図るなど、「大学教育研究評価委員会」を中心として、PDCA サイクルを機能させるための体制が整備されている。

教務センター等を中心とした、各種調査結果をもとに、内部質保証の進捗状況等を確認しており、進捗計画の中期計画等への反映についても努力している。

〈参考意見〉

○監事が作成した監査報告書が、理事会、評議員会に議案として上程・審議されている点は、監事の独立性の観点から問題があり、内部質保証の機能性を高めるため、早急に対応することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動

Ａ－1．アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動

A-1-①　アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動の有効性

A-1-②　アジア圏地域と地元地域とを結びつけた教育活動の有効性

【概評】

建学の精神「開拓者精神の涵養」及び教育目的「アジアの時代にアジアを学ぶ」に基づき、中国、韓国を主として台湾、タイ、カナダの大学と学術交流や交換留学、研修を行っている。海外協定校である中国の山東大学・煙台大学及び韓国の大田大学校との間で実施している海外語学留学プログラムが中心となっており、1 年次後期において、入学定員の 5 分の 1 を超える学生が留学する制度があることは大きな特色である。新型コロナウイルス感染症拡大後、既に海外語学留学プログラムも再開しており、東アジア各地の提携大学に十数人の派遣実績を挙げている。また、積極的な国際交流に当たっては東アジア地域に特化し、中国・韓国からの留学生と北海道地元地域・栗山町との活動も 15 年以上行っている。

アジア圏でも英語が広く公用語として使用されていることから、中国語、韓国語に加え英語教育にも力を入れている。

不安定化する国際情勢にあって、今後この地域の安全と弛まない発展に寄与する人材を育成するために語学教育に力を入れており複数のスピーチコンテストに入賞者を出すなどの教育的取組みと学術的ネットワークを持つことは特筆すべき点である。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 52(1977)年度
所在地　　北海道札幌市豊平区豊平 6 条 6-10

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
商学部	商学科　観光産業学科
商学研究科	ビジネス専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 16 日	実地調査の実施　　10 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 18 日	10 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

64 北海道情報大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の理念である「情報化社会の新しい大学と学問の創造」に基づき、大学の使命・目的を定めるとともに、それを踏まえ、学部ごとの目的、学科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めている。これらの目的は学則をはじめ、大学概要、学生便覧、大学案内やウェブサイト等で明示している。

使命・目的及び教育目的の制定・改廃は、教育研究評議会又は大学院研究科委員会で審議されており、学則については理事会の審議を経て行っている。また、使命・目的及び教育目的の策定・見直しは、役員及び教職員が関与・参画している。

使命・目的及び教育目的に基づき、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定するとともに、使命・目的及び教育目的を達成するため、3 学部 4 学科に加え、通信教育部と大学院を設置し、教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づき、学部・学科ごとに定められており、入学者選抜要項やウェブサイト等に掲載し周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいて評価するため多様な入学者選抜制度を採用し、適切な体制のもと、公正かつ妥当な方法により行っている。

キャリア科目を設けるとともに、学部 3 年次及び研究科 1 年次を対象に就職支援ガイダンスを実施するなど、キャリア教育のための支援体制を整備している。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度に加え、大学独自の奨学金制度を設け、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対し支援を行っている。

学期ごとに全学生を対象に全授業科目にて授業評価アンケートを実施し、その結果を学生に開示するとともに、学修及び授業支援の改善に反映させている。

〈優れた点〉

○学生生活で困ったことや必要な手続き等をどこへ相談すればよいのか分からない学生が最初に相談できる窓口として「すけっとルーム」を設置している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教育目的等を踏まえ、学部・学

科ごとに定められており、履修のガイドやウェブサイト等に掲載し周知している。

学生の学修成果を評価するため、三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、ウェブサイトで明示している。学修成果の点検・評価は、GPA(Grade Point Average)や修得単位数等の各種指標の分析に加え、「卒業生学修成果アンケート」「在学生学修成果等アンケート」及び学外有識者による「アドバイザリーボード会議」の意見等により行っている。

修得単位数や授業評価アンケートなど、アセスメント・ポリシーに基づく評価指標項目を担当検証機関が収集・分析し、抽出した評価・課題を教育研究戦略委員会に報告するとともに、教育研究戦略委員会が改善策等の指導・助言を検証機関にフィードバックすることで、教育内容・方法及び学修指導等の改善を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、教育研究に関する重要事項や大学が抱える課題を協議する組織を設置するとともに、学長を補佐する副学長を置いている。

校務に関する学長の最終決定権や、大学運営に関する各機関の組織上の位置付け及び権限と責任に関する規則は整備されているものの、入学者の決定に関する手続きが法令に即した運営となっていない点は改善が必要である。

研究活動の支援として、長期と短期の 2 種類の期間において、国内又は国外の研修が可能なほか、大学の専任教員が共同で実施する共同研究に対し、優れた研究内容には共同研究費として研究者に予算を配分している。

学部・研究科は設置基準に基づき、教員を概ね配置しているが、通信教育部において、定年退職者の補充のための手続きを進めたものの採用には至らず、基準教員数が 1 人足りず満たしていない点については、早急に対応する必要がある。

大学は、これに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 5(2023)年 10 月 23 日開催の教育研究戦略委員会において審議等を行った上、令和(2023)5 年 11 月 1 日の人事発令をもって、経営情報学部システム情報学科の教授を通信教育部経営情報学部システム情報学科への異動を行い、その結果を 1 月 31 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘について改善されたことが確認できた。

〈優れた点〉

○「北海道情報大学カリキュラム・アドバイザリーボード規程」に基づき、毎年度大学の現状を踏まえたテーマを定め、企業等における高い識見と経験を有するアドバイザーから助言を受け、カリキュラムの検証や改善、教員の質の向上に努めている点は評価できる。

○食の臨床試験を中心とする「食と健康」の研究と、大学の情報技術を融合し「食と健康と情報」としての体制を強化し、官民の共同研究事業として新たな研究に発展・応用させていることは評価できる。

○「メディアクリエイティブセンター」のモーションキャプチャー及び映像制作スタジオや、医療情報センターの臨床工学実習室等、先進的な実験実習環境を整備し教育研究施設及び設備の充実を図っていることは評価できる。

○「宇宙情報センター」は、宇宙開発における情報通信技術の教育研究環境を整備し、大学が所属する学校法人が関連する宇宙開発企業や宇宙航空研究開発機構(JAXA)との技術交流により、技術者育成の体制を整備するとともに社会貢献に活用していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守するとともに、策定したガバナンス・コード及び「学校法人電子開発学園コンプライアンス推進規程」に基づき、概ね適切に運営はされているが、理事の選任等において、一部寄附行為の定めに反する運営が行われている点は改善が必要である。

事業活動収支計算書の各収支差額は､学生を安定的に確保し収支バランスを保っている。人件費比率は法人全体及び大学共に良好であり、純資産構成比率は校舎建替えに伴う借入金の影響により、全国平均と比べやや低いが、財政状態は安定している。

監事 2 人の内 1 人を常勤監事とし、監事による年 2 回の会計監査の実施や、常勤監事が管理・教育協議会に出席し、教学面を含めた大学全体の教育の実施状況や取組み等について監査するほか、監査法人による会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

学則において、内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、教育研究戦略委員会を内部質保証の中心的役割を果たす組織と位置付け、内部質保証のための恒常的な組織を整備し、責任体制を明確にしている。

認証評価のための自己点検・評価に加え、策定した中期目標・中期計画を毎年度点検・評価し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、自己点検評価報告書を作成し、結果を共有するとともに、ウェブサイトで公開している。

自己点検・評価及び認証評価の結果を中期目標・中期計画に反映させてはいるものの、認証評価で指摘を受けた点については､一部の学科の定員充足率に改善が見られず､また、卒業認定、教授会運営、教員数及び理事の選任等について問題があるため、内部質保証の機能性を更に高めることが期待される。

総じて、建学の理念に基づき大学の使命・目的を定め､「情報の総合大学」として高度情報通信社会の担い手となるべく高度 IT 技術者を育成するとともに､「食と健康と情報」に関する研究を通して、地域連携・社会貢献活動を行っている。また、内部質保証のための組織を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っているが、今後は設置基準に必要な教員数を充足することに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」「基準 B.地域連携・社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. アントレプレナーシップセンター
2. 宇宙情報センター

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念である「情報化社会の新しい大学と学問の創造」に基づき、大学の使命・目的を定めるとともに、それを踏まえ、学部ごとの目的、学科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を「北海道情報大学における教育研究上の目的に関する規程」において定めている。また、大学、大学院ごとに使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映し、分かりやすく簡潔で、学則をはじめ、大学概要、学生便覧、大学案内やウェブサイト等で明示している。

中期目標・中期計画に「各学部・学科・通信教育部の教養教育及び専門教育並びに大学院研究科の教育目的が大学全体の『理念』『使命』『果たすべき機能』及び『教育目標』と整合性が取れている」ことを掲げ、これを定期的に確認し、必要に応じて見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の制定・改廃は、教育研究評議会又は大学院研究科委員会で審

議されており、学則については理事会の審議を経て行っている。また、使命・目的及び教育目的の策定・見直しは、役員及び教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、学則及び関係規則に明記するとともに、大学概要、ウェブサイト、学生便覧等に掲載して、学内外に周知している。

中期目標・中期計画は、建学の理念に基づき掲げた四つの果たすべき機能を反映し、策定されている。

使命・目的及び教育目的に基づき、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシーを策定するとともに、使命・目的及び教育目的を達成するため、3 学部 4 学科に加え、通信教育部と大学院を設置し、教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づき、学部・学科ごとに定められており、ウェブサイトや入学者選抜要項等に掲載し周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいて評価するため多様な入学者選抜制度を採用し、適切な体制のもと、公正かつ妥当な方法により行うとともに、入学者選抜の結果を分析し、必要な見直しを恒常的に行っている。

一般選抜試験問題は、学長が指名した各科目の出題責任者を中心に各科目の出題委員を選出する体制を執り、大学自らが作成している。

学生受入れ数について収容定員を下回っている学科はあるが、大学全体では定員を確保している。

〈参考意見〉

○通信教育部経営ネットワーク学科の収容定員充足率が低いため、定員充足に向けて継続的に方策を講じることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラムや情報システム・図書館の活用等に関する学修支援を教員と職員が協働で行っている。

教員の教育活動を支援するため、学部で開講する授業内において授業科目担当教員の指示のもと、SA(Student Assistant)が教育補助を行っている。

専任教員には各学期に週 2 コマのオフィスアワーが設けられ、教員への連絡を取りやすくするため、教員の在・不在情報を電子掲示板で掲示している。

入学手続き時に提出される学生健康票をもとに、配慮が必要な入学生に対して具体的な支援策を検討し、適切に対応している。

IR 推進室では入学から卒業までの学生動向分析を行い、全教職員に対して分析データの公表及び改善指針を提示し、退学率改善に向けた取組みを行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア科目として必修科目の「ビギナーズセミナー」「キャリアデザイン」、選択科目の「インターンシップ」を設けるとともに、学部 3 年次及び研究科 1 年次を対象に就職支援ガイダンスである「キャリアサポート」を実施するなど、キャリア教育のための支援体制を整備している。

「協定型インターンシップ」と「自由応募型インターンシップ」を設け、経営情報学部や情報メディア学部から選出された担当教員がチームとなってキャリア教育を推進している。

就職の指導・支援は、年 1 回の合同企業説明会、学内単独企業説明会や未内定者面談等を実施し、学生サポートセンター事務室就職課及び就職委員が適切に取組んでいる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として、学生部長を委員長とする学生委員会を設置するとともに、事務組織として、学生サポートセンター事務室学生課、学習支援センター及び保健センターを設置している。

学生が気軽に相談できる窓口として「すけっとルーム」を設置し、学業、友人、進路、健康、日常生活等、悩みを抱える学生や欠席の多い学生に対して、クラス担任や関連部署と連携しながら対応している。

学生委員会で承認した公認クラブ・同好会に対し、補助金や備品等を支給するほか、大会等で遠征をした課外活動団体には宿泊費及び交通費の補助をするなど、学生の課外活動に対し支援を行っている。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度に加え、大学独自の奨学金制度を設け、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対して支援を行っている。

〈優れた点〉

○学生生活で困ったことや必要な手続き等をどこへ相談すればよいのか分からない学生が最初に相談できる窓口として「すけっとルーム」を設置している点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は、設置基準を上回る面積を有し、講義室、実習室、図書館、体育館及びグラウンドを適切に整備し、有効に活用している。

図書館は、教育研究上必要な図書を保有し、閲覧席及び開館時間を含め、学生が十分に利用できる環境となっている。また、コンピュータ実習室を整備するとともに、全学生にノートパソコンを貸与している。加えて、学内全域に無線 LAN を整備するなど、ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

施設・設備の利便性に配慮し、車椅子で昇降できるスロープやエレベータ、また、多目的トイレや専用駐車場を設置している。

収容人数の異なる大きさの講義室や実習室を用意し、受講人数により使用する教室を決め、学生数が多いことで学修効果が下がることがないよう配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
「在学生学修成果等アンケート」を定期的に実施し、学生の日常の学修活動等の実態を明らかにし、必要な対策を講じるための基礎資料としている。
学期ごとに全学生を対象に全授業科目にて授業評価アンケートを実施しており、その結果を数値・グラフで表示し、教員による自己分析と併せて学修支援システム「POLITE3」で学生に開示するとともに、学修及び授業支援の改善に反映させている。
学生満足度調査において、「入学に関して」「教務関係」「教育施設」「厚生施設」「学生生活全般」等の調査を行い、調査結果は点検評価委員会に報告し、可能な範囲から学生生活の改善に反映させている。また、健康相談については、保健センター室等で随時対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーは、教育目的及び人材の育成に関する目的を踏まえ、学部・学科・研究科・専攻ごとに策定されており、履修のガイド、大学院学生便覧やウェブサイトなどに掲載し、周知している。
単位認定、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則及び「北海道情報大学履修規程」「北海道情報大学通信教育部規程」等に定め、履修のガイドやウェブサイト及び「教務情報 Web システム」に掲載し、周知している。
単位認定については、試験等により学業成績を認定するとともに、キャップ制や GPA 制

度を活用し、単位認定及び卒業認定を行っている。修了認定基準については、学位論文審査に関し、「北海道情報大学学位規則」「北海道情報大学学位論文等に関する取扱細則」にのっとり、厳格に実施している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学部・学科・研究科・専攻ごとに策定されており、履修のガイドやウェブサイトで周知している。「ディプロマ・ポリシーと科目との関連マップ及びコンピテンシーマップ」や履修系統図、科目ナンバリングを導入し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。シラバスは全授業科目で適切に作成され、ウェブサイトや「教務情報 Web システム」でも閲覧可能である。また、単位制度の実質を保つためにキャップ制に加え、履修条件や制限を設けている。

各学科主導のもと、教養教育委員会で教養教育科目の編成・実施の方針・方法が検討・協議され、全学部を対象に開講している。教育研究戦略委員会、教育研究評議会、FD 委員会等の組織が教授方法の工夫・開発に向け企画、審議を行い、アクティブ・ラーニングをはじめとする学生の主体的な学修を促す努力を続けている。

〈参考意見〉

○学修時間を確保する観点から、通信教育部の年間履修登録単位数の上限を見直すことが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果を評価するため、三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、ウェブサイトにおいて明示している。学修成果の点検・評価は、GPA や修得単位数等の各種指標の分析に加え、「卒業生学修成果アンケート」「在学生学修成果等アンケート」の結果及び学外有識者による「アドバイザリーボード会議」の意見等により行っている。

アセスメント・ポリシーに基づく修得単位数・授業評価アンケートなどの評価指標項目を担当検証機関が収集・分析している。その結果は、必要に応じて IR 推進室と協力のもとに分析を行った後、抽出した評価・課題を教育研究戦略委員会に報告するとともに、教育研究戦略委員会が改善策等の指導・助言を検証機関にフィードバックすることで、教育内容・方法及び学修指導等の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育研究に関する重要事項や大学が抱える課題を協議するため、学長が招集する教育研究戦略委員会及び教育研究評議会を定期的に開催するとともに、規則に基づき学長を補佐する副学長を置くなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を構築し運営している。

全学教授会、学部教授会、研究科委員会、その他各種委員会の審議機関を設置するとともに、学則、学部教授会規程、「教授会等の審議事項に係る申合せ」等、校務に関する学長の最終決定権や、大学運営に関する各機関の組織上の位置付け及び権限と責任に関する規則を整備し教学マネジメントを構築しているが、入学者の決定に関する手続きが法令に則した運営となっていない。

法人及び大学の運営に必要な事務組織や事務分掌は、関連規則を整備し権限と責任を明確にするとともに、必要な職制や人員を配置している。

〈改善を要する点〉

○入学者の決定に際し、入学後に教授会で審議していることは、学校教育法第 93 条第 2 項

第 1 号の定めを踏まえて、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用は原則として公募で行い、採用・昇任については、「教員任用推薦委員会」において、「教員選考基準」及び「教員選考基準に関する申合せ」に基づき審査を行い、教育研究評議会の議を経て理事会で決定している。

FD 活動については、FD 委員会を設置し、教授方法の工夫を図っている。また、「北海道情報大学における教員の人材育成・目標・方針、教員に求める能力」に基づく研修や講演会を実施するなど、FD 活動、その他教員研修等について計画的かつ組織的な実施とその見直しを行っている。

学部・研究科は大学設置基準・大学院設置基準に基づき、教育目的及び教育課程に即した教員を概ね配置している。しかしながら、通信教育部においては定年退職者の補充のための手続きを進めたものの採用に至らず、大学通信教育設置基準に定める必要教員数を確保し、配置していない点については早急に対応する必要がある。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 5(2023)年 10 月 23 日開催の教育研究戦略委員会において審議等を行った上、令和 5(2023)年 11 月 1 日の人事発令をもって、経営情報学部システム情報学科の教授を通信教育部経営情報学部システム情報学科への異動を行い、その結果を 1 月 31 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘について改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈優れた点〉

○「北海道情報大学カリキュラム・アドバイザリーボード規程」に基づき、毎年度大学の現状を踏まえたテーマを定め、企業等における高い識見と経験を有するアドバイザーから助言を受け、カリキュラムの検証や改善、教員の質の向上に努めている点は評価できる。

〈改善を要する点〉

○通信教育部に所属している教員数が、大学通信教育設置基準第 8 条第 2 項の基準を満たさず、1 人不足している点は改善が必要である。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人は、職員の資質・能力を向上させるため、SD 委員会で定めた「北海道情報大学における教職員の人材育成の目標・方針、教職員に求める能力」に基づき、学内の研修や講習会を実施し職員の資質向上に向けた取組みを行っている。

新規採用者に初任者研修を行い、試用期間終了時には「新人職員フォローアップ研修」を受講させている。また、管理職を対象に、マネジメント力強化やリーダーシップを養うことを目的として、新任管理者研修や部門経営研修などを受講させている。

SD 委員会は、教職員全員を対象として、他の委員会と共催でハラスメント防止研修会や情報セキュリティチェックテスト、新型コロナウイルス感染症対策の講演会など組織的な職員研修を実施するとともに、研修内容や開催方法等の見直しを随時行っている。

人事考課は、「学校法人電子開発学園事務職員人事考課規程」に基づき、大学の運営方針等を踏まえた年間目標を各自が設定し、所属長の面談を通して、その目標の適切性について確認を行い、年度の中間及び最終の面談を経て考課を決定している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている

〈理由〉

大学は、「DX 推進センター」「メディアクリエイティブセンター」「健康情報科学研究センター」「宇宙情報センター」などの研究環境を整備し、教育研究活動や産学連携などの拠点として活用している。

研究倫理に関しては、高い倫理観を持ち研究目的を達成するため「北海道情報大学行動規範」及び「北海道情報大学における研究活動上の不正行為に関する規程」を定め周知するとともに、研究倫理教育の受講を全教員及び研究に携わる職員に義務付けている。

研究活動の支援として、「北海道情報大学教員研修規程」を制定し、長期又は短期の研修期間において、国内研修、国外研修の申請を可能とするほか、「北海道情報大学学内共同研究取扱規程」で定める、大学の専任教員が共同で実施する共同研究に対し、優れた研究内容には共同研究費として研究者に予算を配分している。

科学研究費助成事業等の外部資金獲得を目的として、総務課に研究支援担当者を置き、

研究計画調書の作成方法等をレクチャーする「科学研究費助成事業－科研費－の応募に関する勉強会」を年１回開催し、競争的研究費の獲得に努めている。

〈優れた点〉

○食の臨床試験を中心とする「食と健康」の研究と、大学の情報技術を融合し「食と健康と情報」としての体制を強化し、官民の共同研究事業として新たな研究に発展・応用させていることは評価できる。

○「メディアクリエイティブセンター」のモーションキャプチャー及び映像制作スタジオや、医療情報センターの臨床工学実習室等、先進的な実験実習環境を整備し教育研究施設及び設備の充実を図っていることは評価できる。

○「宇宙情報センター」は、宇宙開発における情報通信技術の教育研究環境を整備し、大学が所属する学校法人が関連する宇宙開発企業や宇宙航空研究開発機構(JAXA)との技術交流により、技術者育成の体制を整備するとともに社会貢献に活用していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めに従い、教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守するとともに、令和 5(2023)年 4 月 1 日付で整備・制定したガバナンス・コード及び「学校法人電子開発学園コンプライアンス推進規程」に基づき適切に経営している。また、法令に基づきウェブサイトで法人及び大学の情報を公開している。

法人は、第 3 期中期目標・中期計画を策定するとともに、それに基づき、教育研究の推進や社会貢献・連携、管理運営等の具体的な単年度ごとの事業計画を策定し、法人として使命・目的の実現に向け、組織的・継続的に取組んでいる。

省エネルギー対策による二酸化炭素削減や健康増進法改正への対応、ハラスメント防止ガイドラインなどを制定しハラスメント防止に努める等、環境や人権に配慮している。また、「北海道情報大学消防計画」に基づく避難訓練の実施など安全面にも配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理事会を設置しており、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

理事会は定期的に開催され、理事の出席状況は概ね良好である。

寄附行為に基づき、理事及び監事を選任し、理事のうち１人が互選により理事長となるほか、常務理事を１人置き理事長を補佐して、法人の業務を分掌している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の内部統制を図り、適切に管理運営するために、常勤の理事と監事の６人で構成し、原則として月１回開催する、管理・教育協議会において、理事会、教育研究評議会、教育研究戦略委員会の議事について協議するとともに、理事長とも意思疎通を図りながら、各管理運営機関が連携し意思決定を行っている。

学長が招集する教育研究評議会のほか事務連絡会議や事務会議がそれぞれ月１回開催され、各運営機関の意思疎通を図るとともに相互チェックが行われている。

教職員の提案などは、学科会議や事務会議等で意見の場が設けられている。

評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により構成され、理事の選任等において一部寄附行為の定めに反する運営が行われているものの、概ね寄附行為に基づき運営している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会等へ適切に出席するとともに、法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況の監査など職務を適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○評議員会において、寄附行為第６条第４号に定める理事以外の、理事及び評議員の選出について審議・承認している点は、寄附行為第６条各号（4 号を除く）及び第 24 条の規定に反するので、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
法人は、安定した経営を実現するために、ガバナンス・コードに従い適切な中期目標・中期計画を策定している。これに基づき年度ごとの事業計画及び収支予算書を策定している。また、収支状況の変化に迅速に対応するため、年度途中には補正予算を策定するなど、現状に即した財務運営を行っている。事業活動収支計算書の教育活動収支、経常収支、基本金組入前当年度収支の各収支差額においては、大学全体では学生を安定的に確保し収支バランスを保っている。財務比率において、人件費比率は法人全体及び大学共に良好であり、純資産構成比率は校舎建て替えに伴う借入金の影響により、全国平均と比べやや低いが、財政状態は安定している。
法人の資金運用は「学校法人電子開発学園資金運用規程」を定め、運用責任者である法人本部長が決算時に理事長に資金の運用結果を報告し適切に運用している。
外部資金獲得の取組みでは、受託研究の占める割合が多く、安定的に獲得できている。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程「勘定科目細則」「調達規程」「固定資産及び物品管理規程」などの諸規則に基づき実施している。
予算編成は、中期目標・中期計画に基づき当初予算を編成した後に、計画変更や収支状況の変化等に対応するため、1 年間に 2 回の補正予算を編成し、調整を行っている。
法人は、監事 2 人のうち 1 人を常勤監事として置き、監事による年 2 回の会計監査の実施や、常勤の理事により毎月開催される管理・教育協議会に常勤監事が出席し、教学面を含めた大学全体の教育の実施状況や取組み等について監査するほか、監査法人による会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。監事は、監査法人から監査結果報告を受け、意見交換を行うなど、適切な会計監査を行う体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において、内部質保証に関する全学的な方針を明示し、「北海道情報大学教育研究戦略委員会規程」に基づき教育研究戦略委員会を、更に「北海道情報大学点検評価規程」に基づき点検評価委員会を設置し、内部質保証のための恒常的な組織を整備している。また、教育研究戦略委員会を内部質保証の中心的役割を果たす組織と位置付け、責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

認証評価のための自己点検・評価に加え、策定した中期目標・中期計画を毎年度点検・評価することで、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、自己点検評価報告書を作成し、結果を共有するとともに、ウェブサイトで公開している。

教育研究、運営等に資する政策提言機能の強化のため、教育研究戦略委員会のもとに IR 推進室を設置し、学内及び学外の情報を収集及び分析を行い、大学における継続的な改善活動を行うための意思決定を支援している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価及び認証評価の結果を中期目標・中期計画に反映させてはいるものの、

認証評価で指摘を受けた点については、一部の学科の定員充足率に改善が見られず、また、卒業認定、教授会運営、教員数及び理事・評議員の選任について問題があるため、内部質保証の機能性を更に高めることが期待される。

これまで、三つのポリシーを起点とした内部質保証は点検評価委員会を中心に行っていたが、令和 5(2023)年から教育研究戦略委員会がアセスメント・ポリシー及び IR データに基づく学修成果の点検・評価を行うとともに、中期目標・中期計画及び年度計画に基づく点検・評価は、引続き点検評価委員会が行うことで内部質保証の充実を図っている。

〈改善を要する点〉

○平成 28(2016)年度に評価を受けた認証評価で改善を要する点として指摘を受けた通信教育部経営ネットワーク学科の収容定員充足率について、改善が認められないため、改めて改善が必要である。

○教授会が学長に意見を述べることなく入学者を決定している点、通信教育部において大学通信教育設置基準で定める必要教員数を下回っている点、理事・評議員の選任が寄附行為どおり運用されていない点があり、内部質保証の機能性に問題があるため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際交流

A－1．ICT（情報通信技術）を活用したグローバルコンピテンシー育成プログラム

A-1-①　デジタル作品制作をテーマとするワークショップ

A-1-②　「建学の理念」に基づくグローバル人材育成の取組み

【概評】

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の留学生交流支援制度(SS&SV)の支援により平成 23(2011)年度から始めた、タイのラジャマンガラ工科大学タンヤブリ校(RMUTT)と「国際 Web デザインコンテスト(iWDC)」「国際ショートフィルムコンテスト(iSFC)」及び「国際コンピュータプログラミングコンテスト(iCPC)」という三つの分野で、ICT を活用したデジタル作品共同制作を行うワークショップを、正規の授業科目「国際コラボレーション」との連携も図りながら、10 年以上にわたり実施している。その成果については、JASSO ウェブマガジン「留学交流」やグローバル人材育成教育学会から発表を求められるなど、一定の社会的評価を得ている。本プログラムは、①ICT 作品制作技術を向上させる②グローバルコミュニケーション力を向上させる③両国相互の文化を深く理解する④国際的な学生相互の友情を育む―という達成目標を明確に定め、国際社会に通用するコミュニケーション力や協調性、挑戦力、異文化理解力といったグローバルコンピテンシーを備えたグローバル人材を育成している。

建学の理念に基づき掲げた六つの教育目的を達成するため、国際交流委員会のもとに国際コラボレーション実行委員会を設置し、コア委員及びサポート委員による学生指導・支

援を行うことで、学生のみならず教員の国際化を図るなど国際的な FD 活動としての役割も果たしている。

基準Ｂ．地域連携・社会貢献

Ｂ－1．地域連携・社会貢献の実施

B-1-①　地域政策と連携した社会貢献活動

【概評】

健康情報科学研究センターが、文部科学省の産学官連携事業である知的クラスター創成事業「さっぽろバイオクラスター構想“Bio-S”」の支援のもと「食の臨床試験」という新たな食品・食材の評価システムを構築し、実践している。

食の保健機能に関する研究では、地域の食材・食素材が持つ機能性を明らかにすることにより、食材・食素材の高付加価値化をもたらすだけではなく、ボランティアで参加した地域住民の健康の維持・増進にも貢献している。

健康情報科学研究センターは、地域住民に向けたセミナーの開催や自治体が実施する健康イベントへの協力等を積極的に行うとともに、医療情報学部生が実施する食育・健康教育活動「食と健康教室」と連携し、地域住民のヘルスリテラシーの向上に向けた取組みを多角的に実践している。

臨床試験を通じた食の保健機能研究や健康教育の成果を地域社会の健康づくりに利活用するため、大学の強みである ICT を導入する活動にも取組み、成果を上げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．アントレプレナーシップセンター

本学は、北海道内の大学で唯一、アントレプレナーシップセンター（以下「アンプレ」という。）を設置している。アンプレはイノベーション創出と起業家精神の育成を目的に平成 27(2015)年に開設し、本学が持つ「ビジネス」「テクノロジー」「デザイン」の化学反応を起こす場として、本学の強みの一つとなっている。

令和 4(2022)年度入試から総合型選抜の中に「起業・スタートアップ人材育成枠（アンプレ選抜)」を設け、スタートアップを目指す学生を積極的に受け入れている。アンプレでは、起業家や起業支援の専門家による講演会（アンプレ TALK）や、ワークショップを開催している。令和 5(2023)年 3 月現在、アンプレ所属学生は約 30 名おり、勉強会やイベント企画のほか、ビジネスコンテストや事業プロジェクトに挑戦しており、在学中に起業する学生や、コンテスト入賞者も出ている。

本学アンプレは、令和 2(2020)年から「札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会」に参加し、北海道のスタートアップ・エコシステムの構築と推進に力を入れている。令和 3(2021)年度には「北海道・大学等発スタートアップ育成プラットフォーム」に参画し、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「SCORE 大学推進型拠点都市環境整備型」に共同機関として道内私立大学で唯一採択された。令和 4(2022)年度には「北

海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク(HSFC)」の共同機関として、JST による「START 大学・エコシステム推進型スタートアップ・エコシステム形成支援」にも採択された。これは 5 年間の事業で、北海道内の大学を連携させ、各大学を拠点とするスタートアップのエコシステムを形成し、道内全域を結びつけるものである。本学もアンプレを拠点に市内 4 大学を結びつけたエコシステムを形成し、道内各地との結びつきと北海道全体のエコシステムの形成に尽力するとともに、道外や海外との大学とも連携を図っている。

2. 宇宙情報センター

宇宙情報センターでは人工衛星、全球測位衛星システム、深宇宙探査機、天体望遠鏡、ドローンなどによって計測されたデータ、コンピュータシミュレーション、AI を用いて、宇宙環境の監視・探索、太陽系惑星環境の理解に留まらず、宇宙や高高度からの大規模災害の監視、農作物の監視まで幅広く研究を実施している。これらの研究・開発活動を通じ、来る宇宙時代で活躍できる宇宙人材を育成するための教育機会を提供し、新たな社会基盤構築への貢献を目標としている。同センター所属教員は活発な研究活動を行っており、学会発表のみならず、欧文誌に数多くの論文発表がある。また、衛星（水星・金星・地球・火星）探査機、ロケット実験、それらの将来構想に積極的に関わり、研究を推進している。それらの成果を新聞報道・アウトリーチイベント・公開講座等を通じて情報発信している。情報発信を通じ、地域とのつながりを強化し、地域課題の発見に繋げ、宇宙情報を通じて、地域課題に対する解決の提案を行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成元(1989)年度
所在地　　北海道江別市西野幌 59-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営情報学部	先端経営学科　システム情報学科
医療情報学部	医療情報学科
情報メディア学部	情報メディア学科
通信教育部　経営情報学部	経営ネットワーク学科　システム情報学科
経営情報学研究科	経営情報学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 17 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

65 北海道千歳リハビリテーション大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神を織込み、大学の使命・目的及び教育目的を具体的かつ簡潔に文章化している。

大学の使命・目的及び教育目的は、体制を整え、広く教職員の意見を取入れ、所定の手続きに沿って情報共有し、多くの方法で周知している。

中期目標・中期計画の策定と三つのポリシーへの反映は、学内組織の利活用などで活性化と連携を進めている。

〈優れた点〉

○大学は、専門家養成だけではなく「健康増進、障がい予防リハビリテーションによる住民の健康増進での地域貢献」を掲げた人材育成への取組みと中期目標・中期計画において、地域を指向した教育・研究に関する目標を定めていることは評価できる。

「基準２．学生」について

大学は、アドミッション・ポリシーを医療専門職養成という教育目的を踏まえ策定し、各種の入試形態により受入れており、定員を確保している。定員充足に向けて教職員が一丸となり､道内全域の高校訪問､体験型オープンキャンパスの実施など工夫に努めている。

教育支援センターは学長直轄とし、支援体制を整備、学修状況の把握に努め適切な支援と成績不良の原因や理由を分析することで対策を講じる取組みを行っている。

就職支援室､保健管理センターや大学独自の奨学金制度などの活用で､就職活動の支援、心理的支援、経済的支援を展開している。

学修環境の整備も補修計画含め実施しており、学生の意見・要望に対し各種アンケート調査を行い、継続的な分析と対応を検討する流れを作っている。

〈優れた点〉

○学生の孤立を防ぎ、学修グループの形成を促すため、クラス単位で親睦会等を開催しており、その経費を大学が負担していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを定め、履修の手引きに単位認定基準、進級基準、卒業基準を記載し、さまざまな方法で学内外へ周知している。

カリキュラム・ポリシーも、教育目的を踏まえて定め、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、体系的な教育課程を編成し実施している。

全教員がソフトウェアにて学生の修得単位や GPA(Grade Point Average)などの学修状況を確認できるように整備している。

また、学生へさまざまなアンケートを実施・分析することで、教育活動の見直し及び改善の検討に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップ発揮のために副学長を配置し、大学運営に関わる重要事項の協議で教学の各責任者による運営協議会を組織し、定期的に開催している。

学長と教授会の関係性を明確に定め、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、適切に運用している。

教員の配置は、設置基準を上回る人員を採用し、昇任も合わせて適切に運用している。

FD 委員会は規則に基づき、研修や見直しを検討している。

また、教員の業務評価も実施予定で処遇面へ反映を検討している。SD(Staff Development)は、事務局長が研修の企画立案を行い、北海道内の各種団体が主催する活動に参加し、大学独自の研修に必要な知識、技能の習得及び能力、資質の向上に努めている。

学術研究活動は、環境整備、倫理等含め運用、活性化し、学長裁量制度など充実している。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は、私立学校法、寄附行為にのっとり法人の目的を定め適切に情報を公表し、事業計画等に沿って使命・目的の実現に向け継続的に努力している。環境保全、人権、安全への配慮、省エネルギー、ハラスメント防止、危機管理体制を整備している。

理事会は、大学の使命・目的の達成のために体制を整備し、理事の選任、事業計画の策定、執行を確実に行い適切に機能している。法人及び大学の意思決定は、常務会、運営協議会を組織し理事会・教授会と連携し円滑に意思決定している。教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備し、各会議体で協議している。監事、評議員は適切に選任し運用している。

中期財務改善計画の策定、運営、計画の見直しを図り、さまざまな方策を講じ入学者の安定的確保への努力の継続と、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に取組んでいる。

会計処理は公認会計士による外部監査を厳正に行い、常任監事と内部監査室による監査が適切に行われている。監事は自ら実査、必要な検証を行い監査報告している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証は学長指示のもと新方針を定め、全学的取組みとして学内周知し浸透して具体的方策を構築している。活動の見直しを計画的に行う仕組みを構築し、第三者評価を念頭に毎年の自己点検実施と、隔年の自己点検・評価書作成を実施している。評価の結果は、教職員で情報共有するとともにホームページ等で社会に広く示している。IR 室を中心に各業務単位で保有しているデータや学生の授業評価アンケート結果等を収集することで、組

織として戦略的意思決定の支援のため効果的に遂行している。
大学は、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的を達成するために内部質保証への活動を積極的に取組んでいる。

総じて、大学は建学の精神を基盤とし、国民の健康に貢献する医療職を養成し、地域社会に大きく貢献している。具体的には、理学療法士・作業療法士の養成、産学連携研究センターによる学術研究活動の推進、地域における人材育成に取組み、計画的に地域における保健・医療・福祉の向上に寄与している。また、内部質保証の視点から、三つのポリシーの見直しへの意識を高く持ち、大学設置認可、計画履行状況等調査及び今回の認証評価を機に全学的に教育の質改善、向上への姿勢で努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。
1. 若手教員の研究活動支援
2. 海外研修の実施

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は、平成 7(1995)年、学校法人淳心学園北海道千歳リハビリテーション学院として開学した専門学校を前身とし、平成 29(2017)年大学として設置認可を受け開学した。
大学の使命・目的及び教育目的を明確に定め、具体的かつ簡潔に文章化している。
使命・目的及び教育目的は、「医療専門職教育を通じて、真の人間を育成する。」との建学の精神を織込み、国民の健康に貢献する医療職を目指す専攻別の特色を反映した内容を記している。

大学は、社会情勢の変化、特に医学・医療の進歩は急速である事を自覚し、それらに対応した新たな知見を意識することで地域特性に応じ、一貫した方向性を出している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は所定の手続きに沿って、広く教職員の意見を取入れ、必要性に鑑み対応できるよう体制を整え、情報の共有に努めている。令和 5(2023)年に新しく学長が就任し、一層の連携強化に尽力している。

大学の使命・目的及び教育目的の周知は、学則、中期目標・中期計画、教員ハンドブックを用いて理解を促し、ホームページや毎年更新している大学案内により展開している。

中期目標・中期計画の策定と三つのポリシーへの反映は、教職員が一丸となり、学内組織の活性化と連携によって努めている状況にある。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な委員会を設置しており、活動の支援体制を構築している。「北海道千歳リハビリテーション科学学会」との連携への支援も強化している。

〈優れた点〉

○大学は、専門家養成だけではなく「健康増進、障がい予防リハビリテーションによる住民の健康増進での地域貢献」を掲げた人材育成への取組みと中期目標・中期計画において、地域を指向した教育・研究に関する目標を定めていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、医療専門職の養成という教育目的を踏まえて策定しており、ホームページや大学案内など、各種広報媒体により周知している。

入学者については、各種入試形態により、学業成績の他、学修意欲や専門職を目指す意志を重視し、アドミッション・ポリシーに沿った人材の受入れを行っており、入学後に、各種アンケート調査、学修成績の分析を実施して、その検証を行っている。

入学者数については、定員を充足している。また、志願者・入学者を安定して確保するため、教職員による北海道内の高校訪問や体験型オープンキャンパスなど、積極的な広報活動を実施している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学長直轄の IR 室を設置し、成績や取得単位数などの修学状況が詳細に分析され、これらの結果に基づき、教学組織である教育支援センター及び教員により、個々の学生の学修状況に応じた指導が行われている。また、IR 室では国家試験の合否と学業成績の関連を分析し、国家試験対策に反映させている。また、国家試験に合格することが出来なかった卒業生に対しても、支援を実施している。

「短期支援員制度」や学年をまたぐ交流会の開催により、上級生から下級生に対する学修への助言が行われている。退学者や休学者、留年生については、担任が作成した面談シートに原因や理由が記録され、これらの分析により、成績不良や修学意欲の低下を防ぐ取組みが行われている。

〈優れた点〉

○学生の孤立を防ぎ、学修グループの形成を促すため、クラス単位で親睦会等を開催しており、その経費を大学が負担していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職支援室が設置され、就職ガイダンスや講演会、求人施設による就職説明会などを開催するとともに、パソコン・スマートフォンのアプリケーションを使用した求人情報の一元管理と在学生への情報提供を行っており、これらをもとに教職員による就職相談や面接指導が行われている。医療技術者として就職の前提となる国家資格取得のため、在校生及び卒業生に対して国家試験対策を行っている。また、地域と連携した催事により、医療専門職としての自覚を促すことで、社会的・職業的な自立を支援している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

課外活動による学生生活の充実を目的として学生を主体とする学友会が組織され、大学祭やクラブ活動を統括しており、この学友会に対して大学は経済的支援を行っている。

医務室を整備しており、学生の怪我や体調不良に対して、常勤の医師が対処している。

大学は 2 台の大型スクールバスを所有しており、管理運営を民間に委託し、授業時間に合せて最寄り駅から大学まで、市内の要所を経由して運行することで、通学の便宜を図っている。

奨学金や修学に関する全般の相談窓口として学生相談室を開設しており、相談内容に応じて教職員が適切に対応している。経済的な支援が必要な学生に対し、独立行政法人日本学生支援機構など公的な奨学金制度の取扱いに加え、大学独自の奨学金制度として、入学時、在学中の成績やスポーツ活動の実績による奨学金及び修学困難な学生に対する奨学金制度を設けており、給付の実績がある。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎等の学修環境は大学設立時に整備され、また寒冷地特有の環境に対し、積雪対策や凍結対策が施され、校舎には空調機を整備している。また、施設整備・保全計画、老朽化に対する緊急度別補修計画を策定し、計画的な整備と改修を行っている。

図書館や自習室を整備しており、授業後には訓練室や実習室を開放し、各種用具を貸出すことで、自主的な学修を支援している。図書館のオンラインによる文献検索は、インターネット環境下で個人のパソコンも利用可能になっている。

バリアフリーの環境として、玄関スロープ、多目的トイレ、エレベータが整備され、教室や図書館等の諸施設は全て同一校舎にあり、移動の利便性を確保している。

作業療法専攻及び理学療法専攻の授業は、学修の内容に応じて学生数を調整しており、適切な規模の教室を使用し、合理的かつ効果的な教育を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

定期的に各種アンケート調査が行われ、学生の意見や要望により、授業改善や教育設備の充実を図っている。これらのアンケート調査の結果を全教職員で共有し、継続的な分析と対応を検討する仕組みを整備している。

心身の悩みに関する相談として「ほっとルーム」を開設し、臨床心理士の資格を有する教員が学生のカウンセリングを行っている。ハラスメントについては、対面相談の他、メール相談の仕組みがあり、申立てがしやすい環境を整えている。

また、学生の要望に基づき、学生休憩室に売店が開設され、食品や飲料が購入できるようになっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえ、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧やホームページ等において学内外に周知している。

また、進級要件、卒業認定要件は規則化されていないものの、学則に規定している成績評価基準と合わせて、学生便覧及び履修の手引きにおいて周知している。

単位認定は、学則の定めに基づき認定し、進級判定及び卒業判定は、教務委員会及び教授会で審議され、学長が教授会の意見を聴き進級及び卒業を認定しており、厳正に適用されている。

シラバスの作成については、ガイドラインを示し、概ね適切に作成されている。

〈参考意見〉

○進級要件、卒業要件を規則化することが望まれる。

○シラバスの作成について、評価方法に関する記載方法が適切でない科目が存在することから、シラバス作成方法の周知徹底と確認体制の強化が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、カリキュラム・ポリシーを定めており、学生便覧やホームページ等により学内外に周知している。

また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿って教養科目の構成を検討するとともに、専門基礎科目に健康増進・障がい予防に関連する講義、演習科目を配置するなど、理学療法士及び作業療法士を養成する大学として、体系的かつ特色ある科目編成となっている。

教養教育の実施に関しては、導入科目を設けていることや社会の認識として「北海道の医療と社会・経済」を必修科目とする等、カリキュラム・ポリシーに沿った内容を適切に実施している。

授業方法の工夫・開発と効果的な実施については、FD(Faculty Development)活動として他教員の授業見学や研修会を実施している。

〈参考意見〉

○学位プログラムを中心とした大学制度が進む中で、近似している領域ではあるが、理学

療法学士・作業療法学士と学位プログラムを分けている以上、その独自性が求められることから、学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定める事が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーへの到達度について、取得単位数、GPA、授業評価アンケート、卒業時アンケート、学修成果に関するアンケートを実施し確認している。

また、アセスメント・ポリシーを定めるとともに、アセスメント・チェックリストにより、関係部署が行動し、その結果を教育活動等の見直しや改善の検討材料としている。

全学生の取得単位数や GPA などの学修状況は、共有ファイルを閲覧できるソフトウェアを用いて全教員が確認できるようにしており、教員へ適宜フィードバックされている。

学修の改善につながるよう学生に対して、学修成果のフィードバックを実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮について、大学組織規程及び副学長の任命等に関する規程により副学長を配置し、リーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。

教学マネジメントの構築について、大学運営に係る重要な事項を協議するために大学運営協議会内規を定め、学長ほか教学に関わる各責任者を構成員とし定期的に開催し協議を

行っている。

また、教学マネジメントの機能性について、その遂行に必要な職員が各センター等に適切に配置されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保と配置について、設置基準を上回る人員を確保し配置している。

また、教員の採用・昇任について、公募制をとり規則に基づき適切に運用している。

FD について、FD 委員会規程を定めており、授業改善に向けた検討を行い、公開授業を実施するなど見直しを行っている。また、公開授業について「教員による相互授業見学によるアンケート」を実施している。

また、令和 4(2022)年度に教員の業務評価の実施に関する内規を定め、既にプレ評価を実施し、令和 5(2023)年度の実施に向けて準備を進めており教員の能力向上に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

就業規則第 49 条に基づいて定めた「北海道千歳リハビリテーション大学 SD 推進内規」に従い、事務局長が研修を企画・立案している。

日本私立大学協会北海道支部、北海道 FD・SD 協議会など外部諸機関の主催する研修会へ職員を参加させている。

また、大学独自の研修活動を実施し、教職員に必要な知識及び技能の習得並びにその能力及び資質の向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究委員会による方針策定のもと産学連携研究センターにより、学術研究活動が推進されている。ほとんどの教員に個室を割当てるなど、快適な研究環境を整備している。研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているほか、個人情報保護法にも適切に対応している。全教員一律の個人研究費制度とインセンティブ型の学長裁量費制度を併用し、研究活動にメリハリの利いた資源配分を行っている。また、更なる研究活動の活性化のため、科学研究費助成事業に申請するための体制を整備し、応募を促している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に法人の目的を定め、その目的に沿って適切な運営を行っており、情報の公表は法令に基づき適切に行っている。

また、事業計画の策定、事業報告書の作成が適切に行われ、使命・目的への実現に向けて継続的な努力をしている。

環境保全、人権、安全への配慮について、照明の LED 化などの省エネルギーへの取組みを実施し、「北海道千歳リハビリテーション大学ハラスメント防止規程」「北海道千歳リハビリテーション大学危機管理規程」「北海道千歳リハビリテーション大学危機管理マニュアル」等を整備し適切に運用している。校舎の耐震化率は 100%であり、消防訓練も実施している。また、ガバナンス・コードも策定し公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の意思決定機関として寄附行為に定められ、定期的に開催されている。また、理事会に付議する事案を審査する機関として常務会が組織され、円滑な意思決定のための体制が整備されている。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に運用され、事業計画の策定、執行は確実に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思決定の円滑化について、副理事長、常務理事が置かれ理事長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。加えて、常務会、大学運営協議会が組織され、理事会、学長による意思決定が適切に行われている。

また、教職員の提案は各委員会等にくみ上げられ協議されている。

監事は、寄附行為に基づき 2 人選任されており、そのうち 1 人は常勤監事である。監事は、理事会及び評議員会に出席しているほか、業務監査、会計監査等その職務を適切に行っている。

評議員は、寄附行為に基づき適切に選任しており、評議員会の運営も寄附行為に基づき適切に運営されている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期財務改善計画を策定し、それに基づく財務運営を行い、環境の変化に応じて計画自体を適宜見直している。基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いているが、令和3(2021)年度には一旦収入超過に転じるなど、支出超過額は着実に減少傾向にある。高校訪問及び高校の進学相談会に教員も参加するなど、入学者の安定的な確保に向け継続的に努力しているほか、成績下位者への指導体制を強化し、退学者の抑制にも努め、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に取組んでいる。

〈参考意見〉

○基本金組入前当年度収支差額が支出超過の状態が続いているため、入学者の安定的な確保に向けた継続的な努力や退学者の抑制のための取組み等を反映させ、収支バランスの均衡に向けた中期財務改善計画の見直しを早急に進めることが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人淳心学園経理規則」にのっとり、適正な会計処理を行っている。公認会計士による外部監査を厳正に行い、常勤監事と内部監査室による監査においては、予算と予算の執行状況、業務の監査及び理事の業務執行状況の監査を適正に行っている。また、常勤監事は、自ら実査を行うほか、会計監査人から会計監査の報告及び説明を受け、計算書類などの検証を行い、理事会、評議員会にて適切に監査報告を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して、学長指示のもと新しい方針を定め、改めて全学的取組みとして学内に周知、浸透しており、具体的な方策を構築している。

学長を中心とし、引続き活動の見直しを計画的に行う仕組みを構築し、機関別、分野別の第三者評価を念頭に、毎年の自己点検・評価を実施している。

内部質保証のための責任組織として運営協議会を当て、教職協働の重要性に鑑み事務組織の参画を規定している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
大学は、内部質保証のため、厚生労働省による理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに準じた自己点検・評価項目を用い、結果の公表を毎年行っている。
自己点検・評価は、第三者評価に備え、毎年行うこととし、自己点検・評価書の作成は隔年周期で行う事を定めている。
第三者評価の結果は、今後の参考として、教職員で情報共有するとともにホームページ等で社会に広く示している。
IR に関しては、常設した IR 室を中心に役割の認識と業務遂行が効果的に進められている。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
大学は、前身である専門学校の理念を引継ぎ、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、内部質保証への活動を積極的に取組んでいる。
大学設置認可、計画履行状況等調査、リハビリテーション教育評価機構による分野別認証評価及び今回の機関別認証評価を機に、常に自己点検・評価、内部質保証への意識を高め、全学的に改善・向上の姿勢で努め、効果的に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携

A－1. 建学の精神に基づいた地域連携の推進
A-1-① 地域連携の取組の体制の強化
A-1-② 自治体等との連携協定に基づく地域連携事業の推進

【概評】
建学の精神及び大学の目的や教育の理念に基づき、地域住民の障がい予防や健康増進に

関する社会貢献活動を積極的に実施している。理学療法学領域、作業療法学領域、共通領域において、それぞれの特性や関係性を生かし、健康増進教室の開催、高齢者を対象とした体力及び脳力測定会などの機能低下予防活動、スポーツ障がい予防教室、こどもカフェ、高齢者自動車運転支援事業、「ふまねっと運動」を実施するとともに、学生の参加も積極的に取組んでいる。

地方自治体との連携は、私立大学で唯一、北海道健康づくり協働宣言実施団体に登録し、道民の健康づくりに寄与している。社会福祉法人千歳市社会福祉協議会と包括連携協定を締結し、介護人材や地域で障がい予防に取組む健康増進リーダー等の育成を行っている。

また、苫小牧東病院と包括連携協定を締結し、地域におけるリハビリテーション医療の向上と健康増進に取組むとともに、学生へ教育機会を提供している。近年は、北広島市の高齢者支援センターと連携し、きたひろ健康測定会を開催している。以上のように、地域連携事業を道単位、市区町村単位と幅広く展開し、その推進と強化を図っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 若手教員の研究活動支援

研究活動については、特に若手教員の育成に力を注いでおり、研究費の配分の他、インセンティブ研究費 270 万円、卒業研究に 170 万円、奨励研究 100 万円を確保し、教員の研究活動への支援と刺激を与えている。

若手教員も大学の支援に応じるように、研究活動を活性化させており、大学となって初めて応募対象となった文部科学省科学研究費助成事業への応募数が初年度は若手教員を中心に 16 件、採択数が 7 件となった。科学研究費助成事業等による外部資金導入以外では、これまで、①随筆論文が海外の学会での受賞（(アメリカスポーツ整形外科学会)（AOSSM）の 2017 年の T. David Sisk Award (Best International Paper)）が 1 件、②ポスター発表での受賞（(第 20 回ヨーロッパ整形外科学会）ジャック・デュパルク賞（EFORT Jacques Duparc Award 2019)）が 1 件、③海外での論文発表（スイス・ジュネーブ市にて行われた世界理学療法士連盟学会)が 1 件、④「PLOS ONE」に掲載した論文が、2018 年に発表された同誌内で被引用数トップ 10%にランクインが 1 件、国内の学会等においても、⑤優秀演題賞（口述部門）を受賞（第 69 回　北海道理学療法士学術大会)、⑥日本予防理学療法学会最優秀演題賞を受賞した他、⑦国際誌へ論文の掲載が 5 件、⑧国内学会での研究発表（第 8 回日本サルコペニア・フレイル学会大会）や⑨シンポジストを務める（第 46 回日本足の外科学会学術集会）等の実績をあげている。

2. 海外研修の実施

令和 4（2022）年 8 月 15 日（月）から 8 月 19 日（金）の 5 日間にわたり、オンラインによる海外研修を行い、12 名の学生が参加した。

この海外研修プログラムは、海外の医療について学ぶ機会を提供し、国際的な教養と視野を備えた理学療法士・作業療法士を養成するため、2022 年度からスタートした。

ニュージーランドの「ワイカト工科大学（Waikato Institute of Technology)」の協力のもと、コロナウイルスの感染状況を踏まえて、オンラインで開催され、プログラムの目

的は、医療英語のレッスン、海外（ニュージーランド）の文化や医療制度に関する講義、現地の学生や医療関係者の方々との交流を通じて、医学英語の基礎力向上とともに、医療人としての国際性を身につけることである。

初日に歓迎とニュージーランドについての紹介、ニュージーランドの医療用語や医療制度について学んだあと、2 日目以降は、ニュージーランドの文化について、理学療法・作業療法の英語表現、ニュージーランドのプライマリーヘルス、オンラインでの臨床演習やディスカッションなどが行われた。

参加した学生のアンケートでは、「楽しい 5 日間でした！」「今後も英語で話す機会があれば、積極的にかかわっていきたいです」「また機会があれば参加したい」「楽しかったので次も予定があったら参加してみたい」との声があるなど好評であり、次年度以降も、海外研修プログラムを実施していく予定である。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 29(2017)年度
所在地　　北海道千歳市里美 2-10

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康科学部	リハビリテーション学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 31 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

66 松山東雲女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神を反映した使命・目的及び教育目的等について、教授会での協議を経て最終的に理事会で承認されることで、役員及び教職員からの理解と支持を得ている。社会情勢に求められている新たな女子教育との整合性の検証と見直しを行い、教育の質保証と改善に取組んでいる。また、これらを学則に定めるとともに、大学の個性・特色を反映して大学案内やホームページ等において簡潔に分かりやすく示し、周知を図っている。

この使命・目的及び教育目的のもと「中長期計画」には、「教育ガバナンス」「募集戦略」「社会連携」に関する具体的施策項目が掲げられ継続的な実施・検討が行われている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて「求める学生像」と「求める学習歴」に分けて表現し、周知している。キャリア支援部は支援の方針や計画等を策定している。また、キャリア教育関連科目を開設し、授業内で自己分析ツール「スチューデント EQ」を利用し、目標と行動計画の作成に役立てている。加えて、生涯を通じたキャリア支援を行っている。学生サービスや厚生補導は学生支援部、教務部、キャリア支援部、各専攻がそれぞれガイダンスを実施し、特に心身の健康に配慮し、経済的支援体制も取っている。学生からの意見・要望の把握のためにアドバイザーによる学生との面談を行い、更に学生との懇談会を実施し、意見や要望を直接取入れている。校地・校舎・施設は併設短期大学との共用で整備されており、また安全管理と防犯対策も行われている。

〈優れた点〉

○キャリア教育で目指す「東雲力」の更なる育成のために、社会人講座である「しののめプラス」、再就職や学び直しなどの生涯を通じた活躍支援である「しののめ人財バンク」を整備していることは評価できる。

○婦人科医師、助産師による相談体制をとり、女性の健康に関する特別な配慮を継続的に実施していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

使命・目的や教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、卒業認定基準などを定め、周知している。ディプロマ・ポリシーのもとカリキュラム・ポリシーを専攻ごとに定めて周知し、カリキュラム・マップ及び履修系統図を作成してディプロ

マ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の可視化を図り、体系的な教育課程を編成している。教務部が中心となって教養教育の検討を行い特徴的な授業科目を設けている。また、SD 委員会と情報メディアセンターが協働し教授方法の研修会を実施している。

学修成果測定の指針となるアセスメント・ポリシーを定め、収集・分析された結果は専攻会、学科会、教授会により教員間で共有され、教育目的達成のために必要な改善が図られ、また学生自らが自身の学修成果を可視化する「ディプロマ・ポリシー到達度評価シート」が作成されている。

〈優れた点〉

○「ディプロマ・ポリシー到達度評価シート」を作成・活用することを通して学生にディプロマ・ポリシーを周知するとともに、学生が各自の学修到達度を可視化できるようにすることで教育の質を高めていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する副学長を 2 人配置し、教学協議会が教学マネジメントの中心的な役割を担い、また学科会、専攻会、執行部会、委員会、センター会は規則に基づいて審議している。

設置基準等の法令を踏まえた教員数を確保し、適切に配置している。専任教員の募集は公募によって行われ、教員の採用と昇任についても規則を適用している。教職員の職能開発については SD 委員会を中心として規則に従って年間計画やプログラムを選定し、実施している。

専攻ごとの共同研究室や各種の実験・実習室、準備室等を整備している。

研究倫理綱領に基づき研究倫理規程を定めた上で研究倫理教育及び啓発活動を行い、研究費助成や外部資金獲得のための研修会等を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

規則等により学内の管理運営体制を整備し、「中長期計画」及び「事業計画書」と「予算書」に基づき運営している。理事会は意思決定体制を整備し、理事の選任、事業計画など重要な議題が審議され、理事長、学長及び事務局長が法人と大学間の調整を図り、経営企画委員会が協議・調整を推進し、所属間の連絡・調整を行っているが、理事会・評議員会については法令・規則の確認に基づいた運営の改善が必要である。

直近 5 期連続で経常収支差額は黒字で安定した財務基盤を確立し、また健全な職場環境を築いている。中長期計画に基づき毎年度の予算編成方針を理事会で議決し、事業計画書及び予算書を作成し理事会で議決している。予算執行についても規則等を整備し、適正な会計処理を実施している。また、会計監査については、関連規則等にのっとり適切に実施され、財務情報を公開している。

〈優れた点〉

○職場環境整備の取組みが、働き方の見直しに資する取組みということで、愛媛県内の教育機関で唯一「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業（第 55 号）」に認証されたこ

とは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

学則のもと内部質保証に関する方針を策定・公表しており、また併設短期大学との合同組織である教学協議会、教職協働協議会、自己点検・評価委員会が全学的な内部質保証の核となる恒常的な推進組織であり、その責任を明確にしている。内部質保証を機能させるため大学・短期大学全体の中長期計画を策定し、経営企画委員会の議を経て理事会での審議・承認後に学内で共有され、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。課題の改善のため、IR 推進委員会の主導のもとデータ収集を行い次期の中長期計画に反映しているが、法人運営における内部質保証システムの機能性については改善が必要である。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした内部質保証を行うためアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の検証を行うための客観性のある指標・エビデンスを明示し、見直しを行っている。

総じて、大学は建学の精神「信仰・希望・愛」のキリスト教精神のもと、自立した女性を育成する教育を目指す四国で唯一の四年制女子大学であり、常に地域社会との強い結びつきのうちに教育を実践してきたことがその特徴であり、「教育ガバナンス」「募集戦略」「社会連携」に関する具体的施策で構成される中長期計画を策定し、自己点検・評価活動を継続して、PDCA サイクルを展開している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域の子育て支援
2. 「桑原地区まちづくり協議会」と連携したボランティア活動・防災活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を反映した使命・目的、教育目的を定め、その内容を学則等に明記している。

ホームページ等において使命・目的及び教育目的の説明を簡潔な表現を用いて分かりやすく記述している。

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、また教育課程や教育活動の中で明示し、具現化している。

「人と社会と共に活躍できる」ことを育成する女性像に加え、社会情勢に求められている新たな女子教育と使命・目的及び教育目的との整合性を検証し、また三つのポリシーの見直しを行い、アセスメント・ポリシーを策定して、教育の質保証と改善に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的等について、教授会の協議を経て最終的に理事会で承認されることで役員及び教職員からの理解と支持を得ている。

入学式や卒業式で必ず「信仰・希望・愛」であらわされるキリスト教精神に基づく建学の精神が述べられ、また大学案内等により建学の精神及び教育理念に基づいた使命・目的が周知されている。使命・目的及び教育目的のもと中長期計画は「教育ガバナンス」「募集戦略」「社会連携」に関する具体的施策で構成され、実施・検討が行われている。

三つのポリシーは、学則に定める学科・専攻の教育目的を踏まえ策定している。
使命・目的及び教育目的を達成するため人文科学部に心理子ども学科を置き、高度な専門性を備えた保育者育成を目的とする「子ども専攻」と社会に貢献できる実践力を備えた人材育成を目的とする「心理福祉専攻」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに合致した学生を受入れるため、ホームページ等で周知を図り、入試種別ごとに「入学者選抜の方針」を定め、それぞれに応じた基準に沿って評価・判定を行うとともに、入学後の調査を行うことでその検証を行っている。

入学者の確保に向け、人文科学部心理子ども学科「子ども専攻」では専門科目の充実や社会人編入学生の獲得に向けた方策を実施する他、令和 5(2023)年度入学生から小学校教諭や特別支援学校教諭免許状を通信制で取得できるようにするため、他大学と連携協定を締結している。また、令和 6(2024)年度から同学科「心理福祉専攻」を社会のニーズを見据えて「社会福祉専攻」に改称することや、愛媛県と連携協定を締結し「地域イノベーション専攻」を新設し、学生の受入れを実施する予定である。

〈参考意見〉
○人文科学部心理子ども学科の収容定員の充足に向けて対策は講じられているが、一層の工夫が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
各学期初めのオリエンテーションでは、学年別・専攻別の「教育課程ガイダンス」「資格等ガイダンス」等を行い、履修に関する情報提供を十分に行うよう努めている。また、これらの時には､学修活動全般に関する支援についても教員と職員との協働で実施している。

加えて、進路変更、経済的困窮や修学意欲の低下等、修学継続に関わる課題について、アドバイザーを中心とした支援体制のもとで対応を行っている。必要に応じて学生支援部やカウンセリングルーム等と連携し、中途退学や休学等に関する相談や申出があった場合には家族・保証人も交え助言を行い、支援に努めている。

障がいのある学生に対しては、相談支援チームを中心に関係各部局と連携しながら支援計画を立てて実施し、一定期間ごとに支援計画・内容の見直しを行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援部は､キャリア支援に関する方針や具体的なキャリア支援計画等を策定し、きめ細かい指導を実施している。キャリア教育関連科目を開設し、その中で自己分析ツールである「スチューデント EQ」を利用して学生が自らの特徴を把握し、改善していくための目標と行動計画を作成するとともに、キャリア教育での「東雲力」の一層の展開のための支援を行っている。

正課外では、ガイダンスやオリエンテーションの他、月 1 回のキャリアプログラムを立案・実施している。また、アドバイザーと連携しながら、履歴書の書き方や面接指導等、きめ細かい支援を行っている。

インターンシップは､加盟している｢大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会」のプログラムに参加して実施している。

〈優れた点〉

○キャリア教育で目指す「東雲力」の更なる育成のために、社会人講座である「しののめプラス」、再就職や学び直しなどの生涯を通じた活躍支援である「しののめ人財バンク」を整備していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

入学時にウェルカムセミナーを行い、在学中には学生サービスや厚生補導に関して、学生支援部が「学生生活ガイダンス」、教務部が「教育課程ガイダンス」、キャリア支援部が「キャリア支援ガイダンス」、各専攻が「資格等ガイダンス」を実施し、きめ細かい対応をしている。

心身の健康についても保健室の健康相談、カウンセリングルームによるサポート、学生が気軽に立寄れるフリースペースもあり、特に専門家による特別な相談・配慮へのサポート体制が充実している。

経済的支援としても奨励金が数多く設定されており、系列校からの進学や編入学、姉妹在学、一人暮らし応援、児童養護施設入所者など多岐にわたっている。また、スポーツ及び成績における特待生制度も複数設けている。

〈優れた点〉

○婦人科医師、助産師による相談体制をとり、女性の健康に関する特別な配慮を継続的に実施していることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎及び施設は併設の短期大学と共用し、校地・校舎面積は設置基準上必要な面積を上回っている。キャンパスには各種設備が整っており、校舎の耐震化は全て済み、またバリアフリー化にも努めている。資格に関連する実習施設は授業で活用され、情報処理施設や体育館などの運動施設も整備されている。図書館では、学生の図書購入希望を受入れるとともに、学外者も利用可能となっている。また、安全管理と防犯対策も十分に行われている。

特色として掲げている少人数教育に基づき授業を行う学生数の管理を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や環境に関する学生からの意見・要望の把握のために、アドバイザーによる学生との面談、学生会執行部員や大学生協学生委員の学生と学長を含む職員による面談を行っている。全学的な取組みとしては、「学修時間・学修行動調査アンケート」「学生による授業改善のためのアンケート」を実施している。授業改善のためのアンケートについては、教員が担当科目の所見と改善方策をコメントし、学生が閲覧できるようにしている。

面談や各種アンケートについてそれぞれ対応するとともに、これらの分析結果については、入学から卒業時まで継続して比較できる指標として、専攻や学科内の教員間で共有されている。

UPI(University Personality Inventory)を全専攻の 1 年生と 3 年生に実施し、学生の心身の健康度を把握して学修支援や生活支援に生かしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に記載された使命・目的や教育目的を踏まえて、専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定めるとともに、それらをホームページ、学生募集要項、履修要覧を通じて周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、また他大学での既修得単位の認定等の運用についても適切に定めている。

授業科目の成績評価基準や評価方法をシラバスに明記するとともに、授業開始時に授業担当者から学生へ説明を行っている。

成績の評価や単位の認定、卒業認定について規則に基づき適切に運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーにうたわれた三つの能力を涵養するためのカリキュラム・ポリシーを専攻ごとに定め、周知している。カリキュラム・マップ及び履修系統図の作成によりディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の可視化を図り、これに基づき

体系的な教育課程を編成している。専攻別の履修モデルを作成し、学修の道筋や学年進行に伴う授業選択の方法を示している。卒業年次を除き 1 年間に履修できる単位数の上限を設け、他方、成績優秀者には GPA(Grade Point Average)による緩和措置を設けている。

教務部を中心として教養教育の検討を行い、特色のある授業科目を設けている。SD 委員会と情報メディアセンターとが協働し、教授方法に関する研修会を実施するとともに、他大学と連携した FD(Faculty Development)活動である SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）に教職員を派遣し、授業方法の工夫や改善の FD 活動を推進している。

〈参考意見〉

○卒業年次の学生について、1 年間で履修できる単位数の上限が設けられておらず、実際の運用がなくとも他の学年と同様に明確な年間単位数の上限を設定する検討が望まれる。

○シラバスについて、成績評価のための資料収集方法やその実施時期、授業回数や試験の時期などの記述の仕方について、授業科目間で統一性をもたせるなどの工夫と併せて、組織的なシラバスのチェックを徹底することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の多面的な測定の指針となるアセスメント・ポリシーを、機関レベル、学科・専攻レベル、授業科目レベルごとに三つのポリシーを踏まえて定め、これに基づき各種の指標を、入学時、在学時、そして卒業時に収集し分析することでディプロマ・ポリシーに沿った学生の成長を促すためのカリキュラム・ポリシーが機能しているかを把握できる設計がされている。収集された各指標の分析結果は、専攻会、学科会、教授会を通じて教員間で共有され、教育目的の達成と改善が図られている。

「学生による授業改善のためのアンケート」結果に対して各教員が担当する科目全てについて所見と改善方策を記載するなどの授業改善のための取組みが行われている。学生自らの学修成果を可視化するツールとして「ディプロマ・ポリシー到達度評価シート」が作成されている。卒業生や在学生を対象とした各種アンケートの分析結果は SD 委員会及び IR 推進委員会が集約し、教学協議会を通じて全教職員で情報共有を図り、ホームページでも公表している。

〈優れた点〉

○「ディプロマ・ポリシー到達度評価シート」を作成・活用することを通して学生にディプロマ・ポリシーを周知するとともに、学生が各自の学修到達度を可視化できるように

することで教育の質を高めていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は学務全般の責任者としての役割を果たし、補佐する副学長を二人配置している。学長のリーダーシップのもとで、教学協議会が教学マネジメントの中心的な役割を担っており、入試部、教務部、学生支援部、キャリア支援部などの部署を設置している。

事務組織規程に基づき、法人事務局と大学事務局の二つの事務局を設置し、効率的に運営している。

学科会、専攻会、各執行部会、委員会、センター会は、それぞれの規則に基づく事項を審議し、教授会に報告している。教授会の組織上の位置付け及び役割は明確であり機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準等の法令上必要な教員数を確保し適切に配置しており、専任教員の募集は公募によって行っている。教員の採用と昇任についても厳格に規則を適用しており、また教員評価は毎年、規則に基づいて適切に実施している。

着任後 3 年未満の教員には、お互いの授業を参観することを義務付けており、参観後は授業参観シートを SD 委員会に提出し、面接などを通じてフィードバックを行っている。

FD 活動については体制整備や実績の観点から、今後の更なる積極的な取組みが期待される。

〈参考意見〉

○FD 活動について、SD 委員会に専門部会を設けて実施しているが、全学的な取組みとしては年 1 回の研修にとどまっているので、教育内容・方法等の改善活動を主導する組織体制を更に整備し、PDCA サイクルを着実に推進することが望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の職能開発については、SD 委員会を中心として、受入れ学生の多様化や社会情勢の変化に応じたテーマを選び、教職員の意識の向上を図っている。

職員研修に関しては松山東雲学園職員研修会規程に従い、年間計画やプログラム選定を行っている。

SPOD 主催の研修会へ参加しており、SPOD 内講師派遣制度も利用している。加えて、「松山東雲学園研修会」の年 2 回開催など、組織的な研修活動を行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個人研究室を、兼任教員には非常勤講師控室を用意し、また専攻ごとの共同研究室や各種の実験・実習室、準備室等も整備している。

研究倫理綱領に基づき研究倫理規程を定めた上で、コンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動を行っている。

経常的な研究経費については研究費単価をもとに配分額を決定し、外部資金獲得及び共同研究・受託研究等を推進するため、「こども教育実践研究センター」を設置して、研究費助成や外部資金獲得のための研修会等を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、学則などの規則等により、学内の管理運営体制を整備するとともに、ガバナンス・コードを定め、遵守状況の確認も行っている。毎年度作成している中長期計画及び事業計画に基づき運営することで、経営の規律と誠実性を担保し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

環境保全に関しては、学内のみならず社会環境に配慮した体制を維持している。教職員には、育児・介護休業の取得しやすい職場環境と所定外労働時間の削減による働き方の見直しで、健全な職場環境を築いている。

防火訓練や防災訓練を地域と連携して実施するなど、地域とも協力した安全に対する配慮を行っている。

〈優れた点〉

○職場環境整備の取組みが、働き方の見直しに資する取組みということで、愛媛県内の教育機関で唯一「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業（第 55 号)」に認証されたことは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

毎月開催する理事会に加え､臨時にも開催しており意思決定ができる体制を整えている。中長期計画改正の審議や学長などの選任について一部問題はあるが、予算、事業計画、役員人事など重要な議題が審議されている。

寄附行為に基づく理事の定数は確保され、理事会における理事、監事の出席状況も良好

であり、やむを得ない欠席時には全て委任状が提出されている。

〈改善を要する点〉

○中長期計画について、令和 5(2023)年 3 月 20 日に理事会で議決された内容では「教育力の向上」が 5 項目から成っていたが、現在運用されているのは 6 項目で構成されており、理事会の議決を経ずに重要事項の改正を行っていることは改善を要する。

○学長及び副学長の職務理事について、令和 4(2022)年 9 月 26 日の理事会において理事及び評議員として選任され任期は令和 4(2022)年 10 月 1 日からとしているが、令和 4(2022)年 9 月 30 日の学長及び副学長の任期満了後の令和 4(2022)年 10 月 3 日の理事会において選任の手続きを行い、任期を 10 月 1 日に遡って任命していることは改善を要する。

〈参考意見〉

○寄附行為第 14 条第 11 項に、「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者及びこの学園の理事を受任者とした委任状を提出した者は、出席者とみなす。」と規定しており、出席した理事に賛否を委任できる規則となっているため、検討が望まれる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、学長及び事務局長が適切にコミュニケーションを図り、経営企画委員会が協議・調整を推進する役割を担い、重要事項の審議と同時に各所属の連絡・調整を行っているが、理事会や評議員会の運営及び監事の職務遂行に課題があるので、理事長のリーダーシップのもと体制の整備が望まれる。

理事会は寄附行為に定められた事項について評議員会に諮問し、評議員会は諮問事項に対し意見を述べ、理事会の諮問機関としての機能を果たしているが、中長期計画の審議の取扱いについては課題がある。

評議員の構成は、教職員の他に同窓生や学生・生徒の保護者等からバランス良く組織されている。監事の選任は寄附行為に基づき理事会において選出した候補者の内から、評議員会を経て理事長が選任しており、監事としての職務を遂行している。

〈改善を要する点〉

○「学校法人松山東雲学園中長期計画」について、評議員会では「学園の中長期計画概要」を諮問しており、意見を適切に聴いているとはいえないため改善を要する。

○決算時の監事監査の報告について、理事会及び評議員会に監事が出席しているにもかか

わらず、「学園監事の監査実施要領」に基づく監事の監事報告を行っていないことは改善を要する。

〈参考意見〉

○学長の選任などを含めた理事会及び評議員会の運営に不備がある点について、運営管理のチェック体制の整備と監事の機能の発揮が望まれる。

○監査報告書について、理事の業務執行状況を監査しているが報告書に記載されていないため適切に作成することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

直近 5 期連続で、経常収支差額での黒字を計上し、現預金、特定資産を着実に積上げてきており、極めて健全性の高い安定した財務基盤を確立している。人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率などの指標も問題ない水準にある。

また、中長期計画に基づき毎年度の予算編成方針を理事会で議決し、教職員に周知した上で各部門の事業計画書案及び予算申請書案の提出と予算折衝を経て、事業計画書及び予算書を作成している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成方針に基づいた予算申請をもとに予算案を作成し、毎年 3 月に評議員会にて意見聴取した後、理事会で議決し、予算執行についても必要な規則等を整備し、適正な会計処理を実施している。

また、会計監査については関連規則等にのっとり、公認会計士及び監事により適切かつ厳正に実施され、計算書類、財産目録、事業報告書及び監事の監査報告書は、「学校法人松山東雲学園財務等の情報公開規程」に基づき閲覧に供するとともに、財務情報は法人のホームページで公開している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則のもと「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における内部質保証に関する方針」を策定し公表している。また、併設短期大学との合同組織である教学協議会、教職協働協議会、自己点検・評価委員会が全学的な内部質保証の核となる恒常的な推進組織であり、その責任を明確にしている。教学協議会は教学の全学的な方針を協議し、三つのポリシーを起点とする教育の質保証の中心的な役割を担い、教職協働協議会は中長期計画について情報共有し、これに基づき学科・専攻において作成される「中期計画」及び各執行部・委員会・センター組織が作成する「年次行動計画」に基づいた全学的な観点からの改善方策について協議を行い、自己点検・評価委員会は中長期計画をもとに中期計画と年次行動計画の点検・評価の分野・項目等を検討し、各部署での計画の作成・集約に加えて「年度途中報告」と「年度末評価」の作成・集約に責任を負っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・短期大学全体の中長期計画を策定し、経営企画委員会の議を経て理事会での審議・承認後に教職協働協議会と教授会で報告され、これに基づき学科・専攻レベルで中期計画を、また執行部・委員会・センター組織で年次行動計画を策定し、それぞれ年度途中報告と年度末評価にまとめて内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い学内での共有が図られ公表されている。

IR を「大学機関の教育改善や経営改善のためのデータを集積、分析し、その分析結果を教育研究、学生支援、経営等に活用すること」と定義し、課題の改善のため IR 推進委員会の主導のもと新入生アンケート、年度末アンケート等の見直しや実施方法の改善等を行い、またディプロマ・ポリシーに関する学修成果と併せて「東雲力」についても学生の成長実

感の指標としてデータ収集を進めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うためアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の検証を行うための客観性のある指標・エビデンスを明示し、また必要に応じて三つのポリシーの見直しを行い学修目標・計画の設定に生かし、その結果を検証するとともに、教育の向上・改善に反映させ大学全体で共有している。

また、内部質保証のためにも中長期計画を策定し、これに基づき専攻で中期計画が作成され、その年度途中報告と年度末評価を行い学内での共有を行っている。理事会の機能性や管理運営面において改善すべき事項があるものの、そこから抽出された三つのポリシーや教育課程に関わる教学面での課題に関しては教学協議会において協議・検討し、その結果は各専攻の教育改善に反映され、各専攻の教育改善の取組みや課題は大学全体の中長期計画に反映されている。

〈改善を要する点〉

○法人運営における理事会の機能や管理運営の円滑化と相互チェックの体制において、法令や規則を遵守していない点があり、内部質保証システムの一部が機能していないことは改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

Ａ－1. 教育活動における地域社会との連携

A-1-① 自治体との連携による教育活動

A-1-② 企業との連携による教育活動

A-1-③ 他大学との連携による教育活動

Ａ－2. 教育研究活動における地域社会への貢献

A-2-① 建学の精神と学びの特色を活かした教育研究活動の地域社会への発信

A-2-② 地域社会への学び（学び直し）の提供

A-2-③ 高大接続による高校生への学びの支援

【概評】

愛媛県や松山市及び周辺自治体との包括的な連携協定を結ぶことで自治体との連携による教育活動の基盤をしっかり整備している。愛媛銀行との連携協力協定に基づく寄付講座科目である「現代社会とライフデザイン」の開設や、厚生労働省の児童館事業のモデル事業にも選ばれた「松山市福祉事業団（畑寺児童館）」との協働事業である「でら小屋」を実施する等、企業との連携に基づく教育活動も積極的に展開している。「大学コンソーシアムえひめ」に加わり共通科目としての「大学コンソーシアム共通科目Ⅰ」「大学コンソーシアム共通科目Ⅱ」を開設する等、他大学との連携にも積極的である。

以上のような、地方自治体、企業、他大学等との協働に基づく教育活動が大学の教育活動に定着していることは特筆すべき点である。特に、平成 27(2015)年度に採択された「地（知）の拠点大学による地方創成推進事業(COC＋)」は、大学独自のプロジェクトとして特筆できるものである。

建学の精神と学びの特色を生かした教育研究活動を進める上での中心として平成 30(2018)年に「松山東雲こども教育実践研究センター」を開設し、現職保育者や卒業生を対象とした保育・幼児教育に関する講座を開催するなど、幼児教育・保育実践のためのリカレント教育を実践していることは特筆すべき点である。また、授業科目の地域社会への開放や、高等学校との高大連携プログラムの開設、高等学校における「探求」の授業への協力の実施などの形で大学の知的・人的資源を地域や地元高等学校に積極的に提供し地域社会の教育力向上という形での社会貢献を行っていることは特筆できる。

防災教育面でも、在学生に防災士の資格取得の機会を提供するとともに、地元の高校生の協力を得て避難所運営を行うなど在学生や地元の高校生に貴重な体験を提供していることも特筆できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域の子育て支援

本学園では、「保育・幼児教育運営委員会」を設置し、地域の子育て支援、保育・幼児教育の質向上に力を注いできた。支援活動の一環として、平成 20(2008)年に、松山市ひろば型地域子育て支援事業の委託を受け、本館北 1 階に子育て支援「しののめ広場たんぽぽ」を開設した。主に 0 歳～3 歳の未就学児とその保護者を対象として、親子が集い、安らげる空間を提供するとともに、専任スタッフ 7 人（常時 2 人）が常駐しており、保護者からの相談に対応するなどの支援事業を行っている。 また、本学及び同一法人内の短期大学の保育学・心理学・社会福祉学・栄養学の専任教員が地域の未就学児童の家族を対象に、各専門分野の専門性を生かした子育て相談会を実施している。（表 V-1）更に、平成 30(2018)年度からは、「しののめ保育・幼児教育講演会」を毎年 1 回開催している。令和 4(2022)年度は、絵本専門士の渡部愛氏を招き、「こどもと絵本と」をテーマに開催した。参加者数は、約 106 人であった。

表 V-1　子育て相談会

日　程	内　　容	講　師
2022 年　9 月 13 日	「子育ての中の困った！！」を解決します	岡田　恵
10 月 18 日	家族関係・子育ての悩み	友川　礼
11 月 22 日	こころの発達と障がい（公認心理士）	鏡原　崇史
12 月 13 日	こどもの食	曽我　郁恵
2023 年　2 月 21 日	言葉の発達、絵本	影浦　紀子

2.「桑原地区まちづくり協議会」と連携したボランティア活動・防災活動

本学園は、平成 28(2016)年に本学が立地する松山市桑原地区の「まちづくり協議会」と連携協定を締結し、協働して地域活動に携わっている。本学の職員が「まちづくり協議会」の役員となり、役員会に定期的に参加し、地域が実施している活動について情報収集を行うとともに、本学の情報発信を積極的に行っている。

ボランティア活動として、学生・教職員が「まちづくり協議会」と連携し、大学近辺の市道を清掃する「清掃ボランティア」を年 4 回行っている。これ以外にも、役員会で収集した情報を活用し、地域が実施する活動について学内に周知し、イベント等への参加を呼掛けている。また、令和 2(2020)年には、同協議会と「災害用備蓄物資及び物資収納スペースの管理に関する協定」（令和 4(2022)年に「防災倉庫、体育館ステージ下収納スペース及び備蓄物資の管理に関する協定」として再締結）を締結し、キャンパス内の体育館ステージ下の収納庫や屋外倉庫（「まちづくり協議会」より本学キャンパス内の駐車場の一角に設置）を災害時の備蓄物資保管場所として管理している。その他、本学キャンパス内で実施している防火・防災訓練（年間 2 回）に、桑原地区自主防災組織連合会会長を含む地域の防災士の方々が参加、訓練終了後は、本学の担当者と共に備蓄品の点検等も行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 4(1992)年度
所在地　　愛媛県松山市桑原 3-2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文科学部	心理子ども学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理

8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

67 目白大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
大学の使命・目的及び教育目的は、大学学則及び大学院学則に簡潔に文章化している。また、大学の特色は、「育てて送り出す」という教育理念に表現している。使命・目的及び教育目的は、「目白学園中期目標・中期計画」や毎年度の「目白学園事業計画」に基づいて随時見直し・策定を行っている。使命・目的及び教育目的の学内外への周知は、建学の精神である「主・師・親」を全ての教室、会議室、執務室に掲額するとともに、学生便覧、ウェブサイト等には、「主・師・親」の精神と教育理念を掲載している。

「基準２．学生」について
学修支援は、教務委員会、学生委員会、障がい等学生支援室等を中心に、教職協働の体制で実施されている。キャリア支援に関しては、キャリア教育科目による教育的支援と、キャリアセンターによる就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。校地・校舎等の施設は、法令を遵守するとともに教育効果を高めるよう整備し、バリアフリーにも配慮している。
収容定員充足率は、大学全体としては概ね満たしているが、一部低い学科があるため、対策を強化して在籍学生数の回復に努めていくことが必要である。大学及び大学院は、教育目的を踏まえ学部・学科及び研究科・専攻それぞれにおいてアドミッション・ポリシーを明確に定めており、ウェブサイトや入学案内、学生募集要項、オープンキャンパス、入試相談会等で学内外に周知している。

〈優れた点〉
○多様な属性を持つ学生に細やかに対応するためキャリアコンサルタントやキャリアカウンセラーを配置し、全学対象キャリア科目担当専任教員を新たに任用するなど、キャリア支援の全学的体制の強化に努めており、保護者対象就職説明会や「保護者のための就職活動支援ガイド」の配布など、保護者と連携したキャリア支援にも力を入れていることは、「育てて送り出す」という教育理念の実現を目指すものとして評価できる。
○地域社会に貢献する学生の企画について大学が資金面での支援を行う「SPIS チャレンジ制度」は、学生の自主性と創造性を喚起するものであり、学生が自ら学びを深めるための機会を与える取組みとして評価できる。

「基準３．教育課程」について

学則において定められた教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定し､学生便覧、ウェブサイト及び入学案内において公表している。ディプロマ・ポリシーに基づく「学士力」と各学部・学科のディプロマ・ポリシーに基づいた「専門基礎力」を定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定している。

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーに掲げる全学共通の「学士力」の 5 要素と、各学部・学科がそれぞれ指定する「専門基礎力」の 3 要素の双方を学生が確実に修得できるよう編成している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価を行うために独自のアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査・学生の意識調査などを実施している。

〈優れた点〉

○高等教育研究所において教員の遠隔授業に対する授業力向上という視点で「目白大学授業力向上のためのハンドブック」を刊行し、全教員に配付することで授業に生かしている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長のほか、特命学長補佐及び学長補佐をそれぞれの組織上の位置付けや役割を明確にする形で整備している。FD(Faculty Development)活動は、FD 実施委員会が連携をとり全学的な FD 研修会を年 2 回開催するとともに、当日受講できなかった教員に対しても動画を配信するなどのフォローを行っている。研究倫理については、高い倫理観のもとに研究活動を行うと同時に不正が生じないよう規則を整備し、厳正に運用している。

教員の配置は、設置基準で定める必要専任教員数は満たしているが、社会学部社会情報学科においては、令和 3(2021)年度より教授数が 1 人不足している状況が続いており、いまだに確保できていないため早急な対応が必要である。

大学は、これに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 6(2024)年 1 月 11 日付で人間学部心理カウンセリング学科の教授が社会学部社会情報学科へ異動する発令を行い、その結果を 1 月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと、適切に大学運営を行い、指定されている情報については、全てウェブサイトで公開している。理事会は、法人の最高意思決定機関として法人運営に関する重要事項を審議し、法人の業務を決するとともに、質疑応答等を通じて理事の職務の執行状況を確認し、監督している。

財務運営は、平成 27(2015)年に作成した今後 10 年間の財務見通しにのっとり、適切に行われている。監査体制においては、監事、監査法人、内部監査室の「三様監査」体制を

構築しており、三者で意見交換を実施するなどの緊密な連携のもと、適正な組織運営に資する監査体制を整備している。

〈優れた点〉

○SDGs に関する科目を体系的に履修できるよう、「SDGs 副専攻」を開設するなど、SDGs に対する意識を向上させようとする取組みを全学的に実践している点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の方針、内部質保証システムをつかさどる組織の責任と権限の明確化、学外者による検証、説明責任及び改革・改善の仕組みを整備している。そして、学長を委員長とする内部質保証委員会を設立し、教学と法人が一体となり大学の教育活動等の充実と向上を図るための恒常的・継続的体制を整えている。

アセスメント・ポリシーにのっとり、三つのポリシーを起点とした教育活動の点検・評価を全学レベル、学位プログラムレベル及び授業レベルで実施し、自己点検・評価活動や内部質保証の取組みを外部に公表することで PDCA サイクルの仕組みを確立しているが、学生の受入れや教員の配置においては、改善を要する点もあり、内部質保証の機能性を更に向上させていくことが必要である。

総じて、大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的の達成のために、教育課程編成、学修環境及び学修支援体制を整備しており、収容定員充足率は、大学全体としては概ね満たしているが、一部低い学科がある。また、教員の配置では、社会学部社会情報学科において令和 3(2021)年度から教授数が 1 人不足している状況が続いているため、内部質保証の機能性を更に向上させ、改善に資することを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.多様なステークホルダーとの協働」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 時代の要請に即した教養教育の構築
2. 学生サービス体制の充実
3. 機能性の高い内部質保証の実現

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神である「主・師・親」を現代的に解釈し、大学の使命・目的及び教育目的を大学学則及び大学院学則に簡潔に文章化している。また、大学の特色は、「育てて送り出す」という教育理念に表現し、この教育理念を「育てる」「伸ばす」「送り出す」の 3 要素に分解し、具体的な教育方法との対応関係を明示している。
大学の使命・目的等は、社会の変化や要請に応えるために見直しを行い、令和 3(2021)年度から二つの副専攻を開設するなどの教育改革に取組み、現在及び未来に対応できる人材を養成するための新たな教育目標を創出している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、役員や教職員の理解と支持を得るために「目白学園中期目標・中期計画」や毎年度の「目白学園事業計画」に基づいて随時見直し・策定を行っている。また、使命・目的及び教育目的の学内外への周知は、建学の精神である「主・師・親」を全ての教室、会議室、執務室に掲額するとともに、学生便覧、ウェブサイトには、「主・師・親」の精神と教育理念を掲載している。
平成 29(2017)年には「目白大学の 3 方針案策定委員会」を設置し、これまでの三つのポリシーの見直しと再策定を行い、ディプロマ・ポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を明確にした。
学部・学科・研究科・専攻・附属施設は、使命・目的及び教育目的を実現するために適切な構成となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科と研究科・専攻においてアドミッション・ポリシーを明確に定めており、ウェブサイトや入学案内、学生募集要項、オープンキャンパス、入試相談会等で学内外に周知している。入試問題については「入学試験問題作成・点検委員会」を設置し、その方針に基づき作問及び点検を適正に実施している。入試過誤が生じた場合には、外部有識者を委員長とする特別委員会を設置して調査を行うとともに再発防止策を策定している。

大学全体として収容定員充足率を概ね満たしているが、一部の学科では低いため、オープンキャンパスの強化やアドミッション・オフィサーの配置など対策を強化して在籍学生数の回復に努めている。

〈改善を要する点〉

○保健医療学部作業療法学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり改善が必要である。

〈参考意見〉

○保健医療学部言語聴覚学科の収容定員充足率が低いため、充足率向上に向けて一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

目白学園中期目標・中期計画」及び毎年度の事業計画で定められた方針・計画に基づき、学修成果の可視化の基盤整備や授業改善の活性化、課外活動・就職活動の支援、障がいのある学生への合理的配慮などの学修支援が、教務委員会、学生委員会、障がい等学生支援

室等を中心に、教職協働の体制で実施されている。専任教員がオフィスアワーを週 2 コマ以上設定し、兼任教員を含め教員の E メールアドレスを公開して、質問や相談に対応する体制を整えている。教員の教育活動を支援する TA・SA(Student Assistant)制度は、制度の趣旨や業務の内容、受講者との関わり方などを解説したハンドブックの作成などにより適切な運用が図られている。中途退学対策については、3 期にわたるプロジェクト等を踏まえ、注意喚起、情報共有、当該学生への働きかけなどに関する検討が全学的に行われている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

共通科目としてキャリアデザインの講義科目や演習科目、事前・事後の学修を含むインターンシップ・プログラムが年次に応じて体系的に開設されている。各学部では専門科目としてインターンシップ関連科目や資格関連の実習科目が開設されているほか、自身の将来像を具体的にイメージするために、職場体験の機会を正課内外に設けている。正課外では、学生のニーズに応えた合同企業説明会・就職対策講座等を開催し、就業意識の向上や主体的な就職活動につなげている。さいたま岩槻キャンパスでは、関係の委員会と学生課によって、国家試験対策や病院・施設等を招いての合同就職説明会が実施されている。新宿キャンパスでは、就職支援部職員等による学年別の情報発信や個別相談、合同企業説明会、資格取得対策講座、担任教員による進路相談などが行われている。資格取得については奨励金制度を設けている。

〈優れた点〉

○多様な属性を持つ学生に細やかに対応するためキャリアコンサルタントやキャリアカウンセラーを配置し、全学対象キャリア科目担当専任教員を新たに任用するなど、キャリア支援の全学的体制の強化に努めており、保護者対象就職説明会や「保護者のための就職活動支援ガイド」の配布など、保護者と連携したキャリア支援にも力を入れていることは、「育てて送り出す」という教育理念の実現を目指すものとして評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

課外活動やボランティア活動への支援・指導など、学生サービス・厚生補導は、主として､教員と事務職員から構成される教職協働の学生委員会と学生課によって担われている。学生の健康相談、心的支援、生活相談等には、学生課のほか、保健室・学生相談室・障がい学生等支援室などが連携して当たっている。日本学生支援機構による貸与型奨学金や国の高等教育修学支援新制度の活用のほかに、大学及び後援組織による成績優秀者の入学促進や、経済的支援、修学支援のための奨学金の給付が行われている。

〈優れた点〉

○地域社会に貢献する学生の企画について大学が資金面での支援を行う「SPIS チャレンジ制度」は、学生の自主性と創造性を喚起するものであり、学生が自ら学びを深めるための機会を与える取組みとして評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

多目的学習支援棟「コミュニティ・プラザ Kiri」など、自主学習スペースが多数、配置されているほか、無線 LAN 環境の整備、震災対応の備蓄、空気清浄機の導入など、快適な学修環境の整備・活用が図られている。スロープ・段差解消昇降機の設置、多目的トイレの配置等、施設・設備のバリアフリー化にも努めている。言語聴覚学科の実習施設として耳科学研究所クリニックを設置し、めまい診療・言語聴覚リハビリテーション等の専門的な医療を幅広く地域に提供している。学修に必要とされる図書・資料を確保した図書館・図書室がキャンパスごとに配置されている。メディア学部のためのマルチメディア室の設置など、教育目的達成のための ICT（情報通信技術）環境の整備に努めている。情報処理教育に必要とされる一定数のパソコン教室を維持しつつ、BYOD(Bring Your Own Device)の導入が進められている。授業を行う学生数は、科目の形態に合わせて、適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全授業科目を対象に、学生の授業評価とそれを踏まえた教員の自己評価・改善コメントを連動させた授業評価アンケートを実施するなど、学修支援に関する学生の意見をくみ上げ、改善に反映する体制を整えている。卒業生アンケート等を実施し、学生生活、大学による学生支援、施設・設備等についての満足度等を調査し、結果について、学部長等会議、教授会等に報告することで現状の把握と改善に努めている。各種アンケートによる学生の要望の定量的な把握を補完する試みとして、学生との意見交換会や学生評価委員と直接対話を行うことで、学生のリアルな要望を堀起こす機会を設けている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において定められた教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しており、学生便覧、ウェブサイト及び入学案内において公表している。併せて、年度始めに行われる各学科のガイダンスにおいて直接周知しており、学生がディプロマ・ポリシーに対して理解を深める取組みを継続的に行っている。

ディプロマ・ポリシーに基づく「学士力」と各学部・学科のディプロマ・ポリシーに基づいた「専門基礎力」を定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定している。総修得単位数あるいは修得科目により履修制限を設けることで、履修の順次性を担保している。GPA(Grade Point Average)制度を導入し、その結果については高等教育の修学支援新制度やその他奨学金への選考材料などに活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーに掲げる全学共通の学士力の 5 要素と、各学部・学科がそれぞれ指定する専門基礎力の 3 要素、①「基礎的知識・理解」②「基本的能力」③「基本的態度・志向性」―を学生が確実に修得できるよう編成している。併せて、各学部・学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成されている。

シラバスの点検・確認作業において、科目ごとに責任者を明確に設定し、適切に整備している。教養教育機構を設置し、教養教育としての共通科目について検討し、令和 4(2022)年 4 月から新カリキュラムに基づく共通科目を実施している。教授方法の改善を進めるため、FD 実施委員会を設置し、高等教育研究所との連携により、年 2 回の全学 FD 研修会を開催している。

〈優れた点〉
○高等教育研究所において教員の遠隔授業に対する授業力向上という視点で「目白大学授業力向上のためのハンドブック」を刊行し、全教員に配付することで授業に生かしている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うために独自のアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査・学生の意識調査などを実施している。そして、全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルで、教員・学生それぞれの観点から、学修成果・学修行動の主観的評価や客観テストによる能力評価など、多角的・重層的な点検・評価を行っている。

学生へのフィードバックの取組みとして、英語アセスメント、国語アセスメント及び社

会人基礎力アセスメントは、受験結果の個票が学生個人にフィードバックされ、成績評価以外での学修状況を自ら把握し、次の学修につなげるよう指導している。各種アセスメントの実施計画及び結果については、各種会議や内部質保証委員会で報告しており、全学に対しても FD・SD 研修会等で共有している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するために、規則等に基づき学長の補佐体制として 3 人の副学長のほか、2 人の特命学長補佐、9 人の学長補佐を配置し、それぞれの組織上の位置付けや役割を明確にする形で整備している。

教学マネジメントは、学長を議長とする「学部長等会議」を中心に行い、高次の判断が必要とされる重要事項については「大学運営評議会」で審議している。また、教授会においては、情報共有を図るとともに、「大学学長裁定」を定めることで、教学に関する重要事項について学長への意見を述べる場であることを明確にしている。

新宿・さいたま岩槻両キャンパスに教学マネジメント遂行に必要な部署及び職員を配置し、教職協働の体制を確立して、教学マネジメントの機能性を高めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

FD 活動は、新宿・さいたま岩槻両キャンパスの FD 実施委員会が連携をとり、全学的

な FD 研修会を年 2 回開催するとともに、当日受講できなかった教員に対しても動画を配信するなどのフォローをしている。また、各学科・研究科においても FD 活動を計画的に実施し、授業の内容及び方法の改善に向けて積極的に取組んでいる。

教員の任用及び昇任に関する規則を整備し、手続きを進めていく際の資格審査や業績評価を適切に運用する体制を構築している。

しかしながら、設置基準で定める必要専任教員数は満たしているが、一部の学科においては、教授数未充足の状況が複数年にわたり続いており、いまだに確保できていない。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 6(2024)年 1 月 11 日付で人間学部心理カウンセリング学科の教授が社会学部社会情報学科へ異動する発令を行い、その結果を 1 月 31 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○社会学部社会情報学科においては、令和 3(2021)年度から教授数が 1 人不足している状況が続いているため、早急な改善が必要である。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人内の SD 活動として、「学校法人目白学園 SD 実施規程」「目白大学・目白大学短期大学部 FD・SD 推進委員会規程」に基づき、職員の資質・能力向上に資する研修会を適切に実施している。また、SD 研修の形態を、「階層別研修」と「職種別研修」に分類し、個々の職員がそれぞれの職位及び職種に応じて参加する研修を選別する形をとっており、各々の職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させる体制を構築している。

SD 研修実施後は、参加者に対し受講後アンケートや理解度テストを実施することで、研修の成果について検証しており、それらの結果に応じて次年度以降の研修方法や研修テーマの見直しを適切に行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に対し、個人研究室又は共同研究室を割当てており、加えて研究にも専念できるよう研究日を設けるなど、適切な研究環境が整備されている。また、研究遂行をサポートするため新宿キャンパス教務部に研究支援課を設置し、さいたま岩槻キャンパスでは研究支援業務を庶務部庶務課が担当している。

また、「目白大学・目白大学短期大学部学術研究倫理憲章」をはじめ、「目白大学・目白大学短期大学部における研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則」「目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理審査に関する規程」を制定し、高い倫理観のもとに研究活動を行うと同時に不正が生じないよう、規則を整備及び運用している。

研究活動への資源配分については、全専任教員に基本研究費を支給し、各教員の研究活動の活性化を促進している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと、適切に大学運営を行い、指定されている情報については、全てウェブサイトで公開している。

使命・目的の実現に向けて、理事長、学長等を構成員とする「経営企画本部会議」を設置し、全学的、中長期的又は戦略的な重要事項の審議を迅速化し、その実現のため継続的に努力しているとともに、その決定については学内へ周知徹底を図っている。

国の指針に基づく個人情報保護、ハラスメント等に関する人権侵害、研究倫理、公益通報者保護等に関する関連諸規則等を整備するとともに、研修会を通じてコンプライアンスの強化を図っている。

危機管理体制については、危機管理に係る諸規則やマニュアルを整備し、危機事象が発生した際でも適切に対処できる体制を整えている。

〈優れた点〉

○SDGs に関する科目を体系的に履修できるよう、「SDGs 副専攻」を開設するなど、SDGs に対する意識を向上させようとする取組みを全学的に実践している点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関として位置付け、毎年 8 回、9 回開催している。また、法人運営に関する重要事項を審議し、法人の業務を決するとともに、質疑応答等を通じて、理事の職務の執行状況を確認し、監督している。

法人と教学部門との連絡協議機関として「経営企画本部」を設置し、原則月 1 回の頻度で「経営企画本部会議」を開催し、法人の経営方針、経営計画、新規事業の企画等法人経営上の戦略的重要事項について審議し、方向性の決定を行い、案件に応じ理事会に付議している。

理事会の活性化のため、役員等選任運用基準により定年年齢及び通算在任期間を定めるとともに、理事機能強化のため、組織管理規則に常勤理事の職務を定めている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

教員組織による大学運営評議会、学部長等会議、教授会等の会議や、職員組織による部長会、大学事務局連絡会等の会議を月例開催し、段階的に議論されてきた重要案件を理事長が本部長を務める「経営企画本部会議」の議を経て、理事会に付議する仕組みを構築し、各管理運営機関の意思疎通と連携が円滑に行われている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みについては、教員には学科連絡会議や各種委員会で、職員には上司との面談や職務状況等調書で、提案等ができる機会を設けている。

監事の職務については、寄附行為に定め、適宜、法人の業務と財産の状況を把握するとともに、理事会に出席し、法人の業務や財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べ、毎年度監査報告書を作成し、5 月の理事会及び評議員会に出席し、監査結果を報告している。評議員の選任及び評議員会の運営は適切であり、出席状況は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
平成 27(2015)年に作成した今後 10 年間の財務見通しにのっとった財務運営を基本に据えながら、必要に応じて財務見通しの見直しが図られるなど、適切な財務運営が行われている。また、予算編成に際しては、毎年度予算編成大綱を策定している上、各部門から提出された予算案に対しては、理事長と財務担当理事が査定を行うほか、新規予算については、新規事業計画書の提出を求め、必要に応じてヒアリングを実施し、採択の可否を決定するなど、適切に予算設計や予算執行がなされている。
収支においては、学生生徒等納付金を安定的に確保しているほか、資産運用収入をはじめとする教育活動外収入もプラスで推移しており、加えて、最大の支出要因である人件費も令和 2(2020)年度に取組まれた「人件費構造改革」の効果で抑制されている。結果、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額ともに収入超過を継続しており、法人の収支バランスは良好であるといえる。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準をはじめ、「学校法人目白学園経理規則」「学校法人目白学園預り金取扱規則」「学校法人目白学園減価償却耐用年数規程」等の学内経理規則に基づき、適正な会計処理を行っている。
監事は、私立学校法に基づく監事監査を適切に実施している。監査体制においては、監事、監査法人、内部監査室の「三様監査」体制を構築しており、三者で意見交換を実施するなど緊密な連携のもと、適正な組織運営に資する監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度に「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証の方針、内部質保証システムをつかさどる組織の責任と権限の明確化、学外者による検証、説明責任及び改革・改善の仕組みを整備した。そして、学長を委員長とする内部質保証委員会を設立し、教学と法人が一体となり大学の教育活動等の充実と向上を図るための恒常的・継続的体制を整えている。

令和 4(2022)年度には、「内部質保証に関する規程」を改正し、内部質保証委員会の下に少人数で構成される大学・大学院部会を設立し、委員会と部会の役割分担を明確にし、更なる質保証の強化が図れるよう組織体制を再整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

全学レベルでは「目白学園中期目標・中期計画」、事業計画書・事業報告書において、学位プログラムレベルでは自己点検・評価報告書において、授業レベルでは授業評価アンケートの結果に基づく教員の自己点検・評価において、それぞれエビデンスに基づいて、自主的・自律的な自己点検・評価が行われ、その結果については学内で共有を図るとともに学外に公表している。

内部質保証の現状把握のため、大学独自のアセスメント・ポリシーにのっとり、高等教育研究所 IR 推進部門が、新入生・在学生・卒業生アンケート、授業評価アンケート、就職先企業アンケート等の主観的データや国語・英語・社会人基礎力アセスメントといった標準化された客観的データなどを収集するとともに、学部・学科からの要望も受入れる形で分析を行っているほか、各学科が自主的に専門科目における主観的・客観的評価を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーにのっとり、三つのポリシーを起点とした教育活動の点検・評価を全学レベル、学位プログラムレベル及び授業レベルで実施し、自己点検・評価活動や内部質保証の取組みを外部に公表することで PDCA サイクルの仕組みを確立しているが、学生の受入れや教員の配置では、改善を要する点もあり、内部質保証の機能性を更に向上させていくことが必要である。

前回の認証評価における改善を要する点は、事業計画書にて改善の進捗状況を記載し公表している。

〈改善を要する点〉

○学生の受入れ、教員の配置について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、早急に対応するよう改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．多様なステークホルダーとの協働

Ａ－1．大学立地自治体との協働による地域貢献事業の実施

A-1-①　大学立地自治体との協働による地域貢献事業の実施

Ａ－2．保護者との協働による学生支援

A-2-①　保護者との協働による学生支援

Ａ－3．多様なステークホルダーとの協働による内部質保証体制の構築

A-3-①　多様なステークホルダーとの協働による内部質保証体制の構築

【概評】

大学立地自治体と協働した地域貢献活動を継続的に実施しており、その実績に基づき平成 28(2016)年度に東京都新宿区・埼玉県さいたま市両自治体との包括連携協定を締結している。「目白大学・目白大学短期大学部地域連携・研究推進センター規則」を制定し、教育研究の成果を社会へ還元するための多様な地域貢献事業を実施し、教職員、学生が地域での活動に積極的に参加している。

在学生の保護者を正会員とした組織「桐光会」を通じて、保護者と協働した学生生活の支援、学修支援のための事業等が活発に展開されている。「桐光会」内の総会、役員会、常任委員会においては、大学職員が参加し、大学と保護者の間の意見交換を行うことで、各種支援に生かしている。三つのポリシーや学修成果について保護者に分かりやすく説明し意見を聴取することで、保護者の考えを大学教育の学修面に反映させる仕組みを構築するという将来計画を立てている。

「目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程」に基づき、外部評価委員会及び学生評価委員会を設置し、内部質保証に関する規則に基づき、外部評価委員会及び在学生から構成される学生評価委員会を設置し、それぞれの意見を参考にすることで、大学の内部質保証につなげている。年度ごとに替わるテーマに沿って意見を聴取している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 時代の要請に即した教養教育の構築

本学では、時代の要請に即した教養教育を実現するため、平成 27(2015)年度より「教養教育検討委員会」を設置し、本学の定義する学士力を育成するために教養教育の基本方針を定めた。その基本方針に基づき、平成 30（2018）年度より、全学共通の枠組みに基づく新しい教養教育（共通科目）を開設した。同時に全学の教養教育を統括する組織として教養教育機構を発足させ、学修成果を高める教育課程や授業計画の検討を行ってきた。

さらに、令和３（2021）年には、本学の特色を生かしながら、現代及び未来に対応できる人材を養成するためのあらたな教育目標を創出するため「フィールド教育×ＤＸ教育による未来型実践家の養成」と題するブランディング戦略を開始した。この戦略に基づき、多様化する社会・文化・ひとに対応するための基礎リテラシーを涵養する「ＳＤＧｓ副専攻」「ＤＸ副専攻」を新たに開設した。

2. 学生サービス体制の充実

教員組織である学生委員会と職員組織である学生課の協働により、手厚い学生サービス体制を構築している。学生生活の安定のための支援として、日本学生支援機構による貸与型奨学金、国の高等教育の修学支援新制度への対応のほか、大学時独自に 11 種類の奨学金・授業料等減免制度を設け学生への経済的支援の充実を図っている。学生の心身の健康に関する支援としては、学生課・保健室・学生相談室・障がい等学生支援室及び何でも相談窓口が緊密に連携し、学生の健康相談・心理的支援・生活相談等に当たっている。特に新宿キャンパスにおいては、関連組織の管理職、保健師・心理師等の専門職及び事務担当者による連絡会議を毎月開催し、情報共有と対応策の検討を行い、手厚い支援を実現している。

3. 機能性の高い内部質保証の実現

本学では、「目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程」で内部質保証の全学的な方針を定めている。この方針にもとづき、全学レベル・学位プログラムレベル・授業レベルの３レベルで自己点検・評価活動を実施し、毎年度自己点検・評価報告書を作成している。さらに３方針を起点とする教育活動の点検・評価を実施するためにアセスメント・ポリシーを定め、全学レベルあるいは学位プログラムレベルでの学修成果の

検証を継続的に行っている。全学レベルの学修成果アセスメントは、高等教育研究所ＩＲ推進部門、学位プログラムレベルの学修成果アセスメントは各学科が担い、恒常的かつ実質的なアセスメントを実施し、結果に基づくＦＤ活動等により教育改善に生かしている。令和２（2020）年度からは、外部評価委員会や学生による意見交換会を行い、大学運営の改善・向上に多様なステークホルダーの意見を生かす仕組みを構築している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　東京都新宿区中落合 4-31-1
　　埼玉県さいたま市岩槻区浮谷 320
　　埼玉県和光市諏訪 2-12

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
心理学部	心理カウンセリング学科
人間学部	心理カウンセリング学科※　人間福祉学科　子ども学科　児童教育学科
社会学部	社会情報学科　メディア表現学科※　地域社会学科
メディア学部	メディア学科
経営学部	経営学科
外国語学部	英米語学科　中国語学科　韓国語学科　日本語・日本語教育学科
保健医療学部	理学療法学科　作業療法学科　言語聴覚学科
看護学部	看護学科
国際交流研究科	国際交流専攻
心理学研究科	現代心理学専攻、臨床心理学専攻、心理学専攻
経営学研究科	経営学専攻
生涯福祉研究科	生涯福祉専攻
言語文化研究科	日本語・日本語教育専攻、中国・韓国語文化専攻
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻

看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 25 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	さいたま岩槻キャンパス実地調査の実施　10 月 23 日
	新宿キャンパス実地調査の実施　10 月 24 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 25 日	10 月 25 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

68 盛岡大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的は学則第１条に明文化し、使命・目的を踏まえた２学部５学科の教育目的を分かりやすく簡潔に文章化し学則第３条の２に定めている。

個性・特色はキリスト教精神に基づく教育及び地域との連携であり、文学部の教育目的は「奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人」、栄養科学部の教育目的は「社会の福祉に寄与する人材」となっており、個性・特色を反映し明示している。

使命・目的と教育目的が明記された学則、教育理念、学部・学科の教育目的をホームページに掲載し周知している。

令和元(2019)年度に策定した５か年の中期計画には建学の精神と教育目標、育成する人材像を記載している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、ホームページ等にて公表し、オープンキャンパス、高校訪問等で周知している。

学修支援については、各学科の教員が行うほか、教務課、学生支援課、教員養成サポートセンター、就職センターにて、学修に関する各種相談に対応している。キャリア支援については、就職対策委員会、就職センターが中心になり、きめ細かく展開している。学生生活の安定のための支援として、クラス担任制、学生部、ウエルネスセンター支部を整備している。

令和 5(2023)年度における文学部社会文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっている点は、合格基準の見直しなど具体的な取組みを行っているが、適正化することが望まれる。

〈優れた点〉

○図書館利用を促進するために、親しみやすいキャラクターを用いていること、「図書館学生サポーター」を導入していること、レポート及び論文作成の入門書として「図書館指南書」を作成し、学内の学びと図書館の活用の工夫との連携を図っていることは高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学則では、単位授与に必要な学修

時間、単位認定基準、卒業認定基準等について定めている。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧、新学期ガイダンスで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教養科目、専門科目を体系的に編成し、授業科目を適切に履修するために履修登録単位数の上限を設定している。

アセスメント・プランを策定し、「Active Portal Assessmentor システム」を用いた「ポータル DP 達成度分析」「アセスメントテスト GPS-Academic」等により測定・評価を行い、学修成果の達成度、教育内容の問題点、改善を要する点を全学的に共有し教育の改善にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため学部長を置き、学長、学部長、事務局長を構成員とする教管会議を常設し学長の意思決定をサポートしている。設置基準に基づき必要な専任教員数を確保し、教育目的及び教育課程に対応した教員を適切に配置している。

教育内容・方法等の改善のために、FD 委員会を組織し、学長の諮問機関である FD 専門委員会の意見を通じて、FD 研修会、授業評価等を実施している。

専任教員全員に研究室を割当て、研究分野によっては実験室も整備し、研究に従事できる環境を整え、有効に活用している。

研究倫理の確立については、研究倫理委員会を設置し、研究活動における不正防止への啓発を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営及び管理運営に関しては、寄附行為のもと、管理運営規程、就業規則、学則、園則及び諸規則により適切に行い、法人のガバナンス・コードに基づき、中期計画を策定している。

理事会を毎月 1 回開催し、監事 2 人も必ず出席している。

法人は、過去約 20 年間にわたりほぼ収入超過であり、安定した財務基盤を確立している。

会計処理は、公認会計士や税理士の指導・助言を受け、「学校法人盛岡大学経理規程」等に基づき適正に行い、監事が監査法人による監査に毎回立合い、公認会計士との意見交換を行う等、公認会計士による監査と監事よる監査の二つの監査体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の全学的な方針を定め、恒常的な組織体制を示す「内部質保証プロセス図」により責任体制を明確に可視化し、ホームページに明示している。

学則第 2 条において自己点検・評価を行い、その結果を公表することを定め、自己点検・評価を行っている。

IR 室を設置し、学生の GPA(Grade Point Average)取得状況に関するデータの可視化等、教育の質保証に資するデータ収集・可視化に重きを置いた活動を行い、教育改革推進室と連携している。

加えて、教育改革推進室が各種アセスメント資料の分析・評価に基づいた教育内容の改

善案を自己評価委員会に提案し、同委員会において教育の質保証を軸とした PDCA サイクルを機能させるために審議・統括を行っている。

総じて、大学の使命・目的を踏まえた学部・学科を設置し、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め、教養科目、専門科目を体系的に編成している。

内部質保証の全学的な方針を定め、各種アセスメント資料の分析・評価に基づいた教育内容の改善案を検討し、教育の質保証を軸とした PDCA サイクルを機能させる取組みを行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.持続可能な地域社会の福祉に貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は学則第 1 条に具体的に明文化し、使命・目的を踏まえた 2 学部 5 学科の教育目的を分かりやすく簡潔に文章化し学則第 3 条の 2 に定めている。

個性・特色はキリスト教精神に基づく教育及び地域との連携であり、文学部の教育目的は「奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人」、栄養科学部の教育目的は「社会の福祉に寄与する人材」となっており、個性・特色を反映し明示している。

加えて、時代のニーズに合った資格取得や人材育成をするために平成 26(2014)年度に文学部児童教育学科「保育・幼児教育コース」を開設し、令和 4(2022)年度に文学部社会文化学科の教育目的を入学志望者等に分かりやすいように変更した。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は学生便覧に掲載し、全教員・全学生に配付している。使命・目的と教育目的が明記された学則、教育理念「愛と奉仕の精神」、学部・学科の教育目的をホームページに掲載し周知している。
令和元(2019)年度に策定した中期計画には建学の精神と教育目標、育成する人材像を記載している。
全学・学部・学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神、教育目的を反映して策定しており、見直しも検討している。
使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として 2 学部 5 学科を設置し、これを支える運営体制として 11 の部署・センター等を置いている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、ホームページ等にて公表し、オープンキャンパス、高校訪問等で明示し、周知している。入学者受入れは、アドミッション・ポリシーに掲げた内容に従ったものとなっており、文学部 9 種類、栄養科学部 6 種類と多様な選抜が行われている。近年の募集状況は、全体としては適切である。令和 5(2023)年度における文学部社会文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっている点

は、合格基準の見直しなど具体的な取組みを行っているが、適正化することが望まれる。入試問題は大学独自の作成であり適切な体制により運用されている。

〈参考意見〉

○令和 5(2023)年度における文学部社会文化学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっている点は、総合型選抜入学試験及び学校推薦型選抜入学試験における合格基準の見直しなど具体的な取組みを行っているが、適正化することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

履修指導については、教職協働で年度初めにガイダンスと新入生オリエンテーションを行うなど、1 年生から 4 年生まで継続的な指導を行っている。個別の学修支援については、教務委員会を中心に各学科の教員が行うほか、教務課、学生支援課、教員養成サポートセンター、就職センターそれぞれが窓口を設け、学修に関する相談に対応している。また、障がいのある学生へは、「盛岡大学・盛岡大学短期大学部学生相談規程」「盛岡大学・盛岡大学短期大学部における特別な支援を必要とする学生の修学支援要領」に基づきウエルネスセンター支部相談支援部門と学生部が連携して支援を行っている。休学・退学の対策として、教員、学生支援課、学生相談員を中心とし学生支援アンケートを活用しており、留年者、中途退学希望者等への指導は、学科長、クラス担任、教務課、学生支援課が中心となり個別指導を行っている。オフィスアワーは、シラバスに掲載の上、専任教員においては全学的に実施されている。

〈優れた点〉

○図書館利用を促進するために、親しみやすいキャラクターを用いていること、「図書館学生サポーター」を導入していること、レポート及び論文作成の入門書として「図書館指南書」を作成し、学内の学びと図書館の活用の工夫との連携を図っていることは高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、就職対策委員会、就職センターが中心になり、展開している。2 年生に対し、インターンシップを科目として開講している他にも、キャリア形成を支援する講座を 4 年間通して数多く開講し、学生の職業観や勤労観を育成する仕組みを設けている。時間割の関係から希望するキャリア講座を受講できない学生もいるため、今後は授業科目との調整が望まれる。教員志望者への就職支援は、教員養成サポートセンターを中心に行われ、近隣の教育委員会と連携し教育実践体験の機会を設けるなどのきめ細かい対策を講じている。岩手県立大学、岩手大学との連携によるインターンシップの他、東北地区の 6 大学の連携による取組みも効果的に行われている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、クラス担任制、学生部、ウエルネスセンター支部を整備し、学修及び心と体の相談、経済的支援等、多面的な支援を行っている。「盛岡大学経済困窮者向け給付型授業料減免」制度、学生生徒等納付金を減免する制度を施行している。その他、大学独自の特別奨学金制度、減免等を導入している。盛岡大学奨学会は一般貸与奨学金・一時貸与奨学金と交換派遣留学生を対象とした給付奨学金の 2 種類の奨学金制度を設けている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、ピアノレッスン棟やセミナーハウス等を含む校舎、図書館、運動場、体育施設、情報サービス施設、寄宿舎、附属施設などを適切に整備し、十分な教育環境を有している。また、校舎等については耐震化対応施設となっている。図書館は研究活動の拠点として十分な広さと開館時間により十分に利用できる環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境は、情報システムセンターが中心となり、整備・管理、セキュリティ対策を実施している。コンピュータ室 3 教室及び図書館内には、情報リテラシー教育

ステーションの機能を有する多目的学習室を設置している。バリアフリーについては、多目的トイレ、スロープ、手すり、エレベータ等を設置している。保育士養成施設の指定科目については、45 人以下の 1 クラスに編制するなど、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生生活調査」により学修支援に関する学生からの意見・要望の把握を行っている。そして、その結果を踏まえて、スクールバスや路線バスの実質無償化や各教室、学生食堂、ラウンジのアクセスポイント充実など施設・設備の改善に反映している。また、「大学生適性調査 UPI(University Personality Inventory)」を行い、集計結果は、クラス担任教員、学生支援課職員、相談支援室職員が共有し、学生への支援、指導に活用している。図書館においては、「図書館利用についてのアンケート」を実施し、そこでの意見や要望を参考資料としてサービス向上のための取組みを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

全学・学部・学科それぞれの教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学則では、単位授与に必要な学修時間、単位認定基準、卒業認定基準、他大学で修得した単位

の認定について定めている。学生便覧には成績評価基準、GPA の運用について明記している。ディプロマ・ポリシーは大学のホームページや学生便覧で周知、また、単位認定や卒業認定の基準は、新入生オリエンテーション、履修ガイダンスで周知している。「オンライン Active Portal システム」を使用して、学生は自己の卒業要件単位の修得状況を常時確認でき、教員は学生の履修指導に活用できるようにしている。全ての学科において「卒業研究論文」の提出を義務付け、卒業認定は学則に基づき行っている。

〈参考意見〉

○学則に、成績評価で用いられる S、A、B、C、D の具体的な基準を記載することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを達成するための全学・学部・学科のカリキュラム・ポリシーを定め、大学のホームページ、学生便覧、新学期ガイダンスで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教養科目、専門科目を体系的に編成し、授業科目を適切に履修するために履修登録単位数の上限を設定している。学生便覧には履修モデル、シラバスには、授業計画、到達目標、得られる学修成果を掲載し、学生の計画的な学修をサポートする内容を整えている。学部・学科の特性に合わせた教養科目を編成し、整備した学修環境でアクティブ・ラーニングを導入した授業を実施している。FD 委員会が主体となり、「授業効果調査」を実施し、教員が点検・評価した改善案を授業評価報告書にまとめ、授業改善に役立てている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

全学・学部・学科のディプロマ・ポリシーの下位区分として「学修目標」を制定し、「各学修目標の達成度を学修成果」としている。アセスメント・プランを策定し、「Active Portal Assessmentor システム」を用いた「ポータル DP 達成度分析」「アセスメントテスト GPS-Academic」「学生生活調査」「卒業時アンケート」等のアセスメントを行っている。また、各学修目標の達成度を可視化し、教員及び学生が評価できるようにしている。教育改革推進室は、アセスメント資料をもとに分析した結果を教授会や自己評価委員会に報告、教育内容や教育環境の改善を提案し、学修成果の達成度、教育内容の問題点、改善を要する点を全学的に共有することによって教育の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため学部長を置き、学長、学部長、事務局長を構成員とする教管会議を常設し学長の意思決定をサポートしている。学長が教授会の意見を聴取する事項については、「盛岡大学教授会運営規程」第 2 条に定めている。

教学マネジメントを機能的に推進するため、大学運営委員会、各専門委員会、各学部教授会等の会議体を置き、職員を構成員とする等、組織上の位置付け及び役割を各会議体の規則において明確に規定している。各審議結果を受けて、学長が判断、指示を行う体制を整えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき必要な専任教員数を確保し、教育目的及び教育課程に対応した教員を適切に配置している。教員の採用については公募し、応募資格として「キリスト教主義に基づく教育に理解のある者」を必ず掲げ、大学の使命・目的、教育目的に則した採用を図っており、「盛岡大学文学部・盛岡大学短期大学部教員任用規程」及び「盛岡大学栄養科学部任用規程」に基づき、人事委員会と教授会において検討し、理事会にて決定している。

教育内容・方法等の改善のために、「盛岡大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則」に基づき FD 委員会を組織し、学長の諮問機関である FD 専門委員会の意見を通じて、授業評価、FD 研修会等を実施し、オンライン開催など、参加者が増える工夫をしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、その一助として、法人本部において法人・大学・高校合同の SD 研修会を年 2 回開催している。大学の職員を対象とした SD 研修会を実施する他、外部団体が主催する研修会も活用して研修体制を構築している。また、SD 研修会実施後にはアンケートを実施し、SD 委員会においてアンケート結果を踏まえて、研修内容の見直しを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に研究室を割当て、研究分野によっては実験室も整備し、研究に従事できる環境を整え、有効に活用している。

研究倫理の確立については、研究倫理に関する規則を制定し、学長、各学部長及び事務局長を構成員とする研究倫理委員会を設置し、新規採用教員は独立行政法人日本学術振興会の e ラーニングコースを受講することとし、研究活動における不正防止への啓発を行っている。

また、「盛岡大学個人研究費規程」に基づき個人研究費を支給し、学内公募による競争的研究費助成制度として「教育の質向上に係る助成事業」を開始して、専任教員の研究活動を奨励している。加えて、「盛岡大学学術研究助成制度」を制定し、科学研究費助成事業等の外部資金の導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営及び管理運営に関しては、寄附行為のもと、管理運営規則、就業規則、学則、園則及びそれらに基づく諸規則に定め、情報の公表は、法令等に基づき適切に行っている。そして、法人のガバナンス・コードに基づき、中期計画を策定している。基本的な考え方として、教学、人事、施設、財務において四つの目標を設定し、八つの重点項目を定め、その着実な実行により法人の更なる充実・発展を目指している。

また、クールビズの励行、キャンパス内全面禁煙、ハラスメント窓口のホームページ公表など環境や人権に配慮している。危機管理規程を整備し、避難訓練の実施、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、職員への情報セキュリティ訓練の実施など危機管理体制が適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は毎月 1 回開催され、理事の出席率は、1 人の理事の出席率が芳しくないものの改善を図る方針である。その他は概ね良好であり、監事 2 人も必ず出席している。常勤理事は、理事職務分担規程により、法人運営に関わる理事の職務と責務を明確化し、ガバナンス機能の改善、強化を図っている。

常勤理事 7 人で構成される「案件審査会議」を常設し、法人業務全般にわたる重要事項の策定や執行計画の企画立案、予算及び決算に関する事項、資金調達及び運用に関する基本方針の策定、法人の各学校の管理運営に関する事項を協議している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の業務決定や理事の職務執行が適切かつ円滑に進むよう、重要案件について「案件審査会議」において事前協議を行っている。理事長は毎年度上半期末及び年度末に事業計画及び財務状況の報告を求め、総括し、業務を総理している。

評議員の評議員会への出席状況は概ね良好であり、評議員会が理事会の諮問機関としての役割を果たすとともに、監事においても、理事会及び評議員会への出席状況は良好であり、実施する監査を通じて大学の管理運営機関との相互チェックが有効に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 22(2010)年度から法人全体の計画として定期的に中期経営計画を策定するとともに、盛岡大学・盛岡大学短期大学部に特化して令和元(2019)年度に策定した令和 5(2023)年度までの中期計画では「当該年度の収入で、支出を賄う」という基本方針に基づいて収入予算を超えない支出予算作成を目指しており、適切に財務運営を行っている。

法人は、過去約 20 年間にわたりほぼ収入超過で推移しており、平成 26(2014)年度以降は借入金がなく安定した財務基盤を確立している。また、基本方針を堅持し、緊急性、有効性の高い事業・物件を優先的に予算化することで収入と支出のバランスを保っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理の実施については、公認会計士や税理士の指導・助言を受け、「学校法人盛岡大学経理規程」等の諸規則に基づき適正に行っている。

会計監査の体制整備については、監事が監査法人による監査に毎回立合い、公認会計士との意見交換を行う等、公認会計士による監査と監事よる監査の二つの監査体制を整備している。

また、学校法人会計における予算の重要性を認識して、決算額が予算額と著しくかい離しないように、下半期初めと年度末に補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針として「盛岡大学・盛岡大学短期大学部における内部質保証の基本方針」を定め、恒常的な組織体制を示す「内部質保証プロセス図」によって責任体制を明確に可視化しホームページに明示している。

自己評価委員会は学長を委員長とし、各学部・学科・部門の責任者 20 人の委員によって構成し、自己点検・評価に関する改善を目的とした PDCA サイクルを回すことを基軸としている。

自己評価委員会の下部組織として教育改革推進室を設置し、学長のイニシアティブのもと、学修成果の全学的な点検や改善、点検方法の開発を所管している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条において、自己点検・評価を行い、その結果を公表することを定め、全学・学部・学科・部署等の部門、授業担当教員のさまざまなレベルで自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価結果をまとめた「自己点検・自己評価報告書」を学部別に冊子体で刊行し、全教員・部門に配付するとともに、全文をホームページ上に公開している。

「盛岡大学・盛岡大学短期大学部 IR 室運営規則」を定め、IR 室を設置している。IR 室は、令和 4(2022)年に決定した「盛岡大学・盛岡大学短期大学部における内部質保証の基本方針」により教育の質保証のプロセスに組込まれ、学生の GPA 取得状況に関するデータの可視化等、教育の質保証に資するデータ収集・可視化に重きを置いた活動を行い、教育改革推進室と連携している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己評価委員会において、内部質保証に関する中期目標を策定し、計画の進捗状況については教育改革推進室が取りまとめ、分析結果を検証し、次期中期目標を策定している。

令和 4(2022)年度に策定したアセスメント・プランは、ディプロマ・ポリシーに求める資質・能力を把握することを目的とし、「アセスメントテスト GPS-Academic」によりカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに関する測定も実施している。

加えて、教育改革推進室が各種アセスメント資料の分析・評価に基づいた教育内容の改善案を自己評価委員会に提案し、同委員会において教育の質保証を軸とした PDCA サイクルを機能させるために審議・統括を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 持続可能な地域社会の福祉に貢献

Ａ－1. 建学の精神に基づいた持続可能な地域社会の福祉に貢献

A-1-① 建学の精神と持続可能な地域社会の福祉に貢献することの整合性

A-1-② 実施体制

A-1-③ 実施内容

【概評】

建学の精神に基づいた持続可能な地域社会の福祉に貢献する活動を行っている。コロナ禍においては、岩手県内で唯一の大学拠点接種会場として、新型コロナワクチン接種を実

施し、地域負担の軽減及び接種の加速化、積極的疫学調査を行い、保健所業務の軽減を図った。ホームページで感染者・濃厚接触者の受付けを行い、早期特定することによって感染拡大を防止し、感染者には、日用品や食料品の宅配、薬剤提供・療養支援、感染後の合併症に対する支援を行った。ウィズコロナ・ポストコロナの時代においても、サルコペニア・フレイル対策や「ウエルネスリトリートプログラム」を提供し、身体的、精神的、社会的健康の支援を行っている。健康に関して戦略的なアドバイスを提供する「健康経営アドバイザー」の資格取得を指導・支援することで「社会に有為な人材の育成」と、「持続可能な地域社会の福祉」に貢献している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 56(1981)年度
所在地　　岩手県滝沢市砂込 808

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	英語文化学科　日本文学科　社会文化学科　児童教育学科
栄養科学部	栄養科学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 9 日	実地調査の実施　　10 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 11 日	10 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

69 安田女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「柔しく剛く」を反映させた使命・目的を、学則において簡潔な文章で具体的に明文化し、ホームページ等で公表している。個性・特色として「円満な人格や道徳的視点での育成」を明示し、特別科目「まほろば教養ゼミ」及び共通教育科目により、全人教育の重視を学内外に周知している。社会環境の変化に応じて学部・学科等の目的を見直し、教育課程の変更や学部・学科の新設・改組を実施している。大学の使命・目的を定めた学則の制定及び改正は、大学教授会等の審議を経て理事会で承認され、役員及び教職員の関与・参画による理解と支持が得られている。使命・目的は「さきがけの花　安田リョウ」の配付等により学内外に周知され、「学校法人安田学園中期計画（2019 年度～2026 年度）」及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されており、教育研究組織との整合性が保たれている。

「基準２．学生」について

入学者の選抜はアドミッション・ポリシーに沿って、入学試験問題作成部会が作成した試験問題等によりアドミッションセンターを中心に実施され、概ね適切な学生受入れ数を確保している。「教職員の行動規範」を定め、チューター制度や SA(Student Assistant)及び TA(Teaching Assistant)の活用、障がいのある学生への合理的配慮等により学修支援体制を構築している。キャリアセンターを中心にキャリア支援体制が整備され、教育課程にはキャリア関連科目が開講されている。学生生活安定のための支援は学生センターを中心に行われ、心身の健康管理のための環境も整備されている。学修環境は適切に整備され、全学生へのパソコン無償配付や学内無線 LAN 配備のほか、バリアフリー環境の整備や安全性も確保されており、授業内容等に応じたクラス編制により、学生数は適切に管理されている。学生の意見・要望は多様な方法で把握され、学生生活の改善に反映されている。

〈優れた点〉

○学生が健康的な生活を送ることができるよう、「学生食堂まほろば」の朝食を無料で、夕食を半額で提供していることは高く評価できる。

○学生がキャンパスで快適に過ごせるよう、ソファや個室ブース、ワークスペース等を構内の随所に配置するなど、学生の居場所づくりに取組んでいることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

学部・学科、研究科・専攻の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーが策定され、ホームページや教育支援システム「まほろばポータル」を通じて周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業・修了認定基準は、学則、履修の手引、学生便覧等で周知され、成績評価に基づく GPA(Grade Point Average)を学修指導に活用するなど、厳正に適用されている。カリキュラム・ポリシーが策定、周知されており、カリキュラムマップによって教育課程の体系性が保たれ、「特別科目」はまほろば教養ゼミ運営委員会、「共通教育科目」は共通教育部が中心となって教養教育科目を編成している。授業評価アンケート等に基づき、FD 委員会を中心に組織的な授業方法の改善・向上が図られている。「安田女子大学 学修成果の評価に関する指針(アセスメント・ポリシー)」をもとに、学生の学修成果の到達状況を 3 段階で評価し、教育の質の向上・改善が図られている。

〈優れた点〉

○教養教育科目の特別科目「まほろば教養ゼミ」は大学の教育目標に沿って編成された特色ある科目であり、大学の使命・目的の周知、学修指導、学生生活及び就職活動支援等において重要な役割を果たしていることは高く評価できる。

○各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って海外研修プログラムが体系的に整備、実施されており、語学力向上及びキャリア形成等に効果を挙げていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長補佐を 4 人配置するなど、学長によるリーダーシップが発揮される体制を整備し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築し、機能させている。公募制での新任教員採用により必要専任教員を配置し、規則に基づく昇任を行っている。全教員を対象に FD 委員会が FD・SD 研修会を実施し、新任教職員にはオリエンテーションに加え、メンターが助言等を行っている。組織の活性化と職員の育成のために、育成評価制度を実施しているほか、専門性向上及び業務効率化のために SD 研修を体系的に整備し、実施している。「研究に関するガイドライン」を定め、職位に応じた研究室と必要備品を配備して、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。研究倫理については各種規則を整備して、倫理運営委員会を中心に研究の倫理審査やチェック機能の役割を果たしており、個人研究費や各種助成制度による学内資金の配分等が行われている。

〈優れた点〉

○全学科の実施概要等をまとめた「学科 FD 通信」を発行し、全教職員で共有していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

諸規則の遵守と法令等に基づく情報公開により、適切な法人運営を行っている。理事会と評議員会を定期的に開催し、円滑な法人運営のために「安田学園運営協議会」を設置している。省エネルギー策に努めるとともに、学生、教職員の人権や安全に配慮し、安全・防災への意識を高めている。「学校法人安田学園寄附行為」で理事会を法人の最高意思決定

機関と位置付け、定例及び臨時の理事会の開催により、使命・目的の達成に向けた意思決定を可能としている。監事 2 人のうち 1 人以上は必ず理事会及び評議員会に出席して、理事の業務遂行状況を監査している。10 か年の「長期財務計画」を策定し、毎年の予算編成方針と予算により適切な財務運営を行い、強固な財務基盤の上で適切な収支バランスを保ち、外部資金の獲得に向けて努力している。学校法人会計基準及び法人の「経理規程」に従った会計処理が行われ、監査法人と監査による会計監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

点検及び評価に関する基本方針に基づき、自己点検・評価委員会を中心に内部質保証のための組織体制を整備し、諸活動の自己点検・評価を継続的に実施している。大学は「事業報告書」「各種委員会報告書」等、学部・学科は「学科年報」等、教員個人は「自己点検・評価書」によって、毎年度、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、各レベルの報告書や授業評価アンケートの結果を全教職員で共有するとともに、ホームページ等により学内外に周知している。IR(Institutional Research)については企画部 IR 推進課、学習支援課と IR 委員会が分析している。三つのポリシーに基づく教育活動については自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、その報告を受けた FD 委員会等が問題点の対策を検討している。自己点検・評価や日本高等教育評価機構による第三者評価の結果を「学校法人安田学園中期計画（2019 年度～2026 年度）」に反映させ、内部質保証を機能させている。

総じて、大学は法人創立以来の「柔しく剛く」という建学の精神に基づき、道徳的人格形成に重きを置く教養教育と、多様な専門教育との両輪から成る全人教育を教育目的として掲げ、社会で活動し得る女性の育成に実績を上げてきた。長年の伝統の上に築き上げられてきた特色ある教育実践と、多彩な地域貢献活動により高い評価を得ており、地域社会に根差した女子大学ならではの教育研究活動を今後も永く継続していくことが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.コロナ禍における学びの継続」「基準 B.地域連携・社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生によるラーニングコモンズの運営

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神「柔しく剛く」を反映させた使命・目的を、大学学則及び大学院学則において簡潔な文章で具体的に明文化し、ホームページや各種媒体で公表している。
また、個性・特色である「円満な人格や道徳的視点での育成」を明示するとともに、特別科目「まほろば教養ゼミ」及び共通教育科目の編成により、全人教育を重視していることを学内外に周知している。
大学は使命・目的を堅持しつつ、社会環境の変化や地域社会の要請に応えて、大学学則及び大学院学則に定められた学部・学科等の目的の見直しを行うとともに、教育課程等の変更や学部・学科及び研究科・専攻の新設・改組を実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的を定めた学則の制定及び改正は、総務会、大学運営協議会、大学教授会での審議を経て理事会で承認されており、役員及び教職員の関与・参画による理解と支持が得られている。
使命・目的はホームページ、大学案内、履修の手引のほか、法人創設者の生涯を描いた「さきがけの花　安田リヨウ」の配付により学内外に周知されている。
大学の使命･目的及び教育目的は｢学校法人安田学園中期計画(2019 年度～2026 年度)｣のほか、三つのポリシーに反映されており、7 学部 14 学科、大学院 4 研究科 9 専攻及び付属施設から成る教育研究組織の構成との整合性が保たれている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的を踏まえた、大学、学部・学科、大学院、研究科・専攻のアドミッション・ポリシーがそれぞれ詳細に策定され、全てがホームページで確認できるようになっている。内容は個別、具体的であり、学部・学科、研究科・専攻のアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるべく、「大学案内」「入学試験ガイド」「大学院学生募集要項」等によって周知が図られている。

入学者の選抜は、アドミッションセンターが中心となり、入学試験問題作成部会が作成した試験問題等によって適正に実施されており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの検証は、自己点検・評価委員会が中心となって行っている。大学全体で概ね入学定員に沿った学生受入れ数を確保している。

〈参考意見〉

○文学部英語英米文学科及び現代ビジネス学部公共経営学科において、収容定員が充足していないので、適切な入学者数の確保に向けた努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教職員の行動規範」を定め、教務センター、教職センター、学習支援センターを教職協働で運営することにより、学修支援体制を整備している。学習支援センターにおいては、個別相談、英語カフェの運営、パソコン運用環境の整備等、学生の日常的な学びに関する支援を組織的に行っており、教育活動支援学生として SA と TA の二つの制度を運用している。また、週 2 コマのオフィスアワーを設定し、時間割、教育支援システム「まほろばポータル」、シラバス等で学生に周知している。障がいのある学生への配慮は、「合理的配慮に関する対応フロー図」に基づいて実施されている。

チューター制度により、入学から卒業まで、学生の学修を継続的に支援する体制が構築されており、問題を抱える学生に対する指導、就職活動に対する助言等も丁寧に行われ、

退学者数の抑制に大きな効果を挙げている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援全般は、キャリアセンターが中心となり、教職協働によって行われ、学生がスムーズに就職活動に取組むことのできる環境が整えられている。大学独自の内容が盛込まれた「YASUDA CAREER HANDBOOK」が作成され、年間を通じて多くの就職ガイダンスやセミナーが開催されている。また、キャリアセンターの職員と「まほろば教養ゼミ」のチューターが連携をとることにより、学生が双方からアドバイスを受けながら就職活動を進められる体制が確立されている。400 人を超える学生がインターンシップに参加しており、年度ごとに、「インターンシップ報告書」を作成している。教育課程においては、キャリア支援につながる「まほろば教養ゼミ」、共通教育科目「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「ボランティア活動」「インターンシップ」等が開講されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は、学生センターが中心となり、「安田女子大学・安田女子短期大学学生センター規程」に基づいて教職協働で行われている。サークル活動については学友会と後援会が、ボランティア活動と資格取得については学習支援センターが支援を行い、学生への経済的な支援として、大学独自の「教育ローン利息補給奨学金」「授業料等諸納付金の分納及び延納制度」を設けている。また、「安田女子大学・安田女子短期大学外国人留学生授業料減額規程」を設け、留学生を支援する体制を整備している。学生の心身の健康管理としては、保健センター、学生相談室を設置するほか、ハラスメント相談窓口を複数の部署に設けて学生が相談しやすい環境を整備している。

年度当初には、新入生が学生生活をスムーズにスタートできるための企画を複数回にわたって開催している。

〈優れた点〉

○学生が健康的な生活を送ることができるよう、「学生食堂まほろば」の朝食を無料で、夕食を半額で提供していることは高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積・校舎面積はいずれも設置基準を満たしており、教育目標の達成のための設備・学修施設が整備され、有効に活用されている。

図書館は、約 34 万冊の図書等の学術情報資料を有しており、多様なニーズに合わせた環境整備が進められ、利用促進及び活性化のための取組みが行われている。また、全ての学生に無償でノートパソコンを配付し、学内に無線 LAN を配備するなど、学修環境が整えられている。バリアフリー環境の整備として、エレベータ、自動扉、スロープ等が設置され、防火・防災については、消防計画に基づき、適切に実施され、定期的な点検により施設・設備の安全性を確保している。授業を行う学生数については、対象学年や授業内容を踏まえ、教育効果等を考慮したクラス編制が行われ、受講者数の多い科目では適宜クラスを分けることにより、適切な管理を行っている。

〈優れた点〉

○学生がキャンパスで快適に過ごせるよう、ソファや個室ブース、ワークスペース等を構内の随所に配置するなど、学生の居場所づくりに取組んでいることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望の把握は、意見箱、学生生活に関する実態調査、座談会等の多様な方法によって実施され、学修支援や学生生活、施設・設備の改善に反映されている。意見箱に寄せられた投書については、学長自らが確認し、ヒアリングが行われ、「まほろばポータル」等を通じて回答している。改善できる意見・要望には対応を行い、施設・設備に関する大規模な改修の要望であっても、必要と認められる場合には適切に対応し、学生生活の

改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科・専攻の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、ホームページや教育支援システム「まほろばポータル」を通じて周知されている。学部・学科、研究科・専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、成績評価基準、卒業・修了認定基準が策定され、学則、履修の手引、学生便覧等で周知されている。単位認定、卒業認定は適切な評価・認定基準に従って厳正に行われている。成績評価に基づく GPA が学修指導や実習参加要件等の判断基準として有効に活用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科・専攻の教育目的とディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページや教育支援システム「まほろばポータル」を通じて周知されている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラ・ポリシーで掲げている教育目標と授業科目との関連を示したカリキュラムマップの作成により、教育課程の体系性が示されている。各授業内容については、学科長等による組織的なシラバスチェックによってカリキ

ュラム・ポリシーとの整合性が確認されている。「特別科目」はまほろば教養ゼミ運営委員会、「共通教育科目」は共通教育部が中心となって教養教育科目が編成されている。全教員、全授業を対象とした授業評価アンケート、授業公開・授業参観を実施し、FD 委員会、自己点検・評価委員会を中心に組織的な授業方法の改善・向上が図られている。

〈優れた点〉

○教養教育科目の特別科目「まほろば教養ゼミ」は大学の教育目標に沿って編成された特色ある科目であり、大学の使命・目的の周知、学修指導、学生生活及び就職活動支援等において重要な役割を果たしていることは高く評価できる。

○各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って海外研修プログラムが体系的に整備、実施されており、語学力向上及びキャリア形成等に効果を挙げていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーにおいて卒業時に身に付けておくべき能力・態度が明示されている。「安田女子大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー)」をもとに、学生の学修成果の到達状況を「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の 3 段階で評価する方法が確立されている。学修成果の点検・評価結果のフィードバックに当たっては、FD 委員会や自己点検・評価委員会等において、学生による授業評価アンケート、進路状況調査、免許・資格取得者数、卒業時アンケート、卒業生就職状況アンケート、企業の評価アンケート等をもとに点検・評価し、授業内容や学修指導等に反映することで教育の質の向上・改善が図られている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長補佐 4 人を配置しているほか、学長による意思決定を支援する企画部に加え、総合的、全学的な重要事項を協議する機関である総務会を置き、学長によるリーダーシップが適切に発揮される体制を整備している。

大学教授会の審議委任機関として大学運営協議会、大学教員業績審査委員会を、大学院委員会の審議委任機関として大学院運営協議会、大学院教員業績審査委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

職員に対しては、事務局長から年度ごとの具体的な「行動指針」「管理職に求める資質と行動」が示され、行動の目標、改善点が共有されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

公募制での新任教員の採用により、設置基準に定める必要専任教員数を満たす教員を配置し、教員業績評価等を活用して規則に基づく教員の昇任を行っている。

全教員を対象として FD 委員会が FD・SD 研修会を実施するとともに、各学科においても FD・SD 研修会を実施して、全学科の実施概要等をまとめた「学科 FD 通信」を全教職員で共有している。

新任教職員に対する詳細なオリエンテーション資料が用意され、新任者にはメンターが付き、助言等が行われる制度が確立され、併せて、FD 研修会においても「新任研修ミーティング」が実施されるなど、新任者に対する手厚い支援が行われている。

〈優れた点〉

○全学科の実施概要等をまとめた「学科 FD 通信」を発行し、全教職員で共有していることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

組織の活性化と職員の育成と成長の促進のため、「人事評価システム」を運用しており、その中心として「等級基準表」「等級別職務能力基準表」「ステップアップシート」を活用して育成評価制度を実施している。

職員の専門性向上及び業務効率化のために SD を体系的に整備しており、階層別研修や目的別集合研修、派遣研修、e ラーニング、SD 研修奨励制度等、多様な機会の充実を図っている。特に新任職員に対しては、入職から 1 年以内に複数回の新任職員研修を行っている。

〈参考意見〉

○組織的に SD 活動が行われているものの、大学設置基準第 11 条の趣旨から、全教職員を対象にするなど、より積極的な SD 活動への取組みが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「研究に関するガイドライン」を定め、職位に応じた研究室と必要な備品を配置することにより、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。

研究倫理については、各種規則が整備され、倫理運営委員会が中心となって研究の倫理審査やチェック機能の役割を果たしている。また、研究倫理教育の実施や情報公開等を通じて、コンプライアンスの推進に努めている。

研究活動への資源配分としては、個人研究費や各種助成制度による学内資金の配分を行うとともに、科学研究費助成事業、受託研究、共同研究、奨学寄附等の獲得と適正な使用のために規則を設け、庶務課においてその人的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
諸規則を遵守し、適切な情報公開をすることによって、高等教育機関としての社会的責任を果たすことのできる運営をしている。
法人の最高意思決定機関である理事会とその諮問機関である評議員会を設置して、定期的に開催するとともに、円滑な法人運営のために「安田学園運営協議会」を設置し、大学の使命・目的を実現するための継続的な努力をしている。
「安田学園環境宣言」を制定し、省エネルギー推進委員会を中心に省エネルギー策に努めるとともに、人権委員会、危機管理委員会等を設置して学生、教職員の人権や安全に配慮している。学生の防犯対策として講習会の実施や防犯ブザーの配付、防災対策の講演会の開催等により、安全・防災に対する意識を高めている。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為において理事会を法人の最高意思決定機関と位置付け、年 4 回の定例理事会及び必要に応じての臨時理事会を開催することにより、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。
寄附行為第 6 条に基づいて 3 人の外部理事を含む 9 人の理事を選任し、理事会運営を行っており、理事の出席状況も良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人の運営に関する重要事項は、月 1 回開催される「安田学園運営協議会」で協議され、法人と大学との情報交換を行っている。

寄附行為に基づいて評議員を選任し、適切に評議員会の運営を行っており、評議員の出席状況も良好である。評議員会の同意を得て理事長によって選任された非常勤の監事 2 人は、その 1 人以上が必ず理事会及び評議員会に出席して業務推進状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を「監事監査規程」に基づいて監査し、監査報告書を提出している。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛名は理事会及び評議員会にすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

10 か年の「長期財務計画」を策定して、毎年最新データに基づく見直しを行いつつ、それを基礎とする予算編成方針と予算により適切な財務運営を行っている。

収容定員の増加等による強固な財務基盤を構築し、財務比率からも適切な収支のバランスを保っており、現金預金も十分な残高を保持している。

また、施設設備補助金や科学研究費助成事業、受託事業収入、寄附金等の外部資金の獲得にも努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、法人の「経理規程」等に従って適正に会計処理を実施している。会計処理上の疑問点等については、監査法人及び日本私立学校振興・共済事業団に適宜相談の上、適切に業務を遂行している。

会計監査については、監査法人と監事による監査を行っており、監査法人の監査は、毎年 12 日間前後、延べ 40 人前後で行われている。また、理事長のもとに設置されている「監査室」では、科学研究費助成事業をはじめとした内部監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針」に基づき、学長のもと全学的な協働体制で運営される自己点検・評価委員会が中心となって内部質保証のための組織体制を整備するとともに、大学、教育研究組織、教員、事務局等が諸活動の自己点検・評価を継続的に実施している。

大学院においては大学院自己点検・評価委員会及び教育改善委員会が、規則に基づいて内部質保証に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は「事業報告書」「各種委員会報告書」等、学部・学科は「学科年報」等、教員個人は「教員の自己点検・評価書」によって、毎年度、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

また、各レベルにおける自己点検・評価の報告書や「授業評価アンケート」の結果については、全教職員で共有するとともに、ホームページ等により学内外に周知している。

法人全体の IR を担う企画部 IR 推進課が、将来構想や教員個人に関する事項についてデータを分析し、学生の学修成果に関する事項については学習支援課と IR 委員会が分析している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づく教育活動については、「安田女子大学学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に沿って自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、その報告を受けた FD 委員会等が問題点や改善点の対策を検討している。

自己点検・評価や第三者評価の結果を「学校法人安田学園中期計画（2019 年度～2026 年度）」に反映させ、内部質保証を機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．コロナ禍における学びの継続

Ａ－1．新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学びの継続

A-1-①　安心して学ぶことのできる環境

A-1-②　新型コロナワクチン職域接種の実施

A-1-③　ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業

【概評】

周辺大学が遠隔授業を行う中で、コロナ禍においても対面での教育を重視するという大学独自の方針に基づき、継続的に対面授業が実施された。遠隔授業が行われたのは、「全国・緊急事態宣言」が発令された期間中の令和 2(2020)年 4 月 20 日から 5 月 29 日と、広島県から「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の要請を受けた令和 3(2021)年 5 月 19 日から 6 月 18 日の 2 期間のみであった。遠隔授業の実施に当たり、教育の質が担保されるよう、「遠隔授業支援特別チーム」及び「コールセンター」を設け、教員に対しては説明会や動画制作教室を開催し、学生に対しては「オンライン授業利用マニュアル」を配信した。

対面授業の継続に当たっては、自転車通学の許可、帰宅時間を分散させるための取組み、消毒用アルコール入り携帯用ボトルの配付等がなされるとともに、薬学部薬学科の教員を中心に PCR センターを開設し、不安を抱える学生・教職員の相談に対応した。学内関係者のみによって新型コロナワクチン職域接種を実施し、多くの近隣教育関係者に対しても職域接種が行われた。第 2 回の職域接種終了の時点では、約 90%の学生がワクチン接種を終了しており、コロナ禍における感染症の拡大防止と学びの継続のための対応が迅速に行われ、安心して対面授業を受けられる環境整備が行われた。

また、文部科学省「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」に申請・採択され、薬学科では「安田服薬指導演習支援システム」、看護学部看護学科では「安田看護実習支援ロボット」が開発・導入されている。

コロナ禍における学びの継続のために、教職員が一体となってさまざまな取組みを実施した。

基準Ｂ．地域連携・社会貢献

B－1. 地域社会等との連携及び社会貢献

B-1-① 行政、地域社会との連携

B-1-② 大学間連携と高大連携

【概評】

各学科の学びの特色を生かして、文学部書道学科では安芸郡熊野町の筆の里工房でのイベントの開催、榊山神社での御朱印帳の制作・販売や各種の書道イベントの開催により、まちの活性化や書道文化の振興に貢献し、家政学部造形デザイン学科では日本航空株式会社との連携協力協定による空港内オブジェの協働制作を行うなど、行政や地域社会と連携した取組みが実施されている。また、全学部・全学科の学生を対象としたマナー講座や業界セミナーを開催し、人材育成と社会課題の解決を目指している。

学習支援センターによる公的機関等からのボランティア活動の依頼の紹介や共通教育科目・キャリア科目「ボランティア活動」での地域や NPO との協働ボランティア活動等を通じて地域社会に貢献している。また、一般社団法人教育ネットワーク中国の会員として、学生及び教職員が大学間連携による地域貢献活動に積極的に参画し、高大連携においては高校生のための公開講座を開講している。令和 5(2023)年 5 月に広島県で開催された「G7 広島サミット」では県内の大学と高等専門学校が連携して、ボランティア活動を行うなど、時勢に応じた地域貢献・社会貢献にも参画している。さまざまな取組みを通じて、地域社会と連携し、地域の活性化に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．学生によるラーニングコモンズの運営

学生の主体的な学びの実現を目的とした学修・教育・活動空間として、ラーニングコモンズを 1 号館 1～3 階及び 8 号館 1 階に設置している。ラーニングコモンズでは、学生スタッフ「キャンパスキャスト」が運営に携わり、施設の活用方法やイベントの企画、広報活動等に取組んでいる。また、1 号館 1 階のインフォメーションキューブには、キャンパスキャストが交代で常駐し、ラーニングコモンズ内の各施設の予約及び機器や文房具の貸出しを行っている。

令和 4(2022)年度のキャンパスキャスト 20 人は、様々なイベントを開催し学内を活性化させた。令和 4(2022)年 4 月 14 日(木)・21 日(木)に「キッチンカーグルメフェス」を初めての試みとして開催した。キャンパスキャストは、出店者との交渉や学内の調整及び学内外の広報を担った。芝生広場に 6 台のキッチンカーが並び延べ 2,500 人の学生が利用した。本イベントは大盛況であったため、その後定期的に開催している。その他には、ラーニングコモンズ設置時の平成 28(2016)年度から継続して実施している「プロフェッサートーク」がある。昼休憩の時間を利用してオープンスペースであるプレゼンテーションフィールドに本学の教員が登壇し、授業の中で取り上げることのないテーマ(趣味や特技、体験談など）について語るイベントである。またキャンパスキャストは＜表 V-1-1＞の通り、ものづくり等のワークショップ、外部講師による講演会・演奏会、季節の行事など創意工夫された様々なイベントを企画･運営し学内に活気をもたらしている。

＜表 V-1-1＞ 令和 4(2022)年度にキャンパスキャストが企画したイベント

プログラム名称	日程	内容
新入生歓迎イベント	4 月 9 日・16 日	新入生が上級生に大学に関する質問等を行う交流会
エッグハント	4 月 18 日～20 日	イースターエッグを探すゲームイベント
キッチンカーフードフェス	4 月 14 日・21 日	芝生広場において、キッチンカーを招いてのグルメフェス
	11 月 24 日	
	12 月 8 日	
プロフェッサートーク	5 月 31 日	書道学科・井田明宏先生「～日本の書を楽しむ　見る・読む・書く～」
	6 月 28 日	ビジネス心理学科・古山友則先生「自転車四方山話」
	7 月 26 日	現代心理学科・齋藤大輔先生「今から始めるヨガの話」
	11 月 22 日	日本文学科・古瀬雅義先生「趣味から広がるミライの自分」
	12 月 19 日	公共経営学科・折本浩一先生「Let's Enjoy Exercise」
七夕灯篭イベント	7 月 7 日	水の広場での灯篭流しと、七夕短冊の作成
秋祭り灯篭イベント	11 月 24 日	水の広場での灯篭流し
選書展示	7 月 21 日～1 月 17 日	テーマ「世界遺産」
	1 月 18 日～	テーマ「日本文化」
ワークショップ	7 月 11・12 日、8 月 21 日	レジンリングづくり
	10 月 13 日	トレカケースデコレーションづくり
	12 月 15 日	革筆箱づくり
広島交響楽団特別講演	12 月 19 日	広島交響楽団フルート奏者による特別講演
美術館ツアー	11 月 12 日	ひろしま美術館「ヨシタケシンスケ展」鑑賞
スタンプラリー	11 月 14 日～26 日	ラーニングコモンズを利用したクイズラリー
もちつきフェスティバル	1 月 12 日	杵と臼を使用した餅つき体験
講演会	1 月 16 日	広島県内のクリエーター5 人「廃棄物から考えるクリエーターの未来像「つくる責任、つかう責任」

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 41(1966)年度
所在地　　広島県広島市安佐南区安東 6-13-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	日本文学科　書道学科　英語英米文学科
教育学部	児童教育学科
心理学部	現代心理学科　ビジネス心理学科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科　国際観光ビジネス学科　公共経営学科
家政学部	生活デザイン学科　管理栄養学科　造形デザイン学科
薬学部	薬学科
看護学部	看護学科

文学研究科	日本語学日本文学専攻　英語学英米文学専攻　教育学専攻
家政学研究科	健康生活学専攻
薬学研究科	薬学専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 27 日	実地調査の実施　　11 月 28 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 29 日	11 月 29 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

70 山梨学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的については、教育理念及び教育目標として明確に定められており、具体的かつ簡潔に文章化している。建学の精神、理事長が提唱した「C2C 哲学」を、大学の使命・目的及び教育目的に反映させることで、大学の個性・特色を反映し、これを明示している。

大学協議会及び教学企画室において、大学の使命・目的及び教育目的についての策定、見直しを行い、それぞれの会議に、役員や教職員が参画している。使命・目的及び教育目的を学内に周知するとともに、大学案内や各種刊行物、ホームページ等により学外にも公表している。使命・目的及び教育目的を反映した「教学に関する中期計画（大学版）」を策定し、大学協議会を通じて周知を図っている。「組織及び職制に関する規則」に基づき、教育理念及び教育目標を達成するために必要な学部等の教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえて学部ごとにアドミッション・ポリシーを定め、周知に努めている。入試センターと入学試験委員会が連携して、入学者選抜を適正な体制で運営している。

学修支援について、教職協働による手厚い体制を整備している。中途退学、休学及び留年者に対しては、学部長又は副学部長が個別面談を行うなど、各学部が原因の分析や改善のための方策を検討し、サポートする体制を整えている。教育課程内外を通じたキャリア支援体制を整えている。学生サービスについては、学生の幅広いニーズに対応している。大学独自の「エクセレント奨学金」「学生チャレンジ制度」といった奨学金制度を設けて、経済的な支援も行っている。全ての校舎を甲府市酒折のキャンパスに集約し、多様な学部に対して、授業形式に適した教室、設備を備え、また教育・研究にふさわしい環境を整えている。学生の意見要望を適切に把握して、改善に努めている。

〈優れた点〉

○中途退学の決定前に、学部長又は副学部長が個別に面談を行い、中途退学を避ける努力だけでなく、退学決定後の進路に関する助言まで行っている点は、学生本位の支援として評価できる。

○日本国内のみならず、海外で働くビジネスパーソンとの就業体験を含め、さまざまな業種・事業体での就業体験やケーススタディに１年次から参加できる仕組みを提供していることは、学生自身の進路選択や将来のキャリアについて早期から考える機会を提供す

る取組みとして評価できる。

〇学生へのサービス強化のため、学生センターを学生課と健康相談課の 2 課体制とし、特に健康相談課は保健管理室・学生相談室・特別修学支援室の三つの組織を整備して、さまざまなニーズを有する学生に活用されている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

「理事長・学長による教学構想 2021」に基づく教育目標を掲げ、大学及び学部のディプロマ・ポリシーを策定し、学生に周知している。単位認定、進級、卒業認定、修了認定の基準をそれぞれ定め、周知するとともに、厳正に適用している。

教育目標達成のため、「アセスメント報告書」によりディプロマ・ポリシーとの一貫性が検証されたカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。グループワーク、ディスカッション、課題解決型学習、反転授業等のアクティブ・ラーニングを多く取入れている。「山梨学院大学教学マネジメント規程」において、卒業時までに修得すべき能力 DP1～DP4 を定め、各学部において到達目標となる能力を明示することで、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、適切に運用している。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のもとで意思決定の場である大学協議会が開催され、情報の共有及び組織的な意思決定を行っている。学長の職務と権限は明確に規定され、副学長、学長代理、学長補佐を置き、権限の分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。主要な科目には専任教員を適切に配置し、特に実務経験の豊富な人材や、外国語による授業提供が可能な人材を採用している。

FD(Faculty Development)は、「学習・教育開発センター（LED センター）」が企画・主催する形で組織的な研修を実施し、職員向けの SD(Staff Development)については、職員の資質・能力向上を目的とした目標管理の仕組みを導入している。研究環境を適切に整備し、「山梨学院大学研究倫理規程」を定め、また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則して、公的研究費の運営・管理を行う体制を整備している。

〈優れた点〉

〇職員の自己啓発を促進するために、「職員自己啓発助成金支給制度」と「TOEIC 行政職員自己啓発助成金」を設けて、語学習得や資格取得等に多く利用されている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性においては、寄附行為及び関連諸規則に基づいて運営されており、教育研究活動及び財務の情報を公表している。理事会を年間 10 回程度開催し、また理事会の方針等を各設置学校長に伝達する機会を設けている。法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性は担保されているものの、決算時の理事会・評議員会において、

監事による監査報告を審議事項としている点は、今後の改善を要する。

基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いていたが、学部・学科の再編や新設等により学生数が増加し、収支バランスの改善を認めている。会計処理については学校法人会計基準に準拠し、適正に実施している。一方、内部留保資産比率のマイナスが継続しており、安定した財務基盤の確立が望まれる。また、前受金保有率については 100%を超えるよう、今後の改善が必要である。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を「山梨学院大学教学マネジメント規程」に明示し、自己点検評価委員会と教学企画室が連携をして恒常的に改善を行う体制を整えている。教学企画室会議には理事長、学長、学長補佐が参画し、教学マネジメント行う体制を整えている。全学的な自己点検・評価の結果を集約し、教学企画室会議において改善検討を重ね、学長のリーダーシップのもと、大学協議会において決定した内容を学内へフィードバックすることで、自律的な自己点検・評価の実施とその結果を共有し、かつ社会へ公表している。

大学協議会及びカリキュラム委員会の決定に基づき、各学部が学位プログラムを運用し、自己点検評価委員会が点検・評価を行い、これに基づき教学企画室が検討を行い、改善を提案。これを大学協議会にフィードバックする、といった PDCA サイクルが確立している。

総じて、共に教育者であった古屋眞一・古屋喜代子夫妻が戦後に掲げた建学の精神に立脚して、地域の教育活動に長く貢献をしてきたが、令和元(2019)年には新しい教育グループを目指す「C2C 哲学」を発表し、翌々年には法人名を変更した。現在、理事長と学長の強いリーダーシップのもとで、教育の質的転換と全学国際化を積極的に推進する姿勢は評価され、革新的な教育モデルの創出、そしてグローバルな人材の育成に期待を寄せたい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.全学国際化」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については、教育理念及び教育目標として明確に定められており、具体的かつ簡潔に文章化している。

教育理念に基づいて、学部及び研究科ごとに人材の養成に関する目的や教育目的を学則等に定めている。

建学の精神、理事長が提唱した「C2C 哲学」を大学の使命・目的及び教育目的に反映させることで、大学の個性・特色を反映し、明示している。

社会情勢等に対応し、法人の基本理念や大学の使命・目的及び教育目的を改めるなど、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学協議会及び教学企画室において、大学の使命・目的及び教育目的についての策定、見直しを行い、それぞれの会議には役員や教職員が参画している。

使命・目的及び教育目的は、大学連絡会議を通じて全ての教員へ周知するとともに、大学案内や各種刊行物、ホームページ等を通じて学内外に公表している。

使命・目的及び教育目的を反映した「教学に関する中期計画（大学版）」を策定し、大学協議会を通じて周知を図っている。

大学協議会において教育方針を見直し、教育理念及び教育目標を三つのポリシーに反映させている。

「組織及び職制に関する規則」に基づき、教育理念及び教育目標を達成するために必要な学部等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて学部ごとに策定されており、「入学者選抜要項」、ホームページで公開しているほか、オープンキャンパス等の入学希望者に対する説明会や高校訪問による説明で周知に努めている。

アドミッション・ポリシーに基づいて、入試センターと入学試験委員会が協力しながら入学者選抜を適正な体制で運営している。また、入学者選抜の検証についても、入試選抜小委員会で入学者選抜の妥当性を、入試編集小委員会で大学自身が作成した入試問題の妥当性を検証するなど適切な体制で行われており、公正な入学者選抜に努めている。

各学部とも収容定員を超えないよう、入試結果を踏まえて入学定員の見直しを行い、適切に学生の受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援について、法学部・経営学部の修学支援室における学部教職員による支援、LED センターやグローバル・ラーニング・センター(GLC)等の学内組織による支援、更に教務部教務課、国際交流センターやカレッジスポーツセンターといった事務組織による支援が教職協働により手厚く行われている。また、学生支援を行う事務組織を集約して、ワンストップサービスの体制を整えたことは学生の利便性を向上させている。

SA(Student Assistant)の制度を取入れ、ピア・サポートの活動を行っている。オフィスアワーについては実施する時間を定め、全学的に実施している。また、障がいのある学生へも特別修学支援室にて対応できる体制を整えている。中途退学、休学及び留年者への対応として、学部長又は副学部長が個別面談を行うなど、各学部が原因の分析や改善のための方策を検討し、サポートする体制を整えている。

〈優れた点〉
○中途退学の決定前に、学部長又は副学部長が個別に面談を行い、中途退学を避ける努力だけでなく、退学決定後の進路に関する助言まで行っている点は、学生本位の支援として評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
LED センターにおいて、ICT スキル科目、言語スキル科目、ヒューマンスキル科目を通じて基礎的スキルの修得を目指し、キャリア・デザインに関して入門・基礎・発展の 3 段階に分けて段階的な指導を行うなど、教育課程内において充実したキャリア形成支援を行っている。国際リベラルアーツ学部においても「Career Design」を開講し、キャリア支援に当たっている。インターンシップについては、就業体験やケーススタディに 1 年次から参加できる仕組みを提供し、日本国内のみならず、海外で働くビジネスパーソンとの就業体験を含め、学生自身の進路選択や将来のキャリアについて多様な学びの機会を創出している。就職・キャリアセンターでは、就職に関すること全般についてサポートする体制が整っている。就職・キャリアセンターではキャリア・コンサルタントを含めた職員による相談体制を整え、学生の相談や情報提供に対応している。

〈優れた点〉
○日本国内のみならず、海外で働くビジネスパーソンとの就業体験を含め、さまざまな業種・事業体での就業体験やケーススタディに 1 年次から参加できる仕組みを提供していることは、学生自身の進路選択や将来のキャリアについて早期から考える機会を提供する取組みとして評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生センターを「学生課」「健康相談課」の 2 課体制としたことで、学生の幅広いニーズへの対応が可能となっている。
学生課では学生サービス、厚生補導に関することに対応し、学生の課外活動に対するさまざまな支援も行っている。また、健康相談課には保健管理室、学生相談室、特別修学支

援室を設け、学生及び教職員の健康相談・メンタルヘルス・障がいのある学生への相談・生活支援に関することについて、対応できる体制を整えている。特に、学生相談室には 4 人の臨床心理士を配置し、学生の悩みの相談を行っている。

学生への経済的支援に関しても、日本学生支援機構の奨学金制度を案内するとともに、大学独自の「エクセレント奨学金」「学生チャレンジ制度」といった奨学金制度を設け、経済的な支援を行っている。

〈優れた点〉

○学生へのサービス強化のため、学生センターを学生課と健康相談課の 2 課体制とし、特に健康相談課は保健管理室・学生相談室・特別修学支援室の三つの組織を整備して、さまざまなニーズを有する学生に活用されている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

全ての校舎を甲府市酒折のキャンパスに集約し、独自の教育内容を持つ多様な学部に対して、授業形式に適した教室、設備を備え、教育・研究にふさわしい環境を整えている。また、各校舎・施設は耐震化率 100%を達成し、施設・設備の安全性を確保している。

総合図書館は教育研究の内容にのっとった 32 万冊を超える図書等の収集を行い、利用者のニーズに応じた閲覧環境を提供している。開館時間について、学生が授業終了後も図書館に滞在して学修できるように配慮している。また、コンピュータ実習室は全学的なコンピュータリテラシー教育や専門演習等に対応できるよう整備されている。

構内全体がバリアフリーの対応として、自動ドア、スロープ、手すり、エレベータ、身障者用トイレを配置するなど、障がいのある人の利用に配慮している。

履修者数を管理し、クラスサイズは教育効果に配慮した人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業アンケート」を行うだけでなく、SA を配置した授業では、その教育的効果に関するアンケートを実施し、また国際リベラルアーツ学部では「アカデミック・アドバイザー・アンケート」を実施して、学修支援に関する学生の意見・要望の把握を行っている。また、教学企画室は代表学生による教育活動改善のための意見交換会を開催し、各学部からの意見を集めて改善を検討している。

学生センターが毎年「学生生活実態調査」を実施し、学生生活や施設・設備に対する学生の意見・要望をくみ上げ、分析と検討を行った上で、改善に反映している。また、学生相談室では新入生を対象に、「こころの健康調査」を実施することで、不適応の可能性や個別に支援が必要な学生を早期に発見し、学生相談等の個別相談につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「理事長・学長による教学構想 2021」として設定した教育目標を目指し、大学及び学部のディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページを活用して学生に周知している。

単位認定基準については、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、履修登録前に学生に周知している。進級基準については各学部の履修規程において、最低修得単位を定めている。ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業認定、修了認定等が策定され、ホームページにて周知しているほか、学生便覧を紙・デジタル版で頒布し、学期当初のガイダンスにおいて説明して、学生に共有している。卒業認定基準及び学習評価については学則にも明記され、周知されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目標達成のため、「アセスメント報告書」によりディプロマ・ポリシーとの一貫性が検証されたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーに基づき、各担当教員が作成したシラバスは、カリキュラム委員会において検証され、適切な教育課程として編成されている。学則及び各学部の履修規程において、履修登録単位数の適切な上限設定を行っている。LED センター、GLC 及びカレッジスポーツセンターが中心となり教養教育を適切に実施している。グループワーク、ディスカッション、課題解決型学習、反転授業等のアクティブ・ラーニングを多くの授業で取入れている。管理職教員による「授業観察」制度により、個々の教員の授業準備・運営・前後のフォロー・教育手法を改善している。全授業で「授業アンケート」を行い、「教育活動報告書」を作成して、自ら振返りを実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
「教学マネジメント規程」において、卒業時に修得されるべき能力 DP1～DP4 を定め、各学部において到達目標となる能力について示すことで、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立している。学生の学修状況、資格取得状況、就職状況、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート等を実施し、これらを学修成果として「アセスメント報告書」「IR 報告書」としてまとめている。
また、ステークホルダーに対するヒアリング及び就職状況についてもまとめた「2021 年度対象教学マネジメント報告書」を作成し、これをもとにしてアセスメント検討会を実施することで、教育活動を担う教職員に対して集約された内容の情報交流やフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントの機能性は、大学の意思決定と学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のもとで意思決定の場である大学協議会が開催され、情報共有及び組織的な意思決定が行われている。

学長の職務と権限は明確に規定されており、各学部教授会の意見を聴取するほか、学長補佐体制として副学長、学長代理、学長補佐を置いており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

事務組織は、事務局長のもとに各部署の事務分掌を定め、管理職及びこれに準ずるものの職務権限を明確にすることにより、幹部組織のもとに効率的な業務遂行のため組織的な事務体制が構築されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の配置において、主要な科目には教育目的及び教育課程に即した専任教員を適切に配置している。教員の採用は「教員任用規程」に基づき、年間を通じて採用活動を活発に行っている。特に、ディプロマ・ポリシーに基づき、実務経験の豊富な人材や、外国語による授業提供が可能な人材の採用に重点を置いている。

教員の昇任に係る手続きは「山梨学院大学教員昇格規程」に基づいて適切に行われている。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施について、LED センターが企画・主催する形で組織的な研修が実施され、見直しが行われている。国際リ

ベラルアーツ学部では、ルーブリック作成及び見直しに関する FD を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教員向けの SD は参加率に課題があり、改善に取組む必要があり、道半ばであるが、職員向けの SD については、職員の資質・能力向上の仕組みとして目標管理の仕組みを導入するとともに、各種職員研修を実施しているほか、学外で開催される関連団体の研修にも職員を派遣しているなど、職員の資質・能力向上に向けて組織的に取組んでいる。また、職員の自己啓発を促進するための助成金制度を設けていることは優れた点と言える。

〈優れた点〉

○職員の自己啓発を促進するために、「職員自己啓発助成金支給制度」と「TOEIC 行政職員自己啓発助成金」を設けて、語学習得や資格取得等に多く利用されている点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には研究室を原則 1 人 1 室用意し、快適な研究環境を整備している。

「山梨学院大学研究倫理規程」を定め、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則して、公的研究費の運営・管理を行う体制を整備している。

学術研究活動を助成するため、「山梨学院大学個人研究費に関する規程」「山梨学院大学研究旅費に関する規程」等を整備し予算計上しているとともに、毎年教育研究用機器備品に適切に支出して設備等の物的支援を行っている。研究活動のための外部資金導入のため、「科学研究費公募説明資料」の作成、教員からの個別相談への対応を行うとともに、科学研究費助成事業に不採択となった教員に対して、一定の研究費を支給する「山梨学院大学学術研究奨励制度」を用意するなど、外部資金獲得のための取組みを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の運営は「学校法人 C2C Global Education Japan 寄附行為」及び関連諸規則に基づいて行われており、法令遵守、公益通報、職員の服務における倫理保持等、規律と誠実性の維持に努めている。監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を構築し、教育研究活動等の情報及び財務情報をホームページ等により公表している。

毎年度、中期計画に基づいて事業計画を策定し、当該年度終了後には事業報告書を取りまとめるなど、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮のために諸規則を整備して、避難訓練やペーパーレス化、資源ゴミの分別回収、ハラスメント防止等の具体的対策に取組んでいる。

〈参考意見〉

○私立学校法第 47 条で指定している事項について閲覧に供してはいるものの、「山梨学院財務書類等閲覧に関する規程」において、一定の制限を加えていることは適切ではないので、規則の見直しが望まれる。

○中期計画は、教学と経営の両面から策定し、明確な経営方針としての課題や目標を示すとともに、教職員に対して明確に提示することに期待したい。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

最高意思決定機関である理事会を年間 10 回程度開催し、予算、決算、事業計画、理事の選任等の重要事項について審議し、決定している。理事会の意思決定の仕組みとして専務理事を置いて理事長補佐体制を組んでいる。

理事会の方針等を各設置学校長に伝達する機会を設けており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、機能させている。

理事の理事会への出席状況は良好で、欠席時の書面議決書においても事前に議案に関する資料を送付した上で議案に対する賛否を問うものであり、適切に運営されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理運営の円滑化と相互チェックにおいては、事業計画について理事長自ら各部門の教職員からヒアリングを行い、理事長のリーダーシップに基づく経営管理を行い、教育活動を担う教職員からの情報や提案をくみ上げている。また、「行政職代表者会議」を開催して法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

監事は定数の 2 人が選出されており、理事会・評議員会に出席するほか、寄附行為に基づいて監事による監査が実施され、業務運営と会計経理の監査が行われている。なお、理事会・評議員会において、監事による監査報告を審議していることは改善を要する。重要事項については評議員会の諮問事項として意見を聴いており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性は担保されている。

〈改善を要する点〉

○監事による監査報告について、決算時の理事会及び評議員会において審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないので改善を要する。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先を理事長としているため、寄附行為第 14 条第 1 項第 4 号で定めている「監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」及び私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号の定めに基づき、理事会及び評議員会宛とすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)～令和 6(2024)年度の「中期事業活動収支計画」を定めた後、状況変化に伴い令和 3(2021)～令和 7(2025)年度として再策定を行うなど、中期的な財務計画に基づく運営を行っている。

前受金保有率が 100%を切っているとともに、内部留保資産比率のマイナスが継続しており、安定した財務基盤といえる状況ではない。これは近年の寮建設やグラウンド造成といった大型設備への投資や関連会社設立に必要な資金・関連会社への貸付金を借入金により実行しているためであるが、現時点では借入金の返済に支障はない。

基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いていたが、学部・学科の再編や新設、国際化の推進により、安定的に志願者を確保したことで学生数が増加し、令和 2(2020)年度からは収支差額がプラスに転じ、安定した収支バランスを確保している。

公的研究費や私立大学等改革総合支援事業等の外部資金の導入に努めている。

〈改善を要する点〉

○前受金保有率が令和 2(2020)年以降、100%を切っているとともに、年々保有率が低下している状態は健全な財務状況ではなく、改善が必要である。

〈参考意見〉

○退職金支払いの裏付けとして、退職給与引当特定資産を保有することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「会計規程」「資産管理規程」等に基づいて行い、不明な点があれば監査法人の公認会計士の指導・助言を受けるなど、適正に実施している。

監査法人監査を行う公認会計士と監事監査を行う監事との連携をより密に行い、意見交換を行うなど、会計監査の体制を整備し、かつ厳正に実施している。

適切に補正予算を策定しており、予算と著しくかい離がある決算額の科目はない。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を「山梨学院大学教学マネジメント規程」に明示をしている。

内部質保証のために、自己点検評価委員会と教学企画室が連携をして恒常的に改善を行う体制を整えている。

自己点検評価委員会には、副学長や事務組織の長などが参画し、内部質保証の観点から点検及び評価を行っている。また、教学企画室会議には理事長、学長、学長補佐が参画し、教学マネジメント行う体制を整えている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な自己点検・評価結果を委員会で集約し、教学企画室会議において改善検討を重ね、学長のリーダーシップのもと、大学協議会において決定した内容を学内へフィードバックすることで、自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有を行い、かつ社会へ公表している。

LED センターに IR 事業担当者を配置し、教学企画室と連携して、「新入生調査」「卒業生調査」「進路先調査」「授業アンケート」等、現状を把握するためのデータ収集と分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育理念・教育目標の改定や三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーの改定を行う

など、継続的に教育の改善に取組んでいる。

大学協議会及びカリキュラム委員会の決定に基づき、各学部が学位プログラムを運用し、自己点検評価委員会が点検・評価を行い、これに基づき教学企画室が検討を行い、改善を提案する。そして、これを大学協議会にフィードバックする、といったPDCAサイクルが確立し、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○監事による監査報告の取扱いに問題があることから、内部質保証システムの機能性を更に高めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．全学国際化

A－1．全学国際化の組織体制と実践

A-1-①　全学国際化の方針の明確化と体制の整備

A-1-②　教育組織グローバル・ラーニング・センターの実践（課程外を中心に）

A-1-③　留学生向けサービス提供

A-1-④　学生の海外渡航経験の促進（課程外を中心に）

A-1-⑤　短期留学生受入れ体制の整備と運営

A-1-⑥　海外提携大学の連携体制の整備と充実

【概評】

「全学国際化」ビジョンを推進する組織として、GLCと国際交流センターを設置している。ここでは、「3つの30」を目標に掲げ、外国人教職員比率を30%以上、留学生比率を30%以上、開講科目の 30%以上を外国語で開講する、という明確な目標を打出している。目標値に向けて、留学生数は順調に増加しており、GLCを中心として、外国人対象のイベントを立上げ、複言語、複文化力の向上を目指している。

また、国際交流センターを中心として留学生のための国際交流イベント、日本体験イベントを開催、異文化を理解する活動等の留学生向けサービスの提供、留学生寮の整備、職員の多国籍化等が達成されている。国内の学生向けにはオーストラリアをはじめとした国々への短期海外留学プログラムを作成し、学生の海外渡航経験の促進に力を入れている。令和2(2020)年から、「Enjoy海外！」という12コースの短期海外留学プログラムを設計し、一人当たり8万円～32万円の留学支援金を給付する海外留学促進策を打出しており、国際化にふさわしい人材の育成に力を入れている。実際、学生の海外渡航者数は令和5(2023)年度で、昨年度比8.5倍に増加するなど、留学支援金が有効に活用されている。留学生の短期受入れを目的に、海外13大学と提携しており、令和4(2022)年には30人の受入れ実績を挙げている。国際交流センターでは、アジアからの留学生の取込みを目的として、インバウンド・アウトバウンド交流を目指して新規提携大学の開拓を進めている。令和4(2022)年度には33校を41校へと拡大し、海外連携体制は充実してきている。

令和元(2019)年 5 月には山梨学院大学孔子学院を開設し、中国への理解をより深めるための中国語教育及び中国文化活動を実施しており、大学の国際化に貢献している。

Ⅳ　大学の概況（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 37(1962)年度
所在地　　山梨県甲府市酒折 2-4-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法学科　政治行政学科※
経営学部	経営学科
健康栄養学部	管理栄養学科
国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科
スポーツ科学部	スポーツ科学科
社会科学研究科	公共政策専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 5(2023)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 6(2024)年　1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

令和 5 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 6 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　https://www.jihee.or.jp/top/